日本隨筆大成

第三期
第六巻

日本隨筆大成 三期 才六巻

収載書目

- 百草露 含弘堂偶齋
- 麓の花 山崎美成
- 志りうこと 小説家主人
- 難後言 花垣幸國
- 梅園日記 北慎言
- 瀨田問答 大田覃
- 後は昔物語 手柄岡持
- 白石先生紳書 新井白石
- 桃岡雜記 八田知紀

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第三期第六卷

凡例

本集には、百草露、麓の花、後言(しりうごと)、雜後言、梅園日記、瀨田問答、後は昔物語、白石紳書、桃岡雜記の九種を收む。

百草露　十一卷　含弘堂偶齋

本書は、歷史、地理、史傳、語學、物語等數百項に涉りて考證せる雜錄なり。所收本は、宮內省圖書寮の御聽許を得て、その藏本に據れり。書中の疑はしきは、更に原本に就きて校訂せしかど、猶訂正すべき所あるべし、讀書これを諒とせよ。國書解題、に據れば、「別に一冊の目錄を附し、凡そ二十三冊に寫傳す」と見えたり。

著者は國書解題に據れり、その傳を詳かにせず。

麓の花　二卷　山崎美成

本書は、博覽なる著者が、奧州五節風俗、壬生狂言の繪、濱弓等三十餘項に就き、古書古說に徵して記述せる考證隨筆なり。書中圖を挿みて讀者の了解に便せり。文政二年池田勝躬の序あり。その序言に據れば、この書は、弱冠を過ること、僅に三四歲の時の撰述なりと云ふ。曩に溫知叢書に收めたり。

著者の略傳は、本集第九卷所收の「世事百談」の解題下に記述せり。

しりうごと　一卷　小說家主人

本書は、內題に、「皇朝學者妙々奇談しりうごと」とあり、第一、聖德太子平田篤胤を詈る。第二、本居宣長海野幸典子と語る。第三、祐天大僧正小山田與淸を呵す。第四、大田南畝石川雅望を懲す。第五、紀貫之岸本由豆流を嘲る。第六、弘法大師屋代輪池翁を諭す。」等六項に分ち、故人を假りて、當時の國學者歌人六人を、諸謔を交へ批判痛罵したるものなり。天保三年正月源朝臣の序及び小說家主人の自叙あり。作者の小說家主人とは、川崎重恭、西敎寺某、光德寺某・小林歌城等にて、その合作なりと云ふ。曩に百家說林第五卷に收めたり。

難後言　一卷　花垣幸國

本書は、前記「しりうごと」の中に、石川雅望のことを誹れるに因り、「六樹園を誹れる小說家に答ふ」と題し、雅望を辯護したるものなり。曩に百家說林第五卷にも收む。また單行本もあり。

著者花垣幸國は、阿波の人にして、通稱を一衛といふ。石川雅望また岡部東平に師事す。

梅園日記　五卷　北愼言

本書は、卷一、飯倉神明、茅柴等三十余項、卷二、蚯蚓不ㇾ鳴、當梁ノ年等三十余項、卷三、福引、食素、素畫等三十余項、卷四、竈神、修羅等三十余項、卷五、甲子雨、流行正月號二十余項に就き、和漢の諸書を引證し、考說せるものにして、所說正確、學者の參考に供すべきもの多し、天保十五年朝川鼎、の序、西島長孫の跋、弘化二年五月岸本由豆流の序あり。奥附に「弘化二年乙巳秋七月刻成、江戸書肆北林堂西宮彌兵衛、萬笈堂英大助」とあり。

著者、北慎言、江戸の人、字を有和といひ、梅園、靜廬、四當書屋等の號あり。通稱は家根屋三右衛門といふ。津輕屋三右衛門（狩谷棭齋）、市野屋三右衛門（市野迷庵）と併せて、當時三三右衛門の一と稱せらる。屋根葺を業とす。元本阿彌に從ひて狂歌を學び、網の破損針金と戲號す。後專ら漢字を修め、博覽强識を以て知らる。嘉永元年戊申（二五〇八）三月二十九日歿す。年八十三。辭世あり、孫ひこに別るゝことはかなしくもまた父母に逢ふぞうれしき」、著す所、本書の外、續古事談註、五雜組訓纂、水滸傳新譯等あり。

瀨田問答　一卷　　大田覃

本書は、大田南畝の問に、瀨名貞雄の答へたるを、南畝の編輯したるものにて、その內容は、新武藏、常盤橋を昔は大橋といふ、淺草寺の繪馬等四十一項の雜事を記す。書名は問答者の姓の一字を採りて題せり。曩に溫知叢書第六編に收めたり。書中の處々に補注せし巴王重棟、椿亭直政も、當時の人なるべけれど、今詳かにせず。

編者大田覃の略傳は、第一期第三卷所收の「金曾木」の解題下に記述せり。

答者瀨名貞雄は、通稱を源五郞と云ひ、字は士雄、狐阡軒と號す。幼名巳之助、後に主膳と改む。幕府の世臣にして祿五百石を食む。江戸裡六番町法眼坂に住す。幼より武家の故實を講習し、博達多識を以て稱せらる。寛政中、藩翰譜續編の纂修ありし時、小普請より拔擢せられ、表右筆組頭格を以て、其のことに與れり。寛政八年丙辰（二四五六）十月四日歿す。年八十一。四谷南寺町妙行寺に葬る。著す所室町殿三禮記、關東補任記、殿上故實附記、射術問答、武家名目抄、新編江戸志、狐阡翁雜記、外數種等あり。

後は昔物語　一巻　手柄岡持

本書は、自序に、「我このごろのやうにおぼゆることも、四そぢにみたぬ人々には、古き世とも見たまふらんと思ふにつけて、我七つ八つになれりけるとしよりこなた、寶暦のころまでの事、耳の底に殘り、或はそら覺えにおぼえたりしたはれごとの、忘れたるはわすれたるまゝにかいつけて云々」とありて、著者少歳より見聞する所の、都下の巷談街說を筆錄して、松蘿館主に寄せたるものなり。その內容は、略曆大小の始、本所大水、長唄等四十條あり、享和三年著者六十九歲の時の序を添ふ。曩に溫知叢書に收めたり。

著者手柄岡村は、狂歌師なり。名は常當、通稱は平澤平格、出羽佐竹家の留守居なり。狂歌の初名を淺黃裏成といひ、後に手柄岡持と改む。俳諧に月成、戲作に喜三二、狂詩に韓長齡と稱す。また明誠堂、龜山人、道蛇樓、鹿阿記、虎耳嘱、天壽亭等の號あり。狂歌狂文は一家の體をなして、頗る人の意表に出づ。安永天明の頃著しゝ戲作の雙紙の「文武二道萬石飾」は、この種の雙紙始まりし以來、未曾有の喝采を得たりといふ。老後致仕し、剃髮して平荷翁と稱す。文化十年癸酉（二四七三）五月二十日年七十九にて歿す。「深川淨心寺々中一乘院に葬る。

白石先生紳書　十巻　新井白石

本書は、易の乾九二九五の辭の事、孝經に先王の法服と言ふ事附禹王の事、聖賢人を知る術等、その他史傳に關することなど、約數百條より成れる雜記なり。曩に新井白石全集に收む。

著者新井白石は、江戶の人なり。名は君美、字は在中、初名は璵、一字は濟美、白石はその號なり。又紫陽、錦屛山人、天爵堂、勿齋等の號あり。幼にして岐嶷頴敏、初め木下順庵の門に遊び、學識該博を以て

稱せらる。元祿六年德川家宣甲府藩邸に在り。辟されて儒官となる。家宣纔て將軍となるや、食祿五百石を賜ひ、文學を以て殿中に給事せしめ、事大小となく之を諮詢す。享保十年乙巳（二三八五）五月十九日卒す。年六十九、明治四十年十一月正四位を贈らる。晩年門を杜ぢ客を謝して、日夜典籍を以て樂となす。その著述三百餘種に達す。その主なるものは、藩翰譜、古史通、讀史餘論、本朝軍器考、采覽異言、西洋紀聞、折焚柴記、東雅等なり。

桃岡雜記　一卷　　八田知紀

本書は、賴山陽の日本政記の論贊中に三條、及び帆足萬里の入學新論中に五條、共に我が國體を無視し、大義名分を誤れる僻論なることを辯駁したるものなり。附錄に、德川家康の文教を興したること、儒者の春秋を熟讀せざることを論せり。弘化二年秋岩垣松苗の序あり。同三年出版す。

著者八田知紀は、歌人なり。喜左衞門と稱し、桃岡と號す。鹿兒島藩士にして、京都の留守居下役を命ぜらる。後廣敷御用人として、近衞家の貞姫に仕ふ。歌を香川景樹に學び、明治の初年宮内省に奉職す。同六年癸酉（二五三三）九月二日歿す。年七十五、品川大圓寺に葬る。三十六年八月從五位を追贈せらる。著書は、本書の外、忍草、經義大意、古今集註補、本教要略、小門汐干、白雲日記、桃岡家訓等あり。

日本隨筆大成

第三期第六卷目次

百草露

百草霜

百草露巻一

○神 日満(カミ) 日御(カミ) 人 日止(ヒト) 體なるときは日(カ)とよび、用なるときは日(ヒ)とよむ。二日(フツカ)三日(ミツカ)の類也。

神語類編云、日満ニ四海一曰ニ之神一。

神カミと訓ハ、畏恐の略也と云。

篤信云、神者人之本。人者神之主也。【割註】天人 至人 聖人。荘子云。凡四名一人耳。所ニ自言一異也。」

字典云。神 天神(カミ)引ニ出萬物一。徐云。又申即引也。主降レ氣以感ニ萬物一。故引ニ出萬物一。

神カミと訓ハ、鏡の中略也と云。

益軒云る事あり。謹て思ひ奉るに、天朝の神聖、元より西土の聖人を引て、至徳を譬喩すべきが如くなれども及ぶべからず。天朝蠻夷懸隔也。然レバ是を神といふべき也。荘周の寓言の神人にはあらず。

浩生不害問曰。【割註】盡心章句下」樂正子何人也。孟子曰。善人也。信人也。何謂レ善。何謂レ信。曰可レ欲之謂レ善。有ニ諸己一之謂レ信。充實之謂レ美。充實而有ニ光輝一之謂レ大。大而化レ之之謂レ聖。聖而不レ可レ知レ之之謂レ神。【割註】人の至徳妙靈なるは、人の窺ひ測るべからざる也。これを神といふ。別に神人と云こと有るに非ずと也。或人の說に、聖人の德、元より譬喩かたなく、天地と位を同ふす。然れども萬民の目を以て見らるる也。もし鬼神造化に至りては、誠に測りしる事あたはず。これを神といふとぞ。」

口決云。以ニ天地一爲ニ一圓圖一。澁川氏謂。此圖地水一丸而包ニ乎其外一。蓋古昔神人之所レ傳。可レ謂レ啓ニ千古之秘一。若西土萬曆中。蠻人發ニ明此理一。始ニ地之說一。 三山 六海 一平地

梅定九が暦算全書に、蓋天周髀の學、西土の國々に流傳す。蓋周髀の術は周公旦に出れども、其書全く傳はらず。宣夜昕天穹天論など、皆支那の往古に、天文暦數の道を説クはじめ也。

按、神代上卷主天照太神在二高天原一照二臨六合一。下卷主瓊々杵尊降二襲峰一而統二理天下一。末章主火々出見尊徙二海宮一而兼二被四表一。此乃統二天地海一也。又穗原祓除章説、日神治二高天原一。月神治二滄海一。素盞嗚尊治二天下一。此蓋言二三神包二化天地海一也。

忌部家説云。日輪。月輪。地輪。其圓大相齊。皆正圓者也。夫正圓者。天地之本。神明之表。人心之本也。

本　居　宣　長

玉鉾百首

神といへは皆ひとしとや思ふらん鳥なるもあり虫なるものあり

株　古事記、伊邪那伎ノ命より意富加牟豆美命と名付給ふ。虎ちう神萬葉　大口ノ眞神萬葉　大蛇　兎

蔂　雉　是等もカミとたゝへしなるべし。雷　狐　石　鳥　案山子。【頭註】雄略紀云。捉二取大蛇一奉レ示二天皇一。其雷虺々。」欽明紀ニ蕃神　敏達紀ニ他神とも見へたり。

凡鳥獸者。驚レ人。怖レ人。或喫レ人。傷レ人。故人民恐怖而稱二加美一。此加美神之轉語。蓋恐怖之辭。非二尊崇之意一。神代卷素盞嗚尊對二大蛇一曰。爾可レ畏神云云。是指二大蛇一云レ神。欽明紀云。秦大津父對レ狼云。汝是貴神而樂二麁行一。是指レ狼云レ神。訓二於保加美一。同紀六年曰。膳臣巴提對レ虎云。汝威神愛レ子一也。日本紀。豹。奈賀豆加美。和名鈔云。熊。和名久末。又人參。一名神草。和名久末乃伊。按久末者加美之通語也　是指レ熊云レ神。

示蒙云、作者後明　近きをすてゝ遠きを求め、目をいやしみて耳をたふとむこと、人情のならひとはいへど、今既に此國に生れて、國恩を蒙りながら、皇朝の國體を尋ねしるべき心もなく、徒に遠き天竺の佛道、

漢朝の儒教をのみ事として學び究る人あり。これ事情に溺るゝの甚しきならずや。委しくをしきはむるばかりの事にはあらずとも、せめて其大體をば辨へ知ぉべき也。今其あらましを學び知るべきやうに、先日本書紀、古事記をよみて、天地の開け初しありさまより、伊弉諾、伊弉冉尊の化生しまし、天照皇太神を日神、月讀尊を月神と仰ぎ奉れる。其外國土の開けしさま、神武天皇日向國より發りまし〳〵て、大和國にうち入り給ひて、天ノ下を治め政事を施し給ひしより、代々の皇帝の御名の外、都を建、或ハ遷り給ひし所々、年號の始々、衣服器物の制作、政道の大概を辨曉し、代々に撰述ありし國史を見て、時代の移り變りし事、官職掌の沿革をも知ぉべし。此次は律令格式といひて、斷罪法度を記せし書あり、是は全く唐のさまに習ひて作れるもの也。これを讀て、古昔の國を治るの政ハ封建なりしを、孝德天皇の朝より郡縣の制に從ひ給へりしに、今に至りて、更に昔の封建に還りて、古今の同じからざる天下の制法をも知べし。兼て職原の書を學べば、諸司百官の制裁皆其書に詳ヵ也。是亦一家の學問なれば次にいふべし。此外人は必ず姓氏といふ事あり。先祖は何れの神、何れの人より出しなどいふ事も尋ね知置べき事ぞかし。是を制度國體を知ぉの和學といふ惣名也。今こゝに八門十三課を建て、其區品する所を知ぃしむること左の如し。【割註】事ながし、今こゝに略ス。」

〇神武の美稱　貞丈云、日本書紀、古事記、古語拾遺等に、神祇の事物をいふに美稱數品あり。

天ノ何　高ノ何【割註】高上を以て美稱す、」稜威ノ何　嚴ノ何　賢ノ何【割註】神威の畏るべきを以て美稱す、」廣ノ何　羽々何【割註】羽々も度を云、廣をもつて美稱す、」瑞何　玉何【割註】瑞は水也。潤澤をもつて美稱す。」大何　太何【割註】大太を以て美稱す。」日ノ何【割註】光輝を以て美稱す。」盤何【割註】堅固不易を以て美稱す。」齋何【割註】淸淨を以て美稱す。字彙云。注云。潔也。」八何【割註】八は彌也。增益限りなきを以て美稱す。或は八數を以て爲ぇこともあり。彌を八に寓するなり。」眞何【割註】正眞不雜を以て美稱す。」天ノ字は今世の御ノ字に當る也。

○又云、神道に八ノ數を貴びて、八百萬、八雲、八重垣、八十氏、八乙女、八ッ針などゝいふは、十の數ノ內、始ノの一と終ッの一を除き去れば殘て八ッ也。是始メもなく終リもなく、窮メ盡る事なきの義を祝して八數を貴ぶといへり。此說謎語を解ク如くにて、上古の風に非ず。又或說に、八は八卦の數にて、天地の理に叶へり。故に神道は八數を貴ぶといへり。此說は例の理說也。加茂ノ眞淵が說に八ッは彌也と云り。此說考へ得たりといふべし。彌といふ詞に、八の訓を借りて書キたる也。八ッの數に拘る事なし。彌はいやな上略したる也。いやはいよ〳〵也。物事增長して盡る事なきを云詞なる故、祝して彌といふに八ノ字を借りて用ひたる也。上古は度も量も衡もなかりしかば、物の分量の定法もなし。されば神代ノ物の大小、長短、輕重、多少の程詳カならざるにより、只彌と祝して言傳へ來れる也。

八百頴　八束穗　八十島　八握　八十毗良迦　八岐　八十神　八百會　八十坰手　八尋ノ殿　八丘　八千矛　八鹽道　八咫鏡　八十建　八十伴緒　八十玉籤　八十綱　八坂瓊　八十木種、此等は彌の義也。

枚擧に暇あらず、

大八洲國　八神殿　八省院等は、八の正數をいふ。

○貞丈云、大和ノ國葛城郡に高天山、高天野、此山野とも、をしなべて、天照太神のをはします都にて、すべて高天原といひしなるべし。それはいかにと云に、同國十市郡に天香山あり。【割註】カグ山、カゴ山音相通ぜり。」高天ノ原も天ノ香山も同國なる故、天照太神の御時には、天香山の產物を採リ用ひられし也。天ノ香山の眞賢樹、天ノ香山の婆々迦、天ノ香山ノ眞男鹿、天ノ香山ノ金、天ノ香山ノ銅、天ノ香山ノ梔木等也。神武天皇御時、天ノ香山埴を取て平瓮を作られし事もあり。

○天香山【割註】大和國十市郡、當時赤井宗五郎知行所南浦村。」和州に三ッ山と云習はす其內也。三山とは天ノ香山十市郡、耳無山同南、俗天神山、是は天神七代の御神を祭る山中傳ふ。畝火山高市郡、慈明寺山とも云。神武天皇の都の跡、其外此山の廻リに神武天皇、綏靖天皇、安寧天皇、懿德天皇の山陵あり。

○萬葉集、其外和歌集に多く天ノ香山、天ノ香具山とあり。
○日本書紀、舊事紀、古事記等の國史に天香山とあり。今尙里人傳へてカゴ山と云習はす也。
伊豫風土記ニ曰。天上ニ有レ山。分爲ニ墮地ニ一片爲ニ伊豫國之天山ニ。一片爲ニ大和國之香山ニ云云。
○古書に某ノ神といへるに、現御身（ウツシミミ）なると御靈なるとの差別（ケジメ）あり。現御身とは其神の現世の御靈をいひ、御靈とは其神靈をいひ、御靈實とは鏡にもあれ、何物にもあれ、其神靈を託着（ヨリツキ）たる物をいふ。俗にいはゆる御神體也。崇神紀ニ以ニ天照太神ニ託（ツケマツリ）ニ豐鍬入姫命ニ以ニ倭大國魂神ニ託ニ渟名城入姫ニ云云。
○吾皇邦は開闢以来天に革命なし、故ニ天は是天照太神の知シ食ス所の天也。天命は天照太神の政令也。天照太神の萬物也。天照太神の人民也。是故世界萬邦總推して、吾皇邦を以て有道の神州とす。後世の儒者かくの如わけある事を知ずして、道は支那より渡り来るもの丶如く思へるも多し。愚とやいはん。惑へるとやいはん。幽界に於ては、天ノ神道と稱し、明界に於ては王道と稱す。神道王道一貫して、太古より今に傳りて純々然として窮らず。是此を有道といふ。豈禹湯文武の如く、未ダ數十世に足らずして滅絶するものと同日の論ならんや云云。志學便蒙
因云。天淵記云。自ニ天照太神即位甲寅ニ至ニ今大永三年癸未ニ。曆數一百三十四萬六百五十年。從ニ大永三年ニ至ニ弘化二乙巳年ニ三百二十五年。合一百三十四萬九百七十五年。【割註】大化より弘化二年迄、凡千二百一年になる。」因云。愚齋、謹按ニ、日ノ神御名大日孁ノ尊。【割註】日本紀大日孁尊、又一書天照太神、又一書天照大孁尊、神功紀に天疎向津姫命（アマサカルムカツヒメ）、」と申奉るは、元の御號にて、天照と後謚リ奉る御名とは思はる。西土の易てふ書に、初登ニ于天ニ照ニ四國ニ。【割註】明夷上六爻辭。」又詩經てう書にも、明々上レ天。照ニ臨下土ニ。大雅。蓋天照ノ二字はこれらにより給へるにや。【割註】詩經日月章に、日居。月諸ヤ。照ニ臨下土ニ。」
易云。帝出ニ乎震ニ。帝即指ニ日輪ニ。日輪出ニ乎東方ニ。故帝出。

八神殿

○神祇官の八神殿は各東向也。　高皇産靈尊　神皇産靈尊　魂留産靈尊　生産魂尊　足産靈尊　大宮賣

御膳津神　事代主

右鎮魂八神在二平安城ノ宮内省一。秀吉公之時奉レ遷二吉田山一。

諸神本懐云。八神殿不レ安二置御正體一。唯用二賢木一。又伊勢奥玉ノ神以二賢木一爲二寶殿一。是全存二古風一。非二比莽呂岐一而何。今按。垂仁紀ニ熊ノ神籬一具。以二神供一爲二比毛呂岐一。蓋出二于此一。

宣長云、神籬ハ榊を立て御室として祭る也。柴室木也。フシを切てヒといふ也。萬葉に御諸を立てゝと云。又二十に、あすはの神に小柴さし、これらも同じ。

按日本書紀曰。以二天眞坂樹一爲ノ鬘。天香山之五百津眞賢木。

神武帝ノ御製　伊知佐加紀

萬葉集巻四　神樹

源氏物語に　かはらぬ色をしるべにて云云

神樂歌に　佐加幾波乃加久者之美

清正集に　榊葉の香をとめくれば云云

光經集に　榊葉の香をなつかしみ云云

萬葉集十二　之伎美我花乃云云

神樂歌に

榊葉のかほりくはしみとめくれは八十氏人そまとゐせりける

同

霜やたひ置ヶと枯せぬ榊葉は立榮ゆへき神のきぬかも

松島日記云、あすは年かへる日なり。松にしきみを立そへてとあり。奥淸云。本朝無題詩五ノ巻ニ、椎

宗岳言ノ詩ニ、鎖レ門賢木換ニ貞松ヲ。自註ニ、世俗皆以レ松挿ニ門戸ニ。而余以ニ賢木ヲ換レ之。故云と。榊を挿し
に似たること也。萬葉緯落葉三の巻ノ別記ニ賢木ハ樒の古名なるよし見ゆ。
榊新撰字鏡 梡日本後紀、新撰字鏡、榊同上
サカキは榮木、又小香木の義也といふ。
樒　漢名莽草本草。我國有ニ二種ニ。一稱ニ志支美ニ。一稱ニ深山支支美ニ。

○吉田宮齋場所は神樂岡にあり。當社は清和天皇の御宇貞觀二年、中納言山蔭卿の勸請。又一說には、卜部兼延の造立とも云。樓門の額は日本最上日高日ノ宮。本殿は太元宮には日本神祇三千一百三十二座を鎭坐し奉る。最上日高日ノ宮の額は嵯峨天皇の宸筆也。太元宮の額は土御門院宸筆。日本國中三千餘坐天神地祇八萬神の額は實秋卿の筆也。八神殿の額は土御門ノ院の宸筆也。此社は大內裏の時、神祇官に在て八州守護の驗神を崇メ奉らる。內外の大神宮は八神殿の左右に在。日本國中の神祇は本殿の兩脇に並びて、各國をあらはし神社の數を記す。

○或書云、紫宸殿ハ皆丸柱也。艮ノ方ノ柱一本あり。此は往古太極殿を籠られる故に、角柱一本殘せらるゝといへり、此柱を削リ守袋へ入レ旅行の災ひなしと云傳ふ。

○神泉苑　方八町にして、此內に殿數十二宮あり、正殿を乾臨閣と云。

○平城の皇城は、文武帝の母元明天皇、和銅二年始て那羅の都を建給ふ。諾樂、寧樂、平、楢ともいへり。同三年遷都ありて、七代の帝、元明、元正、聖武、孝謙、稱德、光仁、奈良に皇居あり。

○神武天皇。【割註】神倭磐余毘古命、亦御名若御毛沼命、亦云神倭磐余彥火々出見命、亦御名狹野命。」辛酉正月朔日帝位に即給ひて、帝宅を大和國橿原に經始す。【割註】藤原鈔云、神武天皇即位之初。繼ニ神代之蹤ニ都ニ於日向國宮崎宮ニ。」第二綏靖天皇。【割註】神沼河耳命、又稱建沼河命、又云、神渟名川耳天皇」に至りて、同國葛城に都す。是を高丘の宮と云。第三安寧天皇【割註】師木津日子玉手見命、亦云、

磯城津彦玉手看天皇、」の御宇に、都を同國片鹽に遷す。是を浮穴の宮と云。第四懿德帝【割註】大倭日子鉏友命。」の御宇に、都を輕地に遷す。是を曲峽の宮といふ。第五孝昭帝【割註】御眞津日子訶惠志泥命。」の御宇、都を掖上大和に遷す。是を池心の宮と云。第六孝安帝【割註】大倭日子國押人命。」の御宇、都を室ノ地に遷す。是を秋津島の宮と云。第七孝靈帝【割註】大倭根子日子賦斗邇命。」の御宇・都を同國黒田に遷す。是を廬戸の宮と云。第八孝元帝【割註】大倭根子日子國玖琉命。」の御宇、都を同國輕ノ地に遷す。是を境原ノ宮と云。第九開化帝【割註】若倭根子日子大毘々ノ命。」の御宇、都を同國春日ノ地に遷す。是を率川の宮といふ。第十崇神帝【割註】御眞木入日子印惠命」の御宇、都を磯城大和に遷す。是を瑞籬ノ宮と云。第十一垂仁帝【割註】伊久米入日子伊沙知命」の御宇、纏向に都す。是を珠城の宮と云。第十二景行帝【割註】大帶日子淤斯呂和氣命」の御宇、亦纏向に都す。是を日代宮と云。第十三成務帝【割註】若帶日子命」の御宇、近江ノ志賀に都す。是を高穴穗の宮と云。第十四仲哀帝【割註】帶中津日子ノ命」の御宇、長門ノ國穴戸に都す。是を豊浦ノ宮といふ。第十五神功皇后の御宇、盤戸に都す。是を若櫻宮といふ。第十六應神帝【割註】品陀和氣命」の御宇、大和ノ國輕島に都す。是を島明宮と云。第十七仁德帝【割註】大雀命」の御宇、難波に都す。是を高津ノ宮と云。目出度都也。今世卑謡にも、昔の京は難波の京などゝ云は此帝の都也。

萬葉集

古の難波の事を思ひ出て高津の宮に月やすむらん

大坂安國寺坂ノ北有ニ小祠一。此古蹟一名難波の京など云。【頭註】難波ノ宮、又名大宮、又名大郡ノ宮、又名忍照ノ宮、此帝ノ都也。第十八履仲帝【割註】大江之伊邪本和氣命」の御宇、磐余に都す。是稚櫻ノ宮と云。第十九反正帝【割註】蝮之歯別ノ命」の御宇に、都を河内丹比に遷す。第二十允恭帝【割註】男淺津間若子宿禰命」の御宇、同じく丹比に都す。第二十一安康帝【割註】穴穗命」の御宇、都を石ノ上に遷す。是を穴穗宮と云、

第二十二雄略帝【割註】大長谷若建ノ命」の御宇に、都を泊瀬に遷す。是を朝倉宮といふ。第二十三清寧帝【割註】白髪大倭根子命」の御宇、磐余甕栗に都す。第二十四顯宗帝【割註】袁祁之石巣別ノ命」の御宇、近江ノ明日香に都す。是を八釣宮といふ。第二十五仁賢帝【割註】意富祁命」の御宇、大和ノ國山邊郡石ノ上に都す。是を廣高ノ宮と云。第二十六武烈帝の御宇、泊瀬に都す。是を烈城ノ宮と云。第二十七繼體帝【割註】袁本杼ノ命」の御宇、都を山背ノ筒城に遷す。又弟國に遷し、それより磐余ノ玉穂に遷す。第二十八安閑帝【割註】廣國押建金日命」の御宇に、都を大和勾金に橋ノ宮に遷り以て號とせり。第二十九宣化帝の御宇に、都を檜隈の廬入野に遷す。これを磯城嶋ノ金刺ノ宮といふ。第三十欽明帝【割註】天國押波流岐廣庭ノ命」の御宇、大和の磯城島に遷る。是を磯城島ノ金刺ノ宮と云。第三十一敏達帝【割註】沼名倉太玉敷ノ命」の御宇、大和ノ國磐余に都す。是を譯語田ノ宮と云。第三十二用明帝【割註】橘之豐日ノ命」の御宇、磐余に都す。號て池邊ノ雙槻宮と云。三十三崇峻帝【割註】長谷部若雀命」の御宇、大和國倉梯に都す。是を倉橋宮と云。第三十四推古帝【割註】豐御食炊屋比賣命」の御宇、大和國小墾田宮に遷る 第三十五舒明帝【割註】息長帶廣額命」の御宇、都を飛鳥岡の傍に遷す。これを岡本宮と云。第三十六皇極帝【割註】天豐財重日帶比賣命」の御宇、大和國明日香に都す。是を川原宮と云。第三十七孝徳帝【割註】天萬豐日命」の御宇に、都を難波の長柄豐崎に遷す。即宮號とす。第三十八齊明帝ノ御宇、都を筑紫の朝倉に遷す。第三十九天智帝【割註】天命開別命」の御宇、近江ノ志賀ノ津に遷す。是を大津宮と云。第四十天武帝【割註】天沼名原瀛眞人命」の御宇、大和ノ國飛鳥に都す。是を淨見原宮といふ。第四十一持統帝【割註】大倭根子天之廣野比賣命」の御宇、大和ノ國に都す。是を藤原宮と云。第四十二文武帝【割註】天眞宗豐祖父命」の御宇、都を平安城に遷す。是を平城宮と云。第四十四元正帝【割註】大日本根子高瑞淨帶比賣命」の御宇、平城に都す。第四十五聖武帝【割註】天璽國押豐櫻彦命」の御宇、都を山背の恭仁ノ鄕に遷す。即宮號とす。後攝州難波に遷す。是を難波の皇都と云。第四十六孝謙帝、平城。第四十七淡路廢帝【割註】大炊命、四十八代を脫す。追補すべし。」第四十九光仁帝、平城に都す。

第五十桓武帝【割註】大日本根子皇統彌照命」の御宇に、今ノ山背華洛平安城を以て鳳城の地と定む。延暦三甲子年、中納言小黒滿等の博士に詔し、山背國乙訓郡長岡といふ所に往しめて、都を遷さんとする所を相せしむるに、帝の意に決し給はず。同十二年又小黒滿、左大辨紀ノ古佐美等をして、山城葛野郡宇多の邑を觀せしむ。卽四神相應の地也と奏す。今按ふに東ニ流水あり、加茂高野の遠水是青龍に應ず。南に澤畔あり。伏見竹田の廣野、是朱雀に應ず。西に大道あり。九重縱横の巷、是白虎に應ず。北に高山あり。加茂の山峰、是玄武に應ず。此加茂と云は、山背の惣嗣として別雷の神也。爰を以て、加茂の社に使を遣はして都を遷す事を告しむ。六月諸國に課仰て、帝都の宮門を造しむ。竟に翌年甲戌十月二十一日、宇太の邑に大內裏を造成す。是卽平安城の帝宮也。勅曰、此都は百王不易の地也。故曰平安城と號す。然るを高倉帝の御宇治承四年庚子六月に、平相國淸盛私意を以て、强て都を福原に遷すといへども、幾程なく【割註】同年冬十月復都二于平安城一、平家沒卸して、再び平安城に歸す。寔に桓武帝の草創、最勝の地たる事を知べし。

○神社詳說云、桓武帝都を平安城に遷すの時、群臣諸博士を召て、王都長久の事を評議して、八尺の土偶人を造り、鐵の甲冑を衣せ弓矢を持しむ。帝自祝曰、此京の守護神とす。是に於て、東山の峰に埋て西向に立り。今の將軍塚是也。治承三年七月に鳴動する事、一時に三度也。

○盛衰記云、桓武天皇平安の都をたて、長久なるべきやうとて、土にて八尺の人形を作り、鐵の甲冑をきせ、弓矢をもたせ、東山の峰に一丈餘りの穴をほりて、西向に立てうづまれけりと見ゆ。是泉涌寺の上なる塚也。鳴動の事も、保元元年に在しは大亂の兆也。又治承元年よりして、淸盛入道福原ノ遷都の兆也。明應二年の事は親長記に見えたり、享祿三年の事は、後太平記に見えて、倶に足利將軍の時也。慶長三年にもありて、豐臣太閤薨せり。西土の詩にも、將軍塚鳴洛陽ノ東とも、將軍塚靜家無難とも作れり。

○和事始ニ曰、仁明帝の時、始て大內裏を作り給ふ。今ノ京の大宮通西に八町、北南ハ一條より一條まで十町、大內裡の跡なりといふ。

○京の水云、人皇二十七代繼體天皇は、山城國綴喜郡に遷都し給ふ。これ當國において皇居の首也。又聖武天皇の御宇天平十二年、山城ノ國相樂郡恭仁ノ郷に遷都あるべしとて、右大臣橘宿禰諸兄公をして帝城を造らしめ、加世山の西の道より東を左京とし給ふ事、續日本紀に見えたり。是當國皇都の第二也。而後星霜四十四年を經て、延暦三年五月、五十代の帝桓武天皇勅し給ひて、從三位藤原朝臣種繼、左大辨佐伯宿禰今毛人等をして、山背ノ國乙訓郡を見せしめ、都を遷し給はんとて、同年六月宮城造營の調度を諸國に命じ、同十一年天子新宮に行幸し給ふ。是長岡ノ都と稱す。遷都の後、此地に大內裏を造營あらんと叡慮を廻らされども、封境狹小にして九重を開くに足ず。故ニ同帝の御宇延暦十二年に詔ありて、大納言藤ノ小黑麿、左大辨古佐美等に此國勝地を視せしむ。勅に從ひこゝかしこの郡縣を廻り、上奏して云、當邦宇多村は地勢鬱々として四神相應じ、有德無疆の皇州也。速ニ新に新都を開き帝城を造らしめ給ハヾ、萬代不易の都也とぞ申ける。因レ是、同年二月辛亥日、參議治部壹志王を加茂太神に遣はしめて、遷都の由を告給ひ、同く三月己卯日、天皇葛野郡宇多ノ邑に行幸ありて、新京の地理を叡覽し給ひ、五位以上及び諸司主典をして役夫を進め、新都宮殿を造立し、九重をひらき、四方洛城には隍を堀せ、廢を興し絕たるを繼、鴻業を潤色し給ふ。同十三年十一月詔ありて、此國は山河襟帶し自然と城をなす。故山背の文字を改められて、都を平安城と號し給ひける事、國史に見えたり【割註】和名鈔云、淡路國津名郡之郷名平安、阿惠加、」又和歌にはたましきたひらのみやこととも詠れし也。畿內の次第は、上古より大和國を首に置れしを、承和三年勅し改め給ひ、山城國を六十余州の冠首とし給ふ。抑平安の都を興基ありしより、今の御代に至りて一千有載を經ても遷都なきは、西土にはいまだ其例なし云云。

○又云、大內裏と申奉るは、文武天皇慶雲年中、大和ノ國添上郡の西方に、初て御造營ありて九重をひらきまし々々、元明帝和銅三年三月に、皇城悉く成就ありければ、遷都ありて平城宮とぞ稱しける。是大內裏の濫觴也。それより八十三年を經て、今の京に御造營まし々々、延暦十三年十月二十三日、桓武天皇平

安の新宮に遷幸し給ふ。此時大内裏及び八省院百寮悉く成就し、額は五十二代帝嵯峨天皇、及び多くは弘法大師書給ふ云云。

○建武中、後醍醐帝の造營あり。延元中足利尊氏の兵火に回祿して舊制に復せず。【割註】回祿ハ火神ノ名、左傳註に出ヅ。】

○玉海云、安元【割註】八十代高倉院の御時也、】三年四月二十八日云云。燒亡の所に、大極殿以下八省院不レ殘。會昌門、應天門、朱雀門、神祇官、【割註】八神御正體燒失、】民部省、主計寮、主税寮、式部寮、眞言院、主水司、大膳職、大學寮、【割註】孔子御影奉レ取二出之一】勸學院等云云。此時本邦文書多燒失可レ惜。當時内裏御門は南門、承明、日華、月華、朔平、神仙、無名、【割註】陽明門代、】南殿、清涼殿、内侍所、神嘉殿のみ也。

白虎通云。京師者何謂也、千里之邑號也。蓋法二日月之徑千里一云。【頭註】徹私東（人名）測定一萬里を一寸とす。太陽全徑八十二萬二千一百四十八里也。八尺二寸一厘四毛八弗。

釋義云。都猶レ總也。天子居以二天下總會之所一、故曰レ都。

古今遷徙云。帝都天子之居。天子以二四海一爲レ家。豈有二定所一哉。惟所レ在即以爲レ都者。人之所二都會一云レ爾。

○御殿。古語拾遺。正殿謂二之雍香一。【頭註】殿ハ大堂也、商周以前其名を載せず。按史記、秦始皇本紀作二前殿一。（蒼頡論）魏有二大極殿一。自レ晉以降正殿皆名レ之。（後漢書）、我國皇家隆盛時太極殿ありし。（八省院正殿也）是異邦の製に合り。其名を以て號し給ひしとぞ。】保久良は秀庫也。保は稱美の辭。庫は坐の義也。秀を保とよむは穗と同義也。秀津眞國、又やまとは國の眞秀をいふ類也。坐を久良とよむは、四坐置、八坐置、和名鈔箕前國名上坐を加美都安佐久良といふ類也。寶倉保久良。

○正殿【割註】本津宮の謂也、】美阿良加、又保久羅、阿良加は在所也。須美可、阿利加の加は所也。

とは古にて、昔古其所、古々此所の古と加と同音によりて加ともいふ。殿は大堂也 商周以前其名を載せさる也。按史記秦始皇本紀作二前殿一。

○神籬の字ヒモロギとよむ。磐境の字イハサカとよむ也。二ツともに神社を指ていふ名也。神社の外廻に短キ木をまバらに並べて、横にヌキをあてゝ結ひたる垣をヒモロギと云。【割註】ルとロと音相通ず。」也。磐境とは、磐ハ訓を借りて用ゆる也。實は祝境と云事也。イワイサカヒを略してイワサカと云也。神を祝ひ祭る境といふ事也。ヒモロギとも、イワサカともいへば、神社の事になる也。今ノ世も神社にキガキとて、間のマバラに透たる垣あり。是もヒモロギ也。神籬、磐境の事、神道者は様々の曲説を云。川ゆることと勿れ云云。貞丈

○和訓栞云、神代ノ紀ニ神籬をよめり。和名鈔にひもろぎと見ゆ。叢祠をいふといへり。神社の濫觴なるべし。萬葉集に神なびにひもろぎ立てはへともへ人の心は守りあへぬかもと。東鑑に、將軍家被レ始二行神籬秡一。陰陽少允親職奉ニ仕之一と見ゆ。後世此事をきかず。垂仁紀ニ熊ノ神籬あり。天ノ日槍の奉りし七物の内也。是ハ八珍の熊蟠をいふにや。或は皮楯の類にや、神供をいふも同意也。清輔家集に、

我といへは兒の手柏のふたをもてとくひもろきもむすほふれつゝ

○獻レ胙ヒモロギは、釋奠の次の日、祭祀の供物を大學寮より內裏へ奉をいふ也。胙をヒモロギとよめり。膰をよむも同じ。孔子を祭りし供物をヒモロギと呼し事は、いとたふとき事に非ずや。年中行事に、祭せし葉月のみけをとりそえて君に供ふるけふのひもろき。但馬には山のふもと田の中にこの森あるは唯ひもろぎといへり。又石だゝみなるをいわさかといへり。

○發蒙云、紀、記、天津神籬、其實日室木也。日本書—古事—

○通證云、信景云。神籬據二私記一。唯神祠之稱而實賢木也。蓋上代謂二比茂侶伎一者日室木也。日室者猶レ言二日神御室一。

○日ノ御綱猶レ言ニ新眞綱一。注中是日影之像者也。日像己在レ鏡、何以レ綱爲ニ日像一乎。

○古語拾遺云、植レ穀而造ニ白和幣一。植レ麻造ニ青幣一。穀はカヂ也。此木のアマ皮色白し。其アマ皮を裂て串の頭に挿たるを白ニギテと云。麻の幹のウハ皮は青し。青ニギテと云。此二品今世の目にて見れば、何の用にもたゝぬものなれども、太古の人の風俗には、人に對して禮義を行ふの驗をあらはす爲に用ひたる也。

○麻と木綿和名由布は、神事に用ゆるもの也。上古より木綿と云は楮の皮也。紙にすくもの也。楮と麻と通用する也。是故神宮にてゆふだすきは麻にてする也。ゆふは近代の木綿の事に心得て、もめんかなにて木綿だすきするは誤り也。近代のもめんは、延暦年中、昆崙人實を持來りて三河國に始て植、其後絶て久し。文祿年中、蠻國より種來りて是よりはびこりたりと云。

○棱織、今伊勢に縫殿あり、竪糸三百六十餘條は一年の日の數に象る。是を廻る故棱と云。棱ハ即日也。

○閑齋云、日ノ少宮。神明、始謂ニ之本體一也。故神明之葬禮如ニ遷宮一也。鎭坐本紀曰。從ニ隣宮一遷ニ幸山田原之新宮一。奉レ鎭ニ御船代一。御樋代之内以ニ天衣一奉レ飾レ之。如ニ日少宮儀一也。

○又云、樋代則天ノ少宮之日坐之儀也。故謂ニ天御蔭日御蔭隱坐一之縁也。船代則謂ニ天材木屋形之靈一。故瑞舍號ニ屋船一縁也。日坐之比久羅火藏也。心臟也。神祠云。保古良此之謂也。今按。心訓與ニ火藏一。兼良云、心者混沌之宮。神明之舍也。

○日少宮、日とは壽命を指て云。人初て生るゝより死に至るまで、闇キハ毎日々々の日を經る也。一生の間ハ日也。されバ壽命を指ていふ也。萬葉集卷二柹ノ本ノ人丸が高市皇子城上殯之時作歌幷反歌を載せて、其次に、或書反歌一首、哭澤之神社に三輪須惠雖祈我王者高日所知奴とよめり、哭澤ノ森は、仙覺抄に紀伊國に在りと云。三輪ハ酒也。哭澤神社に酒を居へ奉リ特を祈れども、我王の命の程はしられず、しらずは不レ可レ知也。高日ノ高ハ敬ひ貴ぶ詞也。高天原、高御座、高輝、高千穗峰など云同例也。皇子の御命

なる故、敬で高日と云也。扨日ノ少宮の日は伊弉諾御命なれば、是レも高日といふべきを、高を略して日と云也。ワカはマカルと云を轉じてワカルとす。マとワは横の通音也。其ワカルを下略してワカと云。マカルは罷也。人の死をマカルと云。伊弉諾尊の高日のマカリ給ふ所なる故、日のワカ宮といふ。少ノ字は訓を借て用ひたる也。

○日本書紀神代ノ巻ニ天ノ日鷲ノ命爲ニ木綿ニ者。延喜式祝詞ニ忌部弱肩ニ太襷取掛ヱ云云。杜仲一名木緜、【割註】和名波比末由美」、緜は綿と同字也。はひまゆみ一名つるまゆみと云、葉も花もまゆみの木に似て蔓あり。其麁皮を剝ばあま皮あり、白くして裂ば麻糸の如し。上古の風俗は、簡易質素なれば花美を用ひず。木綿を割結び頭髪の粧をなす。ゆうかづら是レ也。又物の飾にも是を總として垂る。是レゆふしで也。【割註】しでとはくたすの事也」垂の字を四手とよむ事。しだり尾、しだり柳などのしだり垂る事也。又是を綱になひて襷とす。是ゆふだすき也。神事に木綿襷掛る事は、祭祀を掌る官人等の、或は神餅を捧げもち、或幣帛をとり、或祭の器物を取扱ふに、袍狩衣などの袖幅廣くて、手を遣ふ妨ゲになる故襷掛る也。

○祝詞ハ其祭神の德を賛稱するが故、神祇令義解、祝者賛辭也ト云。其語ハ古事記云。天ノ兒屋根ノ命布斗詔戸言壽白云云。日本書紀神代上書一大諄辭此ヲ布斗能理斗。萬葉集十八歌ニ云、奈加等美乃敷刀能理等伊比波良倍云云。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮云云。これ等によるに宣言と云の義也。後世ノツトと云は言便の略唱也。眞淵

○シリクメ繩、上田秋成の說に、後はしりにて久米ハ限目也。加伎の約メ伎なるを久にかよはせ云。亘根もカギリメなるを、久は約メにて利を省キて久米といふ也。物の別めに云詞也。宣長云、シリは藁の本をいひ、クメはコメにて、ワラの後ノを切捨ず、さながらコメヲキたる繩也と云。與淸云、シリクメナハは後越隔繩にて、後へ越隔ノの繩と云意なるべし。

○後世社を杜と書するは非なる歟、惣て森と稱するは多くハ神社也。紀ノ森、生田ノ森、信田ノ森、粟津ノ森の類にても知べし。

曲禮ニ君ニ天子一曰ニ天子一と見えたり。天子を天王と稱する事は、春秋に見えたり。天皇と稱する事、唐虞三代より唐に於て聞ざる事なるに、高宗稱ニ天皇一。皇后稱ニ天后一と見えたり。我國の天子、此に因て天皇と稱し給ひしなるべし。常山

○踐祚も即位も同事にて差別なし。後世には天子先帝の禪を受給ひ、未ダ大極殿に出給ひて、即位を群臣萬民に告知せ給ハさる間を踐祚と云、大極殿に出給て即位を知せ給ふ禮を即位と云。差別あるが如し。

○幼主にして踐祚　安德天皇三歳　近衞院三歳　六條院二歳

周ノ成王三歳　晉ノ穆帝　後漢ノ孝殤帝ハ生れて百餘日にして踐祚あり。是非常の例也。

○皇子生れ給ひて後、程なく親王宣下ありて、某親王と稱する也。位をば一位二位といわず。一品二品などゝ云。官に任じ給へば中務卿、式部卿、又上總上野常陸等の守に任じ給ふも、太守と稱する也。無位を無位親王と云。又位ばかりにて無官もあり。又親王宣下ありて後姓氏を賜り、親王の稱を止て人臣に列し給ふもあり。

○即位禮義古式　日本書紀、允恭天皇十二月紀、於レ是群臣大喜。即日捧ニ天皇之璽符一再拜上焉。皇子曰。群卿共爲ニ天下一請ニ寡人一。寡人何敢遂辭。乃即ニ帝位一。　孝德天皇紀、輕皇子不レ得ニ固辭一。升レ壇即祚。于時大伴長德連帶ニ金靫一立ニ於壇右一。犬上建部君帶ニ金靫一立ニ於壇左一。百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜。

持統天皇四年紀、春正月戊寅朔。物部麻呂朝臣樹ニ大盾一。神祇伯中臣ノ大島ノ朝臣讀ニ天神壽詞一畢、忌部宿禰色夫智奉ニ上神璽劒鏡於皇后一。皇后即ニ天皇位一。公卿百寮羅列。匝拜而拍レ手。と其詳に委細なる事はし

れされども、其大抵は右の文にて知べし。是我國の即位ノ古式也。其後文武天皇より我國の古式を捨て、唐制の禮を撰されし故、裝束より始て諸事唐風に成ッたる也。

○三代實錄云、貞觀十三年十月五日丁未記文曰、本朝制度多擬ニ唐家一。【頭註】本朝とは吾邦と云事也と思は誤り也。千載集の序に、わがよの風俗と書たるは、わが朝と云事をわが世と書たる、古は義を誤らざるやう也。」ナルベシ

○天子のめす黃櫨染（クハウロセン）と云は、桐竹鳳凰麒麟の織紋あり。麴塵の御袍には唐艸に鳥の紋あり。赤色の御袍には菊唐草に窠（クハ）ノ内に菊の紋あり。禁裏菊桐の御紋は、御袍の織紋より出たる也。

○天子の御身を玉體と云。御顏を天顏とも、龍顏とも云。御心を天機と云。御苦勞を宸襟と云。思召を叡慮と云。感シ思召を叡感と云。御立腹を逆鱗と云。御勘當を勅勘と云。物を御覽成さるゝを叡覽と云。御病氣を御惱と云。御裁許を天裁勅裁と云。御免を勅許と云。仰を綸言と云、又勅命と云。御盃を天盃と云。御死去を崩御と云。御忌中を諒闇と云。御壽命を寶算と云。御位を寶祚と云。御出を行幸と云。仙洞へ御出を朝覲行幸と云。御自筆を宸翰とも、勅筆とも云。御座所を玉座と云。御輿を鳳輦と云。御車を聖駕と云。御寢所を夜御殿（ヨルノオトヾ）と云。御臺所を臺盤所と云。御膳を朝餉（カレヒ）と云。御食物を供御と云。女中の部屋を對屋と云。御亭を釣殿と云。御番を勤るを宿直（トノイ）と云。當番を上日と云。御遊を御遊（ギヨユウ）とも、宸遊とも云。御馬を龍蹄と云。物を申上るを奏聞、奏達と云。禁裏へ參るを參內と云。官位の御禮を申上るを拜賀といふ。

○皇極天皇再位に即給ふ、是を齊明天皇と申奉る。これを重祚と云。吾邦にはこれはじめ也。

○皇代記云、（十一代）垂仁【割註】一百三十九歲」天皇二十五年丙辰三月、始隨ニ天照太神敎一立ニ其祠於伊勢國一。興ニ齋宮於五十鈴川上一。

神皇正統記云、【割註】北畠准后親房卿著、」第十代崇神天皇甲申ノ年即位。大倭磯城【割註】在ニ大和國城

上郡三輪村東ニ」の宮にまします。此御時神代を去ル事十つぎ、年は六百餘になりぬ。やうやく神威をおそれ給ひて、即位六己丑歳【割註】神武帝元年辛酉より此己丑まで凡六百二十九年なり、」神代ノ鏡造石凝姥の初子をめして鏡を摸し鑄せしめ、天ノ目一箇の神の初子をして劍を造らしむ。大和宇陀の郡にして、此兩種を摸し改られき。護身の璽として同殿に安置す。神代より寶鏡及び靈劍をば、皇女豐鍬入姫ノ命につけて、大倭笠縫【割註】在二十市郡十市新木二村間ニ」の邑と云所に神籬を建て崇め奉らる。是より神宮、皇居各別になれり。其後太神の教ありて、豐鍬入姫ノ命神體を頂載して所々をめぐり給ひける云云。

内宮祭神天照太神【割註】在二度會郡宇治五十鈴川上ニ神領四萬二千石也。」相殿左天手力雄命。右萬幡津姫命。外宮祭神豐受皇太神。【割註】神領八百石餘。」又國常立尊。相殿天津彦火瓊々杵尊。【割註】吾勝尊之子即天照太神孫也。」右天兒屋根命。【割註】興台靈之子、」左天太玉命。【割註】高皇靈之子、」自二内宮鎭坐一凡四百八十二年後也。【割註】今在二齋宮村一。名二多氣ノ都或竹ノ都ニ」

内宮　倭姫ノ命相代勤之。任二神勅一遷二幸諸國處々一。凡十四度。垂仁天皇二十六年冬十月甲子鎭坐以來爲二不易ノ宮一。

高潔云、伊勢神宮の事を記したる書數部あれども、延暦儀式帳ほど正しきはなし。神宮雜例、神宮雜事記、先規錄、神鳳抄等是につぐ、五部十二部の書の類は信用從ひがたし。【頭註】延暦二十三年所二奏上一内宮儀式帳者。荒木田神主公成撰レ之。外宮儀式帳者度會神主等祖五月麻呂所レ撰。共爲二實錄一。以二外宮一爲二御僎都神一豐受太神者所レ載二儀式帳一而以レ此備二支證一。帳中無レ爲二國常立尊一矣。

○神地神戸を定らるゝは、崇神紀七年定二天社國社及神地神戸一。

○神社啓蒙白井宗因著云、與謝宮在二丹後ノ國與謝郡川森一所レ祭之神一坐、豐受太神。今祠二外宮一者近代之俗也。雄略以前以二與謝一本宮。今以二山田ノ原一可レ爲二神在之地一。御鎭坐次第記二二十一代安康朝阿波羅波命撰。御鎭坐傳記ニ、太田命の宣をうけて、是も阿波羅波命撰す。御鎭坐本紀は、二十七代繼體天皇の朝飛鳥の

撰と云。倭姬命世記は、四十代天武朝御原の撰とす。寶基本紀は、四十五代聖武朝行基の撰にして、皆外宮を以て國常立尊とす。上古より五部の書、神宮に如レ此申傳ふる事ならば、大中臣能親□房にも知らざる時は、治承以前五部の書なし、遂後世の僞作にして、作者の名を上古の人に托せし事明けし云云。義作六

寶基本紀【割註】倭姬世記に出たり、」神垂以二祈禱一爲レ先。冥加以二正直一爲レ本云事を悅び、垂加山崎闇齋と號したり。正直捨方便は法華の意。垂加云、神道の工夫用力、祈禱、正直、秡除の三に過ず。祈禱は志の事也。正直は存養の事也。秡除は克己の事也。

○五部書佛語の出所　阿含經　秘藏寶鑰　釋摩訶衍論　優婆塞經　華嚴經　壇經　菩薩戒經　無上經　金剛禮懺　大日天台法界　唯識論　百法鈔　大藏法數　釋氏要覽　法華珠林　大智度論等の文を引、又老子、列子、莊子、左傳、史記、七書等の文字を用ひ、和字は舊事紀、古事記、日本書紀以下律令格式の文、古語拾遺、令義解及び集解の文、延長風土記、內宮年中行事の文等、かくの如く後世の書まで引用ひたれば、決して後世の僞書たる事明白也云云。

○垂加云、幸魂(サキタマ)は心の用を以て云、心の妙用どこからどこまでもつかへ滯る事なきこと也。天子の至るを御幸と云と同じ事也。奇魂(クシタマ)は心の體を云、心の本體虛靈不昧くしびにあやしく、鬼神も其氣を伺ふ事能はざるをいふ。

又云、道則大日孁之道而。敎則猿田彥神之敎也。學レ道者敬思焉。

倭姬世記發端云、天地開闢之初。神寶日出之時。御饌都神與二大日孁貴一豫結二幽契一永治二天下一。言壽宣(コトホギノタマフ)肆(ニハカニ)或爲レ月爲レ日。永懸而不レ落。或爲レ神爲レ皇。常以無レ窮云云。

○天照太神は天子、月讀命は攝政と、諸冊の職を分ヶ相應に勅ある義と見べし。

萬葉集に、月讀の桂男と詠じたり。男神なる事疑ふべからず。

○天照太神の都は豐國也。今前後二國となる、豐後國日田郡と云、是其舊名也、拾芥抄、和名鈔、に載す。

○兩部唯一神道に兩部唯一と云名目あり。兩部とは佛の道の密教の胎藏界、金剛界の兩部といふ事を、神の道へ合せたるを、兩部習合の神道とはいへり。兩部をもて神道に合せたるよし也。部の字にて意得べく、神と佛とをさして兩といふには非ず。さて又唯一と云は、兩部神道と云ふものゝあるにつけて、其兩部をまじへざるよし也。されば神の道の唯一はもとよりのことながら、其名は兩部神道ありて後也。然るに此名を兩部にむかへたるにはあらず。天一唯一の義也といひなせるは、いみじきひがこと也といへり。三養雜記

○示蒙云、神學、我國古神代より遺れる教とて、神道と云てとあり。是を神學とも云也。此說區々にして、白川家、吉田家、伊勢加茂の社傳、其外垂加、橘家、荻原家、又は聖德太子ノ傳といひ、或は本地垂跡を立て佛法を附會せしを兩部神道と云。此外にも社々家々の相傳あれば、何レを是、何レを非ともいひがたし。其家に就て學ぶべし。然リと雖、予年久しく學びて考得し所ありて別に記し置ぬ。其事長く且又故ありて、こゝに記さず。

○宣命之詞　宣命の文は、天皇の御意を記して、或神祇に告奉る文もあり。或ハ諸臣及び萬民に告給ふ文もあり。其詞の體は、上古の宣命は、皆吾朝の詞を用ひて祝詞、秡詞の如く、少モ唐詞を用ゆる事なき故、字音によむ所なし。中古以來の宣命も、祝詞秡詞に似たれども、其中に唐詞を用ひたる所ある故、字音を以てよむ所あり。是は宣命の古風を忘れて、唯文章にのみ拘る故なるべし。本意を失へる也。神祇に告奉る宣命は、特に唐詞を用ひまじき也。

○詔刀師　中比の御秡箱の銘には、伊勢兩宮二天八王子諸々佛と書たるもあり。又渡海禱に用ゆるには、兩太神宮八大龍王御守と書、或ハ春日大明神八幡大菩薩左大力菩薩と書添て賦リたる事もあり。此子細は寛文年中の御秡の銘評に委し。

○一萬度などゝ云秡の事は、いつ始るとも神宮に正說なければこそ、山槐記に、山木判官が元へ千度秡

を書りたる事見えたり、桂滿秦宮川記、山槐記は中山内大臣忠親公の日記也。源平合戰の頃の人也。

○和訓栞云、後一條院の時七度秡といふ事、野府記に見えたり。是數の始なるべし。安德天皇の前後より千萬度の秡の事、其ノ代の書に見えたり。

六根淸淨の秡は、法華の法師功德品ノ聞香段と、圓覺經の淸淨部を取ッ合せて妄作したるといふ。

○伊勢のおはらひくばりは、祓串を分配する也。撫物の遺風と云はいかゞ、後陽成院の頃よりの事といへり。和訓栞

○貞丈云、東鑑卷一、治承四年八月十六日記云、丙申、自ニ昨日ニ雨降。終日不レ休。爲ニ明日合戰ニ【割註】賴朝討ニ山木判官平景隆之軍ニ也。」無爲被ニ始行ー。住吉小太夫奉仕。天曹地府有レ祭。武衞自取ニ御鏡ー授ニ昌長ニ給云云。永江藏人賴隆勤ニ一千度御秡ニ云云。百錬抄云卷十一、土御門院建永元年十一月二日。今日於ニ院御所ニ可レ有ニ千度御秡ー依ニ上皇御目不豫ー也。貞丈按に、右の文を見れば、千度秡といふ事も久しき事也。秡と云は中臣秡にて、其外に秡詞は後代の造作也。神儒佛を攪ぜ交て作りたるもの也。中臣秡は上古よりあり。此秡は常に犯せる不正の事は、身の穢となる故、中臣の秡を唱て其穢を秡ひ淸て身を淸淨にす。神をも拜し、神事をも取行ふ爲にする也。されば一度秡の詞を唱ふれば淸る故、千度萬度繰返し讀には及ばざる事也。後代神祇道の輩誤りて、千部萬部の法華經、又百萬遍の念佛多羅尼などの如く心得て、千度萬度の秡をすれば祈禱のためとする也。右に引たる文を見れば、誤り來れる事も久しき事也。國史令式などには、千度萬度の秡を行はれし事は曾て見えず。千度萬度の祓は後代の所爲也。

陀羅尼は梵語也。總持と飜譯す。一字の中に無量の字を總攝して、義の中に一切の義を任持する也と云。

東鑑云卷九、文治五年八月十日丁酉、今日於ニ鎌倉ー御臺所以ニ御所中女房數輩ー。有ニ鶴岡百度詣ー。是奥州追討泰衡御祈請也。

古東鑑は全本なれども、誰人か所々を省きて、今の東鑑は略本とはなりぬ。此事道灌既にいへり。

又東鑑脱漏といふ書もあり。

○幣帛　ヌサと訓す。即頭捧るの略也といふ。幣薾妻弖と訓するは和布の義にして、布帛のナゴヤカなるを稱したる也。幣帛和名美天久良、即滿座の意にて、幣を置盈たるさまを云。是も用を以て體に訓じたる也。周禮天官太宰註云。幣帛所ニ以贈ニ答賓客一者。

○鈴は渾沌未分の象にして、中に牙ッを含り。所謂天地の中に一物を生ずる象チ、ふるへば即清淨敷聲を出す。神慮を清淨敷也。【頭註】冷、凉、淸を共にスヾシと和訓せり。但分て云ば、冷は淸くして寒し、水などのすゞしき體也。凉は輕寒と讀て、季夏初秋へ一片の淸風を得たるすゞしさ也。淸は物をすゞしくするを云。」

○内侍所の鈴の數は二十八宿を象る也。平宿ノ一をはづす事、昔よりなり。

○神代ノ紀　拜をヲガムと訓り。私記ニ身體を折ニ屈ムの義と云り。推古紀の歌に、ヲロガミとも訓り。ロはレと通へり。西土にては手を地まで下ゲを拜と云、首を手まで下ゲを拜首と云、地まで下ゲを稽首と云、額にて地を叩を頓首と云。敏達紀に齋をヲガミと訓り。

魏志東夷傳ニ云。倭人見ニ大人所レ敬。但搏レ手以當ニ跪拜一。又云。傳レ事或蹲。或跪。兩手據レ地爲ニ之恭敬一。對應聲曰。噫比如ニ然諾一。又其人壽考。或至ニ百年一。或至ニ九十歳一。蓋魏晉は吾神功、應神、仁德の朝に當る。神功百十二、應神百十五、仁德百四三、竹內三百餘歳とかや。

周禮春官太祝辨九拜　註、振動戰栗變動之拜也。又三國志云、婁碁之注を案曰、以ニ兩手一相擊而拜。今倭人亦如レ此。古之遺法也。

○一書日本書紀に、此服を織給ふを、天照太神の御妹稚日女貴と申奉る。御妹に非ず。天照いまだ天子に成ッ

給はざる少ヶ時を名付ヶ奉るを稚日女ノ尊と云。天子に成給ひて大日女、かやうに謚を二に分ヶたり。夫は何ぞなれば、天照崩御也。萬世まで御坐なされ、今日造化の日輪が天照ぞと萬民に拜ませ、民に思ゝしめん爲に、此崩御な天照ょ立ずして。稚日女と別名を立て、一書に崩を知せたり。稚日女と讀する神靈は、津ノ國幾田(イクタ)明神是也。

○猿女ノ君　天ノ鈿女ノ命後に猿田彦の神と夫婦となり、雄氏を猿女ノ君とのたまふ。君は氏(カバネ)にて、藤原にて朝臣と云、加茂氏にて縣主など云に同じ。猿田彦ノ神鈿女を娶らざる以前の子は、猿女ノ君の氏に非ず。娶て後出生の子孫は、猿女ノ君ノ氏也。猿田彦の猿と鈿女の女と合したる氏也。

○大國主七名　【割註】御子一百八十二神、」大國主神　大物主神　【割註】褒賞するの名。」國作大己貴命【割註】国を經營し給ふ功を賞す。大己貴、大穴持共書す。」葦原醜(シコ)男　【割註】醜ハ容也。武勇あらはれにくゝゝしきを云。」大國玉神【割註】幸魂奇魂問答時、」顯國玉神【註】躬被二瑞之八阪瓊一而長隱時、」八千戈神【割註】八千矛は武備也、廣矛を以て國を平治給ふ也。」古語拾遺には四名とす。玉木翁云、七名中、此唯曰レ命爲二貴名一。」【頭註】貴、今貴びて云言葉に、とゝじ　かもじ　そもじ　などゝいはんが如し。大己貴、大名持のもちと同じと云。

【割註】山城國下加茂本宮の前庭七小社あり。大己貴命七名を祭れり。是を一言二言三言の社と云也。中の二社を併て一言と云。此社號は幸奇問答の何を別つとの事也。」

○猿田彦命五名　太田ノ命　伊季ノ神　仁鬼(ニキ)ノ神　鬼ノ神

○鹽尻云【割註】天野信景著、沒年七十三の時剃髪號二信阿彌一。」日向國宇土ノ岩屋はうがやふきあはせずの尊の降誕の所とかや。濱邊より無下に近き山際にて、岩間の入口凡二十間許、深ヶ事十四五間、上は猶中三祠を祀る。御あし立いと神さび、其岩屋の奥龍宮ノ穴とて數尺許の穴あり。立寄ば風甚しく吹出ても のすごしと見し人語れり。日向大隅薩摩三州は、もと一國にして、共に日向國と呼ぶ。神代の古事多く

殘ると聞え侍る。

○石見國邑智郡に靜窟と云ものあり。故ニ其鄕を岩屋村と云。鏡岩と云ものゝ下タに小社ありて、靜權現と稱す。倭命によりて社を開くに、內に物あり、棟簡に少名彥ノ神と書るのみ云云。

おほなむちすくな彥名のつくりけんしつの岩屋はみれとあらぬかも

○神代三陵延喜式云、日向埃山陵。天津彥火瓊々杵尊。日向高屋山上陵。彥火々出見尊。日向吾平山上陵。彥波瀲武鸕鷀草不葺合尊。以上三陵。於ニ山城國葛野郡田邑陵南原ニ祭レ之。其兆域東西一町。南北一町と云。都名所記此三陵今不レ詳。文德帝の陵ニ町許に小塚一あり。是陵の殘る所歟。又件の乾二十餘間路傍の南面に小祠あり。是亦神陵を祭る所歟。後考ふべし。

陵サヽキと訓は、小築の義。キはキヅクの略ならん歟。

○山陵志云。四條陵。在ニ泉涌寺ニ。泉涌寺齊衡三年左大臣藤原緒嗣所ニ創始ニ。號レ之曰ニ法輪ニ。厥後更レ之曰ニ仙遊ニ。建保六年大和寺中原信房以ニ法俊芿居ニ。又更レ之曰ニ泉涌ニ。

○魂魄二字ニ字美加介乃美加太と訓む。諸社の神體を靈と云は、影の形のうつるが如く、其美多萬の鏡にもあれ、劍にもあれ、其御形とするものにうつり給ふ意也。

○神の位階は尊卑を分にあらず。是は正五位なれば十二町、正四位なれば二十四町を奉らるゝ也。次第ハ令の定メの如し。聖武天皇の八幡大神、東大寺に祭られし、是神位の始也。神に正一位を賜はるは、人臣正一位の位田八十町を賜る如く、神の社に八十町の田を寄附し給ふ也。二位六十町、四位以下は封戸なるべし。

○神樂　或說、神樂の略語、又岩戸がくれの略語とも云。こは色々の捧ゲ物を千座の置座に置足はしてものすれば、神の幣帛を約メて神樂と云へるにはあらざる歟。鹿島記

○對日ウケヒ　萬葉十一、受日と書てウケヒと訓す。漢文にては誓約と書す。

○歌舞者神樂之元曲也。夫神樂者我國之樂也、樂以レ和爲レ用。故俳優歌舞和レ神和レ人。
○樂人は上古よりあり。樂の道は人皇五十一代平城天皇御時、大同四年三月二十二日高麗人來朝して傳へけるとぞ。樂人の家、大和國奈良の樂人狛氏也。【割註】春日社へ勤番す。」山城國京都の樂人は、大臣氏、里原氏、王氏、山井氏也。【割註】四家何れも加茂社へ勤番す。」攝津國の樂人は大樂氏也。
○淡路常盤草【割註】淡路三原郡仲野安雄著、八冊、享保五年成、淡路國の記也」按ずるに、一宮之云事異說多し。崇神天皇の置キ給ふ天社地社を一宮と云、垂仁天皇の置給ふ國社を二宮と云と、又天社を一宮とし、地社を二宮とすると云。又は一國守護神の義ともいふ。上代には一宮の名なし。貞丈、按ニ國史令式古書に、一宮の名見えず。相州などには一ノ宮二ノ宮三ノ宮まであり。國により二宮あるもあり、三宮あるもあり、定まらず。何時何代何故にて定メし事詳ならず。
○大秡詞後釋云、磐根はたゞ磐にて根は添ていふ言也。屋を屋根、羽を羽根、杵を杵根、矛を矛根、嶋を嶋根といふ類也。古今集神樂のとりものに、
霜やたひおけと枯せぬ榊葉のたち榮ゆへき神のきねかも
この木根は即上の榊をさしていへるにて、神の木かもといへるにや、萬葉集に、岡の草根をいざむすびてな、又十四に、久佐禰可利曾氣、これらもむすぶといひ。苅といへば草を草根とよめる也。
○和訓栞ニ云、三種の大秡の辭にトホカミエミタメと云を、江次第に水火神人土に配當せり。神代五行の古語といへり。又或人の說に、遠神善視賜の義、エはヨシの古語、タメはタマへ也。マへの反メ也と云り。又山本正臣云、トホカミエミタメは八卦の和訓也と云。又或說に、トは水、ホは火、古の言葉しか也。カミは東方の震雷木也。今も古キ國にはイカヅチする事を、女童の言葉にカミナリ給ふと云。エミは西方の兌金、兌は說也と云。よろこぶはエム、常の言葉にエミを含むと云に同じ。タメは民也、人也。春鱗、夏羽、秋毛、冬介、おの〳〵屬する所也。人は中央に位して、六月の土に屬する故、土をタメと

中臣

云ろ也といふ。何れを是とすべき。愚齋按は、是等の說とは少しく異也。先試にいはん。トウカミと云は十龜（トウカメ）也。龜は神物なる故、カミと訓ず。エミは笑ミ割也。タメは賜にて祈ギ乞求むるの辭也。一龜の甲を灼て、其縱橫などの兆を視て、吉凶を占ふとも、十龜ながらすべゑみたまへとの義ならん。周易損ノ䷨卦、六五爻辭に十朋之龜弗レ克違レ元吉ナリ。

○中臣に三の品あり、一には職の稱也。神と君との中にて事を司どる人を中津臣と云。ナカツオミ約てナカトミと云。ツオを約むればトとなる也。是はすべて神事を掌るの中臣也。二には神祇官に侍りて、禁中の神事を掌る。中臣には大ノ字を副て大中臣と云、中臣秡の詞に大中臣とある是也。諸社の祭を掌る中臣と差別をなして貴ぶ稱也。是亦職の中臣也。三には氏の中臣あり。天ノ兒屋根ノ命の裔にて、神代より神事を掌り、中臣を以て氏にしたるあり。其中臣の中に中臣ノ清麿呂、稱德天皇の神護慶雲三年に大中臣朝臣を賜りしとなり。是は中臣秡の詞に、大中臣とあるに依て賜はりしとなり。續日本紀に見えたり。是眞淵が說也。續日本後紀第十五、承和十二年七月文に、中務少錄正五位下巫部（カンナギ）ノ宿禰以下五人神饒速日命の裔なるに、子細ありて桓武天皇このかた巫部といふ姓を賜り、何とやらん巫覡の子孫のやうにて迷惑也と願ひし故、當世の宿禰と改賜りし事見えたり。古より巫覡をいやしむる事かくの如し。官幣に預る大社、小社の神人は、其社の爲に附置るゝものなれば、庶人祈禱に預る理なし。故ニ是は別儀也といへども、市中の巫覡に紛るゝわざをせば罪重かるべし。禮ノ王制ニ曰。假ニ於鬼神時日卜筮ニ以疑レ衆殺云云。又一種ノ神道者と云者あり。神代卷中臣秡などを說て、門徒をこしらへ、是には流々わかちて金胎兩部へかけて說ク兩部神道あり。兩部と云、佛神の兩部也と心得ちがへる兩部神道あり。兩部ならず、神道一ト筋也と心得し、唯一神道もあり。天と人と唯一とたつる唯一神道もあり。神秘の大事の唯授一人と立る唯一神道もあり。護摩をたき加持をして、無上靈寶神道加持と心得たる神道者もあり。宋儒の敬の一字を眼的にするを取リ込ミ、土金ノ傳と云事を新に巧ミ出し、敬の字へ約する神道もあり。伊

勢を始、諸國の大社、其祭祀の法は其職なる故傳知レども、神代ノ巻の文義に疎し。何故なれば、最初日本書紀を撰ばれしは、一品舎人親王勅を奉じて太安麿呂佐伯富士麿以下五人の儒者に命じて成たる事、予が神史考に記せる證文の如し。弘化より七度禁中にて是を講ぜしも、紀傳明經の博士の任にて、別に神道者又は禰宜神主の出て講じたる書には非ず。神學といふ事昔よりあらば、紀傳、明經、明法、算道四道の儒の外に、神學道の博士あるべき事なれども、令にも國史にも見へざるは、文字を漢史に載して書たるもの故、文字にかゝる學者より講じ來れり云云。多田義俊。【頭註】禰宜は願ひ事を神へ申上ると云役人にて、古來は願ふ事をネギコトと云、古書には禱も祈もネギコトと訓せてあり。古今集にも、ねぎごとゝ歌によみたり。禰宜は萬葉書也。仍て何にてもいのりをする人といふ意也。勅使の立社にあらざれば、畢竟いらざる職也。

百草露卷二

○豐葦原中國　豐葦原瑞穗國　細戈千足國　浦安國　秋津洲　磯輪上秀眞國　虛空見日本國　玉墻內國
　大八洲國

○口訣云、忌部正通著、日本者。日始出ニ吾國ニ之義也。【頭註】上略、大日孁尊所御之國、亦由レ是曰ニ大日本ニ。又近ニ日出ニ處故、云レ爾乎。懿德、孝靈、孝元等諡有ニ大日本三字ニ。垂仁天皇御女大日本姬。又天神饒速日尊乘ニ天磐船ニ翔ニ大虛ニ。因ニ目ニ虛見日本國ニ。又神日本磐余彥。又孝安號ニ日本足ニ。號ニ稚日本ニ。景行天皇御子小碓皇子、名ニ日本武尊ニ」

○纂疏云、吾國於ニ三國ニ在ニ東海中ニ。
史記漢郊祀志曰。東北神明之舍。西北神明之墓也。註張晏曰。神明ハ日也。
　按ニ、東は日頭の義、西は日沈の義也。

○經籍後傳記云、小治田ノ朝聘隋天子ノ其書ニ云、日出處天皇致ニ日ノ沒處天子ニ。隋書又同
現世六帖　出日乃高見乃國乎安國登所流末乎波神也照佐牟
東鯷　清胡渭禹貢錯東鯷。後漢書ニ謂大倭國、即今ノ日本。
元々集云、今所以總八洲名ニ大日本ニ者、由ニ大日孁貴降靈ニ。故自有ニ此名ニ。【頭註】日本稱、倭辨云、耶麻騰之爲ニ國號ニ也。昉ニ乎神代卷ニ。於ニ皇朝ニ有ニ山迹山戸之三義ニ。而有ニ秘訓ニ。塡レ之以ニ日本二字ニ者。原ニ於書俗比濃茂騰之名ニ。而有ニ大日孁貴之訓ニ傳ニ其義ニ精矣。倭字西土之所レ號和字。後世之轉。皆非ニ我之稱ニ。而訓之爲ニ耶麻騰ニ亦特隨ニ乎流俗所ニ馴習ニ爾。非ニ嘉而從ヲ之也、舍人親王筆日本書紀。於ニ神代卷ニ不レ用ニ倭字ニ。

至ニ於人皇紀一假用爲ニ大和一國之號一以別レ之耳。未ニ嘗爲ニ天下一。

○善隣國寶記ニ云、後漢書倭王居ニ耶摩堆一。蓋此國人到ニ彼土一稱ニ大倭一。故如レ此書手云云。

唐書云、日本古倭奴國也。自レ近ニ日所レ出。故以レ日爲レ號。

○續日本紀曰、聖武帝天平九年、大倭國を改て大養德國とし、同十九年改て舊に依て大倭國とし給ふ。

○日向風土記云、大足彥天皇之世、幸ニ兒湯縣一遊ニ於丹裳之小野一。謂ニ左右一曰。此國ノ地形直向ニ扶桑一。宜レ稱ニ日向一也。

○和漢三才圖會云、扶桑國在ニ大漢國東一。

○扶桑國傳ニ云、扶桑國在ニ大漢國ノ東二萬里一。在ニ中國之東一。其土多ニ扶桑一。故爲レ名。扶桑似レ桐。初生如レ筍。國人食レ之。實如レ梨而赤。績ニ其皮一爲レ布爲レ衣。亦以爲レ綿作ニ板屋一。無ニ城郭一。有レ字以ニ扶桑一爲レ紙。

杜子美詩ニ、至レ今有ニ遺恨一。不レ得レ窮ニ扶桑一。

中唐ノ詩集中ニ、劉長卿、同崔載華贈ニ日本ノ聘使一。

憐君異域朝周遠。積水連レ天何處通。遙指來從初日外。始知更在ニ扶桑東一。

扶桑國、淮南子註、扶桑東方之野也。

文獻通考云、日本與ニ扶桑一別傳。

本草綱目云、東海日出處自然生ニ神木一。

楚辭註云、扶桑木名、日出ニ其下一。

十州記云、扶桑在ニ碧海中一。樹長數千丈餘。團同根。更相依倚。

下學集云、扶桑國、日本總名。朝暾必升ニ於若木扶桑之梢一。故呼ニ日本一云ニ扶桑國一。

後鳥羽院棠西賜宸翰額曰。扶桑最初禪窟。

白雲四萬八千丈。即是扶桑第一花。　羅山子

桂川氏云、伊豫風土記云、上古有ニ一大木一。一曰桂木。一

日臣木。其實曰ㇾ桂。今桂木の朽殘りたるもの、伊豫郡森林といふ地の海底より出。又同所桂谷と云地あり。其邊方一里の間を堀ば古木を得る、土人桂木の根也ともいふ。二種共に同物にして、世に稱する扶桑木也。清ノ王漁洋が香祖筆記に桂板とあるもの是也。

日本書紀景行天皇ノ御卷、筑紫に長九百七十丈の歴木(クヌギ)ありと書り。

送秘書晁監還ニ日本ー（神龜円）　王維字摩詰。大原人。工ニ草隷ー善ㇾ書賦ㇾ詩爲ニ孤居ー。

積水不ㇾ可ㇾ極。安知滄海東。九州何處遠。萬里若乘空。向國惟看ㇾ日。歸帆但信ㇾ風。鰲身映ニ天魚ー。眼射波紅鄕。國扶桑外主。人孤島中別離。方異域信若爲通　東(ヒガシ)（日本の中に在）　杲(アキラカ)（日本の上にあり）　杳(クラシ)（日本の下に在）

木とは扶桑木をいふ

愚按、書名に　扶桑集紀齊名朝臣著　夫木集藤原長淸朝臣　扶桑略記皇圓法師　扶桑拾葉集水戸黄門光圀卿

扶桑紀勝貝原

〇日本水土考云、今之號ニ世界ー者。其周圍三百六十度。而無ㇾ過ニ萬五千里ー。卽日本東西之經度。較計則莫餘三十二倍。然則日本亦大國也。

〇成務天皇御宇、武内ノ大臣國の堺を定メ給ふ時、百四十四ヶ國あり。國々に國造を置る。後守となる。國數はづかなるを、又六十六加増して、聖武帝行基菩薩に詔して、一ー寺づゝ寺を置て國分寺と號し、一寺には尼を置て國分尼寺と號す、用明天皇御宇定ニ五畿七道ー。文武天皇御宇分ニ六十六國ー。【割註】五畿始見ニ孝德紀ー。東海見ニ崇神紀ー。東山見ニ景行紀ー。北陸見ニ崇神紀ー。山陰見ニ成務紀ー。山陽同紀。南海見ニ天武ー。西海見ニ崇神紀ー。天武天皇十三年十月辛巳。定ニ諸國境ー。」

〇六十六國　風土記始ニ于元明天皇ー。（和銅五壬子年也）成ニ于醍醐天皇ー。

〇大日本國廣。東西五百餘里。南北三十里餘。郡數六百三十。鄕一萬三千餘。村九十萬八千八百五十八。石高二千二百八萬四百。城百五十。神社數前に出す。寺院四十五萬五千四百四十。惣人數二千六百九十二萬

一千零八十人。
享保十七年十二月改
內
男千四百四十萬七千二百七人
女千二百五十二萬四千七百九人
【割註】拾芥抄云、自レ京陸奥東濱際行程三千五百八十里（以二六町一爲二一里一）。自レ京長門際行程一千九百七十餘里（同上）。」

○日本水土考云、古說以二日本舉洲形勢一爲二蜻蛉一也。今案レ之地圖則如二游龍之勢一。然艮山爲レ頭。坎水爲レ肩。兌澤爲レ腰。坤地爲レ尾。離火爲レ腹。震雷爲レ喉。是自然形勢也。蓋謂伊勢太神宮負二乾天一面二巽風一巽風木也。離火之母而火德出生之方也。面巽位乎云云。

○大日本兩儀說曰、夫我國天象地儀の形象を考ふるに、天の性は圓にして動き巡りて休まず。地の性は方にして動かず。天は乾巽に窮まり隆んにして、地は艮坤に連續たり。古人云、大日本の地形は、其かたち蜻蛉に似たり。故に秋津洲と號くと。蓋今案我國の地勢を察するに、其形象游龍の如く、東北を頭とし大海の中に獨居するに似たり。其國たるや、北は高山多く、西南は平田多し、故に乾巽の二方廣きが如く、俯て地理を察すれば、艮坤の間最廣し。故に西土の人、大日本を艮張の國也と云。尤其謂なしと云べからず。四方海濱にして小島多く、要害堅固にして、實に萬世不易の神國也。

○日本水土考云、東北艮位。陰陽終始之地。而陽神來。陰氣往之地。於二節氣一則爲二除夜之處一。冬陰之殺氣退。而春陽之生氣來也。故此夜戶々迎二陽神之福一。追二陰氣之凶一者。是和二遇日本水土之俗一也。皆是神國之儀。而敬信二神明一。有レ勝二於異邦一矣。

又云、此國艮震極端之地。而陽氣發生之始也。陽物初生者。其質柔弱。其氣强壯也。故日本人多二仁愛之心一、篤二稟震木發生氣一也。專二勇氣之意一者。得二艮山强立之精一也。亦其性好二淸麗潔白之物一惡二陰濁穢氣

之類。厚ニ吉禮一薄ニ凶禮一。歳旦婚姻等賀儀。雖ニ庶人一其禮甚最重。異ニ於他邦一者。歳旦陽氣發見之始　婚姻人倫生々之始也。蓋神者伸之氣。而非ニ屈之氣一。故此民恒好ニ怡悦之色一。而忌ニ哀愁之貌一。是以詳ニ於祝ニ其始一之義上。而疎ニ於哀ニ其終一之事上。是之國自然之民情也。

○又云、此國在ニ萬國之東頭一。而朝陽始照レ之。地陽氣發生之最初。震雷奮起之元土也。主ニ于卯一。故木德也。實卯之震。木生ニ巳午一之離火。故火德。日神主ニ於此國一者自然相應矣。

通證云（谷川士清著、日本書紀を云）稱ニ本邦一爲ニ中國華夏一。稱ニ異邦一爲ニ西土西蕃一。是史筆之大體也。垂加翁曰。中國之名各國自言。則我是中而四外ハ夷也。是故我曰ニ豐葦原中國一。亦非ニ我之得一レ私也。栗山潛鋒曰。彼此皆自稱曰ニ中國一。蓋對ニ外國一之通稱。而固非レ言ニ此土在ニ地輿之正中一也。至下其或爲ニ神國一或爲ニ神州一。且海內爲ニ天下一。而爲レ夷爲上レ蕃。則雖ニ俱非ニ九々總域之通言一。亦各國彼此無ニ相害一。是以淡海公奉レ勅撰ニ職員一。掌ニ遠人一謂ニ之玄蕃一。萬多親王區ニ別姓氏一。秦漢之裔收ニ之諸蕃一。源親房亦曰。彼以レ我爲ニ東夷一。猶ニ我以レ彼爲ニ西蕃一也。近學噴ニ乎市井一。文不レ振ニ乎縉紳一。僭ニ乎舊典一而不ニ之顧一。或呼ニ元明一爲ニ中夏一。自稱爲ニ東夷一。殆幾レ乎外ニ視萬世父母之邦一而無中歲百王憲令之著上矣。

蘐苑日涉云。立ニ天壤之間一者。東西南北各取ニ中於其所一レ居。而命レ之。何必中ニ於彼一而夷ニ於此一哉。古先哲王蓋有レ見ニ于茲一。故自稱曰ニ中國一。稱ニ之異域一。曰ニ東天皇一。可レ謂レ得ニ大體一矣。且殷周之盛。荊吳稱爲レ夷。春秋已往入ニ列諸夏一。則夷變爲レ夏。今也夷入レ夏。則夏變爲レ夷。雖ニ聖人之邦一。禮樂文物爲幾ニ乎熄一矣。何必中ニ於彼一而夷ニ於此一哉。物茂卿贊ニ仲尼一自稱ニ夷人一。著ニ學則一自稱ニ鴂舌一。太宰純者。其徒之巨擘也。亦相譸張以レ夷自居。仲尼曰。君子居レ之。何陋之有。二氏不レ能下以ニ君子一居上。自居ニ其陋一。不ニ亦悲一乎。且居ニ其國一而夷ニ其國一。何無ニ忌憚一之甚。遼人猶禁ニ稱レ蕃者一罰レ之云云。

按に、或書云、天中に正當する地は、北辰一分も地を出ず。南極も地に入らざる地是也。然れども、西土の內には北極地に等しき地なし。西土陽城の地より直南九千里去て其地に當る也。マカサル（馬加撒原日本より）

三千里、ソモンダラリ蘇門荅剌、日本よ海上二千四百里、黒人國クハリ　カンコウ　コラハス　チタナアタ等也。【頭註】南北極（北辰是也）は天地を貫きて不動の兩點也。假令車の轂の如く、磨の臍の如し。周天是によりて環轉の樞たるもの也。北辰とは星に非ず。形も無ば目にも見えず。其極に近き星をかりに名付て北辰星と云也。此北極星は動かざるには非ず。正極を去、事二度半にして、衆星と同じく十二時に一周する也。譬ば北極地を出る事三十六度の國なれば、極星は三十二度半、或は三十八度半に見ゆるときあり。この五度の差ひを折分して二度半を増減して、北極出地三十六度と定むる也。

山城國皇都三十五度半强
武藏國江戸三十六度
紀伊國熊野三十四度
越中國富山三十六度半强
能登國七尾三十九度
土佐國高知三十三度半
肥前國長崎三十二度半
大隅國佐田岬三十一度弱
薩摩國鹿兒島三十度、對島國三十六度　陸奥國南部盛岡澁谷四十七度七分　同碇關四十一度四分　同
津輕四十二度　同三馬屋四十二度二分
出羽國秋田四十度半
星出地高下一度　南北二十五里　東相去度數里數準レ之　但陸地準二三十里余一

○俗說辨云、【割註】肥後侯臣鐵炮奉行伊澤十郎。左衛門長秀。號蟠龍子。延享人也。」我日本萬國に勝れたる事は言をまたず。國を瑞穗と號し、米穀豐に性味うるはしき事、萬國の及ばさる事、西土ノ人毎年我稻種を載て歸る。且國初の素盞烏尊、五十猛ノ命等樹種を播殖して、日本國中悉く青山に爲ざる所な

し。今に至て衆財ゆたか也。木徳の盛也。國初天照太神を大日孁貴と申奉り、日の徳を以て天下に君臨し給ひ、開闢より今に至り一姓天下を有ち給へり。是萬國の及ばざる所、火徳の盛也、開闢以來數萬歲、一日片時も外國に使されず。西土のやゝもすれば、夷狄の爲に國を奪はれ、割註君をとらはれ、恥辱を千古に殘すと同日に語るべからず。是土徳の盛也。西土中古より金銀乏絶し、會子を用る事五百年、通鑑續編、輟耕錄等の記する所見べし。我國對島に銀わき、陸奥に金花さきしより、今に至て金銀ゆたかに、外國是を慕ふて、萬里の波濤をしのぎ、毎年互市を求むるに至る。日天叢雲劍は申も恐れ多し。天國眞守以來今に至るまで、日本劍工の妙達、外國に聞ざる所にして、其劍の堅剛鋭利、我國のしるす所は沙汰に及ばず。近世朝鮮征伐の時、兩國劍戟の利鈍、諸書に記す所考ふべし。是金徳の盛也。西土黄河濁水城郭を破り、山岳を崩し、國を滅し、人民を漂沒する事擧て數ふべからず。天子泣々自埋草を負ふに至る。かくの如き事史記に見え、大學衍義補に民の害を記せり。我國水清く味甘く、潤下の性を得て五谷を滋長し、城郭山岳を關潰する事少也。豈水氣の盛なるにあらずや。【割註】萬葉集天平感寶（天平二十年也、此年四月改元）五月十二日越中守の館において、大伴宿禰家持賀ニ陸奥國出一レ金、すめろきの御代榮えんとあつまたなるみちのく山にこがね花さ」

日本書紀纂疏云、藤原兼良著、晉書卷九七傳七七曰。倭人自謂二太伯之後一。然吾國君臣皆爲二天神之苗裔一。豈太伯之後哉。此蓋附會而言レ之矣。

晉書倭人傳云。倭人在二帶方東南大海中一云云。男子無二大小一黥面文身。自言二太伯後一。

和漢三才圖會ニ云、八十一卷、又百五卷、寺島良安著、以二神武天皇一爲二吳太伯一太非。於レ唐亦論二此事一矣。通鑑前編以爲吳亡子孫入レ海爲レ倭。自云吳太伯後。

又云、以二日本一爲二姬氏國一。蓋始祖天照太神。中興神功皇后。其女王而神威輝二于異朝一。自所レ稱矣。

垂加翁云。夫謂二太伯之後一。國史無二其徵一。則稽二之言一。源親房。藤原兼良議レ之是也。釋圓月修二國史一用二

太伯之說一。朝議禁二止之一矣。

又云。噫儒生惑二姬氏國之言一。而欲レ誣二太伯一附レ之。佛者託二大日靈之名一而欲下牽二大日一合上レ之。是皆犯二周禮造言之刑一。違二國神正直之誨一。實神聖之罪人也。

日本水土考云。以二此國一號二姬氏國一者。日本以二閒有レ立二女帝一。故異邦稱二言之一。因以爲二秦伯之裔一者非也。惟日本俗以レ姬爲二女子之通稱一。以レ彥爲二男子之通名一。彥之和語日子也。姬之和語日女也。此國之人皆爲二日神之裔一之謂也。或以二日神一爲二女體一之儀。亦有二所以一乎。閒立二女帝一之事。亦從二水土自然之理一乎。主二艮位一者具二少陽之數一也、素問所謂女人以二少陽數一成二貌之盛衰一。女人以二七々數一致二盛衰之變一。故艮地所レ主二女人盛衰一。年山打聽云、（湯淺新兵衛著、備前侯臣、）吾日本の祖は、呉ノ太伯の末也といふ事、もと晉書に載たり。太伯の日本に來り給はざる事は論を俟ず。林春齋東國通鑑【割註】二百七十三卷、後本朝通鑑の號をたもふ。」の序を著はして、泰伯至德而基二我王迹一と云れし事、無稽の甚しき。日本の帝祖を誣と謂べし。神皇正統記卷ノ一二、昔日本は三韓と同種也といふ書のありしを、桓武天皇の御代に焚れし由見えたり。

○戲草云、此國を呉ノ泰伯の後也といへるは、唐ノ世咸亨と年のなりし時、此國の人もろこしに至りいひ出せる事也と、唐書に見えたり。いかなる人のかくはいひし。史記ニ泰伯無レ子と云るを見れば、其說のみだりなる事明らけし。

○神社啓蒙云、（白井宗因著、）或問。日本者爲二泰伯之裔一也。有諸曰不レ知 夫泰伯來二日本一之事。經未レ載レ之。而呉亡爲二泰伯之後一。而爲レ國則以二吾王國一爲二姬氏國一。寔無レ所レ據耶。而然驗二之事故一。有二呉服呉器之類一。宜哉。世人惑二于此一也。姑舍レ之可。

○年山紀聞云、嚴有公（四代將軍家綱公）の御治世、西山君宰臣中將にて登城まし〳〵、御對面の御よろこび終り、御休息所に退き給ひたる時、執政いしく本朝通鑑全部を持せ參られて、各位へ知せ奉るべきとの上意にさふらふと申されければ、各珍重の由御じたい有けり。とばかりして西山君一二卷需覽まし〳〵たれば、

本朝の始祖は呉泰伯の胤裔よし書たるをおどろき給ひ、抑是はいかなる事ぞ、往昔吾國亡命のもの、或は文盲の輩など、かしこに渡りて杜撰の物語せしを、彼方のもの誠にさあらんと意得て書傳へたる也。我國には日本紀、古事記等の正史あり。それにそむきて、外策志傳によりて、神皇の統を穢さんこと、甚だかなしむべし。後醍醐の御時に、屋魔（マヽ）東山の僧圓月、字中岩、號中正子僧有て、此説を書しをも制禁ましくて、其書を焚すてられしとかや。かの厩戸皇子の頃は、學問未熟にしてありしすら、日出處天子日沒處皇帝と書て、同等に抗衡せられしぞかし。呉泰伯といはゞ、神州の大寶永く外國の附庸をまぬかれがたからん。されば此書は吾國の醜を萬代に殘すといふべし。はやく林氏に命じて、この魔説を削り、正史のまゝに改正せらるべし。さは侍ぬかとのたまへば、尾紀の兩君も領ッかせ給ひ、執事の人も御確論に伏せられて梓行をとゞめられ侍りぬ。

○道春云。内宮ニ讓額如何。天海云。天孫降臨時。天照太神授二三種神器一。是事非二實理之寶一。即智仁勇之三德也。【割註】南光坊。奥州大沼郡高田人。舟木氏。諱天海。永德年中。入二于龍興寺一。後住二于台嶺南光坊一。寛永二十年十月二日寂。慶安元年四月謚二慈眼大師一。今按。從二永德甲子一至二寛永癸未一凡二百歳。其餘年齡未レ詳。

○山崎敬義云。通鑑前編周元王元年越滅レ呉下ニ曰。自二太伯一至二夫差一凡二十五世。今日本亦云呉ノ太伯後。蓋呉亡其支流入レ海爲レ倭也。是金氏亦無稽而言レ之也。元王三年實我王孝照三年也。萬多親王姓氏錄ニ松野連出レ自二呉王夫差一也。然則所謂支流入レ海者。松野之先耳。

○又云、文會筆錄四之二顧應祥惜陰錄十曰、近閲二兩山墨談一曰。史傳多言。日本國乃徐福之後。

○羅山文集卷ノ二十五、神武天皇論曰、東山僧圓月郷て妙喜菴を建て、嘗て日本紀を修すれども、朝議協はずして果さず。遂に其書を火にす。余竊に圓月が意を思ふに、諸書に日本を以て呉太伯の後とす。夫レ太伯荊蠻に逃れて、髮を斷チ身文て蛟龍と共に居る。其子孫筑紫に來る。想ふに必時の人以て神とせ

ん。是天孫日向ノ高千穂の峰に降るの謂歟ノ當時國人疑ふて、これを拒ぐものこれあらん歟。これ大已貴ノ神順服せざるの謂歟。【頭註】貴、今貴びていふ言葉に、ともじ、かもじ、そもじ、などいはんが如し。大已貴、大名持のモチも同じ。其蛟龍と雜り居ろを以ての故に、海神交會の說ある歟。其齋持來るところのもの、或は墳典索丘斛斗の文字あるか。故に天書神書龍書への說ある歟。その三たび天下を以て讓るを以ての故に、遂に三讓の兩字を以て、伊勢皇太神宮に揭る歟。其牽合附會かくの如しといへども、しかも其理あるに似たり。夫ノ天孫誠に若ノ所謂天神の子たらば、何ぞ畿邦に降らずして、西鄙蕞爾の僻地に來るや、何ぞ早く中州の善國に都せずして、瓊々杵、火々出見、鸕草屋の三世、日向に居して沒するや。神武四十五歲にして、東征して安藝國に至り、明年吉備國に入る、三年に及ぶころ、舟楫を修め兵食をあつめ、其後河内國に至り、長髓彥と大に孔舍衞坂に戰ひ、すでにして克ことを獲たり。遂に長髓彥を殺して、大和に入り、橿原宮をたつ。且ッ夫神武の雄略を以て其難キことかくの如し。又何ぞや、天孫の大已貴ある、神武の長髓彥ある、或は相拒ぎ、或は相戰ふ。是亦怪むべし。想ふに、其大已貴、長髓彥は我國古昔の酋長にして、神武は代ッて立もの歟。嗚呼姬氏の孫子、本支百世、萬世に至て君たるべし。亦盛ならずや。彼强大の吳は越に滅さるといへども、しかも我邦の寶祚天地と窮りなし。余こゝに於て、いよ〳〵太伯の至德たることを信ず。設使圓月復生るといへども、余が言を何とかいはんや云云。

〇又云、晉書ニ載ス。日本ハ蓋夏后少康ノ裔也と、按るに、少康の庶子會稽に封ぜらる。身を文げ髮を斷ち、江淮の陂に處リ、黿鼉魚鼈と伍をなし、遂に越の國となる。これによりてこれを觀れば、吳越共に我國に近し、一葦の杭往來の易き、以て太伯の子孫と爲る歟。少康の後昆とする歟。以てこれまたいまだ知べからず。これを推て以て太伯とし、夏后とせば、必圓月と同じく罪を時に獲ん歟。しかし日本紀の舊義に從ひて、我國固有の神皇と敬せんには、亦可ならずや、曰是亦然也云云。

○異稱日本傳云。通鑑日本爲二秦伯之後一。羣談亦爲二徐福之後一。諸葛氏但爲レ非二其實得一事之正一矣。

○史記皇本紀（巻六始）曰。方士徐市等入レ海求二神藥一。又南王安傳（巻百十八淮）曰。使二徐福入レ海求二神異物一云云。徐福得二平原廣澤一止王不レ來。【割註】松下見林云。徐福來二于我一爲レ誤。」

○後漢書東夷傳（百十五）曰。倭在二韓東南大海中一云云。秦始皇遣下方士徐福一入レ海求中蓬萊神仙上。不レ得。畏レ誅不二敢還一。遂止二此州一。

○松下氏云。徐福覦二國之光一。來止。脫二於虎豹之秦一。爲レ在二熊野三山之間一。

高潔今按。神武天皇第五代孝照天皇ノ御宇。吳ノ秦伯後裔夫差、來二歸我國一。是今松野氏之先也。（見二姓氏錄一）第七代孝靈天皇御宇。秦徐福避二邦之暴一來二歸我國一。爲レ民而住二紀熊野邑一。其慕二我國之仁一而爲レ臣爲レ民者也。異邦之人傳二聞此等之事一。而遂云。日本者太伯之後。或云。徐福之後。皆年代遙隔。不二熟考妄言一者。而後世非レ之說兩朝平壤錄出者宜哉。太伯。徐福之前數千歲。有二我國一有二我天皇一。何云二遙後二吳秦之裔一乎。外夷人而有二此言一亦分也。我國之儒生等。幸左二袒之一助長者。實神國神明之誅伐。不レ可レ遁之大罪人。噫可レ不レ愼乎云云。

○山崎敬義云。仁山金氏通鑑前編云云。【頭註】敬義翁は土州の人（針醫子也）にて、始は禪僧（舜藏主といふ）なりしが、土州の家老野中主計と云ものに倡はれて還俗し、山崎嘉右衛門と稱す。程朱の學を明らめ、一世の儒士なりしが、左中將正之に仕へ（惟足が高弟故會津侯へ出る）世に名を知れし、晩年卜部の神道を說て、自靈祠を京都上御靈の社內に社を建、垂加靈社と額し、是より垂加翁と云云。」漢東夷傳云云。其王阿母氏。自言初王天御中主。其後皆以レ尊爲レ號。以レ此觀レ之。倭人開闢以來已有レ之矣。徐福所レ據乃海中之州耳。倭國自者謂二太伯之後一者。本出二於晉書一。倭人旣通二中國一。漸知二今古書籍一。乃其自託之言。恐未二全信一。【割註】顧氏亦曾不レ知二我事一言レ之者也。」野馬臺詩云。東海姬氏國。俗儒因言。天照太神秦伯也。以二其姬氏一而謂レ之。女體二讓額秘在二寶藏一。其謬妄之甚。伊勢神宮諸記。元々集等緫

無ㇾ之。野馬臺詩未ㇾ見ニ之載籍之中一。俗謂寳誌讖而誌傳所ㇾ不ㇾ道也。假令作ㇾ之。異端謾語固不ㇾ足ㇾ據矣。噫儒生惑ニ姫氏國之言一。而欲ㇾ誣ニ太伯所ㇾ之。佛者託ニ大日靈之名一。而欲下牽ニ大日一合上ㇾ之。是皆犯ニ周禮造言之刑一。違ニ國神正直之誨一。實神聖之罪人也。

○三部本書　日本書紀　古事記　舊事紀、是を三部の本書といふ事、【割註】夫日本書紀、三代實錄、延喜式、古語拾遺者我國之正史實錄也」。唯一神道名法要集に見えたれども、舊事紀は先輩の論有て僞書とすれば、先古語拾遺を入て三部の本書とすべし。【割註】按に、法華經、光明、仁王の三經を護國の三部經と號る也。或云、淨家の三部經、天台の三台部などいふ事なり。」

○六國史　日本書紀三十卷　續日本紀　【割註】四十卷、從四位下行民部大夫兼左兵衞督皇太子學士菅原眞道奉勅撰、」日本後紀【割註】四十卷、或三十卷」今按に、今存する所の寫本二十卷は僞書也。然るに塙保己一好本を得てより、眞の日本後紀を見る事を得たるは大幸と云べし。」【頭註】撿校名保己一、號を溫古堂と稱す。武藏國練馬郡保己村名主荻野何某子也。盲目なる故、次男に家を讓り、大江戶に來り、雨森撿校の門に入り、後國學に志を立、學校を起し、群書類從千餘卷を校訂し判とせられたり。天下の學者たやすく古書を見る事を得たり。」續日本後紀【割註】二十卷、太政大臣從一位藤原良房、參議正四位下式部大輔春澄朝臣善繩等奉勅撰、」

文德實錄【割註】十卷、藤原朝臣基經記、」三代實錄【割註】五十卷、正三位左大臣兼行左近衞大將藤原時平、正三位守右大臣兼行右近衞大將菅原朝臣道眞」從五位上行勘解由次官兼大外記參河權介大藏朝臣善行　大外記正六位上三統宿禰理平等奉勅撰。」

○續元明卷ノ二、和銅七年戊戌、詔ニ從六位紀朝臣清人一三宅臣藤麻呂令ㇾ撰ニ國史一云云。是和銅上奏の日本紀也。今の世に傳はらず。

釋日本紀　二十八卷、卜部懷賢。

○先代舊事本紀 正部三十八卷 副部三十四卷 一名大成經。古事記序誦ニ先代之舊辭一、これによりて名付し歟。

太平記第六卷未來記の條、舊事紀三十卷ありと云。

先代舊事本紀、肥前國の人、上野廣濟寺【割註】黃檗宗、美濃國黑瀧の人也といふ。」の住職潮音と云僧と、志摩國伊雜宮神主永野采女と相謀りて僞作したり。後に其事顯はれて、天和元年兩人共に流罪に處せられし也。但潮音は桂昌院の御歸依の僧なりしに依て流罪を宥され、上野國黑龍山に退住せしめられり。桂昌院は綱吉公の御實母本庄氏の娘也。

○古事記は四十三代元明天皇和銅五年に、太安萬侶詔を奉じ、神代より人皇三十四代推古天皇の御代までの事を記せる書也。或說に、古事記は太安萬呂一人の纂修にして、日本紀は安萬侶も史臣の中に列せられたれど、舍人親王ことに總裁たりし故、日本紀と古事記と文ニ脈絡大に異なるよし云り。序云、和銅四年九月十八日臣安萬侶に勅して、稗田の阿禮が誦する所の勅語舊辭をもて獻ぜしむ云云。

谷川士清云、古事記は君臣の系脈の立やう正しからず。依て六國史の外とす。又云混レ祖亂レ統非ニ帝者實錄一。

○神道十二部書　倭姫世記　御鎭坐次第記　御鎭坐傳記　寶基本紀、以上五部書と云　天口事書　古老口實記　御奉仕記　御鎭坐本紀、機殿儀式帳　心ノ御柱ノ記　神風記、以上十二部を禁河の書と號し、宮河を越て他に出事をゆるさずといへども、悉く僞書也と云。

○神明憑談 多田義俊著 云、日本書紀に堅橫の見分やうあり。書は堅也。紀は橫也。神代卷一段高きは、表向の系圖にて皇統の次第也。堅。一段下て一書とあるは、血脉の系圖にて實胤の列也。橫。たとへば天照太神を嫡子とするは本文の堅也。蛭兒尊を先へ生れ給ふやうに載せしは一書の橫也。日兒、日女、其名は遠所

なければども、天子の位を以て尊んで、大日女と大の字を加、後學一書と本文の違をいふかり、一書の蛭兒を人體とせず、蛭小島の事とする說あるは、日本書紀の竪横を知らざるなるべし。續日本紀以後は、書紀と書の字をそへざる事、神代卷の如く竪横を用ゆるに及ばざる故也。

○國後抄、堀川院ノ篇ニ曰、日本書紀者本文立ニ帝統ニ。一書傳ニ實系ニ。曰レ書曰レ紀有レ旨哉云云。

○日本は我國の名、書は實の次第を載るもの、書紀は皇統を記す本紀也。紀を縱として、本文八段に擧々、書を横にして一書ニ云とのせたり。一書とは尙雜傳といふが如し。卷一は後人の置たるなるべし。大和に都して日本と云、漢に都して漢といふに同じ。此書訓のみに讀で、音では讀ずと思はあしゝ。

○祝詞解ノ附錄ニ云、加茂ノ眞淵著、古史を引に古事記を先とし、日本紀を次とす。日本紀は上古の數書を選定せられたれども、儒士紀ノ朝臣淸人專らこれにあづかりて、漢文に泥みたれば、上古の事實に違へるもの多し。古事記は上古質直の國史也。且國を專としたれば、上古の風を見、古語を知り、古文を察するには、是にしくものなければ也。

○高潔云、日本書紀ばかりは、菅江淸家の御點よく傳はりたる幸ひなるかな。仰ぐべし。悅ぶべし。

【割註】又云、日本書紀訓點は、勅に依て明經博士、紀傳博士の定められし所也。」

○國堅云、日本書紀、歷代之古史也。

○貞丈云、日本紀の文は、淮南子、史記、文選等の漢土の書の文詞を執て、文章を飾りて書るを以て推察するに、舍人親王の意には、常の經傳を讀如く讀しめん爲に、文辭をかざりて、漢土の風を摸して書給ひしならん。

○又云、舊事紀、日本紀、古事記を神道三部の本書と號して尊くせり。然れども、舊事紀は僞書なる故取るに足ず。日本紀、古事記は正史也。然しながら、兩書ともに遙後の世に及んで、歷代古老の語り傳へを記したる書にして、直に神代の人の記ざる物なれば、其中に虛も有んべし。實もあるべし。語傳への

みなれば、諸説一同ならず。區々也。故に舎人親王日本紀を修撰せられし時、諸家の日記を大く集て一覽し給ふに、諸説の異同ありて、虚實けつし定メがたきによつて、一書曰の三字を冠らしめて、異説を悉く擧て、一書も私意を加へずして記し置給へり。舎人親王の時すら、虚實は必ず決しがたし。況や、今の世に於てをや。然るに今の神道者は、一事をも殘サず、悉く皆偏に實事として教へて、我ものにして横解に理説を付て、かの妄作する所の神道の便になるべきやうに解なし。秘傳口傳などゝ云事を造り出せり。正直にして私なく公ならんこそ、神の御心には叶ふべけれ。僞りわだかまる心ある人を、何ぞ神道者と云べけんや。

○多田義俊云、神代卷は日本書紀三十卷の卷首に置れたるは、舎人親王、太安麻呂等相談の上、古事記の趣へ文を飾り加へて書たるものにて、事實三分、文華七分に相見ヘ書也。一圓に取レば誤をとるに至るべし。能ク取舍して、是は事實、是は飾と見分て、悉くは信ずべからず。其事實に至ては、實に日本の原始、敬で信ずべし。親しくなれて種々の議論をたつべからず。

○國風發蒙云、日本紀は全く漢文にて候。されども事の委しきは、古事記も及び申さず候。神代卷に一書として諸説を擧られたる尊き事に候。疑はしとて刪略いたし候ハヾ、古の諸説は悉く失せ申べく候。此諸説實に三國志の注に比スべく候。

○又云、日本紀は事も委しく、文理も正しく、諸説を引出して擧られたれば、尤全書といふべし。然れども漢土の書を多くとりて、開闢をば准南子にいへり。最初より餘り唐めきて尊げ少し。神后の三韓を征し給ふ時の軍令など、餘り唐めかしく、かゝる世にかくまではあらじと思はる。日本武尊の膂力を、力能扛レ鼎など書るは、もつとも唐めきたり。史漢老莊の文所々にまじへ擧たり。漢人に見するには、文しまりて然るべけれども、矯飾の跡見へて諾ひがたし。されど紀年も正しく、事實は詳なれば、古事記にならべて尤我國の寶なるべし　【頭註】景行紀、天皇持二斧鉞一以授二日本武尊一曰云云　天武紀授二斧

鉞ニ拜ニ將軍。神武紀大設ニ牛酒。」

○群書一覽云、日本書紀第一第二を神代卷上下とし、天地開闢より鸕鷀草葺不合尊に至るまでの事を記し、第三卷神武天皇より第三十卷持統天皇十一年八月に至るまで、凡人皇の御代九百六十三年の事を記せり。此書は人皇四十四代元正天皇の養老四年、一品親王及從四位下太ノ安麻呂等勅を奉じて、儒士紀ノ清人等と共に、神代より傳はれる舊辭を撰び集められたるもの也。續日本紀の元正紀に、養老四年五月、是より先一品舍人親王勅を奉じて日本紀を修す。こゝに至て功成て奏上す。紀三十卷系圖一卷と見えたり。然れども今流布の本には系圖かけたり。此日本紀撰述の子細は、先代推古天皇御宇に、皇太子厩戸皇子、大臣蘇我馬子と共に、神代の舊辭を撰び定め給ひしに、三十七代孝德天皇の大化元年、蘇我入鹿蝦夷父子朝威をほしいまゝにせしを、皇太子中大兄皇子（天智天皇の御事也）鎌足と謀り給ひ、朝廷にして入鹿を討給ふ。父の蝦夷此事を聞て、家に火をかけ火中に入て死す。此時推古天皇の朝に撰する所の舊辭、其後の代々の紀文ども、蝦夷の祖馬子以後大臣たるを以て、蘇我家にあづかり居たりければ、其書ども燒失せり。こゝに王辰爾が裔船史惠釋と云ものあり。先祖よりの例にて國史を掌る故に、其紀文どもの燒失する事を歎き、火中に入て燒殘ッし舊辭を取出せり。然れども僅に國紀のみを得て、其餘の紀文は皆燒失せたり。其後四十一代天武天皇の叡慮に、神代より推古天皇に至る迄の舊辭、其以後の事ども、時代を歷ば亡失せん事をうれひ給ひ、此時入鹿が亂より以前の老人の殘るものどもあれば、それらが口傳は、直に天皇紀などの存せりし時の傳たれバ、其歷代の古事に通ぜるものどもをめされ、且博識强記ものを撰ばせ給ふに、天鈿女命裔舍人稗田阿禮と云もの二十八歲にて、一度耳に入し事を終に失はずといふ程の强記なれば、是を召れて、彼遺老の說どもを記憶せしめ給ふ。【割註】後漢賈逵、字景伯、扶風平陵人、弱冠能誦ニ左氏及五經本文ニ。漢賈誼五歲にして姉に抱かれて、隣家の讀書を聞、十歲にして既に六經を暗誦せしと也。」阿禮其故實を悉く記憶したれば、朝廷の史記は、全く阿禮が胸臆に存せり。然る

に、此阿禮は入鹿が亂の翌年に生れたるものなれば、四十三代元明天皇の和銅四年に至りては、阿禮も六十歳に及びしが、もし卒去せば、其傳の再び絶ん事を恐れ給ひ、時の博士太安麻呂に筆を執しめ、阿禮が記憶の趣を筆記せしめ給ふ。是即古事記にして、安麻呂が口傳のまゝに、音訓の差別なく、所々に平上去入の聲をも記さしは、後に清書せん爲の心おぼえ也。それより八年を經て、元正天皇養老四年に勅有て、一品親王を總裁たらしめ、かの古事記の筆者たりし太安麻呂、儒士紀朝臣清人等をして、漢史の體に擬して、此書を撰定せしめ給ふ。然れば、古事記は草稿にして、日本紀は清書のやうなるもの也。彼古事記は朝史にそなへざれば紀字を用ひずといへり。弘仁私記ノ序云、養老四年五月二十一日功甫て就リて有司に献ず云云。日本紀は、中古より天皇の御庫に藏されて、歴代諸家に寫傳へたる寫本のみにて、諸寫本の奥に安貞、正應、永仁、嘉元、延元、應永、文明、大永、享祿、天文等の年號を記せり。是皆卜部家に傳へたるよし也。近來慶長年中に、活版の本はじめて世に行はれたるが、刊本は慶長四年に西三條實隆公の點を以て刊本すといへり。此時清原國賢卿の跋あり。同十三年後陽成院の勅を承りて、又實隆公の點本を以て重刊するよし、國賢卿跋に見えたれども、後の世に行はれずと見えたり。此國賢卿といふは、舟橋環翠軒の曾孫也。今世に行はるゝ本は、寛文の重刻にして誤字少からず。訓點あやまり殊に甚し。善本を得て挍合すべし。

○貞丈云、日本紀は皇朝の書籍の第一にして、御前にて講讀せられ、貴重盛なるもの也。其文詞は舎人親王漢土の文章に長じ、博學英才の餘りに、漢土の故事盛語を以て、我國上古の事を、漢土の文章を摸して書給ひし故、我國上古無りし事物も、有しが如く紛に惑ふことあり。此其瑕也。古事記の如く、文詞を飾らず、正直に書給ふべきなるを可レ惜云云。日本紀の讀やう心得て讀ざれば、文字に拘り泥みて義を誤る事あり。

○義俊公上略神別記。古之國紀、質素雖レ無レ由ニ于見一。事還有レ實。朝廷の史記は王仁の子孫掌レ之。【割註】

王仁の子孫姓を舟史(フヒト)といふ。」而第三十四代推古天皇御宇に至り、聖徳太子、蘇我ノ馬子ノ大臣以下に勅して、履仲以後の事は國紀に據り、其以前の事は口傳より得て、後世の事を以て古を推し、三種の本縁を記する篇を、即號して神代卷とす。此功を稱して、時の天子を推古と諡し奉る事は、漢書の故事の如し。聖徳馬子佛法の開基の手を以て、口傳より撰ぶの神紀佛教の風味を加へずしてあらんや。【頭註】天武天皇初出家住ニ吉野ー。後在ニ即位ー信ニ佛法ー。其皇子舍人親王同信ニ學佛經ー故符ニ合法華經ー撰ニ神代卷ー。」悲也哉、口傳すたれて、此書の意味本體となり、神代に奇說起り、法華經を以て、龍宮を說、黄泉の段に及ぶ。後世宋儒を宗としたる學者、一たび神史を拜して、我國の教也とは見れども、奇談にわたる所々を嫌ひ、曲言などゝ註し、龍宮とは一海島を指ス等の新說をなすは、本文を全く信じて、其撰者の人品に心を用ひざるの失也。古語拾遺ノ序ニ。書契以來不レ好レ談レ古。浮華競興。と書しゝ宜也。然れども、猶古の國紀、家々の記と共に、大臣の家に預り、船史氏掌りたるに、三十七代孝徳天皇御宇、馬子男大臣蝦夷、其子入鹿と共に不忠の斬にあふ時、蝦夷火を以て國紀を亡す。船史惠釋かけ入て燼書を取て、中大兄に上る。然れども、過半燒て全書に非ず。聖徳太子の手撰此時に亡びたり。船ノ史の功は漢蕭何入ニ咸陽ニ出ニ書籍ーと齊し。入鹿の亂に史文亡びし翌年に生れし稗田阿禮といふ人あり云云。古事記は、儒士安麻呂の手に成といへども、阿禮の口授は、聖徳太子、馬子宿禰の撰書の餘意故、釋氏の意旨加らざるにあらず。文章博士理平記に、古史ノ文神事而意不レ遁レ佛云云。嵯峨天皇弘仁三年、仁明天皇承和十年、陽成天皇元慶二年、醍醐天皇延喜四年、□□等に勅詔により、禁中にて日本紀を講讀させさせ給ひたる事は、類聚國史、西宮記などに見え、又釋日本紀には、養老五年より康保二年に至て七度、朝廷にて日本紀を講ぜしめ給ひし事を載て、數度神代ノ紀を專と講ぜられたる事也 元慶、延喜の竟宴歌と、釋紀に引たる私記の趣どもにてもよくしられ侍る也。

○貞丈云、釋日本紀和訓篇に、葬甕諒闇殺疾病等の凶事、又屎尿等の穢汚の事等の、日本紀に載たる

文字を、主上の御前にては讀ざるを故實とす。是を御不可讀と記したり。是上ノ忌ミ嫌ひ給ふに依て、下にも是を憚りて讀ざるなるべし。然れども、文字を省き去り、句を脱落して讀たらば、文義は貫通すまじき也。然れば日本紀を讀しめて聞しめすも無益の事也。文義は貫通せずとも、日本紀よませて聞しめすといふ名聞だに立ば宜しきなるべし。末世の風也。

○弘仁より康保まで七度、禁中にて時の博士、日本紀を講ぜし事あり。右七度の時、博士の講談私考の書七部あり。夫を弘仁の私記、元慶の兵火に亡びて、康保の私記のみ傳はる。終りの私記なれば、始六度の私記趣引用ひてあり。私記四卷も甚だ大切なるものにて、民間には希也。

○神祇官は天神地祇の祭祀を掌る。國史は紀傳明經の博士の掌る所也。日本書紀の講莚にも神祇官は預からず。皆博士家出て勤らる。然るに、神代兩卷は天神地祇の大本こもりてあれば、神官讀ずんばあるべからず。故に吉田兼倶卿など講述ありたる事、中御門宣胤卿の記に見えたり。夫より諸國祠官各神代紀を學び、高名の人も出來たり。

紀傳【割註】孝經、論語等の義理の書を裏として、詩文章の書を表として學びたり。菅相丞などの歴々の學びやう也。

明經【割註】孝經、論語等の義理の書を表として、詩文章の書を裏として學びたり。外記などの學びやう也。

明法【割註】律令格式を專と學び、政事を論ずるなり。

算道【割註】地方を專らとし、算數する事を學ぶ也。

昔大學寮に入て學問するに、四道にわかれて學びたり、是を四道の學と云。

○舍人親王の御事は、續日本紀曰。天平七年十一月乙丑、知太政官事一品舍人親王薨ず。從三位鈴鹿王等

を遣して葬の事を監護す。其儀太政大臣に准ふ。其淡路帝の位に即給ふに及んで、天平寶字三年詔有て、舍人親王をもつて盡敬皇帝といふ。蓋帝の父なるを以てなり云云。

○舍人親王の御名のよみくせ、卜部にてはイエヒトとよみ、伊勢流にてはトネリとよみ、闇齋流にてはヤドの親王と訓て一定ならず。年山打聽云、古今六帖にとねりのわうじ。

　ますらをやかたこひせんとなけゝともおにのますらを猶戀にけり

かくあれば、舍人の二字、古くはトネリとよめり。後人是を考へずして、イエヒト、ヤドともよむ。皆推量也。又六帖に據としもなく、推あてにトネリとよむ人あれど、それを笑ひてトネリは卑賤の稱也。さはよむべからずと申あへり。其頃の名に門部（カドベ）王、牛養（ウシカヒ）、馬飼（ウマカヒ）と云名さへ見えたり云云。

○藤杜社　本殿の中央は舍人親王、東は早良親王、西は伊豫親王を祭る。又我國武功の神を配祀し奉る。神武天皇、神功皇后。日本武尊、武内宿禰等也。故に弓矢政所と號す。【割註】五十四代桓武天皇勅して、弓矢政所の尊號を奉らせ給ふ。」光仁帝の御宇、天應元年に、異國蒙古我國へ攻來る。早良親王を大將として退治の宣旨を賜る。親王當社に祈誓し給ひ、五月五日出陣し給ふ。

享保中藤杜法樂和歌、寄神祝

　かしこしな神のえらひのふみの跡たえぬ日嗣の世々に榮えて

○親王略傳　親王諱舍人、天照太神四十五代天武天皇皇子也。母新田部皇女。（天智帝の女也）持統天皇九年春正月。以二淨廣貳一授レ之。文武天皇慶雲元年春正月。益二封二百戸一。元明天皇和銅七年春正月。又益二二百戸一。封租全給。元正天皇養老二年春正月。授二一品一。冬十月。賜二内人二人一。大舍人四人。衞士二人一。益二封八百戸一。通レ前二千戸。四年夏五月癸酉。親王奏二上日本書紀三十卷系圖一卷一。先レ是奉レ勅修レ之。至レ是成。癸亥秋八月知二太政官事一。聖武天皇神龜元年春二月。益二封五百戸一。天平七年冬十一月乙丑。親王薨。時六十歳葬二于山背國深艸山麓藤尾一。即今藤森也。帝遣二鈴鹿王等一監二護葬事一。其儀准二太政大臣一。令二王親男女二悉

會ニ葬所一。遣ニ中納言正二位多治比眞人縣守等一就レ第宣レ詔。贈ニ太政大臣一。帝嘗行ニ幸山村一。詔ニ陪從王臣一賦ニ和歌一。即有ニ御製一。時親王應獻一首。在ニ萬葉集一。親王嘗娶ニ山背上總守當麻老女一。有ニ子十人一。就レ中大炊王立爲ニ太子一。天平寶字二年秋八月。受レ禪即ニ天皇位一。三年夏六月。帝追ニ尊皇考一。奉ニ崇道盡敬皇帝之號一。鎭ニ祀神靈於山背國紀伊郡藤森神宮一。

大日本史舍人親王之賛曰。史者所ニ以著ニ興廢一垂ニ勸滅一也。國朝庶事草剏。文教後興。上世之事。鬱而不レ暢。渙而不レ萃。履仲四年。始置ニ國史於諸國一記レ事。言達ニ四方志一。此國宰之史生。而亦史官所ニ由起一也。推古二十八年。皇太子厩戸與ニ蘇我馬子一。撰ニ天皇紀國紀一。其子。蝦夷之亂。罹ニ兵燹一而亡。天武九年。詔ニ川島忍壁二皇子一。天武帝第九皇子。撰ニ帝紀及上古事一。其書亦不レ傳矣。舍人親王奉ニ元正之勅一。著ニ日本書紀一。以ニ浩博之才一。騁ニ雄贍之文一。蓋據ニ二皇子之成書一。參以ニ稗田阿禮之言一云云。

日本書紀註解ノ書大概今一二を擧ぐ、枚擧に暇あらず

日本書紀通證三十五卷、谷川士清、　日本書紀或問三卷、多田義俊
神代卷獨見一卷、伊勢貞丈　神代卷事物考一卷、小野高潔
神代卷溟涬五卷、岡田正利　神代卷訓考　加茂眞淵
神代卷日蔭五卷、岡田正利　神代卷口義十卷、多田義俊
神代卷秘要抄二十卷、多田義俊　神代卷鹽土傳
神代卷風水草十五卷、垂加　神代卷藻鹽草　玉木正英
神代卷講述抄五卷、　神代卷混沌草五卷、跡部良賢
神代卷私記　白井宗因　神代卷一覽二卷、森勝軍藏
神代卷正語三卷、本居宣長　神代卷口決五卷、忌部正通
神代紀秘解十一卷、源雅胤　神代卷風俗抄五卷、秦信慶

日本書紀神代抄　清原宣賢抄　日本書紀註十卷、垂加
日本書紀義解　多田義俊　日本紀神代考　新井君美
古史通　古史通或問　新井君美
日本紀類聚解　内山眞龍

○古語拾遺　和學通ニ云、此書を拾遺と名づくるは、齋部宿禰廣成の意趣あり。廣成は太玉命の後裔也。太玉命は天照太神の御時より皇孫降臨の時に至るまで、天兒屋根命と左輔右弼の大臣にて、兒屋根命と牛角の神なるに、人皇に至りて、兒屋根命の子孫中臣氏は代々盛にして、太玉命の子孫齋部氏は世々衰へ、廣成の身に及んで、やうやく六位五位の官にて居たれば、是を憤りなげきて、十一箇條のもれ殘りたる事跡を書たてゝ作られし也。神代以後、代々神社祭事などの古法をとり失ひたる事もあれど、此十一ヶ條が廣成の素意也。

○義俊云、古語拾遺は正しき古書なれども、廣成が訴狀にして、元來書籍には非ず。齋部を中立る條々に無理ありし故、訴狀の通りは遂ざりし也。

○古語拾遺略注云。按此書世間有二三本一。古版是惟宗允亮之所レ點之由。卜部兼直卿之奥書。此本有二嘉祿。保安。嘉元。延文。文明之奥書一。二者伊勢神宮之本。是レ外宮龍凞近、貞享二年所レ著言餘抄之本也　三者改板。是近江國円宮神主大伴重堅、元祿九年訂正。古板本之字訓新刻之本也。此三本流二布于世一。其他有二尾張國眞福寺藏古寫本一。豐原家樂書所二引用一太神景憲註有レ之。予未レ見レ之。近世諸家注釋。高田白翁示蒙節解。對馬齊延句解。龍凞近言餘抄。磯部昌言纂注。其他一二皆不レ辨二古假名一而作之云云。

○秦漢間說　盤古氏頭爲二東岳一。腹爲二中岳一。左臂爲二南岳一。右臂爲二北岳一。足爲二西岳一。先儒說、盤古氏泣爲二

江河ノ氣爲レ風。聲爲レ雷。目瞳爲レ電。古說喜爲レ晴。怒爲レ陰。吳楚間說。盤古氏夫妻陰陽之始也。今南海有二盤古氏墓一。亘二三百里一。俗云、后人追二葬盤古之魂一也。桂林有二盤古氏廟一。今人祀祝。

○三五暦紀云。盤古死目爲二日月一。又曰。盤古死毛髮爲二草木一。

○殷本紀曰。三人行浴。見二玄鳥墮二其卵一。簡狄取呑レ之。因孕。生レ契云云。

○周本紀曰。姜原出レ野見二巨人蹟一。心欣然說欲レ踐レ之。而身動。如二孕者一。居期而生レ子云云。

○秦本紀曰。女脩織。玄鳥隕レ卵。女脩呑レ之。生二子大業一。云云。

○夏本紀曰。天降二龍二一。有二雌雄一。孔甲不レ能レ食。未レ得二豢龍氏一。陶唐既衰。其後有二劉累一。學レ擾レ龍。以事二孔甲一。賜二之姓一曰二御龍氏一。云云。

○三皇本紀曰。太皞庖犧氏風姓。代二燧人氏一。繼レ天而王。母曰二華胥一。履二大人迹於雷澤一。生二庖犧於成紀一。蛇身人首。有二聖德一。云云。

○又曰。女媧氏亦風姓。蛇身人首。有二神聖之德一。

○又曰。女媧氏鍊二五色石一以補レ天。

○寥華隨筆曰。三國開闢說佛門所レ談、大千世界成與壞各一時耳。然機感不レ同、不レ妨レ有二異說一。天竺說曰。劫初那羅延天化生水中其天臍中出二千葉蓮花一。華中有レ人結跏趺坐。名曰二梵天一。爲二萬物祖一。此天能作一切命無命從二此口一生二婆羅門一。兩臂生二刹利一。兩髀生二毘舍一。兩脚生二首陀一。震旦說曰。盤古王爲二國之大祖一。彼王左目爲レ日。右目爲レ月。骨節爲二山林一。左手爲二東嶽一。右手爲二西嶽一。腹爲二中嶽一。足爲二北嶽一。腹爲二江海一。毛髮爲二艸木一。日本說曰云云

因云、按婆羅門は梵天の種姓にて、淨行を本とし、廣學多智にて、國家の宰臣ともなるもの也。漢土の士、本朝の武士やゝこれに似たり。毘舍は商賈、首陀は農人をいふ。

○倭名類聚鈔、天部第一云。日。造天地經ニ云。佛令二寶應聲菩薩造一レ日。月。造天地經云。佛令二吉祥菩薩造

月

〇護法資治論云。或問釋氏說。天地有成住壞空四相。畢大數說成住壞空以一世爲劫持藏法起。天地滅却空然復始。【割註】詳見法苑珠林、佛祖統記。有之乎曰有之。據邵氏經世書。元會運世歲月日辰。此日辰註八晉皆、始子終亥。積辰至元。累十二三十之數。天地始終如一晝一夜。自然數也。十二辰爲一日。三十日爲一月。十二月爲一歲。三十歲爲一世。【割註】一世有十二萬九千六百辰。十二世爲一運。【割註】一運三百六十歲、有十二萬九千六百日。三十運爲一會。【割註】一會一萬八百年有十二萬九千六百歲。天開於子會。地開於丑會。人生於寅會。已上邵子以蓍數推得者。而朱氏蔡氏及臨川吳氏、雙湖胡氏等諸大儒皆據之云云。

百草露卷三

○日本書紀下、神代卷、一書曰、天照太神乃賜天津彥々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猨女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆與天壤無窮者矣。云云。三種の寶と稱する事は、こゝにのみ見ゆ。但古事記にも、八尺勾璁、鏡及草那藝劍云云。延喜祝詞解

○東家秘傳、神皇實錄源親房著云、天御中主與大日孁貴盟宣、皇孫尊天津彥火火瓊々杵尊、天皇如八坂瓊之勾以曲妙治天下之政。且如白銅鏡以分明看行山川海原。即提是靈劍。天下利萬民。

○天口事書曰、皇天盟宣久、天皇如八坂瓊之勾久爾、以曲妙天治御宇乃政。且如眞經津鏡久爾以分明看行山川海原支。即提靈劍旦天下天利萬民度言壽布。

按に、鏡カガミと訓は影見、又日々見の義ならん。玉はカタマルの上略、劍はツラヌキの略訓也といふ。或云カヾミは鑑カンガミル也。

三種神器皆有覆蘇芳也。御劍東南、帳四角有燈樓搔燈蹴火。出河海。

○熊澤了介云、只三種の神器のみ、此國の神寶也。上古は文字も書もなし。心の智仁勇を三種の象によりて示し給へり。玉の溫潤にして光明なるを仁德に象どれり、鏡の靈明にして能善惡を分を智の靈明に象り、劍の剛にして能斷制するを以て勇の神武に象り給ふ。易の八卦六十四卦の如し、三種の注解は中

静にしくはなし。唐土の聖人其徳一。其道不二也。其符節を合せたるがごとし。

○伊勢貞丈云、八咫鏡、草薙劔、八坂瓊曲玉、是を三種神寳といふ。八咫鏡は神代の物にて、今伊勢太神宮の神體也。今禁中の内侍所の神鏡といふは、崇神天皇の時新に摸し作られしもの也。圓融院の天德四年九月二十三日、内裏焼亡の時、摸しの神鏡焼損じたれども、破れずして其質存せり。南殿の櫻木に繋てありしと見えたり。後朱雀天皇の長久元年九月九日、内裏焼亡の時、摸の神鏡焼損じたり。此時には焼碎破れて、五六寸ばかりあるに、其闕屑は二三寸ばかり、或は二三粒ばかり拾ひ集めて納めたり、と百練抄に見えたり。二度焼て、二度目には焼碎破れたる也。今内侍所の神鏡といふは、此二度焼たる鏡の闕屑也。草薙劔の名は、天叢雲劔、素盞烏尊の物にて、天照太神へ献じ給ひし也。崇神天皇の時、皇女豐耟入姫ノ命に八咫ノ鏡に副て、草薙の劔をも持しめて、太神の宮所すべき地を求めさせ給ひ、垂仁天皇の時、皇女倭姫ノ命をもつて豐耟入姫に代らせ給ひて、宮所を求め給ひ、神教に依て、伊勢の五十鈴川上に宮所を定め給ひし時、鏡も劔も伊勢に在り。景行天皇ノ時日本武尊に授け給ひしを、日本武尊是を佩て東征し給ひ、野火の難にあひ給ひし時、焼草を拂ひ災を免れしに依て、草薙の名あり。東夷を平げて尾張に至り、近江の膽吹山の悪神を平げんとて山へ入り、大蛇の毒氣に中り、病起りて甍じ給へり。其時草薙劔は、尾張の宮簀姫の所に在し也。其劔は京へ贈り、天皇へ献ぜられしと見えて、天武天皇朱雀元年六月己巳朔戊寅、十月十日天皇の病をトふに、草薙劔に祟れりと云ふ。依て尾張國熱田の社に納、神體と成れり。内裏に在ㇾ劔は、十代崇神天皇の時、新に草薙劔を摸し作られたるを、代々傳へ給ひし也。安德天皇八十一代まで摸しの神劔傳はりしに、平家の一門西海に赴きし時、文治元年二月二十四日二位尼天皇を抱き奉り、寳劔を執て海に沒しける故、寳劔此時に海に沈みて、捜り求むれども再び出ず。永く亡びたり。其後寳劔の代りに何の劔を用らるゝや、新に作られしや未詳。八坂瓊曲玉は一名神璽とも云歟。天照太神の御孫瓊々杵尊に寳物を譲り授け給ふ時に、寳鏡を授け給ひし事、日本書紀にありて、

玉の事なし。又一說には、鏡劍玉の三種を授け給ふとあり。此兩說ともに日本紀の說也。古事記にも三種とあり。古語拾遺には八咫鏡及び草薙劍二種の神寶を授給ひ、永爲二天璽一とあり。註に神璽之鏡是也とあり。然れば、神鏡といふは、劍鏡二種の惣名にて、玉の一名に非ず。其外律令格式、國史等に鏡劍の二種を擧げ、或は神璽之鏡劍とのみ記して玉をいはず。然れば、玉は人の代に傳はらざるか。古記實錄に今も玉あるが如し。未詳。後代に至りては、公家並神道家等、神秘深秘などゝいふて、あるを無といひ、無ものを有と云如くなる說を作り出し、牽强附會の現說を設け、それを隱秘して、神代よりの口傳などゝ僞る類あり。今の世の人のいふことは、一向に取にたらず。唯古書を信ずべし。古書の內にも舊事紀の如くなる僞書もあり。三種の神器の事に付て、さまざま妄說多し。庸才にては惑ふ事多し。

○又云、八坂瓊ノ玉は今もあるか否かしらず。神鏡の摸しものは、二度まで燒碎損じ、神劍の摸し物は西海に沈みて出ず。是朝廷の王政廢れ、萬民撫育の志なく、只逸遊淫樂を事とせられし故、鏡劍も亡び失て、終に天下の國郡は武士に奪はれ給へり。聖德太子の佛法を弘め給ひしは、朝廷衰敗の基を開かれし也。佛法を信ずれば、心懦弱に成て方正ならざる故、逸遊淫樂を好む也。物部尾輿、中臣鎌子、物部守屋、中臣勝海の賢臣、佛法を惡みて君を諫め奉りし忠臣金言、千年の後に其徵著はれたり。

夫木集

やまとにはまかりの玉と草薙の劍は國のたから也けり　　師光

神代より三種の寶傳はりて豐葦原のしるしとぞなる　　敎良

○北畠親房云、神器之在二天下一。不レ異三三辰在二天上一。鏡乃日精也。玉乃月精也　劍乃星精也。

○兼良云。以レ有二三光一而爲レ天。以レ傳二三器一而爲二天子一。今按、鏡爲二天德一。劍爲二地德一。玉爲二人德一。配二三

才一。
○正通云。玉溫潤。仁惠之德。鏡清明。正直之體。劍剛利。智慧之事。
○東家秘傳云。玉表ニ和順心一。鏡表ニ明正心一。劍表ニ決斷心一。尙書謂ニ之剛柔正直之三德一。
○松下氏云。我神國以ニ神道一設レ教。以ニ神器一象レ道。欲ニ其常接同警レ心而不レ至ニ怨忘一也。
史記封禪書曰。有司皆曰。聞昔泰帝興ニ神鼎一一。一者一ニ統天地萬物一。所ニ繫終一也。黄帝作ニ寶鼎三一。象ニ天地人一也。禹收ニ九牧之金一。鑄ニ九鼎一。皆嘗烹ニ鬺上帝鬼神一。遭レ聖則興。鼎遷ニ于夏商一周德衰。宋之社亡。鼎乃淪沒。伏而不レ見。
○四所神鏡　伊勢太神宮八咫鏡　紀伊國名草宮日前鏡　大和國穴師宮御食津鏡　朝廷內侍所鏡
○四所神劍　尾張國熱田宮草薙劍　備前國石上宮蛇麁正劍(ヲロチアラマサ)　大和國布留宮寄靈劍　朝廷新寶劍、日御坐御劍
ともいふ、
○白銅鏡と書、萬葉には召犬追手鏡と書て、萬倍美の鏡と訓せ、其實は眞清(マスミ)の鏡といふ事也。
○八坂瓊曲玉は只一所にて、朝廷の神璽也。是は秘說なる事也。筑前宗像の御神體も、八坂瓊を崇むといへども、神璽とはいはざる也　口授の傳あり。
○貞丈云、古今著聞集卷一神祇部、內侍所は清凉殿に定め置きまゐらせけるを、おのづから無禮の事もあらば恐れあるべしとて、溫明殿にうつされし也。此事いづれの御時にかおぼつかなし。かの清凉殿よりおりたる便なしとて、內侍所に定められたる方をば、板敷を高くしきあげられたりけるとぞ。天德內裏燒亡に、神鏡自飛出給ひて、南殿の櫻の木にかゝらせけるを、小野宮殿ひざまづきて、御目をふさぎけいひつをたか〳〵となへ、御うへのきぬの袖をひろげて、うけまゐらせ給ひたりと申傳へて侍りけれども、おぼつかなし。其日の御記云、天德四年九月二十四日申刻。重光朝臣來申云。火氣頗消罷。至ニ溫明殿一求レ之有レ鏡　而其徑八寸、頭雖レ有ニ一瑕一。圓規甚以分明露出。倚ニ破瓦上一見レ之者無レ不レ驚云云。【頭

註】南朝神璽歸ニ北朝後花園院ニ。長祿二年八月赤松治郎（後石見守）、嘉吉滿祐贖ニ大逆赤松家ヲ欲ニ再興ニ密聞島中村入ニ吉野ニ弑ニ南京ニ。奪ニ取南朝神璽ヲ献ニ納北朝ニ。万量居士神璽再朝廷御守奉賀献詩

忽運子房惟帷籌。官軍奪レ璽呼ニ萬歲ヲ。今朝再入吾王風。口不レ鳴レ條四百州。

又云略上、抑古事記伊邪那岐命、天照太神を生まして、御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而賜ニ天照大御神ニ而詔之。汝命者所ニ知高天原ニ矣。又神代卷一書、汝貴命乃天御孫命に此國を讓り奉て退給ふ時も、即躬披ニ瑞之八坂瓊ニ而長隱者矣とあり。又天孫天降り給ふ時、天照太神の詔まさく、於レ是副ニ賜其遠岐斯八尺勾璁、鏡及草那藝劒ニ云云。古事記にしるされたり。是を以て、かの一書に曲玉鏡劒を三種の神寶とあるなれば、何かいぶかしや。且其勾璁天しろしめす主なるしるしの神寶、それに准じて國知給ふ大名持命も、是を御頸にかけ給ひ、つぎて天孫天降給ふ時も、御主なるしるしに、天照太神是を賜はせし事、上のイザナギの命、天照太神の天知ます御しるしに賜へる例也。然れども、此璁は御身に着（ツケ）ます寶にて、人の手に觸る物ならず。故に古より鏡劒二ツを以て、大儀の時の御しるしとはなし來れる也。又同頭書云、大名持命は何より御頸の玉を得給ふとも見えねば、須佐能男命の御讓を得給ふからは、國主にましませば、自ら八尺曲玉を御頸にかけ給ひしなるべし。是ぞ御鏡御劒にまされる大寶なるを知べし。又云、イザナギの命の讓り給へる御うな玉は、大御神の天知給ふしるしなれば、其天孫にも賜ず。天岩門の前にて招禱せしかの天照太神の御頸璁になぞらへて作りしを、今賜ふ故に、遠岐斯云云。」

○國風發蒙云。古事記上ニ御頸珠之玉。亦於ニ左右御手ニ。各纏ニ持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠ニ。十五丁所ニ纏左御美豆良ニ八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠。十六丁 所ニ纏御迦豆良ニ珠。同丁 令レ作ニ八尺勾璁之五百津之御須麻琉之珠ヲ。十九丁、取ニ著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉ニ。同丁、解ニ御頸之璵ニ含レ口唾ニ入其玉器ニ。五十二丁、日本紀一、便以ニ八坂瓊之五百箇御統ニ（御統此云ニ美須麻屢ニ）二十二丁 乞ニ取天照太神髻鬘及腕所レ纏八坂瓊之五百箇御統ニ、二十二丁、八坂云云。同丁、以ニ其頸所レ嬰五百箇御統之瓊ニ、二十四丁、瑞八坂瓊之曲

玉。同丁、珍寶瑞八坂瓊。二十五丁、嚙ニ斷御統ニ云云。二十六丁、同六垂仁紀、八十七年。昔丹波國桑田村有レ人。名曰ニ甕襲一。則甕襲家有レ犬。名曰ニ足往一。是犬咋ニ山獸名牟士那一而殺之。則獸腹有ニ八尺瓊勾玉一。因以獻レ之。今在ニ石上神宮一。二十四丁、同景行紀十二年。下枝挂ニ八坂瓊一五丁、同仲哀紀八年、上枝瓊。三丁、延喜式卷四伊勢太神宮式。神衣祭。髻絲、頸玉手玉足玉緒云云。五丁、日本紀卷二、下照媛云云。歌之曰、阿米奈屢夜乙登多奈婆多廼汙奈餓勢屢多磨廼彌素磨屢廼阿奈陀磨波夜云云。

○多田義俊云、日本文化いまだ行はれざる時、神璽なし。天智已後印章を置て、これを玉璽といひ、又神璽と云。然るに神代の玉あるを誤て神璽と號するものは何ぞや。璽は玉に從ふの字とするの失也。璽說を按ずるに、土にしたがふ。土は印色の赤也云云。江次第、禁秘抄、こと〴〵く誤りて曲玉の玉、璽の玉と相混ずるもの也。神代の曲玉を玉璽と稱するは誰や、不比等公が公式令に、天子の神璽の寸法をのす。印にして玉にあらず。神祇令の神璽は玉にして印にあらず。萬世それまどふべからず。

○本居宣長が出雲國造神壽後釋の、青玉能水江玉乃行相爾とある文の注に、考云、水江はしか〴〵、頭書、八坂勾瓊とは彌十量(イヤソハカリ)の長き緒に多くの玉を貫て輪になせるをいへること。此仲哀紀とこゝの詞とを合せて知らる。一玉の勾れるをいふにあらず。然るを、近年諸國に古き墓をひらきて、いさゝか勾れる玉を得ることあり。そを勾玉と思へる人あれど、こゝに行相にといひ、仲哀紀に如ニ八尺瓊之勾一といへる、共に天下をすべめぐらし知しめすたとへなるに、一玉の勾れるにてはかなはず。かのいさゝか勾れる玉は、長さ曲尺の一寸ばかり、太き所のわたり三分ばかりあり。又管にしたるあり、そは長さ六分ばかり、口のわたり二分あまりあり。何れも白赤青あり。その勾れるは刀して作り、管なるは吹たる物也。これらも古しといへども、天皇の用ひ給ひしは眞玉にて、是とは異なるべし。又神代に彥火々出見命の御裝の玉は白玉也けむ。御衣より始て玉も白きを用ひ給ふが古也。然ればこゝに白赤青と三色を獻るは、御料にはあらじ。後釋。水は考の說の如し。江は借字にて可愛玉也。行相とは緒に貫たる玉と玉と相並び着た

る所をいふ。鵠の行相の間などいふと同じ云云。又頭書に、八尺勾玉といふ事を、多くの玉を緒に貫て輪にしたるをいふ名也といひて、こゝに引合されたるもかなはず。八尺の勾玉といふは、多くの玉をすべたるうへの名にはあらず。一玉のうへの名也。書紀の垂仁の巻に、貉の腹に八尺瓊曲玉のありし事見えたり。緒に貫て輪にしたる玉は、獸の腹の内に有べきよしなし。これにても一玉をいふことしるし。其上緒に貫たる玉は、いつも必輪にするに定まりたることもあるまじきに、たま／＼輪にしたる所を以て名けむはいと物遠し。天照大御神の御鬘(カツラ)などにも、八尺勾玉を纏せるよしある、これらは長く垂給へりとこそ聞えたれ。御頭の飾を輪にはし給ふべきにあらず。さて八尺、八坂など書るは借字にて、八は彌の意、尺(サカ)は佐明(サアカ)也。まづ玉に明といふことはいふもさらなれど、羽明玉(ハアカルタマ)、櫛明玉(クシアカルタマ)などいふ神ノ名も、玉によれること神代紀を見て知べし、中略さて勾玉と云名は、横井千秋の考に、勾曲など書るは、例の借字にて、目赫玉也。古事記仲哀天皇段に云云、さればこは玉の世にうるはしきをほめたゝへたる名にて、まばゆきまで照かゞやくよし也云云。されば八尺勾玉とは、彌眞明の目赫玉といふ事にて、一玉のうへの名也。かくて五百箇御統といへるぞ、それを多く貫連ねたるうへの名にはありける。

○又云、いやさあかのまが玉と云は、唯玉の光かゞやくのみにて、丸玉の心にとりたると見ゆ。八尺の勾たる玉の五百のみすまるを、唯五百箇の明光玉の首かけと一義に取りたる面白く考へたり。されど瓊端、瓊中、瓊尾ともあれば、丸き珠にはあらじ。又古事記には、多く八尺勾璁と書たれば、是等をしも皆假字として說ば、何事も己が心々になるべし。實に假字と見ゆる所もあり。又字義と見ゆる所もあり。萬葉に百たらず八尺のとゝふ詞もあり。いやさかのまが玉、必しもうけられず。延佳が皇太神宮式の糸の長さ八尺といふかた尤に聞ゆ。首にかくるに枝珊瑚珠の如きものは對ることあたはじ。されど勾の玉といひ、瓊端、中、尾と云を見れば、丸き玉にはあらじ。長き物とは見ゆ。さらば長きかと見れば、垂仁紀に、貉の腹に在しとあれば、彼諸國にて堀り出せし烟管の雁首に似たる玉かと思はる云云。

○蓋草薙劍は、熱田に御鎭坐、崇神天皇ノ御時摸作れる寶劍は西海に沈て、後吉備ノ國冶工の作れる劍を以て代用させ給ふ。吉備ノ神部、備前國人ノ土肥經平云、當國赤坂郡石ノ上布都ノ御魂ノ神社齋二素尊一、即蛇を斬給ふ所の劍韴フツノ靈也。又十握ノ劍といふも同じく傳へ稱す。素尊草薙劍を天上に奉らせ給ふ後、其十握ノ劍を此所に藏め社を建らる。又當國津高郡上市村に山あり。高祖山といふ。其麓を神原と云。土人傳稱す。素尊此所に宮居し給ふ。從神其山下ニ住ム故に神原の名ありと。疑くは十握ノ劍鎭坐の事歟。又當國岡山の府下に簑川あり。御野郡簑里笠目山の名あり。是皆靑草を簑笠とし給ひ降り給ふ故事より出るもの歟。又或說云、今朝廷の寶劍は備前ノ則宗作云云。此則宗は後鳥羽天皇正月番鍛冶也。

○日本紀通證卷四五丁、正通云、八坂者彌榮之言。

○兼良云、八坂出レ玉之地。或云。坂尺和訓。同謂二瓊之長八尺一也

○延佳云、皇太神宮儀式帳云、八尺瓊乃曲玉、謂貫レ玉糸長八尺、御統は頭を嬰る瓊也。

○宗因云、今筑紫俗有下稱二美須玉一者上。謂聯綴珠玉也。女子奩用レ之。蓋古之遺名。

○私記云、神代之風以レ玉爲二身飾一。

○延喜太神宮式、御裝束ノ內ニ有二頸玉手玉足玉等一。此其緣也。今按、瓔珞見二安閑紀一。

○宗因云、其頸に嬰る瓊は所謂頸玉也。越後風土記云、八坂丹は玉の名也。其色靑し。

愚按に、西京雜記云。漢帝相傳以二秦王子嬰所レ奉白玉璽一。高祖斬二白蛇一劍。大戴禮曰。武王踐祚。於レ鑑爲レ銘曰。見二爾前一。慮二爾後一。又潛確類書。昔黃帝氏液レ金以作二神物一。於レ是爲レ鏡凡十有五。采二陰陽之精一。以取二乾坤五々之數一。故能與二日月一合二其明一。與二鬼神一通二其意一。以防二魑魅一以整二疾病一。此鏡之始。云云

○欽明天皇十三年紀曰。我國家王二天下一者。恒以二天地社稷百八十神一。春夏秋冬祭拜。

○用明紀曰。天皇信二佛法一尊二神道一。
○孝德天皇大化元年紀曰。先祭二鎭神祇一然後應レ議二政事一。
○又曰、惟神者。謂下隨二神道一亦自有中神道上。
○桓武紀曰。神道難レ誣。
○名法要集。大織冠曰。吾唯一神道。以二天地一爲二書籍一。以二日月一爲二證明一。
○神道明辨曰。日本之國開國自然之道也。其言二神道一也。出二于用明孝德二帝紀一。非二易所レ謂神道一。神國雖レ有二儒佛名一之後。以二神皇所レ行稱一レ之神道一。別二諸儒一。神代之人道便人世之神道也。然而王事無レ繁。祭政離レ兼。宰臣祠官遂分以二同宗一殊二其職一。

愚按。周易觀象傳曰。觀二天之神道一而四時不レ忒。聖人以二神道一設レ教。而天下服矣、天の神道とは、日月。星辰。晝夜。寒暑。風雨。霜雪。萬物生成。凡天地の間にあるとあらゆる事物、人力を用ひずして自然に造化の行はるゝなれば、悉く皆神ノ所爲なるを以て、是を天の神道といふ。

○神代紀曰。天兒屋根命主二神事之宗源一者也。
○神明憑談云、昔は神道とはいはず、只自皇統を崇びし大道なりしが、儒教佛教流入してより、我大道をあがめて神道と稱す。故に神代卷にも、神事とはあれども神道とは見えず。
○伊勢兩宮辨幸和著云、抑神道とて別に道を立る事なし。若し外に道を立れば異端也。神道は我國神代以來日ノ神の道にて、四海に瀰綸し自然と行はれて、今に至るまで君臣父子夫婦の三綱正しき國なれば、外に道あるべからず。天皇は祭政を專とし、明德を六合に施し給ひ、臣下は命を請て王事を勤むより外はなし。士農工商各其職分を守る。是則神道也。依て日本書紀神代卷を始め、我朝の國史は、天皇御系圖の書と言んが如し。故に歷代皇統の傳來事實を以て講習し、虛誕妖妄の說は取用ひず云云。
○伊勢貞丈云、神道は我國の大道にして、朝廷是を重じ崇び給ふ。されば職員令には、神祇令を以て首

章とし、延喜式には神祇式を以て初篇とし給へり。中臣、齋部、卜部の三家に、神代よりの道を掌られり。

○宣長云、職員令に神祇官をもろ〳〵の官の始にあげて、それが次に太政官を擧られたり。延喜式も同じく神祇式、次に太政官式也。後の世ながら北畠准后の職原抄も、令にならひてついでられたり。抑萬事さばかり唐國ぶりをならひ給ふ御代にもかくありしは、さすが神の御國のしるしにて、いとも〳〵尊くめでたきわざになんありける。世中はいつも此こゝろばへこそあらまほしけれ。

○職原抄云。以二神祇官一置二諸官之上一。是神國之風儀。重二天神地祇一故也云云。

○禁秘御抄云。凡禁中作法。先神事。後他事。旦暮敬神之叡慮無二懈怠一。白地以二神宮幷内侍所方一不レ爲二御跡一。

○朝野群載云。國中之政。神事爲レ先。

○類聚國史には、一より十九卷迄悉く神祇の事を集められたり。

○貞永元年の式目に、第一可レ修二理神社一專中祭祀上事。

愚按に、七乘一部の中に、神社を輕しむる事あるべからず。諸佛菩薩幷諸堂を誹謗すべからず。諸宗諸法を誹謗すべからず。守護地頭を疎略にすべからず。國の佛法の次第非義たるあひだ、正義に趣くべき事。當流にたつる所の他力信心をば、內心にふかく決定すべし。愚云、右六ヶ條悉く其要を得たりといふべし。殊に始に神社を輕しむべからずとは、我國を尊み敬するの意、身は僧にしてやまと魂なること、殊勝にこそ覺ゆれ。

談苑云、日本國中專奉二神道一多二祠廟一。

武備志云。伊勢乃皇太神ノ所レ居。

朝鮮人亦記。崇神天皇六年己丑、始祭二天照太神一地神之始。俗稱二日ノ神一。至レ今四方共祭レ之。

韓退之云、神道尙二清淨一。【割註】字退之。南陽之人。長慶四年卒。年五十五。」
尙書、洪範云。無レ反無レ側王道正直。
詩小雅云。靖共二爾位一。正直是與。神之聽レ之。式レ穀以レ女。
左傳云。神ハ聰明正直而壹者也。
竺國釋教ニ正直捨方便。方便品偈云、
史記匈奴傳云。單于朝出レ營拜二日之始生一。夕拜レ月。
新羅國以二元日一拜二日月神一。
西域記云。茂羅三部盧國周四千餘里。多天神少レ信二佛法一有二天祠一莊嚴甚麗。其日天像鑄以二黃金一。
飾以二奇寶一。靈鑒幽通神功潜被女樂遞奉明炬繼日。
張九齡曲江集云。唐玄宗嘗稱二彼禮義之國神靈所一レ扶。
宋史云。四百九十一日本傳。宋太宗以爲二世祚遐久一。其臣亦繼襲不レ絶。蓋古之道也。
宋景濂云、日本曲ニ六十州王一姓。千年猶漢ノ衣冠。

○神道問答云、かしこくも天照太神、高御産靈神二柱に勅して定め給ひし大道を、御代々の天皇かたく守り給ひてとり行はせ給ふ故に、天地のあらんかぎり御正統連綿して、官人以下萬民に至る迄、子孫繁榮なるは、萬國世界に比類なき大道ある故ぞかし。神代卷、天照太神勅二皇孫一曰。葦原千五百秋瑞穗國。吾子孫可レ王地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆。當二天壤無レ窮者矣。これぞ誠の道の大本根元なる。また同紀に、高皇産靈尊勅二大己貴神一曰。夫汝所レ治顯露之事者。皇孫當レ治。吾將退治二幽事一云云。この故に大己貴神、出雲國杵築大社に鎭座て神幽之事をつかさどり給ふ也。神幽の事とは、神の惠を得て或昇進し、或富貴に及び、又思ひかけぬ幸ひを得る類、また神の罪をうけて或ハ下落し、或は貧賤に至り、又は思かけぬ災を得る。皆大社の神のつかさどり給ふ所にて、國々の鎭守の神々、家々の

氏神などにもわかち預けさせ給へり。又顯露の事とは、今眼前の恩賞、褒美、死罪、流刑の類ひ、皇孫の天皇御代々、帝都にまし／＼てしろしめす所也。又天皇より公にまかせ給ひ、公よりは國々の城主領主にわかち預けさせ給へり。この神幽顯露の二ツながら、二大御神の大御意より出たる大道にて、外國には更になき事也。莊子云。爲二不善乎顯明之中一者。人得而誅レ之。爲二不善乎幽闇之中一者。鬼得而誅レ之とあるは、さかしら多き戎國なれど、かくまではよく思ひ得たり。されど、外戎には、大古の傳說なければ、神を明らかにする事あたはねば、臆推量の私言也。

○或書云。凡人之死生、壽夭。貧富。禍福。理之不レ可レ解者。皆神爲レ之。主二其正命一者。是爲二伊弉諾神一。主二其非命一者。是爲二伊弉冉神一。主二其吉福一者。是爲二直日神一。主二其凶禍一者。是爲二狂津日神一。蓋天命因果之說。自レ此而來。

○貞丈云、我國上古に云所の神道は、神祇を尊崇し、祭祀、祈禱、祓除の類、凡奉二仕神一禮義作法をいふ也。上古天照太神より傳へ受給ひし三種の神寶を、宮中に安置せられて、天皇尊信し祝ひ祭り給ひ、第八代崇神天皇に至り、【割註】即位六年也。神武元年辛酉より此六年までは凡六百廿九年の後也。一尊信し給ふの餘り、神寶を同殿に置給ふ事を恐れ憚り給ひ、神寶を皇女豐鍬入姬命に付て、諸國を經歷し、神慮に叶ふべき宮所を求給ひ、其時神鏡を新に御鏡を造らしめて宮中に置、是を崇め祭り給ひけり。賢所とも內侍所とも申奉る是也。

【頭註】祭神　天照太神　內宮倭姬命相代勤レ之。任二神勅一遷二幸諸國處々一。凡十四度。第十一代垂仁天皇二十六年冬十月甲子鎭座以來爲二不易宮一。在二度會郡宇治五十鈴川川上一。神領四萬二千石。相殿　左天手力雄命。右萬幡津姬命。外宮豐受皇太神。神領八百石餘。又國常立尊。相殿　天津彥火瓊々杵尊、吾勝尊之子、即天照太神孫也。（右天兒屋根尊、興臺靈之子）（天太玉尊、高皇靈之子）自二內宮鎭座一凡四百八十二年後也。今在二齋宮村一。多氣郡或竹郡。一

【頭註】神社啓蒙云（白井宗因著）與謝宮在二丹後國與謝郡川森一。所レ祭之神一座豐受大神。今祠二外宮一者近代之俗也。雄略以前以二與謝一爲二本宮一。今以二山田原一可レ爲二神在之地一。
延曆二十三年所二奏上一內宮儀式帳者。荒木田神主公成撰レ之。外宮儀式帳者。度會神主孝祖五月麻呂所レ撰。共爲二實錄一。以二外宮一爲二御饌津神一。豐受太神者所レ載二儀式一。而以備二支證一。帳中無レ爲二國常立尊一矣。」

又御代々御即位の後大嘗會あり。是天皇自神祇を祭り給ふ也。又每年新嘗會あり云云。

○神祇伯　花山院御子彈正尹淸仁親王後胤相續。他人不レ任レ之とあり。顯廣王伯に任ぜられし後は、伯の家と定りて、他家に讓り給ふことなし。

○吉田家　伊勢加茂の社傳、其他垂加派、橘家　萩原家　聖德太子傳、或本地垂跡を立て佛法を附會せしを兩部神道といふ。

徂來云、神祇といふは、巫祝の神につかふる道也。印相觀法をまじへたるは佛法を加へたる也。陰陽五行をいへるは性理をまじへたる也。神道は則王道也といへるは、道をしらぬものゝいへる也。神道と王道とは格別なる事なれども、王道は神道によりて立たる也。三代の古法をしらぬ人は、此境を得知まじき也。

○釋名（徂來著）云、鬼神者先王立焉。先生之道本二諸天一。天道以行レ之。祀二其祖考一。合二諸天之所二由出一。故曰合二鬼與一レ神。教之至也。故曰。詩書禮樂莫レ有レ不レ本二諸鬼神一焉。易曰。與二鬼神一合二其德一。以レ此見レ之。則尙二鬼神一上古然。吾邦又神祇官爲二之首一。而有二復平氏之稱一也。且以二神器同殿之說一必不レ忘乎。後世有二纖蘊一而廢レ本屬レ末。故生二此弊一者云爾乎。可レ考而已。

○又云。不佞茂卿生也晩。未レ聞二我東方之道一。雖レ然觀諸爲邦天祖祖天政禮神物之與二官物一也無レ別。神乎人乎。民至二於今一疑レ之。而民至二於今一信レ之。以王百王不易所レ謂藏レ身之固者。非邪。後世有二聖人興一于中國一。必取二諸斯一已。杞宋弗レ徵。孔子之徒獨傳二周禮一。而儒者迺謂二先王之道是而已一矣。亦不二深思

也。

○羅山翁云。夫本朝者神國也。神武繼レ天建レ極已來。相續相受皇緒不レ絕。王道惟弘。是吾天神之所レ授。

○又云。我國天照太神以降。神以傳レ神。皇以傳レ皇。皇道神道豈二哉。

○又云。蟬繼有二三神器一。相傳受久矣。夏鼎。秦璽。漢劍。不レ足二比並一。

○大日本史序（大學頭藤原信篤　水戶黃門光圀著）我國神代還不レ啻レ之、人皇即レ位以迄二今日一。百王一姓重熙累洽。綿々延々繩々蟄々。化效所レ及與二日月一並明。至運靈妙之所レ致乎。

久かたの天の岩戸の開しより出る旭そ曇る時なき　後嵯峨院

ひさかたの天香山出る日も我かたに社光りさすらめ　伏見院

天地を照らす月日のきはみなく有へきものを何か思はん　大炊王

限りなき御代のためしと大空に仰くも高きみかけなる哉　信昌

たなつもののもゝの枝にも天照す日の太神の恵みえてこそ　宣長

浦安の春の日蔭を仰き見て長閑さしるや異國人　千蔭

千早振神代のまゝの大空に今も月日の影はかはらす　濱臣

仰きてもかしこきものは天照すひるめの神の御影成けり　（逸名）

日の光てらさゝらめや天地のありの限りあらんかきりは　大平

○萬葉集　葦原水穗國者神在隨事擧不爲國

○三代實錄曰。我日本朝波神明之國奈利。（清和天皇貞觀十二年告文）

○神皇正統記云、此國波神國奈禮波、神道爾違比旦波、一日毛日月乎戴久事之義所謂奈利。

○元々集云、我國之所三以殊二諸方一者。以二神國一。神國之所三以有二靈異一者。以二寶器一也。是故天地開闢以來。神器靈物往々以存焉。

○仁和御記、我國者神國也。毎朝敬ニ拜四方大中小天神地祇ニ一日莫レ怠。【割註】延喜式神名帳云、日本六十六國大小神祇三千一百三十二座、内大四百九十二座、小二千六百四十座、社數三千八百六十一處。】

○日本逸史序云。吾神國之訓非レ不レ欲レ令ニシメント天下之人ヲシテ知リ之ヲ戶々ヲシテ喩サント之。然レトモ秘シテ而不ルコトハ敢テ輕ンシテ求メ非ニ其人ニ而濫ニ賣リ戲學之價。所ニ以隆レ教守ル道ヲ也。然後世多ク有テ竊ミ名ヲ背テ實ニ以欲スル濟ニサント其私ヲ者ニ是豈傳授之罪ナラン乎。流俗之弊害云云。

○東鑑云。頼朝奏狀。我朝神國也。遊柿文覺上人消息。日本神國也。

○貞丈云。神功皇后是曰、皇后新羅國（仲哀天皇九年冬十月）を征し給はんとて、御軍船彼國に着せし時、新羅國王【割註】東國通鑑云、新羅十代奈解王五年、】御舟を望て、吾聞東有ニ神國ニ謂ニ日本ト。亦有ニ聖主ニ謂ニ天皇ト。必其國ノ神兵也。豈可レ擧レ兵以拒乎。

據ニ年契ニ云。冬十月、皇后自將ニ諸軍ヲ征ニ新羅ヲ。新羅降。高麗百濟亦來降。

或云、朝鮮國初の主を寢君といふ。寢錦島尊也。新羅王の王を、日本紀にコキシと訓、これ誤りならん歟。我國の天皇は大君、新羅王は小君の意ならん。シとミと字體相似たり。

古今歷代沿革地圖云。朝鮮國八道。南北二百六十里。東西百二十里。蓋日本三分の一也。肥前國名護屋より壹岐まで四十八里。壹岐より對馬まで四十八里。對馬木坂より同國豐崎迄三十六里。豐崎より釜山浦まで四十八里也。

○多田義俊云、我大日本國を神國と申事は、國常立尊以來御統易らず。西土は最初天皇より地皇氏に、また人皇氏へうつり、堯に九男二女あれども、舜に讓り、舜もわが子に讓らずして禹に讓り、夏殷周の三代姓を殊にし、秦漢より次第にうつりかわりて、北狄入て天子と稱するに至る。それにおはせ見るときは、我日本は天皇氏のまゝにて、萬世不易なるべければ、天子を天皇とあがめ奉り、萬葉には天子の御事を惟神とよみたり。公式令にも、以ニ大事ヲ宣ニ於蕃國ニ詔には、明神御宇日本天皇詔旨と見えた

り。今日の天子を直に神とあがめ奉るの文なるを知べし。然れども、神國といふ事、日本紀より文德實錄迄五部の國史には見えず。三代實錄に至て始て出たり。第十七、貞觀十三年二月十五日告文曰、我朝乃神國止畏憚來禮留故實云云。貞觀十一年十二月遣二使者伊勢大神宮一告文曰。日本朝波所謂神明之國利云云。是より後の書には、神國の字往々出たり。昔は神國といふに及ばざる程にて、貴賤よく心得たる號なれども、儒佛の學しきりに行はるゝ故、それに對して自異せざるために、清和以來神國といふ號を標ルと見えたり。

○啻我大日本のみ神國といふのみにあらず。日本書紀孝德天皇大化元年七月文曰。巨勢德大臣詔二於高麗使一曰。明神御宇日本天皇詔旨。天皇所遣之使。與二高麗神子奉遣之使一。既往短而將來長。是故可下以二溫和之心一相繼而往來上而已。漢土の人夷狄の國に行ては、我本國を神州と稱す。

○通論云、三代聖人の治も、夏は四百、殷は六百、周は八百年に過ざざれば、吾皇國の天地と共に悠久なる至治より見れば、三代の治世を合せていふとも、猶一睡の夢のごとし。況や漢魏已降は數ふるに足らず。かくて遂にかたへの雜種の人に國をとられ、常に夷狄也、禽獸也といやしめ倩し其夷狄を聖天子、聖皇帝と尊崇して、陛下にはひかゞまり、君臣庶民永代夷狄の奴僕となりて、伏羲、神農、黃帝、堯、舜、禹、湯、文、武、周公、孔子の數聖人の子孫ともに、悉皆薙頭胡服の徒となりさがりてやみたり。こゝに至て、其いふ聖人の數何の益かは、かく聖人の教にて自が國だにも治えぬものを、いかで他人の國を治る事かなふべき。此等はみな今日眼前に見る所の實なるを、猶さとらずして、我國は全く聖人の教にて治る事ぞと思へるは、いふにもたらぬ愚昧の徒也云云。

○又云、もしから國の聖人と云るもの、此皇大國に來れる事あらば、堯は孝慈の道に闕たるを耻て面をおほひ、舜禹は臣下の義に背キたるを悔て、其罪を請ひ、湯武は己が罪の大なるを恐れて、自縛して誅を待、夷齊は此高風を渇望して、執鞭の士たらん事を願ひ、老莊はたゞ鼓腹して愚なるが如く、孔子は

首拜頓首して、此皇神の道を己が國に弘めん事を願ふべし。

○垂加翁云、以レ天爲レ天。以レ地爲レ地。日月終古照臨不レ墜者。我葦原中國矣。是以君則日神之嗣。臣則興台産靈之兒。亘二乎億萬歲一如二一日一矣。隆矣哉。【割註】遊佐氏云。我王也有二盛衰一而無二興亡一。不レ興何亡之有。」西土之建國以二簒弑一爲二基業一。堯舜之雖レ盡二禪讓之美一。實非二天地ノ常經一矣。【割註】大納言公業卿云。仲尼曰。始作レ俑者其無レ後乎。」細味二此言一。則堯舜亦可三以慙二其德一。見二名古屋氏隨筆一。」是以伏羲以來。更レ姓者三十。以レ弑書者一百。其餘於レ篡紛々不レ可二疏擧一。風俗薄惡爲二何如一哉。【割註】今按。夫弑レ君弑レ父非二一朝一夕之故一。而春秋二百四十二年間。弑レ君者三十六。此紀神武以後四十一帝。凡一千四百年矣。所レ書唯二帝。而然俱在レ報二私怨一。而非レ有レ意二于神器一者。弑春秋比々不レ已。此紀無二一載レ之者。宜乎。西人尙稱二君子禮義之國一也。」

○西土世次大概

天地分盤古出、人之始、君之極云云。三皇　太昊伏羲　炎帝神農氏　黃帝有熊氏　小昊金天氏　顓頊高陽氏　帝嚳高辛氏　伏羲より神農に至るまで凡一萬七千七百八十七年、神農より黃帝迄五百十九年黃帝有熊氏在位百年也。是迄を三皇と號す。少昊金天氏在位八十四年。黃帝の子也。顓頊高陽氏在位七十八年。黃帝の孫也。帝嚳高辛氏少昊の孫也。在位七十年にして崩ず。子ノ摯位をつぎて不德也。九年にして廢せらる。天下帝摯の弟放勳を尊んで帝とす。此帝堯也。【割註】三皇　太昊伏羲氏　炎帝神農氏　黃帝有熊氏　弘安國書序皇甫謐帝王世紀。伏羲　神農　祝融　白虎通。伏羲　女媧　神農鄭康成。燧人　伏羲　農皇　宋均譙周。遂皇　戲皇　農皇　風俗通。天皇　地皇　人皇　皇王大紀。天皇　地皇　泰皇　史記秦紀。索隱炎黃二帝雖二相承一。帝王世紀中間隔二八帝五百年一。」

唐、帝堯の時國號を唐と云。虞、　堯天下を舜に禪りて、舜の時國號を虞と云。夏、　舜天下を禹に禪りて、禹の時國號を夏と云。殷、　禹王十七世の孫桀王惡行ありしにより、湯王桀を亡し立て天子とな

る。湯王の國號を殷といひ、商とも云。周、殷ノ湯王三十世の孫紂王悪行ありしにより、武王紂を亡し立て天子となる。武王の國號を周と云。武王十二世の孫幽王までを西周と云。平王都を東都に遷す。是より東周と云。合して三十七世。夏殷周を三代と云。秦ノ始皇帝周を滅して天子となり、國號を秦と云。周末より秦ノ天下を取る間を指て戰國と云。前漢秦二世にて亡で漢と國號を改む。漢ノ高祖天子となる。漢十二世にて王莽と云人天下を奪ふ。是迄を前漢と云。後漢、光武帝王莽を亡して、又漢ノ世となる。是を東漢とも云。三國、後漢は十二世にて、魏ノ曹操、蜀ノ劉備、呉ノ孫權天下を爭ひ取んとす。此時をさして三國と云。魏曹操遂に天下を取て國號を魏と云。晋蜀は二世にて魏に降參して、魏は五世、呉は四世にて共に降して晋の世となる。呉、東晋、西晋四世にて亡び、晋元年立、是を東晋と云。宋、東晋十一世にて劉裕天子となる。是を宋と云。又劉宋と云。齊宋八世にて齊となる。梁七世にて陳の世となる。陳梁四世にて　の世となる。呉、東晋、宋、齊、梁、陳六朝と云。隋陳五世にて隋となる。唐隋三世にて唐の世となる。是を李唐といふ。五代李唐二十一世にて亡び、其後梁二世、後唐四世、後晋二世、後漢二世、後周三世、五代の時と云、又五季と云。宋是を趙宋と云、五代亡びて元の世となる。元宋十八世にて元の世となる。明元十世にて明の世となる。清十九世にて清の世となる。委しくは資治通鑑、歴史綱鑑等を見て知べし。貞丈

○物理小識云、伏羲至舜一千二百三十年、夏四百五十八年、商六百四十年、周八百七十三年、秦四十九年、漢四百六十九年、魏一年、晋一百五十九年、宋齊梁陳隋一百九十八年、唐二百八十九年、後五代五十三年、宋三百二十九年、元八十八年、明至㆓崇禎戊辰㆒二百六十一年、今按、自㆓崇禎戊辰㆒至㆓清嘉慶壬戌㆒百七十四年。依㆑此合纂自㆓伏羲㆒至㆓嘉慶七年㆒凡五千二百六十二年也。明國二直十三省。幅員方六百里。日本國之五倍也。北極出地自㆓四十二度㆒及㆓二十九度㆒。南北相距廿三度。

○闇齋云。若㆓我國寳祚天壤無窮之神勅㆒萬々歴々焉。則六合之間。載籍之傳。譯說之通。所㆑未㆓曾見聞㆒

也。

○又云。西國有湯之大聖。爲二放伐之始一。孟子之大賢。復爲レ祖二述之一。則儒者紛々。有二不レ得レ已之論一。亦必到之勢也。【割註】今按。五雜俎曰。倭國亦重二儒書一。凡中國經書皆重價購レ之。獨無二孟子一云。有レ携二其書一往者舟輒覆溺。此亦一奇事也。武備志亦擧二日本嗜好部一曰。四書則重二論語學庸一。而惡二孟子一。此亦可二以徵一矣。「獨推二我朝之人一。生二乎君々臣々忠厚誠篤數萬歲之邦一。何苦乃信二外國二本之說一。悍然不レ顧三其天誅神罰之爲二何物一。推夫。莊子所レ謂以二詩禮一發レ冢者於レ是乎驗矣。【割註】西土之立レ國也二本焉。太伯之去夷齊之諫。事レ君無レ貳是也。成湯之放。武王之伐。順レ天應レ人。亦是也。豈有二兩是非二本一而何。」抑本朝神國也。從天安河之頭平安城之。今天照太神鎭常在二高天原一。明々赫々臨二我斯人一。天下之事。萬起萬滅。悉天士之日輪未レ嘗二手地人間一。皇統不レ可二移動一。此皆一人相將相與守秘護不二敢失墜一焉者。其豈陣野刻薄之儒所レ得而窺一也哉。夫本朝神明一本之國也。與二異邦之今日貴レ旗。明日賤レ祚者一。不レ可二同レ年而語一云云。

○國學忘貝云、伴部安崇の和漢問答に云はれし如く、恐れ多けれども、若日本に桀紂などの悪王ありて、其下に湯武の如き聖人ありとも、決して君とは仰ぐまじ。武烈天皇の御跡にて、繼體天皇を迎へ奉りしを思ふべし。西土人さへ堯舜は父子の衰へ也。湯武は君臣の變也といはずや。武王の紂を伐て後、微子の賢人を立べしと、門人の問ければ、先生眉をひそむと、朱子語類にも見えたり。誠に国ならぬ悪きは、聖人もやむことを得給はぬなるべし。

○河田孤松正矩云、湯武は簒奪の魁首にして、後世の不臣は皆此輩を以て口實とす。孔孟是に阿黨をなして、一夫の紂を誅する也。其君を弑せるにはあらずなどの辯は、諛言の甚しきもの也。武王實に聖たらば、紂が不道を諫て、猶是を用ひずば、其祿を辭するは道也。其ことごとく叛て、是を推戴せば、紂が位を降して小國に封じ、幸ひ殷宗族箕子、微子等の有德の君子あれば、是を保護して位に即しめ、其

身は西伯の職に復し、伊尹が太甲に事ふ如くせば、貴の聖人とも謂つべし。紂が不道を幸として、一諸諫諍の言もなく、兵を孟津にしめして、天下の與將を革り、鹿臺の戰には、還て渠が內臣に內應して戈を倒にし、裏切の詐謀をなす。假令如何なる不德ありとも、主君と稱する人の首を斬害して、其國を掠奪ひ、有德の箕子の才智を諱いやがりて、外境の朝鮮へ放流し、武庚が不德を利して小朱に封じ、天下の重きを水の上の沫の如くなる孺子に與ふるの類、いか程善行ありとも、後世に至りて弑逆の華頭を挨して絶ず。纂奪のものは舜禹を稱し、征伐して篡むるものは湯武を祖とす、王莽、董卓、曹操、司馬昭より以来、君を弑し主を倒て、代を奪ふて耻とせず。上聖人を以て口實と爲、若湯武の類の人を聖人とせば、異國の聖人は、我朝にては朝敵叛逆の棟梁とて、何でもなきものなりと心得べしと云。【補註】陸九淵子靜（象山）曰。唐虞之際、道不レ在ニ堯舜ニ而在ニ皐陶ニ。殷周之際。道不レ在ニ文武ニ而在ニ箕子ニ。」

○湯放レ桀南巣又 武伐レ紂。秦滅レ周。漢楚戰。禮樂之壞變爲ニ戰場ニ云云。【補註】湯遂放ニ其君ニ、武遂弑ニ其君ニ、以ニ其民ニ也、故武成。（周書）曰、血流漂レ杵、輒讀、盡信レ書則不レ如レ無レ書、吾於ニ武成ニ取ニ二三策ニ而已矣、仁人無ニ敵於天下ニ、以ニ至仁ニ伐ニ至不仁ニ、而何其血之流レ杵也。強哉辯、仁者豈弑レ君也。」禮記檀弓曰。殷人作レ誓而民畔。周人作レ會而民始疑。曲禮曰。約信曰レ誓。」

○湯放ニ其君ニ。而作レ樂曰ニ大護ニ。又九招。

○武殺ニ其君ニ。而作レ樂曰ニ大武ニ。命ニ周公ニ作ニ大武ニ。

○尚書ノ湯誓ニ曰。今朕必往。爾尙タスケ輔ニ予一人ニ。致ニ天之罰ニ。予其大賚レ汝。爾無レ不レ信。朕不レ食レ言。爾不レ從ニ誓言ニ。則予孥ニ戮汝ニ。罔レ有レ攸レ赦。

○本居宣長云、もろこし殷ノ湯王の夏ノ桀王を討んとして、民に誓ひたる詞に、予其大賚レ女云云。女不レ從ニ誓言ニ則孥ニ戮女ニといへるを見れば、従はぬものも多かりしを、なづけもおどしもして、しひて己レに従はしめたる也。實に民の心にいみじく桀を悪みて湯を思ひたらんには、かゝる誓言はあるべくもを

ほえず。又周ノ武王も實に國民の苦をすくはんために、紂をば討たるならば、箕子などを立てこそ、王にはすべきなるにさはせずして、をのれ其國を奪ひて王になれるはいかに、さて箕子には朝鮮をあたへしは、もし後に己が愁をなさんかとあやぶみ、さる遙なる國には遠ざけやりし也。抑彼ノもろこしなどは、天はじめより定れる主はなくして、君臣の義もたゝざる國にして、君を亡して國を奪ふも常なれども、天のあたへし如くに巧言いひなして、世の人を欺たるがにくき也。又さるあしき人どもを聖人としてもてはやすがをかしき也。

○史記儒林傳曰。湯武非レ受レ命。乃殺也。又曰。冠雖レ敝必加ニ於首一。履雖レ新必關ニ於足一。何者上下之分也。今桀紂雖レ失レ道。然君上也。湯武雖レ聖。臣下也。夫主有ニ失行一。臣下不レ能ニ正言匡レ過以尊ニ天子一。反因レ過而誅レ之。代立踐ニ南面一。非レ殺而何也。

○東坡武王論曰。武王非ニ聖人一也。昔孔子罪ニ湯武一云云。學者以ニ湯武一爲ニ聖人之正一。若當レ然者。皆聖人之罪人也。

○釋ノ玄光法師護法集云。武王簒弑作ニ僭上一者也。孟軻成ニ之於下一者也。孟乎。武乎。議ニ之於支那一則聖也。賢也。論ニ之於我朝一則大賊也。大姦也。

○書商書仲虺之誥曰。成湯放ニ桀于南巢一。惟有レ慚レ德。曰。予恐來世以レ台爲ニ口實一。

○桓公二年左氏傳曰。武王克レ商遷ニ九鼎于雒邑一。義士猶或非レ之。

○史記六十一伯夷列傳第一曰。孔子曰。伯夷叔齊不レ念ニ舊惡一。怨是以希。求レ仁得レ仁。亦何怨乎。余悲ニ伯夷之意一。睹ニ軼詩一可レ異焉。其傳曰。伯夷叔齊孤竹君之二子也。伯夷名元字公信、叔齊名致字公達、父欲レ立ニ叔齊一。及ニ父卒一。叔齊讓ニ伯夷一。伯夷曰。父命也。遂逃去。叔齊亦不レ肯レ立而逃レ之。國人立ニ其中子一。於レ是伯夷叔齊聞ニ西伯昌善養レ老。盍往歸。及レ至西伯卒。武王載ニ木主一號ニ文王一。東伐レ紂。伯夷叔齊叩レ馬而諫曰。父死不レ葬。爰及ニ干戈一。可レ謂レ孝乎。以レ臣討レ君。可レ謂レ仁乎。左右欲レ兵レ之。太公曰。此義人也。扶而去レ之。武

王已平ニ殷亂一。天下宗レ周。而伯夷叔齊恥レ之。不レ食ニ周粟一。隱ニ於首陽山一。采レ薇而食レ之。且レ死作レ歌。其辭曰。登ニ彼西山一兮采ニ其薇一矣。以レ暴易レ暴兮不レ知ニ其非一矣。神農虞夏忽焉沒兮我安適歸矣。于嗟徂兮命之衰矣。遂餓ニ死於首陽山一。由レ是觀レ之。怨耶非耶。或曰。天道無レ親。常與ニ善人一。若ニ伯夷叔齊一。可レ謂ニ善人一者。非耶。積レ仁潔レ行如レ此餓死云云。

○又曰。周武王之東伐。至ニ盟津一。諸侯叛レ殷。會レ周者八百。諸侯皆曰。紂可レ伐矣。武王曰。爾未レ知ニ天命一。乃復歸。紂愈淫虐不レ止。微子數諫不レ聽。乃與ニ太師少師一謀遂去。比干曰。爲ニ人臣一者不レ得レ不ニ以レ死爭一。迺強諫レ紂。紂怒曰。吾聞聖人心有ニ七竅一。剖ニ比干一觀ニ其心一。箕子懼。乃佯狂爲レ奴。紂又囚レ之。殷之太師少師乃持ニ其祭器一奔レ周。周武王於レ是遂率ニ諸侯一伐レ紂。紂亦發レ兵距ニ之牧野一。甲子日。紂兵敗。紂走入ニ鹿臺一。衣ニ其寶玉衣一。赴レ火而死。周武王遂斬ニ紂頭一。懸ニ之白旗一。

○戰國策曰。舜雖レ賢不レ遇レ堯。不レ得レ爲ニ天子一。湯武雖レ聖不レ當ニ桀紂一不レ王。史記五帝本紀曰。舜冀州之人也。舜耕ニ歷山一。舜者農人也。禹湯文武者人臣也。謂皆有ニ聖德一。故不レ利レ君而利レ私也。彼以爲レ道耶。則上下易レ位。君臣反覆。顚ニ倒衣裳一。蓄詩猶詠レ之。君臣反覆。則天柱折地維絕。道本敗焉。堯之舉レ舜。彼以爲レ聖耶。使ニ其子孫爲ニ人臣一。豈父子之情哉。彼以爲レ安レ民耶。上下易レ位。使ニ民無レ道也。舜之受レ堯也。彼以爲レ義耶。臣ニ君之子一。則忠臣之未レ所レ爲レ快。彼以爲レ受耶。云云。

○呂氏孟春紀去私篇曰。堯有ニ子十人一。不レ與ニ其子一而授レ舜、又曰。舜有ニ子九人一。不レ與ニ其子一而授レ禹。

○呂氏春秋仲冬紀當務篇云。以爲堯有ニ不慈之名一。又曰。行篇文王曰。父雖ニ無道一。子敢不レ事レ父乎。君雖ニ不惠一。臣敢不レ事レ君乎。

○國語云。晉語 殺レ君以求レ威。非ニ吾所ニ能爲一。

○呂氏春秋孟秋紀蕩兵篇云。五帝固相與爭矣。遞興廢。勝者用レ事。

○史記五帝本紀ノ註云。竹書云。昔堯德衰爲ニ舜囚一也。又云。舜囚レ堯。復偃ニ塞丹朱一。使レ不ニ與レ父相見一。

也。
○孟子告二齊宣王一曰。君之視レ臣如二手足一。則臣視レ君如二腹心一。君之視レ臣如二犬馬一。則臣視レ君如二國人一。君之視レ臣如二土芥一。則臣視レ君如二寇讎一。
○皇明通紀云、明太祖孟子の土芥寇讎の章を見て、深く孟子を怒り惡み、廟祭を除かんと云れし事あり。
○孝經序云。君雖レ不レ君。臣不レ可二以不一レ臣。父雖レ不レ父。子不レ可二以不一レ子。
○呂氏春秋云。君雖レ不レ惠。臣不レ敢レ不レ事レ君乎。
○岩垣孟厚云。（姓三谷。名彦明。）湯武之放伐。謂レ出二於不一レ得レ已者則然。視二之堯舜揖讓一。未レ無レ辨焉。孔子不二詳論一。蓋爲レ周諱レ之也。然其於レ論レ桀紂曰未レ盡レ善也。其微意可レ見。孟子以二天命一斷レ之。果哉。末二之難一矣。當時周王在レ上。而孟子說二諸侯一以レ王二天下一。且曰。今時易レ然。則似下賢聖之君不レ興。於二周室一爲レ幸者上。也。程朱二氏從而贊レ之。至下以二放伐揖讓一爲中一揆上。余未レ能レ無レ疑焉。若夫書稱二受命一者。多於二臣子贊揚之辭一。未下是以爲二確證一也。嗚呼殷湯之恭二日躋一。夷齊之論二君臣一。不レ可レ不レ思焉。蓋後之君子非レ不レ欲レ論二究之一。亦各不レ能レ無下食二馬肝一之嘆上而已。吾邦開闢以來帝王系統莫レ有二革命之事一。禮義冠二萬國一。異邦人主之所二以深致一レ欽羨一也。自レ我觀レ之。孟子及程朱之言多見レ不レ知二其醜一也。
○孟子考云。（赤松國鸞著）古人刺二孟子一者亦甚不レ少。王充作二刺孟一。馮休著二删孟一。司馬公作二疑孟一。李太白作二非孟一。晁以道作二詆孟一。黃次伋作二評孟一。余謂孟子雖レ志二治安一。而大率致二諸侯一以レ反レ周。要不レ免二乎戰國遊說之徒一。【割註】元世に渡りし聖賢通志全部百八十三卷、本朝へ七部程渡る、其內一部、我君の文庫に在。右の書本卷七十（四十一丁）孟子の事を精しくこれを載す。孟子齊國に過る事、都て三たび、其三度目に徒齊ノ卿官王驩が爲に毒食を以て、齊の北門の側にして殺され給ふ。（珍書考）」

百草露　卷四

○延喜太神宮式ニ曰、摘要、伊勢太神宮

太神宮一座、【割註】在ニ度會郡宇治ノ郷五十鈴ノ川上ニ」

天照太神一座　禰宜一人從六位官、大内人四人、

相殿二座　物忌九人、童男一人、童女一人、父九人　小内人九人。

荒祭ノ宮一座【割註】太神荒魂、去ニ太神宮北ニ二十四丈、」内人二人　物忌父各一人。」

右二宮、祈年、月次、神嘗、神衣等祭供之。

度會ノ宮四座在ニ度會郡沼木ノ郷山田原ニ

○豐受太神一座　禰宜一人從八位官、大内人四人、物忌六人。

相殿三座　父六人、小内人八人

多賀ノ宮一座豐受太神荒魂、去ニ神宮ニ

右二宮、祈年、月次、神嘗祭供之。

或書ニ云

○内宮ノ祭神神領四萬二千石也、天照太神　【割註】在ニ度會郡宇治ノ五十鈴ノ川上ニ」

天ノ手力雄ノ命　右萬幡豐津姫ノ命

○外宮ノ祭神豐受皇太神神領八百石餘。又國常立ノ尊　相殿天津彦火瓊々杵ノ尊　【割註】吾勝尊之子、即天

照太神ノ孫也。右天ノ兒屋根ノ命與高皇靈之子。天ノ太玉ノ命高皇靈之子。白ニ内宮ノ鎭座ニ凡四百八十二年ノ後也。【割註】今在ニ齋宮村ニ。多氣郡或竹ノ郡。

○出雲ノ國大社　本社　【割註】即天ノ日隅ノ宮、祭神大己貴ノ命」高ッ八丈六間四方、【割註】一間半四方、天井書レ雲」一

客座五神長三間、深一尺五寸、御向社二間四方、筑紫ノ社同上、天前ノ社同上、門ノ社同上、二字、

○素鵞ノ社即出雲ノ社　釜ノ社一丈三尺、梁七尺、　命主ノ社二門四方、　出雲ノ井ノ社同上、　杵那都ノ社有レ壇無レ社。諸神筑ニ大社ニ時聚會之地。　氏社二字

桁一丈三尺、梁七尺、　大歳ノ社五尺四方、　離宮有ニ拜殿ニ、同神、　御手洗ノ井六月朔日、廿八日祭あり。　御饌ノ井　眞名井　供祭所　樓門　觀

祭樓　瑞籬　回廊　八足門　水屋　拜殿　神樂所在ニ拜殿ノ内ニ　會所毎月於ニ此所ニ連歌執行、　寶庫　書庫　神厩金銅馬、　荒垣

鳥居四基　雜庫

風土記ニ云、出雲郡杵築郷、郡家西北二十八里六十歩、八束水臣津野ノ命之國引給之後、所レ造ニ天下ニ大神之宮、將レ奉與、諸皇神等參集宮處、杵築。故云ニ寸付ニ。（キツキ）神龜三年寸付ノ字爲ニ杵築ニ。

○出雲國日ノ御崎大社ノ寶物、天保十五辰年二月六日將軍家上覽。一條院廳下文白川ノ院上皇五人御判物　後醍醐天皇ノ綸旨二卷　後土御門ノ院宣旨　賴朝卿ノ御判物御建立ノ記　義經ノ願書ノ寫　賴嗣將軍ノ御下文　惟康親王ノ御教書　守邦親王ノ御下文　尊氏將軍ノ御下文　義持將軍ノ御判物　耕雲明魏筆記同御奉書　義滿將軍ノ御下文　義滿將軍ノ制札　義政將軍ノ御教書　義植將軍ノ御返翰　義澄御遷宮造化綠薄　義晴卿同上　弘安六年松田氏知行安堵ノ書　京極治部少輔政經蓬萊竹ノ證文　天文十一年大内義隆ノ願書　尼子義久ノ證文　毛利輝元ノ制札　神功皇后ノ御作高麗犬　喉輪（割註）義家朝臣ノ寄進、　埼田大炊ノ介家次ノ作　腹卷（割註）名和伯耆ノ守長年寄進、　埼田左近太夫家政ノ作、」　兜【割註】鹽屋判官高貞ノ寄進、　埼田兵衛ノ作家安ノ作、」　短刀尼子伊豫ノ守經久ノ寄進、　正宗ノ作、　雄劍一腰大内義隆寄進、　白鞘刀一腰毛

利元就ノ寄進、其外不レ遑ニ枚擧一。

○神代ノ卷曰。乾道獨化所以成ニ此純男一。

乾　國常立ノ尊　國狹槌ノ尊　豐斟渟ノ尊

坤　埿土煮ノ尊　沙土煮ノ尊　大戸道ノ尊　大苫邊ノ尊　面足ノ尊　惶根ノ尊

⚋⚋ 乾は陽にして成ニ此純男一、故三人は男也。

⚋⚋ 伊弉諾ノ尊　伊弉冉ノ尊

⚋⚋ 左は男　右は女　是乾は男也

⚋⚋ 乾は男にして伊弉諾ノ尊

⚋⚋ 坤は女にして伊弉冉ノ尊、これを兩親として天照皇太神出生し給ふと云る義也。陽復記

○我國泰伯後之辨　晉書卷九十七　倭人傳ニ云。倭人在ニ帶方南大海中一云々。男子無ニ大小一悉黥レ面文レ身。自謂ニ太伯之後一。

○日本書紀纂疏ニ云、上之一、吳太伯姬姓。逃ニ荊蠻一斷レ髮文レ身。以避ニ龍蛇之害一。而吳瀕ニ東海一。本朝俗皆黥面推髻、故稱ニ太伯之後一。此蓋附會而言レ之。然吾國君臣爲ニ天神之苗裔一。豈太伯之後哉。號ニ姬氏國一者。出ニ誌公讖文一。考ニ韻書一。姬婦人之美稱。天照大神始祖之陰靈。神功皇后中興之女主。故國俗或假ニ用之一。惟依レ字不レ依レ義也。

○異稱日本傳ニ松下見林云。謂ニ太伯之後一者。此爲ニ肯出一。指ニ晉書一、夫レ一犬吠レ虛千犬吠レ聲。從ニ晉書一此言出。後史多同然一レ辭。何其不レ詳乎。聽者不レ察。引以爲ニ口實一。何其惑乎。自ニ天地開闢之始一。有ニ我國一。而號曰ニ大日本豐秋津洲一。我君之子世々傳レ統。所謂天照太神之神孫也。吳始レ自ニ太伯一。世之相後數千萬歲。日

不何爲ソ太伯之後哉。按二史記吳ノ世家一。太伯卒無レ子。弟仲雍立。後十七世夫差爲二越ノ勾踐一所レ滅。斯時當二我朝孝昭天皇三年一。夫差之前吳不レ通二日本一。謹按二國史及我諸書一。有ヿ異域ノ人。嚮レ風慕レ我來爲二臣民一者上。其氏族混二雜別一。雜別種類甚多。其中有二松野氏一。新撰姓氏錄ニ曰。松野吳王夫差之後也。此レ吳人來二于我一之始也。三國ノ時。我通レ吳。日本書紀曰。應神天皇三十七年春二月。遣二阿知使主都加使主於吳一。令レ求二縫工女一云々。政事要略第二十五卷及維摩會緣起ニ曰。大織冠鎌足執政ノ時、百濟禪尼法明來二于對馬嶋一。吳音誦二維摩經一。因吳音曰ニ對馬讀一。乃吳音之源起也。不レ求二其端一。不レ訊二其末一者。牽强トシテ曰。吳国ノ風斷レ髮文レ身。我俗亦斷レ髮吳服。而多二吳音一。則太伯之後也。此豈非二傅會之說一乎。或以三官人簪飾二曾一爲二文身之義一甚大謬也。男子以二倍子鐵漿一染レ齒者。起二於鳥羽院天皇一。專見二惠明院僧正記一。釋圓月作二日本史一。獻二于朝一。以二太伯一爲二始祖一。故有レ議不レ行。見二蕉了子抄一。源ノ親房公神皇正統記、闢二傳言之說一爲二大[illegible]一矣。

○南朝平壤錄ニ四卷ノ云。日本故倭奴國也。通鑑前編以爲吳亡、子孫入レ海爲レ倭。故自云吳泰伯後。墨談以二倭國有二徐福ノ祠一。謂爲二福後一。故中國呼レ倭爲二徐倭一者非也。蒼仁山撲ヲ曰。諸夷人達二王于甫東一。數百上而推レ之。非二實有ヲ所レ本。徐福云者、諸書皆以ニ福居二倭夷二州一。號二秦國一。但屬二之倭一耳。

○異稱日本傳ニ云。通鑑前編ニ日本爲二秦伯之後一。墨談亦爲二徐福之後一。諸葛氏俱以爲レ非。此實得ニタリ事之正一矣。

○史記卷ノ六始皇本紀曰。方士徐市等入レ海求二神藥一云々。又卷ノ百十八淮南王安ノ傳、曰。使二徐福一入レ海求二神異物一云々。徐福得二平原廣澤一止王不レ來。

　松下見林云。王ノ字非也。徐福來二于我一爲レ氓。

○後漢書百十五東夷傳曰。倭在二韓東南大海中一云々。秦ノ始皇遣二方士徐福一入レ海求二蓬萊神仙一不レ得。畏レ誅不二敢還一。遂止二此州一。

○松下氏云。徐福覩二國之光一來二脫於虎豹之秦一。死爲二神在二熊野三山之間一。
今按。神武天皇第五代孝照天皇ノ御宇。呉ノ秦伯之後夫差來二歸我國一。是今ノ松野氏之先也。見二姓氏錄一第
七代孝靈天皇ノ御宇。秦ノ徐福避二邦之暴一。來二歸我國一爲レ民。而往二熊野ノ邑一。其慕二我國之德化一而爲二臣
爲レ民者也。異邦之人傳二聞此等之事一而。遂云。日本者太伯之後。或云。徐福之後。皆年代遙隔。不二
熟考一言者而後世非レ之議爾朝平壤錄出者宜哉。太伯。徐福之前數千歲。有二我國一有二我天皇一。何云二遙
後呉秦之裔一乎。外夷人而有二此言一亦分也。我國之儒士等幸左二袒之一助長者。實可レ爲二之誅伐一不レ可レ逭
之大罪人。噫可レ不レ愼乎。々々々。

○小戸橋之檍原　貝原謂。當レ在二筑前ノ國糟屋郡一。有二立花一。其山名二立花山一。志賀ノ海神社見レ式。那珂郡住
吉ノ神社見レ式。席田郡有二青木村一。去二住吉一二里許。早良ノ郡姪濱有二小戸一。今小祠在二其側青木村一。其地
海濱而亦有二川流一。據二此說一則。古昔日向亦爲二九國ノ總號一也。日本書紀神代ノ卷上四神出生ノ段。第六一
書曰。伊弉諾ノ尊旣還。乃追悔之曰。中略、往至二筑紫日向ノ小戸橋之檍原一而祓除焉。遂將レ盪二滌身之
所汚一。乃興言曰。上瀨是太疾。下瀨是太弱。便濯二之於中瀨一也。因以生神。中略、凡有二九神一云々。同段十ノ
一書曰。乃往見二粟門及速吸名門一。然此二門潮旣太急。故還二向於橘之小門一而拂濯也。

○海宮遊行ノ段第四ノ一書曰。海神所レ乘駿馬八尋鰐也。此堅二其鰭背一而在二橘之小戸一。

○神功皇后紀足仲彦ノ天皇九年春三月條下ニ曰。於二日向ノ國橘ノ小門之水底一所居。而水葉稚之出居神。下略

○舊事本紀卷ノ一陰陽本紀曰。往二見粟門及速吸名門一。然此二門潮太急。故還二向於日向ノ橘之小戸ノ檍原一
而祓除焉。

○古事記ノ上卷曰。到二坐筑紫日向ノ小門之阿波岐原一而禊祓云々。

○神代ノ卷纂疏ニ曰。筑紫九州之總名。日向一國之名。小戸ノ橘之檍原在二日州之地一也。

○橋三喜一ノ宮巡詣記ノ一ニ云、十六日延寶三九月江田の御社へ参り、【割註】神名帳日向ノ國宮崎郡江田ノ神社、」

それより檍原の住吉に詣でゝ、

尋ねきてきけは心もすみよしの松はあをきか原の神風

此海邊に伊弉諾尊禊し給ふ上中下の三ノ瀬ありと傳えし、十七日鵜戸ノ山法華嶽へ参る。山伏を花が鵜よりあないにたのみ、宇土の岩屋へおもむき、上別府を通り、赤江ノ川舟あり、此所を小戸の渡りと云。ここにも三ツの瀬あり。古歌に、

日向なる小戸のわたりの潮瀬見にあらわれ出し神そましします　全文略レ之

○有三部及神代ノ卷纂疏、一ノ宮巡詣記等皆以ニ小戸ノ檍原ニ爲ニ日向ノ國ニ而併ニ考地圖ニ則自炳然。然松下見林、貝原好古、並以ニ筑前ノ國ニ矣。是不レ知レ有ニ何據ニ。跡部良顯神代ノ渾沌草亦從レ之。岡田正利辨レ之著ニ日向ノ住吉考ニ焉。然甚麁略而雖レ備ニ確證ニ。予幸頃日彼地ノ圖故作レ之。考證且舉ニ彼謬說之全文ニ所レ辨レ之如レ左。

○松下見林ノ記云、宗砌法師云、橘之小戸、筑前ノ立花是也レ謹按。筑紫日向九國ノ總名本一州也。故上古名ニ筑紫ノ洲ニ。古事記、爾々藝命詔曰。此地全向ニ韓國眞來通笠狹之御﨑ニ而朝日ノ直刺國。夕日之日照ノ國也。此日向之義所ニ以由起ニ也。以レ今觀レ之則筑前ノ國向ニ三韓ニ之適也。然總ニ九國ニ言レ之。如レ此則日向亦爲ニ筑紫通稱ニ可レ知而已。後世察ニ地勢向背ニ。西南一方名ニ日向ニ。筑紫ノ神所在之地名ニ筑紫ニ。不レ辨レ之者今於ニ日向ノ國ニ强求ニ小戸之地ニ。故神代ノ卷抄云。小戸今日向ノ小戸ノ磐屋也。此說甚非也。何哉。問ニ之日向ノ國人ニ云。有ニ鵜戸ニ而無ニ小戸ニ。宗砌之說以ニ小戸ニ爲ニ筑前ニ是歟。至ニ于今ニ筑前之地猶存レ橘。俗云ニ立花ニ。檍俗云ニ青木ニ等名ニ。而有ニ住吉大神ニ同時所レ顯ニ志賀海ニ。振古亦在ニ筑前ニ決矣。

高潔按。橘ノ小戸ノ神原在ニ日向ノ國ニ。宗砌爲ニ筑前國ニ據ニ何等ノ書ニ歟。今筑紫國者。雖ニ九州之總名ニ。神代ニ割爲レ四。故神代ノ紀ニ曰。筑紫日向。古事記ニ曰。次生ニ筑紫嶋ニ。此嶋亦身一而有ニ面四ニ。每レ面有レ名。故筑紫ノ國謂ニ白日別ニ。豐國謂ニ豐日別ニ。肥ノ國謂ニ速日別ニ。日向ノ國謂ニ豐久士比泥別ニ云々。紀

文ニ曰。云ニ既還一。云ニ還向一。共還ニ御本宮一之義也。直指抄ニ曰。諸ノ尊之都在ニ日向ニ云々。出見ノ尊海宮遊幸亦經ニ此地一。與ニ海宮考一宜ニ併考一。然則小戸ノ檍原者非ニ筑前一決矣。橘氏經ニ歷實地一而所レ著之遊話記。可ニ以爲ニ證文一。又立花。青木。今雖レ在ニ筑前一。共後世之地名也。住吉志賀ノ神在ニ筑前一。則神功皇后ノ御宇三韓往來之道路而鎭坐者也。見林等未レ考ニ如レ此事一矣。不レ見ニ地圖一。只以ニ彼法師之僞說一決ニ于筑前一者誤也。不レ可レ用也。

○貝原好古云、筑前粕屋郡に立花と云所あり。其南一里席田郡に青木邑あり。自レ是住吉ノ社は一里餘あり。又早良郡姪村に小戸と云所あり。【割註】是より橘山をば遙に見わたす。」一小祠あり。俗小戸の地藏といへども、是諸尊を祭るならん。又小戸より一里ならずして海邊近き所に青木と云所あり。屬ニ志摩郡一海邊より半里にも不レ足の所也。此村に隣れる神原谷村今宿など云るは海邊にて、古昔一村にて、すべて是を青木村と云。然れば、今宿といへるは海邊にて、小戸より其間近くつゞけり。此邊すべて海濱にてあれば、上瀨下瀨などゝいふべきにや。又住吉、志賀兩神も、此所より二三里が内に近く鎭坐し給ふなれば、小戸ノ檍原は是をやいふべき。

高潔按、好古ノ妄信ニ川見林之說一。且地名等雖レ似ニ委曲考索一。小戸ノ檍原之事跡。今現ニ存日向國宮崎郡一。則今無用之言耳。岡田正利曰。見林。好古之說共非也。橘ノ小戸者去ニ宮崎一四五里。去ニ筑前一凡百里餘。則出見ノ尊何一日之間遊幸哉。又筑前ノ國住吉社者三神也。日向ノ國住吉九座也。筑前ノ國橘者立花氏之城跡。而後世之地名也。然則小戸ノ橘ノ檍原何在ニ筑前一乎。此說有ニ條理一。故記爲ニ參考一而已。

○古語拾遺略注ニ云、按、此書世間有ニ三本一焉。古版本是惟宗允亮之所レ點由。見ニ卜部兼直卿之奥書一。此本有ニ嘉祿、保安、嘉元、延文、文明之奥書一。二者伊勢神宮之本。是外宮龍熈近貞享二年所レ著言餘抄之本也。三者改板本。是近江國四ノ宮神主大伴ノ重堅元祿九年訂ニ正古板之字訓一新刻之本也。此三本今流ニ

布于世ニ。其他尾張ノ國眞福寺藏古寫本。豐原家樂書所ニ引用ニ太神景憲ノ注有レ之。予未レ見レ之、近世諸家ノ注釋高田翁ノ示蒙節解。對馬ノ齋延ノ句解。龍熙近言餘抄。礒部昌言ノ纂注。其他不レ辨ニ古假名ニ而作レ之故誤謬多。今予採ニ熙貞之說ニ而撰。所レ賦ニ古假名ニ而用レ之。若夫理說附會者不レ取。間加ニ愚按ニ而作ニ此書ニ。然已於ニ日本書紀。古事記ニ者不レ載レ之。因云ニ略注ニ矣。按此書記ニ日本書紀。古事記所ニ遺漏ニ之古事古語。故有ニ古語拾遺之名ニ。然間有ニ與ニ書紀ニ同文者ニ。按此蓋將レ言ニ神代皇代系連ニ。先擧ニ皇統之大段ニ摘ニ其要領ニ。全此書者矣。又此書分ニ註于本文之下ニ者。皆後人之攙入、而決非ニ廣成之意ニ。我友日下部勝皐嘗作ニ疑齋ニ弁レ之。故略ニ其論ニ。書名古語拾遺者。古語神世皇代之古語也。然其主意專在レ嘆ニ齋部氏之衰廢ニ耳。拾遺者。此書中載ニ十一箇之所レ遺。且拾ニ書紀。古事記等不レ載之言事ニ而記レ之。故曰ニ古語拾遺ニ。序當ニ讀ニ波之賀岐ニ歟。從五位下位階也。齋部又作ニ忌部ニ。書紀曰。忌部首遠祖太玉ノ命。姓氏錄右京神別天神曰、齋部ノ宿禰高皇産靈ノ尊天ノ太玉ノ命之後也。宿禰。私記曰。昔稱ニ王子ニ爲ニ大兄ニ。又稱ニ近臣ニ爲ニ少兄ニ。宿禰之義也、廣成不レ見ニ國史ニ。延暦有ニ忌部人上ニ者祖父歟。此書奏覽大同二年廣成老齡逾ニ八十ニ。然則光仁帝桓武ノ帝御宇當ニ壯年ニ矣。

○四姓　源は人皇五十五代清和天皇第六ノ皇子貞純親王を祖とす。是より先キ源ありといへども、初て源姓を賜ふ　平は桓武天王葛原ノ親王を祖とす。藤原は天津兒屋根ノ命ノ孫大織冠也。橘は敏達天皇の曾孫葛城親王、或ニ云難波ノ親王とす。

○上野ノ國妙義ノ社は、三代實錄に波古曾ノ神社、今白雲山と云。一ノ宮巡詣記に、上野ノ國妙義村法性坊之方カ堂の正前に在。波古曾神社に在て末社の如し。又一說に、花山院内府、光秀の亂を避て是に來り妙義と云。才學菅原家に勝れりとて、法性房尊(親カ)道と稱す。死後社を建て妙義と云。鈴木氏云、小窓閒語に光秀と云人所見なし。南都花山ノ院右大將長矩薙髮して明魏と云、耕雲ともいふ。才學あり、□此人薨去しれず。恐らくは、此山ノ邊に退て終り給ひしならん。

○稲荷の神社、山城、山城風土記、神祇拾遺、諸社根元記等に、其神不二一決一といふ。大抵倉稲魂(ウカノミタマ)と心得て違なかるべし。或抄に、稲荷ノ社は秦氏ノ遠祖也云々。其説風土記に合して當得る歟。秦氏忌寸等ノ遠祖伊呂具秦公、稲粱を積置事を供す。然ノ日粟種を給ひ、陶器を餐給の人求めて餌るを思ひ出すに、右の秦氏を稲魂に擬し祀れるにや。賢按に、加田氏は譜呂の誤讀歟。猶可ㇾ尋。今稲荷の社に合祀るは加田ノ社也、

○神道の字、我帝紀を考ふるに、佛法に對していへるのみ。後世の如くことぐ\しく秘訣とするが如きはあらず。唯倭語にかうの道といふを漢字になしたるばかり也、と云人あり。むべ也。但神道と云字は同じけれども、今云意味違ふ事也。帝紀は神事に付ていへり。神の字を秘ノ字の意と見る。古より神家のふりたる名目にして、三妙加持經なんどいふものを妄作し、四重の密意深秘の傳授なんといふ事を思ひ仕出し、口決とせしかば、かゝる事を神道といふは、却て左も有べき事也。唯道と云は人倫の大路、尊び行ふ貴賤ともに行ふ理也。神ノ字を付、又人倫の道理也と、今の神道者のまげて辨作するは有まじき事也。易の神道の字をいへども。其意味を失ふ也。唯中古佛經をもの〻尊き限りと覺えたる人々なれば、佛書に只神道不思議なんといへる文字よりいへそめけると見えたり。神家の佛法を排するも五六十年已來の事也。そのかみは佛書も儒書もひとつに見えて、佛社の事も多く深く書し也。儒佛の異を立ていふも、近年宋元明の儒書どもわたり、林氏宋學を興してよりの事也。昔我國の儒者といふ人は、何れの師もなく、詞章をのみ大事に思へり。況や神家をや。然れば、今神書を僻く人の如きは古はなき事也。

○神前のこまたは高麗犬と書べしと云あり、按に高麗楽(コマガク)に狛犬と云曲あり。されば、いぬの名は韓の事也。

○吉田卜部家、寛文以後諸州の神社を以て、多くは吉田の令を受しむ。〔割註〕賢按に、是全く推足の功なるべし。〕我尾州熱田ノ清田(スミダ)、一ノ宮、津島等及び東照宮の神主職吉見幸和をも、彼家より諸事を令せんとせし事あり。さいつ頃も有し。邦君より〔割註〕關東へ啓し玉ひて止し、〕今年己亥享保四の春、又吉田より我

老家へ書を呈じ、さま〴〵いじりしかども、先例を以て吉田のいろなき事を申送られし。嗚呼吉田家、昔奸謀を以て伊勢太神宮をさへ我山へ得べき企ありし文明國上記、按に、是皆兼倶の謀也。其餘習今を今も忘れざるにや、諸國の神社を我有にせんとす。恐るべきにぞ。

吉川惟足は東都の産、魚店の商也。【割註】日本橋一町目尼ヶ崎屋五郎右衛門といふ、」松平但馬守直良主の魚の直千金ありといへども償はれざる故、行頭に家を取られ、わづかなる人の軒をかりて住せしが、京都へ登り、萩原家の下部となり、とかくして吉田家へ仕へ、兼頼卒後彼家の書を盗み取り、いとまを得て、自我に神道者となり事々しく鳴りしかば、吉田の人々、其傳なくして私に口説をなす事を咎めしかば、京を去り東都へ歸り、彌神道を説く、久しく京に在しかば、歌の事なんど聞き覺えて、利口に人の耳を驚かす。然るに舊事大成經の僞書造爲の事に緣りし故。鎌倉に追下さる。【割註】賢按に、此説不審。大成經の書の事は其後の事にや。」かゝる事なれど、潮信軒春翁稲葉美濃守正則、少將正俊大老堀田筑前ノ守、始ゝより彼説を面白き事にして、再び江戸へ呼返し口説をなせしと也。

賢按に、此言是に似て非也。委しく吉川惟足の傳に詳也。何にても甚だ器量もの也。其上會津侯正之肥後甚だ寵せられしゆへ、吉田家不叶、終には被召出上ノ神道者に成りし也。其砌靈元法皇甚だ逆鱗遊ばされし由。

藻鹽やく尾か崎やの神道は礒臭ひこと酒落臭ひこと

○上御靈ノ社は平安城鞍馬口通りの南にあり。祭神【割註】早良親王、藤原ノ夫人、橘ノ逸勢、藤原ノ廣嗣、吉備大臣、火雷神、」早良親王は光仁帝第二ノ皇子、延暦四年九月、朝を傾け奉らんと議をめぐらしける其聞えありければ、淡路ノ國に左遷し、同國高瀬に至り氣絶て薨じ給ふ。怨靈祟りをなしければ、同十九年七月に崇道天皇の追號を宣言し給ふ也。【割註】紀伊郡藤ノ森神社と同神也。」伊豫親王は崇道天皇の御子也。平城帝の御時、逆心あらはれしかば、川原寺に於て飲食を通ぜず終り給へり。藤原ノ夫人

は崇道天皇ノ后吉子と號し、伊豫親王の御母也。文屋ノ宮丸は承和十年十二月謀反の企によりて、伊豆ノ國に配流し卒し給ふ。橘ノ逸勢は右中辨從四位下入子の子也。嵯峨帝の御時の能書にして、本朝三筆の其一人也。仁明帝の御宇承和元年、謀反の事有て、これも伊豆ノ國に流罪せられ、九月に卒し給へり。藤原廣嗣は藤原ノ宇合の第一子也。太宰府に於て叛逆ありしかば、大野東人宣旨を蒙り馳向ひて戰ひけり。廣嗣敗北して白刀を以て首を落す。其頭忽チ天に昇り、空中にして赤鏡となる。人悉く即死す。豐後ノ國鏡宮、肥前ノ國板櫃明神等、其靈を祭る。吉備大臣は右大臣正二位也。本朝無雙の才人也。光仁帝寶龜六年に薨じ給へり。八十二歲。火雷神は天滿天神也。右八所ノ御靈也。朱雀院の御宇天慶二年に讀め奉る。古は上出雲寺也。故出雲寺の御靈とも云。例歲八月十八日の祭也。

君か代を守らんとてや九重に近く八所宮ゐしむらん　高清

○儒道に天と唱へて國に尊みおそるゝものは天津神也。天神は日月、星辰、司中、司命、【割註】司中、司命も亦星の名也。」觀師、雨師等是也。又道德也。論語述而ノ篇曰、天生ニ德於予ニ桓魋云々の天の如し。又時運盛衰自然の義也。書ノ太甲ニ、天ノ作孼猶可レ違。自作孼不レ可レ逭。孟子梁ノ惠王ノ篇吾之不遇魯侯天也の天の如し。この他人事に天をかけて唱ふる事あり。天功は書の舜典に見え、天命は書の益稷、又易ノ上象觀には、天之神道と云。下象傳には天地之道と云。天罰は書ノ甘誓、及び湯誓に見ゆ。天數は易ノ下象傳に見ゆ。天職、天情、天養、天政、並荀子ノ天論ノ篇に見ゆ。天綱は老子の第七十三章に見ゆ。天師、天民は並莊子庚桑楚に見えたり。中略、彼が天を敬するは、猶我日を敬するが如し。易說卦傳曰、立ニ天之道一曰ニ陰與ヲ陽天道は日月、星辰、風雨、寒暑是也。又天道は日也。淮南子原道ノ篇曰。冬至用ニ陽道ニ順ニ行九宮一。夏至用ニ陰道ニ逆ニ行九宮一從ニ天道一也。天道は日也。自注せしにてよく聞えたり。日は陽德をもて四象の主たり。然れども陽ひとり行かず、日は晝に照し、月は夜に照す。星辰風雨これが佐となりて萬物を化育せり云々。

按に、今兒童の口を綴て天道さまと云も理に叶へるにや。

○先國學に於て第一とすべきは國史の學也。これ開闢以來制度沿革を學び知ル事にて、是を詳にせんには、諸道に渉りて兼備するにあらざれば通達と稱すべからず。此學は古今の變遷・興亡の往蹟を歷觀し、得失議論の前轍を鑒察して、後の勸戒に備んとなり。今姑く古今を槩見すべき史策の一端を叙列す。【割註】書籍名こゝに略す。本書をみるべし。」

禮儀衣紋　官職禮儀の學問を、俗に職原と云。官位職掌の本原を尋知事なれば、略してかくもいふ也。此學は官職に、此度の高下ある事、其膳所の裁制、器物の飾、政務公事を考へ知ル事也。然るに、古より今に至るまで程久しき事なれば、世代に隨て變改したる事あり。是を沿革と云。其儀昔に從ひ、又は改張する事をいふ也。是に屬して装束の裁縫、染織及び冠帽劍、若くば隨身の諸物に至る迄、古今の異同あり。自餘冠婚葬儀に至りて故實制度あり。今伊勢、小笠原の諸禮儀方と云もの、此内にある事也。又とりわきて衣紋者と稱するものありて、一家をなせり。山科、高倉の二流ありて、曾て學ばざれば古書を讀にもし其事にあへば、甚だ晦きのみ多くして通ずべからず。

物語　是亦一家の學をなせり。作リ物語はもろこしの小說に似たり。寓言を本として略勸誡を示せり。上古には聞えず。うつぼ、竹取などをや初ともすべからん。其後世ノ中殊に行はれて家〳〵に作り出したる、いつしか闕減て今殘れるいくばくもあらず。其後に物語草紙などいへるもの多く出るといへども、是を古にたくらぶれば都揃いふべからず。所謂鉢かづき、鹽燒、文正の類是也。然りといへど、今にして是を見れば、故實古語猶存するものあり。且其時の變易、古今の人情を觀に足れり。寧捨べけんや云々

○齊東俗談云、宇治十帖、花鳥餘情或抄ニ云、此物語はじめは桐壺より終リ夢の浮橋まで五十餘帖、なべて式部がかきたるよしを思へる。或人の申侍るは、宇治十帖は娘の三位かけり。其證據あきらか也云々。まこ

とにても侍らば、班彪が漢書をかきたるを、班固がかきつぎたるに相似たり。【割註】大貳三位は右衛門ノ佐藤原ノ宣孝が女、後一條院ノ御乳母従三位なり。」

○宇治十帖をば大貳三位書たると云義あり。雖レ用歟。式部が息女の花鳥に見えたり。紅梅竹川に宇治二卷混雜せり。文體又時代のうつりかわるに任せて書か。

○宇治十帖の事、大貳三位が筆といへる説あり。師説不レ用レ之。其故は文體前にかはれり。紫式部が筆にあらずと云る義なれど、わざと體をかへたる也。時四代年七十年來が事を書たる故に、その間には人の言葉づかひなどもしらずしてかわれる也。末の世になる趣を見せたる也。尤式部が書たるなるべし。

○此物語の文法文體、史記によれり。先桐壺より匂ノ宮までの二十七帖の卷とは、本紀十二卷に比す。此宇治十帖をば世家三十卷になぞらふ。並十七帖をば列傳七十卷に擬す。其外卷々文法相似たる事ありと云々。

○又云、凡此物語莊子の寓言を摸すと云々。莊子に內外あり。內篇は理の根元をあかす。是亦桐壺より匂ノ宮までの二十七帖そのこゝろあり。外篇は物の事跡をあかす。宇治十帖に准ず。雜篇は事理をまじへあかす。是並の十七帖を摸す。これによりて文體のかわりめあるべき事勿論也。

○宇治と號する事、菟道稚郎子の事を花鳥にひけり。尤興あり。此物語桐壺ノ帝を漢高祖になづらへたる事、それにつきて弘徽殿の后を呂后にたとへたり。又高祖に八子(マヽ)あり。此八宮を書るもそのこゝろをふくめり。桐壺の帝かくれ給ひて後に、うす雲の女院、戚夫人の□げんめのやうになどあり。これもそのこゝろ也。

○史記の世家とは、家を世々にすと云也。一代なるものは皆列傳に入レ、二代三代と相續して居るもの世家にあり。此宇治十帖をば世家に比す。八宮、總角、大君、中君、浮舟の事を記せり。閑江入道

○貞丈云、源氏物語のはじめに桐壺のみかどゝいふ帝あり。更衣の女官を寵愛し給ひ、その後に皇子の

出生す、光源氏と云。その母はやく死去す。帝哀にたへず、その心の慰に、帝の姪なりし姪の宮を中宮として藤壺に住せける。是伯父にて姪を妻とする也。光源氏、藤壺の宮に密通する也。その藤壺の腹に光源氏の出生したり。帝この事を知ずして、我子とし給へり。後崩じて光源氏の子位に即たり。是を冷泉院と云ごとく、伯父にて姪を妻とし、子として繼母に密通し、臣としてわが子を帝位につけ、これらの不禮不義亂逆もて、實事にて其事跡を記するならば、是非におよばず。もとよりなき事を設てつくろならば、右の如き非禮非義亂逆の事を作らずしても、人倫の道に背かざる好色の物語、いかにもおもしろく作りやうはあるべき也。歌學者流は源氏物語を聖經賢傳の如くに貴べども、あしき作りやうの物語也、女の作かたる物語なれば、敢て咎むるに及ばざれども、紫式部は文才もありて、菽麥をも辨ずる程の智もありしなれば、これを咎むる也。

○安齋小說に云、つれ〴〵なるまゝに、日ぐらし硯にむかひ心にうつりゆくよしなし事をかきつると云ゝ、心にうつりゆくまゝに記せしことなれば、志す所一道ならず。神道もあり、儒道もあり、老莊の道もあり、佛道もあり、歌道もあり、樂の道もあり、朝廷の故實もあり、武道もあり、好色の事もあり、無上の歌もあり。心にうつりゆくとは是をいへる也。只兼好の隨筆と見るべし。教訓の書にはあらず。

徒然草の抄は　壽命院立安法印抄二卷　林道春ノ野槌十三卷　松永貞德尉草八卷　又長頭丸ノ抄二卷　大和田氣求古今抄八卷　加藤盤齋ノ抄十三卷　南部宗壽ノ諺解五卷　高階陽順ノ句解七卷　北村季吟ノ文段抄八卷　高田宗賢ノ大全十三卷　青木宗胡ノ鐵槌四卷　山岡元鄰ノ增補鐵槌六卷　惠空上人ノ參考八卷　岡西惟中ノ直解十卷　淺香山井ノ大成二十卷　支考ノ讚八卷等世に行はる。

○兼好法師の庵室の跡は、霧原山の中猿屋舖と稱する所あり。兼好と猿猴と音便通ずるより、山中のもの訛りしを、今は猿屋舖と呼ぶと見ゆ。予木曾路を經徊せし事凡八度、落合驛【割註】美濃信濃二國の堺】に至て、霧原山を東北の方ニ一里許ッに見る。驛長に兼好法師の事を問に、昔は落合より霧原山にか

ゝり御坂に至る。即大井驛の千駄林に出る道是也と云。其間に兼好法師の宅地あり。今は田圃となりて空しく兼好菴の字を殘すといふ。木曾名所圖會。

○兼好法師は天ノ兒屋根ノ命三十九代從四位上左京ノ大夫卜部ノ宿禰兼名ノ長子兼顯ノ三男也。兄を大僧正慈遍と云。南朝に伺候し神風和記二卷を記せり。【割註】櫻雲記、興國元年撰進と見ゆ。」父は從五位上民部太夫兼雄也。兼好弘安五年壬申歳誕生あり。或ニ云弘安六年癸未の歳と云。

○北山准后伊賀ノ國記に、兼好東行ノ事終而、又住ニ吉田山ニ、或棲ニ並岡麓ニ。伊賀ノ權守橘ノ成忠慕ニ舊交之緣ニ招之。結ニ菴于伊賀ノ國見山麓田居ニ。遂ニ往生素懷ニ。於ニ伊賀ノ國分寺ニ營ニ葬送之事ニ。田居ノ庄葬レ墓。遍照寺ノ僧修ニ法事ニ云々。塔銘云、觀應元年二月十日兼好法師と記さる。

○吉田兼好は南朝の忠臣也と云。其始は左兵衞ノ佐にて、正和、文保の頃は、後醍醐帝いまだ東宮に在せし日より奉仕す。【割註】兼好の薙髮は後宇多帝崩御の後にて、元亨の後正中年中の事也。」彼著はせし徒然草の下卷に、後醍醐帝の吉野へ移らせ給ふ後も、先帝と書せず當代と書し、又南朝の公卿をば、彼書中多く奬稱し、又身は伊賀へ移住して、南朝へ參內せるの便宜を圖る。此等の事にて其心事を測るべし。高師直が爲に鹽谷高貞が妻に贈る艷簡を書せしを、深草の元政及び林讀耕子は兼好の過失とすれども、是は兼好の微意ある事にて、師直のかゝる不道の行を爲さは、足利氏の亂るべき前兆也、と心中に喜び、筆を奮て情態を曲盡したる也。果して師直、師泰、兄弟不和にして、高氏の氏族殺戮に遭ふ。兼好、師直とは歌道の交りあるに因て、伊賀より折節往來して、京師の事を南朝に報聞し間牒をせしならんか、其事至密にて知ル人なきが故に、無事に一生を了せり。春湊浪話と云書に記せり。未レ知ニ然否ニ。兼好常に老莊の二書を讀ミ、白氏ノ長慶集並文選などに渉獵し、文才ある士なれば、彼著はせし徒然草は覺世の益ある書也。

○萬里ノ小路中納言藤房卿は、吉田大貳資經卿の孫權大納言宣房卿の二男也。永仁四年丙申ノ歳誕生あ

り。はじめ惟房、嘉元三年十歳にして、春來品物□□□。木母花開香正濃、今日太平三朝恩。家々醉賞吏飛鏡。と云詩を賦し、後二條院に奉られけるを叡慮淺からず。此稚はよろしく學問を勸めしむべしと、父の許へ宣旨ありしかば、螢雪の勉等閑ならず、博覽の聞等倫に秀で給ひしより、文保二年三月二十九日二十三歳にして、先坊大進資明の替に五位藏人に補せられ、其年右少辨に任じ、やがて右大辨に轉じ、中宮亮を兼、元亨三年二十八歳にして藏人頭となり、正中元年四月參議に任じ、同三年二月權中納言に轉任の時は、上座三人を越させ給ふ。元弘元年八月二十四日主上後醍醐天皇俄に内裏を出御有て、笠置ノ窟へ遷幸ましまし、姑く東夷の暴戾を避させ給ふ時も、此卿智謀深く、中宮の夜に紛れ北山殿へ行啓の由にもてなし奉て、御門守護の武士を欺かれしとぞ。其九月、河内國住人楠正成を笠置の皇居へ召れしも此卿也。十月三日大和ノ國多賀ノ縣有王山の麓迄潛行なし奉りし際、此卿御隨ひまゐらせて、

いかにせん賴むかけとて立寄は猶袖ぬらす松の下露

と詠ぜられしは、世あまねく知所也。十三日六波羅へ還幸なし奉りては、此卿を武藏左近大夫將監泰家の宿所に止め置、千種忠顯朝臣と共に主上に附まゐらせけるが、同二年三月七日隱岐國遷幸ありし後は、小田民部ノ大夫高知此卿を具し常陸ノ國に下向して、小田ノ城に同三年五月まで居まゐらせけるに、京鎌倉一時に滅亡し、主上都へ還幸ましましければ、藤房卿も常陸國より上洛ありて、五月十七日もとの如く正二位中納言になされ、權中納言源ノ通冬卿の左衞門ノ督使檢非違使別當たりしと、權中納言經顯卿の右衞門ノ督たりしを止められて、此卿を右衞門ノ督使別當に補せられしは、笠置供奉の忠を賞せられしなるべし。かくて建武官軍勳功の賞行はれけるに、此卿も恩賞方番文三番ノ寅午戌日畿内山陰山陽兩道別當にて、清廉の沙汰を致されんとすれど、女謁内奏にさまたげられて、中興の帝業姦猾の利口に傾きなんとするを傷み、内々諷諫を奉るといへども、良藥口に苦く忠言耳に逆ひしかば、三月十一日石清水行幸の有けるに、これぞ最後の供奉と思はれしにより、時の大理にて花やかに裝束して御供せられ、還幸の

後十四日には、致仕の後、龍顔に近づき奉る事も難かるべければ、流石御名殘おしさに參內、十五日多年拜趨の儒冠を解て、十載侍從の清禮に辭給ひけり。行年三十九。

住捨る山を浮世の人問はあらしや庭の松にこたへん

棄恩入無爲眞實報恩者。白頭望斷萬重山、曠劫恩波盡ㇾ底乾、不ㇾ是胸中蓄二五逆一、出家端的報ㇾ親難と書れたる障子の上に書殘して、諸國修行の爲とて足に任せて出給ひけり。

○後醍醐帝復辟重祚の後は、色に耽り讒を信じ、徭役を興し游宴を事とし、天下の士皆二體叢心をせしに當て、出雲ノ鹽冶高貞駿馬を上る。中納言藤房卿は此駿馬を假て切諫せらるゝといへども。固より國武子蟲言に倦しく、馬耳の東風にて聽用し給はざるにより、所謂微罪を以て去るの意にて、建武二年乙亥三月十一日八幡の行幸の供奉の翌日參內あり。是を世の誤りと玉座に近づき、古忠讜の士、廉潔の臣などの話を奏し申され、退朝より直薄をば宗に歸し、従者一人を將て、北山の岩倉にて受戒ありて、何國ともなく出去り給ふとは、太平記に記したり。明ノ神宗中年の後、政務に倦厭はれ、數年の間朝に臨ず、大臣を見ず、秕政しば／＼出るに依て、天下に怨讟の氣充れども、如何とも爲べき術なければ、六曹の臣、簪祈の輩、漸くに亡命竄匿せし事を載す 是明の亡ぶる基本にして、藤房卿の遁世と同一轍也、藤房北山岩倉を出て遠く跡を屛せられしとはあれども、實は深く潜伏して京師の妙心寺に棲給ふ。遺蹟の物もある由云傳ふれども誤りなるべし。脇屋義助越前より皇居也吉野へ參りて語る。越前鷹巢山は高く聳へて城廓に宜しかるべしと思ふによりて、畑六郎左衛門時能に此山を守らしむ。時能猶も要陀を知んために、樵夫を前導とし山深く入りしに、溪流の清冽なる、其源頭に聳へたる岩石を片取り、松葉を用て上に葺して、枯瘦せし苾蒭の席とし石の上に法華經一卷あり。少頃して枯瘦せし苾蒭の此に歸來て溪水に瀨盥し經卷を繙く、其法相の藤房卿に肖たりといふ。因て一條少將を伴ひて、山に入り彼菴室を訪しに、其人は已に去て、經を載せしと聞えし石の面に、一首の國風を書留む。少將は其筆跡こそ藤房卿

に疑ひなしと、山を攀谿に下りて尋しかども、松籟水聲のみにて、形も影も視ざりしと。又南廷の大納言資世卿の許へ一童堅の尺牘の如くにして、一首の國歌を署せしを持來ろ。

君がすむ宿のあたりをきて見れは昔にぬらす墨染の袖

とあり。手跡に記あれば、彼小堅に其人のさまを詰問へば、今朝西原にて草を刈てありしに、痟悴へたる修行者の、此簡を達けてとあるまゝに持來ると云。急ぎ皇居へ參り此事を奏聞あれば、叡慮にて大和、紀伊、河内の關々へ命有て、彼修行者を捜索せしが、彷彿たるをも得ずして止たり。其筆跡は藤房入道也と記し、此卿は越の方の山に入り、夫より筑紫へ通り給ふとて、舊都を經過ありての感慨なるべきよし、松翁附記す。此說に據ば、北山岩倉より越前へ向て往給ひしは、何か謀慮の有しにや、君が棲の一首は黍離麥秀の同調と云べし。

【頭書】或云、江州妙感寺の傳記には、康曆二年四月二十八日藤房卿薨ず。行年八十五。關國師法嗣翁宗弼とあり。」

○元弘元年八月二十四日、後醍醐天皇笠置山へ遷幸ありし後、萬里小路中納言藤房卿を楠の館へ下され、東夷征伐の事、一向正成を憑み思召るゝ由を仰られしにより、正成とりもあへず忍びて、河内ノ國へ歸り、赤坂の千早の城郭を取立られ、一族所從を駈催し、官軍與力の義兵を擧られしかば、九月十一日河内ノ國より早馬を以て六波羅へ注進す。六波羅にては在京の武士大かた笠置へ馳向ひ、折ふし無勢なるにより、關東の勢を請ひけるに、足利治部大輔尊氏、大佛陸奥ノ守貞直を始メ二十萬七千六百餘騎、九月二十日鎌倉を立て、晦日先陣既に美濃尾張兩國着ば、後陣はいまだ高師二村の峠にさゝへたり云々、

千早城は河内ノ國石川郡千早村の上にて金剛山に在り、山勢巍然として、四面の溪深き事、東は百丈、西は七十五丈、南は八十丈、北は三十丈、東南の間に一徑ありて坂路險しく、金剛山の峰へ攀登る事二十八町、中途に國見山あり。天守の跡御立所は一段高くして、古松三株あり。いづれも大木にして枝

葉地に垂たり。本丸二ノ丸の跡礎ノ石多く櫓の跡なども數々見ゆ。風呂谷と云あり。水舘を作りし所と云傳ふ。【割註】本丸跡の巽ノ方に正儀の墳墓と云五輪の石塔あり。」と河内名所圖會に見ゆ。國花萬葉記には、東の高サ五十四間あり。城の長サ百六十五、乾より巽へ也。城の根廻り九百四十間ありとかや。五所の秘水一日に三石六斗許出る。赤坂へ千早より六十一町、金剛山本堂へ十八町といふ。

○贈正三位左近衞ノ中將橘ノ正成卿は、左近太夫將監正玄（マサミ）の長男にして、永仁二年甲午ノ歳、河内ノ國石川郡金剛山の麓に誕生あり。【割註】河内ノ名所圖會に、石川郡水分村の領内ノ山ノ井と云所あり。水分ノ神社より戌亥の方二町許リに在、田圃の中に大將軍の社あり。今方三間の舊跡を遺す。是正成卿誕生の地なり。」正玄の父を正俊と云、金剛山麓七郷を領し、館の四方に楠を多く植たりしより楠殿と稱せしとなり。正俊は敏達天皇四代孫井手ノ左大臣諸兄公十三代ノ孫也。正玄の妻若カリし時、志貴山の毘沙門に百日詣で、夢想を感じて設ケたれば、正成の幼名を多門丸とは申せし也。

按に河内ノ國石川郡より大和ノ國志貴山に至る行程凡十里餘りに及ぶ。百日詣でられし事、勇烈の女丈夫と謂べし。

南遊記行云、篠峰と葛城山との間に、水越嶺とて大和河内ノ往來の道あり。是楠正成吉野殿への道也と云。金剛山より西の方へ下れば水分の社に至る。是本道也。其坂六十町あり、河内は大和より地ひきき故路長し、又坤ノ方へ二十町下りて千早村に至る。是脇道也。又嶺より二十餘町下り行て、金剛山と千早との間に、楠正成の石塔あり。頗る大也。石燈二基井石の瑞垣あり。石川若狭守建立也。即南に向へり。正成の墓攝州湊川にあるは軀墳也と云。ここに在ルは首塚也と云。是尊氏より正成の首を故郷へ贈られしを埋し所なるべし。大和巡覽記ニ云、或說に葛城山は日本四番の高山也。此山に登れば、大和、河內、攝州、西海眼下に遮る。

○楠正成湊川より最後のかたみに添し一通

此度倅人指遣候事非途之儀候。我等最後近々に覺候。願くば貴殿成長之器量見屆度候得共、義之重所更に難㆑遁、勤學無㆓懈怠㆒忠孝之勤成長之後我等心中可㆑被㆑察候。

建武二年五月日　　　兵衛　正成陽

楠庄五郎殿

楠正成九十七ノ秋寫㆓法華經㆒、今猶在㆓河内南觀心寺㆒自有㆑跋矣。或曰、聖懸記(マヽ)滅後八百年。曰忠聖身伏㆑劍者。非㆑以㆓正成㆒爲㆑忠聖㆑乎。予曰、正成倅死而逃也。詳㆓于觀心寺記㆒矣。而甚中㆓其忠聖㆒哉。蓋其伏㆑刄者惣村上義光也云々。釋大我絶外所㆑著見㆓于楠石論㆒。愚云、異說必不㆑可㆑用矣。

○頼朝　保元三年二月に生れ、年十二にして皇后ノ宮權少進に補せられ、右近ノ將監上西門院藏人になされ、二條ノ院平治元年十二月十四日右兵衛ノ佐に任ぜらる。十四歳にして彌兵衛宗清に生捕れ殺さるべきに定りしを、池ノ禪尼 清盛の繼母 に助けられ、伊豆ノ國蛭ノ小嶋に流され、伊藤入道祐親が館におわしけるが、祐親是を殺しまゐらせんと謀りければ、伊藤を忍び出、北條時政を頼みて入り給ふ。我娘政子を合せて婿とす。かくて二十餘年の星霜を送り、頼朝既に三十四歳になり給ふ。治承四年四月高倉ノ宮の令旨を給はる。平家を討んとて時政と密談し、藤九郎盛長を使として、累代の御家人を招かれて、八月十七日ノ夜牧判官を討て北條を出、相州土肥ノ郷に向ふ。其勢三百餘騎石橋山に陣を取り給ふ云々。

白石云、頼朝は二位ノ尼の爲メに殺され、頼家は時政、義時が爲メに失はれ、實朝は公曉が爲メに弑せらる。これ又北條が心より出し也。【割註】「公曉ハ鶴ヶ岡別當阿闍梨、幼名善哉君、建保七年正月二十七日、弑㆓實朝公㆒、爲㆓長尾定景㆒誅せらる。時十九。」

○頼朝は父の讎を報じて平家を滅せるは去ル事なれども、範頼、義經を忌み害せるは何事ぞや。嫡子頼家は實朝に殺され、實朝は姪の公曉 頼家の子 に殺され、父子三世相害して、其家滅びたる也。

○泰時は四代の帝王、【割註】後鳥羽、土御門、順徳、九条廃帝、」を配流して天下靜されども、観政文にはまさりて、我日本にては大賢八九分の人ともいふべき人也。賴家を讓しより父母に孝也。兄弟に友愛也。寡欲にして私なく、感服すべき事少からず。子孫七代天下の權を執しも宜也。

○足利十五代は、開国より滅亡まで一日片時も安寧の日なし。尊氏の正成、義貞、顕家を代て天下を領せしは能キ手際也。然れども、其臣の叛逆を制する事能はず。弟直義、子の直冬まで逆心せるにて、其人の無道を知ルに足れり。開国の始メより如レ此なれば、まして應仁の亂後より天正迄、天下は爭戰の衢となり、人々仁義の心なく、利欲熾盛にて、君を弑し父を弑する事日々蜂起せり。此百五十年は虎狼の世界と云べし。尊氏は仁義の心なく、兵略も拙なく、武勇も薄し、然し反復變化無窮の謀計ありて、武勇兵略に長ぜる、人も勝事能はず。他人は守る所有り。故に窺ふ所なし。若シ人の臣たらば、無類の惡臣ならん。人の上に立ツ故、天下を有ツ事を得たり。己が反覆不實なる故、諸臣の反覆不實を惡み禁る心毫もこれなし。其量寛弘ならずと云べからず。」

○足利季世の兵亂は、細川、山名の應仁の爭戰は勿論也。長享ノ義植、義澄ノ義立、長祿ノ畠山義長、義就の家督爭ひ、此を本とすれども、實は細川澄元、高国の家督の爭ひより、三好の爲に數十年、京師をば我馬の匯とはなせる也。關東は應永の禪秀【上杉氏憲】が亂より、永享に持氏亡び、嘉吉の結城合戰は勿論也、成氏、上杉憲實を父の寇として、其子憲忠を殺せるより、鎌倉の公方兩上杉と爭戰となり、長享には兩上杉矛盾をなし、遂に小田原北條の爲に關左の八州を奪はるに至、此を根本の亂として、終には六十四州兵亂ならざるはなし。腹心に病ありて四肢百體皆安からざると同じ理也

永享の持氏滅亡の後、上杉の計ひにて、義政の弟政知を關東の公方と仰がんとて、伊豆堀越に指置たるに、延徳に其次男【割註】嫡子は義澄也、」茶々丸に殺さる。故に成氏【割註】永壽丸とて持氏の次男也。」を止ム事を得ずして、又鎌倉の公方とせしに、親兄の讐なれば、終に兩上杉を滅さんとて爭亂

に及びし也。

○抑我朝に朝敵の始ﾘは、大石山丸、大山王子、守屋大臣、入鹿、大友ノ眞鳥、文屋ノ宮丸、橘ノ逸成、氷上ノ河嗣、伊豫ノ親王、太宰少貳藤原ノ廣嗣、惠美ノ押勝、早良ノ太子、井ノ上皇后、藤原ノ仲成、平ノ將門、藤原ノ純友、安倍ノ貞任、宗任兄弟、前對馬ノ守義親、惡左府、惡右衛門等也。

○後三條ノ院は英主にて、藤氏の權を奪ひ給へり。頼通は宇治に引籠り、教通は春日大明神の神徳も今日盡たりとて退出せらる。白河、鳥羽二法皇、院中にて天下の政を聞給ひて、藤氏の權益々輕くなれり。されども是より武士を御寵愛なされしより、武家天下の權を執ルに至れり。彼レを奪ふて此レに與へ、其實は却て皇室の大害を生ぜらる。藤原信西と淸盛父子、義朝父子三家會合して、王綱をば微塵と成ﾘたる也。

○北畠入道宗玄三后〔割註〕親房入道して宗玄といふ、〕は、村上天皇第七ノ皇子中務ノ卿具平親王十二代の孫也。父入道前ノ權大納言正二位源ノ師重卿、母は入道左少將隆重朝臣ノ女、永仁元年誕生ありけるを、祖父大納言師親卿の養子として、其年六月二十四日從五位下に叙し、嘉元元年十一歳にて左少將、やがて右近衛ノ中將にうつり、參議に任じ、同四年左兵衛ノ督にて、檢非違使別當になされ、其年權中納言に任じ、正和四年四月十六日祖父入道大納言師親薨ぜられしかば、父の喪に准じ籠ﾘ居給ひ、權中納言を解せられき。然るに同五年正月正二位に叙せられ、文保二年權中納言に還任あり、同三年中納言に轉じ、元應二年十月淳和院別當に補せられ、元亨二年正月十三日實父師重卿の喪に遭といへども、亡祖父の遺命に依て重服の儀を用ひられず。たゞ五旬の內籠居ありて、三月六日除服出仕の宣下あり、同三年正月權大納言に轉任ありて、奬學院別當を兼給ふ。正中二年正月內教坊別當に補せられ、元德二年九月十七日三十八歳にて出家あり。法名宗玄。齡いまだ四十にも滿ざる人の、何事か意に協はで世を遁れ給ふやと云に、太宰ノ帥世良親王早世有ﾘし哀みの餘りとかや。內戚の親みにては甥におわしますのみにあら

す。幼稚の御程より預り奉りて養育しまゐらせける寵愛とは異りとぞ聞えし。されども、[illegible]は伏見、後伏見、後二條、花園、當今、五代に歴仕し、有職の聞え高くおわしましければ、北卿の致仕隱遁は、偏に朝家の衰ふべき先兆を傾け申す人も多かりけるとぞ。いく程もなく元弘の亂出來りて、主上隱岐ノ國へ遷幸まし〱、宸襟を荒服の外に傷せ給ひ、凶悍無頼の叛臣に苦められ給ふこと、永久の往迹にひとしく、大塔ノ宮尊雲親王は智謀多くまし〱て、獨東夷の辱を受させ給はず。晝は野草の蕪にかくれ、夜は孤村の衢にイみ、千辛萬苦を盡され、遂に四方の義兵を師ひ、中興恢復の洪業を開ヵれしも、親房の陰ヵに籌策を施れし功少といふべからず。元弘大臣の宣下有て從一位に叙せらる云々。中略、延元三年八月十六日主上吉野の殿にて崩御まし〱、義良親王踐祚ありつれども、山中の皇居といひ、爭亂の際ヵ即位の朝儀かけたる事多かりけんを、入道一位心憂く思ふの餘り、神皇正統記を著はして、三種の神器を帶し給ひて、天照太神の御正統は吉野の皇居におわします由も明らかに論辯せられたり。後又職原抄をあらはして、吉野へ進らせ給ふ。【割註】常陸國より獻ずといふ。」

○伊賀ノ守橘ノ成忠も年老ものむづかしく、田舍のみ有しが、昔のうらめしさも、今は中〱忍ぶべきかたらひとて招きければ、やがて下りにけり。彼國のうち、國見山の麓田井庄と云所に庵室をしつらひてぞ住しける。觀應元年二月三日、兼好法師病に臥よし聞召、和氣ノ清元に勅ありて藥を調ぜさせられけるに、兼好法師勅定の辱なさはさる事なれども、生死無常の速ヵなることは、世捨人のかねて思ひ設くる所とて、頭をふりて是をうけず。清元も詮方なく都に歸り、かくと奏しけり。二條殿下是を聞召、御勞の由にて引籠りおわすと披露ありて、ひそかに伊賀ノ國へ下向まし〱、御名殘の物語ありて歸らせ給ひしとかや。同十五日、行年六十九歳にして圓寂せしと、成忠の許より、都なりける洞院相國公賢公をはじめ、親しき方〱へ告たりける。菴の内に殘すもの古筆の法華經、自筆の老子經、源氏物語ノ須磨明石の卷、頓阿が書たるまぼろしの卷、神代卷二冊、及び古書拾二つゝみ、黑麻の衣二ツ、其外は夜の衾と餉の器ばかり

也と申々。その頃召仕へし命松丸と云童、日を經て殿下良基公へ參て申けるは、正月二十八日兼好法師のよめる歌、

あるとたに人にしられぬ身の程やみそかに近き曙の月

院崇光院、院中光嚴、光明兩院、后の宮まで、（闕文）これをあわれと思召て、米五十石料足二千疋を賜はり、遍照寺の僧に仰せて、國分寺に葬らさせ給ひ、田居の庄に墓をつき、二月二十八日權大僧都を贈られ、二七日の冥福を修められしとぞ。天保壬寅に至るまで四百九十三年に及べり。

○大國の人は氣象自優に、小國の人は逼れり。或は其領主勢ひあれば、士民驕泰之勢なければ畏縮す。海濱の人は散漫に、山中の人は儉素也。市中の人は黠智多く、油滑に、僻境の人は魯直にして偏苦也。

○俗諺辨ニ云、世にあらゆる所の事、一人として全く得たるものなし。我得て彼失せるあり。譬ば隋侯の珠は寶なれども、雀を彈くには泥丸にしかず。鏌耶の劍は利といへども、草を刈には鎌にしかず。虎象猛しといへども、鼠をとるには猫にしかず。猿よく木にのぼれども、水に入ては魚鼈にしかざる如く、其得たる所をとらずして、其志す所をそしるは、車を水にやり、船を陸におして用に足ずといふに似たり。

百草露卷五

○高千穗ニ上山　日本書紀神代ノ下ニ云、皇孫乃離ニ天ノ磐座一。且排ニ分天ノ八重雲一。稜威之道別道別。而天ニ降於日向ノ襲之高千穗ノ峰ニ矣。既而皇孫遊行之狀者。則自ニ槵日二上天ノ浮橋一。立ニ於浮渚在平處一。而膂宍之空國自ニ頓丘一覓國行去。到ニ於吾田長屋笠狹之碕ニ矣。

神代口決ニ云、千穗之崎今ノ宮崎也。

釋日本紀ニ云、千穗二上同所異名。

神代纂疏ニ云、襲重疊也。千穗地名。今日向ノ國臼杵郡智舖ノ鄉是也。二上者衆山ノ之中ニ一峯獨秀。故得ニ此名一。

日本書紀第一ノ一書ニ云、到ニ筑紫ノ日向ノ高千穗槵觸之峯一。

第二ノ一書曰、降ニ到於日向ノ槵日高千穗之峰一。

第六ノ一書ニ曰、于レ時降到之處者、呼ニ曰日向襲之高千穗添(ソフリ)山峰ニ矣云々、到ニ于吾田笠狹之御碕一。遂登ニ長屋之竹島一。

神代口決ニ云、添山即ニ二上ノ峰。

舊事紀ニ曰、天津彥々火瓊々杵ノ尊、天ニ降座于筑紫ノ日向ノ襲之槵觸ニ二上ノ峰ニ云々。詔曰。此地者向ニ韓國一。直道求ニ笠狹之御前ニ而。朝日直刺國。夕日日照國也。故謂ニ此地吉地ニ矣。詔。於ニ底津石根ニ宮柱太敷而。於ニ高天ノ原ニ樽椽高知座也。

古事記ニ曰、天ニ降于筑紫ノ日向ノ久士布流多氣一。

續日本後紀承和十年九月三代實錄天安二年十月云、日向ノ高智保ノ神。

續日本紀ニ曰、日向ノ國風土記ニ曰、臼杵郡智舗ノ鄕。天津彥々火瓊々杵ノ尊天ニ降於高千穗ノ二上之峰ニ時、天暗冥。晝夜不レ分。人物失レ道物色難レ別。於レ玆有ニ土蜘名大鉗小鉗二人ニ。奏ニ言皇孫尊ニ。以ニ尊御手ニ拔ニ稻穗ヲ爲レ籾投ニ散四方ニ。必得ニ開晴ニ。于レ時如ニ大鉗所レ奏。搓ニ千穗稻ニ爲レ籾投散。即天開時日月照光。因曰ニ高千穗二上峰ニ。

【頭書】二上峰。嶺とも、嶽ともいふ。日向ノ國臼杵郡に高千穗ノ峰あり。一名槵觸ノ峰とも、槵日とも云。同國諸縣郡に霧島峰あり。山上峰二ツに分レたり。故此峰二ツあるに二上の名紛れて、霧島ノ峰と同所也と云は誤り也。二上は天孫降り給ひし所、霧島は天孫の矛を立給ひし所也。是又紛れて同所也とする由也。天孫の二上山に降り給ひし時、山霧起て晦冥なりしを、稻穗を以て打拂ひ給ひければ、霧晴て淸明になれり。依て千穗の名ある由、日向風土記に見えたり。又今も霧島ノ峰に登り神矛を拜するもの、山霧起る時稻穗を以て打拂ふ事あり。

高千穗峰生稻、日向ノ國臼杵郡高千穗ノ峰の間に、人蒔ずして自然に稻を生じ實熟すると云。それを見たる人の話しは、稻實小粒也と、他國に持來て蒔に亦生ず。高千穗と云稻に依ての名也といふ。貞丈」

〇天ノ香山　日本書紀神代ノ上ニ、寶鏡開始正殿曰、堀ニ天ノ香山五百箇眞坂樹ニ云々。

第一ノ一書ニ曰採ニ天ノ香山之金ニ作ニ日矛ニ。

第三ノ一書ニ曰、天ノ香山眞坂木云々。

神武紀ニ曰、取ニ天ノ香山社中土ニ。【割註】香山此云ニ介遇夜摩ニ云々。

舊事紀卷ノ二神祇本紀ニ曰、採ニ天香山之銅ニ。令レ鑄ニ造日矛ニ云々。採ニ天ノ香山之銅ニ。使レ圖ニ造日像之鏡ニ云々。堀ニ天ノ香山之五百箇眞賢木ニ云々。內ニ拔天ノ香山之眞牡鹿之肩ニ拔而。取ニ天ノ香山之天ノ波々迦ニ而令レ占矣云々。以ニ天ノ香山眞坂樹ニ爲レ鬘。以ニ天ノ香山之天ノ日蘿ニ懸ニ爲手襁ニ矣。以ニ天ノ香山之小竹葉ニ爲ニ手草ニ云々。

古事記上ニ曰、伊邪那岐ノ命云々。於ニ御涙ニ所レ成神。坐ニ香山之畝尾木本ニ。名泣澤女ノ神云々。取ニ天ノ安河之河上之天ノ堅石ニ。取ニ天ノ金山之鐵ニ而。求ニ鍛人天津麻羅ニ而。科ニ伊斯許理度賣ノ命ニ。令レ作レ鏡云々。内ニ抜天ノ香山之眞男鹿之肩ニ抜而。取ニ天ノ香山之天ノ波々迦ニ而。令ニ占合麻迦那波ニ而。天ノ香山之五百津眞賢木矣。根許士爾許士而云々。手ニ次繋天ノ香山天ノ日影ニ而。爲レ鬘ニ天之眞拆ニ而。手ニ草結天ノ香山之小竹葉ニ而。【割註】訓ニ小竹ニ云ニ佐々ニ。」云々。

神名式ノ上ニ云、天ノ香山ニ坐ニ櫛眞ノ命ノ神社【割註】大、月次、新嘗、元名大麻呂井天和神。」畝尾都多本神社、礬穀、畝尾ニ坐健土安ノ神社、【割註】大、月次、新嘗、」

萬葉集卷ノ一ニ、高知崗本ノ宮ノ御宇ノ代息長足日廣額天皇。天皇登ニ香具山ニ望レ國之時御製歌。

山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、騰立、國見乎爲者、國原波、烟立籠、海原波、加萬目立多都、怜忖國曾、蜻島、八間跡能國者、

此餘集中詠ニ天ノ香具山ニ者甚多、不レ遑ニ枚擧ニ。

神代口決ニ云、天ノ香山十市郡、【割註】風土記、天上有レ山分墜レ地、一片伊豫ノ天山、一片大和國香山、」

或云、天有レ山分墮レ地爲ニ二ニ之說ニ。原釋日本紀所引伊豫ノ國風土記之妄說不レ足ニ信用ニ矣。高潔云、」

偶齋按に、此說抑て非也。上古之事人智を以てはかり知ルべからず。

岡田正利云、天ノ香山は葛上郡金剛山と歌學家に傳れども、神名式に十市郡とあり。古は金剛山は高くて道もなし、又春過ての御製も、持統天皇の都高市郡大原村なれば、十市郡香山は近し。此外紀中香山を云、皆十市郡と見ゆ。

一說ニ云、萬葉集一ニ埴安の、堤上に、在立之、見之賜者、日本の、青香具山者、日經の、大御門爾云々。此山藤原ノ都の西に近くありと見えたれば、今は唱へ違へるにや。土人の香山と云へるは、させる山とも覺えず。或は其邊に天神山といへるとぞ、是ならんと云。住吉ノ神人等、此天神山の土を取リ祭に用ゆる

事あるといふはさも侍るべし。又或ハ云、多武峰の東に當て高山あり。俗是を音羽山と云。此山ノ半腹に音羽村あり。古の香山は此音羽山とぞ。

加茂眞淵云、大和ノ國は山〳〵四方に周りて、國の中に平らかなるに、香山、耳成、畝火山の三のみ各獨立て、其際各一里ばかりづゝ有て、物の三ツ足あるが如し。藤原ノ宮地は、此三山中の中にて香山へよりし也。扨、畝火は高く、耳成はそれに次グ、香山は中にひくけれど、富士を少サく作れる如くにて、古は四方の麓ひろく木しげくつゞきて、萬ッ足ひて美しければ、取よろふ天ノ香山とはよみたる也。扨、此山の畝尾は、西へも引東へも長く引キ通ッけん、今は其畝尾の形チ聊ヵ殘れるか、其畝尾の本に纔キて二町四方ばかりの池あり。是は古の埴安の池の殘れる也。彼地より八町ばかり彼東北に、池尻村、池ノ內村といふ里の今あるは、古此池の大なりし事知ルべし。それは後に畝尾をくづして池を埋ミて田地とし、里居をもなせしもの也。かゝれば、此御製に其池を海原ともよみ給ひ、且彼三山の中に、香山はなだらにて、萬ッに便あれば、登りて國見をもし給ひけん。此山の北の裾に、櫛眞ノ神社今もおわしぬ。其昔有リつらん畝尾の末とおぼしき所に、今は異國の神の名をいふ社あり。是ぞかの哭澤の神のおわせし所也、と飛鳥の神主いひけり。近き頃の人は、名高き香山こそいと高かるべしと空に思ひおり、たま〳〵此山へ行て見て、此山にはあらじと云。此萬葉集の中、大兄ノ命の三山の御歌、藤原の御井の歌、其外此山よめる歌どもを見るに、必今云香山に違ひなし。ことに取よろひたる山にて、神の御威もことならんには、祟キこと高きのみによらんや云々。

大和名所圖會ニ云、(摘要)十市郡天ノ香山ハ在ニ戒下村ニ。古歌多し。香山ノ離宮は香山ノ社の地也。涌泉あり。行宮の泉と云。持統天皇の行宮也。天ノ磐戶、湯笹は興善寺の西二三町去て、南浦と云所に、天ノ磐戶あり、其前に榊生ヒたり。それより半町南に生茂りたる笹あり。是を湯笹と云。祭禮の時、此榊笹を用る事あり。櫛眞命社は式內にして、香山の北麓にあり。南浦村に屬す。北浦村と稱す。鳥居ノ額に天ノ香久ノ命、

埴安ノ池は南浦村に在リ。今鏡池と呼ぶ。神武天皇平瓮を作リ給ふ所也。式内健土安ノ神社は八釣村に在。
今天照太神と申。哭澤ノ社は木ノ本村に在。畝尾都多本ノ神社は式内、哭澤ノ村にあり。

高潔按ニ、此等之說而觀レ之、則天ノ香山十市郡南浦村而。當時猶呼ニ香山ニ者無レ違。別有レ國可ニ併考ニ焉。

○諸國里人談ニ云、出雲ノ國秋鹿(アキカ)郡佐陀ノ社は、さき〴〵の神事あり。十月十一日より十五日迄ノ間に、沖より一尺ばかりの小蛇一疋波にのりて磯に上る。この蛇金を以て彩色を加ふるが如く甚だ美也。これを龍蛇と云也。神官潔齋して汀に出て、其來れるをまつ。海藻を手に受るに龍蛇其藻の上に曲り居るを、即神前に進むる也。是海神より佐陀ノ社へ献るもの也。祭神伊弉諾伊弉冉ノ尊の二神也。十月は陰神崩じ給ふ月なれば、諸ノ神々々此社に集り給ふ故、當所にては神在月といふ。

○又云、和布刈(メカリ)ノ豐前ノ國門司ヵ關ノ早鞆(ハヤトモ)明神の宮の前は海也。これに石の階あり。常に二十二階程は水中に見えて、其先はしらず。毎年十二月晦の子刻過キ丑ノ剋の間に、社人宮殿の寶劍を胸にあてゝ石階を降りて海中に入るとぞ。其時潮左右へ颯とひらけり。海底の和ノ布を一ト鎌かりて歸る也。もし誤リて二ヶ鎌かれば潮に溺るゝの難あり。其時社頭民の燈火海上掛リの船の火を悉く是を消ス也。其刻限の前半時ばかり浪大に立て海をあらし、海底に入んとすると思ふところは、しばらく波しづまりて、また前の如く半時ばかり海あるる也。

○伊勢ノ國は昔伊勢津彦と云人の領したる國也。神武天皇其國に行幸の日、御威光を怖れて其國を天皇に讓り奉りしかば、伊勢津彦の名を用ひて、伊勢ノ國と號ケ給ひし由彼風土記に見えたり。いすゞ川も伊勢津也。セとスと相通の音、又ツとスと相通の音なる故、いせ津川轉じてイスヾ川と云也。

後宇多帝文安四年五月二十一日。蒙古ノ賊船六萬艘來ニ于筑紫ニ。八月朔日神風大破ニ賊船ニ云々。

○後宇多帝文永十一年。元又用ニ兵船九百艘ニ征ニ日本ニ。至ニ壹岐嶋ニ相戰。而復亭(マヽ)中ニ流矢ニ遂引レ兵還。會夜大風戰艦觸ニ巖崖ニ多敗。金□隨死。殘黨遁去。不レ還者凡一萬三千五百人。

建治四年蒙古又征二日本一。蒙軍至二壹岐島一。船軍遭二大風一。百十三人梢(マヽ)工三十六人失二其所一レ之。再三大風以二神風一引還。

五雜俎云、元之盛時、外夷朝貢者千餘國。可レ謂二天極地罔レ不二賓朝一。而惟日本崛強不レ臣。阿刺罕等率二師十萬一往征。得レ返者三人耳。此世所謂蒙古高麗之軍事。後宇多帝弘安【割註】四年閏七月朔、又四年五月廿一日云々。」屢遭二大風一漂沒。賊船斬首三萬餘級。惟放二還于閭莫青吳五三人一。令レ蒙古高麗知二我神國之威靈一云。載詳二于善鄰國寶記一。

國史略云、我國開闢未三會臣二於外一。又不レ受二外國ノ兵一。勝二支那一遠矣。往昔與二支那一通二使節一。是惟修二鄰好一耳。新羅、百濟、高麗、渤海諸國。則自二上古一朝二貢于我一矣。大元ノ世祖奪二宋祚一。四方朝貢者千有餘國。可レ謂レ盛。惟我國如レ不レ見聞一。世祖百計求二我入貢一。遣二趙良弼、杜世忠等一贈レ書凡七度。我國非レ不レ答二其書一耳。或逐二其使一。或殺レ之。於レ是大憤。至二十八年一令下大將阿刺罕等將二兵十萬一伐上レ我(マヽ)。七月元兵至二平壺島一。八月至二五龍山一。暴風俄起。十萬ノ兵悉沒二海中一。于閭莫青吳五三人纔得レ歸レ國。從レ是永絕レ響我國。從來神明佛陀之加祐。遂不レ臣二外國一。無レ奈二何之一。亦壯哉。

弘安年中、蒙古の賊船我國を襲ふ。時に兩宮に奉幣し給ひ、　今上皇帝

から國の寄來る波はあたなみや皆吹かへせ天津神かせ

右の御製を拜聞し奉り　御本丸御留守居　石川主水

異國の船吹返れ日の本の民を惠みの天津神風

○古事記ニ、建御名方ノ神。千引ノ石擎二手末一而來。言下誰來二我國一而。忍々如レ此物言。然欲レ爲二力競一。我先欲上レ取二其御手一。故令レ取二其御手一武甕槌ノ大神之御手也。即取二成立氷一。亦取二成劍刃一。故爾懼而。退居。爾欲レ取二其建御名方ノ神之手一。乞歸而取者。如レ取二若葦一。搤批而投離者。即逃去。故追往而。迫二到科野國洲羽ノ海一。

今の諏訪の神社也。

○杉 直木ノ義、又進木とも云。此木の生立直きものにて、正直の表物なれば、專ラ神木とせり。日本紀に、石ノ上振ノ神杉、萬葉に三諸ノ神杉、又神之祝我鎮齋杉原など見えたり。

○稻は稻穗をいへり。穗とのみいへるは、萬葉に秋穗といひ、書紀に天照太神、又勅曰。以二吾高天原所御齋庭之穗一亦當レ御二於吾兒一とあり。

○供御に猪鹿を止事は、四十六代孝謙天皇天平寳字二年勅して、今より後禁中の御膳部に猪鹿の類を止メ給ふ。

○正勝吾勝勝速日天之忍穗耳ノ命、十三字一名
天岐志國邇岐志天津日高ノ日子番能邇々藝ノ命、二十字一名
天津日高日子波限建鵜草葺不合ノ命、十五字一名

○西土には明ノ太祖ノ謚は欽明啓運俊德成功統天大孝高皇帝、十五字也
太宋ノ謚は休天弘道高明廣運聖武神功純仁至孝文皇帝、十九字也

○貞丈云、逆鉾の逆ノ字サカサマと訓む。故に此鉾常にサカサマに立ルものと聞ゆ。逆サマに板あるものとも聞ゆれども、然るにあらず。神書には皆字義に拘はらずして、只字の音訓を借て書ク也。されば逆鉾もサカサマの義に非ず。サカ木のサカに同じ。サカ木は賢木と書ク也。サカシキ、サカシとも、カシコキとも云は、恐れうやまうの義也。サカキもサカ鉾も、貴でうやまうの稱也。サカサマの義にはあらず。也。又云、嶮岨の字をサカシキと訓ムも、恐しき義にて、賢の義に通ずる也。
按ニ天逆手は桀手の略也と云。或は下リ手の略言とも云。サカサマの逆は逆柱、逆目、木、逆目貫、刀劍、逆立、人、逆髮、人、逆剃、人、逆睫、人、逆子、人、逆流、水などの類は、サカサマの義也。

○景行天皇火の國に幸す。今肥ノ前後の國を云。夜岸に火光あり。是を問給へば、其主しらずと答。これ和歌に不知火のつくしと云る是レ也と云說あり古の俗說也。されども萬葉集に沙彌滿誓が歌に、

白縫のつくしの綿は身につけていまたはきねとあたゝかに見ゆ

或云、舊事紀陰陽ノ本紀に、筑紫ノ國謂ニ白日別ニ○度會延佳曰、日別、古語云志良奴比の筑紫、此舊事紀頭書是を以て見れば、しらぬ日の枕辭は、神代よりの稱呼にして、景行帝の時に始るにあらざるか。火ノ國及び白縫ともにかながきなるべし。

右肥後ノ國歴代事跡略上下二卷の内ニあり。

○爲相卿の伊勢物語の註とて、或家の秘本あり。三河ノ國ニ昔ひでみつといふものあり、八歳の子を失ひ悲歎のあまり、善事になすべき便利なければ、彼子の歳にあてゝ橋を八所ニかけて、追福の供養になしたる、是を八ッ橋と云。

○拾芥抄ニ云、宮咩祭文。維永承△年歳次△其月壬午年ノ中ニ月ヲ撰ビ月ガ中ニ日ヲ撰ビ日カ中ニ時ヲ擇テ掛畏支宮咩五柱、笠間乃廣前ニ從四位上行宮姓名恐美恐美モ申給久、絹ハ乍レ編綿乍レ結、進物ハ高坏カ彌高々に、飯ノ於毛利加ニ清酒ノ早ニ堅酒ノ堅ラニ、橘ノ忽ニ餅ノ持テ榮ニ、鯛ノ平カニ、鱒ノ彌益々に、鰯ノ好ミ好ニ、鮑ノ行思、蠣ノ搔寄テ、蕣ノ庭作良須嚴聞食シ受納シ受納シ給テ、壽長ク身全シテ、天地ノ不祥内外ノ悪事未崩以前ニ、遠ク拂ヘセ退ケ給ヒテ、官爵如レ意ニ叶シメ給ヒテ、萬世ニ子孫繁昌ノ門ト有ラシメ、夜守リ日守ニ常盤ニ堅盤ニ守リ幸ヘ給ヘト恐ミ恐ミ申ス。

安齋云、後花園ノ院ノ御宇洞院左大臣實煕後剃髪東山左府と申、和漢ノ博才にて拾芥抄を作る云々。

西門氏云、本朝世系譜に後花園ノ院より後正代の末に今上皇帝と記せり。是天正天皇の御事也。然れば安齋の後花園ノ院ノ御宇とは違へり。

白石遺考ニ云、拾芥抄ハ天正五年ノ撰、作者未詳。又云、油ノ小路隆眞云、拾芥抄に人名考を抄出せり。いかなる事を據とせしにやひがめる字多し。爾雅など取リ用ひたらば、然るべき文字いくらも有んとのたまへりと書り。

○催馬樂略註ニ云。三代實錄ニ曰。貞觀元年十月二十三日。尙侍從三位廣井女王薨。【割註】長親王ノ後、長田王ノ曾孫也。」廣井少修ニ德操ニ。擧動有レ禮。以レ能レ歌見レ稱。特善ニ催馬樂ノ歌ニ。諸大夫及少年好事者。多就而習レ之焉。至ニ于死沒ニ時人悼レ之。考ニ云、以ニ神樂之前張ニ拍レ之謠レ之。准ニ唐ノ催華樂ニ以ニ催馬之字ニ用レ之。與ニ催馬ニ只借レ音耳。

○浦嶋子水府龍宮の事に至りし故事、萬葉集の歌に見え、天書第八に記し、本朝神仙傳に載たり。丹後風土記にいへる尤委し。丹後與謝ノ郡日置ノ里筒川村の人日下部首等が先祖筒川嶼子といへり。その歌に、

美頭能睿能宇良志麻能古云々。

子等に戀朝戸を開き我をれは常世の濱の浪の音聞ゆ。

と讀し、風土記浦嶋の子故郷を去り歸り來る程三百餘歲と記せしに、神仙傳には浦嶋ノ子歸化而去漸過ニ三百年ニ云々。かゝる事風土記に多し。予按に、彼ノ火々出見ノ尊の故事に似たり。是等我國の古傳にして、倭歌に付きたる故事なるにや。

○國の祝詞ありて、眞杉小壑ノ國、槻生山背ノ國、此類は昔材木を採りし山ありし故ノ稱也 されば山城ノ國昔船ノ神社と屋船久々智神を祭る。是樹木の靈にして、材木をとる山口木の本の御社也。或云、きふねとは木生峰にして佳木繁生する山の嶺といふ事也、さも有べきにや。【割註】世人舟の字になづむ故に誤説あり。」

○古辻祭の御靈と云しは道祖神の事也。今昔物語に、延喜の御時、三條に道祖在せし事を載く。宇治拾遺に、道命法師が逢し事を記せり。中頃まで首途の社と云祠有りしにや。是則道祖神也。新猿樂記 云、五條道祖ニ奉ニ粢餅千葉手ニとあれば、そのかみ人よく知りて祭りしと見ゆ。幸ノ社と云も同じく侍るにや。衣冠の木偶男女の形を作り居へ、【割註】陰根を作り備ふ。」祭りしとぞ。扶桑略記に見えたり。石に男女を彫りて道ノ衢に立、【割註】今も東國に間々見。賢按、相模國大山近所、上州伊香保邊にあり。」是を後に石

地藏或庚申塚に混じて、舊像はいづれとわかちがたく、大かた地藏になりて更ぬ。寺院に崇むるもあり、正祀一變して淫祀となり、再び變じて趣を失ひ、又附言をなして外のものとなる類少からず。

○歳德の方を俗ニ惠方と云、吉方と書也。伊勢伊勢ノ守ノ記ニ、寛正六年八月、今出川殿夫人の所に見えたり。吉をえとよむ事、假名書の誤リ也。住吉をすみのえ、日吉をひえと讀とおなじ。

賢按に、此說非也。惠は十干の兄方也。然れば兄の字なるべし。きのえ、かのえのえ也。

○へツイを俗へツツイと云。田舍詞にあらず。古代もへツイ殿と云し也。淸少納言の枕ノ草紙にもへツイとあり。神樂歌にもへツイと云、禁秘抄にも竈の神とあるもへツイ殿也。內膳ノ司に御竈神三坐あり。平野ノ神、忌御神、庭大神をすべて御竈ノ神と云。へツイ殿と云也。世俗三寶荒神と云は、右の三神には非ず。荒神は佛家にても、元は竈の神に非ず。其事眞俗佛事編に見えたり。

○續世繼問答ニ云、卷ノ九まなの御あわせ、まなは魚の事也。魚箸をマナバシ、魚板をマナイタとよむにて知べし。御あわせはめしのさいの事。枕ノ草紙にもあわせとあり、めしに合ハせくふもの也。

按に、魚の事をナとばかりも云、所謂魚屋又サカナと云も酒魚也。又酒菜之義ならん。

○天ツ社國ツ社は天神を齋を天社、地祇を國ノ社と云。庚寅七年崇神天皇ノ御宇此定メあり。新年祭にあづかる天社國社の神は、京及ビ諸國に三千一百三十二座あるが中に、國司の祭る二千三百九十五座を除キて七百三十七座ノを神祇官にて祭らる。此祝詞は其神祇官にて祭らるる諸神へ白ス也。【割註】白サ久は佐久ノ反須にて、麻乎須を延て云。上へものを申すと云、後世は馴て平生の語となる。」

○大明律令譯義、卷之九、凡大祀【割註】天地日月を祭るをいふ。」及び廟享宗廟の祭を云、これある時ニは、大宮寺前方に其祭リにあづかる。役人の名を書キ立て天子へ奏聞し、相極リたる時に、其役人を取立、幾日よりこれある筈といふ事を出て、神樂殿の前に張付て、諸役人に知しむる事也。若シ大祀廟享ある前には、天子より直に其役人どもを召し、幾日より祭をする故に、文武百官幾日より幾日迄三日の內致齋すべき

とし仰出されを齋戒と云。これを講ては、喪を弔はず、病氣見舞にも行かず、刑罪を行ひ、死罪する書付に判形をもせず、酒宴の坐敷へも出ず、是一筋に清淨をすべき筈也云々。

○祭禮幷朝廷の儀式、衣服、房舍、葬禮等の禮節をする事におかはりたるを律と云。

○散齋　七日の內ニ愼み、穢はしき事にあはざるやうに爲を云。

○致祭祀典神祇　諸國ニ有之祭を致すべき神祇をのせたるを祀典と云。それにのせたる神祇を祭る事を致すを云。

○凡諸國に在て、社【割註】土の神を祭る所、」稷【割註】五穀の神を祭る所、」山川雲雷雨等の神、又聖德のある帝德の明なる王君に、大忠ある臣下、節義のはげしき列士の類、其名祀典にのりて祭るべき筈の神祇は、其所の役人牌を作り、其牌の面に神号を書キ記シ祭る日を書キ付て、淸淨なる所に不斷かけ置キ祭る也。

○日本紀に、嚴瓮とも、忌瓮とも書て、是を神代ノ卷にはイツベと訓じ、祟神紀にはイムベと訓じ、舊事紀にはイハイベと訓ず。兼方の說に、嚴瓮は祭神の惣名とも見えたるもの也。孝靈天皇の御時に、吉備津彥命と若建吉備彥ノ命と吉備ノ國に向ひ給ひし時、針間を道口として忌瓮を居と舊事紀に見えたる則今ノ和氣郡伊部村と云所にて是を作りければ、忌瓮といふ名其所に名殘リて陶器を作るなるべし。【割註】備前ノ國を和名鈔にキビノミチノクチノ國と訓じたれば、針間とあれども、道の口と云は備前の事也。」其後深草燒、丹波燒等の陶器の始リし事は、雄略紀に見えたり。

○齋服、神事に大齋大忌同、小齋小忌同と云事有之候。大齋は大やう潔齋する也。大やうにするところ也。小齋はこまかにきびしく潔齋する也。其小齋の人の着る服を小忌ノ衣と申候。小忌ノ衣は白布に白藍の葉にて紋を緣にすり出し候。是を靑摺、是を小忌とばかり稱し候は、あやまりにて候。衣の字そへて小忌衣と申事本意に候。」

○陸田にたてゝ鳥を防ぐものをかゝしと云。古歌にそほづとよみたり。是は久延毘古の御像なるべし。古事記ノ上ニ曰、此神ハ彦名ノ命の従神也。彦名ノ命の栗を愛し給ふ縁もあるゆゑ、田畑の守りに建るにや。古事記ノ上ニ曰、故顕白少名毘古名ノ神。所謂久延毘古者。今者山田之首富騰也。新百人一首玄賓ノ歌に、

山田もるそほづの身社かなしけれ秋はてぬれは問人もなし

と読るソウヅと、僧都の音同じければ、よせてよめる也。米を愛し給ふ事は、日本書紀ニ曰、少名彦名ノ命到ニ淡島ニ而縁ニ粟茎ニ者則弾渡而至ニ常世郷ニ云々。伯耆ノ国風土記ニ曰、相見郡粟島。少日子ノ命蒔レ粟秀穎々。即載レ粟弾渡ニ常世ノ国ニと。

○出雲八重垣ノ舊跡　出雲ノ国八重垣明神は、其地を佐草ノ郷と云。依て佐草ノ社とも云。本社は奇稲田姫、素ノ尊、大己貴を配祀す。左右ノ祠は脚摩乳、手摩乳也。神主は佐草氏、又嫁氏とも云。即稲田宮ノ主神のあしなづちてなつち後胤也。

先代舊事本紀ニ云、於ニ彼所ニ建レ宮之時。自ニ其地ニ雲立騰矣。因作ニ御歌ニ曰云々。

古事記ニ曰、玆大神作ニ須賀宮ニ之時。自ニ其地ニ雲立騰亦作ニ御歌ニ。其歌ニ曰云々。

○人麿ノ歌似ニ祓詞ニ。貞丈云、萬葉集巻ノ二、日並知ノ皇子尊殯宮之時、柿本ノ人麿ノ歌一首並短歌。

分注、皇子草壁皇子也。日本紀第廿九、天武元年生ニ草壁皇子於大津ノ宮ニ。持統三年四月草壁皇子天武天皇ノ皇子也。天武ノ宮飛鳥清見原ノ宮ト云。

天地之、初時之、久堅之、天ノ河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照、日女之命、一云、上日之命、天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而、一云雲之、八重雲別而、神下、座奉之、高照、日之皇子波、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷座國等、天原、石門乎開、神上座奴、【割註】一云神登座爾之可婆。」

下略

分注日之皇子は日並ノ皇子也。以上の文につきて、尊を天降し給ふ例を以て云也。神随は神のはからひにまかするを云。貞丈云、人麿は持統文武ノ朝の人也。右の歌、大秡の文の趣を以て作れる歟。上古より秡詞あり来れる歟。古事記に、仲哀天皇頓に崩し給ひし時、武ノ内宿禰國の秡せし時の文に、大秡の詞に似たる事あり。又大秡詞の中に、大津櫻谷に、【分註】延喜式の大秡詞にサクナダリとあり。八雲御抄にはサクラダニ秡の詞とあり。名は近江の地名也。」天智近江ノ志賀大津ニ都し給へり。然れば天智の朝に至て、秡詞の舊詞を潤飾改定せられし歟、今の中臣ノ秡詞是也。」

○中臣秡貞丈云、秡神、近江ノ國栗本郡男山ノ郷に櫻谷あり。所レ祭神一座、瀬織姫ノ命也。延喜式大秡詞には佐久那太里とあり。是サクラダニを古言にはサクナダリと云し也。サクラダニの轉語也。文德實錄には近江ノ國散久難度ノ神とあり。【割註】位袍の二十一丁目見るべし。」八雲御抄にはサクラダニと有て、注に秡詞に有レ憚とあり。又秡詞に大津の名あり。是も近江ノ國に在り。加茂眞淵が秡詞は、近江の朝廷は天智天皇也。近江ノ志賀大津ノ宮也。此時新作には非ず。舊詞を修補せられしなるべし。古事記ノ仲哀記に見えたる國の大秡の詞と見ゆ。又萬葉集に人麿呂の歌秡詞に似たり。既に上に記ぬ。

○橘家神道行事ニ云

天　壇天ノ御中主ノ尊、國常立ノ尊

太陽壇天照ノ大神、伊弉諾ノ尊

太陰壇月夜見ノ尊、伊弉冉ノ尊

右朝廷宇賀ノ祭三壇祭也。口傳ニ云、天人唯一ニ祭也。

天　壇天御中主ノ尊、埴安姫ノ尊

太陰壇　伊弉冉ノ尊

右以下宇賀ノ祭三壇之祭神。口傳ニ云、御中主水中ニ二尊未生也。

太陽太陰ノ兩檀邊矛ノ祈禱　口授也

中央檀五座　七座之口傳あり

軻遇突智ノ命

稚産靈ノ命

倉稻魂ノ命

保食ノ命

以上五座

水神風神併祭、以上七座也。

天檀にては直に天地を拜し奉る。太陽檀、太陰檀にては直ニ陰陽日月を拜し奉り、浮橋感通陰陽妙合瓊矛の牙し滋ひを以て、萬物生々の祈禱を致す也。

北極太元ノ尊　北極ノ一星、是大元靈水德ノ星也

北斗元氣性命ノ尊　北斗七星也。陰陽水火木土乃神ヲ併祭留。輔星波金德乃星也。

○上略寛政ノ年間藤原ノ宣昌といふ人、鳥上二水考證と云書を著して、簸川、可愛川(エカハ)の辨あり。其云所千古の卓見、前人未發の說といふべし。其說に宣昌按ずるに、重遠ノ說に今安藝ノ國を尋ぬるに、可愛川ある事を聞ずといふもの當れり。予友祝利万呂と云もの、安藝ノ國の人にて、日本紀に心をひそめ、可愛川を安藝ノ國に求むれども、其所なく、これによりて予出雲ノ國を搜リ索メて其舊跡を得たり。夫レ安藝ノ國は國の名に非ず。出雲風土記に載る意宇(オウ)郡安來(ヤスキ)郷にして、今能義(ノギ)郡に屬して八杉(ヤスギ)郷と云地也。先輩文字に泥ミて、山陽道の安藝とあやまり泥じて、アキノクニとよめり。遂に其正を失へり。改メてヤスギノクニとよむべし。郷をもて國と唱ふ事其證少からず。神武紀に、難波(ナミハヤ)を浪速國とし、饒速日ノ命一郷を睨て虚空見日本(ソラミツヤマト)ノ國と名け、其他珍彥(ウツヒコ)をもて倭ノ國造とし、劍根をもて葛城ノ國造とするといへる。郡に郷にみ

な國とするもの也。されば安藝とよめるは、安來の訓を訛るものにて、可愛川は安來郷を流れ經て、伯耆の大川といふもの是也。其源出雲の仁多郡、能義郡の堺、葛野山より出て、川上をいしを川といひ、安來を經、伯耆國に入て日根川といへり。伯耆ノ國にて其川を總て大川と名づくといへり。これまで宣昌ノ說也。猶いはゞ、出雲風土記に、意宇郡安來ノ郷神須佐乃烏ノ命、天壁立廻坐之、爾時來ニ座此處ニ而詔、吾御心者安平成詔故云ニ安來ト也。この文にて素盞烏ノ尊の詔にて、安來と名づくるよしも、神代ノ紀一書の傳へにも符合するを、鳥上ニ一水考證にも、古事記傳の須賀ノ宮つくらしゝ條にも引いださゞるは、いかにぞや。世事百談。

○蘿考　日本書紀神代上ニ曰、以レ蘿爲ニ手繦ト。此云ニ比舸礙ト。

古事記ノ上曰、手次繋ニ天ノ香山之天之日影ト。

舊事紀神祇本紀ニ曰、以ニ天ノ香山之日蘿懸ト爲ニ手繦ト矣。

古語拾遺ニ曰、以ニ蘿葛ト爲ニ手繦ト。蘿葛者比可氣。

延喜式四時祭ニ曰、供ニ新嘗ノ料、日蔭ニ一荷。同大嘗祭曰。親王以下女孺以上日蔭蘰。

又曰、神服宿禰一人云々。當色木綿ノ襷、日蔭ノ葛。

又造酒司大嘗會ノ料ニ云、眞前ノ葛、日蔭、山孫組各三擔。

和名鈔ニ云、蘿、私記ニ曰、比加介。松蘿和名萬豆乃古介。

神代纂疏ニ曰、蘿云垂苔也。俗日蔭葛。

萬葉集(十九)新嘗ニ歌云、

　足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟

後撰集　常盤なる日影のかつら今日し社こゝろの色に深く見えけれ

同　奥山のひかげのかつらかけてなと思はぬ人にみたれそめけん

新勅撰集　けふにあふ豊ノ明のひかけ草何れの世よりかけそめにけん

新千載集とりかさす日影のかつらくりかへし千代とそうたふ神の御前に

新撰六帖諸人のかくる日蔭の心葉に天照神のめくみをそしる

天照す日影のたすきかけまくもかしこく守れ八十の諸人

御代始抄ニ云、日影のかつらと云は、白き糸をあげまきにして左右八筋、或は十二筋など、冠の左右の角にまとひてたるゝ事あり。是は蘿と云草をば日陰草と云。神代に此草を鬘としたる事、日本書紀に見えたり。さがり苔と云もの也。是草などは淸淨なるに依て、神事の飾りに用ゆるところ也。

高潔按に、三部ノ書に以レ蘿爲レ襁とあれど、蘰としたる事見えず。眞避（マサキ）を鬘とすと見えたり、いつの頃よりか日影のかつらに成りしや、今神事の時冠に糸をむすびたるは、眞辟を鬘にしたる體、赤紐をかたにかくるは、日蔭を手繦にしたる體ならん歟。

〇木綿　日本書紀神代ノ卷ノ上寶鏡開始ノ段曰、下枝懸ニ青和幣白和幣一。同一書下、下枝懸以ニ粟國齋部遠祖天ノ日鷲ノ所レ作木綿一。

古語拾遺ニ曰、令下長白羽神ニ【割註】伊勢ノ國麻績ノ祖、今俗衣服。云ニ之白羽一此緣也。」種レ麻以爲ニ青和幣一。令下天日鷲神造ニ木綿一。津咋見ノ神穀木種殖之以作中白和幣上。是木綿也。

按、造木綿三字衍文。

舊事紀卷ノ二曰。令下麻績ノ神長白羽ノ神種レ麻以爲中青和幣上。復令下津咋見ノ神種ニ殖穀一木綿以作中和幣上。復令下粟ノ忌部祖天ノ日鷲ノ神造中木綿上者

按圏内十四字誤也

纂疏ニ云、青和幣造以レ麻謂レ纂（ケハシ）下也。白和幣以レ穀謂ニ木綿一也。

和名鈔ニ曰、麻、【割註】和名乎」又曰、穀ハ楮也。【割註】加知乃木。」

度會延佳云、舊事紀ノ首書ニ云、和名鈔ニ云、杜仲、陶隱居本草ノ注ニ曰、杜仲一名木緜。折レ之多ニ白絲一者、

【割註】杜菩度、和名波比末由美。」一文云、玉篇ニ云、杜、穀木也。「【割註】和名加知、」豐後風土記ニ曰、速見郡柚富郷。此郷之中栲樹多生。常取ニ栲皮ヲ以造ニ木綿ヲ。因曰ニ柚富郷ト。釋日本紀ニ曰、木綿者摩剝所レ成也。自有ニ木綿之樹ヲ。即柔ニ摩其皮ヲ爲レ之。今按。穀杜仲也。栲也。摩ニ剝其皮ヲ。同云、木綿乎、近世異邦以ニ綿花ヲ亦木綿。吾國儒士者以ニ綿花ヲ爲ニ神代ノ木綿ヲ者甚非也。或書ニ云、延暦十八年昆崙人漂流來ニ我朝ニ。其船中有ニ木綿ヲ。即種ニ殖之ヲ。見ニ類聚國史ニ。新撰六帖衣笠大臣ノ歌ニ云。

敷島ややまとにあらぬから人の植にしわたのたねははにき

度會延經神事隨筆ニ云、青和幣は麻也。白和幣は木綿の穀の皮を剝摩したる也。或文諸祭ノ料物に木綿と麻とを並べ擧るは此爲メ也。神道名目類聚抄ニ云、青和幣は麻ノ皮を剝で作り、其色青し、故ニ青和幣といひ、白和幣は穀ノ木ノ皮にて作る。其色白し、故ニ白幣と云。麻はカラムシ、穀は今紙に作る木也。ユウとは白を云、清き義也。白和幣は木綿也。日本書紀通證ニ云、栲和名多久。亦栲ノ類。栲幡、栲繩、栲衾也。今云ニ古不會ト。紙麻之義也。又呼爲ニ紙木ト。又云、民部式主計式等ニ云木綿、紙、麻子、又紙麻、斐紙麻、穀皮、斐皮、栲借爲ノ楮。按ニ、木名由布、以ニ楮皮ヲ作レ之。神代ノ紀用ニ木綿之字ヲ。本草ニ云、杜仲一名木綿。杜仲也。楮也ヲ其有ニ白絲ノ出者ヲ也。故以ニ其相似ヲ用ニ木綿ノ字ヲ歟。或木綿訓爲ニ岐和多ト者。後世之言而不レ與ニ由布之義ヲ。先輩往々執ニ滯木綿之字ヲ。而爲ニ異說ヲ者甚非ニ杜仲ヲ也。栲也。楮也。並木ノ名。而云ニ之由布ト者。剝ニ摩其皮ヲ所レ用之名也。和名鈔二十木ノ部出、杜仲云。一名木綿。和名波比末由美。卷ノ十三祭祀ノ具、別出ニ木綿ヲ云、和名由布。其義炳焉。

按ニ木綿モクメン也。今モメンと云、モクのクを略してモメンと云。

○高津神ノ辨ニ云、先輩ノ說ニ云、中臣ノ祓ニ高津之災者、霹靂神祟(タヽリ)也。或曰天狗之暴也。其他異說紛々不レ決、蓋皆非也。謹按。是猛獸之災也。其證中臣祓詞與ニ神代ノ紀一參ニ考之ニ而可ニ以知一焉。爲レ擴ニ鳥獸昆蟲之災異ニ云々。中臣祓詞ニ云、昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥乃災云々。並是鳥獸昆蟲之災、而鳥者高津鳥而怪鳥也。獸者高津神而猛獸也。昆蟲者毒蟲也。使ニ令此三物ニ而惱レ人利レ己者收入ニ之國津罪一也。或問云、猛獸稱レ神、其證如何。答曰、凡猛獸者能驚レ人怖レ之。或喫レ人傷レ人。故人民恐怖。而稱ニ加美一。神之轉語蓋恐怖之辭。非ニ尊崇之意一證例如レ左。

【頭書】蜻蛉日記

おほはらの神のたすけやなかりけん契りしことを思ひかへるは

萩原宗固云、蛙に神妙の効驗ある藥なれば、神といへるなるべし、コはつけ字也。コはヽこ、たびらこのこに同じ、草に云一種の名にても有べし。」

按に、高(タカ)は猛キの義、津は助語也。タカはタケキの下略にして、カとケと通也。

○出雲ノ國熊成ノ峰　出雲ノ國日ノ御崎ノ社傳ニ曰、素尊神隱の地は、日ノ御崎の後に今日臺山とてあり、一町許リ隔て隱レノ岡とて壇有て社なし。其所一間四方砂山にて、其中に草木不レ生。日ノ御崎より二里程隔てて鰐淵山と云。出雲ノ人眞野氏云、隱岡地形高周匝(メグリ)。其中白砂滿布。傳ニ素尊石隱之舊跡也。

按に神代ノ卷を考ふるに、素ノ尊出雲ノ國より遂に根ノ國にいでますとなれば、出雲ノ國にて神隱れあらざる事なし。此根ノ國とさす所は、今の隱岐ノ國なれば、此國に神隱の地有ルべし。其地はいまだ考へず。

○神名帳に、能登ノ國羽咋(ハクヒ)郡大穴持ノ像石(ミカタイシ)ノ神社、能登郡宿那(スクナ)彥ノ神像石神社など、はやく神の石像も見ゆ。相模ノ國大住郡阿夫利(アフリ)ノ神社の御正體を石尊と申奉るは、只圓石にて像にきざめるものゝよしきこえず。祈レ雨のためにこれに水をそゝぎ祭れば、とみに雨降リ出すとなん。【割註】按　阿夫利の名も雨降の略な

ろべし。」

○筑後ノ國ニ笠郡筑後川の邊りに、水天宮【割註】安德帝二位ノ尼を合祀ると云」の社あり。梵字の如き神符をおして諸人に與ふるに、神驗ありとて尊みぬ。文政元寅年江戸赤羽根有馬侯の邸に新宮を營み給ひ、月の五日に諸人の參詣を免されけるに、其群集いはんかたなし。

○江戸芝神明宮祭禮中【割註】毎年九月十一日より二十一日迄なり。」にチギ箱【割註】曲物の小櫃に藤の花をゑがく。」薑とをひさぐ。其チギの字風木・千木、鎭木、地祇など書ク。何れをか是なるとせんや。風木と書ぞ正しかるべき。

○今俗のいふ船靈（フナダマ）の事、うけがたき事也。是は上筒、中筒、底筒の三神にて、即住吉の御神を申奉る也。神功皇后三韓御征伐にあらはれ給ひ、御軍船を守護し給ふと云。今婦女の大船に乘ルを船靈神の悦ばせ給ふといふは、この神功皇后よりの事なるべき歟。

五雜爼ニ曰海上有ニ天妃神一。甚靈ニ航海者一。多著ニ應驗一如ニ風濤之忽有ニ胡蝶双飛一。夜半忽見ニ紅燈一雖ニ其危必獲濟焉。天妃者言ニ其功德一可ニ心配レ天云耳。非ニ女神一也。閩郡中海岸大石皆有ニ其祠一而歸海不違之徒往來恒賽祭焉。香火日盛。金碧輝煌不レ知ニ神之聰明正直一。亦吐ニ不享一故也。

○朝鮮國初の主を檀君と云。素戔烏ノ尊也といふ。

○天祖瓊々杵ノ尊　天ノ忍穗耳ノ尊の御子也。天照太神の御子也。故に皇孫と號し奉る。御身ノ丈七尺七寸、髮長九尺。

皇祖火々出見ノ尊　天祖第三ノ御子也。身ノ丈六尺八寸。

○神令ニ曰、上略、文者如ニ春之生ニ草木一焉。武者如ニ秋之枯レ稿焉。則御道則天者也。天下之神器三焉。一ニ曰八咫ノ鏡。二ニ曰八坂煮ノ曲玉。三曰八握ノ劍。以ニ日月星一相比而傳焉。非レ若ニ西蕃夷（ミツウクシ）之器寶一。天皇之臨ニ于天下一也。如ニ神鏡之照ニ萬物一。明且靈御德也。如ニ神瓊之温潤而且光輝一也。御威也。如ニ神劍之利赫且

可ㇾ恐也。此臨ニ于天下ニ之道則ニ于天ニ者。故與ニ天地ニ合ニ其德ニ焉云々。

○思兼ノ神は高皇靈ノ尊の嫡男也。信州伊奈郡阿知の神社是ㇾ也。

○抑古事記、書紀の御代ノ御卷は、かけまくもかしこき神系皇統の元始と、三種ノ神寶の起緣と、傳國無窮の源基とをしるし給ひて、神孫天皇の天津日嗣の大本を明らかにして、萬代不朽に傳へさせ給へる、いとも尊き大御典也。

○光章云、上略、神道は神職祝子(ハフリ)すら守る事能はず。まして家業桶屋なれば猶更也。もと神道は天子の治め給ふ道を云。其外に神道あるべからず。又云、我國は言葉の國也。文字に疎きは理はり也。

○或云、我國の弊は物を秘するにあり。儒教の弊は文華に過ぎ、竺土の弊は方便にありと、信なるかな。宜なるかな。

○信州諏訪ノ社七不思議の一、毎日巳ノ剋宮中雨ふる。

○八神殿柏殿　是古ヘ食を柏に盛りしよりいふ也。膳部を加之波(カシハ)といふも同じ。又食物を柏に盛を比良傳と云。古事記仲哀段、亦箸及比良傳多ニ作。皆々散ニ浮大海ニ。神武紀戊午ノ年十一月、即作ニ葉盤八枚ニ盛ㇾ食饗ㇾ之。類聚三云、柏十五抱、枚手六十枚。釋日本紀、葉盤柏葉に盛也。【割註】比良は片也。かし葉の一片なるを云。扉止毘良の比良に同じ。傳は盤也。按に、今俗手の窪と云事あり。」延喜式久保弖とよめり。窪手の意なるべし。相模集に

神山のかしはのくぼてとあり。うつぼ物語にねぎこととも聞すなりにし笠間には神の多かるくぼでにと書り。北史倭國ノ傳ニ、俗無ニ盤俎ニ藉以ㇾ槲。

○或云我國は日ノ本にて、神道は日也。唐土は震旦と號し、星にて地也。【割註】星落爲ㇾ石、」天竺は月氏國にて、佛道は月也。夜見ノ國思ふべし。【割註】ヨミジガヘル蘇生を云、ヨミジの障りなどゝ云ふ。」又云、天は神道、地は佛道、人は儒道也。是ㇾ三才者天地人の三才にして相離るべからず。

○懐橋談ニ云、出雲ノ國島根郡枕木山ヲ見と云里に、天照太神生れ給ふ時の産水山上に在リと云。

○和訓栞ニ云、常陸ノ國太田ノ社造營の時、杉ノ神材に鹿島大明神の文字あり。左右甚だ分明也と云。

○正通云、古傳に、天ノ浮橋ト事相、天ノ橋立長サ二千二百九十丈、廣サ九丈二尺、名ニ[illegible]濱ニ。宗良云、今丹後ノ州天ノ橋立是也。二神立ニ於其上ニ故得ニ其名ニ。名ニ久志之渡ニ。今按出ニ出雲風土記ニ。

○士清云、大祀の散齋致齋に肉を食ふ事を禁ぜられし事、律に出たり。太古は神皇も聞召つれど、中古より穢に准じ猪鹿を穢惡とのたまひし事、倭姫ノ世記に見ゆ。【割註】供御に猪鹿を止事は、四十六代孝謙天皇天平寶字二年勅して、今より後禁中の御膳部に猪鹿の類を止給ふ。」

○日本紀神代ノ上ニ云、大背飯三熊大人、【割註】大人此云ニ于志ニ」亦ノ名武三熊大人云々。又神代ノ下ニ云、是時齋主神號ニ齋之大人ニ云々。是上古人を尊び稱する辭也。

○東鑑ニ云、源九郎義經の事を九郎主と記せり。此ヌシと云は、ウシの轉語也。ウとヌと音相通ずる也。他の名を稱するには、大臣をば某ノ公と云、中納言參議を某ノ卿、四位をば朝臣と云、五位以下無位には某何と云べき稱なし。それに某ノ大人と稱すべし。貞丈云、

○輪越　茅ノ輪、菅拔とも云。太神宮ノ行事に、六月晦日輪越の神事と見えたれば、それより以前より行はれしとはしらる。又公事根元六月ノ下、に、秡の事を擧ゲ、別に家々に茅ノ輪を越える事見えたり。

○水戸中納言光圀卿、寛文五年御領内の淫祀三千八十八御除キなされ、緣起たしかなる社をば修覆を加へられ、神職の者をも官位社領等それ〴〵付ケさせられ、又翌年新地の寺院九百九十七御除キ、三百四十四ケ寺ノ僧の破戒なるを御諭シなされ百姓になされ、古跡の廢寺修理興復し給ひ、能キ僧を招き給ふ。

○藤原氏ノ四祖武智麻呂稱ニ南家ニ、房前北家と稱す、宇合式部ノ卿、稱ニ式家ニ、左京ノ太夫麿稱ニ京家ニ、此四人皆不比等之後。世之藤原氏皆出ニ于此家ニ。

○春日の神號はもと地名にして、奈良の都三笠山の邊をすべて春日ノ郷と云。祭神は四神坐す。其第一ノ宮

は武甕槌ノ命、鹿島大神、第二ノ宮は經津主ノ命。香取太神、第三ノ宮は天ノ兒屋根命。河内平岡明神、第四ノ宮は姫大神、此四神を惣じて春日大明神と稱す云々。

○鹿島大神は人皇第三十四代推古帝ノ御宇、鹿島太神三笠山に御鎮座。人皇四十八代稱德帝ノ御宇神護慶雲元年六月二十一日、鹿島大神、武雷槌ノ命、駕ニ白鹿ニ持ニ榊ノ枝ニ爲レ鞭、自ニ常陸ノ國名張郡ニ、中臣ノ連時風秀行者侍從焉。同十二月七日入ニ於大和阿部山ニ。同二年正月九日至ニ三笠山ニ。香取ノ神經津主ノ命者、自ニ下總ノ香取ニ來。天ノ兒屋根ノ命自ニ河内枚岡ニ【割註】或云ニ平岡ニ、」移焉。太神者自ニ伊勢ノ國ニ而遷來也。【割註】先代舊事紀、」或云、鹿島之神駕ニ白鹿ニ。鞍上立レ榊。榊上五色雲。雲上神形彷彿放レ光。自ニ鹿島ニ移ニ來于三笠山ニ矣。神社考、

千載　天の下のとけかれとや榊葉を三笠の山にさし初めけん

○記紀等に神を一柱、二柱、佛をも一柱と云。三代實錄に、太政大臣を一柱ともあり。私記ニ云、古以ニ貴人ニ喩ニ於木ニ。故謂ニ神及貴人ニ爲ニ一柱一木ニ。以ニ賤人ニ喩ニ於草ニ。故謂ニ天下ノ人民ニ爲ニ青人草ニ。伊勢氏ノ隨筆ニ云神又人の數をいふのみに非ず。菅公須磨ノ日記に昌平ニ柱と云巳ノ年とあり。ハシラのラは助字にて、箸を數とりに用ゆるよりいふ。或ハ云、柱は棊不レ知之義也。

因ニ云、今の世大名一人を一ト頭、二人を二タ頭と云。ハシラ、カシラ訓近し、又錢を算ふるをヨムといふも、數取リの事ならん。賦の字ノ義歟。

○皇親神漏岐神漏美ノ命　皇親とはスベラギムツマシキと云ふ事にて、天皇の御親戚也。漏は助字【割註】萬葉にもあり、」也。山鳥の尾の鏡を尾呂ノ鏡と云類也。岐は男神也。美は女神也。伊邪奈岐、伊邪奈美、沫那岐、沫那美の類にてしるべし。天皇の御親戚の男神、女神の命等といふ事を、皇親神漏岐神漏美命といふ也。廣く云稱也。二神の名には非ず。然るに神漏岐ノ命は高皇靈命とし、神漏美ノ命は天照太神とするは誤り也。

○山のたうげは手向の轉訓也。手向をたうげと訓ずるは、日向をひうがといへるが如し。たうげは上り下りの山のさかひにて、國も多くは爰にてさかへば、旅行の人のほとりを祈りて、國津神に手向をするゆゑの名也。道祖神を手向の神といへり。萬葉集に祈の字をもたむけとよみ、祭禮もたむけとよめり。

○七夕の故事　牽牛織女聚會の談は、異邦の事にして、吾國の故事にあらず。日本にては初秋棚ニ機を祀るは、上古よりの事也。日本書紀第二曰、故歌之曰、阿妹奈屡夜乙多奈婆多廼汙奈我勢屡云々、おもなるそは天に在哉也。天とは都をいふを、たなばたは乙女機棚也。天朝につかふ官女に天棚機姫ノ命あり。それを申奉る也。古語拾遺ニ曰、令ニ天ノ棚機姫ノ神織ニ神衣一。所謂和衣也と。是衣服を織ッ給ふ織の神にして、歌にたなばたすめと詠る是レ也。延喜式神名帳に天ノ多奈波多ノ神社あり。山城ノ國稲荷ノ社司記ニ曰、七月七日於ニ稲荷三箇峰一祀ニ天ノ棚機姫ノ命ニ云々。吾朝にて乞巧奠の事は、天平勝寳の比より始る由、江次第、公事根元に見えたり。

萬葉集　たなはたの五百はた立てをる布の秋さり衣誰かともみん

○天ノ川と歌によめるは、日本書紀ニ所謂天ノ安川にして、今河内ノ國交野ノ郡に流るゝ天の川是レ也。川邊に七夕の神社あり。【割註】此事貝原氏の諸州巡覽記にも見えたり。」二星を祭り手向する事、我朝の事にあらずとの說也。

○岐ノ神　幸神とも、道路衢神ともいひて、二神立ならびたる石像をちまたに立る事、江戸にも近在にもまゝ見ゆれど、上野ノ國には岐路ごとに必らずありといへり。此像を世に猿田彦大神と鈿女ノ命の二神ともいふは、さもあるべくと思はるるものから、扶桑略記に、天慶二年九月二日丙午。近日東西兩京ノ大小路ノ衢ニ刻レ木作レ神。相對安置云々。或供ニ香華一號曰ニ岐ノ神一。又稱ニ御靈一。未レ知ニ何ノ祥一。時人奇レ之。と見えたるによりて思ふに、さいの神はこの岐ノ神の遺れるにてはあらざるやと思ふは、いかにかあらん。

○神社ノ井垣は井ノ字義にあらず。舊事紀ニ曰、宇摩志摩治ノ命先獻ニ天ノ瑞寳一。亦竪ニ神ノ楯一以齋矣。謂ニ五十

櫛ニ。亦云今木刺ニ繞於布都主ノ劔一。太神捧ニ齋殿内一といへり。いがきは今の木ノ垣にして五十垣也、と眞野時縄が神道類聚に見えたり。賢按に、此説非也。いがきは稲垣の略なるべし。太神宮神嘗祭　掛態とて、竿に稲をかけ並ぶる事あり。是則いがきなるべし。

○丹後ノ國平日山は愛宕山の舊號也。世に平日明神と云社あり。蓋愛宕の神歟。賢按に、新羅國の日羅を祀りたりといふより平日山といふ歟。」夫愛宕も、将軍地藏と天狗の太郎坊ぞと俗間に傳へて、我國の神なる事を辨ぜず。此比は神書も世にあまねければ、その義を尋ねて、愛宕は軻遇突智(カグツチ)ノ神と知ルもの多し。然れども、舊典を考れば、いまだ盡ざる所あり。按に、神名式丹波ノ國桑田郡阿多古ノ神社と録せり。本宮は伊弉冊ノ尊、若宮は火産靈(ホノムスビ)ノ神也。

○大年ノ神年穀也。祝詞ニ云、奥津御年、或云年穀之神也。宇賀之御魂者、守ニ宇迦由一之神也。【割註】宇迦由在ニ出雲國宇加ノ郷一。」

○近江ノ國浦生郡佐々貴ノ神社、【割註】式内神令曰、佐々貴大明神、」祀ニ少彦名ノ命且崇神仁徳天皇ニ云々。按ニ神代ノ卷有ニ彦名鷦鷯羽爲レ衣之事一。又仁徳天皇御諱號ニ大鷦鷯ノ尊一故社號とするにや。

○字典ニ云、秡除レ災求レ福也。又潔也。除也、又曰、祝贊ニ主人一饗レ神者。祭主贊レ詞者。疏曰、以レ言告レ神謂ニ之祝一。請レ神加レ殃。謂ニ之詛一。又曰。周禮春官太宗伯掌ニ天人鬼地示之禮一。說文曰。天垂レ象見ニ吉凶一。所ニ以示レ人也。從レ二三垂。日月星也。觀ニ乎天文一察ニ時變一。示レ人也。徐曰。二古上字。左畫爲レ日。右爲レ月、中爲レ星。縱者取ニ其光下垂一。示レ神也。凡宗廟社稷神祇皆从レ示。又曰。祭ニ道神一曰レ祖。共工之子曰レ修好ニ遠遊一。舟車所レ至靡レ不ニ窮覽一故祀以ニ祖神一。祖者徂也。又曰。祭、尚書大傳祭之言察也。察者至也。言人事至ニ於神一。孝經士章ノ疏ニ曰祭者際也。人神相接故曰レ際。

○土津靈神ノ碑文ニ山崎嘉述云、日本書紀神代ノ卷中臣ノ秡者。我道傳授之書也。靈神學レ之得ニ吉田家ノ傳一。遡ニ五十鈴川之流一。神武向レ日之畏。應神秘レ道之徹。奉持而著ニ之心胸之間一。實弓兵政所。崇道盡徹天皇以後一人耳。

一會津山の麓見禰山の御社に鎭坐まし〳〵、土津大明神と祝ひ祭れるは、會津中將源公諱正之と申奉る。台德院殿大相國の四男に出生まし〳〵、御母は於靜ノ方、後に淨光院と申せし也。此於靜ノ方は北條家ノ舊臣神尾伊豫榮加(ナガマス)が娘也云々。……

會津侯【割註】肥後守正之、正四位下左中將、二十三萬石、」嘗有ニ家光公臨終寄托レ孤之命一。內輔ニ翊家綱公一。內外百務無レ不レ所レ聞。後又叙ニ三位中將一。正之謙讓固辭不レ受。終任ニ正四位下左中將一也。

土津神言行錄ニ云、寬文六年丙午十月三日。還ニ造言者山鹿甚五左衞門於播州赤穗一。先レ是謂ニ老中一曰。當世有ニ造言者一。惑レ世誣レ民之賊也。可ニ嚴禁一也。老中領レ之。

山鹿甚五左衞門【割註】北條安房守氏長ノ門人也、號ニ積雪堂一。」一派を立、後聖教錄と云書を書はせり。朱子をうちて、道統の傳は自分得たる意にかけり。其書は朱子の意に自己の見のやうに書ケ也。保科正之卿右の書を御城へ持參ありて、是造言の刑也とて赤穗へ放流せらる。【割註】山鹿素行著述、武事略、山鹿語類、三教要錄、師弟問答、武教全書、大星傳、武具短歌等也。」

○男山に鳩多く住ム故、古より鳩ノ峰と云習はしたり。古歌にもよめり。春日山に鹿多く、熊野に烏多く宿ミ、稻荷山には狐多くあり、其所に多く鳥獸あるを其神の使ヒ者也と、土俗云習はせる也。貞丈

○意富日ノ神社　初メ鎭座ノ地、船橋驛舍の入リ口海神村御代(ミヨ)川氏が地に在リ。日本武ノ尊此海上にして八咫鏡を得給ひ、伊勢太神宮として鎭座ありし舊跡と云。今意富日ノ神社の地より此所まで八町許あり。御代川氏昔は澪(ミヲ)川氏に作る。澪は深き所をいへる訓義にて、日本武ノ尊を導きまゐらせ、此所の海の澪をしらせ奉り、神鏡を得せしめまゐらせたりしもの丶後裔也。其子孫今猶連綿したりと云。夏見廚海神村の北ノ方に在。今夏見、西夏見と唱へて二つに分る。古伊勢御神の御神領にして、意富日社の神主是を預メたりと也。

意富日神社【割註】意富日、古は日を比に作る。天正以來台命によりて比を日に改らる。」船橋ノ驛、上總海

道と成田海道との岐道、五日市場村に宮居す。世に船橋太神と稱す。延喜式内の御神にして、關東一ノ宮と崇む。神官大宮司富氏奉祀せり。當社大宮氏の始祖は、景行天皇第四の皇子五百城入彦の尊也。天皇尊をして船橋に下向なさしめ給ひ、東國八千八村の縣主を兼、當宮の神官を司らしめ給ふ。然るに、仁平の比、荒木田滿國の舍弟基國を養子とす。其後基繼の時、又嗣なきに依て、千葉滿胤の子基胤を養子とす。此時日月を以て家の紋とせしが、天正十九年辛卯大神君當社御參詣の頃、神官富氏へ御紋ノ軍配小根ノ若松を添て獻りしが、其後上意によりて、若松に軍配を家の紋とす。隔年正月年始には舊例に任せ、御秡太麻に根引の若松を添て獻上登城するを永規とす。

本殿　天照皇太神宮　左八幡太神宮
　　　豐受皇太神宮　右春日太神宮

淸和天皇貞觀十三年辛卯三月三日、勅願によりて奉幣使下向ありて、關東一ノ宮の號を賜ふ。寶暦十一年辛巳勅許有て、古往の例に任せ、毎歳鳳闕に御秡を奉る事となりぬ。神寶叢雲ノ御劒、【割註】長サ一尺五寸、」神息ノ劍、【割註】長サ一尺許リ、日蓮居士奉納ありしといふ。」木劍【割註】是も同じく居士納らる江戸名所圖會。長サ一尺許。」

○上略蓋神道者爲二萬法之根柢一。儒教者爲二枝葉一。佛教者爲二花實一。彼二教者。皆是神道之末葉也。雖以二枝葉一顯二其本源一。然則異曲同工者歟。頃學二儒佛一者夥。而知二神書一者鮮矣。物有二本末一。事有二終始一。何棄レ本取レ末焉。於二神國一疏二神書一乎。萬機之政。尙以二神事一爲二最第一一。但神代ノ事理旣幽微。非理不通。欽惟陛下寬裏叡智之餘。後世惜二其流布之不一レ廣。遂命二鳩工一於レ是始壽二諸梓一焉。

慶長己亥姑洗吉辰　正四位下少納言兼侍從臣淸原ノ朝臣國賢敬識。

○闇齋云、我國に生れて儒學のみを知て、神道を尊ばざるは、身は日本に置きながら、心を唐土に通じたる也。叛逆にひとしと云はざる事を得んや。

○神道者の安座、〔割註〕巡行ともいふ、〕儒者の靜坐など云事は、もと佛者の坐禪より出たるやうなれば、あまり好ましき名目にも非ず。靜坐集說と云書もあり。

○時平大明神　下野ノ國神岡と云所に古居(コキ)村と云あり、そこに祭れるは菅相公にて、隣村ながら中ヶあしく、此二村男女とも緣を結べば、凶事ありとか。古居村に梅を植ず、衣類にも梅の花をつけずとぞ。珍らしき事也

○節分大豆拍　常の御殿は勾當內侍、御厨子所は禁裏御領所仕丁ノ頭拍レ之。貞丈云、山岡は、禁裏の御領所丹波ノ國山岡と云所の農民上京して、禁中へ勤仕する仕丁(ヨボロ)の頭也。上古禁中にて節分に大豆を拍ッ事なかりし也。古書に見えず。近代の事也。今は民間の風俗禁中に移りたる事間々有レ之。されば古書にて考へでは知レざることまゝあり。

百草露 巻六

○紀伊ノ國淡嶋ノ社又作二粟島一、紀伊ノ國名草ノ郡【割註】往昔奈木佐今改二名草一爲二海士郡一。」加太淡嶋ノ社、所レ祭少彦名ノ命而配二大己貴ノ命氣長足姫尊一。式内ノ神也。神功ノ神徳詳二國史一。終神止二木國淡嶋一建二神籬一祝二祭之一。神功皇后武徳まします故ニ、天神地祇の敎に從ひ、乃に血ぬらずして三韓を從へ、御凱陣の時、筑紫の蚊田にて皇子降誕まし〳〵、夫より津ノ國に入ラんとし給へども、忍熊王亂を起して國中擾亂しければ、武ノ内宿禰に托して木ノ國潟ノ浦に着。「割註】是より筑紫の蚊田の名に取て、瀉海を賀多と改め、又加太とも書、筑紫蚊田ノ宇瀰と改メけるとぞ。」皇后は難波をさして上らせ給ふに、浪風荒く官船を漂蕩せしかば、皇后は舳先に立給ひ、諸神の御心にてかく阨給ふやとねもごろに神拜し、海神の御心に任せよとて、苫を取て海中に投入レ祈禱し給ふ、浪に浮て行まゝに、御船此淡島に着給ひ、【割註】是より此島を苫島と申せしを友ガ島と云めり。」一夜行しますに神籬有リ。【割註】是淡島の社也。」此惠ミ也とてミ自奉幣し給ひ、我朝醫藥の祖神なれば、皇后御產後の御惱を祈らせ給へば、信心神慮に通じけん、神主に託宣あり、其儘に神藥を聞召ければ、御不例やがて常に復し給ふ。此時韓國より持歸り給ふ綾綿鼓等種々の珍寶を奉らせ賽し給ふより、皇后紀水門をへて日高に至り、皇子に會給ひ、忍熊を亡し、大和磐余稚櫻ノ宮にして天ノ下を治メ給ふ。其後仁德天皇淡島に遊覽し給ふ時、神詔有て淡島より潟海へ遷し奉り、皇后の御靈を合祀りて、一ノ宮三坐に鎭メ奉る。祭禮三月三日也。同四日太々神樂、神主從五位紀ノ知香。

○紀伊ノ國名草郡日前國懸日前太神宮也。單稱二日前宮一者、與二國懸宮一並座之故也。別號二名草ノ宮一。又

云。紀伊大神國懸ノ號出ニ持統帝紀一。又云ニ紀伊ノ宮一。又云ニ一ノ宮一。【割註】出ニ一宮記一。」又云ニ[illegible]ノ宮一。【割註】出ニ風雅集一。」神名帳ニ曰云々。社記ニ云、日前國懸兩太神者、天照太神之靈前而、神明之長上也。素盞嗚ノ尊欲レ驚ニ高天原一之時、太神發レ慍、乃入ニ于天ノ磐窟一閉ニ着磐戸一。而幽居焉之時、以ニ石凝姥一爲ニ冶工一。採ニ天ノ香山之銅一以於ニ磐戸ノ前一而所レ奉レ造ニ圖造之日像鏡、日矛一是也。鏡則日前大神也。日矛則國懸太神也。又科ニ石凝姥ノ命一、採ニ天ノ香山之銅一令レ造ニ八咫ノ鏡二一。科ニ天津麻羅命一採ニ天ノ香山鐵一令レ造ニ日矛一也。一ノ鏡者天照太神之御靈、一ノ鏡者日前太神之御靈、日矛國懸太神之御靈。日本書紀ニ曰、日前國懸兩太神御前所レ祭内侍所也。古歟狀案云、日前國懸兩宮者、天照太神之靈前也。和光早卜ニ南海之月一。崇敬年舊、尊貌北闕之雲靈驗日新云々。小右記云、故殿御日記ニ曰、恐所レ離レ在ニ灰燼之中一曾不ニ燒損一。【割註】鏡三面、伊勢太神、紀伊國日前國懸。」西宮末社中言神社【割註】本國神名帳ニ曰、從四位上名草彥ノ命、名草ノ命末社上首也。」二座五末社坐、六十末社神号略レ之。攝社二十余社通計八十餘坐。在ニ境内一御鎭坐。神武東征之時、以ニ日前國懸兩宮御靈託一、紀伊國造祖天道根ノ命、帝到ニ浪速一幸之時、天ノ道根ノ命奉ニ戴兩御靈一移レ自ニ名草郡加太浦一、鎭ニ坐同郡毛見鄕琴浦岩上一。垂仁帝ノ御宇十六年、國造大名草ノ命時、依ニ神託一移ニ於今ノ地一。【割註】毛見鄕浦濱宮去ニ今宮地一南二里、此地御鎭坐者、自ニ神武ノ御宇一至ニ垂仁帝十六年一六百餘年間也。今宮地鎭己來千八百餘年不レ易也。」垂仁帝十六年朝廷命ニ忌部ノ工匠一【割註】今宮鄕有ニ忌部村一。」令レ造ニ營宮社一。爾來造替依ニ此例一。遷宮之時者上卿着陣、有ニ軒廊御卜一、令レ撰ニ日時一。上古境内四至九町、宮社殿門嚴重、天正ノ頃漸荒廢。今社頭殿舍、紀伊ノ守大納言賴宣卿再興也。社頭上古三千町、天正年間沒收。當時僅存云々。

○大學或問ニ云、伊勢と加茂に齋宮あるべき事なれども、戰國の間に絕て、其後は取立る事なし。武家一統の時、領いか程入るべきと尋ねられしに、三萬石なくては足りがたしといへり。禁裏の御領だに三萬石ばかり也。齋宮に左はなりがたしとて止みたりと云り。柱に膠したるたとへの如し。公家の人情、事變

を知ざる事毎度かくの如し。昔は常になき事なれば、取立るに成たはむづかし。今の三萬石の貢は、王代の時の五畿内和泉か、河内一國の貢に當るべし。齋宮ばかりに一國の貢をつくしては、天下の萬事いかで調ふべきや。昔の三萬石の貢は、今の三千石也。それも王代に皇女を立給ひし時の事也。今は高三千石にて事足ルべし。中を取て貢千五百石也。武士にすれば青侍二十人、力者二十人、馬五疋、中間十人、表向五十人許リも扶持す。内所に女十人も十五人、父母妻子を養ひ、公儀を勤む。齋宮には如レ此の人馬も入ラず。女房上中下三人づゝ、年よりたる侍二三人、下男四五人にて事足ルべし。外に樂人の女子七八人、三管に打ものゝ役者ありて樂(ガク)して遊び、神明をすゞめ給はんより外の事はなし。官女二人は公家の子にて箏琵琶同絃し給ひ、外に老女の文學ある人有リて、和漢の事も聞、道理をも知リ給ふべし。高三千石ノ貢千五百石にて事足ルやうにせるとの一言にて再興は易スからざるべし。伊勢は本邦の太祖、加茂は始祖にておわしませば、一トたびおこりたる齋宮の廢るべきやうなき道理也。

○宗廟社稷答問云、夫齋宮始ニ於崇神ノ皇女豐鉏入姫ノ命ニ。次垂仁皇女大倭姫ノ命。次景行ノ皇女五百野姫。次雄略ノ皇女稚足姫。次繼體ノ皇女荳角姫。次欽明ノ皇女盤隈姫。敏達ノ皇女菟道礒津貝ノ姫等。各立ニ齋宮ニ載ニ國史官牒ニ。

書紀十五年ノ春二月、皇后日葉酢媛生ニ三男二女ニ。第四曰ニ大倭姫ノ命ニ。

○和訓栞ニ云、齋宮は大倭姫より始れり。其もとは内宮のほとりなりしを、景行天皇の御代に多氣ノ宮を作りて五百野ノ皇女ましませり。夫レより七十五代の間齋宮立せ給へり。後鳥羽ノ院の皇女(ヒメミコ)に肅子内親王に非ずして内親王と稱し、宣下の由先規に見えたれど、正史には此事なし。今其舊跡を齋宮村と云。歌の森とよめるも今に現在せり。初メ齋宮し給ふ事三年、其三年に當る九月上旬に一日をトひて伊勢ノ齋宮に入レ奉る。其十六日十七日の神嘗祭の日始て供奉し給ふにより、祝詞に齋ノ内親王奉レ入時進ニ神嘗ノ幣ニと見えたり。聖武紀に立ニ神栖於齋宮ニ一門ニと見えたるは、大嘗祭なれば、ゆき殿すき殿をさしていへ

り。【割註】內親王の號は、天智天皇以來の事と、一代要記に見ゆ。齋宮、神功紀ニ訓伊美乃美夜、舊事紀ニ訓伊都幾乃美夜、萬葉集伊毛爲乃美夜、伊毛爲は齋宮なり。」

○又云、齋宮は崇神天皇の御時より後鳥羽ノ院まで也。嵯峨天皇より加茂ノ齋宮はじまりたり。伊勢とまぎるゝ故齋院と云。後白河ノ院ノ皇女一代ぎり也。三代實錄ニ貞觀十一年二月九日、是日、賀茂齋儀子內親王始笄。

○又云、倭姬ノ世記云、倭姬ノ命自退、尾上ノ峯石隱ますと、令ノ義解に屆石室ノ名也と見え、石室本緣に、玄扈者宮子齋王ノ父大神主小事石室主と見えたり。伊勢內宮外宮の間の山ををべ坂と云。尾上と書り。度會元長百首に、

　松風や小事の岩屋ふりてたにもらぬ時雨の音のみぞする

玄扈ををべと訓す。其義詳ならず。本緣又云、日鷲高佐山者、是日本鎭守ノ驗在ニ十二箇ノ石室、號ニ玄扈ニ也。惣名高倉山也とも見えたり、かゝれば今云岩戶山なるべし。

○又云、野ノ宮は齋宮に立給はんと、まづまします所也。式子齋內親王奉レ入時の祝詞にも、三年齋ひ淸まりてと見ゆ。初メ齋院に一年、野宮一年ます也。江次第難波三所野ノ宮と見ゆ。今一所は野ノ宮邑と云あり。伊勢の野ノ宮は嵯峨の有栖川にあり。加茂の齋院の野ノ宮は紫野に在リといへり。源氏賢木の卷に委し。

○名所圖會ニ云、齋宮とは昔天子御卽位毎に卜定の式ありて、それにかなひ給ひし皇女を、皇大神の御杖ノ代として、爰にうつし居しめ給ふ宮殿なれば、宮舍の數多く嚴重に備りたり。されば皇女都を出させ給ふ時、公卿女官逹樂をあげて、瀨田の橋まで送り奉る。其行裝美々しく、よつて齋宮群行とは申せし也。

○伊勢參宮案內記ニ云、【割註】多氣郡齋宮大道の左ノ方にあり。」人皇十代崇神天皇ノ以前、神代の神勅

のまゝに、皇太神と天皇と御同殿にましく／＼けるに、此天皇に至りて、漸く神威を恐れさせ給ひて、皇女豐鍬入姫ノ命に太神の御靈を守りまさしめ、大和ノ國笠縫【割註】在十市郡十市新木二村ノ間」邑に鎮め奉らしめ給ひ、内裏には其影をうつしとどめて鎮め坐し給ふ。是を内侍所と申奉る也。其後垂仁天皇皇女倭姫命相代給ひて、皇太神を齋き奉り給ひて、宮所を求めて所々を經給ひ、終に伊勢度會ノ郡五十鈴ノ川上大宮の際々に宮造り仕ミ給ふ。是を礒ノ宮と申也。其後倭姫ノ命御年老たまふとて、景行天皇の皇女五百野皇女に齋宮を讓リ給ふ。此時始メて齋宮を多氣郡に造りて、五百野皇女を居しめ給ふ。今の齋ノ宮と云是レ也。それより御代々の天皇御即位の後、齋宮にたゝしむべき皇女をト定られ、伊勢に奉幣をたび給ひて、伊勢へ向はせ給ふ。是を齋宮群行と申也。それより常に此宮に住給ひて、三節祭ごとに使を立て、其由を告ヶ給ひ、それより野ノ宮に三年の御物忌ましく／＼て、九月に至りて、天皇別れの御櫛内外の宮に御參りありて神事を行ひ給ふ也。三節祭とは、六月十六日は外宮月次祭、十七日は内宮ノ月次祭、九月十六日は外宮ノ神嘗祭、十七日は内宮ノ神嘗祭、十二月十六日は外宮ノ月次祭、十七日は内宮ノ月次祭也。是を三祭禮といふ也。後醍醐天皇に至りて、天下兵亂に及びしかば、皇女内親王以後、齋宮群行絶ゆ。今の齋宮村の大道の北に、松杉生と茂りて一トむらの森あり。是齋宮の舊跡也。俗に是を野ノ宮と云は甚だ誤リ也。野宮とは齋宮に立せ給ふべき皇女、京にて齋し給ふ所をいふなり。今猶嵯峨に野ノ宮の舊跡とて、かたばかりのしるしありけるとかや。

○常山云、垂仁天皇の御時、大和姫ノ命を伊勢の五十鈴ノ川上に祭り給ふ。所謂齋宮の始メ也。古は天子即位の時、内親王を以て齋宮を掌らしめらる。トを以て定られ、野ノ宮に移りおわします。源氏榊葉卷に、物はかなげなるに、小しばを大垣にていたやどもいとかりそめなめり。黑木のとりゐどもは、さすがにかう／＼しくみわたされて、としるしたれは、齋宮のすがた想ひやるべきにや。齋戒期ありて、伊勢におもむき給ふ時天子に謁見あり。大極殿の高御座の東にて宮に入たる櫛を給はる事あり。吾邦の典禮

なりとかや。

いつかまたいつきの宮のいつかれてしめの御內の塵を拂はん

○伊勢參宮名所圖會云、多氣郡齋宮村、【割註】舊名鳥墓村、」昔齋ノ宮ありし故號く。【割註】土産宮笠を製す。故ニ齋宮笠といふ。」今齋宮の森、又齋王の宮とて二ケ所に分てども、齋宮、齋王は別義にあらず。【割註】齋宮は齋王の坐す宮の事にて、齋王は內親王の齋主に立せ給ふをいふ。」故是を按に、延喜式齋宮寮に大社十七坐、齋宮の內に在といへり。其十七坐の內、地主の神一坐などをや殘しける歟。一方の森の小社は兩長官より制札を立て、かたわらに小キ壽ノ馬舍あり。是舊跡にて、築地の正中たるべし、是を齋宮竹の宮とも云て、一郡を多氣の都と云。上古には齋宮と機殿と相ならびて、神路山に在りし時は礒宮とも稱せり。

常盤なる竹の都の石なれば嬉しきふしをかぞへてぞとる

○續日本紀云、天平十八年八月置ニ齋宮寮ニ云々。

伊都久は忌盡(イミツク)の義、又忌附(イヘイホメ)の義にて、いみきよまり其神をかしづき奉る意。いはふは齋敬で、是につかへ神德を祝賛奉る意也。

○齋宮群行の巡路は、奈良の京よりの例にまかせらるゝ也。其順は小倭河內ノ關、波多ノ宮、古月本、一志、（曾原）也、飯高驛、（今ノ石）津、多(タ)氐利(デリ)、淸水、坂本、齋宮、小俣、山田、宇治等を經る也。歸京の次第は、出御ありて多氣川の御秡ありて、一志の頓宮に着、二日は川口の頓宮に着給ふ。三日は伊賀の堺屋に至り、堺の祭あり。御浴を奉る。御服は辛櫃に入レて谷に弃、御衣は忌部に賜ふ。此所にて御衣を新に着給ひ、新輿に召れ、阿保の頓宮に着給ふ。五日和爾川に秡ありて、大安寺ノ邊并奈良坂をすぎて、山城相樂の頓宮(ドングウ)に着給ふ。【割註】木津川の南にあり。」河內ノ茨田、眞手の御宿所に着、七日は難波の三津ノ濱、安曇ロ三所の秡あり。大江ノ岸御厨(ミクリヤ)儲所に歸り給ふ。此時三津ノ寺（天王寺なり）、諷誦あり。八日又眞手の御宿所に

着給ひ、九日河陽ノ宮今の山崎なり、に至り京に入り給ふ。

○和訓栞ニ云、加茂の齋院も、歌にはいつきのみやとよむよし、六百番ノ歌合の判に見えたり。嵯峨天皇弘仁元年置ニ齋院司一。以ニ皇女有智子内親王一爲ニ齋王一と見えたり。和訓抄、朝野群載に、齋院司いつきのつかさとよめり。こも土御門の朝三十四世の齋院禖子内親王の後斷絶す。其儀は大内の初齋院にて三年潔齋し、其年の四月に社に參りたまはんとて、御禊ありて野ノ宮に入ッ給ひて、中ノ酉ノ日祭に從ひ給ふなり。

○上略延喜式云、凡天皇位に即給へば、先ッ齋王を定む、内親王のいまだ嫁せざるものをトひ、其家の四面内外の門に木綿賢木を立る。其後日を撰で大宮の大秡をなし、其後又禁中の便所をトひきはめて、初メの齋院として、明年の七月までこれに入り給ふ。又宮外に淨き所をトひ、八月上旬に吉日をトひて、加茂川に臨みて秡して、常の御殿にかへて、新に清淨の地をえらびて、加茂川に臨みて秡していはゆる野ノ宮に入ッ給ふ。是ノ物いみ質素を守り給ふといふこゝろにて野ノ宮と云也。又桂川に臨んで祓して伊勢の齋宮にいらせ給ノ也。

○拾芥抄ニ云、若シ無ニ内親王一者。依ニ世次一簡ニ諸王一卜定。

○大日本史巻ノ百ノ皇女列傳ニ云。唐史有レ言。婦人内ニ夫家一。雖ニ天姫之貴一。史官猶外而不レ詳。然則其行履罕レ傳ニ于世一亦宜矣。皇朝敬ニ神祇一。謹ニ祭祀一自ニ倭姫命侍ニ伊勢太神祠一。有智子内親王爲ニ賀茂祭一。歷世相承。卜ニ定齋宮齋院一。其禮至重云々。

愚按に、かく重き齋宮の典禮も、元亨兵亂後斷絶し、今ノ世までも其事の興ラざるはおしむにあまりあり、されど五百年餘も絶たる加茂八幡の臨時祭をも御再興ありて、文化十年霜月酉ノ日はじめて賀茂の臨時祭行はれしを見れば、齋宮齋院をも再び興復せんも難きことあらん歟。たゞ其時をまつのみ。

○公事根元ニ云、臨時祭加茂十一月酉ノ日、八幡三月中午ノ日。

○閑散餘錄ニ云、山崎闇齋、孔孟、程子、朱子の道は天下の正道にして、佛氏の法の正道にあらざるを覺り、還俗して儒となり、後又唯一神道を吉川惟足に學び、伊勢流の神道を出口延佳に學びて、大に是を主張す。其頃正親町殿、闇齋の門人にて神道を學び給ふ。闇齋風水抄と云書を撰述して進ければ、正親町殿より其書を仙洞の御覽に備へらる。上皇是を見給ひて曰、此書貴重なる事のみにて容易の說に非ず。長く汝が家秘として妄ッに人に示すことなかれとぞ。これより闇齋の神道を正親町の神道と稱する也。故ニ今も志有ルものは、正親町の門に入レば、風水抄の中を、彼是省略斟酌して傳授し給る也。天人唯一の傳、土金傳などゝ云る類の事なるべし。奥州會津などに闇齋學の弘まりしは、多くは神道を以て行はれたる也。門人にも豪傑多し。淺見重治郎、佐藤五郎左衛門、三宅丹治、此外多くあれども、皆國々に分處し、或は仕官のものなどは、其名廣く聞えず云々。

○通證ニ云、齋部色弗知ノ祝詞曰、天地之體土也。性金也。故久堅之天、荒金之土也。

○垂加云、神道ノ宗源在ニ于土金一。而其傳悉備ニ此書一。蓋聞ニ之天地之間一土德之翕聚而位ニ於下一也。四時由レ此而行焉。百物由レ是而生焉。此倭語土地之味土地之務之謂、所以訓ニ敬ノ字一也。

○又云、道貫ニ天人一是謂ニ唯一一矣。謂不レ混ニ儒佛一爲ニ唯一一者甚非也。

○又云、神代ノ卷有ニ專言レ天者一。有ニ專語レ人者一。以レ人談レ天話レ人者亦有レ之。以明ニ天人唯一之道一。

○孝德紀ニ曰天覆地載。帝道唯一。

草木子ニ云、春秋言。人事易レ言。天道天人之道一也

○貞丈云、山崎闇齋の神道に土金ノ傳と云事を大秘傳とする也。土金ノ傳とは敬の字の和訓也。敬の字はツヽシムとよむ。ツヽは土也。シムはシマル也。金の氣はシマル也。シマルが故堅キ也。されば土はやはらかにして萬物を生じ仁道也。金はかたくしまる義の道を行ふものは敬也。故ニ神道に敬の字を以て大切の事とする也。されば土金ノ傳といふ也。是レ闇齋がこしらへ事也。闇齋は朱子

學の儒者なる故、敬の字を神道へ說キかけたるもの也。

○又云、ツヽと云はツヾマヤカ、ツヾメルなどの詞なるべし。シムと云は助字也。タノシム、カナシム、イマシム、イタマシムの類、皆シムは助字也、シマルの義にあらず。すべて助字といふ事は、詞のテニハの事にて、助字に義理はなきなり。

○多田義俊云、土金を生ずれども、金ばかりにてしまらず。此を以て金水を生じ、水よく五行をしむるが故、イツヽシメの略語、ツヽシミ也とて、それより敬の字をいはぬ心をそれになして、土金に非されば萬物整はず、子細を傳へ理學へ落し來りたり。和歌のツヽ、止メは土也。一カナどめは金也などと、一切に此土金を配り付て、神代ノ巻始メより終迄、それにて說クこと也、故正親町一位公通公へ吾秘する事どもを預ケ置て身罷リたり。故正親町殿には嘉右衛門のまゝなる事あり。中山故大納言兼親卿は一位殿の姪也。其弟に中川要人と申せし浪人あり。一位殿重く煩はせおはしける時、遠きをいとはず行通ひて看病しける時、一位殿より要人へ傳へのまゝの一巻を授け寫さしめ給へり。嘉右衛門直傳には、誰が始メける事も見えず。土金に非ざれば立がたき段〳〵を書たり。然るに、其門人より今の人に傳ふるを見れば、常盤連よりの相傳の事にして、無理無體に作り付たるもの也。是ノ理說など入ル處なき故ハ人に信ぜしめん爲メに、常盤連に塗リ付たるならん。連は鎌足公の曾祖父なれば、藤原中臣氏の祖也。其家に於て此レを傳へずして、卜部傳來の垂加へ傳はりたるも不審すべき事也。卜部は藤原中臣の種類に非ず。其事は辨卜抄に說キたるが如し。今日より新作して理屈詰メに說カば、土金に限らず。いかやうの事をも編ミ立らるべし。夫レにては古實に非ず。太古の道いかん、上古の教いかんと記文たしかなるによりてこそ、學文ともいわめ。理面白とて一ッ拵へ、是は珍敷義とて二ッ拵へては、切紙をこしらへ、日護樹とも祝坂も八雲傳も、面白く理說に仕立直し、何と云古記に在とも傳へず、垂加の口より出たる事は、假令ば南無阿彌陀佛と云事も、神道と心得、其門葉世上に滿チ〳〵て、近代の作者近松門左衛門、山崎嘉右衛門

旨なるを辨ぜず。嗟呼歎ずべし。垂加ノ末葉より土金を傳はる一巻の寫、土の訓はイツ、ツヾマル、金の訓はカシコネの略也。是古來よりの訓傳也。土あれば必金あり、金土に兼てある也。土金相離れぬもの也。土シマレば金を生ず。金にあらざれば土しまらず。土しまる是を敬と云、人體は土金也。身をつゝしむる人の道也。土金ならねば人にあらず。
未ㇾ考人名歟、又釋迦佛陀名歟、刀也。伏曰、天地體土也性金也。云々。
鎭坐本紀ニ曰、人乃受ニ金神之性ヲ一。須ㇾ守ニ混沌之始ヲ一。垂加翁曰、而足ノ尊土ノ神也。公通曰、ツチはツヽキ也。ツキの反チ也。
五鰭翁曰、天柱國忌柱心ノ柱ハ土金賓右左、於ニ口傳一今以ニ本文一相傳之、貴殿被ㇾ叶ニ神慮一之者、他傳ノ條如ㇾ件。

元文三戊午二月二十一日垂加靈社正統傳

何　某　判

〇貞丈云、ツヽは萬葉に乍(ツヽ)、或ハ而と書り。管(ツヽ)、喚(ツ)鷄と書るは假名也。日本紀には以(ツヽ)とも見えたり。一書曰、ツヽ留メ漢文にて見れば而ノ字にあたる、ひとつある事にはつかわず、學而時習ㇾ之、是にて知べし。然れども下に置ク事なし。日本にては露にぬれつゝなど下に置事あり。漢文にては秋の田のかりほの菴の苦あらみ而我衣手は露にぬれつゝと云義也。なげきつゝ獨ぬる夜、上ミにつけば漢文の通りにて、しかも獨ぬると云意也。日本紀に撫而哭(カキナデツヽナク)、日本の書につゝと書キたるは是が始メ也。神代ノ巻大蛇ノ章にあり。然ればツヽは而といふ意を本體に心得て見るべし。然れども、ツヽに十一種ありながら、けるにかよふ、程ふるつゝ、つゞくるつゝ、疑ふつゝ、いへどもになるつゝ、心をかよわすつゝ、心なきつゝ、てつゝにかよふつゝ、かなにかよふつゝ、包むつゝ等也。
愚按、論語子罕ノ篇ニ唐棣ノ之華、偏其反而。豈不ㇾ爾思一。室是遠而。又微子ノ篇ニ楚狂接輿歌而過ニ孔子一

曰。鳳兮鳳兮。何德之衰。往者不レ可レ諫。來者猶可レ追。已而已而。今之從レ政者殆而。

○陽復記ニ云、豐臣秀吉公の、神德をも重じ給はず、神郡をもけんちし給ひしかば、度會郡さへ半は他領となりぬ。二所太神宮領も、其かみは度會、多氣、飯野ぞ、神三郡とて神地なりしを、代々の聖主御寄附故、員辨、三重、安濃、朝明、飯高の五郡も附しかば、神八郡と云。其外諸國にも神戸、封戸、御厨、御園などありしに、今は度會ノ一郡さへ、宮川を限りて他領也。是にて神威のおとろへも知れぬ。世の中もしづまりければ、神の威もまたますにや、久しく他の押領なりし二タ見の郷をも、寛永の頃かへし給はり。正保四年には、嘉暦年中より斷絶せし公卿勅使をもかへし給ひぬ云々。

○神宮雜例集、神鳳抄に見えたるが如く、上代は神三郡神八郡とて、勢州の内多くの神領ありて、其外國々に神田、神戸、御園、御厨等寄附の田地多キ故、兩宮の神官等卑劣なる志あるまじけれども、中古亂世以來、漸々神領も落て、諸國の貢物も勤メざる故、恒產なくして非禮を行ふに至り、後世旦方の助力を得て活計とするより、交利を爭ひて僞リを巧み出せしものなれば、哀しむべき事なれども、神を罔し君を欺くに至ては人たる道にあらず。

○或書ニ云、正保二年大猷公伊勢の奉幣使をはじめらる。是日光の奉幣を望み給ひしにおこれり。みかの原禁裏の御領にそえて奉幣を寄附せらる。日光奉幣使料二百石と聞えし。

○天子の御參宮は、持統帝、聖武帝、白川帝也。

○貞丈云、聖武天皇佛舍利を太神宮へ奉らる。後朱雀院長曆二年六月十五日佛舍利を諸社に奉らる。

○御杖代　御杖代と云は、手代と云ふに同じ、都惠の反シ天也。天皇の御手代にかはりて、大御神に仕へ給ふ也といふ。萬葉集に　【割註】憶良ノ長歌、

多都可豆惠許志爾多何爾提　杖代といはず、杖とのみも云。垂仁紀二十五年ノ書、天皇以ニ倭姬ノ命ニ爲ニ御杖ニ奉ニ於天照太神ー。

○御樋代(ミヒシロ)内宮外宮黄金幅一尺六寸一分、深サ八寸三分。
○御船代　相殿に坐御船代二具、
○日本書紀ノ一書ニ曰、時天神以二太占(フトマニ)一而卜合之。
○又曰、且天ノ兒屋根命主二神事之宗源一者、故俾下以二太占之卜事一奉仕(ツカヘマツラ)上。
○古事記ニ曰、爾天神之命以布斗麻爾卜相而詔ニ云々。
○又曰、召二天ノ兒屋根ノ命一而内二抜(全抜)天ノ香山之眞男鹿之肩核一而、取二天ノ香山之婆々迦一而令二占麻迦那波(任之也)一。
○異稱日本傳ニ云、灼二鹿ノ肩骨一以名二太占一。或曰肩燒卜。萬葉集ニ云、【割註】十四、東歌ノ中ニ武藏國相聞往來九首ノ一」

武藏野爾卜部肩燒肩間爾毛不祈君加名爾出爾計利

○堀河百首　大江ノ匡房卿

かく山のはゝかゝもとにうらとけてかたぬく鹿の妻こひなせそ

かたやきて誰うら問ん神の代にはゝかてふ木のおひもいてすは　平春海

○奥義鈔ニ云、婆々迦ノ木自二笛吹ノ社一上レ之。其社在二大和ノ國忍海笛村一。
○榊巻談苑ニ云、はゝかの木と云は、卜する時龜をやく木也。大和の香山のはゝかの木を用ゆるとぞ。昔より龜の卜は、公家に傳はりて今にあり、思兼ノ神の香山の鹿のかたをぬきて燒卜し給ひしも、はゝかの木を用ひ給ひけるとぞ。はゝかの木は今の犬ざくらと云木に似て、實をばさくらんぼと云。北國にてはみつとも、うはみつとも、みつめざくらとも云とぞ。
○和名鈔には朱櫻の字を用ひたり。一名爾波佐久良(ニハサクラ)。

はゝか木にちかへる龜のうらくしやためとはしるき君かあへるか　仲實朝臣

○通證ニ云、鹿者知レ天而不レ知レ地。龜莫レ所レ不レ知焉。

○李時珍云、龜鹿皆靈而有レ壽。龜首常藏(カクレテ)向レ腹能通ニ任脉一。故取ニ其甲一。皆以養レ陰也。鹿鼻常反向レ尾。能通ニ督脉一。取ニ其角一。皆以養レ陽也。乃物理之玄微。神工之能事。

○貞丈云、太占(フトマニ)は神代の占也。鹿の肩骨を拔燒て占ふ也。神代には上野國一ノ宮貫前大明神へ橋ノ三喜と云神道者參詣、【割註】元祿九年六月十三日、」其社に鹿の肩骨を拔て薄くすり、淨火を以て占を行ふ事傳へ來ると、神主談リし由、神主は一ノ宮修理也。右三喜一ノ宮巡詣記の卷に見えたり。

按に太(フト)は美稱之辭、占(マニ)は隨(マヽ)之義也。

○兼良云、龜卜ノ術者皇孫天降之時有レ龜。神名曰ニ太詔戸(フトノリト)ノ命一。

○釋引龜兆傳ノ註ニ云、時神女任ニ天ノ香山一。天津比女ノ命今稱ニ天津詔戸太詔戸ノ命一。磐窟ノ本章天ノ香山ノ條宜レ考焉。

○古事談ニ云、龜甲占神、春日ノ南室町ノ西坐太詔戸ノ明神、大和ノ國添上郡太詔詞ノ神社是也。

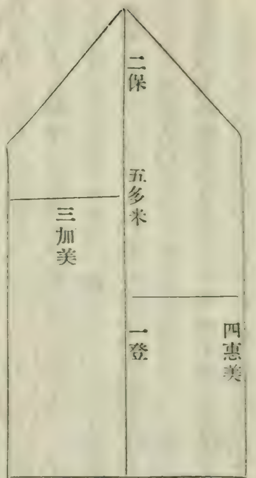
○伴田氏云、はゝかは山櫻也。今ノ世取レ皮曲物などをとづる物也。此木の皮横にめぐれる故、縱横に氣を通る也。それ故に龜卜に用ゆる也。うらかたにて縱横に氣をめぐらさん爲メに象を取れり。

○貞丈云、三種の大祓と號して神道者の讀ものあり。其詞に、トホカミヱミタメ坎艮震巽離乾兌はらひ給ひ淸め給ふ。又坎艮以下を和訓して、十二支の名を云類もある。右の詞を祓詞とするは甚だ誤り也。トホカミヱミタメと云は、龜卜とて龜の甲を灼て占をするに、其龜甲にトホカミヱミタメと云五ケ所の名所あり。又龜甲を灼時は、トホカミヱミタメと口に唱へながら灼也。是龜卜の詞にして祓除の詞に非ず。龜卜の時、坎艮震以下の八卦の名をば唱へず、八卦は周易の占にあり。龜卜周易各別の占法也。混雜すべからず。龜卜の內へ八卦の名を取交(マゼ)てはらひ給へ淸メて給ふと云は何事ぞや。一向其理分らず。醉人の諺語の如し。かくの如くの事をも。天ノ兒屋根ノ命より相承の神道といはるゝや、登保加美惠美多米とは、卜家にて龜卜行はるゝ時に、龜甲に町を付る名也。町とは甲の眞中ノ下より上へ立筋を付る。下の

方を登といひ、上の方を保と云。其立筋の正中より少ッ上の方より左へ横筋を付る、是を加美と云。又正中より少下の方、中より右の端へ横筋を付る、是を惠美と云。眞中を多米と云、かく縦横の町を付ヶて、さてはゝかの木を燃して燒て、ひゞきわれたる兆にて吉凶を定むる也。眞中の多米の兆正しきは吉なれば、師時朝臣の

　思ひかね龜のますらにこと問はためあひたりと聞ぞ嬉しき

と讀れしも、多米は五兆の中にて、人也とも、我體也ともあれば、體にとりなして、かくはよまれし也。神道問答



○戲草ニ云龜を鑽(キル)といひ、契(ウガツ)とも云。鑽もかづにして、灼は灼灸の灼に同じ。契は龜をうがつの鑿也。此國に傳へし卜法を、又卜の字を象形也といひ、七十二鑽などいへる言葉を思ひ合するに、此國に傳へし龜卜は、古の遺法ならんと覺ゆ。吐し(トうるは)、普し(ホうるは)、加身まゝ(ひきのエミ)、依身まゝ(ひきのタメ)、多女し(まつた)、といへるは、制のたゞにしてくしみ、つけ、さがりあがりりやうしたといへるは、制の變也。細ヵにいへば、とやるひだ。とよりめ、とぎれた、とさく、とそれた、とつひた、と云るは吐の變也。ほさらひた、ほみた、ほぎれた、ほさく、ほそれた、ほつひた、ほかくめた、と云るは普の變也。かみいきしひ、かみをたしひ、か

みきれた、かみなかたへしと云は加身の變也。えみいきしひ、えみをたしひ、えみきれた、えみなかへと云は依身の變也。ためうちとをれた、ためほかれた、ためきれた、ためぬきとほし、つきため、と云は多女の變也。凡卜法は荆(イハヒ)を見て善惡を知ル也。卜の字は其かたちにして、たて五ツよこ三ツにうがつ、たてをりてやき吐よりはじむ。委しく思ふに、よのつねにはあらず、とほかみゑみためと云るに、世の人もてはやせる說ども多し。或の說に、とは水、ほは火、古の言葉しか也。かみは東方の震雷木也。今もふるき國には、いかづちする事をうなゐわらべの言葉にかみなり給ふと云。ゑみは西方の兌、金兌は說也と云。よろこぶはゑむ、つねの言葉にゑみをふくむと云るに同じ、ためは民也。民は人也。春鱗、夏羽、秋毛、冬介、おの〳〵屬する所也。人は中央に位して、六月の土に屬する故、土をためと云る也。龜卜の事、漢ノ時より明らかならざるにや、諸先生の云るも疑はしく、今のもろこしにて龜卜と云るは、其名をかりたるのみにして、まことの法に非ず。此國にて口授秘傳也と云て、ふるき事傳はりがたし、惜むべきといふべし、又宋人の燕石に似たる事も多し。私ニ云、依女の依はえの假名、笑はゑみの假名也、もしこの吐普加身依女の文字、上代より書來れるならんには、笑の說穩カならざるに似たり云々。

○和訓栞ニ云、三種の大祓の詞に、とほかみゑみためと云を、江次第に水火神人土に配當せり。神代五行の古語といへり。龜卜傳の書考へ看べし。又遠神善視賜への義、えはよしの古語。ためはたまへ也。まへの反め也。

偶齋按にトホカミとは盡十龜(トウカメ)ならん。龜は神物なる故カミと訓む　エミは笑にてヱミ割るをいふ。タメは賜にて祈り乞ふの意なるべし。一龜の甲を灼て、其縱橫の兆を視て吉凶を占ふとも、十龜ながら統ベ笑ミ賜へとの義ならん歟。周易損ノ卦、六五ノ爻辭、十朋之龜弗レ克違レ元吉。

○西土は石龜を用ひ、本邦は海龜の浮レ甲を用ゆ。龜卜は神祇官の執業、令ニ云、卜部二十人是也。其傳對馬傳、伊豆傳、常陸傳の三ツあり。其卜同じからずといへども、往古よりの秘術にて、今吉田の流は伊

豆傳也、古より龜を崇めて、太詔戸命、久慈眞智命と稱し祭祀を奉す、と式に見えたり。

○白非宗因云、予讀ニ後漢書ノ東夷傳一。至ニ倭國一未ニ嘗有一ヲ所レ灼也。蓋君子不死之國歟。其言ニ灼レ骨以卜者一。以ニ吾火葬一謬亂爲ニ用決ニ吉凶之義一乎。抑別有レ之乎。嗚呼擧レ燭之爲レ揚レ明。

○後漢書倭國傳云。灼レ骨以下用決ニ吉凶一。魏志倭人傳ニ云。其俗擧レ事行來有レ所ニ云爲一。輒灼レ骨而卜以占ニ吉凶一。先告レ所レ卜。其辭如ニ令レ龜法一視ニ火坼占兆一。

○左國易一家言ニ云六書精蘊ニ曰。卜。灼レ龜也。象ニ灼レ龜之形一。夫龜卜者。包犧氏所レ作而所ニ以斷ニ天下之疑一定ニ吉凶一也。大禹謨曰。帝曰。禹。官占。惟先蔽レ志。昆命ニ于元龜一。朕志先定。詢謀僉同。鬼神其依。龜筮協從。是舜命ニ于禹一之言。可ニ以見一焉。按龜卜以ニ五行之生尅一斷ニ吉凶一也。蓋五行之妙用。莫レ大ニ乎水火一。唯水不レ可レ灼。故聖人代レ之以レ龜。龜之爲レ物也屬ニ北方一。其甲圓象ニ天一生レ水之數一。首尾四足象ニ大陰之成數一。其色黑象ニ水之色一。天地之間可レ代レ水者。惟龜爲レ然。以レ火灼レ之。以觀ニ龜甲之拆兆一。此可レ謂龜卜以ニ五行生尅一爲レ占。中略 及ニ周室已衰一。亂臣賊子爭レ國奪レ土之時。聖學漸滅裂。龜卜既湮沒。然猶幸龜卜之支流有レ傳ニ於朝鮮一。逮ニ後漢之末一。尚存ニ彼國一。當下我神后征ニ伐三韓一之時上。雷ノ命者得ニ其卜法於彼國一。以傳ニ於皇國一。雷ノ命在ニ對馬下縣村阿連村一。以授ニ於國人一。是故其法多在ニ對馬一。古昔稱ニ龜卜家一者。今猶存云然。周禮所レ謂其經兆之體百有十。其頌千有二百者。皆湮滅而不レ傳也。○又云。卜則ニ五行一。易象ニ陰陽一。卜以ニ生尅一易以ニ卦象一爲レ占。卜以レ數爲レ主。易以レ象爲レ要。卜奇而陽之道。易偶而陰之道。卜縱ニ天地一縱レ之。易橫ニ乾坤一緯レ之。道此龜卜與レ易爲ニ表裏陰陽一。所ニ以經ニ緯天地一行ニ鬼神上也。其卜已湮沒矣。

○五雜組ニ云。龜之爲レ物。文采靈異。古人取レ之以配ニ龍鳳一。然以知ニ吉凶一。故不レ免ニ刳剔鑽灼之慘一。何不幸也。狐疑之人每レ事必卜。焚レ骨棄レ板。積若ニ丘山一。與レ雞何異。聖人作レ事謀レ始。乃忍ニ於戕ニ靈物之命一。以ニ千萬計一必不ニ其然一。古者大龜藏ニ之府庫一爲レ寶。國有レ事告レ廟而卜。世々用レ之 臧氏所レ謂三

年而一兆者是也。云々。

○焦氏云。楊脩云。世傳公冶長通二鳥語一。未レ見レ所レ出。然宋之問詩。不レ如二黄雀語一。能免二冶長災一。樂天禽蟲詩ノ序ニ。予非二冶長一。不レ能レ通二其意一。則似二實有一レ之矣。按冶長辨二鳥語一。嘖々嘖々。白蓮水ノ邊有レ車覆レ粟。車脚淪。犢牛折レ角。收レ之不レ盡。相呼共啄。人驗レ之果然。此具二論語ノ疏一。豈用脩未二之見一邪。左傳介葛盧辨二牛鳴一。史記秦仲知二百鳥之音一。與レ之話。皆應。論衡漢翁偉能聽二百鳥ノ音一。世自有二此等ノ奇一。未レ可レ臆二斷其無一也。

○萬葉集十六に
卜部乎八十乃衢毛占雖問君乎相見多時不知毛【割註】多時はたづきに同じ、便り也。」
按に、今俗辻卜とて、楊櫛ノ櫛七十二枚數ッ云、なるを懐にして四ッ辻にイみ、
辻や辻四辻のうらのいちよつちうらまさしかれ辻卜の神
此歌を三遍口のうちに唱へ、往來の人の物語する事を聞て、善悪吉凶を知と云。又橋卜と云ことあり。

◎石卜、虱卜、嶺南人有レ病、以レ虱卜レ之。向レ身爲レ吉。背レ身爲レ凶。出二酉陽雑記一。
今童の共はきたる草履をなげて、むまからしかと云て遊び戯るゝも、ふとまにの類ひにや、

○風日祈祭【割註】伊勢、四月七月兩度也、」に、みつな栢を流して吉凶を占ヒ問フ、ことあり。此を栢流シといふ。神名秘書に詳に見えたり。續古今集ニ
思ひあまりみつの栢に問ことの沈むにうくは涙なりけり
夫木集
神風やみつの栢にこと問てまつにまつてふつゝみてそ見る
思ふ事みつの栢にこと問てたつを眞袖につゝみてそみる
千載
神風やみもすそ川の玉栢流むみくつとなりやしなまし

しらせはや願ひをみつの長栢なひくに見ゆる神風のうら

夫木　思ふこととくの御嶋の長栢なかくそ頼む繁きめくみを

わきも子かみもすそ川の岸におふる君をみつゝの栢ともしれ

○御綱栢古事記、御綱葉(ミツナカシハ)日本書紀、釋日本紀、三津野栢延喜式、何れも同物にて、長栢の事を云。その栢は志摩國吉津嶋のさかひ、土貫嶋の內山中木の中に生ず。又伊勢ノ國二見ノ浦の東佐々良嶋に在。是禁庭の大禮、又神事にこの葉を以て、飯酒の類を盛て神にも備へ人臣にも賜ふ也。

○神宮の祠官等御師と自稱す。東鑑なんどにいへり。御祈ノ師の略也と云、さもあるべし。但源氏物語玉葛ノ卷に、初瀬の僧を御師といふ事あり。是もいのりの師をいふめる。されば神人佛徒なべて御師といふにやあらん。僧家の名目を取て旦那とさへ云ば、御師の名ももと佛者よりいひそめたるなるべし。御師の字人より云は可也。自稱するは片腹いたくぞ覺え侍る。法樂舍より言出したる名目也。今は僧徒を嫌ひて、延佳などは詔刀師(ノリトシ)と唱ふる也。鹽尻

○神前を寶前といふ事、江次第大神寶の條に、八幡大菩薩寶前といへり。卉と號せしより、かくいふにや。御鎭坐本緣には大前と侍る。御前と土記(マヽ)に云々も、神前の事、廣前と和歌にもよめり。

○貞丈云、我國上古の衣服詳ならず。文武天皇の御時より唐朝の風俗を移し用ひられしより、朝服の體變じ改まりし歟。常の衣服は尙舊の如くなりし歟。河內ノ國石河郡ノ山中の古墳に埋たる石人の衣服の體、是我國上古の衣服の體ならん歟。袖口窄くして、衽は右を重ねたり。【割註】石人一丈四五寸。」按續日本紀、元正天皇養老三年二月壬戌。初令ニ天下百姓右レ襟。【割註】是より以前左襟と知べし。」右衣服の體は、蝦夷の衣服の體に能々似たり、蝦夷の衣服も袖口窄くして、右の衽を上にして着する也。蝦夷は陸奧國に續きたる所にて、日本の內なれども、大に遠き故王化の至らざる地なる故、外國の如くなれり。支那の書に北倭と云は蝦夷の事也と云。刀劍などの制も我國の制に似たり。我國上古の躰改ら

ずして、袵を以て右を上にする事までも傳はりしならん。其風俗も我國上古の風俗に似たる事あり。罪を謝するに賓物を多く出す事あり。是神國の風俗に贖物を出して罪を謝するに似たり。右の古人を見るに、我國の衣服左袵に着たると見えたり。支那の書には左袵を夷狄の風とて賤むるは、其國右袵にして我と異なる故夷狄と見る也。左袵の國より右袵を見れば、我國と異なる故、右袵を夷狄と見るべき也。天道は左旋し、地道は右旋す。右の袵を上にするは天道に叶へり。左の袵を上にするは地道に叶へり。左袵右袵に貴賤あるべからず。我國上古右の袵を上にして着したりとて恥べきにあらず。

○衝口發ニ曰、上古の衣服はたゞ千早あるのみ、日本紀に神代より衣裳のあるは固より異邦の服のみ、千早の制一條の布を用ゆ。此を着するは、其一條の横幅の中間を裂て頭を出し、其兩端を以て結束す。日本譯釋に中衣と云是也。小野妹子入レ隋にも此を着し行しと見えたり。【割註】布長サ一丈二尺、或ハ一丈八尺餘、但曲尺也。」

○又云、魏志及後漢書等、皆云、倭人其男子ノ衣以ニ横幅一。但結束相連無ニ縫綴一云もの嘘妄にあらず。後世千早、襷、褌の字を用ゆ。千早を着たる背の體、たすきをかけたる如き故に假用ゆるならん。後世黄衣等に加れば袖をかゝげてたすきのごとし。千早振神代と云も此事也。今俗用ゆる下ゲ帶は、即チ千早の遺製と見ゆ云々。

○孝徳紀ニ曰、隨ニ天神之所奉寄(ウケヨサシ玉フ)一。方今始將レ修ニ萬國一。【割註】今按、本邦之制以ニ封建一也舊矣。」註ニ東海諸國記ニ曰。日本其地始處々保聚。各自爲レ國。狭野(サノ)起レ兵誅討始置ニ州郡一。大臣各占ニ分治一。猶ニ中國ノ封建一。蓋此自ニ神代ニ而然非レ昉乎。神武東征ノ時也。景行紀所謂七十餘子皆封ニ建國郡一。各如ニ其國一亦是也。至レ此始立ニ郡縣之制一。故特有ニ盛詔一。凡設ニ百官一殊ニ徽號一。改ニ服色一。叙ニ禮樂一皆成ニ乎孝徳天智之間一。蓋太古同ニ三代之制一。中古倣ニ漢唐之制一。」

○三代實錄ニ曰、本朝ノ制度多擬ニ唐家一以ニ封建一。則國造治レ之。乃世レ官以ニ郡縣一。則國司治レ之有ニ年限一。註

國造ノ名起ル二于神武ノ時一。國司ノ名始ル二仁德紀一。並稱二國司國造一。封建之世也。上自二天子一下至二國造一。幽顯匪レ二。民神同主。是以國造祭二其國社一。治二其民人一。司藩ニ歸二王室一。國造本紀所レ載惣任國造百四十四國是也。註國社乃開國之神ノ。而國造其神之裔孫。故國造訓久邇乃美耶都古。謂二宮司一。及二郡縣之制起一。乃祭政岐爲二二途一。國司專執レ政。國造專二祭祀一。註國司訓久爾乃美擧等毛知、國宰亦同。蓋持レ命之義。言御命自二天朝一降也。桓武紀ニ曰、國造兼二帶神主一。於レ是國司攘二威柄一。而國造ノ勢亦微矣。註三代實錄ニ曰、孝德天皇ノ世國造之永從二停止一。故有二國司一牽二國造一。註見二孝德紀、仁明紀一。國造補二郡司一。註見二孝德紀及令一。平治以降、王室多難、源賴朝恃レ功貪レ權。移レ覺弄レ威。奏請置二守護地頭於二諸國一。於レ是國司之權移二歸乎將家一。漸復爲二封國一。然守尉非二王人一鎭制。仍戰國雖二規模相似一。其去レ古遠矣。

○東鑑ニ云、建仁二年賴家有レ病、以二關西三十八國地頭職一與二舍弟實朝一。關東二十八箇國地頭幷守護職與二一幡君一。謂二鈴鹿一、

出雲國大社

○國造　此訓は國に在て朝廷に仕ふる臣といふ事、出雲臣也。先祖は遠ッ神世ニ天照太神、素盞嗚ノ尊と劒玉の御うけひより生給ふ神にして、御名を天ノ菩日(ホヒ)尊と申奉り、此神の御子天ノ夷照ノ命、又ノ御名天ノ船鳥ノ神、此神、勅命によりて大社の神主とならせ給ひて、實に一統して他姓なし。菅原氏も野見ノ宿禰よりはじまりて同姓也。昔は一家の國造なりしが、中頃より兄弟に分れ、北島千家と兩國造になれり。兩國造勤る次第、大社の大祭は年に兩度也。春三月朔日より五日まで千家ノ國造勤る也。秋八月朔日より七日迄北島勤る也。此兩度大御供備へ奉る。又三月三日千家、神宮神事七月朔日より七日迄、此内四日は身退の神事、此身退には、千家北島兩國造共に別殿の假屋へ移り、本宅は清淨にして、神饌御酒生臙くさ〴〵の魚、又芋菜色々かざる。火きり板、檜也・大社ノ祭鎭坐ノ大國主神也。但唐銅の鳥居の銘には、素盞嗚ノ尊、大已貴ノ命とあれど、こは亂れたる世、毛利家より寄附にて、其頃は國造は今の如くには非ず。千家村に住居して、唯神事のみ社參也。故祭神の虛實も辨へず、兩部の僧なれば時の宜しきに隨ふがごと

し云々。【割註】武藏國國造兄武日ノ命、天ノ穗日ノ命、出雲ノ臣祖名ハ二井宇加ノ諸忍之神狹ノ命十世之孫也。」日本書紀によつて考ふるに、仁德帝の御宇に、遠江ノ國司、又崇神帝の御宇河内ノ國司といふ事あり。聖德太子の憲法にも、國司國造の事見えたり。天武紀に、諸ノ國司國造郡司及百姓等とあり。後世々の國史にも、往々國司國造の事を載られたり。されど何れの世に國造を罷られしといふ事もなく、いつしか廢せしと思はるゝ也。

○徂來云、今の世に國造を貴きものにいふはひが事也。古は其國をひらきたる神を、其國の一ノ宮として祭り、其子孫を國造と云て、其神の祭をも司り、又國の政務をも掌り、其後百官を立たりし時より國守と云もの出來て、國造の政務にかまはず、祭事ばかり川ゆる故神主となり、國造をゑらびて郡司とする事、令に見ゆれば、國造より郡司になるを規模としたるなるべし。尤家筋の古きなるべし。

國造は、宮仕之子、又宮奴之義也といふ。

○出雲ノ國大社の鳥居は、高サ七間、横十三間ノ銅の鳥居は、毛利家代々修造をし立置るゝ所也。其銘に三神を生ずとありて、日、月、素盞烏の三神の御名をあげ、蛭兒ノ御名見えず。是說には蛭兒は御流産と云。いかさま天ノ字の體にも有ルべき歟。他領と云、後世に傳へ、諸人に見する銘に、いわれなき事は書べからず。中略實は一男蛭兒にて日神の御妹也。二人共に日ノ德備る故、日兒日女と書。然れども、武德不足して、天子に立難き所ある故、御妹を立て天子とし給ふ也。天子故大ノ字を加へて大日女と云。然れば、天に二ッの日なく、國に二人の王なき道理を以て、日ノ字を憚り、和訓の同じきを以て蛭子と書し也。本文の論なく、位に卽キ給ふを上とし、一書は、位に拘はらず兄弟にてまします事を知ラせたる也。

○萬葉集に　おほなむちすくな彦名のつくりけんしづの岩屋は見れどあかぬかも、と云岩屋は、いづれとも定めがたし。石見ノ國邑智郡に靜ノ窟と云ものあり。其鄕を岩屋村と號す。鏡岩といふものゝ下に小社有て、靜權現と稱すと、小篠道冲の話也。閑田耕筆

○諸社の祝部（ハフリ）は、古より神人黄衣を着侍る。新勅撰能因ガ歌に
みづ垣にくちなし染の衣きてもみぢにまじる人やはふりこ
熱田の祝部家、近き頃迄黄衣なりしに、いつしか白き浄衣を着しき。又大紋の布直垂を着するは、古のすがたならず。

賢按に、今も日吉、日光の神人黄衣を着す。古雅の事也。

○臣　オミと訓ずるは、恐身（カシコミ）と云事也。上の御事におそれ謹むは、臣の職なることをいへる也。

○此國の禮樂刑政の定メは、續日本紀に見ゆ。今ノ人日本紀はたま／＼讀ても、續日本紀を讀ム人は稀也。續紀を讀されば、文武天皇の德ある御代の風俗はしれぬ也。今日衣冠禮樂皆此御代に起れども、歳月久しければ、萬民日々用ひてしらず。右大臣兼左近衛ノ大將菅原ノ道眞ノ公ノ叔父桑原前ノ宰相爲弘卿也。天慶年中、北野右近ノ馬場に宮殿を建つらね、桑原卿を勅使として、正一位天滿宮と崇め給ふ。大佛師法橋定朝に命じて、日輪の中へ神靈の影を彫刻なさせ給ふ。これ菅家に相傳ヘ給ふ尊像是レ也。日ノ丸天滿宮といふ。

○常陸ノ國筑波山に、男體山女體山あり。又陽爻ノ鳥居、陰爻ノ鳥居あり。

○前漢書ノ地理志ニ曰、東夷柔異ニ於三方之外一。故孔子悼ニ道ノ不レ行。設ニ桴於海一欲レ居ニ九夷一有レ以（ユヱ）也。

○武ノ内宿禰　清則云、公卿補任に、武ノ内ノ宿禰三百十二歳。宋史ニ云、三百七歳。五雜俎ニ云、同上。日本書紀ニ曰、三百十歳。海東諸國記ニ三百四十歳。或云、文物未レ開人壽長久也。自然可レ得レ道焉。應神百餘歳。其以上歴代君臣過ニ百歳一者甚多。何獨疑ニ武内之長壽一。【割註】徂來ノナルベシに、武ノ内の長壽を疑ひて數代同苗と云。」

○大日本史ニ云、武ノ内ノ宿禰歴ニ仕景行、成務、仲哀、應神四帝一在レ官一百四十四年。不レ詳ニ其年壽一。

○日本書紀ニ曰、孝元紀、以ニ建ノ内ノ宿禰一爲ニ押信ノ命ノ孫一。

○古事記ニ曰、武ノ内ノ宿禰は比古布都之信ノ命の子、母は山下影日賣、即押ノ信ノ命妾也。
○人皇十六代孝元天皇彦太忍信命、屋主忍武雄ノ命、武ノ内宿禰木菟宿禰、百一、眞鳥宿禰百二十八、
○神武帝百二十七歳、孝昭帝百十四歳、孝安帝百三十、或百十七、孝靈帝百二十八歳、孝元帝百十七歳
開化帝百十五歳、崇神帝百二十一歳、景行帝百六歳、成務帝百七歳、
○古事記に、仁徳天皇日女嶋に幸せるとき、其嶋に雁卵を生ずるを、建内ノ宿禰に此事を問はせ給へる大御歌に、

たまきはる内のあそ汝こそは世の長人そらみつやまとの國に鴈子産ときくや、これに答奉る歌に、

そらみつ倭の國に雁子産といまたきかすとよまれたり。日女島、津ノ國に在リ。書紀には二首ともに秋津嶋やまとゝありて、河内ノ國茨田堤に雁子産とあり。

筑後ノ國三井郡高良玉垂大明神　因幡ノ國法美郡宇部大明神。右武ノ内宿禰を祭る。

○常山云、武ノ内宿禰、景行天皇十年庚辰に生れ、仁徳天皇五十七年己巳に至て二百九十年也。然れども、景行二十五年、武ノ内北陸及び東國を監せられし事、國史に見えたり。其時壯年なるべければ、是を以て推計るに、二十年より前に生れたるべければ、三百餘歳たる事誤りならずと覺ゆ。

仁明天皇十二年有ニ伶人尾張濱主者一。齡一百三十。衰老不レ能ニ起居一。自作ニ長壽ノ樂一。上表請レ舞。帝乃御ニ清涼殿一觀レ之。飄レ袖應レ節。俯仰自在。宛如ニ少壯一。帝大賞歎賜ニ御衣一領一。云々。

○渡邊幸菴仕の頃は、さま〴〵の勳功あり。仕を辭して後、唐土、天竺、阿蘭陀を始め、其外諸州を經廻リ、異境にある事四十餘年、漸く九十九歳の時歸朝して、十年ノ後武江大塚に閑居す。天正十壬午ノ年駿河ノ國に出生し、寶永八年壽百三十歳にて終れり。寶永子年十二月、感應寺の隣なる菴室にて尙齒會あり。

○山城ノ國戸井郡小泉村ノ百姓萬平當子ノ二百十八歳。慶長七寅年出生、大阪陣の時十四歳、有徳公の御

代竹千代君御誕生の節召れ、白髮を献じ三十人扶持を給はると云。妻百九十三歲、悴百七十四歲、孫百二十三歲。
ナルベシ茂卿に云、武ノ内宿禰の長壽を疑ひて數代同苗也と云ど、此萬平等が長壽を聞たらんには、何とかいはん、茂卿は井中の蛙といふべし。
○彭祖帝顓頊ノ玄孫姓錢名鏗。至レ周八百歲。不ㇾ衰老ㇾ。穆王召欲レ爲ニ太夫ㇾ。稱レ病不レ與。遂往ニ流沙西ㇾ見ニ列仙傳ㇾ。
○漢竇公一百八十歲、趙逸二百歲、元魏羅結一百七歲、洛陽李元爽一百三十六歲、鍾離ノ人顧遠一百十二歲、頭に角を生ず。穰城に人あり。二百四十歲、五穀の類を食せず。曾孫妻の乳を呑ばかり也。又范朋友ノ下部に、一百五十歲なるあり、惠照と云る僧梁頃より有て、唐の元和年中に猶存生也。二百九十歲也といふ。
○文化五年十二月朔日、江武永代橋掛直出來、神田松永町長兵衛百八歲、妻八十八歲、渡リ初。依之鳥目拾貫文宛賜はる。
○日本には仙人の說なし。常陸房海尊と天野景成とは、仙術を得て數百年の後、三たび人間に出て、今は何れの姓の治世やと問し事を彷彿と記臆す。もし其終りを知ざる者を、悉く山に入て仙となりたるに歸せば、中納言藤房卿も長崎爲基も避穀の方に遊び、神仙の籍に入リたるも知べからず。
○橘南谿の西遊記に、薩州霧嶋山に仙人あり。雲居官藏と云、もとは武士にて、平瀨甚兵衛と云しが、不平の事あるに因て、官祿を棄て山に入リ、遂に此霧嶋山に移り棲ㇾときく故、其甥なるもの來リ訪しに、木の葉を衣とし、髮鬚生へる儘なれば、更に人とは見えず。又肥後の球磨郡人吉の城下十里ばかり奥に、タラ木と云所の百姓に吉村千兵衛と云者も、此タラ木の深山に入て仙術を得たり。京都白川の山中に白幽と云仙人ありしが、今は若州の山中に移ると云。

○【頭書】長生之要以レ養レ氣爲レ根。易簡者神仙之謂也。至道不レ繁至人無レ爲、世人學レ仙反爲レ仙所レ迷者矣。學レ氣反爲レ氣所レ病者有矣。

百草露 巻七

○中臣祓ニ云、四方乃國中爾大倭日高乃國乎安國止定奉氐云々。或云、日高見ノ國は日向ノ國也。日向風土記に日高村あり。式に日高見ノ國あり。常陸風土記には信太郡に在リと云。古老云、難波長柄豐前ノ大宮馭宇天皇之世癸丑年、小山上物部河内、大乙上物部會津等請ニ摠領高向太夫一。分ニ筑波茨城郡七百戸一置ニ信太郡一。此地本日高見ノ國也。又度會氏延佳云、釋紀ノ二、公望、四方高遠之地、可レ謂ニ日高見一歟。指似不レ可ニ一所之稱謂一耳、とあれば、王者の都する所を京都と云がごとし。谷川氏云、大和ノ國は四方の眞秀（マホ）なるをほめていふ。今も日の中空を日高しと云、紀州日高郡も四方の高く遠き也。伊勢氏云、天書第六、景行帝二十七年二月、行巡察將軍武ノ内ノ宿禰徇ニ海陸一來奏曰。日高見ノ國者天府也。其地沃壤。其賦上上。與レ倭接隣。擅ニ山東之利一。刻面被衣髻髮。自稱ニ蝦夷一とあれば、今のゑぞをいふならん。蘭菴云、其地沃壤といふによれば、今の蝦夷ならず。史に陸奥ノ津輕、越後ノ蝦夷とあるにて、日高見は奥羽の地なるべし。

中臣祓詞四箇ノ辨　攝津ノ國多田義俊云、中臣祓詞之中有ニ大津彼方佐久那多理氣吹等一。皆近江ノ國之地名也。由レ是觀レ之。則中臣祓詞者。近江ノ宮ノ御宇天智天皇之御時所レ定可レ知焉。予云非也。大津彼方佐久那多理氣吹等、元非ニ地名一。蓋後世以爲ニ近江ノ地名一者。其大原出レ自ニ中臣祓詞一歟。此御宇王業彌盛。禮法皆備。大織冠鎌足公攝ニ政天下一大治。即采ニ中臣祓詞之熟語一名ニ都下之勝地一歟。然以レ有ニ此等地名一。祓詞亦定ニ此御宇一者。本末倒置之說。不レ可ニ采用一。以ニ後世之例一言レ之。則一條兼良公以ニ平安ノ地名一悉推ニ本於神代一著ニ豐秋津島卜定一。是從ニ彼近江ノ佳例一者可レ知。其詳辨如レ左。

中臣祓詞云、大津之邊居ニ大船ニ云々。按。此大津者。凡此云ニ船湊泊之所ー。今采レ之爲ニ近江ノ地名ー也。次ノ文有ニ大海原仁押放之詞ー。近江國無ニ海潮水ー不レ可ニ大海ニ乎。但萬葉集以ニ埴安ノ池ー詠ニ海原ー此例歟。元明紀ニ慶雲四年七月壬午詔曰。是者開（アケマクモカシコキ）母威岐、近江大津ノ宮御宇大倭根子天皇乃與ニ天地ー共長、與ニ日月ー共遠、不レ改常典止立賜比敷賜覇留法乎、受被賜坐云々。

仁明紀、天長十年三月癸巳詔曰。此天日嗣高座之業乎、掛畏支近江大津乃宮爾御宇之天皇乃初賜比定賜部留法乃隨爾仕奉仰賜比授賜布。

按、自レ是以前、未レ有ニ大津之名ー。此等詔者。述ニ當今御即位之禮定ニ此御宇ー。或引ニ此文言ー祓詞亦定ニ此御宇ー者非也。

日本紀略ニ曰、延暦十三年十一月丁丑詔。近江ノ滋賀郡古津者。先帝舊都今接ニ輦下ー。可ト追ニ昔名ー改メ稱ニ大津上。大同三年十月乙亥。行ニ幸近江ノ國大津ー修祓。

按、大津者出レ自ニ祓詞ー之地名。故幸而修祓乎。

中臣祓詞ニ曰、彼方乃繁木加本云々。

按、彼方者遠方也。遠方郊野乃繁木所レ生之處也。然爲ニ宇治之地名ー者。以ト自ニ佐久那多理落瀧ー至ニ宇治ニ之水緣上ヲ名レ之者也。

神功紀ニ曰、爰武ノ內ノ宿禰等選ニ精兵ー。從ニ山背ー出之。至ニ菟道（ウヂ）ー以屯ニ河北ー。歌曰。

烏智（ウヂ）箇多能阿羅々麼菟麼羅云々。

神名式曰、山城ノ國宇治ノ郡彼方ノ神社。

俊成卿五社百首

おちかたやはるけき道に雪積り待夜重るうちの橋姫

按、此等地名而與ニ祓詞ー不レ同。

皇極紀三年謠歌曰、烏智可拕能阿娑奴能枳々始云々。
祝詞式ニ曰、出雲ノ國造神賀詞曰、彼方古川席。
萬葉集十一曰、彼方之赤土ノ少屋爾霡霂零云々。(ヲチカタノ)(ハニ)(スラヤ)(ニ)(コサメフリ)
同卷二曰、大名兒乎彼方野邊爾刈草乃云々。
按、此等之彼方、只遠方而與ニ祓詞彼方ー同。
佐久那太理　中臣禊詞曰、佐久那太理爾落瀧。
按、或注ニ云、佐久者拆也。那者助語。太理者垂也。拆那垂也。祝詞式山口祝詞曰、山々乃自レ口狭久
那多利爾下賜水云々。伊勢豐宮崎有ニ井足ー。或作ニ井谷ー。然則谷足通ニ用之ー。垂貝也。此可也。此語名ニ
有レ瀧之所ニ云レ櫻。
文德實錄ニ曰、近江ノ國栗本郡佐久奈度神社。
按、此今云ニ櫻谷ノ社ー。
拾玉集
にほてるや櫻谷より落瀧津浪も花咲うぢのあじろ木
萬葉集十三ニ云、血速舊于遲乃渡乃瀧屋之云々。
按、或云、瀧屋秡戸也。祓戸諸國多在。祓詞所謂佐久那太理者處飛之祓戸也。此說非也。以ニ祓詞ー所
レ名之地建レ社設ニ祓戸ー也。
中臣禊詞ニ曰、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神。
按、氣吹戸海水通所也、非ニ地名又所在ー。近江ノ國膽吹ノ山號者出レ自ニ祓詞ー也。夫中臣禊詞者、神武天
皇二月、大祓詞載ニ朝野群載ー。內宮年中行事云、中臣ノ祭文異學者以ニ近江地名ー附ニ會之ー。爲ニ天智天皇ノ
御宇之作ー者不ニ采用ー也。

○眞葛並見二古事記一。竹葉、古事記ニ云、手草結天ノ香山之小竹葉。飫憩木ノ名。卜部兼倶卿神代ノ抄ニ云、飫憩榊也。此說可レ用。紀有二五百箇眞坂木、五百箇野八十玉籤一。梁塵愚案抄神樂ノ采物之中、榊與レ篠之外亦无二他物一。則飫憩者榊而大木之語、對二小竹一之名可レ知。著レ鐸之矛著レ鐸物。凡器物著レ鈴著レ玉。古之例也。

○素鵞ノ宮在下大社與二蛇山一之間上。延喜式、風土記所謂出雲社者、是而、合二祭素盞烏ノ尊、稻田姫、大己貴ノ三神一。古事記ニ云、速須佐之男命所二造作一之地、曾能夜幣賀岐遠(ソノヤヘガキヲ)。

按、新古今ノ序所レ稱素鵞ノ里者、卽此地而日隅ノ宮經營之後、冒二杵築鄕名一。然亦未三嘗移二動素鵞ノ社位所一、又按、大原郡海潮鄕有二須我ノ社一。延喜式不レ錄。則不レ是。素烏ノ尊詠二八雲之歌一之地、而非二宮社一可レ知矣。杵築大社再興記ニ云、齊明天皇始營二此社一有二正殿式一。歷朝因二襲之一。且有二假殿式一。其後王道式微。國政自二武臣一反。後深草帝寶治二年之營造用二正殿式一。爾來三百二十有餘年至二慶長年中之營作一而正殿式久廢矣來。禁下僧尼妄入二社域一。然大永天文之際、國主佐々木尼子經久建二大日堂及三層ノ塔於社域之内一。且造二輪藏一納二一切經一云々。大營全備經レ年落成。且毀二經久所レ造堂塔輪藏一移二於域外一。而新建二文庫一以聚二藏神書及倭漢群書一。由レ是彼胡塵漢々者掃而無レ塵云々。寛文七三月大盡之日整二遷宮之儀一云々。

そさのをの君かみかとの爲メとてや八雲のしるし思ひすきけん　土御門内大臣

夫木
そさのをのみことを祈るともなしに越てそみまし浪の八重垣　和泉式部

しらま弓いつもの山のときわなる命はあやなこひつゝあらん　家持

出雲山今宵の月のさやけさも雲のあしたのこゝち社すれ　源忠經

萬葉
ますけよきすかの河原に鳴千鳥まなく我せこ吾こふらくは　冷泉入道

新葉
眞菅よしそかの河風吹ぬとやしはなく千鳥聲そさひしき　藤原隆祐

玉葉
降初るそかの河原の五月雨にまた水淺しますけ刈なん　二條ノ院讃岐

千鳥鳴そかの河風身にしみてますけかたしきあかす夜半かな　仲實

新續古今
今宵誰ますけかたしく明すらんそかの河原に千鳥なくなり　媒子內親王中務

堀川百首
千早振いつもの杜に神酒居てねきそかけつるもみちちらすな　後九條

夫木
神のます出雲の浦に燒鹽の煙はやかてやくもなるなん　細川玄旨

杵築にまうでける時そがの宮にて

此神のはしめてよめることの葉を數ふるかたや手向なるらん　氏成

寛永のころ六月二十一日隱岐院の陵へ勅使としてまゐりけるとき大社へまうでゝ

殊更に此宮居をや仰かまし今はあつまる神無月かな

其かみやもゝの八色の空にみて數さためけん大和言葉

おしなへて仰く心は敷島の道にへたてぬいつも八重かき　藤原爲景

○出雲ノ國三穗崎　三穗崎在ニ島根郡ニ。是出雲ノ國伯耆ノ國中間。隔レ江而突出之崎也。隱岐ノ國渡海之湊亦此所也。去ニ此所ニ三里之海中有ニ巖石峨々之島山ニ。稱云ニ神島ニ。竹木不レ生無ニ人家ニ云々。瀛之御前、毎歳神事三穗神社之神輿裝ニ船艦ニ幸ニ此島ニ。相傳此事代主ノ命釣魚樂之舊跡云。海中多ニ平魚ニ。高潔

○夏越茅ノ輪ノ辨　茅ノ輪（亦名菅貫）といへる物、中葉より夏秡に作り用ゆる事は、六國史に所見なし。釋日本紀に引用る所の備後風土記には見えたり。然れども、此風土記に見えたるは、避疫の厭物にして秡の具にはあらず。秡具に用ゆる事、何時の程始まれる事にや未レ詳。今專ら夏祓に用ゆ。凡夏秡、荒和秡、六月秡、名越秡など云名目も、上古の書には見えず。六月、十二月二季の大秡の遺意と見ゆれども、二季の大秡の事は國史、令、式に見えて歷然たるに、菅貫、茅輪の事は曾て見えず。西宮記、北山抄、江次第にもなし。伊勢神宮にても、延曆中奏覽の儀式牒二年中の例六月の下に秡の事見えず。但建久三年撰進の太神宮年中行事には、六月輪越の神と見えたれば、それより以前より行はれし事は知る也。公事根源に六月の下に、大祓の事を擧て、別に今日家々に輪を越る事ありと見えたり。按に、二季ノ大祓は、朝廷より百官の男女を朱雀門に會集せしめ、祓清め給はる政事なりしが、世降り道衰へ、大祓もいつしか廢してより、只家〳〵に茅ノ輪のことのみ殘りしか、和歌にも多く詠といへども、萬葉集、古今集には見えず。いつの撰集に始メて見えしか猶可レ考。茅ノ輪は陰陽家より起りて、神祇道に流入せしものとも思へりしが、能ク考ふるに、茅ノ輪菅貫など云ッ名は、日本の物の名にて、異國の名とは聞えず。依て沈思するに、これは節折の事より轉じ來れるもの歟。節折と云ことは、荒妙和妙の御祓具にして、二季の

大祓の日事始まらざる以前、命婦に詔して竹を取しめ、恐れ多くも玉體の御丈ヶをくらべ切り、それに御息をふれさせ給ひて後、中臣の官人に給はり、御祓の場所へ持參して解除し奉る。これは君の御事なれども、上をまなぶ下なれば、百官は只竹を切て人だけにして輪として、衆人一同に是を身にふれ、或はこして解除せるより、後世は菅や茅にて卷キ飾り用ゆる事になれる歟。或說に、夏越祓、夏火より秋金を相克するを、天地一圓相の輪に入て、其災を免ヵるゝ也など云事は、至て後世の理說也。不レ可レ用。高潔、

○貞丈云、御綱葉の事、歌に三角柏とよめり。三角柏ナとノと音通ずれば同物なるべし。救荒本草及び貝原が大和本草に委しく云るが如し。アカメガシハの葉に三ツ尖りあれば三ッの柏と云なるべし。日本紀通證の註に、類聚國史作二三角柏一。延喜式ニ作二御綱柏。又三津野柏一。大嘗會ノ式曰。午ノ日造酒司人別給レ柏。愛レ酒而飲。訖即爲レ盞。大神宮大同本紀曰。神嘗祭以二十七日一直會。齋宮之釆女二人御綱葉盛レ酒。毎レ人給。野田忠粛ノ說に、木の上にカツラのやうにおひたるを登りて切おろす時、ひらにふしたるをとらず、よこさまにおちたるばかりをとると云事不審。予アカメガシハの葉を以て考ふるに、葉に角めだちたると角のたゝざるとあり。桂の木の如クしげりたる木の枝を折落して、かどのしかとたちたるをとり、角のたゝざるをとらずといふ事にてはなきか。御綱葉は神供を盛土器の内にしき候事も御座候や。我國上古の詞に、神の物には瑞の字を付て申候。瑞はみづとよみ候て、靈瑞の義にて、神の物を褒美して申詞にて候。されば神の實をばみづかんだからと申候。日本をばみづほの國と申候。何れもほめたる詞にて、瑞の字にあたり候。みづのかしわも神事に用ゆる物に候故、みづの柏と申候。文字には瑞ノ柏と書べく候。しかりといへども、此國の古代の書には字義にかゝわらず、其詞に付て字の音訓を借てあて字に書ならはし候故、瑞柏をも其詞に付てみづのと云に合て、御津野とも、三角とも書キたるにて候。文字に義はなく候。たゞあて字書キ也。右に申如く、みづのかしわ、瑞ノ柏と申事にて候故、みづのと

の字を中事本語にて候へども、ナニヌネノと音相通ゆゑ、みづのをみづなど申候。みづなど云言葉に付て、御綱柏とも、御綱葉とも申候。【白注細書】葉をかしわと云事、日本紀の白注にあり。然れば、みづのかしわもみづなかしわも同物にて差別なく候。又みづがしわと申は、津の字は助語にて、天津神、國津神、下津岩根など申ス津に同じ、歌にみつゝの柏とよみたるは、文字ならぬゆゑのノ字を加へて云たるにて候。これはつとのと助語二ッかさなりたるにて候。唐の文にも助語二ツ三ツかさなりたるも候。みつの柏の形、夫木抄の鴨ノ長明が歌に、みつの柏のしだり葉のなが〳〵し代とよみ、寂阿法師の歌にもとくしまの長かしわとよみ、長明の自注にも、廣サ三四寸、長サ三尺ばかりと候へば、葉の形チ細長キものと見え候。常にかわりたる物にて、他國にはなきものゆゑめづらしく候。されば、しらぬ人の多キもことわりに候。みつの柏の出所、志摩ノ國とく島より出ると申候。又二見ノ浦のあなたなる佐々良島に在リと申候。此かしわの木、伊勢、志摩の地方ならではなきものと見えて、他國になきもの故、人しらぬなるべし。此葉にて酒をのみ候。常の盃の如くに、葉に酒を多く湛へのむにはあるべからず。少しばかりしたゞりうけてのむなるべし。長明が歌に、みはそゝぐみつのかしわのとよみ候。そゝぐとは酒を多くたゝへ入ルにてはなき事、此歌にてしられ候。神事なるゆゑ、かたばかりの酒のむ體をする事にてあるべく候。此柏に神物など盛事は、いまだ見當らず候。【割註】酒を盛ルとあるも酒を灌ぐをいふ。」野田忠肅の説に、木の上にかつらのやうにおひたる下略、これは忠肅が詞にてはなく候。夫木抄の文にて候を、忠肅が申たるにて候。みつのかしわにうかむしづむと申事を歌によみ候は、明徳記に見えたる、さゝら島にて葉を切リ落すとき、神盃になるべきは海に浮み、神盃にならざるは海に沈むと云事あるゆゑに候。みつのかしわに占問など歌によみたるは、その葉をなぐるに葉ノ地に落べきとき竪タテにたちたるやうなるはよし、たゝずして伏シて落たるはわろしと定めてうらなふにて候。立とて地にさゝるにてはなく、地に落つく時のかたちを申たるにて候。葉のかどのたつたゝぬにてはなく候。三角の事前に申如く、瑞の

と云詞に付たるあて字にて候ゆゑ、三角(ミツカド)の字義になづみて、葉の形チの三角とするはわろく候。楓ノ和名あかめかしわといひ形チ三角なるゆゑ、これをみつのかしわとするは、しひてつけたる說也。楓はいづくの野山にも多クあるものにて候へば、神物とするにたらず候。誰も目なれたるものなれば、神秘にもあらず候。

○天石窟事跡考　布施保元云、天ノ石窟在二大和ノ國十市郡天ノ香山ノ正南峰磐戸ノ西南面一。其堤封三百步、禽獸不レ翔。民人不レ到。是以磐戸倒不レ修。其地唯生二篠竹及賢樹一。【割註】賢樹此云二佐加木一葉似レ楊實如レ椿。葰小也。」且其正面立二鳥居一也。乃其絕頂松樹森如曰二布引松一。東南可二一百步一有二石凝姥神鏡鑄之地一。其域可二方百步一。其中央存二蒙籥之跡一。其六尺不レ生二荊棘一。不レ存二塵芥一。其西北可二五百步一有二廣岡一。綱竹叢生。比座都枳。蓋太神方開二磐戸一。衆神僣膝行故名。其側反東南三百步。生二篤竹一。【割註】篤竹此竹易二叢生稠一也。故國人曰二篤竹一。」徑三尺。蓋鈿女手爲二俳優一所レ投云。西南行十町有二畝傍山一。是當二皇祖ノ舊都橿原之東北一。

○鈴の記　鈴はいとふりにたる世ノ物なれど、其なれるおこりは、くはしく記せるものもありもすらん。いまだ見侍らず。こゝろみに考へ侍るに、まづ鈴てふ字の見えし始は、神代ノ卷に、瓊々杵ノ尊西の國に天降り給はんとし給ふ時、天ノ八衢に出むかへ奉りし神の詞に、皇孫は筑紫日向の高千穗の峰に天降りませ、我れは伊勢の狹長田五十鈴ノ川上に到るべしと。是鈴てふ名の出し始にして、五十は數多き稱、鈴は具物の名にして、すでにこれを河に名づけつれば、それより先つかたより鈴はある事しられ侍る。天書に、天照太神、天ノ杵尊【割註】即瓊々杵ノ尊也。」授賜へる神寶の中に、赤き玉鈴見えたり。神風や伊勢の神宮に古く傳はれりといふなる鎭坐傳記にかやに見えける。纒向珠城ノ宮にしろしめす天皇二十五年、倭姬ノ命飯野の高宮に移りみゆきせす折から、太田ノ命まゐ來て、萬哀史給へる此所に、古與理いとゞ光リ輝くものありといふ。爰に倭姬ノ命のたまはすらく、豐葦原瑞穗ノ國のうちに、伊勢風速ノ國は吉宮所と見

御奈はし給ふ氐、天より投降し給へる天ノ逆太刀、天ノ逆鉾、大小ノ金鈴五十口是也云々。又同じく傳はれる神名秘書に、天より降し給ふ金ノ鈴、此川上に留りまししより、常に五色の雲立靡き、金玉なす聲ありき云々。依て思ふに、猿田彦神より前つかた掛卷も畏き太神の知召ける時、已ニ金鈴はありたるにや、されど、是等の事、日本紀、古事記等に見え侍らざれば、尤いぶかし。須々とはすゞやかなる音あるものゝ名にして、古物のふりて、卽ちそが名とせる例すくなからざりけり。五十鈴川と云も、山久水淸らかに、浪の聲すゞやかにして、數多の鈴子振由良賀壽如き音あなれば名付初メしにや。思ふに、古語拾遺磐窟ノ章に、天鈿女ノ命磐窟の前にして俳優し給ふに、竹ノ葉飫氣之葉を手草とすと云。又云、阿那佐夜氣とは竹ノ葉之聲也。飫氣とは木ノ名也。按に是誤也。其葉を振ふ調也と、神代ノ卷に山雷をして五百箇坂樹の八十玉籤を止良勢、野槌乎して五百野薦の八十玉籤をとらしむとぞ。後成恩寺殿の御說に薦は小竹也とあり。古歌に芳野山須々吹風とよめるは此物多き故とぞ。或ハ云、すゞとは志野竹の類にて小キ黑き竹也。阿波、土佐などにて須々と云、東國にては野竹をも須々といへど異なる物也と云り。須々は小竹の名にして、佐々とも通へり。是此葉のこもりたる枝あまた取ノ束ねて、手して振ルに、すゞやかなる音する故、須々と云ならし、又神樂の九種の採物の中に篠あり。又古淸き埴もて平瓮、嚴瓮の類つくるは常の事にて、後ノ世も傳へて、伊勢にても宇爾邑ノ人多く造り、山城にては深草の人作れり。今も小壺、手壼などさはにつくり出せる中に埴の鈴あり。是いとふりたる世の遺製なる事疑ふべくもあらず。是等を合せ思ふに、磐窟の前にて須々竹を打ふりて神遊の調とせるをや。すゞ作る緣とはすべき。されど、それは須々といへど器にはあらず。只物のおこれる由ならし。埴もて造るぞ、今までも傳はれる鈴の始なるべき。是必ズ神代の事歟。延喜の御式に、金塗鈴何口、金作ノ鈴何口と出せるは、漸く後の事にや。されど、古語拾遺に著鐸矛あり。又作ニ鐵鐸ニ、古語佐奈岐とも見えたり。佐奈岐は鈴の類にして、今ノ俗にれいと云物の象チなる事、圖書にて見し。ともに其造り始メは埴にして、次に金に作りしが、其川はいづれも須々

竹をふりしをうつし奏りしものならし。中世さま〴〵の鈴あり、仁徳天皇の御紀に、天皇の大御歌に、難波人鈴舟とらせ腰なつみ、其船とらせ大御舟とれ、驛に鈴舟は鈴もて船を装る也。又同じ御代に、百濟より鷹奉れる時に、酒ノ君小鈴もて其尾につけて奉る。萬葉に白塗て小鈴も由良に阿波世やりて鷹持の歌に作り、履仲天皇の御紀に、手鈴と云物見えたり。是は鈴を以て手の飾りとせしにや。又孝德天皇、天武天皇の御紀に見えたる金製驛鈴なんど、其外さま〴〵ある中に、いと尊くかう〴〵しきは、内侍所の御鈴の音、少納言の鈴能奏やとかや、家隆卿の長き代のためしにひかん鈴か山こえてい都岐の度會のしめ、とよめるは、日之御繩にかけし鈴ぞかし。衣笠内大臣の八乙女のふるてふ鈴の古竹〴〵となゝの社は宮居せりとぞ口ずさめるは、里神樂の鈴ならん。延暦ノ御記に、六角八角の鈴與あるものゝ由しるさせ給ふ。おほよそ諸の神事に用ゆる鈴の音こそ、又なく淸しけれ、古ハ鈴のかたちさま〴〵なる中に、拆鈴といへるこそいとふりにたる製ならめ。佐古久斯侶伊須々の古語もて思ふに、さくしろは拆釧也。くしろは、玉くしろとも云てまろきもの也。玉のやうに丸く拆たる口あればいへりける。されば、此古語もて其形も今とひとしく侍るを知べし。から國の木鐸、金鐸などいへる物とかたちことなるをも考ふべし。又奴涅てふものあり、顯宗天皇の御紀に、近江國の置目てふ嫗に給ふ大御歌に、淺茅原乎曾禰を過て百傳ふ奴涅ゆらくもよ置目來らしも。此奴涅には鐸の字を塡り、前云佐奈岐と同物歟。すべて佐奈岐も、須々も、奴涅も同じものぞと云人あれど、古き書にも須々は鈴の字をかり、奴涅、佐奈岐には鐸の字をかり用ひたれば、混ずるは如何ぞや。凡天津社國津社に鈴をかけずといふ事なく、御神樂、里神樂に鈴を用ひずといふことなし。その象はまろくして渾沌の始をあらわし、動て古呂の音あるは、牙(シ)を含(ミ)ること(ゝ)ろ也。其聲瑲々(サヤカ)にして天地をとほり、神聖に感(メデ)て、一たび耳に聞ては愼(ミ)のこゝろをまして、ものゝ災ひをも禳つべし。かゝる貴ふときものゝおこり由緒(ユヱヨシ)は、いためづしてあらめやと、せばき心の内をいさゝかかい出し侍るこそ、片腹いたきわざならめ。

○日矛　日本書紀ノ【割註】寶鏡ノ段第一、」一書曰。時有二高皇產靈ノ尊之息思兼ノ神者一。有二思慮之智一。乃思而白曰。宜下圖二造彼神之象一而奉中招禱上也。故卽以二石凝姥一爲二治工一。採二天香山之金一以作二日矛一。又全二剝眞名鹿ノ之皮一以作二天ノ羽鞴一。用レ此奉レ造之神。是卽紀伊ノ國所坐日前ノ神也。

右本文之解詳二集說一。按俗學者稱二日矛傳一而秘授者曰。日矛者日ノ神御正體之鏡也。而圖二八葉形ノ鏡一。此說據二舊事紀之說一而與二至安一不レ合者不レ可二採用一。且皆レ鏡而稱レ矛者。古來所二嘗無一也。今擧レ說辨レ之如レ左。

舊事紀【割註】卷二」神祇本紀」曰。復鏡作ノ祖石凝姥ノ命爲二冶工一。則採二天ノ八湍河之川上天堅石一。復全二剝眞名鹿皮一。作二天之羽鞴一矣。採二天香山之銅一。令レ鑄二造日矛一。此鏡少不レ合レ意。則紀伊ノ國所レ坐日前ノ神是也。復使二鏡作ノ祖天ノ糠戶ノ神一。採二天ノ香山之銅一。使レ圖二造日像之鏡一。其狀美麗矣。而觸二窟戶一有二小瑕一。其瑕於レ今猶存。卽是伊勢崇秘太神。所謂八咫ノ鏡。亦名二眞經津鏡一是也。

此記甚不可焉。彼作者以爲二書紀一曰。圖二造彼神之象一。則不レ應二日矛之文一。必是鏡也。依合二古語拾遺一令レ鑄二日像之鏡一。初度所レ鑄少不レ合レ意之而强當二此日矛一者而妄說也。夫舊事紀之爲レ書也。厩戶ノ皇子之手撰旣亡。後人惜レ之。竊采二古事記、日本書紀、古語拾遺等ノ書一而錯二雜諸說一記レ之。故失二主意一。文亦不レ貫。間誤二事實一者亘多也。【割註】詳見二予所レ著舊事紀文段考鏡述日辨一。」然先輩皆信レ之而不レ辨。以二日矛一爲レ鏡者。不稽之甚。豈以レ矛得レ稱レ鏡乎。或問曰。將レ造二日ノ神之御像一而爲レ鏡可レ論。日矛又同時採二同所之金一同神造レ之。故相並而言レ之耳。紀伊ノ國名草ノ郡日前ノ神國懸ノ神社相並而鎮坐焉。社傳曰。以二日像一爲二日前ノ太神一。以二日矛一爲二國懸ノ太神一。然則此兩神亦並坐二一所一。是自符下合言レ造二日像之鏡一並擧中日矛之文上。書紀曰。是卽紀伊ノ國所レ坐日前神者兼言二國懸一也可レ知矣。

古事記曰、(上卷)、取二天ノ安河之河上之天ノ堅石一。取二天ノ金山之鐵一而求二鍛人天津麻羅一【割註】麻羅二字以レ音。」以レ科二伊斯許理度賣ノ命一。【割註】自レ伊下六字以レ音。」令レ作レ鏡。

按、書紀者、矛與ㇾ鏡共命二石凝姥一作ㇾ之。古語拾遺則命二天之天津麻羅一令ㇾ作ㇾ之之謂。【割註】[illegible]
也。」然則此下當ㇾ有下令ㇾ作ㇾ矛之三字上必脱字焉。其後用ㇾ矛之證如ㇾ左。
日本書紀寶鏡正段曰、天ノ鈿女ノ命則手持二茅纏之矟一。
古語拾遺曰、令下手置帆負彦狭知二神上云々。令ㇾ作二御笠及矛楯一。令二天ノ目一箇ノ神作二雜刀斧及鐵鐸一。中略、天ノ鈿女ノ命云々。手持二著ㇾ鐸之矛一、而於二石窟戸ノ前一覆二誓槽一。
蓋日矛者爲二此料一而所ㇾ作也。日前ノ社傳。國懸ノ太神神殿稱二天ノ鈿女ノ命一者有ㇾ以哉。
御即位大嘗祭並建ㇾ之。御神樂採物之中有ㇾ矛。【割註】見二延喜式、儀式、梁塵愚案抄等一。」
按、神事必用ㇾ矛。雖二與磐窟異一、日矛者可ㇾ見焉。夫日矛者祭物之中尤尊。而須ㇾ亜二玉剣鏡一。
古語拾遺曰、以二八咫ノ鏡、草薙劍一、永爲二天ノ璽一。矛玉自從。
日本書紀【割註】寶鏡ノ段第一」曰、乃使二鏡作部ノ遠祖天ノ糠戸者一造ㇾ鏡云々。是時以ㇾ鏡入二其石窟一者。觸ㇾ戸小瑕。其瑕於ㇾ今猶存。此即伊勢崇秘之大神也。
又一書曰、[illegible]枝懸二以鏡作遠祖ノ天抜戸兒石凝戸邊所ㇾ造八咫ノ鏡一。
古語拾遺曰、令下石凝ノ命【割註】天糠戸之命之子鏡作ノ遠祖也。」取二天ノ香山銅一以鑄中日像之鏡上。
按此御鏡者、八咫ノ鏡、而即日ノ神之御正體也。然則日矛非二御正體一也矣。
又曰、初度所ㇾ鑄少不ㇾ合ㇾ意。【割註】是紀伊ノ國日前神也。」
按鑄ㇾ鏡初次兩度兩面也。由ㇾ是觀ㇾ之。則書紀ノ一書舉二日矛與二日ノ御像一。是日前ノ神者云二初度一耳。而次度所ㇾ鑄者見二次一書一。熟通二考之一。則欲ㇾ鑄二日像一而以ㇾ鐵先所ㇾ作日矛而非ㇾ鏡。次以ㇾ銅所ㇾ作者鏡也。此鏡少不ㇾ合ㇾ意。故再造ㇾ鏡。美麗而爲二日ノ御正體一也。然俗學者。以二日矛一爲ㇾ鏡。則鑄ㇾ鏡三度賦。未ㇾ見二鑄ㇾ鏡三度之明文一。聞日矛之名則識二是矛一焉。如何以ㇾ矛爲ㇾ鏡乎。其說之妄。誰敢信ㇾ之。誰敢信ㇾ之。
○常世ノ考　或ヘ問云、神代ノ紀常世之長鳴鳥と云、舊事紀に、常世思兼ノ命と云。共に常世ノ郷に所在の鳥、

常世に所在の神と云意にて、其常世ノ郷とは異國をさすにや、然らば、神代已に異國に通ぜし歟。予答云、是深く考へざるの誤にして、常世を以て異國とするものは甚だ非也。常世の事先輩既に說ありといへども、胡論にして不ㇾ詳。今考ふるに、常世とはとこしなへよの語にして、永世不變の義也。常世ノ郷といふときは、永世不變の壽域と云んが如し。其他常世の重浪などは本より常世なれば、更に人にも鳥虫にも常世の何々と云は、即永世不變の何と云事にて美稱也。日本書紀、萬葉集に、常世の事多しといへども、此義を以て見ときは貫通せずと云事なし。神代ノ紀に、常世之長鳴鳥と云るは、鷄の聲の長きを稱美して云。長鳴と云んとて常世の語を冠らしめて、永世不變の鳥と祝しいへり。垂仁紀に、重浪と云るに常世の浪と冠らしめ給へるに同じきにや。皇極紀に、巫覡等が蔓椒に生ずる虫を、常世の虫と名付て、此虫は常世の神也。此神を祭れば福と壽を得ると云しも、永世不變の虫と云事にて、常世の鳥と云と意同じ。其時の歌に、

太秦者神 所聞 來 常世 打 合 痛
うつまさはかみともかみときこえくるとこよの神をうちきたますも

是神の内にても、殊に神と聞ふる常世の神と云辭なれば、常世の長鳴鳥も諸の鳥の内にても常の種類にあらずして、別て鳴鳥の長く美はしきを撰み聚めて鳴しめ給ふ。これを永世不變の壽鳥と稱美せるならん。扨如ㇾ此の善計をなし給ひ、日ノ神の神慮も和ぎ、磐戸も開けし功を賞美して、常世の思兼ノ神とも、八意思兼ノ神とも稱し申せり。これらを常世の郷に所在の鷄とし、常世に所在の思兼ノ神とするは甚だ違へり。顯宗紀室壽の辭に、家長をさして吾常世等と宣へり。是長生不變の壽を保てる人と云祝言也。古事記、雄略天皇自琴引給ひ采女をして舞しめ給ふ時の御製に、

胡床 神 御手以 彈 琴 舞爲 美 人 常世欲得
あくらゐのかみのみてもちひくことにまひするをみなとこよにもかも

是其舞の面白まゝに、其舞人を長生不變の少女なれかしとねがひ思召御製也。萬葉集に、

川上湯津磐群 不生 欲得常 少女而

人皆 命 我 三芳野之瀧 常石 常 不成 疑 意
ひとみなのいのちもわれもみよしのゝたきのときわのとこならぬかも
あがいのちつねにあらぬがみよしのゝたぎつかふちをゆきてみん爲〻、是等の歌人の命の朝露水沫の如くはかなきを、永世不變の物に對し歎じたる也。如レ此あれば、只常世の郷の事にはなりがたきにや　又少彦名命、三毛入野命の至り給ひし常世とは、此二神故行て功を意給はず、身を此外に投じて寂寞無爲に歸し、永世不變の壽域に隱遁し給へるの義也。伊弉諾ノ尊の留り給ふ日ノ少宮、素盞嗚ノ尊ノ退き給ふ根國、大己貴ノ命の作給ふ天ノ日隅宮、事代主ノ命蒼柴垣と同致にして、閒居終焉をかねて言、生死を一に皈して神靈を不變不動の地に留メ永ク皇統を守護し給ふの義、我道の微旨こゝにあり。されば雄略記に大瀬をとこつくと訓じたるも、常世ノ國の義、萬葉集に、常世にと我行なくに小金門に物悲みらに云々詠る、即死後靈氣の常世なる事をいへり。或は常郷とて一嶋ありとし、又異國をさすなど云ものは非也。萬葉集に、藤原ノ宮作役民等が歌に、吾國は常世にならん、書負る神龜もあたらよと泉の河に云々詠るは、吾國は永世不變の壽域にならんと祝し奉りたる也。もし常世ノ國は異國の事ならば、我國は常世に成らんとは決して不レ可レ詠也。可レ知、又垂仁紀に、田道間守が到りけん常世ノ郷は、海外の國をさすとも云べけれども、深く考ふるに、常世ノ郷は海外の秘區非俗ノ所レ臻とあれば、異國にてはあるべからず。異國ならば俗も至るべし。又雄略紀に、浦島が遊びたる蓬萊もとこよのくにと訓たり。此人仙道を得て、かゝる壽域に遊びしといふ意なるべし。萬葉集浦島の子が長歌此意あり。可レ考。反歌に、妹に繼朝戸を開き吾をれば常世の濱の浪音聞ゆとあるも、蓬萊を云て、別に常世ノ濱といふ地名なきを知べし。又釋日本紀に、常陸國を常世と云し事見ゆ。又鴈を常世ノ國に歸ると云は、故郷をも常世といふ也。彼是通考するに、日本書紀ノ中常世とばかり稱ひ、常世ノ郷と云自別也。然らば、常世之長鳴鳥、常世ノ思兼ノ神、ともに常世ノ郷所在之鳥、常世ノ郷所居之神と見ル者は未ニ深考一の誤也。不レ可レ取と述べければ、問者點頭して去

ぬ。高潔

法苑珠林ニ云、幽明錄、漢ノ永平五年剡縣阮肇と云者、天台山に入て迷ふて歸る事を得ず。仙女に逢て停ること半年、家に歸れば舊親死して相識なし。尋問て七世の孫を得たり。日本にても雄略天皇の時、水江の浦島ノ子仙境に至り、淳和天皇の朝に蓬萊より歸る。其間三百年に餘り知者なし。問訊して七世の孫を得たり。

丹後ノ國竹野郡浦島と云所あり。又浦島大明神の社あり。今村といふ。また信州筑摩郡木曾上松村寢覺に浦島寺あり。寢覺山臨川寺と云京妙心寺の末也。

群書類從卷百二十五の中に、浦島ノ子の傳、及續浦島の子の傳あり云々。

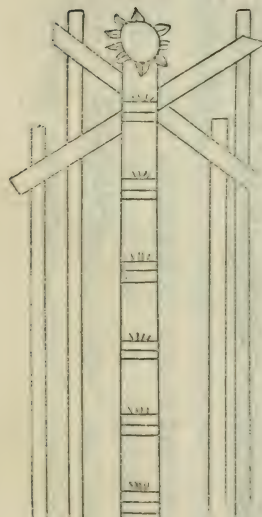
○太神宮心ノ御柱ノ記　夫レ大宮柱者、則太田ノ命始奉ニ仕下津磐根之金磐ニ以降相　無レ怠。寔是一氣顯現之起、萬品惣持之源也。故豐受皇御天ノ降坐本紀曰、地五行徑四寸長五尺御柱坐、已ニ五色糸ニ奉レ纏レ之。以ニ八重榊ニ奉レ飾レ之。是伊弉冊　尊鎭府陰陽變通之本基、諸神化生之心基也。都合ニ天心ニ而興ニ木德ニ皇化ニ而因ニ家、故皇帝歷數天下之固當磐堅磐無レ動三十六禽十二神王八大龍神常住守護坐依損失必有ニ天下危ニ矣。伊勢寶本紀曰、心ノ御柱一名忌柱、一名天ノ御量柱、則一氣之起、天地之形、陰陽之源、萬物之體也。故皇帝之命、國家之固、富物代千秋萬歲無レ動。下津岩根大宮柱廣敷立稱辭定奉云々。仍奉レ齋ニ伊勢兩宮ニ、更無レ立ニ天下諸社ニ矣。奉仕次第、【割註】勤役人ノ外不レ及ニ口外ニ、代々役人口傳。」色節試掌人等蒙ニ廳宣ニ、即致齋如レ例。以ニ宜下ニ吉日奉ニ祭木本ニ也。一頭工採ニ斷木ニ、【割註】長五尺、口徑四寸、ニ木本奉レ祭ニ山祇ニ也。忌部奉ニ持荷ニ也。例所仁奉ニ安置ニ。奉ニ地鎭祭ニ也。御上棟日曉奉レ堅ニ心ノ御柱ニ。【割註】此祭物等取ニ勅心ニ之鷄鳴已後祭之。」先新採奉留心御柱於莚上仁莚一枚奉レ敷天、管裁物忌內五人色絁於上方與利本方未天奉ニ卷付ニ利天、御柱乃御須之杳乃廻仁御榊乃葉乃廣久麗乎八枚取重、葉崎於能取合旦八並倍、八分許於指出天木綿乎以旦纏付氣奉留。又如レ先八枚重天自隱仁同長仁木綿乎不レ辭ユカメス之天

自毛不解之樣仁奉ㇾ仕矣。

次本御柱四面仁太支堵手東西南北仁四本立天十文字仁御板敷寸、一尺許利下天符結渡天本柱乃頂乃中仁當天石引下中心上御長乃高久寸法乃量之天柱安豊抽出之奉天御柱乃本仁守護乃御座以手天敖天清薦乃中仁看久居置天新伎御柱乃（ママ）已仁水量仁任天立天奉天祭物利先乃中仁守護乃神手入奉旦後仁夜和雖々々上奉入天祭物手理牟可之旦秋者各出入利給止雖毛、冬春二月之比滿天者出入不ㇾ無能々可ㇾ心得ㇾ也。次心御柱立天堅奉旦次第祭物等調進、北向仁蹲居之天御巫內人詔刀文於申也。右御柱波宮地乃內仁人於之拜見使佐留様仁清伎所仁安奉也。則如ㇾ神坐ㇾ久可志。古人乃傳紀分明也。地上三尺但二尺云々。已上五尺也。或二尺五寸理也云々。本五寸許積石之故也。供奉御巫一人、菅裁內人地祭內人忌部一人、頭工等者本祭之外供奉云々。忌部不ㇾ參也。時用制忌文也。

凡御柱搗五穀等供進次第、如ㇾ大土公神祭儀ㇾ。別宮事夜色節內人頭工等祭物分結、頭工等御柚ㇾ奉ㇾ祭ㇾ山口木本ㇾ。色節內人等假殿殿地鎮謝之天奉ㇾ立ㇾ賢木ㇾ天石立手奉ㇾ居也。【割註】地符一、鎮謝一、東符一、」際也。次御上棟夜地鎮祭也。兩度祭物司中下行也。祝詞青御巫內人申也。

御巫代清重光威康村神主等奉仕口傳無ㇾ相違ㇾ者也。



御[illegible][illegible]向也

八度拜　二度拍手

山口木木鎭棚廣三尺長各五尺　祝者北向中也。

幅　十二本　五色

裏云

例所者奉宇懸ニ舊心御柱一也。闕文

而沙汰經過兩三日後御氣殿北柱上奉レ置。抑今夜者番禰宜之宮在ニ飲酒儲一也。又御上棟夜同前也。正遷宮並一宿御殿之時後鎭之夜同前也。

○或問、伊勢二所ノ太神宮造替の日、心の御柱とて神秘の事ありといかゞ、曰、凡神宮の□家して容易にいふ事憚り多し。但心ノ御柱ノ記を按ずるに、太田ノ命始て造進の由見ゆ。豐受天降本紀に、四德天五行地の象にして、徑四寸長サ五尺、五綵の線を以て纒ひ、八重榊にて飾てと云々。一名忌柱、又は天ノ御柱、或ハ天ノ御量柱の名あり。二所神宮の建レ門天諸社には無之云々。御柱土中に入事二尺、地上三尺也。但積レ石有を以て二尺五寸現在すと云々。五穀の粥を搖、大土公の祭儀ある、心ノ御柱記に見えたり。古傳は內宮ノ禰宜家に尋ぬべし。凡地符、鎭符、鬼符等の事は、御柱記に見ゆ。大方陰陽家の活法なる歟。密家に寶塔の地鎭、金柱を建て金壺を埋み、五綵の纓を柱に纒ひ、五穀の粥酒等は印土より傳來の古法也。神宮に中頃より陰陽道あり。又密家の行事を用ひたる事甚だ多く聞ゆ。賢按に、是は法樂のわざなるべし。臆見

○藤原氏津速魂ノ命三世ノ孫、天ノ兒屋根ノ命、天ノ押雲ノ命、天ノ種子命、宇佐津臣ノ命、大御氣伊賀津臣ノ命、梨津臣ノ命、神聞勝ノ命、久志宇賀主ノ命、國摩大鹿島ノ命、臣（巨イ）陝山ノ命、雷大臣ノ命、又跨耳ノ命、天見通ノ命、、大小橋ノ命、阿麻毗舍卿、阿毗古大連、眞人大連、加麻大夫公【割註】一本鎌、一本無ニ公字一、」黑田大連公、[illegible]不北等、文

忠公」房前【割註】北家祖」眞楯【割註】號長岡」內麿【割註】號後長岡」[illegible]冬嗣【割註】[illegible]
號二閑院一」良房、【割註】號二染殿一又白川、攝政初謚忠仁公、號二美濃公一」基經【割註】號二堀川一昭宣公、」
忠平【割註】號二小一條一貞信公、」師輔【割註】號二九條一右丞相、」兼家【割註】號二東三條一又號二法興院一」道
長【割註】號二宇治一」師實【割註】號二京極一又後宇治、」師通【割註】號二後二條一」忠通【副註】號二法興寺一高
陽院一」基實【副註】近衞家ノ祖。」

○基實──基通──家實──兼經──基平
　　　　　　　　　　　　　└兼平（鷹司流）
└兼實──良經──道家──教實（九條流）
　　　　　　　　　　　　├良實（二條流）
　　　　　　　　　　　　└實經（一條流）

○或問、我國帝王の謚は、何れの代より始る。答、釋日本紀曰、神武天皇尊謚號者淡海御船奉行勅撰也。淡海眞人三船は養老四年に奏覽也。然らば、三船生れざる以前也。舍人親王御撰の時は、神日本磐余彥天皇とばかり書し給ひしを、三船謚號を撰せし後、神武天皇の四字を、神書に御名の下に加筆せられしと見えたり。又問、其絕たるは何れの代よりぞ。答云、神武より桓武迄五十代謚號ありし、其中聖武孝謙は在世の時奉りし尊號也。續日本紀、謚號にあらず。皇極齊明は重祚の兩號、尤故なきの御事歟。【割註】稱德孝謙の兩號の如く野聞すといへとも、續日本紀には只一時の尊號とす。」平城は奈良と訓じて、和州の地名、嵯峨も山城の地名也。是皆舊跡餘波の宮有し所を以て稱し奉りしかば、是より謚號なく侍る歟。淳和は一院の號にして謚に非ず。されども、仁明、文德の謚あり。淸和、陽成は亦院號也。光孝は中興の帝にして謚を奉る。宇多以後は又離宮を以て稱す。又問、院號は何ノ世よりぞ。六十三代冷泉院より以降天皇號なし。後世崇德、安德は謚號にして奉る。天皇と稱す。又問、後の字を用ひしは何代よ

りぞ。答云、三條ノ院まではなし。後一條ノ院以來の例也。實按に、後醍醐は天皇號也。夫れより後は院號也。

○法皇は天子御位をゆづり給ひては太上天皇と稱し、それが御剃髮佛門に入り給ふを申也。

○院は天子の御隱居二ヶ方おはします〳〵時に、先なるを一院、次なるを新院と稱す。

○院と申も仙洞と申も同じ事也。御位をすべり給ひて御隱居なされたるを申也。女中をば女院と申也。女院は天子の御母也。何々門院と云號をおくり給ふ也。皇嘉門院の類也。

○女御と云は、天子の御てかけ也。後に中宮、后宮にもたり給ふ也。御妻をば后宮といふ。中宮は后宮よりも下也。中宮と云も、其以前は后宮の事にて一ッなりし也。

○神達部(カンダチメ)とは殿上人也。春宮、東宮兩様用ゆれども、實は一にあらず。帝の皇子親王宣下ありてよりは一品某ノ親王、皇女も宣下の後某ノ内親王と申。扨親王より御跡嗣と定まる方を儲君(マウケノ)、又太子東宮とも申。内裏の東に御所を建られ、御所の名を東宮と申也。

○御幸は法皇、新院、仙洞、中宮后也に書也。行と御と字差て稱は同じ。平家物語五ノ卷の初メに、治承四年六月三日福原へ御幸ト書用は行幸の誤也。これは時の主上安德の行幸也。其外所々に行と御と取違ひあり。皆改正す。親王と宮とは行啓といふ。

○上皇　天子退レ位則稱二上皇一。古文曰、天寶十四年安祿山陷二洛陽一。明年陷二長安一。天子幸レ蜀 唐明王太子即二位於靈武一。明年皇帝移二軍鳳翔一。其年復二兩京一。上皇還二京師一。

○皇后　周禮曰。天子后立二六宮一。鄭氏云、前一宮、後五宮也。五者后一宮、三夫人、一宮九嬪、一宮二十七世婦、一宮八十一御妻一宮、后正位宮闈體同天座云々。

○禁中　三輔黃圖曰。漢宮中謂二之禁中一。門各有レ禁。非二侍衛籍之臣一不二敢妄入一云々。禁裡禁廷皆此意なるべし。

○大日本史ニ曰、后妃傳因朝後宮ノ設、員次不レ一。曰妃。曰嬪。曰尚侍。曰典侍。曰掌侍。皆合之所レ載也。曰女御。曰御息所。曰更衣。曰御匣殿。皆後世ノ所レ置。而女御最貴寵之所レ在。婦人在章。后、夫人、孺子、婦人、妻。

又王宮六宮、前一宮、後宮五、所謂五者后宮三人、夫人九、嬪二十七、世婦八十一、御妻宮凡一百三十人。

○女御　西土唐有ニ八十一之女御一。從レ是王代相續后妃稱ニ女御一。本朝二十二代ハ泊瀬幼武天皇雄略帝也。后妃吉備上道ノ女始稱ニ女御一。自レ夫世代奉レ號ニ女御一。

○上古より女帝十一代あり。十五代神功皇后、三十四代推古天皇、三十六代皇極天皇、三十八代斉明天皇皇極再祚、四十一代持統天皇、四十三代元明天皇、四十四代元正天皇、四十六代孝謙天皇、四十八代稱徳天皇重祚、百十一代明正院、百十八代後櫻町ノ院也。

○丹波之河上之摩須郎女、【割註】郎女之稱始見ニ古事記一。」

針間之伊那毘能大郎女、【割註】大郎女之始見ニ古事記一。」

青海ノ皇女、【割註】皇女之稱始見ニ古事記一。」

○左近ノ櫻右近ノ橘　江談ニ云、内裡紫宸殿の南庭の櫻木者舊跡也。庭前之櫻樹本是梅也。桓武天皇遷都之日所レ被レ植也。而及ニ承和年中一枯矣。仍仁明天皇被ニ改樹一。仁明より櫻を植給ふと云々。年中行事歌合に寄ニ南殿櫻一戀。内大臣

　しられじなよそにみよしの櫻花お、ぬなけきの色まさるとも

同歌合に、寄ニ南殿橘一戀

　よそながらみよしのもとの面影にはな橘の香さへなつかし

○紫宸殿　南殿と云。名目ニ云ナデンといふべし。南面の中央に紫宸殿と云額あり。岡本治部ノ大輔加茂保名の筆也。

○太極殿南面、又溫明殿ともいふ。內侍所是也。
○九重　六家文選三十三ニ曰、君之門以ニ九重ー也。九重都て鳳闕といふ。
○北面は院にかぎる。帶刀は東宮に限る。其司は帶刀先生也。內には四衛府ある故、北面帶刀共になし。
○征夷將軍は養老四年多治縣守持節征夷將軍始ゝ也。其後文屋ノ綿丸忠文、木曾義仲、新中納言知盛、文治元ノ源ノ賴朝征夷將軍總追捕使以來、執ニ天下之權柄ー也。
○淳和奬學兩院別當と云事、學校の名也。淳和帝位を去り、太上皇帝と號し、離宮を淳和院と云。帝崩じて後五人の源姓を受る人造就して學校と云。故に源氏ノ長者當兩院ノ別當とぞならせられしかども、保元以後は學校の役は廢す。名有て實なきなり。
○北面の士と云は、白川帝の御時より始れり。西面の士といふは、後鳥羽帝武藝を好ませ給ひ、弓取て能ニ打物持てしたゝかならんものをしてつかはゞやと御尋ありければ、國々よりすゝみ參りぬ。此時西面と云ものを召置れたる、と承久記に見えたり。
○公卿とは三位以上を云。殿上人とは四位中將侍從とを云。月卿雲客是也。
○宇多天皇ノ孫、【割註】敦實親王ノ長子、」雅信、賜ニ源姓ー。謂ニ之宇多源氏ー。淸和天皇孫、【割註】貞純親王ノ長子、」六孫王經基、賜ニ源姓ー。謂ニ之淸和源氏ー。花山ノ院皇孫、【割註】淸和親王ノ長子、」延信、【割註】爲ニ神祇伯ー」其孫顯康賜ニ源姓ー。謂ニ之花山源氏ー。白川之祖是也。
按ニ北魏孝文ノ時、四姓の稱あり。唐には崔盧李鄭を四姓とす。我國に源平藤橘の四姓あり。西土の人一字ノ苗字多しといへども、亦二字なるもまゝある也。微生、端木、新垣、長桑、叔梁、樂正、巫馬、歐陽等也。この外あるべし。近世我國の人、二字三字の苗字をきりて一字とし、無理に風雅を好まんとす。謂れなきこと也。是茂卿以後の弊風ならん歟。服部を服とし、物部を物とし、山縣を縣と斷の類也。獨太宰のみきらず。先儒伊藤、山崎、貝原など皆きらず。確乎たる人といふべし。

○公方と申ス號は、貞衛云、院の御所と御同座の御位也 院の御所とは帝王の御位をすべり給ふを申也云々。標記ニ云、祇園執行日記ノ抄ニ云、貞和六年七月二十六日、濃州ノ御敵責来、近江堺山中宿邊之間、洛中騒動、中略、夜周清房舎弟右衛門藏人自ニ公方ニ討了云々。貞丈云、右公方と云は、將軍義詮公を指て云也。是義滿公より以前の事也。公方號は義滿公より始ると云は妄説也。右の祇園執行日記抄は、太平記の參考を引けり。公方號は將軍義滿の時、天子より勅許ありしと云説は誤りなるべし。舊記に、此事曾て見えず。鎌倉時代既に公方と云稱はありし也。其比は公方と云しは、今時公儀と云に同じ。下より上を敬ひ貴ぶ詞也。勅許にもあらず。將軍の自稱にもあらざる也。太平記卷ノ十ニ、【割註】鹽飽入道自害の條」云、私の眷養にて公方の御恩をも蒙らねば云々、同卷二十五ニ【割註】京勢重て南方發向の條」云、公方の催促をも不ニ相待一我先にと天王寺へぞ向ひける云々。

按に、五車韻瑞ニ云、公方。杜欽ノ傳ニ近ニ諛佞之人一而遠ニ公方一。

○扶桑拾葉集ニ云、富士紀行永享四年長月十日、公方樣富士御覽とあり。此節より上ッ方ばかり書上げし。

○御方御所と申は、公方樣いまだ御家督をつぎ給はざる時を申す也。下々にて御方住居と云に同じ。今部屋住といふに同じ。大臣などは子息を御方御所と云。今も公家ノ衆の子息をおかたといふ也。

○管領とは執權ノ職也。家老の事也。尊氏卿、義詮公迄は執事職と云。義滿公の御代に至て改めて管領職と云。斯波、細川、畠山の三家是を勤められし也。管領になりたる人を當職と云也。所司代と云は、貞衛云四職の助也云々。侍所の名代也。

○御相伴衆といふは、大名の內にて器量を撰び、御相伴に伺候せしむ。公方樣諸大名へ御成の時、御相伴に參らるゝ人々也。殿中の御相伴にはあらず。

○殿並樣　植田維章云、殿下は屋形をさして尊んで云詞、樣の字は此後室町家の節より書法にて此時分なし。殿の字ばかり也。康富記ニ云、寶德元年八月二十二日、室町殿有ニ御受衣一。中略、禁裏樣今日有ニ

御文在ニ云々。扶桑拾葉集ニ云、富士紀行、永享四年長月十日公方様富士御覧とあり。此節より上ッ方ばかり申上げし事也。

○和上﨟、和御前、和殿と云事は、其人をうやまひていふ事也。和は日本の號也。人の貴賤は姓氏による事也。往古異國の人多く日本に來り姓を賜はりし也。されば上姓の人を日本の氏也とうやまひて、和上﨟、和御前、和殿、和主と云しより起りたる事、わしは私の略といへども、和氏也。おらは和等也。わこれも和御料也。西國にて人をさして和じろうといへるも、和氏郎なるべし。

○日本正月の儀式は、神代の風俗をうつして、淸淨質素を本としたる禮法也。

　元日や神代のこともおもはるゝ

松竹の直なるすがた、常盤なる色も、人の心直に常あらん事を示し、蓬萊の飾り雜煮品〳〵、木具太箸の體、質素をよしとす。老人を壽ぎ敬ひ、若きをよろこび愛す。是則天地仁愛、春にあらはるゝゆゑ也。飾りの設け輕く簡略を本とす。七日の雜水、【割註】是を七種と云ふ」。十五日の粥、【割註】大豆粥也。」いづれも淡薄にして質素也。二十日は小米をもて赤飯となし、或は鰤の骨を煮るの類、皆費をいとひて也。是神代の遺風、往古の勝なる事を示して、末代の奢を退けたるもの也といふ。又七月の盆祭を一遍に佛道の義ともいゝがたし。七月十五日を中元と云て、儒道にも位牌を祭る事あり。いづれも祭は三日、又は七日潔齋する事なれば、中元の祭を致さん人は、十三日などより潔齋勿論の義也。燈籠も強て天竺の法のみに非ず。唐土に在りと見えたり。又日本に生靈祭の體も、一向に佛法のみ用ひたるものにもあらず。みそ萩、青蓮、土器、麻がらの箸など、唐天竺の様には非ず。神道靈祭りの體也といへり。又さし鯖も佛法備にてもなし、神道の風俗なるべし。佛法日本にわたらざる以前より、七月玉祭と云事ありしものにや、神道の祭は何れも吉禮を用ゆる事なれば、さし鯖を用ひて先祖の靈をたとぶきし歟。夫を佛法渡りて于蘭盆の說ありし、兩方を取り合せたるものならん。都には盆の禮とて親しき方へ往ゝすと也。

公家方にても盆の禮といふ事あるにや。細川幽齋吉田に閑居ありしに、烏丸光廣卿和歌の師たる故、七月十四日盆の禮に吉田へ參る、と耳底記に見えたり。又踊りも世俗の事ながら、神道に近くて儒佛の法にあらず。何にしても盆の祭はよき事也。儒道の如く面々に春秋の祭をする事は、町人百姓の叶ひがたし。せめて世に引れて一年に一度なりともなき人を思ひ出して、墓を拂ひ位牌を祭ることあるは、儒の祭祀にも叶ひ侍りなん。民をば悦ばしむべし、知らしむべからず。儒道の聖の祭を笑ふは、祭神古人の如く取り行ふべし。夫れをも爲す事なく、是を用ゆることなき人は、いかなる倭人ぞや。

百草露 卷八

○歌神　速須佐之男ノ命をいふ。これ歌【割註】三十一言にて短歌」をよみはじめ給ひし神也。今は住吉、玉津島、人麻呂を和歌ノ三神とて祭るは誤りなり。伊勢貞丈が著はせる和歌三神考に詳に辨ぜられたり。

○素盞烏ノ尊ノ御歌

八雲起出雲八重垣妻隱　八重垣造其八重垣乎

やくもたついつもやへかきつまこめ【割註】古事記につまこみ」にやへかきつくるそのやへかきを

萬葉集ニ嬬隱有屋上乃山。又妻隱矢野ノ神山爲ニ妻之隱ニ而造ニ此宮ニ之義。

【頭書】出雲八重垣ノ舊跡　出雲ノ國八重垣ノ明神は、其地を佐草ノ郷と云。依て佐草ノ社とも云。本社は奇稻田姫、素ノ尊、大巳貴を配祀す。左右祠は脚摩乳也。神主は佐草氏、【割註】又媒氏とも云」、即稻田宮，神主の【割註】あしなづち、てなづち」後胤也。

古事記に、其地より雲立騰とあり。八色ノ雲といふ說は用ゆべからず。八雲は彌雲の義也。

○長歌　五七五七五七七　長くつゞくるを云。長歌ノ說區々也。

○短歌反歌五七五七七、三十一言也。

○旋頭歌　五七七　片歌を二ッ合せたる也。

いにしへのみ山の寺にむす苔を打拂ふにそ昔にかへる心地こそすれ

○片歌　五七七の三句なり。

【頭書】片歌　浮雲の宮めくりする時雨かな

花本第二世兼栽法師鹿島參の時の句也」。

○混本歌　上の句五七、下の句五七也。これは古今集より後に出たる體にや。萬葉集、古今集などには見當らず。猶考ふべしと云。うきものと我心をば思ひしりぬ、しるかひはなし君を久しくまもれ、うちわたす、をち方人にもの申す、それその先に、

○廻文　短歌に同じ。五七五七七也。顚倒してよめど同じ歌也。故にしかいふ。

○今樣新體　七五七五七五七五。

○連歌萬葉集第八に、尼作二頭句一并大伴ノ宿禰家持所レ誂レ尼續二末句一等和歌一首。

佐保河之水乎塞上而殖之田乎　（尼ノ作）

苅早飯者獨奈流倍思　（家持續）

○伊勢物語、七十段にむかし男伊勢にて齋宮にわかるゝ時、齋宮のかたよりかち人のわたれと濡ぬえにしあれば、と云出せり。これを男また逢坂の關もこえなむと付たり。是等や物に見えたる連歌のはじめなるべき。國風發蒙

○俳諧歌、「割註」戯歌、或ハ狂歌、左禮歌、興歌、源氏帚木にざればみとあるも左禮ならん。」今云狂歌也。されども萬葉集天智帝の志斐の嫗に賜ふ。

いなといへど強る志斐のか強言をこのころきかでわれ戀にけり、と云歌などを考ふれば、今の世の狂歌と云ものは、猥雜にして是とは大に異也。志斐の嫗の和奉る歌、

いなといへどかたれ／＼とのればこそ志斐てはまうせ強ことゝのる

【頭書】玉篇ニ俳皮皆切。雜戯也。

○藤原ノ清輔云、俳諧滑稽也。奥儀に記し給へり。三位俊成卿も俳諧は狂歌也、と和歌肝要に云り。

○日本書紀、古事記の長歌は、長きのみにてかへし歌なし。萬葉集も古しと見ゆるは反歌なし。少しくだりては、大かた反歌をもよむ。又長歌を二首もよみて、次に反歌をいくらもよみたるもあり。是もか

へしうたふ意にて、樂曲と元來一ッものにて、反歌は樂曲に反しあると同じごと也。又長歌一首に反歌一二首、又は四五首もよみたるもあり。

○或云、歌を宇多と訓ずるは、節をつけて宇多布ものなれば也。又宇多は訴也。喜怒哀樂等の七情の起るに從ひてうめき出す也。思ふ事を天にうつたへ、人にも訴ふ故に宇多といふ也。

○歌に　幽玄體　長高體　鬼拉躰　理世體　撫民體あり。奇古　流暢。

○緣辭　發語　枕言　冠辭、【割註】眞淵始て云出せり。」

○契沖云、三句爲レ上、三ハ陽ノ數、十七字亦陽。二句爲レ下。二ハ陰ノ數、十四字亦陰數、上句長、下句短、蓋天地之道也。五句三十一言、皆陽、有レ旨哉。

○玉海ニ十七云、和歌者我國ノ風流也。

○道灌云、唐土の人は詩を作て志を述べ、日本人は歌をよみて思ひを述ぶ。されば賤き身も和歌には心を寄べき事にや。

　○和歌　倭歌　國詩　國風　詩とばかりとも萬葉に見ゆ。

○玉木翁云、歌謳也。訴也。言二其志一述二其懷一者也。

○尙書舜典云、詩言レ志、歌永レ言、聲依レ律、律和レ聲。

○禮記ニ云、夫レ歌直レ己而陳レ德也。

○樂記ニ云、詩言二其志一也。歌咏二其聲一、又歌之爲レ言也長言也。

○史記ニ云、詩言レ意。歌長レ言。

○正義ニ云、孔安國云、詩言レ志導二其心一。歌詠二其義一以永二其言一也。

○說文ニ云、長引二其聲一以咏レ之。

○詩三百篇有二姓名可レ考者一。惟家父之南山寺人、孟子之萋菲、尹吉甫之崧高、魯奚斯之閟而已、此

外皆不レ知ニ何人秉ヲ筆。

○詩　建安體　正始躰　大康體　曹劉體　異躰　李體あり。○風調人の性（ウマレツキ）の如きを云、

○詩有ニ六義一焉。一ニ曰風、二ニ曰賦、三ニ曰比、四ニ曰興、五ニ曰雅、六ニ曰頌。

○新撰會昧宴ニ三十日、先太上天皇詔ニ陪從大臣一曰。夫諸王卿等宜下賦ニ和歌一而奏上云々。右天平勝寶五年五月云々。これ始メて和歌と書り。

○日本書紀歌百二十首　古事記百十一首　萬葉集四千三百餘　古今集千百首　後撰集千四百二十首　拾遺集千三百五十一首、以上是を三代集と云。後拾遺集千二百十八首　金葉集六百四十九首　詞花集四百九十首　千載集千二百八十四首。以上合て是を八代集と號く、以下略レ之。

○貞丈云、和歌を敷島の道と云事、歌學者流の說に、歌の道は神代より傳はりて、我國にて歌を以て、天下國家を治め給ふ事なれば、朝家に專らこの道を重じ給ふ故ニ、しきしまの道と云り。按ずるに、歌を敷島の道と稱して、朝家の大事とする事、上古の國史などには曾て見ざる事也。定家、家隆などの頃より云出せし歟。夫レ凡諸道の家〳〵にて、其道々を深く貴くいひなさんとて、ほめほこる詞には、餘りほめ過て却て實を失へる也。我朝上先王の道盛ニなりし時は、文武の道正しく行はれ、君臣合體して治術に心を盡し給ひし故、天下國家も能治りし事、國史を讀て知べし。歌は文道の枝葉也。其根本の治術をさし置て、枝葉の歌を以て、天下國家は治るべしと云は誤リの大なるもの也。後代に及んで、皇家文武の道廢れ、治術を忘れて常ニ詩歌、管絃、好色、宴樂、佛事を專ラにせられし程に、保元、平治、壽永、元曆、承久、元弘、建武、應仁、天文、永祿以來の亂世はありし也。かゝる亂世にも、朝廷には君臣歌を好み玩ばれけれども、歌の德によりたけきものゝふの心も和がず、世の亂れ治ラずして、朝廷は衰へさせ給ひけり。其時何ぞ歌を以て天下國家を治め給はざりしや、是を以て考へ見るべし。

これのみや他の國より傳はらで神代をうけし敷島の道　　冷泉爲相卿

○日本紀に出せる歌二百餘首、奇古なるもの三百篇の詩に比すべし。萬葉集に四千餘首あり。奇古なるものあり。又少しやすらかなるもあり。家持の書集られたる歌には、平々たるもの多し。又集中戯れよめるもあり。萬葉集中一二首を見て、已レが入ラざるまゝに、萬葉は歌のやうにもあらずなど云んは、譬へば管中より豹斑をうかゞひ、瞽者の牛尾を捜れる類なるべし。萬葉は世も數もあまたなれば、それとは比シがたけれど、先漢魏の古詩になぞらふべし。古今集に千餘首を出タす、萬葉の短歌にくらぶれば、又一段の工夫をそへて、流暢宛曲なるもの也。齊唐の詩に比すべし。右三部の歌、凡五千首ばかりを心得ば、歌よむにかけたることあるべからず。是等を歌の最高頂とすべし云々。國風發蒙

○光彥云、吾子常稱曰。大哉歌也。尊ニ事君上一。敬ニ事父母一。夫婦師弟朋友州里其道在ニ乎斯一矣。學者舍レ之焉。知御道之正矣。其辭有レ上有レ下。必以ニ五七一爲レ句。依ニ天ノ數七地ノ數五一。其言雅正。其意尙大。順ニ天地質一。日月星辰之文。春花之賁。秋葉之芳。蟲鳴于飛無レ不ニ悉述一焉。歌者貫ニ天地一。故曰感ニ鬼神一。況於ニ人心一乎。以ニ吾子之言一觀レ之。則詩之教其庶幾乎。光彥曰。夫詩之爲レ教也。無ニ上下一言無ニ情實一。刺ニ譏君上一歡樂逆レ道。論語陽貨ノ篇曰。惡下稱ニ人之惡一者上。惡下居ニ下流一而訕レ上者上。

○詩ノ鄘風牆有茨小序、牆有レ茨。衛人刺ニ其上一。同君偕老小序ニ曰。君子偕老。刺ニ衛夫人一也。相鼠衛風芄蘭ノ序ニ曰。刺ニ惠公一也。王風君子于役。刺レ王也。同揚之水序ニ曰。刺ニ平王一也。鄭將仲子曰。將仲子。刺ニ莊公一也。同大叔于田序ニ曰。刺ニ莊公一也。同溱人曰。刺ニ文公一也。同羔裘ノ序曰。刺レ朝也。

○縁辭將レ言ニ皇王一則繫下知ニ八隅一之句上。欲レ言ニ天皇一則曰ニ天皇之勅可畏一。又曰ニ皇王神明一。又曰ニ皇神祖神勅一。又曰ニ明神一。吾天皇。又曰吾天皇之命。是吾御歌之道。稱ニ天皇一凡式ニ此詞一也。言ニ吾天皇一者則明神而非レ若ニ人間一也。其如レ是則何有ラ敢譏ニ君上一之辭上乎。故吾御歌之道者、君臣之義、人道之正、蓋在ニ其中一矣。

○貞丈云、古今集雜ノ體に、眞名にて短歌と篇目を記して、歌の事書ニには、假名にてながうたと書たり。然れば、眞名にては短歌と書キ、假字にてはながうたと書ク事、故實と見えたり。假字にてみじか歌と書キたるは見及ばざる也。然らば、短歌といふもながうたと云も一ッ事也。三十一字の歌を反歌と云也。古今集の槃雅抄に、此集に貫之短歌と書たる、いとおぼつかなし。萬葉には反歌をのみ短歌といへり。昔より詳ならぬ事と見えたり。

○徂徠は長歌短歌共に、長くうたふを長歌とし、短くうたふを短歌とすべしと云。然ハ句數にはよらぬ事と見えたり。猶考ふべし。

○和訓栞ニ曰、谷川士清、古今集の序に、やまと歌は人の心をたねとしてよろづのことのはとぞなれりける、と書キ出して、一集の大體をのべ、和歌の本意を盡せり。種といひ、葉と云は、皆たとひ也。人の心物に感ぜざるほどは、草木の種の土中に在ルが如く、既感ずるに至りて、見るもの聞ものにつけて、さま〴〵にいひ出せるは、草木の雨露のめぐみにあひもえ出て、枝葉の分れたるが如し。凡言外にあらはれて、後ニ心の程もよく知れて逃るゝ所なしといへり。古より言の字をことゝよみ、又ことのはともいひならはせしは、葉のたとひをそへて云ること、いよ〳〵いちじるし。よて和歌をさして直チに言葉といひしも多かり。言の葉の道、言の葉風、詞の花、詞の林など是也。我國言の葉の靈妙なる、天地自然の理なるをもて、萬葉にも言靈(コトダマ)のさちはふ國とも、事靈のたすくる國ともいふ。言と事と相まちて用をなすをもてまことゝはいひ、其心をたねのいつはりなく、言にいで事にあらはるをもて、まことゝはいふなり。まことは眞事(マコト)也。よて日本紀に、言語を直チにまことゝよめり。文字を製する人も、誠信の字多くは言に從へるも、思ひ合すべし。されば、古人も歌道を評して、天地ひらけしよりの神道なれば、文化をかさりてもまことなくばいたづら事也といへり。

○詩傳ノ序、朱子或有レ問ニ於予ニ曰。詩何爲而作。予應レ之曰。人生而靜、天之性也。感ニ於物ニ而動、性

之欲也。夫既有レ欲矣。則不レ能レ無レ思。既有レ思矣。則不レ能レ無レ言。既有レ言矣。則言之所レ不レ能レ盡。而發二於咨嗟咏歎之餘一者。必有二自然之音響節族一而不レ能レ已焉。此詩之所二以作一也。曰然則其所二以爲レ教者何也。曰詩者人心之感レ物而形二於言之餘一也。心之所レ感有二邪正一。故言之所レ形有二是非一。聖人在レ上則其所レ感者無レ不レ正。而言皆足二以爲レ教。其或感レ之之雜。而所レ發不レ能レ無二可レ擇者一。則上之人必思レ所二以自反一。而因有二以勸二懲之一。是亦所二以爲レ教也云々。下略

○古今傳授と云事、古は其沙汰聞えず。大宮ノ右大臣俊家公のむすこに左衛門佐基俊といふ人、からやまとの才ある人にておはしけるが、南圓堂の觀音に歌道を祈り申されしに、大津の古瀬にてならふべきよしの告ありて行て尋ねられけるに、山法師のむすめアゴコといふもの、貫之童名を内教坊阿古屎と云。が歌道を受繼よしにて傳授せられしとなん。三光院内府の御說とうけ給はり侍る。然るを、俊成卿、彼基俊ぬしの弟子となり傳授し給ひけるとぞ。其時俊成卿二十五歲、基俊朝臣八十五歲とぞきこえし。

俊成卿

君なくはいかにしてかははるけまし古今のおほつかなきを

返し

かきたむる古今のことの葉を殘さす君へ傳えつるかな

と風雅集に見え侍るも、そのをりの事なるべし。いづれの御時にや、内裏にて古今の序に、よしの山の櫻は人丸が目には雲かとのみなん覺えけると云は、いづれの歌にかいぶかしとて、俊成卿に彼家の本をめされし帝御覽ありけるに、押紙したる歌あり。はなちて御覽ぜんとするを、俊成卿はしりよりうばひ取ておしこまりぬ。其時天氣よろしからず。俊成卿ノ云、是レは家に傳へし秘歌也。たとひかうべをめさるゝとも、御歸讀に召れずば、かろ〴〵しくさづけ奉らじと申されけるとかや。帝かさねて俊成卿を召れ、事の子細をきこしめし、道を執する事神妙也と仰せられけるとぞ。此俊成卿より歌道宗匠の家相續して、其

子らまにの末まで、勅撰の撰者となり給ふ人々なし。されば、昔の人の申しは、定家卿の僻案抄、歌注の密勘などこそ、古の古今傳授ともいふべし。其故はならひ傳へたる說注附ㇾ之とも、これぞ受二古今之說一之時たしかに聞しとも、又傳へねばしらずなど書給へり。定家卿いつはり給はん、いつはりて何の益かある。たゞ父の卿より傳へ給ふ說を、用捨もなくしるし給ふものと見えたり云々。

〇貞丈云、上古より定家、家隆までは、古今傳授といふ事見えず。遙後代室町家の頃に、東ノ下野ノ守常緣【割註】年九十三にして卒ス。法名素傳といふ。」と云武士の歌人、始て古今傳授と云事を作り始て、宗祇法師に傳へしとぞ。夫レより此事公家にも專ラ用られて、大樹秘事大切の事とせられて、天子も其傳授を受給ふ事になれり。古今傳授を受ざれば歌よみに非ずと云故なるべし。上古の風俗は、秘事秘傳とて物事をおしみ隱ス事はなし、後代に及んでは、公家には細少ノ事をも秘する風俗になり來れり、渕屋の計也。

宗祇　紀州ノ人。姓ハ三善、氏ハ飯尾、稱二不審齋、自然齋一居宅曰二種玉菴一。受二和歌於一條禪閤釋心藏一。

文明三東常緣傳ㇾ之。古今集口授。文龜二年七月二十九日於二相州湯本一寂。歲八十二。

〇常山記談云、大坂の軍兵一萬七千を以て、田邊の城を攻る。細川忠興奥州に赴き、父幽齋城に在、三刀谷孝和大剛の人にて、度々切て出防ぎ戰ふ。幽齋和歌に長じたる人也。古今の秘訣爲家卿のしるされしを殊に秘藏せられしが、兵火の爲メに焚れん事を、桂光院智仁親王慮らせ給ひ、使を以て古今集、源氏物語を禁裏にまゐらせよとなり。又烏丸大納言光定卿勅命を奉じて城に赴かれけるとも云。其書を奉るとて、

古も今もかわらぬ世の中に心のたけを殘すことの葉

烏丸光廣卿のもとへ封じたる歌

藻しほ草かき集めたる跡とめて昔に返す和歌の浦波

かゝる所に、前田徳善院を禁裏より召し、田邊の城攻和歌の事と勅命ありければ、寄手圍を解て、幽斎城を出られたり。光廣卿・幽斎ノ許より贈られし書、いまだ封を拔き終らさりけるが、返し遣す云々。

　あけて見ぬかひもありけり玉手箱ふたゝひかへす浦嶋の波

幽斎かへし

　浦嶋や光をそへて玉手箱あけてたに見す返す波かな

○慶長五年八月二日、丹後ノ國田邊ノ城を七月二十日より日夜これを攻るに、城兵堅く守る。禁裏より八條殿承はりて、幽斎玄旨へ勅命あり、則徳善院法印案内を添て城中へ入る。幽斎古今相傳の筥證明狀、並源氏物語、二十一代集の箱を禁裏へ献上す。而城あつかひになり、今日玄旨高野山へ退く、城には前田主膳正丹波笹山ノ城主五萬石、勤番す。或云九月十二日和睦。

○堀貞助ノ遺書ニ云、細川玄旨【割註】名ハ藤孝、兵部ノ大輔、從二位法印、一號ニ玄旨。」の丹後ノ田邊を、石田兵部ノ少輔三成攻メ圍む事十數日にして、既ニ落城に及ぶべきよし、後陽成院聞召て、烏丸光廣・西三條公條(キンミチ)を勅使として、田邊ノ城へぞ遣はされ、古今を傳授せしめ給ひ、古今傳授の內は合戰をやむべきよし勅詔あり。さて古今相傳終りて後、又玄旨は天子和歌の御師範なれば、これに敵するは朝敵也と宣旨下りければ、寄手の諸軍牙をかみて引退キし也。

　寄手は小野木縫殿ノ助、【割註】丹波福知山ノ城主、三萬八千石、」谷出羽ノ守、【割註】丹羽ノ住人、一萬石。」杉原伯耆ノ守、【割註】但州豐岡城主、二萬石。」別所豐後ノ守、小出大和ノ守、【割註】泉州和田ノ城主、八萬石。」生駒左近太夫一正等一萬余と云。

○慶長五年庚子九月、石田ノ亂に細川幽斎入道藤孝は、居城丹州田邊に楯籠リ給ふ。寄手は大勢取リ卷、手嚴しく攻るといへども、丈夫に持こたへて金石におなじ。于レ時幽斎は文武兩道の達人にして、和歌に心深く、古今の傳授を得給ひて叡感に預り、主上にもひとかたならず思召れければ、此度の軍に幽斎の命

を殞さん事をあわれみ、古今傳授の斷絕せん事を惜み給ひて、三條殿を勅使として、田邊へ遣はされ、勅使應對の場所へ、城外より鐵炮を打込しに、三條殿と幽齋との間を玉通れり。幽齋取あへず、

こゝをさしてうつ鐵炮の玉きはる命にもかふべきやこの道

○續無名抄ニ云、歌道ノ傳來は、紀ノ貫之、基俊、俊成と古今集の相傳ある也。二條家爲世卿より頓阿が傳へて、經賢、孝尋、堯惠、堯孝、東野州常緣、宗祇、逍遙院實隆、稱名院公條、三光院實澄、細川幽齋法印と傳來して、八條殿、中ノ院殿、烏丸殿など、玄旨より傳へ給ふ。宗祇より肖柏へ傳へられし流を堺傳授といひ、それを南都饅頭屋林宗二の事也へ傳へしを奈良傳授といふ云々。

歌道に、二條家、冷泉家とてあり。もと定家卿の宅は二條と冷泉通今云えびす川也、とへ裏表通りたる家也。それを二つにして表の二條ノ方に定家卿住給ひしより二條家と云、又裏ノ冷泉の方に爲相卿住給ひしより冷泉家といふ也。

○三鳥　もゝち鳥　いなおふせ鳥　よぶこ鳥　三木　なかたまの木　相生の松　めどにけづり花さす　三草　わすれ草　あふひかづら　かはなぐさ　もゝち鳥は萬葉、古今集等に出づ。

もゝち鳥さへつる春はものことにあらたまれとも我そふりゆく

もゝち(モヽチ)は百箇也。春は百鳥の囀ると中ス如く、諸(モロ／＼ノ)鳥といふ事にて、水邊に住ム水史鳥(チドリ)にはあらず。【割註】水史鳥も多くむらがる故に、千鳥の名は負たるなるべし。」萬葉集十六に、吾門之榎毛利喫百千鳥千鳥者雖來君曾不來座(キマサヌ)。此歌にても、毛々知は百箇の義なること知べし。百鳥千鳥は來れども、思ふ人は來らぬとなげきたる歌也。榎の實をよみあわせたれば、春の百鳥に限らぬことを知るべし。四季いつにても唯多くの鳥をいふのみ。後世ながら逍遙院內府公の歌に、

百千鳥さへつるなかにあら玉の年のはつ音は鶯の聲

○鶺鴒　字書ニ曰、鶺鴒飛則鳴。行則搖。首尾相應以比ニ兄弟ー。

詩經ニ曰、鶺鴒在レ原宜ニ于兄弟一。
○和名鈔ニ云、にはくなぶり　とつぎをしへどり　にはたゝき
○古事記ニ曰、まなばしら、衆僕云、つゝまなばしら、
○荷田氏抄ニ云、鶺鴒と稲負セ鳥と二條にあげたれど、庭たゝき一名稲負セ鳥、まなばしら、せきれい、皆一物とすべし云々。

逢事をいなおふせ鳥のおしへすは人を戀路にまとはましやは　和泉式部
さらぬだに霜枯はつる草の葉をまつ打拂ふ庭たゝきかな　定家
賤女か稲穂になくるから棹に打そへてくる庭たゝきかな

古今第一、題しらず、讀人しらず、
我門に稲負鳥のなくなへに今朝吹風に鴈はきにけり
世の中に稲負鳥のなかりせはみとのまくはひいかて知まし

○宣長云、にふなひは雀の事なるべし。にふなはにひなめのうつりたるなるべし。
○或云、此鳥の飛頃、稲を刈負せて取り收むる故、人をして稲をおふせしむる意にて、今ニ稲負一鳥といふ。

呉竹抄第十、近年ある人、安藝ノ國へまかられけるに、はたゝきおりゐて鳴けるを、女の有けるが見て、いなおほせ鳥よと云けるを聞て、など此鳥をいなおほせ鳥ぞと云ぞと問ければ、此鳥來りてなく時、稲を負ひ家〳〵にはこびをけは申也と云けり。國〳〵ゐなかの人は、かやうの事をやすく〳〵と云出ス也。これを聞て後、安藝ノ國に通ふ人に問へば、おなじさまに聞たるよしを申也。大和、河内の人もあまねく申由、人の語り侍る也。
里遠み暮なは野邊にとまるへし稲負鳥に宿やからまし　源　順

○よぶこ鳥

萬葉、古今集に出ッ。宗祇の說にかつこう〳〵と鳴といへるはよし、今云かつこう鳥也。子規の類、大虫喰とも名く。形チ子規に異なり。黒斑、赤斑の兩種有て、黒斑にかつこうあり。又ほととぎすあり。赤斑にかつこうあり。この雌雄甚だわかちがたきものゝよし、山里人もいふ。又加茂眞淵云、萬葉集にかほ鳥といひ、俳諧連歌にかんこ鳥と云も、かつこうと云詞の轉にて、皆同物といへり。西門蘭溪云喚子鳥。

○をがたまの木

古今集物名に出。加文字を清み、多文字濁るべし。眞淵云、岡玉の義也。伊勢人は常に申す、[illegible]根より蘖の茂く出る也。一にあらず。幹一本にて直に生じ、末にて枝三四にわかれたり。實赤しと云。予が友光岡と云もの、東に下る時、伊勢太神宮にまうづる事の侍りしをり、をか玉の木といふは伊勢人しらず。されば赤玉と云木あり。實は赤く、其葉を取ておこせたるを見るに、多羅葉に似たる物にて、後世訛りてあかたまと云るにや。古今集打聽に、岡玉はドングリト云木の實とす。



○貞丈云、まことのをか玉の木は、日向ノ國高千穂ノ峰に在。神代ノ古跡也。其木の實赤くして、一所に多く集りて、鈴の形のごとし。日向ノ人其枝を折て江戸の人のもとへ贈りしを見たるとて、我友の語りき。

○三樹考ニ云、所レ出ニ於薩州日之地ニ乎加太万ノ圖、伊勢貞丈翁以ニ手寫本ニ寫。

予親しくこのをか玉の木を見たり。葉は今云ユヅリ葉の如く艶あり。花は春三月に咲て、一重櫻に似たり。

古今

みよしのゝ吉野の瀧にうかび出るあはをか玉のきゆと見ゆらん

○古今榮雅抄十ノ巻に、櫁の字を書れしも、靈木の合字也。漢名は丹陽木酉陽雜記、廣心樹（ヲカタマ）漢名、

○萬葉集に、玉串の御賀玉の木の鏡葉は神の服備へつるかな。此歌にて正月の門松に神供取付て、門神を祀る事を思ふべし。をか玉の木は松をも榊をもいふよし、古書に見えたり。

○相生の木

古今集の序に出ッ。あひおいの木とはなけれども、三木の一ツなれば、わけて中時はかく云り。古今集の序に、高砂住ノえの松も相老のやうにおぼえ云々。播磨ノ國高砂と云所にある松と、津ノ國住吉といふ所にある松を申也。是は老人の述懷を書ヶる文にて、契沖は相生の義と申されどしからじ。眞淵が師荷田ノ東万呂は、相老（オイ）の義なるべしといへり。此說然るべし。老人の述懷を書たるにて知るべし。生は於比（オヒ）の假字、老は於伊の假字也。さればあいおひと書べし。高砂と住吉と所は隔れども、諸ともに年老たるが如し。と書たる也。

我見ても久しくなりぬ住の江の岸の姫松いく世へぬらん

誰をかもしる人にせん高砂の松も昔の友ならなくに

かくしつゝ世をや盡さん高砂の尾上にたてる松ならなくに

我のみそ思ひしものを高砂の尾上の松もまたたてりける

然れば、高砂の松は雄松、住吉の松は雌松なる事、この歌にてしらる。かゝるを今播磨ノ國に高砂の松とてあるは、根はひとつにて上はふたつにわかれて、雌雄の双生也。古の松はもと枯レて年を經し事なれど

も、後世にく植つぎたる松の双生なるは、彼古今集の序の心をよくもわきまへざる人のかまへたる事なるべし。

○めどにけづり花さす

古今集物の名に出ッ。めどは蓍草のこぎり草と云。葉細く長くて鋸の如し。幹直し、此幹を取て占の具とす。けづり花、漢に剪綵と云。萬葉に山宇波奈と云。木綿花ノ義也。俗に造ッ花といひ、又糸花などいふ類也。花を造りて蓍の幹にさしたる也。是をめどにけづり花さすといへり。めどは妻戸也と云說は取レず。けづるとは剪也。絹布等をはさみ剪て花に造る也。古へゆふ花と云も、ゆふは布の惣名也。今ノ世紙もて造る多し。されどゆふ花といへど、古は絹布にて造れる事を知べし。今ノ世糸花といふ物、即絹布、又は糸もて造れり。是古の遺風也。

古今集第十物名

花の木にあらさらめとも咲にけりふりにしこのみなるときもかな

二條の后春宮のみやす所と申ける時に、めどにけづり花さけりけるをよませ給ひけるとあり。

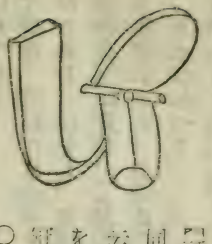
○わすれ草

萱草也。詩経には諼草と書り。東都にてクハンゾウと云。春時野原に生ずるもの也。初生は劍をならべたる如し。味甘し、黄赤色の花を一莖秀て花咲、形チ百合の如し。生ひ初メたるをつみて喰ふべし。本草博物志等に萱草、一名忘憂とあり。これよりわすれ草と名づけたるにや。又我國にも古より申スにや。一名宜男草と云。孕婦此花をさせば男兒を生ムといふ。

○あふひかづら

古今物名に出ッ。葵と桂と二ッ也。加茂の祭にともに用らる。爰にいふは、葵の鬘にはあらず。葵を桂の枝に掛るを諸鬘と云ものは、神事等に物を組て冠の上にかけ、兩耳の前へたるゝもの也。心葉とて梅の

折枝やうの物を作りて、冠の巾子の前にさして、髻の落ざるやうにしたるもの也。玉を付たるは玉鬘ヵ
葵を付たるは葵のかつら、菖蒲もてしたるはあやめ鬘也。加茂ノ祭に用ゆるは葵二ヶ葉なるもの也、



「頭書」冠ノ濫觴は、人皇三十四代推古天皇十一年十二月五日ニ始て冠位を行ひ給ふ。同十二年正月朔日、諸臣に給ふ冠ノ階十二也。其製以レ絁縫レ之。頂撮如レ嚢着レ縁云々。十七代孝徳天皇大化三年十二月、七色ノ冠十三階を製し給ひ、同五年十九階を定られ、古キ冠を止メらる。大臣は猶着す。三十九代天智ノ御宇、古冠を止メて漆ノ冠を用らる。持統ノ御代又元トの冠位を授給ふ。上古の冠は其制知ニ人なしと云々

○装束圖式ニ云、聖徳太子ノ定メ給ふ冠ノ名、徳仁禮信義智に大小をかけて十二階也。各其色かはれり。其色を以て位品を定メ給ふ。徳は陰陽合色にして紫色也。仁は本にして青色、禮は火にして赤、信は土にして黄、義は金にして白、智は水にして黒色也といふ。

○かはなぐさ

古今集物名十ニ出ヅ。延喜式に川菜といふものにて、漢名は河苔とも、水苔とも云て、源ノ順ノ和名鈔に加波奈と訓じたり。いかなるものかしらず。古今打聽加茂眞淵著には、川の中になびきあふ物の如き藻とす此説あたれり。

○拾遺集十七、三條ノ太政大臣の家にて歌人をめし集メて、あまたの題よませ侍りけるにとあり。家集といふ事あり。古今集眞名序ニ見え、拾遺集ノ同巻に、天暦ノ御時伊勢が家集めしたりければ云云。又二十の巻に、家集にかきて侍ると見え、源ノ順ノ集に平ノ兼盛が家集などあり。

○加茂の眞淵が説に、和歌と書たるは皆和答の意にて、返歌すべて歌を和歌と云は誤リなりとて、古今和歌集をも古今歌集と記。いかさま萬葉も返し歌をすべて和歌と書たるを、ふと見誤りて歌を後チに和歌と申にや。

〇夜麻登宇多辨　高叢云、大日本の歌を、中古より夜麻登宇多と云字を宛て、倭歌とする事、是漢に對する言なれば、不レ可レ用といふ説あり。予按に、是未ニ深考一の誤ならん。凡我邦上古よりの大名には、必ず國號を冠らしめていふ事は、讃美尊崇の義にして、敢て異邦に對していふにあらず。例していはゞ、日本天皇、日本言語、倭名、倭琴、日本書紀などの類也。直チに國號をいふときは、大日本【割註】豊大倭、大和、大養德ノ國、」と大ノ字を冠らしめ云。國號多しといへども、殊ニ耶麻騰を以て美號とす。但漢字は代に沿革あり。奈良ノ朝廷より專ラ日本の二字に定マれりと聞。神武天皇ノ紀ニ曰、伊弉諾ノ尊曰、此國曰、日本者浦安國云々。然レば耶麻騰の號、神代に起る事知ルべし。殊日本の語釋以有て、國の大名美號となる事なれば、大事には必ず冠らしめていふ。蓋公式令曰、明神大八洲所知日本天皇を、神日本磐余彦天皇と申奉リしより、御代々日本を以て稱し奉る尊號枚擧に遑あらず。日本書紀とは天皇の正史實錄たるの號也。日本ノ言は吾開闢自然の言語也。萬葉に讃之言魂ともいへり。吾邦上古言語絶妙にして神備る義也。日本琴或倭琴、上古の制たるを稱美して云。吾國自然呼用せる萬物の稱名也。源氏類聚抄あり。如レ此之例を以て推セば、倭歌といふも、吾國の歌の勝れて優長妙絶を褒稱して云名ヅたる事知ルべし。神代八雲ノ神詠等能ク味へたる人は自知べし。又衣相卿の歌に、

これのみや他の國より傳はらで神代をうけしきしまの道

是能倭歌の意を述られるにや、於レ茲觀るときは、凡て倭何と呼フこと、御漢土に對して言に非る事必せり。但紀氏が古今倭歌集に、やまとうたはと書しを、眞名には倭歌と記り。これは文德實錄に、倭歌と云事用たるに習へるもの歟。實錄以前の書、萬葉集にも倭といふなし。但和歌といふはあり。然れども、それは答歌にして、古多倍字多之填字也。夜麻登宇多の義には非ず。今云歌ノ返是也。但萬葉に反歌あり。是は答歌にあらず。長歌の末に、其一首の要趣を反覆して詠るもの也。和歌と混ずべからず。和歌は和韻に類する故に、或人云、和歌は和韻の趣に聞ゆる説あれども、和韻は人の作れる詩の韻を居て作

るに定れり。我國の歌に人の五句の終リの一字宛居て詠るは未レ聞。又答へ、反す歌を和韻と云がたし。此説牽强の論にして、萬葉熟讀精密の上の論に非ず。我國にて人の歌の反を詠は、異邦にて人の詩の韻を和するに似たる故、和歌と字を塡しのみ、深く鑿して見ること勿レ。大凡如レ此の例多し。既ニ萬葉集の中に、吾國の歌を詩とさへ書るあり。是も不勘の人は、倭歌に五律七絶平仄韻礎の體有リやと難ずべし。是異邦の詩に吾國の歌を比して暫く然るのみ。別意なし。惣て國語漢字を塡る、暫く其類するに釆ル耳。必當を欲せず。例を擧て言へば、嘉美とは上ニ坐ては尊きの言、今日の天子を明神と云、百官百寮の長たる人を嘉美と云、【割註】字は頭守など分チり。」是異邦の鬼神を以て、吾國の神を説べからず。又波良比、治國平天下の道也。異邦の祓は只除惡招福の字義にて相當せず。草木鳥獸の名に塡し字も此例多し。佐久良は我國の產にして、異國無レ之故、櫻桃の一字を取て用ゆ。然れども、異邦の櫻桃は和名ユスラ又ニハウメ也。誰レか佐久良と混亂せんや。又宇具比須は鶯の字を塡れども、元ト鶯は黃鳥の一名、宇具比須は鶺鴒の屬たれば不ニ相當一。塡ムべき字なきとき國字を作て用ゆ。榊、鱈の類也。只文字は事物言語の目驗なれば、語の奴として仕用すべし。語を以て字の奴とすることなかれ。如レ此の例千に萬に一二を擧て餘は推べし。然らば、古多倍字多も和韻とは一體に非ず、別様なれども、和歌と字を塡て何ノ難かあらんや。夜麻登字多、文德實錄に出たれば、紀ノ氏に始るに非ず。紀氏尊崇讚美して、倭歌の名も自是盛ンなる歟。吾國を倭と云、異國より我國を陋むるの號也と云說あれど難レ信。凡前漢書を始メ、歷朝の史の倭人傳に、吾國の事を記せるあれども、多ク是商船旅僧の妄談を傳聞せるものなれば、僞リ多く實少し。不レ可ニ悉信一。山崎垂加異稱考、松下異稱日本傳等に辨ぜり。故ニ今不レ贅。若シ倭は我を陋たる國號ならば、朝廷に用らるべきや。舊事紀、古事記に大倭、倭建、倭姫等に倭ノ字用ひし例不レ遑ニ枚擧一。日本紀私記ニ曰、異邦之人言、我爲ニ倭奴一者、蓋採ニ大古國號之初言一而稱也乎。谷川士淸說に、吾國ニ二尊最初所得の嶋を倭ノ馭盧嶋といふ。此號を傳聞し、漸く初メニ二言を認得て、倭奴と云しか、於ノ音の所には倭ノ字を用

ひ、乃の音の所には奴の字を用ひたるにて可ㇾ知。是倭儒宇惠の通音なれば尤可ㇾ然乎。近世學者吾國の國史官牒に替する故、妄りに言を爲云、倭與ㇾ倭通、短人也。異邦隔ㇾ吾也。是必ズ非なるべし。只字音を借りたる許りなれば、倭和共に通ずべし。或ハ云、懐紙などに和歌とかゝず、倭歌と書クべし。是萬葉の和歌と混ぜざらしめん爲メ也と。按に耶麻止宇多の塡字なれば、和歌と書とも可也。但何事も漸を着とし、字を奴とするこそ古なれ。又一說ニ云、古今和歌集は毛詩に倣て書しものと見えて、二十卷の内に東歌を別ヶ、又其中に甲斐歌、相模歌、陸奥歌等を分テり。これ周南、召南、邶鄘など諸邦の詩を分チし體に擬て立たると見ゆ。故に御製、公卿名譽の人の歌を擧て、乃チ周南、召南に擬へて、是に天子の國の名を、此を東歌に別タん爲メに耶麻止宇多と書キ出せしものなるべし。この說粗可なれども、未ダ的當を得ざるか。蓋倭歌之義は然カも見らるべく、倭名（ヤマトナ）、倭語（ヤマトコトバ）等も亦此例にも可ㇾ推。只日本（ヤマト）天皇と申奉をば如何せん。天皇は只御一人にて、外に天皇と申ものましまさねば、於ㇾ是其說の不ㇾ可ㇾ采を知べし。上にも耶麻止を尊崇讃美の號と見れば、穩而無ㇾ妨。又他の例も共に可ㇾ予通。管見如ㇾ此。博達ノ君子それ正ㇾ諸。

○ひさかた　天の枕辭にいへり。又雲とも、日とも、雨とも屬けり。或は都ともつゞけよめる、天都の意なるべし。鏡ともつゞけり。天鏡の義なるべし。又たゞひさかたとのみいひて、空の事月の事としたる歌も見えたり。天光に成とあれば久方といふにや。久方の光のどけき春のとも見えたり。萬葉集に久方、又久堅に作れり。漢書の注に、蕩々天體堅淸之狀とも見えたり。續日本後紀の長歌に瓠（ヒサカタ）葛と書るは、訓を假りたるもの也。禮記に、用ニ陶瓠一以象ニ天地之性一也ともいへば、瓠象（ヒサゴカタク）の義も據ありともいへり。和訓栞

○久老云、ひさかたは日刺方（ヒサスカタ）の略言也と。

○貞丈云、ナカ〱はナカレ〱と云ことにて、ナカレ〱はいふことナカレ〱の略言也。文字には莫ㇾ言（レフコト）とも勿ㇾ論とも書クべし。

○又云、おもひきや〈豈度ラン乎とも書、わすれめや〈豈忘レン乎と書、和語に略言、約語、延語、轉語あり。漢語にはなき所也。

○短尺といふ事、頓阿法師以後のもの也といふ說あれど、古來叙位除目の短尺申ッ文と云事あり。紙をほそくたちて、官位を願ふ事を書付る也。御堂ノ關白殿短尺申文の多くありけるを、裏返して歌かゝせ給ひしといふこと、清少納言の日記に見えたり。短尺の名は叙位除目はじまりてより以來ある事也。

○貞丈云、ハカナシと云詞、ハカリナキの略言也。無レ計の文也。不慮のこゝろ也。ハカナキ世といふも、思ひの外に定めなきをいふ。計リがたきをいふ。物のハカユカヌはハカドラヌなど云も、思ひ計る如く速ヵなりゆかず、速ヵに手にとられぬ意也。

○かなづかひ五類　いゐひ、ひいとよむ事あり。は、わとよむ事あり。わほ、ヲとよむ事あり。おへ、へゑとよむ事あり。うふ、おふうとよむ事あり。是此五類をつかひわくるをかなづかひと云。

○源氏物語紅葉ノ賀ノ巻に、もみぢのむすびづくへと云ものあり。紅葉の枝を折てならべ、足をもみぢの枝にて、紙よりにて所〻結びてつくへとしたるもの也。源氏の體にて考ふれば、時にとりて結び机を用ひ、和歌書たるものをのする臺とおぼえ侍る。今ノ世ニ云柳筥（ヤナイバコ）といふものは、柳のむすびづくへ也しかとしたる。今の文臺の寸法は俊成卿よりはじまりしよし、定家の明月記に見えたり。一條禪閤、明月記全部の內より、和歌の事にかゝりたる文ばかり集め、上下二巻とし、明月記和歌部類と稱し給ふ。其中に文臺の寸法見えたり。

天津神國津社をいはひてそ吾葦原の國はおさまる　後宇多天皇ノ大御製

我國のやまと島根を出る日はもろこし迄も仰かさらめや　花山院內大臣

ためしなや他の國にも我國の神よりうけし天津日嗣は　後水尾ノ院大御製

天原あかねさしてる光には何れの沼かさへ殘るへき　菅贈太政大臣

異國の教ゟまたす直なる豐葦原の道の正しさ　　中山大納言愛親卿

ひんかしの青海原の浪間よりとよさか登る日の太神　　平　春　輝

出る日の高見の國をやす國と祈る末をは神や照さむ　　卜部ノ兼　直

浦安の春の日影を仰き見て長閑さ知〃や異國人　　橘　千　蔭

さし出る此日本の光よりこまもろこしも春をしるらむ　　本　居　宣　長

我國の道をはしらてことさへくからの教にならふ世人　　橘ノ　千　章

○武夜燭談ニ云、嚴有院殿四代家綱公へ久世大和ノ守弘之を附させらるべき由仰付られしに、大和ノ守御請申上ず。堀田加賀ノ守傍より御請然るべしと進むるを日にかけて、加賀ノ守汝等が知ル所に非ずと白眼し、つら魂常にかわりけるを御覽じて、御座を立せ給ふ。御機嫌損じたるにやと、老臣以下手に汗を握ッけるに、御短尺に御筆を染られて、

人多き人の中にも人そなき人になれ人ひとになせ人

東照宮の御神詠とかや。是を遊ばされて大和ノ守へ下され、是なるはとの上意骨に徹しありがたく畏り奉るとかや。

將軍吉宗公【割註】八代目、實は紀伊從二位大納言光貞卿ノ四男、御幼名源六郎、後新之丞、御母巨勢六左衞門利清ノ女、享保元年四月二十九日有章院殿薨去、是日二ノ丸ヘ入御大統御相續。」

うけ繼し國のつかさのかひもなく惠ぬ民に惠るゝ身は

山櫻いつの世にしも咲初て人の心を花となすらん　　水戸黄門光圀卿

あはれ〳〵我に千歲の命あらは讓らまほしき花櫻かな　　千種大納言有功卿

千載集、新續古今集

吹風をなこその關と思へとも道もせに散る山櫻かな　　八幡太郎義家

深山木の其梢とも見えざりき櫻は花にあらはれにけり　兵庫ノ頭賴政

櫻ちる隣にいとふ春風は花なき宿ぞ嬉しかりける　平ノ時賴 小名戒壽 彌五郎

かへらじと思ふ山路を入相のかねこそ花のうらみなりけれ　太閤秀吉

六波羅評定所退出の時にはの落花を見て

事しげき世のならひ社物うけれ花のちりなん春も知れず　北條泰時

治れる御代なれば社武士の花見て暮す折もありけれ　備前侯ノ藩 日置元八郎

此春は吉野の山の山人となりて社しれ花の色香を　熊澤了介

世の中をいとふとなしにおのつから櫻の本のかくれかの庭　伊藤仁齋

○俗說辨ニ云、古今著聞集ニ大江ノ匡衡朝臣息式部權ノ大輔擧(タカ)周朝臣、重病をうけたのみ少く覺えければ、母赤染右衛門住吉に詣でゝ七日こもりて、此度たすかりがたくば、速ニ我命をめしてかふべしと申て七日にみちける日、御幣のしでに書付侍りける。

かはらんと祈る命は惜からでさても別れんことぞかなしき

かくよみて奉りけるに、神感や有けん。擧周が病よくなりけり。母下向してよろこびながら、此やうを語るに、擧周いみじく歎キて、我今生キたりとも母を失ひて何ンのいたみかあらん。且は不孝の身なるべしと思ひて、住吉に詣でゝ申けるは、母我にかわりて命おわるべきならば、速ニにもとの如く我命をめして、母をたすけさせ給へと祈リければ、神あわれみて御たすけ有けん、母子ともに事ゆゑなく侍リけるとかや。

按ニ書經金　篇ニ曰。得ニ武王重病一。時周公旦悲レ之。構レ壇言ニ先祖ノ靈ニ曰。願延ニ兄ノ命一代ニ吾命一。又曰。至誠如レ神。

焦氏ノ易林ニ曰。精誠所レ在。神爲ニ之輔一。

中略曰。君子ノ所ト以動ニ天地一應中神明上。正ニ萬物一成ニ王治者一。必本ニ乎眞實一而已。

○自然の感應を

うつすとは月も思はし移れとは水も思はぬ廣澤の池

浮雲をはらひすてたる夜半の月すめはそ移る廣澤の池

玉葉

皆人の祈る心もことはりにそむかぬ道を神やうくらん

捨し身に何の願ひはなけれとも心の道を神に祈らむ

○安不レ忍レ危と云意を

折得ても心ゆるすな櫻花さそふ嵐のありもこそすれ

風よりも烈しき人の心にて手毎に折し花の枝かき　道濟

日影さすとほそにかゝる朝顏のしほめる花や我身なるらん　知家

朝顏の花一時も千歳ふる松にかわらぬ心ともかな　貞德

朝顏は朝な〳〵に咲替て盛り久しき花にそありける　後水尾ノ院大御製（御諱は政仁）

朝顏を何はかなしと思ひけん人をも花はさこそ見るらめ　大江廣海

朝顏やさとれ〳〵とさきかわり　鳥醉

朝顏やなんしは湯の盤の銘

あさがほは桔梗にも、牽牛子にも、木槿【割註】俗ニ云ムクゲ、」にも、すべていふ名にて、其花あしたにうつくしく咲もの也。かほは顏面容貌彩色にいへる詞なるよし、和訓栞六ノ卷かの部に注せしがごとし。萬葉八ニ野邊乃容花（カホバナ）云々。

○廻文
　　なかきよのとをのねむりのみなめさめなみのりふねのおとのよきかな【傍注】一説にとをの二言をとほに作る。然らば假字も正しきにや。」

○和訓栞ニ云、聖德太子ノ秦ノ川勝が惡夢をけし給ふ咒歌なるよし、詠歌本紀に見え、夅淅兵制に載たれど心得がたし。十ノ眠にて十界を云、長夜の眠の中に十界を流轉す。みなめざめは皆目醒也といへど、をとは音なるべければ、おとの假名也。いかゞ生死に流轉する間を、すべて長夜の夢と云。夅淅兵制の附錄、日本風土記に見えて琴譜也といへり。

柳亭翁の說に、此歌は九月頃の詠吟なるべきを、何レの頃よりか、初夢にして寶舟には書キ加へけん。歌の意は、永き夜すがら十府にねむると、十府の菅薦などふるき詞にて、十府の枕といふ事もあり。舞の伏見常盤にとふのうらなしといふ事も見えたり。かくあるによれば、すべて敷ものをいへるか、みなめさめは廻文なれば、しひて說べからず。なみのり船は舟のつくりやう、常に別なるか、俳諧世話燒草の附合に、戸を云るに、なみのりかゝれば、波よけ戸などある舟などにもあるべし。此歌假字づかひ訛り詞のことわりなく、とゝのはざるは廻文なればなるべし。

　　をしめともつゐにいつもとゆくはるはくゆともつゐにいつもとめしを　　頓阿法師

　　とくたゝしさとのたかむらゆきしろしきゆらむかたのとさしたゝくと　　秋々菴芦菴

　　しらゆきはさけにさかなのまひのそのひまのなかさにけさはきゆらし　　此君舍一毛

　　けたはくならくひすひくうなくはたけ　　原田宇ノキ古ニん

　　さくらのみやまのこのまやみのらくさ

○玉勝間云、古今集にやまひしてよわくなりにける時よめる　　業平朝臣

業平は平城天皇ノ孫阿保親王の五男、母君は伊登内親王、【割註】桓武天皇の御娘也。」淳和天皇の天長二年に生れ給ひて、同三年に阿保親王表を奉リて、在原朝臣の姓をたまひし由、三代實錄に見ゆ。陽成院の元慶元年に右近衛ノ權中將に任ず。在原にて五男なる故在五中將と云リ。惟淸抄ニ閑麗翁といへるも業平の事也。元慶五年五月二十八日子ノ刻に卒す。五十六歲。菩提所ハ大和ノ國石ノ上在原寺也。光時寺と云。

遂にゆく道とはかねて聞しかと昨日けふとは思はさりしを

契沖云、これ人のまことの心にて、敎にもよき歌也。後々の人は死なんとするきはに至りて、こと〻〻しき歌をよみ、あるは道をさとれるよしなどよめるは、まことしからず。いとにく〱し。たゞなる時こそ、狂言綺語をもまじへ、いまはとあらん時にだに、心のまことにかへれかし。此朝臣は一生のまことと此歌にあらはれ、後の人は一生の僞りをあらはして死ぬる也と云るは、法師ながらもかくこそありけれ。から心なる神道者、歌まさにかく云ッや。契沖法師は世ノ人にまことを敎へ、神道者、歌學者は僞リをぞ敎ゆなる。本居宣長云

嵐　音　八

音八か辭世いかにと問ならは死にたくないと申たといへ

古今集第十六哀傷部に、忠岑ちゝがおもひにてよめる

ふし衣はつるゝ糸は詫人のなみたの玉の緒とそなりける

拾遺集ニ、藤原ノ道信朝臣恒德公の服ぬき侍るとて、

限りあれはけふぬきすてつ藤衣はてなきものは涙なりけり

按、國史略ニ云、一條天皇正曆三年、太政大臣爲光薨。封ニ相摸公ー。諡ニ恒德ー。子左近衛中將ノ道信至孝哀過レ禮。而喪畢不レ得レ脫レ服。乃泣作ニ和歌ー述レ意。

萬葉集　荒妙乃藤原地名我宇倍爾　又鹿妙乃藤井我原爾　又荒妙乃藤江乃浦爾、

按にフジ衣は、今云葛布之藤にて織たるものに非ず。藤はたゞ字を假るのみ。遠州掛川にて多く出づ。
和名鈔ニ云、播磨ノ國明石郡葛江布知衣。肥前ノ國葛津郡。山海名產圖會ニ云、葛をクズといふは、細屑の義にて、水粉につきての名にして、草の本名は葛也。フヂは鞭也。古製是をもつて鞭とす故に名て、喪服を葛衣と云は葛布なれば也云々。これ予が說と闇合せり。今も上總ノ國などにて、牛をつかふに此葛蔓を用て鞭とす。藤と紛るゝ故クズ、フヂと云。

家持

わきも子かきる藤衣白妙に咲るかきねの卯花やこを

○萬葉集ニ十八云、天平感寶元年閏五月六日以來起ニ小旱一。百姓田畝稍有ニ凋色一也。
すめろきの、しきます國の、あめのした、よものみちには、うまのつめ、いつくすきはみ、ふなのへの、いはつるまでに、いにしへよ、いまのをつつに、萬調、まつるつかさと、つくりたる、そのなりはひを、雨ふらず、日のかさなれは、うゑし田も、まきしはたけも、朝ことに、しほみかれ行、そを見れば、心をいたみ、みとり子の、ちこふがことく、天津水、あふきてぞまつ、足引の、山のたをりに、この見ゆる、あまの白雲、わだつみの、おきつ宮べに、たちわたり、とのくもりあひて、雨もたまはね、

反歌

この見ゆる雲ほひこりてとのぐもり雨も降ぬか心たらひに

右ノ二首、天平感寶元年六月一日晚頭守大伴ノ宿禰家持作レ之。同四日雨。

賀ニ雨落一歌一首

我ほりし雨は降きぬかくしあらはことあけせすとも年は榮えん

是祈雨歌のはじめなるべし

雨ふれは川も廣瀬の波わけて晴るゝを神にいのりつるかな　　頓阿

後醍醐天皇大御製

こゝは猶丹生の社にほと近し祈らは晴よ五月雨の空

烏丸光廣卿東行の時、霖雨にて箱根へ登るべきやうなし、三嶋に滞留し給ひ、此社に祈り給ふ。

天川ゐせきの水をせきとめて今も三島の神ならはかみ

神感ましく〳〵て、忽雨やみて晴天となりけるとかや

家集　　小野ノ小町

千早振神もいまさはたちさわき天ノ川戸のひくちあけ給へ

日のてり侍るに雩の和歌よむべき宣旨ありて

理りや日のもとなれは照もせてさりとてはまた天か下とは

金槐集　　實朝

時によりすくれは民のなけき也八大龍王雨やめたまへ

建暦元年七月洪水漫レ天、土民愁歎せん事を思ひ、一人奉レ向ニ本尊一聊致念云々。

能因法師

あまの河苗代水にせきくたせあまくたります神ならは神

○朝鮮人来聘【割註】明和元甲申年也、正使は鄭淳、副使は李仁培也。」の時霖雨にて、備前ノ國牛窓と云所に逗留の折から、朝鮮人の需に應じて、水野三郎兵衛義風【割註】備前侯の臣船手奉行也、」天神地祇

を拜し和歌を詠ず。

晴よ雨はれよ雨雲から人に我日本のそらを見せはや

かくて雨止ミ空晴けるとかや

○皇極天皇の御時、天下大ニ旱。蘇我ノ大臣のすゝめによつて、大乘經を讀しめて祈ヘといへども、其驗無リしかば、天皇自細川山の南淵に行幸ありて、天を仰で祈り給へば、忽雷電起り、大雨頻りに降て、陸地に車軸を流せり。

百草露　巻九

○萬葉集ニ、望ニ不盡山ヲ歌、山邊赤人。
天地之、分時從、神左備手、高貴寸、駿河有、布士能高嶺乎、天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲毛、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、語告、言繼將往、不盡能高嶺者。

反歌

田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺爾、雪波零家留、

萬葉略解、橘ノ千蔭著、駿河ノ國の清見ヵ崎より東へ行ヶば、今薩埵坂と言ふ山ノ下渚に昔の道あり。そこより向ひの伊豆の山の麓までの海、田兒ノ浦也。右の岸陰の道を東へ打出て見れば、といふ意也。

富士ノ山上に三神を祭る。中は彦火々出見ノ尊、左は木ノ華開耶姫ノ命、右は大山積ノ命也。木ノ華開耶姫は彦火々出見ノ尊の御親にして、木ノ華開耶姫は大山積ノ命の御娘也。

【頭書】富士賛　藤原ノ甘樹

ふじのねの雲の衣を吹はらひすそのを見するあしたかの山。

或說に、富士はもと富知にて、火出の意なるべし。富は古書に保の音にて、不の音にあらず。神名帳に富知ノ神社と書ク。云々下略。富士は三國にまたがりて、我邦無双の高山にして、高サいくばくと云事はかるべからず。塵塚の物語に、直立九十六町ありといひ、月外藻ニ、直立して二十五町といへり。いづれを正といふ事をしらず。近キ頃享保十二年の夏、福田某といふ人測量せしに、駿河の吉原宿より富士

の頂まで二百十口二分一六、里數にすれば六里〇〇六となれり。山の高サは三十五町六分三一六三となる、と筆記に見えたり。こは町見の測法なるべければ、正しき積りなるべし。寶永四年丁亥十一月二十三日辰ノ刻より富士山燒始メ、十二月九日止ム。

世俗駿河の富士とのみ心得たる事なれども、元ハ此山は甲州の山なるべし。如何とならば甲州吉田村表口に三國第一山と勅額掛りある也。

按に、富士の一名穀聚山ト號す。故里數を一合目二合目など云。外の山にはいはず。富士山に限りしかいふ。

世に云、押樽に戲句あり。

道法を升ではかるはふじばかり

○ふしの山降置雪はみな月の望にきえては其夜ふりつゝ　　柿ノ本人麻呂

人麻呂ノ社は石見ノ國高角山に在。享保八年一千年正當に、吉田侍從兼左衛門ノ佐兼惟奉幣使として正一位を贈らる。明石ノ社にも正一位を準稱すべき勅命あり。

富士の別名　藤ヶ嶽　常盤山　塵山　二十山　三上山　新山　鳴澤ノ高根　蓬萊山

雲山集

富士の根は大かたにやは人の見んこの世のうちのそめいろの山

貢書に云、富士は其山駿河に隷て四州に跨る。所謂南西ノ方は駿河に屬し、北東は相撲に屬し、西北は甲斐に屬し、東南は伊豆に屬す。凡關ノ八州より是を望むに、山の形チ何國も異なる事なし。其北面は山の脚長く、南面は誠に險阻にして、甲斐より登るを大宮口といひ、相撲より登るを嗟走と云。坂路絕頂に至るまで九里餘也。直立して是を算レは二十四町ありと云。歌には淺間とも詠て、祀る神は淺

間大權現、大山祇ノ命、木ノ花開耶姫ノ命也。平城天皇大同元年神社を山の頂に建ッ。役ノ行者始メて登山し、空海、圓珍の兩大師許多の佛像を作りて是を寄たり。淺間とは富士の一名なるを、信濃に淺間ノ嶽、伊勢に朝熊山あるを以て、今は淺間と音にてよむのみ。元、和訓アサマとは、朝隈のクを略せるにて、朝日影の山に映じて、殊更に榮えあれば、則賞美の名なるべし。淺間も、朝熊も、字は假たるものにて、みた朝隈の義也とぞ。【頭書】西國遊行の時、石見ノ國高津ノ在土多の郷人、人丸塚に詣てられしが、其時の子孫四十六代相續の家ありて、代々久しき百姓にて、名を喜多羅井と號す、と北窓瑣談に見えたり。遊行されし人は茶佛、武州宮崎松口の產、名は天放、號を茶佛と云。

言の葉を問れて何といわみかた人丸塚のもとに住とも。

柴栗山

誰將二東海水一。洗出ス玉芙蓉。蟠地三州盡。插天八葉重。雲霞蒸大麓。日月避二中峰一。獨立元無レ競。自爲二衆嶽宗一。

石川丈山

仙客遊盤雲外嶽。神龜栖老洞中淵。雪如二紈素一煙如レ柄。白扇倒懸東海天。

明和元甲申年、琉球人入貢、讀谷山王子朝恒ノ和歌

田子の浦にて富士を見て

思ひきや田子の浦邊に打出てふしの高根の雪をみんとは

人間はいかゝ語らん言の葉に及はぬふしの雪のしろたへ

天保十四年十一月入貢せし中山王正使富士を見て

日のもとの山は君ともしるはかり雲の上なりふしの高根は

文化二年十一月琉球ノ國使者讀谷山王子小祿親方登城、於二大廣間一將軍家へ拜謁し方物を献す。同二

十日登城、音樂上聞御暇下され、中山王へ白銀五百枚、綿五百把を賜ふ。又讀谷山王子へ白銀二百枚、時服十、惣從者へ白銀三百枚、樂人へ時服三宛賜ふ。

見れはたゝ何の苦もなき水鳥の足にひまなき我おもひかな　　備前新太郎光政

咲梅の花はさなから埋れて雪こそにほへ軒の春かせ　　足利尊氏

秋きぬと荻の葉ならす風のおとに心をかるゝ露の上かな　　今川伊豫入道了俊

越前ノ國鷹ノ巣隱遁ノ時　　中納言藤房卿

こゝもまた浮世の人の問來れは空行雲にやともとめてん

雲にふし嵐におきて今日までも住はすまるゝ峰の菴かな

住捨るやとを誰そと人問は嵐や庭のまつにこたへん

けふまてはあれは有かと身をもちて夢の中にも夢をみる哉

さゝすとも誰かは越ん逢坂のせきの戸埋む夜半の白雪　　仙臺政宗

淋しとてまた住かふる山里もなを閑佗る軒の松かせ　　細川武藏ノ守賴之

立並ふかひ（甲斐ノ國）こそなけれ櫻（自己）花松（德川家）に千とせの色はならはて　　武田信玄

按に二ノ句三ノ句など合せ考ふるに、信玄亡ぶるの讖にてもあらん歟。天正十年十一月武田勝賴天目山

信濃國に亡び、武田義清、【割註】伊豫ノ守頼義ノ三男、新羅三郎義光ニ男源義清、武田冠者刑部三郎、甲州に封を受てより以來、凡十七世四百六十餘年也。

信玄ノ辭世

大底還他ノ肌骨ノ好。不レ塗紅粉自風流。

武邊物語抜書ニ云、信玄臨終に申されけるは、倩予が一生の跡を省るに、八ツの過チあり。第一父信虎を廢【割註】北條家へ追放す。」せしこと、次ニ諏訪頼茂を方便を以て殺せし事、娘を奪ひ己が妻とす太郎義信に腹切せし事、又金獄を殺せし事、一ノ宮を殺害せし事、希菴和尚を誅せし事、謙信上洛の留守に越後ノ太田切迄働キし事、身延山を所望せし事、【割註】享保以來ノ年代記ニ云、元龜三壬申正月二十一日信玄欲下以ニ身延山一爲中東叡山上而不レ成。」凡八ヶ條の過失あり。かゝる積惡身を責メ、余殃ありて、天予を罰し給ひ、竟に功を立ず。我織田徳川の兩雄と鉾楯を起し、一入早く命を縮メたりといふ。天正元年五十歳にして卒す。元龜四年改元四月十二日申ノ下刻也。

長尾謙信ノ辭世

四十九年夢中醉。一期榮花一盃酒。

續武家閑談に、謙信の發句、

月すめはなほしつかなる秋の海

常山記談ニ云、謙信越中ノ國にて、秋ノ夜諸將を集め月を賞して詩あり。九月十三夜七尾の城にて

霜滿ニ軍營ニ秋氣清。數行過雁月三更。越山並得能州景。任他家郷念ニ遠征ー。

謙信幼名猿王、八歳の時繼母の讒により、下越後橡尾の淨安寺に遣す。十六歳の時父爲景討死の節、三年の忌過て義兵を擧、天文十六年正月猿王十八歳にて元服し、長尾平三景虎と名乘る。

筆のすさみニ云、謙信四十九歳にして、天正十六年三月十三日卒。近江ノ國伊吹山の麓松尾寺に墓ありといふ。又越後ノ國春日山林泉寺にも墓所あり。

予上杉侯の藩中何某に聞、出羽ノ國置賜郡米澤ノ城中本丸に靈山寺眞言宗謙信の像ありと云。二ノ丸にも報恩寺以下二十二ケ寺あり。眞言宗也。上杉家秘藏の長刀は龍海波ノ平の作也。
因云、謙信は全國五ケ國に手を伸べ、信玄八ケ國に手をのぶ。信長は十九ケ國半、秀吉は天下一統して力猶餘れり。

平清盛

平家物語云、和泉ノ國大鳥の宮に着給ふ。重盛秘藏せられける飛鹿と云馬に白鞍置て、神馬に引給へり云々。

【頭書】かひこそよ歸りはてなはとひかけりはくくみ立よ大鳥の神

因ニ云、平家物語ノ作者、勸修寺良門十三代ノ孫葉室時長は、平家物語の作者隨一たり。然れども、是は四十八卷の源平盛衰記たるべし。平家物語十二卷は、徒然草に見えたる信濃前司行長が作れる也。凡物語には數本ありて、往々不同あり。長門本の平家物語は十六卷あり。此本は主馬ノ判官盛國が三男八郎右衛盛久が事出たり。

平家物語ノ作者說々あり。公定の分脈圖に、左衛門權佐藤原ノ盛隆ノ男葉室民部ノ少輔時長、平家物語の作者隨一也と記せり。されば撰者只一人に限ずと見ゆ。是故異說別本多きなるべし。

平家物語ノ發端に、祇園精舍の鐘の聲諸行無常の響キありと書たるは、天竺の月蓋長者は家富榮えければ、邪見放逸にて、釋尊五百人の羅漢を引て托鉢修行あれども、長者一錢一撮の施をせず。釋尊是を化度し、佛法に歸せしめ給へば、無二の信者となり、資財を抛て、祇園精舍を營立し釋尊に献れり。今云大堂伽藍之鐘を架て撞、其響自然と諸行無常を觀ずべし。老たるも若キも、もろ〳〵死し行ヵざるは一人もなし、千萬年も常住する事は叶はぬ故無常と云。沙羅双樹は天竺にあり、花咲うつくしとながむるうちに、うつろひ來るより頓て散落る、盛なるものもいつしか衰ふ時あり。花開てより最早ちることはりの知らて

あるに異ならず。太政入道祿身に餘り、一門まで榮花をきはめ、美服美味管絃舞樂酒色に耽るも、咲たる花に等しく、衰へ散時なからんやと、是を戒て諸行無常盛者必滅の句を取出たり。然るに、入道相國忠盛の子といへども、實ハ祇園女御の生ミ給へば、清盛公と云人出て、天下を己がものとし、榮耀の限りを盡スも、其根本祇園女御にかゝる故、祇園精舍の鐘の聲と書出したり。是等は筆を取ての活用といふもの也。

又此物語ノ作者の事一定せず。勸修寺良門の後孫葉室家をはじめ六人迄聞えたり。一說に、後鳥羽院ノ朝北面平家信濃前司行長と云人あり。温故の名譽ありしが、後文學を捨て遁世しけるを、慈鎭和尚は一藝あるもの貴賤を分タず情をかけられしが、此入道を厚く扶助し給ひけり。入道或時此物語を著し、性佛と云瞽者に教へ、琵琶にかけ謡ひものとせしむ。此事は兼好法師の徒然草にも出たれば、皆人讀で知べし云々。かく數百年に傳はることは、作者行長ガ希有の功德なりし。偖又長門國赤間ノ關阿彌陀寺と云は、安德天皇の御寺にて、平家物語八十六卷の寫本ありとぞ。世に十六卷ノ長門本と云はこれより抄出せしなるべし。此外八坂本、鎌倉本、嵯峨本等あり。

○武家閑談ニ云、落合清右衛門、井ノ上三郎兵衛といふ者は皆、上杉家の浪人也。兩人の物語に、信玄と謙信川中島一戰にて太刀打せられしは、天文二十三年八月十八日の合戰の刻、御幣川の川中にて太刀打也。武田典厩を村上義清渡リ合、武菱の鞍の紋を信玄かと思ひ組打に討取けると也。此日十七度に十一度謙信ノ勝、六度は信玄ノ勝也。其夜信玄退散、翌日謙信引取、其後弘治二年三月二十五日ノ夜、謙信筑摩川を渡て信玄の籏本をかけ破り、板垣駿河ノ守、一條六郎、小笠原若狹ノ守、諸角豐後ノ守、山本勘助、初鹿野源五郎を討取、甲州方ノ先手飯富兵庫、高坂彈正、眞田一德齋等一萬餘、神戸山より廻リ、前後より攻討、是により謙信は川を渡りて引退く。次ノ二十六日信玄と謙信と又合戰、日中七度勝負付カず。翌二十七日相引にする。上杉家中兩度の合戰に、謙信家にて討死せし人は忌日年號月日分明也。永祿四

年九月十日川中島ノ合戰は、上杉家に沙汰なしと兩人の物語也。甲陽軍鑑には、川中島合戰永祿四年九月十日、只一度の事に記す。上杉家の記と大に違ひたり。甚タ僞作也。甲陽軍鑑は高坂彈正が記と僞り、小幡勘兵衛が妄作也。甲州流の軍法と云事を取り立る故、其事を實にせん爲メに、信玄の合戰に勝利ありし事を述し也。

武門要鑑抄は、武尊公の老臣加治遠江ノ守景英に命じて製作せられたり。

車掛りは甲陽軍鑑に記したれども、元上杉家の車返シといふを、小幡勘兵衛が覺違にて、車掛りと書しなるべし。古代車掛りといふ事何の書にも見えず。一ノ谷の車掛は松田が妄作なるべし。

○按に兵錄に車輪ノ陣見えたり

甲州流軍學者　首藤治郎兵衛

しる事を深くかくして世の中をしらて渡るに禍ひはなし

沼津相良の兩城を繩張し田沼侯に仕へ、後致仕し仁兵衛を養子となし家を讓り、山ノ內老鬼と云。【割註】名通武、號徹菴、又待菴。

澤水禪師　春秋百六十

何事もいふへきことはなかりけり問はて答ふる松風の聲

慈鎭

何故に捨ける身そと折〳〵は姿に耻よすみそめのそて

空也上人

上見れは及はぬ事の多かりき笠きて暮せおのか心に

夢窓國師

きくは耳見るは眼のものならは心は何のぬしとなるらん

湧蓮

野邊みれはしらぬ煙のけふもたつ翌日の薪や誰身成らん

深草ノ元政

わしの山常に住てふ峰の月かりにあらはれかりにあらはれ
折〳〵に問來る人のあれは社こゝろにかゝる谷のかけはし
遁れては山里ならぬ宿もなし只我からの浮世なりけり
すまはやた霞も霧も折〳〵の哀れこめたる深草のさと
深草の元政坊は死なれけり我身なからもあはれ成けり

身延山の道ノ記にたそかれに日本橋のもとに着、二階なき所に月を見て、
日本橋邊日本橋秋。更無二心事一掛二心頭一。今宵翻見江城月。影滿扶桑六十州。
俗姓菅原氏にて彦根侯ノ太夫石井半平の弟也。射藝を能す。十九歳の時出家す。深草瑞光寺に十年餘住す。寛文八年二月八日四十六寂ス。

宇治通圓

ゆく先も共行先もてくるまの糸切ぬれはもとの木のはし

明恵上人 紀伊ノ國有田郡ノ人也

さま〳〵に浮世の品は替れとも死ぬる一ツはかわらさりけり

一休

極樂は西にもあれと東にもきた（北）道さかせみんなみにある

澤庵

世々にふるその言の葉の時雨より染ぬに色は深き紅葉は

名は宗彭、字は巽之、但馬ノ人、大德寺百五十三世東海寺にては始祖たり。號天應大現國師、或春翁、徹翁、十竹叟などの名もあり。

西行

とく〳〵と落る岩間の苔淸水くみほす程もなき我住居かな
淺くともよしやまたくむ人もあらし我に事たる山の井の水

遊行上人

おとりはね申てさへも叶はぬにいねむりをしていかゝあるへき

大學禪師

おとりはね庭の穗拾ふ小雀かわしのすみかをいかて知へき

役ノ行者小角

たらちねのおりてきせたるから衣いま脫捨しよしの河上

涌蓮

今までは赤い衣をきたれともみはゝあはねは脫かへにけり

聖光上人　名辨阿、筑前善道寺開山西山派

悟る道迷ふ衢と別れともおのかこゝろのほかにやはある

空也上人　名光勝、洛東六波羅密寺開山、本朝稱名之祖市上人と稱す、

上みれは及はぬ事の多かりき笠きて暮せおのか心に

中將姬

阿彌陀佛いつくにあると思ひしにおのか心の異名なりけり
露をなとあたなるものと思ひけん我身は草に置ぬ斗りを

按、魏ノ武帝ノ短歌行ニ云、人生幾何譬如ニ朝露一。金剛經云、如夢幻泡影如露如電。法華經ニ云、如水ノ泡烟。古今の序に、草の露水の泡を見て我身をおとろき云々、

拙堂和尚

八百の虚言を上手に並へても誠一ツにかなはさりけり

無雜禪師

我法は柳の糸のもつれかみゆふに云れすとくにとかれす

明惠上人

いつまてか明ぬ暮ぬといとなまん身は限りあり事は盡さす

大覺禪師

年毎に咲やよし野の山櫻樹をわりて見よ花のあるかは

榮西禪師 號明菴

奥山の杉のむらたちともすれはおのか身よりそ火を出しける

自業自得の意也。宋國に渡り虚菴禪師に法を嗣キ、歸朝して壽福、聖福、建仁の三寺を開く。是日本禪宗弘通の始メ也。茶の實を採リ來り、初メて筑前ノ背振山に植ゆ。

道基法師

迷ひこし心の闇のうちに社はしめて悟る月もいてけり

能因法師

山彦のこたふる山のほとゝきす一聲なけは二聲そきく

法然上人

月影の至らぬ里はなけれともなかむる人の心にそすむ
親鸞上人

分登る麓の道は多けれとおなし雲ゐの月をみるかな
日蓮上人

のほらすと居なから月をみるものを分登るとは迷ひぬる哉
大德寺 大道國師

山住の友とはならし夜の月かれも浮世を廻る身なれは
解脱上人

立寄てかけもうつさし流れては浮世にいつる谷川の水
中將姬

中〳〵に山の奥こそ住よけれ草木は人のとかをいはねは
棉衲禪師

（拾遺）鶯の聲なかりせは雪きえぬ山里いかて春をしらまし

住人のこゝろにそむく山水やけふも浮世になかれ出らん
元政

折〳〵に問來る人のあれはこそこゝろにかゝる谷のかけはし

（古今）中〳〵に人の問こそうるさけれあるとしるへき我身ならねは

白雲のたえすたなひく嶺にたに住はすみぬる世に社有けれ
西行

藤原ノ秀郷九世ノ孫孫右衛門ノ尉康清ノ子、左兵衛尉、法名圓位、號西行。

寂　蓮

山里は問れんとてや住そめしおとせぬ人をなに恨むらん

隆　祐

人しれす我身ひとつの山里は世のうきことも聞えさりけり

寂然法師

深き夜の窓うつ雨に音せぬは浮世を軒の忍ふなりけり

澤　菴

獨ぬる菴とはいわしよな／＼に我かけ添て月もすむ也

足利尊氏は元弘建武の亂れを治め、武威猛きのみならず。また文も世に聞えたり。夢想國師を信じて天龍寺を建て、戰國の亡靈を弔ふ。或時夢想國師嵐山に地をしめ坐禪の床とせられしかば、尊氏公和歌を作ッて贈らる。

露の身を嵐の山に置なから世にありかはの煙だつなり

夢想國師かへし

世にありと思はねは社露の身を嵐の山の煙とはなせ

澤　菴

寛永の頃奥州へ配流の時八月十五夜に、

最上川早せに月も流されてしはし浮世にすむかひもなし

伊達の信夫にて

みたるなと人をいさむる折からに我こゝろさへ忍ふもしすり

澤菴和尚名ハ宗彭、字ハ冥之、但馬ノ人、天德寺百十三世、東海寺にては始祖たり。天應大現國師、或

森翁、徹翁、十竹叟などの名もあり。

天の下しつけき御代にあへる身は更にみやまの奥も求めし　橘ノ千蔭

元祿十三年六月ノ末郭公鳴ければ、水戸黄門卿、

ほとゝきすなれも獨は淋しきに我をいさなへ死出の山路に

同年十月中頃より病の御こゝちにて、終に十二月六日に壽七十三歳にて逝去。水戸西光山法相寺へ葬る。

享保十三年戊申正月三日朝起て淸水如水、藤根堂と號す。

公事喧嘩地震雷火事晦日飢饉煩ひなきくにへゆく

【頭書】秀吉聚樂城にて

露と置露ときえぬる我身かななにはのことは夢の世の中　加賀ノ助

我かはね死なは河原に捨なゝんやまとなてしこ上に覆へく

小西氏の物語に、蒲生氏郷も毒に中れりと覺えしとき、

時來れはさらても花は散ものを心せかるゝ春のやまかせ　鶴見加賀ノ大椽

生てゐるうちは何かと神佛聖もいとい世話てこさつた

弘智法師【割註】即身成佛と號す、野積ノ濱海雲山に寂す

岩坂のあるしは誰と人問は墨繪にかきし松風の聲　淡海

夢に死し夢に生るゝ朝寢坊覺て苦をする精進よりもまし

一日窮樂道人

味噌搗す肴むつかし米いらす喰す貪樂酒はちよこ〳〵

尙書ニ酒誥を載て是を戒しむ。狂水　禍泉　糞水

又酒天之美祿　酒は百禮是より始り、千失も亦是より起る。只酒は呑べく醉べくして亂れまじく樂むべし。

拳は西土にても古ヘ有て、通鑑後漢帝紀に見えたり。手勢令、又拇陣などいへり云々、

【頭書】或云、酒は禹王の時、儀狄といふ人造れりと云。サケは呑ば醉て笑榮える故、榮水の中略也。

按に、酒は呑メば寒氣をサケ、愁をもサクル故に、サケといふにや。

享保元辛酉年九月二十九日本居宣長死す。歲七十二。伊勢ノ飯高郡山室妙樂寺に葬る。辭世、

山室に千歲の春の宿しめて風にしられぬ花をこそまて

辭世　　淸水濱臣（忍岡池の端に住す）

待〳〵し今宵の月のさやけさを心くもりて見るか苦しさ

再昌院法印季吟、寶永二乙酉年六月十五日八十二歲卒す。墓は池ノ端茅町正慶寺ニ在。

花も見つ郭公をも待いてつ此世のちの世おもふことなき

匡房

花とみし人は程なく散にけり我身も風をまつとしりけん

假名世說ニ云、金蘭齋は羽州秋田の產にして鴨三竹と云し人の子也。幼少にして京師に遊學し、遂に口に敎授す。忠祐福菴と號す。金氏は母方の族也といへり。辭世、

東山の花見しも此春をかきりか、西山の月みるもこの夕かきりか、さても死ともない事じや。

曾呂利新左衛門病重り、今はに及びし時、太閤の仰せに何成とも望みあらばかなへ遣さんとありしかば、

御威勢て三千世界手に入らは極楽浄土われにたまはれ

元祿寶永の間、駿州島田の産也かしく坊と云しものあり。常に駿河に行て富士の風景をのみ楽む。臨終に、府中寶臺院門の扉にもたれかゝりて死せり。傍に短尺に辭世の一首を書り云々。

ふしの雪とけてすゝりの墨衣かしくは筆のおわりなりけり　　盧菴

誰うえも同しかれ葉の草野原盛りと見しは夢のまの花

堀川百首
永き夜の夢のうちにてみる夢は何れ現といかてさためん　　永縁

生死に流轉する間をすべて長夜の夢と云。されば現世と思ふ世も皆夢なれば、何れを夢いづれを現と定めがたしと也。

○奥の細道ニ云、【割註】芭蕉ノ紀行也。」三代（秀郷の嫡流清衡、基衡、泰衡、鎮守府将軍たり）。の栄耀一睡の中にして、大門の跡は、一里こなたにあり。秀衡が跡は、田野に成て、金鶏山のみ形チを殘す。先ッ高館に登れば、北上川南部より流るゝ大河也。衣河は泉か城をめぐりて、高館の下にて大河に落入る。泰衡が舊跡は、衣が關を隔てゝ、南部口をさし堅め、夷をふせぐと見えたり。偖も義臣すぐつて此城に籠り、功名一時の叢となる。國破れて山河あり、城春にして草青みたりと、笠打敷て、時の移るまで泪を落し侍りぬ。

夏草や兵とものゆめのあと　　芭蕉

延寶の末、桃青伊賀ノ國より始て大江戸に來り、杉風が家に入り、後剃髪して素宣と改む。又杉風子より芭蕉庵ノ號を讓りうけ、夫レより此地て庵を結び泊船堂と號ス。杉風子俗稱を鯉屋藤右衛門と云。

江戸小田原町築地の魚

面に水草覆ひしにより、古池の如くなりし故、古池の口ずさみありしと也。【割註】松平遠江守屋舗の庭中に在て、古池の形チ今猶存せりと云。」元祿七年十一月十二日難波に寓居して身まかりぬよし、其角が著はせる芭蕉終焉ノ記に見えたり。【割註】大坂御堂ノ前花屋仁左衛門が後園に伏す。

たひにやんてゆめはかれ野をかけまはり

○邵子照寧十年七月終られし時、

生ニ于太平世ニ。死ニ于太平世ニ。客問幾何。六十有七歳。俯ニ仰天地間ニ。浩然獨無レ愧。

此時司馬温公、張横渠、程伊川等の諸賢集りて看病しけり云々。

梁田蛻巖

【頭書】

道學先生迷ニ道學ニ。風流才子醉ニ風流ニ。山鐘驚破ス一家夢。萬岳雲收月滿レ堂。

○隅田河　萬葉集に角田に作る。舊本伊勢物語墨田に作る。八雲御抄、東鑑等に隅田とす。澄月ノ歌枕、夫木集、井蛙抄、當國をよび下總ノ國とす。今は武藏ノ國に屬す。或說に昔はすだ河といひけると、又さらしな日記にあすだ河とす。すみだ川諸國に多し云々。【割註】大和、紀伊、駿河、出羽にもすみだ川あり。」或ハ云、隅田河、古は千股に流る。今中川ト綾瀬川との間に横たはりて、古隅田川と唱ふるあり。須田村の北の方にして、共間へだゝれり。今は小流となれども、土人專ラ古隅田川と呼べり。

在原業平

名におはゞいざこと問ん都鳥我思ふ人はありやなしやと

後二條權中將典內侍

こと問とこたへぬ月のすみ田川都の友とみるかひもなし

冷泉爲久卿

すみた川こゝにけふこし都鳥ありしためしもとひて社しれ　堯恵

浪の上の昔をとへは隅田川霞やしろき鳥のなみたに　北條氏康

都鳥すみた河原に舟はあれとたゝその人は名のみありはら　辨基法師

まつち山夕越くれて菴崎のすみた河原に獨かもねん　俊成卿

すみた川古郷おもふ夕暮になみたをそふる都鳥かな　爲家卿

むさし野ははや行過てすみた川遠きわたりに都戀つゝ　道興准后

秋の水すみた河原にさすらひて船こそりても月を見る哉　冷泉爲村卿

筑波根のみね吹おろす春風にすみた河原の花そほころふ

太田道灌一とせ上洛、【割註】義政、義尙卿に謁す。」の折から、禁庭へ召れ、武藏野はいかばかり廣きぞと勅問ありしに、

露置ぬかたもありけり夕立の空よりひろき武藏のゝ原

と申上げるに、都鳥はいかにと、又も勅問ありければ、

年經てもまたしらさりし都鳥すみた河原に宿はあれとも

此時禁裏より尋くも

むさし野は淺茅か原と聞しかとかゝる匂ひの花も有ける

天保十四辛卯ノ年九月二日傳奏公家衆參向、御願にて隅田河遊覽、此日林大學ノ頭、北村再昌院季文御取持の山也。

日野大納言資愛

すみた河惠みの波のかゝらすは名にのみ聞ていつか渡らん

徳大寺大納言實賢

よゝふるも絶すすむらんすみた河漕行舟の末もはるかに

梅闇にて

日野大納言資愛

こゝろある誰いつの代に植初て咲や籬のあきの色草

徳大寺大納言實賢

色毎に幾代かさねん七種のさかり久しき長月の秋

元文の古き跡によりて兩卿隅田河に逍遙ありけるに

季文

隅田河むかしをかけてよる波の跡なき水もあとは有ける

都鳥はいづくにかと宣ひければ、折しも見えざりければ

都人きますけふとや此川の鳥もやさしみ見えかくれする

北村季吟　大猷公の御代に烏丸光廣卿を召され、一兩年在二江戸一、其後季吟歌學宜しき由に付、父子共に元祿二己巳年十二月二十一日召出され二百石下され、悴湖春二十人扶持下され、其後同甲戌年三月十一日三百石を賜はる。

【頭書】萬葉ノ註
眞乳山ゆふこえゆきていほさきのすみた川原にひとりかもねん　辨基

あはれとは夕越てゆく人も見よまつちの山に殘す言葉　戸田茂睡

隱士茂睡は江戸の人にて、戸田茂右衛門と稱し、後本郷の梨子坂邊に住て梨子本と号す。何某殿の家老にて、渡邊監物と云し人の六男也。父の戸田與右衛門忠勝が次男なりければ、父の實家の稱を冒せるなるべし。

寛永三年四月十四日終りし人也。近世畸人傳にも隱家茂睡とあり。江戸奉仕の士にて遁世せる人也云々。歌道に古學を稱するは、此人近世の魁にして、秦ノ陳渉に比すべし。紫ノ一本と云る書に、尼了然の書集メたる多くの歌の中に、茂睡師とあるも此人にて、其中に歌六首見たり。江戸淺草、【割註】金龍山淺草觀世音も金龍山といふ。」眞土山聖天堂の傍右の方に茂睡の建し牌あり。此あはれとはの歌を彫付たり。右牌の左右に、翁諱恭光。號茂睡。本姓戸田氏。嘗以ニ台命一爲ニ渡邊某所レ養。仍冒ニ其姓一官ニ事江府一有レ年矣。翁性嗜ニ和歌一。天和元祿之際。告レ老遯レ世。其學益闡。著多傳ニ後世一。稱ニ古調一者以レ翁爲ニ嚆矢一矣。若其隱家梨下ノ不索之號皆因ニ其詠之佳句一。而世人稱レ之。當時翁自立ニ碑於待乳山一。伸レ懷一句遺愛。然而年紀邈焉。石兩斷。恐レ失ニ其跡一。豈不ニ惻悵一乎。於レ是。修ニ其古碑一。以ニ別石一覆レ之。聊誌ニ其大略一。永傳ニ其志於後世一而已。維時寛政九年丁巳夏五月姪孫櫛部規貞謹誌。門馬永胤書。

むさし野は袖ひつはかりわけしかと若紫はたつねわひにき　讀人しらす

武藏野の野中をわけてつみ初し若紫のいろはかきりか　九條ノ右大臣

むさしのに生とし聞に紫いその色ならぬ草もむつまし　讀人しらず

【頭書】

紫の一もとゆゑにむさしのゝ草は見なからあわれとそみる

小野ノ小町　出羽ノ郡司小野當澄ノ女云々。或說に、出羽ノ郡司良實ノ女云々。仁明之時ノ人、承和ノ頃云々。徒然草ニ云、小野ノ小町が事きはめてさだかならず。おとろへたるさまは、玉造といふふみに見えたり。此ふみ清行が書リといふ說あれども、高野大師の御作目錄に入レたり。大師は承和の初メにかくれ給へる也。小町がさかりなる事、其後の事にや、猶おぼつかなし。紫草、武藏野の景物とす。和名類聚ニ無良散岐と訓ず。紫は最上の色にして、古歌にも濃（コシ）の色又位の色など詠合セたり。根を砕て染る故に、紫の根染メ、又紫の根摺ともいへり。女に比してゆかりの色抔ともいふ。延喜式内藏ノ寮紫草ニ萬二百斤、武藏國三千二百斤、信濃ノ國二千八百斤云々。

【頭書】時珍云、紫草花、紫草ノ根可ニ以染レ紫。苗似レ蘭莖赤。節赤。開花紫白色結レ實。我國延喜式ノ頃の染色は、全く朱にまがふもの也。今の紫は後のものにて、西土にても宋の頃に出來せしものと見ゆ。是を油紫といひしは、今の江戸紫ノ事也。

因ニ云、江戸の事を書たるは、寛永の吾妻廻リ、延寶の江戸雀、貞享の江戸鹿子、元祿の江戸咄、享保の江戸砂子、續江戸砂子、元祿の江戸名勝志、茂睡の紫ノ一本、大道寺の落穂集、柏崎氏の事跡考、進藤氏の江戸志、酒井氏の南向茶話及續編、武江披抄、武藏ノ野話、武藏演路、東遷成基、江戸名所圖會等也。

本ハ白川後桑名へ移ル
桑名少將定信

武藏野の廣き惠は若草の一葉も露にぬれぬ口そなき

廻國雜記に、芝の浦と云る所にいたりければ、鹽屋の煙うちなびきてもの淋しきに、鹽木はこぶ舟ど

も見えて

やかぬより藻汐のけむり名にそたつ船にこりつむ芝の浦人

芝　芝口新橋より南田町邊迄の惣名也。昔は芝を竹柴と云しを、後世上略して柴とのみ呼来れり。又文字を芝と書改メたりと云。更級日記に竹柴の郷と云事を擧たり。平安紀行に、文明十あまり二年の頃水無月のはじめつかた、土さへさけてとか旅人のぬしのものせし避暑の床をはなれて、都にのぼりぬ。中略、芝といふ所を過るとて、

露しけき道の芝生をふみちらし駒にまかするあけくれの空

天保三年入貢せし琉球國の王子

むさし野の原と聞えし古もいま白雪ののきつゝきなる

晉書ニ云、王濟有ニ馬癖一。和嶠有ニ錢癖一。杜預有ニ左傳ノ癖一。又王福畤兒を譽る癖あり。黄魯直に香ノ癖あり。李燈に地ノ癖あり。李渉に竹ノ癖あり。歌に

人ことに一つの癖はあるものを我にはゆるせしきしまの道　　慈鎮

關東管領謙信入道ノ嗣子。後自ニ北越一移ニ于會津一。　　上杉景勝

木末まで雪は積れる住吉の松のしつえは浪にゆられて

我戀はからす羽にかくことの葉のうつせぬ程はしる人もなし　　顯季

日本紀竟宴

世の中に君なかりせはからすはにかける言葉は猶きえなまし

敏達紀ニ云、高麗上表ノ疏書ニ于烏羽一。字隨ニ羽黒一無ニ識者一。辰爾蒸ニ羽於飯氣一。以レ帛印レ羽。悉寫ニ其字一。

康元元年十月二十三日出家して
最明寺道崇と云

おしなへて心ひとつをしりぬれは浮世にめくる道はまとはし

平ノ時賴 小名戒壽 彌五郎

幾度か思ひ定めてかわるらん頼むましきは心なりけり

北條相模守時賴

心こそこゝろ迷はす心なれこゝろよ心こゝろゆるすな

按に、心はコロ〳〵の義、物によつて圓轉す。詩經に我心石に匪ず轉ばすべからず。人心之神棲ニ於方寸ニ。心は方一寸也、故方寸と云。

雲晴てのちの光とおもふなよもとより空に在明の月

此歌を世に傳へて弘法大師の歌と云。又は室鳩巣の大學の明德を詠る歌ともいへど誤り也。佛國禪師の歌也。集に見えたり。三國傳記に鞍馬寺多門天の御歌のよしにもいへり。

【頭書】

眞 顔

御袖にすかりてなりと埋火の俳諧歌をはおこしたきもの

此歌有栖川ノ宮へ奉りしかば、俳諧歌場といふ名を賜りけるとなん。

鶴林ノ立德字ハ仲學

明日はまた誰なからんも知ぬ身に友あるけふの日社惜けれ

本狂歌 俳諧歌場眞顔

争はぬ風に柳の糸にこそ堪忍ふくろ縫へかゝりけれ

六 樹 園

きのふまで蚊遣くへにし火鉢にも手のうらかへす冬は來にけり　杜風

ほの〳〵とかきのもと迄燒きてもあか人ならはこゝてひとまれ　蜀山人

鎌倉の海より出しはつかつを皆むさし野のはらにこそいれ　千古

まねかれて行は其先〳〵と尾花のまねくむさし野の原

ほに出て尾花のまねく武藏野は月のくまなき所也けり

喜撰が歌たゞ二首なりといふ

我庵は都のたつみ鹿そすむよをうち山と人はいふなり

木のまより見ゆるは谷の螢かもいさりの船の沖に行かも

此歌續古今集に入べきよし撰者いへるを、爲家卿、貫之が筆空しくなるとつぶやかれ入ざりしを、爲兼卿玉葉集に入れ給ふとぞ。

最明寺時賴は萬民を憐み、諸國の地頭奉行非道もや有んと、國〳〵を行脚して、其善惡をしるし、鎌倉に歸りて後是を正す。故諸人恐れて歸伏せぬものなし。或時難波のやもめの家に泊る。此尼一族に所領を押領せられし事を語る。時賴持佛の位牌のうらに、

なにはがた汐干に遠き月影もまたもとの江に住さらめやは

歸國の後これを召出して本領安堵させけり。【割註】弘長三年七月二十二日行年三十七歲卒。執權北條九代時政、義時、泰時、經時、時賴、時宗、貞時、師時、高時也。時政姓ハ平氏、伊豆北條ノ人。其先出ニ自ニ鎭守府將軍貞盛一。父ヲ曰ニ時家一。元弘三年帝幸ニ船上山一勅ニ四方ニ一討ニ高時一。

僧良寛

はかなくも迷ふ心にたつ湯氣のさむれは涼しもとの水かな

春秋を送り仕舞て山里のかゝしは冬のよきにあはせる

貫之家ノ四季を一首によみ入レられたる歌

春霞やまほとゝきすもみち葉も雪も多くの年そへにける

本居宣長

ねかふ事一ッ叶へはまた一ッ二ッ三ッ四ッいつかつきせぬ

宣長は伊勢松坂の産にて小津氏也。儒道を堀景山に學び、中頃本居健藏と改め、又舜菴と改む。紀州侯ヘ出奥醫の列に入リ、俸祿を賜はる。

玉鉾百首
○鎌倉のたひらの子らかたはわさはそかの馬子に罪劣らめや

注ニ平ノ子等は彼北條義時、泰時らをいふ也。たはゝざは狂態也。こは朝廷にむかひ無道をいふ也。まことや、承久三年に北條追討の事思召たゝせ給ふ由、鎌倉ニ聞えければ、時房、泰時、時氏、十萬餘の軍を率して、東海道より責上リ、東山道より武士おびたゞしくせめのぼり、六月宇治勢田にていみじう戰ひて、官軍敗北しければ、泰時等京ニ入て事おこなひし。七月後鳥羽ノ院を鳥羽の院にうつし奉り、新帝、【割註】順德院ノ太子懷成院、是を九條廢帝といふ。」を九條院にうつし奉り、さてつゐに後鳥羽帝を隱岐に、順德帝を土佐にうつし奉りぬ。暴逆を重ねたる北條かしわざ、馬子が罪にも異なる事なしと也、そも馬子は天皇を弑し奉り、北條は遠所に遷し奉るのみにして弑し奉れるまではあらざりしを、其罪馬子におとらじといへるは北條をふかく惡みて也。

後鳥羽院

われこそは新嶋もりよ沖の海あらき波風こころしてふけ

なけはきく聞は都を思はるゝこの里なくな山ほとゝきす　順徳院

夫ノ帝を遠嶋せしめ給ふは、孝謙帝の私に出て淡路ノ廢帝其始メ也。繼て白河帝、崇徳帝を隱岐に遷し奉らるゝ也。此後平相國入道後白河吾氏族を誅せんとはからはせ給ふを怒り、遠嶋に遷し奉らんとせしを、小松ノ內府賢にして諫メられしにより此事をやめ、唯鳥羽の離宮におしこめ奉り、事に預リし人々を嶋守となしてやみぬ。

○一首十體の口訣

ほの〳〵とあかしの浦の朝霧に嶋かくれゆく舟をしそおもふ
ほの〳〵と嶋かくれゆく朝霧に明石の浦の船をしそ思ふ
ほの〳〵と舟をしそ思ふ朝きりに明石の浦の嶋かくれ行
ほの〳〵と明石の浦の朝霧に舟をしそ思ふ嶋隱れ行
ほの〳〵と嶋隱れゆく朝霧に舟をしそ思ふあかしの浦の
朝霧に明石の浦のほの〳〵と舟かくれ行嶋をしと思ふ
朝きりに船をしそ思ふほの〳〵と明石の浦の嶋隱れ行
朝霧に舟をしそ思ふほの〳〵と嶋隱れゆく明石の浦の
あさ霧に明石の浦のほの〳〵と船をしそ思ふ嶋隱れ行

誠に一首のすがたなびらかなる故、いかやうによめども、口のうちにさわらず、ふしぎの事也。さればこそ、四條大納言公任卿此歌を三年までこゝろえず、やう〳〵後に心得て九品に此歌を出せり。

○將軍家光公寛永十一丙戌ノ年六月二十日御上洛御發輿、道すがらの御詠十が一二をしるす。

旅とてもいつくもおなし我國の隔はあらしてらす日ノ本

うつし繪も及はぬ山の海かけて松に波こす浦の眺は
こしわふる道もさかしき箱根山跡はいつしか遠さかりゆく
田子の浦に鹽くむあまの袖ぬれて干日もあらぬ身の業そうき
吾妻より照す光の神こゝろけふ詣ふてする久野の御社
大井川みなきる水も世につれて靜けき御代の流れ成らん
遙〳〵と行ても果ぬ都路をけふたとりゆくさよの中山
いつしかに今日逢坂の關越てときに色めく九重のうち
猷廟御上洛寛永十一年甲戌の時七月六日、我尾西狹原驛を過させ給ふ
折にあひて所を問は狹原や秋のはしめの旅のゆくするゑ
古より讀置し歌もなき所なりしに、かく詠ぜさせ給ひしは、今に里の名もいとめいぼくありて千代に傳へ侍るべき。鹽尻 面目
東照神君の御歌
立居にも杖をちからに老か身は國安かれとおもふはかりそ
仙洞ノ御所大御製、【割註】天保七年諸國五穀不熟にて、萬民甚しく困窮し死に至るもの萬人に及ぶを聞召給ひて、
此うへは何か賴まん天津神民やすかれと思ふはかりそ
今上皇帝
雨に思ひ風に心をつくすかな民の手業のたゝ安かれと
【頭書】
○玉鉾の道行人の寒をもしらて詠むる今朝の白雪　吉川惟足

奥州岩城ノ城主
安藤對馬ノ守信友

初雪やあれも人の子樽拾ひ

按、五雜組云、奴婢亦人子也。彼豈生而下賤哉。亦不幸耳。

子を旅に置はあとあり夜の雪

季　鷹

軒近きかけひの氷音たえて雪に聲あり夜半の山里

平田篤胤

世の中はかく社有けれさるの手の左のふれは右は短し

因州ノ產也
香川景樹

大ゐ川かへらぬ水にかけ見えて今年も咲る山櫻かな

伊勢平藏貞丈

おほけなき我ものゝふの道のはの露はかりのみしるすふること

右五武器の後に

多田義俊

月みんと思ふ山路に登れとも迷ふ麓に夜は明にけり

紀德民如來

秋來ぬと夕凉しく成にけりかゝげよ窓のふみのともし火

佐藤直方

千疋の鼻かけ猿に笑はれて我もそかんと思ふはかなさ

平賀源内、名ハ國倫字ハ士彝、號鳩溪

津輕舟東風吹かせに心せよゑその千嶋に浪たゝすとも

仙臺 林子平

傳へては我日本のつはものゝのりの花さけ五百年の後

室新助

天地にうけし誠を共まゝに咲てはしほむ朝かほの花

荻生惣右衛門

我門の五本柳枝垂てなかの日あかす鶯の鳴

藤樹

うき事の品社替れ世の中に心安くて住む人も鳥のうきすの波のたつとしもなし

風の勢は大海の波を動かさずとも、井の水をうごかす事あたはず。理窟は不和の端といふこゝろを

爭ひは山のあなたの谺にて我しつまれは向ふ聲なし

白雪の積るにつけて山里はふかく成行としを知かな

雪の杖子にしかられて戻りけり

吉村順左衛門

久方の天の惠みに開くとはしらてや花のしたりかほなる

小田原城主 大久保加賀守忠眞

けさはまた踏にし沓の跡も見す雪にきつなき玉敷の庭

備前新太郎光政

何事も時そと思へ夏くれは錦にまさる麻のさころも

天和二丑年五月二十二日病によりて卒し給ふ。行年七十四歲、諡芳烈。

奥山のおどろか下も踏分て道ある世ぞと人にしらせん　　後鳥羽ノ院

此帝の世を思ふゆゑにものおもふ身は、とよませ給ふにあわせ、この御製を拝吟し奉るに、かけまくもかしこけれど、誠ニ人主の御歌と申奉るべし。當時武家にても天下國家の主たる御身は、座右に書付て此志をしたひ給ふべき御製、年山記聞

桑名　松平越中守定信

我國の廣き教の道なれは佛ののりもあるにまかせつ

心あてに見し夕顔の花散て尋ねそわふるたそかれの宿

此歌より夕顔の少將と稱せられ給ひけるとかや

小手の上に降りし代しらす厚ふすま重ねて夜半の霰をそきく

とは金槐集實朝公の

武士のやなみつくろふ小手の上に霰たはしるなすのしの原、の歌をとりよみ給ひけるにや。

大猷院殿の御時、中院内府通村公御不審の事ありて、江戸上野南光坊にとぢ籠り三年おはしけるが、秋の月を見て、

行方に身をはさそはて夜な〳〵の袖の露そふ武藏のゝ月

と詠ぜられしを、僧正天海感吟に堪ずして、台徳院殿へ申上られければ、三年の逗留旅情さぞあらん。今は歸京候へと仰出されて、内府京都へ歸り給ひけるとかや。

河内ノ國上ノ太子南林寺の什物後水尾院瓢簞の御自畫御贊、

世の中は鬼にも角にもなるひさごかるき身にこそ樂みはあれ

なかぬなら殺してしまへほとゝきす

[illegible]

なかぬなら鳴まて待ふほとゝきす

右信長、秀吉、神君、三将の人となりを深く考へ與ふべし。

日本書紀竟宴の歌詠聖徳太子

ひつぎみこ（皇太子）にしのみち（佛道）ひろめ神代のてふり亂れそめぬる

春雨抄に茶の歌とて

曇るなり雨降ぬまにつみておけ栂尾山の春の若草

宋人ノ詩　幸得二梅山信一初嘗二日本茶一。

因云、温公資治通鑑ニ金撒離栂と云人名見ゆれば、栂の字も有と見ゆ。

本朝一人一首。禁庭催二勝遊一　高倉帝御製

禁庭月下勝遊成。有レ管有レ絃有二頌聲一。宴席悉追二延久跡一。詞花猶異二昔風情一。

林子曰。此御製見二橘季成著聞集一。延久者後三條帝年號也。按此御製。治承二年六月之事也。當時平清盛蔑二朝廷一。帝唯垂拱而已。由レ是考レ之。則帝慕二延久一。豈唯詩會而已哉。蓋其慕三延久帝之抑二累世攝家之權一。以自聽上レ政乎。余曾見二演史一。則高倉帝如二木偶人一。見二此詩一始知。帝有レ志不レ能レ遂焉。聞太政大臣藤原師長以下十餘輩。列二此御會一。然季茂唯記二其名一。各不レ載レ詩。今無レ可レ考レ之。在二曩世一有二此雅會一也一奇。

百草露 卷十

色者雖艷散去遠我世誰曾常有爲乃奥山今日越而淺夢不見醉毛不爲
○いろはにほへとちりぬるをわかよたれそつねならむうゐのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑひもせす

或書ニ云、伊呂波ハ弘法大師の作にして、涅槃經の諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂の四句の偈を譯し、長歌によみなして、七字づつ句を斷て、陀羅尼になぞらへ給ふ。其韻字を見れば、トガナクテシスとなる。又云、ゆめみしゑひもせずと、シズ二所に在て重言のやうなれども、外にかゆべき字なし。いかゞせん。

愚按に、いろはは色者の義也。色葉といふ說は今取らず。色とは顏色をいふ。

○眞淵云、父をカゾと云、母をイロハといふ。家呂の義にて、ロは助語也といふ。ロを助語と云は又取らず。

○或說ニ云、父をカゾと云は數也。世次を數ふるに父を以てする也。母は萬葉集に色讀爲ニ伊呂波一。形色受ニ于母一。詩序ノ疏ニ、女有ニ美色一男子悅レ之。故經文謂レ女爲レ色。

○天平元年ノ紀、八月ノ詔ノ中、波々奈良、藥師寺ノ佛足石ノ歌知々波々。萬葉集五波々何手波奈禮。又一ニ世爾波二遍美延農知々波とみえて、皆波々なるそれに伊呂を蒙らせ、伊呂波といふべきを、下の波を略きて伊呂と云。其伊呂は姉を伊呂、兄を伊呂勢、弟を伊呂登女といふ。

○以呂波彈母傳ニ云、簾中抄には以呂波半分弘法の作、ヤマケフコエテより後は護命といふ僧つゞけら

れたるとあり。然れども、東寺第一の秘記、東寳記、東川記、東菓記の三部を、眞言家にて三東秘密記として、甚だ秘すること也。これを合して三東密要とて二卷あり。それにも弘法一人の撰とす。上代以呂波を書と云辭なし。いろはをつゞと云。

○或書ニ云、出雲ノ國神門郡神門寺に、弘法大師の眞跡の伊呂波あり。其庭前に以呂波石と號けし石もあり。其眞跡の終りに京の字なく、百千萬億の四字ありといふ。

愚按に、京の字ノ說、契沖の說あれど穿鑿に近ふして取がたし。こは童蒙の手習ふ爲に、天子のしろしめす所なれば、後世誰人か書加へたるものと見ゆ。

○又云、雲州神戸（カント）郡神門寺に大師眞跡の以呂波あり。最初以呂波製作の時の筆にして、此寺の住持一度ならでは封を開き拜見せぬ法也。別に尊圓親王の寫も一通添てあり。此眞跡の事、和語連珠集、及本朝學浪花抄にも見へたり。

愚按に、以呂波字類抄に、伊呂波は厩戸の皇子の作也と云、大に非也。

○伊呂波釋文ニ云、伊呂波四十七字ノ中、訓を假ともの僅に四字也。因て古來傳へてトツエメの傳とす。

○或書に、菅公京住の門生三百人を以て、諸國の國分寺にて百姓に文書の道を教へしむ。これ萬民字を知ル始メ也。仍て今寺子といふ。

○或說に、テラコは手習子（テナラヒコ）の約語也。【割註】○王充論衡ニ云、文史幼則筆墨手習、

○松下氏云、出雲ノ國神門寺神戸郡有ニ空海眞蹟ノ字母ヿ。余嘗見臨寫。

○山槐記ニ十一、今日訪ニ三藏法印ヿ。次以呂波【割註】梵字を次々の格也と云。」

○或云、今大工の柱建に、いろはの文字を書こと、頓阿の高野山の日記に見へたり。

○以呂波聲母傳ニ云、以呂波は古孝謙天皇ノ御宇、吉備大臣入唐して、王化玄と云人に遇て、日本ノ語を具に語ッ給へば、王化玄此を音に直して、アイウエオカキクケコ等の相通をたてゝ、吉備大臣に傳ふ。

安以宇の類なるを、大臣我國へ歸りて、或は扁を取ッて略字に書て、是をカタカナと云。片といふ意也。日本の古語にて木ノ切端をカナキと云。中臣祓に天津金木とあるも、小サ木の事にて、木のきれはしのやうに片がつくりに名を設けたる故、假名といへるは後人の僞説也。

○徂徠ノ學則ニ云、有ニ黄備氏者一、出レ西學ニ於中國一、作ニ爲和訓一以教ニ國人一。

○國學考ニ云、書契支談ニ云、父を加曾と云、母を伊呂波といふ事は、日本書紀並源ノ順が和名抄に見へたり。伊呂波は字母と母といふ義也。古昔の俗父を加曾と稱し、母を伊呂波と稱す。因て此三字を首に掲て、四十七言はもろ〳〵の言語文字の本といふ義を示すといふ。

○新井筑後ノ守源ノ君美。俗名勘解由。初ノ名璵。後君美。號ニ白石一。其上野ノ國新田ノ氏族也。新田大炊ノ助義重ノ曾孫新田二郎某爲レ僧。其所レ居地名稱ニ新居一。其子孫遂以ニ新居一爲レ氏。後新井君美受ニ業木ノ下順菴一。後文照院君御師。寵遇最厚。至ニ君繼ニ將軍職一。寶永八年冬十月叙ニ從五位下一任ニ筑後守一。十一月倍ニ賜采地一與ニ前所レ食並爲ニ千石一。以ニ明暦三丁酉ノ年二月十一日一生。享保十年乙巳五月九日卒。享年六十九。葬ニ江戸四谷千駄谷一。

○昆陽漫錄ニ云、弘法大師入唐の時、歐羅巴の文字を習ひ還りて、イロハを作る。次キ樣も彼法によりて竪につぎたる也。

○凌雲集に、嵯峨天皇賜ニ空海上人一御製の詩あり。字母弘ニ三乘一。眞言演ニ四句一。

○通證ニ云、(谷川士清)、孝謙帝(四十六代)下道ノ眞備作ニ旁假字一。桓武帝ノ御時、護命空海作ニ字母一曰ニ出雲假名一。【割註】護命ハ南都ノ僧也。法相ノ宗也。【頭書】唐朝の李嶠が咏ずる詩に、諸君看ニ入木一。一寸乃非レ虚

○元亨釋書ニ云、釋ノ空海(小字貴物)、世姓佐伯(サエキ)氏。讃州多度(タドノ)人(屏風浦)、父田(タギミ)公。【割註】名眞(マサ)氏、景行天皇稲春入彦ノ命八世之後胤也。母阿刀(アトウ)氏。夢梵僧入ニ懐而有レ娠。【割註】十二ケ月を經て、人皇四十九代

光仁天皇寶龜五年六月十五日に誕生し給ふ。名を眞魚と云。十二歳にして舅氏阿刀ノ大足大夫に往き、孝經論語を讀といふ。」謁ニ唐ノ青龍寺ニ。【割註】年三十一にして、桓武天皇延暦二十三年五月に入唐し、詔を賜ひて、遣唐使藤原ノ葛野朝臣と同船にて、三千七百里の海路を凌き、八月十日唐ノ福州に着す。同年十二月長安城に入る。」惠果、【割註】不空三藏の高弟なり。」授ニ灌頂ニ。仁明帝ノ承和二年三月二十一日入定謚ニ弘法大師ニ。桓武天皇延暦二十三年藤原ノ葛野麻呂爲ニ遣唐使ニ。石川道益爲ニ副使ニ。留學生橘ノ逸勢、僧空海從ニ聘于唐ニ。

愚按に、弘法大師の傳は、秘密付法傳、略付法傳、眞言傳行、化遊行記、野山靈集、年譜、大師正傳記等に詳也。

○廣澤知眞【割註】字公諱、俗稱治郎太夫、」君臣歌といふものを作る。

君臣等父子夫婦兄弟群井穿田植而末繁天地榮世莫根舟繩
きみまくらおやこいもせにへとむれぬゐほりたうゑてするしげるあめつちさかゆよをわびそふねのろ
縄
なは

○或ハ云、臣等はマロラ也。マクラにてはいかゞ、又兄弟はえと也。ヘトにては假字違へり。

○加茂ノ眞淵、【割註】遠江ノ國敷智郡伊場村ノ百姓の子也。濱松の本陣梅谷市左衛門が養子となり、故有てそこを去、東都へ下り、荷田東麻呂宿禰ノ風をひらかれけるとなん。【割註】世に羽倉齋宮と稱す。洛南稲荷の祠官也。」寛延三年庚午、江戸に來り田安殿の召に應じ、古の書の道の博士として特に愛させ給ひ、其頭御衣を賜はりしかば、

あふひてふあやの御衣を氏人のかつかんものと神やしりけん

寶暦十年仕をかへし奉りて、濱町に隱栖す。著述六十餘部、其門に入りて教を受ク、其名の聞ゆるもの本居宣長、橘ノ千蔭、平ノ春海、楫取ノ魚彦、藤原ノ宇万伎等也。

按に衣ノ訓ソ、ケシ、コロモ、キヌ

○本居宣長〔割註〕姓は平、名は宣長、字は中衛、謚して秋津彦水櫻根ノ大人と云。

（雨降井堰水分而安諸人居立植群苗其稲眞穂榮）
あめふれはゐせきをこゆるみつわけてやすくもろひとおりたちうゑしむらなへそのいねよきほにさかえぬ

○或人

あめつちわきかみさぶるひのもとなりとゐやしろをおほむへゆにはうちまけぬこれぞたえせぬすゑよ

○狂歌堂眞顔後俳諧歌場と云

（兩親教能學惡事無理不爲淳故天道被知家居持身榮）
ふたをやのおしゑをうけてよくまねびはろきむりせぬすなほゆへあめにしられいえゐもちみぞさかえつる

○又或人

（天地日不動根大八洲笑色見田居殖闇氣無世我居不爲障將經）
あめつちひうごかぬねとておほやしまゑむいろみえたゐもふゆくらげなきよにわれぞをゐさはりすへむ

○或人云、なにはづ淺香山の歌を手習ふはじめにせしよしは、古今集の序に見え、源氏物語にも、難波津をだにはか〴〵しうつゞけ侍らねばとあり。

なにはづに咲やこの花冬こもり今をはるへと咲やこのはな

あさか山かけさへ見ゆる山の井のあさくは人を思ふものかは

愚按に、萬葉集には淺きこゝろをわか思はなくにとあるを正とすべし。

○或禪師のもとにて布屋何某、下野ノ國足利の者也。

ちりぬるをわか身獨と思はねは淺きゆめみし夢の世の中

かなてかくいろはにほへと聞えたかそれてすまねは我ゑひもせす

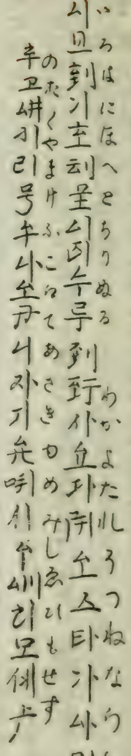
ちりぬるをかき集めたるいろはにてうゐの山ふみのすさみ也けり

○或ハ一より萬までを和歌に詠て

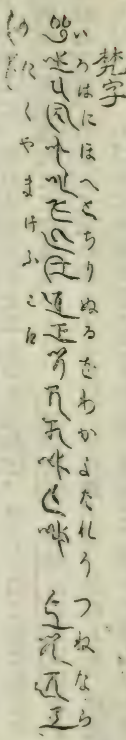
一二三四五六七八九十百千萬代

はなにみよいつむなゝやくみつる月これ神道のしるし也けり

○朝鮮國諺文、【割註】語次は我邦の伊呂波に配して書記す。」



梵字



○琉球國の伊呂波

依魯花義夫揮都痴利奴錄烏哇喀天達乙蘇即爾那喇務渠侫奴烏姑耶馬其夫庫而梯牙沙基天霉ニ志晉悲毛世使

○閩志略ニ云、隋志無文徐鍇稱二舜天一時、依二日本國一製二字母四十七一名作二伊呂波一。

○中山傳信錄ニ云、琉球ノ字母四十有七、名二伊呂波一自二舜天爲レ王時一始製。或云二日本ノ字母一。

○中山世譜ニ云、南京乾道元年乙酉、鎭西爲朝公隨レ流至レ國生二一子一。而返名尊敦、後爲二浦添按司一。

○又云、舜天源號尊敦。父鎭西八郎爲朝公。母大里按司妹云々。

○琉球國は薩摩國の南に在り、三十六町を一里と定て、錯行百四十里、其地南北は長五六十里、東西僅十里に過ずとなん。

○和漢三才圖會に、海上三百里と記せしは誤りなるべし。又三十六嶋の屬嶋あり。往昔我國より呼でウルマノといふ。

千載集に

おほつかなうるまの嶋の人なれや我言葉をしらす顏なる

愚按に、琉球國の事、琉球事略、三國通覽、琉球談等に詳也。

【頭書】今玆、天保三年壬辰十一月、尙育王恩謝使豐見城(トヨミ)王子、前尙顥王の使澤岻(タクシ)親方をして方物を献ず。慶長より今年に至り入貢十七度、舜天より三十二世舜天即位、文治三年丁亥より今壬辰迄凡六百四十六年、其内革命四度也。彼國北極出地二十六度二分二厘也。

○國風發蒙ニ云、越人眞海龍が大和本草榊の條に、古昔より日本の文字と云ものあり。僞字也といふことも又古し。然るに、彼日本の文字と云ものを見れば、梵字に似て梵にあらず。篆文に似て篆の法則もなし。只朝鮮の所謂諺文にて稍異なるもの、出雲の國造、伊勢の荒木田氏などにいさゝか殘れり。其余國々の小社などに、符として家の傳とするを見れば彼國字也。然れども、類聚國史、本朝文粹、延喜式等の書にも見えず。わづかに本朝異事に記す所也。或說に、朝鮮に傳るもの僅に二百二十字、後ひそかに乞て本邦に傳ふ。即荒木田の家にかくす所とす。是も今は亡びて僅に二三十字傳ふと聞。予が家にひそかに、彼祝符等の文字總集めて十二字を傳ふ。近代もれ聞、ひそかに雲上までも寫さしめられ、また神職家も傳へ聞て尋來る人も多し。

○和訓栞云、釋日本紀に假名の字は誰人の作ぞ。答、大藏省御書中肥人之字六七枚ばかりあり。其字皆假名を用ゆ。此を以て始とすると云り。本朝書目錄にも肥人ノ書五卷と見ゆ。今其傳を聞ヵず。松下氏ノ說に、今四國の人、文字の異體を謂て肥後字を書と云といへれど、弘法より以前に假名の字體は有しにやいぶかし。

○萬葉集に、肥人と書てコマヒトとよみたれば、肥人書とは高麗國の文字にて書る書をや云けん。

○神祇伯業資王ノ記ニ云、十五代應神帝御宇、王仁等ノ儒士來、故文字始至、十八代履仲天皇ノ御宇ニ、能書ニ文字一、爾來有ニ史迹一。

○日本書紀曰、應神天皇十五年當晉ノ大康五年秋八月丁卯。六日也。百濟王遣ニ阿直岐(アトキ)一貢ニ良馬二匹一。阿直岐亦能讀ニ經典一。皇子菟道稚郎子(ウヂノワカイラツコ)就師レ之。上問ニ阿直岐一曰、汝國有ニ優レ汝者一邪。阿直岐奏ニ王仁一。【割註】古事記作ニ和邇師一。王仁は漢ノ高祖ノ苗裔にして、本姓は劉氏也。墓は河内ノ國交野(カタ)郡藤坂といふ所にあり。今訛りて鬼塚と云。」

○古語拾遺ノ序ニ曰、忌部廣成、蓋聞。上古之世未レ有ニ文字一云々。(中略)書契以來不レ好レ談レ古。浮華競興云々。

○萬葉集ニ云、言靈之左吉播布國(コトダマノサキハフクニ)。

○又云、事靈之所佐國(コトダマノタスクルクニ)、

○私記ニ曰、師説此書今在ニ圖書寮一。但其字體頗似ニ梵字一。未レ詳ニ字義所ニ准據一。

○國學忘貝ニ云、日本書紀を考ふるに、神后新羅にて收ニ圖書文書一たりと云ことあり。亦魏志を見れば、倭王上表すと記せり。其文法いかゞならん。

○又云、閩書呂宋の條に、南倭北虜皆有ニ文字一。類ニ鳥跡一。古篆意其始有ニ達人一製レ之耶。

○和訓栞ニ云、西土は韻語也。韻語は文字によらざれば、其意義解しがたし。よて文字多からざれば通用しがたし。訓語は其意義詞の上に在て、文字に意あるに非ず。よて借用て足れり。訓詁は韻語より精密にして又感通しやすし。よて同語同字にて、さまぐ\と意義別てること、豈和語の妙所ならずや。

○眞淵云、から國の字、ちう書に用ある字とて三萬三千餘を出せり。天竺の悉曇は四十餘の字もて、釋迦の五千餘卷をも書り。此字の多きが宜きか少がよろしきか、天下ノ事は少くて治るぞよけれ云々。

或書按に、歐羅巴洲、【割註】紅毛の邊すべて歐羅巴のうちなり。」二十五字、母字五字づゝありて、萬の音をしるすと云。チヤンハン、カボシヤ、タニワソコン、シヤムロウ、モウル、カバ、シアヤアハハンタン、ヲランダ、此十一國は外夷と稱して横文字通用也。

○宋史（四百九十一日本傳）云、應神天皇甲辰歳始於ニ百濟一得ニ中國文字一。今按。文字之來ニ本邦一特讀而傳レ之。此歳爲レ始。

○宣長云、上代にも一種の文字有けんといふ事、近頃或書に云るは、以レ理推レ之。上古必應レ有ニ一種文字一。不レ然其事莫ニ由傳一焉。文史之興在ニ履仲天皇時一乎。神武至ニ履仲一歴ニ數百載一。其間政事沿革。至ニ上下譜系言語歌謠一繁多。況開闢以降恐非ニ口傳所一レ堪矣と云。一わたりは誰も然思ふべき事なれども、是は常に文字をつかひならひて、萬の事それにゆだぬる世の心もて思ふから也。文字なかりし世は、又さて事はたりて、思ひの外なるものにぞ有けん。されば、もし上代の人に此説を聞せたらんには、かへて笑ふべき也。

愚按に、神武帝即位元年より綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝靈、孝元、開化、崇神、垂仁、景行、成務、仲哀、神功を經て、應神帝十六年文書始て至る。神武帝より凡九百四十二年也。或人の疑ふも理あるに似たれども明證なし。

【頭書】字典序曰。大東之與レ彼通也。厥始邈焉。或在ニ彼三代之間一乎。而文字之來積レ世而專ニ於秦漢一。」

○或書に、我國ノ所謂神道者流ノ相傳ニ云、神代の文字一萬五千三百七十九字ありと云。謬妄の説なるべし。

○大成經天神ノ本紀（十卷）ノ我國上古の文字の事見えたり。【割註】按に、此書の僞書なる事は先輩の論あり、」

○或ハ神代の文字也とて、

七より十に至るまで、すべて十言は、饒速日ノ尊の天神より相給ひし天璽の瑞寶の十種の古語に見えたり。其は舊事紀に、凡天瑞。謂宇麻志麻治ノ命先祖饒速日ノ尊。自レ天受來天璽瑞寶是矣。天神御祖敎詔曰。若有ニ痛處ニ者。令ニ茲十寶ニ謂ニ一二三四五六七八九十ニ而布瑠部。由良由良止布瑠部。如レ此爲レ之者。死人反生矣。

○清則云、宋黄君房ノ七籤、軒轅本紀有ニ騰黄神獸一出ニ日本國一。【割註】地神第五代の頃に當る。」山海經云、南倭北倭屬レ燕。」同神代に當る。據レ之黄帝唐堯の時、已通。漢ノ王充論衡卷ノ八ニ云、周ノ時天下太平。倭人貢ニ鬯草一。」卷十九成王ノ時貢レ鴨。【割註】又神代に當る、」劉氏鴻書卷ノ八ニ云、日本之學始ニ於徐福一。史を按るに、始皇二十八年なれば、孝靈帝七十二年に當る。後漢書には倭國の傳を立たり。光武中元二年倭奴國遣レ使奉獻すと、垂仁帝八十六年也。安帝永初元年倭王師升等獻ニ生口百六十人一。願請見ニ景行帝三十七年一、靈帝光和元年、檀石東擊ニ倭人一國得ニ千餘家一と成務四十八年也。皆神功應神より以前の事也。然れども、日本書紀に見えず。三國志より以下諸史日本傳あり。

【頭書】

○史記(卷六始皇本紀)曰方士徐福等入レ海求ニ神藥一。又(卷百十八准南王安傳)曰、使ニ徐福一入レ海求ニ神物一云々。後漢書(百十五東夷傳)曰、倭在ニ韓東南大海中一云々。秦始皇遣ニ士徐福一。入レ海求ニ蓬萊神仙一不レ得。畏レ誅不ニ敢還一。遂止ニ此洲一。

松下氏云、徐福覩國之先、來止脫ニ於虎豹之秦一。爲レ仕ニ熊野三山之間一。

○上大人丘乙己化二千七十士爾八九佳作可知禮、【割註】(一本に爾の下に小生の二字、又九の下に子の一

字あり。」或說に、俗間にある節用集と云書に是を載て、唐國の伊呂波也と記せり。木葉盛【割註】大慧書、高峯語錄にも見ゆ。」水東記、祝允明が猥談等にも出たり。是は孔子の父に奉り給ひし書に擬して、筆畫少き文字を集て、小兒の始に手習ふため、宋景濂の作りたる也とぞ。大人は叔梁紇を指す。丘は聖人の名也。乙已は一身也。三千七十士は弟子の事也。八九子は七十二賢也。聖人一身をもて三千七十の弟子を教化し給ふ。其中七十二人更によく勝りたり、よく仁を行ひなさる禮に達したる事、おしはかり知べきこと也。

○舊事紀第七に載る十種の神寶　瀛津鏡　邊津鏡　八握鏡　生玉　足玉　死反ノ玉　蛇ノ比禮　蜂ノ比禮　品ノ物ノ比禮

○新字初卷ノ序ニ云、我朝之古語皆出ニ於神代一。而悉在ニ於口傳一也。上勅ニ御舟卿一撰。漢字之應ニ國語一者若干卷。題曰ニ和字ノ篇一【割註】本書御舟卿所レ輯、序肥直爲夏書、」天武紀所レ載新字四十四卷とあり。

愚按に、今俗間に流布する和字なるもの一二を記す。

榊　樒　俤　躾　躮　聢　𢘟　畑　椛　迚　遖　扨　辻　杜　凩　椛　雫　笹　籾　鮑　鰯　鴨　鎹
椙　[illegible]　琹　鬚　𣜿

○夏山雜談ニ云、國音直捌九十言、伊呂波假名四十七文、片假名四十七文に、んンの音及び假字ある事なし。而世間には專らあり。これ解すべからざる事の甚しきもの也。縉紳家、有職家などむづかしき秘藏の傳あれど、畢竟は落着せざる說にして、多くは平假名はむ、片假名はムの字とせり。白石はんン共に梵字の空點に取と云說は、同文通考に見ゆ。先第一に今ノ世の呼ビロの如くんといふ音あることぞ、是不審を起すべき事也。今其大略を曉し示すべし。これは世の人の音がつれて訛り來れる也。今人のんと云は、古ににと云つる音也。其文も伊呂波假名字のんはにの連書せる也。片假名のンはニの急書せる也。又古のんニの音と云證據の一ッ二ッを擧んには、なにはと云を難波、べにをべんの花、いかにぞをいかん

ぞ、なにすれぞを、何爲、往時をいんじ、ほにざふを匝、ゑにを緣、もくだにを木丹、らにを蘭、けにこじを牽牛子、たにばを丹波、せにを錢、もくらにを木蘭、しをにを紫苑、むくらにを木欒子也。又山城ノ國乙訓、これは古のまゝにて訛らず遺り傳はれる也。是等を以て、にの假名のんと轉じて、音んと訛りたるを徵とすべし。轉じたる證は、女郎花は今は謌てをみなめしと云。古歌に今の如くをみなめしと呼し事ならば、何の爲に歟、をみなへしと訓じ給はんや。辨を須ずして明白たる事也。

○宣長云、んはヌなるべし。又云、ンを添て云は、眞名をマンナ、南をミンナミ、假名をカンナ、東をヒンガシ、抽をヌキンデなど云。漢籍には鑑をカンガミ、好をヨミンジ、惡をニクミンジ、俗言備後をビンゴ、豐後をブンゴ、假數を【割註】本はサズキ也。」サンジキ、【割註】棧敷と云甚だ俗也。」役ノ行者をエンの行者、又カッを入レて云事には、眞中をマンナカ、眞丸をマンマル、唯をタンダ、今をインマ、手々をテンデと云類、ミをンといふは、臣をオン、朝臣をアソン、忌部をインベ、公等をキンダチ、筆をフンデ、笄をカンザシ、弓手をユンデ、漢籍に涙をナンダ、讀をヨンデ、富をトンデ、積をツンデと云類。又云、んの字は毛の草書のくづれたる也。蜻蛉日記に、必ずもとあるべき所をんと書たること多など思へばさもあるべし。

○梵字家云、んはうむの二字の中より出たる也。うむんの三字合せてうん。短聲に呼ばうむとよばる。故に大日經に、吽の對譯に用と云。【割註】悉曇ノ章梵字種、同西域所レ用點畫、波羅賀磨天所レ作詳ニ名義集。」

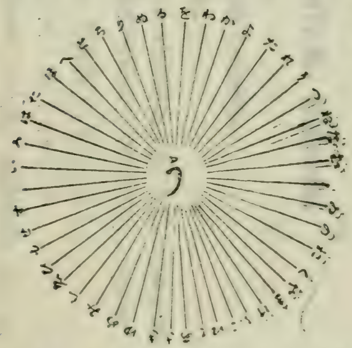
○或書に、天竺の文字は梵王下と四十七音の磨多【割註】點畫也。」體文【割註】字の本體也、字母と云。」を說、それよりこのかた相承し來て、此四十七字を以て、或單字、或二合、三合乃至六合し、體文、それに點畫を加へて轉聲するが故に、無盡の文字を造り出す。【割註】梵は天竺の語、此に淨と云、婬欲を離れて不淨の行なければなり。」梵天竺の文字には𑖀ノ字、即大日の種子也。又𑖪字本體たる𑖪ノ字言說の義也。梵王は言語の根本の天なれば𑖀字を其名とす。

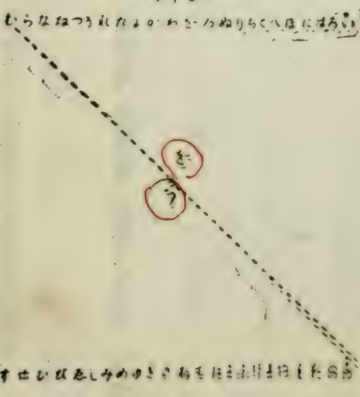
○三跡　道風　佐理　行成　○三筆　嵯峨天皇　橘ノ逸成【割註】一作ニ速成ニ」僧空海。
○能書　藤原ノ敏行、小野美材、前ノ中書兼明、又名筆多、所謂上宮太子、大織冠鎌足、聖武天皇、光明皇后、【割註】大織冠ノ孫女聖武帝ノ后、古今女筆比類なし、」中將姫、藤原公任、世尊寺行能、內府有房、伏見院、御家流ノ大祖尊圓親王等也。
【頭書】逸成は右中辨從四位下入ッ子の子也。嵯峨天皇の御時の能書にして、本朝三筆の其一人也。仁明帝御宇承和元年七月叛反の事ありて、伊豆國に流罪せられ、九月卒し給へり。
小野道風は敏達帝七世參議峯守の孫、父は大貳葛絃といふ。騏驎抄に、尾州の人なるよし侍るにや、春日郡相河戸村の村民傳て云ふ、相河里は道風生れし地也と云々。
又云、小野道風篁(タカムラ)子、善ニ書道ニ勁神逸冠絕ニ古今ニ。歷ニ事醍醐、朱雀、村上三朝ニ。至ニ正四位下內藏頭ニ。醍醐帝最愛ニ其書ニ。晩患ニ中風ニ而手顫所レ書彌生ニ奇體ニ。
○藤原佐理、實ノ孫、善レ書與ニ兼明親王、藤原行成ニ齊レ名。正曆中出爲ニ太宰大貳ニ。罷歸之日泊ニ伊豫海岸ニ。三嶋神請書ニ社榜ニ尋薨。年五十五。
○藤原行成、右近少將義孝長子也。長和初至ニ正二位ニ。寛仁中兼ニ太宰權帥ニ。轉ニ權大納言ニ。萬壽三年兼ニ按察使ニ。明年薨。年五十五。爲レ人質直。多ニ才藝ニ。最長ニ書法ニ。冠ニ當時ニ。世與ニ兼明親王、藤原佐理ニ並稱。一條帝奉レ勅題ニ宮闕門榜ニ。紫式部の源氏物語を草し、淸書を此人に書せて奏覽に備へ奉りけり。此子孫を世尊寺家と號し、代々能書也。因云、太宰府帥權、大貳無ニ權官、小貳權、監大少、典大少、筑前ノ國に在。筑紫は邊要にして異國に隣る。固メにこの府を置て、九國二嶋の事を統せしむる也。
○一より十に至る訓
一二三四五六七　八九十（ヒトツフタツミツヨツイツツムツナナツヤツココトウ）
桒昔味與棄務奈夜古堵

空をさして天と稱するは誤りにて、天は即日輪をいふ也。詩經てふふみにも、日諸月諸照ニ臨下土ニ。又明々上天照ニ臨下土ニ云々。是日をさしいふ事明白也。トは即人の上略、ツは月の下略にして即土也、蓋月はもと土より生ずと云。我國の訓ツキツチの訓甚だちかし。故に知る、月は土より生ずといふ。正易心法ニ曰、日爲ニ天之氣ニ、坎爲ニ月本ニ地之氣也。公羊傳莊公二十五年ノ註、月者土之精。故にヒトツに天地人の三才を兼ると云也。又按に、十の訓トウのトの一言は、止の下略にして、十は數の止り極るを云。又五にツ、の二言の重なるは、十にツの一言なき故、【割註】五を重ぬれば十となるをも知るべし。」五にツ、の二言重る也。又一より九までは、悉くツの一言ありて、十にのみツなきは、十のウの一言にて終りを統るゆゑ、十にツの一言なきをも知るべき也。又六は三の轉訓にして、三三重ぬれば六也。又八も亦四の轉にして四四を合すれば八也。

五十韻圖

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	リ	ヰ
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ウ
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	レ	ヱ
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ





愚按に、圓は天也。方は地也。圓中に方あり。即天ハ地外を包む象形にして、一上中下十人も悉く此一圓中より生ずる也。是以太極者爲化之本。陰陽動靜之理。具ニ於其中一。而其肇未レ形焉と云是也。

○易ニ太極生ニ兩儀一云々。○又曰、天一地二云々。

○書經ニ曰、人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執ニ其中一。

○中庸ニ曰、天下之達道五。所ニ以行レ之者三。曰君臣也。父子也。夫婦也。昆弟也。朋友之交也。五者天下之達道也。智仁勇之三者。天下之達德也。所ニ以行レ之者一也。

○又曰、天地之道可ニ一言而盡一也。

○又序ニ曰、擇レ善固執ニ其中一。則精一之謂也。

○又曰、心之虛靈智覺一而已矣。

○論語ニ曰、一以貫レ之。【割註】里仁ノ篇、衛靈公ノ篇、

○又曰、詩三百一言以蔽レ之。

○家語ニ曰、祭ニ一物ニ而貫ニ乎多一。

○又曰、夫禮必本ニ太一一。

○大學ニ曰、壹皆以レ脩レ身爲レ本。

○老子曰、域中有ニ四大一。而王居レ一焉。

○又曰、道生レ一即太極也。又曰、載ニ營魄ニ抱レ一無レ離。

○孟子曰、執レ中無レ權猶レ執レ一也。

○詩經ニ曰、天下之理統ニ于一一。天下之數生ニ于一一。一者造化ノ元神。萬物之權輿也。

○孝德紀ニ曰、天覆地載。帝道唯一。

○華嚴經ニ曰、三界唯一心。

○起信論ニ云、一心法界

○圓覺經ニ云。佛身有爲至於無爲ニ。佛化不墮ス。諸數皆一性。

○天台ニ、唯一實相。

○密經ニ、唯一金剛。

○法華經ニ云、十方佛土中。唯一乘法無二無三。

○法華楞枷涅槃ニ、皆一性入眞如歸於無爲。

○毘尼ニ、常爾一心。

○方便品ニ、唯一佛乘。

○淨土門ニ、一心不亂。○又一心不生。善惡不二。邪正一如。一生一滅。一靜一動。

普照院眞正

○何事も一より出て一に入あゝら知たや一のみなもと

千代尼

○千なりや蔓一すしのこゝろより

萬里一條鐵と云意を

蓼太

○ちらさしと萬里一條の鐵仙花

初旬をちればちれと、或僧一直せられたり。

○地名苗字等に數ある訓

一九(アリ)　一尺八寸(カマツカ)　六十一(モドリ)　四月一日(ホヅミ・ワタヌキ)　一口坂(イモアラヒヂカ)　一宮善(イグセ)　一々(ツラノヽ)　一向(ヒタスラ)　一風迫(イチノハガタ)　一五十(ヒトトツリ)　一六嶋(ウツ)　十木(ツツキ)

十八女(ツヤイロ)　十七夜月(カノフ)　七寸五分(クツワタ)　九十九(ツクモ)　五十嵐(イガラン)　九足八島(コクロミ)　五十幡(イガハタ)　十二神(ヨキフルヒ)　八道(ヘヂン)　六月村(ソクテハラ)　遠州乾ノ內

に夜川十五七百村といふ所あり。

○一ィ西土、二ィツ漢、一ィチ呉、

○蠻語隻ニ、一ヱーン、二テウヱーと云、

○紅毛I II III

○魯西亜一ヲチンI、二チウ〻、

○イギリス一ヲワン、二トウといふ。

○一二書所出字、舊本千四百四十三、增所出千二百七十二、都合二千七百有五字也。

○以二一月一爲二正月一。蓋自二唐虞一已然。舜以二正月上日一受二終於文祖一。唐虞月建不レ可レ致。而歲首必曰二正月一。足三以證二昔人改レ年不レ改レ月之謬一。詩豳風以二十一月一爲二一之日一。十二月爲二二之日一。正月爲二三之日一。即周之建小雅所謂正月。繁霜者四月。純陽之月。名レ之非二歲首之正月一矣。正者取レ義以二正朔一。五雜組、

○正月一日謂二之三朝一。師古漢書ノ注ニ云、歲之朝、月之朝、日之朝。故謂二之三朝一。朝之義猶レ旦也。又謂二之四始一。正義史記ノ注曰、謂歲之始、時之始、日之始、月之始也。

○正月は三陽三陰☰☷の月にて、陰にも陽にも偏よらず。故年中の吉月とす。二月の中と八月の中に五穀の神を祭るも、晝夜長短なく、寒からず暑からず、中和の時なるを以て也。

○上古夏の代には寅ノ月を正月とし、殷ノ代には丑ノ月を正月とし、周ノ代には子ノ月を正月とし、秦ノ代亥ノ月を正月とせり。魏より已降再び夏ノ代正月を用ひて寅月を歲首とす。夫より今に至るまで改むる事なし。外國も回々韃靼などは、皆寅月を正月とす。天竺は月の十六日を朔日とす。紅毛は冬至より十日目を元日とす。四ケ年に僅一日の閏ありて、別に閏月なしといふ。

○或說に、春は蠢也。秋は飽也。夏はアツキ也。冬はヒユル也。又秋は明らか也。明月を賞ス。

○結夏以二十六日一爲レ始者。印度之法也。西土以二月晦一爲二一月一。天竺以二月滿一爲二一月一。則西土之十六日。印度ヽ朔日也。攷二西域記一。又有二白月黑月及穎沙荼室羅伐拏波達羅鉢陁等一。月說者謂二二十八宿之名。

未レ知二是否一。

○夜月ノ名　三日月朓、上弦二十八日、望月十五夜、十六夜月既望十六日、立待月十七夜、居待月十八夜又十九日、寐待月十九夜、二十日月、下弦二十二日ノ月、有明下旬ノ月、但大ノ月は十六日を望月とし、小ノ月は十五日を望月とす。

○日本書紀、舒明天皇八年正月朔日日食と見えたり。是國史に日食を記せし始也。

○近年正月元日日食の例　元祿五壬申ノ年　同十四年　享保四己亥年　明和四丁亥年也。

○春秋二百四十二年日食三十六。何其少哉。唐二百九十年日食百餘。何得レ多哉。且春秋所レ書。今推レ之。有二不レ當者一。不レ可レ曉焉。

○唐ノ開元玄宗二年二月日食不レ應。姚崇上表賀。通鑑綱目。

○長慶元年九月。當レ虧不レ虧。韓愈奉二賀狀一。

○襄公二十一年九月十月頻食。二十四年七月八月頻食。

○唐慈湖云、堯舜禹之時無二日食一。至二大康失レ邦。始日食。夏禹啓大康

○王充論衡ニ云、大率四十一二ケ月日一たび食し、百八十日月一たび蝕す。【割註】月食十四日、十五日、十六日、此三ケ日の内也。日食は朔日に限るなり。」

○源氏物語藤の裏葉に、四月朔日ころと云る詞の次に、月さし出ぬれどもとあり。朔日は月は出まじきなれども、七日を一月とする事あれば、此朔日は八日の事を云るにや、今も七日を一ト廻リと云。

○或云、七ノ數は易にては物の成就しかゝる數也。【割註】復ノ彖辭曰。復亨。出入无レ疾。朋來无レ咎。反二復其道。七日來復。利レ有レ攸レ往、堂上にて用ひらるゝ七は福ノ數也。佛家に七面など用ゆる事あり。七は大己貴の數、八は素戔烏尊ノ數也云々。

○或時、神君惺窩に御尋ありけるは、毎月朔望の禮は如何なる故也と問はせ給ふ。惺窩對云、是は日月

の時を尊ぶ事にて、朔日は日を始て祝ひ、十五は月の滿るを壽きしより起れりと申上ける。然れば、日月並ニ星を祝ふべき也と有しに、されば社二十八日を二十八宿にあてゝ星の終とて、唐には祝ひ申事の由申上られしかば、以後わが國の禮も始らるべしとて、二十八日の御禮、慶長年中より定めらる。

愚按に、當時將軍家にて二十八日の御禮、每月にはなく、正二四七十二月、此五ヶ月のみ也。

○曆、字典ニ曰、古文𤳉厤。唐韻。郞擊ノ切。韻會。狼狄切。竝音櫟。說文、曆象也。書ノ堯典。曆ニ象日月星辰一敬授ニ人時一傳。星四方中星。辰日月所レ會。曆ニ象其分節一。敬記ニ天時一以授レ人也。又舜典。協ニ時月一正レ日。疏。世本云。容成作レ曆。黃帝之臣。又洪範ノ五ニ曰。曆數。傳。曆數節氣之數。以爲レ曆。疏。算ニ日月行道所レ歷。計ニ氣朔早晚之數一。所ニ以爲ニ一歲之曆一。正字通。曆以レ日爲レ主。故从レ日从レ厤者。推ニ其所レ經二十八舍ニ正ニ日躔一也。曆法始中終皆擧レ之。先求ニ日至一以定ニ曆元一。履ニ端於始一也。參以ニ昏星一。擧ニ正於中一也。察ニ日與レ天會。月與レ日會之盈虛一。齊以レ閏。歸ニ餘於終一也。史記漢書通用レ歷。和名鈔引ニ漢書律曆志ニ云、黃帝作レ曆。音曆。和名古與美。○貞曆考云、訓ニ曆乎古與美止母一、來經數尼天、一日一日登都疑都疑爾來經乎、數閇由久由惠名也。○貞享元甲子頒ニ新曆一。【割註】安井算哲所レ造也。」此延享五年迄凡六十年也。寬政十戊午ノ歲改曆。【割註】貞享元甲子より寬政十年まで凡百十五年也、神武天皇元年辛酉より持統天皇五年辛卯迄、凡一千三百五十年の間用ゆる所の曆書傳はらず。六年壬辰より天平寶字七年癸卯迄、七十二年の間は儀鳳曆を用ひ、淸和帝貞觀三年辛卯迄、九十八年の間は大衍曆を用ひ、四年壬午より貞享元年甲子迄、八百二十三年の間は宣明曆を用ゆ。二年乙丑より貞享曆を用ゆ。寶曆五年乙亥迄、七十一年、天に後るゝ事六刻有奇として曆を改めらる。名を寶曆甲戌元曆と號す。○寬政十年曆面ニ云、寬政九年新曆成。十月進奏。賜ニ名寬政曆一。○天保十四年改曆。○貝原篤信云、貞享元年詔停ニ宣明曆一。欲レ用ニ元授時曆一。【割註】元ノ郭守敬著。○太宰純云、淸和天皇貞觀三年より宣明曆を用ひて八百年此を行へり。天和二年日食大に差へり。因て鈞命を下し給ひ曆を改めしむ。安井算哲澌曆を造ニ獻ず。名を貞享曆と賜へ

り。貞享元年甲子上元より行ふ。暦法の精微なる、上古より未レ此ノ如くの暦はあらず。算哲の功業に不朽といふべし。○増續古暦便覽ニ云、元有ニ授時暦一。其法精密而推歩之準漸備焉。明有ニ大統暦一。蓋取ニ法授時暦一耳。今逮レ淸有ニ時憲暦一。其未ニ能見一。雖レ然大抵不レ過ニ歐羅巴回々之法一也。吾大東之古暦者、有ニ元嘉一。【割註】持統帝四年始用レ之。儀鳳。大衍。【割註】廢帝天平寶字十七年用レ之。」五紀。【割註】文德帝齊衡三年用レ之」宣明。淸和帝、貞享等一。今則寶暦甲戌元暦以レ頒ニ行天下一。驗ニ之於天一。如レ合ニ符節一也。

○語意考ニ云、一月(ヒトツキ)を牟月(ムツキ)と云は毛登都(モトツ)月てふ事也。其毛都の約りは牟なればしかいふ。【割註】按元日と云も准ふて知べし。」二月を使佐良藝月と云は久佐伎波婆里月也。草木の芽を張出すは二月也。其久佐伎の三言の約は伎なれば、伎とのみもいふべく、又草は略くともすべし。佐良と婆里は韻通へり。三月を也與比と云は草木伊也於比月也。二月に芽を張、三月に繁る故に彌生と云。【割註】いやのいを略くは常に多し。」草木を云ぬは、上の二月に云しかば、ゆづりて略り。月の名は多くは他の月を相對へていふ也。六月をみな月と云は、加美那利月の上下を略り、十月は陰月にて雷の鳴止故にむかへてこの名あり。雷をかみとのみ云る事は、古の常也。七月ふみ月と云は、保布々美月の上下を略き云也。稲は七月に穂を含り、萬葉に布久牟をば布々萬里と云を布々と略き、又ほとのみもいへり、かの春二月三月は草木の繁茂るをもていひ、秋三月は稲をもて云也。八月を波月と云は、保波利月の上下を略きいへり。稲は皆八月に穂を張也。九月を奈我月と云は、伊奈我利月の上下を略きいへり。稲は九月に苅をさむる也。十二月を志波須と云は、登志波都留月の上下を略き、波は本の如し。都と須を通はしいへり。【頭書】簠簋(マヽ)内傳に、十一月を霜月、十二月を雪月と書、山谷詩云、月日過如レ箭。邵子詩云、歲華如レ箭止堪吁。○顏氏家訓曰、光陰可レ惜。譬ニ諸遊水一。○君子惜ニ寸陰一。我輩惜ニ分陰一。

○一ケ月日の音訓、愚考

朔日【割註】一日をツイタチと訓は月立の義也といふ。二日(フツカ)　三日(ミツカ)【割註】ミカを今ミツカと云。三日月

をばミカ月といふ。」四日(ヨツカ)　五日(イツカ)　六日(ムイカ)　七日(ナノカ)【割註】ヌとノと通ず。」九日(コヽノカ)　十日【割註】日は箇(カ)也。凡日天ニ懸る也。相竝ぶものなし、故にこれを假といふ。又體なるときは日(ヒ)とよび、用なるときは日(カ)といふと。

按に、朔日より十日までは訓也、但朔日二日平訓也。三日をミツカとつめ、五日は平也。六日も平にしてツなく、七日は平にしてツなく、八日も平にしてツなくウの一訓あり。九日は平にしてツなくコ、の二言あり。十日もツなく、ウの一言ある也。

十一日　十二日　十三日　十四日

按に、十一より十三まで字音にして、十四日、十は音にして四のみ訓也。蓋四の音シ死也なれば、やがて、其四を訓にしてヨといふならん。葦(アシ)をヨシ、栂(トガ)をつが、笏(コツ)をシヤクなどゝ訓ずる、同じきにや。

十五日　十六日　十七日　十八日　十九日　二十日(ハツカ)

按に、十五日より十九日までは字音にして、二十日のみ訓也。ハツカは十を重る故訓改るにや。ハツカ果(ハツル)の義歟。四極のハツと同じきにや。ハとタと通ず。萬葉集三、四極(シハツ)山打越見者笠縫之嶋云々。又人の二十歳なるを、ツヾヤハタチともいふにて知べし。

二十一日　二十二日　二十三日　二十四日(ヨツカ)【割註】前の四日におなじ、」二十五日　二十六日　二十七日
二十八日　二十九日　三十日(ミソカ)晦日(ツゴモリ)とも云。

愚按に、二十一日より二十九日までは字音にして、三十日は訓也。二十日同じく數の滿る故にや。晦日(ツゴモリ)は月隱の義にして、こもりくの初瀨のコモリおなじ。但小月には二十九日の二十を省て九日ミソカといへど、九日ツモゴリのとは唱へず。然ればミソカと云かた勝れるにや。つれ〳〵草十九段の文に、つごもりの日いとうくらきに、松どもともして夜半すぐるまで、人の門たゝきはしりありきて、なにご

とにあらん、こと〳〵しくのゝしり、あしをそらにまどふが、あかつきがたよりさすがにおとなくなりぬるこそ、としの名殘もこゝろぼそけれ。又兼好法師の歌に、

有とたに人にしられぬ身の程やみそかに近き曙の月

○五雜俎ニ云、景龍文館記ニ云、景龍四年正月二十八日晦。夫二十八日亦可レ爲レ晦耶。

愚按に、我邦には二十八日を晦といふ事、いまだ見あたらず。

百(モヽ) 百々、或書にモヽは諸持(モロモチ)の略、數は百に至て諸物兼持也。

愚按に、ドヽは止々歟、百は數の滿れば也。十をトウと訓と同じ意にや。

千(チ) 千積(チツミ)の約也と云。

萬(ヨロヅ) 或説に、ヨロヅは宜津也。萬物到レ此得レ宜之義。皆始ニ于一ニ終ニ于十ニ。積累疊至レ萬而宜。

億 數の量之義歟。

兆　京　秭　垓　壤　澗　正　載

按ニ風俗通ニ云、他所不レ能レ載也。聚分韻略引ニ風俗通ニ曰、千生レ萬。々生レ億。々生レ兆。々生レ京。々生レ秭。々生レ垓。々生レ壤。々生レ澗。々生レ正。正生レ載。他所不レ能レ載也。算法積て正載に至るときは、他は載る事能はず。俗ニ十分至極することをセイサイと云。

百草露卷十一

○秋苑日涉ニ云。佛之入ニ我邦一也。欽明天皇十三年。【割註】神武天皇元年より欽明帝十三年迄九千二百三年也。」冬十月。百濟國王獻ニ佛像及經論一。此其始也。蘇我大臣。稲目ノ宿禰捨レ宅爲レ寺。名曰ニ向原寺一。【割註】按大龢志ニ曰。廣嚴寺舊名ニ向原寺一。又名ニ豐浦寺一。一名ニ建廣寺一。在ニ高市郡豐浦村一。養老中移ニ于新京一。今ノ添下郡豐浦村此其遺跡也。三代實錄ニ曰。散位從五位下宗岳朝臣木村言。建興寺是先祖大臣宗岳稲目宿禰ノ所レ建。此佛寺之始也。時天下大疫。遂毀ニ除之一。

敏達天皇十三年。鹿深臣佐伯連齎ニ佛像一。自ニ百濟一還。蘇我ノ馬子ノ宿禰【割註】稲目之子。入鹿之祖父。」復創ニ佛寺一。造ニ塔于大野ノ邱ノ北一。此造レ塔之始也。【割註】大龢志曰。在ニ高市郡飫田村一。礎石猶存。請ニ還俗高麗ノ慧便一師レ之。鞍部村主司馬達度ニ其女嶋一爲レ尼。【割註】更名ニ善信一。時年十一。從レ之爲レ尼者二人。一曰ニ禪藏一。一曰ニ慧善一。按尼此ニ云ニ阿摩一。本是梵語。中略」

達子多須奈。

崇峻天皇時。剪落更名ニ德參一。【割註】時爲レ尼者三人。爲レ僧者八人。

此僧尼之始也。詳見ニ日本書紀一、

其所レ宗。有ニ華嚴。三論。法宗。律。俱舍。成實等一。【割註】神皇正統記曰。華嚴ノ僧朗辨傳ニ於唐僧杜順一。創ニ立東大寺一。又名ニ大華嚴寺一。三論孝德天皇ノ時。高麗慧觀所レ翻。即符秦羅什三藏ノ所レ傳也。後僧道慈在ニ大安寺一。弘ニ其法一。與ニ華嚴一竝行。法相興福寺所レ傳。僧定慧游レ唐。受ニ之玄弉三藏一。定慧即大

織冠鎌足之子也。後僧正玄昉游ノ唐。又學二泗州ノ僧智周一。智周玄弉之法孫也。律宗。唐僧鑒眞。天平勝寶中。來歸所レ將。爾後南都有二戒壇一。北京有二我律一。俱舍。成實。道慈律師ノ所レ將

【頭書】三論宗。推古天皇三十三年高麗より慧灌と云僧來り、三論宗を弘む。是日本宗旨の始也。」

天台始二于傳敎一。【割註】傳敎大師名最澄。延曆中。創二立止觀院于比叡山一。延曆二十三年。從二遣唐大使藤原ノ葛野朝臣一游レ唐。受二密敎于天台ノ道邃一。傳詳見二神皇正統記及元亨釋書一。按二宋史日本傳曰。葛野與二空海大師。及延曆寺ノ僧最澄一。入レ唐詣二天台山一。傳二智者止觀義一。當二元和元年一也。佛祖統紀道邃傳曰。貞元二十一年。日本國最澄。遠來求レ法。聽レ講受レ誨。晝夜不レ息。書二寫一宗ノ論疏一以歸。眞言始二空海一。【割註】弘法大師名空海。從二葛野朝臣一游レ唐。受二法慧果一。大同中歸。奏建二眞言院於宮中一。賜二東鴻臚ノ地一。建二東寺一。又創二金剛峯寺一。今之高野山是也。傳詳見二神皇正統記及元亨釋書一。舊唐書日本傳曰。貞元二十年。遣レ使來朝。留學生橘免勢。學問僧空海。免當レ作レ逸。谷響集引二諸宗志一曰。不空ノ弟子有二慧果者一。元和中。日本空海入二中國一。從レ果學。歸レ國盛行二其道一。禪乃始二于榮西一。【割註】抑葉上房律師榮西、備中吉備津ノ宮人、先薩摩ノ守賀陽貞政曾孫也、母田氏。【割註】葉上僧正名榮西。号二明菴一。又号二千光法師一。仁安三年。從二商舶一游レ宋。登二天台一得二天台新章疏三十六部一歸。文治三年。再游レ宋。受二禪法于天童虛菴一。建久三年。在二筑前香栖屋郡一。創二建久報恩寺一。六年。又建二聖福寺於博多一。後鳥羽天皇賜二宸翰額一。曰二扶桑最初禪窟一。建仁二年。將軍源ノ賴家創二立建仁寺一。以二榮西一爲二開山一。此禪宗之始也。詳見二元亨釋書及東鑑一。榮西ノ西游。當二趙宋ノ時一。禪僧之來歸。若游二學于彼一者。絡繹不レ絕。五山十刹。【割註】宋濂護法錄覺原ノ禪師道衣塔銘序曰。浮圖之爲二禪學一者自二隋唐一以來。初無二定止一。惟借二律院一以居。至二宋而樓觀方盛。然猶不レ分二等第一。惟推二在レ京鉅刹一爲二之首一。南渡ノ後。始定二江南一。爲二五山十刹一。俾二其拾レ級而升一。下略。于レ是建立。爾後源空。【割註】以二念佛一爲レ宗。号二淨土宗一。」親鸞。【割註】創二立本願寺一号二一向宗一。又号二本願寺門徒一。」

親鸞上人始は青蓮院慈鎭和尚の門人也。其外孫【割註】鸞が女日野左衞門佐廣綱に嫁して覺惠法師を生す。覺惠、尊助法親王ノ弟子、後如信上人顯如寺の祖也。又隨て祖父の法を受、其子覺如も亦如信の弟子也。如信は親鸞上人の子にして鸞の嫡孫也。夫より相續也。按に本願寺は親鸞が外孫より相續す。顯如寺今常州水戸領にあり。

法然上人の法名を源空と申せしは、兩師にておわしける持寶源光の源字と、慈眼坊叡空の空の字をとりて、源空と稱し給ひしと也云々。

西山善峯寺澄空上人号ニ善惠ー。源空上人ノ弟子。土御門贈從一位前ノ內大臣源ノ通親公久我祖七男と云々。

日蓮。【割註】以レ唱ニ法華經ノ題目ー爲レ宗。故俗呼爲ニ法華宗ー。

按に、法華宗とは天台宗の事也。日蓮宗と唱ふべし。

亦相纏拗ニ宗門ー。皆當ニ鎌倉氏之時ー。指歸雖ニ各異ー。其源出ニ天台ー。至ニ輓近ー。支流餘裔不ニ復止ニ乎此ー。蓋佛寺之在ニ京師ー者五百三十九區。舉天下寺宇未レ知ニ其幾何ー。在ニ異邦ー金陵寺宇七百餘區。（割註略）。北魏一萬三千寺。唐ノ武宗即レ位廢ニ浮屠ノ法ー。毀レ寺四千六百。招提蘭若四萬。籍ニ僧尼ー爲レ民、二十六萬五千人。奴婢十五萬人。田數千萬頃。大秦穆護祆ニ二千人。【割註】通鑑武宗紀ノ註ニ曰。大秦穆護祆釋氏之外教。如ニ回鶻摩尼類ー。祆乎煙翻。胡神也。唐制。祀部歲再祀ニ磧西諸州火祆ー。而禁ニ民祈祭ー。官品令有ニ祆正ー。蓋主レ祆僧也。東都上都。每レ街留レ寺二。每寺僧三十人。諸道留レ僧以ニ三等ー。不レ過ニ二十人ー。宗ノ景德中。天下二萬五千寺。元祐三萬九千寺。元ノ至元二十八年。天下ノ寺宇四萬二千三百一十八區。僧尼二十萬三千一百四十八人。今者王公貴戚之歸レ佛。姑不レ論也。以下僧人有ニ官銜ー者。亦各法ニ其法ー。職ニ其職ー。唯在ニ民間ー。啞羊鳥鼠之徒。規ニ取飽食煖衣苟安ー者。都會之間。動以レ萬數。蓋中世已降。無ニ度牒之制ー。【割註】度牒始ニ于南北ノ朝ー。唐ノ肅宗已還皆沿レ之。詳見ニ事物紀原ー。在ニ本邦ー始ニ于養老四年ー。令謂ニ之度緣ー。其廢不レ詳レ自ニ何時ー。今京師東福寺有ニ正和二年ノ度牒ー。駿河久能寺有ニ承久元年ノ

度牒。

○義俊云、古來の出家は私に剃髮する事叶はず。出家したくと思ふものなれば、其國分寺なりとも、又は德行ある僧のもとへなりともかゝつて居、髮を剃らず俗體にて居ながら學問修行す。此間を行者と号す。役ノ行者の類也。學問の功積たると師が目利して、國の司のもとへ剃髮の願を立る。國司召て法華經と起信論とを、不時に所々を問て滯らざる時、國解と云て添狀を以て、京師の鴻臚館に逗留し、玄蕃ノ寮へ訴へ、治部、玄蕃の官人立合て、法華經と起信論を碩學の家を以て吟味させ、滯らざると見れば度牒と云ものを渡す。唐紙五枚かさねにて、畢竟何ノ國何郡本姓は何、年幾ッ、誰ヵ弟子、出家をゆるすと云事を書て、玄蕃の官人殘らず花押を添て渡す也。勿論、治部、玄蕃の官人官位を唐名にて書ク法也。是を得度得家すると云。度牒を得ルと云意也。ちやうど、今の虛無僧の本則のやうなる物にて、是を持て居ざれば、剃髮して往來する事ならず。度しても受戒と云事をせねば法師と云れず。されば、人を敎化する事叶はず。受戒は筑紫の觀音寺、下野の藥師寺、南都の東大寺の三ッの寺のうちへ、何れなりともよりて戒を受る故に三戒壇と云。其後最澄が願ひにて、比叡山にて壇を設けたり。爰にて具足戒といふ事を授くる也。夫より法師と呼れて敎導する也。その如く學戒行跡のそろうたるものを撰みて出家とする故、秀たるもの多くありたる也。今時の僧は口業の爲なれば、兄弟もの多き中にも、或は病身、或は役にたゝぬを出家にしてしまへとて、自由に剃こぼち、天地の間の食潰に仕立る故、名僧もなく、又惡僧と呼ばるゝ程のものもなく、前にも云如く傾城屋と同位なるもの也。

○又云、古來出家死するか、又は還俗すれば、其度牒をもとへ戻して跡へ留さるもの也。故に度牒、戒牒傳はらず。今の出家度牒のわけを知ラず。度とは頭を剃事とばかり心得て暮す。淺間敷事也。

○又云、聖一國師の出家せられたる時の度牒、如何して殘りけるにや、東福寺に今あり。先年披見して寫し置たり。又東大寺に一通殘りてあるとぞ、是は見ず。誰度牒なるや追て聞合すべし。戒牒はいづか

たにも殘らねど、政事要略に載て傳へたり。度牒を得て學文行跡ともに正きといふ僧にても、世の中の費ものなろに、度も戒もなき僧の世に充滿したるは氣ノ毒なる事なれども、渠も口業なれば强ては論じがたし。

○延喜式云、凡神戸ノ百姓不レ得ニ輙令ニ得度一。

○唐ノ食貨志ニ、肅宗至ニ鳳翔一以ニ用度不レ充。始給ニ空名度牒一。又高僧傳。度牒自ニ南北朝一有レ之。說文云。牒札也。簡也。

○正字通ニ曰。世ニ傳。漢明帝永平七年。佛法始入ニ中國一。非也。秦ノ時沙門室利房等至。始皇以爲レ異囚レ之。夜有ニ金人一破レ戸以出。漢武帝ノ時。霍去病過ニ焉支山一得ニ休屠王祭レ天金人一以歸。帝置ニ之甘泉宮一。金人者浮屠ノ所レ祠。今ノ佛像其遺法也。哀帝ノ時。博士弟子秦景使尹存口ニ授浮屠經中土未之信一。迨ニ明帝一。夜夢ニ金人飛ニ行殿庭一。以問ニ於朝一。傅毅以レ佛對。曰天竺有レ佛。即神也。帝遣ニ中郎蔡愔及秦景一。使ニ天竺一求レ之。得ニ佛經四十二章釋迦ノ立像並沙門攝騰蘭一東還。以レ是考レ之。秦西漢知レ有レ佛久矣。非ニ明帝一也。

○周書異記ニ曰。周ノ昭王二十四年。天竺ノ迦維衛國淨飯王ノ妃摩耶氏夢ニ天降ニ金人一遂有レ孕。於ニ四月八日一太子生ニ於右ノ脇一。名ニ悉達多一。年十九入ニ檀特山一修行証道。至ニ穆王三年明星出時一成佛。號ニ世尊一。於ニ熙連河一說ニ大涅槃經一。以ニ正法眼藏一將ニ金縷僧伽梨衣一傳與ニ弟子大迦葉一爲ニ第一世祖一。行至ニ周穆王五十二年二月十五日一往ニ拘尸城娑羅樹ノ間一入ニ涅槃一。在レ世教化四十九年。是爲ニ釋迦牟尼一。

○佛地論ニ曰。姓釋。號ニ牟尼一。

○獅子通王は大悉經にあり。釋尊の異名也。

○釋書釋老志ニ浮屠正號曰ニ佛陀一。華言譯レ之則謂ニ淨覺一。又姚宗傳ニ佛覺也。在ニ于方寸一。

○博雅ニ、佛曰レ覺。佛者覺也。以レ覺ニ悟群生一。佛梵語には勃陀と云。此には覺者といふ。

○靈鷲山自ニ太伊加伊都一四十里。【割註】流沙川之川上。」於レ是每三月至ニ四月一立レ市。號ニ八日市一。自レ是

四十三里、【割註】流沙川之川上ニ有ニ坐禪石一。其磐高三十二町。要ニ時流沙川上一甚奇石也、【割註】當山貝多羅樹多有。昔用ニ此葉一書レ物。

○無量義經云、種々說法以ニ方便力一四十餘年。未レ顯ニ眞實一。

○釋尊十九歲にして出家し、三十歲にて成佛し、五十年の間法を說、七十九歲にして涅槃に入給ふ。

○第一華嚴時、三七の間の說法、【割註】華嚴宗此說より建立せり。

第二阿含時、十二年の間の說法、【割註】俱舍、成實、戒律、法相、眞言等の宗旨、此說より建立せり。

第三方等時、十四年の間の說法。禪宗、淨土宗、

第四般若時、十六年の間の說法。三論宗、

第五法華時、八年の間の說法。【割註】天台宗。日蓮宗は是天台宗の分派なり。

○法華經六萬五千三百八十四字、

序品一、方便品二、欲令衆三、提婆品四、壽量品五、神力品六、普門品七、陀羅尼品八、此經難持十、以要言之十一、圓頓者十二。

○涅槃經ニ曰、汝等莫涕泣。還到瞻部州。爲度衆生故示現大明神。

涅槃　心經注ニ、涅槃乃不生不死之地。一切修行之所。世人誤以レ死大非也。

○龍樹菩薩大論ニ云、三千世界是名爲ニ一佛世界一。是中更無ニ佛實一。一釋迦牟尼佛。是一佛世界中。常化ニ作諸佛種々法門。種々因緣。種々方便一以度ニ衆生一。

○護國論ニ云、豁然大悟而見ニ靈山一。一會儼然未レ散。

○孝子曰、佛亦是胡人之賢、智者安可レ侵者。何以其斷惡修善之法清心寡欲之教也、所レ謂諸惡莫レ作。衆善奉行。自淨ニ其意一。是諸佛教、阿含　涅槃

○儒廣ニ陽德一。佛廣ニ陰德一。儒濟ニ人物一。佛濟ニ幽冥一。儒明ニ禮義一。佛明ニ心性一。儒業ニ生前一。佛業ニ死後一。

○修レ身齊レ家。治レ國平二天下一之法。儒盡矣。養レ生頤レ神止レ爭避レ禍之要。老莊盡焉。不生不滅心得自在之術佛說盡矣。

○太宰純云、釋氏之徒自謂二其道一爲レ內。謂二儒者之道一爲レ外。儒者怒之過也。蓋嘗レ聞二釋氏之說一曰。域外治心謂二之內教一。域中修身謂二之外敎一。此言誠然。無二可レ譏者一也。夫吾所レ謂道者仲尼之所レ說。古之聖帝明王所三以治二天下一之道也。然天下之本在レ家。家之本在レ身。孟子之因言之禮。大學記曰。自二天子一以至二庶人一。壹是皆以レ修レ身爲レ本。孟子之言止二於身一不レ及レ心。與二記之言一合而觀レ之。可三以見二古訓一也。孔子曰。操則存。捨則亡。出入無レ時。莫レ知二其鄕一。其心之謂與。孔子之說レ心。唯此一語耳。他不二經見一。是亦可三以見二先王之道不レ務レ治レ心也。孔子特語三心之居無二定處一爾。夫人心者善動之物也。其動伊何。感レ之亦興。不レ感亦興。有思與夫喜怒愛惡哀樂無レ非二心之動一者上。唯其若レ斯。是以難レ治。聖人明知二心之不レ可レ治。故敢人不レ治レ心也。然則聖人果不レ治レ心乎。曰聖人未三始不レ治レ心而不レ治レ心耳。

○心經者佛說レ心之徑要也。心本無レ有。而世人妄爲レ有。亦爲レ無。而學者執以爲レ無。有無分而能所立是自罣礙也。自恐怖也。自顚倒也。安得二自在一。獨不レ觀二于自在菩薩一乎。彼其智慧行深旣到レ自二彼岸一矣。斯時也自然昭見色受想行識五蘊皆空。本無二生死可レ得。故能出二離生死苦海一。而度二脫一切苦厄一焉。此經之總要也。云々。下略。

○佛者專本來面目空の一字を指て道といふ。

○論語、子曰回也、其庶乎。屢空。程門の徒に禪學などする人は、此空を色空にして、欲心のなき空寂の心を得た事に取て、全體空とは云れぬか、屢空寂の心になりたと云事也。
色は四大五蘊の體也。空とは煩惱菩薩の性也。此身體はかたちある故也。色とはかたちなきが故に空といふ也

○菩薩　法苑珠林ニ云、知二諸ノ安立一。知二諸ノ語言一。知二諸ノ談義一。知二諸ノ軌則一。知二諸ノ制令一。知二諸ノ無盡一。

知ニ其寂滅ヿ。知ニ一切ノ空ヿ。此十種之知あるを以て菩薩といふといへり。
○天台。依レ經。文句　玄義　止觀　釋籤　疏記　弘決
眞言。依レ經。大日經　金剛頂經　蘇悉地經　菩薩心論　十住心論。
華嚴宗。依レ經。阿含經　華嚴經　涅槃經。
三論宗。依レ經。阿含經　方等部。
法相宗。依レ經。瑜伽彌勒作レ之　華嚴經　解深密經　唯識論。世親造　楞伽經　倶舍宗屬レ之　功德嚴經。
律宗。依レ經。梵網經　五部經　四部經　十誦律　五論一毗尼　母論二摩得勒伽論　三善見論　四薩婆多論　五明王論。
禪。傳燈碧嚴壇經　一ニ牛頭宗　二ニ北宗　三ニ南宗　四ニ荷澤宗　五ニ洪州宗　南宗の下にて五流に分つ。
臨濟宗　僞仰宗　曹洞宗　雲門宗　法眼宗。
淨土宗。依レ經。觀無量壽經　阿彌陀經　天親往生論
○釋迦ノ十大弟子　頭陀　第一加葉多門　智惠舍利弗　解空須菩提　說法富樓那　神通目連　論義稱延
密行羅喉羅　天眼阿那難　持律優婆離
○七衆　比丘　比丘尼　優婆塞　沙彌　沙彌尼　式沙摩尼
○般若經六百卷皆空とて大筈を說キ、五百七十八卷目の理趣分に至て、淸淨〳〵と云事を六十八まで重て說キ給ふ。佛身法身猶虛空。
○華嚴經ニ　三界五趣皆淸淨性。【割註】淸淨といふ事を梵語にシュダと云。陀羅尼」
○梵網經ニ　自性淸淨體金剛寶戒と說ク。
○心地觀經ニ　心淸淨なれば世間淸淨と說ク。

○清淨樂道

○老子云、清淨爲二天下ノ正一。

○一切の法は本來清淨とて、磨きたてたる鏡の如く、一塵の穢もなきもの也。元より地獄の氣づかひもなく、畜生の筋目もなし。地獄に落べき筈なれども、直に地獄へ行、畜生になる筈ならば此土へ生れずとも、直に地獄に行き畜生になる也。扨一切諸法とは、地水火風空の五大也。天地も五大自身も五大にして、一切のかへ言葉也。五穀にて一切の穀を盡し、五常にて一切の禮儀を盡し、五色にて一切の色を盡し、五味にて一切の味を盡すが如し。地は一切の不淨を清むるもの也。何程の穢れものも、土中に埋メば清くなる。糞尿も土中に捨れば臭氣もなくなり。何となく清くなる。是以神道に土手洗の大事あり。佛家にも土にて手洗する法あり。水は物をあらひ清むる事、人の知所也。火は能物をゆで火淨と云る事あり。いかなる穢れたるものも、火に燒ば皆清くなる也。護摩修するも、惡事、災難、煩惱、不淨まで燒清むる事也。火に穢と云事あり。是神道の習あり。風は能物を清むるもの也。塵ほこりも臭氣も、風にて拂ひ、箒も風を出す道具也。中臣の祓に罪と云罪、咎といふ咎はあらじものぞと、科戸の風に天の八重雲を吹拂ふことの如く祓ひ給へ清め給へと是也。空は元より清淨虚空と經にも解給ひて、穢れた虚空はなきもの也。さすれば天地の五大清淨なれば、自身の五大も清淨也云々。物を害し、物を盜み、逆罪を犯し、法を譏れば心地獄となり、慳貪邪見なれば心餓鬼となり、愚癡闇鈍なれば心畜生となり、偏執我慢なれば心修羅となり、五戒十善を持てば心天人となる。他を知ず、我身のみ救はんとむかへば、心聲聞緣覺となり、智惠慈悲深ければ心菩薩となり、諸事さとれば心佛となるものを、妬む女はたゞちに蛇身を得たる事、其數多し。かくの如く一心より諸事變ずれば、佛法更に外にはなきもの也。

○地獄　梵語捺落迦、又語泥黎此翻レ具。○餓鬼　梵語閉黎多。○畜生　梵語底栗車。此翻二畜生一。修羅具阿修羅。又云阿素羅　此翻二無酒一。

○極樂に五求樂。地獄は自業苦。閻王は炎王、心は則文也。又一身の主也。故炎王とも云。又貪瞋癡慢疑の五鬼を出して我一身を呵責す。

○十王經ニ云、閻魔王自人地去五百曳善那、名ニ無佛世界一。亦名ニ豫彌國一。【割註】よみぢがへる。よみちのさわり。

○梵書以ニ一世一爲ニ一劫一。字彙ノ註楞嚴經ニ云、儒爲レ世。釋爲レ劫。道爲ニ塵俗一。劫を歷といふは世を經也。

○一庐舎は四里也。一踰繕那又謂ニ之一由旬一。大者八十里。中六十里、智度論。由旬三十里。西域記、一俱胝、又作ニ拘致一。唐翻曰ニ萬億一。

○釋氏有ニ十八地獄之說一喩ニ炙人口一久矣。其義未レ詳。然釋氏有ニ六根。六入。三毒之分一。緣ニ六根一眼耳鼻舌身意。因ニ六入一色聲香味觸法。皆有ニ三毒一貪嗔癡之惡業。故三六共成ニ十八之數一。又九地而兩レ之亦共十八之數焉。

○夫須彌世界は釋尊の天文にして、弟子達婆羅門等往々に說弘むる所也。浮屠氏緇衣の輩知ずんば有べからず。然れども、日域震旦の說ク所異なる事ある故、杜撰とて棄斥する輩は、聖賢といへども萬法に周からず。此に聖なるは彼に疎く、彼に疎きは此に賢し。伏羲天文の聖なれども百草に疎く、神農百草の聖なれども鍼術にうとく、黃帝鍼術の聖なれども世法に疎く、仲尼世法の聖なれども天文にうとしと云々。

○倶舍論に、日月衆星は何に依て住するや。風に依て住すと云。諸の有情の業、増上力を以て共に風を引起て、妙高山を遶れり。空の中に旋環し、日を運轉して停ず墜ざらしむ。彼所住此を去事四方踰繕也とあり。風は梵語に毘嵐と云、又毘蘭婆とも云。此は猛風とす。日月猛風に乘ずる故、晝夜運轉して墜ずともあり。又涅槃會ノ疏に、五風に吹るゝが故、自然に運旋す。一ニ持風、二ニ住風、三ニ動風、四ニ轉

風、五ニ行風と云々。
○了介云、我慢がたきものは禪に入リ、情強キものは日蓮に入、愚癡なるものは一向によると云。
○又云、佛法の實は心法也。されども心法ばかりにては好人稀也。爰を以て先ヅ奇特をなして人の信を取、淺法を弘と云。空海云、正法に奇特なし、たまさかに我爲ミたる奇特ばかりは、かりの事にて實の佛法に非ずと云々。
○或云、釋迦は慈愛深き人にて、佛法おこりも衆生を不便に思ふ心より出たれば、聖人の心と相同じき也。大なる違ひのやうに見ゆれども、輪廻をいふといはざるの根元の違ひより生ず。衆生を憐むに於ては一也。
○我國弘法大師諸州無レ水地に錫を卓して涌水せしむ。異邦にも同じき事あり。梁の景大禪師、羅浮ノ寶積寺に居れり。其地水無を愁ひしかば、師錫を地に卓立ス。地泉涌出る事數尺、是より井を得たり。
○佛者國を有ず。人を賞するに物なし。極樂に生ずるを以て賞とす。佛者罪を行ふ事あたはず。故に地獄に墮るを以て罰とす。
○弘法大師は釋尊を捨て大日如來を信じ、諸經中最爲ニ第一ニ說給ふ。法華經を第一戯論と謗り。又法然上人は釋尊を捨て彌陀如來を本尊とし、悉皆成佛と說給ふ。法華をも捨閉閣抛と誹謗せり。又達磨大師は空觀の禪法を悟り、教外別傳不立文字の義を立て、如來一切甚深之事皆於ニ此經ニ宣示顯說すと說給ふ。法華經をも說、言是忘捨、又諸宗の祖師は其宗とすべき經に依て法華經を信ぜざる也。譬喩品ニ云、若人不信毀ニ謗此經ー。則斷ニ一切世間佛種ー。乃至其人命終入ニ阿鼻地獄ニ云々。
○本地大日　訶梨帝母、金剛童子、金剛界、胎藏界ノ兩部也。矜迦羅制多加因中一字也。或云、香作レ强伽羅、是忿怒ノ爾而降伏於魔也。制多加司善也　起上慈悲云々。
○牛頭天王の梵語、【割註】密宗次第本に見ゆ。世に多く智者なし、瞿摩揭陀婆耶提婆囉惹と云。瞿摩は

牛、揭陶婆頭、提婆は天、囉は王、梵語也。
○茶毘　闍維、【割註】又梵燒各梵語也。人死而火葬之事也。又下火とも云。一天四海皆歸妙法、五百歲中廣遷流布、於閻浮提無量無斷絕。日蓮上人、
○俱舍宗は　自身自佛國非有非空本學無外と立る也。
○三論宗は　佛國神國無二外體一。五輪依レ身。佛體非レ他。心中五臟六腑と立る也。
○華嚴宗は　持戒則佛教守護自德唯與と立る也
○成實宗は　三身具足稱彌陀釋教修己身具妙體と立る也
○天台宗は　敗入赴字門唯以五時教佛果證修已得位自心自佛極と立る也
○眞言宗は　自想教想觀法無我自心大日本有無と立る也。
○傳燈碧巖壇經　禪宗の主とする所の碧巖集は、門悟律士の作也といふ。
○貞丈云、佛法設二五說一而從二人欲一以誘入、所レ謂五說者。
一ニ說德神通自在　二ニ說諸行無常　三ニ說三世輪廻　四ニ說因果業報　五ニ說地獄淨土苦樂。此說佛法根元也。
擴レ之其說千變萬化爲二諸法一。
○三時業　世典ニ曰、天命佛經ニ曰、業報。業有二三種一。順現業。順生業。順後業。現世作二善惡一。現世受二其報一。是順現業、現世作二善惡業一。現生不レ受レ報。次生受レ之。順生業。、現世作二善惡業一。經二一生三生一乃至二五世十世無量生後一漸受二其報一。是順後業。以レ是往判無二適而不一レ通。彭祖之智不レ出二堯舜一。而壽八百歲。顏淵之才不レ出二衆人之下一。而壽二十八。仲尼之德不レ出二諸侯之下一。困二於陳蔡一。殷紂之行不レ出二三仁之上一。而居二君位一。季札無レ爵二於吳一。田恒有二齊國一。夷齊餓二于首陽一。季氏富二於周公一。咸陽皇帝而降二軹道一。泗水亭長而登二寶位一。孔明謀略而不レ能レ復二漢宗一。鄧通富饒而不レ能レ逃二餓死一。皆業報所レ感。亦

奚疑哉。
○語類云、朱子曰、佛ノ所レ說六根六識四大十二緣生之論。皆極ニ精妙ー。故吾儒謂ニ孔子所レ不レ及。
○智恩院智鑑和尙ノ云、虛靈不昧の字、大智論に在んと東涯に語る云々。
○佛大敎說ニ虛寂ー。有レ似ニ老莊ー。說ニ變怪ー。有レ似ニ列子ー。說ニ義理ー。有レ似ニ易說論語ー。
○法華經ニ、捨ニ惡智識ー。親ニ近善友ー。
○又云、若人求ニ佛惠ー。常隨ニ多聞ノ人ー。
○瑣語ニ云、佛經如是我聞。發語ノ一句耳。猶レ言ニ我聞如レ此也。曷嘗有ニ殊義ー。說者一々分疏曰。心境合一。曰不レ落ニ六根ー。曰我不暇言辭曰レ聞。袁宏道解、可謂文繡鞶帨矣。且此語記者ノ所レ置。而非ニ佛言ー。亦尙書ニ曰。若稽古之類耳。
○雨中間答ニ云、佛法の始は釋迦の說キ出せる也。其時代は唐土にて考ふれば、周ノ穆王の頃にて、日本にては神代に當る。今よりは二千七百二三十年のむかし也。諸宗あらんかぎりは、皆釋迦の說キ出せる也。釋迦出生の國、往古は印度と云。後天竺といふ。今にては莫臥兒(モウル)と云。唐土今の都順天府よりも千有餘里の西にて、日本の九州よりは三千八百餘里西也。天竺は東西南北中央の五天竺あり。釋迦は中天竺の生れにて、其身は迦毘羅國王の太子也。母は摩耶夫人と云。十八九歲のころより衆人にこえて、才智發明いふばかりなし。天竺の土地は蠻國にて、聖人といふものも生ぜず。人情慾深く愚痴にして執着甚しく、邪法幻術をなすもの多く畜類に近し。釋迦甚だこれを歎き、十九の歲、妻子すて王位を離れ山に入り、十二年の間身をこらし工夫して、天竺の氣に應じて敎化せん事を欲し、佛法を編ミ、三十の歲佛道成就せしとて山を出、乞食頭陀の行ひなし、上下の隔なく、船頭馬方獵師穢多のきらひなく取集て說法しあるき、國々にわたり、歸服せぬものあれば幻術をかりて目前におどし見せ、愚痴なるものには愚痴なき事を以てすゝめ、其土地人氣に應じて敎へ、說法さま〲也。其說法さま〲なるを、阿難書留

て經となし三千餘卷となる。今七千餘卷といふものは、後々唐土にて、高僧達の色〳〵と書添增補しかく成ぬと見えたり。今に莫臥兒國に佛經三千藏あり。凡三千餘卷と采覽異言に見えたり。達磨も此國の生れ也。かくの如く人氣に應じて說出せるもの故、華嚴、阿含、方等、般若、法華、涅槃の經々となり、律、天台、眞言、禪等の諸宗と分れたり。禪宗は達磨を祖とすれど、敎外別傳、不立文字、以心傳心のはじめ、釋迦拈華を以て大衆に示すといへども悟る人なかりしに、迦葉一人のみ微笑して、其意を開悟す。是其始也。如レ此種々に說法すといへども、詮ずる所は天竺の州を治むるの法也。我朝にて佛法儒道の來らざる以前は、神道にて國を治め、漢土は儒敎を尊び、西域の國々は、それ〳〵の法を以て國を治むるも同じ道理也。阿彌陀經に出たる舍衛國と云は、南天竺の國にて、今は琵牛と云占城の近國也。暹羅も南天竺の內にて、釋迦在世の時、舍利弗今に應帝亞の地、東天竺は今の榜葛剌の地也。北天竺は莫臥兒甚だ大國なる故、北と中とを兼ぬと見えたり。東埔寨占城等の國々までも說ひろめ、今に東埔寨、占城等には佛法殘りて行はるゝ也。天竺の南海中に齊狼嶋と云大嶋あり。釋迦そこらまでも說法しあるき、終に其地にして遷化ありし。時に七十九歲也。其後千有餘年千四百六十年也を經て、漢ノ明帝に至り、王遵等を天竺に遣はして佛教を求め尋ぬ。依レ之佛像經々等追々に漢朝に入、沙門摩騰など入朝す。これより唐土にひろまり、其後又四百四五十年を經て、我朝人王三十代欽明天皇より敏達用明の朝に至り、追々佛像經々渡りて、推古の朝に至り、聖德太子より甚だ壯んになりけるより、代々の帝、又は將軍家の歸依により追々ひろがり、今の如く五十四萬餘の寺々のあるやうになりたり云々。

○萬國新話ニ云、明史外夷傳ニ云、錫蘭嶋の海邊の山上に石あり。石上に足跡あり。長サ三尺ばかり、是紅毛雜話中靈鷲山の條に誌せる佛足石の事也。故老云、佛翠藍嶼に來りて、此を踐けるが故に尙存す。中に淺水有て、四時共に乾かず。人皆目を拭ひ、面を洗ひ、佛水淸淨と云、其山下に僧寺あり。釋迦如來の眞身狀上に側臥す。かたはらに佛牙及び舍利あり。相傳ふ、佛涅槃の所也と、其寐牀は沈香にて

作り、寶石を以て荘嚴すと記せり。中良按に、竹枝詞の註に、永樂中鄭和詔を奉じて金銀寶幡を布施となしたる事を書り。

○又云、明儒ノ說ニ云、五印度の內、南印度のみ古のまゝにて、其餘の四は皆莫臥爾に併せらる。東應亞に大河あり。【割註】東應亞は即天竺五印度也。」安日河と名く。國人ノ云、一度此河水に浴するときは、作る所の罪業悉く消除す、故に五印度の人皆行て沐浴し、こひねがはくは、罪障を消滅して天に生を受ん事を得んと祈るなり。

○宇木魯中羽子輩公在ニ翰林一時進請。上問曰。三教何者爲レ貴。對曰釋如ニ黄金一。道如ニ白璧一。儒如ニ五穀一。上曰若然則儒賤邪。對曰。黄金白璧無亦无レ妨。五穀於レ世。豈可ニ一日闕一。上大說。

○聖武帝甚好ニ佛法一。讓位の後落飾し給ふ。帝王の剃髮是始也。

○聖武帝十七年以ニ行基一爲ニ大僧正一。是大僧正の始也。

○淸和天皇貞觀七年以ニ壹演一爲ニ權僧正一。是權僧正の始也。

○秦始皇封ニ松於大夫一。漢武帝封ニ栢於大將軍一。唐則天封ニ栢於大夫一。宋徽宗封ニ石於盤固侯一。夫木石無心之物。何與ニ榮辱一。是皆人君奢之極。而古今之人悉無ニ不レ笑者一。雖レ然以レ予觀レ之。未ニ必可一レ笑レ之。何也。蓋我佛教說ニ毘盧遮那遍一切處山河大地全是法身一。故華嚴說ニ十身一。則有國土身經中亦有ニ樹林河池一。作ニ禮拜之事一。有ニ水鳥樹林一說法之。春秋記ニ石言ニ于晉魏楡一。晉書劉曜ノ傳載ニ石言ニ於陝一。日本紀謂葦原中國者。磐根木株草葉猶能言語。亦是我佛教毘盧遮那遍一切處之妙旨耳。爾則人能言語。木石何異レ人也邪。封ニ人於大夫一。與レ封ニ木石於大夫一。非レ有ニ大逕庭一。未ニ必可一レ笑也。若非ト以ニ吾佛教深義一解上。則雖ニ周公孔子復生一。斷無レ曉ニ此理一焉。

○玉勝間ニ云、天武天皇の御代十四年三月二十七日の詔に、諸國每家作ニ佛舍一乃置ニ佛像及經一。以禮拜供養。と書紀に見えたり。民の家々まで持佛堂と云ものをかまへ、佛を祭る事はこれより始りけん。

○貞丈云、寺院共に本トは官舍【割註】官舍は俗役屋敷也 之號也。異國に鴻臚寺、光祿寺、大理寺あり。皆官舍也。吾朝に八省院、齋院等あり。皆官舍也。又淳和院、奬學院等あり。學文所の名也。異朝後漢ノ明帝の永平十年、始て佛像佛經を白馬に負せて渡來る。白馬寺を建て、像經並僧を置り。是又官舍に準じて寺と號たる也。夫より以後、寺と云は佛を置キ、僧の住所の名となれり。又佛寺の居所を寮と云。是も亦本は官舍の名也。吾朝内藏ノ寮、大炊ノ寮、大學寮、兵庫ノ寮、其外多し。佛寺の中の役所、何ノ寮と云よりして、是も佛に付きたる名となれり云々。

○精舍は儒者の諸生にもの教ゆる所也。後漢の包咸傳に、咸住二東海一立二精舍一授二讀書一。又檀敷傳立二精舍一教授。又姜肱傳、盜就二精舍精廬一求見。【割註】精廬即精舍也。とあり。今佛寺のみ精舍と覺えたるは誤也。柳巷談苑、

○昔院號を奉らるゝは、天子の御贈號のみなりしが、粟田ノ關白初て法興院とつき給ひぬ。夫より後足利尊氏等持院とつき給ふ。是武家院號の始也。今や民間にも有得なるものは、戒名の上に院號を冠らしむるはけしからず覺ゆ。東牖子

○神武天皇より元正天皇に至る四十三代は天皇號也。聖武皇帝御一代は皇帝號にして獨禮也。孝謙天皇より村上天皇に至る十八代は院號也。安德帝は天皇號也。後鳥羽ノ院より花園ノ院に至る十三代は院號、後醍醐天皇は天皇號なり。光嚴院より後桃園ノ院に至る二十四代は院號也。院號は五十七代陽成院より始る。

○貞丈云、佛道には阿彌院を本尊とし、道家には太一眞君を本尊とし、神道には天照太神を本尊とし、儒道には天を本尊とし、上帝と稱し、天帝と稱す。何れの道にも本尊と云ものなれば、車の轄なきが如し、道は本ト人作也。作に巧拙あり。天命　天刑　天誅　天之主宰

○佛とは胸中に在ル其の心をさして佛と云也。法華經ニ曰、一切衆生悉有佛性と說せ給ふ。凡夫の胸中に

悉く佛はあれども、悪業の索に縛せられ、煩惱の雲に覆はれて、佛性を顯はさゞれども、一念の發起に菩提心顯はるゝ所が、縛れたる繩の解たるにたとへて佛とはいふ也。成佛得脱といふも此意也。解とは結ひたるものをとくと云訓也。脱は煩惱の雲晴たる意也。ヌケガラと訓也。一念の發起には強盛の嗔恚も柔和になり、憍慢の悪心も忍辱と變じ、慳貪の邪念も慈悲と顯はれ、衆生の煩惱を解脱するときは即チ是佛となる也。此一念發起する所をさし圓滿悟道と云。華嚴宗には一念即得而成正覺と云。台宗には此即一道場成佛と云。眞言宗には初地即極發心卽到と云。禪宗には直指人心見性成佛と云。淨土宗には一向專念无量壽佛と謂て、名目は各替れども皆一理也。此佛性と稱する眞の心の在所は、人間の胸中背の第五の椎に位する所の、心の臟の中に在と云。通夜物語

按に、心は轉々の義、諸物に變轉する也。轉々は輪轉するをいふ。詩經に栢舟ノ章我心匪レ石不レ可レ轉。意はコヽロバセと訓、心馳の義。志ハコヽロザシと訓、心の指向の義。

心者形之君也。而神明之主也。神明者日也。方寸列子、心は方一寸也。故に方寸と云。

三寸之舌　五尺之體

意者心之萌也。心該ニ動靜一。意只是動之端。心之時分多意之時分少意與情不同。意心之發。情者性之動。情出ニ於性一、隨レ感而應無レ意者也。意則吾心之所レ欲也。觀レ情爲レ著レ力矣。心所レ之謂ニ之志一。心之所レ念謂ニ之懷一。心之所レ思謂ニ之慮一。心之所レ欲謂ニ之慾一。

○正五九月は三齋月、三長月、又は一切諸物神通三神變月などゝ云て、專ら佛事をなすべき月也。優婆塞戒經一字頂輪王經に出たり。法苑珠林に提涓經を引て具に明せり。釋氏要覽に、智度論を引ども論中に文なし。唐ノ高祖佛教を信じ給ふ故、武德二年正月甲□日詔、自レ今正月五月九月不レ行ニ死刑一禁ニ屠殺一、と唐書に出たり。此餘風宋ノ時猶遺りて、正五九月に葷を食する事を禁ずる由、雲麓漫筆に見えたり。又正月五月九月に杜レ門謝レ客、延ニ緇流一作ニ佛事一は、唐ノ遺制なりとも、老學菴筆記にはいへり。吾邦こ

とさらに隋唐の制度を其儘に受たるのみならず、佛法の行はるゝことも亦盛なれば、正五九月を何事にも忌て屠殺を禁ずるなどは、彼邦の習俗より來れるなるべし。

○日本の語は天竺とひとつなるもの多し。舟に水の入たるをアカと云、皿(ベイ)をサラ、瓦(クハ)をカハラ。猿(エン)をマシラともよむが如く、日本の語と入交ても、やはらかにして耳にたゝず。

○佛書に仙人と云るは、翻譯人仙の字名を借て相語り相譯せる故か。諸經の仙の名品々見ゆ。胎藏曼多羅の中に、

婆蘇仙　阿諸羅仙　瞿曇仙　阿底里仙　成就仙

かゝる類多く、天部の中形と行とに依て、仙と呼ぶもの一二に非ず。道士ノ所謂仙人と異にして其趣は近し。

○佛像の手に五彩の糸を掛る事、天竺の傳には、佛像の左の手に幡の脚をかけ、終焉に臨める人の左ノ手に幡の脚をとるとぞ。四方律語、又密教灌頂經ノ說の中に、佛形の耳に糸をかけて、行者の手に取て悉地を祈る事あるは、あながち臨焉のみの行義とも見えざるにや、所願の求て本尊に對して念ずるには、必像の臂肘股肱に繩をかけて引さま、南都藥師寺の景戒法師の所述の靈異記に載たり。是佛力の增强を恃み、引接の大悲にする意也。今ノ世靈像の開帳なんどに、佛像の手に糸をかけ、夫につけて白布を長く結び、善の綱と呼、遠近緣を結びて善を作す義となん。【割註】按に此善ノ綱を今俗緣ノ綱といふ。」

○鉢は梵土の食器也。是ニ三種あり。石鉢は佛器、鐵鉢は僧器、木鉢は外道の飯器なる事、釋氏の書に見へたり。是は天竺の風俗を云。唐我國隨の器あり。是を捨て西土風を用ひなんと思ふ人もかたくな也、と或僧云となん。

○木槵(ケン)子經ニ云、木槵子一百八箇を貫きて、常に自身に隨て、志心に南無佛陀と一子を過すべし。まさ

に百八煩惱を斷じて、無上の果を獲べしと說給へり。夫百八煩惱と云は眼耳鼻舌身意の六根が、色聲香味觸法の六塵に對する時、好惡平の三種といふ事あり。好とは眼に色を見、耳に聲を聞、鼻に香を臭、舌に味を知り、身欲を觸ゝ、意に法を立るを、六根共に心好（コノム）と思ふを好と云。又六根六塵と向ふとき、心に合はずして嫌ふ心を惡と云也。平とは好むと惡ムとの二の間、何の心もなく平等なるを平と云也。されども煩惱の起る事、念々に止ざるが故に、好惡平の三種ともに、六根の罪を作る事也。六根と好惡平の三を合すれば三六十八となる。然るに、彼好塵には樂受をなす、惡塵には不樂受をなし、平塵には不苦不樂受をなす。扨又樂受、苦受、不樂受も亦、六根に對すれば、是も三六十八となる。故に前後合せて三十六也。此三十六を過去にも、現世にも、未來にも、各造り重ぬる故、三世を合せて三三九、三六十八、都合百八の煩惱となる也。委しくは天台四教義集に見えたり。かく功德の籠りたる百八の數珠をもちて、佛名を唱へ奉れば、煩惱は消滅する也。

○謠曲の詞などに、いらたかの珠數おしもんでといふ事あり。此いらたかと云は、あらたかの轉訛にて延エラれは念珠の梵名也。世事百談。

○いらたかの珠數は、密家の故實もあるやと、眞言師に問しに、是は修驗山伏の事者の具にして、させる故なし。最角と書と答へし。

○百丈淸規相傳ニ云、魚晝夜常醒。刻ㇾ木象ㇾ形擊ㇾ之以警ニ昏惰一也。明ノ瞿祐が木魚ノ詩云、廊縣掛發ニ鯨音一、鱗甲光芒欲ㇾ倍ㇾ尋と云詩の趣にては、初は高く懸て打たる魚形なりしが、後に形の變じて、今の如くなりても猶懸たるならん。置て打は後の事にて、これを打鳴して經咒をよめるは、いよ〳〵また後の事と思はるゝ也。

○中右記云、內大臣宗能公、近世眞言ノ徒以ニ台金兩部ノ旨一、說ニ我神道一、可ㇾ謂ニ假名神道弘佛人一間ニ云々。

○神宮の忌詞に、寺を瓦葺と云り。異稱日本傳ニ、本朝ノ舊制皇宮用ニ檜（ヒハダ）皮葺一。佛寺用ㇾ瓦。故神事忌言ㇾ

佛寺曰㆓瓦葺㆒出㆓延暦儀式帳、延喜式等書㆒とあり。思に、そのかみは貴人は檜皮葺を用ひ、庶民は板屋、茅葺など常のことなれば、和歌にも板屋もる月、茅が軒端などあり。寺院は壯麗を專らとすれば、瓦葺に造りしなるべし。唐土にもやゝ似たりとあり。孔平仲が談苑に、最重㆓佛法㆒居者板屋。以㆓瓦屋㆒處㆑佛と見えたり。

○日本書紀二十六、墾田に宮闕を造起し、瓦覆にせん事を擬し給ひし事見えたり。

○帝宮より始太神宮代々造替、且は衰世の運に依て、古代のすがたならぬ事多し。然るに、和州招提寺は孝謙天皇の御願、天平寶字三年己亥創建、今正徳四年甲子に至て凡九百五十六年、幸にして一度の災上もなく作り替ず其儘なるは、類なき古代の梵刹也。

○胎藏界密宗ノ所㆑言、地也。陰也。金剛界密宗所㆑言。天也。陽也。名法集ニ云、弘法、傳教、慈覺・智證、以㆓佛法㆒附㆓會于神道㆒。以㆓金胎兩部㆒配㆓陰陽㆒。以㆓神佛㆒爲㆓同一體㆒者也。

○江ノ嶋鐘樓の側に、【割註】向ふて左の方也、」碑石あり。高五尺許、巾一尺七寸、上と兩縁は堀埋て建たり。碑文の所半より折て繼合せてあり。土人の稱に、江嶋の屏風石と呼ぶ。相傳ふ、此碑は土御門帝ノ御宇に、良眞和尚宋國に到り、慶仁禪師に見て、此碑を將來し歸朝すといふ。篆額は小篆にて大篆を兼たり。

大日本國江嶋靈迹建寺之記一行也

○八宗　法相宗南都ノ興福寺、三論宗南都東大寺、倶舍宗園城寺、成實宗南都西大寺、華嚴宗南都大安寺、天台宗延暦寺、眞言宗東寺、律宗泉涌寺。

右八宗の外に、禪宗、淨土宗を加へて十宗と云。又一向宗、日蓮宗あり。

○三天は止觀六十卷を以て、震旦國天台にて開宗也。根本法華經を表とす。故に法華宗と云。○眞言宗は三部秘經を以て、即身即佛と建る也。三部は大日經、蘇悉經、金剛經是也。

○倶舍、成實、律宗、此三宗は小乘也。

○法相、三論、華嚴、天台、眞言の五宗は大乘也。

○倶舍、成實、法相、三論、眞言、此六宗天竺の立る所也。天台、華嚴、此二宗は震旦の立る所也。

○三部大法は龍猛菩薩の作、一千三百餘卷。阿字觀金胎二部、眞言手印悉く傳授あり。

○諸宗寺院の數

天台宗	千八百二十ケ寺
眞言宗	一萬八千ケ寺
律宗	九千百ケ寺
法相宗	五千三百五ケ寺
禪宗	一萬七ケ寺
淨土宗	十四萬二十ケ寺
遊行宗	六千七十六ケ寺
大念佛宗	千五百十ケ寺
日蓮宗	八萬三千二十ケ寺
西本願寺宗	四萬五千八ケ寺
東本願寺宗	八萬百二十ケ寺
高田宗	七千五百二十ケ寺
佛光宗	八千五百二十ケ寺
總計	四十六萬三千四十一ケ寺也

○四條抄云。（唐）善導大師著、三緣へ　親緣　近緣　增上緣

按に江戸芝之三縁山増上寺の號、蓋これによれる歟。

○灌頂無念無相之極本心至于大日體位金剛胎藏兩界曼陀羅花一華所顯現世未來觀念也。賢按於灌頂日曆而無相曼陀羅に華を打也。

○後鳥羽院大禪大師へ、佛法は何のやうにたつやと勅問ありけれども、夢想國師對へ申上られず。

君よきけ佛のときし法はたゞ世を治るの方便也けり

○凡亡者の靈に水を向る事は、佛法に効へる歟。

予按に、是我國上古の習俗歟。日本紀十六鮪臣が死せし時、影姫哀傷の和歌を詠じて、

玉笥に飯盛玉梡に水盛なんといひ

其葬の時、水喰みもりな酒の詞あり。我國佛法來らざる以前の事也。

○空海云、夫佛法非レ遠。心中即近。眞如非レ外。弃レ身何求　迷悟在レ我。則發心即到。明暗非レ他。則信修忽證。哀哉々々長眠子。苦哉痛哉狂醉ノ人。痛狂笑酷睡嘲覺者不二曾訪一。醫王之藥。何時見二大日之光一。

○一休の一口談義に、極樂とは其身々々の家業を精出し、今日を安樂に暮し、心樂しく身を終るを云。地獄とは其身の家業に怠り、今日の上難義になり、困苦する也。或は貧窮より悪心を生じ、法度を犯し、罪人となる也。一代の守本尊とは、毎日朝夕身命をつなぐ飯と汁となり。隨分大切に信仰すべし。

○阿彌陀經云、爾時佛告二舍利弗一。從レ是西方十萬億佛土有二世界一號二極樂一。其土有レ佛號二阿彌陀一舍利弗。何故號二阿彌陀一。彼佛光明無量照二十方國一無レ所二障礙一。

○大般若經ニ曰、般若波羅密多、我滅度已後分後五百歲於二東北ノ方一當二流布一。

○佛說有二四恩一。一天地ノ恩。二國ノ恩。三父母ノ恩。四衆生ノ恩。

○楞嚴經云、東西南北爲レ世。過去未來現世爲レ界。

○虛無寂滅是萬有之母。天地人物皆無レ不レ從焉。佛氏曰從元住本生一切ノ法。
○老子曰、常无欲以觀ニ其常一。有欲以觀ニ其徼一。
○貞丈云、悲華經ニ曰、我滅度ノ後現ニ大明神一廣度ニ衆生一。大明神の號佛經より出たり。即權現と同意歟。又文德實錄卷ノ三、文德天皇仁壽元年六月甲寅、詔以ニ近江散久難度神一列ニ於明神一といふ事ありしなるべし。然れども、前々の國史には見えず。延喜式神名帳に名神といふ稱あり。又公式令の詔書式の發言に、明神ノ御宇とあり。【割註】アラカミアメノシタシロシメス、」とよむ。續日本紀の宣命には顯神とあり、明神と同じ。總て大事の宣命には、明神ノ御宇の詞を發言とせり。帝德の清明神聖なるを自賛し給ふにはあらず。清明神聖ならんことを欲し、恭敬して宇內を統御し給ふ意なるべし。さればこそアカラミコトアメノシタシロシメス云々との助字あり。是は大明神と異也。

百草露卷十一終

麓の花

麓の花

書をよみて倦しおしまづきにより、いねて枕につかずといひたりし人にも、をさを
さおとるまじう、ふみ見ることをこのめる好問堂主人をとぶらひけるに、折しも書
の虫はらひすとて、ところせきまでうちゝらしたり。あるふみの中なるを、おのれ
ひと巻とりて、ひろげければ、あるじのいへらく、こはふつに人に見すべき書には
あらずといひつゝ、よそごとにいひこしらへて、さて雨はいつふりけん、夕だつ雲の
けしきもなく、空にはたゞあやしき峯のみ立つらねて、つちさへさくるこのごろの
あつさは、例のさが野のみほとけのとばりひらかせ給ふ年は、日てりがちにすと、
さとびごとにいひのゝしるもことわりなり。ひるのほどはふみみることのいとものう
くて、夜は蚊のせむるも中々錐さすこゝちせられて、短よもをしとおもへるに思
ひよれることもなく、たゞ手ならひのやうにかきつけたるものにしあれば、しいて
ふかく心いれをし、しいでたるにはあらじとて、ひきかくしつるを、せちに見むと

すまひければ、さらばこのふみの名をしもつけたらましかば、見せましとまたゝはれ給へり。とまれかくまれ、そむかじ。まづ〳〵とてみもてゆけば、かうがへのくはしきことよ。また卅のうへみつよつなるわかうどの、ものしつるとは、世にえうけひくまじくなんおぼゆる。月叢書にさへ富つれば、諺にいへる鬼にくろがねの杖とやいふべき。そも〳〵かゝるすさびは、みよし野の山口にして、なほ奥ふかくわけいりて尋ねとひなば、千本の花なすかうがへのいとおほかりぬべし。さればこのふみの名をしも、やがてふもとの花とよびてんは、あるじの心にかなへりや、あらずや。

文政二年六月　池田勝躬しるす

麓の花 巻之上目次

麓の花 巻之下目次

麓の花巻上

江戸下谷　好問堂主人著

○陸奥國の五節風俗

すべてとにかくにつけ、遠き國には古への事も傳はり、かつ質朴にすなをなるいとめでたし。東國旅行談卷の三〻日、出羽國庄内領の町家在〻まで、古風の作法あり。往昔は日本國中皆かくのごとくにてありしとかや。五節句ともに三方を用ゆることなり。正月は橙子、葦蘇、藻鹽草、根松、藪柑子、芝栗、喰積臺これなり。當所の海には海老なし。寒國ゆへ蜜柑もなし。三月には桃の花と艸の餅を積合す。五月は粽を三方の內へのるほどにこしらへて、五ツづゝ把て載る。七月七日は梶の葉をしきて、素麵をのする。九月は菊の花に餅なり。家々かくの如し。家內には鶴、龜、松、竹、また寳盡しなどの、目出度もやうを染たる暖簾を、中の間に二間三間ばかりの間にかけて、手代麻上下を着し、其まへに坐し、件の三方を禮者のまへに出し、禮をうくる。また正月十一日には、大なる木の枝に梨子を結び付て、圍爐裏の上にかざりおき、十五日に至りて、これを叩きおとして祝儀とす。是五穀成就の祭とかや。」尒このことをもて、友人堀尙平にかたらく、尙平ぬしは奥州南部の產なり。かの國にもこの事ありと、されど少しづゝのかはりめあり。七月梶の葉に素麵をもるを、まくはうりをもるといへり。これにことなるは、つねに始て來りし客には、必ず平盆へ米とごまめとをのせて祝儀とすなり。

○壬生狂言の繪

壬生狂言の繪、京童等に見ゆといへども、こは寛政庚戌の年、江戸にて開帳の時の繪本を、そのまゝうつ

しのす。



〇破魔弓

今正月、わらはべのもてあそぶはま弓といへるものは、世諺問答巻の上曰、孝徳天皇の御宇に、正月に弓をいさしむ。凡まとは蚩尤の眼と名付て、これをいたましむるなり。(滑稽雑談巻の一曰、或説云、然れば正月に射戯する濱弓は、蚩尤が眼を射破る義なれば、實は破目弓なるべし。通唱の宜きによりて濱弓、はま矢と稱す。この説、破目義然るべし。)今は世にたえて、はまを射るわざたへたり。俳諧五節句(貞享五年



印本内田順也作)曰、吾妻の方の子共、細縄をまろめ玉とし打時に、破魔まいると聲かけ打、破魔矢にて左右に立別れ、玉を射てあたるを勝とす。都にも昔は射たるとなり。大路禮者の足もとへ、矢を射あつるゆへ、玉は木なり。棒、竹箒、乳切木、ぶり〳〵やうの者を持とむるなり。當時破魔有て玉を射す。毬打も玉をこめるなり。」これにてそのおもむきつばらなり。今こゝにの



する圖は、あと追(寛文七年印本)卷の五に出したるを抄寫してのす。五節句にいへると合せ考ふべし。

(はまを射る圖、世諺問答、日本歲時記)

○憲法染

明曆萬治の頃、京西洞院四條吉岡憲房といふ者始て染る。吉岡染とも云ふ。此の人劍術を得たり。一流を窮め門弟あまたあり。房を法にあらため、實名を以て法名とするといへる說、世みな、この說をもてしかりとす。思ふに、毛吹艸(寛永十五年印本)卷の四、山城名物をいへる條曰、吉岡染、憲法染とあり。藥師通夜物語(寛永二十年印本)曰、りんずやさやに羽二重をけんぼう染に數をして、」この二つの證をもて思へば、寛永に既に憲法といへる名あるをもて、明曆頃に始れるといふ說の、ひがことなるをしるべし。邇言便蒙抄卷の中彩色門曰、憲法染、黑茶のことなり。近頃、憲法吉岡とて、兵術をもて世に鳴しもの有。此人、始て染出せる故に、黑茶を憲法染とも、吉岡染ともいひならはせりとなり。」世にいへる說の如くならば、吉岡憲法とこそいふべきを、いはざるは實名及法名にあらざるなり。余こゝにおいて、黑川道祐の說をもて定說とす。そは雍州府志卷之七土產門下ニ曰、吉岡染、吉岡氏ノ人始テ染二黑茶一。故謂二吉岡染一。倭俗每事如レ法行レ之。稱二憲法一。斯ノ染家。吉岡ノ祖每事如レ此。故ニ世稱二憲法一。」この說、憲法をもて異名とす。はなはだおだやかにてよし。俗說のひがめるをしるべし。

○友禪染

今世に行はるゝ染に、友禪ばりとて、花艸などに彩色せるをいふ。昔よりの說に、友禪は繪師なり。かれが書く所を寫し染たるなり。尤墨蹟にかきたるも有などいへり。されど友禪染といへるは、艸花の類を丸くしたるなり。そは女重寶記卷の一染やうのことをいへる條ニ曰、中頃の吉長の小色ぞめ、友禪染の丸づくし、」伊勢家雜記卷の二曰、ゆふぜん染とて竹を丸くし、或は梅が枝をまどかにして、模樣とするは、ゆふぜんとやらん申せし畫師が書そめしを、衣服のもやうとして、ゆふぜん染と申なり。」これこ

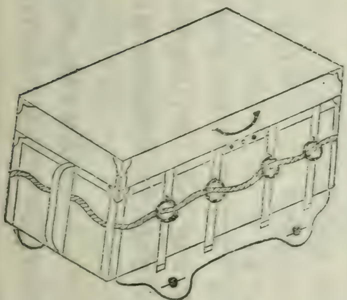
の文にて、友禅の丸もやうなることしるべし。貞享四年印本女用訓蒙圖彙巻の四に、丸もやうくさ〴〵を載せたり。そのかみ行はれたるを見るべし。

○車戸棚

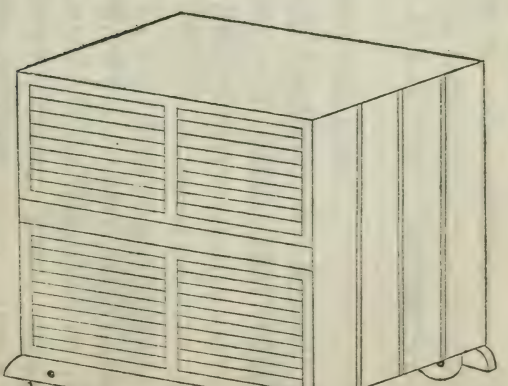
天正より以来明暦のころまで、都鄙ともに車長持と云へるものを、家々に備へて非常の具になしたり。其かたちは下にのするを見てしるべし。余、ことし文政二年四月、ふた



むさしあぶみ（萬治四年印本）所載車長持の圖



この圖、古河宿にて見たりしもの



車戸棚の圖、大きさは常の戸だなにかはる事なし。いと無骨につくりなしたるものなり。

らの御山へまうでしをり、古河といへるうまつぎにて、ある家に車長持あり。まのあたり見たりしまゝうつし來りて、今そのかたちを左に載す。

又車戸棚といふもの有。これも同じをり、日光街道石橋宿といへるうまつぎの茶店にあるを見たり。世の人のさるものありともしらぬものなれば、これもその圖を模して左にのす。併せ見るべし。とにかくかたいなかこそ、古へぶりの器ものも遺りあるものなり。

〇三ツゆび

艸堂雜錄（享保十四年印本、蕊窩光謙著）卷の四曰、江城ノ繁華能移レ人、朱赤墨黑誰守レ志、莫レ學賓主相見ノ初、卷舌三指大張レ臂、（此三者並東武風俗）この詩意にては、無禮の事に三指といひし樣なれど、りきみのあることにとりなせしものか。迹邇卷の四に、元日雨ふりけるに、

つく指も三ツのはじめの禮儀かな。（蔓輪纈卷の一曰、見せ男老三つ指でつめひらき、冠角といへる見ゆ。」

ふるくは、きのふはけふの物語（この書、寛永の頃のもの）卷の下にも見ゆ、今も老人の三指つき合かつといへるとなり。

〇あしで繪

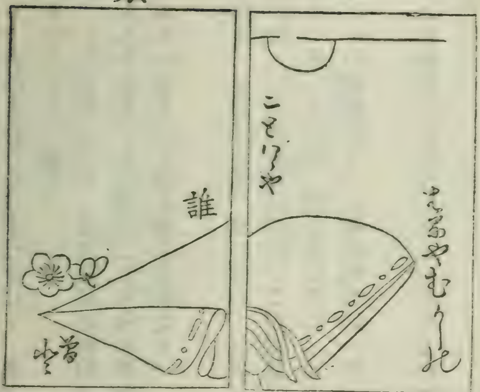
遠碧軒記卷の下曰、古代の硯箱などにある古歌の體を蒔繪にかき、歌を大抵にかきて、畫にあることは繪にてもたせて、かゝぬ法をあし手がきと云。」又結毦錄中の卷にも、あしで歌繪ト云フコト、繪ト文字ヲ雜ヘテ書クナリ。」とも見えたり。あしでの事、名目はふるく見えたることなれども、近き世玩びしものにもあらず。こは近き世の事のみ專はらいへるをむねとすれば、こゝはたゞあしでといへるゆへの見えたると、そのかたをのす。これは後にいへるさとり繪の、このあしでよりうつれるといはするための料なり。そのふるく見えたるをいはゞ、うつほ物語、源氏物語、續世繼物語、今物語、塵添壒囊抄、拾芥抄、王

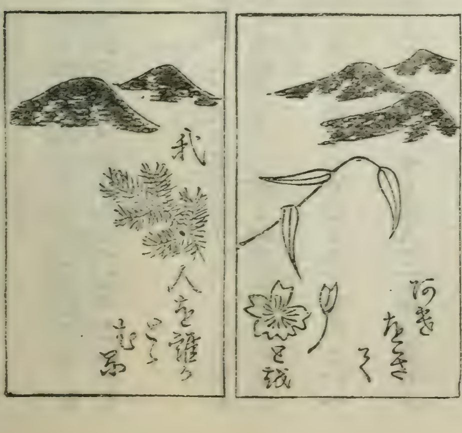


二集、中務集、尺素往來などにも見えたり。）
この圖、五月雨日記に見えたる香の具なり。この記の奥書に、文明十一年五月十二日、於二東山殿一執二行之一」と見ゆ。
桐のはもふみわけがたくなりにけり必ず人をまつとなけれど」といふ歌をもて、あしでにする也。

一番

表　裏





左　梅花たが袖ふれし匂ひぞと春やむかしの月にとはゞや」といふ歌をもてあしでにかけり。
右　あしびきの山ざくら戸をあけをきて我まつ人を誰かとゞむる」といふ歌をもてあしでにかけり。

北邊隨筆卷の二に、あしでの事をいへる條に、藤原貞幹所藏のよしにて、圖よつをいだせり。今そのひとつをのす。これもあしでの變體ともいふべきものにや。

いまあぐるところの圖どもをもて、あしでのさまをおもふべし。



○さとり繪

遠碧軒記卷の下曰、安土の惣見寺佛殿の繪馬に、男子が棒をつきて、槐を傍にすておき、箕を片手にもちて、傍に蚊帳をつりたる體、狩野永德が畫あり。これは信長公御好にて、氣を直にすきをすてかせげば、身を持と云を、さとり繪に被二仰付一、珍敷圖なり。」(此圖のうつし、世に傳はるものなれど、所藏になければのせず。)こゝに、さとり繪といへる名の見ゆるは、おもしろし。今も世にもてはやす鎌輪ぬといへるものも、明曆の比、もはら玩びしものなり。是さとり繪といひてよし。

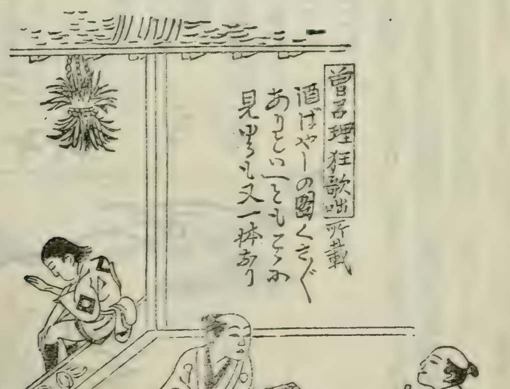
因にいふ、こはそれとはかはりたることなれど、今もわらべの戯れ咄に、無筆の狀やるとて、畫かきてことをもらせしなどいへることも、いとふるく見ゆ。醒睡笑卷の上曰、文盲なる人、ゆがけをかりにやるとて、紙をひろげ、手のひらに墨をつけ、ひたとおし、うでくびのかたに、ほそきすぢをまはし書て是をおかしあれといふて、もたせつかはしたり。みるにうなづき、ゆがけ〔頭註〕ゆがけは韘なり。」を

水鳥記（江戸板上木の年號なし）所載



狂言記所載





かせといふことの返事をせんと云まゝ、皿と椀のなかを書て、もどしけり。かりにやりたる人合點し、さらはると云事か。是非にをよばぬ」といへる見ゆ。また曾呂理狂歌咄巻の一曰、唐はしのあたりに酒うる翁有。本より無筆にて帳に書をかきて覺とし、十二月廿日ばかりに、物書人をたのみて、酒手の書付せさせ、借ける人のもとにつかはして、代をば取ことなり。畫の書たる有様、色々なる中に、馬の前足の間へ、人のかしらをさし入て、嚙つき居る所あり。



是はいかなることぞとゝへば、馬をくらふ所は、馬九郎と云ことなり。馬の股をくらふところは、又九郎といふ心なりといふに、をかしくて、かくぞ讀ける。「馬九郎と又九郎とを一つ畫にかくはまことに覺二九郎。

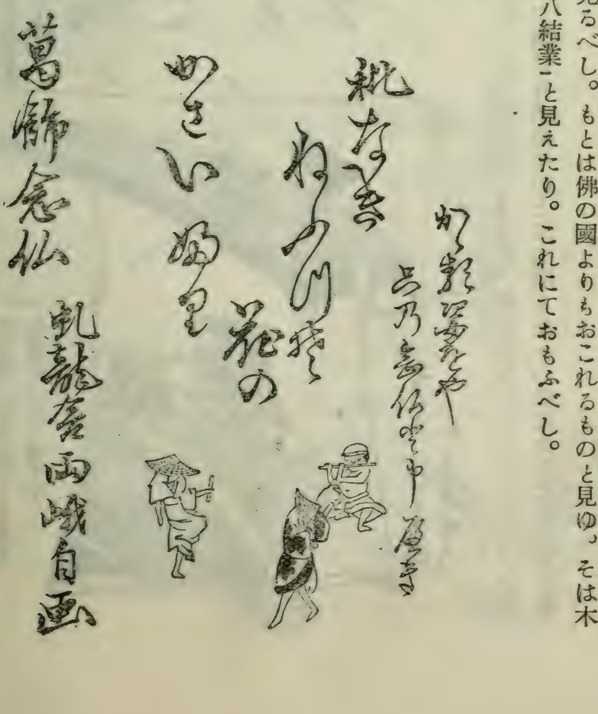
○百萬遍念佛

世に百萬遍とて、先妣の年回、あるは祖師の忌日などに、このわざをいとなむ事、謡曲道明寺に、念佛百萬遍申さば、往生疑ひあるまじきなどいへるも見ゆ。あるは後醍醐帝の元弘元年七月に、疫病のはや

るをりより、このわざ始るよしいへるは、ひがことなり。選擇決疑集曰、道掉云、須ㇾ依下小阿彌陀經上、一七日相續無ㇾ間念ニ名號一、若滿ニ二百萬遍一、以得ニ往生一云々。いとふるくは榮花物語玉のかざりの卷曰、としごろもいと道心おはしまして、百萬遍の御ねん佛などつねにせさせ給ふ。また布引のたきの卷にも見ゆ。そのわざのいともふるくよりなすを見るべし。もとは佛の國よりもおこれるものと見ゆ。そは木槵經曰、若復滿ニ二百萬遍一者、當ㇾ得ㇾ斷ニ除百八結業一と見えたり。これにておもふべし。

〇葛西念佛

近代世事談綺卷の五曰、葛西の土人、鉦大鼓に笛をまじへて、躍念佛にて江戸の大路に徘徊す。是を葛西念佛といふ。泡齋と呼るは、寛永のころ泡齋と云狂人の法師ありて、町小路を走る。わらんべあつまり、氣違よ泡齋よとはやせり。今以かく云事ありて、氣違の名目となれり。此泡齋、はやされて躍るかたち、異形にして、人の笑をかさねしむ。かの葛西念佛が躍る所一様ならず。左へ飛あり。右へはねる有。頭をうなたるれば、又一人は尻をふりて、おのがむき〳〵心々にして、さだまれる拍子もなくたゞ物に狂ふが如く、泡齋坊が躍るにひとし。よつて泡齋念佛とよぶ。誠に氣違念佛



踊ともいふべきなり。

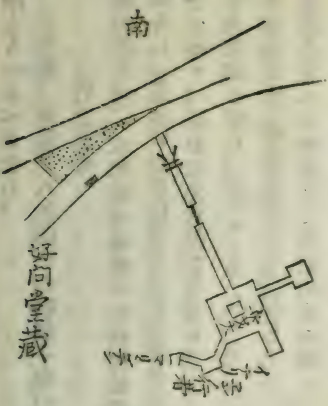
この圖、享保十八年印本名物鹿子巻の中に見えたり。

○竹之丞寺

瀬田問答曰、本所竪川通龜戸村自性院略緣起、抑當寺は、もと境内に鎭坐ある所の稻荷の別當職也。然るに、葺屋町歌舞狂言太夫元市村竹之丞、若年にて太夫元となり、幼少より佛乘に入て、自性院の弟子と成り、頻りに天台學をなせり。廿八九歳の頃は、狂言も上手ながら、手につかず、唯自性院へのみ通ひて、親族の輩へも兩度まで出家得度の願ひありける故、一時もはやく妻をむかへて、御たからもてる身となさば、思ひ止もやせんと、色々諫れども、終に承引せず。三十三歳のころ、又願ひけるには、斯のごとく今佛乘に入て、迚も家職の狂言も手につき侍らねば、甥（葺屋町某甥河江宇左衛門也。）をもらひ養子となし、太夫元を讓り隱居仕りたしとぞねがひける。今は親族ももてあまし、是非なき次第なりと、挨拶するほどこそあれ、



いそぎ隱居となり、やがて日光御門主の御剃刀をいたゞき、得度をとげ、京都叡山にのぼりて勤學し、段々出精して、終に法印權大僧都阿闍梨の官位を玉はり、叡山の宿坊安住院の住職となれり。夫より後年に及んで、江戸に於て先師の自性院耄(トボケ)ぬれば、一度故郷におもむき、養育仕たしと、御門主へ願ひ出しに付、御許容ありて隱居仰付られける故、いそぎ江戸にくだり、自性院に入て諸堂こと〴〵く再建し、或は百姓地を買求めて、寺領のごとく附屬し、終に先師入寂以後、自性院後住とはなれり。時に日光御門主の御意にかなひて、上野へもひたすら召れ、剩へ新宮の御師範まで仰付られけるゆへ、歸依の人おほく、寺中にて、滅ざいもいつとなく執行ひけれども、御門主の御威光にて、誰とがむる人もなく、終に寺とはなりぬ。因て此自性院を以て、當寺の開山と稱し、今以て安住尊師と唱へて、木像を安置し尊敬す。希代の名僧なり。寂滅後、遺骸をば當寺本堂の下に葬りて、今に其石碑本堂の内安住師木像の下の袋戸の內にあり。其脇に養子(市村宇左衛門、初名竹之丞)富士見西行の木像あり。此故に竹之丞寺と云ふとなり。



○不忍辨天

上野のふもと、しのばずの池なる辨才天の宮は、江戸咄卷の二日、忍ぶが岡にうちつゞきて、しのばずが池有云々。池の廣さ五六町四方も有ぬべし。夏は紅白の蓮花さきて、今一入のながめなり。池の中に島有、辨才天の宮有。是は水谷伊勢守奉りて立らるゝ。そのかみは道なくて、なべてのものゝ參詣することならざりけり。其の後道つきて鳥井も立たり。此島の內の左に經堂有、右の方の中に役の行者、左に稻荷の宮、右に摩利支天有なり。扨かの經藏は、了翁と云道心者の建立

なり。」今こゝに載る圖は、寛文十一年印本江戸繪圖を抄寫して出せるなり。（案に、此繪圖は、落穗集卷の十曰、嚴有院樣御代酉の年大火事以後、井伊

古寫本淨瑠璃物語笛の段の繪圖のまゝを抄寫す



寛文十一年 遠近道印 図
霜月吉日 經師加兵衛

掃部殿、保科肥後守殿を始、其外御老中方御打寄、當地大繪圖と申者なくては不ㇾ叶事なりとあり。御相談にて云々。」其後、遠近道印と申書物屋方へ渡り、板行出來之節云々。」と見ゆ。されば此繪圖を江戸圖印行の始とすべし。年號姓名共、左に載るを見るべし。）今載する圖と、前にいへる江戸咄にいふ所の、不ㇾ忍中島の事とかなふを見るべし。今は了翁建立の經藏もなく、あまさへ、島もそのかみ地震にゆりこぼちて、知れる

人だになくなりたり。今聖天といへるは役の行者なるを、是も社の名さへかはれるを見て思ふべし。さてふるくは、今の橋ある方はうらにて、西のかたより、參詣のもの舟にてまうでしと見ゆ。自遣往來（一名江戸往來）曰、湖水ヲ稱二不忍ノ池ト一。中ニ築二一島ヲ一、設ル安二置セ辨才天ヲ一。參詣之諸人者、解キ二錦纜ヲ一、桂ノ棹蘭ノ棹、叩レ舷ヲ謠フ二今様ヲ一。亘ルレ岩松風、岸打波、頻ニ添フ二颯々ノ聲、詩人者題シ二池邊ノ之月ニ一、歌人者詠ズ二山頭之花一。」今の橋出來て、社のむきまでかはり、このこともやみたりと見ゆ。江戸土産曰、不忍池蓮といへる條に、洛陽の比叡のふもと、湖水に表して中に島を築き、辨才天を安置す云々。もとは舟にてかよひしよし、今は陸地つゞけり。此ごろは、うらにあらたにはし渡して、根津、湯島の通路とし、參詣男女、むかしに十倍せり。」この文にて、いとつまびらかなり。それよりはるかの後、八ツ橋などかけ渡したりとか。余が祖母など、幼き頃、かの橋わたりしなど、常に物がたれり。」

因に云、此池をしのばずと呼事、沾涼が記に、上野を忍ぶが岡といへば、それに對しての名なるべしといへるは、とるにもたらぬひがことなり。又武藏風土記豊島郡條に曰、篠輪津ノ池、貢ズ二鯉、鮒、鰻魚、鴻、雁、鸍、鶴、鷺、鴨等ヲ一。周行十里許リ。旱日モ水不レ涸レ。霖雨不レ爲レ害ヲ。祈バレ旱ヲ雨フル。人詣ッテ二于茲ニ一所レ祭ル二瀨織津比咩也。」されど、この風土記といふものは、後世の僞書にして、そのかみの風土記にはあらず。ことに武藏國などは、いよゝ後の世のものと見ゆ。したがふべからず。戸田茂睡がとりのあと卷の六雜下云、しのばずの池にて月を見て、

月見つゝ昔を誰かしのばずの池のぬなはの長きよすがら

とて、その注にいふ。ある人のいふ。しのばずの池は、しのぶが岡につきたる池なるゆへ、しのぶが池なり。それをしのばずといふは、は文字を父とし、す文字を母とし、かへしを見れば、ふ文字なり。不忍の池にはあらず。忍ぶなりといへり。おもふに、不レ忍などの字をあつるは、例の假（カリ）なればなづむべからず。この說おだやかにて、したがふべし。

麓の花巻下

○豆腐ノ紅葉

堺鑑（天和三年印本）巻の下、名物土産の部ニ曰、何國ニモ豆腐ハ有レドモ、別シテ當津ノチ勝レタリト、古ヘヨリ云傳ヘリ。紅葉ト云名ヲ加ヘタルコトハ、堺ノ櫻鯛ニ不レ劣味ナレバトテ、角云トゾ。花ニ對スル紅葉ノ緣成ベシ。又或人云、此豆腐ヲ人ノ能クカフヤウニト祝テ付タル名共云リ。買樣と紅葉音便成ル故歟。今豆腐ノ上ニ紅葉ヲ印ス詞ニ就テ、形ヲ顯ス成ベシ。買用モ通ヒテヨシ。」この說、また國花萬葉記巻の五、和泉名所にも見えたり、今江戸にても、豆腐に紅葉をつくることは、これが據なるべし。江戸にて紅葉を印するも、いとふるくよりなすわざなり。そは俳諧當世男（延寶四年印本）巻の上、紅葉といへる題にて、

朔風や紅葉をさそふ豆腐箱　重秀

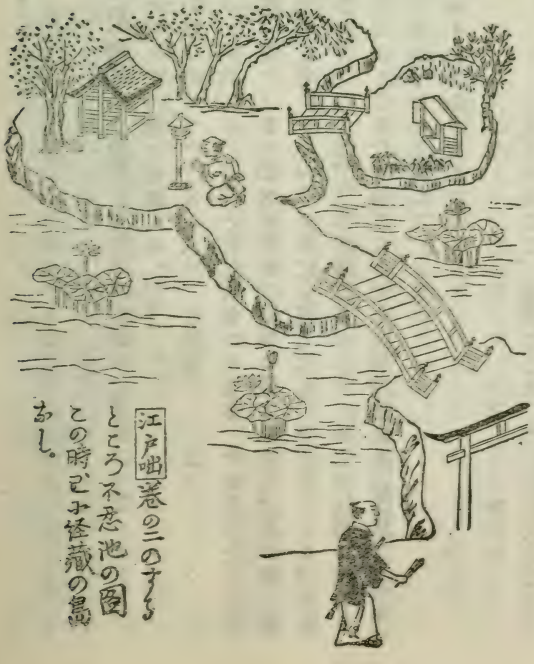


と見えたるにて、延寶のころ、已に江戸にあるを見るべし。案に、きのふはけふの物語巻の上ニ曰、ある人、寺へ參る。長老御覽じて、さてさてきどくの御參りとて、しやうじたまひて、先々御茶しんじ上申せ。もみぢにたてゝまいらせよとおほせらるゝ。此人聞て、ふしんして、色々あんじても、がてんゆかず。

いや〳〵とふは一度のはぢと思ひ、長老さまにとひ申せば、こうようたてよと申事じやとおほせける。」この一くだりは、豆腐のことにはあづからねども、紅葉を濃能(コウヨウ)といへるに、音便もてかよはせたる事のあれば、堺鑑の説も、音便の說從ふべし。」諸國落首咄卷の四に、落首にいふ。とうふやの豆の喧嘩でうすでおひ一町の衆をおびやかしぬる」といへる歌をのせたり。こゝにのするは豆腐に分銅をつくるもめづらしければ載す。

○淨瑠璃物語

淨瑠璃物語といへるさうしあり。こは小野おつうといへる女房の作なるよし、江戸咄卷の六、堺町の條曰、淨瑠璃の起りは、あまりひさしきものにも侍らずとかや。豊臣太閤秀吉公の御臺様の宮仕に、小町のおつうと申て、ゆうにやさしき上らうの有けるが云々。昔左馬頭義朝の末子牛若丸くらまの東光坊の弟子と成、舍那王丸と名をつきおはしけるが、十五の歲の春の比、奥州秀平のもとへ下るとて、金賣吉次信高が家人にまぎれ、三河國矢矯の宿長者の許につきたまひて、長が娘の淨瑠璃御前に



忍あひたまふとて、ぬれにぬれたることの葉を十二段にわけてかきしるし、御臺樣へさし上ければ云々。(近代世事談綺卷の二には、參州矢作淨瑠璃女が事をつくる。藥師の瑠璃光の緣、十二神を象どり十二段とし淨瑠璃物語と云。」と見ゆ。)されば、淨瑠璃物語を一名十二段艸子ともいへり。余、寬文の比の印本にて、十二段草子とうはぶみせる三卌のものをもたり。また外に、淨瑠璃物語の古寫本二本、及び近き寫本一本をおさむ。各異同あるが中に、いたく違へるは、天正頃の寫本には十六段にわかてり。そのうへ、文もことにながやかに書なしたり。これをもて見れば、藥師十二神を象るといふは、妄なることしるべし。



○淨瑠璃といへる諷もの

さきにいへる江戸咄の同じ條に曰、十二段にわけて書しるし、御臺樣へさし上ければ、御臺樣、上覽まし〳〵て、誠に言葉のつゞきやさかたに筆せい玉をのべたり。今の世い勢か、紫しきぶか、まこと小町のながれ程こそあれとて、御かんのあまり、太閤樣の御上覽にそなへさせ給へば、秀吉公、取上させ給ひ

て、是程のものを、そのまゝすておかんも、をしきものなりとて、岩松撿校にふしをつけよとおほせ付られければ、けんげう仰を承り云々。通女が作なれば、音曲の妙もむなしからんに、よきさいわいにも生れ合候とて、しばらく閑居してふしを付、かたり初めけるとなり云々。それより世上の座頭つたへてかたりけるを、淨瑠璃ぶしとて、もてはやし、次第に事廣くなりて云々。獨語卷の上曰、淨瑠璃といふものも、三味線と同じ頃初れりと聞ゆ。小野氏の女、三河國矢作の宿の長者の女淨瑠璃といひしものゝことを、十二段の昔語に作りしを、其頃盲法師、これに節を付て語り出せしとかや。」大中小の糸三筋、盲目が足にかゝる。是より三すぢの糸をかけて引に、無盡の色音いでたり。それより三絃にきはむるゆえに、三味線としかいふ云々。これにいへるごとく、永祿の頃、琉球より渡りしなり。ゆへに松の葉卷の一に、琉球組といへる小歌をのせたり。是彼國より傳へし時に作れる曲ゆへに、しか名づけしなり、おもふに、大廐に二絃わたりて後、三絃にせしといふはあしゝ、それ藝林伐山故事卷之四、曲名類曰、(今之三絃始ル二于元ノ時ニ。) 小山詞云、三絃玉指雙ニ鈎艸字一、題贈ニ玉峨兒一。これにて、もとより三絃器なるもしるべし。また三味線に蒔繪などせしことは、近き比の俗と思ひしにいとふるく見えたるは、うらみの介卷の上曰、ころはいつぞのこと成に、慶長九年の夏の末（マヽ）云々。いまやうの三尾線の轉手（テンツユ）きりゝとおしまはし、糸を調でかんをとり、あいのて、ひかせらるゝさや、しやみせんのけつかうには、心詞ものべがたし。ゑびの尾の所には、雲井のかりの音信て、翅を並べて古鄕へ歸る處を蒔繪にす。さて糸くらの左右に、日月をあきからに、白がねにて顯せり。さてさほの下りには、世中は夢か現かうつゝとも夢とも、更にありてなければ」といふ歌をかなもじにて、書にけりとあるにて、淨瑠璃ぶしの起り知るべし。淨瑠璃といへる名目の、いとふるく見えたるは、狂言記外五十番卷の一昆　貴曰、今度は淨瑠璃ぶしにうれ。▲アト是もうつてきかせ。▲こぶうり、心得た。つれてん〳〵てれ〳〵てん。まづ是が三みせんのこゝろもちじや。」と見ゆ。(紀河原勸進申樂記に、狂言といへるもの

見えたれば、ふるきを思ふべし。此記は寛正五年の記、されどこの狂言は、三線わたりたる頃のものと覺えたり。」

〇三　線

右にいへる外狂言昆布賣に、三味せんといふこと見えたれば、そのふるく渡れること思ふべし。護國談餘卷の三曰、本朝ニ寛文ノ比、琉球ヨリ傳ヘタリと。獨語卷の上ニ曰、慶長の頃とやらん。此國に傳へしといふ。」とある說どもの、ひがことなる知るべし。また大麻（貞享二年印本）曰、三味線の起りは、永祿年中に琉球國より是を渡す。其時は蛇皮にてはり、二絃なる者なり。泉州堺の琵琶法師中小路といひける盲目小人にとらせたりける故、此盲目よろこびてしらべつゝ、こゝろみけれど、敎へおかざれば音律かなはず、是を心うく覺えて、長谷の觀音へ詣て、一七日參籠し、引やうを祈しに、あらたなる靈夢ありて、階をくだる時に、扨叉筒のまき糸には都の内をぞかきにける。祇園、清水、加茂、春日」と見えたり。その頃にはいとめづらし。いとくらといへる名どころなど、和漢三才圖會卷の十八樂器の部に、三線の圖あり。名どころこと〴〵くに出したれど、さる名は見えず。



因に云、蘭亭字原考曰、弦、說文ニ作レ弜ニ从レ

弓ニ象ニ絲軫之形一。會意、按、弦从ヒレ弓ニ从フレ糸。糸、古文ニ糸字、與ニ玄黃之玄一異リ。隷或ハ變メ作ルレ弦ニ漢ノ張遷ガ碑ニ云、西門帶フレ弦ヲ。右軍蓋シ用フレ之ヲ。説文、別無ニ絃ノ字一。弦借テ爲ニ絃歌之絃トー、美成按に、この説尤よし。おもふに、今長唄といへる諷ひものゝ本に、三弦と弓に从てかけるは、よく説文の古字を傳へかけるといふべし。

○河東節

十寸見河東が傳は、近世奇跡考卷の五に詳なり。されどそは河東一代の傳にして、其業を傳ふるよしは記さず。今、友人半蕪ぬしの藏本に、江戸節根元集といへるもの一冊ありて、甚つばらなり。今河東節の條一節を抄す。曰、「江戸河東節、小田原町御納屋、天滿屋藤左衛門悴藤十郎、半太夫門弟に成しが、此者、近世の名人となり。一流語り出し、藤十郎世となり、御納屋も外へ讓り、母の里淺草御藏前に在しが、此名字を河部氏と申、彼家に同居せし故、河部の河の字に、藤十郎の藤を取り、河藤と呼なり。藤の字譯は、前文有。元祖河東弟子河丈、是は吉原大門外下駄屋庄右衛門といへる者なり。二代目河東となり、二番弟子夕丈事、二代目藤十郎と改名す。此時、一流二つに割れ、藤十郎方へ三弦山彥源四郎附しなり。河東方は三弦十寸見東古附、このころ雙方とも名人多く賑々敷、相互に勵み繁昌せしなり。藤十郎、後に剃髮して榮軒と改、鳥越邊の御屋敷へ醫師格にて被ニ召抱一、相勤けるなり。悴事は塗師職にて、堆朱源藏と云ものなりと見えたり。

○京　童

江戸節根元集曰、京童、是は夜目遠目笠の内五段目なり。この淨瑠璃、古來は振袖の染しもやうは月見草、九月になれば菊童、と語りけるが、いつ頃よりか、八月九月の文抜し事知れがたし。三弦前引は近頃より引しなり。十團子の大明神は、三井寺觀音堂下に結構なる社有。此所にて尋ければ、本體は鬼子母神なりと云。初代半太夫節付なり。」と見えたり。しかはあれど、夜目遠目笠の内といふ淨瑠璃、いま

だ聞かず。かつ振袖の云々といへる跋文あるよしいへるはよけれど、文にあやまりあり。今流布古印本京童、鳰鳥後撰集、鳰鳥太々神楽等によつて校正するを左にのす。

鳰鳥後撰集（ことさらあやまりなし、今資本とす。）

さとふりやれ（ヨウイ〳〵）さつさふれ〳〵（ユリ）ふり袖のそめしもやうの月見艸（わらん）こつまにぬいのきくがさね扱

河東節の本を鳰鳥といふ事



河東といへるうたひものゝ本に、鳰鳥集五巻（この書、部をもて分てり）鳰鳥萬葉集二巻、鳰鳥紅葉集一巻、鳰鳥後撰集一巻、鳰鳥太々神楽二巻、そのほか夜半楽、十寸見要集等ありといへども、鳰鳥をもて書名におほせたるは、余が所蔵には、此五部に過ぎず、おもふに江戸節といへるものは、その音聲いとながやかにうたひなすものにしあれば、萬葉和歌集巻の二十、散位馬史國人の歌に曰、爾保杼里能於吉奈我我波半多延奴等母、伎美爾可多良武己等都奇米也母」、といへるより、いひはじめしものと覺ゆ。そは冠辭考巻の七曰、鳰鳥の水底に入て、さてうかみ出ては、長く息つきて鳴故に息の長き意にて、息長川につけしなる

べし。」こゝにいへる眞淵が說をもておもへば、かの曲節のいと長ければ、鵜鳥の息の長きにかよはせて、しかいへるなり。さればこの萬葉の歌よりしか名づけし事しるべし。

〇長範のあて飲

毛吹草卷の二曰、ちやうはんの、あてのみかへるは口からのまるゝ」などいへる諺をのせたり。今も人の物をあてになし居るをしかいへり。三道明訓抄夢碁物語の條に、

黑法師　ちるもあり今さくら花先手後手
白法師　長の半是もあてのみ花見酒

舞の本烏帽子折曰、さても靑のかはらによりきする、ぬす人は、たれ〳〵ぞ。まづ越後信濃のさかひなる、熊坂ちやうはん親子六人ざす云々。あをのか原にうちよりて、大まく三ゑにうたせ大づゝたいへいかきすへ、われらが酒をのまでこそ、吉次がかはこをのむなるに、のめやうたへや尤とて、まふつうたふつ、酒もりをする。

因に云、舞の本の事、物に見えたるは、つれ〴〵草卷の下曰、多久助が申けるは、通憲入道舞の手の中に、興あること共をゑらびて、磯の禪司といひける女に敎へて舞せたり云々。其後源光行、おほくのことをつくれり。後鳥羽院の御作もあり、龜菊にをしへさせ給ひけるとぞ。」これにてそのふるき思ふべし。また世に舞といへるものは、本のみありて、舞の手はなきものゝよしもいへれど、思ふにさにあらず。醒睡笑卷の下曰、烏帽子折をまふとて、山路殿がふく物の名をば何といふやらん。名は何といふやらんと、くり返し〳〵よべども、ついに橫笛いでずなどあるぞ、あかしなりける。余がもたる本卅六番あり。次に購へる外舞四番、すべて四十番あり。

〇撞木杖

毛吹草卷の三に、撞木といへる付合に、杖を出せり。思ふにそのかみ、鐘木杖といへる名目ありと見ゆ。

今も盲人の勾當撿校のつける杖に、撞木あり、されどその名あるもおもしろし。



菱川吉兵衛畫本浮世百人女さいへる物にこの繪有（天和元年印本）

○大神樂



因に云。和名類聚抄巻之十三僧坊具ノ部曰、漢語抄、鹿杖、（和名加勢都惠）。又巻之十四、旅行具ノ部、横首杖の條、一言鹿杖と見ゆ。年祭畫巻、伴大納言畫巻、その外にも見ゆ。このかせ杖のうつりて、撞木杖といへる名はできしならん（マヽ）と思はる。ことに横首杖と和名抄に見えたるなど、思ひ合すべし。

この圖、ふるき草子の類のかさの本に見えたる繪なり。すがたはやまとのひとにもあらねど、撞木杖を

うつせるさまその本を考ふるに、百二三十年以前のものと見ゆ。

今、わらはべの戯にすなる大神樂といふもの、もとは獅子まひといへり。勸進聖歌台の繪にも、獅子舞の圖を載たり。人倫訓蒙圖彙卷の七勸進餬部（モラヒ）にも、獅子舞惡魔を拂ふと云なり。出所たしかならず。」と見ゆ。おもふに、大神樂と文字にかけど、大字は假にて、代の字なり。そは代參、代垢離などの代にて神樂のかはりにすなるわざといふことなり。南嶺子卷の三曰、「都鄙ともに大神樂と號して獅子を舞來る輩あり。伊勢國吾鞍川より出て、諸方をめぐるものなり。伊勢參宮名所圖會卷の三曰、伊勢國桑名郡大夫村桑名の近村なり。此所より代神樂獅子舞六組、又、三重郡阿倉村より六組、以上十二組いづる。諸國竈拂ひをなす故に、大夫村といふ云々。

○豆藏

今、みや寺など賑ふ所には、必ず豆藏といへる乞士あり。重きものを曲持にし、あるは滑稽をいひ、人の笑ひを催せり、そは昔、豆藏といへる名の乞士ありしより、それが類ひの者に、しか名をおほせたる也。齊諧俗談卷の三曰、貞享元祿の比、攝津國に一人の乞士あり。名を豆藏と云。市町に出て常に重き物をさゝげて、錢を乞ふと見えたり。（諸家除知錄曰、江戸木挽町に大和慶安と云醫師あり云々。世間の人々の出入、あるひは訴訟公事沙汰、男女婚姻の媒妁を肝入す。」これより人の口入をなすものを、慶安とよぶなり。豆藏のおもむきに事似たれば、因にしるす。）

○烟草をもて賓を待す

烟草の中國に渡りしは、天正の頃なり。しかせしよりこのかた、世にあまねくもてはやし、今にては、ひと日といへど、かくまじきものとはなれり。雍州府志卷之六雜菜ノ部ニ曰ク、近世本朝之流風ニ而家々有ニ來賓一、則寒暄ノ談未了レ中、先ツ出ニ烟草一、盛ニ是ヲ於筥一、埋ムニ火ヲ於銅鐵或ハ磁器ニ一、是ヲ稱スニ火入ト一。幷樂ニ所レ吸之渣滓灰燼ヲ一器、幷ニ火入等之物ヲ居ユニ方盆或圓盆ニ一、是謂フニ多波古盆ト一。」またねざまし草（寛永二年

印本）下の巻曰、たばこといふもの、異國よりわたりて、烟をすひならはし、上より下に至るまで、もちあつかひける。何のとくありとはしら　。たゞ客の入來て、相伴などなき折ふし、獨ありてさびしき時などの用なり。」などみゆ。また唐錦に　後水尾天皇御製の歌に、あまのすむうらならねどもけぶりぐさ人のなみゐる（たちゐのイ）しほとこそなれ。」そのかみすでにかくひろごり玩びぬるは、世の人の心に、いかにかなひけんものにして、かくまれびとをもてなす具にすなるわざは、異邦の俗をまねぶにもあらねど、自ら彼此おもむきを同じふすともいふべし。そは本草彙言卷之五、烟草條曰、門吉士曰、此藥氣甚ヽ辛烈、得レ火然ヽ取二烟氣一、吸入二喉中一、火ハ能ク禦二霜露風雨之寒一、辟ク二山蠱鬼邪之氣一、小兒食レ此能殺二蛔積一、婦人食レ此能消二癥痞一、北人日ニ用ユ、常ニ客至ハ即然メレ烟ヲ奉レ之、以中二其敬一、如二氣滯リ食滯リ痰滯リ飲滯リ一切塞凝不通之病一、吸レ此即通ス。」と見えたり。

○たばこ袋

たばこの世に專らはやりて、中頃よりはみづから持て人の家にいたりても、又は野邊などにも持行てく



この圖は余が所藏土佐繪を押たる屏風にあり元和ごろのものと見ゆ





あやめ鏡　上木の年号未所載

左にのする漢土たばこ包の圖は、たゞ彼此おもむきを同じふするを示すのみ。



鶯録所載漢土所用莨包之圖

ゆらす事にはなりにたり。さればたばこといふものを、いろゝものなくてはかなはぬゆへに、初はかみにつゝみてもたり。そは元和、寛永の頃かとよ。今こゝに出せる圖をもて、そのさまをしるべし。さてそれより袋にいれたり。ゆへにたばこ袋といへり。そは次にいだせるあやめ鏡の繪をもてそのおもむきを知るべし。

寛文七年印本跡追巻の三のする所鳥籠物語（此書、寫本にて所藏せり。年號なし。されど寛永を去事遠からぬと思ふ證あり。）曰、藤八角内や珍藏などの小坊主にたばこ袋にきせるづゝ、火なはの烟のほのかに、松吹風にさそはれて」など見ゆ。それよりのちつぎ〳〵かゝる器に美を盡し、玩弄に志を失ふ事になりゆくぞうたてき。もし、箕子とかいへらん人に見せたらんには、何とかいはめ。そのかみ、ひとたび御制禁のありしも、うべなる事にこそ。

〇染わけ足袋

紫革の足袋の事、及び昔も木綿足袋の有しも詳かに載せて、骨董集上編巻の中に見えたり。染わけたびといへる名目、いまだ人もいはねば、見しまゝを記す。めざまし草（寛永二年印本、光廣卿跋あり。）巻の上曰、此頃のうき世わたりの若法師、（本ノマヽ）受戒のさたはさもあらで、うら紫の小袖きて、こづまうしろへ引まはし、綾文金砂の平帶して、きぬもし衣身にまとひ、染わけたびに紫紐、紅うらの丸頭巾、黄纐纈のきんちやくに、蒔繪梨地の印籠さげ、からのやまとの緒どめして、身なり足ぶみふりかゝり人にかはれるおかしけれ。」この文、かく〳〵しくは、えうなけれど、これにて、そのかみの風俗思ひやるべし。ゆへにこと長くかきのせたり。

○鉢敲贊

半陶藁卷之三、鉢叩贊曰、爲レ眞ト乎カ逐髮黑甫ナリ。爲レ俗ト乎カ床衲物墨ナリ。非レ眞非レ俗。抑鹿角仙人之流亞也耶。是空也上人度ニ一類ニ之機。設ニ邏和一者也。吁瓢瓢屢空。空也已沒。空不レ在レ斯乎哉。」

一休鉢扣贊曰、晝不レ着レ笠夜不レ菌。東西南北自由ノ身。一瓢扣畢有ニ何益一。花發十方淨土ノ春。此詩、のせて年浪草卷の十一、空也忌の條にあり。されど狂雲集、續狂雲集及び一休ばなし、一休諸國物語、續一休ばなしなどにも見えず。さて、鉢叩の事、日次記事卷の四、擧白集卷の十、及び近きころ印行せし瓦礫雜考などいふものに見えたれ



[京童]所載

ば、今は贊の詞のみあぐ。

○近松門左衛門が法名

今昔操年代記卷の下に、近松の事をのするも甚つばらなり。その中に若辭世はと問人あらば、

夫辭世去程扨も其後に、殘る櫻が花しにほはゞ

入寂名ニ阿耨院穆矣日具足居士ニ」と見ゆ。

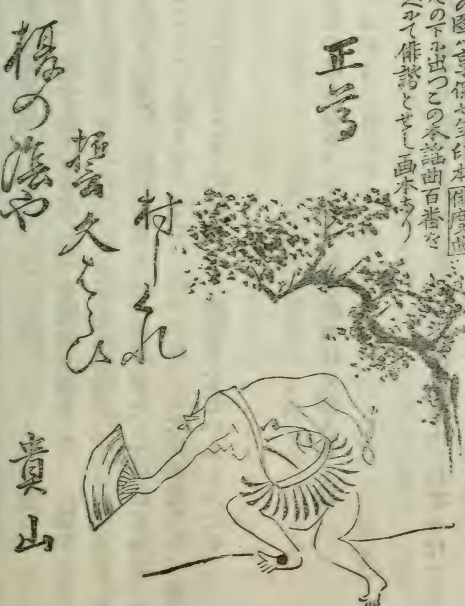
柳亭主人曰、近松が自筆法名有。それに阿耨院穆矣日一具足居士とあり。日蓮宗故に、日字を付たるを二字をあやまりて、一字とすといへり。」世人のいまだしらざることなれば、今こゝに記す。

○誓文拂

今乞兒のすたく坊主とて、手に扇と策杖を取、こしに注連繩引まはし、物をこふ有。おもふにこれはもと誓文拂といへるものうつり來れるなるべし。そは日次紀事卷之四曰、俗傳此神令レ免ニ僞盟之罪一。故商賈詣ニ此社一。祓ニ欺賣之罪一者也。故今日參詣曰ニ誓文祓一。然トモ此社實ニ不レ詳ニ何ナル神一。世或爲ニ土

佐坊昌俊ハ。於ニ義經之前ハ、僞誓レ不レ爲ニ追討使ハ、因ニ此神罰ニハ、果メ被レ殺。故ニ救ニ他人僞誓之罪ニ云。未レ知ニ然ナ否ヤ。」（右官者殿條）これをもて見れば、今物ごひのなすわざは、その罪を犯せる人の代りにはらへる心にや。伊勢宮川のほとりに代ごりとて、小兒のいでゝ物こふあるは、箱根權現の御社にも代參せんとて、わらべの物こへると同じ類にぞあるらん。

按に、神社便覽曰、官者殿ハ京極四條ノ鎭。擧世ニ所レ謂、此神者誓文起請免赦ノ社也云々。依レ此考レバ則唯一所レ傳起請返シノ神乎。起請文上ニ書ニ靈印ヲハ以奉ツニ神供ニ。一七日祭レ之。誠唯受ニ一流大事ニ。非ニ其家ニ則不レ傳ヘ也。故ニ今本緣不レ載レ之耳。今世武將（俗云、土佐房正純祭レ之）之靈トスル者、蓋シ花言哉乎。

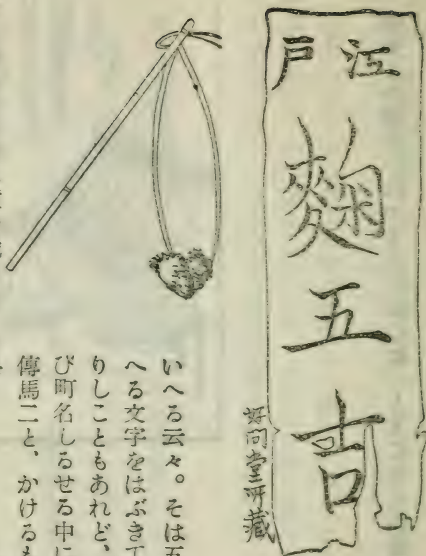


この圖ハ享保七年印本俳度曲卷の下に出づこの本謠曲百番を題にて俳諧とせし画本なり

○麴五吉が札

神社佛閣には、千社參などゝて、そこの稻荷社、かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざはもといづれの時か、帝の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うちめぐり給ひしより起れるといへり。近くはそのおんあとをつぎ奉りて、天愚孔平といひし人なせり。それに次ては、麴町てふ所の五吉といへるもの、このわざを、

もはらなし、いづれと定めもなく、おのがまうづるまに〱、札をはりしとなり。その頃は、今のごとく印



刻しける札にはあらず。書たるなり。かの札はれる人々のなかには、ことさらにこの麹五吉か札をばいとめづらしきことにいひなし、募り購ふに至るとかきゝし。余旅行せしをり、比叡の御山より坂本へ下る路の傍の小社にあるを得てかへりぬ。今左にのするを見るべし。〔頭註〕池田勝躬曰、麹町てふ所の五吉といへる云々。そは五吉といへる名にはあらで、麹町五丁目何某といへる文字をはぶきて麹五吉と書し物ならんか。さる例し張札見あたりしこともあれど、わすれたり。今もあきの人の番がさに、目印及び町名しるせる中に、本町一丁目、大傳馬町二丁目などを本一、大傳馬二と、かけるものあなれば、しか思ふのみ。」

○ふるといふ童の戯にもてる具

わらはべの春の遊に、いかのぼりあぐるに、そをとらんとて、ふるといふものをうちかけてとることあり、そは糸もて石をくゝりて、うちかくるなり。おもふに、老人はそれをふるふんべいとぞいふなる。こは和漢三才圖會卷之二十一、征伐具曰、飄石（飄石今云不利豆牟波以、飛礫豆布天）このふりづんばいをよこなまれるもの歟。戯の具といへど、ゆゑよりどころあるものぞかし。

○綿帽子

近き世までも、かうぶりし綿帽子といふものゝ、ふるく見えたるは、富士御覽記（永享四年の記）おな

じあした、御わたをかしまいらせらるべきよしありて、やがて御ひたひにうちをかせ給ひて、

我ならず今朝はするがのふじのねの、綿ぼうしともなれる雪哉

嫻眞居士（山名金吾）





雲やこれ雪をいたゞくふじのねは、ともに老せぬ綿ぼうしかな

雅世朝臣（飛鳥井殿）

富士のねを雪ぞいだゞく萬代に、よろづよつまん綿ぼうしかな

古今夷曲集巻の四、冬歌山雪を

雪になる雲をぼうしにうちかぶりかしらもさぞな大びえの山　淡海守宗増

尊純法親王

北山のかしらにかぶる雪の綿寒もて寒をふせぐなるべし

新竹齋物語二、わたぼうしといひ、うなぎと解く謎をのこす。さればうなぎわたといへるも有なるべし。今は舟わたといへるのみ。名目は世にのこれり。

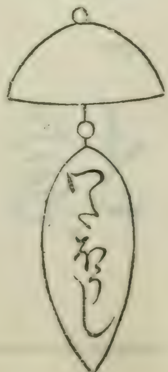
武具訓蒙圖彙

（貞享元年印本）

所載綿帽子



今江戸に、余が見る所二ケ所ならでは、此看板を見ず。



骨董上編中の巻にいふ。物類稱呼に綿ぼうし、江戸にて、てほそといひ、境にてこきんわたといふ。肥後にて手ぼそといふは、腰帶のことなりといへり。醒々云。こん制作の形によれる名なり。○又ある物に、紫のてぼそ事といふ見えたり。菱川の繪などに、少年の女、紫のほうかぶりしたる體を、多くゑがける、是なるべし。さればわたにもかぎらず。はゞのせまきをさして、手細といふなるべし。腰帶を手ぼそと云も、はばのせまき謂ならん。はゞせまき布の細布といふたぐひなるべし。

洛陽寛濶壽（寶永□年の印本、土佐節の本なり。）「こはうれしやと朝顏は、かたへのてうし盃を、手ぼそ

をよせてむすびつけ、ぶたいの下へぞさしおろす。」この手細といへるは、前にもいへる腰帯のことなる證なり。綿帽子にもくさ〴〵の名有。うなぎ綿、舟わたなどあれど、わたぼうしの事、別に考へあれば、今はそのおほむねをいふのみ。

尺素往來巻之上曰、鷹師不ㇾ論二貴賤一。蘇芳衫、綿帽子、付二餌袋一云々。

麓の花 終

ありうこと
難後言

志りうことのはしがき

からまなびするよの人どもを。これかれろうじ。しりうごちたるふみはたへなりともたへに。あやしきものがたりとなんいひける。それはた世には。ものにあたりてのゝしりあざみあへるめるを。このしりうことのふみは。おほやまとの國のものしり人どもに。かずまへらるゝかぎりを。かにかくにしりうごちいひあはめつるたはれふみにぞ有りける。さはいへど。おのがひとさかの見えざるかぎりも。人のへきたなむみゆるといふめれば。このふみかけろ人はた。いかでか人にしりうこちあはめられでやはあるべき。からざまにいひもてゆかば。ことわざのいたちこゝ。ねずみこゝになむ似るめるを。かばかりあは／＼しうろうじしりうこつべきしれびと。このゝちのよにまさにあらめや。かういふはあめ保みするみつのとしのむつき。

源朝臣

皇朝學者妙々奇談 志りうこと目錄

皇朝學者妙々奇談 志りうこと

小說家主人著

第一　聖德太子、平田篤胤を詈る

平田篤胤は。復古の國學をとなへて。一世を睥睨し。古事記の序に。參神作造化之首とある句によりて。みづから造化參柱の神のこゝろもちになり。世上の儒家佛氏の。すべて狂人のごとく思ひて。とりあへざるをよき事とおもひ。わが國巫祝のとりあつかふ神道をあなどり。儒を誹謗し。佛を排破し。古醫方をとなへ。一大地球こと〴〵く皆わが國の出店なりと說を立てゝ。口をたゝき書を作り。近ころ佛法を魔事と稱し。天狗を釋魔ととなへて。古今妖魅考といふものを書き居たるが。ある日空にはかにかき曇り。天狗倒しとおぼしくて。家鳴り震動おびたゞしかりしかば。篤胤こはいかにと驚きて。虛空をきつと見てあれば。黑雲のたえ間より。日月打ちたる錦の御旗一流さしかけて。天王寺の聖德太子。黃金の大よろひを召し。角生ひたる甲斐の驪駒に。白鞍をおかせて中央に立ち給へば。左に蘇我馬子大臣。右に春日皇子の子。妹子大臣。甲冑を着して相したがひ。跡見赤檮。秦河勝。弓箭を取りて。まづ先に進み。篤胤が家居まぢかく下り給へば。篤胤はこれを見て。是は定めて。天神たちの。予が妖魅を降伏せんとするこゝろざしを感じ給ひて。天降り給ふならんとおもひ。にはかに嗽ひ手水をして。內弟子どもにいひつけ。それお神酒よお洗米よと。箒で庭はく輕薄を。太子は笑ひながら御覽じて。つかつかと天降り給ひ。汝はさだめて天津神などの天降りしと思ふべけれどさにあらず。まろはこれ用明天皇の御子。上宮の廐戸豐聰耳の皇太子なり。さんぬるころ。築地の太子堂類燒したるにより。分身の見舞に。忉利天より降る序ながら。汝が不埒をこらさんために。今日わざ〳〵道寄するなりとの給へば。篤

胤不平の顔色にて。それがし苟くも朝庭の御民として。皇孫の姓を冒せるゆゑ。且は國恩に答へんため且は庸愚を論さんために。若きよりこのかた手筆をとゞめず。目書を放たず。古傳をあきらめ。古意を



明すより外に。一點の不埒もいたさず候。何事の不埒か御座候て御懲しを受け候べきと。いはせも果てず。聖徳太子呵々と打ち笑ひ給ひ。まづ一二の不埒を論ぜば。先年汝が書きたる靈の眞柱といふ書は。ある人の歌に。「だまされておどろく人のおろかさよから鐵炮の玉の眞柱と。詠みしごとく。窮理をそしりながら。窮理の窟中に入りて。臆度をもつて人を誑惑したる書なれば。論ずるにおよばざれども。中にも日は旋らずして。月と地と共に動りてやまず。たとへば舟に乗りて海路をゆくに。人。舟の動くをしらずして。岸のうつるがごとく思ふに同じといふ新説を立てたるにより。世の文盲なる者ども。珍らしき説なりと思ひ。囂々として相誹り。中には難破をいひ越したる者もあるよしなれども。あの説は。尚書緯の考靈耀に。地恒動不レ止。而人不レ知。譬如下人在二大舟中一閉レ牖而坐。舟行而人不上レ覺也と。漢土の上古に。はやくさやうの説ありし事なり。世人かの書を見ざる故に。汝が新説のごとく心えて。或は信じ。あるひは惑ひたるなり。汝明の採穀が錄したる。古微書の中からそつと見出だして。ひとり發明の説のごとくいひなし。汝が師の本居宣長が說と矛盾して。一家を成さんと謀りしこと。掌上に示るがごとし。また汝が俗稱を大角といふことは。軍法令に。大角。少角。及軍旛などゝある文や。倭名鈔に大

角。和名波良乃布江とあるに依りて。海中より拾ひ上げし穴ある石の何のこともなきを。天石笛とか名づけて。それを得たるによりて。大角と名乘るよし人にもしめし。天石笛記とかいふ書にも書きあらはしたるおもむきなれども。その實は。かの役公小角が。鬼神を驅役したる神變をしたひ。小角より上に立たんとの下ごゝろにて。大角と名乘しなり。さればこそ。寅吉といふ天狗小僧を何國からか呼びよせて。當人もよみえぬ文字をしきりにのたくらせ。一人して吹く事もならぬ長笛を作らせて。人を惑はしたれ。皆これ德を人に示して。信伏せしめんとする奸意。山事に非ずして何ぞや。故に世上にては。汝を山師の學頭とこゝろえ。たま／＼發明したる古傳說の古意に符ひしがありても。例の山事とおもふ故。門人の外には。誰一人とり上げて見る者もなし。これ等却りて。わが國固有の大道。口々に存し。戶々に傳へたる眞傳をも。地に墮すべきしわざにして。憎むべきのはなはだしきものなり。然るに。汝余がことを漢土の風を好み給ひて。文字も禮義も彼風を移しとられたるより。かく成り來つるにて。慨くちをしき事の極なるをなどゝ。古史の開題記とかいふものに書きたるは。余が像末の世の人機に。相應すべき見處ありて。儒佛を興隆したる心腹を知らざる故なり。はじめ推古の御時。上古より有り來りの古書へ。漢字を塡てゝ神代字を刊り。また漢土の書へは漢字の假名をつけて。論語の字を。アゲツラヒカタラヒコトバと訓ませたる類の骨折。なか／＼容易の事にあらず。さうせねば今の世に成りて。神代の古典を讀むものもなく。漢土の書をわが國の音訓によみおぼえて。重寶にする事も出來ぬ事なればなり。漢土にても。はじめ象形。會意等の六體の古文を作りしが。はなはだ迂遠なるが故に。史籀が大篆。李斯が小篆おこり。なほ簡便につきて。隷書。八分。楷法はじまり。つひに劉德昇が行書。張伯英が草書とうつりしも。みな事の易きにしたがへばなり。しかればわが國神代字の婉孌なる。末世の急務にあらざるが故に。刊り去りて漢字にあてたるは。日用簡便をおもふの微意のみ。汝もすでに漢字をもちひて。文章をなすにあらずや。神代字用ふべくは。今こゝろみに用ひて見よ。誰も一人としてよみ得るも

の有るべからず。余もとより皇子なり。皇朝の古事實傳を。よく後世にも傳へたき故に天皇記。國記を作りて。日本紀などの嚆矢となりしなれば。上宮太子全依二經史之例一。能勞二文筆之體一などゝ。中古の者もほめたるなり。余は用明の御子。崇峻の御姪。推古の太子。尊き事天子に亞ぎ。神道を起復し。儒道を再興し。佛法を張行し。その餘百千の技術諸工。大かたまろが巧夫を離れたるはなきに。汝一介の凡下。卑賤の匹夫にして口ひろく余を詈ること。僭上无禮。孔子のいはゆる。その國に居ては。その大夫をだもそしらずといふ義にも戻り。はなはだ以て不埒なり。いひわけあらば返答せよとのたまへば。篤胤業火心頭より上れども。なまじひ手出しせば。赤檮や川勝が箭鏃にかけられんことを恐れ。ちひさくなりて愼み居たり。太子また宣はく。寅吉がのちに。勝五郎といふ小兒が再生したることを。例の山事の口實として再生記聞とかいふものを書きたるは。かの靈の眞柱に。人の魂は産靈神の賦りたまふまゝにして。死しては幽冥に屬し。再生轉生するものはなきやうに說を立てたる所に。再生の小兒がまのあたり出來たる故に手をとりて。俄に再生もなき事あたはずといふやうに論じたるにて。いはゞ尻口でものをいふといふものなり。それに漢土の故事を多く擧げながら。まろが南岳の惠思禪師が後身なりといふ本傳を。いさゝかも引き出ださゞるは。甚以てその意を得ず。まろ實に惠思が後身なる故に。平氏が太子傳はさらなり。今昔物語。元亨釋書その餘の末書どもにも擧げたるを。わが國の古事をさしおきて漢土の事のみいひしは。汝が平生の見解と。犬牙せるにあらずや。さて古史の成文といふ物を見るに。日本紀。古事記はさらなり。古語拾遺。延喜式をはじめ。いろ／＼の末書ども。あるひは世々僞書の論ある書どもにあること。また近來のものが書きしひのに載せたる事までも。是は古傳の存りたるなり。かれは幽契に合へりなどゝ。ごたまぜに書き集めて。朝庭の記錄。宗源の古典どもを。わが勝手に作文し。或はつゞめ。あるひはのべ。文を欠き句を補ひて。もつともらしく徴とかいふものを作りそへて。世に示し。はなはだ議論ある所は。古史傳にいふを見るべしなどゝ逃げて。その古史傳といふものは。

何の世上木するやら知れぬ故。凡人ども不審におもふ事ありても。その門に入らねば。その說を聞くこともならねば。止む事を得ずして。屛息して居るとはしらず。よきことゝ心え。古史徵あるゆゑに。衆人難破しえずなどゝ。喋々しく大言を吐くは。抑いかなる事ぞや。孔子の集めて大成すといふこゝろにて。成文と名づけたるならんが。まろが眼にて見れば。古史業ともいふべき體裁なるを。勅をもつて撰みたる紀記などをば傍にして。自家の作書を公然として講釋するなどは。いやはや片腹いたきことゞもなり。知らずや。むかしある人。涅槃經の異同を對校せし時。金人夢に告げて。大聖の金口みだりに改むべからずと呵したる故に。恐れてすなはちあらためたりき。よりて今涅槃經に。南北の二本あるは。對校の有無によりてなり。汝がきらひなる佛經の上にてさへかくのごとし。まして汝もしるごとく中古までは。大嘗會の時に。語部御前にまゐりて。上古の古事を奏したる。わが國の古傳。いかんぞ汝が臆度をもて。みだりに刪補することを得んや。これは吾國をたつとぶといひながら。いはゞ神典を瀆るといふものなり。しかも一字一言の訓點ゝ。わたくしに改むべきものならざること　安和年中に。天台法相の大宗論宮中にてありしとき。良源大僧正は。法華經方便品なる偈文の。若有聞法者無一不成佛の句を。若し法を聞くこと有らん者は。一として成佛せざること無しと訓じたるを。法相宗の學匠松室仲算は。若し法を聞く者有りとも。無の一は成佛せずと訓みて。法相の意としたりき。訓點によりて意のちがふことかくのごとし。近ごろ荻野梅塢がもと吾黨のものなる故。ある人の議にしたがひて。法華經を校正し。上木したるはよけれども。異本の校合を傍注にも加へず。自己の了簡にて取捨したるなども。汝が所行と相似たり。常在靈鷲の金口の種子を。大俗凡下の身として。わたくしに用捨すること。いかでか教主の意に叶はん。そのくらゐなら。まろも小野妹子がとつて來たる經のまゝでおいて。別に夢殿に入る辛苦はせぬなり。そのごとく紀記どもの古典の訓を。わたくしによみあらため。汝が意に解しよきやうに點したるは。杜撰これよりはなはだしきはなし。まは仲景考といふものなどは。もとより

牽强附會のことにて。論ずるに足らざればさしおくなり。とかくいふ内。時刻うつる故。これぎりにしておくべし。以來は山事をやめて。汝が著述目錄にのせし。乞盜ならぬやうにこゝろがけよ。かつ又みだりに鬼神の情狀を伺ひえたりなど〻いふこと勿れ。汝があしくいふまろが來たるを。天神下降とこゝろえたるなどは。佛頭に糞を著くといふものなり。いかでか情狀を伺ひ得べき。いざとて御身を起し給へば。馬子。妹子左右に從ひ。赤檮。川勝警蹕して。空際にのぼらんとし給ひながら。やよ篤胤。なんぢは浮浪人と聞きたるに。存外なる大家に居て。多人數をやしなふやうすなるが。いはゆる山師の玄謂なるべし。しかし米價がたつとくて。さぞ困るであらうと。から〳〵と笑ひ給ひて。雲のはた手に御身を隱し。はるかに虚空に上り給ふ。篤胤は癡なるがごとく。愚なるがごとく。愕然として目の上の瘤を取られたるこゝろもちなりしが。なほ負けじ魂さかんにして。むかしは鷄來りて處宗と談じ。狐變じて。一條太閤を詰りたりき。かの上宮太子も。大かた妖魅の類ならん。おもひ切りて妖魅のつるりに。手きびし論じて見んと。なほ附會のこゝろざし。いよ〳〵增りていまだ悟らず

たゞ頼むしめぢが原にくらべてはさしも劾なき氣吹の屋かな

第二　本居宣長、海野幸典子を詰る

海野幸典ぬし。門人にてにをはを示し。あまりに口が草臥しかば。とろ〳〵と眠られし夢の中に。紫元結にてもとゞりを卷き。道行ぶりのやうなる衣を着て。葛の袴をはきたる老人。本居宣長と名のりて座につけば。幸典ぬしおどろきて。うや〳〵しく座をしりぞき。それがし翁の德義學風をしたひ。みづから弟子と稱して。なほも翁の歌文に長じ給へるを。主張いたし候所に。よくこそ御來臨下されたれといはれしかば。宣長會釋して。足下予が生前の門人ならねども。孔子が堯舜を師としたるこゝろざしにもとづき。弟子の禮を脩めらるゝこと。祝着千萬なり。さていふべきは。予元來縣居翁の門に入りて。古への道を振ひしことは。縣居翁の遺意にて。歌ぶみの事は。いはゞ枝葉といふべきことながら。てにをは

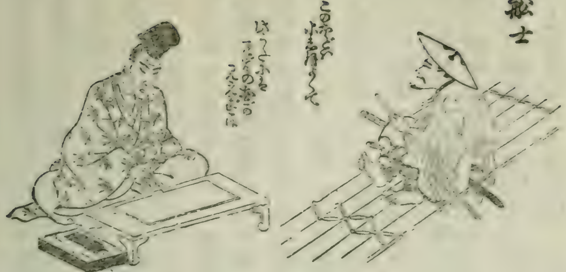
は。古書をよみ。文學びするもの。一日もしらでかなはぬ事ゆゑ。まづ紐鏡をもつて初學をさとし。さて玉の緒を作りて。大體をしめしたるに。足下よく通覽して。予が玉の緒に論じたる說の。あやまりあるを考究せらるゝこと。すなはち予が後說にして。至極よろしき事なり。しかるに近ごろ。てにをはに通達せられしを自負の餘。慢心と見えて。天語通とか天狗通とかいふものを書き。人に示さるゝよし承はりおよび。予もさる席にて一見せしが。何か大きなる紙へ。アカサタナの。五十韻字を書きて。箱の中より小札をとり出だし。何のことばにもあれ。一言よりして千萬語にはたらく言葉を。小札にてあちらへやりこちらへやり。こゝへ行くとかう轉ず。かしこへ行けばかうはたらくといふやうに。目まぎらしく轉じてはたらかせらるゝ故に。初學や愚昧固陋なるものども。一驚を喫ひて。珍らしき事におもひ。一時に名を轟かせられたれども。上木して公行にするといふうはさばかりにて。今に世に示されず。あまつさへ近ごろは。小札の筥も圖も何處かの隅へおし結果て。天語の天も字もいはれぬは。いかなることにや。大かた。よく思ひて見れば。すべて言葉のはたらきは。足下のごとく圖を書きたり札を作りたり。一言の下へ系圖を引いて。何十言にはたらくなどゝいふやうにこそ辨へね。皇國の人は誰も〳〵。用ひ馴れはたらかし來りて。何となく覺えて居ることなれば。さらば圖說を公行せんと。氣をとりて見れば。いはずとも知れし事なる故に。一時の名を賣りたるを勝譽にして。引きこませられしなるべし。予もよくはおぼえぬが。見ルといふ詞などは。ラ行に移りては。見ラン見ル見レと。活用なれたることばながら。行を行ラン行リ行ル行レ。知を知ラン知リ知ル知レと。はたらかす例に准へて見れば。見も見りともはたらくべき格なりといふやうなる說もありしとおぼゆ。すべてことばの八千衢にわかれゆくことは。天地自然の妙用。いはゆる言靈のさちはふ國がら故ながら。古人も別に例なき言葉を。みだりにはたらかしたることなし。いかにも見は見ランとつかひし例あれば。見リともいはゞいはるべきやうなれども。古事記はさらなり。日本紀以下の國史。祝詞。宣命。萬葉の歌ども。三代集その餘。うつほ。

源氏のたぐひ歌。物語の上にも。すべて一つも例ある事なし。もしはたらくべき格あらば。あまたの古書の中に。たゞ一處ぐらゐは用ひてあるべきはづなり。例せば射ル居ルなどのごとき。居リ射リとは活用かざるがごとし。足下予が影に吠えて。てにをはを唱へ。一家を成したるは手際なれども。をしいかなっ學問なき故。强說も出來るなり。ちっと予がこゝろざしの。てにをはに任せるに非ざるを辨へて。よく古書をよみわたし。さて天語でも地語でも解かるゝがよし。千言萬語たゞ章をつみ。句を探る。歌文章の上のみにて。悟り得べきことにあらず。すべて足下に限らで。てにをは家は。たゞ章句にのみ泥むが故に。たま／＼半片や一枚のはした文を作きても。幽艶閑雅なることはさておき。文義淺くして。全部の趣意通らぬもの故に。古學者流の中にては。とかく議論したがるなり。併し予が門人の中。平田篤胤などは。てにをはを知らぬ故に。論說し得たりとおもふことも。實は趣意に背ける語格ありて。その門人にも心づくものもなきと見え。てにをは家の難をかうむること多きなどは。予において二つながら甘心せぬなり。さてついでに申し述べん。尾林元雄ぬしも。てにをはの家風を張り。足下も初は服從せられたるやうすなりしが。右の天語通に眩まされて。その子を足下の門人とし。秘奥を聞き得たるのちに。元雄ぬし自己の說なりと主張せられしは。はなはだ以て卑劣なり。もとよりかの天語通。人の說を奪ひておのが說とすべきほどの。發明のことには非ぬを。足下の大聲におびやかされて。右の卑劣をば行はれしなり。しかるを足下。龍王頷下の珠を奪はれたるごとく怒りて。絕交に及ばれしは。愚昧なんぞかくのごとくはなはだしきや。予が眼をもて見る時は。漢人孟子がいはゆる。五十步を以て百步をわらふたぐひ。京極家の歌學を。六條家より譏せられしにひとし。足下このゝち門人を取るとも。和歌三神の像前に誓ふことなどはやめられよ。歌はもとより自然の餘意にて。詩は志を述ぶるものと漢人のいひしもおなじく。古今集の序を見ても悟らるべし。さて今の世すこし古書のはしをも覗き。こし折の一首もひねり出だすやうに成ると。てにをは／＼と。自家を立てたがるは。甚だ以てよからぬ風なり。それも

若狹の義門が友鏡や。殿村常久がかたばみ草や。土佐の五藤正英とかいふ童子が。綾のひもなどいふたぐひは。みな吾ひもかゞみを根株にして。言葉詞花のかざりを委曲にしたるものなれば。初學のために益なき事能はず。予もうれしくおもふ事なるに、加藤董春といふものが。五十聯韻の圖を五行をもて論じ。いろ〳〵に古事附の注を加へたるなどは。殊更笑ふに堪へたる事なり。又今井中が。得るによりて經。經るによりて得とかいふ說を立て。ウヘ。ウフ。といひつのりて。西洋人の名のやうに。ウルトフルといふことばかりいふなどは。抱腹にもたへざることにて。しかも書名を。矮屋一家言と題したるは。いふにも足らぬ愚名なり。松岡玄達が本草一家言や。そのほか一家言と名づけたる例によりしならんが。わざ〳〵矮屋と冠したるはいかなる故ぞ。矮たる家の中限でいふことならば。無用の櫻木を費して。世に行はずともあるべきことなり。しかもかれは諸侯の臣にてありながら。君より賜はれる家を。矮屋などゝいふこと。失敬いふばかりもなし。もつともおのが住む家なれば。高屋大厦とこそいふべからね。賜はれる家さほどに不足ならば。浪人して一家をなすがよきなり。先年も書物無盡の引札をくばりて。同志の人の勸化を乞ひしことありしに。書目の中に學者必用歌學などするものゝ。持たではあるまじき書名さへ載せてありき。さばかりの書だになくて。一家の言をなし。人をその門に引誘せんとするは。蠡を以て海をはかるにひとしく。自高妄許のしわざといふべし。これら足下に預らざることながら。てにをは家の事故ついでに申し達しおくなり。その意して足下も研究いたされよ。予が歌の解釋にあやまりありと論ぜられし中には。またいふべきふし無きにあらねど。さのみくだ〳〵しく。足下たちが。テケリケンツルシツ。ツヽキナパヌルシカなどゝ。べら〳〵と多言るゝ口眞似に似て。海鼠の口のこたへせぬためしもあればと。座を起つと見えけるが。響かぬしゞまの鐘の音とゝもに。愕然としておどろき覺むれば。ありし宣長の形はなくて。ことばの玉の緒のみ殘れる。一片の蛩夢なりけり

玉の緒の長き脊丈や學ぶらんヲケリてんつるつんな　ゆきのり

第三　祐天大僧正、小山田與清を呵す



松屋與清。三縁山の學士となりて。大小をさしこわらし。結城揃へを一つまへに合せ。昂然として門人どもを連れ。目黒の祐天寺に參詣して。大僧正の像堂にぬかづき。この寺もとは善久院とよび。のちに今の名に改めたるよしなどを。門人に語り聞かせて居たる時。忽然として大僧正の像聲を發し。與清。與清と呼びたまひければ。かの善光の背中を借り給へる。如來もどきではあるまいかと。與清大きにおどろきしが。心をしづめて。元の座に直りければ。大僧正のたまはく。其方かねて予が德をしたひ。相馬日記に本傳を引いて。累女解脫のことをねんごろに記したるは。死靈解脫物語の杜撰なるにかはり。穿鑿もよくとゞきたり。しかも三縁山の學士になりたる故。ことさら吾像前にぬかづくこゝろざし。過分に思ふなりとありければ。與清低頭して。それがしいさゝか國恩に報ぜんがため。報國恩舍と家を號し。道ゆきぶりのはしり書も。人のためになるべきことを專一とこゝろがけ候までにて。御賞譽にあづかりては。かへつて恐れ入候といひければ。大僧正のたまはく。その人のためにせんとする處より。かへつて世の害になる事多き故。申し聞するなれば謹んで諦聽せよ。そもそもその方積德叢談を書きて。人に陰德者とおもはするつもりならんが。あれは實は小谷三思を引きずり込みし趣向なること。予はこれをしれり。また富士根元記を作りしも。富士講の徒を手なづくる計略にて。

富士講の話の注をも書きたるに。三思もさる者なれば。その手に乘らざりし故。近ごろは仇敵のごとく罵じるよし聞ゆ。これら世に衒ひ。人に阿るを以て。賢才とこゝろえ居る故にて。學者の耻づべきことならずや。されば書物藏を擁書倉と名づけたるも。擁書漫筆に。北史や世說新語補を引きて。こと〴〵しく由來をとき。其黨の者どもの詩歌などを擧げたる故。世の愚輩は擁書の熟字。はじめて其方が用ひ出だしたるやうに思へども。さにあらず。實はちかごろ死たりし近藤正齋が書齋を。擁書樓と名づけしなるを。其方おもしろしとて奪ひとりしなり。よりて正齋この事を難じて絶交したりき。予に向ひては爭ひがたからん。正齋もすこぶる學才ありし故に。李永和が傳などより。見出だして號したるなるを。しらぬ顏して人を欺くこと。いはゞ盗賊の上まへとりにちかし。まだその上に。藤井高尚が松屋といふ號をも奪ひて。自稱する事。そも〳〵いかなる事ぞや。また漫筆に。山東京傳がことを論じて。醒が學風考据を專らとして。世のなま著述家の類に似ず。そのあらはせる骨董集に。採引の一ふしだになきを見ても思ふべし。など〻譽めておきながら。ひそかに京傳が說を奪ひしは何事ぞ。その說をもいひ聞かすべきなれども。旁に門人どもゝ居る故。その方身を容るゝに地無からんかと思へば。忍辱意を以て。その非はつゝみてつかはすなり。さて京傳ある會席上にて。その方が盗說を咎めて。かの說は予が發明なるを。足下自說として唱へらるゝこと。はなはだ遺憾なりといひしとき。その方まざ〳〵しく大音に。予いかでか足下の說を奪はん。何ぞ證據ありやと。居丈高になつて說破したりしかば。京傳はなはだ逆上せて。論議するうちに。持病の喘息大に發して。痰血を吐し。籃輿にたすけられて家に歸りしが。これより病みて起つことあたはず。つひに病床に憤死したりき。これ其方が氣死せしめたるなる事。人あまた知れることなり。京傳この事を予に訴へて。冤罪をあかしくれよと歎きし故。かれが先年越後のある人のもとより。雨雪の事實をくはしく書き綴りて。校合に越したるを。其人をあざむきて終に歸さず。おのが著述の戯書の中へ。そつくりと書きつらねて。見て來たやうに人を欺きし。報惡なることを說きさとし

て。かれをば呵りかへしたれども。その方が卑劣のこゝろをため直さんとおもふ故に。いひ聞かせおく。心に適して耻かしかるべし。學海は無量なり。なに故にこれは磐瀨醒が說なりといはずして。自己の物にしたるなるぞ。卑劣とも無識とも沙汰の限の穢行。彈指に堪へたることなり。すべてその方は。見世學問にて。書目と卷づけと丁づけにて。何の著述をもふさぎ。斷見の論あることなく。藏書自慢に過ぎざるのみ。自著のものゝなかに。松屋主人みづからいはくの。松屋高田子曰のと。書きさらしたるは。何といふ了簡なるや。かつ淸水濱臣と中よかりしなどは。漫筆にも。ところ／＼に譽めて置きながら。竺志舟かの序文に。左右のことより論おこり。亂酒の上とはいひながら。つかみ合同樣の喧嘩をなし。のちに大田覃らがとりもちにて。やうやく仲直りとなりしとき。學問よみうたの甲乙をもて。伯仲をさだめんには。おの／＼不足のこゝろあるべし。男子第一の勝負は。男根の大小をくらべて。造花にまかせたるがよしとて。覃らがすゝめにしたがひ。滿座の中にて陽物をかゝげ出だし。濱臣が大なりしに屈伏して。その方仲にさだまれるとき。例の南畝が。松の屋の松蕈よりもさゞ波や志賀の濱松ふとくたくまし。とよみて大笑したりき。必竟學問の上にて。甲乙をさだむるに。陽物をかゝげ出だすなど。猥雜のことをなせるは。根が持操なきがいたすところにて。春屋の日祭あそびに似たり。學問沙汰は學問ざたの上を以て。どこまでも論議講究し。かれがみじかきか。吾が長きか。折衷して伯仲をさだむるはづなるを。負惜みとをつかなびつくりと。相半して居るゆゑ。南畝らが說柄になりたるものなり。この餘棟梁集や。俳諧歌論や。松屋叢話や。殘月抄などにも。いふべき事多かれど。さのみは論に足らねばさしおくなり。但しその方が解釋のくだ／＼しくつたなきことは。三樹考に。厠の和名カハヤを解きて。カホリヤなりといひしなどは。說文に厠は淸なりとある徐氏が注に。いにしへこれを淸といふものは。不潔常にまさに。之を淸め除ふべきを以てなりといふ字義にたがひ。高岸より河に臨む屋なる故に。河屋といひし古意に反して。下學集の高野の說より。今一きはつたなき解なり。厠。果して香屋ならば。

糞をよき香といふべきか。これ味噌も糞も一緒の說なり。かくいはゞ。印土にて牛糞香を塗ることなどを。證據にするであらうが。あれは別に說ありて。この引證にはならぬことなり。さて大事の事あり。先年墓相の說を主張して。支那の陰陽五行家の書より抄錄して。門人どもに墓相小言を作らせ。また東條巳上の門人には。別に口訣をさづくるよし。口訣もさだめて。闔墓書などの說を書きぬきにして。人に示すならんが。唐土の墓相家說に。しかじかの相の墓は。子孫かならず公卿を出だし。封侯を出だすなどゝあれども。吾朝の人にそのまゝ示す事は。禁を犯すにちかしといふべし。それは太平二百餘年の今。公卿は公卿の分。封侯二千石は封侯二千石の分あることにて。おのが子孫をして。公卿封侯たらしめんとおもふは。士庶の分をしらざる亂賊の人なる故。たとへいかなる美相ありとも。大聲にはいはれぬことなり。その方も官途の事をしらざる者ならねば。かの口傳の卷物にも。さだめし明々地には書かざるならん。然れども。住居より北の方の墓がよしなどゝ。小言にいひしはいかなることぞ。わが本山などは。芝から品川あたりの者ならでは。北方にあたらず。されども格別南西の旦方のあしきといふ說を聞きたることもなし。これらはなはだ禁忌に拘はることなるをしらずや。しかるにその方が說にまどはされて。改葬せしもの少からず。大きに難澁したるものもありしよし。これらはなはだ天下の害なり。當時寺院おほく旦方おほきによりて。金一升の土地。墓相のよき樣に好みだてをすることは。列侯貴人か田舍ならでは出來ぬことにて。たとひその方が口訣を得ても。わづかに田樂石の一本も立つるばかりの庶人は。改葬せんにも地面はせまし。さりとて打ちすておく時に。家に不祥のことあるか。病人夭折。火災盜難あるときは。されぱこそ墓相のよからぬ故なれと。氣にかけて。彌々衰乏するもおほし。全體ちかごろは。堪輿家相の說はやりて。勝手のわるき所へ。窓をあけたり。戸をふさぎたり。不勝手にすることを。よしと心得るものおほく。つひには家作に氣をもむために。身上も不勝手となる者ことに多し。これらさへ數息のかぎりなるを。又候その方がために。墓地にまでまごつきて。住持に難儀さす

るものまゝあるよし。わが末徒どもゝ迷惑することなり。それほど墓相にくはしきその方。何しに子を先立つるやうの逆ありしぞ。もとより穢土に住する如二夢幻泡影一の身として。吾子の夭折することさへしらず。たゞ書面の墓相說をあげて。口傳などゝとなふること。人はみな書をよまぬものにしたる。自許の所爲。はなはだすまぬことなり。ことにこれは太田錦城が。世上の家相方位の說をなすものゝ。流行をうらやみ。種々の家相書を著述して。愚人をたぶらかしたる術計をぬすんで。利を射んと欲せるにて。その方すこぶる黄金家にてありながら。尙卑劣なる金まうけしたがる癖あるは。つひに死して有財餓鬼とならんことうたがひなし。まだあるは。去年世に出だしたる藥師寺金石記に。緣山倭學士と書きたるは。もつとも笑ふに堪へたることなり。わが山の號は、親緣、近緣、增上緣の三緣をもつて號したる名にて。かならず三緣といはざれば。義にかなはず。もつとも吾徒の中のものも。こゝろえ違ひして。緣山といふたぐひもありて。淨土列祖傳などには。いづこも〱緣山とのみ書きたれども。かの書は杜撰おほくて。宗門寺傳とあはぬ事あるによりて。宗徒は珍重せぬものなればしばらくいはず。もし緣山といひてよきならば。こゝろみに東叡山を。たゞ叡山とばかりいひて見よ。江戸か京かわかるべからず。もつとも徂徠や。南郭が詩どもには。緣山とも緣嶽とも。三山とも用ひたれども。これは例の亂名家のしわざなれば。例にすべき事にあらず。三緣と正しく語をなすを。俗なることに思へりや。名を正すが學者の本意なるに。開卷第一の亂名。いかんぞ學士の名に恥ぢざる。また倭學士といふもをかしきことなり。これでは震旦人が。わが國の譯者をつとむるやうに見ゆ。わが山の徒もみな印度人ならず。別に倭の字のことわりには及ばぬことなり。元よりこれはある武士の前に。帶劍して咎められたるくやしんぼうに。大小が指したくて。わが山の學士となりたるにて。その根ざしは篤胤といふ山仕が。吉田殿をこしらへて。學師となりたるからの思ひつきなるべし。さればこそ其方が眞似して。もと其方が門人なりし。山崎美成とかいふ博識ぶりする男も。ある諸侯の家來分になり。大小さしていぢかり股して

ありくを。世にはをかしがることなれ。さて門人某甲が書きたる分にて。小山田再興記とかいふ書をかき。先祖代々有緣無緣の戒名をならべ立てたるは。百匹づゝの付施餓鬼めきて。ちと外聞がわろきやうなり。ことに其節そへて配りし所書はなに事ぞ。こと〴〵しく俗名雅名姓氏。別號を二とほりまで書きて。四の日八の日の在宿をしるし。狀の上書の宛名までしるしたるは。飛脚屋の出日の札か。大坂の金毘羅船宿の張紙めきて。さらに學者の所行にあらず。後には戯作者どものやうに。書賛扇や出來合の短尺を。書林に出だして賣るであるべし。なにとてさやうに見識ひくきぞ。それ故三味線の考はさらなり。書きあらはすものども。こと〴〵く愚人をわが博覽の舟にのせて。漕ぎ賃をおほく得んと欲する。卑劣心が見えて。見ぐるしさいはんかたなく。つねに本居宣長が說を破さでは。こゝろよからずといひながら。下總や常陸邊へ。學問あきなひに出てかけし時。田舍人はしるまいと思ふて。宣長らが說を盜み講じたるに。さき〴〵にてきめつけられて。鼠のごとく逃げ歸れるなどは。ことに見ぐるしくおぼえしなり。また先年擁書漫筆に。牛祭祭文をあげたるなどは。その年の正月。岸本由豆流が出板したるを見ながら。三月に上木するものへ。知らぬ顏して入れおきしなど。校合の奄なるにはあらずして。見識なきなり。されば和歌高名競の唄に。「松はふしくれ山吹は黃色に咲くでわしやいとしと。由豆流が肩をもつもの有りしなり。耻づべきをはぢざれば。耻ぢかいたためしはなけれど。よく耻をしつて學問し。たま〳〵學士と成りたる。わが山の名を穢すことなかれ。南无阿彌南无阿彌と。十念をさづけ給へば。與清衫に冷汗をながし。渴仰して念佛をとなへ居しが。よく〳〵見れば。こはいかに。祐天寺の影堂ならで。權之助阪の田甫なりけり。與清おどろいて眉毛へ唾をつけて居れば。門人どもゝ打ち笑ひて。先生。眉をおぬらしなさるには及びますまい。世間の人が化されて居ますから。

川船の船頭いかに多ければ小山田までも漕ぎのぼるらん

第四　大田南畝。石川雅望を懲す

蜀山人。仙境にありて閑暇のあまりに。むかしの門人たりし六樹園雅望が家にあそびに來りしかば。雅望よろこんで座に請じ。賓主の禮をはりてのち。南畝まづいふやう。足下兼ねての著述ねざめのすさびを。近ごろ上木されたるが。寫本にてありしとは相違して。削られしことおほきはなんぞや。雅望こたへて。寫本にて傳ふるあひだはともかくも。公行する日になりては。さてうつとしく。嫌疑を遠ざけんために。ぬきたること多く候なりといへば。南畝。予もさやうに思ひしことなり。それにつき。本居宣長がことを。伊勢暦をもぢりて。彼が古事記を專學として。漢學を破れることをにくみ。伊勢こじきの落話を作られたる。滑稽もさることにて。ねざめのすさびの寫本に。眞暦考。玉くしげ。玉かつまなどいへる書ども。讀むに堪へざる僻說どもおほかり。わが兒孫たらんものは。ゆめかゝる說にまよふことなかれといひ。和學者忘られしはいかに。などゝ憎く／＼しくかゝれたる故。宣長ぎらひなるべく。人も思ふところに。先年かの人源氏物語の注をして。紫文要領。源氏年紀考などいふものを草稿せるを。足下ひそかに伊勢のしる人の許より得て。その說をうばひ。公然として源氏の講釋をせられしかば。人ことごとく新說に瞞せられて。めでたきことにおもひ。すでに眞顏も甘心して。足下が說を聞きに行きたりき。そのゝち宣長。右の草稿どもを。玉の小櫛と號けて出板せしかば。源氏の注。足下の說ならざること世にあらはれ。眞顏も彈指して。そのこゝろぎたなきをいきどほり。つひに二十年來絕交したるを。近年になりて。家根屋靜廬らが取り持ちて。仲直りせしこと。足下さだめておぼえあるべし。僻說のみ多きによりて。兒孫たるものも。その說に惑ふなといふ斷見ある足下。なに故にそのひがごと多き和學者の說を盜み。自說のやうにせられしや。かの面從すべき足下にあらねば。はなはだ以て意得がたし。さてまた本居が。孔子のことを孔丘と書きたるとて。續日本紀を引きて。文宣王の號を以て論じられたるなども。一應はもつともらしけれども。一片の論といふものなり。和學者がいふぐらゐの事でなく。唐の代王號を謚りたるのちに。唐土の人も吾國の儒者も。文宣王といひたるや。官家にあづからざる事は。

やはり孔子と稱して。王禮の稱號を書かざりしこと。世にある書物を見てもしるべし。孔子といふほどならば。孔丘といふとも何ぞ妨げん。もとよりその敎をしたふ者こそことさらに尊稱もすべけれ。慕はざるものにおいては。格別の不敬にあらず。すでに釋迦は佛法の敎主淨飯の王子とて。世尊といひ。佛と稱して。浮屠氏はみな尊信し。續日本紀の宣命には。聖武天皇さへ三寶の弟子と稱し給ひしかども。佛徒ならざるものは。たゞ釋迦といふがごとく。また舍人親王はもとより皇子にて。崇道盡敬皇帝と諡號せられしかども。人なほ舍人親王と申すにあらずや。これらはわが朝の皇子にて。わが朝の事業に功勳おはしまし。すでに天皇の諡號を奉られしだに。やはりもとの御名を申し。また傳敎弘法の大師たちをも。その徒ならぬ者は。なほ最澄。空海とよび。圓光大師などは。同流の一向宗にてすら。法然上人といふに非ずや。されば足下も孔丘とこそいはね。なるべしの論の下に。徂徠の事をいひて。孔夫子の贊に。といはれしならずや。文宣王の稱を上るならば。なぜ文宣王の贊にとは書かずして。白虎通にいはゆる。大夫は人を扶達するものとある。大夫相當の夫子といふ語をそへて。孔夫子とは書きたるぞ。王號のおくりなある人を。先生の稱を以ていふこと。不敬ならずとすべきや。孔丘と稱したると。たゞ五十歩百歩のたがひのみ。さればまた玉くしげの論の下には。舍人親王も安麻呂もしか〳〵といはれたりき。これら崇道盡敬皇帝もなどゝはいふべからざる。勢のおのづから然らしむるものにして。本居が孔丘といへると。また奚ぞ異ならん。されども。人を論ずるとしては。自分からあらためて行ねばならぬことなり。實はたゞ宣長を憎むあまりに。前後をわすれたる耄悖といふべし難破しければ。雅望大きにいきどほり。予も以前こそ足下の敎をうけたれ。當時は台賜の宗といはんとするを。南畝わらひながらオツトみなまでのたまふな。その宗匠にていふべきことあり。眞顏が俳諧歌を中興して。世を一變したる大功を稱し給ひて。宗匠免許の事ありしは。實にわが黨の光彩といふべし。しかるに足下。かねては予が風を下さず。落書體の興歌をよみて。眞顏が俳諧體にかまはず。おのづから英雄のこゝろざしあるに

似たりしに。眞顔大宗匠となりしとき。足下もあひ亞ぎて。眞顔の推擧にて台賜をねがひしに。狂歌にては下されず。俳諧歌と稱すべくば賜はらんと有りしかば。百日の說法屁ひとつとなりて。今までかれが俳諧體を唱ふるをそしりて。牛角にならび立ちたるをわすれ。つひに見識をおとされて。唱へつけぬ俳諧歌の稱號をかうぶり。眞顔が驥尾につきて。座をさだめしは。舊來の見解に反して。たゞ大名をよろこべるのみ。故に今まで足下にしたがひし判者どもの中には。足下を蹂みて退きたる者も多かりしなり。予も實は眞顔と足下と。いづれか賢れると。旦暮工夫したりしか。此度の不見識。かれにまきこまれしをもつて。はじめて足下の短をしりぬ。おもひ合すべきは。先年鶯丸がほりし。今樣職人盡のことば書。眞顔のはことずくなに。雅と滑稽ありて。かの親長卿の面目を襲ひたるに。足下のはわる長くだ〳〵しくて滑稽すくなく。かつ舊本の語調に似ず。一々辨ずべきなれども。あまり長くなる故。こゝにはいはず。自反してかれこれ考へ合さるゝがよきなり。これらも足下のみじかきところなるを。名を以て人を嚇さるゝとも。庸人はおそれなんか。具眼の予などは微笑して居ることなり。さてついでなれば申し置かん。ちかごろ眞顔沒したるのち。おなじ台賜の宗匠なる。森羅亭萬象が。四方の歌垣を兼ねもちて。その風を行ふはよけれども。眞顔の舊門人ども。萬象をしたはざる者多き故に。萬象大きに怒りをおこし。風流を辨ずる詞といふものを上木して。あまねく人に配りたるが。まことに拙文愚論。さたの限のものにして。予が齒牙にかくるに足らねど。中にも愚昧はなはだしき事は。ニヨライの音を反切して。ノリといふ訓と約るといへるなどは。音訓の差別をだにわきまへざるものなり。また菅公の御歌を引いて。祈らずとても神や守らんと。世に傳ふるてにをは違ひのまゝにしるし。また論語の丘が禱ること久しといふ語は。子路がいのらんと請ひしなるを。五尺の童子も。論語を讀む者としては。知らざる者あることなし。しかるを子貢が事として引證したるは。そも〳〵いかなるあやまりぞ。これを暗記の失なりといはゞ。さばかり口もとの文をだに記覺せずしては。ものゝ師といふに足らず。また漢籍の

上のさたなりといはゞ。引證するに及ばぬことなり。しかもてにをはは知らずとも。歌だに正心もてよめばよき物ぞといへるなどは。已がてにをはに暗きを。おほはんとするまけ惜みにて。てにをは合ずしては。歌にならぬ事をしらざるにや。其上すべての論辨こと〴〵く。佛意を以ててにをはを解し。一向點の勸化といふもの。法談といふものめきて。實に抱腹にもあまりあり。御同流の宗匠家ゆゑ。餘計のしごとなれども御達し申すなり。さてまた足下の。しみのすみか。都のてぶりなどは。一時の狂文論ずるにたらねども。北里十二時は。磐瀬京傳が。青樓ひるの世界錦の裹のしやれ本の丸どりなれば。卑劣ならずといひがたし。雅言集覽は。あまり大部ゆゑ今は辨ぜぬが。賣れを求むるところよりして。むかしはなはだ詈れる本居が弟子の大平に。序をたのみたるは。いやしき心なり。但し齋藤彥麿が名義考のやうに。人の說を書きぬいて。わが說にやき直すやうなことは氣を付けられたがよし。すべて學業は。眞實に居て世を茶にするが。われらが眞面目なれども。人を非りて。人の說を用ふるは。愚者だもよく爲ざるところ。向後眼目を著けかへ給へ。酒を呑ませねば醉ひはせぬが。御免候へたあい／＼と。いづ方へか消え失せたり。雅望大に歎じていはく。ことしは燒けたり論じられたり。いつそ眞顏がやうに死んだもましかい。

麻布ではなけれど六の樹がしれぬ飯盛なれし抄子定規に

第五　紀貫之。岸本由豆流を嘲る

岸本由豆流。古今集の增注をせんとて机にかゝり。古今の開書どもを。あれこれと取りちらして居たる所へ。しのぶ摺の雁衣に立烏帽子着たる人。忽然と入り來たり。まろは延喜の朝に在りし。その集の撰者紀の貫之なり。申し談ずべきことありて來りたり。とありしかば。由豆流いそがはしく鋪蒲團をはづして。さては木工の頭殿にておはしまし候な。それがしのこの勅撰を增注いたすこと。蟷螂が斧に似て候へども。本居宣長が遠鏡などの。あまり俗に過ぎたるがかた腹いたく存じ候てなり。其志を御感じあ

りて御出の儀に候はゞ。一しほ有難く存じ候。分り兼候事もあれば。眼のあたり御示しにあづかりたく候といへば。貫之いやまろはその注の事にて來りしにあらず。世中の學者どもが。其方がことを議論するが氣の毒さに。先年まろが書きたる土佐日記を考證したるよしみもある故。いひ聞かすべき事ありて來りしなり。まづ問ふべきは。かの考證のはじめに。提要といふ條を立て。そも／＼この日記は。と書きたる。そも／＼の詞。何とやら承けとりがたし。もつとも舟辨慶の謠に。その方同祖の知盛がことばに。そも／＼これは桓武天皇九代の後胤といひしをはじめ。謠曲には例もおほく。また緣起のはじめや



開帳の場のいひたてには。おほくいふ詞なれど。外には見あたらず。これはいかにといはれしかば。由豆流すこしもさわがず。こは頭殿の御詞ともおぼえ申さず。抑は發語の詞にて。詩の小雅。十月之交の篇に。抑此皇父と用ひたる例もありて。承前起後の辭とのみおぼえたるは。杜撰にて候と答へければ。貫之。だまれ由豆流。まろも御書の所の預りなり。さばかりの事を辨へずに居るべきや。十月之交の篇なるは。上の章に。皇父卿士番維司徒とある句をうけて。さて次の章に。抑此皇父豈曰レ不レ時と句を起したるにて。すなはち承前起後の例にかなへり。よし又夫が發語の例ならんとも。たゞこの一章のみにて。外に抑の字を發語につかひたる詩文漢土にありや。またたとひいかほど例ありとも。それは抑の字の上の例のみにて。わが國そも／＼の語の例とはしがたし。しかも抑は反語の辭。また亦然の辭。また發語の辭にて。打まかせたる發語にあらず。故に謠などの描きものでさへ。からあたまからそも／＼といひし例はなく。みな

はじめに次第の文句などありて。さて詞のはじめに。抑これは九州肥後の國。などゝはいふなり。すでにまろが日記正月七日のところに。そも〳〵いかゞよみたるといぶかしと書きおきしを。その方語をいひおこす詞なりと注して。續日本紀の曾毛曾毛百足之虫のとある詔詞。竹取物語のそも〳〵いかやうなるこゝろざしあらん人にかといふ文。うつほのとし蔭に。そも〳〵けだものといへど。といふことばを擧げて。眞淵がそれとはしを起していふ詞を重ねて。そもそもといへり。もは助字なりといふ說にしたがひたる趣なれども。續紀なるは更なり。竹取。宇津保の詞ども。そも〳〵といふ所を句のはじめとして。文義解すべきや。みな上の句をうけていひたる詞なること。よむ者として知らざるはなし。しかるをその方。竹取。宇津保ともに。中途より句を切りて。そも〳〵が最初の句のやうに標注したるは。提要の口上に合せんとしたる巧なり。いひ譯ありやといはるゝにぞ。由豆流赤面して。それがしはたゞ夫の字を二つかさねたりといふ。眞淵の說によりたるのみにて。別に語釋はとゞき申さず。故に標注にゆづりて。そも〳〵の語意をしらさずに置きたるにて候と答へしかば。貫之さも有るべし。さて正月十三日の條に。何のあしかげにことつけて。ほやのつまのいずし。すしあはびをぞ。心にもあらぬはぎにあげて見せける。といふ段は。日記中の難所にて。古今の注者。一つも實意を說き得たる者なし。その方が考證するほどならば。さだめてまろが意を說き得べしと樂しみおもひしに。舟の中の人に。ほやのつまのいずしすし鮑などを見せけるなるべし。裾を用意したるさま。女の心さもあるべし。といひしはなに事ぞ。まろ何のためにか用もなく。貽鮓などをたゞ舟の人に見すべきや。さらば一向不用の文句といふものなり。これはまろ元來女のつもりにて。をかしみを書きたるものゆゑ。その心して見れば解すべきことなるを。考證のはじめに。言をうらうへにいひたりと論じながら。心付かざるはいかに。但し何は河の字のあやまりなるべしとはよく見出だしたり。ほやのいずしは。主計式の貽貝。保夜交鮨（ほやのつきすし）なることは勿論ながら。本居宣長が。ホヤは肥前の國佐伯の海にありといひしのみならず。奧州福島のいと深

き海底にもありて。長さ四五寸。横二寸ぐらゐのものにて。總身朱のごとく赤く。目も口もなく。甲には生海鼠の疣のごときもの數々ありて。上品の味あるものなり。このところの土人もホヤといふ。これは東游雜記にも載せたるを。その方藏書家ながら見及ばざりしにや。貽貝は谷川士淸も〻五雜俎などを引きていへるごとく。本草綱目にも。東海夫人の名をあげたるを。などてこゝへは擧げざりしぞ。これが形の女陰に似たる故に。脛をまくりあげて。貽貝のかたちのすし蚫のやうなる所を見せたりと　詞をあやなして書きたるなり。こゝに心づかぬ故。世々の注者の說を見ること。靴をへだてゝ痒きをかくこちでありしなり。よく考へて見よ。何のために脛をあげて。まことの飯鮨やすし鰒を見すべきいはれあらん。また二月五日の條に。余は船人がいふに任せて。たゞ一つ持ちたる鏡なりしかども。海へはめたるなるに。その方が注に。まなこさへ二つあるに。たゞ一つだになき鏡をたてまつれりといひたるは。はなはだ其意得がたし。一つだになき鏡をといひしダニは。まろが。ちるまをだにも見るべき物をと詠みしをはじめ。躬恒がふるだにあるを。また春を思はぬ時だにも。ちりをだにするゐじとぞおもふ。また貞文が。植ゑてだに見じのたぐひ。まろが撰める古今のゝちにも。多くよみし詞にて。中にも後拾遺の山ぶきの實の一つだになきぞ悲しきの歌などは。道灌このかたみな人のしりたる所にて。ドヽイツとかいふ。賤しきうたひものにさへうたふ事なり。墨をもすゑじ。植ゑても見じ。手をもふれじ。實の一つもなきといふこゝろなること論なきを。一つだになき鏡をといひては。一つもなき鏡といふ心になるなれば。その一つもなき物を。いかにしてか海へ打ちはめらるべきや。然らばその方は。ダニを俗にいふ一つしらない。一つしかない。一つほつきやあないなどの。シラやシカと同じこゝろに思ひて。一つしかない鏡を。はめたるといはんとて。ダニと書きたるものと見ゆ。しからば山吹の實の一つだにといふダニを。シカの心として解さんには。山吹にも實一つはあるやうに聞ゆ。夫では簑のさへなきといふ言ひ譯にはならぬなり。そのごとく注をして。却つてまろがこゝろに違ひ。世の人を誑惑することにて。は

なはだ以て麁漏千萬なり。これらが解せざるほどならば。標注をせぬがよし。もつとも此日記の考證は。「でくのぼうおのれ動くと思ふなよ。ひだりは家根屋右は喜世留屋といふ歌のごとく。家根屋（梅園靜廬）喜世留屋（村田了阿）のおかげで。出來たることなれば。今さらいふは野暮らしけれども。一體その方が考證は。たゞ書きぬきを並べ立て。見る人宜しきに從へなどゝいふのみ。一つも解釋の允當なるを得ず。篛竹（鳴門中將物語）四十二の物語。いづれも〳〵書入本といふべきものなり。中に就きて。太秦牛祭の畫卷などは。高島の千春に縮圖をさせしのみにて。肝心の祭文のおもしろきところをば考證もせず。只校合ばかりしたるは。何の用にもたゝぬことなり。勿論祭文は古雅なるものにて。中々その方が手際に。考證はとゞくまじければ。もつともの事にあるべきか。さて先年檀几叢書の中の。書本草を板に刻したるとき。その方が跋に平弦と書きたるは。由豆流の義なることは論なけれども。藤原の不比等を史と書きたる同例にて。はなはだ僭上なりといふべく。しかしながら儒者どもが。二字の名を切りて唐人めかすにひとし。しかも職分からおもひ付きたる名ながら。その源は荷田の御風が高弟なりし。越智の弓弦（河野四郎右衛門）が名を襲ひしものなり。これらを以て見れば。まろが撰みし古今集に。なまじひなる增注をせんよりは。自家の學問をみがくがよし。後撰集增注にも。いふべき事あれども。これは梨壺の五人にゆづりて。まろは辨ぜぬなり。とてもその方が臆度で。まろらが歌のよく解すべきに非ねば。やはり。諸名家合作の團扇へ。自得の歌を書きちらして。巨勝子園の見世番でもしやれ。しかし太平の世の弓弦なれば。用にたゝぬ無理ではない。さらばさらばとたち上りて。机の下なる堤中納言家集の。眞蹟本のもとに寄るぞと見えしが。そのまゝ姿は消え失せて。跡に一首の歌をのこされたり。由豆流ホッと溜息ついて。とり上げ見れば

岸もとにさける椎うべしこそ實の一つだになき學びなれ

第六　弘法大師。屋代輪池翁を諭す

屋代輪池翁は。能書のきこえ高く。鑒定の稱譽ありて。藏書に富み。すこぶる一時の名家なり。ある日退朝して門に入らんとするとき。香染の衣のやぶれたるを着て。藜藿の杖を突きたる。八旬ばかりの乞食坊主。門外にたゝずみ。うそ〳〵と内をのぞきて居りたりしが。草履取り門内に入りて。お歸り〳〵といふと。内弟子侍などおの〳〵下座敷に出でゝ。輪池翁を迎へしかば。かの乞食坊主聲を發して。足下屋代氏なりや。愚僧は紀州より來りし者なるが。申すべき事ありといひしかば。輪池翁こゝろの内に緩怠なる乞食坊主かな。紀州より來しといへば。大かた德本のやうなる奴にてあるべし。また短册を奪はるゝことかと思ひながら。いかにも予が輪池なり。何の用ぞと答へられけるに。かの僧さらば尋ね申すべし。足下つねに空海が書法を用ひらるゝよしなるが。實に空海眞面目の書體をわきまへられたりやと詰りしかば。輪池翁勃然として。予が空海の法則によることは。書訣を公行せしにてもしるべし。すでに書を作すに。單鉤をもて第一とすることは。空海の論に。俗にこれを包筆と謂ふ云々。ひとへに第四五の指を壓すなり。これを掣りて脱せざらしめんと欲す。そのこれを執ること至牢なるを明せり。但し小指力微にして久任に堪えず。およそ此勢をなせば。その掌自から虛し。たま〳〵その虛に中れば。ほゞ亦輕快なり。すでにその理を知りて。その微に詣るべし。もとより單指の力。ひとしく以て長久に困しまざるべきに若かず。單指において。手の便なるところあれば。則ちまた其便なるところに從がつて。流轉せしむるに取る。とあるに據れるなりと。答へられければ。かの僧笑つて曰く。足下實に右の論によりて。單鉤を第一とし。書訣の法に從ふとならば。こゝろみに一二を論ずべし。まづ右の論中。凡爲二此勢一とある勢の字は。足下が釋文に執を勢と書きて。勢の省文と注されたるによりて。此勢とよまるゝなるべけれども。勢に非ず。なほ執にて明二其執レ之至牢一とある。執の字と同體に書きて有るを見あやまられしものなり。さて單鉤をよしと。空海の定めたるは。古今著聞集に。嵯峨天皇つねに空海と筆跡を爭ひ給ひしに。ある時。空海が唐土にて書きたる一卷を。天皇しろしめさずして。譽め給ひし

のち。實は空海がつかうまつりしなりとて。卷軸をはなして。末に某の年月沙門空海と。書きたるを見せ奉りしかば。天皇大におどろかせ給ひて。その書體と當時空海が書くところの異なるを不審し給ひしかば。空海こたへて。それは國によりて書きかへて候なりといひしことあり。但し菅聞集に。唐土の大國なると。日本の小國なるとの差別のごとく書きたれども。さにあらず。この國人の方勁に難く。優美に易き質なるを見て。韓方明より直傳せし。雙鉤を單鉤にあらためて。その時好にしたがひ。二王らが方勁硬堅の勢あるを取らず。べつに屈曲迂回の運筆をひろめ。一機軸を出だせるのみ。主とするところの佛法すら。別に即身成佛の義を立てたるを以て例ししるべし。よりて狂放散逸なる書體。また額字の法のごときは。みな一時のよろしきにしたがへるなれば。今もたま／＼世に殘りたる經切の眞蹟など。正體に妙所あり。聖蹟三蹟ともに同じ事なり。もしその迂回屈曲なるものが。眞面目なりといはゞ。科斗鳥形などの書を除きて。八の字を鵝のかたちに象るごとき書體。漢土にありとせんか。しかるに足下空海が論にのみ據りて。二王らが筆論によらざるは卑し。空海豈おのが論にのみ據らるゝをよしとすべき。たゞ此國の人の指力つよき故に。雙鉤せずともよしといふばかりの論議にて。實は指力つよき人。なほ雙鉤を用ひなば。指力ますます強くして。もとより優美婉曲なる上に。また確乎として不レ可レ拔の勢を書き出だすべきものなり。故に足下も大字を書くときには。かならず雙鉤するにあらずや。これは雙鉤の力つよく。運筆自在なるが故にて。中字細字に單鉤のみを用ひらるゝと。單鉤を是なりと論ぜらるゝとに。矛盾するといふべし。それを足下の相口なる平田篤胤が。神代文字の事から引きつけて。此國の人もとより優美に。單鉤になし來りし故。空海も佶屈に力を用ふる雙鉤におよばず。單鉤第一とさだめたるならんと。古史の開題記に論じたるを。足下ももつともと思はれたる樣子なれども。篤胤はもとより惡筆にて。筆法をしらねば。あて外方の空論といふものなり。さて足下書訣に固是晉唐之遺美。加レ之以二風土自然之妙一といはれたるは。もとより書の。この國のものならざるを思はずして。佞媚せられ

たるおまけ口上といふ者なり。これを尊朝親王の眞蹟の跋にももち出だされたるは。よく〳〵外に的當の論なき故と見ゆ。また書訣の附錄に擧げられし。獻筆表と啓とに見えたるごとく。空海の用筆は狸毛にて。今も水筆に多くあるなり。しかるを足下。鹿毛を用ふといひながら。馬毛筆のみを用ふるはいかなることぞ。空海に據るとならば。その用筆を用ふべき事なるに。强翰を用ふる事あたはざる故に。結體に力なく勢ひうすく。提灯屋を用ひて。字形を補はるゝなどは。はなはだ以て卑劣千萬なりと。息をも突かずまくしかけられ。輪池翁面色あるひは靑くあるひはあかく。玄關前ではあり。門人ども家來のてまへ。往來のものゝ見る目も耻かしく思はれければ。さて〳〵おどろき入りたる貴僧の高論。霧を披いて日光を見るに似たり。まづこなたへと。座敷へともなひ。貴僧の道號承知いたしたし。今の世かくばかりに。某を論破すべき人を覺え申さずといはれしかば。かの僧こたへて。貧道實は空海法師。のちの諡號弘法大師なり。足下貧道を尊信せらるゝは。よろこばしきに似たれども。吾が見識とはたはだ相違せり。それは足下も。書訣の附錄に擧げられたるわが論に。詩を作るもの古體を學ぶをもて妙とす。古詩を寫すを以て能しとせず。書もまた古意に擬するをもて善しとす。古跡に似するをて以て巧とせず。振古の能書百家體別に。蔡雍大笑し。鍾繇深く歎ずるゆゑん。良に以ありといひしは。萬世不刊の法矩なるを。足下古跡に似するを巧とせざる見識をば用ひず。やゝもすれば。わが古跡を襲ひてよしとせらるゝは。いろはを習ふ小兒が無心にして書きちらし。いたづらに俗師の爲に。金釘を師匠まつかに燒きなほしといふやうに。添削せらるゝもおなじ理なり。故に世の愚輩ども。予が眞面目正體妙所あるを知らず。大師樣とさへいへば。たゞ屈曲迂回。ひよろ〳〵ぬら〳〵として。油手で鰻鱺をとらへたるやうなる書を。かくことゝこゝろ得たるは。かたはらいたき事なり。且足下が楷書は顏眞卿を學びて。やゝ一家をなすに似たれども。行書草書にいたりては。凡庸を免かるゝこと能はず。わづかに持明院家の筆意を寫して。いはゆる旖旎婀娜たる所を書き。虛名を走らせらるゝがこゝろ憎く。示談におよぶなり。

もつとも予が古跡に似するをもつて巧と爲すといひしことは。世の書家輩の難しとする所なれば。近來明の謝在杭も。必書をゑがきて似ることを求むるが如し。優孟が孫叔敖を學ぶがごとき。これを去ることいよ〳〵遠し。これ近日書家の通病なりといひたりき。然れども。古人の書をまなぶところは。はじめ其門に依りて。のち一家をなすが定矩なる故に。同人また論じて。右將軍はじめ衛夫人を學び。すでにして筆法を鍾繇張旭に得たり。しかれども。其みづから門戸を立つること。何ぞ曾て三家と彷彿たらんやといへり。足下これらの書をも讀みながら。なほわが二王らの方勁硬堅なるによらずして。別に一機を出だせるに眼を著くること能はず。しきりに予が法予が訣と稱して。いはゆる關外を出づること能はざるは。そも〳〵いかなる故ぞや。かつ先刻も申すごとく。强翰を用ふること成らざるなんどは。すなはち在杭がいはゆる。近代の書は柔筆剛筆より多し。柔なれば腕を運ばしやすければなり。偏鋒正鋒よりおほし。偏なれば態を取り易ければなり。然も古今の相及ばざること。あるひは故に此に坐せらるとある論のごとく。この癖に坐せられたるものにて。片腹いたく思はるゝ事なり。足下もすこぶる一時の名家。なんぞ古人に縛せられ。柔筆に坐せられて。遠くは二王ら漢晉の大家。近くは明末雜駁の閩人なんどに。米來記をもつて彈せらるゝは。吾朝の耻辱としらずや。足下すでに年六十の關を越されたりといへども。那智八十の入れ算をして。八十までも學ばれなば。わが眞面目も見出ださるべし。序なればいはん。足下すこぶる藏書家の聞えありて。不忍文庫の名を知らぬものもなけれども。好事癖はやめられよ。但し文政九年戌の暮に。松岡辰方が方へやられし手簡に。近來風流好事流行にて。武備を忘れ候人も可有之哉と。不安心に存候などゝ。みづからは好事家ならぬやうにいはれしは虛談ならん。其證は。先年孔明が陣太鼓の歌をよまれし時に。大田南畝があな小面にて明神下の弘賢が眞名のなまにゑよみ出づるかもと。ざれ返歌せしをもても知らるゝなり。年玉賦りの小摺物も。帝昊金や。封牛考や。日野唯心殿眞蹟などの。稚げなる事はやめて。今すこし實のあるものを。配らるゝがよからんとおもは

る。先年阿育王の寶塔の圖を。くばられしときなどは。新春早々故。みな人こゝろよからず思ひし事なれば。随分氣を付けられたが善かるべし。昨年。富久者有智。遠仁者疎德の十字をくばられしなどは。世人囂々と譏るところにて。義において熟せざる句なり。もし富久しき者。みな智あらば。荀子がいはゆる。志意脩則驕ニ富貴一。道義重則輕ニ公王一也 などゝいふ論もなく。魏の河間王や高陽王や。唐の王元寶などは。智の所爲といふべきか。この句を逆にして。智ある者は久しく富むとよまば。端木賜が貨殖。范蠡が蹤をかくせる。みな智者の富なるにかなふべし。しかもかの摺物を。ふくさ唐紙へすられしは。平生唐紙へものを書かぬときめられたる見識とは相違のことなり。以來は百家體別なりと。予がいひしを思ひて。初學のものに。眞蹟本をならはせらるゝことは止められたがよし。道語にも無名の名は我を養ふの宅。無貨の貨は我を養ふの福といへば。無用の年玉くばりや。黄金をむさぼる事などは。心をつけてあらためらるべし。もし强ひて止む事なくば。予たちまち靈をほどこして。足下の書物は芋でないから。石芋に爲るまいが。紙屑にして烟筒の脂でも通させんと。忽然として見えずなりぬ。輪池翁茫然として。さては今のは弘法か。今弘法なら小田原へでも歸つたか、石臼の目でも切りてあるけばいゝに。よいは菸筒通(きせるとほ)しにならばなれ。朝鮮までへもひゞいたる予が筆法。どうして今さら改められようと。執にかゝりて。また來る春のとしだまくばりに。新奇のものを彫刻せんと。工夫觀想にいとまなし。

垂跡はやしろ本地は持明院これぞ兩部の大師様なる

志りうこと 大尾

自叙

鼻を尊んで耳をいやしむは。世俗の通弊。まさに高祖高麗屋の鼻のみならず。口をして鼻の如くならしむるは。賢者の確論。ひとり木の葉天狗。潮ふきの口のみならず。いはぬはいふにまさるといふは。心猿のいましめにして。可惜口に風ひかすは。意馬のつゝしみさる事ながら。思ふ事いはざるは腹ふくるゝわざなりと。雙か岡の法師もいへれば。目くら千人滅法界に。瞎子(めくら)さがしの口まかせ。天に向つて吐く唾ならねば。己は面にかゝるや否。湯火傷をすれば。耳へ手がゆき。口をあかねば鼻をつまめど。一言口より出でゝのちは。駟も舌に及ばざる事。屁放(へひつ)て尻をすぼめるより。今一段不手際ならんが。成らずば譏れと古人のをしへを。オツと合點と聾の早耳。目からぬけたる鼻下思案も。ひそかに目明き千人の有識に耻づと。小説家のあるじみづから題す。

難後言

著者不詳

○六樹園を誹れる小說家に答ふ

此ごろ。志里宇古登とかいふ書をえて讀み見るに。何人のものせるにかしらされども。當時江戸に皇朝學をもて聞えたる。平田篤胤。海野幸典子。小山田與清。石川雅望。岸本由豆流。屋代弘賢翁六人をあげて。おの〳〵其非を辯論したるものなり。右六人のうち。五人は皆當時現在の人なれば、しか〳〵の事はいかにぞやと。試に其非をとがめんも。まけじ魂なる江戸人の癖には。さもともおもはるれども。ひとり六樹園翁は。はやう身まがりて。今は世になき人なれば。かの五人の人々とゝもに誹謗すること。甚いはれなきことならずや。且は其辯論する所。悉。虛談辯說にて。見るにたへざれば。いさゝか六樹園翁が事實をのべて。小說家にこたへんとす。そも〳〵翁の隨筆寐ざめのすさび。近ごろ上木せるには。はやう寫本に見えしことゞもを多く削り去れるよしにいへれど。おのれは此書上木のことかつて聞かず。おそらくは虛說なるべくぞ思はるゝ。さるはおのれ一年此書のことを翁のもとにとひやりしに。答へおこせられけるせうそこあり。今猶もたれは原文のまゝを左にあぐ。

然者先達而中は漫筆御企之由嘸々おもしろき事可有御座と奉察候小子が隨筆御聞及被成御覽被成度よし被仰下候右ははやく筆を採候もの故心得誤り候事もすくなからずその上他人をこつき候事も交り候故うちこめ置候處いかなる事にか此間若山なる花の屋と申人より拙作の漫筆見候とて申おこせ候何ものが寫しとり候事か不審に存候右の中に本居翁の禍津日神の說を駁し候事なども有之其外心に不叶事有之候故櫃の底にうちこめ置候て其後何方へ持行候か反古にいたし候やゆくへなくなり

申候左樣に思召可被下候

かやうにいひおこせられしかば。此書さらに板に可彫やうなしとおもへども。のちにかの嫌忌を省きて公行せられしにや。予は未其書を見ざれば。猶疑ひなきことあたはず。もし實に板に彫られたりとも。こは初年の作にて。本意にあらざる事　右のせうそこにてしるべし。此書にいたく本居宣長を非りながら。のちに其門人本居大平に。雅言集覽の序文を賴みたるは。多く賓んことを求めたるにて。其鄙陋きこゝろなりといへれど。凡書を著すもの。誰かはひろく世に布んことを願はざるものあらん。はた翁もかの禍津日の神の說と。聖人をいたくおとしめたるとの。二つをこそ憎まれたれ。其他言葉の解にいたりては。などかうべなはれざるべき。かつ寐覺のすさびは。わかきほどの作にて。みづからの意にもかなはざること。かのせうそこにも見えたる如くなれば。既には其說に服せられたるにもあるべし。よしさらずとも。其人の門人に序をこはんに。何の妨げかあるべき。これらは實に無用の論といふべし。又翁の若き時。源氏物語を講釋せられたるに。ひそかに鈴屋大人の玉の小櫛の說を掠て。自の說にして釋かれたりとか。そは玉の小櫛のいまだ世に公行にならざりし以前のことゝあれば。いとふるきことにて吾輩はさらに不知所なれども。翁の源氏に心を盡されたるは。たゞ一朝一夕のことにはあらず。實に年來の勞をつみて。つひにかの源註餘滴をさへ著されぬ。されば此翁を難破せんとならば。さるあとかたもなき。三十年前の席上口演の說をとり出でいはずとも。などかくたしかに著述せられし。此源註餘滴を引きて。しかじかの說は。玉の小櫛の說なり。かうかうの考は。本居宣長の考なりとやうには論ぜざる。按ふに此論者は。かの源註餘滴などは。未一たびも見ざるなるべし。もし見たらんには。よもかゝる雲をつかむやうなる。あとなしごとはいひ出でじかし。さるは此源註餘滴は。未全備したるにはあらで。たゞ稿本反古のうらなどにかゝれ。或は湖月抄の頭にかきいれなどせられたるまゝにて。さらに戶外へは出だされざりしものなり。しかのみならず。先年始めのほど五卷ばかりは。なにがしといへる狂

歌師。あながちにこひもてゆきて。つひにゆくへしられずなし。それより以下は。かの己丑春の加具士の神の荒びにあひて。雅言集覧の草稿とゝもに。悉やけうせて。かの家には一巻もあることなければ。此論者いかでか見ることを得べき。然れども。論者はかく此書の。みながらなくなれることをよくしれるゆゑに。今はいかやうにいふとも。世に證とすべきものなしと思ひて。かゝる傍若無人の妄説は吐き出だせるなるべし。おろかなりとやいはん。ねぢけたりとやいはん。予は。かゝる片田舎には住みたれども。はやくより翁を信ずることふかければ。かの源註餘滴はさらなり。雅言集覧全部をも。ともに寫し得て藏せれば。うか／＼嘴をたゝくことなかれ。のちにかならず臍をかむのくいあるべし。さればおのれは此書などは。つねに座右におきて見ることとなるを。卷中すべて先人未發の卓見多く。かつ他人の説をも。其善悪は評せられたれども。未かつて人の説を自説にして。出だされたることは見えず。實に世に源氏癖の翁と稱せられしもことわりにぞありける。かゝれば今。こゝに餘滴中の翁が發明の說をあげて。大に論者を驚かすべくおもへども。さてはあまりにこと長々におよべば。はぶきていはず。然れども。遠からぬほどに。予此書を校正して。翁がとしごろの勞を空しうせじのこゝろ構へなれば。他日此書の出づるを待ちて見るべし。また狂歌堂眞顔と久しく絶交のことは。此書につきてのことにはあらずかし。そは其門にいたるともがらは。たれもよくしれることなれば。ことさらにはいはず。予も先年狂歌堂をとぶらひて。何くれとものがたりしけるついで。かの源註のことにおよびけるに。眞顔もふかく此書のいたづらにならんことををしみて。ねがはくは足下補助して。世に公にせよなど。いとねんごろにすゝめられしことさへありけるをや。其事ははやう予が後の東日記にもいさゝかしるしおきたり。またのちに眞顔とともに。二條殿より宗匠號をおくり給はりしことは。實にかの眞顔にまきこまれたるにてのちに自も悔い給ひしかども。かしこきあたりの仰せごとなれば。すべなかりきとぞ。しかれども。こはいさゝかも學事にあづかることにあらざれば。かの俳諧歌と狂歌との論におきては。猶著明なるも

のなり。また此論者。眞顏に何の恩あるにか。しきりに狂歌堂をあげて五老翁をおとしたり。中について最可笑は。今樣職人盡の詞の論なり。眞顏のは言すくなに雅にして滑稽あり。五老翁のはながくくだ〳〵しくて滑稽なし。これその短なる所なりとのいひざまは。諺にいはゆる糞と味噌とを辨せざるなり。眞顏のかきたる詞に何れに滑稽ありや。五老翁のかゝれたるは。長きも短かきも。悉滑稽ならざるはなく。しかも詞雅にして。實にかの親鸞も舌を卷き給ふべき筆力なり。試にかの夜蕎麥賣目。かねうり。居合拔等の詞をよみて見よ。たれかくちをあきて。笑はざるものあるべき。これ則滑稽にあらずして何ぞや。實に此翁の長ぜる所は滑稽にあり。かくあまりに滑稽を好み給へるゆゑにこそ。生涯狂歌師にて終り給ひしなれ。近ごろの學者たちのごとく。自高く居て。專ら名をもとむることを好み給はゞいかでか老にいたるまで。たゞ宿屋の飯盛にては居給ふべき。また蠹のすみか物がたり。都の手ぶりなどは。たゞ一時の狂文にて。論ずるにたらずとは何ことぞや。翁こそ實に一時の戯文にて。さしもこゝろをいれられたるものにはあらざめれど。世の倭文章かゝんことを好めるともからなどのためには。最師とすべく。法とすべき名文にて。天下その倫を得ざる所になむ。但此翁のふかく源氏を好まれしことは。いふもさらなれど。それにつぎては。宇治拾遺物がたりの古き俗語のまゝにかきて。最滑稽なる文を愛せられて。つねに自ものせらるゝ文章などにも。やゝもすれば此物がたりの詞をとり用ひられたり。しみのすみか物がたり。則此文體をうつされたるにて。著聞集以來六百餘年。人のこゝろづかざる所にぞありける。また都の手ぶりは。たゞ今眼のまへにある所の。ひたぶるの鄙俚猥雜なる事のみにて。雅文にはいとかきとりがたきことなるを。かくまで自在に譯されたること。此翁にあらざればあたはざる所にして。其倭文章に卓絕給へること。たゞ此一書を見てもしらるゝをや。かゝれば。世に文章を以て。肘をはり鼻をおごめかす人々も。此翁のためには。鋒先をさげざるはあらずなん。さるを論者一くちにたゞ論ずるにたらずとのみいへるは。可憐。此人文章のことはかつてしらざると見えたり。且北里

十二時の文を。山東京傳の著せる青樓晝の世界。錦のうらといへるしやれ本を丸とりにしたるものなりとは。論者はたゞかの糞と味噌とを辨ずることあたはざるのみにあらで。名珠と瓦礫の差別をもしらぬにこそ。かの青樓晝の世界といふしやれ本は。予もはやう一見せしことあるに。これはたゞ吉原廓中の晝のおもむきを。かの里につねいふ所のドウシンス。カウシンスなどの俗言のまゝにかきたるものにて。かの梅がえ物語の原文。平假名盛衰記といふ淨るり本よりも。今一段俗なるものなれば。これを雅文に譯さんことは。誠とかたしともかたきわざにて。當時國學先生とよばるゝ人たちの筆にも。さらに及ぶべきことにはあらずなむ。此外。猶かの五人のうへをいへるにも。辯論すべきことは多かれども。わがあづからざる所なれば。うちおきぬ。さて卷尾の詞に。酒を呑ませねば。醉ひはせぬがとあれども。予が眼より見る時は。たゞ一向の醉狂人にて。かのみづから御免候へたあい／＼といへるぞ。げによくあたりてはありける。さておのれさきに。かの都の手ぶりを、ある人に見せけるに。いたく驚きて。實に文章におきては。天下に敵なかるべし。たゞし表題を都の手ぶりと名づけられたるは不當なり。美也古は宮所にて。皇朝にては。天子の御座地ならではいはざることなりといはれしは。げにさることゝぞおもはるゝ。この論者などは。かゝる眼目のところにはえこゝろつかずて。たゞ疵なきを疵とし。非ならざるを非として論へるゆゑに。その淺學無識のほどしられて。氣の毒千萬なり。しかれども。かゝるもみないまの江戸の學者たちの風なれば。われはたゞこの論者を慨むのみにはあらずなむ。

戯れにしりうごとゝいふ五もじを句のかみにおきて

しりもせで利口ぶりするうたてさよこれぞ世にいふとんだ馬鹿もの

ことしかむな月の末つかた。ふと風のこゝちにてふしけるほど。わが友花園の春香。しりうごとゝいふ三卷の册子をもてきて見せけるに。卷中吾師翁のことをいたく誹りたる條の。見るにたへざるまゝに。あながちに。枕をもたげて。しば／＼うちしはぶきつゝ。かくはかいしるせるになむ。

阿波國のしれ人

石　川　門　人

師翁のにごりをそゝがんとて。石川門人かく正しき筆をとられたれば。小説家もからきていすべし。

花田首　しるす

難後言　終

梅園日記

梅園日記序

太平三百餘年。奎運大啓。文敎日昌。方此時。都下有以工商而學問淵博。精於古而詳於今。不求聞達。著述自樂者二人焉。一曰狩谷棭齋。富商也。其學專奉漢唐注疏。不屑宋明理氣。性最嗜古。古刻本。古寫本。古器古物。乃至碑版法書之類。可備採錄者。與夫珍書異典。金匱之秘。名山之藏。博物君子未經見者。廣搜而多聚之。精擇而詳言之。其攷尺度。注和名鈔。考證精覈。發明極多。一曰北靜廬。貧工也。其人以讀書爲性命。博學洽聞。古今無遺。一物不知。引以爲耻。嘗著梅園日記若干卷。古今竝擧。雅俗互陳。闡幽表微。辨訛訂闕。皆人所未發。每攷一事。引證書目。殆及十數部。洋々灑々。務爲反覆辨論。窮原竟委。歸於至當而後止。其詳且盡。無復剩義矣。但盡皆瑣細。事必叢脞。識小而遺大。人或以是病之。靜廬則謂。吾輩小人。性好讀書耳。若其說理義論政體。非分也。吾不忍爲。然於言語文字之間。正是非。別同異。亦風流罪過。吾不能已。故目長之。耳飛之。不論古今。不問雅俗。凡有文字者。必無不讀。讀必有得。隨得隨錄。要是一時漫筆。豈可與學士文人著述一例言之哉。學士文人。其分重矣。其職大矣。說理義論政體。以資天下治敎。固宜也。吾輩小人。承其餘澤。樂々利々。忘帝力於何有。即有所言。亦不過爲擊壤之歌耳。是蓋遜語也。而實事也。賢者識大。不賢者識小。小豈獨小而已哉。亦有文武之道在焉。則小何可不識乎。若徒曰書札喪志。是理學家之言。非篤論也。棭齋久已物故。遺書散佚。子孫不能永保。識者憾焉。靜廬年八十。雖已老矣。精神奕々。視聽無改。日夕耽讀。手不釋卷。汲々屹々。猶以著述爲業。所謂梅園日記者。案頭成堆。皆平生精力所存。不可不傳也。志千堂主也。與靜廬交善。前後料理。先刻五卷。而急傳之。其餘將陸續開雕。以毛不朽。是不獨爲靜廬謀不朽。亦所以謳歌太平德化於無疆也。甲辰十月朝川鼎譔　男鼇書。

むかしから人いへることとあり。君と一夜ものがたりせば、十とせ書よむにまさらんといへり。さる人のづくりなしたる書よまばと、ゆかしきこゝちさへいでくれど、見ぬもろこし、しらぬ世かいのうへなれば、いかゞはせん、よしやせむすべありとも、さるとほきさかひ、五百重のなみのよそまで、なにかはもとめん。此國にもそれにまさりたらんとおぼゆる人こそあなれ。そは今の梅園の大人になむおはしける。此大人はわが母かたの祖父の友だちにて、今はよはひ八十をこえられたるが、わかくおはせし時よりしるされたる書、いくとぢとなくおほかりしが、いにし文化のはじめの火のさわぎに、灰となりぬるが、かはこたつものにみついつゝあなるを、とぢわけてはいく百とぢにかなりぬらん。そがうちをえりいでゝ、今はまづ一帙五とぢとはせられたりき。なほつき〳〵あらはされぬべし。そも〳〵随筆といふもの、もろこしには宋の代の洪邁といへる人の容齋随筆にはじまり、こゝには後成恩寺のおほきおとゞの東齋随筆におこりて、これもかれもことのくはしからぬは、その世の手ぶりなればなるべし。それよりこなたうちつゞきて、さるふみどもおほかめる中にも、閑珠庵の川社、本居氏の玉勝間などをこそ、世にはもてはやすめれ。かなたにも顧炎武が日知錄、錢大昕が養新錄を一つがひにいひて、くはしきすゐひつのためしにぞすなる。それらの書つくりし人々といふとも、この日記を見たらましかば、おもてにあせあえてはづかしとやおもふらん。さればかの一夜の物がたりを、十とせ書見んにくらべしをおもへば、この日記見ん人は、いくそとせ、いく車の書をまなびたらんにもまさりぬべし。かゝれば、物學びのかたにとりては、人のよはひをつぎ、命をのぶるにひとしき大人ともいふべくや。みづから世の長人におはするのみかは、人のよはひをも、いのちをものべんは、うれしくかたじけなきうしにこそ。かくいふは、としの名弘化とあらたまりたるつぎのとし五月ばかり、平由豆流になむ。わがおほぢの友なる大人のつ

くられたる書のはしに、ことかきそふれば、われさへ世のなゞひとのかずにやいりなまし。あはれ、うれしとやいはん、たのしとやいはむ。

梅園日記目録

卷第三

卷第四

巻第五

梅園日記目錄終

梅園日記巻第一

江戸　北愼言　著

○飯倉神明一

吾妻鏡、壽永三年五月三日ノ記に、被レ奉レ寄二附兩村於二一所大神宮一。内宮御分。武藏國飯倉御厨。外宮御分。安房國東條御厨。又神鳳抄【割註】二所大神宮の御領地を記したる書」に、武藏國飯倉御厨。當時四貫文、と見えて、また飯倉御厨、【割註】長日御幣五十町、」とあれば、此國に飯倉といへる地名、二所ありしならん。一所は今の江戸の三田なる神明の地なるべし。【割註】其證下に擧ぐ。又一所は武藏鑑に、兒玉郡に飯倉あり。是にや。」是神領なる故に、社を立しならん。例ある事也。其證は、上件の安房ノ國なるは、朝夷郡の東條に、今も神明社ありときけり。吾妻鏡、又文治二年七月廿八日記に、新日吉領。武藏國河肥庄と云り。今川越の養壽院に、文應元年の新日吉山王の古鐘あり。三芳野名勝圖會、【割註】川越の地志也。」養壽院の條に、寺記を引て、往古此所、新日吉山王社頭也。とあり。吾妻鏡、又承久三年八月七日記に、鶴岡八幡宮御分。武藏矢古宇郷司職。五十餘町、と云り。今當國足立郡谷古宇村に、八幡宮ありて、此時の古文書を藏弆せり。其文に、可レ令三早爲二鶴岳八幡宮社領一。武藏國矢古宇郷事。右以二當郷一可レ爲二社領一之狀。依レ仰下知如レ件。承久三年八月三日。陸奥守平花押　など見えたり。【割註】玉葉、建暦二年三月廿二日宣旨に、知行之輩、屢ゝ祝二末社於神領之中一。と有をも考ふべし。」さて三田を飯倉の舊地なりといへるは、望海毎談に、芝神明宮、もとは新堀の南の方、有馬中務大輔殿の屋舗の後(ウシロ)長屋に添て神明の宮あり。是古の宮所也。江戸草創のはじめ、上方よりの往還の地にて、當所賑やかなれば、是へ出す。今に繁昌の地なり。古宮の跡へもまつりたり。又新編江戸志に、小山神明社。在三田飯倉神明の

舊地なり。山上に社ありなど云り。又此あたりに、飯倉町六町。其餘飯倉某町。と唱ふる所多く有を考べし。今は三田と飯倉町との間に、新堀といふ川あれども、昔はなかりしなり。昔々物語に、昔は芝新堀無レ之。元祿之比被二仰付一候と見えたり。

附識す。毎年九月、此神明祭に、參詣の人必生姜を買ふ事あり。山中稠有の、芝神明宮開始緣起【割註】石塚豐芥所藏」に、生姜を此神へ奉る事は、昔社を造立せし飯倉山は、近邊皆赤土也。赤土には種を殖ずとも、生姜おひ出る物なり。自然に出來たる物故に、取あへず神に奉りし事、例になれり。又大石千引の野乃舍隨筆に、神明祭に生薑を鬻事は、論語鄕黨篇に、不レ撤レ薑食。とある注に、薑通二神明一去二穢惡一故不レ撤とあり。これより誤るかとある人いへり。などあり。按ずるに、これらの說うけがたし。皇太神宮年中行事に、四月十四日。遠江神戶所レ進種薑。子良宿館南垣內所レ奉レ殖也。九月御祭之時御饌。所二供進一也。とありて、伊勢の神宮にて、九月の御饌に奉りしを、そのかみこゝにうつしたる遺風なるべし。

〇茅柴二

葛原詩話前編云、俗ニ村店ノ薄酒ヲ鬼コロシト云。即村店壓茅柴(アフバウサイ)ト云是ナリ。又茅柴酒トモ云ベシ。韓子蒼詩アリ。飲慣二茅柴一諳二苦硬一。不レ知如レ蜜有二香醪一ト。堅瓠集ニ、茅柴ノ胸ニコダワリテ下リ難キヲ、惡酒ニ喩フトナリ。又後編云、茅柴。前編に解ス。然ルニ、事物紺珠ニ、茅柴。言如二茅柴ノ焰易レ過薄酒也。此解甚佳ナリ。東坡詩。幾思壓茅柴。禁網日夜急。按ずるに、事物紺珠は、明の萬曆十三年乙酉、黃一正が撰なり。これより百四十餘年さき、皇朝文安甲子の序ある下學集に、茆柴濁醪也。一醉而即醒。如下燒二茆柴一火便滅上。とあれば、古く唐土の說あるべくおもひしに、果して宋人の錦綉萬花谷前集に、韓子蒼詩云々、謂二苦硬之酒。如二茅柴火易一レ過。とあり。さて葛原、茅柴と壓茅柴を、同物とせしは誤なり。施注蘇詩云、茅柴。乃村落所レ釀醨酒也。又黃州人造二私酒一。俗謂二之壓茅柴一と見えて、壓

茅柴は隱し造り也。

一附識す。陔餘叢考云。酒之劣者。俗謂二之茅柴酒一。東坡詩、幾思壓二茅柴一、蘇叔黨詩。茅柴一杯酒。然曰二壓茅柴一。蓋酒之新釀一、用二茅柴一壓而醉レ之耳。といへるも、葛原の誤に同じ。辭も亦壓字に因ての臆說なり。茅柴を壓倒する意にて、壓茅柴と名付しなるべし。

○亥日三

無題詩に、藤原周光が賦二漁父一詩に、卯時要レ飲江村霧。亥日成二群沙岸風。とあり。亥日の事は、韻語陽秋卷十六云。元微之適二通州一。白樂天有レ詩云。寅年籬下多逢レ虎。亥日沙頭始賣レ魚。後又有二東南行一云。亥日饒二鰕蟹一。寅年足二虎貙一。張籍云、江村亥日長爲レ市。と見えたるにて、白氏張氏の詩語によりたる事しるし。さていかなる子細ぞと思ひしに、諸書を讀て其說を得たり。能改齋漫錄卷七云。豫章古漁父詩云。魚收二亥日一妻到レ市。見二李淳風易鏡一。占二漁獵勝負一篇云。取レ魚卦宜二一水一。又云。取レ魚宜レ見レ水忌レ土。蓋亥子屬レ水。乃知下魚收二亥日一所上レ自。文苑英華辨證卷九云。分寧縣。武寧縣。【頭註】按武寧縣以下十字原作二本武寧縣之常州亥市也九字一。今據二太平寰宇記卷百六一訂正。」本當州之亥市也。嶺南村落。有レ市謂二之虛一不二常會一。多二虛日一。西蜀曰レ痎。如二痎疾間而復作一也。江南曰レ亥。本與レ蜀同。惡二以レ疾稱一。止ミ曰レ亥耳。合璧事類別集卷十云。荊吳俗。有下取二寅申巳亥日一集中于市上。故謂二亥市一。【割註】徐筠脩水志」【頭註】原本脫二脩字一。今據二書錄解題一補。」などあるを考ふべし。ちなみにいふ。八雲御抄云、たつの市。辰日たつ也。按ずるに、もろこしにも此類あり。焦氏說楛卷五云。滇人以二辰日一爲レ市。號曰二龍街一。【頭註】鴻泥日錄云。嘉慶七年二月二十四日。及レ至二龍場一。龍場。故名狗場。居人諱レ之。三四年來易二今名一。大書揭二市門一。然行人呼二狗場一如レ故。三月初三日至二陸坡一。有レ橋爲二猪場河一。黔俗以二支辰一名レ場。此地以二亥日一市。遂呼二猪場一。與二龍狗場例一同。」【頭註】又海錄碎事云。池州聚落至有二期日一。虛集處謂二之子午會一。」明詩綜卷七十一施武街子詞云。豬街纔罷又龍街。注云。滇中以レ作レ市曰二街子一。逢二

辰亥戌未日ニ爲レ期。堅瓠丁集卷三云。南中諸夷。毎以ニ丑卯酉日ニ爲レ市。故曰ニ牛場、兎場、雞場ニ云。とあり。似たる事なり。

○初雷四

日次紀事云。凡一春之中。雷始發レ聲。是謂ニ初雷ー。京俗節分之夜。貯ヘ置所レ撒ニ家內ー之煮豆ー。聞ニ初雷ー時。則三粒食レ之。寒夜筆談云、世ノ人初雷ノ鳴時ニ、節分ノ豆ヲクフハ、鶡冠子ニ、夫耳之主レ聰。雨豆塞レ耳。不レ聞ニ雷霆ー。ト此語ヲツタヘ誤タル也。」按ずるに、玉燭寳典卷十二に、荆楚記云。家家留ニ宿歲飯ー。至ニ新年十二日ー。則棄ニ街衢ー以爲ニ去レ故納レ新除レ貧取ヲ富。又留ニ此飯ー。須ニ發レ蟄雷鳴ー。擲ニ之屋扉ー。令ニ雷聲遠ー也。【割註】太平御覽八百五十に。時鏡新書を引て、發を驚に作り、扉を上に作れり。」とあり。これより出たる事なるべし。

○歌卜五

婦女子無心にて、百人一首の草紙をひらき、其歌をもてうらなふを歌卜といふ。もろこしにも似たるわざあり。卷卜といへり。聊齋志異白秋練條云。女ー夜早起挑レ燈。忽開レ卷悽然淚瑩。生急起問レ之。女曰。阿翁行且レ至。我兩人事。妾適ゝ以卷卜。展レ之得ニ李益江南曲ー。詞意非レ祥。生慰ニ解之ー曰。首句嫁ニ得瞿塘賈ー。即已大吉。何不祥之與有。女乃稍懽。また婦女子、算を投てたゝみ算といふ事をす。是ももろこしに、其さまはしれねども釵卜といへるあり。浩然齋雅談云。鄧林號ニ謙谷ー。臨川人。嘗客ニ孟氏塾ー。戲降ニ紫姑ー得レ詩云。隔レ溪雲薄雨飄蕭。欲レ采ニ荷花ー不レ見レ橋。釵卜無レ憑芳信杳。酸風空度鳳臺簫。

○晦日掃六

今の世に晦日掃とて、毎月の晦日に、家內を掃除するものあり。是は久しきならはし也。延喜民部式。左右兵衛式並云。毎月晦日。令ニ諸司仕丁掃ニ除宮中ー。大內家壁書云。從ニ築山社頭ー至ニ松原同小川ー。掃除之事。可レ爲ニ毎月晦日ー也。など云り。もろこしにも似たる事あり。荆楚歲時記廣秘笈本云。正月晦日送

窮。注云。金谷園記云。高陽氏子痩約。好二衣レ敝食一レ糜。人作二新衣一與レ之。即裂破。以レ火燒穿著レ之。宮中號曰二窮子一。正月晦日巷死。今人作レ糜棄二破衣一。是日祀二于巷一。曰二送窮鬼一。猗覺寮雜記云。唐人以二正月下旬一送レ窮。韓退之有レ文。姚合有レ詩云。萬戸千門看。無二人不一レ送レ窮。海錄碎事云。池陽風俗。以二正月二十九日一爲二窮九一。掃二除屋室一。塵穢投二之水中一。謂二之送窮一。などあるを見て、唐土にても、正月晦日掃除する事をしるべし。又十二月の煤掃も、もとは晦日なりしにや。俊頼朝臣の散木集云、としの暮の歌とてよめる。「さらひするむろのやしまのことこひにみのなりはてん程をしる哉。顯昭注云、さらひするとは櫂(サラヒ)とかけり。掃除する事也。むろのやしまとは竈戸をいふと。古髓腦に書り。除夜に民の竈戸をさらひて、こんずる年のうちの事の吉凶みな見ゆといへり。火を日々にあてゝ、きえきえぬを見てしるなどもまをすめり。ことこひとは、みんと思事を云也。それに、我身のなりはてんほどをもしると讀也。祇園修行日記云。貞和六年十二月廿九日。今日晦日也。煤掃。宣胤卿記云。永正元年十二月十九日。朝陰屬レ晴。比屋煤掃。亂以前。晦日式日也。嚴島道芝記年中行事卷云、十二月晦日御煤掃。上番の社司、衣冠引繕ひ、國文代、下番等、立まじはり、御殿を淸め奉る也。」また草根集云、歲暮。「家々にはらひつくすをあやにくに空はすゝけておつる雪哉。とよめるも除日なるべし。是も亦もろこしにあり。玉燭寶典卷十二云。歲暮今世多解除。擲二去破弊器物一。名爲二送窮一。太平御覽四百七十二云。錄異傳曰。昔廬陵邑子甌明者。從二客賈一。道經二彭澤湖一。每輙以二舟中所一レ有多少。投二湖中一云。以爲レ禮。積數年。後過二見湖中一。有二大道一。有二數吏一。乘レ車來候云。是靑洪君。以二君前後有一レ禮。故要(マネク)レ君。必有二重送レ君者一。皆勿レ收。獨求二如願一。爾去。果以二繰帛一送二明辭一レ之。乃求二如願一。神呼二如願一使二隨去一。如願者靑洪婢也。明將二如願一歸。所レ欲輙得レ之。數年大成二富人一。歲朝鷄一鳴。呼二如願一。如願不レ起。明大怒欲レ捶レ之。如願乃走。明逐二之於糞上一。糞上有二昨日故歲掃除聚薪一。明乃以レ杖捶使レ出。久無二出者一。因曰。汝但使二我富一。不二復捶一レ汝。今世人。歲朝鷄鳴時。轉ゝ往捶レ糞。云レ使二人富一也。これ歲朝に、昨日故

歳掃除とあり。除日に掃除したる事明らか也。夢梁錄云。十二月盡。俗云二月窮一。歳盡之日。謂二之除夜一。士庶家不レ論二大小一。家俱洒二掃門閭一。去二塵穢一淨二庭戸一。僧明本の中峰廣錄。鴈蕩除夜頌云。茅屋三間冷似レ水。灰頭土面十餘僧。掃二除自己閑枝葉一。不レ打二諸方爛葛藤一。就レ手揭開新歳曆。和レ光吹滅舊年燈。頂門別具二摩醯(ケイ)眼一。越レ死超レ生似レ不レ曾(セ)。楊循吉除夜雜詠云。除レ塵舊室攻。遂安縣志云。除夜掃宅會。南野堂筆記云。梅里薛鹵齋廷文。五十未レ娶。【頭註】按未娶原誤二而娶一。今據二詩人徵略一改正。」有二除夕詩一云。獨送二窮愁一獨掃レ塵。一回除夕一傷レ神。來朝記取年多少。不二敢分明說二與人一。みな除日の煤掃なり。

○大臣稱號ノ後ノ字七

樋口殿記云、臣下ニ後トヨムハ、後京極、後德大寺、後成恩寺バカリ也。有職王の枝云、後といふは天子の號計にて候哉。答其通りにて候。然れども、後(ノチノ)德大寺、後京極、是は古へよりごとよみ來る故、其通りよみて不レ苦候。其外は後と讀たるがよく候。後成恩寺殿などよみ申候。」【割註】關秘錄に、後京極、後德大寺は音に後(ゴ)と唱ふ。是は其人品德義を賞美してなり。」按ずるに、常昭愚草伊勢貞陸記云、帝皇をば後鳥羽院などゝ申也。攝家をば後成恩寺殿などゝノチと申也。年山紀聞云、和長卿日記云、凡儒中ノ故實者。天子之追號。後字用二音讀一。大臣稱號之時。後字用二訓讀一。是通法之故實也云々。又大臣稱號之內。後京極殿之一號。人皆後字用レ音歟。是無二殊事一。只以二言好之義一也。故自由之讀也。何後の京極殿可レ申事。有二其煩一哉。玉かつまからあゐの卷に、愚管抄に、後の京極殿と、のゝ字をそへて書たり。これ後の京極と申しゝ證也。」とあり。和長卿の御說の證とすべし。さて實定公をも、後の德大寺殿と申べき也。其證は、隆信朝臣集の詞に、のちの德大寺の左大臣、大納言と申しし時云々。【割註】肖柏九代抄。新古今の條に。後ノ德大寺左大臣、」とあり。又續世繼こけ衣の卷に、のちの二條殿の御子には、云々、」と云り。すべてのちとよまん事論なし。又帝王の御追號をも、ふるくのちの某と申奉りしなり。今昔物語集卷十二第廿二條に、後ノ一條院ノ御代ニ。云々。筑波問答に、此御所のありさまも、後の鳥羽院の御時

より、よく見侍し也」増鏡老の波の巻に、後の堀川院の御女にて、神仙門院と聞えし。草根集詞に、永享元年十月三日、右馬頭家にて人々六首の題をとりて、後の小松院へ、御詞を申されし歌合の中に、」などあるにてあきらかなり。又袋草紙に、先ノ朱雀院ノ御時とあれば、後の朱雀院と申奉らむ事亦論なし。

○魚鱗鶴翼八

寒夜筆談云、魚鱗鶴翼ノ陣ト云ハ、魚麗鶴列ヲ誤タルナリ。酉陽雜俎ニ、王固ト云モノ、竹筒ヨリ蝿虎(ハヘトリ)子(クモ)數十ヲ出スニ、行ヲ分ツテ二隊トナリ、對陣ノ勢ヲナシ、鼓ヲウツタビニ陣ヲ變ジ、天衡地軸、魚麗鶴列、備ハラザルハナシトミエ、又文苑英華ニ、獨孤及ガ風后八陣圖記ニ、彼魏之鶴列。鄭之魚麗トアリ。按ズルニ、魚麗ハ左傳、鶴列ハ莊子ニ出タリ。燃犀錄云、鈐錄ニ云、和軍ニ魚鱗ノ備ト云ハ、車輪陣ヲ、古ノ博士ガ、ギヨリント讀傳ヘタルヨリ、魚字ヲ付替タルカ。又魚虎陣ヲ誤リタルナリ。鶴翼ハ、虎翼陣ノ唱ヘ誤ナリ。按ズルニ、唐太宗帝範序曰。夕對二魚麗之陣一。朝望二鶴翼之圍一ト。シカレバ、鶴翼ハ古ノ陣ノ名ニシテ、誤ニハ非ズ。且魚鱗ハ魚麗ノ訛轉ナルコト明ナリ。愼言按ずるに、文苑英華七百三十五に載たる帝範序も、亦魚麗に作れり」されども、魚鱗陣の文字、漢書陳湯傳に出たり。魚鱗の字、是ならめと思ひたりしに、果して淸の武英殿本の帝範序には、魚鱗として、【割註】全唐文卷十にも此序を載て、亦魚鱗に作れり。」元人の注ありて云、魚鱗鶴翼。皆陣兵之形勢也。と見えたり。

○細書爲レ敬九

秉穗錄二編云。通鑑綱目、宋高宗紀に、馬進以二大書牒一索レ戰。張俊以二細書狀一報レ之。進以レ俊爲レ怯と。是にて考れば、細字に書を敬とする也。」按ずるに、これよき考なり。周必大が玉堂雜紀に、安南國王。表章字如二蠅頭一。幾不レ可レ辨。玉音毎嘉二其恭順一。とあるにて、いよ〳〵あきらかなり。また明の王佐が灼艾集に、禮部胡尙書濙。嘗云。太宗命レ予使レ外瀕レ行諭曰。人言。東宮所レ行多二失當一。南京可レ多留二數日一。試觀二如何一。密奏來上。奏疏書字須レ大。晩至我即欲レ觀云々。淸の余金が熙朝新語に、部陽張大有。

爲二漕運總督一。奏言。寫字手顫。請二奏摺代書一。上諭云。忙時令二人代書一亦可。若二密摺一仍須二親寫一。即字畫粗大。略帶二行草一。亦屬レ無レ妨。辭達而已。敬不レ在レ此。我朝待二大臣一之寛容脱略如レ此。などあるを見れば、明淸に至りても、なほ此定なり。さて史記匈奴傳に、漢遺二單于書一。牘以二尺一寸一。辭曰云々。中行說。令三單于遺二漢書一。以二尺二寸牘一。及印封皆令二廣大長一。倨二傲其辭一曰云々。と見えたれば、書札細小を敬とし。粗大なるを不敬とするは、漢土にても久しき事也。皇朝にても昔は此定なりき。法然上人繪詞四十一に、僧正又重たる狀云、一紙の趣、深く肝に銘じ候。一代の聖教を載らるゝといふとも、これに過べからず候歟。愚意の所存、秋毫も違せず候間、信仰無レ極候。抑彼へ進上の書札、細少を爲レ先。文字も今少しちひさきやうに、御書寫ありて給べく候。御自筆上覽の爲に宜かるべき間申候也。」とあり。【割註】按に、僧正は承圓にて、上覽は後鳥羽院の御覽をいへり。」

○之字十

過庭紀談云、凡扁額墓碑ノ類ノ題署ニ、篆、隷、八分、正楷ナドニ書ハ、多ハ之字ヲ入テ書。タトヘバ、朱雀之門、白馬之寺ナドノ類也。草書、行書ニテ書ハ、之字ヲイレヌモノ也。是ニ付テヲカシキ話アリ。明ノ春明門外ノ路バタニ、漢ノ蕭望之ノ墓アリ。行書ニテ、漢太子太傅蕭望之墓。ト題シアルヲ、文盲ナル官人見テ、怪テ曰、春明之門ノ題額ハ、正方ノ眞字故ニ、之字入テアル筈ナレドモ、行書ニテ書シ墓ノ題署ナレバ、之字ヲ加フベキ樣ナシ。只蕭望墓ト題スベキ事也。ト云ヨシ、客中間集ニ見エタリ。名高キ漢ノ蕭望之ノ名ヲ知ザリシハ、文盲ナレドモ、正方ノ文字ノ題署ニハ、之字ヲ入ル筈ト心得、草行ノ文字ノ題署ニ、之字ノ入シヲ怪シハ、唐人ダケ也。本邦ノ歷々ノ諸大儒モ、ソレハ却テ知ラヌ人アリ。」按ずるに、寄園寄所寄に、客中間集を引て云、春明門外。當路墓前有レ堠。題云。漢太子太傅蕭望之墓。有レ官見而怪レ之曰。春明門題額正方。加二之字一可耳。如二此堠一直行書。只合レ題二蕭望墓一何必之字。とある也。紀談に、この正方を楷書とし、直行書を行書と見たるは誤なり。正方は俗にいふ四

角なり。直行書はかきくだしをいふなり。客中間集の意は、春明門の額は、四方なる故に、之字を加へたるは可なり。【割註】四方なれば、二行に書故に、春明門の三字のみにては、一字だけあきて見苦しければなり。」此條は、書くだしなれば、之字を加ふるには及ばずといへる也。其證は、楊眞子云。今印文榜額有二之字一者云々。有二三字者一足成二四字一。有二五字者一足成二六字一。但取二其端正一耳。とこの端正といへるは、偶の數なれば、文字ならびて、つりあひよきをいひたる也。また演繁露云。扁額字數。奇而不レ耦者。古今往往皆增二之字一。また蓉齋瑣綴錄云。內外諸司印文字用二成雙一。不レ及レ雙者足以二之字一。【割註】鈴木善敎云。學古編にも單名曰二姓某之印一とあり。など見えたるにて明か也。又按ずるに、紀談に、明の春明門といひしも誤也。此話はもと、錢易が南部新書已卷に出て、【割註】新書の文、客中間集とは四字異にして、四字多きのみ。」唐時の事なり。宋本太平御覽百八十三に、韋述が西京新記曰。春明門有二蕭望之冢一。宋敏求が長安志に、唐外郭城東面三門。中曰二春明門一。注に當門外有二漢太子太傅蕭望之墓一。と見えたり。韋述は唐人。錢易。宋敏求は。俱に北宋の人なり。明の時ならぬ事明らか也。

○下針十一

古今著聞集弓箭篇云、賴光朝臣の郎等季武、第一の手きゝにて、さげはりをもはづさず射けり。京師本保元物語云、爲朝ハ空ヲ翔ル翼、地ヲ走ル獸、サゲ針ヲモハヅスト云事ナシ。又云。惟行、弓ハ三人張、矢束ハ十三束、サゲ針ヲモ射ント思フ者ナリケルガ、源平盛衰記云、金剛左衛門ハ、下針ヲモ射上手也ケレバ、異名ニハ養由左衛門共云。」按ずるに。もろこしにても、針を射たる事あり。北史。魏宣武靈皇后胡氏傳云。幸二西林園法流堂一。命二侍臣射一。不レ能者罰レ之。又自射二針孔一中レ之。大悅賜二左右布帛一有レ差。五代史。唐莊宗紀云。射レ鍼或掛二針於木一。或立二馬鞭一。百步射レ之輒中。など見えたり。

○寄レ繪戀歌十二

六百番歌合、寄レ繪戀、顯昭、いとはれてむねやすからぬ思ひをば人のうへにぞかきうつしつる、陳云、

長康隣女を艶して、繪にかきて逢たる事なり。これは太平廣記。引二名畫記一云。晉顧愷之字長康。嘗悅二一隣女一。乃畫二女於壁一。當レ心釘レ之。女患二心痛一。告二長康一。遂拔レ釘乃愈。とあり。太平廣記は、宋の太平興國三年にいできたれど世に行れず。明の嘉靖年中に梓行して世に傳へたり。こなたにては、後柏原院の御宇にあたりて、顯昭の頃よりは數百年の後なり。もし名畫記など傳はりてありしにや。此師の博覽しるべし。」と隣女晤言に見えたり。按ずるに。此書かく名づけしも、開卷に此事をしるしたれば也。【割註】閑田耕筆にも、此歌の證に、廣記を引たり。されども、此一條誤多し。廣記世に行れずといひつれども、廣記卷首に。談愷云。宋太平興國間。太平廣記。鏤レ板頒行。言者以廣記非二後學所一レ急。收レ板藏二太清樓一。於レ是廣記之傳鮮矣。とあり。かく板にも彫て頒行けれども、板を藏したれば、傳ふることすくなしとなり。たえてなしといふに非ず。されば宋人の書中に、此書を引たるもの、愼言がおぼえたるも三十種斗はあり。其うへに、遂初堂書目に、京本太平廣記と見えしは、京本ならぬもありしにや。さて爰へも早く渡り來りし證は、萬葉集仙覺注、異制庭訓、醫家千字文注、佛牙舍利記、日件錄、曉風集、四河入海、帳中香、梅花無盡藏、湯山千句注等に引たるにて知るべし。是一つの誤なり。又明の嘉靖年中、こなたにては、後柏原院の御宇云々。按に、廣記梓行は嘉靖丙寅なり。丙寅は嘉靖四十五年にて、皇朝正親町院の永祿九年なれば、後柏原院崩御の大永六年丙戌よりは四十一年後なり。是二つの誤也。また名畫記全部十卷は、王氏畫苑、津逮秘書等に收てあり。【割註】學津討原にも收たれども、隣女晤言より後の新渡なり。」それをしらで、廣記によりたるは、三つの誤なり。また晉書文苑傳に、顧愷之字長康。嘗悅二一隣女一。挑レ之弗レ從。乃圖二其形於壁一。以二棘針一釘二其心一。女遂患二心痛一。愷之因致二其情一。女從レ之。遂密去レ針而愈。とあり。顯昭の歌はこれによれり。いとはれての五文字は挑レ之弗レ從の文にてよみし也。さるを名畫記を引るは、四つの誤なり。

附識す。範乘童蒙抄に、「別れゆく君が姿を繪に書て胸のあたりをさしやとめまし、古歌也。昔人、女

の遠き國へまかりにけるを、戀わびてよめる也　是は幽明錄と云書に、顧長康と云人ひとりの女にあへり。女家にある事程なし。戀思ふ事やすめがたし。すなはち女の形を繪に書て、其胸の程にかむざしをさして壁にさしつ。女ゆく事十里ばかりして、忽に胸のいたき事さすが如し。又ゆく事あたはずといへる心也。」とあり。是は上の故事の異說なり。

○篠船十三

今をさな子のもて遊びに、竹葉にて船を作りて、ささ舟といふ。此物古くより有り。夫木抄冬二云、源仲正、「うなゐ子が流れにうくる笹船の泊りは冬の氷なりけり、伯耆巻云、夜に入て、彌風強く吹ければ、御船も危くていかなるべしとも不レ覺。主上忠顯を被レ召、竹の葉やあると御尋有ければ、船中に可レ有様なかりけれども、可レ尋由を勅答申て、御前を立給。かゝりける所に、不思議やな、苫の下に竹の葉一枚あり、是を取て參りけり。此竹の葉を被レ召、御手自船を三ツ造らせ給て、御守より御舍利を三粒取出させ給て、此篠船に一粒ヅヽ入させ給て、海上に浮べさせ給て、御祈念有ければ、無レ程海上靜りぬ。詞林采葉抄云、一天下ノ神無月ヲバ、出雲國ニハ神在月トモ、神月トモ申也。我朝ノ諸神參集給故也。其神在ノ浦ニ神々來臨ノ時、少童ノ作レル如クナル篠舟、波上ニ浮事不レ可レ及二算數一。巡杖記云、越中五ケ山に、いにしへより神樂をどり、こきりこ唄とて、はやしものあり。こきりこうた、思ひと戀と笹舟にのせりや。思ひはしづんで戀はうく。」按ずるに、唐土にも此ものあり。江湖後集に、陳必復、戲折二竹葉一爲レ舟示二奚奴一詩あり。乃翁兒戲可レ憐生。折レ葉浮レ舟趁レ岸行。有レ便信レ風翻覆易。無心遂レ水去留輕。觸レ崖頗似二乘レ時意一。藏レ壑浮鷗避二世情一。幸喜此身元不レ繫。底須（ナンゾ）壁上覓二寰瀛一。【頭註】結句故事出二太平廣記一」と見えたり。

○柿木文字十四

白石先生の記に、かこみ一尺餘も有つらん木の、半よりさけし所に、おのづから天下の字有を、人の見

せたるに、是は柿にやといひしかは、かの人驚きて、いかに知給ひぬらん。是はある寺なる澁柿を切て、薪にせんとて割しに、此文字のあらはれしかば、めでたき物なりとて、薪にせで京より來りし也といふ。柿木にはかゝる事有よしを、ふるき書どもにしるし置侍る。」とあり。按ずるに、ふるき書とは、今物語に、ひえの山よかはに住ける僧のもとに、小法師の有けるが、坊の前に柿の木有けるを、切てたかんとて、いちのきれをわりたりける中に、くろみの有けるが、文字に似たりけるを、あやしと思ひて、坊主に見せたりければ、南無阿彌陀佛と云文字にて有ける。ふしぎなどもいふばかりなし。沙石集に、蓮養房といふ山寺法師、前栽に柿の木を植て、年來愛しけるが、他界の後、弟子の僧、此木を切て湯木にせんとてわりて見るに、文字の勢二寸ばかりにて、蓮養房と文字あり。黑木の如くして、木の中にわれども〳〵同躰にて有けり。谷響集に、客云。拆レ木中有二文字一。嘗於二勸修寺八幡神祠一親見矣。或謂多是柿木也。夢溪筆談云。木中有二文字一。多是柿木。治平初。杭州南新縣民家。拆二柿木一。中有二上天大國四字一。予親見レ之。書法類二顏眞卿一。名臣言行錄後集に、澧州。進二柿木成レ文有二太平字一。公言。今四海騷然。未レ見二太平之象一。請不レ宜二示於外一。【割註】公は歐陽修なり。輿地碑目に、富弼とするは誤なり。」弘治八閩通志拾遺に、宣和五年春。順昌縣交溪廖懋。以二奉議大夫一家居。役夫解二柿木一爲レ薪。木中有レ文。曰二聖元天何一四字。字體製端楷。墨色瑩然。春渚紀聞に、晉江尤氏。其鄰朱氏。圃中有二柿木一。高出二屋上一。一夕雷震。中二裂木身一。亦若下以二濃墨一書中尤家二字上。連屬而上不レ知二其數一。至二於木枝細者一。破視亦隨二枝之大小一成レ字。談撰に、柿木中間多有レ文。物理小識に、柿木畫レ皮生レ文。など見えたるをやいはれつらん。又いと近きは、友なる本間眠雲游濤が鶺雅集に、文化十一年甲戌の春、伊豫國大洲領、宇和川村にがら〳〵といふ處あり。畑中に大なる柿木有て、作物の障になれば、畑主其柿木を伐て、本の所を斧にて二ツに割たるに文字あり。太王左月、【割註】右旁は不分明のよし、」文字は濃藍の色にて、墨もて緣を双鉤したるが如し云々。」とあり。又按ずるに、柿ならぬ他の木にも書畫ありし事、和漢の書に出たり。

○新婦綿帽子十五

今世婚禮に、新婦の綿帽子といふものは、かつぎよりうつれる也。伊勢貞陸のよめむかへの事といふ書に、よめいりのよ、いしやうの事云々。かつぎはしろおりもの、是もさいはひびし。うきおりものにて候。女鏡祕傳書に、婚禮其日の衣裝の事、下に白き給、其上に色の小袖、其上に又白小袖を著給ひ、かつきをめして出給ふ也。」とあり。もろこしの婚禮にもかつぎに似たる物あり。倘湖樵書二編云。近時娶レ婦。新婦。以二帛或綾紗一蒙二其首一。其禮不レ知レ起二于何年一。按通典。杜佑議曰。婚姻王化人倫之本。拜時之婦。禮經不レ載。自二東漢魏晉一及二于東晉一。咸有二此事一。按二其儀一。或時屬二艱虞一。歳遇二良吉一。急二于嫁娶一。爲二此制一。以二紗縠一幪二女氏之首一。而夫氏發レ之。因拜二舅姑一便成レ婦。由レ是觀レ之。蒙首之法。其傳已久。但古爲二失レ時急娶一。不レ備レ禮者而然。而今遂爲二通行一耳。方以智通雅云。儀禮士昏禮。加レ景。注景之制。如二明衣一。加レ之以行レ道禦レ塵。智謂非レ禦レ塵。以爲レ蔽也。北齊納レ后禮。有二所レ謂加レ幜去レ幜。即此字。今俗親迎羃二其首一曰二蓋頭一。詩絅衣。一作二頴衣。褧衣。景衣。加レ幜亦尙レ絅之遺。儀禮節略云。呂東萊婚禮。婿婦交拜後。擧二蒙頭一、遂就レ坐。按二內則一。女子出レ門。必擁二閉其面一。蒙頭即擁面也。俗謂二之蓋頭一。以レ錦爲二方帛一。横直四尺。女辭二父母一拜畢。即以レ帛蓋レ頭。升レ車至二夫家一。交拜必姆爲去レ帛。乃合巹。此俗之近レ理可レ從者。など見えたり。

○蜜柑盃十六

蜜柑の皮を盃となす戲は。小兒のするわざ也。もろこしには大人の橙盃あり。金章宗擘レ橙爲二軟金盃一。詞云。風流紫府郎。痛飮烏紗岸。柔軟九回腸。冷怯玻瓈盌。纖纖白玉葱。分二破黃金彈一。借二得洞庭春一。飛上桃花面。歸潛志、元の耶律楚材贈二蒲察元帥一五首第三首に、輕分二茶浪一飛二香雪一。旋擘二橙杯一破二軟金一。元詩選乙集、劉因賦二孫仲誠席上四杯一うちに橙の詩あり。瀟湘千樹暮林平。風露詩腸快一傾。蜜戀二金絲一仍可レ意。香分二綠蟻一最關レ情。洞庭春色元無レ恙。南國幽姿謾濁淸。誰辨酒舡千萬斛。棹歌和レ月捲レ江

聲。靜修集、明の瞿佑橙杯の詩に。「半分半ㇾ殼洞庭秋、香霧霏霏勝二玉甌一。左手持ㇾ螯增二醞藉一。東籬賞ㇾ菊勝二風流一。胸吞二雲夢一吾非ㇾ誕。曲奏二吳謳一味頗投。寄ㇾ語黃甘幷陸吉。較ㇾ勳輸二我醉鄉侯一。」詠物新題詩集、朝鮮にも亦此事あり。橙に非ず橘なり。彼國人の著したる太平閑話云。上舍吳涉之。嘗過二一縣一。佳賓咸集。紅妓滿ㇾ座。吳生後至。居二客之末一。擧止羞澁。主人擘ㇾ橘作ㇾ盃。盃行到ㇾ吳。飲訖幷喫。一座喧噱。有二上舍宋克明一。鼻齇。【頭註】按字書無二齇字一意皻、皻俗字而皻作ㇾ齇、恐朝鮮國俗字。」學中號曰二宋橘一。上舍金處禮。作二橘賦一曰。洞庭之橘。天作之橘也。克明之橘。人作之橘也。陸績【割註】陸績事出二吳志本傳一。」不ㇾ能二爲ㇾ母而懷歸一。陟之安能飲ㇾ酒而幷吞。とあり。また惡少年、蜜柑の皮をむきて、瓣の多少にて賭とするは。鬪柑の類なり。廣東新語に、廣州兒童。有二賭ㇾ蔗鬪ㇾ柑之戲一。蔗以ㇾ刀自ㇾ尾至ㇾ首破ㇾ之。不ㇾ偏二一黍一。又一破直至二蔗首一者爲ㇾ勝。柑以二核多一爲ㇾ勝。また核柿とて、核の數をあてゝ勝負をなす。是も清異錄に、吳越稱二警上瓜一。錢氏子弟。逃ㇾ暑取二一瓜一。各言二子之的數一。言定剖觀。負者張ㇾ宴。謂二之瓜戰一【割註】南畝莠言に、瓜戰の事をいひて、五雜組を引たり。」など云へり。

○覆面十七

眞俗交談記云、二間ノ御鏡。嵯峨天皇ノ御記二云、每月朔朝。御代鏡奉ㇾ拭之。伯耆所ㇾ役也。著二淨衣一用二覆面一。細細要記云。貞治四年八月十二日、神木御歸座。云々、神官等覆面。本社ノ御榊、五所ノ御正體ヲ捧奉ル。【割註】榊葉日記、太平記、亦同じ。」今川大雙紙云、尊主の前の加用之事。始をはり迄一人なり。いかにも衣裝を改め、ふくめんをすべし。豫章記云、贄殿ノ御臺盛ノ者、覆面ヲ垂テ、水火ヲ淨ケルト申傳タリ。」按ずるに、眞俗佛事編云。覆面瞿醯經下云。持誦新帛繫二其面門一。是覆面ノ本說ナリ。又餘軌ニハ、名二淨帛一。」又もろこしなるは、天祿識餘云、元仁宗宴二群臣於長春殿一。供事內臣進ㇾ饌。有二咳病一。常惡二其不潔一。命爲二疊金羅一半面圍ㇾ之。許ㇾ露二兩眼一。下垂至ㇾ胸。自ㇾ是進ㇾ饌者。以ㇾ此爲ㇾ例。通雅衣服云。屏息。奉獻以掩ㇾ鼻者。遜園曰。太常供奉祭品。如二羹醢之類一。其奉獻人口鼻。用ㇾ物作二長袋一。繫二頭後一。

俗名ニ抵鬚ニ非也。志名曰ニ屛息ニ。太廟以ニ黄羅ニ。他祀以ニ紅紵絹ニ爲レ之と見えたり。但覆字おほふとよむ時は、フウの音なるを誤來れり。太平記音義にもフクメンとあり。

○春畫十八

武家俗説辨、鎧色談附錄等に、春畫を具足櫃にいれ置事の論あり。愼言若かりし頃には、衣櫃のうちにもいれ置ものありき。但これはもろこしにもするわざ也。青藤山人路史云、有ニ士人ニ藏書甚多。每レ置必置ニ春畫一冊ニ。人問レ之。曰聚レ書多惹ヒクレ火。此物能厭ニ火災ニ也。世傳。藏書家皆然。此恐假レ言以掩レ醜耶。物理小識云。春宮圖。謂ニ之籠底書ニ。以レ之辟レ蠧。乃厭レ之也。【翻註】春宮圖は枕繪なり。通俗編云。春畫云々。宋畫苑有ニ春宮秘戲圖ニ。所レ畫蓋此類也。故亦謂ニ之春宮ニ。など見えてまじなひ也。此物を厭勝となすも古き事也。戒菴老人漫筆云。青州城北。豐山下麥地古塚。得ニ厚蚌殼ニ。每殼中。各色ニ畫樹木人物ニ。率倮形男女。交感橫斜。俯仰上下。異態不レ可ニ具言ニ。正類ニ今之春畫ニ。沈辯之得ニ百枚ニ回。或是北朝時厭鎭物。爲レ近。猗園云。關洛周齊間。有レ人畊レ田。常掘ニ出古磁器ニ。栝棬錠柎之屬。千形萬變。並是綵ニ繪男女褻戲之狀ニ。耆老相傳。是五胡亂レ華時。元魏。北齊。懼ニ其地有ニ王氣ニ。埋レ此爲ニ厭勝之具ニなどあり。又菽園雜記云。成化間。漕河築レ隄。一石中斷、中有ニ二人ニ。作ニ男女交媾狀ニ。長僅三寸許。手足肢體皆分明。若ニ彫刻而成者ニ。高郵衞某指揮得レ之。以獻ニ平江伯陳公鋭ニ。鋭以爲ニ珍藏ニ焉。此等事雖ニ善ニ格物ニ者上。莫ニ能究ニ其所以ニとあり。厭勝の具なりと心づかざりしにや。

○矢立墨筆十九

類聚名物考調度部卷十に、今の世、硯のかはりに持あるく物を矢立といふ。昔は箙の中にも入置し故。さいふともいへり。又おもふに、今有物は、其さま胡簶の形に似たれば、さいふにても有べし。俗に土俵空穗といふ物は、猶更似たるもの也。筆をさし置さまも、矢を立しに似たれば、かく名づけしなるべし。太平記俊基被誅事、硯ヤアルトノタマヘバ、矢立ヲ御前ニ指置バ、硯ノ中ナル小刀ニテ、云々。また。

同記高氏願書事、匹壇妙玄、鎧ノ引合ヨリ、矢立ノ硯取出シテ、とあり。」按ずるに、是より先に、源平盛衰記新八幡願書事云、覺明馬ヨリ下、木曾ガ前ニ跪テ、箙ノ中ヨリ矢立取出シ、墨和レ筆染、疊紙ヲ押開テ、古物ヲ寫ガ如ク、案ニモ及バズ書レ之。」とあるを見れば、矢立といふものは、箙の中にあるをのみいふべきを。同記、是よりさき、師高流罪宣事に、時忠卿、大講堂ノ庭ニ進出テ、懷中ヨリ矢立墨筆取出テ、所司ヲ招、硯ニ水入、疊紙ニ筆書テゾ給タリケル、とあり。これは公卿の懷中にあるをも矢立とよべり。僧頓阿の續草庵集に、年頃花見侍時、ふところに入て、思ひ出るに隨て歌書侍る旅硯を、將軍家に參らせしつゝみ紙に、「おもひ出て哀とは見よ七十の春をかさねし花のなごりを。と見えたるは、矢立のたぐひとは異なるものにや。唐土の書には、文房肆攷圖說云。鐵硯。歐陽文忠公。稱ニ其製作頗精一。然患ニ其不レ發レ墨。往往函ニ端石於其中一。人亦罕レ有。唯硏筒便ニ於提携一。官曹往往持レ之。以自從爾。今之硯筒。皆以ニ牛角一爲矣。嶺外代答器用門云。交人以ニ墨與ニ角硯鴉筆一。併垂ニ腰間一。趙翼が甌北集の扈從途次雜詠の題に、銅硯。注に、狀如ニ方匣一。以レ絜漬ニ墨汁一。實レ之可ニ以蘸レ筆。以ニ其便ニ於携帶一也。などあるは、皆矢立の類なるべし。近年皇朝の文人、此物を記して墨斗とす。按ずるに、和名抄工匠具に、漢語抄を引き、名物六帖に、升菴集、及び鄕談正俗を引て、匠人の墨斗をスミツボと譯す。矢立にはかなはざるにや。されども、淸の魏際瑞墨斗銘に、墨斗者平池硯也。刻ニ其腹一多受レ墨銘曰。庶乎窶空。其默足ニ以容一。魏伯子文集とあり。是は硯にや、さればスミツボにも限らざるや。

○朝あけ廿

七玉集に、家良、「山のはもかすむと見ゆる朝あけにやがてふりぬる春雨の空。按ずるに、朝あけのあけはあかきをいふ。今いふ朝やけなり。あの聲のやのごとく聞ゆるは、歌合、根合などのたぐひ也。又新撰六帖に、衣笠內大臣、「山のはにほてりせる夜はむろの浦にあすは日よりと出る船人。とよみ給へるは、夕あけにや。されば朝あけは雨、夕あけは日よりとふるくよりいへる諺なるべし。唐國にても、苑成大石湖

居士詩集の題に、曉發二飛鳥一。晨霞滿レ天。少頃大雨。吳諺云。朝霞不レ出レ門。暮霞行二千里一。驗レ之信然。升菴集に、素問云。霞擁二朝陽一。雲奔二雨府一。【割註】按素問六。元正紀大論。倒二此一句一」楚辭云。紅蜺紛二其朝霞一。夕淫淫而淋雨。唐詩云。朝霞晴作レ雨。俗諺云。朝霞不レ出レ市。升菴外集に、儲光羲詩。落日燒レ霧明。農夫知二雨止一。耿緯詩。向レ月微月在。報レ雨早霞生。此即諺所レ謂朝霞不レ出レ市。暮霞走二千里一也。また朝やけ夕やけともいふべくや。友人西島蘭溪長孫が坤齋日抄に、唐俗亦有二朝燒晩燒之語一。司空曙詩。晩燒平蕪外。朝陽疊浪東。又李獻吉晩燒吟云。早燒不レ出レ門。晩燒行二千里一。楊用脩詩。丹林初曉淸霜重。紫谷斜陽赤燒微。とあり。又上に引る衣笠大臣の御歌、山のはにほてりせる夜、とよませ給ひしは、夕あけにはあらぬにや。さらば田家五行に、日沒返照主レ晴。俗名二日返塢一と、是なるべし。

○一錢切廿一

安齋翁の二上峯に、房總志料云、望陀郡、眞里谷村ニ、天寧山眞如寺ト云。上總、曹洞派、總錄ノ寺アリ。門前に禁榜アリ。條目ノ文ニ、門前百姓。於二非法有一レ之者。可レ爲二一錢切一ト。按ニ一錢切詳ナラズ。淸政記ヲ考ニ、太閤淸政ニ賜リシ高麗陣中ノ制札ニ、軍勢於二味方地一、亂妨狼藉輩。可レ爲二一錢切一トアリ。戰國ノ頃アマネキ詞ト。猶亦可レ考。按ニ、一錢切ト云ハ、犯人ニ過料錢ヲ出サシムル事ナラン。切ノ字ハ限リナルベシ。犯人ノ貯持タル錢、有限リ取上ル。譬バ僅ニ一錢持タリトモ、其一錢限リ不レ殘取上ルヲ云ナルベシ。」といへり。按ずるに、讀史餘論に、此人【割註】豐臣太閤の御事なり、」軍法ニヨリテ、一錢切ト云事ヲ始メラル。タトヘバ一錢ヲ盜メルニモ死刑ニアツ。と見えたるを得たりといふべし。漢土にもその例おほし。隋書刑法志に、高祖開皇十七年。盜二一錢已上一者皆棄市。【頭註】漢書高祖紀注、棄市取二刑人於市一。與レ衆棄レ之。」通鑒後梁紀、貞明元年六月。以二沁州刺史李存進一。爲二天雄都巡按使一。有二訛言一。搖レ衆及强取二人一錢已上一者。存進皆梟首。磔二尸於市一。大金國志太宗紀に、粘罕禁二竊盜一。及二一錢一者罪死。此高慶裔勸二以レ重レ刑止一レ盜也。爲レ盜者知。劫竊均二于一死一。故竊盜息而劫盜盛也。歸潛志に、

金天興二年正月。崔立曰。禁二諸軍士一。取二民一錢一處レ死。鶴林玉露に、張乖崖爲二崇陽令一。一吏自二庫中一出。視二其鬢傍一。巾下有二一錢一。詰レ之。乃庫中錢也。乖崖命杖レ之。吏勃然云。一錢何足レ道。乃杖レ我耶。爾能杖レ我。不レ能レ斬レ我也。乖崖援レ筆判云。一日一錢。千日一千。繩鋸木斷。水滴石穿。自杖レ劍下堦斬二其首一。申二臺府一自劾。崇陽人至レ今傳レ之。蓋自二五代一以來。軍卒凌二將帥一。胥吏凌二長官一。餘風至二此時一猶未二盡除一。乖崖此舉。非下爲二一錢一而設上。其意深矣。其事偉矣。などあり。また太平記高家刈青麥事に、義貞西國の打手を承て、播磨に下着し給時、兵多くして粮乏し。若軍に法を置ずば、諸卒の狼藉絶べからずとて、一粒をも刈、民屋の一をも追捕したらんずる者をば、速可レ被レ誅之由を、大札に書て、道の辻々にぞ被レ立ける。とあるをも考ふべし。是も魏志、武帝紀注に、曹瞞傳曰。常出レ軍行經二麥中一。令二士卒無レ敗レ麥。犯者死。遼史拾遺本紀四太宗下に、宣府鎭志曰。會同六年契丹主。將レ有レ事二於征伐一。徴二山後諸州兵一。因下レ令曰。兵行有下傷二禾稼一損中租賦上者上。以二軍法一論。名臣言行錄前集。狄青條に、軍人有下奪二逆旅菜一把一者上。斬レ之以狥。於レ是一軍肅然。無二敢出二聲氣一。續宋編年資治通鑑に、高宗紹興十一年。韓世忠曰。岳飛忠孝出二于天性一云々。行レ師秋毫無レ犯。有下取二民一縷一。【割註】按に、宋史岳飛傳に民麻一縷に作れり。」以束レ芻者上。立命斬レ之。など見えたるも、亦似たる事なり。

○紙燭かなまりの歌廿二

梅窓筆記云、當時ノ戲ニ火廻ト云コトアリ。昔ハ脂燭ノ詩ト云コトアリ。玉海、壽永二年正月廿五日。召レ中將於前。脂燭詩兩度令レ作。一度二寸【割註】開山花未遍春、」二度五寸。【割註】竹間鶯語滑聲、又續世繼はるのしらべ、歌をこのませ給ひ、あさゆふさふらふ人々に、かくしだいよませ、しそくの歌、かなまりうちて、ひゞきのうちによめなどさへおほせられて。トアリ。以上筆記、按するに、續世繼に、歌このませ給ひ云々。とあるは、崇德院の御事なり。その時の歌。今は傳はらぬにや。これより後ながら、しそくの歌は、雅經卿の明日香井集云、紙燭一寸にて讀ける歌のうちに、月前菊花を、「うつろへる色なかりせば月

影にまがひやせまし白菊の花。又かなまりの歌は、是よりさきに、俊頼朝臣の散木集云、堀河院御時に、二間にてかなまりをうちならさせ給て、そのひゞきのうちに、雨中瞿麦といへる事をよませおはしけるに、つかうまつれる。「いにしへは塵をだにこそいとひけれ雨にしほるゝなでしこの花。さてこれらはみな、もろこしのわざにならへる也。南史二十二王泰傳云。每頓朝宴。刻燭賦詩。文不加點。帝深賞歎。又五十九王僧孺傳云。竟陵王子良。嘗夜集學士。刻燭爲詩。四韻者刻一寸。以此爲率。文琰曰。頓燒一寸燭。而成四韻詩。何難之有。乃與令楷江洪等。共打銅鉢立韻。響滅則詩成。皆可觀覽。また劉孝綽賦詠。得照棊燭。刻五分成詩。玉臺新詠に見えたり。

○紙馬廿三

秉穗錄云、南郭詩に、雕梁揷紙馬。中有莫愁名、と紙馬は繪馬などのやうに聞ゆ。然れども、紙馬は紙錢なり。誤用るに似たり。按ずるに、南郭遺契云。紙馬。博異志。王昌齡。至馬當山謁廟。乃命使賫酒脯紙馬。獻于大王。丹鉛錄。吳太伯祠。【頭註】吳太伯祠云々。原出太平廣記二百八十。在閶門之東岸。春秋市人多圖善馬綵輿美女。以獻之。今按。邦俗懸揷神祠梁間者。可以相證。」これ詩語の出處なり。唐土の紙馬は焚ものなれば、こゝの今の繪馬にあてたるは、南郭の誤なり。紙馬は紙錢なりとは、正字通に、楮錢。古者祭祀用牲幣。秦俗牲用馬。淫祀浸繁。始用偶馬。唐玄宗瘞于鬼神。王璵鑿楮爲錢以代幣。今俗謂祀鬼神之錢爲紙馬。是也。とあるによれるにや。考ふるに、清朝の俗語に、楮錢を紙馬といへりとて、南郭の詩を難じたるも亦誤なり。紙錢と紙馬とは、二種のものなり。其證は、松窓百說云。鑿楮象錢。印繪車馬而焚之。六書故楮字注云。凡禱祠。必用紙錢。加以畫馬。鄭氏規範云。凡遇忌辰。孝子當用素衣致祭。不作佛事。象錢寓馬。亦併絕之。西湖志餘衛技名家云。楮錢甲馬焚爐中。繪園云。迎賽社公。紙馬上挂紙錢數千。淨慈要語云。燒錢化馬。祭禱妖鬼。蜩菴瑣語云。世俗祭祀。必焚紙錢甲馬雲鶴云々。紙錢衣帛。可作冥資。畫馬鶴龍。可供騎御なとあるを見

てしるべし。

○挾將棊　飛將棊廿四

宋本太平御覽。七百五十五、藝經曰。夾食者二人。黃黑各十七碁。横列二於前第四道上一。甲乙迭推。二棋夾レ一爲レ食。棋不レ得レ食レ兩。不レ得二邊食一。不レ由レ道則不レ行。棋入夾不二取食一。一棋爲レ籌。賭二多少一。隨二人所一レ制。これはこゝの挾將棊なるべし。金川瑣記に、夷俗奕棋有二二種一。一名二板帶屑一。二人對。下二枰內二十四位一。人各十二枚。子先盡者爲レ輸。これも似たる戲にや。酉陽雜俎續集に、小戲中。於二奕局一枰一。各布二五子一角二遲速一。名二蹙融一。予因讀二坐右方一。謂二之蹙戎一。言鯖に。夢溪筆談。蹙融。漢書。謂二之格五一。止用二五棊一。共行二一道一。亦有二能否一。徐德中善移。遂至レ無レ敵。其法已常欲レ有二餘裕一。而致二敵人于險一。雖レ知二其術一。止如レ是。然卒莫二能勝一レ之。今之兒童以二黑白棊各五一。共行二中道一。一移二一步一。遇レ敵則跳越。以レ先抵二敵境一者爲レ勝。疑即格五歟。【割註】五雜組に。委巷兒戲。則有二行棋一。或五或七。直行二一道一。先至者勝。此古蹙融製也、」書隱叢說に、格五之戲。止用二五棊一。共行二一道一。謂二之行棊相塞一。其法已不レ傳。或云。即今跳虎。【割註】此下以二黑白棊各五一より、爲レ勝に至りて廿七字、言鯖に同じき故に省く。」是即格五之遺。未レ知二然否一。跳虎古名二蹙融一。小知錄に、奕碁取二一道一。人行二五子一。名二蹙融一。融戎也。黃帝蹙鞠戎旅之間戲也。漢書。謂二之格五一。今名二豁馬跳一。などあり。こゝの飛將棊なり。

○山女山姫廿五

今昔物談集卷五第十三語に、猿ハ木ニ登テ、栗柹梨子來來【割註】棗俗字出二本草和名、及玉篇、佩觿一。」柑子橘栢榛郁子山女等ヲ取テ持來リ云々。俊賴朝臣の散木集、連歌に、山女を見て、仲實、「けふみれば山の女ぞあそびける。つく「のゝおきなをぞやらむとおもふに。三中口傳の調膳樣事の條下に、山女啃菓子不レ見。內々事歟。食時ニ皮切弃羞レ之不レ惡。但稱レ似レ虫不レ切人在レ之。【割註】此一條は大江章雄が書ておこせたり。」按ずるに。これらの山女は、アケビとよむべし。其證は、新撰字鏡に、蔏䕶音。山女也。阿介比。

伊呂波字類抄。山女俗用之。下學集。草木門、通草又云山女。類集文字抄草部、山女。通草子。藻鹽草に、山女、「ますらをがつま木にあけびさしそへてくるればかへる大原の里。などあるにて知るべし。又按ずるに、行宗卿の源大府集に、琳賢がもとより、いが栗あけびなどつかはして、「いが栗は心よわくぞ落にけるこの山姫のゑめる顔みて。返し、「いが栗は君がこゝろにならびてや此山姫のゑむに落らん。とある山姫も、詞によるに亦あけびなり。又のゝおきなは薢なり。和名鈔に、薢。和名土古呂。漢語鈔用ニ野老一。と見えたり。野老を野のおきなといへるは、海老をうみのおきなといひたるに同じ。【割註】海老は鰕なり。海老の二字。田氏家集、延喜主計式、和名抄等にあり。うみのおきなとよみし歌、古本能宣集。續詞花集等にあり。」又按ずるに、野の翁をぞやらんとおもふには、やかんとおもふにの誤なるべし。薢は多く焼てくひし物也。【割註】和名抄に、崔禹錫食經云。薢。味苦小甘無レ毒。焼蒸充レ粮。空穗物語俊蔭巻に、ありしわらはいできぬ。れいのいもところ、やきてうじてとらせてうせぬ。實方朝臣集に、世中の家々のおほくやけたりし比、ところを人のおこせて、此春はめづらしげなきやけところつれなき人はいかゞ見るらん。など見えたり。」それを老人を茶毘する事にかけてよみしなり。

附識す。越中國にて、あけびを山をんなといふ事を、加賀の大島氏に聞て、記し置たりしかど、其筆記の焼けし事を、太田全齋方にかたりければ、余もきけるまゝに、著述の諺函に記せりとて、抄錄して贈れり。其書云、賀藩大島維直曰、越中國新川郡にあけびと云る二村あり。一は明日と書き、一は山女と書り。何故にあけびに、山女の字を充たる事をしらざりしに、後出羽の佐竹侯の領を過て、一店に歇しに、主翁やまをんなをまゐらせんやと云り。其物を見ればあけびなり。是にて凝滯釋然たりと語れり。後に古寫本節用集を閲れば、通草アケビ。又作ニ山女一とあり。又後新撰字鏡を閲れば云々。愚案、倭名抄莖垂類。玉莖引ニ靈異記一云々。蟻著ニ其閇一の注、今案是閇字也。俗云。或以ニ此字一爲ニ男陰一。以ニ開字一爲ニ女陰一。其說未レ詳。とあり。然れば、閇は此方の字にて、義を山女の陰に取て作りし

ならん。長頭丸が油かすに、山の奥には何わらふらん。まつかいに見ゆるあけびが口あきて。とある
などおもふべし。以上諺因

○見しとよみし歌廿六

建久六年民部卿家歌合廿一番。左、沙彌性照。山花歌、「櫻花ちりそめしまで見し程になぬかになりぬ志賀の山越。判詞云、みる程にとやいふべからむ。しの字にては少ことたがへるにや。愼言愚按には、作者のよめりしまゝにて、見しといへるをよしとおもへり。其證は、古今集に、よみ人しらず。「うつせみの世にも似たるか櫻花さくと見しまにかつ散にけり。大江千里、句題和歌に、晩歸多是看ㇾ花回。「いまははやかへりきなましみちなりし花を見しまに程ぞへにける。詞花集に、關白前太政大臣、牡丹を、「咲しよりちりはつるまで見しほどに花のもとにてはつかへにけり。後拾遺集に、赤染衛門、「やすらはでねなましものをさよ更てかたふく迄の月をみし哉。などの歌の見しとあるにて知るべし。再按に、右の判詞は、ちりそむるまでとやいふべからん。しの字にては少ことたがへるにや。とありけんを、後のひがうつしにはあらずや。上の詞花集の御歌に、ちりはてしまでとはなくて、ちりはつる迄とよみたまへるを考ふべし。

○斗々廿七

運歩色葉集云。倭國小兒。呼ㇾ魚曰二斗々一。類説云。南朝呼ㇾ食爲ㇾ頭。呼ㇾ魚爲ㇾ斗故。【割註】慶長板節用集にも亦此説あり。」按ずるに、類説は、宋の曾慥が編集にて六十卷あり。此文は十三卷に、北戸錄を載て、南朝呼ㇾ食爲ㇾ頭。以ㇾ魚爲ㇾ斗。梁科律。生魚若干斗。と見えたり。さて南朝にては、【割註】宋齊梁陳などは、江南に都ありし故、南朝といふ也。」食をかぞふるには幾頭といひ、魚をかぞふるには幾斗といひし也。魚を斗といひたるにはあらず。其證は、上件の事を、北戸錄全本にて見れば、下卷にありて云。前朝短書雜說。即有二呼ㇾ食爲ㇾ頭一。【割註】梁元帝謝ㇾ賜二淨饌一頭一云。瑤器自滿。金晳流ㇾ味。乘

含二郷蔗一味賓二石蜜一。又謝レ賽二功德食一頭一云。天厨淨饌。菴羅法果。又劉孝威謝レ賜二果脩餘稱具食一頭一云。五杏七桃。靈瓜仙棗。」以レ魚爲レ斗。【割註】梁科律。生魚若干斗。とあるにて知べし。また墨莊漫錄云。【頭註】墨莊漫錄濁醪下空二一格一。今據二留青日札一補二注字一。」吳中魚市以レ斗計。【割註】一斗爲二三斤半一。」松陵唱和皮日休釣侶詩云。一斗霜鱗換二濁醪一。注云。吳中買レ魚論レ斗。酒即稱レ斤。其來遠矣。【割註】通雅に、吳中市レ魚以レ斗計。一爲二三升半一。とある升は斤の誤なり。」これにていよ〳〵明らか也。附識す。白河燕談に、類說云。南朝呼レ食爲二頭呼一。呼レ魚爲二斗斗一。とあり。是は一呼字を衍して、いよ〳〵誤れり。

○忌穢廿八

伊勢安齋翁の日蔭蔓に、世俗の說に、酒酢醬油味噌醴等を造るにも、染物などするにも、月水の女、或は男にも、穢ある者の手を觸れ造りたるは、必其物成就せず。食物は味變じ、染物は色變じて、快からずと云傳へたり。予は如レ此の俗說を信ぜず。奴婢等が穢を忌ずして、其事をなさしむるに、其造る物快く成就せず。必穢の驗あり。何の理と云事悟り難し。是を以て諸事を推すに、穢をば必忌べき事也。神事に穢を忌事尤なり。と云り。按ずるに、染物にはふるくいめり。顯昭の散木集注に、懷胎の女をば、目きたなしといひて、染色を見せぬ也。見れば色のかへる也。とあり。もろこしにても、晉の葛洪が抱朴子金丹篇云。今之醫家每レ合二好藥好膏一。皆不レ欲レ令二雞犬小兒婦人見一レ之。若被二諸物犯一レ之。用便無レ驗。又染彩者惡二惡目者見一レ之。皆失二美色一。【割註】按に、孫思邈千金方の論服餌篇。及び風毒脚氣門膏篇。亦此說有て染彩の事なし。」又味噌醬油に類したるは、後魏の賈思勰が齊民要術作醬法門云。術曰。若爲二姙娠婦人一壞レ醬者。取二白葉棘子一。著二甕中一則還レ好。とあり。又すべて穢を忌事は、殷の段成式が酉陽雜俎廣知篇云。金曾經在二丘塚一。及爲二釵釧溲器一。陶隱居謂二之辱金一。不レ可二合練一。宋の樂史が太平寰宇記卷百五云。池州貴池縣。孝娥廟。在二縣西北四十里一。吳大帝時。孝娥父爲二鐵冶官一。遇レ穢鐵不レ流。女憂二父

刑ニ遂投ニ爐中ー。鐵乃湧溢流注入レ江。娥所レ躡履。浮出ニ于爐ー。時人號曰ニ聖姑ー。遂立レ廟焉。麗元英が文昌雜錄卷二云。昔有ニ相印經ー。陳長文。韋仲將。許允。皆傳ニ授此法ー。允初拜ニ鎭北將軍ー。以ニ印不レ善。使ニ更刻レ之。如レ此者三。允曰。印雖ニ始成ー。而已被レ辱。問ニ送レ印者ー。果懷レ之而墜ニ於厠ー。【割註】按に、此事もと、魏志夏侯尙傳の注に、魏略を引ていへり。」明の方以智が物理小識云。鑄レ劍鑄レ鐘。合ニ煉丹藥ー。皆忌ニ褂釵之厭ー。など見えたり。【割註】按に、武器避邪一條に引たる太平記、列異傳參考すべし。」

○酒箒廿九

篠の葉、杉葉を、酒はやしといふと、季吟法印の山之井にあり。ふるくは酒帚といへり。奇異雜談集、【割註】客僧、女に成し事の條」に、二僧同道して、他所にゆく。路次の小家に酒箒あり。二人よりて濁醪をのむ。」と見えたり。箒を出せるは、下學集に、掃愁帚酒異名也。とあるに據たるにや。唐土の酒店にても、帚を出せるは、宋の洪邁が容齋續筆に、今都城與ニ郡縣ー。酒務及凡鬻レ酒之肆。皆揭ニ大帘於外ー。以ニ青白布數幅ニ爲レ之。微者隨ニ其高卑小大ー。村店或挂ニ瓶瓢ー。標ニ箒稈ー。樓鑰が北行日錄に、十二月十六日丁酉。【割註】按に乾道五年なり。」宿ニ臨洺鎭ー。道傍數處。賣レ酒。皆掘レ地深濶可ニ三四尺ー。累ニ塊上風ー以禦レ寒。一瓶貯レ酒。若箒爲レ望。石炭數塊。以備ニ暖盪ー。水滸傳【割註】魯智深大鬧五臺山條」に、市稍盡頭一家挑ニ出箇草帚兒ー來。智深走到ニ那里ニ看時。却是箇傍村小酒店。また見ニ籬笆中ー。挑ニ著一箇草箒兒ー。在ニ露天裏ー。淸嘉錄に、吳歈云。冬釀名高十月白。請看柴帚挂レ當レ簷。一時佐酒論ニ風味ー。不レ愛ニ團臍ー只愛レ尖。など見えたり。酒の異名を掃愁箒といへるは、東坡集の洞庭春色詩に、應レ呼ニ釣レ詩鈎ー。亦號ニ掃レ愁帚ー。集注に、李後主中酒詩。莫レ言ニ滋味惡ー。一箒掃ニ閑愁ー。とあるを出處とすべし。

○燕巢三十

三國塵滴問答云、民間ノ占ニ、紫燕來巢ハ、主ノ家富ヲ益ト云ヘリ。溫故要略云、燕巢ツクルハ家ノ嘉瑞ト云傳事。抱朴子云。燕知ニ戊己ー者。其日巢ヲツクリソムルニヤ。又事林廣記畢、燕巢邊書ニ戊字ー

即燕不も来。」などいへり。されども嘉瑞の謂なし。按ずるに、異天志巻八に、陶隠居曰、燕有二二種一。紫胸軽小者是越燕。胸斑黒聲大者是胡燕。俗呼二胡燕一為二夏候一。其作レ窠喜レ長。人言有下容二一疋絹一者上令二家富一。珍珠船巻一に、俗傳。燕巣二人家一。巣戸内向。及長過レ尺者吉祥也。集賢張公。毎歳燕巣二正寝一。其長可レ容二疋練一。戸悉内向。數年遂登庸焉。【頭註】按淵鑑類函引瑣碎録文同二珍珠船一。湧幢小品二十三に、繁昌縣治。舊俯二大江一。後有二縹緲臺一。形勝極佳。天順初。縣内徙二其址一。為二豪人一所レ占。後尋歸レ官。又有二倭者一。萬暦四十年贖出。建二同仁書院一。凡有二名士出一。則院中結二一燕巣一。古今類纂九十八に、燕來巣主家興旺。諺云。燕窠長主二吉昌一。通俗編巻卅八俚語對句に、鵓鴿只揀二旺處一。燕子不レ入二愁門一、とあり。

○鷺足卅一

運歩色葉集に、鷺足小兒所レ乘之物。とあるは、今も遠江、駿河、常陸、上野、豊後にて鷺足といひ、【割註】薩摩にてさんぎしといふは鷺足の訛りなり。」相模、美濃、下野、陸奥、加賀、周防にて高足ととなへて、竹二本に足踏かくべき木を横に結つけて、小兒の戯れに乘物なり。【割註】京江戸大阪にては。たけ馬といふ。他國にもさいふ所あり。肥前にて高馬といふ。たけ馬は高馬の訛り歟。」此物ふるくよりあり。保元物語【割註】為義の罪名定むる所」に、長徳ノ比、花山法皇も紅ノ袴ヲツギノベサセテ奉リ、高アシニヌサレ、築垣ニ御腰ヲ懸サセ給ヒ、ヨナヨナ御遊事アリシヲ。とあり。半井本保元物語云、花山法皇、化モノ、マネシテ道ヲ行給。前足ト云物ヲ召、築垣ニ御尻ヲ懸テ、紅ノ袴ヲ續集。土ニサガル程ナルニ云々。【割註】按に、是はサキ足とありけんを、誤て前足と寫しゝならん。」朝野群載に載する洛陽田楽記云、高足一足云々。古事談云、永長元年、大田楽事云、一足顯雅、懸鼓經忠、高足宗輔、教訓抄云、庶人三臺、此楽、相撲節ニ、アラヽギト云事ノアリケレドモ、近來は舞絶了、古記云、舞出レ自二楽屋一時、其長甚短。漸進二臺上一時、其長隨長。承明門懸レ尻。舞了入時如レ本漸減。幼主之時、被二停止一了。子細者見二一條院御記一。其舞名二阿良々木一。女房躰云々。【割註】按に、高きを塔に見なしてあらゝきといへる歟。太神宮儀式帳

忌定に、塔乎阿良々支止云。」續古事談云、一條院御時、相撲ノヌキデノ日、アラ、木舞ト云舞御覧ジケリ。是ハ藥師寺風俗トゾ。女姿ニテハジメハ人ノタケ程ニテ、ヤウ〳〵高クナリテ、一丈ニ及ケリ。【割註】按に、此二條も亦高足なるべし。」古寫本庭訓往來注云、田樂入道中樂也。至二神前一蹈二高足一。是樂田畠豐饒之祈禱也。季瓊日錄云、文正元年閏二月十七日、德阿語。昔南都御社參九月二十七日。春日祭之時著二高脚一。上二南大門石階一。彼人皆以爲レ奇云。さて後世には一足をも、高足また鷺足といへり。足本醒睡笑云。豆腐を串にさして焙るを、など田樂とはいふ。されば田樂の姿。下には白袴を著。其上に色あるものを打かけ、鷺足にのり躍る姿、豆腐の白きに味噌をぬりたてたるは、彼舞體に似たる故、田樂といふにや。夢庵の歌に、「たかあしをふみそこなへるめんぼくをはひにまぶせる冬の田樂。【割註】日次紀事九月篇、凡切二豆腐一以二竹串一貫レ之。傅二味噌一燒而食レ之。是謂二田樂一。其形似三田樂法師乘二鷺脚一。故云爾。元出レ自二南都興福東大二箇寺之僧語一。鷺脚杖壹本。其本末横レ械、以二兩手一持二杖頭械一。兩脚蹈二杖末械上一而行。其狀似二鷺脚之行一故。」按ずるに、雙木脛に屬する技、漢土にふるくよりあり。列子說符篇云。宋有二蘭子者一。以レ技干二宋元一。宋元召而使レ見二其技一。以二雙枝一長倍二其身一。屬二其脛一。並趨並馳弄二七劍一。迭而躍レ之。五劍常在二空中一。元君大驚。立賜二金帛一。列子口義云。雙枝屬二於脛一。今人所レ爲接レ脚之戲是也。雙枝者雙木也。隋書音樂志云。舊三朝【割註】按に宋齊梁なり。」設二長橋伎一。【割註】通典百四十六に長橋伎と有。」升菴外集器用門云。趫戲【割註】按に、此二字。亦雅俗稽言。通雅等にあり。」【割註】躧蹻按に、此二字、また八紘荒史にあり。」趫起囂切。緣レ木行戲。列子所レ謂。雙木續レ足之戲也。蹻。橇。蹻同。漢高紀。可二蹻足待一也。如淳曰。蹻音。如二今作レ樂蹻行之蹻一。按蹻行以二雙枝一長倍二其身一。並趨並馳是也。俗曰レ躧。事物紺珠百戲類云。百尺趫音十獻獨蹻緣木走。因樹屋書影云。列子云々。按雙枝屬レ足。即今端高趫【割註】按に此三漢亦通雅にあり。」之戲也。高蹻之戲。習二于著一履。寸寸而上。長倍レ身矣。亦能弄二刀劍等一。品字箋丁集云。俗戲以二二木一附二於足股一而行。謂二之躧高橇一。揚州畫舫錄云。置二丈許木于足下一可二以超乘一。謂二之躧高蹻一【割註】通考雜字、

清嘉錄等に、踏高蹻あり。」漢口叢談云。楚俗。以レ木繫レ足履レ地行舞。作レ戲。名曰二高蹺一。などあり。こゝの鷺足に似たり。

○燕戲卅二

事物異名錄玩戲部云。列子有下以二燕戲一干二元君一者上。按燕戲。卽所レ謂雙枝屬レ蹬之戲。今謂二之高蹺一。【割註】按に、小知錄に、卽所謂の三字及び之戲の之字なし。」また李調元童山詩集二十八弄譜百詠云。燕戲多從二大禮一陳。雙枝續レ脛走如レ神。莫レ嗔此輩頻邀レ賞。先得從來捷レ足人。自注に、高蹺卽燕戲。とあるは題なり。按ずるに、右の三書は、列子を讀ことの委しからざるなり。上に引たる列子の立賜二金帛一の下に云、又有下蘭子又能二燕戲一者上。【割註】張湛注に、如二今之絕倒投レ狭者一。」聞レ之。復以干二元君一。元君大怒曰。昔有二異技一干二寡人一者。【割註】注に、謂先僑人。」技无レ庸。適値二寡人有二歡心一。故賜二金帛一。彼必聞レ此而進。復望二吾賞一。拘而擬レ戮レ之。【頭註】按列子張注本、佚二擬字一今從二盧重元一林希逸一本補之。」経レ月乃放。【割註】注に、此技同而時異則功賞不レ可二預要一也。」と。此注に技同云々。とあるより誤れるなり。注の意は、僑人も、燕戲も、同じく技藝なり。といふことなり。同じわざの技なり。といふことにはあらず。されば燕戲の張注に、如二今之絕倒投レ狭者一。とあり。前の以二雙木一屬二其脛一。と異なる事論なし。林氏口義に、燕戲者。燕飮之間。雜弄之技也。と此解非なりといへども、僑人の技と異なるをいへり。考ふるに、文選、張平子西京賦に、衝レ狭燕濯。胸突二銛鋒一。注に、薛綜曰。卷二葦席一。以レ矛插二其中一。伎兒以レ身投從レ中過。燕濯以二盤水一。置レ前坐二其後一。踊レ身張レ手跳前。以レ足偶レ節踰レ水。復却坐如二燕之浴一也。張銑曰。狭以レ草爲レ環。插二刀四邊一。伎人躍入二其中一。胸突二刀上一。如二燕之飛濯一レ水也。これ燕戲にて、張注の絕倒投レ狭の伎なり。平津館本抱朴子辨問篇に、踰レ鋒投レ狭と有も、また此技なり。

附識す。皇朝刻本の列子張注、先僑人の上方に校者の批語に、僑人疑技人、とあるは、僑は技の誤ならんの意。道藏及び湖海樓本列子釋文に、僑人音喬。寄也。とあるは、蘭子の張注に、凡人物不

レ知ニ生出ニ者。【頭註】原本作ニ不知生出主一。今從ニ群書補ー改正。」謂ニ之蘭ー也。とあるに據て、僑寓の僑と解せるなり。皆非なり。說文に僑高也の義にて、雙枝歷に屬する技人を、僑人といふ也。其證は、山海經海外西經に、長股之國。一曰ニ長脚一。郭璞注に、或曰有ニ喬國一。今伎家喬人。蓋象ニ此身一と見えたる是なり。さて喬と僑は通ずる字なり。春秋三傳異文釋に、左氏傳。文十一年傳。獲ニ長狄僑如一。魯世家作ニ喬如一。釋文云。僑本作レ喬。成二年經。叔孫僑如。漢書五行志。作レ喬。襄廿二年傳。公孫僑。呂覽下賢注作レ喬。隷釋。元賓碑同。後漢陳寵傳美ニ鄭喬之仁政一。案釋詁曰。喬高也。說文云。僑高也。喬高而曲也。漢劉向傳。張子僑。師古注或作レ喬。列仙傳王子喬。漢樊敏碑作レ僑。二字同音古通。【割註】此書、別可齋叢書中に收たり。」通典百四十五に、晉武太元中。瑯琊王軻家。有レ鬼。歌ニ子夜一。殷允爲ニ章郡一。僑人庾僧虔家。亦有レ鬼歌ニ子夜一。殷允爲ニ章郡一。亦是太元中。【頭註】兩家鬼歌ニ子夜一說原並出ニ異苑卷六一。而晉武作ニ晉孝武一。王軻作ニ王軻之一。不レ載ニ殷允爲章郡亦是太元中十字一。」通鑑晉紀十六に、僑人蓋腌。胡三省注に。寄寓者曰ニ僑人一、とあれども、皆雙枝歷に屬するの技人なるべし。又案ずるに、此二條皆晉の時の事なり。列子山海經の注者、張湛。郭璞も亦ともに晉人なり。然れば、當時此伎行れしならん。

○義茶亭卅三

閑田耕筆云、先年金龍道人、祇園林にて菴を結び、茶を施すよしにて、義茶亭と名づく。義字のことを尋けるに、唐山にて蜜湯を施すことを、義蜜湯といふとばかり答て、出所に及ばず云々。愼言云、義蜜湯の出處はしらず。もし義漿のひがおぼえにはあらずや。【割註】義漿の字、搜神記十一、太平御覽八百六十一、容齋隨筆六に出たり。」されども、かしこにも義茶亭あり。弘治八閩通誌七十四宮室誌に、延平府將樂縣。義茶亭。洪武十三年。道人張子儀建。先レ是里人王夢得。僞ニ造楮幣一。子儀密得ニ其狀一。白ニ于官一。夢得伏レ辜。詔賜ニ子儀白金二百五十兩一。幷籍ニ夢得家資一。悉畀レ之。子儀以ニ賜金一構レ亭。入ニ田二百六十畝一。俾ニ守者歲收ニ其租一。市レ茶以施ニ行旅一。と見えたり。また施茶亭ともいふべし。清の呂陽が薪篇

三集卷六に、滁州黃連照舖。施茶亭疏あり。僧戒顯の現果隨錄に、路口建レ亭施レ茶などあり。

○さし櫛卅四

大鏡云、一品宮（三條院皇女禎子）ののぼらせ給へりけるに、辨のめのと（禎子乳母）の御供に候が、さしぐしを左にさゝれたりければ、あこよなどくしはあしくさしたるぞとこそ、仰せられけれ。とあるは、櫛は右にさすべきものを、左にさしたるを、三條院の見とがめ給へるなり。まさすけ裝束抄云、たうにち（當日）は、さしぐしといふものを、右の物いみのかしらに、よこさまにさすなり。類聚雜要抄云、五節童女頭、物忌付事、二所ニ付レ之。左ハ耳ノ上程、右は頭後ニ寄天付之。其故ハ用ニ差櫛一時ハ、此物忌ノ上ニ横サマニ差也。などあるを見て知べし。もろこしにても、斜にさす事あり。漁隱叢話後集に、花蘂有ニ逸詩一云。羅衫玉帶最風流。斜挿ニ銀篦一漫理レ頭。また春渚紀聞に、秦少章詞に、斜挿ニ犀梳一雲半吐。と見えたり。桃花影二回に、美女卞非雲が形容をいへる語に、牙梳斜挿ニ雲窩一とあり。又明畫に、金梳を斜に挿たる圖あり。

○瘧卅五

今田舍人の瘧わづらふ時、餓鬼の所爲なりとて、俗にあつらへて、施餓鬼修行せさするに、その功德にておつる事ありとぞ。此餓鬼の說、むかしよりいひ傳へし事なるべし。古今著聞集變化篇に、五宮の御室、【割註】覺性法親王、鳥羽院第五子、」靜なるゆふべ、只いま御手水めして、たゞ一所おはしましけるに、御簾をかゝげて、長一尺七寸ばかりなる者の、足一ある顏すがたはさすが人のなりながら、かはほりのつらに似たる參りて、御前に候しけるを、あれは何ものゝやうたいぞと仰られければ、おのれは餓鬼にて候なり。水にうゑたる事堪がたく候。世間に人の煩ひ候。おこり心地と申候事は、おのれが致候ことに候。われと水を求候へば、いかにも得がたく候て、人につきて、それが欲候にうゑをやすめ候なり。然あるをもろもろの人、君に申候て、御手跡にても、御念珠にても、給はり候て、身にふれ候ものは、我にをかさるゝ事候はず。まして御加持など候なれば、あたりへだにもよらず候。是により候て、水のほしう

候事、堪忍ぶべくも候はず。たすけさせおはしませと申候へば、いとをしく思召て、誠に聞がごとくならば、不便なることなり。是より後こそ、其心をえめとて、御盥にみづから水を入させ給ひて給はせければ、うちうつぶきて、世にこゝろよげに、すは／＼とみなのみてけり。」とあり。此説もろこしにても亦いへる事なり。宋本太平御覽七百六十六、雜物部繩門に、述異記曰。武康徐氏。宋太元中。病レ瘧。連治不レ斷。有レ人告レ之曰。可丙作二數團飯一出二道路一呼二傷死人姓名一。云下爲レ我斷レ瘧今以二此團一與乙汝。擲レ之徑還。勿乙反顧甲也。病者如レ言。乃呼二晉故車騎將軍沈充一。須臾有二乘レ馬導從而至一。問汝爲二何人一。而敢名二官家一。因縛將去。學家尋覓經レ日。乃於二塚側叢棘下一得レ之。繩猶在。時瘧遂獲レ痊。元板千金翼方に、黃帝曰。瘧鬼十二時。願聞レ之。岐伯對曰。寅時發者。獄死鬼所爲。治レ之。以二瘧人一著二窑上一。灰火一周。不レ令二火滅一即差。」卯時發者。鞭死鬼所爲。治レ之。用二五白衣一。燒作レ灰三指撮。著二酒中一。無レ酒清水服レ之。」辰時發者。墮レ木死鬼所爲。治レ之。令三瘧人上二木高危處一。以二棘子一塞二木根間一。即差。」【頭註】從二外臺秘要引千金翼方一。棘下補二子字一。奇字改レ根。」巳時發者。燒死鬼所爲。治レ之。令二瘧人坐一。師以周匝然レ火即差。」午時發者。餓死鬼所爲。治レ之。令三瘧人持二脂火一。於二田中無レ人處一。以レ火燒レ脂令レ香。假拾レ薪去。即差。」未時發者。溺死鬼所爲。治レ之。令三瘧人臨レ發時。三渡二東流水一即差。」申時發者。自刺死鬼所爲。治レ之。令三瘧人欲レ發時。以レ刀刺二塚上一便得二姓字一。呪曰。若差レ我。與レ汝拔卻。即差。」酉時發者。奴婢死鬼所爲。治レ之。令二瘧人碓梢上捧上臥一。莫レ令三人道二姓字一。即差。」戌時發者。自絞死鬼所爲。治レ之。左索繩。繫二其手脚腰頭一。即差。」亥時發者。盜死鬼所爲。治レ之。以二刀子一口箭一隻灰一周一。刀安二瘧人腹上一。其箭橫著二底下一即差。」子時發者。寡婦死鬼所爲。治レ之。令二瘧人脫レ衣。東廂牀上臥一。左手持レ刀。右手持レ杖。打令二聲不レ絕。瓦盆盛レ水著二路邊一。即差。」丑時發者。斬死鬼所爲。治レ之。令下刀人當二戸前一臥上。頭東向血流二頭下一。即差。【頭註】按に、醫心方十四に、范汪方を引て、鬼名及び治方異なり。」など見えたり。

孝養集云。浮世ノ捨ガタキ事、只夢幻ノ中ニ劍ヲ玉ニ取ルガ如シ。發心集云、田樂猿樂ナドノ中ニ、刀玉ト云テ危キワザスル者アリ。是ヲ見レバ、刀六ツヲ三人シテトル。ムネト上手ナル者ヲバ中ニタテテ、前ニ向ヘル者一人、ウシロノ方ニ一人、各刀三ツヲモチテ、前後ヨリ我劣ラジト早ク投カクルヲ、中ニテ前ヨリナグルヲ取テ、ウシロヘ投ヤリ、後ヨリナグルヲバ、前サマヘナゲヤル。スベテ六ノ刀ヲトカクサバキヤルサマ、凡夫ノシワザトモオボヘズ。人ヅテニキカバ信ズベクモアラヌ事ナリ。太平記云、貞和五年六月十一日、抖藪ノ沙門アリケルガ、四條橋ヲ度サントテ、新座本座ノ田樂合セ、老若ニ分テ能クラベヲゾセサセケル云々。一ノ簓ハ本座ノ阿古、亂拍子ハ新座ノ彦夜叉、刀玉は道一、アヤイ笠、中門口ノ鼓ヲ鳴ラシ云々。文安田樂能記云。刀玉ハ玉阿、今阿、兩人勤レ之。其役常之儀ハ壹人也。季瓊日錄云、寛正六年九月廿七日。今日春日社御祭禮、隨兵田樂一曲、一舞、中門口、刀玉、本座、新座、ヤブサメ三番射之。又云、文正元年閏二月十六日、有二田樂一、曰二德阿彌一、來而轉二刀玉一。其遊戲自在、轉レ物之妙、滿座人皆視レ之無レ不レ奇也。十七日、德阿來、重轉二刀玉一甚奇也。其妙手如レ流二彈丸一乎。類聚往來云。刀玉、鬠樣(サヽラ)、高脚、扇笠(アヤイ)、また和名抄雜藝類に、楊氏漢語抄云、弄槍和名保古斗利。とあるも此類にや。此戲前條に引る列子の、弄二七劍一迭而躍レ之。五劍常在二空中一の林氏口義に、今人亦有二此戲一。法苑珠林に、西域女戲五人。傳弄二三刀一加至レ十。溪蠻叢笑に、藝精者。擲二刀空中一接レ之。名二跳雞擭一。などあるも同じわざなるべし。また刀と玉とを弄たるは、續日本後紀云、承和四年七月丙戌。天皇御二後庭一。命二左近衛府一奏二音聲一。令レ弄二玉及刀子一。朝野群載、帥江納言の傀儡子記云。男則或口雙劍一弄二七丸一。僧周信が空華集云。柏庭歸レ京過二西宮一、觀二俗所レ謂劍珠者一。余以レ疾不レ能二同行一。作レ偈奉レ贈。袖裏摩尼一顆圓。靈光夜射九重天。若從二沙竭宮中一過。龍女神珠不レ直レ錢。此技も唐土にあり。北堂書鈔百十二に、劉梁七擧云。秦俳趙舞。奮レ袖低仰。跳レ丸躍レ劍。騰レ虛踏レ空。隋書音樂志に、舊三朝設レ樂。二十八。設二鈴伎一。二十九。設二跳劍伎一。白氏文集新樂府立部伎に、舞二雙劍一跳二七丸 など見えたり。

附識す。徐氏筆精に、走レ竿丸レ劍之戲。古已有レ之。至二宋齊一尤盛。何承天詩云、臠標多巧捷。丸劍亦入レ神。標竿也。丸劍能縮レ劍成レ丸。而復伸レ之也。今倭國有二軟刀一。亦丸劍之遺制。と有り。按ずるに、此說非なり。丸劍は丸と劍なり。文選張平子が西京賦に、跳二丸劍之揮霍一。注に、張銑曰。跳弄也。丸鈴也。揮霍鈴劍上下貌。と有にて明らかなり。正文に引たる北堂書抄以下も、丸劍二種の證なり。

○武字をとらと訓む卅七

掌中歷云、七十二候。大雪十一月節。武始交（トラハジメテツルム）。曆林問答集云、武始交。交猶レ合也。壒囊抄云、曆ノ注ニ、十一月ノ節ニ入テ、武始交ト書ケルヲバ、トラハジメテツルムトヨム。武ト云字ヲトラトヨム。是曆道ノ口傳ニテ、頗難レ讀事ニ申メリ。按ずるに、虎を武と書る事は、本草和名に、虎杖。一名武杖。注に、諱レ虎故也。【割註】和名抄に、虎杖一名武杖。」釋日本紀卷十五、及び隋書禮儀志の白武通は、白虎通なり。尚書顧命篇の虎臣を。漢書古今人表に、龍臣に作れり。注に、師古曰。尚書作二武臣一。【頭註】孫星衍校本漢舊儀皇后玉璽云々。虎紐注。〔太平御覽皇親部引虎紐作二武紐一。太平御覽九百五に、周處風土記を引て、犬則飛龍。虎子。とあるを、白氏六帖九十八に、飛龍犬。武子犬。文苑英華六百十二に、李舟爲二崔中丞一進二白鼠一表に、白武。白鼠。皆金行之祥也。且獸之大者。莫レ勇二於武一。獸之小者 莫レ怯二於鼠一。前志有レ之。曰。用レ之則如レ武。不レ用則如レ鼠。則武之與レ鼠。其類之極乎。【割註】按に、用之の二句、漢書東方朔傳に出て、二の如字ともに爲に作れり。」など見えたり。本草和名に、諱レ虎とあるは、唐朝の人、國諱を避たるをいへる也。其事を記したるは、野客叢書に、唐祖諱虎。凡言レ虎。率改爲レ武。如二武賁。武丘。武林之類一是也。と是士名の虎賁、地名の虎丘、虎林を改めたるをいへり。なほ呉地記、注釋柳宗元集、祖庭事苑、學林、中呉紀聞、雲谷雜紀、四朝聞見錄、方輿勝覽、齊東野語等にいへり。皆壒囊抄より前の書なり。後の書は擧るにたへず。皇朝にても彼土の書をうけて記し來れるなり。

附識す。別雅に、北史羊祉傳に、熊武斯裁。即雄武也。とあるは誤りにて、熊武は熊虎なり。柳宗元

が詩に、熊武負ニ崇牙一ヲ。憲宗詩ノ注釋に、唐諱ニ虎字一ヲ、以ニ武字一代。と見えたるに同じ。北史を作撰せし李延壽も、亦唐人なる故、虎字を避たる也。

梅園日記 巻第二

○蚯蚓不レ鳴

嗚呼矣草云、蚯蚓は鳴を以て、本草には鳴砌と云。續博物志には、歌女と云とかや。或人これをためし見しに、蚯蚓はなかず。螻蛄（ケラ）の鳴にぞ有けるとかや。然ども、千載是を蚯蚓鳴として、すまし來れば、今改めて益なし。然ども、螻蛄の鳴は一奇說故、こゝに記し、後の鑒定に備のみ。」按ずるに、螻蛄のなくは奇說に非ず。和名抄螻蛄の下に、能啼不レ能レ囀レ聲、云々。見ニ蔣魴切韻一。又宋の寇宗奭が本草衍義に、螻蛄。月令謂ニ之螻蟈一。鳴者是矣。其聲如ニ蚯蚓一。此乃是五伎。而無ニ一長一者。【頭註】螻蛄鳴說。亦出ニ淮南子高注。爾雅疏、埤雅、爾雅翼、本草綱目、大戴禮補注等）など出たり。又鳴ものは螻蛄にて、蚯蚓は鳴ずの說、唐土にてもふるくいへり。宋の樓鑰が攻媿集七十六に、跋ニ汪季路所藏畫帖一云。易晉卦之九四。晉如ニ鼫鼠一。從レ鼠石聲。陸德明釋文。音石。五技鼠也。引ニ本草一螻蛄一名鼫鼠。始深疑レ之。攷ニ許叔重說文解字一。注云。五技鼠也。能飛不レ能レ過レ屋。能緣不レ能レ窮レ木。能游不レ能レ度レ谷。能穴不レ能レ掩レ身。能走不レ能レ先レ人。是眞螻蛄也。荀子所レ謂梧鼠、【割註】按に、勸學篇。梧鼠に作れり。」五技而窮。楊倞所レ注。乃出ニ于叔重一。唐本又曰。六技鼠也。下又有レ云。能歌不レ能レ成レ曲。成レ曲。一作レ度レ曲。暑月雨後。土中有下聲若ニ長哦一者上。俗謂ニ蚯蚓唱一レ歌。余既得ニ六技之說一。嘗于ニ夏夜一傾聽久之。篝レ火發レ土。果螻蛄也。元の俞琰が席上腐談云、崔豹古今注云。蚯蚓一名ニ曲蟺一。善長ニ吟于地下一。江東人謂ニ之歌女一。繆矣。按ニ月令一螻蟈鳴。蚯蚓出。蓋與ニ螻蟈一同レ處。鳴者螻蟈。非ニ蚯蚓一也。吳人呼ニ螻蟈一爲ニ螻蛄一

故諺云。螻蟈叫得陽斷。曲蟬乃得二歇名一と見えたり。

○當梁年二

結毦錄云、百練抄ニ、梁年ノ字アリ。何ナルコト知レ難シ。某入道公、隋書ヲ閲シ玉フニ、梁年ハ酉年ナリト有ル由。或人云、東方蒼龍箕星、一名梁星ト云。本邦ノ故事ニ、歲酉ニアレバ、宮室ヲ營造セズトナリ。百練抄、後三條院延久元年己酉二月十日。依ㇾ當二梁年一。今年不ㇾ可ㇾ作二内裡一之由。被ㇾ定ㇾ之。諸道勘申。」後深草院建長元年己酉三月十九日辛卯。當二梁年一。内裡造營可ㇾ被ㇾ問二諸道一云々。八月壬寅。諸道勘申。當二梁年一事。造内裏事定也。諸卿參被ㇾ行ㇾ之。按ずるに、正史の隋書中に、梁年は酉なるよしをいはず。隋の書といふことにや。隋人蕭吉が五行大義に、右白虎。大梁之文とあり。右白虎は西方にて酉なり。但百練抄の文を、梁年に當るとよみしは非也。當梁ノ年とよむべし。さて當梁年は、なべての酉にはあらず。己酉也。【割註】百練抄なるもみな己酉なり。」又己酉のみにもあらず。戊子、己卯、戊午も當梁なり。其事は、日法雜書云。犯ㇾ土造作凶年。戊子己卯戊午己酉。名二當梁一。【割註】餘子午卯酉無ㇾ忌」凡天地梁柱及當梁年。忌二正堂正寢上ㇾ梁竪ㇾ柱。餘屋舍無ㇾ忌。出二新撰陰陽書一とあるにて明らか也。又按に、唐の封演が聞見記に、俗禁二子午卯酉一。謂二之當梁一。嫁者云。婦姑不二相見一。按起居部呂才。奉二太宗詔一定二官陰陽書五十卷一。並無二此事一。今亦除ㇾ之。【頭註】唐會要八十三云、建中元年十一月十六日勅云、今時俗以二子卯午酉年一謂二之當梁一。其年娶婦舅姑不二相見一。蓋禮無ㇾ所ㇾ據亦□禁斷。」とあり。此說によれば、すべての子午卯酉を、當梁となへて、婚姻に忌來りしかども、呂才が陰陽書には除きしを、後に王粲が新撰陰陽書には、【割註】舊唐書經籍志に、陰陽書五十卷、呂才撰。新撰陰陽書三十卷。王粲撰。とあり。日本現在書目錄には、大唐陰陽書五十一卷、新撰陰陽書五十卷、呂才撰。とあり。」子午は戊にあたる歲、卯酉は己にあたる歲をば、なほ當梁といひて、正堂正寢の上ㇾ梁竪ㇾ柱を忌しなり。又元史塔本傳の附載に、鎖咬兒哈迷失傳に、至治元年春。起二大刹于壽安山一。上ㇾ章極諫。以爲東作方始。而興二大役一。以耗ㇾ財病ㇾ民。

非レ所ニ以祈一レ福也。月歳在ニ辛酉一。不レ宜ニ興築一。と見えて、辛酉を忌たるは、所據ある事なるべし。

附識す。初學記に、晉張華感婚賦。方今歳在ニ己巳一。將レ次ニ四仲一。婚姻之者。競赴ニ良時一。餐麗之觀。相ニ繼於路一。嫁娶之會不レ乏ニ乎日一。乃作ニ感婚賦一曰。彼婚姻之俗忌。惡ニ當梁之在一レ斯。逼ニ來年日一レ至。迨ニ星紀未一レ移云々。と見えたるも。當梁といふ事、はやく晉の時ありし也。來年は庚午にて當梁なれば、今年のうちに婚姻するをいふならん。又舊唐書后妃傳に、憲宗懿安皇后郭氏。元和元年八月。冊爲ニ貴妃一。八年十二月。百寮拜表請下立ニ貴妃一爲中皇后上。上以ニ歳暮來年有ニ子午之忌一。且止とあり。按に、元和八年は癸巳なれば、來年は甲午なり。これも當梁の俗忌ならん。

○移徙忌ニ赤衣一三

今川大草紙云。移徙の時、祝言の初獻は、出仕の人人も、又役人以下も、赤き衣をきず。疊も白へり也。らつそく(蠟燭)盃等までも、白きを本とする也。宗五一冊云、わたましの時は、公私ともに、蠟燭は朱をかけず候。又衣裝も男女ともに白し。增鏡老の波の卷云、六條殿の長講堂も燒にしを作られて、其ころ御わたましし給ふ。【頭註】椿花傳祕書云、移徙の花の事云々、赤きもの松たてず候。」卯月のはじめつかた也。院のうへひさしの御車にて、上達部殿上人御隨身、えもいはずきよら也。女院の御車に、姫宮もたてまつる。出車あまた、皆白きあはせの五ぎぬ、こき袴同じひとへにて、三日過てぞ、色々の衣ども、藤つゝじなでしこなど、きかへられける。など見えたり。然るに、世俗淺深祕抄云。移徙夜、女房用ニ紅袴打衣等一不レ憚レ之。而中古以來憚レ之。知足院入道、鳥羽院御堂御所御渡夜、調進御裝束、並女房裝束、皆不レ憚ニ赤色一。然而近代不レ用レ之。古今之作法異也。可レ依ニ時儀一事也。とあれば、ふるくは忌ざりし也、されば落窪物語に、人のいとよき所えさせたるを、この十九日にわたらん、人々のさうぞくし給へ、こともすり(修理)せさせん。とくわたりなん。いそぎ給へとて、くれなゐのきぬ(絹)、あかねそめくさ(茜染草)ども、いだし給へれば云々。此物語つくりし頃も、家うつりに、いまだ赤色をいまざりしなり。

○移徙粥四

物類稱呼に、世俗わたましに、赤豆粥を煮て祝ふ事あり。一說に、是はもと、伊豆國風にて、三島明神の氏子、伊豆の豆と、三島の三を象りて、豆三粒入るより。今通じて世上の流例となるといへり。」とあり。按に、此說非なり。歲時本年中行事秘抄に、十節云、高辛氏之女。心性甚暴惡。正月十五日。巷中死。其靈爲二迷神一。【割註】按に、歲時本速神に作れり。今掌中歷に據て改む。」於二道路一憂二今過レ路人相逢。卽失レ神。人々令二盜火一。此人生好レ粥。【頭註】群書類從本年中行事秘抄速神作二惡神一。生作レ性。百作レ日。」故以レ此祭二其靈一無二咎害一。凡作レ屋。産レ子。移徙。百恠。則以レ粥灑二於四方一。災禍自消除矣。【割註】按に、公事根源抄亦此說あり。」とあり。

○齒五

我國の人、落たる齒をあつめて、高野山、或は黑谷などへ納るものあり。もろこしにも、萬曆普陀山志に載たる。聊城人傅光宅が普陀山大士塔下。藏二零牙一志に、嘉靖初年。有二南峰和尙一過二山東之靈巖寺一。遺二一齒一。請レ僧轉レ咒。藏二之塔下一。作二零牙記一。詞意精妙。大啓二後學一。余茲來二南海一。留三日。去而爲二風濤一所レ阻。復返二山中一。是日大病。夜深方愈。次日。忽蟲食二殘牙一自落。余因法二南峯和尙之旨一。且答二大士攝受之恩一。亦請レ僧轉レ咒。埋二於塔下一。中略、此牙得レ藏二寶地一依二大士慈光一。則我身心全體。在二光中一也云々。また小兒のぬけ齒、上齒は地上に捨、下齒は屋根に上る。是もろこしの人の說也。養生類纂に、小兒退齒。上齶者置二床下一。下齶者拋二屋上一。云レ使二齒速生一。注に、瑣碎錄とあり。【割註】按に、博聞類纂。亦此說あり。」又齒の痛に咒して、紙一枚を疊みて、柱にあて、釘にて打つくる事。事林廣記に出たり。

○あさり六

癸亥隨筆云、俗間に小石をさゞりといふ。歌にさゞれとよむと同言なるべし。さゞれも、さりも、さらさらしやり〳〵といふ音を形容したる也。十訓抄に、三井寺の覺讃僧正。年高くなりて、有識【頭註】簾中抄云、

己講内供阿闍梨を有職といふ。」をゆりざりけるが、熊野に詣て、山川のあさりとならでしづみなばふかきうらみの名をや殘さん、〔割註〕按するに、著聞集に亦此事を載て、山川のあさりとならでよどみなばながれもやらぬものやおもはん。」とあり。ざりといふもふるきこと也。」按ずるに、あさりは、ざりにあらず。水の淺きをいへり。覺讃の歌も、それにてよく聞ゆる也。其證は、發心集〔割註〕武州入間河洪水の事の條」に、いづちともなくをよぎゆけば、白波の中にいさゝか黑みたる處の見ゆるを、もし地かと、からうじて、をよぎつきて見れば、流れ殘りたる、蘆の末葉なりけり。かばかりのあさりもなかりつ。こゝにてしばし力やすめん。と思ふあひだに、したい（支體）に悉くまとひつくを、驚きてさぐれば、皆大くちなは也。水に流れ行くちなはどもの、此蘆に流れかゝりて、次第にくさりつらなりつゝ、いくらともなくわだかまりゐたりけるが、物のさはるを悦びて、まきつくなりけり。むくつけく、けうとき事、たとへんかたなし。空は墨をぬりたらんやうにて、星一つも見へず。地はさながら白波にて、いさゝかのあさりだになし。」とあるにてしるべし。

〇夏雨金七

五六月ひでりの頃、（云大だニ夕立ヲカヌ）たまたま雨ふれば、農民はかねのふる也。とよろこぶ。誹諧玉海集に、宗珠が、雨乞とゆふだちはこがねかたな哉。とよめるは是なり。もろこしにも、趙崇森が久旱喜ㇾ雨詩に、五月炎歊化作ㇾ霖。分明滴滴是黃金。後村千家詩、曾幾が六月十四日、大雨連朝詩に、黃金北斗高。何似六月雨。茶山集、など作りたるも似たることとなり。楊萬里が雨後田間雜紀詩に、稻田滴水價千金。誠齋集三十四、高汝礪が雨後詩に、時雨兩三日。田家家萬金。有ㇾ年天子慶。憂ㇾ國老臣心。中州集、などあるも、夏の雨の作なるべし。

〇夏雨分二馬脊一八

學海餘滴卷十に、續博物志〔頭註〕續博物志說原出二于埤雅一」云、俗以二五月雨一爲二分龍雨一。一日二隔轍雨一。

本邦諺曰。夏雨分二馬脊一。既隔二車轍一。則其理必應レ分二馬脊一也。とあり。【割註】按に、南畝莠言亦此說あり。」按ずるに、田家五行拾遺に、夏雨分二牛脊一。【割註】七修類藁に、自然一對。夏雨分二牛脊一。秋風貫二驢耳一。」とあり。牛を午と讀あやまれる人の、いひそめたるにはあらずや。其ひとつふたつをいはん。牛を午と誤りたるは、古寫本世俗諺文三葉に、九牛之一毛を九午と誤り、續日本紀、大伴宿禰牛養を、印本八卷十四葉に午養と誤り。空也上人誄詞傳中卷十四葉に、牛頭天王を午頭と誤り。兒戲笑談四卷十四葉に、牛角を午角と誤り、板橋雜記の牛頭阿旁を、和坂上冊廿五葉には午頭と誤れり。又午を牛と誤りたるは、唐の張鷟が龍筋鳳髓判門下省篇に、給事中楊珍奏狀。錯以二崔午一爲二崔牛一。斷笞四十。徵二銅四斤一。不レ伏の題あり。宋本太平御覽二十一卷に、孝經說曰。斗指レ午爲レ夏を、明板に指牛と誤り、著聞集の午刻を印本廿卷一葉に、牛刻と誤り、山陰雜錄上卷二葉に、午時を牛時と誤り、年中風俗考四十五葉、行餘隨筆上卷卅一葉、並に端午を端牛と誤れり。また午を牛と讀誤りたるは、學海餘滴卷八に、遯齋閑覽云。李安義者。謁二富人鄭生一。辭以レ出。安義於二門上一。大書二牛字一而去。或問二其故一。答曰。牛不レ出レ頭耳。此亦昔人題鳳意已上。今謂門書二牛字一。直是呵言不レ如二鳳字之隱微一也。」といへり。【頭註】按蒙求云。呂安題鳳注引二世說一。又按ずるに、遯齋閑覽は、說郛中に收たれども、節略本にて此事を載ず。事文類聚別集に、遯齋閑覽の此文を引て、大二書午字一と見えたり。餘滴の牛字は誤なり。鄭生が頭を出さゞるを嘲りて牛なりとて、午字を書たる也。これ牛字の頭を出さゞれば、午字となればなり。牛字を書んには其故を問ものあらんや。【割註】牛とは村人なりと嘲りたる也。夷堅三志に、牛者詬二罵農叱一之稱也。事林廣記綺語門に、村人牛子とあり。」

附識す。續黔驢編云、俗牛蒡ヲゴバウト呼ビ、牛頭天王亦ゴヅト呼ブ。是牛午の字似タルヨリ、混ジテ音ヲ誤ルノミ。平東海維章なるべし識語云、我國中世ヨリ文字ニ疎キ故、讀誤ルコト多シ。牛午字似タル故、牛頭ヲゴヅトヨミ。牽牛花ヲケンゴ花トヨムハ、悔シキコトナリ。」按ずるに、一牛の呉音ゴなり。誤には非ざる也。

○杉湯九

續詞花集雜上云、大齋院御あしなやませ給を、すぎの湯にてゆでさせ給べきよし申ければ、ゆでさせ給へど、しるしも見えざりければ、齋院宰相、「あしひきのやまひもやまず見ゆる哉しるしの杉とたれかいひけん。かへし、齋院、「しるしありとすぎにしかたはきくものをわがこのみわのやまぬなるべし。按ずるに、證類本草に、唐本注云。杉材木水煮汁。浸二捋脚氣一。また本草圖經曰、杉材。醫師取二其節一煮レ汁。浸二捋脚氣一殊效。唐柳柳州。纂救三死方云。元和十二年二月。得二脚氣一。夜半痞絶。脇有レ塊大如レ石。且レ死。困塞不レ知レ人三日。家人號哭。滎陽鄭洵美。傳二杉木湯一。服半食頃。大下三次。氣通塊散。杉木節一大升。橘葉切一大升。北地無レ葉。可二以レ皮代一レ之。大腹檳榔七枚。合レ子碎レ之。童子小便三大升。共煮取二一大升半一。分二兩服一。若一服得二快利一。即停二後服一。【割註】按に、本事方にも、亦柳氏方を載たり。」本草衍義に、杉作レ屑。煮汁浸二洗脚氣腫滿一。とあり。また續門葉集雜上云大藏卿隆博。藥湯のために、杉の葉をこひ侍りける。返事にそへ侍りける。法印公紹、「君がとふしるしとも又なりにけり杉のみたてる秋の山本。又按ずるに、藥湯のためにとあれば、これも脚氣ゆでん料にや。梶原性全の頓醫抄三卷脚氣部云、凡脚氣ノ人ハ、家ニモチフルトコロノ桶杓ナラビニ、板ジキマデモ杉ノ木ヲ用フ。又杉ノ葉、杉ノ木、常ニ煎ジテ足ヲユデ、並腫タラン處ヲユデヨ、キハメテシルシアリ。濟生方ニハユヅルコトヲイマシメタレトモ、ユデ、愈タルシルシオホクミエタリ。とあり。【頭註】濟生方脚氣論曰用二湯淋一洗者醫之大禁。」杉木の桶の事は、續博物志に、脚弱病、用二杉木一爲レ桶濯レ足。といへり。

○夢魘十

俗に胸に手をおきて寢、又梁の下に寢ぬれば、おそはるといふは、久しきならはし也。源氏物語御幸卷に、夢にとみしたる心ちして侍てなん。むねに手を置たるやうに侍と申給ふ。湖月抄に、おびゆる心なりとあり。又誹諧紅梅千句に、「胸にある手をのけてのび

する。とつけたり。夕俗に左右の手の拇指を屈して、四の指にておさへて寝ぬれば、おそはるゝ事なしといふは、病源候論二十三云、卒魘者。屈也。謂ニ夢裏爲ニ鬼邪之所ニ魘屈ー也。養生方導引法云。拘ニ魂門ー。制ニ魄戸ー。名曰ニ握固ー。法屈ニ大拇指ー。著ニ四小指内ー。抱レ之積習不レ止。眠時亦不ニ復開ー。令ニ人不ニ魘魅ー。【割註】聖濟總錄百九十六に、禁ニ夢魘ー法と題して、此法を載たり。」とあり。又梁の下に寢る事は、文海披沙云、今人寢忌ニ壓レ梁及當レ戸。曰。恐能令ニ人魘不ー寤ー。淮南子曰。枕ニ戸撈ニ而臥者。鬼神蹠ニ其首ー。則知俗忌久矣。【頭註】淮南子氾訓撈作レ橛。」千金方道林養生云。臥勿レ當ニ舍脊下ー。また朱子語類鬼神門云。雨。風。露。雷。日。月。晝。夜。此鬼神迹也。此是白日公平。正直之鬼神。若所謂有レ嘯ニ于梁ー觸ニ于胸ー。此則不正邪暗。或有或無。或去或來。或聚或散者。とあり。梁と胸とを、いへるを見れば、上の事をいふに似たり。

○良暹歌十一

ねざめのすさびに、續江戸砂子に、後拾遺、「山里のかひもあるかなほとゝぎすことしもまたで初音聞つる。是は良暹法師の歌也。山城大原の里、勝林寺の中に、良暹の舊坊有。障子に書つくる所の良暹の筆、今にきえずと云。考るに、後拾遺集に、良暹の郭公の歌見えず。たゞし春の下に、三月つごもりに、郭公のなくを聞てよみ侍ける。中納言定頼、「ほとゝぎす思ひもかけぬはるなけばことしもまたで初音聞つる。と有。今の良暹の歌と、下句またく同じ。【割註】按に、またく同じからず。定頼卿の歌はことしはまたでとあり。」されば、良暹が歌にさる歌ありもすべし。後拾遺集にありといへるはひがこと也。」とあり。按ずるに、袋草紙云、人々大原ナル所ニ遊行ニ、各騎馬、而俊頼朝臣俄ニ下馬ス。人々驚問レ之。答云、此處ハ良暹ガ舊居也。イカデカ不ニ下馬ー哉。人々感歎シテ皆下馬ス。件ノ良暹ガ房于レ今存云。或僧語云、障子良暹カ所ニ書付ニ之歌未レ消。山サトノカヒモアルカナホトヽギスコトシモマタデハツネキヽツル。在ニ後拾遺集ー。定頼歌ニ末同歟。何レカ先ニ詠哉。」とある。續江戸砂子の撰者は、此說を書る也。さて是は袋草紙に、點つけし者の誤なり、今點を改めて、此歌、在ニ後拾遺ー定頼卿歌ニ、末同歟、

とよめば、語意明らか也。

○兼盛歌十二

ねさめのすさびに、拾遺集秋部に、貫之、「あふ坂の關のしみづにかげみえて今やひくらむもち月の駒。考るに、此歌は、萬葉集、「かはづなく神なび川に影見えて今や咲らむ山吹の花。といふをおもひてよめるなるべし。兼盛が衣うつべき時やきぬらん。とよめる歌を、時文が難ぜし時、貫之が歌をもてこたへたるは、萬葉集をばわすれたるにや。」といへり。按ずるに、是は十訓抄を讀ての説なるべし。彼抄云、天暦御時、月次の御屏風の歌に、擣衣の所に、兼盛詠云、秋深み雲井の雁の聲す也衣うつべき時や來ぬらん。紀時文、件の色紙形をかく時、筆をおさへていはく、衣うつを見て、うつべき時や來ぬらんと詠ずるはいかん。兼盛に尋らるゝに申云、貫之。延喜御時の御屏風に、駒迎の所に、「逢坂の關の清水に影見えて今やひくらむ望月の駒。と詠ずる其難ありや、いかに、時文口を閉づ。しかも時文は、貫之が子にて、かく難じたりける、いよ〱あさかりけり。」とあり。時文、兼盛が御屏風の繪の歌を難じける故に、貫之が御屏風の繪の歌をもてこたへし也。もし萬葉の歌をもてこたへんに、時文いかで閉口すべき。又按ずるに、十訓抄印本には、右に引てかこみをつけたる。貫之云々の十六字脱たれば、今古寫本にて補ふ。五老古本を見たらんには、此説はいふまじき也。ただし古本を見ずとも、此事は、袋草紙、顯昭拾遺抄注、著聞集等に載て、皆古本のおもむきなり。ことに著聞集は、此人のあらはしゝ雅言集覽に、往々引用たるに、これにこゝろつかざりしは、いぶかしくこそ。

○視レ月占二水旱一十三

誹諧紅梅千句に、「ひでりうらなふ初秋の頃。「三日月のなりことの外かたぶきて。と長頭丸つけたり。按ずるに、江隣幾雜志に、劉師顏視レ月占二水旱一。問レ之云。諺有レ之、月如二懸弓一。少レ雨多レ風。月如二仰瓦一。不レ求自下。七修類藁天地類に、俗云。月而仰。水漸長。月面偃。水無レ滴、蓋月。行二陽道一則旱。行二

陰道一則潦、月借レ日爲レ光。月生時如二仰瓦一。是行二陰道一矣。如二弓絃尺様一。是行二陽道一矣。故知二旱潦一者以レ此。留青日札に、月初生行レ南爲二陽道一。則無レ雨。行レ北爲二陰道一。則有レ雨。仰瓦則北。彎弓則南。驗無爽。

○押字義十四

秉穗錄云、俗に招かざるに赴くを、おして行といふ。鶴林玉露に、楊誠齋善レ謔。嘗謂二好レ色者一曰。閻羅王未二嘗相喚一。乃自求二押到一何也。と押字の義似たるやうなり。」按ずるに、此押字は警固して行意なり。人のすべき事を自らするといへる也。靈應錄に、有二漁者一死。信宿而活。云。被二人追一往二一處一。見二先舅氏在二其間一。似レ爲二世之曹吏一。曰追者誤矣。呼二追者一曰。速押二斯人一回去。夷堅支志に、劉四暴卒。爲二兩吏一領。至二幽冥中一。入二閻王殿庭下一云々。王命レ吏押二回劉一。夷堅三志に、俞一郎者。被レ病困危。爲二二鬼一挾。出行及二一門樓一。問爲二何所一。曰地府也。俄押往二殿下一。撿二生前所レ爲。耆舊續聞に、有二數獄卒一。押二其女一。などあるにて知べし。

○唐土俗語十五

唐土の俗語の書をよむは、無益なりといふ人あり。答て云、鴻儒碩學といへども、俗語をしらずして、誤れるものあり。無益ともいひがたからん歟。其證は異稱日本傳に、武備志を引て、日本考津要に、貿易用二金銀銅錢一。憑レ經紀レ名曰二乃隔依理(ナカイリ)一。と點す。これ經紀の俗語なるを知ざる也。憑二經紀一と改べし。經紀は此國にいふスアヒトリなり。乃隔依理は中入にて、賣人買人の間に入の謂なり。經紀の事は、品字箋に、世俗以二牙行一爲二經紀一。とあり。牙行は即スアヒトリなり。知新錄に、今人謂レ主二貿易一爲二牙行一。とあるにて知べし。また講習餘筆に、唐李義山ガ雜纂ト云書アリ。其書ニ、必不レ來。客作二偷物去一。と點す。是も亦客作の俗語なるを知らざる也。客作偷レ物去と點すべし。能改齋漫錄云。客作兒者。傭夫也。肯綮錄云。今人指二傭工之人一。爲二客作一。三國時已有二此語一。焦光飢。則出爲レ人客作。飽食而已。長

洲縣志云。罵二傭工一曰二客作一。注云。漢書匡衡傳。乃與二客作一而不レ求レ價。【割註】また野客叢書。輟耕錄。堅瓠巳集。通俗編等に出たり。」などの類なり。

○はな吹秋十六

顯昭散木集注云、秋もつひにくれ、都の人もかへりぬれば、とゞめかねて、「なにかさもはなふく秋にかはりぬる冬はみゆきをもたぬものかは。はなふくとはけはふ心也。けはふ時ははなふくらかすなり。」按ずるに、此注此歌にかなへりとも見えず。よく考ふるに、今本の散木集注は傳寫せし人、こゝの歌を遺脫して、注のみを寫しゝを、後の人、散木集第三秋の部に載たる、右の歌に、はなふくの詞あるによりて、逸したる歌ならんとおもひて補へるなるべし。もしはなふく秋の詞につきて注すべくは、第三右の歌より廿首前に、修理大夫顯季の、六條の家にて、殘菊留レ秋といへる事をよめる、「をしまれてはなふく秋もうつろへる菊をばえこそ見すてざりけれ。」とあるをこそのすべきを、それをおきて、後の歌をあげたるにても、後の人のしわざなるをしるべし。此注にかなへるは、第八戀部に、「はねかづらあかものすそにくりためてはなふくいもをふれずはやまじ。」とある歌なるべし。さて花ふく秋とは、重陽に、菊酒飲に花を吹事あるをいへり。重陽過ても九月をば花ふく秋といひしなるべし。重陽なるは後の歌ながら、夫木抄酒の題に、隆季、「竹の葉の籬の菊を折そへて花をふくらん玉の盃。」【割註】竹の葉は酒の異名なり。」又詩にも作れり。田氏家集の、九日侍レ宴賦二菊暖花未一レ開應レ制詩に、縱浮二恩盞一吹還重。菅家文草の、九日侍レ宴同賦二吹レ花酒一應レ制詩に、把レ盞無レ嫌對二分十一。吹レ花乍到唱二遲三一。又同二諸才子一。九月三十日。白菊叢邊命レ飲詩序に、九日吹レ花之飲。就二公宴一。而未レ遑。又客中九日對レ菊書レ懷詩に、口未レ吹レ花淚滿レ盃。又九日侍レ宴。群臣獻レ壽應レ制詩に、祝レ盞吹レ花花自笑。又九日侍レ宴。觀三群臣插二茱萸一應レ制詩に、口嫌酒菊吹先去。朗詠集菊門に、紀納言。先二三遲一兮。吹二其花一。如二曉星之轉二河漢一【割註】私注に、三遲者酒名也。」江吏部集の菊有二延年術一詩に、酒上吹レ花嘲二雪子一。籬東近レ月劈二雲孫一。新撰朗詠集

洞門に、菅廉夫。載レ酒訪ニ幽人一詩に、荊離客酔斜吹レ菊。柴戸人稀緩酌レ蘭。無題詩。藤原敦光。賦ニ菊花一詩に、玉葉吹來唇自冷。又藤原茂明、同題詩に、浮レ花吹得三巡酒。などあるをあはせ考れば、花を吹とは、盃中の菊花を吹事にて、匪勝(コンナヒ)なるべし。此事もと唐土より起れり。乗穂録に、九月九日を吹花節といふ。宋宋祁後苑燕射賦に、月著ニ授レ衣之令一。日紀ニ吹花之遊一。とあり。」又按ずるに、月令廣義。九月初九日條に、吹花節。注に、宋詩とあり。是は楊萬里が誠齋集巻十九賀ニ皇太子九月四日生辰一詩に、重九吹花節とあるをいひしにや。されども吹花、宋に始るに非ず。藝文類聚巻四に、梁庾肩吾。侍レ讌九日詩曰。玉醴吹レ花【割註】按に、初學記岩に作れり。」菊。銀床落レ井桐。文苑英華百六十九に、蘇頲。九日侍レ宴應レ制詩に、降鶴因ニ昭德一。吹花入ニ御詞一。又百七十三趙彦昭九日幸ニ臨渭亭一應制詩に、須レ陪ニ長久宴一。歳歳奉ニ吹花一。唐詩紀事巻一中宗、九月九日。幸ニ臨渭亭一登レ高作云。泛レ桂迎ニ尊滿一。吹レ花向レ酒浮。又徳宗豊年多レ慶九日示レ懐云。芳罇滿ニ衢室一。繁吹凝烟空。又十二、王景。慈恩寺九日應レ制云。綴レ葉披ニ天藻一。吹レ花散ニ御筵一。又十四、張説。三ニ相同日拜官。奉レ和ニ御製一云。菊花吹ニ御酒一。蘭葉拂ニ天詞一。などあり。

○風車十七

小兒の玩物の風車は、ふるくよりありしもの也。長谷寺觀音驗記に、鳥羽院御宇、當寺に法師丸と云ける小童有き。少より父に別て、貧母一人字くみけり。七歳に成ける保安二年の秋の比、同様成者七八人集り、面々風車を持て遊けれ共、此法師丸には作りてとらする者なし。浦山しさの餘に、母に泣悲て乞ければ、自ら作て取せたりけれ共、敢て廻らざりければ、又母を責けり云云。【頭註】按、宸筆御八講記亦有ニ風車一。」正徹の草根集に、享德元年十月廿七日、右京大夫の家の會に、寄レ車戀、「手にとればそなたより吹風車めぐりあふべきしるしとぞ見む。後奈良院御撰何曾(ナゾ)に、風車の謎を、嵐は山を去て軒のへんにあり。尤双紙に、或連歌のまへ句に、「あぢきなやたゞまはしても見ん「みどり子のなきがかたみの風車。など見えたり。此ものもろこしにもあり。水滸傳【割註】王敎頭、私走延安府條に、把ニ一條棒一使得風車似轉。

帝京景物略に、剖二秫稭一二寸。錯互貼二方紙其兩端一。紙各紅綠。中孔以二細竹一。横安二秫竿上一。迎レ風張而疾趨。則轉如レ輪。紅綠渾渾如レ暈。曰二風車一。また紙風車ともいふ。日下舊聞補遺に、浮山集を引て、簇二泥錢一。跳二白索一。轉二紙風車一。踢二石毬一。鞭二陀羅一。擊二太平鼓一。放二空鐘一。京師小兒雜戲也。と見えたり。賓退錄に、路德延孩兒詩曰。相敎放二風旋一。弋說の稗書說に、子孫東二書于高閣一。或零落散佚。村婦人。竊爲二線貼一。而痴孩子。碎爲二風輪一。などある風旋、風輪も此ものにや。又朝鮮にもあり。彼國人李德懋が淸脾錄に、尹治字子淸。號二玄圃一。嘗有二陸士龍絕倒病一。成均館月課見乙鄰席之士。傘上捜二風車一駃騮然。回回不レ已レ止。于レ是捧レ題軒渠竟日不レ能レ已。仍曳白而出。とあり。【頭註】按。陸氏病。出二晉書本傳一。軒渠出二緗素雜記一。曳白出二唐摭言。及唐書苗晉卿傳一。

〇天知地知十八

天しる地しるといふ諺は、蒙求和歌注云。楊震東萊の太守として任に赴に、昌邑と云所を過けり。昌邑の令王密と云は、昔楊震が秀才に擧せし人なり。王密金を懷に入て、夜來て此を乞ふに、楊震不レ受、王密が云く、情を報ずる也。人のしれるなければ、世に不レ可レ聞と、苦に云り。楊震答て云、天知地知れり。汝しれり。我しれり。旣に四知ありとて、終にうけず。」といへり。流布本の蒙求注を見るに、天知神知我知子知とあり。舊注蒙求及び學津討原本の蒙求注、後漢楊震傳、倶に神知とありて、地知とはなし。蒙求和歌注の誤にやと思ひしかど、是よりさきなる寶物集云、楊震道ヲ行ニ、金ヲ求タリキ。是ヲ不レ取シテ有ケルヲ、倶ニアル者、如何ニ是ヲバ不レ取ゾト云バ、天知、地知、我知、人知、如何ニ主ニモ知レズシテ、物ヲバ可レ取トテ取ズ。是ヲ四知ヲ耻トハ申ス也。又後なるは、十訓抄に、此事を載せて、天も知、地も知、我も知、人も知とあり。河海抄若菜下に、いかに隱密なる事も、四知とて、天地人我の四は知也。八幡愚童訓に、天知、地知、吾知、汝知。【頭註】僧日蓮開目抄、我モシル人モシル天モシル地モシル。」太平記仁木沒落事條に、只二人して云ことだにも、天知、地知、我しるといへり。寢覺記

に。隠れてする事。天しる、地しる、我しる、人知、是を四知といふ。産衣に、「心のしるを何かくすらん。「愚なる身は天地に恥もせで。宗祇などいへり。又。三教指歸覺明注に、東觀漢記曰。楊震字伯起。弘農華陰人也。爲㆓東萊太守㆒。及㆑行㆑郡。經㆓昌邑㆒。昌邑縣令王密。是故震所㆑擧秀才也。密夜懷㆑金與㆑震。以報㆓往昔之恩㆒也。震曰。故人知㆑君。君不㆑知㆓故人㆒何也。密曰。夜暮無㆓人知㆑之。震曰。天知地知神知子知我知。已有㆓四知㆒。何謂㆑無㆑知也。遂辭不㆑受。王密慚而去と云り。是地知の字あれども、又神知の語ありて、五知となれり。是は異本を見たる人の傍注を、傳寫の人、正文に竄入したる也。清朝にて編集したる東觀漢記を閲するに、地知の二字なし。又白氏六帖清廉門に、楊震が事を載て、天知、地知、子知、我知に作れり。此ごろ、袁公が後漢紀を閲するに、安帝紀。延光三年二月戊戌の下に、此事を載て、君知、我知、天知、地知と記せり。されば古本の蒙求注には、地知と有けんかし。

○河豚十九

秉穗錄云、石林詩話に、河豚方出時。一尾直千錢。然不㆓多得㆒。非㆓富人大賈預以㆑金噉㆓漁人㆒未㆑易㆑致。二月後日益多。一尾纔百錢耳と。今江戸にてかつをゝ買ふと同じ。松陰快談云。東都人嗜㆓松魚㆒。其出在㆓春末夏初㆒。始出一尾直萬錢。都人争買㆑之。中下之戸。最先食㆑之。以㆓晩食㆒爲㆑恥。傾㆑嚢典㆑衣。惟恐㆑不㆑得也。至㆓四五月之際㆒。出益多。一尾纔百錢耳。石林詩話曰云々。是彼此相似者。河豚有㆑毒。往々殺㆑人。松魚亦有㆓微毒㆒。其不㆑鮮者。能中㆓傷人㆒。鮮者亦不㆑宜㆓多食㆒也。」按ずるに、爾雅翼に、鯸。今之河豚。其出有㆑時。率以㆓冬至後㆒來。毎三頭相從。號爲㆓一部㆒。「諺云。得㆓一部㆒典㆓一袴㆒。言烹和所㆑用多也。とあるも、亦快談の典㆑衣といへるに似たり。江戸の卑賤の者、河豚を鐵炮といふは、あたれば即命を失ふとの意なるべし。是も似たることあり。梅堯臣の宛陵集に、范饒州。座中客。語㆑食㆓河豚魚㆒詩に、庖煎苟失㆑所。入㆑喉爲㆓鏌鎁㆒。とあり。鏌鎁は古の劍の名なり。

○墓息廿

源平盛衰記大地震事條に、昔モ今モ、怨靈ハ怖キ事也。蟇ノ息、天ニ上ト云事モ有ゾカシ。とあり。のみの息天へあがるといふは、近き頃の諺にて、長頭丸油かす以下の書に見えたり。されども、蟇の字を、ノミとよまむ事あるまじく思ひしに、南浦文集に、我日本之諺。有之曰。蝦蟇之嘆息。其氣昇レ天。とあるに據れば、盛衰記の蟇は、ヒキとよむべし。白氏文集。蝦蟇の詩に、常恐飛上レ天。跳躍隨二姮娥一往往蝕二明月一。とあり。これらよりいひ出せるにや。今豊後にてひきのおもひも天に通ずといふは、古諺の傳れるなり。

馮永功廿一

先年、書畫をあきなふものゝいへるは、ある國の守の給ふやう、むかしもろこしの馮永功といひし人、こゝに來りて、山水を畫きたる事、ものに見えたり。今も其筆跡あるべし。いかでかはゞやとて、しきりにもとめ給ふよしをいひき。さて四五日過て、俗說辨を見つるに、畫史云。馮永功字世勣。有二日本一著下色二山水一畫上。とあり。おもふに、此書を見てそのたまひけん。たゞし是は、訓點のわろきなり。有二日本著色山水畫一。とあらたむべき也。馮永功は、日本人のかきたる彩色の山水の畫をもてりといふこと也。【割註】日本にありてなれば、在字なり。有字にはあらぬなり。」同じ畫史に、王球字夔玉有二兩漢而下。至レ隋古帝王象一。とあるにても明らか也。さてさきの商人をよびて、しか〳〵なり。かの守にかくと申せと云へば、かの人、さるかしこだてなることをいはゞ、うとみ給ひて、今より後は、おのれがうるものをばかひ給はじとうけがはず。日頃誤給へる事を、あきらめ給なば、いとうれしとこそおぼすらめ。しひて申せといひつれども、うちわらひてかへりぬ。

附識す。或人、菜雜志といふ書を作りて、誤もあらば記せよとありしゆゑ、いさゝか書しうち、有二波斯常一とある所の批評に、有二波斯一常と點すべし。波斯は、波斯國なり。といへりしを、彼人此事をまた書に著して、有二波斯一常。と點したり。また誤れり。有二波斯一は、波斯國の人ありてなり。波

斯國にありてならば、有にはあらず、在字なり。是右にいへる俗説辨に同き讀誤り也。彼作者、此字義を辨へぬ人にはあらねども、雕刻をいそぐ故に此類の事多し。

○上戸廿二

今昔物語集巻十九云、上戸ニテ有ケレバ酒ノ欲サニ云々。公事根元集釋云、上戸。江次第ニハ高戸トアリ。唐ニテハ大戸ト云。餘冬序錄四十九云。人能飲。不レ能レ飲。大小戸之稱。唐宋酒令。詩話。言レ之多矣。今人殆相循而云爾。或問此稱。定起ニ何時一。吳志。孫皓每ニ饗宴一。人以ニ七升一爲レ限。小戸雖レ不レ入レ口。立澆灌取レ盡。是三國以前。事ニ麯蘖一者。已有ニ此品目一也。【頭註】蘭洲瑣語云。今謂ニ大飲一爲ニ上戸一。不レ知ニ何謂一。晉王忱嗜レ酒醉輙經レ日自號ニ上頓一。上戸上頓之訛與。」白河燕談云。客問。多酒者呼ニ上戸一。小酒者呼ニ下戸一。其由何耶。答曰。白氏文集曰。猶嫌小戸長酔。韻府曰。以ニ飲多者一爲ニ大戸一。小者爲ニ小戸一。松廼落葉云。酒をよくのむ人を上戸といひ、えのまぬを下戸といふは、いにしへ百姓の戸口をいふに、その口の多少によりて、上戸中戸下戸といふことのありしかば、酒のむ事の多少を、それになぞらへていへるになむ。戸口のことは、日本書紀、持統天皇の巻に、大臣よりつぎ〳〵、宅地をたまふことをいへるくだりに、至レ無レ位。隨ニ其戸口一。其上戸一町。中戸半町。下戸四分一。とあるを見てしるべし。」

按ずるに、上戸の語、宋元よりありもやしけん。かしこへ渡りたる僧などの、傳へ來し詞なるべし。愼言がはじめて見たるは、明の陳繼儒が白石樵眞稿。巻二十、寄緣結茆疏云。寄緣名眞觀。又號ニ枯道人一。關西士族也。薙髮爲ニ沙門一。性行純粹。心地高潔。好遊ニ諸名勝一。因レ過ニ雲間一。與レ之談レ詩詩奇。與レ之飲レ酒。酒可ニ中上戸一。云々。又巻二十一書ニ酒上戸一と標目して云、新安有ニ販レ木大賈一。善飲レ酒。自詑天下無レ二一。挿ニ標木筏上一云。飲者能勝レ我。取ニ一筏一去。有ニ京僧某一。聞而赴レ之。褰ニ一物一負ニ項背間一。曰。僧酒徒也。願就飲。賈出ニ銀椀一。約容ニ三五升許一。僧一吸而盡。既而咲曰。此物瑣碎。僕有ニ酒瓢在一レ寺。乃大銅磬也、連飲ニ三磬一而別。賈如レ數許レ之。又淸の曹寅が楝亭文鈔に、一杯銘云、南董先生。弗レ良ニ

於左髀一。藥石有レ瘳。自議レ止レ酒。既而曰。孰與二我杯一。我數而飲レ之。偶有二二杯一。擬埴大者類レ豆。小者若レ卮。二合有レ溢不レ堪二上戸一。云々など云へり。

○饅頭廿三

事物紀原に、蜀の諸葛亮が孟獲を征しゝ時に、蠻神を祭らんとするに、蠻俗は人の頭を以て祭るならはしなりと、いふものありしかど、もちひずして、羊と豕との肉を麪に包みて、人の頭にかたどりて祭れりとぞ。それより饅頭ははじまりけるよしをいへり。同話錄にも此說あり。七修類藁には、もと蠻頭なるを饅頭と訛れりとすと。委しく萩苑日涉に記せり。按ずるに、此事又誠齋雜記、演義三國志、古今事物考などにも出て、誰もしれる故事なり。されども誤なり。いかにとなれば、初學記に、盧諶祭法曰。春祠用二曼頭一。餳餅。髓餅。牢丸一。荀子四時列饌傳曰。春祠有二曼頭餅一。以上初學記、とあるを見るに、三國の時、蠻神を祭らんとて、造りそめたるものを、さしつぎの晉の祭に、【割註】盧諶は晉人なり、晉書に傳あり。」そなへん事は、あるまじくおもはる。又按に、漢の劉熙が釋名に、脂銜也。銜炙細密之肉一和以二薑椒鹽豉一。已乃以レ肉銜二裹其表一。而炙之也。と見えたり。是つゝむに、肉と麪とかはり、熟せしむるに、炙と蒸とのたがひはあれども、其製はまたく饅頭なり。されば此もの、諸葛氏より前にある事も亦明なり。蠻神を祭るに始らざれば、人の頭にかたどりて、饅頭と名づけたりといひしも、ひがことなること論なし。今名義を考ふるに、曼は焰を覆ふ義ならん。明の趙宧光が說文長箋に、幔幕也。曼有二覆義一。故从レ曼とあり。頭は宴會などの時、最初に出せる物の名にや。麪類を最初に出せる證は、宋の王闢之が澠水燕談錄云。士大夫筵饌。率以二餅飩一。或在二水飯之前一。予近預二河中府蒲左丞會一。初坐即食二罷午餅飩一。予驚問レ之。蒲笑曰。世謂二餅飩一爲二頭食一。宜レ爲二群品之先一可レ知矣。意其唐末五代。亂離之際。失二其次序一。【割註】また明の胡侍が眞珠船に、今人宴終。必薦二粉羹一。其來頗遠。邇齋閒覽云。太祖内宴先令レ進レ粉。故名二頭食一。後人宴終方薦二此味一。蓋失二其次一耳。」これ麪を頭食といへり。【割註】淸の

王棠が知新錄に、近世點心亦名曰二頭腦一とあるも、麪類よりうつれるにや。」貢人云 上に引る事物紀原の文に據れば、饅頭は專ら祭にのみ用ひて、宴席の食物ならねば、頭食の類とはいふまじくや。答ていはく、藝文類聚の束晳が餅賦に、若夫三春之初。陰陽交際。寒氣既消。溫不レ至レ熱。于時享宴。則曼頭宜レ設。とあるにて、宴席にも用ひたるを知べし。

附識す。知不足齋本游宦紀聞に、黃長睿云。饅頭當レ用二䊡字一。見二束晳餅賦一とあり。盧文弨が跋に此語を引て、今攷二束賦中一自作二曼字一。即字書中亦無レ䊡と云り。按ずるに、廣韻。上平聲二十六桓部。䊡字の注に、䊡頭餅也とあり。其下に䊡字の注に、俗とあり。䊡は正字、饅は俗字なり。

○硯水廿四

東牖子云、農民餔時前に食するをケンズイと云。間炊なるべし。建水と古く書來れど、據をしらず。閑田耕筆云、今世造作せる職人に、三時の食物の外に、勞を慰むる爲に、酒餅の類をあたふるを。けんずいといふ。其字も義もしらず。唯ならはしにて、いふものも、聞ものも、此事と心得る也。然るに、此頃。藤叔藏藏する古文書零紙を見るに、硯水の字を用ゆ。天正十九年六月、櫓造作入目注文と題する數條の內、三十文、粽硯水一口分、同ヲガ引ノ內十六文、酒硯水、硯水と書る子細は未レ聞。もし硯の乾きたるに水をうつすが如く、疲たるものに酒菓をあたへて、是を慰め、用をなす義にや。されど、是は推量の說也。橘洲は、間食(ケンズイ)かといへり。」按ずるに、間食の字面は、日本靈異記卷上にあり。靈異記考證に、造酒式云。酒部二人官人云々。仕丁二人云々。醸レ酒日。給二間食一。稻舂女丁。亦同者是也。主稅。織部。大膳。大炊。掃部。內膳。主水式。亦有二間食一。屋代臨池先生曰。間食謂二於朝夕食時之外食一レ之。行阿假名遣。作二硯水一。古寫本或作二間水一。皆假借也。今京都及大和國。俗語即爾。愚按周禮。膳夫職云。凡王之稍事設二薦脯醢一。鄭司農注云。稍事謂非二日中大擧時一。而間食。謂二之稍事一。とあり。されども、靈異記、延喜式の間食は、後世の硯水とは異なるべし。又按ずるに、運步色葉集云。硯水咸陽宮作時。

依ㇾ高硯水凍。入ㇾ酒則硯水不ㇾ凍。餘酒大工飲ㇾ之。今世傳來曰ニ硯水一也。とあるによれば、硯水はもと酒をいへるを、うつりて他の食物をも、工匠にあたふるをば、硯水とよべるならん。さて酒を硯水とよべるは、玄水の假字にや。僧無住の雜談集に、嵯峨淨金剛院ノ院主道觀房、淨土宗學生、後嵯峨法皇御歸依ノ僧ト聞シガ、弟子律僧、夏比爲ニ對面一來事有ケルニ、人ヲ召シテ、大乘茶參ラセヨト云。何物ニヤト思程ニ、打銚子ニ、玄水ヲダブ〳〵ト入テ來レリ、ヤ御房是メセ、梵網經ニハ、酒ノ器ヲ過セバ、五百生無ㇾ手報ヲ得ト說レタリ。サレドモ、道觀ハ極樂へ參ズレバ、カタハモノニハヨモナラジ。タダメセト云ニ、愼テ言ナシ。イデ〳〵トテ、我三杯飲テ、弟子へサス。弟子三杯ノム。又モテ來レトテ、又三杯ノミテ、內野ニテ醉サマシテ、寺へ歸ラレヨト云。弟子又三杯飲テケリ。此事ヲ聞侍シヨリ、大乘ノ名モナツカシク覺エ侍ルマヽニ、多ノ名ノ中ニ、大乘ノ茶ト申サレタリ。玄水ハ醫書中ニ見エタル名也。或ハ僧ノ中ニハ、般若湯【頭註】般若湯出ニ東坡志林及墨莊漫錄酒譜等一。」トモ云へリ。本說不ㇾ知侍りと見えたるにて知るべし。醫書とは、證類本草なるべし。彼書卷六、菖蒲の下に云、夏禹神仙經。菖蒲薄切。令ニ日乾一者三斤。以ニ絹囊一盛ㇾ之。玄水一斛淸者。玄水者酒也。懸ニ此菖蒲一。密封閉一百日。出視ㇾ之如ニ綠菜色一。以ニ一斗熟黍米一。內ㇾ中封十四日。開出飲ㇾ酒。則一切三十六種風。有ニ不治者一悉効。また此二字は、淮南子詮言訓云。樽之上（タツトブ）ニ玄樽一。高誘注云。樽酒器。所ㇾ尊者玄水。とあるに本づけるにや。

附識す。僧袾宏の緇門崇行錄云。唐玄鑒。澤州高平人。性敦直。數〻有ニ繕造一。工匠繁多。或ニ送ㇾ酒者一。輒止ㇾ之曰。吾所ㇾ造必令ニ如法一。寧使ㇾ罷ㇾ工。無ㇾ容ニ飲酒一。時淸化寺。脩ニ營佛殿一。州豪族孫義。致ニ酒兩輿一。鑒即破ニ酒器一。流ニ溢地上一。贊曰。今時之餉ニ工役一。非ニ惟用ㇾ酒。兼復飪ㇾ腥。至ニ於豎ㇾ棟安ㇾ樑。賽ㇾ神宴ㇾ客。且復赤ニ丁垣之刀一矣。天堂未ㇾ就。地獄先成。豈虛言哉。司ニ營繕一者。當ニ痛以爲ㇾ戒。これを見れば、唐土にても、工匠の勢を慰むる事あり。

○刀鑷工廿五

名物六帖に、增續韻府の刀鑷工、堯山堂外紀の刀鑷人を引て、倶にケヌキヤと譯したるは誤なり。かみゆひと譯すべし。其證は、倚居簡が、贈二刀鑷工一文に、天台刀鑷工利來レ杭。余髮方壯。[illegible]一[illegible]。試二其技一。鬖鬖如二蠶食レ葉。若レ無レ刀焉云々。北礀文集六、倚大觀が、贈二刀鑷一詩に、囊レ鑷山林興。朱門次第登。技能雖二自負一。心手要二相應一。適意惟杯酌。營レ家只斗升。數煩二來薙レ我。短髮易二[illegible]一。物初賸語六、墨客揮犀に、呼二刀鑷者一使レ刺二其眉尾一。鄭氏規範に、諸婦不レ得下用二刀鑷工剃上レ面。山樵雜錄に、有二金壇刀鑷蔣生者一。爲レ師剃レ髮。などあるを考ふべし。さて刀は剃刀なり。附識す。秉穗錄云、賢奕編に、鑷工稱二待詔一と。見聞錄に、待詔者。吾松構工之稱也と。二說同じきにや。」按ずるに、倶にかみゆひ也。吳風錄に、剃工爲二待詔一。とあるも亦同じきのなり。又霏雪錄の鑷肆はかみゆひとこ也。鑷字の義は、唾餘新拾に、吳俗稱二鑷工一爲二待詔一。今剃頭遇レ有二鼻毛白須一亦兼鑷云。故有二此稱一。【割註】髮ゆひならぬものをも、待詔といひたる事。拙著俗語類譯に出せり。

○送二疫鬼一廿六

日次紀事云。凡疫癘。春初多流行。若レ然則民間大人小兒。每鳴二鉦鼓一。而追二疫鬼一。或以二綵樹葉一作二小船一。捨二郊外一而歸。或以二生芻竝生草一。造二偶人一。捨二野外一而歸。是亦驅レ疫之一術。而唐土造二紙船一之類乎。」按ずるに、紙船の事は、閩書風俗志云。正月上元十三四五日。各里造二紙船一送二瘟鬼一。五雜俎云、閩俗。瘟疫之疾一起即請二邪神一。朝夕拜禮。以二紙糊(ハリコ)船一。送二之水際一。天門縣志風俗志云。以二紙糊龍船一沿レ門遍收二米穀一。將レ牌納二船內一。送化二水際一。謂二之收瘟擇毒一。妄妄錄云。乾隆五十四年秋。淳安縣城大疫。居民齋醮。扎二紙船草人一。焚レ芻送二於河一。謂二之送瘟船一。大二於小艇一。底二浮薄板一。以レ是不レ沈。隨レ流浮。漢口叢談云。楚俗以二五月望日一爲二大端陽節一。剪レ紙爲二龍船一。中坐二神像一。自二朔旦一起。至二十八日一止。鼓鉦爆竹鐙火諠闐。晝夜不レ輟。處處皆然。楊林口爲二更盛一。數十人駕二一小舟一。[illegible]齊飛。疾如二風雨一。鼓聲人聲。與二水聲一相應。岸上觀者如レ堵。謂二之龍舟競渡一。亦有下士女坐二四柱青樓之船一。竹簾倚

挂。肴醴笙歌。出游助レ興。土人云。將ニ以驅ニ瘟疫一也。また紙船にはあらざれども、是に似たるは、曜仙神隱云。五月五日。宜下除レ驅ニ殭鬼一。以解中殭氣上。各鄕莊村疃置ニ會首一一年一家。聚ニ父老長幼一。乃於ニ溪河之中一。撾レ鼓大喊。競渡龍舟。以送ニ殭鬼一。會首置ニ物食之類一。使ニ其爭槍競奪一。以爲下樂ニ豐年一之事上。また木舟もあり。知新錄云。徽郡。春初必賽レ神。爲レ舟以送レ瘟。黃黃生有ニ神船八章一。其詩曰。刻レ木爲レ舟。束レ帛爲レ人。首尾象レ龍。綵繪如レ神。臺灣縣志祠宇志云。每ニ三年一。即大斂レ財。延ニ道流一。設レ王醮二三晝夜。謂ニ之送瘟一。造レ木爲レ船。糊紙像三一。【割註】按に重修臺灣府志に、設ニ瘟王三座一。」儀仗儼如ニ王者一。盛陳ニ優儺一。跪進ニ酒食一。名爲ニ請王一。愚民爭投ニ告牒一畢。乃奉ニ各紙像一置ニ船中一。競賚ニ柴米凡百器用兵械財寶一以ニ紙或綢一爲レ之。無ニ一不レ具。推レ船入レ水。順レ流揚レ帆。而去則已。或洄泊ニ岸側一。其鄕必更設レ醮。造レ船以禳。【割註】按に府志に、或泊ニ其岸一。則其鄕多レ癘。必更禳レ之。」每費累ニ數百金一。少亦不レ下ニ百金一。雖ニ窮村僻壤一。罔ニ敢吝怯一。以爲ニ禍福立至一。噫此誣レ神惑レ民之甚者也。また草船もあり。岳陽風土記云。民之有ニ疾病一者。多就ニ水際一。設ニ神盤一。以祀レ神。或爲ニ草船一泛レ之。謂ニ之送瘟一。月令輯要云。楚通志。正月十八日夜。燒レ燈。以レ草爲レ船。實以ニ紙馬一。送至ニ江滸一焚レ之。謂ニ之禳災一。また蓮船もあり。吳門補乘云。乾隆二十年乙亥。吳下奇荒。丙子春。復遭ニ大疫一。巡撫莊公有恭。延ニ穹窿道士一。建レ醮十日。以ニ蓮船一送レ祟。焚ニ于盤門外一。街坊徹夜。鳴レ金伐レ鼓。以祛レ之。また鹽尻云。甲午【割註】按に正德四年」四五月の比、肥前長崎の港、疫疾大に流行し、六七月、難波京師に及び、染疾の家々苦しみ愁ふ。泉南尤甚しく、堺の商家死亡數千人なりし。京にては組を定め、人形を作り、夜に入數十人、金鼓にて疫を送る、喧びすく、前代未聞の姿なりし。東海談云、享保十八年七月上旬より、東都大に疫癘はやり、上下貴賤、みな此氣に中りて病す。十三日十四日の比は、大路の往來もたえ〴〵なり。是は醫書に、いはゆる天行時疫といふもの歟。邑里ともに、藁にて疫神の形を作り、かね太鼓をならして、是を南海へ流しぬ。」などあり。これ今もなほするわざ也。又按ずるに、是も唐土にあり。萬病回春邪祟の條云。鬼

脈。乃邪祟爲レ之也。不レ用二服藥一。但宜三符咒治二之。或從レ俗送二鬼神一亦可。八紘譯史云。吐蕃。疾病不レ知二醫藥一。鳴レ鼓焚レ柴。以逐二疫鬼一。篤信二咒詛一。梁玉繩蛻稾云。杭城賽神。東嶽忠靖王。尤盛以逐レ疫也。戲作。江城五月多二炎熇一。溽暑薫蒸癘所レ伏。一國之人走如レ狂。歲歲迎レ神事二敺逐一。巡二行縣鄙一示二周知一。觀者駢闐如二蟻簇一。鐃鼓聲喧列二畫旗一。雲仙導引乘二丹轂一。府吏分レ曹半孺童。篾輿坐擁司二文牘一。執戟郎趨二武衛一森。華冠吏捧二衣冠一肅。亦有二行廚一備二綺筵一。玉杯象箸紛二肴蔌一。繡帶新張色樣鮮。珊瑚翡翠園文縠。大纛高牙取次搴。朱旗十丈連レ雲矗。寶鼎龍文健獨扛。衆中賈レ勇誇二賁育一。負二戴嬰兒一百戲陳。隨レ身傀儡持二竿木一。或鬭二厥角一稽首齊。千夫頂禮皆匍匐。又支二雙臂一懸鉤懸。香爇二旃檀一爇二肌肉一。左右威驚對簿嚴。于思睅目皤其腹。小部笙歌入レ耳清。兩行宮監移二絲竹一。舞袖輕翻接二隱嬉一。俄氣夾レ道塵煙馥。迤邐傳呼仙仗來。神容肅穆臨二黃屋一。吁嗟巧力各自呈。盡瘁馳驅無二怨讟一。媚レ神惟欲レ邀二神庥一。疾疫潛除還降レ福。我聞神異本天生。照レ夜光芒下二魁宿一。但修二明德一神所レ歆。底用奔忙恃二巫祝一。などあり。

附識す。鹽尻云、卜部兼倶、明應三年十一月の中臣祓聞書を按するに、祇園牛頭天王は、清和帝、貞觀中、天下疫癘流行す。兼倶二十代前、日良麻呂勅命を奉じて、京中の男女を率ゐ、六月七日と十四日。神輿を餝り、神泉苑へ疫神を送りし、其次の年、又疫有故に、去年の如く送り、其次の年も、民疫病に苦しかば、前の如く神輿を捧げ、京師の男女囃子ごとをして、神泉苑へ送りし、夫より年々六月疫神を送り、歲每に神輿を造るも、大儀なれば、置所を定むべしと。東山感神院に、神輿を納ける。其堂もせばかりけるにや、昭宣公の御殿を參らせられ、かしこに立て、神輿を納め、祇園精舍と號せし、仍て素盞烏尊を勸請したるにはあらず。彼神輿を宿せしまゝ、おのづから神所となりける斗也。此說二十二社注式にそむけり。但昔疫神を送りしといふ事は。さもあるべきにや。以上鹽尻。」按ずるに、疫神を送るとて、船をつくるは、此神輿よりうつれるにて、もろこしにならへるにはあらざるべし。

〇灸幾壯廿七

松蔭醫談云、灸一壯二壯といふは、壯人をもて準とする詞なりと、古人の注し侍るはいかなる事ぞや。予是を考れば、炷壯字形の似たるより、いつしか寫し誤るのみ。」按するに、通俗編數目云。後漢書注引㆓華佗別傳㆒。有㆓灸此各七壯語㆒。云餘贅筆。醫家用㆑艾。一灼謂㆓之一壯㆒。沈存中言。以㆓壯人㆒爲㆑法。其云㆓若干壯㆒。壯人當㆑依㆓此數㆒。老幼羸弱。量㆑力減㆑之。按此說未㆑是。周禮攷工記。栗氏云。凡鑄㆑金之狀。金與㆑錫黑濁之氣竭。黃白次㆑之。黃白之氣竭。青白次㆑之、青白之氣竭。青氣次㆑之。然後可㆑鑄也。注云。故書狀作㆑壯。杜子春曰。壯當㆑爲㆑狀、疏云。此栗氏鑄冶所㆑候烟氣。以知㆓生熟之節㆒。讀㆑此則知。灼㆑艾所㆑云壯者。亦候㆓烟氣節㆒耳。灸法出㆑自㆓上古㆒。故自與㆓故書㆒合。杜子春改㆓其文㆒。乃杜之偶誤。沈存中憑㆑臆爲㆑說。亦未㆓詳攷㆒乎此㆒。と見えたり。臆說には非ず。此說新奇なりといへども、是なりとも定がたし。沈存中の說は、夢溪筆談技藝篇に出たり。千金方灸例に、凡言㆓壯數㆒者。若㆓丁壯遇㆑病。病根深篤者㆒。可㆑倍㆓多於方數㆒。其人老小羸弱者。可㆓復減㆒半。とあるにもとづける也。されども穩ならず。又炷の誤字なりといへるは、論ずるにもたらぬひがこと也。考るに、揚雄方言云。草木刺㆑人。北燕朝鮮之間。謂㆓之茦㆒。【割註】方言各本に策に作れり。今盧氏抱經堂本戴氏疏證本等に據て改む。」或謂㆓之壯㆒。郭璞注に、今淮南人。亦呼㆑壯。壯傷也。とあり。灸も亦草にて刺ごときわざなれば、壯とはいへるなるべし。

〇玉練槌廿八

葛原詩話云、擣衣ノ杵、音節ヲ調ヲ花杵ト云。杜臆ニ、擣衣杵有㆓音節㆒。俗謂㆓之花練槌㆒。又元人月泉吟社詩。村酒柔㆑情玉練槌ト、花練槌ト同キカ。」按するに、玉練槌は酒の名なり。留青日札云、酒名玉練槌浦江月泉吟社詩。山歌聒㆑耳烏鹽角。【頭註】烏鹽角曲名。其名義。出㆓于丹鉛餘錄。山堂肆考。塡詞名解。風雅遺聞等㆒。村酒柔㆑情玉練槌。【割註】また事物紺珠云。酒異名玉練槌。」天池祕集云。唐時。造㆓甘醴㆒。名㆓玉練

槌一。味香美。杜詩云。村酒そレ宜玉練槌。などあるにて知べし。又按に、徐炬が酒譜に、此詩を引て、杜少陵が作たりといへるは、格調をも辨ざるみだりごとよ、と山居雜志に見たりと。王士禎が蠶尾文、また居易錄等にあり。【割註】上に引る、天池秘集も、亦杜詩と誤れり。」かく一首の詩のうへにて、和漢の人のあやまれるは、まれなる事也。さて村酒を月泉吟社には、社酒に作れり。【割註】社日の酒なり。」武林舊事、諸色酒名門に、玉練槌を載て、注に祠祭とあるによれば、社酒に作れるを是とす。されば、宋朝にて祭にもちひし酒なるを、天池秘集に、唐時に造りし甘醴と、いへるも亦誤也。

○彌陀名號印廿九

遠碧軒隨筆云、遊行上人くばる札は、一年中遣はすを、正月十一日にくらがりへ入て、上人自身すりおく事なり。上一枚へ板にておせば、下五六十枚へもうつると也。妙なることゝいひ傳ふ。」按ずるに、錦繡萬花谷前集卷三十に、張天師道陵字輔。漢建武十年正月十五日。生二於天目山一。得レ道善以レ符治レ病。桓帝永壽元年。於二靈峰一白日上昇。唐天寶七年封二天師一。子孫散處無レ聞。惟信州有レ族甚盛。世世有二一人一類二天師一。襲二其號一傳二其印一。印之所レ異者。累二紙百幅一。而丹文必徹也。とあるは似たること也。

○內損　暑氣卅

夜光珠云、世間に常々酒肴を嗜好みて、多く飲食ひ、其毒氣つもりて、腹中より腐るを、俗語に內損といひ、又內瘡といふ。俱に誤なり。此症は、外科全書に、內疽といふ病なり。酒肉の熱毒にて、腹內に癰疽を發する也。本草綱目酒の條下にも、內疽とあり。」按ずるに、華氏中藏經論服餌得失篇云。有之與レ金。有二服餌得失一者。有二年少之輩。富貴之人一。恃二其藥力一。恣二其酒慾一。誇二弄其術一。暗使二精神內損一。と見えたれば、內損といふも誤にあらざる也。又くぼのすさびに云、俗に夏わづらふをあつけといふも、古語なり。狹衣に、夏つかたより母うへなやましげにし給を、れいもあつけにはさいみこそと云々。」又按ずるに、うつぼの物語初秋卷に、ひごろあつけにや侍らん。又國讓卷に、かたへはあつけなどにやと

ぞ見給へ侍る。日頃はかくごくねちの頃に侍ればなり。又落窪物語に、女君はあつけにや、なやましうてみたまはねば云々、など見えたり。聖濟摠錄、三十四、中暍統論に、俗號二暑氣一とあれば、醫書より出たるとなへ也。

○薫物理二土中一卅一

堤中納言物語云、ひんがしのたいのこうばいのしたに、うづませ給ひしたきもの、けふのつれ／＼に、こゝろみさせ給ふとてなむとて、えならぬえだに、しろかねのつなふさふたつつけ給へり。源氏物語梅枝卷云、右近の陣の、みかは水のほとりになずらへて、にしのわた殿のしたよりいづるみぎはちかう、うづませ給へるを、兵衛尉ほりて參れり。」按ずるに、薫集類抄。埋日數付埋所條云。承和御時。被レ埋二右近陣御溝邊地一。後代相傳不レ變二其處一。茶垸のつぼ、もしはつきなどにいれて、ふたよくおほひて、そくひしてかみをおして、よくみづいるまじく封じて、梅樹のもとに埋むべし。花鳥餘情云、薫物を埋む源を尋れば、梅花は梅のもと、菊花は菊のもとに、埋むをさきとせり。又按ずるに、土中に埋むは、もと唐土の方也。澄懷錄云。凡香須レ入レ窨。貴二燥濕得一レ宜也。合和訖。乾器收。蠟紙封。埋二屋地下一半月餘。【補註】香譜には、瘞レ之月餘日とあり」と是也。又かしこにも、梅花薫物あり。瀛奎律髓。曾茶山返魂梅詩注云。此非二梅花一也。乃製レ香者合二諸香一。令三氣味如二梅花一。號レ之曰二返魂梅一と見えたり。

附識す。後柏原院の柏玉集に、池蓮を、「水近くうづめばまさる一くさのにほひもこれが池のはちす華。」三玉挑事抄、此御製の注に、梅枝卷のみを引て、荷葉といふ薫物のあるを、かけてよませ給ひしをしらせり。今補ふ。薫集類抄に、荷葉擬二荷香一也。夏月殊施二芬芳一。後伏見院薫物方に、春は梅花。夏はかえふ、はちすのかによそへたり。侍從、秋風凉しく心にくき折によそへたり。黑方は、冬さむくさえたるに、ふるかひある匂ひなるべし、とあり。一くさと云事は、むくさのたねの序に、たきものゝ方、さま／＼なれど、つねにあはするは六種なり。注に、梅花、荷葉、菊花、落葉、侍從、黑方、

と見えたり。

○時螺

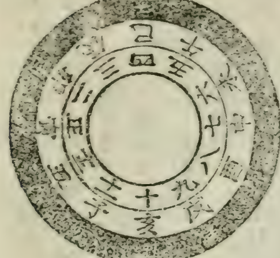
榊巷談苑云、時の螺うつ事は。延喜式に見えたり。時の貝をも吹けるにや、「けふもまた午のかひこそふきつなれひつじのあゆみちかづきにけり。」と赤染衛門が集に見えたり。」【割註】按に、家集には見えず。奥義抄、千載集、範兼童蒙集、發心集に出て、結句ちかづきぬらんとあり。ちかづきにけりは誤なり。發心集第三句ふきにけれとしたるも亦誤也。」【頭註】源　物語奥入第二三句、午のかひをぞふきつなる。」按に、これのみならず。時の貝を歌によみたるは、夫木抄雜九に、花山院、「かひのねに更ゆく空はたゞひとつゝ月見るほどにあけぬべき哉。」又雜十六に、仲正、深夜歸雁、「くもゐ寺ふく貝きけば歸るなりかりかねにこそ夜はなりにけれ。」子時ヲカヌ 木工權頭爲忠朝臣家百首に、賴政、「聞ほどにねになる貝も吹さして時をたがふる時鳥かな。」又爲盛、「ほとゝぎすいづかたとだに聞わかず野寺のとらの貝のまぎれに。」又親隆、「などやかくうしの貝ふく時しまれ月はむまにもかげのなるらん。」新撰六帖に、知家、「山寺の時うつりしてふく螺にねもすぎぬとぞおどろかれぬる。」正徹草根集に、「山陰や時うつる貝の聲のうちにつき出す鐘もまよふ松風。」などあり。伊勢が輔集に、輔親、伊勢にたてたる寺のかひなむうせにたるとて、そうのこひにおこせたるに、そへてやりし。「かすかなる谷のほらをぞ思ひやる秋風のみや吹てとふらむ。」【割註】按に、新拾遺集にも入たり。」と見えたるも、時の貝なるべし。又歌のみならず。經國集に、滋野善永和下惟治中秋日臥二疾華嚴寺一之作上一首に、吹レ螺山寺曉。鳴レ磬谷風餘。と作りたるもこれなるべし。又扶桑略記に、天曆九年、天滿天神託宣記云、此邊仁、法華三昧堂也波立天奴。法螺也波毎時吹世奴。權記に、寛弘五年九月廿五日壬午。此夕女人有二惱氣一。疑在二産事一。仍初夜聞許。爲レ向二慶円僧都一。赴二妙法蓮華寺一。云々。子時螺後。僧都被レ出。同載歸。續本朝文粹【割註】施二入金銅火舍一口一比叡之文」に、天台山法華三昧堂者、云々。法鼓法螺。六時之勤無レ廢。今昔物語集卷十二第卅八語に、

ノ山ノ西塔ニ、圓久ト云僧有ケリ。云ニ、愛宕護ノ山ニ入テ、南星ノ谷ト云所ニ籠居テ、无縁三昧ヲ行テ、十二時寶螺ヲ吹テ、六時ノ懺法ヲ行テ、云々。台記に、久安三年六月十七日、未二刻、法皇登天台山。予候之。云々。吹丑螺後。罷退私廬。龍鳴抄に、香の火も見ず。貝の聲もきかず。星の位をも尋ねず。月のたくるをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに、もしは子とも、丑ともいふ、云云。閑居友に、ねらしのかひをかぞへて、時よくなりにけりとて、おきゐて聲を高くして、念佛十反ばかり申ていきとゞまりにけり。又清少納言枕草子、保元物語、撰集抄、源平盛衰記、長門本平家物語等にも見えたり。又多聞院日記文祿元年二月十日の記に、午貝とあれば、このころまで吹し事也、かげろふの日記に、時は山寺わざの、かひよつふくほどになりにたり。とあるは、亥の時に四つ吹をいひ、稱名院公條公吉野詣記天文廿二年三月五日に、「宿出て五の貝を吹からにこゝは六田のかすむ青柳。是は辰の時に五つ吹をよませ給ひし也。塵囊抄に、寛海記を引て云、午刻、第九識、大日也。故九ヲ吹也。未尅、第八識、阿閦、故八ヲ吹也。申尅、第七識、寶生、故七ヲ吹也。酉尅、第六識、无量壽、故六ヲ吹也。戌尅、身識不空成就タル故ニ五ヲ吹也。亥尅、眼、耳、鼻、舌、四識也。普賢、文殊、觀音、彌勒、四菩薩也。是ヲ合爲二尅、故四ヲ吹也。此識十二時ノ螺ノ數ノ事ト云故ニ、各吹ト云リ。とあるにて知べし。又按ずるに、もと此事は、北本涅槃經聖行品云。如鳴椎集僧嚴鼓誡吹貝知時。是名法世。これにもとづく。又佛國記にもあり。亦漢土の寺院にもありし事、洛陽伽藍記、昌黎文集、杜陽雜編、北夢瑣言等にみえたり。皆唐以上の事なり。元代にありし事は、程鉅夫が雪樓集にいへり。【割註】日下舊聞に引たり。」

○厭日卅三

平定家朝臣。天喜六年二月三日記に、爲殿御使參右府。令問云。明日中納言可著座。而來八日始參、敢如何。彼日當厭日。厭日俗所忌也。但貞信公。延喜八年二月五日丙午著座。同八日己酉。始被

ㇾ參ㇾ政。偏可ㇾ隨ニ彼例ニ歟、如何者。令ㇾ聞給云。貞信公彼時爲ニ參議ニ著座。公卿與ニ參議ニ。其儀相異。左右雖ニ進退ニ者。また師時卿長秋記に、大治四年八月十六日辛卯。以ニ消息ニ問ニ家榮ニ。今日雖ニ厭日ニ可ㇾ憚。自ニ明日ニ凶之日也。仍酉刻參院とあり。或人問曰、右の二記に據るに、八月十六日を厭日といへるにや、答曰。あらず。千金方に、月厭【割註】正二三四五六七八九十十一十二 戌酉申未午 巳辰 卯寅 丑子亥」と見えたる是なり。【割註】按に、黄帝龍首經にも、亦載たり。」さて天喜六年は、八月廿九日に康平と改元あり。いま日本長曆に據に、康平元年二月は、壬寅の朔なれば、八日は己酉にて厭日なり。【割註】延喜八年二月も、亦己酉にて、厭日なり。」長秋記の、八月辛卯、亦厭日なり。按に、觀古雜帖に、天平勝寶八歲具注曆の零本を載て、三月三十日癸未、立夏四月節、天恩九坎厭。四月六日己丑。歸忌厭對とあり。四月は未厭日也。さればふるくより有し也。又按に、淮南子天文訓に、北斗之神。有ニ雌雄ニ。十一月。始建ニ於子ニ。月徙ニ一辰ニ。雄左行。雌右行。五月合ㇾ午謀ㇾ刑。十一月合ㇾ子謀ㇾ德。太陰所ㇾ居辰爲ニ厭日ニ。厭日不ㇾ可ニ以擧ニ百事ニとあり。今淮南子の說に據て、圖を作りて、童蒙に示す。



また月建を、陽建といひ、厭を陰建といへり。周禮占夢注に、天地之會。建厭所ㇾ處之日辰。疏に、建謂ニ斗柄所ㇾ建。謂ニ之陽建ニ。故左ニ還於天ニ。厭謂ニ日前一次ニ。謂ニ之陰建ニ。故右ニ還於天ニ。故堪輿天老曰。假令、正月陽ニ建於寅ニ。陰建在ㇾ戌。これ正月は、寅に建して、戌を厭とす。千金方等の說にあへり。

附識す。類聚名物考時令ニ云、秋齋間語に、延喜式雜式篇に曰、凡諸國鎭ニ害氣ニ者。於ニ國郡鄉邑ニ。每年正月上厭日作ㇾ坑云々。【頭註】按延喜式厭字、右旁訓サル。」上の申日の事也。

厭はいとふとよむ字、猿の音を借しかとおもへば、いとひさるの心あり。是をもておもへば、十二支みなこの例なるべき歟。今按に、申のかはりに、厭字を用ひし例、いまだ見ず。其外十二支の代字といふ事、いまだきかず。」以上名物考、按に、厭日は上に擧たる厭日にて、正月は戌なり。さて上戌日といはで、上厭日とあるは、正月の節に入ての上戌日をいへり。上戌日といひては節前にても、正月になりて、はじめの戌の日をいへばなり。

○厭對卅四

台記云。久安三年三月廿七日。庚寅、余及宰相中將經定卿。率二弁少納言一參二外記一。于レ時執二松明一。是一上後初著也。先日問二吉日於雅樂頭泰親一。申曰。廿八日可也。不レ成二勘文一。不レ擇二吉時一。因レ之欲レ行レ之。而今日々暮。明日可レ奏二御賀舞樂一。故今夕行レ之。今朝問二今日吉不於泰親一。申曰。厭封有レ憚否。勘レ例。延喜十年二月七日。貞信公著座。見御記。昨日厭封。依二彼例一今日著之。著坐猶不レ憚。何況一上後初行レ政。不レ可レ強求二吉日一之故也。婚記云。久安四年十一月廿六日。使親隆問二始御書使、後朝使、供餅、露顯等日於陰陽師一。陰陽師、書二折紙一獻。

始御書日　　正月十四日丁酉

後朝使日　　正月廿日癸卯厭封【頭註】後按、群書類從中所收婚記作二厭對日一。

○厭封日例陽明門院後朝使時有二御返事一

按ずるに、天平勝寶八歳曆日に、四月六日己丑。歸忌厭對。また永久三年曆日鎌倉祇園所藏に、三月八日戊寅厭對、倶に厭對ありて、厭封なければ、厭對に作るべし、對と封とは、誤り易き字なり。【割註】淸の何焯が、義門讀書記云。史記魏其武安侯列傳後不二敢堅封一。封作レ對。又云。前漢書霍光傳。人人自使レ書二封字一。對作レ封封誤也。」さて厭對は、日法雜書に、厭對【割註】正二三四五六七八九十十一十二 辰卯寅丑子亥戌酉申未午巳 とあり。天平勝寶八歳四月の丑、又永久三年、久安三年の三月の寅、皆雜書に合へり。又長曆に據に、延喜

十年二月は、辛酉の朔にて、七日は丁卯なり。二月の卯も、亦合へり。又久安四年十二月十九日立春なれば、五年正月廿日は、二月の節なり。されば卯厭對なり。定家卿明月記云。嘉祿元年十一月廿三日。及ニ未時一大允通重來。解賀可レ念ニ申日時一。强雖レ非ニ上吉一。以ニ早速一可レ爲レ先之由示レ之。答云。今日上吉日也。當ニ國忌廢務日一。是勿論事也。明日道虚。明後日厭對日被レ念者吉例多、云々。按に、明月記原本厭日に作れり。長曆に據に、嘉祿元年十一月は、戊午の朔にて、廿日は庚辰、その明後日廿五日は壬午なり。十一月の午は厭對なれば、今對字を補ふ。吾妻鏡云。寛元二年九月十九日。大殿明春御上洛日次事。二月一日可レ有ニ御進發一之由。被ニ思召一。被レ召ニ問維範晴賢等朝臣一。各定申云。二月九日吉日也。一日御進發。有ニ十四日御入洛一者。厭對日也。出行可レ憚レ之。旁可レ被レ用ニ九日一。按ずるに、十四日、原本十六日に作れり。然るに、吾妻鏡寛元三年の記を逸せり。長曆に據に、三年二月は丙寅の朔なり。十四日己卯にて厭對なり。十六日は辛巳なれば、誤なる事明らかなり。この故に今改む。厭對も。亦漢土の字面なり。周禮占夢疏に、張逸問ニ占夢註一云々。答曰。日月在ニ辰尾一。夏之九月。辰在ニ庚【割註】嘉靖板に從ふ。汲古閣本、房に誤れり。」未一。有ニ尾星一。建レ戌厭レ寅。寅與レ申對云々。問曰。何知レ有ニ此厭對之義一乎。答曰。按堪輿黃帝問天老事云。四月陽建ニ於巳一。破ニ於亥一。陰建ニ於未一破ニ於癸一云々。按ずるに、九月建レ戌厭レ寅とは、九月戌に建す月にて、寅を厭日とす。寅與レ申對とは、九月の厭對は申なり。又四月陽建ニ於巳一。陰建ニ於未一とは、四月巳に建す月にて、未を厭日にするをいへり。厭對とは、厭に對するの意にて、毎月の厭日の七ツめに當る十二支なり。

○鼈龜氷上山仕者卅五

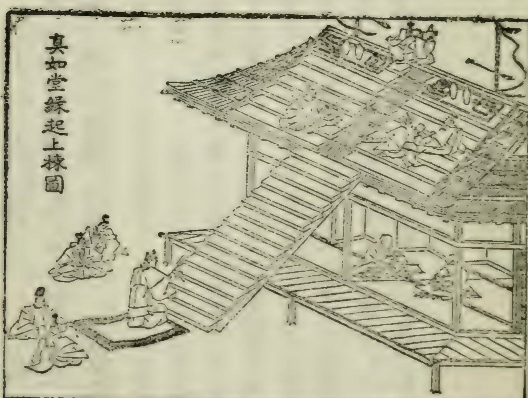
大內家壁書云。長享元年九月日。鷹餌鼈龜禁制之事。爲ニ鷹餌一不レ可レ用ニ鼈龜并蚫一也。既爲ニ氷上仕者儼然一之處。不レ存ニ其惶一之族。忽神罰不レ可レ遁也。於ニ自今以後一。堅固所レ加ニ制止一也。按ずるに、和訓栞に、周防吉敷郡。高原氷上山は、多々良家より千餘年。毎年二月十三日に、北辰尊星を祭りし所なり

といへり、とあり。唐土にても、北辰玄武をいたゞき祭るものは、鼈をくはぬなり。勸善書卷二十云。二月三日。乃眞武眞君降生之日。放二鯉魚鼈鱔之類一。此眞武大避之物。緣レ鯉魚屬二北方癸一。化至レ夜朝レ北。項盤七星。鼈如二神龜一。鱔類二聖蛇一。放二此三物一。表レ無二殘害之心一。三元延壽書卷三云。眞武啓聖錄、大忌食レ鼈。係二四足一。狀如二神龜一。夷堅支志丁集に、潘元寧嗜レ食レ鼈。漁者持二一巨鼈一來。潘見而喜。即欲二烹食一。妻曰。今日上七不レ應レ食レ此。姑留レ之以俟二明旦一也。と見えたるも、眞武によりて忌したり。燕翼貽謀錄卷三に、北俗。遇二月三七日一。不レ食二酒肉一。蓋重二道教一之故。とあるにて知べし、また鼈を食さるとてあざけりたるは、席上腐談上卷云、賈秋壑曰。眞武之龜。不レ可二以爲一レ羹。龜鱉不レ辨。何以治レ民。客乃。求レ鄙者也。座客同戲レ之曰。鰻與二鰍鱓一。皆不レ可レ食。象二眞武之蛇一也。滿座皆笑。これなり。

○上棟卅六

梅窓筆記に、棟上の時、大工の衣冠するも古き事也。玉海。承安二年二月三日。【割註】建春門院新御堂上棟、上棟。大工束帶。自取レ麻昇二屋上一。」とあり。按ずるに、又棟上に弓矢を用るも、ひさしきわざ也。竹林抄、雜連歌上に、「弓矢にあまたしる事ぞある。宗砌、「棟上に時日をとるははかせにて、と付たり。古畫には、眞如堂緣起に出たり。又乘穗錄に、文體明辨に、上梁文者、工師上梁之致語也。世俗營二構宮室一。以擇レ吉上レ梁。親賓裹レ麪。今呼饅頭、雜二他物一稱レ慶。而因以犒二匠人一。於是匠人之長。以レ麪拋レ梁。而誦二此文一以祝レ之と、棟上に餅をなぐる事、今も同じとあり。又按ずるに、上棟に餅をなぐる事。皇朝にてもふるくありし也。時房公建內記云。正長二年七月十日。淨華院佛殿上棟也。云々。今夜自二寺家一。送二餅已下祝着之物一。賞翫祝著了。と見えたるは、餅は拋たる殘りにや、一友人問云、唐土の上棟にも餅を拋る事、乘穗錄に見えたり、又錢を拋る事もありや、答云、只似たる事あり。明の葉盛が水東日記云。嘗見二兵後復守獨石等八城人家一。瓦屋中脊無レ不二斷裂一。蓋流俗。凡建二宅第一。中脊中。或置二銀錢一故

也。張居正が太岳雜著云。皇城北苑中。有二廣寒殿一。萬曆七年五月四日。忽自傾圮。其梁上有二金錢百二十文一。蓋鎭物也。上以二四文一賜レ余。其文曰二至元通寶一。按至元。乃元世祖紀年。則殿剏二於元世祖時一。淸の李玉脯が蚓菴瑣語云。秀水鄕民。張姓者。號二新發一。張邑之豪族也。子孫貧落。祖遺大房。售二與郡宦盛姓。諱萬年一。拆卸時。棟下獲二銀錢四枚一。上鐫二富盛萬年字一。蓋張氏祖。建レ房時。特鐫二是錢一。鎭二壓柱礎一。欲二其富盛久遠一之吉語耳。詎知已符二盛宦之名一矣。數之前定如レ此。石成金が傳家寶多能集云。造二住房一。安二中柱一法。住宅主房。必要二中柱著レ地。不レ可レ造二架柱一。其廳房則不レ拘二柱之上下一。其四處可下各留二小空隙一。於二豎レ柱日一。安中放銀錠上。主レ招二大富一。此錠不レ拘二輕重一。只要二一樣四整錠一。など見えたりと答たりき。後に新渡の宋の李攸が宋朝事



賓を見しに、錢と餅を擲たる事を記せり。彼書道釋篇云。大中祥符元年。建二玉清昭應宮一。大初紫微殿寶符閣上梁日。帝親臨視。其日大合樂。工人以二文綃一裹レ梁。金二飾木寓龍一。負二之輅一以昇。伶官讀レ文。其上設二機木一。散二擲金錢餅果一。修宮使以下。及二營繕掌事者一。賜以二衣帶金帛一有レ差。從官咸賜二衣服金犀帶一。又ふるく、唐僧不空が表制集巻三に、大暦八年十二月廿日。恩二賜文殊閣上梁。餢餅見錢等物一謝表に、文殊閣。先奉二恩命一取二今月十四日一上梁。天澤曲臨。特賜二千僧齋飯。上二梁赤錢二百貫。餢餅二千顆。胡餅二千枚。茶二百串。香列湯十甕。蘇蜜食十合。粲甘橘子十五箇。甘蔗卅莖一。と見えたり。

梅園日記 巻第三

○福引一

正月福引とて、閭にて人に物とらする事あり。物に見えたるは、月堂夜話に、或人云、正月の福引は、昔は兩人して、餅を引合て、兩方の多少取たるを見て、其年中の禍福を見しことあり。今代は種々の器物に取り代へたる也。餅を引取故に福引と名付、」とあり。又寶引ともいひけるにや。西鶴織留に、さる大名方に御吉例とて、正月三日の夜、大書院にて、家久しき者ばかり召よせられ、寶引を仰付られける。ふすま障子の内より、五色の長緒を數百筋投出して、手毎に一筋づゝ引取、此緒の末に付置れし物を下されける。小せう引出す繩に、桑の木の鐘木杖、家老職の引出す繩に、銀錢一貫文、或は唐織の卷物、御物拵の脇差、臼の古きにあたるもあり。提重箱、長刀、印籠、巾著、日傘、張子の夜著蒲團、ふり杓子をとるもあり。」と云り。按に、是に似たることとふるくあり。續日本紀に、天平二年正月辛丑、天皇御㆓大安殿㆒、宴㆓五位已上㆒。晩頭移㆓幸皇后宮㆒。百官主典已上。陪㆓從踏歌㆒。且奏且行。引㆓入宮裏㆒、以賜㆓酒食㆒。因令㆑探㆓【割註】板本探に作れり。今一本及び類聚國史七十二に從ふ。」短籍㆒。書以㆓仁義禮智信五字㆒、隨㆓其字㆒而賜㆑物。得㆑仁者絁也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。とあり、またこれに似たる事、漢土にも亦あり。太平御覽八百十七布帛部に、鄴中記云。石虎以㆓辰日㆒臘。子日祀㆑竈。大會㆓群臣於太武殿上㆒。使㆓各三探㆒。乃有㆘得㆓絹百疋㆒者㆖。有㆘得㆓數十疋㆒者㆖。有㆘得㆓一二疋㆒者㆖。虎觀大笑以爲㆑樂。武林舊事に、二月一日。宮中排㆓辦挑菜御宴㆒。先㆑是内苑。預備㆓朱綠花斛（セキダイ）㆒。下以㆓羅帛㆒作㆓小卷㆒。書㆓品目

於上一。繋以二紅絲一。上植二生菜薺花諸品一。俟二宴酬樂作一。自二中殿一以次。各以二金篦一挑レ之。后妃・皇子。貴主・婕妤・及宮人等。皆有レ賞無レ罰。以次每斛十號。五紅字爲レ賞。五黑字爲レ罰。上賞則成號。眞珠。玉杯。金器。北珠篦環。珠翠領抹。次亦鋌銀。酒器。冠鋌。翠花。段帛。龍涎。御扇。筆墨。官窰・定器之類。罰則舞唱・吟レ詩。念佛飲二冷水一。喫二生薑一之類。用レ此資二戯笑一。王宮貴邸。亦多傚レ之。瑯嬛記に致虛閣雜俎を引て云。七夕。徐婕妤。雕二鏤菱藕一。作二奇花異鳥一。攢二于水晶盤中一。以進上。極二其精巧一。上稱賞。賜以二珍寶無數一。上對レ之竟レ日。喜不レ可レ言。至二黃昏時一。上自散二置宮中几上一。令二宮人闇中摸取一。以二多寡精粗一。爲二勝負一。謂二之鬪巧一。以爲二歡笑一。など見えたり。

○食素　素畫二

皇朝刻本、宋の許親が本事方、拒風丹の論證に、母氏平時食素（ムナシク）。氣血羸弱。とあり。食素の傍訓は誤なり。食レ素と訓べし。素とは蔬菜をいふなり。其證は、顏師古が匡謬正俗に、喪服傳記云。飯二素食一。案素食。謂下但食二菜果糗餌之屬一。無中酒肉上也。【頭註】素食。詳出二風俗編及恒言錄一。」又班書霍光傳。載二光奏二昌邑王過失一云。典レ喪服二斬衰一。無二悲哀之心一。廢二禮誼一。居二道上一不二素食一。王莽傳云。每レ有二水旱一。莽輒素食。左右白二太后一。遣レ使詔レ莽曰。聞公菜食憂レ民深矣。今秋幸熟。公勤二於職一。幸以時食レ肉。據レ此益知。素食是無レ肉之食。今俗謂二桑門齋食一。爲二素食一。蓋古之遺語焉。又錢大昕が潜研堂金石文跋尾又續に、大和七年青蓮寺碑。有二素畫彌勒佛之語一。按二說文一。無二塑字一。唐宋碑刻。或作レ塐亦俗。不レ若二作レ素之爲一レ得也。と云り。是素を塐の正字と解したり。廣韻に、塐捏二土容一とありて土像なり。此解誤れり。按に、禮記樂記の注に、素生帛也。とある素にて、素畫は帛に畫をいへり。其證は、不空表制集に載たる、大曆十二年十月。沙門惠勝進二興善寺文殊閣内功德數一文に、奉レ勅素畫文殊六字菩薩一鋪九身云々。其所レ畫レ素大聖福田と云り。此集は彼國には佚して、錢氏見ざれば誤れるも宜なり。然れども、文苑英華を讀めば知らるゝ也。英華六百八十一卷梁蕭が三如來畫像贊序に、予嘗齊レ心命レ工裂レ素作レ繪とあり。

○花甲子三

葛原詩話云。范成大丙午新正ニ、祝レ我剩【割註】按に、石湖詩集讚に作れり。」周花甲子。謝レ人深勸ニ王東西一。ト丙午ハ石湖本命ノ歳ナリ。花ノ字華ニ作ルベシ。華ノ字、字畫成ニ六十一一。故ニ本命ノ年ヲ華甲子ト云。夜航詩話云。六十一歳曰ニ華甲一。蓋拆ニ華字一。爲ニ六十一一。猶ニ四十八曰ニ桒字年一也。【割註】何祇夢ニ井生レ桒事。見ニ蜀志楊洪傳注一。西遊記第二十回、問ニ年壽幾何一。道癡長六十一。行者道。好好華甲重逢矣。【割註】按に、本書花甲に作れり。」范石湖。丙午新正詩。祝我剩ニ周華甲子一。【割註】按に、本書周花甲子に作れり。」丙午石湖元命之辰也。」などあるは、華字を離せば華となる故に、六十一となるといへり。是よろしき説ときこゆれども非也。石湖の詩意は、本命丙午の元日、周花甲子六十年に剩れるを祝せる也。周甲子の六十歳なる證は、如面譚二集の注に、六十爲ニ花甲一周一。翰墨瑣瑞の六十請レ人書に、浮生碌碌花甲初周。七修類稿に、杭劉泰。成化癸巳六月。適當ニ六十一。同時詩人。皆以レ詩祝。張錫云。一週花甲等閑過。沈寧云。花甲循環喜ニ一週一。劉英云。花甲忽週遭。【割註】又六十を週甲ともいへり。陶澍が印心石屋文鈔に出たり。」又六十一歳をも周花甲と云しは、魏禧が魏叔子文集外篇に、賀ニ羅爺六十又一一文に、惟翁時値ニ桂秋一歳周花甲。馮浩が孟亭居士詩稿に、乾隆壬子郷闈。孫男得レ擧に、一周花甲重叨陰。とあるは、雍正壬子より一周なり。また仇遠が金淵集に、丁未元日の詩に、花甲喜ニ循環一。とあり。集中を按に、仇遠は宋の淳祐丁未の生なり。是も支干循環して、元の大德丁未、本命の年となりたるを喜ぶと也。又按に、六十以上ならば幾歳をも、周花甲といふべき也。四庫全書提要百二十二元の劉壎が隱居通議の條に、其水雲村稿中。延祐己未。重題ニ梅氏海棠一詩。有ニ花甲重周人八十之句一。また豈有此理の還魂童生の一條に、近今（チカゴロ）六十以後周花甲矣。名ニ花甲童一。などいへり。また此花甲の花字は、もろこしにてもしれかぬる事也。其證は、帶經堂詩話に、張宗柟が附言に、曷皆不レ辨ニ六十花甲之義一。皇華紀聞中言レ之甚明。鐵樹如ニ棕櫚一幹甚奇古。葉而不レ華。在ニ廣城提學公署一。見レ之。按王

濟雨舟云。六十花甲子。以二鐵樹開一レ花而名。此樹遇二六十年一方開レ花、昔宦二横州一。親見二此樹在一一指揮間中。其人言。洪武十年。正統九年。宏治十七年。三開花矣。今當二於嘉靖四十三年一。再花云。【頭註】按、皇華紀聞言。洪武十年。正統九年十下脫二七字一。堅瓠壬集引碧里雜存作二十七年一。爲レ是。蓋洪武十七年正統九年弘治十七年嘉靖四十三年。皆當二甲子一也。」とあるにて知べし。【割註】堅瓠壬集亦此說あり。」按に、此說亦非なり。淵海子平に、夫甲子者。始成二於大撓子一。而納音成二之於鬼谷一。象成二於東方曼倩子一。時曼倩子既成二其象一。因號二花甲子一。と云る說是なり。さて納音とは、干支に五行を配して、甲子乙丑は金、丙寅丁卯は火、戊辰己巳は木、庚午辛未は土、壬申癸酉は金などをいふ。象は花甲子なり。留靑日札に、李淳風六十花甲子歌。甲子乙丑海中金。丙寅丁卯爐中火云々。とありて、五行に某の金、某の火等の名目を加へ、即其象あるをいへり。象すなはち花なる故に花甲子とはいへり。

附識す。花字を華に作れるは、葛原の創說に非ず。舊き說なり。然れども六十をいへり。正宗贊の注本。保寧禪師贊に、杜撰巡宮華甲子。指輪上一時亂了。注に、或云。華甲華六十也。北礀小參尾云。致令六十華甲子。都打亂了。【割註】梅村載筆、笠澤筆塵、倶に此說あり。」京華集の、天用立才禪尼。秉炬文に、過二華甲子一。則六十一年。また蓮溪因公都寺。預修二秉炬佛事一文に、殘生過二華甲子一者二年。翰林五鳳集、六十一歲試筆詩に、華年加レ一老生涯。策彥の蠡測集に、華甲子トハ六十甲子の事ゾなど見えたり。されども、唐土の書に、花甲の字を、華に作りたるものなし。正宗贊も白文本は花字なり。北礀文も改たる事論なし。

○案山子四

玉池雜藻三編に、案山子禪語に出、愚此文字を鹿驚(カガシ)に當る事、或禪師に問しに、云案山とは大山に添し小山を云。人ならば、前に書案を置形也。陰に有て不用の山故、影法師の意にて、用立ぬ人を案山子と云と、是にて思へば、わらにて作り、人の影法師同前の物ゆゑ、右の文字をかり用ひしなるべしとあ

り。」按ずるに、いふにもたらぬ評説なり。蓮齋諸話に、鳥驚の人形、案山子の字を用ひし事は、支人芝山曰、案山子の文字は、傳灯錄、普灯錄、歷代高僧錄等、此面前案山子の語あり。注曰。民俗刈レ草作二人形一。令レ置二山田之上一。防二禽獸一。名曰二案山子一。又會元。五祖師戒禪師章。主山高案山低。又主山高嶮々。案山翠靑々などあり。按ずるに、主山は高く、山の主たる心、案山は低く、上平かに机の如き意ならん。低き山の間には、必田畑をひらきて耕作す。鳥おどしも、案山のほとりに立おく人形故、山僧など戲に案山子と名づけしを、通稱するものならんといへり。徂徠鈐錄に、主山、案山、輔山と云ことあり。多くの山の中に、北にあたりて、一番高く見事なる山あるを主山と定めて、主山の南にあたりて、はなれ山ありて上手に、つくゑの形のごとくなるを案山とし、左右につゞきて、主山をうけたる形ある山を、輔山といふとあり。又按ずるに、此面前案山子を注せる書、いまだ讀ねども、こゝの人の作と見えて、取にたらず。此事は、和板傳燈錄卷十七。道膺禪師傳に、僧問。孤迥迥。峭山巍巍時。如何。師曰。孤迥峭巍巍。僧曰。不レ會。師曰。面前案山子。也不レ會とあり。和本旬讀を誤れり。面前案山。子也不レ會を旬とすべし。子とは僧をさしていへり。鹿驚の事にあらぬは論なし。案山は、增集續傳燈錄卷四。如珙傳にも、拈二却門前大案山一。放二爾諸人一東去西去。など、禪家にてよくいふ語也。又按に、此語はもと、堪輿家とて、地理の事を業とするものゝいへること也。唐土にては、人を葬る土地むづかしくて、親など死たる時、葬るべき地を撰に、彼堪輿家をたのみて撰ばするなり。もし、よき地を見あたらぬ時は、數年葬らで置事などあり。撰みてもその詮もなき事あり。西湖遊覽志餘佞倖盤荒篇に、蔡京之父準。葬二臨平山一。山爲二駝形一。術家謂。駝負レ重乃行。遂作二塔山頂一。以二浙江一爲二帶水一。秦望爲二案山一。何其雄也。富貴既極。一旦顚覆。幾二于滅族一。俗師風水之說。安足レ憑哉。【割註】按に、これもと陸游いへる事也。入蜀記云。宿二臨平一。臨平者太師蔡京。葬二其父準於此一。以二錢塘江一爲レ水。會稽山爲レ案。山形如二駱駝一。老學菴筆記にもまたこの說あり。」是なり。さて諸話に、案山は低く、上平ら

かに机の如き意ならんとあれど、平らかならぬをもいふべし。机の說は是なり。明の徐世彥が地理玄關。第三卷朝案說に、朝與案。皆穴前對峙之山也。所居之方位雖同。所處之名分定異何也。案者、乃隨龍之餘氣。推于前。爲穴之證佐者也。如人之坐處。必有桌案。則手足方有所憑依。須要不逼不遙端正潔淨。開面有情爲上。苟歪斜破碎。面飽脚飛。皆非案山之善者。細想弊几欹案。不設于正人君子之前。更認得案山之眞性矣。また鈐錄に、南にあたりて離れ山とあれども、離れずともいふべし。正南にも限らず。其證は、徐霞客遊記に、遊黃山日記に、望獅子峰已出。遂杖而西。是峰在菴西南。爲案山。とあり。また山ならぬをも案山といへり。夷堅三志。周十翁墓章、十翁塋處。左右前後。唯產茅茨。獨對穴有古松一株。指爲案山。とあり。

○ぬくめ鳥五

雅言集覧云、後京極鷹三百首、「鷹のとるこぶしのうちのぬくめ鳥氷る爪根のなさけをぞしる。西園寺殿鷹百首、「空さゆるひとよの鷹のぬくめ鳥はなつ心もなさけ有かな。但此歌塙本に見えず。鳥柴雪といふ書に出たり。かの書の異本なるべし。」按ずるに、別本にて然も注あり。」【割註】按に、臂鷹往來云。鷹書者。西園寺入道相國。蟄居百首一冊。園羽林注。」注云、ぬくめ鳥とは、如何にも寒き夜、小き鳥を生ながら、鷹の兩の手にて取かくし、足をあたゝむる也。其朝はなちやりて、此鳥やどらんとて其へ行ず情をなす也」とあり。又前の後京極殿三百首にも、亦注本あり。注云、鷹の野をかける時は爪をふかく喈也。小鳥を殺さずして、我こぶしをあたゝめて、明れば放つなり。かれをはなちやり。其方へ三日ゆかざる處を、つまねの情をしると申にや。又按ずるに、此事唐の代よりいひし說なり。朝野僉載五卷に、滄州東光縣寶觀寺。常有蒼鶻集重閣。每有鴿數千。鶻冬中。取一鴿以煖足。至曉放之。而不殺。自餘鷹鶻。不敢侮之。柳宗元文集十六卷鶻說。又有鷙曰鶻者。穴于長安薦福浮居有年矣、冬日之夕。是鶻也。必取烏之盈握者。完而致之　以燠其爪掌。左右而易之。旦則執而上浮圖之跂

焉。縱レ之。延二其首一以望。極二其所一如。往必背而去焉。苟東矣。則是一也不二東逐一。南北西亦然。白氏文集三十六遇レ物感興因示二子弟一詩に、鳩心鈍無レ惡云々。鵲巢攫暖レ卵と作れるもこれなり。文苑英華百三十六李邕鶻賦に、夫其嚴冬沍寒。烈風迅激。或上二棘林一。或依二危壁一。身既寒二於喬木一。骨將レ斷二於貞石一。奮二介鳩一以自暖。罔レ害レ命。以招レ命。信終夜而懐レ仁。乃詰旦而見レ釋。また埤雅、五雜組などにも見えたり。

○勸學院雀六

勸學院雀囀二蒙求一といへること、寶物集、八幡愚童訓等に出たり。富樫の舞、賴政の謠にもいへり。曾我物語にも、「勸學院の雀とかや申ければ、」などあれば、久しき諺なり。日本國風、勸學院雀の一條に、閑窓倭筆を引て云、雀とは、勸學院に仕れて、水を汲薪を運ぶ小女の名也。其女此勸學院にて、朝夕學問する人の蒙求を誦を聞て、常に口まねをする故に、雀の名にたよりて囀といふ也。按に、勸勵讀書の聲を、雀も聞覺えて、王戎簡要など囀やうにきかるゝなるべし。以上日本國風。按ずるに、閑窓倭筆に、又云、古來蒙求抄の題注にいへる、蒙求の作者の李瀚がつかふ女の名を雀といふ。それまでが、此蒙求を囀と云とあり。甚非也。【割註】古來の抄とは蒙求聽塵にや、彼書に此說見えたり。」とあり。今考るに、蒙求の開卷に載たる、李良が薦二蒙求一表に、李瀚撰二古人狀跡一。編二成音韻一。名曰二蒙求一。瀚家兒童。三數歲者。皆善諷誦とあり。瀚家兒童云々をつゞめて、瀚が家の兒童は蒙求をさへづると、ふるき諺にいひしなるべし。唐人などのものいふをば、さへづるといへれば也。さるを後に、瀚が家を勸學院と誤り。さへづるといへるより、兒童を雀と誤たる也。又宋の方岳が詩に、黃鸝を教得て書を讀ことを解せしめ、能蒙求中の一句を記せしむ、といへる句などをも混じたるにや。【割註】方岳秋崖集獨立詩に、村夫子挾二兎園册一。教二得黃鸝一解レ讀レ書。能記二蒙求中之一句一。百盤嬌姹可レ憐レ渠。自注に、蓋俗以二其聲一爲二呂望非熊一。此詩こゝに早く傳はりしなるべし。月舟が鶯誦二蒙求一詩。翰林五鳳集に見えたり。」され

ば倭筆に引たる古抄の說、やゝ是に近しといふべし。さて唐人などのものいふを、さへづるといへるは、敏達紀【割註】韓婦用二韓語言一。」萬葉集【割註】二卷に、言さへぐからの崎なる、また、言さへぐくだらの原、十六卷に、さひづるや、からうすにつき、冠辭考に、から人の言の聞わかちがたきをいふめりしと有り。宇治拾遺物語、【割註】珠價無量一條に、唐人すべきやうもなくて、貞重と向ひたる船頭がもとに來て、その事ともなくさへづりにければ云々。又賴時胡人見たる條に、胡人とて繪に書たる姿したるもの出たり、きゝもしらぬことをさへづりあひて云々。」など見えたり。

○錢若干字七

今錢幾文を幾字といふ人あり。非なり。僧景三の京華集に、慈得菴主。東陽遜公首座。予故人也。壬寅之冬。有レ書問二予安否一。又孔方兄八百字。副レ書見レ贈。惠意之厚。不レ知三所二以裁一也。小詩一篇。謝二萬一一云。兩个青錢双白璧。一封墨蹟百黃金。曾遊二十年前事。胡蝶夢中千里心。とあり。これ兩个青錢とあるは二百文なり。それを八百字といひたれば、一文は四字也。是後世は錢面に必四字あればなり。もろこしにても此定なり。自得語三十二云。佛印持二二百五十錢一。示二東坡一曰。與レ儞商(トケ)二此一個謎一。東坡思レ之。少頃。謂二佛印一曰。一錢有二四字一。二百五十個錢。乃一千個字。莫二是千字文謎一乎。佛印笑而不レ答。七修類藁二十二云。藥方中一字者。即錢文之一字。蓋二分半也。[illegible]り。

○石帶幾筋八

莚響錄に、石帶を一筋二筋とも申よし、不レ苦事に候哉。何に出たる歟不存候へ共、普通には、一腰二腰と申樣に覺申候。一丁二丁とも申候歟。台記。久安四年十月十九日。謁二見禪閤一。賜二帶一丁一。」とあり。按ずるに、帶幾筋といひし事、中右記、【割註】元永三年十二月廿四日、」吾妻鏡【割註】貞應三年二月廿九日、」永仁御即位調度記、蜷川親元記、【割註】寬正六年四月廿五日、」季瓊日錄、【割註】延德二年正月六日二月十八日、」多聞院日記、【割註】永祿九年八月五日、」などに見えたり。さて筋は條の假字なり。【割註】

嚢抄に、條ヲハスヂトヨム。五色糸一條ト云ハ一筋也。」遊仙窟に岸梢綺條。」安祥寺資財帳、大安寺資財帳、法隆寺獻物帳、阿彌陀院寶物目錄、太神宮儀式帳、延喜式、長曆送官符等に帶の條に條を以てす。台記の丁字も。條字の音を借たるにはあらずや。又幾腰といひしは、河海抄若菜上に、李部王記を引て、犀御帶一腰、また西三條裝束抄に、金青玉ノ帶二腰など見えたり。さて一腰一條、みな唐土の語なり。宋の陸游が老學菴筆記に、古謂二帶一一爲二一腰一。周武帝賜二李賢御所服十三環金帶一腰一。【割註】按に、周書及び北史の李賢傳に、皆一要に作れり。」廣韻に要、說文曰。身中也。今作レ腰。」また唐書李德林傳に、別賜二九環金帶一腰駿馬一疋一。また柳裘傳に賜二綵三百匹金九環帶一腰一。」是也。近世乃謂レ帶爲二一條一。語頗鄙。不レ若レ從二古爲一一腰一也。とあり。陸氏は帶一條といふを、近世といへれど、唐の時よりいへり。昌黎文集、白氏文集、因話錄、酉陽雜俎、廣陵妖亂志などに出たり。舊唐書、又冊府元龜にも見えたり。又幾具ともいへり。深窓秘抄、連阿不足口傳抄、名目抄等にあり。是も亦唐土に例あり。東觀漢記、鄧遵傳、北堂書抄、百二十九、藝文類聚、六十七、等に見えたり。

○馬代九

莚響錄に、小鳥の口すさみに、貢馬十疋內裏へ奉る。其外別して名馬などゝて、送りたびたりしかば、かひあることゝちぞせしと、是は何とやらん。今いふ馬代のやうにおもはれ候歟。」といへり。按ずるに、馬代の事を、あらはに記したるは、季瓊日錄云。永享十一年十月九日。正讀院。三寶院。實相院御坊。馬代被レ獻レ之。康富記云。寶德二年八月廿八日。午刻參二大炊御門殿一。若公九才有二御讀書始一。欲レ罷二出之處。被レ下二引出物一。【割註】御馬太刀折紙也。」祝著了。御劍、金覆輪、御馬。代百疋、日件錄云。康正二年三月廿九日。到二大智院一。予出二一緡馬代一。宣胤卿記云。永正五年八月六日。大內四品禮事。先年上杉四品之時。余上卿。馬代千疋太刀送之。後奈良院宸記云。天文四年九月廿一日。壽梁西堂長老被レ成。爲二其禮一云々。大內親王へモ、當年禮太刀一腰馬代千疋。御產所日記云。天文五年正月十二日、御馬代

參百疋。拜㆓領之㆒。などあり。もろこしにても、五代會要云。開成中任圓奏云々。伏見㆓本朝舊事㆒。貢獻雖㆓以㆑進㆑馬爲㆑名。卻將㆓綾絹金銀㆒。折㆓充馬價㆒。今乞從㆑之。【割註】舊五代史唐明宗紀には天成二年三月の事とす。」とあり。

○醉船十

寒夜筆談に、船にゑふといふこと、むかしよりいへり。太平記東宮還御事云、何なる人も、船には醉物にて候ぞと云々。とあり。按ずるに、是よりさきに、土佐日記に、かのふなゑひのあはぢしまのおほいご、みやこちかくなりぬと、いふをよろこびて、ふなぞこよりかしらをもたげて云々。夫木抄雜十五に、太宰任にて下たるにふなゑひおきて、もたひといふとまりにて、太宰大貳高遠卿・「ころふねにゑふ人ありときゝつるはもたひにとまるげにやあるらん。なほさきなるは、鑑眞東征傳に、天寶三載六月二十七日。至㆓楊州新河㆒乘㆑舟。風急波峻。水黑如㆑墨。沸浪一透。如㆑上㆓高山㆒。怒濤再至。似㆑入㆓深谷㆒。人皆荒醉。但唱㆓觀音㆒。と見えたり。又車に醉ぬるは、今昔物語集廿八第二語に、紫野樣ニ遣セテ行ク程ニ三人乍ラ、未ダ車ニモ不㆑乘ザリケル者共ニテ云々。三人乍ラ醉ヌレバ、踏板ニ物突散シテ、烏帽子ヲモ落シテケリ、云々。此ノ者共車ニ醉タル心地共ナレバ、」とあり。又按ずるに、和名抄に、辨色立成を引て、苦船布奈夜毛非と云り。苦車苦船の字、西溪叢語に出たり。【割註】太平御覽九百十八、王隱晉書曰。翁洗母病㆓苦車㆒。及㆑亡。不㆑欲㆓車葬㆒。貧無㆓以得㆑馬。とあれば、苦車は久しき語なり。」此外、肘後方、病源候論に、注車注船といひ、表異錄に、蛀船、蛀轎あり。【割註】蛀轎は、こしにゑふなり。直語補證に、注轎。甕牖閒評に、注轎子あり。」廣東新語、南越筆記に、船暈。また朱子偶記に、暈舡とあり。通俗編に、苦船云々。集韻亦作㆑[illegible]。按即今所謂暈船と見えたり。また唐土にても、醉船といへり。惠濟方に、注船。即俗名㆓醉船㆒。また詞雅に、范績が減字木蘭花の題注に、北人不㆑善㆑乘㆑船。謂㆓之苦船㆒。南人謂㆓之醉船㆒。又謂㆓注船㆒。とあり。【割註】注船、大吐、渴飲㆑水者。即死。と丹溪心法類集・惠

○さげ尼十一

梅窓筆記に、今の世に髪切の尼と云は、さげ尼なり。さて又後に、髪をおろして尼になりし事もあるべし。續世繼もち月長曆三年五月七日、御くしおろさせ給ふ。あきとものの入道中納言、「世を捨て宿を出にし身なれども猶戀しきはむかしなりけり。とよみて、この女院へ、たてまつりたまへる。御返事に、「つかのまも戀しきことのなぐさまば二たび世をもそむかざらまし。とよませ給へるは、はじめは御ぐしそがせ給ひて、のちみなおろさせ給ふ心なるべし。と云り。按ずるに、此女院は上東門院なり。また大鏡裏書云。上東門院。萬壽三年正月十九日出家。年卅九、長曆三年五月七日。於ニ法成寺一剃ニ除鬢髪一とある是也。これよりさきには、婚記久安四年七月廿日條云。鷹司殿源倫子、治安元年十月出家。或說。長曆元年三月十四日。於ニ法成寺西北院一。有ニ御出家事一。先度垂尼歟。また上東門院の後にも、女院記云。皇嘉門院。保元元年十月十一日。法性ノ別業ニテ爲レ尼。年卅五。垂尼。長寛元年十二月廿六日。九條亭ニテ出家。女院小傳云。建禮門院。壽永二七廿五赴ニ西海一。元曆三五一爲レ尼。廿九、眞如覺、文治元四廿九歸京。著ニ吉田一。今夜御出家。など見えたり。さげ尼のさまは、花鳥餘情總角卷云。女の戒を受るといふは、ひたひの髪をはやして、【割註】按に、はやすとはそぐをいふなり。」さげあまといふものになるをいふ也。又按ずるに、さげ尼歌にもよめり。新撰六帖、衣笠内大臣、「黒髪の色はかはらぬさげあまのまことゝすぢに身はなびきつゝ。」さて有髪尼は天竺にもあり。四分律第三十云。六羣比丘尼。自莊ニ嚴身一。梳レ髪。香塗レ身。諸居士見。皆共嗤笑。十誦律第五十云。爾時助ニ調達一。比丘尼編ニ頭髪一。諸居士呵責言。汝比丘尼出家人。何用編ニ頭髪一。また唐土にもあり。釋氏要覽卷上稱謂篇云。式叉摩那。此云ニ學法女一。似ニ今尼長髪一也。皇宋類苑卷二云。泉州奏。未レ剃僧尼。係レ籍者四千餘人。其已剃者數萬人。池北偶談卷二十六云。尼高レ髻。盛レ粧。衣ニ錦綺一。行ニ纏羅襪一。年十八九好女子也。【割註】按に、松筠閣鈔異

卷一にも亦いへり。」

○ゆめといふ詞十二

少しの事をゆめといふこと歌によめり。西宮左大臣集、「うつゝにもあらぬ事こそかたからめ夢ばかりだにみつといはれん。萬代集戀一、大江嘉言、「あふ事のゆめばかりにもなぐさまばうつゝにものはおもはざらまし。和泉式部日記、「けさのまは今はひぬらんゆめばかりぬると見えつる手枕の袖。千載集雜上、周防内侍、「春の夜の夢ばかりなる手枕にかひなくたゝむ名こそをしけれ。俊賴朝臣集雜歌百首、「うれしさは夢ばかりだになけれどもかべにむかひてよをすぐす哉。隆信朝臣集戀六、「いかにしてまどろむ程になぐさめて夢斗だにあふとみるべき。家隆卿集、戀部、「うらみわびしのぶ衣のかへしてもゆめばかりだにとはれても見む。風雅集戀二、爲家、「いきて世の忘れがたみと成やせむ夢ばかりだにぬともなきよは。續千載集戀三、よみ人しらず、「忘るなよ結ぶ一夜の新枕夢ばかりなる契りなりとも。又卷四龜山院、「おなじ世に見しはうつゝもかひなくて夢ばかりなる人のおもかげ。又文には、宇都保物語、俊蔭卷ゆめばかりにても、たゞこのくはする物にかゝりて、今昔物語集十六、廿九條、夢許も驗无かりけり。落窪物語、たきものは、此御もぎに給はせたりしを、ゆめばかりつゝみおきてはべりとて、いとからばしう、たきにほはす。發心集、夢の如くなる庵室をつくるとて、たくみをつかひ侍りしか。又一日の御家づと、ゆめかましく見え侍りし。」又もろこしの詞にも似たる事あり。王若虛滹南詩話三に、蕭閑云、【割註】按に、金の蔡松年字は伯堅。蕭閑老人と自號す。」風頭夢雨吹無レ跡。【割註】原本雨字を脱す。今絶妙好詞箋に、滹南詩話を引たるに從ひて補ふ。」蓋雨之至細。若レ有若レ無者。謂二之夢一。田父野婦皆道レ之。賀方回。行二風頭夢雨吹成一レ雪之句一。又云。長廊碧風。夢雨時飄灑。と見えたり。

○七日忌レ歸十三

春湊浪話に、今の世の俗に、外へ行事ありて、七日を經て歸るを、忌事はふるき事也。桓武天皇、延暦

四年八月に、平城へ行幸ありし其留守に、早良太子人をして種繼を射殺さしめ給ひしにより、後に太子を廢せしめ給ひ、程なく薨し給ひける比、行幸ありし丙戌の日なりしか、壬辰の日に七日にて歸り給ふ。是より七日を經て歸る事を忌事になりしと、水鏡に見えたりとあり。○按ずるに、管見野水抄云。七日俗忌事。台記。久安二年三月廿五日。其二今丸一參二近衞殿一。依二吉日一也。入レ夜歸宅。今丸來二此亭一之後。當二七日一。有二俗忌一。但自レ他不レ可レ忌由。尾御前御命。【割註】按に、本書此下に仍將參の三字あり。」又按ずるに、台別記云。仁平元年二月十六日。是日今麻呂加二元服一。廿二日。大夫歸レ自二東廂一。元服之前。在二此廂一。與二元服後一當二七日一。仍不レ渡二本所一。寢二他所一。依レ避二俗忌一也。又按ずるに、拾芥抄云。七日並十三日。歸二本所一忌。宇治殿御時議定。【割註】宇左記。仁平四三廿見二天喜四四一土御門記一」又按ずるに、速水氏見聞私記云。當二七ケ日一忌レ還レ家事。平戸記曰。仁治三年四月八日庚申。今夕可レ有二還宮一歟之由。有二沙汰一之處。猶以延引云々。明日相二當七日一之間。今夜之儀。俄出來也。一昨日有二沙汰一。殿下令レ間レ予。經二七ケ日一還レ家。公私忌レ之。世俗之法。古今之例也。可レ被レ憚之由申了。などに見えたり。

○優古堂詩話十四

讀書齋叢書中に收めたる優古堂詩話は、悉く能改齋漫錄を抄出したる僞書なり。されども淸の文淵閣なる官本は、眞書なるべくおもひしに、讀書齋本と同じきをしれり。其證は、四庫全書總目、百九十五、優古堂詩話の提要、讀書齋本に符合すれば也。今悉く引んは、わづらはしければいはず。總目百四十、湘山野錄の提要に、吳幵優古堂詩話、論下其以二陽郇伯妓人入レ道詩一。誤爲中陳彭年送二中國長公主爲レ尼詩上とあり。按ずるに、讀書齋本に、此事を載て、妓人出家詩と標して云、唐顧陶大中丙子。編二唐詩類選一。載二陽郇伯作妓人出レ家詩一。盡出二花鈿一與二四鄰一。雲鬟剪落向二殘春一。暫驚二風燭難レ留レ世一。便是池蓮不レ染レ身。貝葉欲レ翻迷二錦字一。梵聲初學誤二梁塵一。從レ今豔色歸レ空後。湘浦應レ無二解レ佩人一。湘山野錄乃謂。

本朝中國長公主爲レ尼。披廷嬪御。隨出レ家者三十餘人。太宗詔ニ兩禁ー。各以レ詩送之。陳彭年作詩八句。今考ニ其詩ー、與ニ陽郇伯所レ作一同。首句盡出ニ花鈿ー散ニ寶津ー、一句不レ同。豈後人改ニ郇伯詩ー。而託以ニ彭年之名ー。而文瑩又不レ考之過邪。【割註】按に、文瑩は野錄の撰者なり。」と見えたり。かく提要にあへるにて、官本と同じきをしれり。さて此文すなはち、能改齋漫錄卷三に出て、寶津を玉津に作れるのみ。又按ずるに、眞本優古堂詩話は、李日華が紫桃軒雜綴卷二、初學集卷九卷十の錢曾が注、厲鶚が宋詩紀事、卷九、十一、十二、十五、十六、廿八、卅三、卅五、四十一等に引たり。されども其詩、讀書齋本には、一首も載る事なし。

○七草十五

世說故事苑に、七種を擣事、事文類聚に、歲時記を引て曰、正月七日多ニ鬼車鳥度ー。家々擣レ門打レ戶。滅ニ燈燭ー禳レ之。和俗七種菜を打つ唱に、唐土の鳥、日本の鳥、渡らぬさきにと云るは、此鬼車鳥を忌意なり。板を打鳴すは、鬼車鳥不レ止やうに禳也といへり。按ずるに、此說是なり。桐火桶、【割註】定家卿の作と稱す。」に、正月七日七草をたゝくに、七づゝ七度四十九たゝく也。七草は七星なり。四十九たゝくは、七曜、九曜、廿八宿、五星、合て四十九の星をまつる也。唐土の鳥と、日本の鳥と、わたらぬさきに、七草なづな、手につみいれて、亢觜斗張。」とあり。亢觜斗張は、廿八宿の中の星の名なり。【割註】また旅宿問答に、七日の七草は在レ天七星、在レ地七草とあり。」星の名を書て、鬼車鳥の類の夭鳥を逐事は、周禮秋官に、硩蔟氏掌レ覆ニ夭鳥之巢ー以レ方。【割註】注に方版也。」書ニ十日之號。十有二辰之號。十有二月之號。二十有八星之號ー。【割註】注に、自レ角至レ軫。」縣ニ其巢上ー則去レ之と云り。夭鳥は鬼車の類なり。元の陳友仁が序ある無名氏周禮集說に、劉氏曰。夭鳥者陰陽邪氣之所レ生。故欲レ妖怪而不ニ祥於人ー出ー。夜則飛騰所レ至爲レ害。若ニ鬼車之類ー皆是。【割註】書錄解題に、周禮中義八卷、祠部員外郎。長樂劉彝執中撰とあり。」劉氏はこれにや。」と見えたり。三善爲康の掌中歷に、永久三年。【割註】三

年の二字、拾芥抄に據て補ふ。」七月の比、都鄙に盈ありしに、十日、十二辰、十二月、十二歳、廿八宿の號を、方に書て縣たる事見えたれば、こゝにも周禮の説行れたるを知るべし。後世の書にも、清異録に、梟見聞者。必罹ニ殃禍一。急向レ梟連唾。十三口。然後靜座。存ニ北斗ニ一時許。可レ禳。また埤雅釋鳥に、傳曰。梟避ニ星名一。これ亦星の惡鳥を禳ふ事を知るべし。彼鳥夜中飛行すといへる故に、六日の夜より、七日の朝まで、七草を打なり。七草雙紙に、七草を柳木の盤に載て、玉椿の枝にて、六日の酉の時に芹をうち、戌の時に薺、亥の時にごげう、子の時にたびらこ、丑の時に佛の座、寅の時に鈴菜、卯の時にすゞしろをうちて、辰の時に七草を合て、東の方より、岩井の水をむすびあげて、若水と名づけ、此水にてはくが鳥のわたらぬさきに服するならば、一時に十年づゝの齡をへかへり、七時には七十年のとしを忽に若くなりて云々。此はくが鳥の事は、いふにもたらぬ作りことなれど、今も六日の酉の時よりたたく也。【割註】亦根芹の謠にも云り。」桐火桶に七度たゝくとある證とすべし。

○七草爪十六

正月七日七草爪とて、人ごとに必爪きるは、前條にいへる鬼車鳥。人の捨つる爪をとる。といふ說あれば、とらせじとて、かの鳥を禳はん料に、たゝきつる七草を水に浸し、其水にて爪をぬらしてきるなり。【割註】日次紀事には、七草をゆでたる湯にて、爪をひたすと云り。」かの鳥、爪とる事は、玉燭寶典卷十に、博物志云、鵂鶹鳥。晝目無レ所レ見。夜則目明。人截レ爪棄也。此鳥拾取。知ニ其吉凶一。鳴則有レ殃也。【割註】今本博物志此事なし。」北戶錄卷上に。陳藏器引ニ五行書一。除ニ手爪一。埋ニ之戶内一。恐ニ爲ニ此鳥一所上レ得。其鵂鶹。即姑獲鬼車。鵂鶹類也。【割註】嶺表錄異にも亦此說あり。」と見えたるにて知るべし。さて正月ならぬ時も、小兒の爪はみだりに捨ぬなり。淸朝にてもしかり。盧文弨が鍾山札記に。淮南子高誘注云。鵂鶹謂ニ之老菟一。夜則目明。合ニ聚。【割註】淮南子各本拾聚に作れり。」人爪一。以著ニ其巢中一。今人翦ニ小兒指甲一。牽置ニ隱處一。不レ欲レ棄ニ擲庭院間一。則亦因ニ高說一以爲レ戒耳。とあり。

○爪十七

爪のついでにいはん。爪紅さす事は、女郎花物語云、ふかつめとりたるゆびのさき、そりかへりたるやうなるに、べにいたくさしにたるは、むくつけくさへこそ見え侍れ。」とあり。もろこしにも、古今事物考冠服門云。染紅指甲。唐楊貴妃。生而手足爪甲紅。謂白鶴精也。宮中効之。【割註】また鳳仙花にて染るよし、癸辛雜識續集に見ゆ。」又すくなき事を爪のあかほどゝいふは、犬筑波集に、爪くそほどもおもはれぬ中。隆寛の捨子問答に、積所の惡業煩惱、十方の土よりも多く、一期の念佛は、喩るに爪の上の土よりも少し。」などあり。是は雜阿含經十六云。甲土甚少少耳。此大地土甚多無量又涅槃經卅四とあり。又婦人小兒など、手指の爪に、白き小點あらはるゝを、ものきほしととなへて、衣服作るべきしるし也。といへり。是も格致鏡原に、物類相感志。人或爪甲上。生白瑕拂拂然。謂之爪花。得服飾之兆。俗人爲驗常無失とあり。又掌のかゆきも、人の物くるゝしるし也。といへり。宋本泊宅編に、王黼毎有慶事。則微痒而動搖。率以爲常。とあり。掌にはあらねども似たる事也。【割註】因に云、通俗編に、物類相感志。人或下頤無故癢。搔不止。當食異味。とみえたり。

○筑紫紀行　東路のつと十八

群書一覽云、西國記行、宗長法師、文明十二年、周防山口へ下る道の記也。一本筑紫記行と標せり。此記行を、宗祇の作とするは誤也。秉穗錄云、宗祇筑紫紀行は、文明十二年也。二毛の昔より、六十の今に至るまでといふ詞あり。東路のつとは、永正六年にしるせり。文明十二年より、廿九年後なり。宗祇の年八十八九なるべし。高年にて、旅行の事いぶかし。他書に、文龜二年に卒すといふ。永正六年より七年前なり。いづれか是なるや。隣女晤言云、宗長の宗祇終焉記には、文龜二年七月晦日。八十二歲にて、終をとりたるよしたしか也。然るに、宗祇筑紫紀行は、文明十二年なり。其年六十と見えたり。又東路のつとは、永正六年とみゆ。文龜二年より七年の後なり。雪玉集に、永正十一年七月廿九日、當

て、文亀二年を八十二歳として、前へかぞふるに、文明十二年は實に六十歳なれば、筑紫紀行、宗祇なる事論なし。或云、宗祇、宗長、もし同年ならんには、筑紫紀行、宗長ならずとも定がたし。聚書一覽所見ありて、いへるなるべしと云。考るに、宗長宇津山記に、永正十四年、七旬のよしあり。又同人手記に、大永四年七十七、五年七十八、六年七十九、七年八十なる事見え。又同人享祿三年の記に、八十三歳のよしあり。是等に據るに、宗長は、文安五年戊辰の生なり。文明十二年庚子には三十三歳なり。筑紫紀行、宗長ならぬを知べし。又東路のつと、羣書類從本には宗長とあり。一本に、宗祇とありても、書中を讀見れば、宗長なる事しらるゝ也。書中云、横手の繁世、此一座に出合、必駿河に尋ね來たるべきよし侍りしかば、「我庵はうつの山邊の松にはふ蔦の葉とづる谷の細道。とぞをしへし。」とあり。永正のはじめより、宗長駿河國の宇津山にすめる事、宇津山記にあり。【頭註】類聚名物抄或說云。宗長六十歳、永正四年誕ニ一男子。薪心傳菴承葩喝食是也。」東路のつとに、又云、綱重こゝよりかたみに別をしみて、又いつかはなどゝいひ袖をひかへて、「六十あまりおなじふたつの行末は君が爲にぞ身をもをしまん。綱重、長阿同年のよしといへば、たのまぬ身にしも、又行末を思ふ心なるべし。」とあり。長阿は即宗長なり。六十あまり同じふたつは六十二なり。文安五年戊辰の生なれば、永正六年己巳、實に六十二歳也。同書を按に、「かり衣霧やふきほす伊香保風。「冬かれや萱が下葉の秋の風。の句あり。此二句、宇都山記に、新田の靜喜の閑居にて、「かり衣云々。また武藏野のあたり。歸りのぼるに旅宿にてふと興行、「冬かれや云々。是等を參考すれば。東路のつと、宗長が作なる事、いよ〳〵明らか也。

〇開木十九

かげろふの日記云、ひごろれいのかうもり、すべておこなひつるも、にはかになげちらし、ずゝも、まきにうちあげなど、らうがはしきまでに、いとぞあやしき。今昔物語集十六第十條云。新羅國ニ國王ノ后有ケリ。人ニ通ジテケリ。國王大ニ嗔テ后ヲ捕ヘテ、髮ニ繩ヲ付デ、開木に釣リ係テ、足ヲ四五尺計引

上テ置タリケリ。又十九第廿二條云、夏比麥縄多ク出來ケルヲ、客人共多ク集テ食ケルヲ、食殘シタリケルニ、少シ此レ置タラム。舊麥ハ藥ナド云ヌレバト云テ、大ナル折櫃一合ニ入テ、前ナル開木ニ指上テ置テケリ。又廿八第卅條云、荒卷三卷ヲ開木ニ捧置テ、【割註】宇治拾遺物語亦同じ。」台記、康治元年五月十六日記云。今夜御物語之次。及二法皇誕生時事一。仰云。朕在レ孕時。贈后母。祈レ生レ男於賀茂之明神一。夢中居二衣袖一。通二言語一。他日又夢。當レ生レ男。可レ取下在二開木一之物上。夢驚探二開木一。得二銀龍作物一也。【割註】續古事談亦同じ。」など見えたる開木は、いかなる物ぞとおもひしに、玉蘂、承久二年正月二日記云、今夜御戴頂(イタゞキ)之儀。主上乍レ蓋取レ餠。【割註】大根三筋、橘一枝三丸入レ之。」當二御頂一。祝言曰。位カタカレ。命幸カタカレ。則返二給大夫一。次取二大根一。其末ヲ一結シテ、當二御頂一。祝言如レ初置二開木上一。玉海。承安三年正月一日記云。參二關白第一。是當腹小兒爲レ令レ戴レ餠。余取レ餠。【割註】乍三三枚一取レ之。不レ取レ蓋。」令レ戴二若君額上一三度。【割註】俗有二祝詞一歟。」如レ元置二蓋中一。取二橘井齒固等各三一。置二東面妻戸上長押上一。是定事也。玉蘂。承元四年正月一日記。又云。有二小兒戴餠事一。於二寢殿東面妻戸一。有二此事一。余令レ戴レ之。先取レ餠令レ戴。【割註】乍レ蓋取レ之。」祝詞。官位カタカレ。命幸カタカレ。以レ餠三度當レ頂了。則以レ蓋返二給女房一。次取レ橘觸レ頂。上長押打揚三成橘。次第如レ此。三度。次取二大根一觸二兒頂一。詞皆如レ此了。又打揚三筋などあり。是は小兒五歳まで、初春頂餠。【割註】又いたゞきとも、」といふことのあるを、記し給へる也。さて上に引たる承久二年の記に、大根橘を開木上に置と見え、承安三年の記に、東面妻戸上長押上に置といひ、承元四年の記に、上長押に打揚とあるにて、開木は上長押なる事明らか也。さるを、契沖師校本のかげろふの日記に、ずゝもまきて、うちあげなど云々と改めたり。解環も此校本に從ひて、數珠もまろばし打あげ亂かはしきさまをいへりと、注せるは誤り也。ついでにいふ、新撰六帖に、行家、「をさな子の春のはじめのいたゞきにつかさ位はそなへあげつゝ。と見えたるは、かの玉蘂承元四年の祝詞の如く、官位かたかれと祝ふをよめりし也。【割註】官位の字に非ず。古事

談に、安藝守基明。嬰子之時。正月戴餅之間。少納言入道親言。才學如二祖父一。文章者如レ父などもいへり。」誕生八歳云。呂公記。九日天明時。以二片糕一搭二兒女頭額一。更祝曰。願兒百事俱高作二三竪一。【割註】糕と高は同音也。」これ重陽にて、日はたがへどもよく似たるわざ也。

○男兒作二女粧一廿

今子あまたまうけても、育ち難きに、男子をば、女の容に作りて女の名をつけ、女子をば亦容をも名をも、男になして育つる者あり。もろこしにても、久しきならはしなり。唐の李匡乂が資暇集に、俗生レ男必給云レ女。女給云レ男。意者。以二其形新魄怯一。慮二鬼物陰而逼攝一。不レ欲二誠告一。とあり。今清朝にてもなほ然り。梁玉繩が瞥記云。杭俗生レ子。多以二姑娘一呼レ之。取二其易レ養也。最爲二陋習一。此下に男子にて女名なりしものを擧て、亦其類也といへども、うけ難き說なり。【割註】按に、男人女名の事。陸餘叢考、小知錄にも出たり。」また袁枚が新齊諧に、蜀人眞謙六。富而無レ子。屢得屢亡。有二星家一教以二厭勝之法一云。足下兩世命中所二照臨一者。多是雌宿。雖レ獲レ雄無レ益也。惟獲レ雌。而以レ雌畜レ之。庶可二挽救一。已而綿谷生。謙六教二以穿レ耳梳レ頭裹レ足。呼爲二小七娘一。娶二不レ梳レ頭不レ裹レ足不レ穿レ耳之女一。以妻レ之。果長大入レ泮。生二一孫一。偶以レ郎名レ孫即死。于レ是每二孫生一。亦以レ女畜レ之。燈月緣傳奇に、陳眞玉といふ女子、故ありて、男粧に扮て、家を逃れ出し、途中にて、田登といふ官人に遇ひて、朱子辰と名氏を僞り、登が養子となり、姓名を田豐と改たる事ありて、養母房氏の問ふ言に、阿兒爲レ緣レ何兩耳有二穿痕一とある答に、不二瞞母親一說。兒在二幼年一。多病恐二養不大一。那時女扮過的。と云り。又子のそだゝぬもの、赤子を捨て、他人に拾はせ、やがてそれを乞うけて育るあり。是も亦似たる事あり。宋の呉箕が常談に、今人有レ子艱レ育者。多乞二他姓一。其來蓋久。後漢靈帝數失レ子。何后生レ子養二史道人家一。號曰二史侯一。王美人生二子協一。董太后自養。號曰二董侯一。以二他姓一爲二小字一。非二獨今世一也。また劉宋の敬叔が異苑に、臨川太守謝靈運。初杜明師夜夢。東南有レ人。來入二其館一。是夕即靈運生二於會稽一。旬日而謝玄亡。其家

以二子孫一得。送二靈運於杜治一。養レ之。十五方還レ都。故名二客兒一。【割註】自注に、治音稚、奉レ道之家靜室也と、これも亦似たる事なり。」

○書籍曰レ本廿一

客問。書籍言レ本。有二明據一哉。答曰。皇朝類苑。日本下云。安南郡督吳越錢氏。多因二海船一通レ信。天台智者教五百餘卷。有レ錄而多闕。賈人言。日本有之。錢俶遣(イタシ)二【割註】按に、致に作るべし。音同きによりて誤れり。」書其國主一。奉二黃金五百兩一。求レ寫二其本一。盡得レ之訖。今天台教。大布二江左一矣。白河燕談。佛國記に、北天竺諸國。皆師々口傳。無二本可一レ寫。とあり。晉時書籍を本といへり。寒夜筆談。孔子家語後序。天漢後。魯恭王壞二夫子故宅一。得二壁中詩書一。悉以歸二于國一。皆所レ得二壁中一科斗本也。トアレバ、本ト云コト久シケレドモ、本義明ラカナラズ。昆陽漫錄、書籍を本といふ事、後漢書に草本と見え、皇朝類苑に本とばかり見え、正本は北史に見ゆ。和訓栞、先賢有レ狀云。延篤少從二唐溪季度一。受二左氏傳一。欲レ寫無レ紙。乃借レ本誦レ之。【割註】藝文類聚、後漢書延篤傳注引、」又北齊祖珽傳。寫畢退二其本一曰。云々。蓋六朝以來。屢以レ本言レ之也。但白氏六帖載下漢河間獻王從レ民約。借二善書一必好書寫レ之。留二眞本一。加二金帛一。賜以招上レ之。然此據二漢書河間獻王傳一。原作レ留二其眞一。無二本字一。白氏即由下師古注眞正也。留二其正本一之言上。而加レ之耳。然則當下以二延篤所一レ言爲上レ始也。閑窻雜錄、按ずるに、文選魏都賦注。李善曰。風俗通曰。案二劉向別錄一。讎按。一人讀レ書。按二其上下一。得二謬誤一爲レ按。一人持レ本。一人讀レ書。若二怨家相對一爲レ讎とあるを始とすべし。

附識す、今皇朝類苑の全文を閱るに、開元中。有二朝衡者一隷二大學一。應レ擧。仕至二補闕一。求レ歸レ國。授二撿校祕書監一。放還。王維及當時名輩皆有二詩序一送別。後不レ果云。歷二官左右常侍安南郡督一。吳越錢氏云々とあり。又唐會要 卷一百 に、日本國開元初遣レ使來朝云々。其偏使朝臣仲滿。慕二中國之風一。因留不レ去。改二姓名一爲二朝衡一。歷二仕左補闕一。終二右常侍一。安南都護一。舊唐書東夷傳に、朝衡。仕

歴ニ左補闕一。上元中。擢レ衛爲ニ左散騎常侍。鎭南都護一。とあるに據れば、安南都督は、韓衛が歴官なるを、燕談に呉越錢氏に屬せしは誤なり。又舊唐書、類苑、互に誤あり。舊唐書、左散騎の左は右の誤り。鎭は安の誤り。類苑、左の下に、補闕の二字を脱し、郡督は都護の誤りなり。

○八龍日九虎日五離日廿二

吾妻鏡云、嘉禎四年正月十八日乙丑、將軍家御上洛事、有ニ評議一。來廿日御出門、廿八日可レ有ニ御進發一。而件日八龍日也。御出門之後者、不レ可レ憚事歟。東鑑要目集成云、八龍日ハ三輪寶ナリ。亥寅午ノ日ヲ三輪寶ト云。【頭註】安德天皇御五十日記、治承三年正月六日乙丑、今日東宮御五十日也。去年十一月十二日降誕。今年正月一日當ニ五十日一。其間無ニ沒日一。仍以ニ滿日一可レ有ニ此事一也。而元日申日、二日御衰日。三日四日五日八龍日次之間及ニ今日一也。○愼言按、五日甲子也。」俗ニイボヲ結バ、火災アリト云リ。」按ずるに、三輪寶は三隣亡に作るべし。【割註】簠簋内傳に出たり。」されども、八龍日は三隣亡に非ず。上件の廿八日は乙亥なり。春の乙亥は八龍日にて、出行をも忌日なり。又百練抄云、平治元年八月十六日、上皇仙居高松殿炎上。或記云、件御所、去月十九日、加ニ修理一、有ニ御移徙一。九虎日御渡。人傾ニ申之一。果有ニ此災一。といへり。日本長曆に據るに、是年七月は、壬午の朔にて、十九日は庚子なり。秋の庚子は、九虎日にて、移徙をも忌日なり。日法雜書云。八龍。【割註】春甲子乙亥八人死。」七鳥【割註】夏丙子丁亥七人死。」九虎。【割註】秋庚子辛亥九人死。」六蛇。【割註】冬壬子癸亥六人死。」右四箇日、佛事、移徙、嫁娶、起レ土、送葬、拜官、出行、公事、大凶也。吾妻鏡又云、建長四年四月四日丁巳、親王家御濱出、幷御弓始以下、日次等事有ニ其定一。大藏少輔泰房申云、十四日、廿日、陰陽大允晴茂申云、十四日爲ニ吉日一。廿日頗不レ宜。五離日也。就レ中被レ用ニ兵杖一可レ有レ憚。要目集成又云、五離ハ、申酉ノ日ヲ云、嫁娶ニ忌日ナリ。【割註】按に、拾芥抄に五離日、申酉日號レ之嫁娶等憚レ之とあるに據れり。」又按ずるに、廿日は癸酉なり。されども、嫁娶の事ならねば、こゝにはあたらず。考るに、五離日は、針灸を忌日なる故、

兵杖を用ふるにも憚有べしと云しならん。黄帝蝦蟇經云。戊申己酉。【割註】天地離日、」申壬癸酉。【割註】鬼神離日、」甲申乙酉。【割註】人民離日、」丙申丁酉。【割註】江河離日、」庚申辛酉。【割註】禽獸離日、」右五離日忌。不レ可二灸判一。と有。【割註】按に、判は刵の訛り。刵は刺の俗字なり。灸刺の字面、素問以下の醫書、及び急就篇にあり。」また五行大義論合編云。五離者。甲申。乙酉。天地離。【割註】月令廣義毎月令にこの文ありて、下に云。忌二開市販易一。」丙申丁酉。日月離。【割註】月令廣義に、忌二爐冶會一レ客。戊申己酉。人民離。【割註】月令廣義に、忌二出行嫁娶一。」庚申辛酉。金石離。【割註】月令廣義に、忌二鑄鎔一。」壬申癸酉。江河離。【割註】月令廣義に、忌二乘レ船裝載一。」と見えて、戊申己酉のみ嫁娶を忌て、蝦蟇經の說と異なり。さて刵を判に誤れる事は、出雲風土記解、日本靈異記考證などにもいへり。又按ずるに、皇朝の古書刺を刵に作れるもの多し。天台六拾卷音義刀下に刵字あり。刵字刻に形似たる故に誤りし也。

○帳廿三

珍書考云、後漢ノ桓帝ノ時、賣買ヲスル市中ニ、假ニ木綿ノ素帳ヲ張テ、官人ノ往來スル道ヲ分ツ、時ニ賣郭ト云者ノ賣物、甚ハヤリテ、賣市一日ニ千金ヲ納ルナドヾ、文人ノ詞アリ。然ルニ、アマリ繁昌シテ、一日ノ賣販ヲ書シルス竹卷ヲイトナム暇ナカリケレバ、彼木綿帳ノ端ニ、取アヘズ記シ置ケレバ、是ヨリシテ、世ノ人紙ニ書付ル賣買ノ記錄ヲ、帳ト云。右ノ說ハ、兩漢博聞別錄七卷廿九枚メニ出タリ。日本ニ此帳ト云事ハ、後宇多院ノ比ヨリ云ト見エタリ。」とあり。此事僞說なり。兩漢博聞といふ書は十二卷あり。一より七に至て、前漢書の語、八より十二に至て、後漢書の語を、類を分て抄錄したる書なり。されども、別錄といふものある事なし。又木綿皂帳は、梁書武帝紀に、始めて見えて、漢の時にはいまだあらざるもの也。また俗耳談云、事を記するものを帳といふ。是即唐語也。五雜組に、染帳といふこと見えたり。他にはいまだ見ず。とあれども、明の周祈が名義考に、今俗謂二簿籍一曰二帳目一。韻書帳計也。帷也。無レ有下以二簿籍一爲レ義者上。按漢制郡國歲時上計。顏師古曰。計若二今諸州計帳一。是師古亦

用帳字一其來久矣。張宦光が說文長箋に、帳張也、張以レ張訓レ帳、釋二名義一也、今帷幔通稱、又作物敷開單也。正取二張義一。淸の周亮工が因樹屋書影に、北魏書釋老志曰。元象元年秋。詔曰。城中舊寺。及宅皆有二定帳一。今人出入之籍。曰二帳目一。始レ此。王棠が知新錄に、帳帷幔之通稱。武帝時有二甲帳乙帳一。而後計二事物之數一。亦曰レ帳。本唐太宗時。大理少卿胡演。進二每月囚帳一。唐六典。讓錄二其民之貧與二地廣狹一。爲二鄉帳一。又具二來歲度支一爲二計帳一。以二冊籍一爲レ帳。當二是唐前之語一。至レ唐始見二於書一也。翟灝が通俗編に、周禮遺人疏。當年所レ稅多少。總送二帳于上一。漢書光武紀注。郡國計者二今之諸州計帳一也。北史高恭之傳。秘書□籍。多致二零落一。詔令三道穆總二集帳目一。按韓偓曰レ帳。而計簿亦曰レ帳者。蓋レ籌必在二韓幄中一也。今市井。或造二賬字一用レ之。諸字書中未レ見。【頭註】帳簿、錢大昕恒言錄亦云。一 趙翼陔餘叢考に、賬簿。古人作二帳字一。北史宋世良。括二丁河內一。魏孝莊帝。勞レ之曰。知卿所レ括。過二於本帳一。若官皆如レ此用レ心。便宜更出二一天下一也。又後周蘇綽。始制二計帳戶籍之法一。隋書開皇十年詔二凡流寓之人、悉屬二州縣一。墾田籍帳。皆與レ民同。又裴政傳。趙元愷。造二職名帳一未レ成。劉榮云。但須二口奏一不レ必レ造レ帳。及レ奏。太子問。帳安在。元愷曰。劉榮謂レ不レ須レ造レ帳。唐書宇文融傳。鉤二檢帳符一得二僞勳亡丁一甚衆。皆作レ帳。梁玉繩が瞥記に、魏書官氏志。太和十九年詔。詳定二北人姓一。三月一列二簿帳一。送二門下一。以聞。釋老志。城中舊寺。及宅並有二定帳一。似二帳字始見一レ此。漢書孝武紀。後漢書光武紀注。並有二計帳語一。北周書蘇綽傳。始制二文案程式朱レ出墨レ入。及計帳戶籍之法一。顏元孫干祿字書序。籍帳文案。皆在二此後一。【割註】唐書百官志屢見二此字一。江喧が三餘偶筆に、爾雅釋訓、幬謂二之帳一。釋名帳張也。張二施于牀上一也。後世以レ帳爲二計簿一。唐書百官志。有下掌二戶籍計帳一者上。有下察二戶口流散籍帳一者上。有下掌二工人簿帳女工一者上。有下掌二外府雜畜簿帳牧養一者上。而顏師古註二漢書武帝紀。受二計于甘泉一。謂受二郡國所レ上計簿一。若二今之諸州計帳一。章懷註後漢書光武帝紀。越巂人任貴自稱二太守一。遣レ使奉レ計。謂計者人庶名籍。若二今計帳一。若レ今云者。是唐時人有二此語一也。今帳字俗皆作レ賬。字書無二此字一。翟灝が淸嘉

錄に、前漢武帝紀。明堂朝ニ諸侯ー。受ニ郡國計ー。計若ニ今之諸州計帳ー也。韓愈寄ニ崔立之ー詩。當レ如ニ分合支ー。注。今時人。謂ニ析産符契ー。爲ニ分支帳ー。今俗作レ賬。古無ニ此字ー。など見えたり。

〇不レ能レ爲ニ此錯ー廿四

通鑑八十一唐紀に、天祐三年。羅紹威。既誅ニ牙軍ー。雖レ去ニ其逼ー。而魏兵自レ是衰弱。紹威悔レ之曰。合ニ六州四十三縣鐵ニ不レ能レ爲ニ此錯ーとあり。澁井太室が讀書會意に、此事を載せて、錯鑢也。言雖レ用ニ多多之錯(ヤスリ)ー。此失竟不ニ鑛磨ー也。安積覺釋爲レ誤者非也。」按ずるに、安積氏の湖亭涉筆に、錯釋爲レ誤取レ鑄レ鐵爲レ喩。とあり。又按ずるに、通鑑胡三省の注に、羅以下殺ニ牙兵ー之誤上。取レ鑄レ錯爲レ喩とあるをみれば、安積氏の釋は非ならず。【割註】錯を鐵と誤るのみ。」澁井氏の說かへりて非なり。失は錯を以て鑛磨すべき物に非ず。羅氏のいへるは、吾所部の六州、【割註】魏相博衛貝澶なり。」此下に四十三縣あり。此縣中にある鐵を皆合すとも、此大きなる錯は爲ことあたはじとなり。是表には錯を云て、裡には錯(アヤマリ)をいへり。通鑑綱目集覽に、錯七各反、摩ニ鑢銅鐵ー之具也。今俗謂ニ事差誤ー亦曰レ錯。魏博藩鎭所部有ニ州六縣四十三ー。今羅紹威謂。合ニ此州縣中鐵ー。亦作ニ不レ成這一箇大錯ー。蓋自悔前所レ爲太差也。とあるにて明らかなり。もと此事は、北夢瑣言十四卷に出て、六州四十三縣鐵。打ニ一箇錯ー。不レ成也。と見えたり。

〇女房廿五

本朝俚言に、女房の二字をあげて、瑯邪代醉編云。室家女房。奩五百千。以レ禮遣レ之。と引り。【割註】茅窓漫錄にも。女房と云は、此邦のみにあらず。瑯邪代醉編云々、といふ事見えたりといへり。」按ずるに、此事は代醉編十五卷に。鄭景望記聞云。乖崖、【割註】按に、宋人張詠が自號なり。」帥レ蜀時。給ニ滌濯紉縫二人ー。乖崖悅ニ一姬ー。中夜心動而起。繞レ室行。但云ニ張詠小人小人ー。遂止。將レ歸出ニ帖子ー。議レ親云某室家女。房奩五百千。以レ禮遣レ之。蓋未ニ常(カツテ)有レ犯也。とあり。室家女を句とすべし。房奩の二字は、連續したる語にて、よめいりの支度をいふなり。其證は夢粱錄に、嫁娶前一日。女家先往ニ男家ー。鋪房掛ニ帳幔ー。鋪

設房奩器具珍寶首飾動用等物一。西廂記白馬解圍に、崔夫人云。此計較可。雖レ不二是門當戸對一。也強レ如レ陷二于賊兵之手一。長老在二堂上一。高叫二兩廊僧俗一。但有二退兵之策一的。倒陪二房奩一。斷二送鶯鶯一。與レ他爲レ妻。水滸傳に、清河縣裡。有二一箇大戸人家一。有二箇使女一。小名喚二做潘金蓮一。年方二十餘歲、頗有二些顏色一。因爲二那箇大戸要レ纏レ他。這使女、只是去告二主人婆一。意下不レ肯二依從一。那箇大戸。以レ此記恨於心一。却倒賠二些房奩一。不レ要二武大一文錢一。白白地嫁二與他一。金瓶梅に。倒賠二房奩一。要レ尋二嫁得一箇相應的人一など有にて知べし。女房は女のすめる房なり。實にもろこしにも、女房の字面あるなり。華陽國志蜀志云。乃自二前堰上一。分穿二羊摩江一灌二江西於玉女房下一。水經注云。芭水出二南山芭谷一。北流逕二玉女房一水側山際有二石室一。世謂二之玉女房一。太平寰宇記七十三云。永康軍。導江縣。玉女房。李膺益州記云。其房鑿レ山爲レ穴。深數十丈。中有二廊廡一。堂室屈曲。似二若神功非一レ人力一矣。又六十六益州記曰。閬中盤龍山。南有二一石一。長四十丈。高五尺。當レ中有二戸及扇一。若二人之掩一レ戸。故老以爲二玉女房一。輟耕錄。【割註】「宮闕制度の一條、」云有二侍女房三所一。など出たり。

○小兒額書二犬字一廿六

年山紀聞に、大府記、爲房卿日記、康和五年八月廿七日云、東宮遷二御高松第一、戌四刻御出。宗通卿、御額奉レ書二犬字一。先日女房奉仕。爲房卿の子息、顯隆卿日記には、戌刻行啓依下可レ奉レ書二阿也都古人一事上。以レ予爲二御使一、被レ申レ院。爲章按ずるに、犬字をかく事を、阿也都古人をかくといひけんかし。」と云り。按ずるに、依下可レ奉レ書二阿也都古一人事上云々。とよむべし　阿也都古の名義は、いまだ考へず。此後も此事は、玉蘂、承久二年四月十六日乙亥記云、皇太子始供二魚味一。御年三歲、曉更行二啓于高陽院一。天明之後。右大將自二閑所方一參入。奉レ書二犬字一之間。出御。二十三日、今朝資賴朝臣、以二書狀一示送云。行啓事。一切奉行宮司不レ候云々。抑奉レ書二犬字一。誰人可レ宜候乎。予答云。字如二先度一。右大將被レ參可レ宜歟。二十六日。今曉東宮行二啓一條第一。右大將參入。【割註】直衣爲レ書二犬字一也。」とあり。考ふる

に、是小兒を守護の爲の厭勝なり。其證は菟玖波集俳諧連歌に、「犬こそ人の守りなりけれといふ句に、良阿法師、「みとり子のひたひにかける文字を見て、とつけたるにて知べし。さて此もとは、前條にいへる、鬼車鳥は、犬を畏るれば、彼鳥を禳はんとてのわざなり。犬をおそるゝ事は、北戸錄に、鵂鶹。卽姑獲。鬼車。鵂鶹類也。姑獲。玄中記云。好取ニ人小兒一食レ之。今時小兒之衣。不レ欲ニ夜露一者。爲ニ此物一愛。以レ血點ニ其衣一爲レ誌。卽取ニ小兒一也。鬼軍今猶九首。能入ニ人屋一收レ魂。爲レ犬所レ噬。一首常下血滴ニ人家一則凶。荊楚歲時記。夜聞レ之捩ニ狗耳一。言其畏レ狗也。太平廣記四百六十三に、酉陽雜俎を引て、杜鵑 厠上聽ニ其聲一不祥。厭法。當ニ爲ニ犬聲一應上レ之。【割註】今本酉陽雜俎大聲に作れり。」【頭註】厠上聽ニ杜鵑聲一說。原出ニ異苑一。而津逮祕書本亦作ニ大聲一。」方以智が通雅に、蒼 有ニ九首一。智在ニ松江一。親聞レ之。市人爭作ニ犬聲一相逐。相傳。一頭流レ血。著ニ人家一卽凶。と見え、又千金方に、姑獲。喜落ニ毛羽於人中庭一。置ニ兒衣中一。便令ニ兒作ニ癇病一必死上。是以小兒衣被不レ可レ露。七八月尤忌、とあれば、七八月は殊にまじなふなるべし。上に引る大府記八月廿七日の記に、先日は女房奉仕とあり。廿七日より前にも、書たる事明らか也。鳥を禳ふのみにもあらず。犬は小兒の厭勝となる事は、外臺祕要卅五に、小兒夜啼方取ニ犬頭、【割註】按に、聖濟總錄百七十、頸に作り、」下毛一。以ニ絳囊一盛懸ニ【割註】總錄、懸に作り、」兒兩手一。立效。【割註】總錄止に作れり、」とあり。婦人養草に犬はりこといふ物は、產屋に用ゆる器なり。產衣を先此犬箱に著せはじめて、其後子に著する。箱の內へは守札等・又は產屋にて用ゆる白粉疊紙・又は眉はらひなど入るなり。」といへり。卄犬はり子もまたまじなひなり。さて額にかくは、荊楚歲時記に、八月十日四民、【割註】今本荊楚歲時記には、八月十四日民とあり。今太平御覽、歲時廣記等に據て、四日の二字を乙す。玉燭寶典、荊居錄等には八月一日の事とす。荊楚歲時記、此條の注にも一日の事を載たり。されば十日は一日の誤なるべし。」竝以ニ朱墨一點ニ小兒頭額一。名爲ニ天灸一。以厭レ疾。と見えたる說をも合せたるにや。養生類纂に瑣碎錄を引て、小兒額上爲ニ八十字一。此乃辟鬼王押字一。兒祟見則迴避。とあり。是も似たる事なり。

古今集作諧歌、「出てゆかん人をとゞめんよしなきにとなりのかたにはなもひぬかな。奥義抄云、事のはじめ物のさきに、はなひつればあしき事にて有にや、物をいふにあしきさまにさしいらへするをば、はなひるやうに物いふなど申すめる。又はらへするをりはなひるをも、いむは此こゝろなり。袖中抄云、はなひるは何事もよからぬ事なり。されば人のもとへ行んずるはじめに、となりの人のはなひんを聞てもくすしからん人は、立とまるべきなり。或云、物いふ人の事をおもひ企るに、はなひればならずといへり。枕草子云、われ（后宮）をばおもふやとゝはせ給ふに、御いらへにいかにかはとけいするに、あはせて、臺盤所のかたに、はなを高くひたれば、あなこゝろう、そらごとするなりけり。よし／＼とていらせ給ひぬ。云々。さても、誰かかくにくきわざしつらんと、大かたこゝろつきなしと、思ゆれば云々。」これを考ふるに、物いふ時、他の人はなひるは、いふことそらごとなり。といふ諺有しなるべし。つれ／＼草云、ある人清水へまゐりけるに、老たる尼の、行つれたりけるが、道すがらくさめ／＼といひもて行ければ、尼御前、何事をかくの給ふぞと、とひけれども、いらへもせず、猶いひやまざりけるを、度々とはれて、うちはらたちて、やゝはなひたる時、かくまじなはねば死ぬるなりと申せば、やしなひ君の、比叡山におはしますが、只今もやはなひ給はんと思へば、かく申ぞかしといひけり。文段抄云、乳母方のならはしに、其兒の嚔る時、かたはらの人はたを合すとて、又くさめといふなり　もしはなを合せざれば、そのはなひたる兒に、害ありといひならはせり。其故に、今も守刀などに鼻の糸とて青き糸をつけて、兒のはなひる時、彼はなを合すかはりに、その糸をむすぶなり。【割註】按に、此糸も久しきことなり。むかしは白糸なりき。永久四年百首顯仲七夜歌に、「しらいとをむすべることにこよひまでいくよろづ代のかずつもるらん。【頭註】山槐記、治承二年十一月十二日未二點。皇子降誕。御鼻以二練糸一結レ之如レ恒。實、類書、宮方御祝次第云。御生遊はし候て、其儘すゞしの糸より合せ、一丈二尺御はなひさせ給ふ度一七夜結申候。」

中原高忠軍陣聞書云、鼻をひ、馬の身ぶるひする事、落馬いづれも凶なり。上帶をもしめ直し、腹帶をもしめ直すべし。隨兵次第事云、馬のいばゆるについて、吉凶まじなふ事、同共主はなをひる事、又まろびたをれたる時は、具足の上帶を解て、ゆひ直し、たんし（彈指）すべし。」など有も、皆あしき事としたり。夜光珠云、小說家の書に、嚔る時の呪に、休息萬命急々如律令、と唱ふるといふこと有。此息萬の反產なれば、休產命（クサメ）といふべきを、よこなまりて、休息良惠（ソクラヱ）といひならはせるなるべし。」【割註】按に、此呪文。簾中抄、壒囊抄、拾芥抄等に見えたり。眞俗雜記には、伏息萬命云々につくれり。」など見えたり。按ずるに、今小兒の鼻ひる時、かたはらにてとこ萬歲といふは、祝しなほす意なり、もろこしにも此事あり。資暇集云。今人每レ嚔。必祝二所レ祈云云一。疑耀云。宋王易燕北錄。契丹俗。戎主及太后噴嚔。近位番漢臣僚。齊道二沿蓼離一華言萬歲也。今嶺外人。噴嚔。亦或呼曰二大吉利市一者。即此意。知新錄云。燕北錄云々。齊呼二沿蓼離一。沿蓼離者。如二中國之呼二萬歲一也。今人家小兒。每レ嚔。其母必呼二千歲一。亦又此意。直語補證云。燕北錄云々。齊レ聲呼二治蓼離一。【割註】按に、遼史拾遺國語解、亦治蓼離に作る。燕北錄原本、沿蓼離に作れり。」猶二漢呼二萬歲一。今鄉里俗傳。小兒女噴嚔。亦呼二百歲及大吉一。以解レ之。四分律云。世尊嚔。諸比丘呪。願言長壽。時有二居士一。嚔反【割註】按に、法苑珠林及に作れり。」禮二拜比丘一佛令二比丘呪。願言二長壽一。【割註】按に、此事、四分律第五十三に出て、文長し。此語は、法苑珠林百十三に、四分律を節略したるより轉用せり。」通俗編云。法苑珠林。世尊嚔云々。按、今童婦輩猶相承襲。古今譚槩云。安給事著蜀人。初度避レ生。同僚尾至二所在一。蔡巨源戲曰。聞一老鼠。避二一瓶中一。猫捕レ之不レ得。以レ鬚略レ鼠。鼠因噴嚔。猫在レ外呼曰二千歲一。鼠曰。汝豈眞爲二我壽一。誘レ我出欲レ嚼レ我耳。安遂出。【割註】按に、蜀人をあざけりて、鼠といふ故に、つくりことして、戲れたるなり。蜀人を鼠と云事。近峯聞略。湖海搜奇。燕居筆記。言鯖。堅瓠集。通俗編。霏屑集。陔餘叢考等に見えたり。」笑林廣記譏刺部、云。昔有二一猫一。擒レ鼠。趕入二瓶內一。猫不レ捨。猶在二瓶邊一守候。鼠畏甚不二敢出一。猫忽打二一

噴嚔一。鼠在二瓶中一曰二大吉利一。猶曰。不レ相下干馮儼奉二承得我一好上。只是要レ吃レ嚔哩。枕草紙に、又云、したりがほなる物。正月一日のつとめてさいそにはなひたる。源爲憲の世俗諺文、【割註】寛弘八年自序」嚔則禱言。円部律云。時世尊嚔云々。【割註】按に文、珠林に同じ。」今案。今俗正月元日。若早旦嚔。即稱曰二【割註】按に、袖中抄白に作り。」千壽、【割註】袖中抄秋に作れり。」萬歳。急々如律令一。是、【割註】袖中抄此下円字あり。」緣也。何只在二元日一哉。尋常須【割註】袖中抄此字なし。」レ禱レ之」とあり。按に、はなひるはあしきことなりといふを、元日はことさらにいはふときゆゑ、かへりてよき事といひかへたるなり。元旦嚔の事、もろこしにてもいへり。帝京景物略云。正月元旦五鼓時。不二臥而嚔一。嚔則急起。或不レ及レ衣。曰臥嚔者病。

○乞子石廿八

肥前國風土記云、船帆鄕。同天皇巡狩之時、【割註】按纏向日代宮御宇天皇」云々。御船沈石四顆。在二其津邊一。此中一顆、【割註】高六尺、徑五尺、」一顆、【割註】高四尺、徑五尺、」無レ子婦女。就二此二石一。恭禱祈者。心得二妊産一云々。竹村潮橋立義日光參詣記云、子種石、長五尺ばかり、前に鳥居あり。子なき人、此石にいのる時は、必しるしありとぞ。と云り。按ずるに。此事もろこしにもあり。太平御覽五十二に、郡國志云。乞子石。在二馬湖南岸一。東石腹中出二一小石一。西石腹中懷二一小石一。故僰人乞二子於此一。有レ驗。因號二乞子石一。太平寰宇記。七十九 戎州南溪縣、乞子石。在二州南五里一。兩石夾二青衣江樹一。對立如二夫婦之相向一。古老相傳。東石從レ西乞レ子將レ歸。故風俗云。人無レ子祈禱有レ應。閩書に、福寧州。霍童山。那羅巖。有二石室數十丈一。寺建二石室之內一。頂石如レ彈。搖レ之則動。祈レ嗣者。祝レ彈爲レ應。莫レ不レ如レ響。などいへり。

○石不レ可レ蹈廿九

和州舊跡幽考十、添上郡祓戸宮の垣、森のほとりに、劍先の石といふあり。此石をわすれてもふみなば

あしかりなん。といひつたへける。」とあり。按ずるに、もろこしにも、錄異記云。新北市。是景雲御舊基。有二巨石一。大二於柱礎一。人或坐レ之蹈レ之。逡巡如二火燒一。應レ心煩熱。因便成レ疾。往往致レ死。又云。蜀州晉源縣山。亭中有二一大石一。各徑二尺已來。出レ地七八寸。人或坐レ之。心痛往往不レ救とあり。

○摩挲石卅

雍州府志云、愛宕郡、月讀神宮。祈二安産一者參詣。摩二挲神石一。則必有二感格一云。」按ずるに、もろこしにも、産にはあらねども、大明名勝志云。湖廣、襄陽府。襄陽縣。龜山。上有二磙礫石一。襄人以二三月三日一來遊。臥擦二其上一。謂可レ免二災患一。」と見えたり。

○石呪レ病卅一

雍州府志云、葛野郡、櫻宮。今患者、詣二斯社一。拾二社邊之小石一。而歸レ家則其病果瘳。而後始所レ拾之石。又添二一箇石一。置二社頭一也。」按ずるに、もろこしにも、肘後方云。治二寒熱諸瘧一呪法。發日執二一石於水濱一。一氣呪云。智智圓圓。【割註】按に、外臺祕要に、崔氏を引て智智團團に作れり。」行路非レ難。捉二取瘧鬼一。送二與河官一。急急如律令。投二於水一不レ得二廻顧一。」とあり。

○藍尾卅二

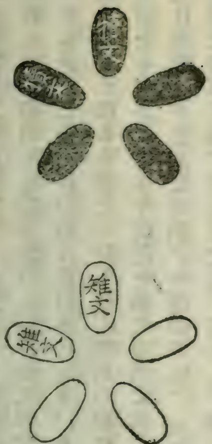
錦所談云、列見ノ藍尾、西土ノ說多トイヘドモ、湘【割註】按に緗に作るべし。」素雜記云、酒巡匝爲二藍尾一。南朝。有二異國進二貢藍牛尾一。長三丈。人倣レ之以爲二酒令一。コノ說是ナルベシ。其藍牛尾ノ長シテ、盤桓タル兒ヲトリテ云ナラン。此間ノ制コレヲ以テ知ベシ。」按ずるに、此事、緗素雜記卷三云。蘇顎演義云。今人以二酒巡匝一爲二啉尾一。即再命二其爵一也。云南朝有二異國進二貢藍牛一。其尾長三丈。一云二藍頷水一。【割註】按に、漁隱叢話前集に、緗素雜記を引て、此下に牛の字あり。」其尾三丈。時人倣レ之以爲二酒令一。今兩盞從二其間一也。此皆非レ正。行レ酒巡匝。卽重二其盞一。蓋慰二勞其得レ酒在一レ後也。又云。啉者貪也。謂處二於座末一。得レ酒最晩。腹癢二於酒一。既得レ酒巡匝。更貪二婪之一。故曰二啉尾一。啉字從レ口。是明二貪婪之意一。

【割註】按に、是また演義の文なるべし。今本の演義にこの假託文なし」此詩送レ之。余靖宋蘇文公。守歳詩云。迎レ新送レ故只如レ此。且盡燈前婪尾盃。又云。稍倦持レ螯手。猶殘婪尾觴。又東坡寒食詩云。藍尾忽驚新火後。遨頭要レ及浣花前。注引二樂天寒食詩一云。三盃藍尾酒。一楪膠牙餳。【割註】按に、寒食の詩にあらず。七年元日對酒五首の其三なり。」乃用二藍字一。蓋婪藍一也。」とあり。藍牛尾の說は、引たる蘇鶚すら、正にあらずといひしを、錦所の取れるはいかにぞや。藍尾は唐の代の俗語にて、後世知れがたき語なり。されども今諸說を擧て參考に備ふ。淸異錄云。婪尾酒。乃最後之盃。容齋四筆云。白樂天。元日對酒詩。三盃藍尾酒。一楪膠牙餳。又云。老過占二他藍尾酒一。病餘收得到頭身。歲盞後推藍尾酒。春盤先勸膠牙餳。而藍尾之義。殊不レ可レ曉。河東記載。申屠澄與二路傍茅舍中。老父嫗及處女一。環レ火而坐。嫗自レ外挈二酒壺一至曰。以二君冒一レ寒。且進二一盃一。澄因揖遜曰。始自二主人翁一即巡レ澄當二婪尾一。蓋以レ藍爲レ婪。當二藍尾一者。謂二最在レ後飲一也。葉少蘊石林燕語云。唐人言。藍尾多不レ同。藍字當レ作レ啉。出二於侯白酒律一。謂酒巡匝。末座者。連飲三盃。爲二藍尾一。蓋末座遠レ酒。行到常遲故連飲以慰レ之。以レ啉爲二貪婪之意一。或謂啉如レ燣。如二鐵入レ火。貴二其出色一。此尤無稽。則唐人自不レ能レ曉二此義一。葉之說如レ此。予謂不レ然。白公三盃之句。只爲二酒之巡數一耳。安有二連飲者一哉。侯白不レ聞レ有二酒律之書一也。蘇鶚演義。亦引二其說一。庚辰集注云。呂東萊詩律武庫曰。婪尾。猶二吳越人稱二臨尾一。蓋鄉語也。七修類藁云。藍澱也。說文云。澱滓垽（シキン）也。滓垽[illegible]。渾濁也。據レ此則藍尾酒。乃酒之濁脚。如二盡レ壺酒之類一。故有二尾字之義一。宛委餘編云。婪尾。又曰二啉尾一。一云啉爲レ燣。如二鐵出レ火貴二其出色一。此尤無レ謂。名義考云。白居易詩。三杯藍尾酒。藍又作レ婪。廣韻。飲レ酒半罷半在曰レ闌。當下作二闌尾一爲上レ是。淳于髡所レ謂。主留レ髡而送レ客。當二此之時一。能飲二一石一者也。月令廣義正月令に、容齋隨筆云々。今按。藍者助語辭。猶二俗云二撒尾一也。如レ作二闌珊之闌一亦可。などあるを考ふべし。皇朝にては、白詩に依て三盃飲事をいへる也。

附註す。錦繡萬花谷、及び知新錄、並云、或云、藍頴水。其深三丈。時人【割註】知新錄无二此二字一。」取以爲レ酒。とあるは、上に擧たる續集雜記に引たる、演義の文を、いさゝか改たる謬說なれば、本文に載ざるなり。

○五木卅三

或人問ていはく、五雜組に、五木の事をいひて、史載。劉裕與二諸人一戲。餘人並黑犢以還。劉毅擲得レ雉。大喜。及二裕擲一四子皆黑。一子跳躍未レ定。裕厲レ聲喝レ之即成レ盧。又曹景宗擲得レ盧。遽取二一子一反レ之曰二異事一。遂作レ塞。則盧與二犢塞一皆差二一子一耳。大約黑而純一色者爲レ盧。相半者爲レ雉。黑而有二雜色一者爲二犢塞一と見えたるを、演繁露には、四黑而一白。則其采名レ雉。とありて說異なり。いづれをか是とせむ。答云、五雜組の盧と塞の說は是なり。其外はすべて非なり。【割註】演繁露の五木の說は、藝林學山、通雅等にも稱譽したれば、確論ならんと、誰も思ふべけれども、いふにもたらぬ臆說なり。」今五十經及び國史補にて考るに。【割註】五木經に誤字あり。國史補にて正すべし」五木は兩面にて、一面は黑く一面は白し。其うち二木の黑き面に、犢をゑがき、其背の白き面に、雉をゑがけり。其圖左の如し。【割註】演繁露に圖あれども誤あれば、今あらたにあらためつるなり。」



右に出せる圖、上なるは盧といふ采、下なるは盧の背にて、白といふ采なり。二雉三黑を雉と□、二犢三白を犢とし、一雉一犢三黑を塞とするなり。また演繁露に、雉なりといへる、四黑一白は禿なり。此餘も采名あれども、こゝに用なければいはず。五木經、國史補を見て知べし。【割註】知新錄に、雉犢塞を誤れる事、五雜組に同じ。淸稗類書に雉を紅點と注したるも、

亦誤なる事なし」

附識す。五雜組に、曹景宗擲得レ盧云々といひしも、亦誤なり。景宗にあらず。韋叡なり。梁書韋叡傳に、曹景宗擲得レ雉。叡徐擲得レ盧。遽取二一子一反レ之曰。異事遂作レ塞とあり。是は景宗雉を得たるに、叡盧にては、雉に勝ゆゑにわざと一犢を反して、雉を出して塞の采となしたるは、雉に負んとてなり。四庫全書提要百十四に、五木經一卷、唐李翺撰。記二樗蒲之戲一。元革爲二之注一。程大昌演繁露。謂レ所レ見二史語一不レ合。然謂樗蒲久廢不レ傳。頗有二此文一。而五木之形製齒數。粗亦可レ考。顧大韶作二五木辨一。則謂按。以二古六博格五之法一。殊相繆戾。知此經是翺所二戲作一。借二古樗蒲盧白雉犢之名一。以行二打馬之法一。實非二古之五木一。所レ引後漢書梁冀傳注。及列子楊朱篇注。考證甚詳。合二二人所レ論。觀レ之。則是書爲二翺自出二新意一明矣。とあり、按ずるに、五木經の說、史語に合へる事、右にいへるが如し、程氏の合ずと疑へるは。樗蒲經にあはぬなり。又顧氏の五木辨は、いまだ見ざれども、梁冀傳の格五の注、列子の六博の注を以て、考證せしは、論ずるにも足らぬ誤なり。是等は五木とは、もとより異なる戲れなり。五木は晉以來に見えたるを、李翺は采の數を定しならん。

○折木四　切木四　卌四

萬葉集十卷に、切木四之泣（ギリカネ）とあるを、代匠記に注して云、六卷の長歌の中の、折木四哭をも、こゝの歌を引て、かりがねと讀べきよし、釋し侍りき。折木、切木ともに、苅義なれば、かりといふに借用ゆべきを、彼處にも、此處にも、四の字を添たるは、ふつに心得られず。狛諸成が萬葉考云、此切木四を、鴈に假たるは、榦葉枝葉の四つを、一手に切は、鎌もて苅とるばかりの小木也。萬葉集略解云　折木四哭、或人云、折は斷の誤也、孟莊子造レ鋸。截斷木器。とあり。四は器の譌なるべし。鋸の音かりゝゝと聞ゆれば、かりのかなに用たるならんといへり。」などあり、按ずるに、代匠記の折木四哭を、かりがねとよむべきの說。誠に是なり。解は諸說ともに皆非なり。考ふるに、折木四。切木四。みな前條

にいへる、五木の類にて、四木にてなす戯れ也。【割註】折字、又切字を加へたるは、長木ならぬをいへるたり。」四木弈、もろこしにもあり。演繁露に、樗蒲經。舊畫只有二四木一。四木者博子四箇也。と見えたり。さて、四木を、カリの假字に用ひたるは、和名鈔雜藝具に、陸詞云。梟。【割註】音軒、加利、梟子。樗蒲采名也。又雜藝類に、樗蒲和名加利字知とあり。五木は。盧を貴采としたれども、四木は梟を貴采とせしなるべし。梟(カリ)をうちたるを勝とすれば、樗蒲の名とせしにや。【割註】按に、樗蒲を五木と云し事、晉書載記にあり。」又萬葉十卷の三伏一向をツクとよませ、【割註】按に、新撰萬葉に、三里をツクとよませたるも、是にて里は裡の省略書なるべし。後の物ながら孤樹裒談に、裡の省文を里と書たり。」十三卷の一伏三向を、コロとよませたるも、皆此四木の采の名なるべし。後世むきさいといひしも、此かりうちにや。十訓抄に、みかど一伏三仰不來待書暗降雨戀筒寢と、かゝせて給ひて、是をよめと給はせけり。月よにはこぬ人またるかきくらしあめもふらなんわびつゝもねん。とよめりければ、御氣色なほりにけりとなん云々。わらはべのうつ、むきさいといふ物に、【割註】按に、四つながらあをむきか、うつむきかするを、貴采として、むきさいといひしにや。」一つふして、三つあふむけるを、月夜とはいふ也とあり。萬葉に據れば、一仰三伏と書べきを、ひが覺して書誤り。それにつきて、説をまうけたるならん。【割註】按に、十訓抄は、江談抄に本つきたるにや、彼抄に一伏三仰云々の歌のみをのせたるは、今本は詞を佚したるなるべし。」又按ずるに、梟は梟にや、梟を貴采とせしは、韓非子、戰國策、周禮考工記注、孔子家語、前後漢書注、晉書、異苑等に出たり。

梅園日記 巻第四

竈神一

古事記傳云、竈は加麻と訓べし。和名抄に、四聲字苑云、竈ハ炊爨處也。和名加萬とあればなり。又閇都比と云名も古し。神樂竈殿遊歌に、止與戸川比と見え、枕册子に、御へつひとあり、加麻とは差別ありしか、未思得ず。」按ずるに、伊呂波字類抄に、竈神をヘツイと訓たり。また塵添壒嚢抄、竈神事條に、ヘツイヲ祭ルト云ハ、竈ノ神歟。沐浴ノ神歟。此國ニ釜ヲバ湯ワカス器トス。大國ニハ飯スル器ナリ、是故ニ釜ノ神ヲ福神トス。此朝ニハ釜飯スル事ハ、オボロゲニハ無ケレドモ。其神ヲバ祭。ヘツイ祭ルト云フニヤ。などあるを見て、ヘツヒは竈神なるをしるべし。又是にて神樂歌の、止與戸川比美阿曾比寸良志、又木工權頭爲忠家百首に、神祭を、親隆歌、ならがしはそのやひらでをそなへつゝやどのへつひにたむけつる哉。などあるもよくきこゆる也。閑際筆記に、東武及諸州、毎月晦日巫來リ、竈ヲ祭、其禮甚鄙猥トイヘドモ、亦禁遏スベカラズとあり。此日此神を祭る事は、唐土にならへる歟。古今養性錄に、抱朴子並酉陽雜俎云。竈神有ニ六女一。常以ニ月晦一上レ天。白ニ人罪狀一。俗間毎ニ晦日一。使ニ婢巫以禱レ祥。蓋出ニ於此一。」とあり。又按ずるに、尚古く、太平御覽百八十六に、萬畢術云。竈神晦日歸レ天。白ニ人罪一。また雜俎の後には、中州集に、劉從益が歲除夕次ニ東坡守歲韻一詩に、南隣祭レ竈喧。北里賽レ儺譁。とあれば、金の時も晦日なり。淸朝にも、硯壽堂集。江鄉節物詩小序に、除夜祀レ竈曰ニ接竈一言竈神自ニ天上一歸來也。乾隆建德縣志に、臘月二十四夜。祀ニ祭竈一。有ニ不レ及レ舉者一。待ニ除夕一。とあり。また晦日團子とて此神に供ふるは、石湖詩集の祭レ竈詩に、豆沙甘鬆粉餌圓とあり。【割註】姑蘇志に、此詞を引

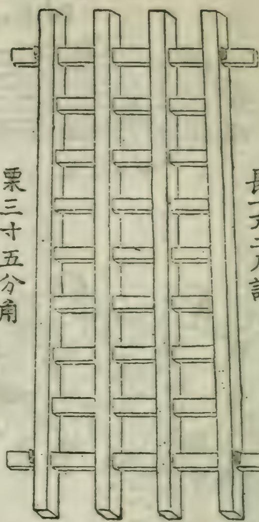
て粉團餅に作れり。」海鹽縣圖經に、臘月二十四日。暮祀レ竈。謂二之送竈一。用二糖粉團一。【頭註】近事叢殘十二月廿四日之夕。其家祀レ竈有二米團一。淸嘉錄に、六月初四。十四。念四。比戸祀二司竈一。謂二之謝竈一。祀時以二米粉一作レ糰。素羞四簋。八月二十四日。煮二糯米一。和二赤豆一作レ糰。祀レ竈。謂二之餞團一。十二月念四夜。送レ竈。比戸以二米粉一裹二豆沙餡一爲レ餌。名曰二謝竈神一。また竈神の前に、小松の枝を手向るは、萬葉見安に、爾波奈加能阿須波乃可美爾、【割註】注に、かまどの神なり、あしもとの神といふこゝろなり。」古志波佐之、【割註】注に、かまの上、松杉の葉なんどを手向る心なり。」と見えたり。

〇修羅二

伊勢氏の武藏鐙云、節用集ニ、修羅、注云、引二大木一【割註】愼言按、當レ作レ石。」材木ニトアリ。軍器考、火器類、大友ガ家ノ事シルセル記ニ、天正四年ノ夏、宗麟入道ガ領セル肥後國ニ、南蕃ヨリ、大石火矢來レルヲ、入道彼國ヨリ、修羅ヲ以テ、豐後國臼杵ノ庄、丹生ノ島迄引ヨセテ、云々。楢村長高ガ室町殿日記卷二十、小天狗ノ篇中、大佛殿造營ノ事ヲ云ル章ニ云、石垣ノ大石ヲ、鹿ガ谷ヨリ引レケルニ、蒲生飛驒守承リテ、六疊敷ノ大石ヲ引ニ、二千五百人力ニテヒケリト聞ユ。楠木松ノ虹梁ヲ以テ、修羅車ヲ造リ、是ニ引ノセ、道筋ニハ丸太ヲ敷テ、其上ニアラメヲマカセテ、ヌメリヲ以テヤリニケル云帝尺云。今世地車ト云物ノ大ナル歟。」按ずるに、壒囊抄卷一に、石引物ヲシュラト云ハ何事ゾ。大石ヲ動カス事。修羅ニアラズバアルベカラズ。仍テ名ヅクト云々。とあり。是は修羅は帝釋と鬪ひし故に、大石を帝釋に取なし、帝釋を動かす車を修羅と名づけし也。【割註】阿修羅與二帝釋一鬪事、出二長阿含經廿一、處胎經五、觀佛經一、經律異相四十六一。」節用集の大木は大石の誤り也。地車に非ず、愼言先年靈巖島の伊豆屋といへる石肆にて、修羅と稱する器を見たり、其圖左の如し。又北越雪譜に、雪車の制作種々あり。大なるを修羅といふとあり。【割註】又江戸に、修羅船といふ船あり。積たる物を船底までいれじとて、小ぺりといふ所の高さとひとしく、板を敷ならべたる造りかたなり。」此車もろこしにもあり。宋の孟元

老が東京夢華錄卷三船載雜賣の一條に、車。大者曰二太平一。其次有二平頭車一。又有二獨輪車一云々。[illegible]兩輪。謂二之浪子車一。唯用レ人拽。又有レ載二巨石大木一。只有二短梯盤一而無レ輪。謂二之癡車一。皆省二人力一也。といへる癡車は、修羅と同物なるべし。明の馮夢龍が智囊補卷八明智部、鄭端簡公の一條に、大車旱船あり。又賀盛瑞の一條に、嘉靖中修二三殿一。中道階石。長三丈。濶一丈。厚五尺。派二順天府寺八府民夫二萬一。造二旱船一拽運。派二府縣佐一官一督レ之。每レ里掘二一井一。以澆二旱船一資二渴飲一。とあり。此旱船も、癡車の類なるべし。【割註】按に、名物六帖器財箋。車輿轎籃の條下に、旱船あり。異物なるべし。

修羅の圖石肆所貯



○机上持二水椀一三

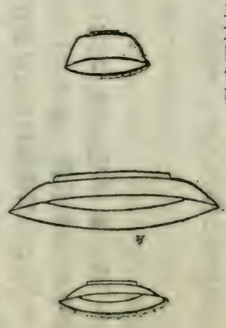
手習ふをさなき者の、師の教へに從はで、習はぬ時は、机の上にのせ、茶椀に水をいれてもたするに、その水こぼるれば、うつといふ事あるは、菩薩處胎經第四頌に、智者將下護レ身堅固不中傾動上。如下彼犯レ罪人。擎二持滿レ鉢油一。若棄二油一滴一。罪交入二大辟一。左右作二妓樂一。懼レ死不中顧視上。菩薩修二淨觀一。執意如二金剛一。毀譽及二惱亂一。心意不二傾動一。とあり。此事又雜阿含經廿四、及び北本涅槃經廿二などにも出たり。ゐなかの手習の師は、多く法師のわざなれば、これらの經文によりて、しそめけるが、ならはしとなりけるなるべし。



○銅疊四

世說新語補紕漏篇に、祖孝徵、司馬世雲が家にて、酒飲て銅疊二面を藏せりとあり。此銅疊の觧、世說觽の說は、いふにもたらぬ杜撰なり。世說考と、世說索觧には、未詳といひ、世說抄撮には、疊疑罍字といひつれど、其謬誤を知て、鈔撮集成には、可レ疑北史亦同といひ、世說講義には、未レ詳盞酒器也。といへり。是皆唐土の書をば多くよみたれども、皇朝の書をよまぬ故に、しれかねる也。和名抄を見れば、たやすくしるゝ事なり。彼書漆器類に、唐式云。飯椀。羹椀。疊子。各一。【割註】楊氏漢語抄云。疊子宇流之沼利乃佐良。遊仙窟云、玉疊【割註】今按以レ玉爲二疊子一也。」と見えたるにて、銅疊は銅のさらなること明らか也。但し和名抄によらずとも、唐の段成式が酉陽雜俎諾皐記下に、和州劉錄事。

食二鱠數疊一。の一條を、宋の李昉等が太平廣記二百二十に引て、疊を楪に作れり。又明の黄一正が事物紺珠二十二瓦什器類に、碟を擧て、注に、薛同と有を見て、疊は楪となり、楪また碟となりたるを考ふべし。さて碟は陶器のさらなることは、薛俊が日本國考略寄語略器用類に、碟を擧て、注に、洒頼、沙頼とあり、王圻が三才圖會器用十二卷に、今之曰レ椀。曰レ盆。曰レ碟。制雖レ不レ同。皆屬レ陶耳。といひて、碟の圖を出せり、これらを見れば、明らか也。さて此器もと銅にて薄く作りて、かさぬるによろしければ、疊とは名づけしならん。


三才圖會碟

宋の程大昌が演繁露十一卷云。酉陽雜俎、劉錄事食二鱠數疊一。今俗書二牒字一誤。以二其可レ疊。故名爲レ疊也。然牒字乃疊レ札爲レ之。則以レ疊爲レ牒亦有レ理也。【割註】明の張存紳が雅俗稽言、亦此說ありて、從レ木作レ楪俗といへり。本邦にも牒子の字を用ひたるは、日本靈異記、大安寺資財帳等なり。」淸の王昶が金石萃編一百三に、唐貞元十三年。濟瀆廟北海壇祭器碑を載て云、椀二百箇。疊子五十隻。其跋に、疊子厠二于椀後一。即今俗名二碟字一。疊有二重累之義一。碟音舌。集韻云。治レ皮也。不二與レ碗同一レ類。今俗作レ碟非也。などあるを考ふべし。又宋の袁文が甕牖閒評に、古者。椀楪以レ木爲レ之。故椀楪字皆從レ木。とあるは、其頃陶製の椀楪行れし故なり。其證は夷堅支志庚集の天慶道人章に、陶楪あり。されば明に至りて、石邊にしたがひて、碟字に作れるなり。こゝには古製をうけて、今も釋家に木器ありて、チヤツとよぶ、壒嚢抄に、ヅス。チヤツナンドト云字ハ、何ゾ、楪子ト八ニ淺シ、豆子小深ト書り。と見え、尤草紙にも赤き物の中に、ちやつか。づすかとあり。

附識す。世說音釋云。銅疊盛レ肉器名。通雅曰。宋史。鉦如二大銅疊一。南蠻之語也。南蠻市肆記。酒器沙羅水。沙羅水盆。以二金銅一爲レ之。即今之銅面盆也。また世說箋本云。銅疊盛レ肉器。通雅云。南蠻之語也。」

按ずるに、盛レ肉器とは、簡の誤りをうけたるなり。此器素食をも盛たるは、朝野僉載に、一楪鎚餅。白氏文集に、元日對酒詩一楪膠牙餳。北夢瑣言に、臺上用レ楪盛ニ果實一。曲洧舊聞に、一楪生蘿蔔などあり。又鑑眞東征傳、唐土より將來の物のうちに、一尺銅疊八十面。少銅疊二百面。安祥寺資財帳に、白銅小疊子二口。白銅疊子一百三十口新羅。同二十口徑五寸唐。とあり。僧家に用れば、素食を盛る事、明らか也。又通雅卷三十樂器部の、原文を閲するに、宋史は宋志に作り、語也を器也に作り、沙羅水の三字重文なく、羅を鑼に作り、金銅を金銀に作りて、即の下に如字あり。されども、市肆記の語は、樂器にあらざれば、引用せしは通雅の誤なり。又銅疊にあづからぬ事なれば、音釋に引るも亦誤なり。又宋史の樂志を見るに、此語なし。宋の陳暘が樂書百二十五に出て、文は通雅に同じ、鉦如ニ大銅疊一の下に、懸而擊レ之の四字あり。按ずるに、樂書は唐杜佑が說によれる也。杜氏通典百四十四鐲鉦也。形如ニ小鐘一。軍行鳴レ之。以爲ニ鼓節一。周禮以爲ニ金鐲一節レ鼓。近代有レ如ニ大銅疊一。懸而擊レ之。以節レ鼓呼曰レ鉦。といへり。

○大郎五

玉勝閒云、現報靈異記に、文忌寸氏の人に、字曰ニ上田三郎一。といへることあり。聖武天皇の御世の事なり。そのころより、三郎などいふ名ありしにこそ。字といへるは今の世の俗名のごとし。」按ずるに、これよりさきに大郎あり。日本紀に、皇極天皇。四年六月。高向臣國押。謂ニ漢直等一曰。吾等由ニ君大郎一。應ニ當被一レ戮。【割註】按に、鎌足傳に、入ニ吾堂一者无レ如ニ宗我大郎一といへるも同人入鹿なり。」とある是なり。又講習餘筆に、長子次子を稱して、大郎次郎といふこと、安積翁の湖亭涉筆に、隋の創業起居注を引て、具さにこれを記せり。然るに、北史を按ずるに、北齊の彭城景思王の傳に、王浟は神武第五子也。博士韓毅。見ニ浟書跡未一レ工。戲曰。五郎書畫如レ此云々とあり。これ第五の子を以て、五郎と稱するなり。又北史に穆王瓚の傳に、瓚好レ書愛レ士、時人號曰ニ楊三郎一。とあり。此瓚は、楊忠の

第三の男なる故に、かく云るなり。又北周の文宗の族子、宇文慶が子昇その第三の子なる故に宇文三郎と稱せるよしを云り。これ等、姓に配して幾郎とあれば、皇朝にて、古へより源三郎などゝ稱するの本づく處なり。又通鑑に、陳臨海王光大元年に、太后曰。今伯宗幼弱。政事並委二二郎一と。胡三省の注に、文帝居レ長　頊居レ次。故稱爲二二郎一と云り。これらによれば、六朝以來この稱呼有なり。安積翁たまく此を考證に遺せるならん。○按ずるに、潤亭涉筆云。創業起居注曰。軍中以二次第一呼二太子秦王一。爲二大郎二郎一云々、以二四郎元吉一爲二太原郡守一。按世俗呼二長子次子一。爲二大郎二郎一。亦此義也。とありて、大郎二郎とよぶ證をのみあげたるなり。下に四郎元吉をいへるは、上の大郎二郎の次第を明らかにしらしめんとなり。されば餘筆に引たる、通鑑陳紀の二郎は、考證に遺せりといふべけれども、三郎五郎などは、涉筆にあづからぬ事なり。又按ずるに、晉書王悅傳に、導性儉節。帳下甘果爛敗。令レ棄レ之云。勿使二大郎知一。とあり。導は悅が父なり。六子ありて、悅は長子なれば、大郎といへり。これ大郎と稱せし始なるを、安積翁のいはぬは考證に遺せるなり。餘筆にも、亦遺漏あり。宋書顧覬之傳に、負二三郎責一皆不レ須レ還とあるは、顗之が第三子の綽をさしゝ語なり。又南史宋王訓傳に、訓幼警有二識量一。僧王惠超見。而奇レ之曰。四郎眉目疎朗云々。又隋書來護兒傳に、不レ畏二官軍十萬衆一。只畏二榮公第六郎一。又姓に配して幾郎といひしは、南齊書陳顯達傳に、當世快牛。稱二陳世子青。王三郎烏一。とこれらなり。

附識す。餘筆に、次郎と記したれども、涉筆には二郎とあり。又隋の創業起居注と書たるも亦誤なり。涉筆には隋字なし、舊唐書經籍志に、大唐創業起居注とあり。以後の諸書目亦同じ。

○三元甲子六

三代實錄に、貞觀十七年十一月十五日甲午。陰陽寮言。黃帝九宮經。蕭吉九宮篇云。承二天之道一。因二人之情一。上占二三元一。下用二五行一。三神相合。名云二三合一。所謂三神者。大歲。害氣。大陰。是也。今自二

上元己亥一。至二于本朝貞觀十八年丙申一。積レ年四千九百一十八年也。以二三元百八十一除レ之。今中元之末。河元之内也。三合之運當レ在二明年一云々。去天平寳字三年己亥歲。當二三合之理運一。とあり。三元の事は、舊唐書。傳仁均傳に、以二三元之法。一百八十一。去二其積歲一。武德元年戊寅。爲二上元之首一。と見えたり。錢大昕が舊唐書攷異に、按三元甲子之說。始二于遁甲九宮一。每歲行二一宮一。九歲而徧。六十歲未レ復二其初一。必轉二二甲子一。而後終二九宮之局一。仁均旣以二武德戊寅一爲二上元一。則隋仁壽四年甲子爲二上元一矣。今蘇州虎邱寺。有二五代顯德五年石幢一。後題二下元甲子歲在二戊午一。【割註】按に、又錢大昕が潜研堂金石文跋尾三續に、崇化寺西塔基記。後題二唐下元戊午七月二十八日一。戊午爲二周世宗顯德五年一。乃稱二唐下元一者。遁甲三元術。以二唐興元元年甲子一爲二上元一。會昌四年甲子爲二中元一。天祐元年甲子爲二下元一。戊午乃下元甲子之第五十五年。泝二其始一而言。故云二唐下元一也。虎邱石幢。題二下元甲子顯德五載龍集戊午一。雖レ以二顯德一繫レ年。仍冠以二下元甲子一。亦同二此例一。」依檢仁壽四年甲子爲二上元一。則麟德元年甲子爲二中元一。開元十二年甲子爲二下元一。興元元年甲子。又爲二上元一。會昌四年甲子爲二中元一。【割註】按に、羅隱が羅昭諫集に、中元甲子。以二辛丑一駕幸レ蜀四首の詩題あり。邵晋涵が全浙詩話に、是を引て、按僖宗中和元年辛丑正月。幸二東都一。避二黃巢之難一。詩爲二僖宗一作也。とあり。即會昌の中元なり。」天祐元年爲二下元一。顯德戊午尙有二下元稱一也。以上攷異、按ずるに、貞觀の中元は、會昌甲子の中元に合て、和漢相同じ。又周密が癸辛雜識別集。天市垣の一條に、伯機云。楊州分野。正直二天市垣一云々。又術者云。近世下元甲子用レ事。正直二天市垣一。所二以人多好二市井牟レ利之事一。按ずるに、天祐甲子の後は、乾德甲子上元なり。天聖甲子中元なり。元豐甲子上元なり。紹興甲子上元なり。嘉泰甲子中元なり。其次の景定五年より、周氏のいへる下元甲子なり。此後泰定甲子上元なり。其後は陳繼儒が羣碎錄に、洪武十七年甲子爲二中元一。正統九年甲子爲二下元一。弘治十七年甲子爲二上元一。嘉靖四十三年甲子爲二中元一。とあるも上の次第に合へり。然るに、大雜書といふ書の、一代八卦の條に、上元の生れは、永祿七年甲子の年より、元和九年癸亥まで六十年の間な

り。中元の生れは、寛永元年甲子の年より天和三年癸亥まで、六十年の間なり。下元の生れは、貞享元年甲子の年より、寛保三年癸亥まで、六十年の間なり。【割註】八卦掌中指南亦おなじとあり。」さて永祿七年甲子は、明の嘉靖四十三年にて、かしこにては中元なるに、こゝは上元なり。此次第いつよりたがへたるにか。

附識す。清の梁玉繩が年號補遺の補佚號の條に、中元と標して其下に、明晉安徐𤊹筆精云。陳中丞達。得二一石盆一。甚巨。背刻二中元庚申一。按漢世祖。建武中元無二庚申一。且其時尚未レ有レ僧。此刻不レ知二何代一とあり。按ずるに、是は本文にいへる三元甲子の中元にて年號に非ざるなり。潜研堂金石文跋尾又續に、太上感應篇附注。錢唐陳賢君實所レ編仇達爲レ跋。泰定甲子上元緇梓。而嗣子從仁復刊二石於湖山堂一。蓋在二至正中一。と、按ずるに、錢氏上元の說なきは、正月十五日と思へるにや、泰定甲子上元とは、三元の上元なるべし。跋文作らんに、前に刻板せし月日までは書まじく思はるゝなり。錢曾が讀書敏求記に、政和五禮新儀二百四十卷。冠以二御製序一。題二政和心元三月一日一。不レ知二心元何謂一。鄭居中等。政和三年四月廿九日進呈也と。按ずるに、政和三年四月廿九日進呈の書に、三月一日の序あるは、四年の御製なるべし。四年は甲子なり。さて甲子より癸巳まで三十年、甲午より癸亥まで三十年にて、甲午は一元六十年の半なれば、心元といへるにや。政和は元豐甲子下元中にあり。

〇阿難調達身長 七

常山樓筆餘に、釋迦如來、長一丈六尺ありしといふ。宛委餘編にも、佛長一丈六尺。以爲レ神。然其小弟阿難。與二從弟調達一。俱長二丈四尺五寸。といふことと見ゆ。佛長一丈六尺といふことは、彌勒下生經に見えたれども、阿難等の長の事は、いまだ見ずと。吾方外の友、江西禪師かたりき。但し其尺は、周尺にてしるせしには非るべし。詳ならず。」とあるは、阿難調達の長、一丈四尺五寸のことを、いまだ見ずとにや。按ずるに、阿難は難陀の誤にて、一丈四尺五寸は、一丈五尺四寸の誤なり。佛說十二遊經云。調達

以二四月七日一生。佛以二四月八日一生。佛弟難陀以二四月九日一生。阿難以二四月十日一生。調達身長丈五四寸。佛身長丈六尺。難陀身長丈五四寸。阿難身長丈五三寸。【割註】法苑珠林十四に、佛本行經を引て、亦同じ。今の佛本行經に此語なし。」又經律異相七に、普曜經第十六云。佛弟孫陀羅難陀身長一丈五尺四寸。中本經上卷云。白飯王有二二子一。一名二阿難一。身長一丈五尺三寸。一名二調達一。身長一丈五尺四寸。とあり。倶に阿難は一丈五尺三寸なり。但し文句第一之一阿難身與レ佛相似。短二佛三指一云々。佛指闊二寸。これによれば、阿難身長一丈五尺四寸なり。宛委餘編の阿難あやまりならずともいふべけれど、佛の小弟ならねば、難陀のあやまりなる事、明らかなり。又尺は周尺なり。傳教の無量義經注釋云。丈六者一丈六尺。當レ用二周尺一。準二唐代尺一當二八寸一也。と見えたり。

○濁醪八

誹諧新式に、どぶろくとあるを、誹諧通俗志には、酴醾漉と見えたれども誤なり。【割註】是より前、大和本草酴醾の下に、花白く千葉なり、云々。唐土には黄色あり。故に黄色のにごり酒を、酴醾酴といふ。日本にて山川といふ酒の如くならん。とあるは、唐土のことをいへるなり。」松岡怡顏齋の詹々言にも、ドブロクは醾酴緑の轉語なり。といへるを、其子の松岡洙が按語に、ドブロクは、濁醪の轉語歟とある說あたれり。濁醪の文字ふるくよりあり。和名抄に、濁醪は毛呂美。本朝無題詩に、大江佐國翫二卯花一詩に、尋二訪野村一醉二濁醪一。又藤原周光屏風詩題に、石瀨之邊。有二釣漁人一。濁醪滿レ樽。魚脂堆レ俎。新猿樂記に、酒濁醪。肴煎豆。伊呂波字類抄太部、及び下學集に、濁醪。天文二年、尊海僧正。あづまの道の記に、醒が井の里にて、濁醪といへるをのみて云々。節用集大全に、濁醪白酒也。などあるを見てしるべし。もとは、文選の魏都賦。恨賦等に出たる字面にて、杜甫、韓愈、白居易、李賀、杜牧、皮日休などが詩にもあり。

○文書封字九

嘉良喜隨筆云、女中の夕、これは封の字の草也。〆、これはトといふ字にて、男の文にあり。三體口決云、夕。此本字は封の字なり。笠澤筆叢云、或曰、女の文の封に、夕と書は、行の字を草書に斜に書たるなり。斜行は急に行意なり。後に略して〆とかく。トといふ字にあらず。行の字を書たる轉なり。莚響錄云、狀の封目に、〆といふ字を書候事はいかゞ。答に、行といふ字をかくことのよし。詞花懸露に見ゆ。又宗五が記には、二つ引て、點を打なり。封といふ字を草に書たる體なり。假令は、如二此夕一。物など包ての封には、一引へし、一つ引て點打は、さげたるこゝろなり。〆かくの如しと云々。宗五が說、封の字の草書といひたり、行といふ字と大きに相違す。しかしながら、此ことは前に、歷々御沙汰ありて、行といふ字、可レ然のよし、承たる事候故、愚老などは、行の字と心得候。宗五は武家の事なれば、又別に子細も候べし。愼言按ずるに、はやく此事をいへるは、消息耳底祕抄云、女房ノ許ヘ消息ノ事、或說云、艷書ナンドヲバ、上下一寸許ヅヽ、折返シテ、引結テ、上ノ封ニハ、行ノ字ヲ草ニ書ナリ、是ハ、互ニ逢テノ後ノ文體ナリ。麒麟抄云、女房ノ文ニハ、立文ノ紙ヲ長クスルトイヘドモ、當時必左モセザリケリ。捻目ニハリ。此程ニ上ヨリ下ヘ長引也。など有に據るに、リ字古說なり。又按ずるに、リ字は、もと拜字の草書より、誤れるなるべし。其證は、淸の胡鳴玉が訂譌雜錄云。今人書翰。用二又行二字一。不レ詳レ所レ出。且不レ解レ所レ謂。予偶檢二一帖一云。十月十七日。州民王操之。頓首頓首。舊京先塋毀。動聞問傷惻痛不レ可レ言。未レ得二陳慰一。白牋不備。操之再拜。拜字草書。與二行字一無レ異。因悟又行之行。乃是拜字。又拜即再拜。初非下以作二一行一意上。これ唐土にても、拜を行に誤たるなり。

附識す。胡氏の說によれば、明の張丑が眞跡日錄、及び日錄二集に載たる、米芾が書、また李日華が六研齋二筆に載たる、趙孟頫が劄記等に、再行とあるも、再拜の草書を誤讀せしなるべし。胡氏の拜字草書與二行字一無レ異とあるによりて、今草字彙を閱するに、拜字の草書にりと舉て、注に大令とあるは、王獻之が書にありしをいへるなり。

○ろくしやく十

醒睡笑云、京にて乗物をかき、あるひは庭にてはたらく男を、六尺とはなどいふらん。さる事候。屋敷につけ、家につけ、疊につけ、一切竪横間を定むるに、田舍のは一間を六尺にとる法なり。都のは間尺を六尺三寸に取て、一間とする法なり。されば亭主をば、都六尺三寸の間にとり、つかはるゝ男をば、田舍六尺の間にとる。その故は、主人たる人の心と、下男の心と、物ごとばらりとちがひて、まにあはぬ故に、かの下人を六尺とはいふとなり。私かた咄云、むかしのり物かく男を、六尺といふは、いかなる故ぞととふ者あり。答て云、乗物の棒は、一丈二尺の物なり。それを二人してかたぐるにより、二つにわれば六尺なり。【割註】別本世話支那草。亦此說あり。」南嶺子云。乗物かく人を六尺といふ事。史記秦始皇本紀に、秦は水德を以て王たる故、六の數を用。輿は六尺。」と見えたり。【割註】和訓栞亦此說あり。」按ずるに、上の說ひとしく非なり。ろくしやくは力者(リキシヤ)を訛れる也。力者の輿舁事は、長谷寺觀音驗記、杉原本保元物語、法然上人繪詞、類聚大補任等に出たり。吾妻鏡、嘉禎四年三月十七日、又仁治二年十一月四日、又建長四年四月一日等の記に、御輿御力者三手、とあり。康正二年慈照院殿八幡社參記を見れば、三手は十八人なり。乗輿の力者十八人の事。荒暦、至德二年八月廿七日に出たり。さて六人を一手とすることは、六人にて輿かく事あればなり。吉事略儀、及び宣胤卿記永正十四年六月十日記に出たり。そのさま、古畫に見えたり、また蹇驢嘶餘云、門跡御輿舁、八瀬童也。十二人を一結といふ也とあり。十二人の輿舁の事は、秋夜長物語、神祇官年中行事、太平記山門嗷訴事條、花營三代記、應永廿九年十二月廿一日條、季瓊日錄寛正四年八月十一日條等にあり。海人藻芥に、僮僕事。力者十二人、又長門本平家物語【割註】義仲の事をいへるところに」云。京には力者三十人をそへ、もしもの事あらば、院をとり奉り、西國へ御幸なし奉らんと支度して云々。とあるも五手なり。天龍寺臨幸私記に、三百年來。佛法日衰。似二沙門形一而非二沙門一者多矣。田樂法師。力者法師等是也。とあり。按ずるに、此記は、

崇光院の觀應元年庚寅に、夢窓國師の作也。三百年前は後冷泉院の永承七年壬辰なり。そのころより、力者の名は有けるなるべし。さて上にいへる觀音驗記なるは、清和天皇の御代とあり。太平記なるは、村上天皇應和三年の事をいへるなり。これみな、後世より記したる事なれば、はやく清和、村上などの御時より、力者のとなへ有しとも定めがたくや。又今はれの時乘物かく者、足ぶみして、拍子とるわざあり。これもふるき事なり。わくらはの御法に、牛飼は新車に强牛をかけ、力者はいろ〳〵に足をふみて、こしをかくと見えたり、又輿のみにもあらず。外の事をもなす力者、山槐記等に出たり。又唐土にも力者あり。太寧坊力者張幹と、酉陽雜俎八卷中にあり。

春日驗記



○生姜酒

鹿門筆記云、生姜酒を風邪に用る事、宜き法なり。孫對薇が丹臺玉案、といふ書に出たり、神仙粥と號たり。」按ずるに、丹臺玉案は、明の崇禎丁丑。孫氏の自序あり。丁丑は、皇朝の寛永十四年なり。それよりさき、酒飯論に、冬の寒くてこゞえたる、はじかみ入たるわかし酒のめば、風こそよりつかねとあり。酒飯論は、後成恩寺殿兼良公の御作なりとぞ。此殿八十歳にて、文明十三年四月二日に薨じたまひしよし、攝

闕補任次第、宣胤卿記等に見えたり。寛永十四年にさきだつこと百五十餘年なり。されば、ふるく唐土の書に、此事有べくおもひしに、醫方類聚に、瑣碎錄を引て云、卒感ニ風寒ー。用ニ生薑汁ー調。熱酒一盞。則發散。とあり。陳振孫の書錄解題に、瑣碎錄二十卷。溫革撰。陳昱增之。【割註】孫奕示兒編には陳曄とあり。周輝淸波別志には宣政貴人所ㇾ纂也。ーと見えて、宋朝の書なり。

○あくがる十二

信濃漫錄略文云。生出しおのが垣ねをあくがれてふせやにあまるゆふがほの花。右の歌は、垣ねより夕顏の生出て、ふせやの上にはひまつはり、猶軒の外までひろごりあまりて、花さきたる繪によみて書付たる、おのが歌なり。ある人いふ。或人古歌に、月にあくがれ花にあくがれなどいひて、彼にあくがるべき物有て、それに對て、いへる言とおぼゆるを、あくがるべき物もなくて、かくよめるは、例なきひが言なりといへり。といへば、傍に在ける若人、俊賴朝臣の歌に、梅が香はおのが垣ねをあくがれてまやのあまりにひまもとむなりといふ歌、千載集にのせられたり、俊賴朝臣謬り給はじ。又俊成卿そのひが言を辨へずして、千載集に撰び給ふべきに非ず。其後又彼人來りていふ、難者に俊賴朝臣の歌をいひしに、あくがれといふ言をよめる歌も、文詞をもあまた書出して、是が中に、あくがるべき物なくていへるは、いと〳〵まれにて、多くは物に對へていへる言なり。例少きを採て、例多きを捨べきに非ずと云へり。此論頑愚の至といふべし。其書出たる中に、蘆火たくまやのすみかは世の中をあくがれいづる門出也けり。又物思へば澤の螢も我身よりあくがれ出る玉かとぞ見る。此難者、宣長が古今集遠鏡に、あくがれはうかるゝなり。とあるを、例の金玉とのみ思ひて、其廓を出ることあたはず。他にかへり見ざる僻論、いふに足らず。月にあくがれ花にあくがれといふも、月花をめでゝ、わが在所を離れ行事なり。此意をもて古歌にあくがれとよめるも、文詞にあくがれとあるをも、引合して考へなば、委く貫通して、違ふ事はあらじとあり。書頭に、久守云、貫之家集に、思ひあまり戀しきときはやどかれてあくがれぬ

べきこゝちこそすれ。愼言按ずるに、俊頼朝臣の如く、梅が香はよむべく夕顔にはよむまじきなり。いかにといふに、夕顔は蔓の延るのみにて、本體をはなれねば、梅か香とは、同じからぬを考ふべし。

○祝㆓赤子㆒十三

子生れて祝する事、和漢ともにあるなり。平家物語に、御產平安のみならず。皇子にてこそまし〱けれ。小松ノ大臣は、いそぎ中宮の御方へまゐらせ給ひて、金錢九十九文、皇子の御枕におきて、天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命は、方士東方朔が齡を保ち、御心は、天照大神入かはらせ給へとて云々。義經記に、御產安々とし給ひけり。武藏少人のたつがる聲を聞て、すゞかけに押卷て、抱たてまつる。何とはしらねども、御臍の緒をつぎ參らせて、御湯をひかせ奉らんとて、水瓶にあけたる水にて、洗ひたてまつり。やがて御名を付參らせん。是はかめわり山、龜のまこうを取て、鶴の千歲をなぞらへて、龜つる殿とぞ付奉る云々。くわほうは、をぢかまくら殿にあやかり參らせ給へ、力はかひ〱しくは候はねども、辨慶にあやかり給へ、御命は千歲萬歲をたもち給へ云々。白氏文集、有㆓一子㆒自嘲詩に、持㆑杯祝願無㆓他語㆒。愼勿㆓頑愚似㆒㆑汝爺㆒。朝野遺記に、長秋所㆑生母。舊隷㆓德壽㆒爲㆓樂部㆒。以㆑久次出。適㆓於外㆒矣。一日奏㆑樂。上以爲㆑不㆑諧。中貴人奏。近老舊者。得㆑旨嫁出。今皆新習未㆑能㆑串。便欲㆑使㆔已嫁出者。通籍復入㆒。庶㆓新故參教㆒。上可㆑之。自㆑是悉還。然后母在㆑外孕身。已數月矣。將㆑及㆑期。宦者奏。乞㆑復㆓外館㆒。憲聖后曰。第令㆑產㆓仙韶院㆒。無㆑害也。遂誕㆓后東朝禁中㆒。三日洗兒。憲聖臨視。戲祝曰。使㆓汝長㆒。福祿及㆑吾。左右皆失笑。雖㆓一時戲言㆒。後乃符驗云。【割註】按に、西湖志餘帝王都會篇。亦云。」楊萬里、賀㆓必遠叔四月八日洗兒㆒詩に。願兒長成讀㆓祖書㆒。再起㆓門戶㆒光㆓鄉閭㆒。【割註】誠齋集二十四」黃尊素忠端公集に、長安竹枝詞。四民到㆑今盡無㆑分。半作㆓長班㆒半作㆑軍。隣媼生㆑兒齊下祝。他年跟㆓得一官員㆒。【割註】日下舊聞補遺に引たり。」などみえたり。

○仁智十四

橘窓自語に、琴譜をかける書に、仁智名ある事は、琴の底を沈智といふより起れるなるべし。」とあり。按ずるに、琴は箏の誤なるべし。其證は、仁智要録は、箏譜の書なり。又教訓抄八巻云、箏。或曰。蒙恬所レ造也。上圓象レ天。下平象レ地。中空準二六合一。絃柱擬二十二月一。斯乃仁智之器。豈蒙恬亡國之臣。所二能開レ、運一レ巧とあり。【割註】按に、教訓抄の此文は、藝文類聚四十四に傅子を引、通典百四十四に、傅玄箏賦序を引ると、互に小異あれども、皆同説なり。」教訓抄又云。箏。清仁。甲名也。依二甲高一名レ仁。沈仁者天名也。沈智腹名也。依二腹乙一名レ智。故智是地名也。仍名レ箏號二仁智一矣。といへるは、上の語につきて作りし臆説なるべけれども、仁智は箏なる事の明證なり。

○坂額非二醜女一十五

女坂額を醜女といふ説は、吾妻鏡を讀て、文義を味ざる誤なり。彼書云、建仁元年六月廿八日。藤澤四郎清親。相二具囚人資盛姨母一。【割註】號二坂額女房一。」參上。其躰雖レ未レ及二平減一。相搆扶參云々。左金吾可レ覽二其體一之由被レ仰。仍清親相具。參二御所一。左金吾自二簾中一覽レ之。御家人等群參成レ市。重忠、朝政、義盛、能員、義村以下、候二侍所一。通二其座中央一。進居二于簾下一。此間聊無二諛氣一。雖レ比二勇力之丈夫一。敢不レ可レ耻二對揚一之粧也。但於二顏色一。殆可レ醜二陵園妾一。廿九日。阿佐利與義遠主。以二女房一申云。越州囚女。被レ定二配所一者。態欲二申預一。云々。金吾御返事云。是爲二無双朝敵一。殆望申之條。有二所存一云々。阿佐利重申云。全無二殊所存一。只成二同心之契約一。生二壯力之男子一。爲レ奉下護二朝廷一扶中武家上也云々。于レ時金吾。件女面貌。雖レ似レ宜。思二心之武一。誰有二愛念一哉。而義遠所レ存。已非二人間之所一レ好由。頻令二嘲哢一給。而遂以免給。阿佐利得レ之。下二向甲斐國一云々。とあり。按ずるに、殆可レ醜二陵園妾一。といへる陵園妾は美人なり。【割註】白氏文集に、陵園妾といへる樂府題ありて、詩に陵園妾。顏色如レ花。命如レ葉とあり。」此意は陵園妾より醜しとも、尋常の婦女は及ぶべからずとなり。又按ずるに、此書の點誤り多ければ、こゝも可レ醜二陵園妾一と改むべきか。さて醜女の說は、王代一覽、賴朝三代記、鎌倉北條

九代記、本朝通記、武徳鎌倉舊記、類聚名物考、等なり。たゞ本朝列女傳、坂額が傳に、賴家戲曰。此女面貌雖レ非レ不レ姝。思二心之猛毅一。誰有二愛念一哉。といへるは、よく文義を解したるなり。附識す。扶桑見聞私記、六十九、此事を記して、畠山重忠、和田義盛、小山朝政、比企能員、三浦義村以下侍所に候す。其座中央進居簾下に通す。【割註】按に、吾妻鏡には通二其座中央一進二居于簾下一。と點あり。通はトホルとよむべし。見聞私記はよみ誤れり。」此間聊諛氣なし、又臆せず。【割註】按ずるに、此四字吾妻鏡になし。」凡勇力の丈夫に比といへども、敢て對揚恥べからざるの粧なり。【割註】但其長六尺有餘、手足太逞して、偏に二王を作損ずるがごとし。【割註】按に、但其長より是まで二十六字、吾妻鏡に載せず。」顏色に於ては、殆陵園妾よりも醜べし。廿九日、阿佐利與一義遠主、奥方の【割註】按に、此三字吾妻鏡になし。奥方、當時の語にあらず。」女房を以て申云、越州の囚人女、既に配流に定まらば、態と預り申さんと欲すと云々。終に以て、義遠にめし給はる。阿佐利是を賜ふ。妻として甲斐國に下向し。先年木曾殿の妾巴女。鎌倉に召下さるゝの時、和田義盛これを申賜ひ、妻として、朝比奈義秀を産たり。與一義遠主、是をうらやみ、今度坂額を申賜ふ。巴は無双の美女なり。坂額は無双悪女なり。力に於ては、勝劣なき歟。貌に於ては、天地懸隔の差有と、諸人評しけるとなり。【割註】按に、先年木曾殿以下諸人の評。吾妻鏡になし。」又吾妻鏡、態欲レ申レ預と點あるは、板本の誤なり。【割註】欲二申預一と點すべし。申預の語、著聞集武勇篇に有。」此誤りをうけたるにても、見聞私記の僞書なる事明らかなり。

○吹レ葱十六

小兒の葱を吹ことは、清朝にてもするなり。夜譚隨錄に、【割註】某領催の一條に、」啾啾作レ聲。如二小兒吹一レ葱然。と云り。明朝にてもあり。明良記に、武宗在二宮中一。偶見黄葱實(コメ)レ氣。促レ之作レ聲僞レ戲。宦官遂以レ車載進御。葱價陡(タチマチ)貴數月。また宋の時、蘇軾が東坡集。【割註】被レ酒獨行云々の詩」に、總角黎家三小

章。日收二葱葉一送二迎翁一。と見えたり。ふるく太平御覽七百廿七王隱晉書曰、韓友善二卜占一。行二京費厭勝之術一。劉世則女、得二鬼魅一積レ年。友筮レ之。令下作二布囊一。女發時張レ囊著中窓牖閒上。友閉レ戸作レ氣。若レ有レ所二驅逐一。斯須之閒。囊大脹如レ吹二葱葉一。因便敗。女仍大發。友乃更作二皮囊二枚一。沓張之。施如レ前。囊腹脹滿。因急縛二囊口一。懸二著樹閒一。二十許日。漸消。下開視。有二二斤毛一。狀如二狐毛一。女遂大差。と出たれば最久し。

○一里町數十七

玉勝間に、道の程を、三十六町を、一里とするは、いつの世よりのさだめならん。ある說に、織田大臣の世よりの事といふはたがへり。堯孝僧都の富士の道記に、近江のむさの宿を、都より十三里といひ、美濃のたるゐを、むさより十四里などいへる。すべて今の世のさだめと同じ。此事なほ﹅﹅書にもあるべきを心つかず。是はふと心づきたるまゝに、書おけるをあげたるなり。」とあり。按ずるに、語林類葉に、上の文を擧て、又云、太平記卷十三、龍馬奏進の條、今朝卯の剋に、出雲のとんだを立て、酉の刻のはじめに京着す。其道すでに七十六里とあり。拾芥抄田藉部云、三十六町爲二一里一とあるは、富士の道記よりは、太平記先なりとの意なるべし。なほ先なるは、東大寺造立供養記に、文治二年、周防國より、材木を出しゝ事を記して、木津至二于海一七里、注に三十六町爲二一里一とあるは、東國一里は六町にてたがへば也。明惠上人渡天行程記に、從二大唐長安京一。到二摩訶多國王舍城一五萬里。【割註】小里定也。六町一里定。按に、原本此注逸す。今補ふ。」即當二八千三百卅三里十二町一也。【割註】大里定也。三十六町一里定。」百里小里十六里廿四町大里定也。」とあるは、唐土は六町一里といひけん故に、かく記したるならん。又平家物語瀨尾最後條に、備前國福隆寺繩手は、はたばり弓杖一杖ばかりにて、遠さは西國道の一里也。とあるも、三十六町一里なるべし。長門本平家物語に、【割註】兵庫島のことを云て、」はたよりおきへ、一里三十六町出してぞつき出したりける。といひ、沙石集に、高野の大塔は不二の惣體なり。

それより改所へ五リ百八十町に、彌勒の御坐は云々といへるは、一里と三十六町、五里と百八十町には非ず。三十六町を一里とし、百八十町を五里【割註】是も三十六町の一里なり。」としたるをしらせたるなり。梅松論に、建武三年三月二日、筑前の道を記したるも、又此定めなり。又東國の里程は、吾妻鏡に、文治五年九月十一日、令レ立二陣ノ岡一給。自レ是廚川柵 。依レ爲二廿五里行程一。未レ剋二黄昏一。著二御件館一とあるは、陸奥の事なり。虎關の濟北集に、正和壬子四月十二。相之海水變レ赤。西自二豆駿一東距二武總一。沿二海濱一三百餘里。朱瀾丹濤。汪々然也。最須敬重繪詞に、如信上人ハ、(奥州大網東山トイフ所ニ、居ヲシメ給ケルニ、カノ禪室ヲサル事、坂東ノミチ三十里、西ノ方ニヨリテ、金澤トイフ所ニ乘善坊トイフ人アリ。などいへるは、皆六町一里なるべし。【割註】此後、廻國雜記、梅花無盡藏、宗長手記、河越記にしるせるも、皆此定なり。」又語林類葉に引たる外にも、太平記に、三十六町を一里といひたるは、第五卷に、切目王子より十津河迄を三十餘里といひ、七卷に、摩耶より京迄を二十里といひ、十一に、書寫山より比叡山までを三十五里といひ、兵庫より京までを十八里といひ、十八に、山路八里といひ、廿一に、京より湊川までを十八里といひ、【割註】流布本八里とあるは誤なり。」湊川より賀久川迄を十六里といひ、廿五に、楠が館へ七里といひ、廿九に、七里半の山中といひ、三十八に、白峰と歌津と、其あはひ二里といへるなどは、皆三十六町一里なり。又同書に、六町一里をいへるは、十卷に、四方八百里に餘れる武藏野といひ、三十一に、小手差原より石濱まで、坂東道四十六里といひ、三十九に、宇都宮より武藏國迄を、坂東道八十里といへるなど、みな六町一里なり。【割註】十卷に、義貞三里引退て、入間川に陣をとる。鎌倉勢も三里引退て、久米川に陣をぞ取たりける。兩陣相去る其間を見渡せば、三十餘町に足ざりけりとあり。此文を見ては、六里を三十餘町にたらずといふごとく、思はるれども、あゆみては三十六町あれば六里なれども、さしわたしには三十餘町にたらずといふ事にて、これも六町一里なり。」甲陽軍鑑にも、上道東道といふ事多く見えたり。其中にも、謙信他界の跡さだ

つ事といへる條に、三郎殿たまらずして、越後の內、府中のお館といふ城へ取籠給ふ。春日山城よりお館の城へは上道一里半、東道九里也とあり。是にて、上道は三十六町一里、東道は六町一里なる事。明らかなり。相模の七里が濱、上總の九十九里の濱、みな此定めなり。又百因緣集花園左大臣事に、京ヨリ男山ハ、遙ノ程ゾカシ。注に、及二二十里一大王里也とあり。王は三の誤にて、大三里也なるべし。此書正嘉元年、常陸にての作なれば、京の事をも、東國の六町一里にて記したるなり。大三里は渡天行程記にいへる大里にて、三十六町一里なり。【割註】六町一里にて、二十里は百二十町なれば、三十六町一里にすれば、三里と十二町なれど、成數をいへるなるべし。」

附識す。渡天行程記に、六町一里を記したるは、唐土此定めなりといふこと、むかしもいひしならん。されども六町一里にあらず。其證は、楊萬里誠齋詩話に、東坡詩云。臥占寬閑五百弓。七尺二寸爲二一弓一。事見二釋梵一。一尺八寸爲二一肘一。四肘爲二一弓一。今通鑑二百四十八卷。史炤釋文引二薩波多論一云。西天度レ地以二四肘一爲二一弓一。去二村店一五百弓。不レ遠不レ近。以二閑靜處一爲二蘭若一。今以二唐尺一計レ之。蓋二里許也。とあり。一弓七尺二寸なれば、五百弓は三百六十丈なり。さて二里許といへるを二里とすれば、一里は百八十丈也。皇朝の一町六十間は三十六丈なり。是にて百八十丈【割註】宋の時の尺、皇朝と多くは違はじ。」を除すれば、五となる。即皇朝の五町なり。又楊氏東坡が詩といへるは誤也。鶴林玉露、五雜組等に、王荊公詩とあるを是とす。【頭註】王氏示德逢詩靜占寬閑五百弓云々。出二臨川集卷廿二及箋在卷卅四一。」

○鬼寶十九

保元物語に爲朝島の名を問給へば、鬼が島と申。しかれば、汝等は鬼の子孫か、さん候。さては聞ゆる寶あらば、取出せよ見んとのたまへば、昔まさしく鬼神なりし時は、かくれ蓑、かくれ笠、うきくつ劍なんど云寶有けり。」と云り。按ずるに、經律異相四十四に、雜譬喩經を引て曰、向二東海邊一。見二二人共諍二隱形帽。履水靴。殺活杖一。とあり。隱形帽を隱蓑隱笠とし、履水靴をうきくつとし。殺活杖を劍に

かへたり。此事百喩經卷上にもいへり。

○至元一十九

鹽尻に、下に元の字ある年號の歳をば、一年と書べきにや。元史二百八に、世祖の至元一年。」とあり。【割註】秋齋閑語にも亦此說あり。」按ずるに、元史是より前、百三十一亦黒迭失傳にも、至元一年。入二備宿衛一。九年。世祖命二使海外一。入二羅孛國一。と見えたり。されども卷五、世祖至元元年紀には、八月丁巳。改二中統五年一。爲二至元元年一。とあり。必一年と書べきならば、爰にこそ記すべきを、さらぬにて、鹽尻の說は、うけがたきを知るべし。【割註】世祖紀の外にも、至元元年の文、諸志、諸表、諸列傳中に多く出たり。」又八十七百官志三に至大一年。始置二諸物庫一とあれば、一年と書も、至元に拘りたるにはあらざるをしるべし。

附識す。鄭所南の心史の大義略叙に、端平一年。開慶一年。德祐一年。改二德祐二年一爲二景炎一年一。改二景炎四年己卯一。爲二祥興一年一などあるは、元の字をにくみて、一年と記したり。又戒菴漫筆に、余家先世。分關中。寫二吳原年洪武原年一。俱不レ用二元字一。蓋國初惡二勝國之號一。而避レ之。民間相習如レ此。史書無レ所二考見一。姑記レ之。以詢下之熟二典故一者上焉。など見えたり。

○至元二廿

秉穗錄二編に、汪澤民游二黄山一記に、時至元再元之六年庚辰歳也と。宋を滅すの翌年を再元とするなり。」とあり。按ずるに、宋は祥興二年、元の至元十六年己卯に亡びたれば、其翌年は庚辰なれども、六年の文聞えず。今考ふるに、元の時に、至元の年號二たびありし也。前條にいへる世祖の至元元年甲子より七十二年の後、順帝の元統三年乙亥にもまた至元と改元あり。其事は、元史三十八順帝紀に、至元元年十一月辛丑、改元詔の略に云、世祖皇帝。在位長久。天人協和。諸福咸至。祖述之志。良切二朕懷一。今特改二元統三年一。仍爲二至元元年一。とあり。汪氏が記を作りたるは、此順宗の至元なり。元年乙亥な

れば六年は庚辰なり。前代に一たび有し年號なれば、再元とはいひしなり。【割註】諸書に、後至元、或は重紀至元、或は至元後と記したるは、皆順帝の至元なり。又後の至元に對して、世祖の年號を前至元と云たるも多し。」又按ずるに、汪澤民の游二黃山一記は、名山勝槩記六卷中に出たり。其記に、昔大德戊戌歲。得二鼓山圖經一とあるにても、世祖の至元より後なる事【割註】世祖の至元三十四年乙未、元貞と改元し、元貞三年丁酉、大德と改元す。戊戌は大德二年なり。」明らかなり又元史百八十五に、汪澤民傳ありて云。至元十五年。長槍賊起。遇レ害。年七十。これにて推せば、汪氏は、世祖の至元二十三年丙戌の生なり。秉穗錄にいへる庚辰は、この澤民生れし丙戌より六年前なり。岡田氏は、元史をも讀し人なるに、いかでかく誤りけん。

附識す。錢大昕が元史汪澤民傳攷異に、按宋景濂。撰二澤民神道碑一。澤民壽八十三。而傳作二七十一。澤民族子克寬。預二修元史一。宋景濂又爲二總裁官一。而史文舛誤。如レ此。蓋官書不レ出二于一手一。而意在二速成一。往往有二此失一也。とあり。此碑に從ひて、八十三とすれば、至元十年癸酉の生れにて、遊記の庚辰は、澤民八歲の時なり。

○風呂屋紙廿一

金銀の箔打たる紙を、風呂屋紙といふは、これにて面を拭へば、よくあぶらけをされば、浴したるにひとしとの意にて、名付しにや。又蠟紙といひしは、紙の色の蠟に似たればなるべし。續連珠誹諧集に、「打なれし佛むかふ盤のうへ。」ふれつる肌を思ふ蠟紙。と季吟法印のつけあり。おのれ若かりし頃は、繪具屋藥種屋などにて、朱を此紙に包みてうれり。唐土にもさる事あり。天工開物黃金條に、每紙一張。打二金箔一五十度。然後棄去。爲二藥舖包レ朱用一。さて漢名は匱紙といへり。法帖譜系雜說上に、紹興中。以二御府所藏淳化舊帖刻板一。置二之國子監一。當時御府。拓者多用二匱紙一。蓋打二金銀箔一者也。升菴外集八十八に、南唐昇元帖。以二匱紙一摹榻。李廷珪墨拂レ之爲二絕品一。匱紙者打二金銀箔一紙也。とあり。

○官窰廿二

盥尻に、詩ノ行葦朱傳曰。古器物欵識。欵ハ内ヘ切コミヨル字、識ハ外ニ鑄アケタル文字、磁器ノクワンニウモ欵入ナリ。」とあり。按ずるに、磁器のクワンニウの文字、遊學往來に、貫乳一本に貫乳、只素往來に、官用、茶具備討集に、官瑤。運歩色葉集に、鏽窰。とあり。さて君臺観に、官瑤土ムラサキ色也。藥モウス紫色ニテヒヾキタルヲ云也。青キ茶碗ニモヒビキアリ。青クワンニウト云也。又定州ヒビキトモ云也。」と見えて、碎紋あるをいひし也。今はきず有て、いまだわれはなれざるをいふは、碎紋よりうつり來ぬる誤なり。さて上に引ける文字は皆假借にて、正字は官窰なり。輟耕錄に、宋葉寘坦齋筆衡云、政和間。京師自置レ窰燒造。名ニ官窰一。格物要論。萃夷珍玩續考。竝云。官窰器。宋修内司燒者。土脉細潤。色青帶ニ粉紅一。濃淡不レ一。有ニ蟹爪紋一。有ニ黑土者一。謂ニ之烏泥窰一。僞者皆龍泉所レ燒者無ニ紋路一。博物要覽に、官窰色取ニ粉青一爲レ上。淡白次レ之。油灰色。色之下也。など有を考ふべし。これ官窰は碎紋あるなり。さればクワンヨウの音便にて、クワンニヨウといへるより、後にはクワンニウと訛れる也。

○不備、不宣、不具、不一廿三

今書牘の結尾に、不備、不宣、不具、不一、などあり。その始めを記す。清波別志云、五代劉岳書儀。以ニ不宣不備一分ニ輕重一。今之尺牘尤謹ニ於此一。文選楊修答ニ臨淄王一書末云。反答造次不レ能ニ宣備一。仍併言レ之。蓋著下裁剌不レ克ニ周悉一意上。二字其果有ニ輕重一耶。三四十年前。書辭修敬。以ニ頓首再拜一爲レ重。今非ニ上覆一。則有ニ簡驁之嫌一。要知ニ拜重ニ於覆一。訂譌雜錄云。野客叢書云。漫錄謂。文選楊修答ニ臨淄王一牋末曰。造次不レ能ニ宣備一書尾用ニ不宣語一起レ此。僕觀。漢高祖初定ニ天下一。諸侯王上疏云云。末云。大王功德。著ニ於後世一。不宣昧死再拜。此正不宣語之所ニ從出一也。案レ此。則東軒筆錄謂。宋人書問。自レ尊與卑曰ニ不具一。以レ卑上レ尊曰ニ不備一。朋友交馳曰ニ不宣一。強爲ニ分別一。其說非レ是。金壺字考ニ一集云、天香樓偶得。車若水脚氣集云、王右軍帖。多于ニ後結一寫ニ不具一。猶レ言ニ不備一也。有レ時寫ニ不備一。其不具草書。卽ニ

不一一。蔡君謨帖。竝寫二不一一一。亦不レ失レ理。按レ此則知。今人于二書東後一。毎書二不一一。其原始二于右軍一也。又陳琳爲二曹洪一與二魏文帝一書。辭多不レ可二一二一。麁擧二大綱一。以當二談笑一。注一二二委曲也。王羲之。十七帖。足下所レ云。皆盡二事勢一。吾無二間然一。諸問想足下。別具不二復乙乙一。蔡帖之不一一。或本二乎此一。

○萬人講廿四

快元僧都記に、天文四年三月二日。神宮寺事。萬人講與云事可レ有二勸進一歟。とあり。もろこしにも、萬人講に似たるは、歐陽修が集古錄に、隋龍藏寺碑。金城王孝僊。奉レ勅勸二奨州人一萬一共造二此寺一。また陶望齡が天衣寺募二萬人緣一疏あり。歐庵集に見えたり。又千人講ともいふべきは、鎌倉建長寺。建長七年鐘欵に、閫二範洪鐘一結二千人之緣疏一。是も似たる事あり。朱彝尊が曝書亭集、遼雲居寺二碑跋に、右王正智光雲居寺二記。共勒二一碑一。碑額篆書。重修雲居寺一千人邑會之碑。一稱下結二一千人之社一合中【割註】此字、厲鶚が遼史拾遺に從て補ふ。彝尊が日下舊聞亦佚す。」一千之心上。一稱下完二葺一寺一結中邑千人上。近年京城發レ地得二仙露寺石函記一。後有二千人邑三字一。尼曰二邑頭尼一。覽者疑是地名。合二此碑一觀レ是。則知千人邑者。社會之名爾。錢大昕が潛研堂金石文跋尾に、後唐重修定晋禪院。千佛邑碑。天成四年九月右千佛邑者。合二千人一出レ錢布施之名。亦曰二千人邑一。此碑稱二邑首都維那三人一。次維那十人。共稱二良圖一。互相勉導逐二處鄕邑一。次維那擧二其萬法之門一。結二會千人數一。當時刱二立邑會一。其制大略可レ見。遼金之世。諸寺各立二千人邑一。見二於碑刻一者。未レ易二更レ僕數一。讀二此文一乃知レ濫二觴于五代一也。

附識す。近年江戸にて、行人多き橋のほとり、廣き道の側などに、羅漢の木像をすゑて、前に櫃を出し置事あり。是歸依の人は、櫃の中へ錢を投ぜよとてなり。僕元賢か鼓山志に、宣德庚戌年。布政司前譙樓災。而還珠閣久廢未レ復。當道欲二兩建レ之。但所レ費不貲。計無レ所レ出。乃請二鼓山了心和尚一任二其事一。了心設二櫃于途一。聽三樂輸者自投二櫃中一。僅一年而兩役告レ成。三山爲二之壯觀一。とあり。是を讀たる僧のはじめけるにや。

○石燈一座廿五

初學文軌に、一先生、石燈籠ノ事ヲ記ストテ、渾石坐燈籠一座ト書リ。渾石トイヘバ、上屋ヨリ下趺マデ、一全石ニテ爲タルニ紛ハシ。坐燈籠、尤モ語意ヲ害ス。又一座ト云。座同音ニテ、義モ相近シ。ソノ形狀、座トハ云ベカラズ。但石燈一株ト云テ、ヨク通ズ。とあり。按ずるに、渾石坐燈籠は、誤りなるべけれども、石燈一座といひても、難あるまじくや。其證は、吳越備史補遺に、珍珠燈、傳燈錄に、鏡燈。天水冰山錄に古銅燈。禪眞逸史に船燈などを、皆一座といひ、淸虛雜著補闕に塔燈二座といひ、日下舊聞に燈籠一百八座といへればなり。友人云、そこの擧たる諸灯は、皆こゝの行灯の類にて、座を移すに自由なれば幾座といふべし。石には幾座といふまじくや、答云、石に幾座を以て稱したるは、故宮遺錄に石門三座といひ、眞臘風土記に石塔。塵餘に石碑。昌平山水記に白石坊。日下舊聞に石鐘柱。十七史商推に石幢。秋燈叢話に石墳などを、皆一座といへり。倶に持あるくべき物に非ず。此外山林園城臺宅室樓館閣房亭榭廳舖店寺廟庫閘等にも、幾座といへる事。かぞへ盡し難し。

○焚レ香知レ時廿六

龍鳴抄に、むかしかしこかりけるくわけんのものゝ、香の火も見ず。かひの聲もきかず。ほしのくらゐをもたづねず。月のたくるをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに、もしは子とも丑ともいふを、枕にあるはしをもつて、たゞいまは子にこそありけれ。丑にこそありけれと、しりけるにこそはあむめれ。又新撰六帖に、光俊、「もえつゞくからうのけぶりの時うつりひつじのあゆみけふも程なし。又鎌倉志、常樂寺寺寶定規に、初後夜之時。以レ香爲ニ定式一。などあり。今も常香を焚ものゝ、時をはかる事あり。さてこれも、唐土の製にならへるなり。凝耀に、昔張忠定公。典ニ領郡事一。其寢室中。必張レ燈炷レ香。通夕宴坐。郡樓更鼓。必令ニ分明一。倘一刻差誤。必詰レ之。また香乘に、熙寧癸丑歲。待次梅溪。始作ニ百刻香印一。以準ニ昏曉一。久增置ニ五夜香刻一。とあり。

○鬼舐頭廿七

夜光珠といふ書に、故なくして頭のまろく禿るを、俗に蚰蜒の舐りたる痕といふは誤れり。これ皮膚に風熱のあつまりたる病にて、其名を鬼舐頭禿と云。」とあり。按ずるに、此説是なり。たゞし此げじ〳〵は下食時の誤りなり。暦林問答集に、衛書暦云。下食時者。沐髪忌其時也。また和名抄に、病源論。鬼舐頭。人頭或如錢大。或如指大。髪不生也。注に、師説爲天狗下食舐是。江家次第抄に、歳下食。其日注厭。下食者鬼神之名。此日沐浴。則鬼舐頭而髪落。故憚之。とあるにて知べし。されば九條殿御補公遺戒にも、悪日不可浴。其悪日寅辰午戌。下食日也。と記し給ひ、口遊、簾中抄、拾芥抄等に、下食の日に湯あみの誦文を載たり。【割註】下食時は一時を忌み、歳下食は一日を忌り。此一條、伊澤蘭軒と暗合したれども、彼人の説は上木せざればこゝに載す。」

○善人稱佛廿八

寒夜筆談、乗穗錄云、空同集に、俗謂善人爲佛處士。又曰治佛。因號曰佛王忠と。今も善人をほとけといふと同じとあり。按ずるに、是より先に、輟耕錄云、鎭國上將軍福建宣慰使。費榮敏公案。呉興人。器度弘厚。不以富貴驕人。輕財好施。勇於爲義。人皆稱曰費佛子といへり。愼言按ずるに、輟耕錄は元末の書なり。水滸傳に、正値有箇富案孔目姓孫名定。爲人最鯁直。十分好善。只要周全人。因此人都喚做孫佛兒。又先なるは、宋末の周密が癸辛雜識後集に、先君子於紹定四年辛卯。出宰富春。九月到任。未幾値慈明太后上仙。應辨梓宮百色之欠。先子優爲之。略無科擾。民稱之。爲周佛子。又先なるは、宋初の陶穀が淸異錄に、滑州賈寧性仁恕。賑饑救患。耆稚愛慕之。以尊多穪。遂皆以釋佛呼之。又先なるは、唐の張鷟が朝野僉載に、澤州都督尹正義といふは善人なりしが、後に王熊といふ悪者に替りければ、百姓歌曰。前得尹佛子。後得王癩獺。など見えたり。

○夢茄子廿九

一富士、二鷹、三茄子とて、これらを夢に見るを吉徴とす。その子細をしらず。筧埃随筆に、或人いふ、この三事、夢の判にあらず。皆駿州の名産の次第をいふ事なり。富士はさらなり。二鷹は、富士より出る鷹は唐種にて良なり。こまかへりと云。三茄子は、此國第一に早く出す所の名産なり。とみえたり しかるに、唐土にては茄子を夢に見る事を忌なり。宋の樓鑰が攻媿集七十二に、劉允叔夢二茄子一而作二含萠一。題二其後一して云、退之送レ窮而延二上坐一。子厚乞レ巧而甘レ抱レ拙。若二允叔之含萠一。則眞驅レ之。雖レ未レ能レ絶二紫瓜之生一。畏二君之詞一。自レ爾當レ不 復敢入二吾夢一矣。然此種一名二不落一。彼夢滿籃二顆。不レ妨二甲科釋褐一者。殆以レ此。又似レ不二必力驅一レ之也。爲書二其後一以壯二昆季西上之氣一。【割註】含萠は、周禮古夢に、舍二萠于四方一以贈二惡夢一。注に、玄謂。舍讀爲レ釋。舍萠。猶二釋菜一也。萠菜始生也。贈送也。釋文に、萠。亡耕反。とあり。」西湖遊覽志餘二十一委巷叢談、紹興二十一年。兩浙進士類二試於臨安一。湖州談道謁二上天竺祠音一。祈レ夢。夢人以二一襟一貯二六茄一爲レ傀。惡レ之蓋杭人。以レ茄爲二落蘇一。而應レ試者。以二落蘇一爲二下第一也。

○あはせ卅

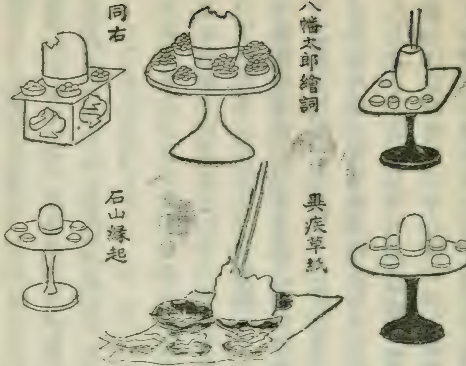
夏山雜談に、俗にいふ飯のさいの事をあはせといふなり 宇津保物語、枕草紙にも見えたり。」とあり。按ずるに、宇津保物語、藏開上卷、御かゆ(粥)のあはせいを(魚)のよくさ、しやうじ(精進)のよくさ、又同中卷、ちうのわん(椀)は、御わけへち(分別)にすこしわけ(少分)て、しもの御あはせなど、もてまゐれり(持参)。又同下卷、ゆづけして、あはせいときよげにて、とみにまゐる。落窪物語云、あはせいときよげにて、かゆ參りたり。枕草紙云、あはせをみなくひつれば。花鳥餘情寄生卷云、御あはせてうぜさせなどしつゝ、【割註】按に、源氏物語各本に、ことさらにてうぜさせ給ふなどしつゝ。とあり。」古事談僧行篇云、仁海僧正ハ食レ鳥人也。房ニ有ケル僧ノ雀ヲエモイハズ取ケル也。件雀ヲハラ〳〵トアブリテ、粥漬ノアハセニ用ケルナリ。[illegible]拾遺抄注云、アハセノ中ニ木ノメトイフハ、アケビノツルノワカキ葉ヲトリテツケタルナリ。クラマノ

メツケト云物也。袖中抄かつしかわせの條云、にへどのと云も、しるあはせなどする所なり。大槐秘抄云、御あはせ御くだものは、人の參らせたる物をきこしめせども、御飯はいかにも內膳の御飯をめす事にてさふらふなり。續世繼いのるしるし云、まなの御あはせどもとゝのへて奉り給り。古今著聞集興言利口部云、妙音院入道殿云々、麥飯に鰯あはせにて、只今調進すべきよし仰られければ、【割註】按に、散木集に、川につりする翁の有を尋ぬれば、ごさいのなければもとめさふらふなりといふを聞て、とあるも、もとは御菜とありけんを、ごさいとうつしたるならん。御菜とあらば、御あはせとよむべきなり。」など見えたる皆菜なり。平他字類抄に、菜（アハセ）とあるにて明らかなるを、花鳥餘情に、あはせは食物をいふ。俗に朝の飯をあさあはせといへり。合子にもる故に、あはせといふにやとの給ひしは、御誤りなり。又安齋翁の尺八筒にあはせは飯のさいの事也。飯にあはせてくふ故なり」とあり。又按ずるに、類聚雜要抄に、四種酢鹽酒醬、また厨事類記に、四種器。酢酒鹽醬。或止レ醬用二色利一。裡書云、色利煎汁イロリトハ、大豆ヲ煎タル汁也云々。或鰹ヲ煮タル汁也。といへり。また門室有職抄に、人々羞二酒飯一儀の條に圖あり。圖を撿るに、高坏十二本の內、第二の高坏に四種を居て、下に注して云、四種はミソ。シホ。ス。サケ也。近代ハ酒ヲ略シテ蓼ヲ用。蓼ナキ時ハ、ワサビ。ハジカミ。ミソ。蓼必說レ酢二也とあり。又今川大双紙に、しきの御肴に、はじかみ鹽などをすへて□きに入て參らする事は云々。はじかみは、物の味はひをよくする物なり。きこしめす時、味はひわろき時は、入てきこしめせばよきとのこゝろなり。又鹽もきこしめす物に不足ならば、入てきこしめせとの義なり。とあるも人々の好にしたがひ、上の四種の類をくはへてあはするなり。さる故に、あはせと名づけしなるべし。【割註】笈埃隨筆に、豐後のはうちやう汁の膳の上に、小猪口に醬油を入て出す。もし汁淡味なるには、是を加ふるなりといへるも、古風の傳はれるなり。」又御湯殿上日記云、慶長三年五月四日、じゆこうの御かたより、御そへおかずとて、御まならる。と見えたるは、今も婦女のいふ。おかずなるべし。數々あるをいへる歟。又かずはかづにて、

和の義にや。【頭註】門室有職抄云、飯ヨリ左ナルアハセヲ及レ箸食事不レ可レ有。」

○めぐり卅一

玉勝間つら〳〵椿のまきに、いはゆる菜をば、



信貴山縁起

伴大納言繪詞

八幡太郎繪詞

異疾草紙

同右

石山縁起

昔はおはせといへり。清少納言枕冊子などに見ゆ。又伊勢神宮ノ書にまはりとあるは、伊勢の言歟。此國の今も山里人など。まはりといふ所あり。【割註】又枯野のすゝきの巻に、菜をばまはりといふこと、大神宮年中行事に御廻八種とあり。」按ずるに、伊勢國のみの言に非ず。京及び筑後などにてもまはりといふとぞ。海人藻芥云、御菜ヲバメグリト云。常ニオマハリト云ハワロシ。四條流庖丁書云、タコキリモルベキ事、飯ノ御回ナラバ、如何ニモ薄ク丸ク可レ切。大上臈御名之事云。女房ことば、さい御まはり。などあるにて知べし。扨まはりはめぐりの俗言也。菜をしかいへるは、古畫を見るに、飯をば中に、菜をばめぐりにおきたれば、しかとなへしにや。

○卯酒卅二

大鏡云、この殿兼通公には、後夜にめすばうすの御さかなには、只今ころしたるきじをぞまゐらせおけるに、もてまゐりあふべきならねば、よひよりぞまうけておかれける。ばうすを、一本には卯酒と書り。後夜は、雲圖抄裡書に、後夜自二子之刻一至二丑二刻半一とあり。されば夜中より卯の時まで飲む酒の意と聞えたり。然れども、卯酒は夜中より飲む事にあらず。朗詠集私注に、卯時飲レ酒。謂二之卯酒一とある說是な

り。白居易が詩に多き語なり。中州集に、宋九嘉が卯酒詩に、蟻蟻初浮社甕篘。宿醒正渇卯時投。醉郷几几陶陶裡。底事形骸底事愁。東坡集。蘇軾が午窓坐睡詩に、鑑適劇卯酒。李厚が注に、白樂天詩。未レ如二卯時酒一、神速功力倍。これらを見てさとるべし。

附識す。雲圖抄裏書は、何に據たるか。瑜珈論二十四に、言二初夜一者。謂夜四分中過二初一分一。是夜初分也。言二後夜一者。謂夜四分中過二後一分一是夜後分。とあるに據れば、初夜は酉の初より戌の五刻まで、後夜は丑の五刻より寅の終までなり。

○左右卅三

源順、萬葉集の左右の文字をよみときかねて、石山の觀音にいのり申て、までとよまれたる事を、仙覺注、また石山寺縁起等を引て、梅窓筆記にしるせり。按ずるに、これはそらごとなるべし。いかにとなれば、下に引る二書をあはせ見たらんには、左右をまてとよまんこと、いとやすかるべければなり。二書とは、新撰萬葉集に、夏之夜之霜哉降禮留砥見左右丹荒垂宿緒照月影とあるは、もと寛平御時后宮の歌合に、「夏の夜の霜やおけると見るまでにあれたる宿をてらす月影。といへる歌なり。又新撰に、秋來者天雲左右丹裳不黄葉緒虚佐倍驗久何歟見湯濫。これも歌合に、「秋といへばあま雲までにもみぢしを空さへしるくなどか見ゆらん。【割註】また新撰に、音丹菊花見來禮者秋之野之道迹左右霧曾起塗。これもまた歌合にあれども、今の本には下の句脱たり。そのかみは有けんかし。」とあるを合せ考ふるなり。但今本の新撰には點あれども、後人のわざにてふるくは有まじきなり。【割註】群書類從本には點なし。」或人云、書籍は時として、あらはれもうづもれもするものなれば、新撰萬葉、寛平歌合を、順の見られぬ事もはかりがたし。されば仙覺などの說、そらごとゝもいひがたくや。愼言云、順の和名抄のうち、燈火類、織機具、工匠具、草類等の門に、新撰萬葉集と引れたれば、此集を見られたる事論なし。【割註】又和名抄稻負鳥の下に、萬葉集とあれども、此鳥萬葉にはなくて、新撰にあれば、新撰の二字を落しけ

るにやと、契沖云れき。」又後撰集秋中に、寛平御時きさいの宮の歌合に、よみ人しらず、一浦ちかくたつ秋きりはもしほやくけふりとのみぞ見えわたりける。の歌をのせたり。順は後撰の撰者五人がうちなり。歌合も亦見られたる事、明らかなり。

○車軸雨卅四

三浦氏の世話支那草云、車軸。ある人のいはく、これは大粒にふりたる雨のたまりて、その水の上にまた落るあと、車の軸の如くに飛上り、自然に輻のかたちをなす故に、しかいふと、又あるひとのかたりしは、大唐にて殷湯の時、旱魃甚しくしければ、湯王の德のたらざる事をなげき給ひ、薪をつみあげみづからその上に坐して、火を四方よりはなちたまへば、にはかに黒雲たなびき、大雨おびたゞしくそゝぎ來て、火程なくきえければ、湯王つゞがなくて車に乘て歸り給ふ。道すがら雨水車軸を流せしより、この詞おこるとなん。」按ずるに、車軸の雨、こゝにもふるくよりいへり。台記に、康治元年五月十二日、秉燭程、降雨如二車軸一。宇治拾遺物語に、車軸の如くなる雨ふりて、承久軍物語に、大雨しやぢくをふらし、又平家物語、吾妻鏡、曾我物語、太平記等にも出たり。【割註】宇都保物語俊蔭卷に、車のわの如くなる雨ふり。とあるは、軸を輪と誤りたるにや。」湯王の時車軸を流したる事なし。もと佛書より出たる語なり。王安石が夢中作に、燭【割註】李壁箋注に、當二是獨字一。」龍注レ雨如二車軸一。【割註】箋注に、華嚴經龍王於二彼大海中一雨滴如二車軸一。法苑珠林大三災部之餘に、依二起世經一云。注二大洪雨一。其滴甚麤。或如二車軸一。或復如レ杵。とあり。また世話支那草に、篠をつく雨といふこと、篠を束たる如くにふる雨なり。「むさし野のしのをたばねてふる雨に螢ならではなく虫もなし。誹諧崑山集に、正和、「しのをつきふりくるや鑓梅の雨。吉野拾遺卷一に、またかきくもりしのをつくが如くふりいでければ云々。按ずるに、吉野拾遺一二の巻は、僞書也とて、群書類從に除かれたるは、卓見といふべし。しのをつくと云こと、無下に近き詞也。是も亦僞書の一證也。古くはしのにふるといへり。無名子永享三年道之記に、

かしは原といふ所より、秋の雨しのにふる。また逍遙院殿の雪玉集に、むまや、「袖もさぞふりくる雨はしのづかのむまやのすゞのさよふかきこゑ。とよませ給ひしもこれなり。又今さりがたきことのあるとき、鎗が降ともゆくべしといふ俗語あり。韻語陽秋に、詩人比レ雨如レ絲如レ膏之類甚多。至二杜牧一乃以二羽林槍一爲レ比。念昔游云。水門寺外逢二猛雨一。林黑山高雨脚長。會奉二郊官一爲二近詩一。分明攙攙羽林槍。大雨行云。萬里橫レ牙羽林槍。と見えたり。又卯の刻雨に笠をぬげといひて、明かたにふりいづる雨は必晴るといふ。重修臺灣府志に、裨海紀遊を引て、昧爽時雨。俗呼二開門雨一。是日主レ晴。昧爽是初明時也と。かしこにもいふことなり。又春は海はれ秋は山はるれば、日よりなりとて。春海秋山といふ。これも同書に、赤嵌筆談を引て、春日晩觀レ西。冬日晩觀レ東。有二黑雲起一主レ雨。諺云、冬山頭、春海口、といひて雨をしろるなり。又朔日に雨ふれば、その月中雨おほしといふ。吳中田家志に、上旬交月雨。謂二朔日之雨一也。主二月內多二雨風吹一。また江戸にて廿四五兩日は、おほく雨ふるといふ。もろこしには、この日ふればなが雨なりといへり。陸游が劍南詩稾八十二秋雨詩に、屋穿況値二雨騎レ月。自注に、俗謂二二十四五雨一爲二騎月雨一。主二霖霪不レ止。また毎年三月十五日、江戸は雨ふる事おほし。俗人梅若の涙雨とよぶ。唐土にては大風ふくといへり。明の鄭仲夔が耳新に、毎年三月十五六。俗相戒爲二馬和尙渡レ江日一。必有二大風一敗レ舟。中山傳信錄風暴日期に、三月十五日、眞人飈。などあり。又雷鳴あれば梅雨はるゝといふ。歲時廣記に瑣碎錄云。芒種後遇レ壬入梅。遇二雷電一謂二之斷梅一。【割註】葛原詩話に、放翁が詩の自注を引たり。」とあり

附識す。呂氏春秋順民篇に、湯の時大旱にて、五年不收なり。湯桑林に禱り、其髮を剪り、其身を酈し、【割註】通鑑前編注に、帝王紀を引て、剪レ髮斷レ爪に作れり。」身を以て犧牲とし、福を上帝に祈りしかば、雨大に至れりとあり。大旱の時、薪を積て、身を焚んとせし時に雨ふりしは、載封と諒輔なり。倶に後漢書獨行傳に出たり。諒輔が事は、亦搜神記、華陽國志などにもあり。又蘭洲瑣語に、禱

レ雨自焚之說。蓋自二殷湯一始也。野史所レ傳弗レ可レ信。とある野史は、いかなる書をさせるにか。湯王雨を禱り自ら焚んとせし事。開闢衍繹。十二朝軍談等の俗書にも見えず。愼言が管見には、世話支那草のみにあり。

〇夢五臟のわづらひ卅五

藝文類聚賦門に、桓子新論曰、余少時見二楊子雲麗文高論一。不レ量二年少一。猥欲二逮及一。常作二小賦一。用二精思一大劇。而感動發レ病。子雲亦言。成帝上二甘泉一。詔使レ作レ賦爲レ之。卒暴倦臥。夢二其五臟出一レ地。及レ覺大少氣。病一歲。とあり。夢は五臟のわづらひといふことは、これにもとづくにや、と先に四當書屋筆談にしるせるは誤なりき。今按ずるに、素問方盛衰論に、肺氣虛。則使二人夢見二白物一。腎氣虛。則使人夢見二舟船溺人一。肝氣虛。則夢見二菌香生草一。心氣虛。則夢二救火陽物一。脾氣虛。則夢二飮食不足一。此皆五臟氣虛。陽氣有レ餘。陰氣不レ足、云々。とこれによりたる諺なるべし。

〇亥字卅六

孔廣森が、經學卮言清經解七百六十に、春秋左氏傳。亥有二二首六身一。下レ二如レ身。是其日數也。襄公三十年注曰。亥字二一畫在レ上。併二三六一爲レ身。如二算之六一。宣城梅氏。以レ此證二古籌算縱橫。記レ數之法一。按宋元人算筆。六七八九。或爲二丅〧〨〩一。或爲二丄土圭王一。蓋攟輿自二古射禮釋獲橫縮一相變。即其遺像。【割註】留侯發二八難一云。請。借二前箸一以籌レ之。言。以レ籌當レ籌時方食有二兩箸一。復借二高帝前箸一。得二四箸一。每レ發二一難一。輙下二一籌一。至レ五橫レ之。六丅レ之。七〧レ之。八〨レ之。故用二四箸一而足。」篆文亥爲レ亡言其與丄レ相似。刀與レ丁相似。是有二三六形一。若移二首上一畫一。下置二身傍一。則成レ啊。正如布レ算橫列二四位一。起二一萬一。次六千。次六百。次六十也。とあり。按ずるに、此解こゝにふるくあり。一條禪閤兼良公の源語秘訣抄に、三が一といふ名目は、左傳の十九卷にある事也云々。日の數二萬六千六百六十日也。これを橫算に置て、たてさまに取なして見る時は、亥といふ字になるなり。言二一萬六千六百六十の

算のすがた、かくの如し、と見えたり。

梅園日記 卷第四補遺

○車軸雨

清の崔述が東壁遺書の商考信錄に、世傳。湯時大旱。太史占㆑之曰。當㆓以㆑人禱㆒。湯遂齋戒剪㆑髮斷㆑爪。素車白馬。身嬰㆓白茅㆒。以爲㆓犧牲㆒。禱㆓于桑林之野㆒。以㆓六事㆒自責曰。政不㆑節與。民失㆑職與。宮室崇與。女謁盛與。苞苴行與。讒夫昌與。言未㆑已。大雨乃數千里。宋南軒張氏。明九我李氏。皆辨㆓其謬㆒。今載㆓於左㆒。

張南軒曰。史載。成湯禱㆑雨。乃有㆘剪㆑髮斷㆑爪身爲㆓犧牲㆒之說㆖。夫以㆓湯之聖㆒當㆓極旱之時㆒。反躬自責禱㆓於林野㆒。此其爲㆑民籲㆓天之誠㆒。自能格㆑天致㆑雨。何必如㆓史所㆑云。且人禱㆑之。占理所㆑不㆑通。聖人豈信㆓其說㆒。而毀㆓傷父母遺體㆒哉。此野史謬談。不㆑可㆑信者也。

李九我曰。大旱而以㆑人禱。必無之理也。聞有㆘殺㆓不辜㆒而致㆓常暘之咎㆒者㆖矣。未㆑有㆓旱而可㆓以㆑人禱㆒也。古者六畜不㆓相爲㆒㆑用。用㆑人以祀。惟見㆓於宋襄。楚靈。二君㆒。湯何如人哉。祝史設有㆓是詞㆒。獨不㆑知㆓以㆑理裁㆒。而乃以㆑身爲㆑犧。開㆓後世用㆑人祭祀之原㆒乎。天不㆑信㆓湯平日之誠㆒。而信㆓湯一日之祝㆒。湯不㆑能㆑感㆑天。以自修㆓之實㆒。而徒感㆑天以自責之文。使㆘後世人主一遇㆓水旱㆒。徒紛㆓紛於史巫㆒。則斯言作㆑俑矣。

余按。公羊。桓五年傳云。大雩者。旱祭也。註云。君親之㆓南郊㆒。以㆓六事㆒謝㆑過。自責曰。政不㆑一與。民失㆑職與。宮室崇與。婦謁盛與。苞苴行與。讒夫倡與。疏云。皆韓詩傳文。使㆓童男女各八人舞㆒。而呼

レ雩。故謂ニ之雩一。然則是以ニ六事一自責。乃古雩祭常禮。非ミ以爲ニ湯事一也。僖三十一年傳云。三望者何。望祭也。然則曷祭。祭ニ泰山河海一。註云。韓詩傳曰。湯時大旱。使ミ人禱ニ山川一是也。然則是湯但使ミ人禱ニ于山川一。初未ㇾ嘗身禱而以ニ六事一自責上也。況有ニ以レ身爲レ犧者一哉。且雩祭レ天禱レ雨也。三望祭ニ山川一也。本判然爲ニ兩事一。雖ニ今詩傳已亡一。然觀ニ注文所レ引。亦似下絶不ニ相涉一者上。不レ識ニ傳者何以誤合爲ニ一。而復增ニ以レ身爲レ犧之事一以附ニ會之一也。張李二子之辨當矣。又按諸子書。或云。堯有ニ九年之水一。湯有ニ七年之旱一。或云。堯時十年九水。湯時八年七旱。堯之水見ニ於經傳一者多矣。湯之旱何以經傳絶無ニ言者一。堯之水不レ始ニ於堯一。乃自レ古以來。積漸氾濫之水。至レ堯而後平耳。湯之德至矣。何以大旱至ニ於七年一。董子云。湯之旱。乃桀之餘虐也。紂之餘虐當ニ亦不レ減ニ於桀一。周克レ殷。而年豐。何以湯克レ夏。而反大旱哉。然則源之大旱。且未レ必ニ其有無一。況以レ身爲レ犧。乃不レ在ニ情理之尤者一乎。故今併不レ錄。と云へり。【割註】此文に世傳云々と云へる湯王の事は、尸子、荀子、帝王世紀等を集錄せし物なり。」— 此論は車軸雨の條末に附識すべき事なるを、本書刻成て後に見たれば、こゝに載す。

梅園日記　巻第五

○甲子雨一

天文九年の守武千句に、「など大黒をかたらはさらん。「甲子にふりつることよ雨のくれ。といへるは、今もいふ甲子の雨にて付たる句なり。また多聞院日記に、天正三年三月廿五日、天氣快然。春ノ甲子ニ雨下レバ、大炎ト百姓申。先以雨不レ下。珍重候。とあり。按ずるに、朝野僉載に、諺云。春雨ニ甲子一。赤地千里。【割註】全唐詩。徐寅詩に、豐年甲子春無レ雨。」夏雨ニ甲子一。乘レ船入レ市。【割註】孔氏談苑に、乘レ船入レ市者。雨多也。陳師道が后山集、和ニ黄預久雨一詩に、甲子猶逢レ夏連朝雨脚垂。」秋雨ニ甲子一。禾頭生レ耳。【割註】杜詩千家註補遺に、此八字齊民要術にありといへり。昌黎文集五百家注に、朝野僉載を引て、禾頭垂レ耳に作れり。」冬雨ニ甲子一。鵲巢下レ地。一其年大水。【割註】また觀象玩占に、春雨ニ甲子一。□日旱。夏雨ニ甲子一。四十日旱。秋雨ニ甲子一。四十日滂。冬雨ニ甲子一。二十七日寒雪。」とあり。かの百姓の申しは、これによれるなるべし。さて今は四時ともに、甲子の雨は、長雨のしるしなりとするは、田家五行に、春雨ニ甲子一。乘レ船入レ市。言平地可レ通ニ舟楫一也。夏雨ニ甲子一。赤地千里。一云。赤尺古字通用。言爲レ水阻。陸歩若ニ千里之艱一也。秋雨ニ甲子一。禾頭生レ耳。冬雨ニ甲子一。飛雪千里。牛羊凍死。また雨航雜錄に、除光訓曰。子爲ニ水位一。雨ニ於甲一則水徵。など見えたる說によれるなるべし。されども、赤地を尺地とするは非なり。韓非子十過篇に、晉國大旱。赤地千里。【割註】論衡感虛篇、及び紀天篇に、亦此二句を引たり。」淮南子天文訓、及び覽冥訓の高誘注に、赤地旱也。後漢書藏宮傳の旱蝗赤地注に、赤地。言在

レ地之物皆盡。說苑曰。晉平公時。赤地千里。【割註】今本說苑此文なし。」易緯通卦驗注に、赤地千里。旱甚。且廣千里。星經上卷、心宿條に、客守犯二大旱一。赤地千里。又下卷、虛宿條に、木星與レ土合守。名二陰陽甚一。爲二大水災一。期三年。當二大旱赤地千里一。火星守。赤地千里。抱朴子明本篇に、或洪波横流。或亢陽赤地。【割註】字典に、旱曰二亢陽一。」金樓子自序篇に、余初至二荆州一卜レ雨。時孟秋之月。陽亢日久。月且離レ雨。而便晴。有レ人云。諺曰。雨二月額一。千里赤。蓋旱之徵也。藝文類聚卷一百、黃帝占書曰。日中三足烏。見者。大旱赤地。又神異經曰。南方有レ人。長二二三尺一。袒身而目在二頂上一。走行如レ風。名曰レ魃。所レ見之國大旱。赤地千里。【割註】詩雲漢篇正義亦同じ。今本神異經、結尾の四字なし。」又汝南先賢傳曰。袁安爲二楚相一。【割註】後漢書本傳に、拜二楚郡太守一。」會楚王英事。互相牽引。【割註】原本牽別に誤れり。今太平廣記百七十に據て改む。」拘繫者千餘人。三年而獄不レ決。天用災旱。赤地千里。安受拜。即行既到決レ獄。一旬之中。延二千人之命一。其時旱雨滂霈以上類聚、など有にて知べし。又漢書夏候勝傳云。蝗蟲大起。赤地數千里。注云。師古曰。言レ無二五穀之苗一。海錄碎事云。古人謂二空盡無レ物曰レ赤。如二赤地千里一。此二書は、旱にはあらざれども、赤地は尺地に非ざる證に擧ぐ。

附識す。錢謙益が初學集に、寒食後雨不レ止。書示二隣里一詩に、甲子冥冥浹旬。錢會が注に、五色線。諺曰。春雨二甲子一。赤地千里。云々を引るは誤なり。寒食は、冬至より百五日にて、三月の節より前なり。されば元人の田家五行の、春雨二甲子一。乘レ船入レ市を引べし。五色線は、宋人の撰なり。此語はすなはち、朝野僉載の文にて、赤地は旱を云り。會注の誤りなるを知べし。

〇流行正月二

文化十一年夏のころ、某の國某の山にて、猴（サル）人の如くものいひけるやうは、ことし疫病にて人多く死ぬるなり。ことしは過て、來年の正月になりぬるさまに、門松たて、雜煮餠くひなどせば、病をまぬかるべし。といへりとて、かの說の如くになしたる人も、いと多かりけり。これ亦前にも有しことなり。龜岡

宗山の後見草云、寶暦九年の夏のころより、誰いひ出せるといふことなく、来る年は、十年の辰の年なり、三河萬歳のうたへる、みろく十年辰の年にあたれり。此年は災難多かるべし。此難をのがれんには、正月のことぶきをなすにしくことなしと、申ふらしたり。是によりて、雑煮を祝ひ、蓬萊をかざり、都鄙一同の事とはなりぬ。又伊勢安齋翁の洗革記云、安永七年五月晦日。江戸にて、大晦日と稱して、節分の如く、鬼やらひの豆をうち、厄拂の乞食いで、六月朔日を元日と稱して、門松をたて、雑煮を食し、屠蘇酒をのみ、鏡餅を設祝ふ。町家にては、商をやめ、戸を立よせ、簾をかけ、買人来れば、雑煮を出し、酒をすゝむ。寶舟の畫を賣者も出たり。江戸中かくの如くしたるにはあらざれども、此事をなす者多し。もと若狭國よりはやり出て、諸國につたへけるとぞ。彼國の土民、山中にて異人に逢しが、かくの如くすれば、疫病を除くと敎へし故に行ひはじめたりといふ。【割註】後見草、半日閑話にも、此事をいへり。また中陵漫錄に、香祖筆記を引ていへるも、此時のことなるべし。按ずるに、此事の古く有しは、玉蘂、承元四年三月三日辛卯記に、或人曰、賀茂氏人夢。三月三ケ日如二元三一。可レ儲二禮儀一云云。五六月之程。世間拂レ底死去也。可レ恐レ之とあり。又妙法寺記に、文明八丙申。門松二度立ル也。とあり。子細はしれねども、右のたぐひなるべし。是を流行正月といふ。冬の日といふ誹諧集に、一つるべに栗を洗ふ日の暮。といふ句に、一はやり来て撫子かざる正月に。と付たり。冬日注解に、前句のさまを女の業也と見たれば、撫子は子といふ語縁にして、疱瘡か麻疹のまじなひに、正月を仕直して祝ふなるべし。時ならず正月のはやるといふ事、都鄙ともに有ことなり。昔も四月朔日親椀をもて、豆打して、年を取直せば、疫難を除く也とて、正月のはやりし事ありけるとぞ。とあり。また叢桂偶記に、凡世俗遇二疫邪災疾凶荒之歳一。則不レ問二何月何日一。假作二正月換様一。以爲二除レ舊迎レ新。凶災可レ轉。相呼曰二流行正月一。香祖筆記曰。乙酉夏。二東多レ疫。忽有下鄕人持二齋素一者上。言以二五月晦一。爲二除夕一。禳レ之則疫可レ除。一時村民。皆買二香燭一。祀二神祇祖先一。亦妖言也。乃知西土亦有二流行正月一とあり。又按ずるに、

靖康紀聞拾遺擧津討源本に、去年。【割註】按に靖康元年なり、十二月立冬。術者王浚明。【割註】學海類編本、王浚明に作れり。」以謂。國家大忌二丙午冬三月一。可下於二此日一借レ春致レ祭打牛如中立春上。朝廷從レ之。聞者或以爲レ笑。天時豈可レ借也。但京畿之陷。竟不レ出二此月一。理或近。とあり。流行正月の漢名、借春なり。また熙朝新語に、嘉慶乙丑三月。簡州徐刺史鼎奉レ檄赴二嘉定一催レ銅。夜夢。五人從レ東來。自稱二行疫使者一。將レ赴二成都一。問何時回去。曰過レ年看二龍燈一方回。後徐回省。適見二瘟疫流行一。憶及レ所レ夢。告二之總督一。令三府縣曉二諭民間一。以二五月朔一。大張二燈火一。如二元宵故事一。自二錦江門一。達二鹽市口一。金鼓震レ地。燈花燭レ天。花炮烟火。徹レ夜不レ絕。各官復捐レ俸延二僧道一。設レ壇誦レ經。如レ是者五日。時疫遂平。豈癘鬼亦可二以レ術紿一レ之耶。或曰。是良有司。痌瘝(トウクワン)在レ抱。足下以感二嘉祥一而消中沴氣上也。と見えたるも似たる事なり。

附識す。靖康紀聞拾遺の十二月立冬。誤なること論なし。按ずるに、四庫全書提要に、靖康紀聞拾遺。不レ著二撰人名氏一。考東都事略。載下靖康元年閏十一月癸巳。迎二土牛一以借上レ春。不レ言二其故一。是書則謂。去年十二月冬至。術者以爲二大忌一。因於二是月一借レ春とあり。十二月冬至に作れるも亦誤なり。紀聞拾遺に、大忌二丙午冬三月一の語によれば、もとは十月立冬にて二字多きにや。又は十一月冬至の誤りにや。

○保昌朝臣三

笠澤筆麈に、元良親王の歌に、「あさまだきおきてぞ見つる梅のはな夜の間の風のうしろめたさに。とよめり。然るに、野守鏡曰、藤原保昌の歌に、「早朝に起てぞ見つる梅花夜陰大風(ウタツカタ)不審々々と。妻和泉式部なほしてよめる。「あさまだきおきてぞ見つるむめのはなよのまのかぜの不審さにとあり。親王の歌に似たり。保昌のころは、風雅さかんなるに、かゝることはうたがはし。この說はおもふに、いつはりならんとあり。按ずるに、此論是なり。其證は、後拾遺集賀に、大中臣輔長、はかまき侍りけるに、內外戚

のおぼぢにて、輔親公資侍りけるを見てよめる、藤原保昌、「かた〲の親のおやどちいはふめりこの子の千代をおもひこそやれ。又夫木抄春三に、家集中、右馬頭保昌朝臣のもとに、紅梅の枝にきじをつけておくるとて、祭主輔親、「春の夜のきゞすの羽風あふげどもねぐらの梅はちらずぞ有ける。かへし、藤原保昌朝臣、「うぐひすのねぐらの梅ときくものをとりたがへたることゝちこそすれ。など有を見て、野守鏡の非なるを知べし。

〇行成卿四

大鏡謙德公下に、此大納言殿行成卿よろづとゝのひ給へるを、和歌のかたや少しおくれたまへりけん。殿上にてうたろぎ（論議）といふ事いできて、そのみちの人々、いかゞもだふ（問答）すべきなど、歌のがくもん（學問）より、ほかの事なきに、この大納言殿は、もののたまはざりければ、いかなる事ぞとて、なにがしの殿の、なにはづにさくやこの花冬ごもり、いかにと聞えさせ給ひければ、とばかりもののたまはで、いみじうおぼしあむずるさまにもてなして、えしらずと、こたへさせたまへりけるに、人々わらひて事さめ侍りにけりとあり。按ずるに、此說非なり。此大納言の權記云、長保二年十二月十九日壬戌。早朝差ニ吉雄丸一。送ニ書狀於少將許一。其詞云。世中乎如何爲猿止思管起臥程爾明昏須假名。則世間無レ常之比。獨レ視獨レ聽。只催ニ悲感一。抽ニ中心難レ忍之襟一。示ニ肝膽不レ隔之人一也。參內之後。於ニ腋陣下一。披ニ見返事一云。世中乎無墓物止乍知如何爲猿止何加歎槩。清少納言枕草紙云、「夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふ坂のせきはゆるさじ。心かしこきせきもり侍るめりと。きこえければ、（行成卿也）たちかへり、「あふさかは人こえやすき關なれば鳥もなかねどあけてまつとか。榮花物語見はてぬ夢の卷云、圓融院御そうさう、紫野にてせさせ給ふ。其程の御有さま思ひやるべし。一とせ御子日に、此わたりのいみじうめでたかりしはやと、おぼしいづるもかなしければ、閑院の左大將（朝光）云々、行成兵衛佐、いとわかけれど、これをきゝて、一條攝政の御孫の成房の少將の御もとに、「おくれじとつねのみゆきはいそぎしをけふりにそはぬ

たびぞかなしき。【割註】亦宇治大納言物語、十訓抄、新後拾遺集哀傷に出たり、」又日蔭蔓巻云、正月十五日、【割註】按に長和元年、」一條院の御念佛に殿ばら皆參らせたまへり。月のいみじうすみのぼりてめでたきに、事はてゝ出させたまふとて、殿(道長公)のおまへ。云々。とのたまはすれば、侍從中納言(行成卿)、「こぞのけふこよひの月を見しをりにかゝらんものとおもひかけきや。【割註】新千載集哀傷に、いにしとしこよひの月を見しときに、いとかくものを思ひやはせし。とあるも同じ歌也。」又御賀巻云、治安三年十月十三日、殿(道長公室倫子)のうへの御賀なり云々。殿原の御土器も、あまたたびなれば、盃の光りもさやかに見ゆるほどに、侍從大納言(行成卿)、「めづらしきけふのまとゐは君がため千代にやちよにたゞかくしこそ。【割註】また萬代集、玉葉集賀部に出たり。」此外にも、新勅撰集釋教部、萬代集夏、亦續古今集夏、秋下、亦新拾遺集賀、哀傷部、玉葉集、風雅集の釋教部などに載たるを見て、此大納言の歌よみなるを知べし。

猴郎達樹五

坤齋日抄に、紫薇花。邦俗謂二之猿滑樹一、謂二其樹無一レ皮。猿不レ能レ攀也。唐名亦有二與レ之同者一。酉陽雜俎云。紫薇花。北人呼爲二猴郎達樹一、謂二其無レ皮猿不一レ能レ捷也。是也。とあり。一友人此語を擧て、郎達の義を問ふ。答云、格物總論には、號爲二猴刺脫一とあり。郎達刺脫。ともに郎當の音に近し、同義なるべし。郎當は形容整はざるをいふ。後山詩話に、楊大年傀儡詩云。鮑郎當レ筵笑二郭郎一。笑二他舞袖太郎當一。若敎二鮑老當レ筵舞一。轉更郎當舞袖長。語俚而意切。相傳以爲レ笑。侯鯖錄に、張文潛。戲作二雪詩絕句一云。六出裴來百獸王。日頭出後便郎當。爭眉霍眼人誰怕。想徐應レ無二熱肺腸一。碧鷄漫志に、雨淋鈴。世傳。明皇宿二上亭一。雨中聞二牛鐸聲一。悵然而起。問二黃幡綽一。鈴作二何語一。曰謂二陛下特郎當一。特郎當。俗稱レ不二整治一也。明皇一笑。遂作二此曲一。【割註】按に下の特衍字ならん。」客座贅語に、南都方言。共敗レ事曰二郎當一。戒菴老人漫筆に、方言大略。人之頹敗。及身病擺靡者。云二郎當一。注に、唐明皇。聞二駝馬鈴聲一、頗似二人言語一。黃幡綽對曰。似レ言二三郎郎當一。康熙松江府志に、郎當。詩有二鮑郎郎當舞袖長

之句一。今呼二人之衰憊者一。雍正西湖志山水志に、捫壁掛俗郎當嶺、左迫二峭壁一、右臨二深淵一。緣レ木攀レ蘿。方可レ擧レ趾。故稱二郎當一。また邋遢(ラフタフ)ともいふべし。金壺字考に、邋遢 音臘榻。不レ整貌。皇明日記に、邋遢 不二檢束一之貌。古今類書纂要に、邋遢。作事不二緊捷一也。不レ謹也。通俗編に、𨄇𨄮、邋遢。不レ謹事也。七修類稿、鄙猥糊塗之意。明史。有二張邋遢一。徐禎卿異林載二其事一作二張刺達一。青溪暇筆、作二張刺闥一。今言。作二張儠㒓一。方輿勝覽。載二項世安釣臺詩一。棘闈山頭破草亭。其字又別。蓋形容字。例以音發。不二必深泥一也。など見えたり。また闌單と云へるもこれにや。史通二體篇に、漢志之志傳百卷。併列二於十二紀中一。將恐碎瑣多レ蕪。闌單失レ力者矣。史通通釋に、闌單未レ詳。大抵是當日方言。渙散不二振擺一之意。盧照鄰。釋疾文云。草木扶疎兮若レ此。予獨蘭騂兮不二自勝一。疑即此二字之別寫也。三餘贅筆に、史通および通釋を引て。又云。余按。束晳近游賦。乘二華路之偃蹇一、駕二蘭單之疲牛一。則此二字。沿用久矣。非二唐時之方言一也。開天傳信記。載二蘇題懸レ鬼詩。此二字又作二闌殫一。蓋古字單與レ殫通用也。釋疾文作レ騂。騂唐何切。音駝。馬名。雖レ云二別寫一恐屬二誤文一。清異錄衣服門に、襂門。闌單帶、疊垛衫。肥人也覺レ瘦。闌單破裂狀。疊垛補衲。蓋掩之多。などあり。これは轉じて破裂の狀といへり。按ずるに、朝野僉載卷三に、上麥索下闌單の語あり。其義また詳ならず。

○孤老六

開卷一笑の譯本に、孤老をオヤヂキヤクと譯し、又水滸傳解に、孤老金ツカフ大ジンノコト。孤ハ顧ト同音通用ス。顧ハ看顧照顧ニテ、目ヲカケテヤルコト也。彼推量俗語ノ徒、孤ノ字ヲ獨客ト譯セシ本アリ。一噱ヲ發スベシなどあり。按ずるに、古今類書纂要に、孤老者。世稱二丈夫一。曰二老公一。娼家無レ夫。而以二他人一爲レ郎。孤寡老公也。また顧老とも書り。同書に、顧老者。言二宿レ娼之人一。但顧二眼前一時之好一。不レ顧二日後之老一。言二顧老一者。取レ之耳。また寰宇雜記に、故老とあるも是なり。また升菴外集に、要雅。娼謂二游壻一曰二婟嫪一。俗作二孤老一無レ謂。按說文、士無行者曰二嫪毐(アイ)一。嫪婟也 可二以互證一。【割註】疑

耀。通俗編等亦此說あり。」また名義考に、俗謂二私レ倡者一曰二匃老一。秦以二市賈多一レ得爲レ匃。蓋負販之徒。乃老猶レ言二客人一。【割註】堅瓠癸集、亦此說あり。」雅俗稽言に。俗作二孤老一無レ謂。或作二孤樂一。亦屬二臆說一。などの說、皆穩ならず。又按ずるに、嫖客のみにもあらず。水滸傳。【割註】趙員外。重修二文殊院一條一に、金老といふ者、我女兒翠蓮は、趙員外が外宅の妾となれることを、魯提轄に語るに、我女兒常常對二他孤老一說二提轄大恩一とあり。孤老は趙員外をさしていへるなり。又同條に、金老。趙員外を魯提轄に遇する處に、這個便是我兒的官人趙員外とあり。是前に趙員外の居ざる時は孤老といひ、居る時は官人といへるを考るに、孤老は官人の事ならんとおもひ居たるに、後明證を得たり。事林廣記綺語門に、官人孤老とあり。もと雜劇家より出たる語なるべし。野獲編に、元人雜劇中用二四人一。曰末泥色。曰副淨色。曰副末色。又或一人裝二孤老一。猥談に、生淨旦末等名云云。孤乃官人。元曲選卷首に載たる、丹丘論レ曲に、雜劇孤。當場粧レ官者是也。今俗訛爲レ孤。通俗編に、江湖人市語。官曰レ孤など見えたるにて知べし。

○劒卷七

參考太平記凡例に、印本今行二于世一者。首有二劒卷一。活字古本。及九部異本。並無。嘗於二南都一。得二劒卷舊本一。題云二平家物語劒卷一。蓋劒卷。元當レ附二平家物語一。而近來誤附二太平記一耳とあり。又屋代輪池翁所藏古寫本平家物語に、亦劒卷を附したり。されば平家物語に附すべき事、論なきに似たり。然るに、承應二年開板の單行本劒卷三卷有を見しに、卷首につるぎのまきと題して、あひだ〳〵に繪あり。【割註】按に、新增書籍目錄つ部に、劒卷三卷とあり。」今考るに、もと繪卷物にて、平家物語にも、また附したる物にはあらで、各別なる書なるべし。いかにといふに、平家物語と、劒卷と、牴牾する事あり。劍卷云、同じき二年。【割註】按に元曆、」三月十一日に、又平家せめにわたらんとて、わたなべかんざきにて船そろへをしける時、九郎判官と梶原と、ふねにさかろたてう、たてじのこうろんして、なかふわ

にたりけり。此事を平家物語には、同十六日。【割註】按に、元暦二年二月、」渡邊福島兩所にてそろへたりける船どもの、ともづな既にとかんとす云々。とありて、日もあはず。神崎と福島と所もあはず。劒の卷に又云、されども、義經は大風にもおそれずして、わづかに船五十艘にとりのつて、五十よきにてはせわたる。平家物語には、只五艘出てぞ走りける。とありて船の數たがへり。劒の卷に又云、義經は平家のいけどりどもあひぐして、關東へ下向ありけるが、梶原が讒言によつて、腰越に關をすゑて、鎌倉へはいれられず。平家物語には、金洗澤に關居て、大臣殿父子うけとり奉りて、それより判官をば、腰越へおひかへさる。などあはぬ事どもあるにてさとるべし。その上、平家物語に附すべくは、小烏、拔丸、母子丸等の、平家の太刀をこそ載べきを載ずして、源氏の太刀のみをあげたるにても、別なる書なる事を明らむべし。

○錢有レ聲八

異域同日譚云、世に所謂、錢の呻といふ事を、五雜組に、五代の袁正辭。積レ錢盈レ室。室中常有レ聲如レ牛。人以爲レ妖。勸二其散一レ積以禳レ之。正辭曰。吾聞物之有レ聲。求二其同類一耳。宜三益以レ錢。聲乃止。【割註】按に、撈海一得にも亦いへり。」按ずるに、此事もと五代史雜傳。袁象先傳に附載す。正辭は象先が第二子なり。亦夷堅支志乙集云。靖安張保義者。貲產甚富。藏レ錢不レ勝レ多。至下築二工庫數十所一作中貯積處上。閱二三十年一。暮歲忽聞二庫內錢唧唧有一レ聲とあり。

○焚二書簡一九

今の人、他人に見せじと思ふ書簡には、火中の語を書加ふる事あり。これふるきならはしなり。山密往來云、定參差僻言非レ一候哉。高覽之後。速可レ被レ投二火中一者也。耕雲口傳云、他見は禁制なれども、此人へ一目見せて後は、すみやかに丙丁童子にさづけらるべし。【割註】按に、丙丁童子は火なり。碧巖錄第七則にあり。」宗長手記大永五年條云、古今集聞書五冊。口傳切紙八枚。氏輔へ參らせおき侍る。あ

とはかもなきこと、はづかしく思はぬには侍らねど、氏輝廿にもあまり、此道いたり深くならせ給ひて、後自見ありて、無用の物とも思ひ捨給はゞ、八人童子にあたへらるべからんや。【割註】按に、酉陽雜爼壺史篇に八人乃火字也とあり。」此事唐土にもあり。湧幢小品云。路巖親吏邊咸用レ事。富與レ巖敵。有二郭籌者一相善。其議レ事以レ書相示。則焚レ之。今寫レ書曰二乞火一之。蓋祖レ此。【割註】按に、此事新唐書路巖傳及び通鑑唐懿宗。咸通十四年十月の紀に見えたり。」されども、是より先に、法書要錄。右軍書記の條に、上方寛博多通。資生有二十倍之覺一。是所二委息一。乃有二南眷情一。足レ謂。何以密示。一勿レ宣二此意一。爲與レ卿共思レ之。省以付レ火とあり。右軍は晉の王羲之なり。又是よりも先なるは、太平御覽九百五十一に、虞翻與レ弟書曰。其餘幾收。老更レ衣希。爲二蚤虱一所レ咋。故一二相告。省レ書一過。悉以付レ火。とあり。

○陽囊十

梅窓筆記云、南都東大寺、三藏寶物圖ニ、御寄掛ト云モノアリ。三國志、曹公作二欹案一臥視レ書。六朝人作二隱囊一。柔軟可レ倚。トアリ。此隱囊ニテヤ有ケン。按ずるに、御寄掛。隱囊なる證は、通鑑百七十六陳紀の胡三省注云、隱囊者。爲レ囊實以二細輭一。置二諸坐側一。坐倦。則側レ身曲レ肱。以隱(ヨル)レ之。雅俗稽言云。按二尊生八箋一。隱囊之制。以二五色帛一。裁縫二夾囊一。圓形。約徑尺餘。中實以レ綿。高五寸許。乃古人坐二榻上一用。或枕用者。【割註】尊生八箋ハ遵生八箋なり。此書を引て、尊生に作れるものまゝあり。さて八箋の起居安樂箋に隱囊の制あれども、稽言に引る文と異なり。」危林【割註】明楊篇隱囊の條」云。壬戌夏、【割註】按に明の天啓二年なり。」予於二荻渚一。與二崔孟起一。泛レ舟而下。至二石磯一。密雨連江。輕舟凝滯。繙二南史一。陳後主時。百司啓奏。並因二官者蔡臨兒李善度一進請。後主倚二隱囊一。置二張貴妃於膝上一。共決レ之。予問二孟起一。隱囊何義。答云。今京師。中官坐處。常有二裁レ錦爲二褥。形圓如レ毬。或以抵レ膝。或以搘レ脇。蓋是物也。通雅車類云。鞦韋囊。在二車中一所二憑伏一也。曰二隱囊一。【割註】按に、此語一額師

古が急就篇注の文なり。「曰隱囊の三字を、今謂二之隱囊一の五字に作れり。」今用扶レ手。其面革中以レ穗實レ之。使二要可一レ伏。其遺也。天香樓偶得云。牀帳中添倚之圓枕。用二細絹一包裹。曰二隱囊一。以レ蒲爲レ之。曰二圓蒲一。【割註】又蒲團に作る。山堂肆考補遺に、蒲輪、即蒲團也。古詩、小睡凭二蒲團一。倚坐褥蒲墩即此。又按に、倚蒲團の字面。太平廣記七十七。及び百五十三に出たり。」叢殘小語云。顏氏家訓云。梁朝貴游子弟。坐二棊子方褥一。憑二斑絲隱囊一。隱囊。蓋即今之圓枕。俗名二西瓜枕一。又名二拐枕一。內實二棉絮一。外包二綾緞一。設二於牀榻一。柔軟可レ倚。顏氏家訓盧文弨補注云。隱囊。如二今之靠枕一也。聞見瓣香錄云。隱囊。即今之肘枕。其製或圓。或方。倦レ坐時。斜以レ肘倚レ之。故名。札樸云。今牀榻間。方枕。俗呼二靠枕一。即隱囊也。などあるにて明らかなり。此物亦天竺にもあり。一切經音義卷四云。天竺國風俗。不レ用二木石一爲レ枕。皆赤皮。或赤色布作レ囊。貯以二覩羅綿一。及以二毛絮之類一爲レ枕。或用枕レ頭。或作二倚枕一。朝鮮にも亦あり。明の董越が朝鮮賦注云。俗皆席レ地而坐。以二布帛一爲二一大枕一。中實以レ草。爲三坐者所二依凭一。などあり。

附識す。本文に、三國志云々。六朝人云々。とありては、時代をも辨へぬ兒女子は、皆三國志の文とや思ふべき。又梅窓の語とせんには、假名書の筆記に、漢文あるべくもなし。されば出處を引べき也。此語は、明の楊愼が藝林伐山卷十、又升菴文集卷六十七、陳仁錫が潛確類書卷九十二に出たる語なり。さて柔軟可レ倚の下。楊ガ書には、又便二於欹案一の五字あり。陳ガ書には、又勝二欹案一の四字あり。なければ語をなさず。按ずるに、曹公作二欹案一臥視レ書の語、三國志にはなくて、廣韻二十八緝、太平御覽卷七百九、事物紀原卷八、研北雜志卷下に出たり。されば三國詩の誤りにや、廣博物志卷三十九、自得語卷一に、亦此事を載て、文楊愼に同じくして。三國志の三字なし。名物六帖、器財箋。几案椅榻部に、楊升菴集の隱囊を引て、ケンダイと譯せられたるは誤りなり。

○寄掛十一

東大寺の寶物の御寄掛は、近きころ名付たるものにて、古名は隱嚢なるべし。いかにといふに、一種よりかゝりといふものあり。用は同じくして、制のことなるものなり。愚祕抄云、躬恒が住吉の松を秋風の歌、但しこれは晴の歌の體なり。されば誰やらん。此歌のたとへとて申たるは、八旬有餘の老翁の白髮なるが、錦の帽子に、紫檀のよりかゝりに、虎皮を松下の石巖に敷て、うそぶき遠見して、和琴かきならすひゞき、嵐時々おとづれ通へる夕暮を、見るここちする歌とぞ申ためる。伊勢守貞陸娶入記云、よりかゝり、寸法はみちのものこしらへて出すなり。おきあげに、ゑなどかき、ふたにころもるとりのはなど入て、上はあやにてはるなり。室町殿日記【割註】長慶內方入用之事」云、よりかゝり。但しこれは花ぬり、ぬめにて、甲は何にても、きぬにてつゝみ、かつかうよく御とゝのへさせあるべく候。くわんは金めつき、たくぼくかうの紅梅然るべく候など有にて知るべし。【割註】貞丈雜記にもあり。」めのとの草紙に、御手はこ、よりかゝり。御草紙のはこ。後奈良院御撰何曾に、三里半。よりかゝりなどあり。此物今も貴人にはあり。娶入記等に同じきものなるべし。

○藕絲十二

蓮の絲にて機を織事は、まことにかたきわざなれども、當麻寺の曼陀羅のたやすくなりたるは、化女のしわざゆゑなり。また法隆寺靈寶目錄に、藕絲袈裟、中將姬織、寺社寶物展閱目錄に、當麻寺什物。中將姬所ㇾ製藕絲袈裟一被など見えたるは、化女の法を傳へ給ひしにや。其外も同寺の什物に、微笑尼。新製藕絲袈裟一被。又東大寺什物鑑貞和尙。將來藕絲袈裟一被。發心集云、羅俊といふ僧ありけり。いかで傳へもちたりけん。昔文殊のみのりとき給ひける時の、御けさとて、蓮のいとにておれるけさなり。新修往生傳云。沙門重怡。沐浴。更著ニ新淨袈裟一【割註】以ニ蓮絲一織ㇾ之。臨終料。豫所ㇾ設也。」又云、比丘尼戒妙、自績ニ藕絲一織ニ袈裟三帖一。季瓊日錄云。寛正三年七月十九日。讃岐國根香寺。勸進帳。御判之事披ニ露之一。此寺天平年中建立之在所也。天人以ニ藕絲一織ニ淨土曼陀羅一。尤奇異之物也。類聚往來云。此

外天衣、佛衣、僧伽梨衣、金縷布衲藕絲等類在レ之。容易不レ可レ用者也。圓光大師行狀翼贊云、一書ニ、僧都明遍出定シテ、壇ヲ見レバ、忽ニ藕絲ノ袈裟、一紙ノ文アリト、イヘリ。攝陽群談云、西成郡、太融寺寶物。世尊說法ノ藕絲ノ御袈裟。鎌倉志云、明月院寺寶、九條袈裟一頂。藕絲ニテ織ト云。親跡聞老志云、陸奥磐井郡、中尊寺珍藏。九條袈裟。以二藕絲一織レ之。又云、江刺郡。黑石精舍珍藏。藕絲袈裟。もろこしにても太平廣記百十六云、開照寺有二釋迦藕絲袈裟一。陳簡齋集。賦二織レ佛圖一詩注云。臨安志。錢忠獻王。往二婺州一。發二傳大士塔一。取二骨殖及藕絲織成彌勒像云々等一。欲レ置二於彌勒院一。林下詩談云。以二藕絲連蠐錦一作レ囊。亘史外紀云。王賽玉。服二藕絲履一。僅三寸。天水冰山錄云。藕絲素[illegible]段三匹。藕絲段三匹。など見えたり。また詩文には、萬曆普陀山志云。王勃觀音大士讃序云。身挂二雲羅素服一。藕絲織。而色映二寒霜一。石溪雜錄藕絲觀音讃云。頂戴二阿彌一。不レ假二花冠之累累一。肩披二藕絲一。不レ必二瓔珞之垂垂一。李賀が昌谷集、天上謠云。粉霞紅綬藕絲裙。才調集に、元稹白衣裳詩云。藕絲衫子柳花裙。白居易が白氏文集。新樂府。陰山道云。疎織短截充二疋數一。藕絲蛛網二尺餘。など見えたるも、藕絲といへる織物のありし故の作なるべし。さばかり凡夫の織得がたきものゝかくあまたあるは。いかなる事ならんと、年ごろうたがひ居たりしに、宋の蔡絛の書をよみて、その說を得たり。蔡氏鐵圍山叢談云。錢塘之龍華寺。有二傅大士眞身一。仍藏下所レ謂藏門椎。頌金剛經。拍板。與二藕絲燈一三物上。藕絲燈者。乃梁武帝物也。謬謂。藕絲織成。實不レ然。但疑當時最上錦爾。【割註】張本云。最上品絲爾。」其所レ織紋。寶華破會釋氏說法相狀。凡七所。即所レ謂七處九會者。是也。とあるにて、藕絲は錦、あるひは絲の名なる事をしる。又近頃李賀が詩語の、藕絲裙の吳正子が箋注を見るに、絲之精如二藕之絲一也。また曾益が釋にも、藕絲形二其細一とあるによれば、叢談は張本の最上品絲とあるを是とす。しかる時は、藕絲とあるによくかなへり。又太湖備考に、吳莊が葉金山詩の自注に、山形如二藕三節一。人以二種レ苧績ニ線爲レ業。俗云二藕絲一也。これ苧にも、亦藕絲の名は有なり。【割註】此事近人の隨筆にも出たれば、捨べけれども

舊稿に載たればすてかねつ。所謂鷄肋なり。」

○氽字十三

月堂夜話に、錢何氽ト書。正字は文旦ヲヤツシタル者ナリ。一說ニ、夂ノ字ノ内へ、片假名ノメノ字ヲ入タルナリ。【割註】數學夜話。亦此說あり。」按ずるに、此說非なり。氽字は錢字なり。もろこしの書に出たるを、こゝの人も記しおけり。蘐園餘編に、氽。海篇玉鑑云。音錢。義同。俗用也。同文通考に、楊用脩ガ說ニ、今人ノ用ユル楷書ニモ數體アリ。文人奇士、多クハ古字ヲ用ヒ、官府文移ニハ、今字ヲ用ヒ、吏胥下流。市井米鹽ノ帳簿ニハ、即省訛俗字ヲ用フ。錢ノ字、氽ニ作リ、聖ノ字圣ニ作リ、盡ノ字尽ニ作ル。是ナリト見エタリ。【割註】續昆陽漫錄、亦此事を云て、續文獻通考を引き、金銀圖錄には升菴外集を引り。按に、元は丹鉛餘錄に出たり。」鷃鷟百譚に、氽ハ錢の俗字と、篇海にあり。唐土の俗字なり、などあり。又按ずるに、此字趙宋の時よりあり。宋の王觀國が學林に、字爲㆑俗書㆓改其體㆒者甚多。如㆓錢之氽㆒。齊之斉。學之斈㆒。凡此皆。流俗不㆑曉㆓義理㆒者。咸用㆑之。【割註】孫奕が示兒編また此說あり。」淸の畢沅が中州金石記。宋の慶曆三年、淮源廟鐵鐘識に、下列㆓拾㆑鐵拾㆑氽人名㆒。錢字作㆑氽。已見㆓于此㆒。或云。泉字草書。陶南望が草韻彙編。錢字の草に氽を載て、下に芾と注せるは、宋人米芾の書にあるをいへり。王昶が金石萃編に、諸碑所㆑載事物緣起云。題名稱謂之陋。明昌二年三官宮存留公據碑題名。書㆓氽氏㆒者二人。氽即錢字省筆。今俗書氽字昉㆑此。又按ずるに、梁廷枏が碑文摘奇に、金圓覺禪院鐘欵。錢作㆑不とあるは、氽の誤刻なるべし。又畢沅が或云といへるは、明の趙宦光が說文長箋に、泉草書作㆑氽。とあるをさせるなるべし。考るに、氽は泉の篆書、㐬より出たるにはあらずや、篆文を楷書の如く書たるは、三餘偶筆に、唐天寶元年。元元靈應頌。前有㆓序文㆒云。時戸部郎中沛國劉同𠬶云云。𠬶乃升字篆文。升字作㆑𠬶。碑用㆓篆文㆒。而稍變㆑之。とあり。

○遊仙窟十四

遊仙窟は、嵯峨天皇の御時、諸儒、讀者なかりしを、學士伊時。木島の社頭に居たる老翁につきて、假名をつけたり。彼老翁は、大明神の化現ならん歟と。序にいへれど、神には非さるべし。此書の訓點に誤あればなり。書中に云、雄心將ニ下酒物一來。東漢鯔條。西山鳳脯。按ずるに、將ニ下酒物一來。とよむべし。下酒物は下の鯔條鳳脯を斥て云り。太平廣記百九十三虬髯傳に、客曰。吾有ニ少下酒物一。【割註】按に、此三字、亦研北雜志、及び酒顚にもあり。」戒菴漫筆の下酒具も、亦サカナなり。武林舊事の下酒羹湯は、スヒモノなり。下酒の二字。ふるくは、晉の葛洪か神仙傳に、葛玄。每レ逢レ友。輙坐ニ樹下一斫レ樹。汁而飲レ之。皆如ニ好酒一。取ニ土石草木一。以下酒。唐の劉恂か嶺表錄異に、水解甕殼內。皆鹹水。自有レ味。廣人取レ之。淡煮吸ニ其鹹汁一下酒などあり。これらの下酒は、サカナトスとよむべし。【頭註】齊民要術。鱧魚脯。過飯下酒。極是珍美也。」宋の司馬光が書儀婚儀上。親迎條の注に。殺者。乃今之下酒也。とあり。」【割註】東京夢華錄、水滸傳等の下酒は、サカナとよむべし。」中吳紀聞蘇子美飮酒條に下物とあるもサカナなり。【割註】序云、下飯は飯の菜なり。朱子語錄、過庭錄。齋居紀事、貫耳二集、武林舊事、山居新話等にあり。水滸傳。名義考。呂氏四禮翼なるは、飯の菜に、肉を用ふるをいへり。」遊仙窟又云。鶯子鴨卵。照ニ曜於銀盤一。麟脯豹胎。紛ニ綸於玉疊一。按ずるに、玉疊とよむべし。和名抄漆器類に、唐式云。飯椀疊子各一。【割註】楊氏漢語抄云、疊子。宇流之沼利乃佐良。」遊仙窟云。玉疊。【割註】今案以レ玉爲ニ疊子一也。」鑑眞東征傳に、銅疊。古鈔本玉造小町壯衰書に、煮蚫煎蚌。燒蛸焦螺。蟹醬螺醢。鵝尾鶴頭。備ニ於銀盤一。調ニ於金机一。饒ニ於鋼盞一。膳ニ於鏤疊一。などあるにて知るべし。遊仙窟又云、甘蔗。按ずるに、甘蔗アマツラに非ず。本草和名に、甘蔗。陶景注曰。取レ汁爲ニ沙糖一。と有り。さてアマツラは、同書に千歲蘽汁。和名阿末都良。【割註】按に和名抄汁字なく、都を豆に作れり。」と有りて甘蔗には非ず。

○酒加レ水十五

昨日は今日の物語云、奈良の伊勢屋といふ酒屋、やす酒には水を入て賣ければ、或人是を買ひ、伊勢屋

の酒はさん〴〵あしきとて、狂歌をよみける。「酒の名も所によりてかはるなり伊勢屋の酒はよそのどぶろく。伊勢屋是をきゝ返し、「よしあしといふは難波の人やらんおあしをそへてよきをめされよ。按ずるに、酒に水を入るゝは久しき事なり。日本靈異記に、酒加レ水多沽多取レ直。靈異記攷證補に、正法念經云。加二益水等一而取二酒價一。と見えたれば、天竺にもするわざなり。【頭註】僧日蓮顯謗法抄云、酒ニ水ヲ賣モノ。」もろこしにも亦あり。孔氏雜說に、俗言二添酙一。定斗反、以レ水投レ酒。謂二之酙水一。馬融笛賦注。酙猶二增益一也。留青日札に、酒肆自レ古有レ之。所レ云沽酒市脯。是也。肆中酒。先清後濁。先濃後薄。不二獨今時之弊一。在レ唐已然矣。韋應物詩。主人無レ錢且專レ利。百斛一醸斯須美。初濃後薄爲二大偸一。飲者知レ名不レ知レ味。是當時酒。亦皆有名也。文苑英華。五百四十三に、酒正以レ水入二王酒一判あり。

○藥王十六

本草啓蒙に、桐陰舊話を引て、藥王を狗の異名とす。今桐陰舊話を閲するに、忠獻公。年六七歲。病甚。令公與二夫人一。守視レ之。忽若二張レ口飲レ藥狀一。曰有二道士一。牽レ犬以レ藥飼レ我。俄汗而愈。後因畫レ像以祀。按二列仙傳一。韋善俊。唐武后時朝。京兆人。長齋奉二道法一。嘗携二黑犬一名二烏龍一。世俗謂爲二藥王一云。とあり。此藥王は犬にはあらず。善俊をいへるなり。其證は。七修類藁辨證類に、唐武后時。藥王韋善俊。有レ犬名二烏龍一。蓋黑狗也。とあるにて明らかなり。【割註】元末以來。唐の韋慈藏を藥王といへるは誤なる事、辨あれども、長ければ爰にはいはず。

○古梅園墨譜十七

厲鶚が樊榭山房續集卷四に、試燈前一日、【割註】按に、正月十三日なり。月令廣義、正月令に、十四夕試灯とあり。」同人。集二趙谷林小山堂一。觀二流求國官工。松元泰新刻墨譜一。用二山谷松扇韻一詩に。疎梅刺レ簕蠡撲レ紙。瀲灩春杯歲相似。酒半娛レ賓更絕奇。一帙歡斯副墨子。」佛帳煤新翠餅寒。是中望若二三神山一。我疑徐市逸書本。只在二東溟支島間一。【割註】流求去二日本一甚近故、用二歐公日本刀詩意一。」按ずるに、

是詩甲子の作に係る。甲子は。清の乾隆九年、皇朝の延享元年なり。今墨譜正編を閲するに、癸亥夏、朝鮮國、竹隱散人跋あり。癸亥は、延享元年の前年寛保三年なり。又按ずるに、書中の墨圖の背面に、日本官工、古梅園松氏製の款、屢あり。いかで國を誤りけん。琉球國程順則が古梅園墨譜あるによりて誤りしか。又梁玉繩が元號略卷三に、正德日本と標して、注に、見二松井氏墨譜一。未レ知二何時一。青白士集卷十四とあり。今墨譜後編を閲るに、正德の號、玄字卷、黃字卷に出たり。又同人の瞥記卷七に、同里汪翼滄鵬。三至二日本一。携二歸其國松井氏墨譜一帙一。所レ造墨數百品。佛足碑墨爲レ最。余于二汪處一見レ之。小楷圖式。皆絕精。汪云。有二王衍墨一。長寸餘。潤八分。兩頭如レ圭。凡誤二書文字一。不レ假二刀水一直以レ墨就二誤處一。磨レ之。一掃無レ痕。惜購不レ可レ得。青白士集卷二十四。又按ずるに、佛足石碑墨圖は、墨譜後編、天字卷に出たり。墨譜正編貞字卷に、王衍墨。膽二寫文字一。無二差誤一者鮮。古今用二雌黃一。滅レ之者衆矣。然其色。與二素地一不レ類焉。且難二遽乾一焉。病レ之者不レ少也。余今製二一品一。以公二諸四方一。其用不レ假二硯與一レ水。直就二誤處一。以摩二擦之一。用二指頭一收レ之。而後施二正字於其上一也。則盻然爲レ絢。一掃歸レ故矣。嗚呼其功。幾ド乎如二王衍墨談不レ使三人知二其言之玷痕一者上也。因命曰二王衍墨一云。とあり。汪氏は、正編を見ざりしかど、此事を傳へ聞たるなり。さる故に墨の狀も潤さもたがへり。今圖を出す。



○香頭十八

東涯先生の閑史隨抄に、「宮方の口頭になる柚の皮は都へ入て何の香もなし。と太平記に在り。口頭は何事なるをしらず。或人、防州宇都宮氏の宅へ往話る。酒食など出さるゝに、僕を呼て、口頭を出せよといひければ、やがて一物を携へ來る。是を見れば、柚の吸口なり。其由を尋ぬれば、在所にては柚の吸口を、コウトウといふを口頭と書なりと云て、此歌を引けりと。桂川氏の口語とあり。按ずるに、秉穗

錄に、ゆづの綠色なるをへぎて、盃に泛ぶるを、安藝の人鴨頭と呼ぶとぞとあり。愼言彼國人に問ふに、盃に泛るのみにも非ず。すべて青柚子をば、かうとうといふとぞ。東國にても相模の小田原近き鄕村にて此となへあり。さて太平記南方蜂起條に、湯河莊司が宿の前に、作者芋瀨の〻莊司と書て、「宮方の鴨頭になりしゆの川は都に入りて何の香もせす。とあり。太平記音義に、鴨頭カウトとあり。撮壤集食物類に、鴨頭。續狂言記鱸庖丁に、ゆのかうとうに、貝杓子おつ取そへ、など見えたり。又按ずるに、四條流庖丁書云、參ラセ物ノ上ニ置、カウトウノ事、香頭トモ申。鷄頭トモ申也。文字ニ書時、兩說有ニ口傳一。白鳥菱喰鴈ナドノ皮入ノ時ハ、ヘギ生姜ヲカウトウニ可レ置。萬美物ノジメ匂有夏ノ時分ハ、柚ヲヘギテ可レ置。是物ノ匂ヲ爲レ可レ紛也。當世吸ロト名ヲ付テ、萬ノ毎レ物香頭ヲ入ルル事、如何ナル仕立ゾヤ。非ニ當流ニ不レ可ニ承引一。といへるに據れば、柚子にはかぎらざるを、今は青柚子にのみ、此名殘れるは、鴨頭の文字に、なづみたるもの歟。たゞし鴨字アフの音なるを、天台六十卷音義に、カウとあり。昔は此音もありし歟。庖丁書の鷄字は、字書に見えず、鷄の誤歟。鷄はコの音なり。香頭の字を用ふべくや。

○婦人不レ識レ字十二

橘窓自語に、今時も佐渡國の婦人は手ならひをせず。物よむ事をしらずといへりしが、明太祖高皇帝。洪武九年。有ニ內侍ニ言ニ政事一。上曰。寺人干レ政。亂從生矣。今制。內侍不レ許ニ讀レ書識一レ字。止供ニ洒掃一而已。と史略に見えたり。これらの事より、婦人に物を書せざるにやと思ふなり。といへり。按ずるに、內侍を、こゝとひとしく、婦女とおもへるにや。內侍は男子の官名なり。明の李日華が官制備攷卷下に、周禮天官。有ニ宮正宮伯內宰內小臣閹人寺人內監之屬一。各掌ニ王宮王門之事一。隋置ニ內侍省一。宋初有ニ內班院一。淳化中改爲ニ黃門一。又改爲ニ內侍省一。皇朝初。內侍監。奉御凡六十人とあり。明初の制かくの如し。但しかしこにても、婦女はものかゝぬをよしといへるは、徐學謨が、歸有園塵談に、婦人識レ字多致レ誨

レ淫。また稽古堂藏書に收たる、【割註】亦書影卷首、昭代叢書にも載たり。」清の周文煒が、觀宅四十吉祥相に、婦女不レ識レ字と題して、注に、列女閨範諸書。近日罕レ見。淫詞艷語。觸レ目而是。故寧可レ使三人稱二其無一レ才。不可レ使三人稱二其無一レ德。至二世家大族一。一二詩章。不幸流傳。必列二於釋子之後。娼妓之前一。豈可レ不レ恥。などいへり。

〇選二俳句一贈二賞物一卄

撈海一得に、京の誹諧師、諸國の俳句數萬をあつめ、警句を選び集となし、其賞として、金屛等の什器、或は縑段を贈る。是元朝にもありし事なりとて、徐氏筆精を引て、呉渭月泉吟社をむすび、至元二十三年十月望に、春日田園雜興と云題を出して、翌年正月望までに、作者二百八十名、詩二千七百三十五首を得たり。皆本名を隱して、假名をもちひ、謝翶を考官として選しめ、三月三日を揭曉と定め、選にあたりし詩六十首を刻して世に行ひ、詩賞として、羅布筆墨の類を、第一名より五十名までに贈りたる事をしるせりといへり。按ずるに、葛原詩話後編に、此後枕レ易といふ題にて、詩を徵せること、宋詩紀事に載たりとあり。また秉穗錄に、弇州續稿に、勝國末。呉中饒介之。以二醉樵歌一。試二諸名士一。獨張孟簡第一。得二黃金一挺一。高季迪次レ之得二白金三斤一。餘各有レ差とあり。又按ずるに、廿二史劄記に、四友齋叢說を引て云、松江呂璜溪。嘗走二金帛一。聘二四方能レ詩之士一。請二楊鐵崖一爲二主考一。第二其甲乙一。厚有二贈遺一。一時文人畢至。傾二動三吳一といへる、皆元の時なり。明朝にての事は、雍正揚州府志に、甘泉縣影園。明職方鄭元勳別業。崇禎庚辰夏。園中開二黃牡丹一。名流滿レ座。賦二七言律詩一。至二數百首一。元勳糊レ名易レ書。送二虞山錢謙益一評次。錢以二嶺南黎遂球十首一爲レ冠。元勳製二金觥二一。內鐫二黃牡丹狀元字一贈レ之。とあり。【割註】此書因諱を避て崇禎を崇徵に作れり。庚辰は十三年なり。此年諸說同じからず。靜志居詩話に崇禎初とし、觚賸續編に戊辰とし、花間笑語に癸未とするものは皆非なり。その證は、徐釚が本事詩に、黍黎球が燈船曲を載て、其序に、庚辰五月、揚州不レ雨云々。とありて年月脗合すれば、

府志の説を得たりとす。」又清朝にては、杭世駿が道古堂詩集題引に、攬溪麥氏、以ニ昌華苑懐古題ー。開レ社。得ニ詩千首ー。順徳潘守我憲勳。獨冠ニ一軍ー。其潤筆。則東坡全集。而以ニ銀。盃。綫。紗。薦。茗。帋。筆ー副レ之。亦數十年來一盛事也。とあり。また袁枚が隨園詩話に、雍正間。廣東有ニ詩會ー。好事者張レ飲分レ題。聘ニ名流ー品ニ題甲乙ー。首選者贈ニ綾絹ー。其次贈ニ筆墨ー。亦佳話也。と見えたり。

附識す。上に擧たる撈海一得に筆精を引て。作者ニ百八十名、詩ニ千七百三十五首を得たり。と書るは誤なり。今筆精を閲するに、收ニ二千七百三十五卷ー選中ニ二百八十名ー。とあり。この二千七百三十五卷。即作者二千七百三十五人にて、人別一卷なり。選にあたりたる人、二百八十名なり。葛原詩話後編に、春日田園雜興詩の後に、枕レ易の題にて、詩を徴せる事、宋詩紀事に載たりとあり。今宋詩紀事を閲するに、七十九卷黄庚小傳に、遊ニ越中詩社ー。試ニ枕レ易題ー推爲ニ第一ーとありて、月泉吟社の詩は、八十一卷に載たり。此前後の次第に據れば、枕レ易詩、先なるに似たり。

今人誹諧の賞物を景物といふ。されども、上に引る道古堂集に從ひて、潤筆とぞいふべき。【割註】涑水紀聞、孔氏雜説等には濡潤とあり。」又作の甲乙を定めて、第一二三を、天地人といふは韻致なし、元の泰定間に、大有レ年といふ題にて、詩三百三十七卷を得て、陳定宇と胡初翁と甲乙を定め、中者三十名を取て、第一を都魁といひ、第二を亞魁といひ、第三を鼎魁といひたる事、元詩選癸集に出たり。【割註】按に、第三を鼎魁と云し事、既に宋の戴埴が鼠璞に見えたり。」それにならはゞ雅馴ならん歟、或人云、誹諧は連歌の一種にて、連歌は又歌の類なり。唐土の事にならはんやといへり。愼言云、建仁元年十二月。仙洞句題五十首和歌の點者は、御點、攝政殿、前大僧正、三位入道、定家、寂蓮なり。みな點あひたる歌には、肩書に及第とあり。是歌なれども、唐土の科名にならへるなり。潤筆の委しき事は、文房四譜、容齋續筆、野客叢書、紫桃軒又綴、日知錄、言鯖、通俗編、陔餘叢考、唾餘新拾等に出たり。

○歌連歌懸物廿一

前條にいへる誹諧の潤筆、もと歌連歌にならへるなり。古今著聞集和歌篇云、順徳院御位の時、當座の歌合有けり。作者の名を隱して、衆議判にて侍けるに、古寺ノ月といふことを、知家朝臣つかうまつりける「むかしおもふ高野の山の深き夜に曉遠くすめる月哉。此歌叡慮にかなひてしきりに御感有けり。厚紙を懸物につまれたりけるに、事はてゝ人々罷出けるに、藏人左兵衛權少尉橘季長を御使にて、知家朝臣出けるに追つかせて、古寺の月の歌殊に叡感あり。勅祿を賜ふ也とて、かさねて紙を賜はせけり。吾妻鏡云、弘長三年二月八日。今日於二相州常盤ノ御亭一。有二和歌會一。一日千首探題。被レ置二懸物一。九日。昨日千首和歌。爲二合點一被レ送二大極禪門一。十日。彼千首合點之後。於二常盤御亭一更被二披講一。今夜以二合點員數一。被レ定二座次第一。又任二點數一分二懸物一。又文永二年十月十九日。於二御所一有二御連歌御會一。若宮別當僧正。相二具百種懸物一參上。凡日來連々應レ召。つれ〲草云、何阿彌陀佛とかや。連歌しける法師夜ふくるまで連歌して、只獨歸りけるに、小川のはたにて、猫また足もとへよりきて、やがてかきつく、肝こゝろもうせて、小川へころび入て、連歌のかけものとりて、扇小箱など懷に持たりけるも水にいりぬ。親長卿記云、文明十四年五月廿五日。參內。御月次御連歌也。百韻了被レ出二引物一。扇。杉原。筆等也。句數各取レ之。予扇二本。杉原二帖。筆二双也、など見えたり。

○疱瘡忌レ貝廿二

本朝醫談二編に、類聚符宣抄の天平九年の太政官符を引て、廿日已後。若欲レ喫二魚宍一。先能煎炙。然後可レ食。但乾鰒堅魚等之類。煎否皆良云云。本文に乾鰒の事あり。世疱瘡に貝類を忌とこ、のしあはびを用ひざるは妄なり。痘毒目に入たるにのしを黑燒にしてさす事。醫療羅合に見えたりとあり。愼言云、のしあはびを忌のみならず。すべての貝つ物を、家の內へいれだにせぬ程にいめり。按ずるに、痘疹傳心錄の諸藥性口訣に、淡菜。味甘鹹。氣微寒。和二肺氣一益二腎氣一。蛤蜊肉。性冷。煮食潤二五臟一。止二消

渴。開レ胃殊功。牡蠣。味鹹寒。入二腎經一。消二煩滿一。化二痰凝一固レ精止レ汗。石決明。鹹平。入二肝經一。消二障翳一。點二赤膜一。また外消散。治二陰囊腫亮一。大黃。牡蠣各五錢。樸硝二錢。右爲レ末。取二田螺一洗淨。以レ水浸過一夜。取レ水調二前末一。塗二腫處一即愈。とあるを見ても、貝つ物いまぬを知べし。考ふるに、是は蘇沈良方の治二痘瘡一無レ瘢の條に、瘡家【割註】按に、和板伊良子氏千之堂本及び鮑氏知不足齋本、倶に瘡痂に作れり。今程氏六醴齋本に從へり。」不レ可レ食二雞鴨等卵一。食即時盲。瞳子如二卵色一。其應如レ神。不レ可レ不レ戒也。幼幼新書の瘡疹受二護而目一門に、熟雞鴨卵。未レ有二不レ損レ目者一。雖二瘡愈一。宜二數月不一レ食。痘疹傳心錄に、或恣食二諸卵一害レ目など見えて、くひて目しひとなるは、雞鴨等の卵なり。卵をふるくはカヒゴといへり。【割註】日本紀、萬葉集、遊仙窟、和名抄、類聚名義抄、字鏡集、平他字類抄、倭玉篇の卵、又日本靈異記の殼、玉造小町壯衰書の[illegible]、類聚名義抄の鷇、伊呂波字類抄倭玉篇の殼を、皆カヒコとよめり。」さるを中昔より、かひとゝもいひしかば、後には貝とあやまりたるにや。卵をカヒといひしは、忠見集に、「すもりこも出にけるかと見る時はかひなき身さへうらやまれける。」又能宣朝臣集に、物中につれなくのみ見ゆる女に、鳥の子をいつゝやるとて、「すにすめるみをわびつゝも鳥の子をいつかひ有と物をおもはむ。」此外後撰集、拾遺集、輔親卿集、蜻蛉日記、空穗物語、大和物語、古今六帖、源氏物語、保憲女集、金葉集、草根集等にあり。竹取物語の、つばくらめのこやすがひも燕卵なりと、河社に史記を引ていへり。近き頃のものには、鰯津松鷗軒が鷹記、貞德が油糟等に見えたり。

〇魁星圖一廿三

鹽尻云、もろこしより渡す印本の表紙うらに、鬼形の物を朱にておしたるは何ぞや。答、魁精踢斗といふ星のすがたなり。留青集等に見えたり。北斗魁星は、文章を司りて、筆と紋銀とを執と云故に、書林魁本の象印とす。【割註】和漢俗談故事、和訓栞亦同。」按ずるに、魁星の事は堯山堂外紀八十五云。天順癸未。崑山陸文量。【割註】按に、此事はもと崑山の陸容、字は文量が菽園雜記二一卷中に出たり。されば

雜記には、崑山陸文量の五字なし。「會試寓二京邸一。戲爲二魁星圖一。左手握二筆一枝一。右手握二墨一錠一。取二必定意一。文量【割註】左手よりこれまで十八字、雜記になし。」題二其上一云。天門之下。有レ鬼踢レ斗。癸未之魁。必定入レ手とあり。鬼の斗を踢たるは、魁字のかたち也。筆錠は必定と同音也。【割註】宋の文天祥の文山集に、贊二三山莊之龍魁星一とあれば、陸文量始て魁星を圖したるに非ず。筆と錠を持たるを圖し始たるなり。」又徜湖樵書二編卷九云。世人奉二魁星レ斗圖一。以爲レ宜二科名一。夫魁字。乃鬼抱レ斗。鬼之脚右轉。如レ踢二北斗一然。所謂魁星踢レ斗者。不レ過下藏二一魁字一。以爲中得レ魁之兆上耳。これにて彌明かなり。【割註】また北斗はかゝで、量器をもちたる圖あるは、斗ます也。尤侗が西堂雜俎一集に、魁星像贊に、胡取二乎筆一。論二文章一。胡取二乎斗一。盛二餱糧一。胡取二乎金一。通二津梁一。云々とあり。是も魁字のかたちなり。」もろこしにて、學問の試に、第一になるを魁といふ。【割註】名義考に、舉首曰二倫魁一。亦曰二大魁一。毛奇齡經問に、制策家以二舉首一爲レ魁。因祠二文昌一而併及二魁星一。爲二舉首之效一。さるゆゑに、書籍の題首に、魁星圖の印を鈐すなり。これ舉人祝してかはん事をはかりてなり。近頃は、こゝの書肆もならひてすれども、こゝには選舉といふ事なければ、いかにぞやおぼゆ。又此魁星の魚の如きものに乘たる圖。三才圖會にあり。それは鰲なり。寄園寄所寄に。張天民魁星像贊を載て、一足反踢。豈將三屈レ膝乞レ憐。翼レ得二短中取一レ長。一足踞二鰲之脊梁一。豈將三渡レ江涉レ海。伺二候津之道傍一。とあるにて知べし。【割註】此事は、近年の隨筆にも出たれども、そは先年彼人魁星の圖を新年の贈物になすとて、予に乞しかば、堯山堂外紀を書てあたへしなり。」

魁星圖二廿四

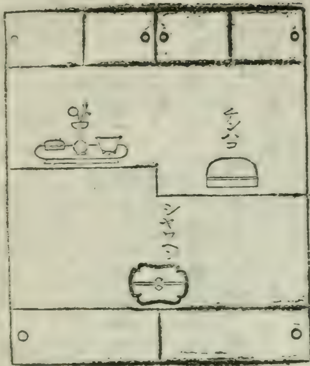
生駒峨眉答レ人書に、魁星圖狀の原始さだかなる所見無二御座一候。但先年河保壽が家にて、魁星を自畫讚に作り、書簏の上蓋に押申候を見候て、即保壽に相尋候處、惣じて此圖狀を書編の卷端に印記する事の始は、李唐の世、四の書庫を造られ候時、毎庫此神狀をきざみて、安置せられし事より起る也。と君

獄が話なりとて語きかせ候ひき。然しながら、其書證何書よりぞとも聞く所なしと承候へば、猶分明ならぬ說にて御座候。又諸葛監が寫し候物とて、麻冕をかうふりたる唐人の驢馬に跨りたるうしろに、從者とおぼしきが二人、ひとりはまろき囊をもち、一人は琴など納めたりとも見ゆる長き囊を持たる狀をゑがきたる上に、六星の位次を摸しとゞめたる、魁星の圖をも一覽仕候と有り。按ずるに、君嶽が話は、珍書考の說を傳へ誤たるなり。彼說に、唐本ノ表紙ノ端ニ、鬼形ヲ畫事ハ、漢ノ文帝ノ朝、天子ノ文庫ニ怪鼠出テ、經史ヲクラヒ損ザシケレバ、帝是ヲ憂給、夢ニ夜叉ノ如キ者云ケルハ、我ハ恒山ノ下ニ住、司書鬼トテ書籍ヲ守護ノ神也。秦代ヨリ、世人我ヲシラズ。今君ニ此趣ヲシラシメン爲に出タリ。文庫ノ怪鼠ヲ退ント思給ハヾ、我ヲ恒山ノ下ニ祭給へ、彼麓ノ窟ハ、余ガ徒ノ住所ナリ。ト云テ夢覺給フ。明日人ヲ以テ試給ニ果シテ然リ。因テ祭給ヘバ、終ニ怪鼠ノ憂ナカリシト也。ソレヨリ司書鬼祀トイフ事一年ニ一度也。其以後六朝ノ間ヨリ此祀絕タリ。故ニ今ニ書卷ノ端ニ、右ノ司書鬼ノ形ヲ畫也。此事ハ不求人全書廿七卷ニ見エタリ。擲山記ニモ出タリ。と有れども、是皆僞說なり。唐の明皇の鍾馗を、夢見しと云ふ故事事文類聚前集と、除夕に司書鬼を祀れは、書籍を鼠嚙ず。祕閣閑話とあるを混合して、影撰したるもの也。また諸葛監が寫したるは、魁星に非ず。文昌帝君【割註】梓潼帝君とも云ふ。」也。驢馬に跨りたるは、文昌事略に、乃作二儒士一跨二白驢一。【割註】文昌化書に、乃呼レ予上二白驢一。」と有り。從者二人は、事略に、二青童自レ天而下。【割註】蠡海集に、文昌君從者。曰天聾。曰地啞。」と有り。上に六星の位次とは、明史禮志四に、弘治元年。禮部尙書。周洪謨等言。梓潼帝君者。記云。神姓張。名亞子。居二蜀七曲山一。仕レ晉戰沒。人爲立レ廟。道家謂。帝命二梓潼一。掌二文昌府事。及人間祿籍一。故元加レ號爲二帝君一。而天下學校亦有二祠祀一者。夫梓潼顯二靈於蜀一。廟二食其地一爲レ宜。文昌六星與レ之無レ涉。宜二勅罷一。と有る六星なり。卽史記天官書の斗魁戴筐六星爲二之文昌一。一曰上將。二曰次將。三曰貴相。四曰司命。五曰司中。六曰司祿。これ也。また明史の外にも、文昌星の、文昌帝君に干らぬ事を辨じたる

は、曝書亭集、經史問答、三魚堂文集、南州文鈔、【割註】按に、三魚堂を踏襲したる文たり。」書隱叢說、悅親樓詩集、陔餘叢考、潛研堂文集、隨園隨筆、蜀輶日記、詁經精舍文集等なり。三才圖會にも、梓潼帝君を圖し、また魁星をも圖したり。

○檉編廿五

桂川地藏記に、魚脳檉椀、象牙引壺、頗黎巵、瑠璃壺とあり。先年岩瀨京傳、この檉椀はいかなる物ならんと問しに、知らざるよし答へたりき。後按ずるに、尺素往來に、六納檉椀、三入葛箱、又下學集に、食籠、檉椀或編、撮壤集に、葛籠、皮籠、檉鞭、異制庭訓往來に、簞笥、【割註】按に、慶長板節用集二本俱に亦此二字あり。」松會板遊學往來に、犀皮、堆紅、堆朱、堆漆、鷗楊、桂漆、雲朱、世良田等之香箱、納ニ檉椀一荷一借ニ進之一。寬文二年板遊學往來に、朱漆木椀、厨子、楪子馬上盞、唐折敷、同黑漆赤漆折敷、各三束、納ニ楊編一荷一借進候。類集文字抄に、傷編、印籠、食樓など有を合せ考るに、簞笥楊傷は、俱に檉の假字なり。挽鞭筬は、【割註】松會板遊學往來の檉椀の椀は、挽の誤り也。」皆編の假字にて、正字は檉編なるべし。【割註】檉字の音はテイにて、呉音チヤウなれども、聖字の呉音シャウとひがよみしたるなり。釋日本紀の祕訓に、檉岸山明をセイカンサンノミナミとよめると同じ誤なり。」これ檉條をもて編たる器なり。天文十一年池坊專應記に、シャウヘンの圖あり。下に出す。此シャウヘンすなはち檉編なるべし。さてかの地藏記なるは、魚脳を以て、檉編の形に作りし物にや。又按ずるに、



續日本紀、養老六年十一月甲戌條に、造ニ柳箱八十二一。法隆寺資財帳に、合檉筥捌拾貳合、延喜式內匠

寮に、年料柳筥一百六十八合、【割註】一尺六寸已下、一尺已上、」料柳一百三連。織レ筥料生絲。一十二斤。巾料調布。一丈。浸レ柳料商布一段。など見えたり。この柳箱の遺製にや。【割註】賦役令に、筐柳一把とあるは、筐作る料となる故にしかよびし歟。」賀茂眞淵翁雜錄に柳筥、延喜式には、筥柳などの料もありて、柳して造れり。今俗の用る柳こりにふ物これなり。名山藏手簡附錄、小瀬復菴書に、今世にかうりと申候て、物を入申候器御座候。文字、或は行李の由申說有レ之候へ共誤に候。栲栳に候。是亦朝鮮音にて候。今も彼國人カウリと申候。和漢三才圖會家飾具に、字彙、箸筂屈レ竹爲レ器。北方多以二柳條一爲レ之。出二於但州豐岡同出石一。織二杞柳條一。名二柳行李一。形長而方也。可レ容二衣一二領一。因洲用瀨之産次レ之。形精圓長也其小者。用行人堪レ貯レ飯。などあり。又按ずるに、もろこしに柳條の器物は、字彙のみにあらず。今ここにあぐ。唐六典戶部主事注に、滄州柳箱。通典食貨賦稅に、景城郡。貢二細柳箱八十合一。太平寰宇記に、滄州土産。五色柳箱。【割註】九域志に、滄州土貢、柳箱一十枚、宋史地理志に、滄州貢二大絹大柳箱一。」鄭樵爾雅注に、旄杞柳也。可三編爲二捲箱一。范成大石湖詩集、固城の詩の自注に、用レ柳作二大捲一汲レ井。謂二之凉罐一。楊崇吾撿蠹隨筆に、齊民要術柳罐。柳斗也。【割註】周祈名義考に、京師人謂二柳斗一曰二頗羅一。」高士奇扈從東巡附錄に、呼柤柳斗也。編二柳條一爲レ之。用以汲レ泉量レ粟。淸一統志河間府土産に、河間出二柳箕一。斗之類。唐時土二貢柳箱一。是其遺業也。字貫器用門に、廣韻。栲栳柳器也。按即今之柳斗。盛二道路菜蔬一。蘇州府志物產志に、杞柳。其條柔爲二栲栳一。細者爲二箱篋一。日下舊聞考に、柳條器。簸。箕。斗。升。井桶。車箕。筐。撮米斗。擔米斗。折津志、張履祥農書に、予旅二食歸安一。見下居民於二水濱一。徧插二柳條一。秋冬斬二伐柳條一。可レ爲中栲栳之用上。など見えたり。又高麗にもあり。鷄林類事に、日早晚爲レ市。皆婦人挈二一柳箱一小升一。といへり。和漢三才圖會の行人堪レ貯レ飯と、字貫の盛二道路菜蔬一と相似たり。圖會また可レ容二衣一二領一とあり、唐土の柳箱も衣服を納る器なる事は、楊萬里か誠齋集四十卷曬衣の詩に、亭午曬レ衣晡褶レ衣。柳箱布襆自携歸。

妻拏相笑還相問。赤脚蒼頭更阿誰。とあるを参考すべし。

○誹諧廿六

寝覺のすさびに、古今集打聞に、加茂翁の説とて、今の本に誹諧とあるは、寫し誤れるなりとありて、そのかたはらに細注して、秋成とかいへる人の云く、草の手にて、誹とまぎれたるをおもはで、後にさまざまいふは、いたづらこと也。と書たり。【割註】愼言按に、是より前、餘材抄に、今本誹とあるは、俳字のなだらかなる草書の相似たれば、誹となれるべしとあり。」按ずるに、古今集その外の書に、誹諧とありて、俳と書ることとなし。からくにの書にも、誹諧と書たるあり。隋書に、侯白字君素。好レ學有二捷才一。爲二儒林郎一。通侻不レ持二威儀一。好爲二誹諧雜說一。と見えたり。世說新語補の注にも、誹諧とあり。草の手に語り書るなりといへるは、なかなかにたがへり。俳と古音にては通ぜしならん。と南畝子申されき。【割註】以上ねざめのすさび」と云り。同じ南畝の俳諧歌集の序に、按史漢有二俳諧字一。宋袁淑。有二排諧集一。隋書侯白傳。稱レ好二誹諧一。然則。俳。排。誹。字皆可二以通一。とあり。按ずるに、もと俳諧と書べきを、下の諧字の言偏、上の俳字にうつりて、誹となりたるなり。是に類したる證は、續筆集に、俗於二聯字一。有二因レ上誤レ下者一。有二因レ下誤レ上者一。駔儈。誤以レ儈从レ馬作レ駔。髫齠。誤以レ髫从レ齒作レ齠。【割註】按に、齠齔の字、晉書にある事。何炤晉音義に見え、高宗述三藏記にある事。叢林一切經音義に見え、廣韻に髫或作レ齠と見え、干祿字書に、齠を俗と見えたれば、唐の時多く書るなり。」蹴鞠。誤以レ鞠从レ足作レ蹴。」此類甚多と、【割註】按に、蹴鞠の字、新唐書にありと。吳縝新唐書糾謬に見えたれば、宋の時ありしなり。」此類おのれが覺えたるは、易の經論、亦作レ綸、易略例の琁璣、又作レ機、毛詩の佼好、又作レ姣、歇驕、又猲獢、周禮の紛帨。又作レ帉、環襘、亦作レ䙡、儀禮の肶明の焦琁といひ、其子の焦周も、また說桰にいへり。髀、又作レ脾、と陸德明が經典釋文に見えたり。尚書の璿機、唐石經、璣に作り。梲敓、大司樂注梧に作り、淫泆、唐石經、佚に作れり。儀禮の濯溉は、釋文に從て概に作るべきよし。張淳が儀禮識誤にいへり。【割註】

儀禮識語の搭授を、釋文には、梧字從レ木と、盧文弨が抱經堂文集にいへり。」爾雅釋畜舍人云。騬蹄者、注疏本。騬誤レ躍と、阮元が校勘記にあり。説文に、骿胝字。今別作レ胼非。また槤瑚槤也。今俗作レ璉非レ是。また襁緥今俗作レ褓と。俱に徐鉉いへり。【割註】按に、襁褓。魏受禪表碑にあれば、此字亦久しき事なり。」史記天官書の叶洽を、歷書に、汁洽に作れり。漢書地理志の牂柯を、續漢書郡國志に、牂牁に作れり。【割註】又按に、隷續に、漢碑所レ書地名如二牂柯一皆不レ用二柯字一といへり。」晉書音義に牂牱に作れり。漢書地理志の鮚埼を、晉書音義に鮚鰭に作れり。漢書郊祀志の縉紳は搢紳なるよし、顏師古注にいへり。呂氏春秋本味篇の陽樸を、齊民要術に楊樸とし、淮南子覽冥訓の恒娥を、續漢書天文志注に、張衡靈憲を引て、姮娥に作れり。楚辭王逸注の環餅を、尙書故實に饘餅とし。文選班孟堅が西都賦に、萬方輻湊、玉篇に輻輳の字あり。晉書音義に、踁踁字。當レ作レ硜。また炮烙。上音、匏下公栢、反一作レ格。また陟岵字或作レ阽。とあり。韓愈が謁二衡岳廟一詩の杯珓を、唐本には杯校に作れりと。朱子韓文考異にあり。山石詩の爛漫を、爛或作レ瀾と。韓文五百家注にあり。【割註】十駕齋養新錄の、梅花喜神譜の條に、昔侍二沈歸愚尙書一。每言。爛熳之熳。不レ當レ从二火傍一。古人只用レ漫。攷二字書一實無二熳字一。疑始二於明代一。今見二南宋鋟本一。已作二爛熳一。」文苑英華に、梁涉長竿賦の格澤を、格檡に作り、賈餗穿二楊葉一賦の喫詬を、謑詬に作り、また謬忤を、獨狐及集には、慘忤に作れりと、彭叔夏が文苑英華辨證にいへり。新唐書に、餧殍を餧餓に作れりと、新唐書糾謬に云へり。大般若經に、懈倦。下或作レ惓。また根本律攝に、漉轤を轆轤に作れりと、一切經音義にいへり。弘決外典抄に、婉綖、綖應レ作レ筵。【割註】僧從義が三大部補注に。婉綖正作レ筵、と見えたり。此餘、幅隕を幅幀。嬌嬈を嬌饒。躪轢を躪躒。湍堙を湍湮。模糊を糢糊。狂榛を狂獉。結搆を結構。踳駁を踳駮、紕謬を紕謬に作れる類、なほあるべし、俳諧の誹諧となりたるも、是等の類なり　正字にはあらねども、古今集以來の歌書なるは、久しく書來りつれば、誹諧と書んぞ故實にはかなふべき。但し俳言俳文などいはん時は、誹字を用べからず。

○李家墨模廿七

松井元㝢が、古梅園墨譜後編に、南都之墨。始ニ於元正帝時一。中興弘法大師。嘗如レ唐。傳ニ李家墨法一。而還。於ニ興福寺二諦坊一。以ニ佛幌輕煙一造レ之。其所レ用之墨模。余家傳レ之。模以レ銅造焉。とあり。又藤貞幹が好古小錄に、乃樂興福寺ノ妙喜院ニ墨模アリ。銅ヲ以造ル。傳云、僧空海入唐將來スル所ト、面ニ龍ヲ雕リ。背ニ李家烟ノ三字アリとあるは、又一種なり。按ずるに、此ニ説皆非なり。いかにとなれば、李家の名墨は大師より後なり。漁隱叢話後集に、遯齋閑覽を引て云、墨工李超。其子庭珪。【割註】按に、蔡忠惠集。澠水燕談錄。春渚紀聞。輟耕錄俱に廷珪に作れり。」自ニ易水一渡レ江。遷ニ居歙州一。本姓奚。江南賜ニ姓李氏一。【割註】按に、輟耕錄に、李超始居ニ歙州一。南唐賜ニ姓李氏一。」庭珪始名ニ庭邽一。庭珪之弟。庭寬。【割註】按に、燕談錄、輟耕錄廷寛に作れり。庭寬之子承宴。【割註】按に、春渚紀聞。廷珪子とし。輟耕錄。廷寛弟とす。」承宴之子。文用。皆能世ニ其業一。晁氏墨經に、文用之子。惟處【割註】按に、輟耕錄惟慶に作れり。」惟益、仲宣。皆其世家也。など見えたり。」墨模の李家は是等の中なるべし。南唐にて元宗も書學の名はあれども、庭珪に李氏の姓を賜たるは、後主なるべし。【割註】方輿勝覽。徽州の土産に、李廷珪墨。故老云。昔李後主。嘗用ニ其墨一とあり。」或はそれより先、烈祖の時としても、時代あはず。陸游南唐書に據に、烈祖は、唐僖宗光啓四年に生れ、幼くして徐溫に養れ、姓徐氏を冐し、吳の天祚二年【割註】五代史南唐世家、玉壺淸話、馬令南唐書、通鑑綱目、三年に係る。」吳帝の禪を受て、帝位に卽て、昇元元年と改め、三年正月。【割註】南唐世家、馬令書。二年四月に係る。」姓を李氏に復したるなり。これより李氏を賜ふ事も有べし。昇元三年己亥は、皇朝朱雀院の天慶二年にて、大師遷化の承和二年乙卯より百有五年後なり。又按ずるに、右の墨文に龍形あるにて、いよ〳〵庭珪の李家なるをしる。其證は古梅園墨譜後編に、元文戊午春。先人適ニ東都一。夏四月十五日。受レ旨。拜ニ覽　官庫所藏之宋撰墨妙法式一。謄ニ一本一而還。南唐李庭圭之法。竝象。共在ニ其中一。㝢愛ニ其奇古一。摹製以供ニ諸君

子賞玩ニ云。とあり。其墨圖を見るに、面に蟠龍あり。背に歙州李庭珪墨の六字あり。事文類聚別集に、李超。其墨有ニ劍脊圓餅一。多爲ニ龍紋一。蔡忠惠集の、墨辨に、李超死。而廷珪業益精。面有ニ龍文一。澠水燕談錄に、仁宋嘉祐中。宴ニ近臣于殿一。【割註】按に皇宋類苑に、此書を引て、殿の上に、羣玉の二字あり。嘗以レ墨賜レ之。其文曰。新安香墨。其後翰林諸君承レ賜者。皆【割註】類苑。此下に、庭珪の二字あり。雙脊龍樣。尤爲ニ佳品一。墨史に、平生。凡五見ニ廷珪墨一。其一。面作ニ柳枝瘦龍一。上印ニ一香字一。其一。面作ニ特龍一。背曰ニ保大九年一。紫微詩話に。晁叔用。嘗作ニ廷珪墨詩一云。百年相傳紋破碎。彷彿尙見蛟龍背。馬氏日鈔に。予一日。至ニ英國府中一。觀ニ李廷珪墨之圖一。餅蟠劍脊雙龍。金泥已模糊矣。七修類稿に。李廷珪之墨。形製不レ一。有ニ圓餅龍蟠一。而劍脊者有レ四。渾厚長。劍脊而兩頭尖者。又有ニ彈丸而龍蟠者一。など有を考ふべし。

附識す。夏山雜談に。大定通寶と云ふ錢は唐錢なり。日本へも多く來りて今にある錢なり。此錢の文は、弘法大師唐土へ行給ひし時、彼土の帝王の勅をうけて、書給ひしなりとあり。按ずるに、此說非なり。大定通寶は、金史食貨志に、世宗大定十八年代州立レ監鑄レ錢。其錢文曰ニ大定通寶一。とあり。大定十八年戊戌は、皇朝高倉院の治承二年にて、大師遷化より三百四十四年後なり。

西國巡禮道芝記、近江國竹生島の寶物に、布袋、弘法の御作とあり。是亦非なり。布袋は、梁貞明丙子入滅のよし、傳燈錄に出たり。丙子は　皇朝醍醐帝延喜十六年にて、大師遷化より八十二年後なり。

又按ずるに、阿彌陀の像、布袋に似たる物あり。それには非ずや　其像は古玉圖譜に出たり。

右玉版佛像　長三尺、濶二尺四寸、厚一寸一分、玉色淡碧無レ瑕、版心琢ニ刻接引如來一。法相慈容整肅。眞西方聖人之瑞相也。上刻ニ接引如來阿彌陀佛八字一。旁刻ニ保大年供一。夫保大。南唐李璟之年號也。此像蓋南唐宮中所レ奉者乎。　以上古玉圖譜、

○脚色廿八

鳩巣小説云、康熙天子ノ對聯、日月燈。江海油。風雷鼓板。天地間一大戲場。堯舜旦。湯武末。莽操丑淨。古今來許多脚色。脚色ハ番付ノ事也。南郭遺契云、脚色ハ役者ナリ。シクミヲモ云。捞海一得云、脚色ハ狂言ノシクミナリ。【割註】傷寒論後條辨抄譯、見聞筆記、亦同じ。」按ずるに、南郭の役者といへる説あたれり。されども、士農工商、其外の人物の容體に、出立たる役者にて、平生には云はず。世事通考云。梨園子弟。有ニ生。旦。丑淨。末。貼旦。小生。老旦。外。八樣脚色一。夢憶云、朱楚生女戲。班中脚色。足ニ以鼓ニ吹楚生一者甚レ之。傷寒論後條辨云。生旦淨丑。一時脚色各現。書隱叢說云。演戲脚色。初止爨弄參鶻。元時院本用ニ五人一。湯若士牡丹亭用ニ八人一。今則用ニ十人一。一外。一末。二生。三旦。三淨。揚州畫舫錄云。梨園。副末以下。老生。正外。老外。大面。二面。三面、七人。謂ニ之男脚色一。老旦。正旦。小旦。貼旦。四人。謂ニ之女脚色一。打諢一人。謂ニ之雜一。此江湖十二脚色。水滸後傳讀法云。既說。李俊爲ニ暹羅國王一。則李俊自是。本傳正生脚色。增訂一夕話原序云。亦不レ知ニ生旦淨丑那脚色一。桃花扇傳奇凡例云。脚色。所ニ以分ニ別君子小人一。曲話云。



古五接引佛聖像

紅樓夢。以ニ副淨一扮ニ鳳姐一。丑扮ニ襲人一。老旦扮ニ史湘雲一。脚色不ニ甚相稱一耳。また笠翁偶集詞曲部に、脚色の字面多し。參考すべし、又役者ならねども打扮をいひしは、金聖歎が水滸傳第八回の總批に、先言ニ胖大一。而後言ニ白一布直裰一者。驚ニ心駭レ目之中。但見ニ其爲ニ胖大一。未レ及レ詳ニ其脚色一也。とある脚色は、衣類顏色、總體の打扮を云へり。綿香亭第六回に鍾景期と、雷天然といひし女、また景期が蒼頭の馮元と、雷氏の了鬟勇兒と、一夜に婚禮の事を記して、掌禮人請ニ景期一單立了。又請ニ新人出一。那新人

打扮倒也不ㇾ俗。穿二一件淡紅衫子一。頭上蓋二着絳紗方布一。就是勇兒做二伴婆一。扶著出來。拜二了天地一。云々。然後夫婦交拜完了。掌禮人喝唱。馮元夫婦行ㇾ禮。那勇兒。丟二了伴婆脚色一。也來做二新人一。同二馮元一向ㇾ上拜了四拜。掌禮人唱道。請新人同入二洞房一。景期與二天然一。搭二起身一來。勇兒。又丟二了新人脚色一。又來做二伴婆一。扶二着天然一。而走。云々とあるにて、脚色の打扮なる事を知べし。

附識す。ふるく脚色といひしは、官人の手札に、由緒書を記したるなり。唐六典注、文昌雜錄、臨漢隱居詩話、朱子文集、游宦紀聞、朝野類要、通雅、通俗編、隨園隨筆、恒言錄等に出たり。

○墓中買ㇾ地錢廿九

秉穗錄二編に、明和五年戊子正月廿八日、下野國都賀郡西見野村長光寺境內、山のくづれたる所より、古錢九百九十一文、壺中雲母紙經文、朽たると見ゆる塔高七寸三重、中に觀音長一寸なると、鏡を掘出す云々。とあり。按ずるに、寺の境內なれば墓所なるべし。然らば、此錢九百九十九文有けんを八文は失せけるにや。墓に此數ほど錢を埋たる事は、唐土の風俗なり。蓴鄉贅筆云。陝西慶陽府東山。有二一古墓一。忽崩裂。中有二石室石床一。堆二古錢數處一。散二布四角一。總計九百九十九枚。土人云。以ㇾ之辟ㇾ邪最效。また崇川咫聞錄云。嘉慶七年壬戌夏四月。里人於二杳家壩橋一。濬二河西溝內一。掘二得古棺一。棺前和朱書。維康定二年。歲次辛巳。五月己酉朔。十八日丙寅。丁氏六娘券身。年三十五歲。六月。生居城邑。殞二安宅兆一。龜筮協從。相ㇾ地襲ㇾ吉。宜ㇾ於二通州靜海縣。文安鄉。長樂村之原一。安二厝宅兆上。謹用二價錢九千九百九十貫文一。買二地一所一云々。壙中有二瓷缾一。瓷爐二一。里人爲遷二葬於高壤一。錢仲楫熙明經樸林。有ㇾ詩云。節略す、或疑續綱目。康定無二二載一。豈知慶稱。【割註】按に、淸人國諱を避て稱字を曆字に假り用ひたり。」元。嘉平方更始。此事自細微。本無ㇾ關二藏否一。桑梓生二恭敬一。聊爲述二所以一。とあり。かく數多きは紙錢なるべし。また癸辛雜識別集云。今人造ㇾ墓。必用二買ㇾ地券一。以二梓木一爲ㇾ之。朱書云。錢九萬九千九百九十九文。買到二某地一。云々。此村巫風俗如ㇾ此。殊爲ㇾ可ㇾ笑。及ㇾ觀二元遺山續夷堅志一。載曲陽燕川

青陽須有レ人。起レ墓得二鐵券一。刻二金字一云。勅葬忠臣王處存。賜二錢九萬九千九百九十貫九百九十文一。此唐哀宗之時。然則此事由來久矣。とあり。唐より先には、九の數に拘はらざりしにや。十駕齋養新錄云。周密癸辛雜識云々。頃歲山陰童二一如。游二洛陽一。得二石刻一方一其文云。大男楊紹。從二土公一買二塚地一邱一。東極二闞澤一。西極二黃滕一。南極二山背一。北極二於湖一。直錢四百萬。即日交畢。日月爲レ證。四時爲レ任。太康五年九月廿九日。對共破レ莂。民有二私約一。如二律即律字令一。蓋晉時所レ刻。乃知人家營レ葬向二土公一買レ地。其說相承已久。不レ始二於唐世一。惜乎。遺山草窗兩公。未レ得二此異聞一也。按するに、此文。又潛研堂金石文跋尾續に、亦載て云、　晉楊紹買二冢地一莂太康五年九月右楊紹買二冢地一莂文云々。案古人稱二分券一爲レ別。若二今人合同文字一也。周禮小宰。聽稱責以二傅別一。鄭司農云。傅別謂二券書一也。傅。傅二著約束於文書一。別。別爲レ兩。兩家各得レ一也。鄭康成云。傅別謂爲二大手書於一札一。中字別レ之。傅別故書作二傅辨一。鄭大夫讀爲二符別一。辨與レ別聲相轉。其義一也。說文無二莂字一。釋名。莂別也。大二書中央一。中破別レ之也。廣韻。莂分契也。莂種概移蒔也。古者書契多以二竹簡一。故傅別字。或从レ竹。隸變作レ莂。與二移蒔之莂一相混。釋氏書　往往用二記莂字一。亦取下受記作二符券一之義上。魏晉以前契券之式　傳二於今一者。唯此。故錄二其全文一。以諗二好レ古者一。とあり。又按するに、明の徐渭が徐文長文集の詩題に、柳元穀。以二所レ得晉太康間冢中杯及瓦券一來。易二余手繪一。券文云。大男楊紹云々。下の文。養新錄に同じ。異なるは、一邱を一丘、四時爲レ任を、四時爲レ伍。廿九日を廿六日。破莂を破剪。律を律に作れり。且石と瓦の異あり。今考るに、清朝の石刻は僞物なるべし。又儀禮節略に、淸異錄。葬家聽二術士說一。例用二朱書鐵券一。若二人家契帖一。標二四界及主名一。意謂二亡者居室之執守一。不レ知爭レ地者誰耶。瘞二墓前甃石若甎一表レ之。面方長。高不レ登二三尺一。號曰二券臺一。金九皐抱甕集。墓前地名二明堂一。一名二券臺一。朱子語類云。不レ曉二所以一。後見二唐人文集一。中言。某朝改爲二券臺一。按今地理書。有二券臺之說一。券契也。理二地契一處。曰二券臺地一。用二磚石一爲レ之。上書。財【割註】按に、羣書歸正集、錢に作り。」若干緡。爲二死者用材一。【割註】歸正集、此二字買地に作

り。葬二于此一。山神土地。【割註】歸正集、龍に作れり。一不レ得二爭競一。と見えたるもの是なり。皇朝にも此事ありし證は、引導要集便蒙に、地神祭文【割註】弘法大師の作なりとぞ。」を載て云、孝子等捧二隨分錢財一。本レ乞二一丈餘墓所一。とあり。

本書刻成て後に、脩齡主が日陰草、また山口氏の押原推移錄等を見るに、此條に載たる長光寺の境內より掘出たる鏡の圖を出して、鏡面の陰欵中に、當途王經一字三禮一品一錢千部の文あり。日陰草に、當途王經は、普門品一品一錢とある古錢は、千部の數を表せるにや。と云へり。されば此錢もと千錢ありし事しるし。然るを本文に、九百九十九文ありけんと云ひしは杜撰なりき。本書中此類の誤尙多かるべし。見出たらん人は、其說を記して、卷尾の書肆へ投ぜられん事を乞ふ。嗣刻卷六に、鄉里姓名自號を擧げて其考を出さんとす。

少作者古人之所ㇾ戒。張耒作四忌銘云。著作忌ㇾ早。輓近學者頗失二淳風一妄言。子思子十七作二中庸一。蘇子由二十著二詩傳一。乃闘靡誇ㇾ多災二梨棗一者。日月孔多。獨我椎園翁則不ㇾ然。此書之成在二數十年前一。校覈之精。援證之確。其換二裘葛一至二于此一矣。今茲齡八十。始授二之剞劂一。其持重不ㇾ苟如ㇾ此。不ㇾ但驚二其該博一。抑亦可ㇾ見二篤志一端一也。余弱與ㇾ翁相識。翁甚好二生書一。余亦同好。每ㇾ一得二生書一。必相借觀。翁嘗云觀二生書一則徹夜不ㇾ得ㇾ交ㇾ睫。眞書癖也。余以二投契之久一。見ㇾ屬二書尾一。余也陋巷腐儒不ㇾ嫻二文辭一。固不ㇾ足ㇾ爲二之重一。聊述下翁之好之深與二志之篤上。以戒二世之著書杜撰一者。若夫强記該覽質疑發蒙則讀者自知ㇾ之。余復何言乎哉。

天保甲辰春二月　　　蘭溪西島長孫識

瀨田問答

瀬田問答 目次

瀬田問答

大田覃問
瀬田貞雄答

一兩國ヨリ東ノ方、本ハ下總國葛飾郡ナリシヲ、元祿ノ頃豐島郡ニ被レ改テ、武藏國ニ屬セシト云、元祿ハ何年ニ候哉、

答曰、何レノ書留ニモ元祿ノ初ト計記シテ、慥ニ年月ヲ記サズ候、此事其所ノ百姓抔ヘ御觸有テ、本所ヲ武藏ト書出候事、御郡代伊奈氏ノ舊記抔ニハ慥ニ可レ有レ之ト、數年心掛候得トモ、手寄無ニ御座一打過申候。但御書面ニハ豐島郡ニ被レ改候ヨシ御認候ヘ共、相違ニ候、中川ヲ堺トシテ(巳王曰中川ニアラズ利根川ナリ。庄内二一合半、東西葛西領モ、此時ヨリ新武藏トナル)西ノ方(則本所深川也)ヲ武藏ノ葛飾郡ト唱ヘ、東ノ方ヲ下總ノ葛飾郡ト申セトノ事ニテ、武藏下總トモニ、當時葛飾郡是アルハ此故ナリ、

覃後按、本所中ノ鄕林諸島(鹽瀬和介)別莊ノ庭ニ建ル碑有、其文ニ曰、萬葉集十四下總國歌云

爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母。葛飾郡本下總國也、貞享三年丙寅春閏三月、割ニ利根川西一屬ニ武藏國ニ云、天明二年壬寅冬十月、林居士諸島、得ニ陸奥國牡鹿郡石一建レ之、

重棟曰、葛飾郡隅田村木母寺ノ鐘ノ銘ニ、豐島郡トアリ、一タビ豐島共唱ヘシカ、叉豐島ノ郡界故、誤リシニヤ、此鐘ノ銘ハ近衛信基公ノ文ナリ、

一常盤橋ヲ本ハ大橋トイヒシ故、新大橋ノ名モアリト云、何ノ頃ヨリ常盤橋ト名付ラレシニヤ、林春齋

ノ湘秦行記ハ、明暦二年丙申四月上京ノ記ナルニ、常盤橋ノ邊マデ、細谷重時等ガ送リ來ルヲ返シテトアレバ、餘程久シキ事ニヤ、

答　大猷公ノ御代、正保ノ初、大橋ヲ常盤橋ト被ㇾ改候由申傳候、是モ年月慥ニハ相知不ㇾ申候、拙者所持ノ寛永十三年ノ江戸繪圖ニハ、大橋ト有、明暦三年ノ繪圖ニハ常盤橋トアレハ、正保ニ改メラレシ事正説ナランカ、但正保四年ノ改板ノ武鑑ニハ、伊奈半十郎ドノ常盤橋ノ内ト記シ候ヘバ、正保モ初ノ内改ラレ候ト被ㇾ存候、

一淺艸寺ノ繪馬、艸ヲハミ候由申傳ヘ候、畫ニテ、俗ニ古法眼ト申候ハイカヾ、

答　古法眼ガ筆ニテハ無二御坐一候、狩野主馬尙信ガ筆ニ相違無二御坐一候、艸ヲハミ候ト申說モ、據有ㇾ之候、尙信數年ノ懇望ニテ、黑川氏ヨリ馬ノ骨相ノ秘說ヲ請、其後馬ヲヱガクト云、初テイキタル馬ヲ畫キ候トテ、悅ビ奉納セシ繪馬ノ馬ナレバ、諺ニハ彼馬イキテイルナド丶申セショリ、艸ヲハミ候說モ起リシ哉ニ候、

重棟曰、此繪馬筆者不ㇾ知、寛永ノ者ノヨシ、裏ニ確トシルシ有ㇾ之由ノ說アリ、

一川村瑞賢、川々ノ水ヲ治メシ事、人皆知處ナリ、何年頃ニ候哉、

答　川村瑞賢ハ、材木ヲ賣テ渡世セシ商人ナリ、自ラ入道シテ川村瑞賢ト名付、悉才アル者ニテ、元祿十一年三月七日、新規被二召出一、高百五十俵被ㇾ下、若年寄支配被二仰付一、大坂表川々御普請被二仰付一候、後又歸俗シテ川村平太夫ト云、

覃後按、天和二年癸亥二月、稻葉石見守、彥坂壹岐守、大岡備前守、畿內ノ河道ヲ巡察シ、勘定官三人伊奈半十郎手下ノ吏二人、幷都下ニ住ル川村瑞賢ナル者ヲ遣シ、便宜ヲ計ラシメ、貞享四年丁卯五月迄、都合五年ニシテ、川々ノ事成就セシ由、瑞賢ガ畿內治河記ニ見エタリ、又瑞賢ガ著ス所、漢家歷代治河ノ事一卷アリ、名付テ疏論提要ト云、又本朝六國史ノ內、水利ノ事ヲ集テ一卷トシ、名付テ本

朝河功記ト云、後其功ニヨリ召出サレシト見エタリ、右二部ノ書家ニ藏ス、又奥羽海運記一卷アリ、
又湯原氏日記ニ、元祿十一寅年四月十日、大坂表川通見分被レ仰ニ付之、

御小姓組松平豊前守組　永井喜右衛門　御目付　中山半右衛門　瑞賢事　川村平太夫

同十四日ノ記ニ、去十日、大坂川通見分被ニ仰付一候、先年大阪川通御普請川村平太夫被ニ仰付一候、其後此度被ニ仰付一候ニヨリ、見分被レ遣レ之由、

一小田原記ニ、武州石濱城主千葉次郎内ニ、須藤ト云者、木内宮内少輔家老峰月内藏助ト云者ヲネラヒ石濱ノ總泉寺ト云、會下ノ寺ノ中ニテ行逢、差違ヘテ死セシトアリ、今ノ端場總泉寺成ヘシ、今俗總泉寺ニ千葉介ノ墓アリト云ハ、此武州石濱ノ城主千葉家ノ墓ニ候哉、

答　御書面御察シノ如ク、墓ハ石濱ノ城主千葉守胤ノ墓ナリ、是ヲ江戸砂子ニ、前板ノ誤リシヲ後編ニ書改候ナリ、彼墓左ノ如シ

弘治三年丁巳十一月八日卒
總泉寺殿長山昌惇大居士
桓武天皇廿四代千葉守胤墓

重棟曰、武州豊島郡下赤塚村ニ千葉ノ城跡ト云アリ、今御林ナリ、此城モ守胤ノ城ナリ、練馬赤塚殿ト稱セシト云、同村ニ松月院ト云禪院アリ、守胤ハ此貞秀ガ近キ族ナランカ、

松月院殿南州玄參大禪定門　永正三丙寅六月三日　千葉介貞秀

一虎御門ノ御櫓燒失後出來セスト云、何頃ノ火事ニ候哉、

答　享保十六亥年四月十五日、西北大風ニテ、午下刻目白臺夏目吉五郎宅ヨリ出火、右近邊不レ殘、關口古川町改代町赤城邊、松平兵部酒井讃岐守中屋敷ノ邊、組屋敷寺々、牛込寺町中、若宮邊山伏町

御徒町富士見馬場邊、逢坂上下町御堀端通燒失、同刻過麴町二町目横町野一色外記表物見ヨリ出火、伊庭伊十郎久志本左京東後長屋迄燒、此所ヨリ六七軒東類ヘ移リ、巨勢大和守宅ヨリ麴町一町目御堀端迄燒、澁谷隱岐守ヨリ北ノ方屋敷ハ殘ル、南側麴町一町目二町目御堀端火消屋敷邊御堀端通リ不レ殘、井伊掃部頭松平安藝守同筑前守前後ノ衆共ニ皆燒、虎御門渡御櫓トモ燒落、內外ノ大名衆悉ク燒失、內藤能登守邊不レ殘、但櫻田ニテ上杉家計殘ル、櫻田御殿外櫻田ノ內日比谷御門外御成橋御門芝宇田川町邊、火先ハ海邊ヘ燒拔、但愛宕下中不レ殘、愛宕ノ社家ヨリ南ノ方ハ殘ル、暮六時過消ル、

右出火ニ虎御門燒失後、御再建無レ之候、

覃後按、小松軒曰、此御門ノ材木切組有レ之候處、有德公御尋有レ之、此御門ハ西ノ持込ノ門ナリ、首實撿ノ門ナリ、掛重アリヤナキヤト御尋有ケレハ、青山ニ住セル御大工棟梁ノ隱居、無レ之由ヲ申上、其材木猿江ニ有テ請負ノ者毎年八十兩ツヽニテ覆致置候處、近頃火事ノ節、餘ノ御普請ニ御用ト云々

一江所ノ神社ノ地ニ、山猫トテ隱賣女ヲ置候事、根津ナド始ニ候哉、何比初リ候哉、

答　初メハヲドリ子ニテ、橋町其外所々牛込行願寺邊ノ寺ノ類ヒヨリ事起リ候哉ニ候、寺社境內ニテ猫ノ號ヲ顯ハシ候ハ、元文ノ初ヨリ寬保年中ヘカケ、專ニ覺申候、

一裏付上下並ニ色ノ替リタル肩衣ヲ着シ候事、何頃ヨリ初レルヤ、享保ノ頃ヨリナド申傳ヘ候ハ、實說ニ候哉、

答　裏付上下ノ始、數年糺候ヘ共、慥成說ヲ得ズ候、凡大猷公ノ御代カト被レ存候、享保ノ頃ト申候モコトワリナキ事ニハ無之、當時織肩衣ナドヽ申候テモ、夏カタ衣ニ裏ヲ付用ヒ候ハ、有德公ノ御代、享保ノ初被二仰出一用ヒ候事ノ由申候、

一白山御殿白銀御殿ノ始終イカヾニ候哉、

答　白山御殿地ハ、大猷公ノ御代、松平右馬頭殿ヘ（常憲公ノ御事）御下屋敷ニ被レ進候事也、嚴有公

ノ御代添地ヲ被レ進タル事、寛文元辛丑年三月廿三日ナリト御日記ニ相見エ候、天下相續ノヽチ御藥園ナドニ成シ也、白銀御殿モ右同樣、松平右馬頭殿ヘ（淸揚院樣御事）御下屋敷ニ被レ進レ之候、是又左馬頭殿嫡男文昭公天下御相續ノ後御藥園ナドニ成シナリ、

一玉川上水出來タルハ大猷公ノ頃ヨリト申傳ヘ候、年月何頃ノ事ニ候哉、

答　東日記曰、承應四年ノ條下ニ、江戸ノ西ニ淸冷水アリ、是武藏ノ名所ナリ、北ニ流ル水ヲ江戸ヘ引渡シテ、諸民ノ渴ヲ助サセ給フ、鈞命ニテ山ヲ崩シ岩ヲウガチ、若干ノ田畑ヲ費シ、多クノ年月ヲ經テ、今年中ニ成就シ、長流城下ニ來ルト云々、是玉川上水ナリ、如レ此侍レバ大猷公ノ御代ニ起リテ、嚴有公ノ御代ニ漸ク成就セシ事ト見ヘタリ、

覃後按、享保七年寅八月十九日御書付

仙川上水ノ儀、中興ヨリカヽリ候事ノ所、自レ今相止候間、其段向々ヘ可レ被二申達一候、來十月ヨリ上水取不レ申筈ニ候間、可レ被レ得二其意一候、

寅八月

一久米平内ノ石像、淺草寺辨天ノ境内ニアリ、何モノヽ像ニ候哉、

答　江戸砂子ナドニ出ス所ミナ妄說ナリ、氏久米ニアラズ、兵藤平内兵衞ナリ、平内兵衞ガ妻ハ、久米氏ノ娘ナリ、平内兵衞菩提寺ハ駒込鰻繩手大智山海藏寺ナリ、彼寺ニ靑キ生石ノ夫婦同會ノ石碑アリ、

無關一案居士　　兵藤氏
松室瑩壽大姉　　久米氏

如レ此切付アリ、併此碑平内存在ノ内建置シヲ、死後ニ死去ノ年月ヲ切入ザレバ、死去ノ年月知ザル所、淺艸ノ石像ノ後ロニ、是マタ同會ノ石碑アリ、是ニ見エタリ、

無關一棠居士　天和亥癸亥年六月六日
是ハ追テ切入シ時ノ書損ナリ、癸亥ハ天和三年ナリ、
松室瑩壽大姉　貞享二乙丑年十二月十三日
カクノ如シ
耳底記曰、平内兵衛ハ青山主膳ト云人ノ家士ニシテ强勇ノ者ナリ、今此像、淺艸觀音地内ニアリト云々、アル書ニハ、人切ニテ赤坂ニ住シ千人ヲ切テ供養ヲナシ、鈴木九太夫入道正三ノ門人ト成テ、仁王座禪ノ法ヲ修行セシト有、是正說ナラン、
一御濱御殿ハ何頃ニ出來候哉、寛永年中ノ江戸繪圖ナドニハミヘ不申候樣ニ覺申候、
答　濱御殿地、甲府綱重卿（淸揚院樣御事）進セラレシ御下屋敷ナリ、坪數七萬五千三百八十坪、内一萬七千五百坪海中ノヨシナリ、凡慶安承應ノ頃被レ進候事ト被レ存候、寛永ノ繪圖ニハ無レ之筈ニ候、綱重卿御誕生、正保元年甲申七月廿四日也、
一高割辻番ハ何頃ヨリ初リ候哉
答　高割辻番所ハ寛永十三年ニ初テ、大小名共ニ小路々々ニ辻番所ヲ建テ、其外町中端々木戸ヲ拵ヒ番人差置ベキ旨被ニ仰出一候事、前撰集ニ見エタリ、定テ萬石以下ノ分ハ、此節諸懸高割ニ成候事ト被レ存候、
一來午年元日日蝕ナリト承候、公ニテ御禮御坐候哉イカヾ、
答　來午年正月元日日蝕皆既、午ノ一刻西ノ方ヨリカケ初メ、午六刻甚シク未ノ一刻南ノ方ニ終ル、如斯ニ候ヘバ、御禮明七ツ時ヨリ初リ、蝕已前退散ノ事ト存候、
正月元日日蝕ノ例
元祿五壬申年　未申ノ時食七分半

同十四辛巳年　　卯辰ノ時食八分半
享保四己亥年　　酉ノ時食二分
明和四丁亥年　　未ノ八刻ヨリ申ノ刻迄

如レ斯ニ候、右ノ内元祿十四年ノ蝕、御禮刻限ニ候、其節モ食終リテ辰ノ中刻ヨリ御表ヘ出御、右ノ外ハ皆御禮ノ刻限ノ外ナリ、右ノ趣ヲ以相考ヘ候ヘバ、食ノ內ハ迚モ出御ハ無レ之、來春モ食以前御禮相濟候積、未明ヨリ御禮始リ候ト被レ存候、

一本所ノ地武士屋敷ニ成候事何頃ニ候哉

答　本所邊屋敷ニ被下候事、古繪圖ヲ以相考候ニ、　明曆三年回向院ヘ地面被レ下候砌ヨリ、下屋敷ナド被レ下候事モ可レ有レ之候ヘドモ、大川ニ橋モナク、只渡シ船計ニテ不通用故、居屋敷ナド被レ下候儀ハ無レ之、萬治二己亥年、初テ兩國橋ヲ被レ懸候テ、已來追々屋敷被レ下候趣ニ相見エ候、シカシ寛文十年ノ圖延寶八年ノ圖ナドニモ、道割ノミニテ屋敷ハ甚少ク御坐候、

一四ツ谷新屋敷ハイツ頃ヒラケ候哉、

答　四ツ谷內藤新屋敷邊、武家屋敷ニ被レ下候事、是又古繪圖ヲ以相考候ニ、貞享元祿ノ頃ヨリ、追々被レ下候趣ニ相見申候、

一公人朝夕人ハ何ヲ勤仕候事ニ候哉、

答　公人朝夕人ハ、御目付支配ニテ、當時無役同意ノ事ニ承及候、此勤向ハ御上洛ノ節ナド御供被二仰付一、御參內ノ節御束帶ニテ御小用難レ被レ遊、其小用筒（銅ノ筒ナリ）ヲ持役目ナリ、已前ハ日光御社參ノ節モ御供ニテ御宮御參詣御束帶ノ節、彼御筒ヲ持候樣承傳候得ドモ、是モ去ル申年御社參ノ節ハ參リ不レ申候ヤウ及レ承候、此外勤役筋、何モ無レ之者ノヨシ及レ承候、

一神田川何頃出來候哉

答　神田川堀切被ニ仰付一候ハ、萬治三庚子年二月十日、松平陸奥守綱宗へ被ニ仰付一、同年三月四日ニ鍬初ニテ二三ケ年モ懸リ出來申候、此御用最中、綱宗遊宴ニ長ジ、三浦屋二代目高尾ヲ手討ニマデ被レ致、隱居閉門被ニ仰付一、右ノ堀切、子息龜千代へ被ニ仰付一候、

御日記面左ノ通

萬治三年二月十日　松平陸奥守

牛込ヨリ和泉橋迄船入

堀切御普請被ニ仰付一候

同年七月十六日　同人

逼塞被ニ仰付一、堀切御用ハ可ニ相勤一旨

同日　同人

上使太田攝津守ヲ以閉門被ニ仰付一之

同年八月廿八日　同人

隱居被ニ仰付一猶又閉門可ニ罷在一旨

同日　松平龜千代

家督無ニ相違一被ニ下置一、神田川堀切被ニ仰付一候

一伊達騷動記ノ實說イカヾ

答　正說傳リ不レ申候

一伊賀上野ノ敵討ノ實說イカヾ、世ニ行ハレ候殺法轉輪ト申俗書ノ通リノ事ニテハ御座有マジク哉

答　正說傳リ不レ申候

一由井正雪ガ實說イカヾ、根元記、蠹海雜錄ナド申候俗書ハ定テ僞多キ事ト被レ存候

答　正説傳リ不申候

輯曰、アル人此書付ヲ示ス、是由井ノ實説成ベシ、故ニコヽニ附録ス、

慶安四年卯八月十日、叛逆人御仕置

丸橋忠彌　長山六左衛門　渥美次郎右衛門

酒井河内守右筆

茅原五右衛門　茅原七兵衛　櫻井彦兵衛

郭龍　彌五兵衛　久兵衛　權十郎

右十人正雪徒黨

正雪兄　岡村彌左衛門　同人悴　總之助　七才

同人悴　辰之助　五才　同　三七　三才

同弟　岡村彌兵衛　上同　村木彌五郎

正雪伯父　次右衛門　忠彌兄　加藤市郎右衛門

彦兵衛父　櫻井三太夫　權十郎父　伊右衛門

正雪　女房　彦兵衛　母

彌五郎　　權十郎
母　　母
久兵衛
母
右二十五人磔
市郎衛門悴　　同
加藤龍之助 十五才　　與三右衛門 五才
彦兵衛悴　　權十郎兄
櫻井三右衛門 二才　　武兵衛
權十郎弟　　彌五兵衛養子
吉十郎　　大藏
忠彌召使
八藏
右七人死罪
大岡源右衛門、忠彌宿イタシ候ニ付、父子三人死罪、(茂按遠嶋也、後子共被二召返一シカ、文化ノ比御代官ヲ勤シ、大岡源右衛門ハ其子孫ト云リ)
叛逆人正雪忠彌諸事訴人
浪人　　權之丞弟
五百石　林理左衛門　　三百石　奥村八左衛門
三百石　奥村七郎右衛門　　銀百枚　田代次郎左衛門

松平伊豆守足輕頭
本知五百石　奥村權之丞
今度改加增伊豆守ヨリ給レ之
公儀ヨリ大判十枚時服二被レ下
米二百俵　弓屋藤四郎
右ノ通御褒美被レ下レ之

一白石先生新井筑後守、昇進被レ致候次第イカヾニ候哉

答　初ハ高三百俵ナリ、新井勘解由ト云御儒者ナリ、寛永六己丑年七月六日二百俵御加恩、都合五百石地方ニ被ニ成下一、正德三辛卯年十一月十一日朝鮮人來聘御用掛相勤候ニ付、諸大夫被ニ仰付一、同年十一月十六日、五百石御加恩、都合千石ヲ領ス、或人ノ云、白石先生若年ノ頃、大ニドラ者ニテ、モテアマシ、圏へ入差置候處圏ノ内ニテ學問致シ見申度由願ニテ段々書物アタヘ候ヘ共、文盲故文字ヨメ不レ申候ニ付、字引ヲアタヘ呉候樣願ハレ、如レ斯圏ノ内ニテ學問シ、善惡自得アリテ其後昇進被レ申候ヨシ承リ候

一元祿ノ頃柳澤美濃守殿昇進被レ致候順イカヾ

答　常憲公館林ニ被レ爲レ入候節、小祿ニテ被ニ召出一候人ニ御坐候、父ハ柳澤刑部左衛門安忠、元高百六十五石、柳澤彌太郎ト館林御分限帳ニ相見候、即此彌太郎後ニ出羽守保明、其後松平美濃守吉保是ナリ、御家御相續ノ節被ニ召連一、御小納戸被ニ仰付一、天和元辛酉年四月廿五日、三百石御加恩、同四甲子年正月十一日、二百石御加增、都合千三十石ト認メ有レ之候、貞享三丙寅年正月十一日、千石御加增此節ハ柳澤出羽守ト申候、元祿元戊辰年十一月十二日、一萬石御加增、
同三庚午年三月廿六日、二萬石御加增、同年十二月廿九日、一本道具御免、同五壬申年十一月十四日三萬石御加增、同七甲戌年正月七日一萬石御加增、川越城地被レ下、同十丑年七月廿六日二萬石御加增、

同十四辛巳年十一月廿六日、御稱號御一字拜領、改ニ松平美濃守吉保ト、同十五壬午年年三月九日、二萬石御加增、寶永元申年十一月廿一日、五萬石御加增、昇進被レ申候趣、右ノ通御坐候、右昇進ニ付テハ色々ノ說、實錄ナド、中書物見候儀モ御坐候得共、慥成事無ニ御坐一候、自然ニ御意ニ入被レ申候處、實錄ト被レ存候、何樣ワヅカノ內ニ大祿ニ成被レ申候、當時田沼主殿頭殿ナド何ガ格別思召ニ叶候ト申儀モ無ニ御坐一候、御身近ク被レ勤候奥向ノ衆ハ、乍レ恐上ノ御氣性モ能知リテ被レ居候儀ニ候ヘバ、人々昇進ハ油斷ハ有之間敷候得共、主殿頭殿ニツヾク人モ無レ之候ヘハ、角ノゴトク衆ニ勝レテ昇進被レ申候味ヒハ、此故ト申譯モ無レ之、自然ニシテ理外カト被レ存候、

覃按武家諸錄曰、御澤出羽守保明、貞享二、十二月十一日、任叙、氏名名乘不レ知トアリ、又武家補任類聚ニハ小異同アリ、左ニ記ス、

武州川越（領九萬二千三十石）刑部左衛門安忠嫡男彌太郎、奉ニ仕館林綱吉公一御小納戸役勤、御本丸ヘ入御已後、二千三十石ヲ領ス、貞享二年十二月廿八日叙爵、元祿元年九月十二日御側牧野備後守列一萬石被レ下、同三年三月有ニ加倍一、同十二月廿五日叙ニ四品一、同七年正月十八日七萬三千三十石ヲ以、川越城ヲ被ニ仰付一、同十一月侍從、同年有ニ御加賜一、而任ニ左少將一、

一太田ノ名字出所、ムサシノ國多摩郡小鄉コヒガクボヨリ出ル侍ナリ、姓ハ藤原朝臣ト家傳書ニ申傳ヘ申候、戀ガ窪ト申候ハ、何レニ御坐候哉、

答　貴家御名字出所、多摩郡戀ガ窪ノ儀吟味候處、府中六所明神ノ十七八町モ北ニ當リ申候、略圖別紙認懸ニ御目一ニ候、是ハ尋候迄モ無レ之、隨分相知候所ニテ候由（地圖ハ略ス）、

覃後按、道興准后廻國雜記ニ曰、此關ヲコヘテ戀ガ窪トイヘル所ニテ、

朽はてぬ名のみ殘れる戀がくほ、いまはたとふも契あらんや、

此次ニムネヲカトイベル所アリ、曰ホリカネノ井、見ニマカリテヨメル、今髙井戸ト云、

俤はかたるにのこるむさし野や、ほりかねの井に水はなけれと

重棟曰、戀ヶ窪村、君ガ松ノ事、村老ノ口碑ニ殘レルナド、古松軒ガ四神地名錄ニ委シク記ス、

一牛込御徒町、元ハ市ヶ谷牛小屋ノ邊ニアリシカ、今ノ所ニ移リシト古老トモ申傳候、何ノ頃ニテ候哉、

答　牛込御徒町、市谷牛小屋ノ邊ニ有シ事ヲ傳ヘ承ラズ候、承應年中カ、明暦火災ノ砌カニ、牛込當時ノ所ヘ引移候哉ニ被レ存候、富士見馬場ナドハ、元御厩ニテ、今ノ松下權兵衛屋敷拜領候節ハ、彼御厩ノ御普請、其儘拜領致シ候由ニ候、其頃マデハ田安御門内ニ屋敷有レ之住居セシ由ニ候、是ハ田安御門内ニテ、明暦三年ノ大火ニ類燒、後田安御門内屋敷被二召上一、富士見馬場ニテ拜領ノ由申傳ヘハベレバ、此砌ノ事ナラン歟、

一新吉原三浦屋遊女高尾六代程モ續キ候哉、初代ヨリノ傳イカヾ、

答　高尾ガ傳ハ、ヨク原武太夫盛和委敷候ヒキ、傳ヘ請候筈ニテ終ニ不レ果、殘念ニ候、淺草山谷寺町春慶院ニ轉譽妙身ト有レ之碑、萬治二己亥年十二月五日ト切テ辭世ニ、サム風ニモロクモクチル紅葉哉トアリ、塔ノ屋根此紋切付タル四角塔ノ碑ハ、全ク初代ノ高尾ニ候、是ヲ土手ノ道哲ニテ似セ碑ヲ造リ二代目高尾ト稱シ、人ヲ欺キシヲ不吟味ニテ、江戸砂子ニ二代目ト記シ候ナリ、

覃後ニ諸書ヲ參考シテ高尾考ヲ著ス、

一軍學者山鹿甚五左衛門事、淺野内匠頭へ御預被レ成候由、大石良雄ナド其法ヲ學候由、何頃御預ニ被レ成候哉、且山鹿氏生國何レノ人ニ候哉、

答　寛文六午年十月三日御沙汰書ニ、浪人山鹿甚五左衛門(年五十)任二我意一、聖學異見ノ書籍作レ之、不屆ニ被二思召一、古主ニ付、淺野内匠頭へ御預被二仰付一候ノ旨、甚五左衛門ヲ北條安房守宅ニ招キ、御目付島田藤十郎列坐、右ノ趣安房守申二渡之一、甚五左衛門ハ内匠頭家來へ渡遣ス、但屋敷ハ只今迄小日向ニ罷在候トアリ、元ハ安房守軍法ノ弟子、今ハ不和ノ由、儒學ハ道春弟子ナリ、聖教要錄ト號

書作レ之、

右ノ外委細ハ不レ存候

曹後按

先達テ蒙ニ御咎一候、山鹿甚五左衛門御免ハ、延寶三己卯年六月廿四日

當四月御法事ニ付御預御免、淺野又二郎へ御預、山鹿甚五左衛門、然バ十ケ年程ノ間ナリ、

塙撿校曰、山鹿氏ノ胤ハ、江戸諸侯ノ家三軒ニ殘レリト云ヘリ、所謂松浦家、藤堂家、今一家ハ津輕家ナド、カ、中ニモ松浦家ノ家老山鹿甚之丞ハ甚五左衛門弟ノ家ナリト云

土津靈神言行錄曰、寛文六年丙午十月三日、置ニ造言者山鹿甚五左衛門於播州赤穗一、先レ是靈神謂ニ老中一曰、當世有ニ造レ言者一、是惑レ世誣レ民之賊也、可ニ嚴禁一之老中頷之、

一上野大猷院様御靈屋燒失何頃ニ候哉

答　年代炎上鑑曰、元祿十一戊寅年九月六日、新橋南鍋町ヨリ出火、千住掃部宿ニ到ルナリ、南風甚敷上野御佛殿炎上ス、(後四十町長三里程)此日上野勅額、江府ヘ下着ス、此外委敷留相見エ不レ申候、

一根來組與力同心ノ來由イカヾ

答　根來組ノ儀聢ト相紀置不レ申候、相知レ次第追テ可ニ申進一候、

先達根來由緒御尋ノ處、不分明故不ニ申進一候處、荒增承紀候處、左之通御坐候、

根來組同心衆家筋ハ、紀州根來山法恩寺ノ衆徒ニテ、三河御陣ノ節軍功ヲ顯ハシ、神君御當地ヘ御歸陣ノ砌、御供致シ、夫ヨリ中ノ御門勤番被ニ仰付一、出家ニテハ如何敷候故、總髮ニ被レ成候由、右同心衆右法恩寺開山上人ノ懸物所持致居候由、根來同心山本又三郎方ヨリ此趣申來候ナリ、

一英一蝶、初ハ多賀長湖ト申候由、大崎ヘ被レ謫候年月、何頃ニ候ヤ、

答　一蝶事書留無ニ御坐一候、猶又可ニ相尋一候、凡元祿寶永正德時分ノ者ト被レ存候、

卓按後ニ、古今人物志、英一蝶、姓多賀、名信香、字曉雲、稱ニ曉雲堂、北窻翁ト、號ニ一蝶ト、又稱ニ簑笠翁ト、又號ニ潮湖齋ト、攝州人、以ニ石州侯命ト師ニ事狩野安信ト意匠運筆巧妙、遂作ニ一家ト、承應三甲午年、生ニ於攝州ト、有ニ二子ト、長男信勝長八、次男源內、享保九甲辰正月十三日夜沒、享年七十一、初居ニ深川長堀町ト、葬ニ東武麻布二本榎承教寺內顯乘院ト、

辭世

まきらはすうき世のわさの色とりも、ありとや月の薄墨の空

直政按、一蝶三宅島ヘ被レ流候ハ、元祿十一寅十二月ナリ、時四十六ナリ、表德和央、吳服町一丁目新道ニ住ス、寶永六丑九月御赦免、夫ヨリ深川ニ住ス、

一細川家抔於ニ營中ト、元服イタシ候、此外ニモ此通リ家筋誰々ニ候哉、

答 箇樣ノ儀モ古書ニ折節見當リ候儀モ御坐候、元和日記ニ曰、元和七辛酉二月十五日奧平美作守信昌樣、松平攝津守忠政ノ子今日於ニ御前ト元服、賜ニ御諱字ト、松平飛驒守忠隆ト號、左文字太刀拜領、右ノ外ニモ有レ之候ハ覺申候得共、差當リ相見エ不レ申候、

一加賀ノ儒士室新助被ニ召出ト候ハイツ比ニ候哉

答 室新助、父ハ備中生國ノ醫師ニテ、室玄朴ト云、後ニ江戶ヘ來リ、天和三癸亥年十一月廿四日病死也、新助ハ江戶ニテ出生、寬文十二壬子年、松平加賀守殿ヘ被レ抱、其後文昭公御代、正德元辛卯年三月十五日、御儒者ニ被ニ召出ト、二百俵ヲ給リ、席ハ寄合ノ跡、御醫師ノ上ヘ着坐可レ致旨被ニ仰付ト、有德公御代、享保四己亥年九月十八日、八代須河岸高倉屋敷ヘ罷出、講釋可レ致旨ニ被仰付ト、同十乙巳年十二月十一日、西丸奧儒者被ニ仰付ト、御役料二百俵被レ下、席ハ御小納戶ノ次、御醫師ノ上ヘ被ニ仰付ト、同十九甲寅年八月十四日病死、今此會孫室孫次郎小普請組坪內左京殿支配ナリ、

但高倉屋敷ハ今ノ笹本靱負屋敷ナリ

重棟曰、今坂部山城守屋敷トナルナリ

一青木文藏被レ召出一候年月、イツノ頃ニ候哉、甘諸モ此節ヒロマリ候ト承傳候、

答　文藏事尋出置、相知次第可ニ申進一候、サツマイモ元文寛保ノ頃出申候、

椿亭按、青木文藏ハ元文四年三月八日被ニ召出一、被ニ仰渡一ノ趣左ノ通

浪人儒者

青木文藏

右學問宜敷自分編集ノ書物、其外古キ書物ヲ取出シ、度々差上之、自今モ右ノ筋御用可ニ相勤一旨、依レ之十人扶持被レ下レ之、御留守居支配申付候旨、於ニ焼火間一、本多伊豫守殿被ニ仰渡レ之、

重按、敦書命ヲ蒙リテサツマイモヲ種ル事ヲ、家牒ト、壽藏銘ト載ル所ノ年同ジカラズ、今倂セテコヽニ附入ス

青木敦書壽藏銘

碑右

享保二十年、青木敦書蒙レ命種ニ甘薯一、因人呼レ予曰ニ甘藷先生一、甘藷流傳、天下無ニ餓人一、是予願也、今作ニ壽塚一曰ニ甘藷先生墓一

碑左

君諱敦書字厚甫、源姓青木氏、號ニ昆陽一、元祿十一年戊寅五月十二日生、明和六年己丑十月十二日終、壽七十二、葬ニ于下目黑村別墅南一（君爲ニ儒臣一、賜ニ葬地於此一故也）

家傳ニ曰、其先攝津國多田社ノ神職飯倉權守末國カ孫、青木半右衞門末官處士トナリ、江戸ニ住ス、是文藏敦書ガ父ナリ、文藏初處士タリシ時、蕃薯考其書ノ國字譯ヲ著セシニヨリテ上聽ニ達シ、享保十九年三月小石川ノ御藥園ニオイテ、試ニ蕃薯ヲ作ラシメ、又伊豆七島佐渡等ヘモ敎テ作ラシム、其

蕃薯ノ書ハ官板ヲモテ世ニ行ハル、元文四年三月被レ召出一、月俸ヲ賜フ、五年九月、旨ヲ奉ジテ甲州ニ至リ、古キ書物古文書ノ類ヲ尋ネ、後マタ此事ニヨリテ多摩郡秩父郡金澤、其外相摸伊豆三河遠江信濃等ニモ行、延享元年、紅葉山火ノ番ト成、四年四月評定所儒者ト成、月俸ヲ改メテ廩米百五十俵ヲ賜フ、寶暦四年、西城ノ御婚儀ヲ賀スル詩ヲ獻シ、時服二ツヲ賜フ、此後嘉儀アル毎ニ此例ニ從フ、明和四年二月、御書物奉行ニ成、六年十月死

一今ノ講釋師ヲ、ムカシハ太平記讀ト申テ太平記古戰物語ヲノミ講釋イタシ候處、享保ノ頃、瑞龍軒志道軒ナド願ヒテ、今ノ三河後風土記ナドヨミ候事始候由承傳ヘ候、左樣ニ候哉、

答　被二仰下一候趣ニ可レ有二御坐一候、瑞龍軒ハ相願候儀ト被レ存候、志道軒ハ願候儀ニハ有レ之間敷候、子細ハ淺艸馬道大長屋ト申ニ住宅申候、其頃アノ邊ニ拙ハ懇意ノ者御坐候テ承リ候處、店主ヨリ書上ニハ志道軒ト申氣違坊一人ト書上有レ之由、咄承リ候、右ノ趣ハ講釋致シ候内ニモ、種々雜言ナド申候事、右咎メナド有レ之節、イカヾト存ジ、氣違ト書出候由、物語承リ申候、右志道軒墓ハ淺艸勢至堂金剛院ニ有レ之、墓ノ寫モ致置候ト覺申候、

追テ彼墓ノ圖、尋當リ候マヽ記上候

右ノワキ　正德二年　五月廿六日　妙通信女

左ノワキ　延享五戊辰　四月三日　順覺信士

昭和二乙酉三月七日

梵一無堂榮山大德

妙光信女

一竹之丞寺ノ由來イカヾ

答　右者安永ノ昔ノ頃、自性院ノ和尚ト心安クシテ度々參リ、直ニ物語ヲ承リ記置候マヽ、則右一帖懸二御目一候、

開山ハ七代目　本所竪川通龜井戸村　市村竹之丞也

自性院略緣起

抑當寺ハ、元境內ニ鎭坐アル所ノ稻荷ノ別當職ナリ、シカルニ吹屋町歌舞妓狂言太夫市村竹之丞若年ニシテ太夫元トナリ、幼少ヨリ佛乘ニ入テ、自性院ノ弟子ト成頻ニ天台學ヲナセリ、十八九歲ノ頃ハ狂言モ上手ナガラ、手ニ付カズ、タヾ自性院ヘノミ通ヒテ、親族ノ輩ヘモ兩度迄、出家得度ノ願有ケル故、一時モ早ク妻ヲ迎ヘテ、ホダシモテル身ニナラバ、思ヒ止リモヤセント、色々諫ムレ共、終ニ承引セズ、二十二三ノ頃、又願ケルハ、此ゴトク今佛乘ニ入、迚モ家職ノ狂言モ手ニツキ侍ラネバ、甥(茶屋某ノ甥河口宇左衞門也)ヲモラヒ養子トシテ、太夫元ヲ讓リ、隱居仕タシトゾ願ヒケル、今ハ親類モヽテアマシ、是非隱居ト成、頓テ日光御門主ノ御剃刀ヲイタヾキ得度ヲウケ、京都叡山ニ登リテ勤學シ、段々出世シテ、終ニ法印權大僧都阿闍梨ノ官階ヲ給リ、叡山ノ宿坊安住院ノ住職トナレリ、夫ヨリ後年ニ及ビ、江戸ニ於テ先師ノ自性院ノ耄ヌレバ、一度古鄕ニ趣キ養育仕度ト御門主ヘ願ヒ出ルニツキ、御許容アリテ隱居被二仰付一ケル故、急ギ江戸ニ下リ、自性院ニ入リテ諸堂悉ク再建シ、或ハ百姓地ヲ買求テ寺領ノゴトク附屬シ、終ニ先師入寂以後、自性院ノ後住トハナレリ、時ノ日光御門主ノ御意ニ叶テ、上野ヘモヒタスラ召レ、剰新宮ノ御師範ト迄被二仰付一ケル故、歸依ノ人多ク、寺中ニテ滅罪モイツトナク執行ケレトモ、御門主ノ御威光ニテ、タレ咎ル人モナク、終ニ寺トハ成ヌ、因テ此自性院ヲ以テ、當寺ノ開山ト稱シ、今以テ、安住尊師ト唱テ、木像ヲ安置シ尊敬ス、希代ノ名僧ナリ、寂滅以後遺骸ハ本堂ノ下ニ葬テ、今ニ其石碑本堂ノ內、安住師木像ノ下ノ袋戸ノ內ニアリ、其脇

ニ其養子（市村宇左衛門初名竹之丞）富士見西行ノ木像アリ、是等ノ故ニ竹之丞等ト云ト云々、

一御徒方水泳稽古イタシ候事、何頃ヨリ初リ候哉、大猷院様御代、下乗橋ニテ水泳上覧被レ遊候ヨシナド申傳候、享保年中、有德院様中川御番所ニオイテ初テ上覧被レ遊候節、私祖父太田源八ナド罷出候、其後ハ連綿トシテ書留等モ御坐候ヘ共、初ノ儀相知不レ申候、

答　正保四丁亥年六月廿五日、大猷院様角田川ヘ被レ爲レ成、御船ニテ御遊、御供ノ面々ヘ水練被二仰付一、此砌堀田加賀守殿ヲ以、御徒頭衆ヘ被二仰渡一候ハ、御徒ノ輩水練達者稀ナリト被二思召一候、是常ニ水稽古不レ致候故ナリ、自今已後毎年夏中ハ川端ニ小屋ヲ懸、非番ノ者ハ毎日泳ヲ稽古可レ致旨被二仰渡一候、是ヨリ夏御徒方水稽古初ル、右ノ趣前撰集ニ有レ之候、

覃後按、御徒今井與十郎舊記書留寫

正保元甲申年正月廿五日、大猷院様龍ノ口ヨリ御乗船、角田川筋ヘ御放鷹ノ節、於二川端一雁御拳ニテ被レ爲レ合候處、御鷹共ニ川中ヘ落候、御腰物番本目權之丞大小ヲ脱ギ川中ヘ游ギ付、雁ヲ帯ニ挾ミ御鷹ヲ左ノ手ニ居上、右ノ手計ニテ游ギ上候ニ付、御機嫌快然、暮時還御、翌二月朔日、權之丞被レ爲レ召、水游等心掛候段、神妙ニ被二思召一、爲二御褒美一、金三枚時服二ツ被レ下レ之、且御老中堀田加賀守殿ヲ以、自今已後御旗本ノ御番衆年若ノ面々、并御徒ノ輩、水游不レ可レ怠ノ旨被二仰出一候、

正保四年丁亥六月九日、大猷院様角田川筋ヘ御船ニテ被レ爲レ成候節、於二淺艸川端一、假屋ヲ建、御供ノ面々ヘ水游被二仰付一、御近習外様并御徒方マデ、水游上覧畢テ還御、

重棟曰、正慶承明日記、本目ガ水練ノ事ヲ記ス、

一歌學方、北村再昌院季吟ヨリ初リ候哉、

答　上代ハ御家ニ歌學者ト申モノモ無二御坐一候、大猷院様御代ナドハ烏丸光廣卿被二召呼一、一兩年ヅヽ在江戸致サレ、御稽古被レ有レ之候處、其後北村季吟歌學宜敷候ニ付、父子共ニ元祿二己巳年十二月

廿二日、新規被ニ召出一、二百俵被ニ下置一、倅湖春ハ二十人扶持被レ下レ之、御醫師並ノ趣ニテ勤候樣ニ承リ及候、其後元祿甲戌年三月十一日、三百俵御加增被レ下、同十二己卯年十二月八日、被レ叙ニ法印一候、此已後右北村氏代々歌學ノ家トナリ、當時季春ハ小普請組、前田安房守支配ニ候ヘドモ、武鑑ナドニハ歌學方トイタシ、名前出申候、

一飛鳥山出來候事、元文ノ頃ト相見ヘ申候、中野桃園ナドモ此頃ト相見候、御書留等御坐候哉、

答　如レ仰、飛鳥山碑ノ銘ニ元文已未秋九月ト御坐候、此頃ノ儀ト被レ存候、中野桃園ノ儀モ、少々其後ノ儀ニテモ御坐候樣覺申候、

一本多唐之助一件ノ儀ハ、イカヾ候哉、何頃ノ事ニテ候哉、

答　右ハ幼少潰レニテ候、唐之助病死ノ節、弟養子本多喜十郎代ニ、七歲未滿ニテ、享保八癸卯年十一月、死去ニ付斷絕ニ候

本多美濃守忠政三男〆

本多能登守忠儀　四品　　同　下野守忠泰

同　能登守忠常　四品　　同　信濃守忠直

唐之助養子實弟

同　唐之助忠村　高十二萬石、大和國郡山城主、　　同　喜十郎忠列

右ノ通御坐候

享保八癸卯年十二月六日ノ御日記ニ曰

雁ノ間　松平紀伊守

右ハ此度本多喜十郎相果、幼少故及ニ斷絕一、領知被ニ召上一候ニ付、大和郡山城請取、並三萬五千石ノ引高ヲ以、在番可レ仕旨、水野和泉守申ニ渡之一、

一天一坊ガ事、實說御坐候哉、
答　天一坊ガ事、實說ニ御坐候、
享保十四己酉年四月廿八日

天一坊　改行　酉三十一

右ハ僞ノ儀共ヲ申觸シ浪人共ヲ集メ、公儀ヲ不ㇾ憚、不屆ニ付、死罪ノ上、獄門ニ行者也、(右ハ於ニ評定所一)

右ノ通御日記ニ相見エ申候、其頃ノ狂歌ニ
天一ハ天上日ニ生レケリ、ムクロハ下段首ハ中タン

通

椿亭按改行肩書、南品川御傳馬役次郎左衛門地借常樂院方ニ罷在候ト云々改行連坐ノ者被ニ仰渡一左ノ

改行宿仕候山伏
常樂院

改行申旨ニマカセ、浪人共集候儀、其分ニ仕、改行宿乍ㇾ仕、諸役人ヘモ不ニ相屆一、重々不屆ニ付、遠島申付者也

神田平永町淸右衛門店浪人
本多源左衛門

本所相生町文左衛門店浪人
南部權太夫

同　次兵衛店浪人
矢島主計

改行事慥成儀モ不ニ承糺一、其身一人ニアラズ、無レ筋儀ヲ申觸シ、浪人大勢引付公儀ヲ不レ憚仕方、不届ニ付、遠島申付者也

此外浪人十二人江戸拂、山伏町人十人餘有之

橘町小兵衛店十次郎方ニ居候

浪人　本多儀左衛門

銀子五枚

改行事訴出候ト申ニハ無レ之候へ共、伊奈半左衛門家來方へ參リ承合候故、一件相知候ニ付、右ノ通被レ下レ之

一鳴海平藏ト申モノ、慈眼大師ノ隨身ノ者ニテ御座候、寛永通寶ノ錢鑄ハジメノ節、江戸ニテ錢奉行イタシ候ヨシ、今ニ其子孫御坐候哉、右ノ由緒ヲ御存ニ候哉、

答　右平藏事、色々相尋候へ共、子孫斷絶モ致シ候哉相知レ不レ申候、八丁トハ別家ト被レ存候、御一笑御一笑、

右ハ天明五年乙巳六月廿八日ヨリ、寛政二年庚戌ノ頃迄ノ問答ナリ、寛政元己酉八月廿五日、瀬名氏御祐筆部屋詰奥御祐筆組頭格被ニ仰付一、（元高五百石、百俵御足高）藩翰譜書繼御用等ニテ公務繁カリシカバ問答シバラク中絶セリ、

杏花園

附録

萬世家譜

林　理左衛門

一父理左衛門、浪人ニテ江戸ニ罷在候處、三十四年已前、慶安四卯年夏、由井正雪ト申者、惡事ヲ企候砌カタラハレ候ニ付、驚、大澤右近將監ヘ數年出入仕候故、早々申聞候處　右近方ヨリ松平伊豆守殿ヘ被レ達、伊豆守殿ヘ被ニ召寄一、御尋之上、慥成證據ヲ以テ、正雪ト一味不レ仕候段申上、達ニ上聞一、同年之秋被ニ召出一、五百石拜領仕候、十七年以前、父相果、跡式無ニ相違一拜領仕候、

枯木集

享保十四年三月六日、被ニ召捕一牢舍、本ハ常樂院改行ト申山伏、名ヲ改メ源氏坊天一ト相改、品川ニ住居仕、諸牢人ヲ召集申候、追付一萬俵被レ下、其以後三十萬石程之大名ニ可ニ罷成一御書付被ニ下置一候、公方様御弟之由申弘メ、諸人殊之外尊敬仕候、諸牢人銀馬代太刀ニテ目見仕候、品川ハ御代官、伊奈半左衛門殿預所也、或ハ劍術者ナドヲ召抱候、然處ニ或牢人者有レ之、此者事モ彼源氏坊天一ヘ目見申筈ニ相極候ヘドモ、慥成事不レ存候故、伊奈半左衛門殿家來遠山郡太夫方ヘ參リ、承合申候ハ、御支配所品川宿ニ源氏坊様ト申御歴々御座候由、世上ニテ取沙汰仕候通、追付御大名ニ御成候由、慥成事ニ候哉ト相尋候ヘバ、郡太夫承レ之大ニ驚キ、左様之義努々不レ存、僞事ニテ可レ有レ之、支配所ニ左様成御歴々御座候ハヾ、名主早速可ニ申出一候、合點不レ參ト挨拶被レ致候、翌日伊奈半左衛門殿ヨリ足輕廿人遠山郡太夫被レ遣候テ、天一ヲ被ニ召捕一候、伊奈半左衛門殿天一ニ御尋被レ成候ハ、御自分ニハ誰人之子ニテ、父ハ何ト申候哉、天一申候ハ、某事幼少ニテ父ニ分レ、母ハおよしト申、紀州様ニ御奉公仕候由、某生國若狹國ニテ、赤川大膳介抱ニヲ成人仕候ト申候、依レ之段々御吟味御坐候、大目付鈴木飛驒守殿、

稲生下野守殿掛リニテ御詮議有レ之、天一宅欠所ニ成候テ、帳面ニ諸牢人召抱候役付書付有レ之候、
一南品川傳馬役次郎左衛門同所名主茂兵衛欠所追放
享保十四年巳酉四月廿六日
編者云、改行以下五人ノモノハ、刑賞ハ本文ニ同ジケレバ省ク、
又云、大岡仁政記ニ天一ハ常州土浦ノモノニシテ、其黨荒井大膳ハ水戸家ノ家老藤井紋太夫ノ男ト見エタレド、信ズルニ足ラザル說ナリ、

瀬田問答 終

後は昔物語

後はむかし物語の序

南野英才、古をこのむのあまり、近世の俗事といへども、今、世にのこることのまれなる品はうがちて、其世々のおもむきを察し、からかみ表紙のきんぴら本のたぐひ、古き戯場の番附、青樓の細見などをさへに、あつめてたのしみ給へり。ある日何人のあつめ置けるにや。寶暦中の戯場の櫓下てふ書を、かず〳〵あつめたりしを、めづらしとて見せ給へり。其中には我見たりし狂言、あるは聞及びたるも、また見ておもひ出たるもあり。おほえぬもあれど、その役者は我しれるものどもにて侍れば、めづらしとはおもはねども、わかがへりたるこゝろに愛で、あるはとしのつもれるにはおどろき侍り。我このごろのやうにおほゆることも、四そぢにみたぬ人々には、古き世とも見たまふらんと思ふにつけて、我七つ八つになれりけるとしよりこなた、寶暦のころまでの事、耳の底に殘り、或はそら覺えにおぼえたりしたはれごとの、忘れたるはわすれたるまゝに、かいつけて、南野高才のわらひにそなへ侍る。

享和三年癸亥九月盡　平澤常富六十九歳（享保二十年乙卯閏三月廿一日生）於二虎耳痾一たはむれに誌。

附記　△ハ石川七左衛門考

□ハ曲亭馬琴考

後はむかし物語目錄

以　上

後はむかし物語

てがらのをかもち作

○八つになれる年かとおぼえたり。（寛保二壬戌本所大水のとし。）土岐丹後守、所司代より御老中になり給へり。その代は牧野備後侯所司代なり。そのとしは小、大、小、大、小、小、大、小、小、大、大、大と、九月よりみな大の月にて、四月閏かとおぼゆ。そのとしの大小に、土岐丹後守、京所司代牧野備後、この有ㇾ偏大無ㇾ偏小はよきおもひ付なりなど、人のいひしをおぼえたり。このごろより、大小は好きと見えて覺たるもをかし。

△とし〳〵大小てふものを、かうがへたくむを、たのしみとする人ありしが、ひとゝせ、無の一字を楷書に書なして板行せしを、れいのごと知人のもとにおくりけるが、其文字の點畫、全く十二あれども、いづれを大小ともわきがたかりければ、或時、其人にあひたるまゝに、彼大小の見わきがたき事を云出つゝ、點畫いづれか大小ならん。をしへ給へとありしに、其人いひけるは、去年の冬は、いつよりもいとまなくて、大小かうがへぬべきひまもなかりしまゝ、今年はなしといふことはりのこゝろにこそ、無の一字をば木に彫りてくばりたれと、こたへられしとなり。されど此人の大小は、年久敷うちつゞきて、一年もかく事なかりしまゝ、此無の一字も、ゆゑこそあらめと、ふかくおもひ過し、とひあきらめんとしたるは、いみじきふかくにてありしと、そのひとかたられける。

○本所大水の後、そのころの路考〔頭註〕路考は俳優瀬川菊之丞なり」がむけんのかねの、めりやすを直して、

△去年うせたりし瀬川仙女、いまだ菊之丞といひし時、上京せしが、京坂ともに、さまでの手際もな

かりしほどに、其間伊勢の古市なりける芝居へ出て、無間の鐘の狂言せし時、或日仙女其役にて石の手水鉢に向ひ、さゝふりあけつゝ、三百兩の金こそほしけれといひたりし時、見物の中に、仙女が金たくはへ持て、大江戸に町家敷などある事を知りたる人にやありけん。左程にこがねなくてかなはじとならば、江戸の町屋敷一ケ所、賣ねかしといひのゝしりければ、仙女はとりあへず「といふて今夜の間にも逢まじ」と、狂言ながらにこたへしかば、流石は江戸芝居のたてものほどはありて、いしくもこたへたりとて、皆人其頓智をかんじあひしが、夫よりのちは、京大坂とも、此事を聞傳へて、評判をとり返したりとなり。こは近き頃の事ながら、年月歴なば、又知る人もまれになりゆかまく思へば書加へつるなり。こは無間の鐘の因に思ひ出たる也。

本所にはどうした水の出ることゝ、今ぞ知らるゝにうやつらや、いかに嵐じや時節じやとても、いやな屋根にも住まねばならぬ。山ならかうしたうきめはせまい。いとし妻子はあゝまゝならぬ。上みのお慈悲やたすけのみふね、無理な渡しは、どふやらこはい。(忘る)かさなり流るゝ人を、見るのつらさにナ、流れしよりも水で流るゝ人のこゝろ、いつか出水を引かせてほんに、ほんの住居と落附ならば、今はむかしの茶のみ草、」菊之丞が無間は大當りと見えて、此唄も殊にはやりたりと見ゆ。無間も元文中なるべくや。(傾城かつらぎ菊之丞、名古や山三宗十郎助高や也、奴八兵衛廣治)寶暦元未年秋狂言に、戀女房の跡へ路考が追善を出し、(かつらぎ菊次郎、路考が弟仙魚、山三郎はやはり訥子也。八兵衛幸四郎、木場の親玉也。)これは我も見たり。長唄、路考が時は坂田兵四郎、仙魚が時は松島庄五郎なり。此兩人は此ごろの唄の上手なり。此後、富士田吉次出て一家をなす。(是楓江、初は佐野川千藏といふ女がた也。)繼て荻江露友出るといへ共、楓江にはおよばず。

○はやりうた といふものを聞ておぼえそめたるは、「さア いたさくらア、 に、 なアぜこチまアつゥなぐとチいな引、 こチまがいさめ引ば、 はアながアちイるちら〳〵するわいな引、是なり。其後だん〳〵覺え

たるはやり歌多し。咲た櫻は、元文の末なるへし、是れは見渡す竿さしや届く　なせに届かぬ我おもひといふうた、こは寛保元二の頃か。富十郎が夜の編笠の内にあれば、その時のはやりを入たるならん。てん〳〵天徳寺は愛宕の下よといふも同時也。「傾城湯女白人躍子呼出山猫比丘尼飯盛綿摘夜發蹴轉舟饅頭、」如レ此てにをはの一向なきうたも、此ころの事なり。

○大文字屋のかぼちやといふうたは、流行甚しかりし。寶暦二申年とおぼゆ、三圍稲荷開帳もその年と覺ゆ。其前年の淺草觀音の開帳に、玉やの花紫、（太夫なり。我覺えては此一人にて、其後太夫といふ物絕たり。）挑灯を十二つらねて奉納せしより、十二てうちんのうたあり。花火の十二挑灯といふも、出所はこれなり。此かぼちやぶしにて、よし原の女郎のうたあまたありとおぼえしが、多く忘れたり。あらまし左にしるす。

十二挑灯、花紫の紐付て飾し、玉やの女郎衆が、戀の巣ごもり、紋は鶴の丸、（ヨイナ、ヨイワイナ）その名總角戀の染衣上總やで、器量はよし巻高松に顔も澤瀉のみんな紋所、」戀の瀨川の、深い淸をまつ葉やの、便りを松風その梅に、おもひ染川、ちらと三つ柏、めぐる紋日の巴や巴、豊山にこがれておほ里しつぽりと、二世をかたばみと契る紋所、のぼりつめたる天満や、定家小式部にお客が通路、川岡の君は中の町へ、ほんにむかふ梅、

右五章は江戸町一丁目めなり。

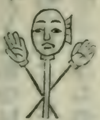
角の蔦やを、みさを三州、一文字丁山金山蒔ちらし、身請故郷へ飾る錦木はなびく玉やの女郎衆も、靜しつぽりと

此跡不審。何れ二丁目なり。此外二丁目めと覺しくて上の方忘たり。（女郎衆が戀路も丁子やに、客がからみし、ほんに蔓蔦や、戀路も丁山、平野やへ客がよせくる、もんは波桔梗）といふもありき。

右同斷。（てうちんを、三浦の金山は、家の富田や、ほんにます錢や、是は京町成べし。）

右同斷。（其名は山本山城や、のぼるお客の文は長崎や、是は新町也。又角町にて。）戀の山口、忍びらと名を得し竹萬字、をとらぬ菱やのはつ梅の、花の姿海老やのほんに色競、色の情の中萬字やと名を忍びや、（跡忘たり。前と此歌は角町也。）間夫にあふ夜は、嬉しきかなや越前や、替らぬ妹脊の中近江、抱て根笹は家の紋所。（新町）千早振袖、鈴木や伊勢やの神かけて、一夜は手枕柏やの、君に指ても髮でもしんぞきり菱や、」右一章は京町二丁目めを連ねたるか。此外（お客に太田や信のやは、酒に海老やのほん魚の色、）是等は皆忘れたり。

○我父の友に小久保萍也といふ老人あり。是も乙卯の生にて、我に六十とし上にて、十歳より十三の年まで、此老人の咄を聞たることあれども、今おもしろしと思ふほどの咄も覺侍らず。土佐節を好みて常にかたりき。定家といふ淨瑠理など、よほど聞覺えき。親土佐は上手なりなどいひしは、元祖にてもや有けむ。憲廟の時、あやつり、上覽有しと也と、酒呑童子と現在松風といふ淨瑠理二流れきかせ給ふといへり。尤あやつりなり。　御操といふ庵り看板は、其時よりなといひし。誠なるや。土佐節の人形は裾より手を入てつかひて、足といふ物はなく、手摺の下より人形計見せて、つかふ人の容は、あらはに見せざりしと見えたり。素よりさしかねにて、左を別人のつかふ事もなかりしと也。後に至りて臺事とて、碁盤人形の如く出遣ひも有て、其時は足を遣ひしと也。あまり動かぬ人形をば胴串とて、今の手あそびの如く



如此にて遣ひてしと也。働く人形ばかりつまみとて、是も短くしてつかひしといふ。且淨るりの間々に、間の狂言といふ有。是近來とり出たるのろまなり。のろま米平など人形の名にて、のろまは治兵衛といふ男の人形、米平は甚右衛門といふ男の人形也とぞ。

○此隱居は、我父にも年十上にて、今の傾城の髮は油を澤山に付て堅めたる髮也と、親が云ければ、以前左様の事はなき事也。女郎の髮は水油にてすきぬき、手を以て撫れば、さら／＼としたる物也といへ

り。されば昔繪の傾城の髪も思ひ當れり。

○几帳といひて傾城は、紀伊國や文左衛門に請出されたる、女郎にてもや有けん。此几帳に馴染たる士は、此隱居が覺たる男と聞しが、名は忘れたり。几帳、紀文に請出されて力を落せしを、世の人、半太夫節に作りて語りたりとて、隱居もかたりき。過し年、青樓にて五町〔頭註〕五町は天明の頃芳原にて有名なる幇間なり。」も其淨瑠璃をうなりたり。あまねく傳はりしと見えたり。〔舟の着たにサア起され、ふつゝりばつたり寐入られぬ、寐られぬまゝにつく／＼と、宿の首尾のみ案ずれば、我黒髮はしらがとなり、樂しみ盡て悲しみの、なんだ袂をうるほせり。几帳にはだまされて、二枚五兩の小脇差、純子三本もみ五疋、綿の代まで取揃へ、霜月半に贈りしに、終に去とて見せもせず、今は文左か寶もの〕、といふ文句也。二枚五兩の小脇差は、傾城にやりたるやうに見ゆ。いにしへはかゝる事もありしや。寸錦雜綴に、紀文が脇差の鞘の所に、世に二枚五兩の小脇差といひしは是なるべしと有。小脇差には鞘も長もやう也。いかなる故にや。

○我十三四五のころ成べし。存義。〔頭註〕存義は明和安永の頃江戸座の宗匠なり。」小網町より深川の一の鳥居の北側に越して住す。父と共に行しこと有。又點取の懷紙の即點のために、我計行たる事も有。此庵は紀文か衰へて後住ける所也と聞て、少年の時ながら少し心を附てがた見たるに、替りたる事もなかりし。天井は一枚紙を只やたらに



此も繕趣に張たるやうに覺し。其後三十年計後に存義が噺せしとて、晩得が語りけるは、彼一の鳥居の天井破れそこねて見ぐるしければ、いかやうにひてよと、門人の内に經師の有ければ賴みけるに、彼經師損じたる所を委敷見て、横手を打て感じていひけるは、此天井もとの如くつくろはんは甚難義の事也。紙の色いろ／＼に少づつ替りて見ゆれど、皆同じ白紙にて、粘は色々の粘にて張たる也。百年に及ぶ粘有。五十年に及ぶ。又三十年、或は十年經たるもあるべし。今かく百年を經たる粘を持たるものなし。奇也／＼とて感じたりといひしとなん。世

にもさま〴〵かゝる咄しも有ことながら、信じがたき事か。紀文にはさま〴〵おもしろき咄しも聞侍りき。

△江府の俳諧宗匠神田庵小知が家に、紀文が京の酒盃と稱する物を收めて有しを、予も往し年見たりしが、工せる事もなき朱塗の盃にて、世にいふ所の小原の形したり。內は鐵線からくさを描畫にしたるもの也き。神田庵主の話に、昔紀文、盛なりし頃、一年、夏の事なりしが、その日紀文、淺草川に船遊びするよし、世間にいひもてふらせしかば、いかなる遊びをするならんと、是を見物せんとするともがら。其日に至りぬれば、我おくれじと競ふて舟にとりのりしかば、川の面は水のいろさへ見えわかぬまでに所せく、むやひつれ、今や紀文が舟は來なんとて待居たりしが、夕日かたむく頃にも成ぬれど、夫ぞとおぼしきも見えねば、後には爰かしこや舟をさゝせて、たづねめぐるもおほかり。やゝ燈さす頃にしも成ぬるに、こゝにも盃こそ流れよりつ。かしこにも取上たりなど、いひのゝしりて頓てとよめきつ。後は酒のみ歌諷ふ事もせで、川面をのみ守り居て、いづれの舟にても、たゞ盃の流れよらん事を待て、先のみあらそひ興じける。こはまさしく紀文がわざ成べし。みなかみをたづねて見ばやと、ふねを隅田綾瀨の邊りまでもさしのぼせ、至らぬくまもなくさがしもとめけれども、其夜はさらに紀文がふねを見當らざりしかば、夜ふけ興盡て皆人歸りぬとぞ。其日、紀文は船遊びに出るとのみ、いひふらせぬるばかりにて、みづからは家にありて、盃ばかり流したるよし、のちに傳へ聞て、其風流を稱しけるとぞ。

○我が初て芝居見たるは、六歲か七歲ばかりならんか。市村座に海老藏がじやごぜ赤右衛門と云面打の狂言なり。おのれがかほを、さま〴〵の面にして見するなりけり。其時の團十郎は、（幼名升五郎といふ。實は三升や助十郎が子にて、今團十郎といひき。父と共に上方に登り、歸てのち沒す。）鎌田又八にて赤き顏にて出たり。宇左衛門は　羽左衛門と書しは後なり。）吉田の少將。海老藏粟津の六郎、坂東彦

三郎に山田の三郎なり、中島三甫右衛門、嵐まくの善右衛門といふ人買なり。松本幸四郎（木場の海老蔵なり。此時病氣にて、松本四郎三といふもの代りをつとむ。）六十六部が敵討の狂言なり。後の羽左衛門は満藏とて、猫の所作をしたりといふ。何もろくに覺侍らず。東の棧敷なりしが、後に六十六部が此うしろを通り、此前の花道を通るといふ事を聞て、氣味わるくなりて早く歸りき。

○彼萍也といふ隱居が云、近頃は薩摩國分といふたばこ所々に見ゆ。火附のよきたばこなりといへり。其頃は和泉新田とて白く黄色なるたばこを、女は多分のみたりと見ゆ。傾城もこれをのみたりと聞く。

○近き頃は秋葉に庭をつくりて、よくなりたるといひき。其後零落して今の庭は、はるか後に出來たり。むさしや權三は、初めは麥飯計を焚て喰せたりと云。我十五六の頃なり。麥計庵といふ計を、斗の字と心得て、ばくけいあんとは云はず、ばくとあんと唱たるもをかし。其後、年を追て繁榮し、今の姿になりても、ぶら挑灯の抱澤瀉の脇に、麥計の字を書たり。其後、是もやめてむさしや權三にて通りぬ。今も秋葉より來る老人は、ばくと〳〵といへり。權三が家內のものは却てしらぬなるべし。

□麥計の二字の書は、紀文の筆と申事承及候。如何や承知仕たく候。今に傳へ有と承り候。權三にはなく他人の家に藏すと云々。

○我十五六七の頃、生島又藏といふ中役者有。後大井川又藏と改め、また萬屋又藏と改む。名を立盡して苗字を再三改たるもをかし。親高麗屋もたび〳〵改めたるものなり。寶延の頃は瀨川金吾とてよき若衆形也。角みを入て瀨川錦治と云、角の中に結綿を付たり。元服して市川錦治、其後、市川武十郎、其後市川染五郎、その後、市川高麗藏、其後、松本幸四郎、男女川京十郎にて終れり。今の源之助が祖父の宗十郎は、竹中歌川といひし女形也。紋は竹の打違ひの中に歌の字也。浚廟の御幼名竹の字を憚りて瀧中と改む。（紋所如元。）元服して名を姓に換て歌川四郎五郎といふ。紋龜の丸也。其後澤村宗十郎と改、また四郎五郎といひし頃、一度宗十郎といひしは、澤村春五郎といひしもの也。名人宗十郎師の名

長十郎に改て、春五郎宗十郎となりしが世を早くせり。長十郎ははじめ染山喜十郎と云けるよし。其後澤村宗十郎、後長十郎、夫より助高屋高助也。門人染山喜十郎、後澤村喜十郎、夫より長十郎と成、俳名は喜長也。姓を改名を改る事、鼻をかむやうに覺たるものどもなり。

○延享二丑か三寅かの顔見世かと覺ゆ。市村座へは芳澤あやめ初下り、(中村富十郎と芳澤崎之助が兄なり。)大根漬の狂言をしたり。上手なれども評判どつとなし。楠が妻菊水の紋にて、大名題は女楠粧ひ鑑と、あやめを立たる名題也。其時中村座へは嵐小六初下り也。是は藝はあやめより劣りたれど、美しく評判もよき也。(上手雛介が父也。後嵐三右衛門と云。)されども見功者はあやめは上手、ころくはお下手といひけり。最も下手にはあらねど、下りの顔見世、女にてしばらく也。請は栢莚にて淺黄頭巾の上へ冠をのせたりとか聞し。小六着付鶴菱にて轡の着附と見えたり。摺素袍計にて肩に栢莚が筋ぐまの角前髪のかほを畫きたるを、顔にあてゝにらむといふ趣向也。其頃の能案じと云なるべし。我その一枚繪を貰て持たりしが、漸彩色摺の初りたる時也。され共墨と紅と草の汁と、三枚板にて所々喰違もありき。小六が野郎帽子の紫の所は、紅と草の汁とをかさねてすりて、むらさき色にこぢ付たる物なりき。奥村文角政信が繪かゝと覺ゆ。畫の上に書たる發句に、かほ見せや鶴の巣ごもり小六染とあり。其時は鶴菱繋を小六染といふにやとおもひしが、のちに思へば、しばらくの着付の定式の形也。その後左り卷を小六染と云そめて流行せしは、其翌年か翌々年か、いづれ乙卯の年也。小六と中村七三郎がおふさ德兵衛の狂言也。(斯いひながら思ひ出るに、翌年にはあらず、其故は此時あやめ小六同座也。されば兩人初下りは丑とし也。)夢結ぶねぐらの蝶といふ淨るり(常盤津文字太夫)にて、所作のはだぬぎ紅白の左卷なりしより云初めたる也。少長も同樣の左卷なれど、流の名は小六に取られたり。此年、菅原傳授の淨るり出たるが、大芝居にて初て菅原傳授をせしは、翌辰のとしかと覺ゆ。(又云ながら案出たり。やはり卯のとし也。)忠臣藏を初て大芝居にてせしは、翌辰のとしと覺えたり。菅原忠臣藏ともに初めのは、役わり

○本町壹丁目の角の伊豆藏は、根强きもの丶やうにいひしが、今は岸部屋が見世の脇にの暖簾を少し殘せしまで也。本町壹丁目は伊豆藏、貳丁目は富山に花色のうれんの壽の字。「富山の呉服物通箱とて、古く傳り、今に所藏いたしおき候御仁あり。今の製とは甚異なりと云々。」

一久

越後やかき暖簾の釘貫、越後やいつれもはなやかなる廓にて、朝鮮人來聘の棧敷の躰いかめしく覺えしが、壽の字はいちはやく仕舞、釘貫も其後跡は越後やありしが大坂やとなりしに、是また油見世の大も朝鮮人の頃は新廓（みせ）と見えて、めづらしげに人はいひき。是も十四五の頃にて、伊豆藏のみ殘れり。手代喜兵衛といふもの、壽字、釘貫などは、からくり身上にて、大なる屁をひれば潰れる身上なりといひしに、果して二軒ともにあとなく成りぬ。其ころ喜兵衛は大伴頭になりしとは聞しが、左云しいづくらも、何人のひりたる屁にや。跡ありともいひがたし。町家のいかめしきは願み難し。壽の字、越後やが安賣の引札せし事あり。花色暖簾の壽越後やと、段々御贔負被成下といふ文言などを、其頃はこのほど洒落たる口上書に取扱たり。下手談義に、死の字末期や惣七と出したるも、壽の字越後やを反したりと覺ゆ。彼隱居の咄しには、現金懸直なしといふは、駿河町の越後やよりはじまれりと也。その頃の唄に、越後や現金かけねなしとて、座當などがうたひて、三絃を彈たりといふ咄ありき。

○彼隱居は顏見世の事をつら見せとのみいへり。むかしはつら見せといひしと見えたり。小野寺十内がふみとて、妻のおたんが許へおくりたる文を、あつめたるを見し事あり。此文の內に、幸右衛門も此間若衆と同樣に、つら見せを見物にまゐり候とか書たる文ありき。父がけふは、でんつくでんの前を通りてなどといひしでんつくでんとは芝居の事也、堺町を通りしといふ事也。芝居の仕かけを道具だて、或は大道具など、見物のかたにて黒人の通言を覺ていふも我覺ての事なり。たてなど云も、むかしの見

物は知らぬ詞也。人形つかひを手摺とのみいふも右に同じ。

□顔見世を昔つら見せといひけるよしは、自笑が云。つら見せとは、連見せにて、つらなり見せるの義か。面見せる云々。自笑が說は役者大全か。役者綱目の中に有と覺し。

○こはいろをつかふに、「請取たりや其次は、是も同じく役者にて、市川海老藏で賴ます。そこらの仕出しは、市川海老藏でと留た所で、つかひ出すなども、今は古風となれり。雨の降夜は一入ゆかしなどは先なき事也。又こはいろを、五人とか七人とかつかひ仕舞て、留めに短きせりふの樣なる事を、むかしのこはいろつかひはいひけり。是も今は聞ず、其云かた、「そいはゑ有明の……こゝらでちよつと留袖や振袖樣へのおいとまごひと、ホヽうやまつて申すと、いふやうなる事をいひしなり。

○今も騷ぎといふ唄は、江戸にも上方にもありて、忠臣藏の七段目の幕明きの類あれども、親などかいひし土佐節頃の、さわぎといふ物は、今の趣とは異也。奴の騷ぎ、鼠のさわぎ、何のさわぎ〳〵といふ事有。我も鼠の騷といふを、十二三の頃、父に習て覺たり。鼠のさわぎといふは、

「嬉し〳〵、側いこ〳〵、しんぞ〳〵〳〵、けんほ〳〵〳〵、さすは盃君樣へ、戀け戀慕きやしやふる花、よい〳〵、側にそつと、寐よか〳〵替らぬ思はとゞいざまゐろかの、うきにうきたつ、ひよんきり飄簞、戀風がぱつとふいて來て、あなたへはからころり、こなたへはからころり、からころ〳〵からころり、つときそいのうかれ姿のおもしろや。年の始に春駒を祝ふた。お厄落しに厄拂、節分豆蒔年男、やんさこんさ、てんかおてんか、屛風の棧敷大分込んだと南無奇妙長久、治めて置て賴朝のお前でひよつと望出いた、法樂法樂の舞じや程に、いざ舞ふよ。拍子を揃へて、獅子亂曲を舞ふよ。おどるまいと思へどきよひよん、おどるまいとは思へどきよひよん、伊達な姿を三河の澤のお澤の騷ぎに、三界をはしり〳〵〳〵〳〵の八橋に、八つ拍子を揃へて、きよひよん、もすそ小づまの〳〵、まつびら〳〵〳〵、ひらり〳〵、ひらりしやらりと、うき世うかれめ。

何故に鼠の騒といふや。鼠の詮は見えず。

□催馬楽に老鼠といふうたひものあり。鼠のさわぎも、おい鼠より思ひよりて名づけたるか。十年ばかり昔、予、京師に遊びしころ、をか崎めくら法師が、あれ鼠といふさわぎを、ひいてきかせたり。その唱歌は忘れたれど、こゝにしるし給ふ鼠のさわぎに似たる様なり。如此文句に八つ橋に八つ拍子を云々。又三河お澤の騒ぎなどいふ事あるを思ひあはすれば、をかざき女郎などいふとおなじ事にて、元は三河ぶりの唄にや、かしこにては、あれ鼠といひ、江戸にては鼠のさわぎといひしかも知らず。

○むかしといふもをこがましけれど、享保の頃までの人は、今の人よりも心長く思はれ侍り、河東節の松の内は、役者の所作もなく、只みすのうちにて、素淨瑠璃にかたりたるを、百日とか半年とか續たるといへり、見物おとなしく聞て居たればこそ、かくは有けれ。狂言ありとても、灸すゑの淨なりなども長きものにて所作もさのみなく、とらが十郎に灸をすゑてやるまでの事也。寛保にいたりて、夜の編笠は富十郎、市松抔が所作は、格別のおもしろみもあるべけれど、今かゝるまだるき事を見てゐる見物はなし。豊後節なども初め暫く役者の出ぬ前、素淨るりの事あれ共、是は近年は見物の退屈せぬやうにと思ふ故にや。三くだりも語れば早せり出し抔にて、役者の出るやうに節を付る也。見物も功者にて、爰はもはやせりだしに成節なりと聞覺て、其節を聞や否また拍子木も打たず。太刀の柄頭も女形のまけの先きも見えぬ内より、其役者を差て譽る事になれり。その心よりして、おなじ狂言を二度も三度も見る人はなくて、壹度限ればこそ。大中りといふ狂言も、近年は三十日とは續かず。十日もすれば跡を出すやうになりて、昔の如く半年同じ狂言を、したるなどやうの事は更に無し。人のすくなく成たるにはあらず。江戸の土地のだん／＼に、場末までも、家を建つらねたるをみれば、人は極めて多くなりたる也。人は多けれ共、貧しき人多くてかくなりたる也。一面に切落しにて土間、棧敷と云はなく、やう／＼縄

張など鶉の下に少計有たる頃は、棧敷の外は二百錢にて事足りたるを、今は輕き身にても、其倍にても足らぬやうに成たる故は、棧敷の食類とても、昔は今の樣にはなかりしと見えたり。惣じて衣るいを初め奢は昔に倍し、人々の楽しめる數も多く成て、芝居も昔のやうに見る人なきと見えたり。むかしの春狂言は正月二日初日也。是は我も覺し也。今おもへば、いかなる人が二日より見たる事じやとあやしむやうなり。靑樓も又同じ。されど芝居ほどにはおとろへずと覺ゆ。是また奢りて物の上品になりたる事は、昔に倍せるなるべし。

□靑樓は今いたく芝居よりおとろへたるやうなり。いかにとなれば、芝居は棧敷代、昔にかはらず、且切おとしなくなりて、あり合七開となれば、昔の三倍の價なり。靑樓には太夫といふもの絕て久し。且近きころは七十五匁の女郎、廓中只兩人に過ずとか聞り。是にておとろへたること、おもひやらる。

○おまん鮓は寶曆の頃よりと覺ゆ。京橋中橋おまんが紅といふより、居所の地によりて、おまんずしと云たるなるべし。此ころまでも當座鮓を賣事は稀也。鮓賣といふは、丸き桶の薄きに、古き傘の紙をふたにして、いくつも重ねて、鰶(こはだ)の鮓、鯛の鮓とて賣ありきしは、數日漬たる古鮓也。

○今なくなりし物、傀儡師、すた／＼坊主、地紙賣、木綿の高荷、帷子賣、乘物行器雛の道具と賣ありく杯也。

○我幼年より亂舞を好て、考るに能役者といふ人の藝も、戲場の役者の如く、昔は上手にて、今は下手なりといへば、夫にもなれども、一體拍子の合ひ方等、委敷微細になりて、云はゞ利口になりたるといふやう也。昔と違ひ素人には上手多く成たると見えたり。是を考るにむかしは、素人には惜みて委敷意味は傳ざりしと見えたり。前に云如く、今の人はこらへ情薄く成りて、素人にもよき事を傳ふるよりして、素人にも功者多し。近年遠き諷といひし物の、近き諷となりたる物多し。是又立廻るものは珍らし

からぬやうに覺て、遠き諷を能にても囃子に出す樣に成りぬ。たとへば神樂なれば、龍田三輪のみにて卷絹は遠き方にて、何方の能に卷絹有しといへば、めづらしき物出たりと云樣にありしが、今は三輪龍田同樣の朝夕の喰物と成る。盤渉の早舞なども、融海人稀に當麻も出したるを、今は絃上須磨源氏などをも、不斷遣ひしと、樂は唐船邯鄲久敷物なりなどいひて、三笑枕慈童などを不斷着におろし、亂なども常の事になれり。素人も遠き物をも、突掛りに打つを手柄として、早く家本の弟子と成り、傳授を多くすますを旨とし、家本も謝禮を取事なれば、望に任せてゆるす族多し。されば傳授物濟たるには、不相應なる下手もあれども、能く穿鑿して學ぶ者は、黑人に劣らぬ者多し。昔の素人は師深き意味を敎ざる故、これにて能きことゝ覺て、仕舞たると見えたり。いづれ素人は今のかたよろしと覺ぬ。

○我が十歲ばかり迄は、さらさ團扇や、奈良うちは、本灘團扇ならうちはとて賣りしなり。さらさ團扇といふは、青紙にてへりを取、うちは板行にて丹と雌黃の彩色なり。形は今の團扇形に似たり。なら團扇といふは、如レ此形なり。是はふちも白き紙にて、繪は板行、彩色は蘇枋（すはう）と雌黃なり。たまゝ吹繪も有。さらさうちはよりは、少し品のよきといふ取扱なり。團扇の繪も合せ板行に成たるは、一枚繪の合せ板行よりは、一年も遲かりしと覺ゆ。奈良うちはといふは、役者を書てせりふなど書たるあり。さらさ團扇にはなきかと覺ゆ。我持たりし奈良團扇に、海老藏が植木賣のせりふ書たる有て覺居たり。栢莚がせりふは、皆自作也といふ。外郞賣を初め、矢の根五郞、白酒うりのせりふは、能く人の覺たるせりふなり。植木賣は抑うゑ木の功能は、先朝顏の目をさまし、虫一道の根をきり島、退屈氣鬱を保養の松、常盤の樂しみ居ながらに、嵯峨や吉野をせき臺へ、うへ野の花と三升の紋顏に紅葉の龍田川、唐紅の女中方、なびく棧敷のはなやかに、色を呼つゝ（いろをよびつゝと覺候。此句おだやかならず。）物の媚、娜の腰元引連て、紅梅、白梅、庭櫻、海棠一はい見物は、井出の山吹、藤波の、かゝるめでたき君が代の、草木國土太平樂、らいでんぼくのあくまはらひと、ホゝうやまつて申。

とかく昔はせりふと云事すき也。何狂言にもとかくせりふといふ事。

○今は朝比奈の出端も故實の通り、鬼か、イヽヤ人か、ウヽヱヘ小林の朝比奈だもさと、大薩摩にて出る事も略したれば、曾我兄弟對面のせりふのみ也。曾は定式せりふなくてはならず。昔はせりふとのみいひしが、今は多く常の言葉をせりふ付けと云て、せりふをばつらねといふ。されども中賣が賣るには今も皆々のせりふなり。八百藏せりふやなどいへども、つらねといへば、わかる樣也。くさずり引などは殊更今はせぬなり。一體一番目の大詰といふ幕、顔見世にても春狂言にても、是非騷々敷短く賑かにおもしろくなき幕有。是も見物のはらに合はぬ故、いつしかやめたり。昔は是をも面白がりて、栢莚、何江。〔頭註〕何江は中村羽左衛門なりとあり。」などが不動愛染明王、關羽の像、達摩等を嬉しがりたる事也。古今の人氣見るべし。今のこゝろにておもへば、むかしの人は、今の小兒の如しといふとも可ならん。されども前にいふ所作も、藝もなき松の內の素淨瑠璃を、一段おとなしく聞て居たる心は、今の人の耻る所なり。

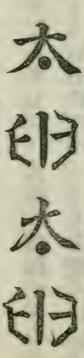
○京都の人はうはべ和らかにて、心ひすかしなど、さみする人多し。江戸ものゝ心持には、さ思ふべき道理もあれども、又江戸ものゝ及ばぬことも多し。おもふに物の流行、江戸は足早く、京都は足遲し。十年跡に京に登りて見たるに、帶の幅のせまき、笄の長き等、江戸にてむかし流行せし事、其まゝにて有やうに思へり。主人と下女の髮は是非おなじうせず。頭に物かむらぬは道のものに紛るとて、只うどは帽子をかむり、町家の外は被(かつぎ)を着る也。尼も是非帽子かぶりて頭を顯さず。山下惣右衛門といふ男、京よりはじめて江戸に來り、其尼の物かむらず羽織着たるを見て驚きたり。況手拭かむりたる女などは、曾て無き事なり。是守りの正敷所なり。道にて火皿を合て、煙草の火を貰ふ時は、こなたの煙草を一ぷくひねりて、先の人にやりて火を貰ふといふ。さほどにも有まじけれども、こまかなるを賤しめていふ成べし。されど全體の氣象はたばこ一ぷくたりとも、人に損をかけては本意にあらずといふ所な

り。去によりて一二錢といへども、算用を正し、人にもやり、人より取る事をも速にするなり。江戸のものは其場によりては、先より來る金ありても、百疋ばかりの事いふてもやられずなど、損をして損にもおもはず、向ふの人も深く心にかけぬ故に、忘れても仕舞べし。京の人は百錢といへども、來べきものゝ來ぬは、義理を知らぬもののやうに覺て催促もすべし。一體の氣どりの合ぬゆゑ也。

○京の丸山の貸座敷抔に謡講といふ事あり。尤素人にて謡を好む人、いひ合せて番組を作り、座敷を借りて謡ふ。蔭の一間或は緣がはにもあれ、番組をはり、何シテ誰、ワキ誰など、張出し置て蔭にて謡ふに、謡を好ける人、けふは丸山に謡講ありといふ。行て聞んとて、好きの人といひ合せ、辨當抔こしらへて、一間蔭あるひは緣がはにて（其素謡を六番も七番も聞て歸ると也。これらの心の人は、人多き江戸には一人も有べからず。彼の松の內聞て居たる如き人心よりも、猶堪忍強き事也。これらを聞ては、ちと恥敷も思ふべき也。

○よし原の初めて燒たるは、明和五子年四月の初旬也。その時までありしや。其前に潰れたるやは忘れたれど、江戸町に巴屋といふよき女郎屋あり。（前の歌にあるめぐる紋日の巴や、ともゑ豊山に云々。）此家にて、とらといふ女郎初て出來、その末に海老や二軒並であり。其末の海老やに少將といふ女郎出來たり。二軒ともに額の內に海老やの字ありて、手前の紺の暖簾のは、庄七ゑびやといひ、先のを少將ゑびやといふ。少將はよき女郎、お職にてはやりたる也。巴屋虎は、一向客のなき女郎にて、いつ見ても見世にばかり居る女郎也。其頃、豊里、大崎などいふは、よき女郎にてはやりたり。此巴屋一軒計、外の女郎やと異にして、至て麁相なる見世つきにて有し。其頃より大上總や、また天滿屋などばかりは、見世のうしろ格天井の如く、光りて美々しかりし。巴やは長押をも付けず。見世のうしろも常體の障子を切ぬき、格子の外の方に三尺の格子戸のひらきありて、其中に及壹人居たり。入口もせまく奧へ長くはるか奧に、紋もなき短き暖簾かけてあり。見世の正面に、さしわたし六七寸ばかりの、黑き三つ巴の

紋を、額のやうに掛置たり。其頃も古風なる見世と云へり。むかしは皆かくのごとき見世のさまなりしやしらず。中の町の茶屋の二階も、初燒の前までは惣格子なり。揚屋町の茶屋計は、今の中の町の茶やのごとく、二階取拂ひ欄干に、階子を內へたてたり。よし原大全をみれば、二階を取拂ふは、揚屋町の茶屋に限る事なり。中の町の茶屋は取はらふ事はならぬ事の樣に有と覺たり。あけやといふもの絕て、揚屋町衰へ、中の町に勢つきたる事と見ゆ。よし原に限りては、二階の格子へ貫を通さず。長短に子を並べて外より貫の樣なる木にて一面に押へ、柱々へ釘かくしを丸く打つけ、長押のやうに、拵たる事なりしが、今は皆、子を通したる常體の窓と成れり。右の如く作りたるも、今も稀にはあるやしらず。右豐里が頃の事なり。材木屋に（居宅忘候。八町堀邊か名も覺えず。）表德太申といふ者有、尤豪家と見えたり。太申の名を弘めたき餘りに、太申染といふを作る。



如此の染也。

□太申は三十間堀の材木屋にて、和泉や甚助といひしものなるよし聞傳ふ。こゝに、しるさるゝ如く、もつぱら虛名を好て、夥の金を遣ひ失ひしものなりとぞ。嘗聞。太申ひそかに烏石に千字文を書せて、太申書と落欵し、是を墨本に板行して賣せけり。その法帖、今稀に見る事あり。又俳諧の樂評をせしに、五點の所へ五匁銀、十點の所へ十匁銀、十五點へは金一分、かきぬきへは小判一面を張付て、景物とせし事ありといふ。又淺草の境內へあまたの櫻を植て、太申櫻と唱へ、芝居へ賴て、太申櫻といふ淨るりを作らせ、又道中の雲介に金をあたへて、お江戶のナ太申さまは、さくらがおすき、といふうたを唄はせしことあり。又醫者に月々扶持米を送り、門の表札に、太申內何某と書くれよといへば、此醫師、心得て太申內の三字を篆字にかき、おのが名計楷書にて書て出せしといふ。此事、虛實しらず、此外、茅場町の藥師などへ額を奉納せし事もあり。如ㇾ此虛名を求めしが、名の爲に產を破りて家頹退す。しかれども今太申を知るもの稀なり。彼龜戶の鬼の褌も、近頃修復の時、褌を虎の

皮にしかえたれば、誰かは太申が寄進としるべき。おのれ此春、敵討仇名物數寄といふ三冊もの丶草双紙を作れり。是ひそかに太申が事を擬したり。出版の時、一覽をたまへかし。

巴やの豐里に馴染て、此形を豐里に着せ、一枚繪にも豐里が此の染の小袖を着たる所をか丶せて出す（春信頃か。）芝居にては中村傳九郎が衣裳に、是を（染か縫か。）作りて與ふ。其後龜井戸の天神に參詣せしに、爺と婆との人形のうしろに、鬼二つ立たる。（昔より今以てあり。江戸砂子にも有。）其の鬼の褌、虎の皮の場を太申染にしたり。是も寄進なるべし。又松平西福寺の本堂のうちに、高く掛たる太鼓あり。その撥面に太申の二字を漆にて書たり。寄進せし上にて、常におのれが名を撥にて打る丶もおかしと笑ひき。

△太申、龜戸天神に連歌堂を造立し、高辻中納言、額を給ふ事、江戸砂子にみゑたり。太申著す所の江島大草紙、太申夜話等の二書は、刊本にして今もたま／＼見あたる事はべり。

太申染もはや世上に廣まりたる頃ならんと、ゆかしくて吳服やに行き、太申染を見せよといふに、吳服やの手代知らず、いかなる形ぞと問ふ。太申、か樣の形なりとて書て見するに、手代夫は傳九郎染と申すなりといひしとなん。望の如くいかにも相應に名は弘まりたれど、馬鹿ものとて、人の物笑ひの爲に弘まりたれば、か丶るむだ、書にも書事にはなりぬ。とても馨しき名は取難ければ、臭き名にても、金なくては取がたき事なり。

○眞崎稻荷はやり出て、田樂茶やの出來たるは、我二十二三歲（寶曆六七）の頃なるべし。鳳岡先生の會日に、其はなしを初て聞けり。江戸町の名主は、先生の門人にて、其男が別て甲子屋と申茶やの田樂は、よしと申也など、先生に語りしを聞けり。其後、大に繁榮し、青樓の婦人をいざなひて遊ぶ人も多かりき。向ふ島の秋葉は、今信仰薄くなりて淋しけれど、茶やの賑ひは替らず、眞崎は神威とゝもに茶屋もおとろへたり。眞崎は手前の角、若竹や（後袖すりや）又甲子や、川口屋、玉や、いねや、仙石や、

きりや、(道を隔て) 八田屋など、いづれも繁昌なりき。

○鳳岡先生の會日に、立派なる若者の入門あり。かれは巴やなり。巴や沒落の後、俳諧の點者と成る。宗梅といふ。後淨阿、後雪堂是なり。點者にならぬ前は逸志といへり。渠が萬句の時、もと亡八なるを以て、可因が氣象には甚悦ばず。萬句の日も病に託して其席に出ず。頭は秋なりければ、祝て贈る發句に「よみ上る萬句の聲や轡虫と云やる。亡八をあてゝ轡虫といひたるなれば、世話する人、甚氣の毒がりて、俄に代句して、其句は宗梅には見せざりしとなり。可因が俠骨おもしろく侍り。

○其巴屋に岩こすといふ傾城は、秀たるものなりき、渠はもと越後、信濃あたりの深山のものにて、山女衒、行かゝりて見れば、老女只壹人、六七歳の小女とあやしき家屋に住むあり。立よりて問へば、此小女は父母におくれて我手に育て侍るといふ。かゝる所にあらんよりは、我江戸に連行ん。我にあたへまじやといへば、山奥のかゝる所にありて、若我死せば狼の餌食ともならん。夫いと幸なり。つれ行て命を全くし給れといふ。女衒、歡びて金貳分を老女に與へければ、老女も悅びけるとなん。是後に巴屋の岩こすとて、全盛の君となりたるといふ事を、年經て聞けり。其虛實はしらず。同藩の大山氏なるもの、此岩こすに逢けるに、夏の頃なりしが、幮の外に來りて、禿を呼で水を取よせ、其半呑て暑しやと問ふ。大山暑しと答ふ。其時、その茶碗を持て幮に入り、のみさしたる水をのまする心かとおもふに、さはなくて、おのれ一口吞て、大山が寢たる顏に向ひて、ふつと霧を吹かけたり。顏より髮襟のあたりまで、水にぬれければ、驚きて起上る。岩こす笑て、呑たるよりは凉しからんといひしとなり。凡妓の氣骨にはあらず。一談を聞ても察すべきなり。

○是は遠からぬ事にて、扇屋に岩こしといふ傾城有。このこしは七こしの越の字なれども、いはこすといふ名のある故に、文盲に聞へてわろし。墨河。「墨河は扇屋宇右衛門の俳名なりとあり。」が心は、岩こすと云名に近きをもて、おもひより付たるかしらねど、夫は案じちがひならん。新に御所に參

りたる婦人に、名を付よと清少納言に仰ありしを、此女、琴をよく弾るなれば、琴柱の名どころに思ひよりて、とみに岩こすと名づけしといふ事ありき。巴やのいはこすら、琴をよく弾て、初め斯く名付たるや。さもなくつけたる名にや。其事は聞かず。

○唱へにがと云ひならはしたる所と、のと云ひならはしたる所とありて、をざさが原、うき島が原、あさぢが原の類あまたあれども、何の原〳〵といふは猶多し。角力取の和田原、はじめは和田の原といひしが、近き年頃は和田が原といへり。もじが關なども、もじの關なるを、がといひならはせり。されども和田が原程、耳にはたゝず。參議篁、和田の原と、小兒も覺たること也。是に限らず。角力取の名、傾城の名、誤れる事おほし。和田の原といふより、和田が原といへば、強く聞えてよしなどいふ評議かも知らず。棧に、シの字を送りたるもをかし。さんともかけはすともよむまじきを、また傾城のむつきなどもをかし。我若き頃、すみ町の和泉や(二朱屋なり。)に附廻しの女郎にて、まつとしといふあり。松年といふ心にもあらず。行平の歌に、文字にて待つと聞かばといふを字のたらぬゆゑに、し文字を入て、引延したる虛字なるを、待としと付たるはをかしきに、禿をきかばと云へり。其後また、附廻しの女郎出て、是は和泉きと云ひ、禿をとてかと云へり。此歌は和泉川といふいづみの、いつより(何時)いつ見きとてかといふ事を、いづと濁りたる拙し。かゝる事算へも盡ず。

△廿年ばかり以前、新よし原町丁子や抱へに、新造か禿かの內に、ひなさきといへるがありし。或人丁子やがもとに、遊びたりし頃、此名を聞て、こは和名抄莖垂の部に吉舌とありて、ヒナサキと訓じたるは、女陰の名なり。あまりなる名にこそあれとて、あざみわらひたりしかば、あるじもはじめてそのこゝろを得させ、名をばかへたりとなり。かゝる事、世には多かるべし。

△何某殿の家臣に、設樂九二郎といへる、顏はもがさの跡多く、こえふとり、髮はそりさけて、むかふよりは法師かと見ゆ。使者にて行先每に名のりすれば、ゑみをふくまぬ奏者はなかりき。或殿に使

して、新たなるやづくりなれば、壁いまだかはかず。九二郎あまりに、會釋するとて、下りざまに脇ざしのこじりを、生壁へつきいれたり。されどいまだ、つかひのことばをも、のべつくさゞりければ、少しもあはてず。事をはりてのちくわい中より疊かみを出し、ごし〳〵とおしもみ、さやをにぎり、しごきぶきに、さやを引て、こじりのさきとくとぬぐひ、二つのゆびをりて、そらざまに、かの穴へおしいれ、そこつなる義、恐入るよしを謝しける。名はよくつくべきものにや。穴賢〳〵。

○よし原女藝者といふもの、扇やかせんに始まれり。歌扇たゞ一人なりし。寶暦十二年頃なり。其後おひ〳〵に外の娼家にも茶店にも出來て、細見のやりての前の所に、けいしや誰、外へも出し申候と書たり。夫よりはるか後に、大黑やの秀民けんばんを立たり。藝者をどり子と肩書して、見世へ傾城同様に並べて、客を取たる娼家もありき。新町の桐びしやなどにありと覺き。尤かれらは、うしろ帶にて廓に並び居たり。藝者(此上昔は晩か)といふものはなくて、傾城のうちにて三味線をひきてうたひし事なり。多分新造也。三味線の成る新造を揚よ。抔いひてひかせたる事也。夜見世にても皆うたをうたひて、三味線をひきたてたり。是はむかしよりのならはしにあらず。其頃、風と初めたる事かと覺ゆ。江戸町壹丁目にはあまりなし。二丁めは此事多かりし。中にも角蔦や、鈴玉やなどは必ありき。玉やの巴といふ女郎、見世にて琴ひき、二三人三絃にて高々と奏せし事、みな〳〵見たりき。

○我十二の時かとおもふ。市村座にて淀やの狂言を見たり。若太夫龜藏、淀屋辰五郎、淀や古庵、中島三甫右衛門、(天幸か親重笠也)あねはの平次、中村助五郎、(今魚樂が父なり。)梅幸女形の時にて、刀屋半七の若衆形をせり。山城國伏見の喧嘩三十三年忌なりとて、水仕合の大たてありき。相手は馬士にて澤村喜十郎、(喜七なり。)大谷龍左衛門、(二代目也。)おはなは澤村重の井、(後小傳次、其後、森田勘彌、後は十郎、其子森田勘彌は、今の坂東又九郎也。)おはなを葛籠の中へ隱して、荷に付て旅をする。夫をかぎ付られての大喧嘩と成たるやうなる事也。あねはの平次、(身を遁んために葛籠を明ければ、おはな

出る故、お花を追やりて其葛籠へ入る。半七、夫を知らずに、お花と思ひ舟にのせて、中川の御番所を通る、是切幕也。船頭は觀音八也。關の番人は宮崎十四郎、水木九十郎なり。荷物を改めて中を見んといふを、梅幸はお花と思ひ深く否むを、番人きかずに、刀にて葛籠をつけば、血流れ出る。其上にて出たる所、お花にあらず。魚榮が出るといふ狂言也。中川とあらはに云はねど、幕明きは、通ります通れと云て行所杯、全く中川を擬したるなり。今なれば是非呵らるゝ狂言成べし。又其頃の狂言なりき。荻野伊三郎など出、大谷鬼頭(後廣治、駿河や十町が事なり。)さつまいも賣にて出しなり。其道具立は藥研堀の不動にて、其頃はやり出しの頃なるべし。幕が明くと、口上人出て、東西〳〵、此所は藥研堀不動の體にてござります。左樣に御覽被下ませうと云けり。是等も律義成事也。今はかゝるやぼな事は無きことなり。

○此程見せ給ひし番附のうちにも見えたる、嵐和歌野が、道成寺の狂言、鐘入妹背の俤といふ淨瑠璃にて小松川の文字太夫、志妻太夫、造酒太夫也。龜藏、和歌野が袖を、火鉢にくべむとする時、切幕の内にて、なう〳〵其袖燒給ふなと聲をかけて、誰が出ると見れば、常盤津文字太夫、麻裃にて花道を出、舞臺へ入り、三尺計の衝立へぴつたりと背中を付ると、カチ〳〵と衝立廻りて、和歌野幽靈にて出る。夫より狂言ありて、文字太夫が淨瑠璃となるなり。何故、文字太夫が出たるや。其故をしらず、是等は昔と今の中頃の氣取を考べき所なり。又夫より二十餘年も過ては、親王樣へといふ手拭を、親王樣とよみて、團十郎が所へ持參し、たちまち惡事の顯るゝと云狂言などは、茶番狂言にて、嬉しがりし見物も有しが、其實は見物を馬鹿にしたるといふもの也。

○幕明の前に出て、いふ口上、今は其男の姿を見ると、口上と云て先譽るなり。扨其口上を聞く人はなし。口上人は只役割を成たけ早口に、紙を目紛らはしき樣に卷込〳〵、早々によみて入る。是も彼今の人は面倒がりて、早く幕を明させて見たき心なれば、其心を察して早く讀て仕舞ふ事を善とす。寶暦頃

までは左にあらず。中にも市村座の口上いふ親仁は、上手なりと云はれ、勘三のは下手なり抔評しき。其市村座の親仁がよみかたは、東西〳〵と、あたりから云せて、高うは御座りますれど、是より御斷を申上ます。則此所は梅若菜嫩曾我第一番目の三立目役人の次第を、御耳にふれまするやうに御座ります。右大將賴朝公市川新四郞と、如レ此靜に切り〳〵によみたり。わや〳〵したる見物、口上云出れば、しづまりて聞き居たる事なり。今よりは人がよいといふべし。

○是も寶曆の頃、勘三の顏見世かと覺ゆ。右の如く口上を云かゝる時、頭巾をふくめんに、かむりたる男、切落より出、口上人の脇より舞臺へ入らんとするゆゑ、口上云咎めて、さゝえてとめるを、とらへてメ殺し、頭巾をとれば中村助五郞にて、わッ〳〵と聲かゝる。其時、紅の器を出し、左の手に鏡を持顏を眞赤塗、口上人の上下をはぎて着し、死骸を幕の內へ押やり、其口上の紙を取て、役人改名の次第をよむ。衞士の又五郞に中村松抔とよみ、何の誰に、市川海老藏と讀て、なめらさんほうと云て、あたまをかきたり。是等をも見物嬉しがりたれども、なに〳〵共袖燒給ふなの類にて、わからぬ事なりき。此助五郞が役、もし淵部伊賀守なりしや。ちと胡亂なり。

右の類思ひ出せば、いくらも有べけれど、一つも面白き事もなければ、御退屈なるべくと、是迄にいたし候。又何ぞをかしき事思ひ出し候はゞ、跡より可レ入二御覽一也。

月成

狻江雅君

（立花侯臣西原市助初名新左衞門號松蘿館）

後は昔物語終

名石神書

白石先生紳書　巻一

新井白石

一格雲曰、易の六十四卦、三百八十四爻、一封一爻として、戒懼の辭なきには非ず、只乾の九二九五のみ悔吝の事もなし。扨共辭を見れば、二ッながら利見大人と見へたり。されば天下の至利と云ふものは、上に在ては九二の大人を見、下に在ては九五の大人を見る事に過る事なしと見へたり。然れば君子程の寳はなき事也。上下ともに心得有べき事也と。某が曰、舜は禹皐陶を得ざるを心憂とし給ひし也。古先聖王の大人を見んと欲し給ふ事。各知るやと云しかば、我が云所に徴とすべき事聞じとてよろこびし。

一孝經に、先王の法服と云事を卿大夫の章に宣ひし也。されば卿大夫の位に在ん人は、冠服に今様のものなど用ゆべからぬ事也と。これも格雲が云し、尤の事也。某が曰、今を以見るに、虞帝など衣服の事に外觀を求め給ふべし共覺へねども、書に觀古人之象など見えたり。禹王宮室を卑きくし給へ共闕美を黻冕に致し給へり。冠服の制尤政化に相關くる事重しと云しかば、是もよき徴を承るとて喜びき。

一聖賢人を知るの術、論語にも、孟子にも、其外にも見え侍る。され共論語の內君陳の篇を引給ひしほど深切なるはなし。孝友なる者は施于有政と見えたれば、是を以政事に任せんには過べからずと、是も格雲が云。

一下甚乎此と、孟子に見えし事心得べき事也。備前にて聖學盛にて、寺を廢する樣になりて世にそしられし事は、新太郎殿の恩澤に感ぜし民共、餘りに聖學を尚とぶとて、かく異端を攻し也。國王はゆめ〳〵知給はぬ事也と、上たらん人は善き事にもあれ、下の甚しからん所を只思慮有べき事也と、格

雲云。

一天命は福與へ給ふとても、何も〳〵幸ひのみにてはなきものと見えたり。不幸なる時も有、幸なる時も有べし。布衣より身を起して、天下を得ると云ほどの福はたぐふべき事もなき也。昔漢の高祖の泗亭の長たりしとき、相人その邑に入て、此所の人々皆末に王侯の相有事を知り、高祖の難を遁れ給ふ時に、呂后雲氣を望て尋求め給ひしと云、高祖の天子に成給ふべき事は、かく豫じめ定れる天命おはしませし。さ程の命ならば、思ふ事もなくて帝位をしろし召べきものなるに、七十二度戰負て、父を囚はれ、妻子を失ひなど、辛き目を見て、扨其後に四海をしろし召たり。然れば今の人一時不幸有とて憂ふべからず。一時の幸ありとて頼むべからず。これも格雲が云。

一今の學者の說のごとく、世中の事何事〳〵と理屈のみにては、聖王の學にては有まじきもの也。その故は、女子は婦言婦功等の事多し、又中饋を掌るなど云事定れる事也。然らば女の德を咏ぜる詩などには、よく內を治め婦功を重んじ中饋を主どる事など云べきに、關雎の詩を見るに、一つも左樣の事なく、此人を求め得ては琴瑟笙鼓、是をたのしましむと見えたり。今の學者の如くならんには、など后妃を求得たらんには、婦德をば愼しめまいらせずして樂事のみを事とするにやなど云べし。此間の事心得有べしと、格雲が云。

一宋儒の論、禪學の如く也。聖言に似ずと云人古今これ多し。又は孔子は仁のみを宣ひしに、孟子は義を添出して說れしは、孔子の說には異也。又孔子は性の善惡を別ち宣はざりしに、孟子一向に性善を說かれしも孔子に異也などと云也。是等みな〳〵時世をしらぬ人の論也。堯の舜に授け給ひし一言は允執二厥中一と斗り也。聖々相授受、此一言に盡たり。舜禹に授け給ひし時分は、危微精一等の語を添出し給へり。是禹の舜に及ばぬ所有と見えたり。舜禹相授受僅の程にて、はやかく其說悉く見はれて其義明ならざる所有、ましてや聖を去る事數千載の後に至りては、其說長からざる事を得ず。高から

ざる事を得ず。もし舜の授給ふ所、堯の授給ふ所に異也。是堯の心に非ずといはんは、道知る人の論には非ず。是も格雲云。

一人々此生を重んずべし。是父母の遺體也。全く歸へし全く子孫に傳ふべし。譬ば輪番持の如し。吾が物に非ず。しばらく前の人より受取て、後の人へ渡すべき程の餘り物也。孟子も生と死と孰れが重きの論に斟酌して、譽られし所を心付べき者也。生を輕くせよとは見えずと、是も格雲云。

一天下の事は年を追て新たに成事多し。かれをよく仕果さんと思ふ内に、又此事出來て學び得ざる所多く知らざる所多し。孔子にもし百年を假し奉る共、丘未レ能丘未レ能とのみ思召べし。是則聖人の心也。然るに後の人は若かりし時に事を能して、最早それにていつも事調りと思ふは、大ひに僻事なるべし。其故は經一圍三といへ共、三一三十一三一三十一とひたと續くれば、いつも計り盡されぬ所有て盡る詞なし。天下の事これにて濟と云事は無き事、即天理と、これも格雲が云。

一世の人の言葉に、其國には君も賢に、大臣も能に、その士民も風俗美なりと聞ては、羨しくよき事共思ふ也。我國は君も賢ならず、大臣も能あらず。士民も風俗よからぬとにくむ事也。是僻事也。我國をもかの國より能くせん事も、三十年を出ずして成る事也。夫は小學の敎のみ也。小學にて國君の子より初て、大臣の子士民の子弟迄を敎へて化せしむる時は、願のまゝにいかやうにもなる事也。思ひ願ふなど云事は、人力の及ばぬ事をこそ云べけれ。是等は寔にうらやましく願はしくおもへば成事也。但人君の心に有べしと、是も格雲云。

一伊尹も傅說も、其後孔明も、引籠りて聘に應ぜず。三聘の後に起しは理り也。人君のなさんと思召事は成る事也。人臣にて志を行はん事は、一色々々に君へ申て行はせ申さんに、任じ給ふと任じ給はぬとによる也。かの二三の聖賢、一色々々に敎へては成らぬ事を能知りたるが故に、無益の事に出ては仕へず、我志を養て居られし也。三聘の後人君の任じ給ふ所の專らなるを見極めて、扨は我道の行はる

べきと知得て、その義を行はれしもの也。此心得有べき事也、と格雲云。

一岩根氏物語、桂昌院殿御逝去の披露は六月廿二日也。此日の八時に、葬送の場所の普請の差圖極り取懸るに、又七時に、十五六間の廊下、又こゝかしこの好み出來りて、中々出來べし共覺へねど、心得たりと申て木寄をするに、木は六過に着す。それより屋根はやね葺ふき置、木は大工削り、一夜掛りて屋根も何も出來たれど、屋根板は小屋より初め積る計來れば、跡より云來る所は不足なるを、町人の役に來るものに功者有て、増上寺の破損小屋にある屋根板を請取得て、ふき立候程に、未明に出來たり。役人中の座敷、女中の座敷、僧衆の座敷に雪隱小用所、一々に附て戸障子有、疊敷き詰て一夜に出來たり。凡金四千兩餘の入用也。山門より御葬所迄、木綿七幅並べて敷つめ、左右に木綿の幕四重五重、内に金襴の幕也。凡地に敷木綿二千八百反、都合木綿の入用二萬八千反也。御葬所にも內金らん、外はもめん幕打しきて、其夜挑灯二百八十計り、柄を盡く金襴にて卷、御挾箱、御輿等の柄、金らんにて卷ずと云事なし。蠟燭二萬挺餘入用也。廿三日の夜は、棺槨を又石槨に入て、石灰をもつて詰め、その上に砂礫を敷たり。扨も明日空棺を又々飾立て、誠の御葬禮行はれし也。其日雨降て、かの金らんの幕をも打程に、側によりて探りてみるに、其地厚き事いふ許りなし。雨も少しも通らず雨は只流落けり。扨其幕を始め、小屋何も、車善七と云乞食に被下法也とて、取拂て彼に賜りたり。何萬兩の金銀を一夜に用ひ盡されし。餘りに光り渡りて哀れ氣もなかりしと也。扨萬部有べしと有しが、例なしとて、やう〳〵萬部とて四十九日までに萬部滿る樣に行はる。御靈屋をば、臺德院殿、崇源院殿と同じかたの如く結構に有べしとの事なれ共、しかすれば來年五月の比にも出來まじくとの事にて、少々減ぜられて、當年八月迄に出來るやうになりたり。

一法霖申せしは、吳服やの何某と云もの、去比古琴の珍らしきを取出す。其音聲よの常ならざれば、近衞殿に奉りし也。これを試給ふに常ならざれば、琴工に命じてほどき見給ひしに、時雨と云銘有し

也。小督の琴を時雨と云しなれば、疑ふ所もなくそれ成べしとて賞し給ふ事大方ならず。その歌にかたるべき友ならね共、古琴を今もむかしのしぐれにそきくと詠じ給ひし也。かのごふくやとやらんの名猶詳ぬべし。

一此年六月の初に季吟死す。辭世に

花もみつほとゝきすをも待出つ此世後の世おもふ事なし

一半一物語しけり。越前の一伯殿の時に、何がしと云し武功の者事有て、三國に籠りしを、鶴見助兵衛といふ是も武功の者に召捕て來れと仰られたり。鶴見申けるは、某つゐに人を捕へし事なし、仰を蒙りて捕へざらんは、身一つの恥にはあるべからずと申す。只行けや、もし叶ざらんには討て捨てよと仰ければ、さらば辭し申所にあらずとて、行て如何にやしたゝめけん、つれ立て舟に乘て伴ひ來る。刀をもさゝせり。跡より歩行の者、足輕など云もの廿人計り遣されたり。これらも同じく舟に乘しが鶴見小男にて、かれは大力の大男也。いかで刀をもさゝせ、打とけて參る事ぞと片唾を呑たり。鶴見は艫先の方に腰をかけてゐたり。かれも頓て鶴見が側に、船ばたに靠て居る。茶をすゝめければ彼れ領けり。何角の物語などして行に、既に城下近く成なん程に、かの男つぶと水に飛入りたり。すはやと人々驚きて、水に得たるも得ざるも、皆飛入んとせしに、鶴見は其まゝに船の艫先に腰うちかけて、ゐながら右の手にて髭を撫で、皆々驚くべからずいづくへか遁るべき。此一國のうちの事は、海をも川をもさがし得ん事なる事にて有也。但し今に浮むべぞ。此舟さし留よと云内に、水の色紅に成し跡有しかば、あの所より出べし、舟さしよせよと云内に、かの死骸うかみ出るを引上て見たれば、高股切落されて浮出たり。かれが飛入を見て、鶴見切て刀を鞘に納めしを、誰も見たる者なし。早業の程人々大に驚きけり。かくて一伯殿に參りて、召連て參りしに如此なりと申ければ、其方が具足着ての働は度々きゝしかど、斯太刀早き事は聞ざりしと譽給ひしに、豆龍礪劍にて候と申て罷出たり。某

等も鶴見が働を見て驚き候也。花塚惣太夫と云老人の、萩田隼人にかたるを一座にて聞し也。萩田その豆龍礪劍とは何事にやと問しに、花塚云やう、馬はよく豆を飼候へば龍馬とも成、刀は能礪を以て磨候へば名劍とも成との心にて候と申せし。花塚は其頭百五十石領したり。鶴見が時には歩行の者などの內にて、かの舟に候ひしが、又これも武功有し也とす。〔割註〕故有て其本しかとは知らずと。」

一越前土屋一兵衛居合の弟子は天野一學と云し、紀州の居合の達人は田宮淨圓其子掃部。此人は大猷公召て御覽有し。其時一學をも召れけるに、病ひ候とてわざとまいらざりしと也、是も牛一。

一國華萬葉記と云內に

○稻荷社　攝社に田中ノ社　四天神　御倉上ノ社　白狐ノ社　明日荷田ノ社〔割註〕地主神也」鴨ノ社　御田ノ社〔割註〕荷田明神の荷、垂跡倉稻魂の稻の二字を稱して稻荷の神號とす。是唯一の說也。」

○崇德天皇社〔割註〕此社聖護院說の杜の西北の田畝民間に崇德と稱する所あり。古來此地に御靈廟あり。今其跡絕たり。」

○平野社所祭四坐　今木ノ神　日本武尊源氏ノ神　久度ノ神　仲哀天皇平氏ノ神　古開ノ神　仁德天皇高階氏ノ神　比賣大神　天照太神　大江氏ノ神　縣ノ社〔割註〕天の穗日ノ命也、中原淸菅原四姓ノ祖神也。」

○上御靈、〔割註〕室町通北ノ町東入寺町を上へ上りて行合也」

中御靈、〔割註〕上御靈の御旅所也、寺町淨華院の南」

下御靈、〔割註〕寺町通竹屋町上る町」

早良王	吉備公二座	上御靈
伊豫王	藤大人二座	下御靈
文大夫	綴喜御靈	

橘大夫　　下桂御靈
火雷神　　上桂御靈
中御靈は御旅所として、古へ八所に在す。賀茂川大洪水にて流され、西が岡木津川邊に鎭座在りと云々。
△三代實錄、淸和天皇貞觀五年五月廿日於二神泉苑一修二御靈會一云々。
○今宮社、一條院正曆五年、同長保二年、世間疫病靜かならず。神社を舟岡山の北に立て御靈會を行ふ。今宮と號す。神馬を奉られ、藤原長能和歌を詠ず。
　白妙のとよみてくらを取もちて祝そ初る紫の野に
今は祇園に比して三社とす
○小野ノ御靈、（惟高親王の靈也）
小野篁ノ社、（鼠の禿倉日叡の麓にあり。僧賴豪が靈也）
四靈明神、（洛陽の西源爲義入道の末子乙若丸の靈也）
△賀茂、（神武天皇）　下賀茂御祖太神宮。（玉依媛）
石淸水、（譽田天皇）　藤森。（崇道盡敬皇帝）
御香宮、（神功后皇）　天智天皇。（日の岡の麓）
後白川院社、（東野村、三宮村、白河寺塔の前に在）
裏鄕明神、（嵯峨檀林皇后也）
向日大明神、（向日岡也、素盞嗚の御孫大歲神の子、母は須治比女）
宇治離宮、「割註」藤原忠文　後冷泉院治曆三年　十月七日正三位を授給ふ」
田原社、「割註」田原皇子、光仁の父也」　木幡神（正哉吾勝命）

城南神、（鳥羽天皇） 福大明神（一條通猪熊紀貫之）
福王子宮、〔割註〕光孝の皇后班子、宇多の母公」 六宮權現（西八條 經基王也）
大將神社、〔割註〕秦川勝祖神秦の始皇也」 俊成ノ社。（松原通烏丸）定家ノ社。（小倉）
榻速神社、（猪熊三條の南に在） 昔刑部省とて、籠舍獄屋の罪を定し所此邊に在し。故に刑罪死科の人の爲に此社を立て祭を行ひ、毎年八年に神事有。是を死杖の祭といふ。又活速の祭と云。一説に毎年春千本ノ引接寺幷壬生の地藏堂にて行はる念佛會の狂言は、元是刑死者の爲と云々。千本は櫻花盛りを待て念佛を始む。毎度定れる日なし。此花の盛りなる枝を折て、必所司廳へ獻じ、命に依て念佛を始る恒例也。是その謂れ成べし。
△賀茂齋院の起りは、平城帝と御位を爭ひ玉ふとき、嵯峨帝御祈願の事ありて、皇女有智内親王を以て始て齋院に立給へり。其例打續て立給ひしを、土御門院元文元年に三十四代の齋院に至て斷絕し給ふと也。
水垂大明神、（豊玉姫、八幡の御姨也） 清明ノ社
○攝州分
四天王寺 守屋宮 六社ノ宮、〔割註〕欽明 敏達 用明 崇峻 推古 舒明天皇也」
○茶臼山 仁德帝十月に此處に葬べしと有しに、泉州堺の巽の方に百舌鳥野と云所へ納め奉りし也。依之、其後こゝを荒陵と云し也。天王寺山號を荒陵山と云も此謂れ也。帝の御廟は難波津にては高津山、又今の博勞町平野大明神是也。
○森明神、（用明天皇） 新御靈ノ社
大和國宇智郡
井上皇后の陵、吉野川より半里南御山村に在り。此皇后は聖武天皇の姫宮にて、孝謙天皇の御妹也

寶龜元年に光仁の皇后に立給ふ。御子他戸の親王は皇太子に立給ふ。皇后悪しき御心顯はれ、皇后の位を止められ、親王も皇太子の位を止められ、大和國宇智郡沒官の宅に押籠られ給ひて、つゐに寶龜五年四月に母子共にかくれ給ひぬ。其靈大に祟り給ひしかば、延暦十九年に從五位下葛井王を勅使として、井上内親王に皇后の位を賜り、其墓を山陵と號すべきよし宣下有。上其靈を御靈大明神と崇められたり。又宮寺を建て靈安寺と號す。御靈の社を守る寺なる故也。

御靈ノ社、（靈安寺にあり、五條村より半里）

本社　井上親王東向

北脇　早良親王南向

南脇　他戸親王北向

若宮の社一座、御山村、井上内親王の御母着帶ながら別宮に押籠られ給ひて、後に御産有。男の御子なれば、御名を雷神とぞ申す。其産の處は大岡郷小山と云所にて有しが、夫より産屋が峯とは云也。雷神の御子生長し給ひて、御母兄のならせ給ふ樣を傳へ聞し召、ふかくうらみ強くいかり給ひしほどに、乾死とならせ給ひて、其靈雷となりて王城にはためき、帝に御惱をかけ人民を害し給ひしかば、其靈を宥められんとて、神に祝ひ若宮と號し申き。

吉野郡

南帝王社、〔割註〕和田村の東の川上投地藏の邊也。後醍醐帝第七の宮と申。其所の龍川寺に御位牌あり。自天王正聖佛とあり」

下總國

將門神社、（佐倉ニアリ、平親王の靈也と云）

讃州

白峯明神、（松山ニアリ、崇德院也）

阿波國阿波郡

新田明神、〔割註〕新田武藏少將義宗、脇屋右衛門佐義治、二人を祭る也。

河內國石川郡

水分ノ社、（祭神五社）中は水分明神、左りは日ノ神、月ノ神、右ハ吳子孫ノ社と云。鳥居の額は楠正行が自筆也。幷南木ノ明神は楠判官正成の靈を祭り給へり。宮寺の本尊十一音觀音、〔割註〕長二尺一寸、定朝作也」又大和の吉野郡に水分ノ神社とて神名帳に有、これはミコモリの神と訓して又御子守とも云也。

三貴郡

當宗神社、宇多仁和四年十月四日初て當國に祭る。むかしは奉幣使を立らる。祭禮は四月上の酉日也。宇多の外祖の姓は當宗氏也。

高市郡

恩地ノ神社（恩地村）一座、（大御食津命ノ恩地左近正遠は天兒屋根ノ裔也。河內國恩智大明神は中臣朝臣藤原朝臣ノ祖也、（木下神系圖）

丹後

浦島明神竹野郡阿佐幾川の東綱村に立つ。よりて綱野社とも云。浦島太郎を祭る由、浦島は當國の人、島根屋ノ命の後也。

隱岐國

後鳥羽神社島前に立つ

攝津川邊郡

吉備大臣宮　川邊郡、〔割註〕尼ヶ崎より七丁北也、〔錦樂寺村に在。
○寂光院〔割註〕再興平ノ信長　寺領三十石。北山草尾に在。開基良忍上人。文治二年建禮門院入寺。

播　磨

大荒社、（秦川勝と云）　大酒ノ神社、〔割註〕赤穗郡坂越の浦にあり、弓削守屋の大連なり」

武　藏

新田明神、（新田左兵衛義興也　矢口）

以上

一井戸忠右の家にて云は、井戸若狹守は明智が親族也と、牧ノ島の城に在しに、明智いひしは某思ふ事あり、其願滿たらんには大國は與ふまじ、小國一ツはまいらせんと云しを、若狹守聞咎めぬ顔にてゐたりしが、其後に光秀遂に謀反せし也。然れば此事は昔より思寄し成べし。一朝一夕の事にはあらじと云。

一上野國德川の新井將監、紋はかたばみ、姓は不詳。

一同國世良田の新井文左衛門、姓不レ詳。紋は蝶のあげ羽なり。此新井はもとは桐生の新井より別れしと云。桐生にて新井茂木山越を四天王と申傳へしとの由也。夫も紋は上羽の蝶也。

一武州榛谷郡五十子村藏國寺と云天台宗の寺有。こゝに新井の系圖有由、新井某とて武州東方居住の浪人申由、長崎半左家來中九兒左助申也。此新井元は鈴木圖書と云しが、新井の家を繼り、上杉管領より賜りし鞍など今に在り。元新井は上杉衆と云也。紋は井筒に花菱なり。

一後三條第三の皇子輔仁親王三の宮と申す

賣炭婦

賣炭婦人○○○家卿遙在ニ大原山ー。衣艸路險伴嵐出。日暮大寒向レ月還。白雪高聲窮ニ巷裏ー。秋風增價

□村間。□□白□重丁壯。最憐此時見ニ首斑一。

一八月三日越前衆物語、今度細太刀拵候に付、近衛殿へ御臺所御用人衆被レ遣候便りに承り合する所、木地螺鈿鍔、製は殿上人以下の物也。武家格別たれば只蒔繪然るべし。金具唐草彫上げ鞘の卷繪は山雀の物也。小目貫サイハイ菱が故實たりと云々。但今は堂上にても家の紋など、象眼に入り鞘の蒔繪も共通りか、然らば蒔繪象眼家紋も可レ然之由御差圖と云々。

一半一申。京都將軍の時評定衆の家攝津が子孫の家に、世々の宣命并將軍家の御教書を傳來せしを見候き。其人は越後守殿の家に飯田才右衛門と申せし者也。本姓名乘り益なしとて、いかなる故にか飯田とは申せし也。某も本名は多賀近江の者也。さればかの家に仕へし初は、外戚の氏を冒して舟木半右衛門と申せし也。越後守殿仰にて、飯田は攝津與一某は多賀半一に成し也。與一は半一と申せし者、かの家に名あらん者なれば、かく名付給ひし由也。攝津が事を、賴光の末の源氏といへど然はあらず藤氏にて紋は□板也。その攝津が家、代々伯耆の安綱が童子切と云太刀を傳へ持たりしと也。□家の記傳に詳也。京都亂し後は、かの攝津が後、日野衆の家に所緣有て仕へしが、其後又北國へ下りて、終に與一が代に越後守殿に仕へし事也。扨かの童子切は、いかなる故にか公方の御寶と成しにや、高田殿の御輿越前に入らせ給ひし時に、御聟引出物にはあらずして、御輿の內に入られて遣はされしと也。御守り刀との事にや。是より越後の家は傳へられたり。二尺七寸反り高く、目釘穴二ツ有き。橫手の處に疵有。童子の首の喰付し跡など申也。

一又大坂の賞に、少將殿へ神君の賜はらせ給ひし初花と云茶入の事は、三河に念誓と云者、神君へ此茶入を獻りて、これをを楊貴妃の油壺と申傳へて、某がもとに求候と申たり。初花と云名物たるよし申もの有しかば、かの念誓に其賞として五百石給ふべしと有しに、某知行の望なし、望む所は當國の酒入事を某にとらしめ給はゞ、何事か是にしくべきと申けれは、易き事也とて御判を給り、其後代々の

君も、先判の如くたるべきの御朱印を賜る事也。是を少將殿へ賜りし也。然るに尾張にてなされし御年譜には、初花をば秀吉給はるといふ事心得られず。秀吉遣はされし後に、又當家へ歸りて又少將殿へ賜りしにや、覺束なき事也。

細井次郎太夫、今は山本藤二郎と改名せしが、其坐に在て云、三河國を通りしに、馬子申すヒヤサケヤにて酒飲んと云しを、いかなる謂れの名にやと存ぜし、冷酒屋と書付ししるし有、家に入りて酒求めて飲たり。此號珍敷由申ければ、是は神君へヒヤサケを獻りし者にて、諸役免許の者の子孫也と、馬子申き。もし是念誓が後かと云々。

一秀次關白の謠の抄作らしめられしに、世雅坊。〔割註〕セヨウガボウ」と云法華の僧の、盛久の謠の抄に、主馬の判官盛國と云者平家に見へたり。盛久と云ものは見へざるよしをば、山中撿挍申すと記しけり。關白世雅坊を召て、いかにかく記せし。一定盛久と云もの無きとの所見有やと有しに、されば此事いかにも心得がたく候故にこそ、山中撿挍の申すとは記し候と申す。關白の仰に、清水寺に有代々の願書の中に、盛久が願書有。何條此者のなかるべきと有しかば、世雅坊が力にて、いかでかゝる寶藏を見る事の叶ひ申べき。是殿下の御光にてこそかゝる明證も委しく知れ侍りぬ。されば かの書を改め申べきと申せしに、關白いや〳〵我云し事を承りて、後の世までも傳ふべき物ならばんとて、其證明らかならぬ事をしるし、且は又其罪を山中撿挍に嫁せんとせし條不審也。只々汝がもと記せし如くにして置て、末代に汝が誤りを傳んもの也とて、終に改め給はざりしと也。

細井其坐にて云、ふねの船の字を公にすゝむと云事の知れざるを、五山の僧の中に、詩の柏舟の舟の字の傍に旁注して、舟は羞也と書付く。それを持出て、是によりて公にすゝむと云し成べしと云ける。

其事猶明らめよと尋究めしに、かの僧が杜撰也しかば罪に行はれし由、道春の記に有と云々。〔此段脫

落多し）

一半一云、十二調子の事、中華の書に見えず。如何と云しに、和角小太郎曰、某が先師適齋申せしは、調子と云事俗の誤れる也。調子はいかにもあれ、音律のよく諧りたるを調と云事也。又調子の下り上るを云事も誤り也。調たらんにはいかでか上りも下りもすべき。上り下りは則よく諧らぬ也。調子といふべき謂れなし、たゞ十二律と云べし。本朝にて所謂調の名は、異朝の書には見る所なしと申きといへり。某云、盤渉など云事は、中華の書になしとは云難し。但本朝の調子の名三韓より傳へし所にはあらずやと申ければ、尤成由坐中の者申き。猶尋ぬべき事也。

一今井元昌物語に、六官と云唐人は、本朝の語によく通じて、小歌淨瑠璃三味線なども、本朝の堪能なるに同じかりしが、謡をうたふ事はいかにも叶ひがたき由申き。凡唐通辭共の能口のものに限て謡計りはうたふ事成難し。此てうし何れの國にもなき事成由、唐人も申き。又奥州の物云、音も紅毛人の物いふ音と、壁を隔て聞に少も替らずおかしき事也とぞ。

一養昀曰、駿河町の越後屋へ親の參るに見せ店ども江戸に二ッ有。公儀の御用兩替店は此外也。一ッは呉服物、一ッは木綿也。此二ッの店にて一日に金千兩づつ平均に商ひ有と也。凡年計三十六萬兩の現金の商ひ也。江戸、伊勢、京、大阪、其外諸國散在の家奴共千人と云也。本町のごふくやの商ひもの金高の內三十六萬兩越後屋へ入し程に、それ程本町衰たり。されども本町にて呉服ものを商ふ事は、嚴有院殿御代より一倍多くうり出す也。然れば上品の衣服を着する人、世に多くなりたるの一證也と云々。

一半一曰、足利氏の代に、今川貞世九州の探題の時に、上洛して歌の會に參られし時、坐配の事既に爭論に及びしかば、堂上の中納言と相對して、左右を別て貞世を右に附せられし由、藤谷の家の記に見えたり。

一又曰、茶酌は昔は象牙也。竹にて造り始めしは秀用と云し者に始る。其時は節はなかりき後に付たり。

一朝倉與二物語。京師に住む浪人大阪落とか云しに、野尻五郎兵衛と云者有、其邊りに宗悅とて、是も浪人にて在し者が、加茂の者を下女に召つかひけるが、その女の事に依て、女の親來りて無禮の詞を吐かくる事の有しに、宗悅大に怒しが、身病て手合卿し難くしてとかくと云罵りしを、かの野尻何事にやと出合しを、五郎兵衛賴む、それ切給へと云しかば、心得たりとてたゞ一太刀に打切たり。所の者共立騷ぎしに、野尻曰、某かれを切たり。何方へも遁かるべきに非ず、しづまり候へと云。宗悅云くしかはあらず、某が賴て討せたれば、其罪は蒙るべき者也と云けり。かくて此事京職に訴しに、時の所司代板倉周防守、兩人申所何れも理りなきにあらず。周防が心一ツにて斷じ難しとて、關東に申されしに、その野尻に腹切せよと仰下されしかば、周防守野尻を召て、いかにもして助けばやと思ひて關東へ申遣せしかど、今は力なしと云けり。宗悅聞て、いかで去る事あるべきや、たゞ某が首を社召さるべけれと云しかど、關東よりの御裁斷のうへは叶まじと野尻腹切けり。宗悅我故に罪なき野尻失ひて、いかでか世に在て人に面を見すべきぞ迚、七日と云に是も腹切て死けり。所の者共哀れがりて、新黒谷に兩人が石塔を立つ。假名にて野尻五郎兵衛と刻みしを見たりしと云けり。

一寛永二九月、御番方の與力の長子行のよからぬ事重なりて、其頭に申て義絶して追出しけり。後にきゝしには、傾城町のくつわとてあるが許に身を寄せて、猶よからぬ事共を張行すと聞へて、かくては又いかなる事共をか仕出して、一族罪蒙らんとて同心に賴て切殺せとて遣はす。賴まれし同心行て一太刀に切倒して死けりと思ひて走り行しを、所のもの共捕へたり。かのきられしもの手深からざるにや生たり。町奉行に訴へしに、切たる同心も切れし者も獄に入られたり。此事いかゞ裁斷有べしやと云に、板倉かの野尻が事を引て、賴まれし者切らるべしと云けり。但しかの野尻が事、いかで宗悅をば罪し給はで賴まれし者を誅せられけんと云、此意をば坐中の人々心得ずと某に問たり。某曰、理はりなる事なり。野尻誅せられんには、宗悅も生て世間にあらざらん事は、關東にてもかねてしろし召

されたるべし。一人が命に二人を失ひ給はん事不便には思召しけれども、もし宗悦を誅せられたらんには、此後人頼にて仇殺する事絶ゆべからず。臆したるものは頼まれもすべからず。大に姦悪を禁ずる御裁断也と云しかば、皆人尤と云し也。

一江源武鑑の九、今川義元討れ候時、佐々木義秀より前田右馬頭池田庄三郎を加勢として二千三百騎遣はす。これより池田をば尾張に留め置と云々。

一雲州龜井新十郎玆矩江州に來りて見せし系圖

宇多天皇九代孫秀茂五男隱岐守五郎

義清（雲州隱岐領）—泰清—賴清—泰信—公清—義綱—
—政道（自二義政公一賜二諱ノ字一）—宗清—誠勝—淨光—高忠—泰重—
—秦敏—惟宗（雲州七人ノ内）—永綱—玆矩（龜井新十郎）

（庶流は略す）

一射義二、〔割註〕鄭注内正外。直習於禮樂。有德行者也。孔疏内志審正則射能中。故見其外射則可以觀其内德。故云可以觀德行矣〕

射者進退周旋必中禮。内志正外體直。然後持弓矢審固。持弓矢審固。然後可以言中。此可以觀德行矣。（六藝之三）

○射之爲言者繹也。或曰舍也。繹者各繹己之志也。故心平體正。持弓矢審固。持弓矢審固。則射中矣。

○古者天子之制。諸侯歲獻貢士於天子。試之於射宮。其容體比於禮。其節比於樂。而中多者得レ與於

祭。古者天子以射選諸侯卿大夫士。射者男子之事也。因而飾之以禮樂也故事之盡禮樂。而可數爲以立德行者。莫如射。故聖王務焉。注選士者先德行乃後決之於射。男子生而有射事。長學禮樂以飾之。

○射義篇題疏。虞書云。侯以明之。是射法見於堯舜。夏殷無文。周則具矣。

○周禮。大司徒以鄕三物敎萬民而賓興之。一曰六德。知仁聖義忠和。二曰六行。孝友睦婣任恤。三曰六藝。禮樂射御書數。

○鄕大夫之職。正月之吉。受敎法于司徒。退而頒之于其鄕吏。使各以敎其所治。以攷其德行。察其道藝。三年則大比攷。其德行道藝。而興賢者能者。鄕老及鄕大夫。帥其吏與其衆寡。以禮々賓之。厥明鄕。老及鄕大夫群吏。獻賢能之書于王。王再拜受之。登于天府。內史貳之。退而以鄕射之禮。五物詢衆庶。一曰和。二曰容。三曰主皮。四曰和容。五曰興舞。此謂使民興賢。出使長之。使民興能。入使治之。

一錢の事、職原抄大王鑄錢司、下に見ゆ。日本紀、續日本紀、續日本後紀、文德實錄等を考べし。

一善隣國寶記の下に、寛正五年明、英宗天順八年也。銅錢を大明に乞の表あり。

一文明七〔割註〕憲宗成化十一年也」銅錢を大明に乞○文明十五〔割註〕成化十九年也」銅錢十萬貫を大明に乞ふ事有、〔割註〕是みな義政將軍の時の事なり。」

一東鑑六七卷に奥州の貢金の事有

和銅開珍　九百六十三年　　萬年通寶　九百十五年（天平寶字四年）
天平宗寶　九百十五年（天平寶字四年）　　神功開寶　九百九年
承和昌寶　八百四十年（同　二年）　　成通元寶　八百三十五年
長平永寶　八百廿五年　　饒益神寶　八百十五年（貞觀元年）
貞觀永寶　八百五年（二年）　　寛平大寶　七百八十四年（二年）

延喜通寶	七百六十四年（二一年）	隆平永寶	七百五十四年（延喜十五年）
天平興寶	六百九十九年	泰　和	四百四十四年
元　貞	三百廿年	慶長通寶	七十八年
元和通寶	五十九年	寛永通寶	五十年

右は元祿七年迄和漢名數に出

開基勝寶（天平寶字四年）　乾元大寶（天德二年）

此二錢名數に洩る

右本朝の錢二十樣

一寶永二の春、竹生島の寶物也とて東都に持來りし內に、秀鄉の太刀也とて、チサガタナの身計りを持來る。長さ二尺餘、ナカゴの所にスカシあり、此形をスカシたり。いか成故といふ事を知らず。多賀半一が物語に、古作のものに柄の中心を如レ此にすかしたるを見たり。さらに心得られずといひしなり。

一鈴木能登守物語に、太平記に鹽谷判官が討れし事、めくら法師の平家物語にある、あやめの前の事をかたりしより事起とするせり。平家物語に此事なし。盛衰記には見えたり。是は何れの撿挍とか云しが、かゝる事かたらん事然るべからずとて破りすてしより、今の平家物語に此事なしと承りぬとぞ。

一今の印籠は魚袋に符を入し遺制と云、然る歟。

白石先生紳書　卷二

一盛衰記

壓口　足輕　附茸　流矢　鯖皮　越前地名　厝地　隻手打下風　叢祠　矢所　垣楯　矢長　飢渴　八

十梟　手定　手足　細爆　橇　踏組　黑龍明神　童女　生長　白引弓　下手人　七五三　編季

兵鑑集と云物に

一袖驗は、乳を眞中より前に附る也。絹を二ッに折て、中をたちて袖長に作るべし。何も折て褶縫を表になすべし。通例には絹を四ッに折てたつべし。長けは袖長札二枚長にする也。

一笠印の事、笠符は絹一幅にて褶縫を表になすべし。黑革をほそくたち捺て可レ結。手の間三寸八分、竿は竹にても鐵にても作るべし。

一中の笠符の事、きぬ二幅を以て旗縫をすべし。上下にくゝり有。上には細竹を入、下のくゝりには細くみを入、風前に吹返さぬやうにすべし。組の端し甲の吹返しの內へ付る緒有レ之。それに付べし。總じて笠印は家の紋有。長は凡一尺二寸、廣さは凡九寸、錦には金銀精好には黑字を用。是亦主君の好次第長さは有べし。

一狩野主馬尙信初の名は家信也。一信と改て又後に尙信と云。

一有レ僧曰、蓋和漢聯句之於二萬物之法一莫レ大レ焉。庶幾分二異同之品一備二吾之惑一。余曰、久慶二于文一倦二于學一不レ可二曾利子一也。僧嗟嘆而去矣。向後轉考二先賢之式一甚繫二末愚之蒙一。豈卷而懷レ之乎哉。仍以二連歌新式。〔割註〕後普光園關白作、一二條良基公」并追加（同作）新式今案〔割註〕後成恩寺禪閤作」和漢篇（同作）和漢追加〔割註〕當今御作」等一錄レ之訖。中山風雨之流、猶詩□裁法編記之。其外鳥獸草木之類以二微官新意一裁レ之。於レ是拾遺納言〔割註〕實隆卿」和也言二其志一漢也加二其語一不二亦宜一

乎。雖レ然略レ事以取ニ萬之一二一者也。所謂愚案之外□爲ニ先達之式目一莫ニ聊忽諸一矣。

明應七曆三月下旬　　槐下散位

右漢和三五韻跋　梟〔割註〕フクロウ　ケフイサム」右收入

按ずるに、所謂十一韻卽兼良公所作和漢篇題、これらは梟の字、不收公は文明十三年二月薨。明應七年を去る事七八年の前也。于レ時公年八十。

七舟盡可振立而廬利爲名子江乃濱邊過不勝梟

十一氣緒爾妹乎思念者年月之往覽別毛不所念梟

武者物語抄

一大阪夏陣に、稻垣攝津守天王寺口にて都築條右衛門と。云白母衣の武者を鎗付、新井助右衛門と云家來に首を取らせ、卽時に神祖に奉る。是に依て一番首に成たり。

一今川義元の家人新井加賀守が子勘右衛門也。勘右衛門遠州掛川の城主朝比奈備中守が甥也。加賀守は今川家滅亡の後は、佐野天德寺が許に遊客にて在し也。家康公三州山中寶藏寺にて、御幼少の時御手習あり。加賀守幼少にて同じく手習せしが、御意にそむく事有し也。夫故に今川亡びても、三河へ行事難くて、野州佐野へ行し也。後に神祖忍し態谷にて御鷹野の節、天德寺參りてかの加賀守が事を申されしかば、驚き給ひて加賀守を召れて、昔の御物語有て御氣色よかりし。其後御鷹野の度每に召れて御伽ニ被レ成、御相伴を仰付られし。其時勘右衛門は佐野修理太夫に兒小性にて在し、修理太夫家亡て稻垣に仕ふ。其時稻垣は伊勢崎を領せられし也。勘右衛門子も勘右衛門と云て、寬文の比稻垣の家に在り。

一太田道灌の討れしは、長尾伊豆守景春が謀にて、山內より扇が谷へ、我も長尾を誅し、君も太田を誅して後兩家和睦すべし、兩家の間よからぬ事は、兩家老共のなす事也と云て、太田を討せてけり。道

灌死せし時に、父道眞猶世に有て、川越より江戸ノ城に馳來る道にて討れし也。道灌江戸の城を構へし時は、長祿元年四月八日にて、于レ時廿五歳也。

一厭離穢土の御旗は、清康討れ給ひし時、信秀三州へ亂入せしに、親忠の菩提寺山中の大樹寺登譽上人僧徒地下人等を集め、百四五十人にて打出て後詰の樣に鼓譟しけるによりて、其後用ひ給ひしと也。

一小早川隆景は小早川平正平の名跡也。藝州沼田の城に在り。天正十八年正月に備後の三原の城を築かれ、翌る二月二日に移る。沼田と三原との間三里有て、太閤筑紫陣に三原へ陣せらるべしとて、隆景先立て上りて守殿を造る。職掌の作事共有しと也。本丸につゞきて東方に曲輪有。應安の比、正家と云鍛冶の在し處也とて、鍛冶曲輪と云。よき井有。正家が用ひし所と云。小田原の時、隆景尾州清洲の城番也しが、後に關東へ召れし也。

一丹羽長秀信長の時、若州一國に江州志賀高島の二郡を領す。若州青井に居城す。秀吉より越前一國に加賀二郡を加へ賜り七十萬國餘也。此時に北庄へ移り、天正十三年四月卒す。長重の時に越中外山の佐々に一味たりとて、加賀の松任五萬石になされ、其後小松へ十萬石にて移されし也。

一松倉右近太夫信重、和州高取の城主也。其子豐後守重政父卒せし翌年、同州二箕の城に移る。二箕は吉野川の下にて、宿の名を五條と云。元和元年五月道明寺表の戰功に依て、肥前國にて六萬石賜り、島原の城に移る。此城には有馬修理亮居城たれ共、重政思ふ所有て島原に城を築きて移る。呂宋を取らんとて、寛永七年の春、台德公に申て、吉岡九左衛門、木村權之助兩人をかの國へ差遣して其地を見せしむ。十一月十日に長崎より舟を浮べ、かの國に趣く。同月十六日重政卒す。明年六月に兩人歸るとぞ。木村は海中にて死し、吉岡一人歸れりとぞ。

一眞田源次郎信尹、信玄より其一家葛野殿に家督をなす。北條左衛門太夫の地黄の八幡の指物を源次郎に賜りて、其家に今に有。源次郎は武田滅びて蒲生氏郷の家にて六千石を領し、眞田隱岐守と名乘し

が後に當家へ召る。

幸義 左京太夫
｜
幸隆 彈正忠 一德齋
├ 信綱 源太左衛門天正五年九月十一日三州長篠ニテ討死
├ 昌輝 兵部助長篠討死
│　└ 五郎兵衛 越前忠直家人
├ 昌幸 武藤喜兵衛 後安房守
│　├ 信幸 源三郎後伊豆守
│　└ 昌衍 左衛門督
└ 信尹 源三郎葛野市右衛門 眞田隱岐守
　　├ 幸政 長兵衛
　　└ 正信 內藏助

武田系圖

義光 新羅三郎
義清 刑部三郎甲州に住す
清光 逸見冠者
板垣 十二年陣代
信義 太郎
信光 伊澤九郎
信政 伊澤小五郎
安田 十年陣代
信時 五郎伊豫守
時綱 伊豫守
信宗 伊豆守
板垣 十年陣代
信武 陸奥守
信成 二郎刑部太輔
加々美 九郎陣代
信春 三郎甲斐守
信滿 二郎安藝守
板垣 十年陣代
信重 三郎刑部太輔
安田 十年陣代
信守 刑部太輔
信昌 九郎刑部太輔
信繩 五郎左京大夫
信虎 五郎左京大夫
晴信 大膳大夫
勝賴 四郎
信勝 太郎

一尼子左衛門尉晴久は伊豫守經久の嫡子也。經久は中國七州を領す。晴久は五國を領す。雲州の富田月山に在り。永祿五年七月毛利元就雲州に向ひ、島根三郡を取て島根に陣し、朝夕の戰有て尼子七年籠城せり。終に永祿十一年正月城を守る事難くて、廿日に晴久其子三郎四郎義久、二男九郎四郎、三男百晉子、兄弟三人共に降る。元就是を藝州下三ロ村に置、義久髮剃し、端閑齋と云。山中鹿之助は月山降て後、丹後に行て明智を賴み、信長へ光秀が客と成て居たり。松永が志貴の城に背きし時、信忠の軍に從ひ城を乘る。其後は丹後へ往き、因州鳥取の城主山名禪高が家臣武田が爲に追出されて流浪せしを議て、因州へ往きて舊臣を催し、武田豐前守を滅し、禪高を本國に入れ、安土へ來りて信長へ見へ、又丹後へ歸り思ひしは、元就死して八年、今は輝元代になりて武事古に似ず。時至りぬと思ひて、信長を後楯とし、尼子式部少輔が男泉州堺に僧と成て在しを迎へ、尼子孫四郎勝久と名のらせて天正六年四月作州上月の城に楯籠るに、毛利が勢に圍まれて、終に利なくして毛利へ降る。勝久が命に依て也。勝久は自殺しける也。扨筑州へ赴くとて、備中の相の渡りにて河合新左衛門に討るとも、又福間彦左衛門に討るとも云。鹿之助于レ時三十四歲なりき。天正十四年八月十五日雲州富田の庄に生れ、十三歲にて始めて軍さし功を立、十六にて菊地音八と云勇士の首をとりき。河合は毛利家天野隆重の家人也。

一佐野天德寺宗綱が家人松田金七郎秀宣は、〔割註〕蒲生の八人の足輕大將の內也」和州添下郡粟殿の人也。父は松田新入齋とて、秀宣は松倉右近が甥也。新入は杉田松田とて、和州戒重の城主戒重甲斐守が老臣たり。杉田は越前の杉田壹岐守が爲には祖父也。松田は秀宣が曾祖父也。毛利大膳太夫綱廣の內に、松田權左衛門就重の爲には曾祖父也。秀宣後に長束に仕へ、關ケ原にて鐵砲に右の乳の上を穿れたるを、家人つれて和州粟殿へ歸り、其疵既に愈んとせし處に、明年正月二日馬乘初に、癖馬を若者共の乘かねしを見て、夫に乘て地道四五へん乘りかけに移り、三遍目に血走り、同四日死去せし也。

一服部半藏、渡部半藏、渥美源吾は、横須賀衆にて大須賀へ御預の衆也。横須賀衆今は大方紀州に在り。五郎左衛門に子なきが故に、榊原息出羽殿遠江とて在しを、出羽を五郎左衛門養子とす。五郎左衛門死して出羽守も程なく死す。其息式部少輔家督して又五郎左衛門と云。二男遠江守は榊原の家を繼。然るに又、遠江守も死して、既に榊原の家絶んとす。其時に式部が大須賀の家に其儘在りたるが榊原の家繼んかと仰有しに、同くは榊原の家繼申度存ると申故に、神祖さすが小平太が孫也と御譽有て、榊原の家を繼せらる。其時横須賀衆をば紀州へ御附有、又御旗本へも召れし也。村上彌左衛門などは式部へ其儘御附有し也。

一可兒才藏吉長は、葉付の竹を指物にして、度々功を顯はしたる故に、笹の才藏と世に申せし。幕の紋は笹に蟹也。才藏は明智衆也。明智滅び、秀吉の計にて關白秀次へ付玉ふ。尾州小牧にて秀次敗軍の時、才藏後れたりといはれて、高野へ引籠居る。織田城之助の介錯せし鎌田五左衛門も、同く死せずして世にそしられて、是も高野へ籠りしとなん。此兩人、福島左衛門大夫高麗の時に太閤に申受て召し連たり。鎌田朝鮮にて矢に中り死す。才藏は其儘に福島に仕ふ。男子なくて、女子二人有て、一人は森助兵衛が妻となして、一人は名部と名付て、山岡道阿彌の息左門と云を養子とせしに、左門死せし故、その後東城將監が子を名部とし、慶長十八年十一月二十四日に、才藏は藝州廣島にて病死しけり。町はづれ成矢賀山の麓に土葬にす。今も石塔有。往來の人拜して通ずと云者なし。

一下總國小弓の社家の神義明は政氏の二男也。下總の高木、兩酒井、上總の萬喜、安房の里見など公方を仰ぎし也。義明を生捕、鎌倉にて誅せしと也云々。(此章脫失)。

一佃又右衛門蒲生氏鄉衆也。慶長の比、切支丹御禁制のときも、大祖より佃をば御赦免有し也。氏鄉死して後、福島左衛門大夫に仕ふ。左衛門大夫宗旨をかへよと有しに、佃申す、只今の宗旨替る事曾て不レ成候。某此宗旨を偏に難レ有存じつめて替られぬには非ず。一度家康公より御赦免有し上に、今更

刑戮にあふ事悲しきとて、替る事は本意にあらずと云切て誅せられしと也。武田左京大夫信虎の家人に原美濃守と云者、法華宗なるが、信虎念佛申せと有しに、我家の作法にて念佛は申さず候と辭したり。ひらに申せと有しかば、美濃怒て題目を唱ふれば成佛し、念佛は地獄へ墮ると思ふ。愚なる心には非ず。主人の仰也とて、我頼む宗門に嫌ふ念佛申さん事、士の道にかけ候とて罷在しが、勘氣蒙りて甲州を拂はれて小田原へ行しと也。

一信玄味方が原の勝軍して、諸將のすゝめに不レ從して、濱松を不レ攻、ナグリの宿を放火し、其外普濟寺など云念下寺を焚て、其紛れに味方原へ打出陣取て、十二月二十二日の事なれば、天寒く雪ふり、思ひ／＼に指物立て陣取しが、其夜も明て、信玄は首實檢して人馬を休ふ。公の仰に、敵いまだ味方が原に在り、昨日の軍に味方勞れたりといへ共、我地にある敵を引次第にせん事は、きのふのおくれ軍に音を入れたる樣なれば、是非に人數を打出すべしとて、味方原へ打出給ふ。甲州勢すはや敵こそ出たれとて、穴山左衛門入道梅雪信行を大將として、ナグリと云所へ出向ふ。味方より足輕を出し、大久保七郎右衛門向て矢鐵炮を發す。敵にもこれを防ぐ。宵の雪氷に驅引も自在ならず。手足も凍へて働き得ず。味方勢を入しかば、敵にも勢を引て、廿四日には武田勢三河遠江の境刑部とて、味方原より三里北に引入越年せし也。

北條家

松田筑前守康定—松田尾張守康高—尾張守政賢 小田原籠城の人
　├松田肥後守康江 孫太郎岩松 孫太郎と云ろ也
　└松田六郎左衛門定勝 台徳公の御旗奉行

一丹羽長重佐々と一味して逆心の由、長臣の長束大藏少輔戸田武藏守連判しながら竊に秀吉へ告たりき。

△御幸塚は昔德山勝左衛門が居城也。其後に佐々内藏助居城と成りき。

一長重小松拜領の時、大阪に在て先へ人を遣す時、大津にてのみさいづち鋸り何れも千人前づゝ調へ下れと云はれし也。扨關ヶ原の時、利長金澤にて高山南坊に向て、小松を攻落して味方を勇めんと在しに、高山小松に於ては、いかゞ御座有るべきやと云しかば、利長無興の色見へたり。其比小松の城は惣構は大竹藪にて構もなく、かき上ケの様也しに、金澤勢押來ると聞て、長重下知して門壁丈夫にして、竹藪を切拂ひ、切株をそぎて、足場よからぬやうにかまへられたり。利長これを見て、さすが長秀が子也と感じ、小松を攻ずして南坊が積り老功也と云傳ふ。又長重の遠き思慮をも家人等始て思ひ合ぜし也。

一篁洲云、物を淸むる事を澡瀹と云。陵遲の注、宋書刑法志に出たり。（此下落字）

一メンドウナと云は、平家物語の天とうなの義と同じく日を費すの義歟。むだと云も、ダフナの轉語なるべし。

一猪の目は印の目と云事の由、具足師の說也。〔割註〕摩利支天の印也。日輪の印とも云由天台の說也」

一サクヅは澡豆たるべし、と木下右衛門殿談也。

一篁洲云、巢鷹を飼立て使ふに、心の儘ならずと云事なし。されど網懸の鷹とくらぶれば、鳥を取所の働は大に劣れり。巢鷹は網懸に及ばず、網懸は生れながら狩を見せ習ひし故に、其働大にすぐれたる由、紀州の鷹師云し也。學事も此心得有由申されき。

一鷹師と云事を、堂上にはタカンゼウと宣ふ由、適齋云しと、和角小太郞物がたり也。

一酒を三ッと云事は、三輪川の水にて酒をカモスレバ淸冽成よし、或抄に出づと尋ぬべし。松林をしるしに立るも、此義による成べし。

一神無月と云は神嘗月と云。年中行事に、十月神嘗の事なし。按ずるに、此月には神事なき月なればかく云ふ歟。

一篁洲云、先年來りし張斐は、唐山に歸りて兵を起せしが事ならずして道士となりて遁れ去りし由、長崎へ來れる唐人の申せしと云。

一勸兵の字　日本紀にツハモノヲトヽノヘてとよみし也。

一出羽の長瀞と云所有、ナガトロとよむ也。

一越前宰相殿の代に松下左大夫、東條三左衞門と云二人同罪の事有て召禁ぜられしが、東條三左衞門は頓て病死せり。松下が罪有に決して、父子三人共に斬られたり。其とき宰相殿仰せけるは、東條が生きて在んには申開事も有べし。旣に死しければ罪の有無決しがたき事也とて、それが子九之允と云ふものを命助て祿をば召放たれたり。此事朝倉翁のものがたり也。尤なる事也。

一水戶に來りし朱舜水の死し時金三千兩有て、中納言殿へ返し獻ぜられし也。世に在しほど、每年に費なく家事を約にせしを、鄙吝なるは唐人の習也と云し者も有き。朱氏は志有てかく有しと也。いかにもして再び本國に歸りて義兵をも擧ん時の料に、かく有しと也。哀れ成事也。常に申されしは、本朝の如くにはあらず。唐山は黃金乏しければ、我朝の黃金を以て彼國に用ひんには、百倍にもあたるべしと申されしと申されしとぞ舜水の世に在しほどは、淸朝の政事に缺る所なかりしかば、時いまだ至らぬと思ひゐられし成べし。

一張斐は、南京にて庚玉が魯王を奪取立まいらせんとして事ならざりしを遺恨の由申せし也。心越はそれは僞れる事の由申されし。張斐は三年迄我朝に來りて、水戶殿へ仕へんと望しか共、其頃水戶殿心越の事を漸招き出されし昔、事ならざりき。一說に、張斐とかく本國へ歸りて、又來んと云し故事ならず共云き。されど心越に猜忌の心や有けん。古き人の申せしは、三家の御方に唐人三人迄は召置る事御免しの由申きと云。

一越前の產士馬場勝之助と云もの有。澤庵和尙の知音也。或時難じて曰、聖人の道を學び、佛の道を學

ぶ者多く侍れど、言行の正しきもの稀にて候也。然れば儒佛も無用のものに候と云。澤庵の云、五穀をくらへば化して不淨と成候。しかりとて食はざれば用なし。不淨又五穀を養ふ。萬事廣く眼をつかひ不レ申しては窮屈也。自分學んでいたづらのものにならん事を、よくよく耻られよと申されき。

一或人周防守重宗に云けるは、天下を治るもの萬世たりとも、人の仰望する事を法にされたく候。重宗云、我等如きは左に非ず。重宗等が名は傳はらず共、一時の治をなして、君の御政事のくらからざれば、我は足れる也と申されし也。

一重宗京職の時、知音の云、當時足下の政を戯れの如き事多しと云もの有。此義はいかゞ心得給ふと問ふ。重宗答て、我は治を見て法を見ずとぞ。

一中山備前守死に臨みて、子息を枕本へ招きて、其方事不忠者にも成まじ、又臆病もすまじ、此二ッは我安堵せり。御政事にもたづさはらば、其方心に至極叶ひたる者と叶はざる者とを、いにしへの道に引くらべて能察せよ。申置事此儀計りなりと申されき。

一寺澤志摩守へ堀江宗信と云者、少しの由緒にて客分に參り居けり。此者泉州堺の産にて、上方の士とは知音多し。ある時大和の士何某事、關ヶ原にて何れの手に屬し、潔く討死を遂たる始末を物がたりけり。右の何某は、常には錢の數をも知らず、米の升目もしらざる者にて、眞の武士にて候と云けるに、志摩守云、眞の武士と云者には非ず。よの中をうかと心得たるやくたいなしと云者也。治世の十年とも續く時は、飢渇をもまぬかれず、武具も持ぬほどに零落する者也。多くは人の目利に世帶の事をも知らぬ者を、よき武士と云事、當時の流行り者也。よき時分に軍の有て、いさぎよく討死を遂しは仕合者哉。日くら打の當りたる也と申されき。

一新太郎少將ある時、春秋傳をよまれしが、魯の君十九にして童心有といへる所にて申されしは、我身に甚だ耻しき事有。唐鳥やうの類翫び斗りにして、無益の物は丈夫の心を養ふべきものにあらず。是

亦童心をまぬかれざる也とて、悉く寶をはなち翫びものを捨られしとぞ。

一故井上河内守云、當時東山時代の蒔繪とてもてはやすはいまはしきもの也。人君欲を極め奢を盡す時は、無益の器を作り名人出來るもの也。是足利の運の末に成たる驗し也。無益の事をなして金銀を多く得るを幸として、不覺をはけむ故也。盛りなる世にはなき事也とぞ。

一明智か臣に熊谷宅右衛門廣政は不思議の者也。常に戯言を好みて、鎗を合する間も種々の秀句を云けり。あるとき明智が知音の方に馳せ合有て、其が勢として、物頭阿木彌市と熊谷が輩七八騎差添て安否を問ふ。且着込迄にて目立ぬ樣に出立加勢すべしとて遣しけり。七月三日の事也し。十四五里を一日一夜にもみにもふて驅付けるに、敵がたには、明智の加勢雲霞の如く來る由を聞て散々に迯去けり。其由途中迄使來りて謝し申ければ、熊谷言下に、

阿木來ぬと目にはさやかに見へね共加勢の音におどろかれぬる

人々其敏捷を稱しける。此人何事によらず理にさとくして、的中する事多かりし。或時知行所の百姓歌をよみ詩を作りて熊谷に見せければ、其詩歌を賞して、必子共へは無用の事也。飯はすぐれたるものながら、手足に付てはわるきものなり。其方が詩歌のたしなみもかくの如しと云ひし。

一此宅右衛門が子熊谷宮内は、後に水戸光圀卿に仕へけり。これ又不思議なるものにて、能の達人なる由被二聞召一度々被二仰付一けれ共、とかくに病氣など申て終に相勤めず。或時江戸にて客設の有し時、又々仰られしに、相勤可レ申由を申けるが、其日に至り必ず作病を仕、御斷を申べくと思召けるに、何事なく相勤けり。元より音に聞へし程の上手にて御感有けり。揚樂屋へ入と直に病と稱し、五十日程不二罷出一。夫より後はたへて不レ被二仰付一。いかなる思召か有けん、頓て足輕を御預けありけり。御鷹野などの節は、いつも撰り人に召れらる。ある時夜話の折に、様々の咄を申けるに諸藝の咄になりて申けるは、士は第一藝の爲に名を奪れぬ事大事也。惡敷心得ぬれば、肩に出來たる病の首を押のけ

る如く、甕斗りになりて、其身は無用の人と成候と申ければ、甚御感有て、さすがに親が子也と仰あり。其後御側の衆へ召れ、宮内が我等申付たる能を度々うけがはぬ事、いか様にも思慮有べしと思ひけるに、我等が所存の通にて滿足也と仰有し。一兩年の中に政事にも預りしとぞ。

白石先生紳書　卷三

一琵琶泉　壬寅詩　　兵書峡　在歸州穰溪口
琵琶亭　九江　　古賦字棘喙不能句者
琵琶洲

一陳秀民有題幼住菴中峯和尙蓮池野亭小像詩
秀民至正中。爲武岡城步巡檢知常熟洲。國朝未詳所終。開玄豹鶴林集。載秀民作來鶴詩。在從〔割註〕〇校者云恐脫干支二字」至己巳二十二年列朝詩。

一高殆有吳仲圭枯木竹石ノ詩
沈石田贊史癡翁〔割註〕名忠字廷直」像曰。昭角低垂。鼻孔仰露。傍若無人。高歌濶打。（恐脫一字）世滑稽。風顚月癡。灑筆淋漓。水走山飛。癡每自詫白石翁。爲我寫眞也。

一常倫腰双刀。馳走渡水亭。顧見水中影。驚蹶。及出於腹。潰腸死。

一天寶之末。章曲終繁聲爲入破。

一先生曰、大職冠の血脈は九條家也。二條家も九條の分派なれば相同じ。近衛殿も三藐院迄にて絕へたり。應山は後水尾帝の御弟にて御繼有しなり。

一篁洲云、紀州に三木山庵と申人當年百四歲也。子はなくて養子有。これも六十餘也と申す。山庵は德庵の弟子なるよしなり。元祿乙丑のとし四月先生の席にて承る。

一先生に海綿と申物の事を尋申ければ、能登の國より出で侍る某、童稚の時より手習ふ硯に入てあれば墨汁をよくふくむよし、北國より來る由を聞覺えて、後に加州に事へし時に、もとめて今も侍り得るべき由仰有。格雲云、俗に又水絲瓜とも申由也。

一先生又能州の邊に石砮を間々得る也と仰有。某答ふ。殊に奥羽の地方に雨るよし申す。續日本紀やらんにも、一年に兩度雨りたる由を記し申に、是體なる物に記する始りと存ず。たゞし私の考には、雷斧雷楔の類か、奥羽は雷の震する事多き地方にて侍る。古記に見えしも夏の比かと覺申す。もし然らずば、粛愼地方の石砮を、龍のまき來るが、羊角風の吹送るなるかと申せば、先生雷爪也とて、黒く漆にてぬりたる様に光澤ありて、頭の方は尖り、尾の方碎たる様なる物、是も能州地方にあり。其堅き事金鐵の如し。但しこれは海龍の爪なる由を承ると仰せ有。

一此席にて鳩洲云、昔紀の南龍公吉田より舟にて海を御渡り可レ有時に風甚しく浪險なる故に、諸老臣これを諫めて止む。公曰、逆風には非ず、唯風の少し甚しくて浪の高きと云ばかりに何事か有べきとて止め申せば止め申ほど、强て御渡り有べきに決定したり。諸老臣せん方なさに、先へ渡りへ行て、船の事奉行せし故老の者の頭する人有。此ものさる古兵なれば相謀るべしとて呼ぶ。老兵即ち來りて、しか〴〵のよしを聞て、公を止め參らせて陸を御通り有る樣なるは、いとたやすき程の事にて候とて公に見へ申。公曰、汝は先へ行べきに、いかにしてか來るとあれば、此風に御舟に召さるべき由承る程に見え奉ると申す。公されば人々風あらき由にて危かるべしとて止めぬ。風あらきとて、逆風にもあらばこそ、追手の常より暴きに何條の事か有べきならば渡るべき由を申渡したりと仰あれば、仰尤に奉レ存候。御船はこれほどの風に何のくるしき事か御座候べき、御恙ゆめ〳〵有べからず、御渡り有べきにや。但し御供の船共は、此風には一艘も事故なふ渡るべくは存ぜず。しかりとて公の御渡り有べきに、誰か供奉し申さゞらん。此事いかゞ有べきと申せば、しかあらばとて御渡り止みき。

一格齋云、眼疾には何となく年月を經て妙効のあるは、臘月に蕪根を陰乾にして煎茶にひたし眼を洗ふ。又齒の藥には松毬のいまだひらかざるを、鹽壺に入て鹽を以てこれをつめて性を存して霜にして日夜に齒を漱ぐべし。

一篁洲公、眼科の良工の申せしは、煎茶は眼病に驗はあれど、久しくしては害をなすよしを承る故、いかなれば藥せざれば、病もおのづから何事もなく、煎藥を以て洗へば病をかたむる心有、故に後に治療を加へがたきよし申せしと云。

一身に釘針の類、又は木ノ刺などの立ちたるに、梨の樹、柿の樹、まゆみの樹、廿匁づゝ霜して味噌を少し丸して、これを酒にて和して溫服す。刺物自から脫出すと云。但し三樹ともに萠芽の發せぬ時を候とすと也。

一鯁骨を治るには、蟾蜍の溫乾せるを末にして、梅ほしの肉に煉りて甘艸少し加へて、さて紫の袋に入て糸を付て指に縛りて口に啣む。鯁骨自ら脫出す。糸にて指に縛せざれば袋を內に吸入らるゝとなり。

一餅の喉につまりたるには、鷄卵をつぶして口につぎ入れば忽に脫す。

一作り土のきれの事、紋兎に花なれば花兎といふ。其外はつくり土と云。つくり土とは、茶碗などを燒とて摸形に作りたる土の形なれば也。織物多くは金也。印金は又外也。

一井戸手の茶碗は、井戸三十郎の朝鮮より取て來りて太閤に進ぜしを秘藏有て、常に井戸の茶碗と召れし故に、其形ちなるを井戸手と申也。

一雲鶴は、朝鮮國王の官器の文なる由、先生仰有。二重切の花生を隔筒と申よし、是も先生仰也。

一先生曰、ある古き職原抄の抄物を見侍るに、いにしへは天下の禮儀は、朝廷にのみありて、士庶人は曾てしらざりし程に、おのづから朝廷を奧ふかく恐しき事に思ひて、恐れみ尊とみしほどに王道さかへたり。其後には武家に禮儀移りて、士庶人までよく知り辨まふるほどに、朝廷をおくゆかしく思ふ事もなくなりたり。然るほどに、王道も又それに付てくだれる事也。しかして鹿苑院殿の時に至りて伊勢小笠原大舘に命じて、三儀一統の大草子を撰定られて、此三家又天下武士の禮法をつかさどりて天下の士庶人は禮儀を此三家よりうけて行ひしと見へたり。但大舘を武田ともいひて、伊勢守は記錄

所にて、蜷川などは開闔たり。是又文道の禮をつかさどる。小笠原武田は武道の禮を司どれりとも云。今も其餘風の禮といふは、公方の右筆の禮を天下に遵行せしむる事也。かく有てこそ、禮は天下の防とも成べきなり。庶人の禮を儀せずとも、よらしむべし知らしむべからずなども思ひ合せられたる事也。某は答申に、しからば殷因夏禮、周因殷禮、この禮の字は、すでに制度儀章の禮と見たき事と存ず。三綱五常は殷周よるまじきと有。とてもおのづから因る所有かと存ず。因の字是こなたより因るの字也。三綱五常なくば、何ぞ因の字を假る事を勞せんや。昔は王朝の禮三代相因りて用ひられて、過ると不レ及とを損益して、一代の禮法を定められて、此禮神器と共に相傳れるに、周の衰へしより禮を野に求る樣に成し程に、天位おのづから輕くなりて、秦に至りて大に變じて、先王の禮を不レ用、一代の禮樂を作り出したりしかば、人是を尊むるをしらず。然後漢高唐堯の遠孫とは申せ共、匹夫より起りて提二三尺劍一馬上に得二天下一玉ひしより、天子には庶人も成ればなる事の樣に成來りて、代々の逆亂止む時なく、甚しくては春秋の天下を知る事幾度と云事をしらず。本朝には神代の遺風猶透りて、百王の今迄も一姓にて渡らせ玉ふ事を見ても、王朝の禮を取傳えたる故も有にこそと申せば、さればよ、近き頃見たりし書に、馬援が西羌を關中に遷し、其後南匈奴を內地えうつされしよりぞ五胡の亂は起れり。いにしへ華夷の隔有し時には、夷狄の醜類、中國を奥床しく恐しき事に思ひしに、かの西夷の關中に入り、匈奴の內地に來りて、中國の事をよく知りて、恐るゝに足らずと思ひしより中華を輕んずる事の端にはなれるよし侍り。天の險は升るべからず。地の險は山川丘陵、さて又人の險とは何をかいふなれば、禮を申と承る。昔八幡殿の武勇功勳のましまして、當時鬼神の樣に思ひしだにも、粟田關白の門を守られし事、古事談か、續古事談には見へたるに、此禮一度民間に落て、禮を野に求て、地下より王朝の禮を沙汰する代になりて、日一日年又年末世の俗とはなれり、心得べき事也と仰せたりし。

一子持筋といふ事は、太き筋を二つ引て、其中に細き筋一つ入れたるを申也。上下の太き筋は父母にかたどり、内の筋は子をはらめるにかたどる也。今世に太き筋一筋を引て、其下に細き筋有を申はあやまれるよし、古き蒔繪師の申せし也と、先生曰ふ。

一硯のよく墨色を持出すを潑墨と云。墨色を澄すを退墨と申也。

一篁洲云、今の天子太子に立せ給ひし御時に、勅使關東へ參向ありしに、其人にしたしき關東の御家人訪ひて物語せし時に、今度立天子の御事にて御下向の由、路次の御疲勞とこそ存じ侍れ。扨は此度の御使こそうたてき御事なれ。抑天下の大禮と申事を、何れもには存知なき故に、關東を始め天下にて、朝廷より參らする樣をこそ知ろしめされね。承るに、一の宮には御障子にとり付給ひて御歎有しを、その御手を引はなちて引たてまいらせて、御出家をなさせ參らせ、今の太子を立させ給ふ由を承りて驚き恐れ入てこそ候へ。天子の第一の宮にわたらせ給ふを、かくあらけなく引立まひらせ、御心にもそひ給はぬ御出家をなさせ申て苦しからぬ御事に候はんならば、今一階おしのぼせ參らせて、かゝるふるまひしてもくるしかるまじきにこそと存ずれば、扨あさましき代には成まいらすると存ればと、涙にむせびて申されしほどに、勅使もとかくの返答に及ばざりしとぞ。

一先生曰、禮記の讒言する事なかればさかしらごとゝは申せど、讒諂などの事にては侍らず。儳の字と通ずる也。儳は物をきゝ入る事なれば、人の物語し侍るを、俗の所謂こしを折ると申事也。雷同する事なかれと申は、某若き時、古き人の敎しは、人の物語するしり馬に乗るなと申されし。たとへば今日は天氣のよきといはんに、天氣よくて風もたゝずなどゝ云ひつゞくるを申也。勦說とは、たとへば人の物がたりせんに、かゝる事侍ると申さんに、其事こそ某能存じたりとて引取て物語するの類也。

一又曰、はらぶとといふ魚、四國の產斗りに子侍る也。又は四海の魚、四國へ行て子を孕むとも申す。しかある故に、四國にばかり侍るといふ人有。さ心得ぬると存たれど、人のいひし

を心得ぬ顔に物せん事、いかゞと思へばさこそ侍らめといひし。某存ずるは、はらぶとゝ云魚、いづくにも多く侍る事にて、四國よりして其種類の渡り來るにや。思ふに鳴戸を越る魚は、おのづから勞する故、肌肉强くなりて魚子を能く保つ成べし。他土の魚胎を保つ事を得がたき故に、かしこゝにて漏れて種を遺すと見えたり。もし左なくば、四國の魚には子を胎る事多く、他土の少なきはいかゞと存る。九州よりもはらぶとのからすみを産する所有と仰也。又子魚ははらぶとかと仰有。

一又曰、よし原雀と申は僞也。よしわり雀也。即ち葦割也と。

一幼敏の人、成長の後術業さのみ崇からぬ事多はしかなりといふ事を、先生の前にて申人有。時に先生曰、とかく三十以後四十ばかりの頃ならでは、いかにとも申されぬ事也。某若かりしより、幾千百か幼敏の人、見もし聞も仕るに、末の劣りたる多し。俗に白瓜藝とやらん申て、一寸二寸の時は價貴く侍れど、尺にも至らん比には、殊の外價賤しくなり侍るなりと、むかしよりも申也と有しに、格雪ひそかに申せしは、天下の術藝才德ともに、凡そ關ある事四五ありと存ずる。第一第二三の關は透り安し、第四五の關はとをり難き事、龍門三級の浪よりも猶嶮し。しかるに幼年の人、第一二三の關を早く透り過たる有共、かの第四五の關に至りて透り得る事あたはず。此所に至りて、とし月を經るといへども、此所多は人力を以て計は透りがたし、遲鈍の人歩みに怠らずすゝみ行ほどに、始のほどは、かの早敏の人よりは跡にたちて行やうに見ゆれど、年月を經て第四五の關にては留滯する所の人に、いつぞの程に行付て肩を並ぶる也。但し此歩みに怠らずすゝみ行人は、十に一ツも油斷なく、其勢に四五の關をも透り得る事はまゝあり。早敏の人は一旦の勢ひにて、するくと二三關を飛越るほどに强弩の末力になりて、多くはかの四五の關にて怠り出て、行あたりて退歩する事は有也と存ると申さる。さも有べき事にや。

一紀藩に南泉禪師の眞跡有よし、篁洲云。

一格雲曰、畫師鷹圖を成す事、眞を離レ得由俗にいひて、鷹子を養ふて、狩獵を好む人によく鷹を聞て圖する人有。世以是を賞す。或人云、それも眞鷹にはあらずと云ほどに、いかにと問へば、答ふるに架鷹はいかにも逼眞なる筆も有、或は木に岩に抔ある野鷹は少も似たる所なし。其故は嘴爪の類悉く人の作りたる跡をうつしたるにて候、山林にある鷹の嘴爪は、ことの外かはり申たりと云。みな〳〵驚嘆すと云し。

一鹽鐵論に、亂世如レ盛。治世如レ虛と有。亂世は繁盛ににぎやかなりと見ゆるなり、と先生仰あり。

一信長の弑せられ給ひし時に、加賀の利長は瀨田の橋へ着有し比に、其の聞えたりしに、諸卒こと〴〵くに逃散じて、只七人ならでは付添たる人はなし。今も其七人の子孫あり。其逃散せし人々も、何れも譜第の歷々たり。其故は信長すでに天下を半ば手に入れ給ひし上、此度の上洛には、諸國追日平均して、皆人安樂にこそなるべけれと思ひて登りしに、此事出來たれば、又々天下の大亂と成て、いつ治るべきともしれざれば、早々國へかへりて妻子の行衛をも見んとの爲なりと聞へたり。我等共物覺へて、若輩の人々今は治りし世にて武を用ゆべき樣なしなどいひしを、老武者の度々功有しかいはく若き人々何事を宣ふと、われらもかしこゝにて、たとへば百人二百人の內にて、漸一人二人生殘りたる故にて、かく世にはながらへ候へ、もし明日にも變亂の事あらば、皆々も生のこり給はんは稀成べし。かゝる太平の世に逢る事はなりがたき事ぞかし。さなのたまひぞといひし、と先生曰ふ。

一又曰、文帝の黃老の道を用ひ給ひし事、又さも有べき時勢と存ず。近く本朝にて德廟の御時、何事もなく治を補佐せられし曹參が風によく似たり。其後猷廟の御時は、武帝の時勢によく似侍りし。乍レ去それも末年に及び給ひては嚴に過たりと見へたり。井伊殿さへ、自筆にて一日に三度づゝ壽林尼迄御機嫌を伺申され候。加賀の肥前殿も同じくさなりと承る。かく事嚴しく成て後に薨去ましませしに、掃部殿大勢の中にて申され候は、若君樣は大果報の御人哉。公方樣今一兩年まし〳〵たらば、必定天

下大に亂るべきとこそ存ぜしにと有しほどの事也。嚴廟の御代に至りて、始めは保科紀州御後見致され候内、又よく世を靜に何事なく取おさめられしに、肥州伊豆州、阿豐州などなくなりて後に酒雅樂殿日々に權門强くなり、稻濃州は才智有て嚴に過たる人也き。されど雅樂殿には寛仁なる所有て、御旗本を始として人の損ぜざらん樣にのみものし給ひし故に、今も其子孫の目出度事をば、天下ことごとく悦ぶ也。只一ッ權を固くするの病有し故に終りをよくせざりし。殘り多き事也と云々。

一昔城中にて足早に走る事もならざりし。加州の士一人城中を走り行しを、目付衆見咎て、加州へ其ことはり有し程に腹をきられし也。又旗本衆一人御番所にて三里の灸の潰れたるに、足を立てゝ膿を取しを、目付衆見て咎られ、腹をきられしと云事也、と先生仰有し。

一先生曰、浮田の家より中村式部加州へ歸りて三四千石も給ひし、見事也し人のよしに申傳ふ也。其子孫猶今もかの家に在なり。

一鍋島紀州に渡唐天神の賛を明朝の人のせし有。細川越中大守に詹仲如が賛せし富士の繪有との給ふ。

一先生曰、慶長の頃、天下の法制、神君が利家兩判の物世上に多し。神君利長兩判の物は見たる人なし。某は是を多く見たり。扨又、利長の長ヶ原の時關東の味方致されたる事、何事ぞといふ事さらに其心根知れがたし。五月十二日の日付にて、秀頼樣仰竹馬におゐて巢鷹をおろして可ㇾ差上ㇾ候由を載られたるなり。乍ㇾ去其事の前の年五奉行との出合事和平の後、神君より利長へ仰遣はされしかば、天下の御政務兩人にて執行の處に、既に奉行中の出入も事なく相調り候上は、某にも久々鄕國へも罷下らず候へば、罷下りて政事をも申付度事に存ず。兩人一時に是に相詰候にも及はざるなれば、此已後は一年づゝ交替に仕度事にて、雖ㇾ然其元に先御下り有度思召候はゞ、夫も御心次第に可ㇾ然の由也利長日頃鷹獵を深く好みたる人なるに、久しく朝鮮の事故に名古屋在陣仕、其後は大阪に移りて、平生の好心有し故に、御返事に仰下さるゝ旨一々承屈畢ぬ。然らば先某鄕國へ罷下り度存候。家督後の

政法等をも沙汰し度旨にて下國し給ひて、能登國にて日々放鷹して樂まれし處に、重て五奉行等謀る旨有。淺野大野土方抔が事起りて、其事利長へ連なりし事抔、さま〴〵の雜說區々なりし時に、上方より早馬一騎來り、是細川越州の使也とも申す、一封の書を放鷹の場へ達す。これ加賀陣の沙汰有の旨にて、利長其場より氣色損じて歸城有レ之、侍大將共を始、其夜城中へ呼集て籠城の支度。有其時に金澤の城に今も在る惣堀はほられし由也。或人謀を獻じて御分けられ、無ての籠城は疎忽成べし、とかく一應は謝せられて宜かるべしと申、使を撰むに三箇國に此使に登るべきの人なし、横山山城守本の名三郎と申せし、其時廿四歲なりしをのぼせられしにはや、越前の舟場に矢來を結て通さず。加州より大阪への使のよしを申に付、其所に滯留せしめて、大阪へ通して使をば通ずべしといふ事にて漸登りて、勞心院殿は關東へ、天德院殿を中納言殿へ、その事に和平して、山城守加州へも不レ伺して結入之樽肴等の物相調へ、首尾好調へ、歸國して今も其家の高名に申也。扨亦明る年、石田が事起りし時に、治部より石田吉光と云者、吉光の脇差に書狀添て、利長を賴むの由申來りし、後に利長より神君へ野村治兵衛といふ者を使に下されし、其事何事也といふ事今に知る人なし。尤書狀をも奉られざりしよし也。神君其夜治兵衛を御寢所の次に臥さしめ給ひて、此治兵衛も深く鷹狩を好由、我に夜すがら高勢に鷹狩の咄し可レ致と仰有。明日三十枚の御腰物によき馬一疋添て御返し也。此治兵衛は利長無二の寵臣なりし。扨歸りしに越前にて又々關所出來て通さゞりしを、いかゞ計りしか加州へ通りて、利長は御味方を致されし也。或秘說に、其時利長の申されしは、秀賴へ一生御如才有まじきに於ては、此度の御味方有べきよしを申すに、申にや及ぶとの御返事也との仰合されの由也。さて關ケ原役畢りて、江戶へ利長一度參られしに、台德公板橋迄御迎に御出有。利長も悅び思はれしに、城中へ參られし時には、諸事替りて後悔の心有し由なり。其後又駿河へ御隱居の後、一兩度ならでは參られず。二十萬石とりて引こもりて鷹狩計りして終られし。然らば中納言殿をとり立申さんとて、天德

院殿六ッの御時に、加州へ御入輿申さる。天德院と申は彼葬地とぞ。利長卒去は五月廿日也。其事を駿河へ告申さる。但し加州よりの告よりは、本多阿波守の告早かりきと申す。其時に神君碁を圍み御座有し、碁を推して、利長の事さて〳〵惜しき事笑止なりと仰有て、其まゝ奥へ入らせられしと也。其明るとしより片桐等を召て、大坂への仰入らるゝ所三箇條有レ之。關東の御心は和平の御心也しに片桐はたゞ淀殿の下知を主として三箇條共に、大坂にて御聽受なかりし故に事敗れに及びぬ。此三箇條の一つ神君の御心に隨ひ候はゞ、中々かくは絕滅せまじきに、時なるかな、天なるかなと、先生曰く。

二月十七日

一松平伊豆守信綱平生の言に、儒者の申樣にて國の政務はならぬ物也。扨又、兎や角と申事を評議して却て政務の害に成よしを申されし程に、弘文院學士春齋當時にておのづからもてはやす者もなし。神田門外に居宅ありしに、某も訪至りしに、門外に事問ふ人もなかりき。されど其時も酒井讃岐守は、通鑑など讀せて聞れ懇意也し由也。此時分の事、傍眼より見る時は不幸なる樣なれど、林學士の博學廣聞は、此時の閑居の中に得られたるなれば幸の第一といふべし。其後酒井雅樂頭忠世にはよく物せられければ、ある所にて雅樂頭饗應の座に林學士の伴食せられし席にて、加賀の清泰院殿として角有しなどと申されしを、雅樂頭の林學士に向ひて、大姬君樣御事は、我々なども清泰院樣とこそ申せ、殿と申さるゝ條如何有べきと有しに、學士云、樣と申は俗稱也。殿と申こそ尊崇の稱にて候へ、京都の公方家をば鹿苑院殿の、慈照院殿のなども申上れば、清泰院殿と申す何かくるしかるべきと有しに雅樂頭曰く、此むかし伊豆守の申されし事有き。只今思ひあたり侍ると申されて氣色宜しからざる故に、衆客學士を先づ退出せられて可レ然由にて其座を立しめられき。其後に餅ぐはしの出し時に、衆客雅樂頭殿へ申されて曰、春齋次の間に伺候しぬ、御前へ參りて伴食候やうに申べきやいなやと有しに

それ〳〵と在しかば、學士又座に就きて餅引寄て、ひたくゐにしたゝか喰れしと云物語有。雅楽殿の此時の詞の末にも、豆州には儒を疾み申されしといふ事符合せり。されど智計の光りにて、當世の人其材略に恐れてこそ畏服せし事とは覺しと宣ふ。同日

一三遠記と云書に、永祿四年今川刑部少輔氏直國亡びて、父の仇を報ん志もなく、政大に亂れしかば、神祖見限らせ給ひて、信長と內々御和睦有るべき旨を氏直聞て使して、これを聞、酒井雅楽頭正親答て云、元康におゐては、義元の御事忘るゝ事なく、御弔の合戰ましまさば、何時も元康御先を承るべし。今に至て其御催促もあらざれば、其內元康ひとり立の事難き故に、一旦信長と和睦仕る迄也といひて、成瀨藤八郎を氏直が寵臣三浦右衛門佐に付置て、さま〳〵に塞なりしかば、氏直三州への發向はなかりし也。同五年三月遠州井伊谷の井伊肥後守直親氏直を背て、信長に屬する由、其郎從に日野但馬守といふ者、氏直に告しかば、氏直怒て井伊を殺さん事を議す。氏直が一族新野左馬之助は肥後守が親友なりしかば、これを以て先井伊に其事を糺問せられしに、直親申樣、亡父信濃守直滿既に故殿に隨ひて桶狹間にて絶命し畢ぬ。然れば信長は父の仇にて候へばくみし申べき理なしとあれば、氏直も左も有べしとて、井伊に暇給て其城に歸る。朝比奈備中守泰能、先づ比氏直より井伊谷攻らるべき先陣を承りしかば、迎に使を發したりしに、直親道にして行逢たり。朝比奈は直親罪ゆるされしとは知らず。つゐにおしかけて直親を討しかば、直親が子の僅かに二歲にて萬千代といひしを、新野左馬之助其母と俱に養たりしに、左馬之助も其年引間の戰に死せしに、氏直方又萬千代を殺さんと有しかば、其母ひとりのがれて、後に松平源太郎に嫁して萬千代を育てたり。天正三年三月神祖濱松の城のほとりに鷹狩せさせ給ひしときに、召て後に兵部少輔直政と云し也。永祿左年九月長澤城を責給て陷いれらる。それより牧野右馬允成貞、同新次郎康成、一族出羽守牛久保の城を攻られしに、氏直一萬の兵を率て牛久保に、武田信虎駿府にて異志あると聞て軍を班す。八幡牛久保御油の邊に火を放

ち給ひしかば、牛久保の兵御油の臺へ出て戰ふ。味方國府へ引退く時、敵追來りしに、夏目次郎衛門六度迄返し合て敵を追拂ふ。八幡を攻んとて酒井左衛門忠次〔割註〕于レ時小平次」をして見せしめらる。板倉彈正二連木、牛久保、佐脇八幡の兵を率て赤坂へ張出て戰ひしかば、酒井苦戰して郎從數十討せて引退くを、板倉勝に乘て追來りしに、渡邊半藏守綱十度迄返し合三度鑓を交へ、山下八郎三郎を討しかば、是にて鑓半藏とは云し也。石川新七、同新九郎殿りして事故なく引退く。公是を聞給ひて兵を返し給ふ故に、板倉彈正は近藤傳三郎に討れ、壻なる板倉主水をも討取りぬ。其後長澤へおしよせ給へば、城より牧野惣次郎突て出て、本多平八郎十八と鎗を交ふ。此時牧野が老臣稻垣平右衛門長重、酒井將監、石川伯耆守を賴みて降參せしめり。

一 一向宗一揆の時、永祿七年正月十一日針崎衆上和田を攻る。大久保父子防戰せしに、五郎右衛門は射られ、七郎右門は疵を蒙り、上和田殆ど危し。土屋甚助、筒井甚六等のみかた十餘人馳付て、城外にて戰ふを見て、正滿寺衆出て攻戰ふ。公是を聞給ひて打出給ふ事急なれば、宇都與五郎一人御供申、戶田三右衛門を初三十八騎跡より馳加りぬ。渡邊半藏刀にて鵜殿十郎三郎が鑓と相交る。時に渡邊が父源五左衛門橫鑓を入て鵜殿をつく、源五左衛門が甥にて、味方に有し內藤甚一矢を放て、源五左衛門が兩股を射通すほどに、半藏は父を肩に引かけて退く。源五左衛門終に死しぬ。久世平四郎をこゝにて討取ぬ。松平彌右衛門を初て、味方の兵五十人討死せしかば、公の御方危かりしに、土屋長吉これを見て一揆等にいひけるは、我等一旦家門の爲に此城に楯籠るといへ共、累代の主君の危を見奉るに忍びず。今も宗門與力を捨て、主君の爲に死すべしとて、寺を出て味方に參りて、散々に敵を防て死す。廿三歲也とぞ。公は矢面に馬を立て苦戰し給ふに、矢石雨の降が如くにて御鎧に中りけるを、人々諫め申せ共、猶御馬をすゝめ給へば、渡邊圖書淸長御馬の傍に取付て、あなたの矢面戰急にして味方進む事を得ず、御馬を寄られ候へとて引返せば、公は誠と思召、即時にその方へ向はせ給ふに、渡邊矢

石の至らぬかたに御供し奉りぬ。其夜石川日向をして土屋長吉が死骸を取て鎧を脱せられけるに、鐵炮の中りたる跡二所迄有しかば、其忠死を感じて御落涙有し。上和田へ葬るべしと石川に命じ給ひける。同十三日拜見せんとて、石川又四郎、布施孫左衛門、根本十内等廿五人打出て、篠の伏兵にあたりて戰ふ。これを見て、針崎より渡邊半藏、同平六、筧助太夫を初て三十餘人欠合て戰しかば、根本は平六に討れぬ。布施は筧と組て旣に首をかゝんとせし時に、半藏おり合て布施を討つ。石川も深手負て下人に扶られて引返す。廿五日深澤九八郎、青山虎之助は佐崎へ忍入て火を放つべき由を公に申てかしこへ赴く、味方よりこれを寺へ告る者有しかば、寺の其夜の警固太田が一類、相謀て伏を置て二人の者共を生捕て首を斬て、明る朝是を出せり。三月八日公西へ向はせ給て合戰有。首持高橋小太夫を天野三郎兵衛討取て引取給ふ時に、榎津鷲塚の者共、水野下野守よりの加勢の告を募ふ。刈屋の人に取て返し追まくり、鈴木彌兵衛を水野の郎從上田平六討たり。神祖の御馬印白五幅の四方に厭離穢土欣求淨土と墨にて書たるなり。是は一とせ御戰利なかりし時、三州の大樹寺へ入らせられ登譽上人に對面ありて、歿後の事など頼給ひて御自害あるべかりけるに、上人とゞめまいらせ、今一度御戰有てこそ兎も角もならせ給ふべき由すゝめまいらせて、白布に此語を書て御馬の先におし立て、當寺の靈佛九郎本尊を上人はいだき奉り、僧從等をかり催して出て戰ふほどに、御戰忽に利有て、永く當寺の旦那たるべきよしを書て上人に賜ふ。上人其筆の跡を九郎本尊の像中に收められて今に在りといふ。是より此御馬印を御吉例の由にて用させられし也。永祿六年三月より七年五月十八日迄、三州吉田領下地村の太子堂に寨を築給ひ、太子堂へ御祈有し處に、太子の御像より扇二本出たりしを、公悅給ひて旗印になさせ給ひしかば、いく程なく東三河を打隨へ給ひ、其後は厭離穢土の御旗を止められて此扇を用給し也。その扇二本の內一つは、太子堂の別當聖仙子に賜ひて、什物として今に相傳の由、彼寺の由緒書に有しと也。世に傳ふ、長久保の牧野平右衛門がさし物也。又美濃の德山五郎兵衛秀親が

馬印を御走取給ひし也共云、いかゞ有にや。御旗は白地に三つ葵の丸也。一說に、御家人本多、是は城州愛宕郡賀茂の社務職也しかば、葵を以て紋とす。公御貰ひ有て御紋とせられしかば、本多は立葵を用て御紋に分かつと。一說に、三州矢作の領主島田平藏が紋也。公島田を御攻の時、かれが勇力を避て、大手へは郎從等をさしむけて、公は搦手へ向はせ給ふに、島田大手へ打出て、蕎麥畑の邊にて討死せしかば、其子九郎右衛門、其弟二人共に城を出て失せぬ。三男は氏家に養れゐたりしを、內藤彌二右衛門家長見て、夫とはしらね共、常の人ならぬを知りて養て子とす。後內藤三左衛門信成と號て領地を給ふ。奧州棚倉の豐前守信良が祖也。九郎本尊は義經の安置といふ。後に大樹寺より御持佛堂へ納め給ふ。元龜の頃、信玄より美少人をしたてゝ、京都より家康公へ宮仕を致させてうかゞひ申せしに、此本尊自ら倒れしに驚給ひ御目さめたりしに、かの少人御寢所へ忍び入しを御とらへ有て鞠問有しかば、事のよし顯はれたり。公これを殺し給はずして、甲州へ送り遣はされし程に、信玄怒て其父子共に刑すといふ。本尊今は增上寺にまします。

一濃の岩村を信長より攻らるゝときに、城主秋田伯耆守城中糧盡たる故、資財を密々出して兵粮を支度す。其資財を水野下野守信光の買しを、佐久間右衛門が信長へ申は、下野は甲州へ心有て、秋田が賄賂をうけて兵粮を入たりと申せば、此由を信長より公へ仰らるゝ故に、久松佐州定俊をして下野を岡崎へ迎られ、相應寺にて腹を切らせる。檢使平岩七之助也。此時野州遺言に、刈屋を御舍弟惣兵衛忠重に賜ふべしとあれば、遺言の如くに仰付られたり。久松は此時より公と義絕なり。

一其年五月五日、岡崎にて端午の御祝畢つて、六日より御發足、九日に原の岡部迄燒働有。十日に掛川へ御歸り、十三日吉田へ御越、長篠の有さまを農民等に御とひ、十四日に長篠御巡見の時、坂部文藏鐵炮に中りて、甲をば丸の通らぬ共絕入して、蘇生したれ共、歸りて五日ありて狂亂して死す。其後四千の兵にて長篠を御團、甲州より援兵に武田典厩大將として、馬場小山田を三州へ、逍遙軒に山縣

穴山一條を遠州へ出したり。典厩は長篠の向城より二里程隔たり、鳶の小山に陣し、明る日後詰と有時、長篠の城代信州先方の入道黒白との馬を禁じて城を渡せり。典厩は甲州へ歸る。城をば松平外記伊昌に預け給ふ。與平が籠れるは此後の事也。遠州へ出たる甲州勢は森迄出來りしを、本多榊原、本田作左衛門欠向て逍遥軒を打破る。穴山一條山縣等此敗軍を聞て森へ走來りてみれば、味方打破られてゐたる所也。公御旗をよせられて戰ひ給ふ、故に甲州勢卒にみな敗北したり。

一天正二年五月武田勝頼遠州へ出て高天神を攻る。小笠原與八郎長忠、渡金太夫を始として、林平吉、伊達與兵衛、吉原又兵衛、小池左近等、城の大手の池の堰へ軍を出して戰ふ。寄手岡部が責口猿戻と云郭を、七月二日に乘とりければ、小笠原和を乞、勝頼よりも富士の根方大武にて一萬貫の地を賜るべき約にて城を參らせぬ。援兵として信長は吉田迄至り、公は新居迄至り給へ共、小笠原城を出る上は力なく御歸り也。信長殊の外に小笠原をそしり給ふ。後に甲州亡びて、小笠原は小田原へ走たるを信長氏直に乞給ひし故、氏直與八郎に腹きらせて、首を信長へ參らせられたり。渡邊金太夫は甲州亡びし年、仁科五郎晴清と一つに信州高遠にて戰死せり。此與八郎は公に從ひて姉川の戰に初陣して名を揚、元龜二年の春、信玄の遠州に寇せし時も、三千餘の兵を持て敵の二萬餘の軍に向ひて、少もひるむけしきなかりし事、よき兵あまた有レ之故也。中にも渡邊は姉川の戰に、朱からかさに金の短冊付たるさし物にて、一番に鑓を交て、日本第一の鑓と信長の直判感狀たびしほどの者也し。

一同年九月、勝頼遠州へ寇して大天龍川の邊に陣す。公は小天龍の向ひに陣し給ふ。村上彌右衛門、内藤四郎左衛門、植村庄左衛門、渡邊半藏、服部半藏、大久保七郎右衛門、同次右衛門、森川金右衛門加藤喜介、成瀬吉右衛門、鳥居彦右衛門、日下部兵右衛門、山本帶刀、内藤平右衛門、青木藤七、安部善八郎、高木九助、榊原隼人、柴田七九郎、小栗仁右衛門、梶金平、重野十兵衛、都築惣左衛門、天野傳六、松下加兵衛、酒井與九郎を始として三十騎計り物見に出たるに、敵より鐵炮を飛して、下

の瀬を敵五騎して渡す有しに、身方の三十騎の兵矢向を見て、河中より引返すに、敵又三騎川へ乗るとひとしく、敵軍一度に川を渡り越す。公は小天龍より磔場迄、又物見を出されしを、柴田七九郎一人ぬけ出て、山縣が軍近く一町程懸て至りて、つく／＼と望見て、廣瀬郷右衛門走出て、五町ばかり走來るに、柴田輕く走り歸れるを、敵もみかたも柴田をほめて、廣瀬をそしれる也。大天龍の中の瀬を前にあてゝ、向阪六郎五郎、松井因幡三百計にて軍を張しを、小笠原與次郎は甲州へ屬して、初度の軍きびしく懸つて、したゝかに戰ひて、松井をいけどりて勝賴に奉れり。其まゝ此川端にて首をきられし也。

一天正三年七月二股を責らる。城主朝比奈彌兵衛が爲に松平吉九郎討れたり。內藤彌二右衛門家長彌兵衛を射倒す。弟の彌藏兄の死骸を肩にかけて城へ入らんとせしを、內藤又射倒す。翌朝城より其矢を石川日向守が陣へ送て、其精兵のほどを感じて、誰が箭なるやと問しほどに、公より內藤に感狀を賜ふ。公は陥つまじきを見給ひて、三州の諸士を召て一日猿樂ありて、明日淺野遠山がこもれる諏訪の原を圍て、七月より八月迄御陣をすへられ候に、此時鳥居彥右衛門城を窺はんとて馬を乘よせたるに、城中より猩々緋の羽織を見知て射けるほどに、鳥居が腰にさしたる扇に矢一中りて、又の矢に膝を射られて馬より落る所を、橋浦藤八郎走り出て肩にかけて引退候。これより元忠は足なへに成たり。又大給の松平左近直乘は、菊川の方より寄たるに、城門を開て敵出て戰ふに、直乘追立られて軍の亂れたるに、星野と云もの一人取て返して踏とゞまるを、これを討せじと直乘が兵取て返して城兵を追入たり。城兵又切て出しにぞ、味方又追返されたり。公は中山より菊川へ下る南の山にて陣し、此たゝかひをよく見給ひて、星野を召て、年比の功者を仰せられて物を賜ひしに、星野打笑て、今日の事は人ごとに走りて、一入惣しく足の踏處も覺えず、穴の中に陥り候を敵も知らで打過たれば、やうやう出て見るに、敵既に味方を追うつて、二間がほど山へ引のぼり、味方又谷へ追下されて候ほどに、頓な

く思ひ、定めて敵に向ふて候にも、みかたの人々取て返て候に力を得て、城迄敵を追入て候へば、何ぞ某が高名に候べき。されど賜ものをば賜りて、傍輩共に悦ばせ申べしとて、酒樽を三尺手拭に結び付て持て退出す。其後に城兵ふせぎがたくて、城を捨て小山の城に走れり。松平周防守忠次をして守らしめられたり。小山をもせめ給はんとあれば、酒井左衛門尉諫けるは、信玄のなごりなれば、勝頼援兵を引て出ぬ事は候まじ、城を攻給はず共、敵の城々は日を經て降り候べし、早く軍を班へし給へとあれば、松平左近直乘は攻給へ勝頼長篠の敗に能兵あまた討せぬれば、五三年の比迄は軍をば出すまじと云。既に城攻らるべきに定りしに、勝頼二萬餘の兵を引て伊節まで來りしかば、圍を解て釜塚原を直に引んと有に、酒井又諫て、伊節へかゝりて引入らせ給へ、勝頼が出たればとても戰ふ事はかなふまじとあれば、公したがはせ給ふに、城より兵を出して追けるを、酒井に戸田左衛門、大津三左衛門時隆殿したり。

白石先生紳書　巻四

一前代鎌倉の管下は、相模、武藏、上野、下野、安房、上總、出羽、奥州、佐渡、越後、飛驒等也。

一上杉

山内〔割註〕則政の家也。上野平井」大石　小幡　長尾〔割註〕後の玄意入道は則政の家臣也」白倉四老也〔割註〕一說に、成田を入て長尾を除く」扇谷〔割註〕朝義の家也。相州大場」上田　太田　見田萩谷（ハギガヤツ）四老也　ちらし彥四郎

曾我傳吉兩人の謀にて、太田道灌を江戶より召て殺さる。於玆上田見田萩谷は居館に引籠り、山内と扇谷の軍のはじまり關東亂るゝ也。〔割註〕永祿五年のことなり」則政の庶子友貞を太三樂松山城へ遣候事。〔割註〕軍鑑十にあり」則政龍若并北條は捕て家人と共に生害也。〔割註〕甲の十二にあり。」

一稻葉伊豫は美濃の士岐が譜代也。

一北條左衞門太夫は氏康の寵に預れり。其弟は辨千代也。

一駿河興國寺の城は、靑地飛驒、後に信虎が被官等有。靑地與十郎は小幡が聟となれり。

一信州かしらをの村上賴平、越後長尾爲景と一日に十一戰す。つゐに村上勝利の事何れの比にや。

一河越〇扇ヶ谷の後、北條左衞門太夫に屬す。後小石、小幡、白倉、藤田、由良、見田、萩谷、筑目、皆北條に屬す。

一小まとい始る事。河越の夜軍よりと甲陽軍鑑五にあり。

一信の信玄の時、四頭は村上、小笠原、諏訪、木曾也。

一飛驒國江馬常陸信玄に屬す。しらや筑前子監物。〔割註〕此下落失。」

以下「紳書」第三四卷に收む

一親鸞六角堂觀音の夢を見て附授の偈有しを、秘して口に出さず。後は月の輪關白殿下、法然坊に僧ノ戒律をたもちて、一向專修の業を勤給へば往生疑ふべからず。俗人の女犯肉食して、一向專修の業を勤るも往生すべしやと有しに、眞俗一致の由答へ申されければ、然らば、御弟子の內一人給はれと在し時に、法然坊善信をしてまいらせしに、善信固く辭せしを、汝既に六角堂救無菩薩の告誡有、辭すべからずと有しかば、善信大に驚きて、辭するに詞なくして、殿下の御娘玉妃の娘に嫁せし由を傳ふる也。善信流罪の後、下野に住せし時、玉妃の姬も尼に成て下りて、つゐに此所にて遷化し給ふ也。結城の稱名寺の內に玉妃室とて在り。玉姬の木像儼然たり。他には其傳說なし　不審と云也。

一佛光寺の事、本願寺覺如の嫡子を光玄、法名を存覺といふ。諸宗兼帶にて一宗の規矩に違ふ事有しかば、覺如の勘當を受て興正寺に歸り、入眞佛より第七代の中興の上人也。但し此時興正寺、佛光寺と改られし也。と西本願寺の內にある興正寺、文明中に本願寺へ入て本號にかへりしなり。

一高龍山報恩寺は、親鸞第一の弟子性信坊、常に師に陪從して、歸京の時も笘椻を供奉也し時、親鸞曰、我と汝と西せしめば、東方の法退轉に及んか、汝は是より歸りて、我宗を興隆せしめよとて、其時首にかけし笈を賜し也。此中に親鸞眞筆の敎行眞證と云六卷の書有。其外器具のみ。又白地七丈の袈裟に佛舍利を包て入しと、弘法の紺紙金泥の三部經一部有て是を傳ふ。性信本國下野へ歸りて報恩寺を建立し、三年過て上洛し、西彼院の庵室にて師に逢ふ。此時鸞師六十三、みづから我像を刻みて附屬す。今の寺中の像是也。其後多賀谷修理太夫が事に、佛敎寺、飯沼の天神報恩寺、一時に兵火にかゝりて、佛敎寺は大塵と云所へ退き、報恩寺は守屋に遁れ住し也。

一權現樣（現西坊也）伏見に御座候時、本地歸住の事を訴ふ。仰に曰、本地へ歸住の事は然るべからず。江戶寺院を賜ふべしとて、京院屋敷と云に地を賜ひて、其後出雲町と云へ移り、又八丁堀へ移り、又

淺草へ移りし也。本地をば三十餘石の朱印を賜りて、今に報恩寺の領となりて、少しの寺を創立して報恩寺とは云也。

一山科の御堂の敷地の事　大猷院樣御時に、東より望まれしかば賜はりしを、西よりも競望によりて、兩方共に望叶はずして荒はてたり。

一越前吉崎の坊も、東西より輪番にて、三月廿五日の法事をも執行せし也。是も東より御堂建立の事を望まれしかば、西よりも又望まれし故、御免なくして御堂退轉せり。

一東西共に十萬石の格式にて　將軍家へ勤る也。又將軍家御代替りには、一向宗は不ㇾ殘誓紙をして獻ずる事也。

一關東の七ケ寺と云有。是は他宗の親鸞に歸せし也。中戶常敎寺、〔割註〕關宿領武州〕結城稱名寺、下妻光明寺、下島三月寺、麻布善福寺、鎌倉長遠寺〔割註〕即甲州の長遠寺也〕等々力萬福寺、江津眞樂寺等也と。〔割註〕但是にては八ケ寺也。三月寺は外なる歟。〕

一二十四輩と云は、親鸞の門弟廿四人の遺跡也。

一寶藏院弟子にて、越前の十文字鑓遣ひ中村一右衛門と云者の鑓を、大猷院樣御覽可ㇾ有由にて、高橋左近を相手に被ㇾ仰付。仰には素鑓を中段に持て、中村いか樣に働き候共構不ㇾ申、中村が臍の上にいつも穗先をあてゝ在べし。ゆめ〳〵つく可らずと也。扨仕合の時に至りて、高橋上意の如くして不ㇾ動。一右衛門も鑓を合せて互に押合しに、双方の鑓ひたとしなひたる迄にて押合ふ事程久し。久世大和守勝負は知れたり。双方相止可ㇾ申由にて事畢りたる由、大岡佐渡守も見られし由にて、委しく一右衛門の物語を、此以前聞候事也。當時一右衛門鑓不出來の由を云。この時によく仕りたらば、旗本へ召出たるべきに、不運の至と云々。柳生但州評に、此時の仕合我等も見たる事也。世上の評判不案內之至也。上樣被ㇾ仰付ーは、極意の鑓也。其上にて高橋若輩ながら大力の丈夫者にて、上意の旨を守り少し

も動かず。此時一右衛門もし勝たんと欲せば忽ち負べし。然るを勝べからざる事を知りて如レ此也しは、名下誠に空しからずと在し由也。

一牟禮萬五郎其時にはやる小草履取を召仕しに罪有て、是を斬罪所へ切れとて、夜人を付て遣はせしを、かの徒黨の溢れ者共、水道橋の向ひなる水戸の御屋敷のあたり、其頃はいまだ草深かりし跡なるに伏し居て、數十人起りて奪ひ取し也。此事後に上聞に達して、奥平の家へ御預ケ也し。はるか後に御赦し有。台德公の御時にや。

一酒井因幡守は、今の酒井小平頭の父也。鬼左衛門尉の二男とか。此人に意趣有とて打果すべき由書狀を遣はせし人有。因州心得たりと返答有しを、人々聞て和を講ぜしに、書狀を遣はせし人は、和を聽入けるに因州曾て聞ず。此事上聞に達し、相手は切腹被二仰付一。因州御改易にて、廿年過て御赦免にて歸參有し。

一松平豆州信綱の女を土井遠州へ嫁す。琴瑟不調の事年久し。つゐに奥方を鎖せし也。此事豆州聞て、夫婦不協は尋常の事なれば、數年これを知るといへ共、我これを恨みず。今既に奥の通路を鎖すとあれば囚獄せられたる也。我女何の過有て、かゝるはづかしめを請べきやとて、川越の士五十騎を急に呼で、在府の士三十騎を加へ、八十騎をして迎へ取る。かねて附の馴れし者によく取調べ置べしと命じ置たれば、難なく尋出したり。こゝにおゐて、土井の一族色々に和すれ共豆州不レ聽。水戸故中納言殿御和調あれ共、豆州不レ聽。豆州の息甲州などは、黃門の仰なれば、ともかくも有べしやと在しに、豆州大に笑て、汝等は不覺の事を申者かな。此女を取返さんとせし時は、伊豆守が身上にかへて奪ひし所也。然るに本意の如になしおほせたる事幸と謂つべし。然るを今黃門の仰なればとて、再び嫁したらんときに、遠江守より止められて返されたらんにおゐては、再び恥を見るべき事也。汝等短慮の至り也とて、終に和を不レ聽。こゝにおゐて、豆州女に髮あればむづかしとて落飾せしめられし也。其後遠州

妾に大炊頭出生せしを、黄門以前の和を聽れざる事は、豆州の心に任せぬ小左衛門〔割註〕大炊頭小名」を孫にして給はり候へ、然らば以前の緣斷へざるを以て我和を調へし面目とすべしと在しか共、豆州我女を取かへせし上は、小左衛門事孫たるべき道理なしひらに御免あれとて、終に不ㇾ用。是より黄門、豆州を御にくみ有し由なり。

一松平備前守子の彈正忠、織田殿の女を娶りてけり。彈正忠病氣なりしを、近習の者共なぐさめんとて、夜な夜な歌舞せしが、境町の男妓などを呼しを、奥のつぼね憤り、色々すゝめける故に、內室ふかく妬みて里へ歸りて再び歸らず。松平の一族より合ひて、むかしより女を出す夫々はあれ共、夫々を棄る婦なし。ひらに御歸あれ。さて奥方の本意の如く致べしとあれ共、織田更に承引なし。甲斐庄飛驒、其時は喜右衛門と云しが取扱て、奥方を裏門より入れて、表の玄關へのり物を寄せて表門より出し、離緣せられて事濟たり。

慶長軍記抄

一小笠原秀政討死の事、本多出雲に前夜語りしは、今日若江の北岩田村にて、木村主計宗重に軍をかけずして、榊原に先を駈られ無念也。此旨兩御所へ某が怠にあらざる由申といへ共、御心根を聞、且諸將のおもはくも宜しからず。明日討死して此恥を洗ふべしと也。

一福島伊豫正守、同兵部正鎭、石川肥後守も茶臼山の南に陣したりき。又長岡與五郎は庚申堂の北艮の方に備へたりき。小倉佐左衛門行春、〔割註〕又行陰とも」槇島玄蕃允重利、山川帶刀堅信、堀田圖書勝嘉、野々村伊豫守雖春、中村式部氏惟、速見甲斐守時行、青木民部少輔一治、關東へ御使に付　代として、弟駿河守氏郁組を持たり。津川左近親行、〔割註〕尾張源氏斯波の末」本多三彌正直、本多大隅守正善、池田備中長幸、初名治兵衛、武藏守利隆が子也。永井右近、安藤帶刀は御先へ參り諸軍を下知す。

松倉豐後守　同左衛門尉　桑山伊賀守貞時　鳥井土佐守成次

大御所御旗本先備　小笠原父子　本多出雲守　立花左近
本多大隅　本多上野介　秋田城介　淺野釆女
松下石見　須賀攝津　植村主膳　古田河內
細川玄蕃　酒井宮內　榊原遠江　仙石兵部
松平丹波　內藤掃部　植村新六郎　板倉內膳
御供三十人本多百助弓組一備にて守レ之

江戶御供御先備　本多縫殿　遠藤但馬　本多豐後
本多越前忠利　片桐兄弟　細川越中　堀丹後
日根野織部　土井大炊家中　酒井雅樂家中　阿部備中
高木主水組共　青山伯耆組共　水野隼人組共　鳥井土佐
安藤彥四郎　宮城丹後　蒔田權佐　石川伊豆貞正等也
二ノ備藤田能登　成田左馬允　保科肥後　丹波五之允
高木攝津　松平越中組共　渡部山城　土岐山城定吉
牧野內匠　土井大炊　安藤對馬　板倉周防
永井信濃　井上主計

御左　青山大藏　阿部修理　黑田筑前　加藤左馬
御側　本多佐渡父子　酒井雅樂　土井大炊　安對州井主計
永井右近御小性組也

○酒井雅樂は手勢を添、息阿波守を大將とし、細川玄蕃頭に軍の成敗を預む。
○土井・炊は手勢を佐久間備前、同大膳父子に預けたり。
○本多上野介は手勢を息出羽守に付け、立花左近將監に軍の成敗を頼む。
何れも兩御所の御指圖也

御に大炊備への次に、酒井備候へ敵に合も、此通に候と也。時に細川玄蕃土井が陣の右に並べて備、佐久間父子が細川は軍法を背くと云を、細川耳にも入れず。佐久間父子怒り、軍使を以御旗本へ申す。大炊是を酒井に告るに、酒井馬を馳せ、御軍法を背くの事謂れなし、土井が備の後に立べしと也。細川云、先陣二陣の前後に備ふにあらず。敵のふり合によりて、いかやうにも候べし。先陣左、二陣右に備ふ事珍らしからず。敵に合時にこそ前後を論ずべし。土井殿の軍始まらずば、當手の兵一人も戰はせまじ、然れば御軍法に背くに非ず。今見て思ひあたり給ふべしと云。案の如く左備土井敗してけるを、二陣の酒井細川より突懸り、細川自身鑓を執て吉田と戰ひ首を得たり。兩將軍是を御覽、御馬を進らる。こゝに血に染たる士首を提て畔へ蹲くまる。安藤帶刀馬を寄て問に細川玄蕃家來加藤釆女名乘る。大御所壯年の勇士適なり。と御感也　將軍家へは山岡五郎作是を言上す。

保科甚四郎正貞は、兄肥後勘當故、忠朝が手にて高名し疵を蒙る。
○天王寺表惣崩れにて、追打の時板倉内膳御旨を受て前後を下知す。
○水野青山兩組のはたらきの時に、松平越中組二の備より欠出て働く。
○新宮若狹が弟堀內主水、姫君の御供に刑部局束の堀際へ出し奉りしなり。依之兄若狹迄命を助られ京都に漂泊す。主水は大番に入て所領を賜ふ。
○秀賴御戒名□□院

○十五日紀州浪人新宮若狹守を、和州松倉御番所にて捕へ京へ渡す。但馬許にわたされ誅にせんとす。これ舊功の家人等新宮邊に在て、去年當午一揆を企つ張本人故也。

○長岡與五郎、細川式部少輔と號す。山城の稻荷に忍て在り。父越中守聞て則使者を以て誅レ之獻レ首。

元和二年六月十三日武藏守利隆卒す。三十三歲。長子新太郎に因幡伯耆を賜、池田備中因州を改て備中へ被レ遣。

信玄
- 信繁 信元典厩 望月殿　信濃の望月の跡壻に入、名迹を相續す。
- 川窪兵庫頭 一條右衛門大夫
- 武田上野守 勝千代
- 女子 信虎駿府にて生む、女子也。菊亭殿妻、今川義元きも入。
- 女子 氏政の室也、此腹に國王生す。
- 義信
- 龍寶 海野を永祿八年殺して其跡を繼し也、此時十八歲　典厩信政とも云。
- 勝頼
- 油川原ノ五郎殿 永祿四年五月仁科を殺して其家を繼、仁科五郎是也。此時五歲。

信玄へ降參の木曾は義高也。永祿四年迄廿四年、信玄信濃を治る也。

○美濃の苗木勘太郎は、織田彈正忠信長の妹聟也。濃州苗木の城主也。此女信長の姪也。武田勝賴に嫁せしむ。永祿八年十一月十三日輿入也。

|—佐久間衛門—甚九郎
|—左京亮

稲葉伊豫—右京亮
　　　　—彦六郎

山城守
齋藤道三—義龍右京大夫—龍興
　　　　—某喜平次
　　　　—某孫四郎

森三左衛門—勝藏
　　　　　—蘭丸
　　　　　—主税一本作二力丸一
　　　　　—坊丸

古田吉右衛門—古田兵部少輔—兵部少輔
　　　　　　—大膳大夫

尾州龍泉寺は春日井郡の內也

竹中遠江守　齋藤道三の時使衆居ニ濃州不破郡磐手の城一。天正七年六月、

—重治 半兵衛居二岩手一。元龜元年信長討二淺井氏一時使二秀吉爲レ將、於レ是重治先登有レ功、此時廿六歲、二木城に卒、三十六歲、
永祿七年重治十九歲、與二弟久作一從者十六人攻二岐阜一斬二齋藤飛騨守一、城潰、其後三世賜二龍興一。

—久作

—與右衛門

—彦八郎 仕二城ノ介殿一、二條にて討死。

—重門 源助 七歲の時父卒、十六歲仕二丹後守一、於二關東一賜二食邑一、坂の役從二酒井雅樂頭之列一、寛永八年十月九日卒、年五十九、

—重常 母加藤氏 左京亮

—重次 釆女正 寛永九年冬長崎奉行、同十一年九月有レ罪伏レ誅。

—重利 伊豆守早也

—女子

中山助六郎家範——照守 勘解由

—備前守信吉—信正 市正

仕二北條一守二八王子城一、戰歿年四十三、天正十八年七月廿三日也。

武州中山に生る、小字菊太郎、又左介、後雅樂助、慶長八年伏見にて刀盜を捕へたり、十二年領二二萬石一、天和二年叙爵、寛永十九正六卒、六十七、

佐河田

高市皇子——六世孫 岑緒 承和中始賜二高階姓一

其先下野國足利庄足次鄕早河田村〔割註〕早或作レ佐」以レ故爲レ氏。正平七年二月尊氏足利庄の大窪の生河戸森小口四鄕を賜ニ尾張高師業一。

貞治四年八月義詮高掃部助師義をして、信州高尾張五郎援兵とす。

其氏手書を賜、領所如レ故。果世鎌倉に仕ふ。鎌倉衰て野州佐野昌綱が許に趣、佐川田村に居れり。六七世の後、佐川田喜六昌俊也、昌俊越後長尾の侍大將木戸玄蕃が莊內に在て養子と成、廿歲より內にて鄕の訴を聞、玄蕃歌學を好、故昌俊も學ぶ。玄蕃死て後、昌俊洛に來り、慶長五年大坂攻先發す。左の股に傷づく。其後永井右近招レ之、冬大坂攻に蜂須賀阿州至鎭、永井が營に來り、穢多ケ瀨商に九鬼長門兵を城邊へ進む。城を去る事、何程とこゝより城迄の遠近を計り難し、誰か見るべきと有、喜六請て行く、永井叱す。頻に請て城邊に至り、九鬼が兵と通詰て歸て曰、九鬼が兵明日迄は在るまじきと云。永井又叱る。果して九鬼引去る。至鎭賜レ盃。寛永十五年隱居し、廿年八月三日卒。六十五歲。外輪壺と號す。飛鳥井雅庸駿府にて喜六が歌を見て稱し、後陽成院の一覽に入御感也。昌琢に或人當時連歌の達人を問しに、西國にては某、東國にては喜六と答ふと云。

一禮壽院殿、御父は大河內金兵衛、弟金七殿。（此下脫落）

重盛より十五代
伊勢伊勢守平氏貞——駿河守照庸
　　　　　　　　　——今川五郎氏親室
——太郎貞次
——新九郎氏茂 早雲寺宗瑞 永正十年八月十五日卒
　　氏綱 北條左京大夫、天文十年七月十九日卒、

氏康 元亀元年十月二日卒、五十六、

- 氏政 天正十八年七月十一日卒、五十三、
  - 氏直 天文十九年十一月卒、廿歳、
  - 氏房 岩付 太田十郎
- 氏邦
- 氏政
- 氏照
- 氏規
- 氏郁
- 氏忠
- 景虎

遠州高天神城主
福島上總守 甲州西郡に發向し秋原常陸が謀にて信虎にうたる、

- 北條左衛門大夫 父上總討死して後、北條氏に仕ふ。後左衛門大夫を改て上總守と云。河越の備を守る。夜軍は廿二歳の時也、
  - 北條左衛門大夫 後常陸助左衛門大夫氏勝也、
- 福島弁千代 夜軍の時十八歳也

一舟橋殿書に點ずる事をのたまひしは、義の聞ゆるやう計も點じがたし、宣命等にも用ひらる事なればよみやうもつたなからぬやうにわけ聞へ安きやうに斟酌する事也。（此段落字）

推齋談

一大將の持再拜の事を問て云、是幣帛より起りしにや。再拜とは俗の云けるにや。恒齋云、今も昔の時の遺製とは見へけれ共、故惟則が申せしは、紀伊大納言古き幣有。是軍陣に臨む時用ゆる由を傳ふ。此事有やと尋ね有しに、思ひあたる事有しかば、故萩原殿へ承りしに、軍陣にのぞむとき、軍神勸請の幣有ければ、當家にて調進する故實ある事のよしを仰られし由也。然れば古來軍神勸請の幣を持て、三軍を指麾せし事より起るにやと云也。但幣は伊勢への奉幣は束幣也。其外へは東照宮へも束幣にてまいらせし、八幡よりはじめて、みなねりぎぬを以て製する也。上は故實にて四角なるを挾む、中央土の四角を表すると云。四たれづつ切る事にや、重ねの數は先は六重か、但し何れも數は取る所有て然るべし。四たれは四方にかたどると云。又古の靑幣は麻也。白幣は穀(カヂ)の皮也。恒齋も穀の內皮を水に浸したるを割て見しに、絲の如くになる物也。幣串は一本にて上をわりてさしはさむ也。其制倂、山伏、巫覡の製にはあらず。

伊勢より來る大秡串は、秡の數をしるす籤也。凡一本三十六度をしるす。三百六十日にかたどりて、秡三十六度を一座とし、串一つを以てしるす也。

一覽箱は水口ごりのふたの如し。此內に宣命を納て、賴朝へまいらせし也。其時賜りし砂金は、使への引手物なり。今は禁裡へ上る事歟。惣じて堂上の物を安置する多くは小蓋とて硯蓋也。御笏も笏の制そひて後、小ぶたへまいらすると也。廣ぶたは衣筥の蓋也。

一直衣は粘を和らかにして宿直の衣也。とのいものゝ袋にもたせて、昔はとのゐせし也。其時直衣を着する也。とのゐ帽子といふ有と云。それは今の侍烏帽子を云。侍帽子と云も、地下のみ是も折ゑぼしと云也。

一水干は汗衫也。汗の字を引分けて水に從ふと、油小路殿仰られし也。これは束帶は重く、狩衣は輕し、其中を取て着する也。

一道服とは地は純子、紗綸など類也。釼を付て袴着て、表に着して烏帽子を着るは燕居の服也。但是は佛道の服と云なり。僧家より出る成べし。

一小袖は小手袖の如くなるそぎ袖也。今も天子の常の御服に、小袖かくの如き歟。

一三方四方は御內々の物か。大床子、朝餉、臺盤の四方に、磁器にて今は御膳を奉る。昔は臺盤の饗膳をすぐに召さるとかや。今樣の御膳は、御めのとなどの御內々にてまいらせしより事起れりと也。

一本朝の文字一萬計も有と云。もとは龜卜より始れり。先墨を以て書く文字一ツ有て、それより龜兆の推したるやうをもて文字とす。今も吉田家には有。但しことごとくは訓なきか、大かたは訓しれざる有。字體は枯木の枝の如し。是龜兆のひゞきわれたる形なれば也。それを吉田家にて秘して一々に訓をいはず。それは吉田の神を封ずる印、其文字有に依て字義知れず。よめぬ事故に秘したる也。肥人書薩人書、尾張書など、これは國々の文字也。通用し難し。今吉田家に有る文字は、朝家の舊文なりしかど、漢字を用ひしより以來は、龜卜にならではいらざる事故に世人知らず。もし文字なくんば、開闢より應神迄、幾千年の中何を以て事を記せんや。恒齋按るに、本朝に漢字を用ひし事は、應神の頃は異國に通ぜしより事起りしなり。本國計りなれば、國字にて事足りぬれど、外國に通ずるに至て通じ難き故に、漢字を用ひ初たる成べしとぞ。

一中臣祓などの事、常槃連が作と云。漸く文字の傳へたる計なり。文法字法を置たれば字を使ふ事叶はず。それによりて送りがなを入まじへたるなり。それを末世には宣命等にも添る事と成しなり。始は文に拙きより事起れるにやと存ると云々。

一六根清淨の祓、常槃連作と云也。文字佛家より出づ。其時の名に非ず。後人の作りたるなり。但し吉田家の傳に限りて、常槃連が作とする也。

一舟橋、環翠軒は、吉田より彼家を繼し也。環翠が子又吉田家を繼し也。兩家互ひに絕へたるを繼べし

と約すと云々。

一下の諏訪は女神也。されども社家の說かくは云はず。されど近年湖水の中より印一ッ出たり。これに下の諏訪女神の社の說のしるし有しと云々。

一能登に唐人の日本人へ易傳授せしといふ書の序文の燒殘りし一枚有て、加州大守へ獻りし。今も舟橋の家の傳授殊勝なる事ありと云々。

一吉田ノ家には、後醍醐の帝の仰にて、易は唐の神道也。吉田家にも學ぶべしと有て、兼學のやうに成たり。咒の傳も後柏原より賜ひしとぞ。

一吉田は侍讀の家也。是日本紀侍讀の事也。これに依て今も參內の時などは、吞こりの如くなる物に、ゆふだすき、ぬさ袋、中臣秡一卷を入て、其筥に劍を付て持せらる、殊勝の事也。

一河內の上ノ聖德太子の宮に、一手の御器具不レ殘有。

一同國八幡に、八幡太郞奉納の鎧あり。つゐに其から櫃を開く事なし。近頃田中の僧正開て見しに、鎧冑幷願書有。義家奉納と云々。加州の大守は其鎧をかりて寫されし也。

一神道に火を改る事、竈は五行を以て物を熟し、人の食を繼ぐ基、故にかくの如き由、是は祕訣と云々。

一堂上の人家業退轉なきは、吉田、舟橋兩家と云々。

一吉田の笏は榊ノ木也。それを笏に製す。

一神をいはふ事、ひもろぎの正印の封第一也。其後は物事に祝ふ事あり。幣を以て祝ふ事もあり。

一社に木を植る事、天氣降り地氣うけて陰陽交泰の心也。伊勢の心の御柱も、天地交泰の心子細ある事也、

一熱田大宮司初は尾張連の姓也。中頃藤原家と成たり。それは尾張員職カズモトが時に至て、藤原範兼を聟とす。其子季範が云、員職夢の告有て外孫を以て嗣とす。其歌に

櫻花ちりなん後のかたみには松にかゝれる藤を頼まむ
と云歌夢見し故也、と玉葉に出づ。

一美濃の南宮もそれなり。南宮は金山彦也。社家の傳は、全く南方の大德をかりて顯はるゝと云事也と云々。さて社人は不破の大領也。(本は宮司姓也)勝良と云し也。天武のこゝに至りて頼み給ひしに、敵尋ね來りしを、勝良深く隱し參らせて、これを勝良が子にめあはせ給ふ。故に其子孫を宮氏と申、大領の社は勝良と云々、かつよしの訓めづらしき文字也。其頃の人の名に似ず不審。本田善光の名の新らしく、昔人の名に似ずが如し、たゞしホダゼクワウトとなふべしと云。それは其頃の人の名にも似たるべし、是も亦不審と云々。

一賀茂は神名帳、又は吉田家の傳に、別雷の社と云は、雷の中稚雷とも云へり。社家の說は瓊々杵尊、故に齋院をも立て給ふと云不審。加茂へ齋院を立てられしは、嵯峨の天皇寶祚に立せ給はぬ内の御願より起れり、と云々大鏡に見へたり。

一能登の珠洲郡は、蓬萊十洲の珠洲と先生の給ふ也。

一今の拜殿は幣殿也。人の昇る所にあらず。平野の社などは、今も注連引て人の昇る事かなはず。

一烏帽子折ほしへ鷹狩鞠の時の物也。それ故かけ緒あり、狩衣に着用する事也。立烏帽子にはかけ緒無し。

一新座猿樂へ、吉田より式三番の傳授は鏡の間也。神拜にして御酒をいたゞき、舞臺の禮のとき、神拜の足踏也。心もちは神樂の心もちと云也。これは本座の猿樂が、陀羅尼など唱ふる事を傳授せず、こなたへならぶ事も口惜し。將軍家御下知にて、吉田より傳授せし事にやと思ふ也。

一猿樂は散樂のよし、明衡往來の注にあり。

一昔のうたひものゝせうは左にさす。僧家の陀羅尼等も左にせしをさす。猿樂の唱ひ物は右にさす也。

大和とぢの本にて、ことの外古き物、上方より来りて恒齋に尋られしに是を存ぜず。但堂上のうたひ物にはあらず。せうのさし様相違せり。これは今の猿樂の法則定まらぬ以前、猿樂のうたひ物にやと申せし也。

一催馬樂のふし世に傳はらず。それを台德院殿、持明院殿へ御所望有しに、今はふしかなにて傳はらぬ由を申されしを、何とぞ詮議して御うたひなされと有しに、しほりはぎと云狂言の謡ひ物は、催馬樂を似せたる由なれば、そのふしかなでに斟酌して謡ひ候由を、子息の持明院申されしなり。

一吉田殿市にて求められし大職冠の像は、〇頭の如き冠に、笏を右の手にて押へて帶劍の像也。いにしへの作とは見へたり。多武峯の像は大職冠の像と云。吉田の像容貌厳也と云々、千載の後精爽如レ生なれば、かく厳には有べし也と云々。

一冠の纓、昔は四つが和らか也。今のやうに縁をぬりたるには非ず。

一壺切の劍二尺有餘、三分一は常の力の如く、それより上は兩刄の劍也。劍の飾の制朝廷に絶たり。油小路殿家に共制をしるせる書有て、今の天子立太子の時に、共書を進ぜらるべき由を申されしに、天子に共書なきと云事を忌せ給ふか、此度は御内々にて渡しまいらせらるべしとて、垣さやのまゝにて渡されしなり。

一紋は蓋の紋と車の紋とが起り成べし。巡察彈正がかちに蝶の紋付るも中頃なるべし。河内の上ノ太子に蓋の紋有と云。

一昔傳奏の江戸へ下りしには、たちつけの儘にて直に城に上り、老中へ逢て、御對顔には長袴にて有し。菊亭殿の傳奏の時より、烏帽子狩衣には成たり。

右元祿十四三月十六日對面の時也

一天文二年の頃、有馬貴純、大内義隆に屬し、藤澤高木彼杵（ソノキ）順がふ。貴純は晴純が父也。

晴純天文廿二年の頃、杵島の郡を領す。晴純永祿の頃入道し仙岩と云。

永祿六年有馬鎭純、天正十年の比有馬義純、同じく義眞と云あり。

大村純忠、〔割註〕有馬の仙石に被官とみへたり」大村丹後守純忠は松浦肥前守が子にて、有馬氏の壻也。有馬出羽守と云。六月十三日死。（此下脫す）

天正元年隆信の親松浦表を征伐す。同二年月日隆信の兵城を破て燒討するより、松浦肥前守誓紙を持來謁す。一岐の日高主膳は、五島宇太夫を以て平均を賀す。

三年二月公方義昭、隆信と松浦肥前守に命じ、唐船を造らせらる。小早川隆景これを下知す。〔割註〕備後鞆を領す」

平戶松浦氏は安倍貞任の後也。松浦鎭信初て隆信に從ふ。其子式部卿法印泰岳、其子一岐守、其子肥前守也。天正十年宗對馬守舟師を一岐に遣し、兩日高を攻て不レ勝。日高主膳、同甲斐守謀て、對馬の兵數百人を殺す。是を鎭信入道道可に告ぐ。速に來て武備を堅め、彼島を守る。是より兩日高松浦に屬し、平戶に交替す。道可其女を以て、主膳が子孫九郎に妻はす。

一天正十年松浦道可、隆信に屬す。五島の宇佐も同じ。松浦源太夫判官久は源五綱が曾孫也。鎭西八郞爲朝九州下向のとき相從て、上松浦の守護となる。宇野御厨の執行を兼ぬ。子孫相續て伊萬里、萬田、山代、久原、各私領斷絕なし。松浦丹後守榮は久原城山住人也、豐前六郎直は山代里村の住也。直が子虎丸、後に山代喜右衛門貞と云。天正六年に死す。

龍造寺隆信——久家（始鎭賢 後政家）
- 女　森豐前室
- 女　諫早石見室
- 高房　駿河守

┬安良　杜田八助
└佐野　源四郎

伊東三位義祐島津が衰に乗じ、三山に要害し堀を構、三州大守と稱す。

一秋月が先漢高祖より出づ。來朝の始播州大藏谷に至る。故に義祖春實朝臣大藏姓を賜ふ。天慶三年征西將軍として藤原純友を追伐し、世々太宰府の守護たり。嫡子を秋月太郎、次を原田二郎、三を田尻三郎と云也。弘治三年筑前の城主秋月文種、大友義鎭が爲に亡さる。其後大橋豐後守、秋月が子秋月種實、高橋種冬、長木種信三人して、成長の後、天正の比九州に威を振ひし也。文種一男秋月左兵衛尉種實、元就を賴に、永祿十年秋月の古城へ立籠り大友と戰ふ。後大友に降る。種實此後島津と心を合せて九州へ兵を出す。秀吉九州に入る比、種長が父宗全、大草より秋月に逃歸ると云々と聞て、種實法體して父と共に御陣に降る。四月の事也。

一高橋家は筑紫三撿斷の一也。建武中尊氏筑紫へ落て又攻上る時、九州二島を守とて、仁木、一色、高橋三人を撿斷職に殘さる。高橋光種、菊地肥後守と筑後の市場に戰て功有。其後數代撿斷職を掌る。後に筑後高橋に城を築て居住し、中頃より要害也とて、筑の所岩屋寶滿山に移りて數世を經、大友親世より九州の士皆後に歸する。故に三撿斷衰て、天文年中仁木一色亡びて高橋計殘る。光種の七代の孫長種卒す。嗣子なければ家人屋山、北原、福田、伊藤等、大友に貴族一人を賜りて、高橋の家を繼せ主君と仰ぎ候はゞやと歎ければ、義鎭此儀尤也とて、一萬田左京太夫が嫡子高橋三河守鑑種と號して、長種が家を繼せ、永祿二年四月十日に寶滿岩屋を賜り、二十餘町の領地を添て、筑前十五郡の執權を預けらる。永祿十年六月の頃、高橋大友に叛し毛利に通ず。永祿十二年毛利大友と戰て勝軍しければ、高橋も力なく降を乞。高橋相傳の地を沒收して豐前の小倉に移り、規矩一郡を與て、かすか成

體にて有。是は舍弟一萬田の妻を宗麟奪はんとて、一萬田を誅せし故、高橋仇を報んとて宗麟に叛したり。鑑種小倉の城に移り、法體して宗專と云。家人北條伊賀鎭久數して大友に通じ、宗專毛利と心を通ずる由を讒し、大友より貴族を申受て、高橋の家を再興せんと望しかば、宗麟悦で吉弘左近太夫鑑理が弟主膳吉衛鎭理(シゲノリ)を、元龜元年御笠郡を賜り、元の居城寶滿山岩屋兩城を堅め、高橋鎭種と名乘時に廿三歳也。三十の内にて法體し紹運と云。

一天正九年十一月戶次鑑連、高橋紹運共に嘉厂稱波へ出て、秋月種實と戰て首三百廿餘兩手に得たり。明る年紹運が嫡子左近將監統虎が十七歳なるを、去年稱波の軍より器量の勝れたるを見知て養子に望む。紹運異儀なく、八月十八日立花が城へ送り、士ともなく、中間ともなく、瀨戶口十兵衛と云者只一人供させけり。天正十三年九月十一日紹運七十三にて卒す。

一天正十四年七月十二日より薩摩勢、高橋紹運か岩谷の城を攻、島津與力、秋月種實、高橋元種等を始めとして五萬餘人也。十四日より攻る。廿七日に攻落され、三十九歳にて自殺す。

一紹運二男彌七郎統增寶滿ノ城を守る。岩屋落て後島津より城を渡すべしと也。家人伊藤源右衛門だ謀にて、統增を立花へ登城あらば城を渡すべしと也。さなくば戰はんと也。起請を越ければ城を出づ。立花へはやらずして、肥後國吉松と云所へ、八月朔日に送りて番を付たり。其後薩州へ送り新善院に籠置、明年迄薩摩に有。秀吉九州に至りて、統虎に統增を呼べとあれば、敵より渡すまじきと申せば秀吉、立花三河入道賢賀は老武者なれば、かれをこゝにてこしらへて見よとあれば遣す。難なく取返して歸れり。

―鑑理　後に宗甚
―統幸　同加兵衛三代有り、宗甚は紹運が兄也。
―統眞

—鎮信 加兵衛宗茂
—鎮理 紹運
　—統虎 戸次を名のる
　—統増 主膳

一元亀二年戸次丹後守鑒連筑前守護を賜はり、中國に押へと云々。鑑連五十七にて、豊後南部藤北より鑓嶽城筑前の立花へ引越し名字とし、法體の後道雪と號す。天正甲申迄十四年、立花に在城す。

大友記に、戸次紀伊守鑑連入道道雪とあり。

一原田は後漢光武の十二代獻帝の末阿多倍王、孝謙帝大化中に歸降し、播州明石浦に着て大藏谷に居住す。阿多倍第一の子貴重王、是大藏の先祖原田、波多、秋月、原、江上、高橋六家是より出づ。貴重十二代大藏の春實、天慶四年藤原純友を追討使となりて功有しかば、筑前の國を賜ふ。御笠郡原田に住せしより、原田の號有と云。後に春種と名を改む。其孫種資の時に、同國那珂郡に移り住す。種資四代の孫原田次郎太夫種直、後に太宰小貳に任ぜし故に、岩戸少卿と云。平家の方人故關東に囚れ、平山季重に預られ、十三年を經てゆるされ歸國し、本領の內安堵といへ共、(家人にだに及ずイ)昔の勢ひに似ず、大に衰れり。筑前怡土郡の鎮守高祖大明神の社務上原兵庫の勢有しかば、縁を組行て賴む。種直四男四郎種成を聟にせしかば、舅の勢に依て次第に近邊を押領し、高祖城して子孫數世此に住せり。大友が時に下總守親種と云、大友宗麟に討れたり。

白石先生紳書 巻下

一西國衆高良の御陣に参る。

唐津城、天正五年の比迄、波多尾張守松浦方にて、此時龍造寺に屬す。

平戸は其頃は松浦民部太輔。

大村城は、大村丹後守純忠〔割註〕初新太郎、後入道理專と云」天正の初迄大友に屬す。五年の軍して、まけて娘を義隆が二男江上家村が妻として幕下と成る。大村左兵衛、同左近太夫久八郎あり。

一筑後御川城は宇津宮の末蒲地近江守鑑盛入道宗雪が嫡子蒲池彈正少弼〔割註〕民部少輔共、右衛門尉共」鎭武居住也。天正九年五月隆純を殺して龍藏寺家晴に歸す。

一日州の城主伊東三位入道八千町を領して島津と戰ふて、仕合せよく勝軍して、島津を侮り思ひしに、天正の始、義弘一萬三千にて飯野と云處にて、伊東が先陣と戰て勝負を爭ふ。伊東が兵六千也。此時軍急にして、伊東が家人米良伊豫守義弘と鑓を合す。義弘既に討れんとせしに、家人等來り援ふてまぬかる。島津が七手散々に破れたり。伊東が先陣勝誇りて川狩なんどして遊びしに、義弘急に攻しかば、伊東が先陣散々に討なされ、先陣の士大將共二人討死す。是は先陣の惣大將高春〔割註〕紺珠に高松城代野尻法蓮が城也とあり」の城代福永丹後、野村備中不覺也とて、入道怒て出仕を止む。二人追々侘び事すれ共免さゞる事三年、終に島津に心を通じて內應し、己が城に引入しかば、入道戸ノ部の城にたまり兼、天正四年十二月廿八日豐後へ引て、攝津式部を頼みて歸國の事を賴しに、宗麟始はゆるさず、田原紹忍に付てしきりに歎きければ、天正六年八月十二日三萬五千餘を引て薩摩を討んと出立、手の勢馳集り五萬餘騎にて、八月廿日大隅に發向し、長手大江ノ城を攻落し、九月十八日高ノ城を圍む。城主島津中書伊東が飫肥町に在しに付て和を乞。大友不レ聽して攻て落す、義久後詰として口

州佐土原に着陣す。宗麟城の圍をときて耳川の邊に向ひ、十月廿日日州耳川の北に陣す。義久十一月五日に耳川の南に陣を取、十一月の九日に矢軍少々し小迫り合有て、十一日の戰に大友大に敗れて引返す。宗徒の人々多く討れたり。此後三位入道は京都に落行て老死す。弟の民部少輔文武の達人にて太閤より本領を賜し也。（此ス へ落失）

　田原近江入道紹運を賴けれは、入道三河國東の郡旅宿の門の前に、

　　のみしらみ鼠となりて三位殿たはらの下をはひまはりけり

入道夫より豫州へ渡り、周防の山口に來り居住し、天正十一年十月迄は周防に在。それより京にて卒す。息左京太夫は父に先立卒す。弟の武部太夫鎭武太閤に仕へて歸國す。

一相良は鎌足十一世ノ孫遠江守爲憲杢ノ助なれば、子孫工藤と稱す。十五世ノ孫左兵衛督周賴遠州相良の庄を賜りしより相良と改。周賴四世の孫庄司四郎賴景、建久九年右大將家の命をうけ鎭西に下す。其子三人嫡子三郎長賴求摩の城に居す。次男四郎宗賴山鹿郡に居し、内田相良と云ふ。同三男五郎賴平玉名郡を領し、山北作左衛門と云。長賴が子孫榮へて求摩、葦北、八代三郡を領す。長賴十餘代の後從五位下宮内少輔義滋、（滋イ）其子從五位下右衛門太夫晴廣、其子從五位下修理太夫義陽、天正八年三月下旬島津に與みし、先陣して宇土顯季と共に、大友が國へ攻入、宇土は飽田郡、義陽は益城郡へ打入て、大友が大將御船の城主甲斐宗運か爲に討れ、緒方喜藏首を取る。宗運は民部太輔入道也。肥後國にての事なり。

一平兼盛、〔割註〕御抄は玄旨也、袋艸子は清輔」
御抄云、光孝天皇の御末興雅王の孫平篤行が子也。從五位下駿河守と云。大和物語には越前守と云し、後撰集には兼盛と云し、袋艸子には兼盛本以二王氏一爲二大君一。大唐日云々、後平姓と云々、赤染右衛門の實父也。袋艸子に云、天徳の歌合に兼盛正衣冠參候。終日祗候す。忍ぶれどの歌勝畢と聞て拜

舞して退出す。自餘の歌勝負不レ遑と云々。

一佐竹

昌義 義光孫　依二男爲氏一常州人領二久慈郡佐竹郷一

二
- 忠義 太郎無レ子 隆義養子
- 義弘 二郎 爲レ僧
- 義宗 三郎
- 隆義 四郎
- 義季 五郎 藏人
- 昌成

三（隆義子）
- 義政 太郎
- 秀義 四郎 別當

四（秀義子）
- 義繁 別當常陸介
- 秀繁 左衛門尉
- 義茂 六郎南酒出氏
- 義將
- 助義 號二北酒出氏一
- 義清 稻木氏

五（義繁子）
- 長義 二郎 常陸介
- 義高 岡田氏
- 義直 二郎額田氏
- 義綱 眞崎氏

六（長義子）
- 義胤 孫二郎

七（義胤子）
- 行義 彥二郎 別當左衛門尉
- 義貞 稻木養子
- 盛義 南部氏
- 宗義 五郎 小川氏

八（行義子）
- 貞義 二郎別當 始高時に屬し 後將軍家に屬す 常陸介遠江守從上總介
- 義綱 三郎 長倉氏
- 義高 又二郎
- 某 掃部介 大塚氏
- 貞宗 六郎 中條氏
- 景義 馬淵小三郎 高久氏

九
- 義敦 小二郎 左兵衛尉 刑部大輔兼左馬頭
- 月山 夢窓ノ弟子
- 義春 常陸介 小■氏
- 師義 掃部介 刑部大輔 山入氏
  - 與義 上總介
    - 祐義 刑部大輔
    - 宗義 依上三郎
  - 言義 尾張守

十
- 義信 大炊介 伊豫守 兼左馬助
- 義躬 小場氏
- 宗義 石塚氏
- 義孝 大山氏
- 義實 藤田氏

十一
- 義盛 右馬頭
  - 義仁 上杉安房守憲貞二男 義盛ノ女ヲ娶リ爲レ嗣
- 義有

十二
- 義俊 五郎 伊豫守
- 義倭 常陸介 戸村氏
- 實定 右馬頭 右京大夫
- 常德院
- 義高 源三郎 右衛門佐

十三
- 義治
- 義成 三郎 天神林氏
- 義久 小野氏
- 某 號ニ存虎一
- 義長 掃部頭 宇多野氏

十四
- 義舜 従四位上少將 右京大夫 永正十三年三月卒
- 周義
- 義武 三郎 久米氏
- 義信 左衛門督 北氏
- 政義 左近大夫 東氏

十五
- 義篤 従四位上右馬權頭 大膳大夫
- 永義 今宮氏
- 義元 四郎 部垂氏
- 義隣 二郎左衛門 南氏
- 某 號ニ一溪齋一

十六
- 義昭

十七
- 義重 常陸介

十八
- 義宣 従四位下少將左中將 右京大夫

義昌 山直氏養子

資家 那須養子
義家 小幡養子
義尙 南義隣養子

盛重 葦名盛隆養子
義堅 東政義養子
貞隆 岩城親隆養子
宣義 多賀谷養子
義繼 彦次郎

一坂東三十三所觀音

一、鎌倉杉本寺　二、三浦岩殿寺　三、田代寺　四、長谷寺　五、飯泉寺　六、飯山寺　七、金月寺　八、星台寺

右相模國にあり

九、慈光寺　十、比企岩屋　十一、言見岩殿　十二、慈恩寺　十三、淺艸寺　十四、弘明寺

右武藏國にあり

十五、白岩寺　十六、水澤寺

右上野國にあり

十七、出院　十八、中禪寺　十九、大谷寺　廿、西明寺

右下野國にあり

廿一、八講寺　廿二、佐竹寺　廿三、佐白寺　廿四、兩引寺　廿五、大御堂　廿六、淸瀧寺

右常陸國にあり

廿七、飯沼寺　廿八、滑川寺　廿九、千葉寺

右下總國にあり

卅、高藏寺　卅一、笠森寺　卅二、淸水寺

右上總國にあり

卅三、那胡寺

右安房國にあり

一秩父三十四所觀音、文暦元年に始ると云。

一、四萬部妙音寺　二、大棚正林寺

三、岩井津淨泉寺　四、荒木寺　五、語哥寺　六、東向寺　七、牛伏保長寺　八、西善寺　九、明知寺　十、大慈寺　十一、坂路寺　十二、野坂寺　十三、慈眼寺　十四、今宮寺　十五、藏福寺　十六、西光寺　十七、常林寺　十八、神門寺　十九、龍石寺　廿、岩上寺　廿一、觀音寺　廿二、童堂

廿三、學音寺　廿四、法泉寺　廿五、久那觀音寺　廿六、岩谷寺　廿七、大圓寺　廿八、橋立寺

廿九、笹戸觀音寺　三十、寶雲寺　卅一、鷲岩寺　卅二、法生寺　卅三、菊水寺　卅四、水泉寺

一松前の產

鷹眞羽　鹽　干鮭　鯡　鰊(カド)　數ノ子　炙鯨　昆布　獵虎　水豹　熊皮　鹿皮　胡獱(トド)　ナツフ　アモシツヘイ　膃肭臍　干獨活　干豆腐　以上

一島津

義久右衛門大夫　（義久舍弟三人）兵庫頭忠平　左衛門大夫俊久　以上

大友記　中務家久

義久舍弟

義弘呂久中書

彰久
忠長
一大友家
鎌足十五代孫
光能

親能 美濃守
廣元 大江氏となる 毛利祖
秀巖 石淸水別當

季時 駿河守
能直 大友祖 一法師男女子十六人あり
親實 巖島周防守
師員 大膳大夫
師俊 三池
親家 門司陸奥守
仲能 田村刑部大輔
親直 筑井左衞門尉

親秀 利根二郎、後大友大炊頭、肥筑豊之後州を領す、隨二頼經將軍一、寶治二年卒。
能秀 大夫五郎、建保元八月肥後詫摩山本二郎を賜り、別當職に補せらる、後堀河安貞二年任二從五位下肥後守一、弘長三年卒、六十六歲、詫摩祖也、
十一男
泰廣 立花祖 左近丞
親廣—親益—親幸—親直—親光—親氏—親宗
親虎—親時—親弘—親重—親忠—親盛—親國—鑑直 吉弘左近將監

―鎮宣 吉弘左近將監　天正六年十二月十二日日向新納院高ノ城にて討死 ―統幸 加兵衛

―紹雲 鎮理　高橋三河守秋種養子　高橋彌七郎、筑前岩屋城主、天正十四年七廿七島津ニ戰死 ―統虎 立花左近將監始爲ニ戸次伯耆守鑑連入道道雪養子ト、筑前國立花城主後改ニ宗茂ト。

―女子 大友左衛門督義鎮室

一岩城氏

○桓武帝―葛原親王―高見王―高望王―良望―繁盛―

―安忠 幡頭 ―則道 岩城二郎 大夫 ―忠清 二郎 ―清隆―師隆 太郎 ―隆行 二郎

―隆守 二郎 ―隆平 二郎 ―義衡 二郎 ―照衡 二郎 ―昭義 二郎 ―朝義 二郎

―常朝 規堂 ―清胤 二郎 ―隆忠 下總守 ―親隆 下總守 ―常隆 下總守 ―由隆 民部大輔

―重隆 左京大夫 ―親隆 左京大夫 實伊達晴宗嫡男 ―常隆 左京大夫 ―貞隆 忠次郎 實佐竹義重三男 ―宣隆 但馬守 ―重隆 庄次郎

○信雄 天正十三月日任ニ大納言ト、從三位、同正二十四正三位、從二位、十五年十一月十九日正二位、八月八日叙ニ正二位ト、十一月廿一日內大臣、同十八八月出家

―信良 兵部大輔 少將、元和二十二廿九侍從、同九十二八、左少將、寬永三五十七卒。 ―信昌 因幡守兵部大輔 上野內二萬石 ―信久 內記越前守實出雲守 侍從 萬治三十二廿八叙ニ從四位下ト。

―信尙

- 信友
  - 高長 出雲守侍従寛永十二侍従萬治廿二廿三隠居
    - 長頼 山城守、三萬二千百石、侍従慶安元十二従四位下叙官萬治三十二廿八日卒、
      - 信武 伊豆守、四品、侍従、對馬守。
        - 信恒 壹岐守
      - 某
    - 某

- ○長益 源五 仲従 有樂
  - 長治 四男也左衛門佐 卜齋 萬治二十二廿八隠居
    - 長定 豊前守 一萬石 萬治三十二廿八叙任
      - 長明 主殿
        - 長清 内匠 山城守 實父
  - 尚長 大和守
    - 長種 修理 一萬石
      - 秀一 信濃守 寛文元十二廿八叙任
        - 秀親 監物
        - 某 源三郎

片桐助作後且元

- ○市正眞盛
  - 孝利 出雲守
    - 某 半之丞
      - 某 承應三年家督 助作
      - 某 又七 明暦二年二月十九日兄の家督三千石に千石上る也

青木丹次

- ○一重 民部少輔
  - 重兼 甲斐守
    - 重正 甲斐守

本ト藤原なれ共平姓也、法眼の事有故也。

鳥居法眼良源が子孫今の鳥居也。三河へは亘理新左衛尉よりうつるといふ。實方の末葉也。

小出は二階堂の別共曾我の別れ共申也。

○奥平貞能 慶長三十二月廿一日卒 六十二歳
　─信昌 元和元年三月十四日六十一歳卒
　　─家昌 九八郎大御所御女加納殿、天正元年十二月元服賜二御一字一、十五歳の時慶長四年従五位下大膳大夫、六年十二月廿八日宇都宮を賜ふ、十萬石、慶長十九年十月十日卒、廿八歳。
　　─家治 松平右京大夫、元祿廿三月四日卒、十八歳、傳詳附錄に云、天正十六年元服賜二御一字一、上州長根を賜ふ、後従五位下大膳大夫、賜レ姓稱二松平一。
　　─忠政 菅沼忠次郎、松平飛驒守、慶長十九年改二松平攝津守一、傳詳附錄慶長十九年十月二日卒、卅五歳。
　　　─忠隆 忠七郎
　　─忠明 松平下總守

一公卿補任信長朝臣の事
天正二年　彈正忠信長、三月十八日正四位下參議、同日従三位。
三年　従三位參議、十一月四日従二位、權大納言七日右大將。
四年　十一月十二日正二位、同廿一日內大臣大將如レ元、于レ時四十二歳。
五年　十一月十六日従二位、同廿日轉二右大臣一、大將如レ元。
六年　六月六日正二位、四月九日兩職を辭す。

一秀吉朝臣の事
天正十一年月日參議従四位下平氏也
　十二年十一月廿二日權大納言、従三位。
十三年三月十日正二位、內大臣、従二位。
十四年十二月十九日太政大臣、従一位。

十九年秀次、十二月四日內大臣、正二位。

文祿元年秀次、正月十九日左大臣、關白。

一上賀茂十六流系圖

氏一流

(禰宜)在實—忠成—安賴—安成—成氏—氏經—氏安—氏繼—氏綱—氏世—惟氏從レ是氏分從ニ在實一十一代

平一流

(神主)幸平—惟平—彌平—世平—延平—近平—員平　從ニ在實一十四代平之分、從ニ成助一者十六代。

清一流

(澤田祝)宣能——久清　清の分れ、從ニ在實一十三代從ニ成助一十代。

能一流

(神主)能雄—能任　能の分れ、從ニ在實一十四代從ニ成助一十一代。

久一流

(神主)氏久　久の祖從レ是分る、從ニ在實一十代從ニ成助一七代、能久の神主、後鳥羽院の御宇也。

俊一流

(俊之祖)資親—親俊—親兼—俊員—俊宗—俊兼—忠俊　俊の分從ニ在實一十五代從ニ成助一十二代。

直一流

久時—資繼—茂繼—爲直—久直　直の分れ、從ニ在實一十三代從ニ成助一十代。

成一流

(氏神權祝)
信季—康成　從ニ在實一十二代、從ニ成助一九代。

重一流

(權祝)(正祝)
重定—重通—重春—重員—重冬—重賢—重親　重の分れ從ニ在實一十五代、從ニ重保一九代。

幸一流

實保—實行　重保孫　幸の分れ、從ニ在實一九代、

季一流

季保—重保子—重政—季繼　季の分れ、從ニ在實一十一代。

保一流

(正祝)
保成—保能　保の分れ、從ニ在實一十二代、從ニ重保一五代。

宗一流

宗助—宗成　宗の分れ、從ニ在實一七代、從ニ成助一四代。

弘一流

(正禰宜)
重能—重朝—朝兼—兼氏—久兼—忠兼—重弘　弘の分れ重弘より□代從ニ在實一十二代。

顯一流

(片岡禰宜)

師重—而繼—遠繼—遠基—遠顯　顯の分れ、從ニ在實一二十一代從ニ成助一九代。

兼一流

（權祝）

經—兼保　從レ是兼の分れ、從ニ在實一八代、從ニ氏助一五代。

一加藤左馬助儀、本國生國共三河にて、父三之丞一向宗門の儀に付御家を罷出、太閤へ罷越候處、左馬助も太閤へ罷出、志津が嶽高麗其外數度武功共御座候て、太閤感状數通御座候事。

一大阪にて石田治部少輔奉レ對ニ權現樣一、種々野心の儀御座候刻、御内意御味方仕候儀共、家の留書に委細御座候。其以後景勝御征伐之時分御供仕罷下り候て、御跡治部少輔謀叛に付、上方大名衆何れも被ニ相登一候節、左馬助も御先供之旨被ニ仰付一罷登申候。尾州清須に上方衆何れも一所に在陣仕候。上方大名衆權現樣御出馬相待候處、村越茂助殿爲ニ上使一被ニ罷登一。來年中御出馬可レ被レ遊段上意之由被ニ申述一候。諸大名衆存之外成御意に付、とかくの御挨拶無ニ御座一候處、左馬助申候は、御意之趣御尤至極奉レ存候。何れ上方大名衆一働不レ仕候はでは、御出馬無ニ御座一候段、乍レ恐御餘儀なき御事に奉レ存候。先岐阜の城攻落し可レ申由、茂助殿より言上仕、其後左馬助頭取いたし、岐阜城攻初り申候。茂助殿江府へ被レ歸候て、其趣を被ニ申上一候に付、追付御出馬被レ遊候。此段世上にては福島左衛門大夫被ニ申上一候由申觸候得共、其節權現樣より御書、台德院樣より御自筆之御書、村越茂助一々申上候段御滿悦被レ爲ニ思召一候由の御文書にて、御書左馬助頂戴仕候。

一岐阜責の節、松平下野守樣いまだ清須に御在城の處、諸大名衆何れも被レ申ニ追付一落城可レ致候間、最早下野守樣下野へ御出陣には及申間敷由被レ申候處、井伊兵部少輔殿、本多中務太輔殿迄、左馬助ひそかに御内意申上、下野守樣岐阜へ御出陣御手合せられ候に付、權現樣御機嫌能被レ爲ニ思召一、左馬助へ御褒美之御言葉御座候事。

一關原以後左馬助儀十萬石御加增被ニ下置一、都合二十萬石にて伊豫松山に居城仕候事。

一台德院樣御代に至り二十萬石に御加恩にて、奥州會津へ所替被ニ仰付一、五萬石三春にて聟松平石見守、三萬石二本松にて二男加藤民部に被レ下候。左馬助幕下に被ニ仰付一、外に二萬石御預り地、都合五十萬石之高にて御座候事。

一慶長十八年十一月十八日台德院樣、左馬助櫻田の宅へ御成被レ遊候事。

一元和八年九月十五日大猷院樣、御鎧御召初之節、左馬介儀武功御忠節之者之由にて御鎧召させ上候樣にと被ニ仰付一、召させ上申候。其節御腰物等拜領仕候事。

一寬永七年左馬介會津にて相煩申候節、爲ニ御尋一從ニ台德院樣一爲ニ上使一、朝倉仁左衛門殿、大猷院樣より爲ニ上使一、仙石因幡守殿幷醫師久志本式部殿被ニ成下一、御懇之上意共有レ之候。其節之病氣本復仕致ニ參府一御禮申上候事。

一左馬介儀　台德院樣御懇之思召にて、保科彈正忠殿御息女を尾張故大納言樣御養娘に、從ニ台德院樣一被ニ仰出一、左馬介惣領式部少輔へ婚禮被ニ仰付一候事。

一式部少輔儀も　大猷院樣御懇に被ニ成下一、御夜談其外御成之節の御供に被ニ仰付一候事。

一式部少輔世悴內藏介儀は、妾腹に出生仕候に付、幼年の時は家來堀部主膳と申者之子分之樣に仕預り置申候。其後式部少輔手前に差置、大猷院樣御目見申上、式部少輔一所に月並にも登城仕候。式部少輔儀病氣に付、御訴訟申上、會津差上申候。以後內藏介儀は一萬石被ニ下置一候事。

　以上、〔割註〕按に嘉明永祿六年に生る、同七年一向宗の事終る、關ケ原は三十八歲の時也」

　德川紀に、〔割註〕山中山城守長俊太田和泉守資方」此兩人編輯の書也

小笠原秀政二男林藤助光政と云々、其子藤藏長政、其子藤助政綠

德阿彌坂井ノ庄官五郎左衛門、聟遺跡となり、父におくれし時廿四歲と云々。五郎左衛門は一兩年過

て死去と云々。

德阿彌 松平太郎左衛門 親氏 ── 坂井五郎親清 嘉吉元年十二月生る

─小五郎親忠 後氏忠と改、寛正元年二月八日生る、後酒井左衛門尉氏忠入道淨賢と號す。 ─將監忠尚 ヒサ

─與四郎親重 寛正三年正月十一日生る、 雅樂助親正 正親とも ─左衛門尉忠次 初小五郎

文明十一年七月十五日信光安祥を襲ひ給ひし時、親清廿九歲、小五郎氏忠廿歲、與四郎親重十八歲にて馳參り、搦手に向ふて城を攻取と云々。後に小五郎親忠、親忠殿と同名なれば氏忠と改む。

一榊原は親忠より仕ふ。七郎右衛門長清と云。伊勢壹志郡榊原の住人仁木左京太夫義長の後胤也しが、故有て三河に來り、正德年中三州井田合戰の比より仕ふ。其子七郎右衛門長政も此時一所に向ふ也。時に十二歲と云。長政の子二人嫡子孫十郎法政〔割註〕後に七郎右衛門」二男小平太康政〔割註〕後式部太輔」

一大久保和泉守忠繁、生國下野大久保の人代々那須與市の旗下也。故有て其子和泉守忠政は三州に來り、親忠に仕ふ。忠政が子五郎右衛門忠勝、嫡子七郎右衛門忠世、二男治右衛門忠佐、三男權左衛門忠友〔割註〕後に忠將」四男平助忠勝〔割註〕後に彥左衛門」

一岡崎の彈正左衛門昌安の娘をば、清康終に離別なり。玄能比丘尼と云し也。其後江州の青木筑後守貞景が女の腹に廣忠生れ給ひて、此女卒せられし後、刈屋の水野忠政の妻のやもめ也しを迎へられたり。是に宮の善七娘也。此人忠政方にて一人生る。後に廣忠の妻となり給ひし也。〔割註〕此說不審」

一宇理の城の熊谷備中守直盛江州の住人なるが、織田月岩の旗下也。

一三河菅沼の領主土岐新三郎定直は、正長元年に南方の小倉殿謀叛を企、ひそかに嵯峨を出で伊勢に趣

き、國主北畠を賴て軍を起し、其頃三州の住人菅沼信濃守俊治に將軍を恨る事有て、小倉殿に與力せしに、小倉殿御和睦成て、再び嵯峨へ歸らせ給ひ、菅沼も三州へ歸りて蟄居す。かくてはいつ迄有べきと鄕民を催し兵を起す。此由京都に早馬來りければ、義敎將軍の下知にて、土岐大膳大夫貞安幷富永伯耆守氏久、土岐彈（一本有二正字一）太郎賴房、舍弟新二郎光貞、土岐新三郎定直等、永享六年十二月廿四日三州菅沼に向て軍し、土岐定直はからめ手より向て戰しに、菅沼信州討死し、定直首を得たり。菅沼俊治が舍弟菅沼新六郎俊榮、將軍家の近習せしが兄に與力せず、厚賞を蒙りて元の如に仕ふ。土岐新三郎此度の勸賞に、菅沼の領を賜はり土岐を改め、菅沼新三郎定直と名乘しが、長祿九年親氏の兄泰親大將にて押寄せ戰しに、菅沼敗軍して降りぬ。定直其子新八郎定鎭、其子新八郎貞俊、其子織部正定□也。

一本多正時は佐渡守正信には五代の祖、作左衞門重次には四代の祖、縫殿介康俊には七代の祖と云。正時泰親公の家人也。

一東條の松平右京亮義春は、參日近の奧平久兵衞貞敎を責てかたれしなり。

一安倍四郎五郎忠政、松浦八郎右衞門鎭貞、大原左近右衞門維宗。

一柴田權六勝家、荒川新八賴季。（此下落字）

一東條の吉良三河守義安、今川に叛きて軍して後に降る。駿河の藪田に押籠らる。其弟吉良左兵衞尉義照は兄に一味せず東條を攻しかば、義安が代官として西尾の城に置、東條をば番手にて守らす。

一富永半五郞忠元、葛山備中守勝嘉、三浦左馬助義就、飯尾豐前守顯蔭、淺井小四郎政敏、關口刑部少輔永親。（此下脫す）

一阿部大藏大夫正澄、二郎三郎信康公の生れ給ふを悅ばず。人問に答て曰、弘治二年始て元康公三河へ歸らせ給ひし時、或夜の夢童子二人來りて御身に代る。天下の寶を授んとて出せしを見るに、是と云

字也。公左の手にてこの字を受く、二童云，よく握り給へ開く事が大事也と示して歸らんとす。公いかなる人ぞと問給ひしに、日天子月天子也と答へて、東の方へ飛去りぬ。その邊りに京より博士來り居る安部兵部泰茂と云、大藏人をして是を呼しめ御夢をかたらせ給ひしに、目出度御夢也。一生の御中に天下の主とならせ給ふべし。御子孫十二代はたしかに相續し給ふべし。是と云文字、日の下の人と書り。それを掌中に握られん事は、天下の守護にあらずんば叶ふ可らず。但しよく握らせ給ふべし。開く時に至て大事也と示し申されしは、尤御愼の第一成べし。公は既に寅の御年、寅より指を屈して十二支をかぞふるに、寅卯辰巳午迄は指を屈めて握る故、御家督は卯の年の若君御立給ふべし。五代は安穩なるべし。未よりして指をひらく、されば未の年の君御政道に邪あらば大事なるべし。此時に御愼みあらば、申酉戌亥子巳十二代は、必天下の君とならせ給ふべき御吉夢也と占たりし。しかるに此君卯辰巳午を過て未の年也。必家を嗣せ給ふべからずとおもひて悦ばずとかたりしと也。

一桶はざまの時、信長より佐々木承禎へ加勢を乞しかば、前田右馬助兼利、乾兵庫助實敎に二千三百餘人を添て遣はす。

今月八日九日兩日、今川義元の先陣三州吉田岡崎邊へ上着仕、近邊放火、今日三州尾州境川に至り着陣の由傳へ聞て、織田信長も近日三州表に出張して可レ防之由被ニ相議一。今川上洛之道に爲レ可ニ防戰一。丹家善照寺、中島、丸根、鷲津等の諸城に、信長之家臣を被レ籠置候處に、中村鳴海の守護山口右馬助弘家、子息牛田弘高裏田等義元へ密通之由其聞へ候。右の旨宜言上候。恐々謹言。

五月十一日卯上刻

前田右馬助兼利

乾兵庫助實敎

馬淵伊賀守殿

目加多攝津守殿

一井伊信濃守直盛、葛山播摩守長嘉、岡部五郎兵衛長教、澤田掃部實重、今川中務直義、季尾ノ愛智郡沓掛ノ城（落字）織田方丹下ノ城に水野帶刀忠廣、山口海藏院廣憲、拓植玄蕃允友顯、善照寺には佐久間右衛門信盛、舍弟左京亮親盛、中島には梶川平右衛門重實、伴田右近助長繁、丸根には佐久間右馬秀盛、山田藤九郎秀親、鷲津は飯尾近江守公致、舍弟隱岐守信衡、織田玄蕃允信平、鵜殿長助孝景、鳥井四郎左衛門信元、石川十郎左衛門知綱、淺井六之助正次、矢田作十郎清格、降屋半之丞親周、杉浦八郎五郎忠則、高木九助正通〔割註〕一に廣正」高木主水清孝、石川新八郎綱房、小笠原三九郎長定、三浦右衛門佐義鎭、板倉彈正忠重歲。

一戸田政光を奪ふと。（此下落字）

一萬千代父井伊直親、小田原福門寺の曲輪を攻る事。

一周防の三田尻の五十岩清助と云商人が、百姓の奉公に出るに心付べしと云事と、中の商物米のうりかひに心付べしと云し事、十六箇條の國務の事を諫し內なり、（下落字）

一東野州に敵より降參せよと云しときよみて送る。

いのちやはうき名にかえん世中にひとりとゝまるならゐ有とも

一近衛殿に餝り太刀有と云、瑠璃柄の太刀かと云々。

一北山抄の別記は、公任自筆西三條殿に有と也。

一台記に、崇德院の太田の社に鏡を以て神體とせし事有。

一頤齋云、衣紋の事は白河の御時、花園の大臣有仁美男也。君も臣も此時より衣紋つけて糊こはくなりしなり。其初めはさもなかりしと也。

一布衣は今の白丁也。奴袴ももとやつこの袴、後に上さまにうつりて、狩衣やうのものに成しなり。

一退紅のあらそめ、最上より出し紅藍の汁にて染たる色也。兼て下共の着也。裝束人には知れず。

一如木葬式は小結烏帽子、白き狩衣下襲を着て、淺黄のさし貫也。此事心得がたし。白き狩衣はさも有べし。菱の紋付し襲ねは過たる物也と云し人有。今の如木の裝束は、西三條の定られし所也。

一大職冠像破裂、慶長十一年より十二年に至る。始め滿閑寺一位廬筆の告文捧げて木の裂たる也と有しかば、其夜横に裂たり。一位歸洛に頓死也。其後吉田左衛門佐兼治勅使たり。親父兼見心もとなく思ひ下向すべしとて、宗源殿にて問答、其時兼治短刀を懷中にして、もし癒ずんば自殺と見へし、其破裂既に痊給ふべしと見へし故、兼見悅び下せしに、果して平愈也。凡像破裂の時は、松の樹裂ぬると云。これにて像の破裂を伺ふと云々。此時權現樣より御感狀を被下。本多上野介添狀、吉田の寶の第一とす。

一奉幣使の事、正保二年大猷公伊勢の奉幣を初めらる。是日光の奉幣を望給ひしより起れり。德川家絕へても奉幣は退轉なからん爲、みかの原の禁裡の御領に添て奉幣領を寄附せらる。日光奉幣使領二百石と可へし。

一仁德の高野の御陵は、あばかれて石棺の蓋の石、堺の政所の庭の踏石となれりと云。又伏見の内に在し米は、世に云朱塗などの仁德米是也。神功の御陵をば、南都西大寺のしる人にあり所をさゝなると云御陵村といふ共あり、發しは本多内記殿也。鏡など取て歸るに、雷雨に恐れてとらずして歸りしと也。其ほとりの孝謙の御陵は恙なし。

一野太刀は甲金、ふち金元柄に有、せめに金をふせて、つかみぬきのやうにけぬき形有、細太刀とは微細の心也。ほそきとの心にはあらざるか、足は革也。

一大の字いかの訓、いかい事とは大きなる事を云。大きなる事をいかいなどゝ云かゝる類也。

一江戸御普請の事、榊原古式部云、片桐などが茶の湯物好き沙汰の限り也。柳營は旗さし物も自由なるやうに作るべしとぞ。

一古への名物の失たるは茶の湯より起れり、是物ずきより事起れり。日々に新奇のふへる故也。
一六畜を食ふ事を忌む。天武より牛馬をも禁ぜらる。猪鹿を忌む。家猪に准じて忌と云事、法曹至要に見ゆ。江次第に鴨を以て肉に加ふなど見えし此比よりの事にや。古へ四足を忌事見へず、諏訪などは古風の残れるならんか、穢の訓は氣枯也。惻隱の心也。清氣也。
一平胡簶の矢は、賴朝の時より知れざる也。東鑑に見ゆ。
一練り足の事、禮服佩玉の容觀玉聲を習ふ心也。關白の粧ひ給へる衣冠にて、其人の心の動を知る事也。大職冠の裾の末は、ひか〳〵うごきしなど云、腰すわれば裾正し、心治まれば腰居わる也。
　以上一名紺朱

白石先生紳書　巻六

一吉川惟足が名は從時、其子源十郎が名は從長。

一關新助名は孝和、建部彦次郎名は賢弘。

一谷に賜る行基やきの土箸出し所は、泉州家原郡中川と云所の地中に出づと云。

一中根壹岐守正盛─┬─□字右衛門正章、攝津守正巴、字右衛門正庸。

一某むかし大阪にて久寶寺町鴻池善右衛門に問ふ。正德の新銀にある處の貞銀いか程にやと、試に吹分けさせしに、新銀四匁一分二厘を吹わけたれば、眞銀七分五厘ならではなし、凡新銀百目には眞銀十八匁二分三毛餘の積り也。これを一割八歩二厘三毛に當るとすべしと改所よりしるし出たり。（但建内より來れる也。）

一丙申の春正月、北條安房守物がたりに、其祖先の事北條左衛門大夫玉繩の城を去り、其後豊後殿へ召けれ共まいらず。東照宮へ召されしかば參れり。富岡の地を給りて、其後病にふして御上洛の時に、舍弟新藏陣代として供奉す。〔割註〕此時秀頼の京へ參られし時歟」御留守にて左衛門大夫卒す。新藏此山を開て、跡の事心元なく候と申せしかば、御暇給りて馳下るとて、かれも途中にて死したり。左衛門大夫我を望申につきて、保科彈正忠の男して後を繼せ、後出羽守と申せし是也。左衛門大夫家に一族に後繼すべき由申ければ、新藏嫡子梅千代とて、其頃五歳斗に候歟、是が事は上にもしろし召れず、淺野へ入せられし。姫君は氏直の室にてましくければ、梅千代が事をしろしめされて、不便の事に思召、紀伊殿と水戸殿の御母に此由仰られしによりて、おかち殿へ參れとて駿河へ參りたり。姉一人〔割註〕一本作レ娘」有き。二人共に參りたり。折ふしおかち殿御氣色にそむき給ふ事有て、これらの事申上らるゝ

事叶ひがたかりしに、下女をして神祖の御通り有時を伺ひて、御厩敷にかの男を出し置かる。神祖見なれぬものなりとて召寄らるゝに、北條梅千代と申、何ものぞ何方に有けるぞと尋給ひしに、しかじかと申ければ、新藏に子はなかりしと聞しに子有けるにやと仰有て、五百俵を宛行はれて、程なく御他界有しかば、髮おろして江戸へ參りて、德祖に見へまいらす。其時には高家の面々の式にて拜禮有き。然るを水戸殿の御母仰られしは、いやしき詞に、昔の劍、今の菜刀と云事もこそあれ、御奉公の志しあらば、御番かたを願へかしと仰られしかば、此由を局中に付て、御番衆にはなされたり。それより御歩ち衆の頭になれり。次第に轉じて御先手に成し時、猷廟思召す旨有、其時仰すべしと仰下されて、新番頭になされたり。此時に千百石の祿には至れり。御他界の後、御靈屋の事承りて造出したる時の御加增四百石を合ての事也。其後大目附となされ、其後又井上筑後守が闕に補せられて、宗門改め事を兼帶するに及で、千石を加へ賜りて二千百石になれり。安房守卒せし時に、二男は是より先に御番衆に召出されて、三百俵を賜はりしかば、所帶を分つに及ばず。それが弟福島傳兵衞に二百石を分ちたれば、二代に當る安房守は、父が遺領千九百石を下し給はりたりき。初め新藏陳代にて供奉の時に、地黃八幡の旗をぞゆづられたりき。故左衞門大夫鍈の團扇は、出羽守が家に傳はりしを、後に家亡びて其家人等が御先祖のものなりとて送り來しを、すべて先祖の物とて寶とする事も、自ら相續し相受てこそは家寶とも云べし。一たび外へ渡りて、又その家人等が送り傳ふるものを受て、何かせんとてとらず。豐後家へ召れし時の黑田官兵衞よりの往來の書は、いかなる故に傳はりしか、安房守家に取傳へしを、火にやき失ひたり。地黃八幡の旗は、四半の龍「割註」一作レ籏」の黃なるきぬに、墨にて八幡の二字を書し物也。又安房守が小幡勘兵衞に軍法を傳へしは、若き時より學びし也。新番頭になされて、此事を尊仰られしときに、其書物を御覽に備へしに、事長じたる其要をしるしてまいらせよとの御事にて、三十餘條に約して參らせし事ありきと云々。

一井上筑後入道の安房守に申されしは、耶蘇の法はもと邪法なりといへとも、聞人の信ずべきの説あればこそ、此教にしたがふもの有その心得すべし、と猷廟の御仰有しかば、息男等にも此事の沙汰はきかせずといひしによりて、安房守も此事に於ては、息男等をも其座に置ずして事を沙汰せしと也。又筑後入道がいひしは、猷廟の仰に、耶蘇の法は不祥の教也。その爲に家國の人を一人も罪に行はん事は、我國の損と云べし。成べきほどは我國の人の損とせざらんやうに、其宗を改むべしと仰られしと云々。

美按ずるに、杖つかせよと仰られし事は、其後天艸ほどの事にこりさせ給ひし後の事成べし。

一安房守大目附たりし時に、何事にか有けん、評定衆議一決して、沙汰文を書出すとて草按を立られし時、松平故伊豆守一座の人々に讀聞さしめて、皆々いかに思ふ所あらば申され候へと有しに、衆中皆々可レ然と申。安房守只一人申す旨なかりしかば、房州はいかにやと有し時、某が所存は、此旨とは相違の候と云出したり。伊豆守心得がたし、左程に候はんには、此程うちの評定になど其旨を申されずして、今決斷の時に至て左の給ふは心得がたしといふ。安房守某心得違へ候ひしと見へ候。向後の事は心得候と申に、伊豆守心得違られしとは何ぞと問ふ。其時安房守申には、某事は大目付の職を承り候故に、衆議を聞居候て、もし某が所存をも尋られし時には、何某が申所は利、何某か申所は非也と存じいかゞ候べきと申職事とこそ心得候に、只今の仰を承り候へば、某も評定衆と同じく評定すべき職にこそ候ふならん、今迄その覺悟なく候ひしは心得違かと申、伊豆守とかくいふに及ばず、酒井雅樂頭きゝて、いかにも房州の申され候所もその謂れありと申されて、さて安房守が所存を尋ねられしほどに、所存の程を申出したれば、つゐに議を改めて安房守が申せし如くにて決せられき。

一甲斐庄飛驒守の申せしは、彦坂壹岐守と申は、古功者にて候ひき。越後殿家中の爭論を糺し問ふべき人を被二仰付一たるに、大目付にて彦坂を召加られて、其由を仰付られて、其人々退出の時、壹岐守一人は跡に止り居て、某事も此役に召加られるゝは、大目付の御役の心得にて、衆にまじはるべしとの御

事に候歟。但し衆中と同じ事を糺し問ひ、大目付の御役を離れ候へとの事に候歟と申す。老中尤に候。大目付を召加られしは、其御役を守り候て立まじり候へとの御事に候と申されたりき。されば此事の決し候迄、壹岐守はつゐに一言を申に及ばずして、人々の糺問のやうを打聞てのみ居たりき。

一親にて候安房守申き。堀田筑前守事は、其死後に至ては人々申事共あれ共、よの常の人にてはなかりし也。我等が町奉行になされし時、不才にして御役の事に堪へがたく候はん事を恐れ入候といひしに尤にて候。但し公事人と相手になられず候はゞ、御役はとに角にも勤り申べしと申されたりき。事すくなくして其要を得たる事也。いつも〳〵此一言を思ひ出すなり。わろくしぬれば公事人と奉行と爭相手にならんとする事有なり。相いましめ愼むべき事と申き。右五條、今の安房守申せし物語也。

一同三月十九日大村家老富永五郎右衞門に、深見新右衞門殿とて初見、富永申す。今の大村伊勢守は、藤原純友より三十三代也。純友が子伊豫の國にかくれ住む。其子の代に大村へ遷れり。富永も伊勢より隨身せし家人也と云、南蠻人我國へ來り始は薩州種子島、其後に豊後へ來り、第三度目に大村領に來る。今に其地に本院のあと有。此所よりして民部ノ輔純忠代に、元龜己巳春初めて長崎に來る。此頃には長崎も大村所領にて長崎と稱せしものゝ領也。同二庚午三月長崎內町六丁を建て、地子銀三百目を出して寺院を建置ぬ。其後秀吉の代に南蠻人博多にて、秀吉の近習の者へ無禮有とて、長崎を追出し有き〔割註〕おもふに是は薩摩陣の時の事歟」此時に長崎の地秀吉の御領となりたり。これは地子銀取て南蠻人に借たるに、其南蠻人此所を沒收せられしが故也、天正十六戊子に鍋島加賀守へ預られ候。四年にて文祿元壬辰より寺澤志摩守を長崎の奉行にせしが、寺澤は□（松カ）浦の家也と云。

一慶長十五庚戌の有馬修理大夫黑船を燒沈む〔割註〕有馬大村より兒の家但し庶兒也と云。」同十九甲子切支丹寺破却有。是は大村も、家中も、領內も、此宗門たりしが、此頃大村領の切支丹寺破却せしに付、駿府より大村をめして、其子細を本多上野介して尋られしに、大村言上せしは、某先祖より小身

事候故に、一本と申ものを、イタリヤの國ロウマに遣して、其學を仕らせ候事十二年にて、バテレンとなりて罷歸りて申に、此宗門心得がたきに付て、尙又嬉野と申家人を、呂宋へ遣はし習候事三年、二人申所相同じきによりて、疑を決して其宗門を改めて、加藤肥後守淸正朝鮮陣以來の知音仕候に付法花宗は下々の心堅よりて宜しとて、上人壹人差越候間、それへ一寺を建立して住持させ、悉く法花宗となし候。同じくは長崎の寺院をも破却せらるべしと上人すゝめられ候、いかにも建置事不レ可然と申に決して、長崎の南蠻寺を破却せられしと家には申傳し所也と云。

一寬永八辛巳年、阿蘭陀人平戶より長崎へ湊替。

同十二年乙亥、日本人異國へ渡海停止。

同十三年丙子、阿蘭陀出島築レ之。總坪數三千六百五十一坪四合三夕。長崎町東西九百七十七間半、南北五百廿九間也。

此年南蠻人日本にて持候種子二百八十七人〔割註〕此内宗門の者共あり、」呂宋へ被レ遣しを、大村警固して送り出す。

同十六年、黑船渡海停止。

同十七年庚辰正月、黑船一艘入津す。沖にて燒沈む。

正保四年丁未六月、黑船二艘入津。八月歸帆、大村より町中警固。

明曆二丙申五月十七日、暹羅より金札船入津。八月十九日歸帆、大村より警固。

元祿元戊辰十善寺唐人小屋立總坪數八千十五坪。

長崎と云ものは、鎌倉の長崎が末流にて、正平年中地場の帳面に長崎小太郎と云もの有。

一東照宮、信長と御勢を合され戰の有し時、筧又藏に人數を御あつかはせ有しに、殊の外樣子替るを、信

長譽られしに、家康が者にはかれほどの者は猶多く候と宣ひしを、又藏聞て、我程のものさ程多く有べしやとて恨申て出發したり。廿四歳斗の時の事にや、神祖かく仰られしには思召も有レ之にや、此ものゝ事惜しみ思召されしかば、にくきやつかな、日本國中を搆はせ候べしと仰られしと聞へしかば、我國に足をとめかね、いかなる便に朝鮮へ渡りて在しに、かの國にて敵國と戰ふ時に負軍しけるを見て、我に兵少しあらば斯る負はせじものをと云を、其國にも聞へて、試に兵を預けしを、我國の軍法を敎へて戰に習ひし時に、均しく出て戰ふ程に、勝軍して敵國の地ども取得しに至れり。かくて其後日本朝鮮和議にて、朝鮮の官使東武に來り、歸る時に駿府へ參りしに、神祖使の者共御覽じて、朝鮮の上々官の中に、何人めに居し者を見知しやと御尋有しに、誰しも見しるべきやうもなく候と申ければ、箕又藏めせ、いかなる故に、かの國に行ては又來りぬかと、箕のもの共に樣子を尋ねさせよと仰られしに、箕の、の共尋行て事の子細を問しかば、在し事共をかたりて、殿樣にも御機嫌能悅入候と申す。今は日本に有しよりはましたる身に成され共、日ごとに此國の事思ひ出さぬ日もなし、され共すでに妻子も出來しかば、今に至て國に歸るべきにも非ずと申せしと也。箕の親族に佐橋內藏助の語しを、大岡五郎大夫入道壽緣の物語也。

一右後に佐橋左源太に尋ねしに、箕又藏は水戶へ附られしと也。朝鮮へ渡りしは佐橋甚五郎とて、同氏の者也。又藏といふは誤り也。台德院殿御見覺有て、本多佐渡へ仰られしと申傳ふと云々。

一堺の茶湯者共の事、丙申五月廿七日谷が物がたり。

一武野紹鷗（俗名は武田伊豫守仲樹、初名新五郎、世をのがれて紹鷗と云へしと云々。）──宗庵安齋（居州源英被ニ召出ー）──十右衛門

今井宗休┬宗呑
　　　　└宗薫──平右衛門──喜右衛門──七郎兵衛（公儀御代官伊豫の松山御用の內死）──七九郎

千利休──┬─道安
　　　　└─女子（宗寛妻、此宗寛子後に有馬へ奉公、宗寛子、高畠十右衛門、宗寛に千氏を稱す、十右衛門に至て高畠と名のる、）

千少菴（利休妾の子にて、利休へ連來り子さなのる。）──宗旦──┬─宗佐──宗佐──宗佐
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├─宗室──宗安──宗室京に住す
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├─宗雪
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─宗守

一河内にての大山を尋しに、谷云、金剛山につゞくものなし、嶺迄も河内地と見えたり。萬葉集の歌に欽明天皇國見のといふは、此山にての事也と申歟。今も山の内に國見と申所も候と申す。美按に、饒速日尊河内の峯に天降れしと云は、此山の事なるべし。

一東福寺靈源院淳長老御諷經の爲に下られしがかたられし由、靈源院は水野家にゆかりの事候。其故は織田信長父子の京にて失られし時、三日を經し朝に、男一人うらの山の方より出來て、住持の長老に逢ひて、我等は此亂に遁し者也。此山の内に隱れゐて、けふ三日物をも喰はず、饑につかれ候へば物給はらんといふにて、飯を與へければ、喰ひて其殘を三尺手拭に包て歸りぬ。其夕つかたに、男五人出來て、前の如くにいひて、住持の御なさけにも、此所に隱し給はれとて、五人の刀脇差共、三尺手拭に束ねて差出したり。長老此上は心得たりと、天井の上にあけて、寺中の者にも知らせずして隱し置候。斯て廿日〔割註〕一本作二六日一。〕餘りも過し後に、東國へ參らんとて暇乞して出さりぬ。其後に水野惣兵衛尉より使を賜りて、過にし頃は長老の情けにて危難を免がれ候。此恩忘るべからずといひ贈れり。其後は靈源院を菩提寺となされて寺領五十石寄附し、つねに信仰の事共なり。別屋にて死せられし時に位記を送下されしかば、それを葬りて塔とす。今も和泉寺の寄られしものは、并文書等

多し。長刀なども有。其後にも寺領十石になりしが、福山の守護家亡びし後、領もなく成たり。此人の娘を神祖の御養女となして、加藤肥後守へ遣はされしが、それは清淨院殿と申、此文なども今に候と云し。其東國へとて出られし時は、寺の下男付て、裏の山を泉涌寺の方へ下りて、山科へかゝりて送りしといふ。其長老は我々より五代になりぬる長老也と云しとぞ。

一南禪寺聽松院長老の由井主水入道淨覺が、まさに見聞し事也とて申せしとて語られしは、板倉周防守の馬にて三條通りを行れしに、いとけなき子の見て、周防めが通るは〳〵といひしを、父母かたく制しけれ共いひ止まず。周防守是を聞て、人を遣して其親の名をきく、父母いかなる目に逢ひなんやとおどろく。周防守家に歸りて家人を召て、幾年の前に三條通りの何某といふ者の、公事の事をしるせし物出せといひて取寄て見て、明る日かのいとけなき者の親を召す。すは罪にや逢ふと歎きながら參る。召出して其方は幾年以前に何某と跡目の事の公事して、何某が勝に成て、三貫目の銀を何某に與へられしものなるやと問ふ。さん候と申す。我つく〴〵おもふに、其時の公事は我あやまちて其方の非公事に裁行したりき。返々道理也。其事は堪忍してくれべし。三貫目の銀共方が損にすべき樣もなければ、今返し贖ふ也とて、みづからの銀三貫目出して取らせ歸したり。是はおさなき子の何ゆへに我に恨の有べきや、これは此事を生れてものゝ心をもわきまふが比よりして、父かの公事に負て次第に衰ゆくまゝに、かく淺ましくなる。果ては周防樣の御裁斷によると云事を聞覺へたれば、おさなき心にも恨めしく思ふが故に、周防めとは云し也と思ひ返せしが故なり。此人は自らの非をかざり非を立る事などはなかりし人也と申せしと也。

一又同じ長老の云しは、土屋但馬守數直は、人の云事のならぬ事云し人也と慥に承る。能勢治右衛門事は、近江の局にゆかりありて大奥へ參る。厳有院殿にはおさなきものを愛し給ひしかば召れし也。かの子十四五に及ぶ迄奥に參りしに、稻葉美濃守、板倉市正を召て、能勢の子もはや成人に候。奥へまいら

するは義の不心得也。其由申給へといふ。板倉能勢にゆかり有故也。板倉承りて、父母ともに此事を恐入候へ共、上様より召候へば力なくまいらせ候。後の事は唯今の御詞を申通すべしといふ。數直聞て、市正殿能勢へ御申には及ぶまじく候。上より召候ものを、誰かいなと申事のなるべく候哉。召たにあらば、十五、廿、三十迄もまいらせて何事の有べく候。父母の心得なくならるゝは道理也といへども、せんすべもなき事に候と申されし故に、稻葉二たび云事なかりし也。

一丙申八月二日、大岡備州物語に、長崎はもと鎌倉の長崎が子孫來り居し故にかく名付候。元は深江村と云し。近世南蠻の船來り止りし時、大村より長崎を聟にして、其地も大村に屬す。薩摩陣の時に、南蠻人は秀吉の逐はれし也。其後名護屋の陣へ長崎參りしに、目見は有しかど、罪をいひかけて殺さる。長崎をば鍋島飛驒守に預けられて三年、其後寺澤に預られたりといふ。其長崎の第一人金吾へ仕ふと云ふ也。

又阿蘭陀の平戸に居しに、松平伊豆守島原陣終りて、九州も打廻り、平戸に行て阿蘭陀人の居所の城の如くなるを見て、日本に居らんと思ふには、我こぼつべしといひてこぼたせ、明年に長崎へうつされし也。夫迄は出島には南蠻人を置しといふ。島原陣の前に□逐出されし跡也といふ也。

一近江八景の詩とて世に行はるゝ。是は圓光寺三要の弟子方長老事、相國寺と出入の事出來て、正保二年相國寺を落のき、江州中森村に蟄居す。二年の後召出され候に、八十餘の老僧住持の儀御免有べき由にて、足利學校の當住澤玄西堂に圓光寺を讓りたり。彼近江八景は江州蟄居の時の詩也。その蟄居の所を龜泉坊といふ。三要はもと足利學校也。此時相國の鹿苑の□長老僧錄故に、近所にて相續の所とて、東九條にて被ㇾ下し寺地の地に九石三斗を相國寺へ出し、相國寺院内に借地せし也。今の圓覺(光か)寺へは澤雲代に願て引移りたり。歌は三藐院殿也と云。

一國姓爺福州に行し年は八歳也。五島一官と云唐人の子の十六歳になるを、長崎奉行つけてやられし

也。此十六歳の兒不肖にて歸されしを、後に清川文左衞門といふ、深見氏の亡父久兵衞の烏帽子兒にして、線香を造る事を教へしといふ。本朝の線香は、此清川の始め造りしと也。

一一官といふ唐人の子、長崎町人にて年行也。是が云し、父の所へ唐人共の來りし時、天艸の四郎が十二三にて、唐人の供に雇はれ來りしを、唐人の中にて相をつくづくと見て、名を問ひ、父を問ふ。濱の町といふ所のものゝ子也。通詞不審におもひて尋しに、かの唐人云、日本は心得ぬ所也。あの如くなる者、あの如くなる賤役を執りてある也。かの子は天下に望の有者也。されど運早き程に望は成就すまじきと云。ほどなく有馬の賊の事起りたるとなり。

一國姓爺が家人の星學を能せし者は林華といひし也。嚴有院殿の御生れの年月日時を聞て、吾唐山にありては帝となり、王となるの命也。さて〱、よく故主國姓爺の命に似たり。但し國姓爺は一生苦勞此人は一生安樂也。海外に夥敷權柄行はる。國姓爺も海上天子といはれしと云しと也。是は深見氏從弟の四也とて見せられしをかくいひしと也。

後按に、國姓爺四十歳にて五月八日死す。嚴廟も又然り。心得られぬ事也。以上二件、深見新右衞門物語也。

一丙申の冬、雀部六大夫入道重羽の物語に、我父駿河より此所へ引移りし頃に、今の駿河臺の邊開けたり。〔割註〕此事金地院日記にも見ゆ。」駿河衆の屋敷被レ下候故に駿河臺と云也。其頃には江戸川といひて、今の龍慶橋の筋の川南へ流れて平川に落合たり。今水戸殿の前の土堤の少しひきく見ゆる所即其川筋也。夫を埋みしかど、後に又落入たれば、又築しかど地落入て□、扨その流の平川へ落入らんとする筋は、唯今の内藤駿河などの屋敷也。夫故に内藤屋敷に今も地有といふ。是其時の川筋の水の殘り也。此處に鶴の下りしを聞召し、台徳院殿御合はせ有べしとて、御出の時に、御番衆の二三人見んとて、御番所より私に跡に付て來りしを、土井大炊頭の見付て、皆は當番にてはなき歟と問ふ。い

カにもと答へしかば、御番所を仰なくてうちあけて參りては、必ず御叱りに逢ふべし。我跡より參れよきにすべきといふ程に、尻に付て來るに、鶴とらせられて御氣色よかりし時に、若きもの共御鷹の鶴とり候事をつゐに見ぬとて、跡に付て參りて候と申されしかば、御覽じて、誠にかれらいまだ見候事はあらじと御笑ひなされたりといふ。今の猿樂町といふは、觀世太夫屋敷有て、座の者少々居たりき。扨かの駿河衆引移るに至りて、今の如くに水戸殿の前の堀を淺草へほり續けて、其土を以て大堤をつかれて、内外の隔出來て、こなたを駿河臺と名付たり。其後に又陸奥へ被仰付て、いよ〳〵其後をふかくせられし也。觀世屋敷も他所へ引移されて、其跡に屋敷割わたして猿樂町の名殘也といふ。某問ふ、さらば今の牛込御門の前の堀も其時に出來しやと問ふに、牛込前の堀の事いまだ知らず。龍慶橋筋の水を江戸川と云しは、平川へ落合ふと塞して淺草川へ落す事は、前のいふ如くに承りたりと云々。

按ずるに、古き人の云事は、〔割註〕長野治左衛門のいひし也、」芝口の町ゟ京橋迄にて、それよりこなたは後に出來し由也。これによりて京橋邊の町の名に、今も大坂町、住吉町などいふ有。これは其前に傾城町有し也。中頃に、今の境町へ夫を移され、丁酉火事後、又今の新吉原へ移されたり。されば京橋の邊よりして日比谷門の邊迄は海入込たり。これによりて、今の芝口の邊井上玄蕃屋敷を、昔の肴市場ゆへに、今も市立也。又今の日比谷門の當りも町屋なるを、後に武士屋敷になされし故に町は引移されて日比谷といふ町有。今の門よりは大きに程隔りたり。今の日比谷のあたりを、陸奥守の地を築き立てしといふは、其海邊を築立し也といふ。又伊賀衆より出し書付を見るに、寛永の初迄は、赤坂の邊、糀町の邊は、伊賀衆の知行所の田地なるを、他所へ引移されて、溜池をほられて、其地をば今の安藝守の屋敷などの臺と成り、それより堀を堀廻されしといふ也。さらば牛込などをつゞけられしも、其時に出來しなるべし。淺草橋御門は、越前の宰相殿の御承りなりきと、越前衆のいふ也。

これは今の松平中務の屋敷は、もと上總介殿の御屋敷を、後に越前の下やしきに被レ下候ゆゑ、屋敷近くの故成べし。又重羽云、今の靈巖島は、母かたの祖母の旦那の靈巖寺の雄譽の望給ふて島を築出せしといふ。按ずるに、此靈巖島は右に記れず。京橋よりこなたの地をつかれて、後には町堀の地を築出し、其後の事にや、又夫より先の事にや詳ならず。又按ずるに、糀町は江戸御打入の時に開かれしとて、山王祭にも第一に十二町の笠鉾を渡す也。又赤坂にも傳馬町有。これをおもふに、最初江戸の町は、上方よりしては京橋の邊りよりあなたにて、赤坂へかゝりて城下へ入し歟。御入國後に糀町ひらかれし成べし。其時には京橋筋よりは、今の西丸下を往來の道とし、大手の前より本町へ通りし成べし。奥の方への町の終りは、今の神田の旅籠町是也と、これも長野のいひし也。今の常盤橋を大橋と名付しといへば、これはむかしより有し也。平川より海へ落入る水に懸し橋と見へし。其後に京橋より本町筋迄の町出來るに至て川筋を堀ひらきて、日本橋、江戸橋といふも出來し成べし。これらは慶長五年關原事終りし後の事成べし。それより前の事は、右の如しと見へたり。大猷院樣御代迄、西丸御普請といひしは、今の西丸の大手の郭と、又西丸下の外櫻田門より和田倉門迄の郭など築かれしなるべし。

重羽又云、其後小日向の邊ひらかれし時も、我等が父の奉行を承りたり。此邊に町家なくしてはいかゞと申べければ、町も割渡し候へとの事也。其時は奉行の心々なれば、今の室新介の父の醫師なるに屋敷一ッ割與へし事などあり。昔はかくの如く也しといふ。

重羽又いはく、矢木但馬守御作事奉行になられて、御役料五千俵被レ下たり其後申されしは、御役料の第一は我なりと思ひしが、今度より第二に成たりといふ。夫は京所司代に一萬俵の御役料始て出來し故也。又いはく、むかし寄合衆は老中の支配にて、廻狀老中より來れり。若年寄支配に成しは覺へし事也と嚴有院樣御代より也と。

一丁酉三月十九日、南禪の聽松院御朱印の事にて下向せし山にて、深川の旅宿に尋ね來りし時に、物語の事共。むかしの僧錄は鹿苑院なりと、相國寺にその寺有也。其寺に蔭凉軒有。これ今の僧錄の下の役者の如し。但し蔭凉は等持寺より住持せし也。等持寺は十刹の第一にて、黃衣長老なれど、是はなき事、其時に五山の長老の如くの衆を一人づつ召供せし事也。昔喝食といふに、今御前の給仕たちといふと、楞嚴經たちといふと有。楞嚴經たちといふは、公方の御一族の息男、又は管領の息男たどのなりし也。これは其比公方の五山へ御越の時に御給仕に參るなり。裝束など華麗の事にて、堂つけの衣にも繡などを用ひたり。襲の如く下へ着しものもありと見へたり。金紋紗の類を用うべからずとあれば、その代に唐織などを用ひし事にて、かゝる制禁もなかりし成べし。楞嚴會の時に受戒有しを、楞嚴經たちなどいひたり。是は一しほ經有事いふに及ばず。御給仕たちも、よのつねの事にいやしき事わざをゆるせし事共有。今も相國寺には、御給仕たち喝食の遺風是也。又常住受制といふ事、古き淸規などとも見へたれど、注解も慥ならず。常住はいふに及ばず、其寺のものにて、常住不遷の後には動かぬものなり。受割といふは、立あひて封をして置くものにて、是も私にうごかす事は成がたきもの故に、たとへば南禪寺の受割物、聽松院の受割物などいひし事也。其本義は前にいひし如くなれば慥ならねど、當時人々の心得ぬ事如レ是しと云也。又金地院の竺長老隱居の時に願二一筋一有。一ツには今よりしては南禪寺五山の紫衣の長老のうちを以、關東の金地院に住持して僧錄たる事三年、京の金地院に住して僧錄たる事三年、かくの如くにして輪番交替たるべき歟。又藤岳の弟子なれば、普濟を僧錄とせらるべきかとの事也。此とき稻葉泰翁の輪番の事は、東海寺などの樣に然るべし。されば東海寺などゝ違ひ、五山の僧錄の事は、公儀の公寺なれば、關東と京と二本に分れたち、其上に又三年充にて交代しては其事に精練のほどのなくて、寺社奉行所より事を申付られ候時に、いづれもいづれも年高ふみちて、却て事決せざる事も有べきかなど申され候な、寺社奉行中いかにも其如くに存ずと

申されし程に、さらばとて普濟に僧錄を仰下されし由、竺隱普濟迄は、昔の名殘も有しかど、其長老以來僧錄は、其法嗣に定まりし樣にて、權威につのりて、下の苦しみ多き事也と云々。某云、いかにも輪番も然るべけれど、然らば必ず僧錄の、何事も〳〵未練にて、何ものに事をこひて行くやうに成べし。さらば必ず役僧に權移りてよき事もあらじ。唯東照宮の仰置れしごとく、五山の僧の中にて、然るべき長老を撰びて、いづれの山よりなり共、金地院へ移して僧錄にし給ん事、何事かは候べき。但し東照宮の仰には、五山の僧の中歸依の人を以てと有しかば、御歸依もなき僧を僧錄となさるといふには（落字あり）あらじ、又本覺の法孫の中を撰むとも謂れなきにもあらじと云しを、佐長老は御撰びあしく仰下されば則御歸依の儀也と申されたり。夫も心を借りぬれば、左もいふべけれど、こゝにたがふ歟。畢竟妬忌の深きは、俗よりは僧家は遙にまさりたる物也。昔相國寺より南禪寺へ僧錄の移りし時も、種々の事をいひしと聞へたり。此度も達長老と云惡僧の、已れが住持の事違ひたりし事深く恨て、死に臨みて本覺の法孫を捨て、天龍の悅長老を後住に申ほどの事也。佐長老の如きも、あの如くにいはれぬれば、眞實は金地院にて、國師以來既に七代迄打續き、僧錄になりしをねたみて、兎角をいはるゝ事也。是によりて某が終りも、かつは國師の法孫にも、五山の庬宿にもよらぬ事也。正敷人の心なればよきなり、よからぬが僧錄になれば、いづれのかたにてもわろしといひしかば、此詞には申さるゝ事もなく、千句萬句、それに過たる事はなしと申されき。

一丁酉四月七日に聞し、武葛飾郡に天神山といふ所は、一色備前守といひし居城也といふ。そのほとりは一色が家人の末也といふ。下高野村といふ所に、新井勘右衛門と云ものゝ家に、新井の系圖有といふ。天神島に新井勘左衛門と云もの有といふ。勘左衛門は一色の家老なりしと云。小崎藤右衛門云也勘左衛門とは從弟也。常に稱して新田の流也と云なりと。

一乙亥に鳩巢云しは、備中國に宼津に、植木といひて隣野にて庄と云皆一姓と云也。但し庄は他姓か詳

かならずと云。（此段脱落）

一類聚國史第廿八巻天皇避諱の下に、元明天皇和銅七年六月己巳。若帶日子姓。爲ㇾ觸㆓國ノ諱㆒。改因㆓居地㆒賜ㇾ之。桓武天皇延暦四年五月丁酉。詔曰。又臣子之禮。必避㆓君ノ諱㆒。比者。先帝御名。及朕之諱。公私觸犯、猶不ㇾ忍ㇾ聞。自今以後。宜㆓並改避㆒。於ㇾ是。改㆓姓白髪部㆒爲㆓眞髪部㆒。山部爲ㇾ山。平城天皇大同元年七月戊戌。改㆓紀伊國安諦郡㆒爲㆓在田郡㆒。以㆘詞渉㆓天皇諱㆒也。嵯峨天皇大同四年九月乙巳。改㆓伊豫國神野郡㆒爲㆓新居郡㆒。以ㇾ觸㆓上諱㆒也。淳和天皇弘仁十四年四月壬子。改㆓大伴宿禰㆒爲㆓伴宿禰㆒。觸ㇾ諱也。仁明天皇天長十年七月癸巳。天下諸國人民姓名。及郡郷山川等號。有㆘觸ㇾ諱者㆒。皆令㆓改易㆒。

按稚彦者成務。諱白髪部者。清寧諱白髪武廣國押稚日本根子。山部者桓武諱。平城御諱安殿。嵯峨御諱神野。淳和御諱大伴。仁明御諱正長。

一類聚國史第廿八巻太上天皇注諱ノ下ニ、陽成天皇元慶元年四月廿一日壬辰。先ㇾ是去三月二十九日。今上奉ㇾ表。請㆘太上天皇御封戸㆒。欲ㇾ被㆓許納㆒。是日太上天皇勅答。太上皇諱惟仁、此勅書年月下注㆓惟字㆒。先ㇾ是。勅參議從三位大江朝臣音人。參議太上天皇送㆓天皇㆒之書可ㇾ注㆓御諱㆒將否音人參議言諱。按㆓禮經㆒。君前臣名。父前子名。故周公告㆓文王㆒。皆稱㆓武王名㆒。又言。見似臣唯聞名心唯夫父者子之天也。故其禮節之相去如㆓天地之懸隔㆒。豈有㆘父爲ㇾ子稱㆓其名㆒乎。夫天子之禮。惟與㆓庶人㆒異。而至㆓父子之間㆒。未ㇾ有㆓差別㆒。昔太公家令有㆓人臣之語㆒。漢祖善之褒賞。是則爲㆘太上未ㇾ登㆓尊位㆒也。雖ㇾ然。漢祖以ㇾ之。被ㇾ短㆓於世㆒。久案㆓諸家書㆒。議㆓父母與㆒ㇾ子。書皆云、爺告孃告。遂無ㇾ注㆓其名㆒者。然則書㆓御諱㆒事未ㇾ知㆓攸據㆒也。謹奉㆓勅命㆒。古今於㆓勅書㆒。只書㆓御諱㆒。而又無ㇾ注㆓御諱㆒。見ㇾ之者可ㇾ知㆓誰書論之物㆒。情理不ㇾ可ㇾ然。謹按。執虞決要云。古者臨ㇾ文不ㇾ諱。而今猶以爲ㇾ諱嫌ㇾ名不ㇾ諱。而今猶以爲ㇾ諱。二名不㆓偏諱㆒。孔子母名徵在。言ㇾ徵不ㇾ言ㇾ在。言ㇾ在不ㇾ言ㇾ徵。今亦不㆓偏諱㆒。若孔聖之

前蹤。唯注二御諱之一字一。随レ俗慣得二其宜一哉。於レ是勅從レ之。

一日本紀第六巻垂仁紀。二年注二。任那人云々。仕二活目天皇一逮二于三年一。天皇問二都怒我阿羅斯等一曰欲レ歸二汝國一耶對諮甚望也天皇詔二阿羅斯等一曰。汝不レ迷レ道。必速詣之。遇二先皇一而仕歟。是以改二汝本國名一。追負二御間城天皇御名一。便爲二汝國名一。仍以二赤織絹一給二阿羅斯等一。返二于本土一。故號二其國一謂二彌摩那國一。其是之緣也。同第七景行紀。四十年之下二。日本尊薨。因欲レ錄二功名一。即定二武部一也。同第十五巻清寧紀。二年春二月。天皇恨レ無レ子。乃遣二大伴室屋大連於諸國一。置二白髮部舍人。白髮部膳夫。白髮部靱負一。冀垂二遺跡一令レ觀二於後一。〔割註〕按日本紀不惟諱御名、故御名物國名識名爲姓名、又按負御名事、有姓氏錄。」又按。後人諱二後嵯峨御名邦仁一讀二國人一。南國氏諱二後宇多院御名世一人一讀二世人一川二濁音一。安倍賴吉諱二賴義之名一改二賴時一。見二于陸奥話記一歟。源義經東人諱二藤公良經之名一改曰二義行一。見二于東鑑一歟。

一稻タバ一束とは、一把を十二合て一束といふ。一把といふは、手にて握て、三握を一把といひ、凡一束は三十六握也。田一反を勢州の地にては三十六刈といふと、勢州の民の云ひし也。其握といふは、古へにタバといひて、株の字を用ひしと見へたり。

一檳榔毛の車ビロウゲノクルマと云也。天鵞絨をビロウドといふも、毛織の檳榔毛に似たるによりて也。ビロウは檳榔也。ドとはドン也。ドンは緞也。緞子をドンスといふ事の如し。

一むかしの連歌師の兼載事、土俗の云傳ふる所は、奥の會津の猪苗代と云所のほとりに扉方村といふ有。その所に、熊野とやらんより求めしとて、勸請せし天神の社、今に有。湖水のほとりにて、一本の松有所也。其村の庄屋の下女に、極めて醜き女有けり。いかに思ふ所や有けん、かの天神を信仰ふかくして、常にまうづ。あるとしの寒の中に、奥の地なれば、ことに雪深き中に、社頭の梅の實三つ拾ひしを、一つはみづから是を喰ひ、一つは己が主人にまいらせぬ。これより人事なくして孕む事有

て、一人の男子をうむ。二三歳の頃より學びずして物かき、歌よむ事あり。其後師に付て、つゐに天下に名を顯はす。是則兼輔也。今はその天神の社、所の鎭守と仰ぎ祭る。こゝの土民等、みな堅固のゐびす也。されど今にあれも〳〵和歌のかたはしを心得ぬものもなし。黑澤勘太夫丁酉六月十七日詣でし所なり。

白石先生紳書 巻七

一賀洲醫師坂井順元

小瀬甫菴──就安──就安──泰順──順元──就安──┬就安
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├二男
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└三男

もと甫菴は、美濃の土岐が庶流也。信長の下に赤川某といふもの、坂井右近に似たりしとて、右近打死の後坂井と名のらせられし。其坂井が爲に家號讓られて、坂井と名のりて、關白秀次に仕へたり。秀次の事有し時に、土肥と名乘て、其後又小瀬と改て、堀尾の家に仕へ、雲州を領地の內、今の松江の城をば繩張して、鱸の名所也とて、松江と名付しは甫菴也。其世の就安は、坂井と名のりて、賀州の醫師となりて仕へたり。甫菴年老て後、子のつかへしによりて祿給り、加州へ來りて女子一人をまうけ、それにむこ取て小瀬と名のらす。嫡子の就安が家は、坂井と名乘て、旣に百年に及ぶ。一昨日も加州の宰相殿順元が坂井と名のるは一時の事也。まさしく小瀬の家斷絕したるを名のるまじきやうなしと宣ひし也とて、丁酉六月の廿日にいひける。小瀬の家ノ紋はたちばな、坂井は笹の丸を紋とす。順元家も甫菴みづからしるせし古文書等多しと云。其中に始をしるせしもの共あり。たとへば長屋は松永、挾箱は小野木縫殿助、今の乘物は、豐臣太閤の陰囊の大きくて馬に乘がたければ作り出されしとか有し。其書をば頓て國より寫しこすべきよしかたりき。

一順元云、三十年計り以前に、加州へ殘月といふ六十斗りの老僧來りて、加州城下の犀川と、今一ツの(アサノ川也)川の東西に流れしを見て、昔は此水南北へ流れ、しかくは流れざりしといふ事より起りて、城下の春日山といふを見て、此山にて義經を富樫が酒宴せし事こそ有つれ。あたかの關より跡を

追ひ、己が館の山にて酒宴したりき。昔ものがたりに、判官殿十二人の作り山伏にて通られしなどいふ事跡かたなき事也。その時こゝを通られしにも、百四五十人計りの人數にてありつる也といひき。此殘月といふものゝ住居を能々尋れば、越後の田中と云宿のほとりに一室を作りて、小松原宗雪といふ六十計りのものと同宿して有。穀を絕ちて喰はず。松脂を煉りて服餌す。二人ともにいかなるものとも知らず、たれともなしに云出して云傳へし所は、殘月は常陸坊海尊といひし、かの小松原は龜井六郎といひしもの也といふ。昔の事問へど答へず。所のもの共、その心を得て義經記といふ草紙を讀て、とありかくありといへば、答へずして此草紙に見へし事ひが事也。其事は角こそ有つれ、こうぞ有つれといひて、覺へず其代の事共いひ出す事有と申なり。松脂を煉る法は、本草などに見へし所にさのみたがはずと云々。

一又順元云、其加州の家人青地藏人が先祖青地四郎左衛門といふは、青地駿河守の事也。此四郎左衛門若き時に、夢に朝鮮に渡りし事を歷々と見て、珍敷事也とて、夢さめて後みづから、其山海の景を夢に見し樣に寫して枕屛風となしたり。十年計り後に、朝鮮軍の事初りて、青地かの國に趣くべし、かゝる珍敷事こそなけれ、昔夢に見し所に似たる事もやある。試の爲也とて、かの屛風の繪を引はなして持行て見しに、少も違ふ所なし。爰よりいかほど過なば川有べしといふに川有。又いかほど行かば山有べしと思ふに山あり。昔夢見し跡、よりて大きに利有事共有し。誠に奇夢也と云。今青地が家に其圖やは有と問に、いかにや成けん、其圖とおぼしき物はなしと云也と云々。

一順元云、ヒルムシロといふ水草は、本草の附錄に見えし蘊吞（キンセツ）と云草也。本草を見るべしといふ水草也。

一順元又云、加藤清正の醫師名は知れず□あり。高麗陣の時に、水土にも習はず、正氣散の方劑然るべしとて、其料を用意して渡りしに、案の如く皆々煩ふ事有しかば、不換金、正氣散等を服せしむるに驗しなし。かの清正の醫師いはく、皆人の病相同じ、一人に驗あらば皆々驗有べし、試に與ふべき藥

有といひて、一人に先づ薬を與ふるに、立所にしるし有。こゝにおゐて、その外のものどもに與ふるに、悉くみな其功あり。其方を乞ふに、香蘇散也。其故を問ふに、陣中にて髀をかねたるが故なりといふ。それより他の大將の家中も皆々、香蘇散にて癒る事を得たりとなり。

一丁酉十月八日に谷來りし時に語りしは、堺に西宗與と云しもの、初めは九郎兵衛と申て、茶の湯の事に名を得しものにて、太閤にも、東照宮にもしろし召れしなり。その子孫の家に、今も太閤より賜し道服あり。萌黄の金織物にとび色の裏なり。綿は少し入たり。

東照宮より賜りし御道服といふものは、もとは紫色にや、今はとび色のやうに見え侍り、□紗なるにこれもとび色の表にて、綿少し入られたり。今の製とは替り、袖は二つながら一幅半にて、四角なるが少しまろく見へて、袖口も狹し、胸紐も裏のきれをもつけ、紐といふものにしたる也。此ものは東照宮の仰ヶ蒙りて、西洋に至りて、切支丹の徒となりて法を學ぶ事三年、後に歸りて、其法の事共つまびらかに申せしによりてこそ、其教の正しからぬ事ははじめて明らかに成たり。初西洋に趣し時に、仰によりて其法を窺ふべき爲に、其國におもむく也。眞實にはあらぬよしの御證狀を申請ふて行し故、今も其御證狀子孫に傳りぬれば、よのつねの切支丹視察などいふものゝ例にはあらず。又云堺に宿屋の何某と云有。これは昔は、今のはたご屋などいふ事の如く、往來の旅人をとゞめし所と聞ゆ。其處に津田宗及といふものあり。茶の湯に名有し者にて、太閤に常に召れしをいとひて、其弟子に千與といふ藥種うるものゝ有をすゝめて、剃髮せしめて利休と申て參らせたり。是後にいはゆる千ノ利休也。其宗及は天德寺の江月和尚の父にて、御醫の半井卜養が爲には外祖たり。是は子孫も猶今に堺に住せり。又小西攝津守が父の如淸といひしも、堺の藥種賣しものなり。それが同性のもの、其の子孫今に有。皆々髮剃の後は淸の字をもて名とす。攝津が家老の木戸作右衛門と云しも、堺の町人にて、其同性のものゝ子孫、今は富有の町人にて侍り。

一同き月十九日に、今の居宅の地の事、名主惣兵衛をよびて聞しに、昔は此所傳通院の裏門前の町、今の居宅の裏の隣の地迄にて、この所の表より北のかたに七十間計りの地、前には木槿の垣にて　内は畑細道などにてあり。其頃傳通院の住持宗觀和尚と申せし代に、公儀へ申て傳通院様御墓所などの事に召仕ふべきものなし、夫〳〵を差置候料に、寺領のうちを除きて町並になして賜るべしと屆申されしかば、屆の如くにゆるされて、傳通院領の内一石五六斗の所を除地となして、町並になされて、和尙にしたしく參候もの十六人に和尙より給はりたり。其事は寛永二三年の間の事と覺へたり。かくて町並になりしは、後に地改の事に付て、增上寺より尋來りし事有しに、その時の代官も、又寺の役者も、事の子細よくしらざりしが、その方丈より惣兵衛に仰て、役者をさしそへて增上寺に遣はす。惣兵衛申所を書付て出せしに、ゆえなく事濟たり。其頃中は惣兵衛屋敷をはじめて、町並に家作りしまゝにて、裏に家なかりしかば、家作らん事を新地奉行に望請ふ事一年を過しかど事ゆかず。其時の奉行は、島彌左、戸田經右也。後に二人來りて、惣兵衛が家屋敷を見て問に、疊坪や有と問はれしになしと申ければ、いかにも叶ふまじき由をいひ切たり。いかにともせん方なくして、此由を其時の方丈に申せしに、方丈より時の寺社なる酒井河内守の許に告訴られしに、十月の十七日計の事也。惣兵衛を召て、衆議の上御役に隨ふもの共の地の事はかこひ、家作の事免さるゝ也。此手紙を持て、新地奉行衆へ參るべしと有しかば、直に其手紙を持て島の家に行に、其日寄合日にて、戸田も會合して、手紙の趣を見て罷歸るべしと斗り有しかば、忝よしを申て罷出て、頓て望の如く家を建つ。是よりして此町並の者共のうちの家作る事は、奉行所に申に及ばず事濟む事になりたり。某が居住する所をば松林寺といふ。祈禱者に借したり。その居宅は、今の伊勢屋が地境より東のかたに百六十坪斗に作りて有しが、此僧水戸の播磨殿の祈願所なるが、本庄に古跡の地を買得て寺を建立すべしと思ひし程に、播磨殿も卒し給ひ、其後祈禱の事をとゞめられてせんすべなく成て、かの求得し古跡の地を、他の僧にうり渡

す事に付て、新地奉行こゝに來り見られし。堀八郎右などの奉行の時より、七八年先の事成べし。此時惣ー衛をも召て、松林寺が買得し古跡は、本庄にて寺となりぬれば、此所に寺を建る事は、此後有べからずとあり。其時に松林寺は、いかほどの家坪にやなど問れしかば、百六十坪餘に住居て在し由聞へて、此所にかゝる家の事、寛文年中御ゆるしを蒙る事訖りぬれば、此後家作の事等申べきに候はず。念の爲に家坪の事は尋ねに付て申出を答へたり。各に申せし如く、此隣の他意は、昔よりの門前町なれば、法の如くの地役あたり來れり。此所は別義によりて町並になされし所にて、此町屋の助成をして、傳通院様の御役何によらず相つとめぬれば、別に公役と云事もあらず。されば門前町には名主あり、此所はその支配にもあらず。これらの子細、奉行所にも新地奉行中には代々のしるされしもの有べし。惣兵衛方には、猶々日記書付等分明也。町並にして家作の事等は、又同じからぬ所にも有。此度抱屋敷は、御定の事に於て、ゆめ／＼相渡らぬ事にて侍り、又此門前の小石川の流れの、今の所にうつせし事は、其頃白山殿にならせ給ふ時に、こゝの南の方、昔の流の所に幅二間斗りの石橋有て、町幅は廣く、御供の衆中も、かの橋に至りては込合しかば、惣兵衛思ふ所ならで、道奉行中に訟へて、かの橋を此所の者共の力にて、道幅の如くにかけ候べし。今の樣にては、御成の時に、又此ほとり出火の間にも人込、今の所の者共の爲に難儀の事ありと申す。此時佐橋内藏之助、伊勢伊勢守などの奉行の時の事也。申所公儀への御奉公なりとてゆるされたり。其日しからば、此流を家々の屋敷のうらの方へ廻し賜るべしと申す。是は地つゞきにて、地のうらを今の同心屋敷に犯されし事、既に六尺に及びし故也。申所もいはれ有とて、手代共して境を立て賜りしかば、町中に有し流を町うちに廻して、同心屋敷の限りとなし、扨町の中の地一間を除て、その流をもつけ侍ると申か。按ずるに酒井寺社奉行貞享四年よりの事也。

一丁酉十一月十三日に、かねて聞及にし荒井の末流、上州の北方勢多郡花輪の文珠院岩松滿次郎義元の

書一封を帯して出來れり。對面して其祖先の事より、當時の事迄尋問しに、其祖は甲斐源氏加賀美の遠光より出たり。牧西(モクセイ)と稱せし事も有。高井と稱せし事も有。丸山と稱せし事も有。上野國新田郡太田と云處の荒居に居住せしより荒居と申也。六七世の祖なるもの本領を失ひて、終に山伏と成て候也。されど傳來の事書を始て、系圖等もいひしといへども、夫よりの祖打つゞきて早世して、後家にて候らひ、幼少なるものを養ひたて候うちも、一族父は家の子のものゝ子孫などの出で仕ふが助けと成べしとて、もらゐしと女の心にて、今も修驗の身となりて、これら子孫の爲になりなんには惜むべき處に非ずと思ひて與ふ也とて與へしと申傳へはあれど、然るべき物と覺しき物もなし。荒居源兵衛どのへとしるされし感狀一通殘候が、然るべきものとも見えず。去廿三日新田相生領深澤發向之剋被討捕、深谷源七の段無比類の働、依て太刀一腰進候と計り知されしかば、輝虎にてもや候らむと存するもの也。殊に惜きものと存ずるは、新田脇屋義助の竹下の戰に味方打負し時に、先祖にて候らひ、義助と共に戰ひ候ひし事を、義助の其事を自からしるして賜りじものゝ候ひしを、何某と申ものゝ溝口修理殿の家に出で仕ふる時に、かの後家にて候ものをあざむきて取て行き候ひし。終に人と討論して殺され候。其身も失て、かの文書も如何にや成ぬらん、跡方なくなりて失て候ひき。されど猶探し求て候はんには、殘りし物も候べけれど、夫も其物共をばやがて其子にて候ものに持せて、必ず世に出し候はんと云也。家の紋の事を問しに、今は花菱と申ものに候。二ッ引兩をも用ひ候へ共、是は世に憚る事にて、常には用ひず候と申傳ふる也。三ッ引兩にして用ひし事も候ひしと申傳候賦といふ。荒居の御菴といふ所をしり給ひしにやと問へば、さればそこを尋ねいひしも、太田の荒居、今は民家となり候と申也。されど今は荒居には、八幡の社の候を土人申候。岩松の八幡の社は石清水を勸請也。荒居の八幡は義貞朝臣、上野の國主たりし日に、鎌倉鶴岡を勸請と申す。今も我等が子の十歳に餘り候には、必ず一度は参詣し候家訓に候。御菴と申事の山は、遠光よりわかれしものゝ後は、男子な

くして、荒居のほとりに新田の氏族のものゝ遊行上人の弟子になりしもの共、又大光院の弟子也し者也とも、兩說に申傳候が、その弟子なる僧を俗になし返して家を繼せて候ひしに、それは僧の時に住せし庵室なれば、御庵と申也とも申傳へたり。又荒井の者は、室の尼と成しが住し庵室なれば、かく申せしとも申す。これも亦兩說に候と答ふ。我いひしは、義貞の爲には大叔父と申ものにて、新田藏人太郞義房の弟に荒居禪師覺義と申もの候ひしが、此人禪師といふ事の心得ぬ事に思ひしに、扨は此人昔僧にて有しが、荒居の一跡を傳へしによつて、時の人荒居禪師とは申せし成べし。その人の昔住せし所なる故に、御庵とは申せしにやと云しかば、扨はさこそ候らむ。我家の昔より申傳ふる處に、新田の一族也と計申傳へて候を、いかなる故とこそ存候しに、荒居と云家號は、元是遠光の後よりわかれ、血脈は新田より繼しが故に、かくは申すにて候べしといひけり。家ノ紋菱也といふは、荒居といふ家紋は菱成べし。兩引輪といふは、滿次郞義元のいひし三分白の事なれば、是は新田の幕のしるし也。扨當時の事を問ひしに、我等が住みしほとりに、御領私領の名主、又は組頭百姓など申もの二百五十人が黨、常に我許に往來し、我等も又是らが祈禱の事を執行して、禮をも分ち遣し候。是ら年每の元日には、悉くみな來り賀し候。二日に來れる者をば、それらが中にて緩怠の事に申故に、をのづから流例となり侍り。是ら二百五十人と申は、皆是祖先のものゝ家子にて、名字とらせしもの共にて候。但し荒居の字はゆるさず。新非といふ字をゆるし來りて候ひし也。されば是等は、我々が事を主とも思ひ、何事にも召仕ふにも、いなとは申者候はず。さて共外には、甲斐、信濃、上野、越後、四ヶ國の修驗道の者千人斗の事を司り候事候。是は聖護院の門主よりの仰による事に候へば、かたく我等が分に隨ふ者とは申難し。とに角にも、昔のよしみ候て、今も隨身候はん者は、かの二百五十人の者共に候と云。當時は子にて候ものに文珠院を讓り、我は觀音寺と申也。六七代此かたかゝる身となりて候へ共、今は武家の人々雖ひを見候ては、昔なつかしく、人々も同じ流れの人にやとも存候。家

をも起し度候ひしに、殿のかくて御入候こそ、便びなき事と思ひなして　いかさまにも見參の事を思ひ叶候ひしに、けふの見參は、本望を遂候樣に存るとて悅びて歸れり。

一十二月十五日宰滄海のいひしは、小松中納言殿、淸泰院樣にして蘭奢待を久しくきかず候。夫にはもたせ給ふべし、少し給らんと申されしかば、筑前樣に離れまいらせしより、此かたつるにたきものなどの事、心にも浮び候はね共、それらの物今は絶はてゝと答申させ給ひしに、中納言殿仰承りてあやまりを存候ひぬと申されし。哀れ有がたき御答也けりとぞ。

一此地には地陷るの事有。前田大和守居城の船と云。山陷りて城中の人民、みな〳〵失はてゝ平地となりし也。又我見たりしうちにも、茶臼山といひし山、冬の事也。夜の間に半ばより二つに裂て、そのかた〳〵淺野川の云川を埋めて、城下の□□といふ三百俵を領するものゝ川端の屋敷を打埋めて一家悉く死したり。冬の事なれば、雪かたく降つもりしが、其儘にてこなたへ來りたり。斯て川を塞ぎたれば水あふれしを、宰相殿多くの人をもて、かの侍が家の上を早く堀割て、息の續たらんうちに助けよと下知せられしかど、大山の半ば裂開けしなれば、左右なく堀出す事も叶はずして、空しく死骸斗り皆々堀出したり。節季候など二人打殺されしかば、冬の季の事也。今は其こなたへ來りし川をめぐらして、川を堀て水を通ずる也。〔割註〕十二月二十五日之事也。」これに付て、出羽國山がたの城西北の間深澤といひて、城下より三里斗隔たる所の山陷りて湖となりたり。今はわたり二里斗有べし。水たたへたり。八年先の事也。我めし仕ふ者の中、まさに見しもの二人是も北地なり。

一戊戌二月十日の夜五ッ半頃よりや有べき地震す。よのつねの事にはちがひて、磐石などを落したるが地に響しやうにて、しばしが程地もゆるめきたり。頓て風吹き出したり。雨は其日朝より降續きしが風吹出せしにより、雨又甚しくなりて、心にかゝりて雷聲轟き始て、大きにふるひなりし事四ケ度に及びたりき。明る日聞しに、本庄リヤウゼン寺〔割註〕字尋ぬべし、淨土且林の一也。」と云寺の觀音

堂に落て、老僧の耳しいたりと云。其餘にも落し處有と云也など聞へし。又いふは、本郷御弓町に本多彌兵衛の子左兵衛といふが屋敷の長屋飛て、其向ひなる小林定右衛門の長屋の屋根も失たり。龍の捲たりしなど云也。近き所なれば人して見せしに、本多が長屋は三十間斗り、屋材一つもなく飛ちりぬ。屋材は丸山邊などに、こゝかしこ落散たり。家人等多く失たり。死して骸の落しもありなど云なり。向ひ屋敷は七八間屋の桁より上を失ひたり。本多隣の屋敷も破れしと見へたり。本多が屋敷に續きし町屋も、少しきなる家二つ三つ破れたり。町屋の者の失しも、死せしもなく、夜の五ツ半頃にやあらん、風の吹落ちしやうにて斯なりたり。其時の事いかに共覺えずと、町の者共云しと也。又後に聞く、本多が屋敷の井中より龍昇りしなど云、いかにやあらんと思ひしかば、重ねて人して能問せしに、さきの聞しとは未だ詳かならざりき。後にほとりの町人に聞しに、十日の五つ前に地震して四時頃より大雨雷したりし。後にいかゞ大風などの吹落し樣に、地うごきたちて何事も辨へず有しに、しばらく有て、人音のけしからずしければ出て見しに、本多の長屋三十間斗の屋根をば、あなたの空地へもちゆきて、屋具の如きは柱も壁も悉く碎けたり。又共隣の遠藤數馬と云人の長屋、八間の屋根は、こなたの大路へ桁より上を引ちぎりて持來りて、是は柱などの如き桁下の屋具は、共まゝにて有し也。近く續きし町屋倒れし事、前に聞し如し。かゝりしかば、誰かは龍の登りしを見もすべきしりもすべき。たゞ何共辨へがたきは、一時にとられし屋根のこなたなるは、あなたこなたへ入ちがひて地に落たりしが、心得ぬ事に侍りと云しと也。此時の雷雨、柳原の邊より日本橋の南の方は雹夥しく降しとぞ。此夕駿河臺の土堤に、大胡桃樹二本有し。根ながら拔て、御茶の水の流に落入て、船の往來絶へたり。共拔出し跡に穴出來たり。此穴より龍の昇りしにやなど云也。又後に聞、此時に水戸殿の領常陸の成田と云處の民屋も飛去し事、本多遠藤の家の如しと云。猶尋ぬべし。

一昔聞し事なれど、忘れたれば室滄浪に尋ねし事を、こゝにしるす也。關原の戰終りし後、浮田父子を

八丈へ流されしに及びて、中納言の長男八郎の乳母はにげ失たり。おさしといひて乳をまいらせし女の外に有しが、おのが子を抱きて、中納言の室の京におはせし處へ行て、我は若子の御供仕るべし。此子をば姫君にあづけまいらするといひすてゝ、其の跡を追て頓て追付て供せんと云しを、其事叶ふまじなどいふ事にて、つゐに大御所の御聽に達せしに、哀がり給ひてゆるさせ給ひしかば、悦びて主に付て島に赴たりけり。中納言の室(シツ)は加賀利家の娘にて、備前君と申て、京におはせしが、我子の爲に捨置しものなれば、いとおしく育てられし事、子を見る如くに育てられたりける。かくて人と成しかば、兄にておはせし中納言の許に召仕給ふべきよしを申されしかば、頓て召出して澤橋兵太夫と名乘て、三百石の所領を給はりて在りしに、後此兵太夫加賀の家を去て、僧と成て一心坊と名付く。是は三歳にして母に離れて、その面影をも覺へず。又母の配所にて、いかにくるしかりなんを、己が身の上の事共、何か心易くておるべき。いかにもして一たび母の面をも見てこそあらめ。されどこれらの事殊に數申さんにも、ものかく事ならずしては叶まじと思ひしかば、僧となりて物をよみ、書習ひし程に、物書べきほどの事叶ふやうになりける。かくて台徳院殿御上洛有て、二條ノ城に入らせ給はんとし給ひし時に、見物の中より走り出て、一封の書をさゝげたり。其頃にはかゝる者をば、立所にきりてすつる事也しかば、御供の人々既に打切らんとするを、出家の者也助くべしと仰られしかば頓てとらへつ。其捧し書をば、御輿の内へ召れて、事の由を御覽じて、後前田大和守供をして有ければ召預られたり。關東に下らせ給ふ時に召供すべしと有しかば、大和守かの僧を具して、其數中處は、己をも配所に遣はし給るべき由を望たりければ、かゝる事は叶ふまじき事也。いかにも思ひ止まるべき由を仰下されしに、かく迄歎き申者の望む所の叶ひ候はぬとは、いかに世には留まり候べきと申切てければ、然らば母を召返されて對面させ給ふべしと仰下されたりけり。雖レ有御情には侍れ共、某が三歳の時にだに捨候ひし者の、今何の故にか、主に付候人を捨て罷歸る事の候べきと申せしかど、既

に母の方に事の由を仰下されたりけり。案の如く我子にて候者は、主にて候人の供し候ひし時に、既に世になきものと思ひなして候ひつ。今何の故にか、主にて候人を見捨て、我子に逢べき爲に罷歸る事の候べき。此事の如きは、幾度も仰をば承るまじきに候と、母なるものゝ申切てけり。又此由をも て仰下されて、汝が歎申所の不便なれば、かく迄に御沙汰有しかど、母も又參り來らず。此上はたゞ思ひ留まりぬべし。これらの外に又望申べき事有んには、申條につきてよろしく御沙汰有べしとの御事なりき。承りて此上は母の面を見候はんにも叶べからず。さらば母が命の程心安くて、日を送り候はんやうの御沙汰候はんには、是に過たる事候べきと申す。何事も猶望申事あらば申べしと仰下されし程に、八郎殿は加賀中納言の爲にはまさしき甥にて侍り、今よりして加賀より、年毎に八郎殿に扶助の事を免し下さるべしと申ければ、やがて中納言の許へ其由仰下されたり。中納言つゝしみて承りぬとて、是よりして年毎に小粒の金いかほど、其餘藥物器用の物の類、島より望み來れるものを送らるゝ事に成たり。今に至て八郎の後の人に、年々物送らるゝ事は、此一心坊の望申せしに事起りてけり。扨一心坊をば、いづれのかたにも心の儘に侍ふべしと仰下されたりけり。去程に、當時の大名我も〳〵と召呼なんといはれしかど、我は世に望む所のなき者也といひていらへもせず。加賀の中納言の許に召返すべしと有りしかば、家の事は辭し申べきに非ずとて歸り參りし程に、本領せし程の祿を賜りたり。かゝる程の事なりしかば、妻呼むかふる事もなくて、子といふものも非ず。いく程なくて死しければ、その後も絕けり。かゝる母ありしかば、又かゝる子もありけり。されどとり〴〵に恩愛の情の捨がたくおもひいりぬれば、身をも子をもすてし也。これらによりて、猶これより後の代のありがたかるべき事は、台德院殿のかゝる無告の者の事を哀がり玉ひて、委曲の御情を盡されし。これらをこそ、鰥寡孤獨を先にし給ふと云事にてこそ有べけれ。されどかゝる事、今は世に知れるものなきが如くになりぬるはいかにぞや。

一三月十二日に服部清助のかたりしは、大猷院殿の御時に、實子なからむには跡をたてらるまじと仰られし。後に菅沼の家に子なし。舍弟二人あれど嗣とすべきやうなくて後絶たり。さしも奉公の人の後なれば、二人の舍弟に別儀をもて五千石と千石とを給たり。又いくばくもなく、松平因幡守の跡又絶たれば佐渡守を召出され、別儀をもて一萬石賜りて、これらに懲り給ひしかば、又有し御代の如くに、養子の事を立らるべしと仰出されしと、故老の申せしと云。抑此松平佐渡守の事に不思議の事候ひき。我輩が菩提寺の月桂寺は、此人の爲にも菩提寺にて、何れにか候らん五十年の忌日とか、百年の忌日とかいふ事にて、月桂寺にて法會を執行の事候ひき。其時に家老父子三人、朱雀など云もの〻譜代の家人二人、彼是五人腹きりし事出來たり。其事も朱雀など云ものは二人押籠られて居しを、家老主人に申は、今日誰の遠忌に候へば、御免有て被召出候へかしと云しを、かゝる筋なき事を申者かな。其方を初め腹を切候へと、ことの外に腹を立ていはれしかば、畏りぬと申して前をたち、家に歸りて子共にかくの御也。此上は力なしとかたりて、自ら腹を切けり。二人の子共重代の譜第のせんなし、父の斯なり給ふを見て、跡に殘りて他家に口もろふべき身にてもなしといひかたらひて、二人違へて同じ枕に死す。かの押籠られて居し二人、此事を聞て、我が故に父子三人死せしを、何の面か有て世にながふべきといひて、おの／＼自腹きりて死す。其日八月十五日にて、月見にとて月桂寺に行て皆來りしを聞て候ひき。去程に常憲院殿此事を聞し召て、佐渡守も亂心せしとこそ見へたれとて、所領めしはなされて、子なる人に半知を給はりたりけり。是佐渡守長子の有しを、妾腹の子を愛しけるによりて、父のもとに有り、かねて親戚なれば、松平紀伊守の許へはしりて、今は丹波に居られぬ。佐渡守も未だ存生也。いかなる日にて、一時にかくはなりしか不思議也し事也とぞ。

一戊戌四月廿二日雨森東五郎物語に、我國の龜卜の事絶しと見えたり。某昔大嘗會の時、龜卜の事を聞しに、生ましき龜を燒かれしほどに、臭氣甚敷して堪へずといひき。筮などの事もいかゞ有しにや。

只其儀に備へられしものと見えたり。龜卜は對州に殘りたり。此事古法のまゝなるや否やを知らず。所の者共大かたに是を知れり。其中神職の者、山伏陰陽師類の者は皆々知れり。國人大事は必それらに頼て占ふ。對州家人に平田榮庵と云もの有。これは肥前に在る對馬守所領田代の人也。田代にて龜卜の書傳へし者也と云。丸に龜を焚くものとは見ゆれども、對州にてもわかれて占ふに、精しきと粗なるとあるなど云也。扨其法は、龜甲を□□る事有と見へたり。甲を□□□□□□する時に、甲のうらの方を三分四方ほどに四角になる也。これその驗也。裏をほりて、裏の方厚を一歩計りも殘し置て、國にてグラノキといふ木を紙燭の如くして火を付て、それをもてうちのかたほりし穴にさしあてて焚也。かくしつれば、甲の裏にひゞきの行きたるやうに折る。是間龜兆ウラハニあり。さてひゞきたる裏の方にトホカミヱメクタカンナシシンリコンクケンなどいふ所々の名ありて。それらヒヾキの行やうにて、事によりて、吉凶のうらなひやうありと見えたり。必ず一筋にて子ヒヾクもの也と申。如レ是にしつれば、大きなる甲にては幾度も卜はるゝ也。七十二□せしなどいひ、祭をおくなど云尤の事也。靈龜は幾度も卜を問ふ也。山伏の京にて學文の事聞しものゝ、龜卜知しが申せし供範の數に合へりと申き。數ゆべしと申せしかば、まだかゝる事は承らずと云ひけり。

一前人いふ、八幡宮と申事は、對州に有を始となすべきやうに見えたり。其故は木坂八幡にて、木坂と云處に宮有。大社にて神子も有。又樂人も有。舞樂を奏す。今は譯もなき事なれど、面などは昔のもの殘りて皆あり。昔勅使下れりと申か、其後國守の必ず參りて、八月十五日の祭禮行しと也。今も家中にて然るべき者共を、祭禮の日には年ごとに、必ず國主の名代として遣はす事也。そこにて申は、神功皇后新羅を征し給ひて還幸の時、御旗八ながれを島に留められて、我精靈は此旗にあり。是をもて新羅をしづむべしと詔し給ひしかば、其御旗を祭れる也。年久しく取傳しを、海賊入來りて、寶殿を打破りて、御旗を取て失ぬ。今はなしと申也。八幡緣起などに、天より降りしなどいふは心得られ

ず。神宮共に申傳ふるは奇たる事なれども、さも有べき事とおもふ也。又神功紀の吾分の海人をアベノアマと讀む。則下の關に、今もかべ島と云有。此所の人と見えたり。磯鹿海人シカノアマとよむ。即今博多（ハカタ）にシカ島有。茲よりは朝鮮ことの外遠く見がたかるべき事也と云。又壹岐風土記に、聖母社有。神功皇后也。又絕影島の朝比奈社と、此國の人の中を、彼國の人はホコチヤゲンの社といふ。宇を問へば捕冠將軍とも、保護將軍とも、人々によりて申所同じからず。此社にて祭禮ある興有事也。即今是にての湯立也。社は壇計りありて、注連を引わたし、宮室の制もなしと云。巫はこゝのチハヤと云ものを著て、扇又は笹の葉などをもちて、鈴は少しも替らず、こなたの鈴也。それを持て何やらうたふ也、笛鼓も持て打ならし、神託とて物をいふ也。能々似たると見えたるは、朝鮮に有て巫女のかへりぬるを見るに、是は日本の御子（ミコ）也と思ふ程の事也。只チハヤのきぬの上なき也。かの國の織物なる計り也と云々。

一同座にて宅新助云、薩州に汾陽庄右衛門と云家人、郭子儀が子孫にて、郭子儀の家譜を傳へて代々絕えずしるしたる也。いかなる事にや、薩州へ來り居て、汾陽の二字カハミナとよみて家號とす。先年深見新右たのみて、家譜に和點を賴む。深見和點はつけえずとて、新田を賴みしほどに點付て遣はす。紙百枚にははるかに超へたり。家譜の法を能々見たり。尤の事共也。代々爰かしこに移りし。代々の墳墓の有所など、一々部をわけてしるしたる也。國へ來りし人より後の事はなしと云々。

白石先生紳書　巻八

一谷長右衛門云、和泉國丹波谷松尾寺と云を、土俗かうべ堂と云也。和州法隆寺の大工など來りて見る。其時は昔の儘にて有が故也。傳に平家の一谷破れの首共を埋めし堂也と云。三間四面計りなるが恰好よりは椽の高き也。椽の下は悉く髑髏也。昔は板屋なるを、後に銅瓦にしたりと見えたり。外と椽後に拵へしと見ゆ。何者のいたづら事にや、石を置て其上に骨の有をば、大將の首なりなど云也。但昔よりのまゝなるも知らず。粉の如くに碎け有。其中に昔のまゝなるも有、又すぐれて大きく、厚き骨なるも有。めづらしき事也と云々。

一享保二年八月十六日の大風雨に、日光にて奉行の屋敷なる庭上の大樹一圍餘なる二本迄、庭地の上へ倒たり。天野丹後守奉行の時也。かの樹を起し立んとするに、多くの力を用ひたる共叶ふまじといふによりて、材木してかすがひをもてつなぎて枝などもおろし置たり。三年の秋こゝに移るべきに、至りて起し立べき事も費あり、伐りてすつべしやなどいふ。九月の三日（十一日イ）の夜に、かの大樹二本共に、みづからたちてもとの如くになりたり。人してつなぎたるかすがひなどをもつれて立たり。此事世上に沙汰しぬる事なれば、聞給へとて丹後守話也。しるし置る如レ此也。

一此年戊戌七月十六日より、本庄の本誓寺の墓原にある鼻の欠たる石地藏に、男女群衆して參詣夥し。九月の終りに、いつとなく事止けり。本誓寺へ賽錢を納めし事二千四五百兩、三千兩計りに及ぶべしと云。輿夫又は舟子等、此事によりて生得を得たり。かの石佛の脊に、萬治元年戊戌月と云字計り見えて、いかなる事也共しれる人なし。人の云なせし事といへども則大也。もしさらずば、かほどに人の心を動す事有べしや。

一今の本多遠州は三彌の家也。かの家に本佐の家人の子孫福篤といふものゝ後有。

都筑文助〔割註〕六十八九にて死。」同次郎大夫重直〔割註〕父死時十一歳。」同甥五右衛門重之、同嫡右衛門重甚。

一本銀町の屋敷も、君美弱年の頃迄は、北の丸御春屋にて有し所也。文廟のいまだ西丸に御座候時に、かの所は憲廟の御隱居所になさるゝと云事にて、昔の屋敷跡は除かれし、後に國葬の事によりて中果されば、文廟の御時に、吹上の御庭を廣くせられて、松の御茶屋などいふ所出來しを見せ給ひしに、古き松の五六株有しを、これは本佐が庭の松也と、本多佐州のいひしなどいふ事有。よく／＼思ふに、昔見し御春屋に有し松也けり。今はいかにや成ならん知らず。此所佐州宅地の跡也。子息上野介の屋敷は、當時城中御勘定所といふ處則それ也。其時より城中に宅地賜ひしにや。大かたは、今の大手といふ處は、後に廣められし處にて、其昔は今の百人番所と云ふが限りにや有べき。上野介下屋敷は、天龍寺町にて方九丁計り、今も佐渡原と云處也。佐州二男の大隅守屋敷は、今の尾張殿五段長屋の上なる大隅町是也。扨かの都筑申は、佐州は上州とは父子の間よからぬ事。又佐州の後室と上州心よからぬと、次郎大夫申せし。此親なる又助、上野樣へ見せ申べしとて、次郎大夫に九ツになるをつれて、上野殿へまいりしに、御菊と云奥の局頓て次郎大夫をつれて、上野殿夫婦の前へ行たり。奥より帶を給りたり。歸る時に局のいひをしへしは、こなたへまいりて御夫婦へ目見へせしと云事、大殿にて申べからず、まして物賜ひしなど云事など、たれにもいふなと云し也。是を思ふに、父母の間に隙有しにやと云々。

一服部清助語き。津輕には田村丸の御跡所々に有といふ。城下より五六里の所なるが大明神といふ有。田村丸の舊跡也など云也。外が濱邊にコンヒラ妙見堂といふに、舞樂の面有。それを取出す時は雷すると云也。故越中守所望して見たりしに、忽に震雷の變有し事ありき。城下より外ケ濱へ十三里、台浦はカチカ濱と所々にては云也。城下より八里也。又狐はクチと云。城壁のごときもの町々に有見事

也と云々。

一深見新右衛門祖父は、唐人漳州の人也。高賛潮といひて、薩州に來り止まれり。其子を高一覽といふ。父子共に、唐人の姿にて、薩州にて百五十石計賜り居けり。其子十六の時に、正月の松飾りをきりし事によりて、其いたづらもの共の父、みな〱閉門せし事出來て、面目なしとて薩州を遁れ出て唐船に乘て唐へ趣たるに、其船賊船にて、海中にて一年餘危き事のみにあひて賊首捕へられしとき、日本の人なりといふ事にて、免るされて諸國を流浪し、山東に年久しくゐたりしに、又それより東南して、十二年過て母の事なつかしくて、便船して長崎へ歸りたり。長崎にて戸板に物を乘せて喰せし時、我は戸板にて物くひし事なしといひしより、唐人の日本口を遣ふといふ事になりて、尋られて有し事共云しに、馬場三郎左奉行の時にて、薩州へ送りつかはす。其年の春母も死したり。父はとく死せしに母に所領は賜りしなり。此子歸りて名をば一覽と改たり。大藏一覽を好し故也。さて男子一人出來たり。其後に長崎の通事なく成しかば、馬場より薩州へいひやりて、高一覽を召寄て長崎通事とす。此時日本人の姿に成て久太夫といひしと也。薩州にて出來し子は、祖父よりの遺領を賜り、當時は立身して日附に成て四百石計を領する也。長崎にて男子三人計出來たり。長は深見道補父と見えたり。其次は久之允父なるべし。扨其次は新右衛門也。其時東郷式部大夫とて、薩州の守護の子東郷の家繼し有〔割註〕今は島津と云也。〕是は一覽と幼少よりしたしくして、タカサゴを襲取べき事を相謀り、日本へ歸りし後に、薩州より二度迄タカサゴへ行て、案内を見濟して既に打立んとせし時に、式部死して事止みたり。其時式部案内者なればとて、先手をいひ付てとらせし大小今に有といふ。以上新右衛門物語なり。右の子細詳ならぬ事共也。山東にて何と云し人のもとに在しやらん。又賊船の賊首何といひしか、何もかも夢の如くなる事共也。賛潮又何ものゝ子なりしやらん。たゞ〱夢物語の如くにこそ。

一ノ清倭俗ニこも倭といふもの、もし高麗俗の謂にや。コモソフといふ語有しを思ふに、上古かの國の俗の形成しも知るべからず。又コマモノといふもの、細物とかけ共、これも高麗の物といふ義歟。コマサラへといふも、かの國の把の制にやと也。美云、コマウトといふ。たとへば夷人などいふが如し。外國をいやしめ云故也。後に賛兒などいふが如し。然らば倭の如くにして、又倭にもあらぬをいやしめいひし成べし。コマウトよき證也。コマモノは今俗雑物といふが如く成べし。コマサラヒは木間サラヒといふ事のよしなれども、それも高麗の制ならんもしるべからず。

一復庵又云、コノキは詩經の駁也と云ふ。

一復庵又云、箬をタマサヽと云もの、タマといふ義未ㇾ詳。本草綱目附方の下に、楊氏が開便方を引て、耳忽作ㇾ痛、或紅腫内脹。將ㇾ霜青箬露在ㇾ外。將ㇾ折者燒存ㇾ性爲ㇾ末。傳ニ入耳中一。と云事有。其露と云もの、即是成べし。唐詩に、殘倒宮前半露葉と云露の字、霜露の露となしては語をなさず。是も俗にサヽと云が如くなるを云歟。美賦するに、品字箋に露字を釋して、又羸瘦肉骨露矣。左傳露ニ其體一。と見えたり。即俗にサレと云、シヤレと云ものヽ如し。露在ㇾ外將ㇾ折の五字、則ち葉の外に有所のサレたる也。即前に謂クマ也。正字通には露は羸也と注して、左傳列子を引たり。

一復庵云、加州太守問ふ。朮の字をノキと云事本據ありやと、答云、是は俗語と存ず。片かなのノの字の下に木あれば、ノ木と申にやと云に、太守さも有べし。白石に正すべしとの事也と云。吾その捷語をほめて、是にむかし小學のことばに見えたり。かたかなにていひし語有。刂を刂刀といひ、夊をルマタといひ、菩薩をサヽと云ふの如きこれ也と答へぬ。

一我復庵に云、古語には義詳ならねど、古よりいひ傳ㇾ事有也。萬葉集に軍の事を釋して、イは發語の詞也。クサは戦の義也と見えたり。これらの義いひ傳し所ならば、誰か其義を知るべき。鎌をクサリトいふも戦の義也しにやといふに、復庵云、クサメしつればクサメクサメとまじなふといふ事、つれ〴〵

草に見えしも戎の義也といひき。又我云、漢字傳はらぬ先に、大臣の事をアソといひし也。其義大臣といふ義なれば、漢字傳りて大臣の字を用ひし也。武内大臣などこれ也といひしに、復庵云、阿蘇の宮をアソといふも大臣の義也けん。始て其義を得しと悦びぬ。

一己亥春三月に聞し。長崎伊豫守元仲の從者に高田勘四郎と云もの有。京師かの屋敷の庭際にうへ置し色々の菊の、其苗を移し栽る事を忘れて、初に植しまゝにて、三年の後に花の開きしを見しに、種々の花皆々黄色なる花と成たり。是を思ふに、是はもと黄なるものなるを、人の力にて種々の替りも出來しにやと云也。此者元來無學のものにて、菊の黄色を正色とするなど云事を知れるにもあらず。ただ其見る所に據りていひし所也。尤以て奇妙と云べし。人力の天に勝つ所有と見へしかど、その天なるものは得て加ふべからざる所也。人の心術爰につきて心得有べき事なれば、其人の名をも詳にこゝにしるし置る也。さらば當時さま〴〵の奇花有て、たとへば人に酒をすゝめて、其酔狂を見て戯とするが如し。返す〴〵不レ可レ然事なり。

一同春三月田村嘉邁物語に、台德院殿御上洛の時に、御小納戸衆三宅藤左郎と云あり。物かく事ならぬ人也しかば、大御臺よりの御書共を御預け有けり。三宅妻よりの文も有しを一つにし、それを取わけなどする事有しを、或人三宅が御覺のよきをそねみて、大御臺の御書を開き見しなど申せし事を聞召れて、御手づから切殺し給ひたり。夫が子三人有しをば、會津殿に仕へたり。長子三宅某、次は家名替りし何某、其次は熊谷太郎左衛門即ち是、後に堀田の家に在し熊谷太郎左衛門が父也と云。我故主也し、土屋民部利直の宣ひし事を、我いとけなき時に聞しは、三宅は御ぐしをあげし人にて御覺よかりし也。我は其頃御膳番といふ事にて、朝夕の御膳の事を承る。朝な〳〵御ぐしを上げ訖らるゝと、御膳をまいらせし也。御次より見ゆる所に、黒漆の一枚戸有けり。御ぐしあげし人、事訖りて御前を罷出るには、こなたへ出來る影の、其戸にうつりぬるを見て、御膳參らせよと下知せし事也。其朝も其

影を窺ひゐたるに、御ぐしあげ訖りしと見えて、こなたへ來る影の見えしかば、御髪の事下知せんとするに、はた／＼と物音する也。こはいかにと思ふに、かねて御事も有しか土井大炊頭の御前に在しが、御次に出で、三宅御咎の事有て御手討なされし也といひき。人々あきれて、かの人におきては、左ほどの罪有事はおはすべき事にもなし。又たかたの事にてかゝる御事有べきにもなく心得ぬ事也と云ほどに、後に聞ば不運の至極也。大御臺様より進ぜられし御文箱の御棚に有をひらきて見て、その蓋する時に其事を御覽じつけられて、御うしろくらき事する男也と思召されし由也と云也。此男は堅固の文盲人にて、已が名をも見知らぬ程の人也しが、御座敷を掃ふとて、御棚に御文箱の有を見事なる事也と思ひて、其うちのかたを返し見て緒を結ぶ所に、其御後に入らせ給ひて、其緒を御覽じけると見えけりと申されし也。兩說似て少しく異也。いづれの方か事實なるらんと民部のたまひし事をも、我まのあたり聞しにはあらず、人傳に聞たれば疑はし。只いかにもあれ、御自ら切ころさせ給ひし人の子共三人迄事故なくてありし、今はこれらの事有べきにもなし。これらは又有がたきこと也。

一按に小田原記といふものに、上杉朝興北條の爲に江戶の城を陷られて石原へ退き、石原にて石原兄弟も戰死したれば、こゝにもたまらず、河越へのくと見えたり。其石原と云は江戶より府中へ行く道也。今もフダ石原など云宿に、江戶よりは六里ほど有所也。

太平記、足利尊氏武藏野合戰に打負て退し地も石原と有しなり。

一己亥五月鳩巢より來る水戶史館總裁安積覺兵衞より見せ來り候事の由、覺書文章に、

直江山城守兼續父曰樋口與三衞門某。事上杉景勝。母掌綿帛。兼續幼而哲。景勝悅而寵之。老臣直江大和守死而無子。景勝繼其家。長而有材氣。遂爲景勝之重臣。其威名先長老。傳播于世。觸犯東照宮之震怒。兵端開于此矣。然嘗怪其書辭氣。雖慢而飽滿亢壯無自寒之果似曉文字者。適見四家合攷。稱其有文學。載詩一句曰。春鴻似吾吾似雁。洛陽城裏背花歸。齊知其頭

能詩者。因考ニ本館所レ纂詩集一。得ニ二首一。其一賦ニ織女惜ヲ白。二星何恨隔レ年逢。今夜連牀散ニ鬱陶一。和語未レ終先灑レ涙。合歡枕下五更鐘。勿（本ノマヽ）語洗別殆非ニ俺人口氣一。及レ閲ニ羅山先生五言注文選跋一。始知ニ兼續之所ニ梓行一。於レ是方信ニ其注ニ意文字一。合弦之語不レ妄也。兼續頗有ニ將略一。惜ニ其肆レ意反噬寇ニ山形一。陷ニ畑屋一攻ニ長谷堂一。與ニ最上義光一相待。關原之敗旋ニ師會津一、皆有ニ法度一。時人稱レ之。唯上山之戰不レ用ニ上泉主水之言一。使ニ之憤激一。致レ死不レ厭ニ人望一耳。總レ之兼續罪魁也。常與ニ逆黨同謀レ夷。而東照宮包ニ荒之量一。赦而不ニ問及一。雖ニ波構レ兵。志貫野之戰出奇刺勝雖ニ功不レ續レ罪而竭ニ力我事一。才既戰能以ニ文籍一。自娛當時武夫健將備所レ罕有ニ偶因論詩ニ及レ之。此文章家の談、時勢を知らざるの言なれ共、兼續が全詩なくはしくこゝにしるす也。我藏に兼續が和漢聯句百員有。其詩才有し疑ふべからず。

一鳩巢よりしるし來る葛有績、姓は藤原、名は昌興と云。是年乙亥より十二三年前に死せしといふ。又石梁は寶永庚寅の年に死せしと覺えたり。年は四十一二歟と云々。

一已亥の五月の初つかたにや、檀紙と云もの、いづれの頃に始れるにやと大和守廣□の大學頭が、長子に問しに、京の公方の頃に始れる歟と答しを、其據を問はれて、父にて候ものを召問はるべしといひしかば、信篤を呼で問しに、覺悟仕らぬよしを申せしが、いかにやあると來り問ひし人有。時の學士父子の知らざらん事を、我知りがほによからぬ事と思ひし故に、我も知らぬ也と答へき。五七日を經て、加賀の宰相の許より、したしき親族の方より問來れり。此ものは始いかにやと問來りし也。此事過にし頃尋ね有しに、知らずと申人有と承れば、某方へ問來りしかど、しらずと申されど、そこより御中の事なれば、あら／＼申す也。その心得し給ふべしと云ひてしるしてやりたり。後に聽ば、大學頭より急に使して、宰相の子の許へ、此文御用と同じ事なる事を申也。慥に早く屆けらるべしといひおこしたれば、常の使しては、いかゞ有べきとて、横地藤太夫と云ふものに仰せて、侍にもたせて、父の宰相の許へやりしかば、宰相より某の許に問におこせしとぞ聞へたる。扨此檀紙と云ものゝ事は

玄惠庭訓往來にも、讃岐圓座同檀紙と見えしを、京の公方の頃に始りしとは、いかに答へたるらんいぶかしき事也。此紙の事は、延喜式圖書寮にして造れる事共見えし也。斐皮を煮熟して造る也。斐紙とは印本の物には有也。斐皮とは秦皮の字をあやまれる也。諸國より貢物の事の下にも、又は典藥寮の下にも見えし。印本に斐皮、榛皮、秦皮など見えし、樹の皮をもて造ればかく云也。秦皮一名石檀、和名トネリリコ、俗グンフコといふと、順の和名鈔に見えしもの也。俗にタンノ木と云と見えし、秦皮紙をタテガミとも俗にいひつるを、後に檀紙ともしるせし成べし。塵添壒囊抄に、源氏にみちのく紙といふは檀紙の事となん。檀紙は陸奥より始まりける也。俗に引合と云ふは是也。男女の心を通する玉章に、此紙を用ゆる故に、引合とは申とかや。此檀紙に大小有。當時小きをのみ引合といふと思ふ人有と見え、藻鹽草にも、みちのく紙とは檀紙也と見へたり。玄惠庭訓には、讃岐の產と見へ、延喜式には、讃州より其料の秦皮を貢する事と見えたり。備中などの國よりも、其料をまゐらする由は見えたり。さらば延喜の頃より玄惠の頃迄、讃岐より其料をも出し、又紙をも造り出せしは一定也。みちのくに始りて、みちのくに產するをのみ、此物なりといひし事心得られぬ也。みちのく紙といひし外に、是一品有しもしるべからず。又東海一漚集に、唐書我女の使眞人興能書をこす。其紙雨紙に似て濡(ウルホ)へりと云事を釋せし。雨紙は引合也としるしたり。さらば此紙の事は、唐紙にもとり傳へしと見えたり。これらの事によりてや有らん。義之蘭亭の序は、我國の繭紙にてかきしなりなど云事あるは然るべからず。某能々思ふに、引合せといふもの、繭に似て人不レ知などいふべきものとも思はれず。北戸錄に、繭紙晉宋の間有二一種紙一。長丈餘。雖レ然拙し、世に謂ふ繭紙と見えたり。又高麗より繭紙出すとも云事あり。即今朝鮮の國書などに用る所のもの、我國にして即今鳥の子紙と云ものか、式に麻やうと見えしものをこそ、繭に似て人しらぬ紙とはいひし成べし。引合の紙うるほへりといふべき共思はれず。又檀紙、大高、小高といふは、そのたけの高き低きとによれる也。壒囊抄に大小有と見え

し即是也。但しその引合といふ事、男女の中を引合するの義也といふは心得られず。むかしは色なる紙を引合せて重ねてしるせしは、いはゆる紅葉重ねなど云是也。みちのく紙は今云薄様といふ物成べし。檀紙にも引合と云事あるは、是を引合重ねて用ゆるゆへ成べし。引合といふもの、必檀紙に限れるにはあらず。

一己亥七月六日加州小瀬復庵来る。過にし比、京に趣くに、信濃路を過し時、諏訪郡中にてシナの木を聞しにいくらもある也。古人云は、此木やゝ長じぬる時に、皮と樹とはなれ〳〵になりて枝を振ふにから〳〵と音のする時に、皮を剝て絲を取てさらしぬれば雪の如し。それをつむぎて布、又は馬の押掛などにし、又は縄などにもする也。其程過ぬれば、又皮と樹と一つになりて絲もなくなる也。大やうは一握計りの太さの時絲をとるの候也と云。樹葉はハンの木と云ものゝ如くにして、少し圓か也とて、其樹皮をとりて我に與へし也。皮の色白くして、所々□の木といふものゝ如く、たてざまに皺文の有もの也

一又復庵云、此春聞し事有しによりて、京にていとまある時に、叡山に上りて、飯室の松禪院に有傳教大師の眞跡の物二卷を見たりき。板倉周防守所司の比ほひに、住持の僧の京へ出たりし跡に强盜入来りて六人を殺害す。一人は大釜の二つすへて有し其一つに入て隱る。兒一人は天井に上りて隱れ居たり。盜賊等思ふまゝに物とりて、釜にて湯を沸し身を洗ふべしといふ。運や盡ざりけん。かのかくれ居し釜にはあらで、今一つの釜に水汲入れて沸すに、その火勢にて、こなたの釜も熱くなりて、苦しきを忍びて居し内に、湯もわきたりとてくみ出してつかひなどして盜は散じたり。此二人のものはふしぎに命ながらへたり。かくて京職に訟へぬれど盜もしれず。此時に重寶皆々失しに、彼二卷無用の物也とて打すて置ければ、是のみ殘りし也。挪三年を過し程に、常に坂本より來りて、物など賣し者のある者の家に行しに、昔よりは殊に富ぬるが、心得ぬ故に、いかに仕合のよき事やある。むかしよ

けり。[illegible]たくいへに何事かイへきなどいふほどに、其夜は其家に止りしに、夜さむしとてよるのものを出して着せしが、緞子の古き也。これら此家に有べきものにあらず。心得ぬ事也と思ひて、はしを返して見しに、紙の札に松禪院什物としるしたる有。扨は此ものこそ、過にし頃の盗賊也と思しかば、ひそかに其札をはぎとりて、まだ夜ふかきにいとま乞ひ出て、山へ上りてかくといひしかば、頓て周防守へ告て、彼家のぬしを捕へて拷問せしに、十七人にて盗せし事顯はれて、坂本にてはりつけにせられし也。扨其卷一卷は、僧の得度のたび〳〵に奏聞せられし上命どもをしるされし。一卷は渡唐の時にとり來られし書の目錄にて、其末に鄭舜則といふものゝ奥書せし也。行て寫し得たらんには見すべしと也。此ものを見し時に、横川の惠心院といふ人來れり。學僧にして古書を好みし人也と云。夫が云しは、江戸に日本後紀四十卷のもの有也。能々尋ね給ふべし。大明神の宮の時にもち來りて、價金十兩と云しを見せ參らせらんには買給ふべし。費用も多かり。しるし見せまいらせぬにはと云事にて返しきと云也。又楊氏漢語抄をも、京の堀川へうりに出せし事有と聞しにやといひしとぞ。此二說は心得られぬ事也。我思ふ事共を復庵にいひしかば、これもさ存ずといひき。

一七月廿一日に復庵又來て云、さきに忘れたり。京に有りしほど、二條門府の某が、こなたにしたしく參ぬる事を聞召されて、扨は御こと東に歸りなば、我爲に筑州にいはんは、久しく聞及びにしかど見し事もなく、そこの事をば能聞待り。あはれ我國の寶とこそ思ひたり。され共榮辱はよのつねの事、我いふにも及ばず。さればとかく身しづかにおはするは、然るべき德業の高く成り給はん。幸にこそおはすべけれ。たゞいかにも長壽におはせん事こそ、道のため、人のため、世の爲に侍れと、よく傳へよとおりき。承りぬと申せしに、又東におもむくあしたに參りしにも、先にいひし事共穴かしこ、よく筑洲に傳へよと仰られしといひけり。此殿をば未だ見まいらせし事もなく。又いかに我事しろしめさるべしと思ひもかけず。然るにかく殿の志のほど有がたき事也と答へけり。

復庵又云、京に在しほど、儒生にて舌耕などして有松岡玄察と云年五十に近かるべき有。稻泉州につきて本草の學うけし也。珍らしき事共云也。柑子と橘子との事を問ひしに、凡そ物には類有也。まづよく〳〵その類をわかつべき也。古より此かた、橘柚とこそいひつれ、柑といふもの、爾雅等の古書には見えず、後に及びて、物をわかち心つけいふほども、明朝にはことに物名多くなりて、紛々の說今その本を失ひし。いくらも有と見えたり。只々古によりて、扨其類を推しなば、いかにも事煩はしからずして、其疑も開くべし。藥物などの如き、特に其類を分ちしりぬれば、其性おのづから明らかになりて、其益多かるべきもの也。明世の人のいひし所の柑の類も、皆々古の橘の類也。□などの如きもの共、皆々古の柚の類也。此心得をもて物を觀るに、竹木鳥獸魚介みな悉く其類有也。相かまへて能々其類を推知り給ふべき也といひき。又江洮柱の事を問しに、宛委餘編には四柱有といふ也。又一柱を云とあれど、王氏が說の詳かなるにしかねば、世の疑とは成けり。某タイラキの活たるを得てしづかに其口をひらきて見しに、一柱大きくして中に有。其餘三柱いかにもすこしきが有也。世の人殼をひらき腸を引出すに、三柱はもろくして腸と共に脫しぬるを見て、タイラキには只一柱有。江洮柱にはあらずといふ。然るべからず。こゝにいふタイラキ、即是其物なる事うたがふべからずと云。又人參の事、京畿にも貴布禰などに生じぬると見えたり。昔より三椏五葉にして、實の赤みがちなる所は、人參にたがふ所なけれど、是を拔とり見るに、鬚の如き細き根のみ有て、太き根といふものなし。是は似て非なる物也といひて打過たり。萱草、黃苓などの如きは、其根は蘆とつらなれるものにあらず。蘆よりはいかにも細き絲の如き有て、蘆を去る事、或は寸、或は尺計り有て、太き根の有類いくらも有。これによりて某が似て非なると云ものを植てぬきとる事なくして、いかにもその細根より尋ね見しに、尺計りへだてゝ、まことの人參の根こそ有なれ。此定にては、ほどなく我國にも此物多く成ぬべし。延喜式に、いかほどか此物生ずる國々あるに、當時の物なるべきに非ず。只々是を採る

事の其道を得ぬによれる也と云々。又ハギを隨軍茶といふ。心得ぬ事と思ひしに、過にし程四國の者申せしは、此葉をとりて茶となしぬれば、茶の如くに夜の寢られ候はぬ也と申き。軍中にて夜を守る時など服しぬるものなれば、此名有とこそ見えたれといふ。又ケマンと云花草を、明土の人、荷包牡丹、菊兒牡丹など云の花開へぬもの也といひしに、過にし比、東福寺にて抄出せし物に、周益公の七言律詩に、此物を賦したる其形象露違ふ所なし。さらば宋代より其名聞えしもの也。いと珍らしく思ひしかば、其詩を寫して、若水墓所に行てよむ事三たびしたり。地下にてもよろこびぬべきこと也。師恩に報じぬべきが爲也といひき。其餘珍らしき事共多くいひて、そこの御事を語り出して、いかにもして逢まいらせ度事也といひ侍りきといふ也。我も問ふべき事有きと宣ひ遣はし給へといひたり。

一同じ月廿三日に雀部重助のいひしは、先にいひし江戸川と申は、今の立慶橋の川筋は、今水道橋の西の方一丁餘も有所より内へ流れ入りて、水野半左内藤の屋敷を流れて平川へ入し也。其流の所を埋めし土堤、やゝもすれば土陷り〳〵したる也。靈巖島は雄譽が申請ふて築たりし也。七八年計にも成べきにや、丁酉の火後に、靈巖島は深川へ引れたる也。鐵炮洲はもと例ありて御廟そこにて鐵炮をうたせられし所なれば、御鐵炮の洲といひしを、これも火後に桑山伊兵衛を奉行として築出されし也。すべて小石川の築地といふも火後に出來たり。此小石川などの築地の土は、今の水道の北の方地高き所の土にて築かれしに、大八といふもの、其土を運ぶ事を造出してければ、大八車とて今も用ゆる事也。湯島天神下の小普請手代屋敷などの、いまだ出來ずして、岡の如くに有しをも見たりし事也と云。此人は當年八十歳に成し人也。此夕べ住吉内藏允いひしは、東叡山の觀音堂は、もと信濃の戸隱に在しを、南光坊のうつしとられし所也、と東叡山の緣記には有也。

一同九月三日に聞く、加州の山本源右衛門いひしは、菊地十六郎、〔割註〕四千石を領す、歸里の弟子、秋桂と號す、八十八にて死す。」語しは、久世平助と云ものゝ祖母のかたりし事有。此祖母はもと大阪

の淀殿に仕へて、後に駿河の大御所に近く召仕はれし也。大御所御他界の時に、かの祖母御藥を參らせんと、御茶碗を臺にすへて持て出るに、綿帽子着したる女の、あなたより來るが祖母に問しは、相國は死給ひしやといふを見れば淀殿也。その時には死し給ひしとも思ひわかず、いや只今御藥をまいらせて候と申せしに、いや死なれたりと抑有しに、奥にて女中の泣聲のしければ、扨は失させ給ひしにやと跡をふりかへりて見たりしに、淀殿は見え給はず。まさしく見まいらせたりし事也とて、祖母が語りしを幾度も聞し也、と十六郎がいひしを、今の山本源右衛門が聞しとて語りし由、鳩巣の云し也。扨久世が祖母の十六郎にいひし緣は、此菊地と云は、もと今木源右衛門が弟也。今木大阪を出て加賀へ仕へて淺井と名のる。弟は菊地の家の養子と成たり。久世が祖母大阪に在し時、今木をばつねに遊し事にて、今木が扱ひに城外へ出る時に、秀頼の御前にて酒をたびしに、其時酌にかの祖母のたちし也。其事を語り合せて、其時に寒きにと抑有て、召したる繻子の袖なしの羽織をぬぎて賜りし事などを語あひしと也。かほどの事なれば、祖母が十六郎にかたりしと云なり。

一小瀨復庵此年九月廿一日に語しは、加州に昔小幡播摩といひし人有。下女に菊といひし女有しを殺せり。それは飯の内に針の有しをもての故也。菊死にのぞみていひしは、此事われ知れる事に非ず。然るをまげて殺さるゝ事こそ恨めしけれ。見よ〳〵播摩のゆかり有程の人にても殘さず、此恨を思ひ知らすべしといひてきられしと云也。其後まづ小幡が家は絶果て、其後或は外戚、或はゆかり有ほどのものゝ子共よりして、ひた死に死して殘る者すくなく成しほどに、有賀內膳といひしものゝ子共も次第に死し失し程に、內膳が子に平三郎といひて、奥小姓にて有しもの、江戸へ供し來りて上屋敷に在り。惣じて奥小姓は外樣とちがひて、居る所へ外より人の入來る事もならず、去程に平三郎煩出してひた重りに重くなる。親類なども太守へ願申て、看病に來り集りゐたるに、馬子の臺所に入來りて駄賃を乞ふ。こはいかにといへば、今こゝに來りし人の乘し馬也といふを聞へば、女を一人乘せ來りし

といふ也、心得ず。如此の奉公の人にて女など有にてもなし、いかでかゝる事をばいふぞといへば、我も又さなき事いひて、此所迄來るべしや、さりとてはあらぬ事をいふ人々哉と爭ふほどに、まづ表の門をばいかにして入來りしにや、門よりしてよのつねだに人の入來るをば告來るに、その事もなき猶心得ずといへば、門をば何事もなく入り來りたり。これ咎むる人もなかりしといふ。平三郎が家にて、おとなにて召仕ふ者是を聞つけて、又々例のものゝ來りし也。力なしと角いはん事しかるべからずといひて、價などとらせて門へつれ行て歸すべしといひしかば、通したりし其時に、かの馬士の入來るをば、いかでこなたへ告しらせずして入れられしといへば、門の番人、されば今も皆々つぶやきし也。ふしぎのものを通すべしとは、いかにも知らず、何れの門よりや入ぬらんといひしに、さてこゝより入しと云し事也。誰々も見ず、とやかくいひ出んは、互ひの爲しかるべからずとて、いふ事もなくなりて、程なく平三郎も死したり。かの菊が來りしと見えし事心得ず。加州よりはるかの道を馬を借りて來りし。いよ／＼あやしき事也と語れり。某云よき事を聞しものかな。中生の國の車馬に乘し事を、中生こそはあらめ、車馬にも魂魄や有べき心得ぬ事也と、古人のいひし事有。理はりなる事也と思ひしが、其中生の車馬も、則かの馬子の馬の如く、實の車馬をいかなる事によりてか、かり用ひて、それに中生の魂乘り來れる成べし。馬も馬士も、實の馬と馬子なるものゝ門を入時に、番人の見も咎めぬ。是又不思議也。既に女の思ふ所に入りし後には、馬も馬子の在しまゝの馬と馬士となりし。これ又怪有の事也といふ。扨又、復庵云、今も其ゆかりの者有と云也。たとへば蒔繪にても、染し物にても、繡したる者にても、菊の形の有ものを見る事はいふにや及ぶ。戸を隔ても、それらしものあるも、こなたに覺へてうるさくなる。ましてや眞の菊花など思ひもよらぬ事也と心得ぬる也といひき。

一萠蘆集。攝州人河間某云。河間姓秦氏也　蓋秦氏行于吾國也。按人王卅四代欽明帝之朝一夕夢

有二神童一。告曰。我身是秦始皇也。請託二此地一。帝覺異焉。嘗此時大和州有二洪水之變一。而初瀨川大漲矣。有二大甕一隨レ流而下。土人聞レ之。視則有二一男子一。身體聖表奏レ之。帝曰。向所二夢見一者也。斯人也。畢育レ之。賜レ姓曰レ秦。名曰二河勝一。生有二才智一。年纔十五。拜爲二大臣一。歷二仕五朝一。迨二于推古一時豐聰太子監二國事一。河勝爲レ之參政矣。後入二此邦一。游二于難波之浦一。乘二一小舟一。任風之所之。抵杳易之岸。國人聚觀以爲二非常人一。而靈威甚彰。竟立レ祠。奉レ號曰二大荒明神一。至レ今祭焉。

一此年十月京の木下左衛門來りて一面す。此度豆州三島にて、神主とゆかりに付て一夜かたりし時、何か當社に古く傳へし事やあると問しに、何れも替れる事もなし。但し當社の神主四品の袍、古より紫の色にて侍ると申す。今の袍の色に異なるは、古よりの儘なるにや、又はまくり貝の古く候也。此二事他方に替れりと申き、又左衛門云、播磨の書寫山へ參りて見侍ふに、書寫はスサの音をかくはいひなしたると思ふ也。一山にして相分かれし片々は廣峰也。即これ素盞雄勸請の所なる故に、古にはスサの山といひしを、後に書寫とはしるしたりと見へたれと云々。

一已亥春相州石尊の社燒たりといふ程に、大山の八大坊爰に來りて訟ふ。武藏の川口村といふ所に勘右衛門と云ものゝ、大山の坊に來りて、山上せんとて案內を乞しを、此山は七月ならでは上る事なし。いかに斯はいふぞとて案內する者もなし。かくする程に、山上に火の見へしかば、山下の者共、我も〳〵と馳來りしに、本社ははややけつ。攝社大天狗小天狗など開へし社を燒也。けしからぬ男の大太刀橫たへてやくるを見居しに、驚て逃歸りしを、又多くの人して捕へしめて尋問へば、かの勘右衛門といふ男也。伊勢太神宮の仰によりて燒也といふを、からめ得て來りたり。奉行にてとへは、云事もとの如く、妻子やあると問へば、一ノ宮二ノ宮など云子二人有といふ。所の者を召問ふに、常の人に異なる事もなき者也と云ふ。いかに沙汰有しにや、かの勘右衛門一人山下にて首を刎よといふ事にて事治りたり。これも二月の頃の事也、本社燒て神躰計り殘りたり。たとへば本社をば持出て焚し如く成

しなど云也と云々。七月ならでは山氣深くして、火繩の火も消ぬるに、いかにして此火をばつけぬらん心得ぬ事也といひしなり。

一大阪速見甲斐守子孫の事

甲斐守
- 男 早世
- 鈴木宗印 狩野探幽弟子にて畫師となる ― 鈴木宗印
- 女子 藤堂泉州奥に仕へて大夫といひし人也、人の妻と成て後に出て仕へしが、後に嫁して子有しが不レ詳。 ― 女子 服部清助妻

一五靈膏の傳

益田 友嘉
- 某 太郎右衛門、相州小田原の益田也。
- 道是 本町四丁目名主 ― 某 ― 道梯 ― 道歌
- 助傳 ― 助慶 ― 玄春 ― 伯隣 助右衛門
- 女子

神祖關東へ御入郡の時、友嘉爰に來る。本町四丁目の南方を屋敷地に賜ひたり。小田原に在し時も、商賣の事を計りたり。關八州の商人のレンジヤクを出したり。江戸に來りし後に、名主してレンジヤクの運上の事は、町年寄へ讓りて、江戸の家を二男にゆづる。故鄉をば長子にとらしめし也。隱居して後の一跡を助傳に讓る。女子に聟取しに、家傳藥方をも傳へしと也。

白石先生紳書　卷九

一信州小縣郡下ノ鄕諏訪社に在る武田信玄願書之寫徽白願待書

言ニ歸命頂禮下鄕諏訪法性大明神ニ曰、德榮軒信玄相ニ彼越軍ニ出張可レ令ニ防戰一哉、不ニ吉凶預卜一（下イ）問ニ西座人一、其辭曰、九二之有レ喜也。〔割註〕仕薦的爲ニ神所ニ享斯之爲。〕喜云々、希隨ニ天鑑一、與ニ越軍一則如ニ信玄存分一得ニ勝利一、如之長尾景虎忽追レ北消亡者、併仰ニ下鄕兩社之保一者也。神明無レ私、奏ニ凱歌一到ニ歸家安泰之日一、是已未歲始之十箇年之間、每歲青銅拾緡爲ニ修補一可レ奉ニ社裡一者也。依願狀如レ件。

惟時永祿二年乙未

秋九月一日　　武田德榮軒信玄（華押）

奉納下鄕明神願書

沙彌

原隼人昌衡　　山縣三郎兵衛昌景

小山田兵衛尉信茂　　長坂源五郎宗由

板垣左京亮淸安（信イ）　　小笠原下總守信貴

馬場美濃守信春　　駒井右京進昌景

宗賀山城守信俊（象イ）　　横田十郎兵衛康景

今福市郎左衛門昌弘　　屋代越中守政國

安中左近大夫景繁

此等同記に有起請文に見へし所より抄出す。

一江州甲賀士廿一家

○山北九家　黑川　大河原　頓宮　土山　大野　岩屋　佐治　神保　隱岐

○山南六家　大原　上野　和田　瀧　高峯　池田

○庄內三家　（鵜飼、芥）（望月、服部）內貴

○柏木三家　伴　山中　（美濃部、堤）

一本朝茶湯の事、茶寮を數寄屋と稱したり。是は定りたる法制有事の由也。かこいと云は可レ然所を引かこふ故に稱すと云々。紹鷗迄は四疊半にて、天井は鏡天井にして、柱は角にて間に合の紙にて壁を張て、床も一疊の床なりき。利休に至りて丸柱を用ひ、赤色の壁にて腰はりをし、天井も半ばは有て半ばは屋根うらを見てつき上げをして、坐席をよおろしき程に日の光をうけぬるやうにして、あかりまどを付たり。此時迄は臺目と云名は定らざりしと也。二疊半、一疊半のかこひなど有し。されど其事子古織に至て、臺目の名は出たり。宗列按ずるに、臺目と云事は其說分明ならず。但利休迄は構へ茶立る事にてはなかりき。古法悉く臺子を用たり。然に古織に至りて、臺子を止めて爐にて茶立るに、彼臺子を飾りしほどを切りて捨て、其餘る所にて爐をかまへ、又床をもつゞめたり。すべて茶の法に疊の目を以て度とする事なれば、臺子のたけの疊目をたちて捨て、其餘を用る故に、臺目とは申と存ずと云々。

臺子の事、織田信長利休を召て茶を立させられしに、臺子の體悉く新意を出して古制に非ず。信長其由を尋申されしに、古制によらざる意趣、逐一に其理有ければ大に感じ給ひたり。其後豐臣太閤の時利休を召て、臺子の法制を能々傳授し給ふて、其上に利休に誓紙をまいらすべし。一子にも我ゆるしなくば傳ふまじと誓へとあれば、利休誓紙を奉りて、これより後茶會には爐を用ひしに、太閤より傳授の人々七人有て、これを臺子の七人衆と申せし也。其後織田有樂も傳授し給はんとせしに、太閤利

休に仰せて傳授すべき由也。有樂が臺子の制式は、利休よりの傳也。細川越中守入道三齋も七人衆のうちなれど、其家々あれば傳授は仕らざりき。見習し事は有由、市尾伊織申されし也。今成田貞置の茶式は臺子をもつぱらとす。是則有樂傳也とこれも宗羽申き。

一金渡しの墨蹟とて、細川丹後守殿に有しは、小松内府より宋國へ砂金を渡されし僧の眞蹟故にかくいふと也。

正議求頌要修行
日川應須懸著鞭
會得今中端的意（一作レ人）
縱教日手打三更
　佛照差僧（是に角印あり）

一錦里先生に宗師が贊の繪有り。牧童の牛背にて笛吹圖也。畫工は知らず、文字は八分也。

牛背兒將短笛
吹春泉春草日
遲々十年四海
疲征討得似桃
林牧牧時（施牧イ）
　天台僧滿回〔割註〕白文ナリ。」

一千木は如レ斯に、神宇の棟上搏風の上に有物也。ちぎの樣に門外のかはり有。歌にも有如くなり。但千木に穴をうがてるは日景を側る爲也。此事秘事たるよし也。かつほ木は棟上にいくつも横にある木也。今の代にもかやぶきの家に鳥をどしとて有る如く也。上古は如レ此木を横にかやをしむる繩を、此

木にゆひ付たるよし也。
一祇園は昭宣公の寢殿なりし故に、千木鰹木はなしとなり。
一神別記に功德有し人々をまつりし事しるせしより、今は此書なき也。
一十陵の內、天智、光仁、桓武の御陵は、百世不易の由也。八幡平野は文武世實の如しと云々。
一刀禰めせと有ときは、六位以下初位迄參る也。
一衞府、ヱフとフの字すみてよぶ也。
一四分(フン)、被攝(ヒシヨウ)、流外(リウゲ)、以上岡島氏口授。
一勘解由は諸國の任限は四年に四度上洛して勘定をす。それを四度解といふ也。其解の山を勘ふる官也。四七二十八年過て參議に任ずる事なり。
一侍復は、東宮御讀書の時に、御側に有て書を復す事を侍る。此時は點圖をひかへて、東宮學士の侍讀するを覺へて、東宮の御ふくの時に御指南申よし也。
一今世の衣裳の上衣の下に下袴をかさねて着せるを、下尅上の衣裳とて嫌ふよし也。(同上)
一燧の事、源平盛衰記に云々、劍に付たる錦袋を披き見るに燧あり。尊白石のかどを取て火を打出し、是より野に付たれば、風忽に起て猛火夷賊に吹覆ひ、凶徒悉く燒亡す。又是より天ノ叢雲劍を草薙ノ劍と名付たり。かの燧と申は、天照太神百王の末の帝迄、我御貌を見奉らんとて、自ら御鏡に移させ給ひけるに、初の鑄損の鏡は、紀伊國日ノ前宮御坐す。第二度の御鏡を取上御覽じけるに取はづして打落し、三に破れたるを燧になし給へり。かの燧を錦の袋に入劍に付られたりける也。今の世迄も人の腰刀に錦の赤皮を下げて火燧と云事此故なり。
一弦袋、同上信連合戰の下に、〇吾朝三種の內に內侍所と申は、天照太神、百王の末迄も我御形を見參らせんとて、寫し留給ふ御鏡也。扨弦袋と云は、又其後內侍所の御貌を形どれり。其故に百官悉く朝

に雖ニ奉公一仕、衛府の官は淺位なれば、地下にして致ニ奉公一、直人に紛るべきに依て、内侍所の御貌を學で、弦袋を賜て、左右の兵衛府赤皮、左右衛門尉藍皮、是を以て侍の品を知る。國主の御賓なれば可レ遁ニ非難一、管任なればこそ官をも一ツけがすは有がたき。

一頬門〇同上額打論の下に、陣の口は雜群の車を逆茂木に引。

一陰形〇奥州名取郡笠島の道祖神、都の加茂の河原、二條北の邊におはする出雲路の道祖神の女也けるが、いつきかしづき、よき夫に合せんとしける商人に嫁して、勘當せられて奥州へ被ニ追下一給ひけるが、國人是を崇敬して神事再拜す。男女所願有時は、陰相を造りて神前に奉る。祈る事叶はずといふ事なし。

予先年奥へ下りしに、信夫郡八丁目と云所にて晝餉すとて、民家にいこひしに、新らしく建たる家に、萱生ひて屋を蓋ふ。何となく屋根のうらを見上げたるに、陰形を作りてさしはさみ、其前に鰹脯柳樽やうのものを作り物にして備へたるを見て、ふしぎにおもひしに、此故事によれるにや、此あたりの村俗かく有と、馬子に尋しにこたへたりき。

一日本國東西へ去る事二千七百五十里、南北五百卅七里。(同上)

一馬の草頭

一鳴弦〇寛治年中、堀川院御腦、前の陸奥守源義家仰を蒙り、弓之弦を三度鳴らしけり。

一管には馬の尾を紐て卷、一尺餘なる刀、花櫚木の管に白金筒の釜入たる刀、引出物に被レ下候。〔割註〕鷲尾一ノ谷案内の下に。」

一踏歌節會と申は、人王三十九代の帝天智天皇の御時より始置れたる事也。其時の都は、近江國志賀の郡大津の宮とぞ承る。此御時鎌足大臣始て藤原姓を給りて奥州の守に任ず。常陸國より白雉一羽、一尺二寸の角生たる白馬一疋奉る。彼の送る文に云、雉色白表ニ皇澤ノ潔一。馬角長治ニ上壽之世一と書たり。

此歩正月十六日午の時の始也ければ、其例として年々正月十六日雲上人參りて、馬に乘て引出物あり。池を堀て水を湛へ、田にある草を植て雉を飼給ふ。志賀の花園とは申也。

一木曾御曹子〔割註〕生年十一歳。」鎌倉へ被ㇾ遣時、歸參らん程の形見とて、笠掛七番射て見せ奉られけり。

一齊明返り忠の時に、薄き切紙に細々と状を書て、蟇目の中に入て、平家の陣へ射渡したり。平家蟇目の鳴らぬ事こそ怪しけれとて取上見れば、中に切紙の文有。

一覺明馬より下り、木曾が前に跪き、箙の中より矢立取出し、墨和筆染書續。

一景高脛き金より太刀打折て、

一眞盛錦の直垂、石打の征矢御免を蒙り候はん、且は最後の御恩也と所望しければ、御免し給ひけり。

一冑の袖をふまえて頭を搔、

一切は所の頭とも竹結渡して掛並べて、千餘騎の兵馬の鼻を並て、悦の鬨とて三度作り叫びにけり。〔割註〕前雲八條の下。」○大國の法にて軍に勝ぬれば、必悦の歌を唱ふ。我朝にも軍に勝其悦の鬨を造る是也。〔割註〕重衡酒宴の下。」

一秩父が刀を平と云ふ。平四寸、長サ三尺九寸の太刀也。○薩俊國住浪の平造る所の物也。〔割註〕則綱討ニ盛俊一の下。」

一今度の大將と名乘台て、鎧の袖に南無宗廟八幡大菩薩と書付たり。寔に軍將の等輩と見へたり。○大將義經は、熊皮の頰貫を履、自餘は牛皮を履く。〔割註〕義經院參の下。」

一伊豫守頭劍に貫ぬきて、赤治を切て賊首源義仲と銘を書て髻に付、義仲左右の眉に疵を據りたれば、粉藥をぞ塗たりける。

一九郎御曹司が青海波七寸、蒲御曹司の月浪七寸二分、和田小太郎白波七寸九分、畠山秩父連毛七寸八

分、生唼黒鹿毛八寸、先少し白し、五歳磨墨、〇又我朝名馬には三日月、和琴、馬形浦荒磯、望月、宮方、上耳子、小耳子、夏引、小花なんど也。或は長七尺餘り。或は八尺と有けり。

一足輕四五十人に腹卷させ手楯つかせて逆茂木を引除さす。〔割註〕景高の拔二度がけの所。」

一源氏の軍兵と答へければ、御方には立烏帽子に金付たる人はなき者を、一定平家の大將軍にこそと追懸く、〇忠度は赤木の管に白銀の筒金卷たる刀を拔。〔割註〕忠度最後下。」

一山鳥の尾を以矯たりけるを、羽木一寸計に置て、（一作レ浦）和田小太郎義盛と燒縮したりける。〇黒塗の矢十四束なるを只今漆しを削のけ、新井紀四郎宗長と云ふ〔割註〕源氏遠矢の下。」

一朝敵を鎭る形にて出立ける生衣の捻重に、黄なる大口葉早黄色の直垂着たり。肩には左に八幡大菩薩と縫、右の肩には山鳩を縫たり。產衣と云鎧を着たり。〔割註〕鵺の下。」

以上源平盛衰記に出たり。

一定家朝臣の小倉山庄の色紙は、百人一首を色紙に一枚に一首づつ書て、障子におされたる由也。後人是を五十枚づつ屏風一双におしたりしに燒失しぬ。殘れる處五十枚諸家に散在せしに、それも後にかしこ爰にて燒失して、此に在る所二三十枚には過ず。此色紙昔は價一首黃金一枚計やせし。今も殊の外倍增せしなり。是は茶を好みし人々の、掛軸にして床上に掲げて翫ぶ故也。抑此色紙を、茶を好む處に專はら寶とせしは、昔の堺の商家富有なるが、八重葎さびしき宿の歌書し色紙を持たりけり。その家にて茶會催して、紹鷗を招たりしに、折しも秋なりけり。紹鷗その家に至り、露次に入て伴ふ人々にいはく、我曾てきゝぬ、此主人の家に定家卿の小倉の色紙の、八重むぐらの歌書しあるといふ。今日かならず床上に揭ぐる成べしといふ。人々こゝろへず室に入しに、はたして八重むぐらの歌書し色紙也しかば、人々奇異の思ひをなして、此事いかにして知り給ひぬと鷗にとひしかば、されば主人も茶にすきたる人也。しかるに會集を催しながら、庭の木陰の落葉とも霜がれの草をもはらひもせずに

たゞそのまゝに在りしに、かの歌の心うつりて物淋しき有さま也ければ、床上にかゝぐる所かならず此歌成べしと知り侍るといふ。鷗が心のおのづから主人の心と一つに相感ぜしに、人々歎じあへりと。これ小倉山の色紙を茶の會に用ひし始にて、是より此道の好人求得て、かしこにも爰にもてはやしければ、かく價も增たる也。此事鷗が名譽也といひ傳て、ことには此色紙を翫ぶ事のはじめなれば、ことに八重葎の歌かきし色紙、價いや增りけり。岡田將監家に、玉のをよたへなばたへねのうた書し色紙有。今世にある色紙よりはやゝ大き也。竪六寸二分、横五寸五分也。俗にいふ萬葉がきといふやうに、行書にて一字づつ書たるなり。紙は粉地に銀の砂子地也。銀の色さびて文字も見え分ぬほど也。加々爪甲斐守は、本朝の書家の眞蹟を鑒するの眼有。凡世に云小倉山の色紙と云は、定家卿の筆跡とは見えず。爲家の書に似たり。されど昔よりいひ傳へて世の寶とせしを、後人の晦を容るべきにあらずといはれしよし、宗羽が云し也。

一紀州熊野の奥に、代々維盛某と云ふ民人有て、其部類をのづから一村をなせし、南龍院殿御代に由緒を御尋有て、然ば小松と名乘れとて、今に小松加兵衛とて、其所を諸役免除にて有由を、榊原玄輔書し也。

一打刀と云は、今の陣刀と云也。常に佩る刀を公家衆打刀との給ふ也。ちいさ刀と云は腰刀を云なるべし、と恒齋の說也。

一戶川長門守殿より來る書付覺

權現樣御前へ三郞右衛門被二召出一候儀は、先祖田原立退、三河え參罷在候。父庄左衛門鷗原にて可レ致二討死一、三郞左衛門浪人にて、佐々木近所罷在候門徒宗一揆發候刻、佐々木に被レ賴候。少々內篭城仕候。大久保七郞右衛門山田八藏と申者と鑓合申候。其外一日之內に鑓合候儀も御座候由承り候。

權現樣濱松にて井伊兵部少輔抔に被二御聞一候。各承り候由に御座候。佐々木越中立退。永祿六年に御

前へ罷出候處御意被ㇾ成。佐々木城取候樣にと御意被ㇾ成、御請申上、酒井左衛門尉人數被二相添一三郎左衛門先へ夜込に仕候。二の丸に火を懸け申候。左衛門尉人數押込申候。則本丸取可ㇾ申處に、城中より本多新三郎と申者、鐵炮にて打、三郎左衛門手負申候に付、各引取申候。爲二御褒美一國光御脇差拜領仕候。其後蜂屋半之丞共鑓合申候。

一甲子年三州吉田へ御取掛被ㇾ成候刻、すひが瀨と申處にて鑓合候儀承傳へ候。

一永祿八乙丑年、三州大津村七百石餘拜領仕候。次の年同心貳拾人、同國にて被二仰付一候。野田村同心給に二千三百石拜領仕候。其外戶田兵左衛門、同左衛門、藤田左京、同彌七郞、戶田與五右衛門、別所にて御知行被ㇾ下御付被ㇾ成候。

一元龜元年庚遠州濱松致二逆心一候刻、爲二仕置一本多百介三郎左衛門兩人被ㇾ遣刻、濱松之者共同心に兩人被二仰付一候。十三人三郎左衛門に付申候。御知行も濱名にて被ㇾ下。右之外後藤角兵衛と申者、遠州本坂小原新田と申所に知行被ㇾ下。是も同心に被二仰付一候。三郎左衛門手前にも濱名にて三百石拜領仕候。

一元龜三年於二味方原一信玄と御合戰御退口之刻、御側にて度々返し合働申候。濱松御城際迄押詰、申刻菅沼小大膳三郎左衛門、外曲輪屋敷持こたへ候由承り候。

一遠州高天神へ御取懸的場構破り申候刻致ㇾ先候者、石原孫次郎、土屋□助、横田十兵衛、芳賀清助、權現樣御前え被二召出一御機嫌能、芳賀清助に御持弓被ㇾ下候。石原孫次郎御加增五拾貫被ㇾ下候。

一天正三乙亥年三州長篠御合戰之時、三郎左衛門悴三郎九郎組討仕候。手之者共も高名仕候。同年遠州諏訪原にて三郎九郎討死仕候、年十七。

一天正九辛巳年、駿州御取掛被ㇾ成候刻、淺野と申候處討取申候。其節勝頼もちふね迄寄來り候。御引取被ㇾ成候時、三郎左衛門しんがり仕候。

一駿州田中御取掛被レ成候。あげ土小屋破れ申候刻、三郎左衛門手の者黒田次郎左衛門、安形半兵衛・峯上村三郎、福井源藏先仕候。

一尾州長久手御合戰之刻、大野被レ爲レ置、其節小濱民部、間宮酒之丞、千賀孫兵衛、向井兵庫、其外大野之者共討ち申候。伊勢國え働申候。小濱にて九鬼大隅守者共致二合戰一、手の者石原孫次郎、加藤甚平、一番の台、藤田孫七郎、福井源藏抔先をいたし突崩し申候。孫次郎は討死仕候。甚平に御加増五十貫被レ下候。

一天正十八年伊豆下田の城拜領仕候。知行五千石被レ下候。高麗陣之時年寄候に付、下田に被レ爲レ置候。名護屋より巳の三月高麗へ被レ爲レ渡候也と承及、御跡より巳の五月名護屋に參候。權現樣御機嫌能大閤え御物語被レ成候刻、三郎左衛門、高木主水、太閤御前え被二召出一。

一天正甲申年長久手御陣之時、三郎左衛門一所に大野に罷在候。御歸陣被レ成。三州和地村にて五百石御知行被二拜領一候。

一小田原御陣三郎左衛門一所に御後備に罷在候而御供仕候。

一關原御陣

權現樣御後備に御供仕、大坂え御着座被レ成、越前丸岡之城請取被二仰付一候。丑三月迄丸岡在番仕候。

同年先祖之城の山にて田原城付壹萬石拜領仕候。

一大坂寅の年御陣の時、岡崎御番被二仰付一、御跡より登り茶臼山御後備に罷出候。

一大坂卯年之御陣には、常陸殿御幼少に御座候間、東三河の者共に被二仰付一、常陸殿手に罷在候御歸陣之節、同年七月京都にて病死仕候。

一關原御陣之節、土佐守一所に　權現樣御供仕罷在候。

一大坂寅卯兩年御陣之時　台德院殿御供仕御旗本に罷在候也。

以上卯十二月十二日來

一大坂陣之時、薩前の兵の中に腰起ず、大豆畑の内に倒れふして、口惜き事とやおもひけん。まめがらに取付て、立ん／＼とすれど立ちえず、青き物を吐てふしたりき。此後に人々まめばたけといふ名を付て笑ひければ、終に去り申せし由、又前にて碁を圍て人々會せしに、勝負を爭ひて、刀を拔て鬪ひしに、人々是をあつかひて事なくなりぬ。此時座中に在し一人大に怖れて、青き水を吐たるよし、朝倉の物語也。齊の大學生聽準が恫懼而死。擧體皆青。時人以爲二膽破一とあるにおもひ合せし事也。其事は齊の永明十一年の事也。

一趙豆州に實父大河内金兵衛の云しは、古田織部は横災にかゝるべき人也、と大坂の時果して誅せられたり。其後大河内にいかなる事にて前知せられしといへば、此人世の寶をそこなふ人なり。欠けぬ物も恰好惡しくとて斷ちすて、茶碗茶入などをも、疵なきを打破りて繕ふておもしろしなどいふ人なれば、かくは存ぜしと有しなり。

〔頭書〕

元和元年五月廿一日秀賴他腹に若君兄弟有レ之召捕參候間、若君をば六條河原にて成敗、名は國松殿と申、千石（十才乎）余也、子息も同時成敗、是も六才斗、德善院孫も兩人切腹、古田織部も切腹被二仰付一、御檢使は内藤右衛門尉也、織部が子息山城江戸に詰させ、其弟左近も御奉公申、將軍樣殊の外被レ懸二御目一之處、如玄と申連歌師薩摩より上り、織部所に罷在候、是を使にて大阪より島津方へ被二仰付一事及二兩度一、又織部孫に左助と申者牢人に成、大阪に致二籠城一、今度火付之中に織部が茶道宗喜并如玄等大將也、爾樣之儀重々にて終に如レ斯被二仰付一、

[illegible]――[illegible]――中書入道[illegible]

[illegible]氏[illegible]

九郎二郎早世

大學助[illegible]

女子四人[illegible]

[illegible]

[illegible]守

女子[illegible]人[illegible]

松千代[illegible]

[illegible]

女子兩人[illegible]

[illegible]の後の[illegible]の城に在る大[illegible]に屬し、[illegible]の後、[illegible]三[illegible]石を[illegible]し、[illegible]の一
[illegible]。土屋の[illegible]。[illegible]に[illegible]し、[illegible]にて[illegible]に[illegible]二萬石を[illegible]り、三[illegible]に住し、[illegible]
[illegible]には[illegible]六萬石を[illegible]ふ。[illegible]は[illegible]七年八十[illegible]にて卒。[illegible]氏に[illegible]を[illegible]合せて八萬石[illegible]
[illegible]、[illegible]に[illegible]し、[illegible]。[illegible]をつとめ、六年[illegible]
に[illegible]一萬石[illegible]。[illegible]の[illegible]。[illegible]の[illegible]も[illegible]。[illegible]年[illegible]にて卒。[illegible]
の[illegible]、[illegible]年三月[illegible]の[illegible]上にて卒。[illegible]。[illegible]し、[illegible]年[illegible]
と[illegible]にて卒す。[illegible]の[illegible]に[illegible]せしむ。[illegible]一萬石の[illegible]。これ[illegible]、[illegible]に[illegible]
[illegible]と云。[illegible]なり。

一 [illegible]

三[illegible]

少藏 信のイナを領、信長事の時領地にあり、上方へ上りて賊を討、太閤より濃の金山を賜ひ、武藏守長一と云、蘭丸領を合て十萬石也、弟千之助を養子とす、是右近忠政也、長一長久手にて死す、此功にて秀吉姪を忠政に嫁し、侍從とす、後に信濃川中島に移、關原に當家に屬す、其功に慶長八年美作を賜り、大坂にもつとめ美作守たり。

蘭丸 濃の岩村を領す

力丸

坊丸

（以上）信長被レ弑の時死

千之助

右近大夫忠廣 早世

內記長繼 二男にて家督す、實は家臣關民部成次の子也、次母は忠政が女也、嫁てこれをうめるなり、長繼後に弟の關但馬守長致直參に出す也、內室は池田備中守長幸の女なり。

美作守忠繼 小笠原信濃守長次のムコ父隱居の後家督、延寶二年也、其年三十歲にて卒其子萬右衛門、幼少故弟を以て名代とす。

伯耆守長義

對馬守

女子 松平兵部室　高井兵部室　松平久之丞室

一水戸の森丈助云く、東鑑は雜也平家物語も十本有、異說さま〳〵也。玉海を以て疑を決す。玉海、水戸の文庫に三四本有。近衛殿に有由なり。

一又云、類聚國史に四十卷（餘イ）、尾張より去年傳りて水戸にも寫されたり。

一かなの東鑑は、南部の家に有。版行と同じ事也。水戸へも南部の本を借りて校考せられしなり。

一水戸の家人に能く諸家の系譜を知れるは、丸山雲平といふ人也。

一辰二月廿九日の仰に、天壽院殿に仕へ申たる松坂は、今の越智民部祖母也。大坂落城之時十四歳にて在し、天壽院殿に淀殿ひしと付添給ふて、事急ならば、さし殺し申まいらせん容子也し。矢倉へ上りて、淀殿御傍に居よりておはせしに、可ㇾ然運にや、誰とはなしに秀頼様御自害と申せしかば、淀殿御自害はいまだ早しとて、つゐたちて矢倉を下り給ふ間、女中など人を以て天壽院殿を巻て、矢さま押開ておとしまいらせし。時に松坂も石がきをつたふて下りたり。残の女中も同じく石垣をおりんとせし處に、淀殿歸り給へばならずと見えし堀内主水御供して岡山へ入りまいらす。松坂は武者の通るを呼かけて、其しり馬にのせられて御供したり。多くの死骸の上などをわたりて出たりし。其後大雨の時に、簑を着て馬にのりて京へ参りしといふ。時に天壽院殿かけさせ給ひし、天神の御筆の法華經こそ、其時の利益見せしとて、故殿へ御譲り有しと。此松坂近く迄在けり。我幼時に大坂城中の物がたりせしをきゝし。いとけなき故委しくは覺えず。人々の人物などをよく覺えてかたりし。城中の營作の美麗なりし事共多く物語せしとなり。

一ねぶと類の妙藥、杏仁皮を取りすてゝ、よくすりてつくろ、ちればちる、うめばうむなり。水戸殿の尾張殿より御傳授也。

一明暦の大火に、應神の冕九哲聖像、年中行事の卷物等燒失すと云々。此應神の御冕等、其時にはもはや在べからず。其は異朝より來りし冠服なるべし。

一南朝の衆悉く亡びて北朝へ降りしは、河野の家のみなり。依ㇾ之後光明院には、河野は降參の家とて、御劍の役は無二御許一にや。

一尾の熱田の神殿へ造營の時入る神職長岡爲丸と云々。

一飾り師の泰阿彌は、持統天皇より以來伊勢の御飾りを承る也。

一奈良御倉に聖武の冕冠有。盗取て玉を取、金をとりて其餘は溝へうち捨たり。所司板倉周防守の時の事なり。

一西尾の城中の八幡宮は髭切をいはひしなり。

一奈良聖武の時の屛風に、官女の姿を畫がけり。眉もあり。その人のやうにあらず。本統御所の御即位の後、女帝の御裝束人かぎりしかば、御在位のうち終に御裝束は議定せざりしなり。

一小兒のくさの藥、かちぐりを粉にしてはこべのけにて付る。

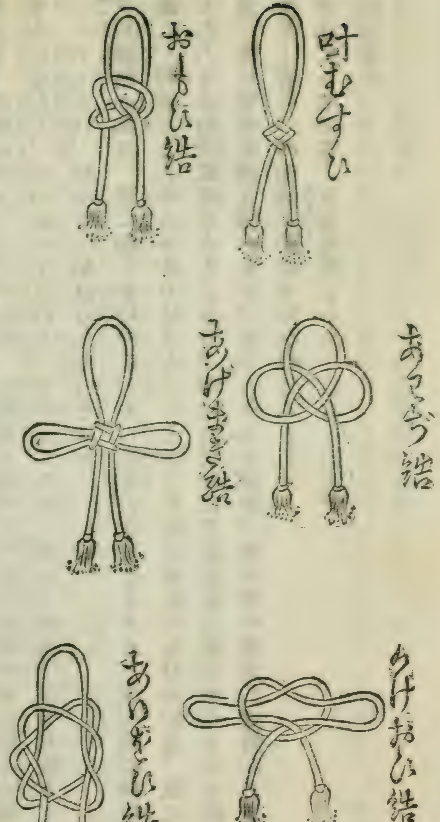
一近衛殿御家禮の事、近藤兵部太輔物語也。伊達家の儀世上にも一通り云ふ如くに、山蔭中納言の後なれば、藤氏の長者成故に、近衛殿へ禮有。應山公御幼少の時に、無雙の美少年成し故、政宗幷藤堂泉州、柳生但州等、つねに上洛の時は、御心安く出入有し。政宗などこれを以てや交り給ひけん。限りなくむつましくなりて、一入昵近の御事也。于レ今御家禮申給ふ。藤堂此前の亭を造營してまいらせられしなり。近來の火事にやけぬ。それ程の御事也。殊に藤堂家は、歳暮に禁中へ黄金と雁とを獻ず。近衛殿より御取次也。長橋よりの奉書の月日をば、近衛殿自筆にて加へ給ふて下し給ふ儀也。又島津家の事、近衛殿の家につかえし豐後の局と云女、關東へ下りて賴朝に仕し、二位殿妬にて梶原して由比の濱へ沈むべしとなり。我身いかにも成なん。此子迄を空しくなさん事の悲きといへば、梶原も佐殿の思ひ已に懷姙仕りぬ。我京都に在し時、近衛殿の御憐みを請て、給はん事をも恐れ、殊に懷姙も哀れに覺へしかば沈め申せしと披露して、ひそかに落し申したりしに攝津國難波の邊りの石上にて產して男子なり。此由近衛殿へ申たりしかば、其男子をうつくしみそだて給ふて、成長の後關東へ此由聞へしかば、賴朝呼むかえ給ひて、折節薩州の島津に繼子なかりしかば、此子を賜ふ。依て島津は賴朝の御子とも申せども、實は近衛殿の御子也し也。彼出生の時の石の

ほとりに、一社の產土の神をいはひて、今も島津家の上下ともに、往來の度毎に參詣有と也。殊に變長關東の役に、島津の家の人々を、近衞殿ひそかに家に隱して置給ひし也。其人々を隱し置給ふ士藏を、近く迄は島津藏とて傳はりし。今は燒失仕りぬ。水谷の家は、三州に猿田の屋形とて、結城の支族有て神祖へ志を通じ、辨當の內に密書をかくして志しを通ぜし事あり。水谷は又其家禮なれば、神祖へ志ふかくて、關原の時に御方せし時に、二歲の子を近衞殿へあづけまいらせて、某は家康公の御方にて奧へ罷向ひ候軍のならひ、もし御方利なくして某空しく成候はゞ、此子の事ひそかに人になし給はり候へと賴有し。此子三年近衞殿御家に有て、後に、將軍家へ仕へし、依て命の御主也とて取分て昵近せり。津輕は今より六代斗已前、近衞殿の猶子たる由、近衞の家の記にも有り。是近衞殿の族をむすめになして、かの家へ下されし。その子たる故に猶子と申也。又有馬家なども、御家禮のやうに望みたりしかば、紋を下し給はりしなりと云々。

一天兒（アマカツ）撫（ナデ）物の類は、歌に戀しき時のなでものにせんなどとよめり。堀川院の御時、俊賴朝臣なでものゝ歌に、澤邊なるおやめ（さちイ）をかりに人なべ（レイ）てそひ（さそひしイ）こし身をもなづるけふかな、歌には何れをもなでものかたしろとよむ。又祓草ともよめり。源氏に天兒は三歲迄身に添てなづといふ松風の卷、赤心の腹の姬君、後に明石女御と聞へしが、三つばかりの御年、紫の君の養女に成給ふとき、天兒やうのしたゝめなどと書り、御伽這ふ子は天兒を略せると云。

一宿直犬を用る事、日本（ホノマ）武鷹よりおこれると云々。

一結びかた



一貝箱貝合久しきものなれど、何れの世より始ると云事を知らず。源氏などには見えず。後鳥羽院御宇西行の歌に、

今そ知る二見のうら(イいせのうみ)のはまくりをかひ拾ひ(合せ)とてひろふ物かは(イひろひこそすれ)

一折紙貫積當五錢とは、五百文を一貫にふ遣ふ錢積也。此積にて金一枚は十兩なれば、十兩は二十貫、五枚にて百貫なり。

以上一名紺珠

白石先生紳書　巻十

一世諺問答に、

正月はとしのはじめの祝事をして、知る人なるは互に行通ひ、彌したしみむつぶわざをしけるにより此月をむつび月と名付侍り、そのこと葉を略してむ月と云とぞ。〇門の松たつる事は、むかしより有きたれる事なるべし。松は千とせを契り、竹は萬代を契る艸木なれば、年の始のいはひに立侍るべし。又しだゆづり葉は、深山に有て雪露霜にもしなえぬものなれば、しめ繩にかざりて、同じくひき侍るにやしめ繩といふものは、左り繩によりて、繩のはしをそろへぬもの也。左は淸淨なるいはれ也。はしをそろへぬはすなをなる心也。されば天照太神の天の岩戸を出給ひしとき、しりくめ繩とてひかれたるは今のしめ繩也。淨不淨をわかつによりて、神事の時は、必ひく事に侍り、賤が家居にひく事も、正月の神を祝まつる心だてなるべし。

おさなきわらはのこきのこといひてつき侍り、これはおさなきものゝ、蚊にくはれぬまじなひ事也。秋のはじめに、蜻蛉といふ虫出來ては蚊を取くふ物也。こきのこと云は、木連子(もくれんじ)などをとんほうのかたちにしてはねをつけたり。これを板にてつきあぐれば、おつるときとんほうがへりのやう也。扨蚊をおそれしめん爲に、こきのことてつき侍るなり。

人は齒を以て命とするが故に、はと云もじをばよはひともよむ也。齒固はよはひをかたむる心也。〇もちゐは近江國の火切のもちゐをもちひ侍べき事也。正月のかゞみにして向ふ時は、古今集に入たるあふみのや鏡の山を立たれば、かねてぞみゆる君が千とせは、といふ歌を誦する也。此歌は、延喜のみかどの御時、近江國より大嘗會の御べ奉りし時、大伴の黒主が詠る歌也。源氏初音の巻にも、此歌の詞を引て壽る也。たうやくはかうやく也。かうやくと云ふは聞にくきによりて、たうやくといひか

へたり。延喜式には千瘡萬病膏といへり。御藥の三日にはこれをつけ給ふ也、後醍醐院の御次第には、たうやくをば、御額と御耳のうちにつけ給ふよしのせられ侍り。右の第四の指をかゞめてつくる也。是は藥師の印にて侍るとなり、ふるとしの十二月の土用以前、主水司御生氣の方の井を封じて、人に汲せずして、立春の日の早旦に、一返しとて土瓶に入て、女官につけて是を奉れば、朝がれひの御座にて、御生氣の方へむかはしめ給て、これをきこしめす也。私にも此日は井花水とてくみたる水を飮事も侍るにや。春のはじめに汲めば若水とは申にや。

一延喜十一年正月七日に、後院より七種のわかなを供すと見えたり。北野天神和菜𦤼を作り給ひたれば、昔より侍りし事にや。

十節記に、白馬を馬の性の本とす。天に白龍有。地に白馬あり、天の用は龍也。地の用は馬也。と申事の本文有。又禮記といふ文に、春を東郊にむかえて、青馬七疋を用ゆると見え侍りし。白馬を青馬と申侍るは、陽の獸也。青は春の色、きはめて白き物は青ざめて見ゆるもの也。されば青馬ともかよひて申にや。正月七日に青馬を見れば、年中の邪氣を拂ふといふ本文侍る也。今のわらはべの春駒と云は、これより始侍るにや。

爆竹千壽萬歲と云は、昔は男踏歌とて、京中の男女聲よきをつどへて、內裏にて祝詞をうたひて舞せられしなり。持統天皇の御時は、漢人踏歌を奏せしとかや。光源氏の物語のからもじのよみなれざるさまとは、かのたうかの事ぞかし。此餘風逖のすゑにとゞまつて、千壽萬歲の祝詞をうたひ侍る也。

踏歌の舞人萬春樂を奏せし故に。まんざいらく〳〵とはやすなり。正月弓射るは射禮とて、昔は內裡にて弓射る事の有し也。孝德天皇の御宇に、正月に弓をいさしむ。十月五日に射場始といふ事、昔は有し也。公卿以下束帶にて是を射る也。天子も御射席に、弓矢を御座の左右にたてらる。これは文武二道をば一をかくべからざるがゆゑに、今天子も弓場殿に出、武道をならさせ給ふ也。世のみだるゝ

時は武をもておさめ、おさまれる時は文をもておさむると申也。さればおさまるとて忘れざれと申也。依之としのはじめに射る事になれり。卯杖は、をのづからもろこしに桃の枝をもて惡鬼をはらふ事の侍る也。本朝の起りを尋れば、持統天皇三年正月の乙卯日、大學寮よりたてまつる由、日本紀に見えたり。其後仁壽二年正月、諸親の杖を獻じて邪魅を追ふと見えたり。只是惡氣を拂ふ心也。うづゑといふものは、つくも所よりすわまの作り物のうへに、岩ほを作り、いはほの中に御生氣の方の獸を作りて奉りて、卯杖にあはしむる也。たとへば生氣東に在るとしは兎を作り、南に在としは馬を作る也。延喜式を考れば、兵衛督以下まいりて御杖を上るとあり。色々の木共を、五尺三寸づゝに切て、二束三束にゆひて奉るなり。これを正月かみの卯の日にたてまつれば卯杖と云也。二月はつ午、弘法大師東寺の門にて稲おひたる老翁に、二月の午日あひ給て、則東寺の鎭守に勸請申されしかば、此寺繁昌せしより、此日を以て緣日とや申べからん。祭の日近衛の中將を勅使にたてらるゝ也。昔夢の告侍りしより、けふ人々あふひかつらの蔓をかくると申傳へたり。

藥玉は、凡けふをば藥日といひて、一切の藥をば此日にとる也。さればけふ藥草を五色の糸にてととのへて臂にかくれば、惡鬼をはらふと申本文侍るにや。おほやけにも群臣より藥玉を給ふ事の侍る也。

昔左近衛の馬場にて、馬にのりて弓ゐし事の侍る也。ひをりの日なども申にや。これらをやはじめとは申べからん。

嘉定、此事はさらに本說有がたき事にや。たゞかの錢の銘に、かぢやう通寶と侍れば、勝といふこゝろをしやうくはんするよしをば承及侍り。

六月朔日、氷くふは仁德の御代より也。

祇園會、此祭の日四條京極にて粟の御飯をたてまつるは、蘇民將來の由緒也と承る。祭は天治元年六

月より始りし也。昔は大内より勅使を立られし也。臨時の祭とて十五日に侍し時の事也。十四日の日は禁中には異なる事なし。馬長などを遣はさるゝ由見えたり。今は其儀もなし。只氏子の風情をつくす斗り也。是はあづま遊びと云ものを、内より昔奉られし餘風とぞ覺へ侍る。かみつ代の八坂の里もけふよりは君か千とせをかそへはしむる、といふうたを、東遊のうたひ舞のよし、天延の舊記に見え侍り、山鉾などいふは作りものをして神の心をいさめ奉る心ぞや。天照太神の岩戸に籠り給ひし時、榊の枝に色々のものをかけて、神樂をしてうたひ舞しかば、感にたへずして出給しや。神も物めでするものにや。

水無月祓は、天武天皇の御時より初まるなり。大祓といふは、朱雀門にて百官一同にせしとかや。此茅の輪をこゆるとては、みなつきのなごしのはらへする人はちとせの命のふといふ也、といふ歌をうたふと云へり。法住寺の關白の御記には、思ふことみなつきねとて麻の葉をきわにきりてもはらへするかな、といふうたを稱すと見へたり。

七夕仙翁花を人に贈る事は、七月七日を乞巧奠といひて、二星を祭り、香花をそなふる由、古くより申傳へたり。然ればけふ花を人にもおくるにや、仙翁花は嵯峨の仙翁寺より初て出しによりて名とせり、と唐書には見へたるにや。

七月、すまふ採りは、日本紀と申ものにて見侍りし。垂仁七年七月と云々。

八月朔日にたのむとて、人に物たてまつる事は、さらに本說なし。世俗の風儀也。或說に、建長の頃より此事有、はじめはたのめとて、よねをおつかひとて、わらはべのもち侍るは此ゆゑにや。折敷に入て人のもとへ遣はしけるとかや。又圓明寺大閤の文永の記には、此七八年よりこのかた、ことに天下に流布せるよし載られたり、まことに建長の頃よりの事成べし。又後嵯峨の院のいまだ若宮と申せし時より始まり侍ると申。いづれとたしかに定めがたし。

菊にわたきする事、何れの頃よりはじまると見え侍らず。たゞ菊の露の餘りに、寒霜をふせがんとの心ざしとぞ覺侍る。

賀茂籠とて虫入る事、これは殿上の逍遥とて、昔殿上人共、嵯峨野などへむかひて、蟲を籠に撰り入れて遊びて君に奉りしは、堀川の院の御時よりぞはじまりける。むしえらび共申也。昔は賀茂社司などに仰られて、鈴蟲、松蟲などを召れけるよし、故禪閤の仰られしとかや。むしこは賀茂より出侍ると思ひ合せられ侍る。

神無月と申すは、いざなぎの尊崩じ給月なれば申也。又四方の木立すさむ頃也とて、葉みな月と申人有。いとおほつかなし。又諸神いづもの大社へ下り給へば申ともいへり。

亥ノ子、いつの頃とはたしかに申がたし。承安四年の師尙が勘文にも、本朝のおこりをばしるさで、外邦の本書をぞ引申ければ、さらにしりがたし。延喜式にまさしくのせたる事なれば、彌古へより侍る事なるべし。（是イ）雜書之集といふ書に、十月亥子餅食すれば、萬病をのぞくよし見え侍る。いのこの日御けんてうとて、おほやけよりわたくしにわかち玉ふ事、此いのこ根源たしかにいつよりとは申がたし。十月上の亥日、内藏寮より餅を備へ奉れば、あさかれゐにて主上きこし召由、年中行事と云ものに見え侍り。今は其かた斗り也。これを諸臣にわかち給ふ心にて侍るべし。上一人より下萬民に至て此餅を食べしと見えたり。内藏寮のたてまつる餅の餘風を寫して、今も御けんてうとて、人々にわかち給ふとぞ覺侍る。

十一月御火燒とて神火をたきたてまつる。此事たしかにおこりとては侍らじ。但神樂とて、鎭神の前にて冬かならずし侍る事の侍る。是等を始と申べき。大かた神樂と申は、天照太神の岩戸をとざして籠り給ひしとき、諸神のいのり申されたるに、天ノ鈿目ノ命まさきのかづらをかざしとし、ひかげをたすきにしてうたひ舞、庭火をたきしかば、天照太神天の岩戸を出給ひしよも、諸神此事好み給ひ。今

も内侍所にて行はる。御神樂の事にて侍る也。官人の庭火をば燒也。諸卿近衛のめし人などゝて、所作の人よりあひ庭火などゝて歌うたふも、たよりありて覺へ侍るはいかに。

右世諺問答は、後成恩寺禪閤のかゝしめ給ひけんとて、みどりの紙にかゞはしき筆の跡をのこし給ふといへども、いつかむ月のはじめより、若水のみなもとに至りて、六箇條をしるし給ふつゐでに、其功をわかざりしかば、目錄のみ殘りて詞はなし。こゝに桃花の林にあそびて、ゐようの壘をつくすひとりの童侍りと云々、かの目錄のむねに任せて、正月七日のあつものより十二月三十日の事にいたる迄、すぢはしもなきあまのもくづをかきあつめて、あつたく火のほのかに、世の諺をあらはさんとする事しかり。

天文第十三暦中春下旬日正二位權大納言藤原兼冬牙齒十六歳撰レ之。

一下髮、俗髮をおろすと祝髮の事を云。此字は通鑑の北魏孝明帝孝昌元年。

一續日本後紀、承和元年正月癸巳、太上天皇以ニ鷹鷂各二聯嗅レ鳥犬四牙一獻ニ于天皇一、

一樂人左方右方の事、辻伯耆守が云、本朝の樂は、推古の時よりはじまれり。右は南部にわかれて、左方は南京に住し、右方は北京に住したり。左方は狛氏にて、右方は多氏なり。その外にも猶家數有き。如レ斯にて兩氏相わかれて、いろ〳〵其職を掌り來れるに、京都將軍の時に至りて、尊氏卿笙を好み給ひしに、多氏の人其師たるにより、武家へ昵近して後に身を起して、一萬石斗も祿を賜りて武家となれり。應仁の亂に及で、多氏悉く災に死したれば、こゝに於て右方の樂は斷たり。後陽成帝の御時に、右方の樂斷へたるを傷み思しめして、其家を起さしめんと有し故に、多氏の孫少々世に出たれ共、猶其職掌くはしからざる故に、天王寺の樂人を召て右方に加へ入られたり。今の右方は、多くは天王寺の樂人たり。故に樂の事に至て、左方とは異なる事有也。左方は古より今に至て斷絕なき故に、其傳を失ふ事なし。又左方には、舞頭とて代々辻伯耆守家のみ也。是を承りて、右方は東儀、林

兩家也。其人を撰て舞頭とする故に、とし老かたなけ共、猶其職を辭する人なし。左方は年老ぬれば、舞頭は其子期等を撰で奉らしめて、老たるは其他の職を勤ぬる事故、舞人皆とし若き輩也。右方は傳中絶して天王寺より繼ぬれば、多くは高麗樂にて、笙などの入ぬるは稀といふ。

一巖有公の御時、武田二位殿とて、甲州の信玄の孫也とて、甲州の士流これを恭敬す。其故を知らず。ことし高德寺に聞ぬ。甲州の長遠寺と云は信玄の聟也。其子は二位則信玄の外孫也。駿河大納言殿御亡の時、信玄の簇馬じるし出たり。ふしぎ也とて其由を尋られしに、長遠寺。よりまいらせしにて、其事疑はしき事沙汰有て、長遠寺父子佐渡へ流刑也。こゝに於て、東本願寺より長遠寺を請給ふて寺號を改め、今は光澤寺といふて、本願寺より兼帶となれり。嚴有公の時、其二位江戸へ召返されし故、武田の舊臣等が馳走せし也。實は外孫也と云。東本願寺江戸の御堂の事は、三州の一向寺長敎寺、滿正寺、壽敎寺など云僧寺、三河御譜代衆の旦那寺成ゆへに、江戸へうつし來りて寺地を賜て有し。かの壽敎寺大きに力を費して、公儀を經てつるに本願寺のかけ所を取たてゝまいらせし也。かの壽敎寺は今は亡びし也。故に壽敎寺が末寺より願正寺といふあり。安藤治右衛門など旦那にて、東泰院殿の代に、安藤など本寺へ請ふて直末寺となり、依て東泰寺衆も默止がたく、壽敎寺へ願正寺をもらはれたり。其賞には壽敎寺を一家になすべき由なりけれ共、壽敎寺大に憤りて、然らは我寺をば亡すべしとて、終に破却して過ぎたり。口惜しき事の由、高德寺いふ。又西本願寺のかけ所は善養寺と云。一向僧東の寺建立を見て公へ願ふて取立たる也。

○二階堂は藤原也

○布施は三善也。從五下左兵衛尉資連は、備後の人信連の子、延亨の比の人也。

○舟田は平民也

○武藤賴佾は、筑後守貞經の子、即遠藤肥後守從五下、建武の比の人也。其子は少貳冬資、康安の比の

人也。○菊池は藤氏也。從五下肥後守、左京太夫武重は二郎武時入道寂阿が第一子也、從五肥後守武隆も寂阿子也。從五下肥後守武光も寂阿が八子也。〔○千葉氏胤は、宮內少輔從五下、稱ニ在石添珊一。〔割註〕一作ニ東名素珊一〕貞治四九十三日卒す。下總守氏數第二子也、

○千葉光胤は、豐後守從五下、稱レ東、寛正七二六日卒。千葉介胤親子也。

○高城胤辰、〔割註〕一作ニ高木胤康一〕從五下下野守、下總大谷口城主、天正十十二十六日卒。千葉氏族也。

介昌胤 從五下介、勝胤子、天文十五正七日卒。
――利胤 介、五下、弘治三八七日卒。
――親胤 介五下、天正七五四日被レ殺
――胤富 介五下、天正十三十七日卒。
――邦胤 介五下、狂酒手刄家士鍬田萬五郎揮レ刄傷ニ邦胤一、遂病創卒。
――重胤 五下介、寛永十六十六日卒。

○大友は源氏也。○佐竹從五下左近將監左馬助義信は、康應元七十四日卒。大膳大夫義尊子也。○從五下右京大夫義仁、實は上杉憲定之子、佐竹義厚爲ニ養子一、娶ニ其女一。應仁元十二廿四日戰死。○從五下伊豫守義俊は義仁子、文明元十一廿四日卒。其子從五下左衛門佐義治號ニ一峯齋一。延德二四廿五卒。○從五下常陸介義重は右京大夫義照之子也。慶長十七四十七日卒。○飯尾は三善氏也。○多賀は中原氏也。高忠近江人、豐後守從五位下、所司代應仁文明の間の人、熊野本宮之和田氏家藏判物あり。○陶は多々良氏也。○東野州法名素傳は下野守益之第五子也。其子左京大夫五下常和。○松田は藤原氏也。○額田越後守從五下藤原宗繼、永正の比の人。○上月は源氏也。○諏訪は源氏也。○尼子は源氏也。佐々木の族也。○十市は中原氏也。○遊佐は藤氏也。河內守就盛。小田氏庶流。世疑ニ畠山氏居ニ河內一。○遠山は藤原氏也。直景丹波守北條家臣居ニ江戶城一。永祿六正八日戰ニ死國府臺一。○上野陸奧守源信兼、其先世室町家領ニ京ノ西上野一因爲ニ氏。○齋藤忠兵衛尉龍興は義龍子也。○和田源氏也。○伊

賀守惟政、近江の人、天正元戰ニ死攝津一。中川清秀得ニ其首一。〇三淵は源氏也、〇松永は藤氏也。〇宇喜多は三宅氏也。〇龍造寺は藤氏也。〇柴田勝家は平氏也。〇丹羽長秀は平氏也。〇江戶は藤原重通忠通子也。彥五郎但馬守從五下水戶城主、天正中爲ニ佐竹氏一所レ滅胤絶。〇攝の鹽川は源也。〇荒木村重は藤原氏也。彌介信濃守攝津守從五下攝津守族居ニ伊丹城一、天正六年謀叛、七年潛逃赴ニ淵本一遷ニ陸奥ニ云。〇槇島玄蕃頭昭光仕ニ將軍義昭一。山城の人也、〇石田杢頭正澄三成兄也、藤氏也。〇大谷刑部は高階氏也。〇秋月は大藏氏也。〇山中山城守長俊は橘氏也。〇桑山修理重晴は藤氏也。〇土方河內守雄久は彥右衛門子也源氏也。〇九鬼家隆は宮內少輔定隆子、藤原也。〇田中兵部太輔吉政、橘氏也。〇奧田は滋野氏也。〇堀尾茂助、在原氏也。〇中川修理大夫は源氏也。〇高橋右近將監は大藏氏也。秋月長門守種實の子也。〇瀧川下總守雄利は伊勢の人、木造左中將俊茂第三子、初稱ニ瀧川三郎兵衛一。仕ニ內大臣平信雄一。後仕ニ關白豐臣秀吉一賜ニ羽柴氏一。〇佐野は藤氏也。〇氏家常陸入道卜全子、從五下志摩守元政、藤氏也。〇長曾我部は秦氏也。〇片桐は源氏也。且元は孫右衛門興貞第一子。始は貞盛と云。其弟主膳貞隆加兵衛と云。〇秋田城介安信、實は愛季之子也。〇古田織部正藤原重勝。〇板倉は源氏也。〇黑田は源氏也。〇富田信濃知信は源氏也。慶長八十月流ニ奧の岩城一。〇永井右近將監直勝は、長田平右衛門平重元の子也。〇佐久間は平氏也。久右衛門盛次子、備前守安政、信州飯山城主。寬永四四廿五日卒。〇蜂須賀家政は源氏也。〇有馬豐氏源氏也。〇小堀、藤氏也。〇吉田源秀仲剃髮名ニ玄覺一。號ニ肥前房一。佐々木氏族三郎左衛門秀信子。〇大塚平清幹賴幹之長子、初移ニ居常の水戶城一、後移ニ府中の城一。應永年中也、〇蜷川氏宮道親元、藏人貞增之第一子、新右衛門と云剃髮名ニ公壽一、善ニ和歌一。其弟新左衛門親長剃髮名ニ道標一。善ニ書及和歌一。〇飯尾彥六左衛門三善常房、長祿の比の人、〇赤澤は小笠原氏の族、源氏也。〇遠江の井伊谷鈴木、源氏也。鈴木三郎大夫重政の下。〇遠の井伊谷は菅沼二郎右衛門源元景。〇柳本源七郎信堯隸ニ細川氏一〇宮崎、藤原也。取鍵大夫と云

河州烏帽子形の人。○塀和は源氏也。其兄駿河の人、細川に隷す。○薬師寺は橘也。○芳賀は清氏也。○別所小三郎長治は大藏少輔安治の子。源氏也。○筒井法印順興は藤氏也。筒井榮舜房順昭、天文十九年沒。其子順慶、小字藤勝、大和守、後號二隔舜房一。天正十一五月三日〔割註〕一作二二日一。〕歿。○森三左衛門可成、元龜元九十九日、近江坂本に戰死、年四十八。越後守某子、源氏也。○播の小寺は源氏也。黑田も同じ。○前持半入越前の人、朝倉氏の族、日下部氏也。○岡江雪は伊豆の人田中備中守、仕二北條氏康一、稱二坂部岡氏一。後以二關白秀吉命一改二今の氏一。○伊集院右衛門大夫藤原忠棟即寺侶也。

○尾の佐治は平氏也。以上花押藪に出。

大野城主佐治は平也。八郎信有が子、母は織田信秀女、剃髮號二巨哉一。寛永十一年九月廿六日歿、六十六。

一越前の加藤宗月は、信州蘆田の城主松平修理大夫とて、知行六萬石餘領せし也。神君に仕へて、太閤の大坂の城築かるゝ時、修理大夫も其役に隨ふて、かしこに有て奉行人也。打よりて圍碁して日を送る。非友の何がし。あるときたはぶれに仰なり共、兄の妻を又妻にはすまじなどいふ。此修理大夫は兄の右衛門佐妻に嫁したりし故也。修理座を立て手水などして座に歸りて、彼人にむかひて云、某事のがれがたき子細にて、亡兄の妻に嫁したりし事、貴邊存知のまゝ也貴邊事心安くちなみたればこそ如レ斯に日夜したしく相語るに、如レ此の事いふべきにあらず。たとひ意趣ありていふとも、其時節こそあるべけれ。此ときにあたつて戯れいふべきにあらずとて、刀を拔て切て高野山へ登る。こゝにおゐて蘆田衆依田肥前、大井新石衛門等をはじめとして、神君の旗下に召出されて直參になる人多し。關原の役に至て、彼舊臣等台德公にうつたへて、故主修理大夫を召出され、一方の先鋒を被二仰付一べしと有しに、台德公思召旨有しにや、結城殿へ屬すべきよしにて宇都宮の陣にあり。結城殿越前に賜り

しかば、直に其家に仕へし也。結城殿御時の城代は山下道牛なりし。其後宰相殿の代となりて忠直卿につかへし故、先鋒衆とて七十人計、一時に歸參せし、其時に本多伊豆守、太田阿波守、加藤宗月、第三に有し也。其後越前の城代とはなりし也。越前にて七千石を領す。宗月子を加藤內膳といふ。後に蘆田圖書と稱す。圖書が子蘆田右衛門と稱す。始の名は內匠と云し也。是は越前浪人矢島七右衛門物語也。

以上坦齋談也

一吉田兼治──┬兼從（ヨリ）
　　　　　　└兼英（ヒデ）──兼起（オキ）──萬丸今の吉田殿也

豐臣太閤を豐國に祭りし時、社務職に兼治の嫡子兼從を補せられて、萩原と稱して新家となれり。兼英二男なれ共、吉田の家を繼ぬ、爾後豐國は廢亡に及び、又兼從は細川幽齋の外孫にて、三齋の外甥なりしかば、年經て三齋の願ひにて、我豐後日田の領千石を分ちて、兼從に附屬せしめたる由にて、萩原の家領は豐後に有。兼英、兼起兩代は、病身にて打つゞき早世して、今の吉田は幼稚なり。兼從は老健にて、兼英、兼起兩代へも神祇道を傳へられたりき。かゝる處に吉川惟足は、もと歌道の嗜有し。あながちに神祇道を以て家をなすべき志にはあらず。萩原家に傳授の古今傳有と聞て、兼從の蟄居して閑寂也し時往來して、和歌の道を學び、始て和歌は神代よりもとづける事を知りて、神書の奥儀をも傳へたり。兼從七十三歲にて卒去せらるべきときに至りて遺言せられしかば、萬丸いまだおさなし、故に我家に傳ふる所を授くべきにあらず。古き事をば一々書に記し置候、代々の秘記有。これにと封をし置也。祝詞の事は、家人鈴鹿が家に傳へ置し也。又女中傳とて奥がたにも傳授有事家の例也。これはおりぬいたちなどする樣は、女ならではさとしがたき故也。神書の事は吉川惟足に聞もし給へ、

傳へもすべして卒せられたり。凡かの家の傳授、其家ならぬ人々にて任じがたき事、右の品々の傳授事多ゆへに、兼従如レ此にそれ〴〵に傳へをかれし也。扨萬丸成長の時、吉田より關東に申されしは、如レ此の兼従の遺言なれば、神書之事惟足より傳り申たき事也。雖レ然惟足今は關東の祿を賜ふ事なれば、私に上洛仕がたく、御いとまを給り上洛あるやうにとの事也。惟足も又兼従の遺言に任せて、其家の傳を授進じたきよし也。遂に御暇を賜ふて上洛して傳へしは、神書の事斗り也。

一太神宮の御寶は、譜第になりて山口越前守家より調進する所なり。凡調進し出したる時は、其家に集め置て、深く望與ふ。人には見する事も有といふ。去る正遷宮の後、水戸の光圀卿より山口へ御望み有て、一卷の圖にして奉りし由なり。

一延喜式圖物と云書有。これならでは延喜式の事こまやかに濟ぬ事也。

一陶原の記、これは大職冠陶原にての記也。攝家に傳へ給ふ所なり。ことの外秘して世に名をしれる人もなし。此書ならでは攝家の家造りなどもしれず。ことには稻荷は鎌足のいはひ給ふ所也。此書に本緣くはしく、白狐を七社の一つに祭らせし事、此書によく見えたりと云也。

一春秋の三傳も、尹の大納言師房卿迄は傳へられし、此人なくなりて傳絶へしと也。

一淸原賴業は嵯峨に車裂大明神といはし也。大學中庸の事は、康富の記を見よと伏見殿申されし也。

一聖德女子の像は、大坂の尼寺に有。これは太子の乳母の尼となりて創造せし故也。二歳の像、十六歳の像、〔割註〕是は世にある童形の像也。」四十二歳の像有。これは唐冠に劍を帶給ふ像也。

一彥山の高良明神の像を、住吉愚慶に賴しに、愚慶其時節の人の冠服につゐに圖したるをも見ず。いかゞ寫し出すべきや、然れ共聖德太子四十二歳の像有。これを模していかにとも圖すべしとて、其冠服をうつして圖す。其劍の座に環など有しを、そのまゝに寫せり。かくて其後、高良の社のほとりの山崩れて石槨を得たり。內に何となく只劍一柄有。其劍の制、愚慶が圖せし所に少しも替らず。然れば

神の罸にもやと恐れて、早々もとの如くに封鎖したるよし、社僧より告て、愚慶が書の神慮に應じぬるを感嘆せし由、內藏助がものがたりなり。

一諏訪の緣記に、利仁將軍夷賊退治の時、信濃に至りて神助をいのられしに、かぢの葉の紋の狩衣着たる人、湖水の波の上に馬をたゝせて笠掛を射給ひし。是神體たる山にて、此後は鹽波とかきてすわともいふよし、諏訪の緣記に見へたり。

一幣は麻也。青幣は泥の木の皮なり。昔は泥を引さきて布に織し由、試にいかにも織らるべき物也と云々。

一烏帽子のひたゐつくる事、衣紋の事、白河の比より也。もと好色より始れり。

一歌仙の圖を神所につらぬる事、三十六の數に取る事あるにや。

一出雲大社に竹筒に文字書たる物多くあり。神代の文字といひ傳へし也。又熊野の社に、景行の時始て遷すの紀有しよし也。尋べし。

一西宮記に、舞踏の時の左右左は、地上の塵を拂ふ爲也と、然れば昔の袍の袖は地に垂れし也。

一六條殿に小ゆるぎの老懸とて、貂尾の老懸有。山科にも有と云々。

一持明院の家に瑪瑙の角帶有。

一吉田今の祭主多武の峯より歸るさに、そのほとりの寺にて、大職冠の畫像を見て所望有しに、寺破壞に付、寺をだに造立し給はゞまいらすべしと云。祭主聞て、寺を造立はいかゞなれば、只價をまいらすべしとて求て歸り。近衞關白殿など御覽にて感嘆有し也。但し畫像曾て家に傳へしあり。是は常の人など評する事あらず。かの途中にて求められしを評せし處に、畫がきて銀粉を以て、丸に三つ圖せし所あり。これは鏡也、多武峯の內陣如此事也と云々。冠は日本紀に見へし如く、榻に腰かけて片足を上て、笏を左右の手にて執て膝にあてゝたちし圖也。角帶前にかゝりて、唐人の圖の如く、前にも玉

見えたり。太刀を佩し容也。ことの外古くて見えわかず。

一反閇ヘンバイとよむ也。禹歩也。故にヘンバイをフムといふなり。陰陽家にあり。

一上括下括（ジャウクヽリゲクヽリ）、今のさしぬきの膝下に結ぶは上括也。これも今は裝束家の極秘に成たり。下括の時は下に下袴を着して上にさしぬき也。是はかねてくゝりをきて着する也。攝家衆も今は下括なるべきときは、高倉、山科の兩家へ御賴有に、兩家よりくゝりまいらせて、其上に封を付てまいらせらる。其事訖（ヲハリ）ぬれば、其まゝ兩家へ返さるゝ也。兩家にてときて又返しまいらせしなりと也。

一飛鳥井家七夕の鞠を梶の枝につけらるゝも極秘也。かゝりへ自から持出て、水干の袖をおほひてとかるゝ由也。

一衝重は近來其制傳はらず。加茂祭の時に入る事なり。去比加茂祭再興の時、色々僉議有て出來たり。今のふちたかの如くなる物也。繪をかきしなり。

一催馬樂も世に絶へたり。兩御所御上洛の時、持明院の御所望にて、かくもあるべきとてうたはれしは、能の狂言の時はじめにうたふやうなるもの也。

一簾ぶたは衣箱のふた、小ぶたは硯筥のふた也。

一軍陣にもたれし錦の日月の旗は、別の製の物也。此御旗にかきつくる事は、持明院家の極秘なるよし。

一油小路殿頭の中將たりし時、後光明院帝ある時、頭中將に天子の御寶を御見せ有べきよしにて、檀紙二枚にかきし物を御棚より出して見せ給ふ。是豐臣太閤よりの奏狀也。論には關白從一位太政大臣臣豐臣朝臣秀吉、誠恐誠惶頓首伏乞と書出したり。秀吉の眞蹟也。扨其頃は假名にてひろい書也。一ツ近衛女の事とありて、近衛殿を薩州へ配流ありたきとの事共也。但前房との御事也。前房公をば越後謙信關東の公方にすべしとて、小田原へ入られし時も、むかへ申て御供也。甲州沒落の時も、信長御供

なりしよし也。前房公は遂に薩州へ流罪也。是故一入薩州へ御ちなみ有也。

一長九郎左衛門家に信連時代の老狐有。今に平日出る也。何とぞ其家凶事有べきとては見えぬ也。其狐を見たる人々加州には多し。是は信連能州へ下りし時に、食事に飢たりしに、死人を送し枕飯を狐にくらはせし由にて、長の家にて正月元朝は、枕飯を餅より先にまいらする也。大隅守代に嫁を嫁せしに、産所に十一二の小兒腰に杓子をさして馳走す。何人ぞと問へば、世々譜部の役人の家にて、其子いとけなしといへども、如レ此の時は其役に仕ふる事例の由也。さて輿の兩方に刀と脇差を持するに、一人は白髮の老翁、一人は十六計の兒小性、此事今世の風に相應せずとて、いかゞ有べきとあるに、此兩人は郎等のゆへにて、左右にわかれて事を務る也といへども、此人をとゞめて外人に如レ此事命じがたしと也。一族の内にそれこそ此家の古風にてめでたし。今世の風俗に合はせてはしかるべからずといふに決して、右の郎等兩人はつとめし也。惣而家に家の子郎等、高家譜第等の從者有しと也。

一何卿法印法眼の事は、親の官をよぶ事也。惣て天台宗などには、省文に二位三位等のよび名有事、皆悉く親の官をよぶ事也。殿法印も殿下の御子たる故也。是はよび名也。官には非ず。

一太閤唐冠にて御すそにまいられし事、大明の帝日本の王の御すそにまいると自讃せられし由也。

一松平淡路守殿、江戸と東國の歌を飛鳥井一位殿點削の時、藤堂何某名言の事。

一ひな遊は三歲より十三歲迄、天癸未レ至うち也。三月三日に限らず。五節供にことごとくある也。

一秀吉小田原の城を責られて、城落べしとも見えざれば、小早川隆景は尾張の清洲に留め置れしを呼て長陣につかれぬ城もたやすくおつべからず。こゝかしこに附城がまへ、我陣石垣山には秀次を名代として、隆景と共にとゞめ、大略の事をば家康に賴て、一兩月のほどに京へ上り、政務執行して又下向すべし。おもふ所あらばのたまふべしと有。隆景御承りぬ。去ながら、今度の長陣は、然るべき事の端とこそ存ずれ。御上洛をばとゞめられ、今しばらく御逗留あつて、急に城を攻られん事をばとゞめ

られ、味方の御鐵炮をばとゞめ、仕寄〳〵によく心を配て、夜うち入らぬやうにして、諸人長陣の用意せば、城の兵共其有さまを見きゝも及ぶべし。さあらん後、若殿原に歌うたはせ亂舞させ、城中に長陣のやうをしらせ給はん事可然と申。主殿は父元就もかゝる謀や有しと尋給ふに、親にて候者も品こそかはれ。かゝる謀いくらも仕りたりきと申せば、代々の名人也けりと感じ給ふ事なゝめならず。其後隆景の謀に隨ひ給ふ。そも〳〵秀吉始め責下り給ひし時、一夜の中に我陣に矢ぐらあけさせ、白壁つけさせて、要害構られしさま、城中の人膽をけす。昔毛利と戰て、備中の國高松の城責られしにも、城の向ひの山に、一夜の程に矢倉上ぐ白壁つけられたり。其謀在家をこぼちて矢倉陣屋の具に用ひ、戸板集めて、其上を播摩杉原にて張せて塀の如くにし、生壁には紙をおしつけて白壁の如くになし。戸板を墨にてぬらせて腰板とすまして、今は天下の富をもてはからはれしかば、一夜の程に石垣を築かせて、かく櫓門等をも作り出されし也。されば城中より寄手の有さまを見て、此陣いつ事をはらんとも覺えず。大に氣つかれたり。其後隆景又秀吉をいさめて、今はよきほど也。家康と御はかり有て御謀有べしとあれば、徳川殿にはかり給ひしに、家康は北條とゆかりあれば謀にのるべからず、見も聞もせぬ人して謀り給ふべしと有しかば、浮田秀家にのたまふ旨有て、秀家はかりことをめぐらす、城の上にて此所をかためしは、岩槻十郎氏房なり。秀家のもとよりしばらく矢留し給へとよばはりて、士大將一人を使として、此所をかためられしは岩槻殿とうけ給る。かねて御事は上方にても承りぬ。誠に名にしおふたる御振舞目を驚かすばかりなり。軍急なるにのぞみては、互に一戰に勝負を決すべし。是武士の道と申にや及ぶべき、長々の籠城さこそ御窮屈にや候はん。折ふし上方より到來せし所なれば、南部諸白十樽、生鯛十送り參らせ候。上方の酒は珍ら敷や候らん、一杯をすゝめられ、御心をもなぐさまるべしといひやる。此謀は浮田が老臣花房助兵衛か工み出せし所也。岩槻此旨を聞て、さすが都人は情け深かりけると悦びて、よきに返答して使を返し、一兩日を隔て、城

中より伊豆の國江川の酒を贈て、秀家の送り物に答ふ。其後浮田がもとより贈物して音信を通ずる事度々に及ぶ。其使者利川肥後といひしが、其頭十七八にて容顔美麗なる童也しを使とす。ある時岩槻がもとより、一度も見參なふして互に戰て死せん事、遺恨深し、ねがはくははるかに見參にいらばやといひおこせければ、秀家願ふ所御ざんなれとて、岩槻は堀の遠矢倉に上れば、秀家堀近くあゆみよりて互に見參し、秀家の方より、つねに承りしよりも增りて覺へし岩槻殿の器量こつがらにこそ侍れとてわかれぬ。其後秀家ひそかに十郎がもとに使立て、味方ははるばる此遠國に來て、いつ迄かくて候べき、北條殿より御年まさり給ひし德川殿だに、秀吉と御和睦ありて別儀もなし。中はいかゞに候へ共、北條殿分國相違なからん樣に御はからひ有て、御和睦あらば、籠城の難をも開かれ、寄手叉歸る事を得べし。然らん後は、秀家も末久しく岩槻殿と中かたらひ候なんもの歟、幸ひ德川殿も此陣に入給へば、よきに御はからひあるべしといはせたり。岩槻仰承りぬとて、城中の人々とはからひ、分國もとの如くならんには和睦有べしとて、北條父子にすゝむ。其後岩槻がもとより、秀家に和睦の事をたのみしかば、關白殿の御前は秀家承りぬ。北條殿より德川殿へ仰られべきやに候と有しかば、德川殿へ人質納れて和睦の事成り、關白の御家人石田、黑田、瀧川「割註」下總守也。」三人に德川殿の御家人そへて、城中に入て北條のおとなゝ相はかり、本領相違有るまじきとて、北條へ關白見參有べきと起請文を取かはされ、何事も德川殿と同じかるべき有增也。城の兵此ほどの長陣につかれて、門を開しをおそしと、こゝかしこより城を出づ。その主人のみ城に殘り止りて、家人等は己が在所々々に引退く者引もきらず。そのゝち關白より一まづ城を出給ふべき也。さなくば和睦のしるし侍らずと聞へしかば、おもひもよらぬ事かな。此城に在て本領案堵有べきにこそちかひつれと有しかば、關白殿さらに和睦の事叶ふまじ、城に籠り給ふべし。いつ迄も責候はめと有しかど、士卒既に散じぬれば今さら城に籠るべきやうもなし。德川殿の御異見につれて、北條殿下城有しかば、上方の軍勢入替り

て城をかたむ。扨又關白殿より北條殿入殿し給ふべしと有。城を出給ひしうへは、何事も心に叶はず入道有しかば、徳川殿に預られ、廿日斗過て腹きらせ給ひぬ。氏直をば（落字）都に歸られ、此度の和睦の事は、徳川殿の御はかりごとにて、關白殿に指南せさせ給ふ時またせ給ふべしとの事は、隆景がいさめとゞめし故也。

一大坂の城責られし時、寄手より金堀を入て城を破らんとて、丹波山の金堀を板倉に召せと有しに、伊賀守かのもの城など堀崩す事しかるべからず。甲斐の國のたくみは、武田が家に年久しく有しもの也。此事よくすべしとて呼登す。金堀上りて、かほどの城堀崩してん事いとやすかるべしと申。それも山城なんどこそあらめ、此城は堀ふかくして水又深く、堀の底通りぬかん事叶べからずとあれば、金ほり申す。堀の底には板をもつて箱を作り、夫を沈めて通る巧あり。其箱作る法有と申て、檜の板夥敷陣にあつめて、工匠を集めて樋をうたしむ。山の如くに積貯ふ。其後常光院殿城中に入れられて、大御所の仰に、家康ゆめ〳〵秀頼の事をおろそかに思はず。將軍の心強き人なれば、秀頼亡さんとて、はる〴〵甲斐の金工迄呼上して、既に其用意したる也。人をしても見せらるべし。事既に急に成ぬ。家康淺ましき事におもひて、色々に云ひて止めぬれど、將軍はきゝ給はず。此はかりごとなりなんには、城のおちなん事遠かるべからず。家康か歎此事にあり。將軍こそ秀頼に恨み給ふ事ありとも、我が孫女のしれる事にもあらず。城落なん時に至ては、我孫女もともに亡び給はんに、家康今迄はながらへ孫のゆゑなふ失せ給はんを、目のまへに見つべき事歎ても猶餘り有と仰有し事共、常光院殿淀殿に物語有て、將軍は御しうとなれば、少し御心にみたせ給はぬ事也とも、むこ君なれば忍び給ひて御和睦有、御中平らぎて行末久しく二人はかり給ひて、天下の靜謐を期し給しべし。御母子だに同じ御心ならば、家康も將軍に異見有べし、是ひとへに我孫いのちたすけんが爲也と仰けると有しかば、秀頼の御母子、此儀に隨給ふべしと聞へぬ。さらばとて、常光院殿より本多佐渡守、板倉伊賀守二人を

添て、将軍家へ大御所より御異見有しに、とかく此度責亡し給ふべしとの御事也。大御所より重ねて御異見有しかば、親の命に背きまいらせん事恐れ有、さらば和睦有べし。秀頼我に楯つき給ふに、和睦つかまつれど其しるしなくては叶ふべからず。秀頼よりはからひ給ふべし。秀忠手を失はざる様にはからはせ給はゞ、仰に隨ふべしと仰らる。大御所以の外いからせ給ひて、扨も将軍は父に背きて、いらざる所の意地つよし、是ひとへに大なる疵也。されど其をあしきと教訓しても、偏なる生れつきの今我になをるべきにあらず。ことを左右によせて和睦事破れなば、かほとまでに成し事とゝのほらざらんもいかゞ也。此上は秀頼へも異見を加ふべしとて、在し事共仰有て。事もし延引ならんには、家康が異見も空しく成てせんかたなかるべし。此上は秀頼いかにもはかり給ひて、籠城の難をひらかれ、此後隔なく将軍とかたらひ給ふべし。さて和睦のしるしに、外郭の堀斗り埋そめたるをしるしにて、将軍も此陣をひらかれ、我も駿河に歸りて鷹野して遊ばん事、老後の樂しみ望みおもふ所也と有しに、外郭の堀一重埋らるべきに事きはまる。互ひに御ちかひ有て堀埋めらるゝ。奉行は本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀、其外侍大將の物になれたる人奉行に替る。外郭の堀埋めて二の丸の堀埋んとす。こはおもひよらずとて、秀頼御使來て此由をいへば、本多御物頭共の承り誤りし也。さらば下知すべしとて、其場に至りてかたく制す。人々承りぬとて、上野介歸りぬれば、推參成奴原がいひ事也とて埋めぬ。淀殿此由を聞召て、お玉といへる女房して、上野介にいかなる心ぞ心得ずと仰出されしに、成瀬は生得口あしき人にて、お玉の御方に、さてもそなたはみめがら姿のやさしさよなどたはぶれ、安藤はものをもいはず、人夫等ひたうめにうめしほどに、そのごとくには有べからずとて、お玉に上野主馬そへて京都にのほせし時、本多佐渡守に其よしをいへば、佐渡守承り、上野介がうつけにして侍れ、物の下知するやうをも知らぬ不覺さよ。只今此由を大御所に申さめど、二、三日風に感じて惱まされぬ。藥をも服しぬれば、頓てたいらぎ候はんほど待給へ、よく申べきにて侍るとて打過

ぬ。其後は佐渡守も病日々におもりしかば、板倉に催促す。板倉も本多快復せんほど今しばし待るべしと云。とかくする程に、堀は本城迄埋めぬときゝて、本多、板倉、大坂の御使の由を申。大御所大に驚き給ひ、使の旨理り至極なり。二人は先づ歸るべしとて、佐渡守を下さる。堀は本城迄埋たり。人夫一人も見えず。佐渡守かほど迄は埋じとこそ思ひしに、かゝる奇怪なる事はなし。此上はせんかたなし。我子上野介を始て其罪輕かるべからず。急ぎ罷歸りて此由申さんとて歸る。後に此御謀をいみじき事に申ければ、大御所小田原攻られしに、隆景がいひしを聞て、和睦の事をば家康すゝめ、其後此城築かれし時、此城力攻にはかなふまじ、和睦の後二度攻ずしては、責落しがたかるべしと、太閤のたまひし此事、誰も聞しかど心付なければ力なしとのたまひしとなり。

一小田原を攻られし時、徳川殿は蓮池より攻給ふ。此所に篠郭と云出郭有。それより又橋を城中より渡して持かためたる所也。徳川殿此郭をとらんと思召、井伊が先陣たりしを召て、橋が〳〵と斗問はせ給て又仰出されし旨もなし。直政其心をしらざれば、ふかく案じ煩ふて、いかさまにも橋の下の水の淺深を問はせ給ふにやと思ひしかば、橋の下に杭をてゝ水の淺深をはかりて、其杭をきはめて、猶も覺束なければみづからおり立て、よく見おふせて御前に參り、かくと申す。徳川殿又橋が〳〵と斗仰有。兵部少輔いよ〳〵心得ず。みづから忍び行て、かの橋の平らかなるか危きかを見るに、行桁遠くして渡るにたへがたし、急ぎ歸り參て斯と申す。其時此程汝にいひしは其事にてこそあれ、かほどの事など心づきはなからんと思ひしかば、かくといはず、かばかりの事下知せんは、家康には似合ざるぞと宣ふ。初め直政が仰承りて、四十八日を經て後、かくは案じ出せしと也。かくて此郭責らるべしと仰ければ、直政が手に屬せられたる廣瀬美濃科肥前承て、かほどの所責て攻損じたらんも見ぐるしかるべし、詮ずる處催して責なんには、たとへ攻損じたり共、何か苦しかるべき。又若侍共して攻んといふ共、其父兄を始て、一族の者かれら助けて高名をさせんと思はゞ、勢に不足はあらじものと思ひ

て、當家の兵の子や弟などの、此役にさぶらふをかたらひて攻ばやと存ると申ければ、此義も然べしとのたまひし程に、夜に入て押よせしに、案の如く親兄伯父など馳加はりしほどに、多勢に成てつゐに、條曲輪をとり城に入らんとす。直政は此橋の事かく評候へば、たとへ此郭落たり共、次の郭とらざらんは、味方の人々にも云がひなしとあざけり。無念也とや思ひ給はんと思ひしかば、みづから橋のほとりに押寄せ、鐵炮取て玉も藥も重てこふたりければ、倏忽にさけて橋を破る。直政ものともせず、其手にて鐵炮を捨て、ゑいゑい聲を出してすゝみしかば、軍兵などかはためらふべき、次の郭攻入てぞ戰ける。

以上爲人抄

一恒齋曰、後奈良の院宸筆の物、世に多きは理り也。この時公家以の外微にして、紫宸殿の御築地破れて、三條の橋のほとりより、內侍所の御あかしの光見えしと也。左近の橋のもとには、茶を煎てうるもの居てあきなふ。其例に依て、其茶うりし人の子孫、今も年に一たび天子に茶をたてまつると云。此時銀など樣の物に札付て、たとへば百人一首、伊勢物語など云札付て御簾に結付てをくに、日を經て後まいれば、宸筆をそめてぞさし出されたりと云。此頃京中を關白料とて、袋にて米を貰ふてあるきし。其袋今に二條殿にはありとかやいふ也。

一堂上の詞も、今はことの外に替りたり。後水尾院の御言葉は、格別のもの也と宮仕へせし公家衆は云也。なにかあるなどとはかりにも仰出られず。內裡炎上の時、鳳輦にめされしとき、內侍所や候、劍璽や候と仰られしと也。

一貞德の云しは、今はみやこの人のことば、昔の京の人のいひし詞は跡かたもなし。尾張、近江のことばなり。これ信長太閤の後に一變せし也といはれしと也。

一吉田の領は、もと山蔭の中納言庄園也。春日の社を勸請有し也。そのゝち萬里小路殿の家に買得られ

たり。故に萬里小路殿を吉田の內大臣といひし也。其後又吉田家に買得し所、今の五百石の地也。それ故に吉田家のとき、吉田の家老鈴鹿と云もの主と成て、吉田は客の如く、鈴鹿もと吉田の社の祝たりし故也。世の人は齋場所を吉田の社とおもふは僻事也。齋場所は吉田の上の如意が嶽に有し。是神武天皇八百萬の神達を祭られし也。八角の神殿也。されば昔より吉田の司りて祭らるゝ所也。

一應仁の亂に山名が陣所に如意がだけをして、兵火に燒たれば、文明十三年に吉田山の內にうつし祭らるゝ所也。又吉田の神領のうちに、新長谷寺とて觀音堂有。これも山蔭中納言の建立有し故也。吉田社の吉田の預りとなるは、此堂殿の御時より也。

一具足をおどすといふは、稜威の高鞆と云より起れり。

一榊は木の親、茅は艸の親といひ傳へし。

一大黑天の事、南海寄歸傳にあり。

一熱田の寢殿は御倉造り也。〔割註〕弘賢按に、御倉造りとは、文庫のことを云、俗には釘なしと云。」

一伊勢の御寶殿は、常には人の見る所には非ず。御門の內也。御象體に鏡をば幣殿に置れし也。

一位署に位を上に、受領を下に書事、京官受領を手書せし時より誤る歟の事。

以上一名紺珠

白石先生紳書卷十　終

桃岡雜記

桃岡雜記序

世之志于學者。必先讀書。書必先入自外國經史。目染耳濡。終至尊信先入爲主。而不知。皇國古典籍爲何物也。是故每論世議事。輙徵之漢籍。本彼末我。猶僧徒以盤佛爲本地。國神爲垂跡也。而其學各有所辨。或爲周人。或爲漢人。或爲唐宋人。至爲明淸人。又益甚矣。竟無一人爲大日本人者。是忘已身生于皇國也。嗚呼悲哉。豈有周漢唐宋明淸之人而懷忠國家乎。是所以近世國學之徒起而攻之也。松苗本職之餘。攝任儒官。然居常恐與外國人伍。前者刪補長壽養生論。痛斥佛毒。不遺餘力。旣而以儒毒亦不可不去也。乃於再刻十八史略序中。略述其意矣。而未詳其義也。今玆初秋。薩摩名士桃岡八田君與同國神職出雲守井上君。謬聞余虛名。共來相見。出是書。乞正需序。因熟讀數過。拊髀曰。字々句々。先獲吾心矣。松苗所欲言者。八田君已盡之。井上君和之。仲尼曰。有朋自遠方來。不亦樂乎。松苗今得二朋。其樂不可支也。願與天下之士不爲外國人者。共讀是書。

弘化乙巳秋日

從五位上行大舍人助攝音博士源朝臣松苗撰時年七十有二

源朝臣松苗

音博士岩垣氏

桃岡雜記

八田知紀 著

○水戸の西山君國學を興起し給ひしより後、古道を唱ふるもの續々に出來て、神典の眞意を明し、かつ異邦の道を論破する事頻なり。それよりして、皇國の貴きをしるもの四方に出來て、今は儒の徒も、粗その意に達せざるなし。さはいへ、道を論ずるにおいては、とかく漢土を內とし、皇國を外とするの意猶さりがたく、甚非義なるものあり。さるは近ごろ目にふるゝ書どもの中、かづ／＼つみ出ていはんに、賴某が著しゝ政記と云書の論贊に云、鴻荒之事。和漢同然。置而不レ論可矣。雖然祖宗之所源始。亦臣子之不可不知者。非如漢人語軒義也。蓋大日孁貴之德。雖不窺測。徵之神器。如有可得而言焉。夫鏡者明也。劍者武也。而玉璽者仁也。信也。仁信明武。繼大君民之道備矣。故以遺子孫曰。視此猶視我。國祚之隆。當與天壤無窮。因其言之驗於後。可以知其德之基於前已。吾聞大廟之充神庫者。耕織之具爲首。因此觀之。其猶后稷歟。及至玄孫發跡西土。鑾旅東征。與文武之業無異。而垂統千葉。千葉一姓不替。足以眇視彼八百載。其德不測也。云々。この說甚非なり。さるは祖宗之所源始云々。非如漢人語軒義とは、もとよりさる事なるを、はじめに鴻荒之事和漢同然云々。といへるは、いかなる書ざまなり。〔割註〕この事はなほ別にいふべし。」さはさてか、の　神器をしも、仁信明武等の義をもて稱したる例の附會の說にして、甚其意を得ざるものなり。さるはかの視此猶視我との　神勅は、其御寶を御形見とし給ふにて、さてそれをば、やがて御靈として、天壤無窮の皇統を垂れ給へるなれば、それ即、神靈にましますこと論なし。然るをかの仁信明武等の義に標し、道義を示し給ふものならんには、神器何ぞ典籍に異なることあらん。また大廟之充神庫者、耕織

之具爲レ首云々。といへるも非なり。祭式に農具など用ひ給ふ事、延喜の式にもみえたれど、其を首とし給ふ事にはあらず。然るを、かの神器の例を引出たるは、以の外なるが上に、其猶ニ后稷ー歟など附會したる甚心得ず。また及レ至ニ玄孫發ニ跡西土ニ云々。與ニ文武之業ー無レ異云々。といへる、何事も漢土を本とし、かれにひき付て説をなす、例の儒僻はさる事ながら、逆賊をしも聖人と仰ぎかつがれしに比して、我　天皇の御名を穢し奉れる言語道斷なり。周室の興れる其もと簒を免かれざる事論なければ、爰にかつ〳〵古人の説をあげて童蒙に示すべし。○春秋左氏傳曰。武王克レ商。遷ニ九鼎雒邑ー。義士猶或非レ之。○史記儒林傳曰。黃生曰。湯武非レ受レ命乃弑也云々。冠雖敝必加於首。履雖新必關於足。何者上下之分也。今桀紂雖失道然君上也。湯武雖聖臣下也。夫主有失行。臣下不能正言匡過以尊天子。反因レ過而誅レ之代立踐ニ南面ー。非レ弑而何也。云々。景帝曰。食レ肉不レ食ニ馬肝ー不レ爲レ不レ知レ味。言學者無レ言ニ湯武受命ー。不レ爲レ愚。○東坡武王論曰。蘇子曰。武王非ニ聖人ー也。昔者孔子罪ニ湯武ー。云々。學者以ニ湯武ー爲ニ聖人之正ー。若當然者皆孔子之罪人也。○讃岐國なる佐久間某が著はしゝ和漢明辨と云書にも、(上略)初大王以西伯之有聖瑞。欲立季歷以及西伯。泰伯仲雍知之走荊蠻。以避于季歷。仲尼以稱焉民不得稱。泰伯之賢可知。立泰伯也。何害西伯之爲聖。欲及西伯者。欲大門戶也。闕愛於二子。使二子不得事父母。其仁何處有也。叛心始於大王武王終之也。於此父子之道再泯矣云々。○莊子曰。湯放其主。武王殺紂自是之後。以强凌弱以衆暴寡。湯武以來皆亂人之徒也。かやうの論は、猶おほしといへども、悉あぐるにいともあらず。

○また論贊云。道一而已矣。道之在天下也。猶日月。日月者天下之日月也。非一國所私有也。道亦然。父子君臣夫婦無國無之。而慈孝忠義有別不雜。皆存於自然。云々。我列聖保民如子。不讓堯舜禹湯。其風尊君親上相愛相養。又有過唐虞三代之民。則雖無籍其道固具在特未有名而教之曰仁義者耳。云々。今天下之仁義也。儒者指而私之曰。是漢之道也。有稱國學者斥而外之曰。是非我之道也皆非也、道豈有彼

此。載之以文彼較舊於我。彼來而責我。取而用之。與醸冶織縫之工何異。載籍者織縫醸冶也。仁義者寶也。麹米銅鐵也。以麹米銅鐵寶。爲自彼來者儒者之見也。欲廣織縫醸冶者國學之設也。故曰。皆非也。天道一也。則學亦一也。寧有所謂國學者乎。嗚哉且夫先王已取而用之著爲令典矣。而敢非議之。是議先生之典者矣。而幸免於天誅也。此說甚いかゞなり。道は一なりといふ事珍しからぬ事ながら、和漢におきては君臣父子の道、雲泥のたがひある事明白なるを、儒者何ぞまどへる。そも／＼皇國の道は、其旨玄妙にして、おのづから義理備はり、天照太神の勅言のまに／＼、君臣上下の等うごかず。萬代不易の至道なる事、申すも更也。漢土聖人の道は、かの天下は一人の天下にあらずと云理屈にもとづき、聰明なるものを天子と仰ぐ作法なるにより、子も不肖なれば禪らず。湯武が放伐をさへ、聖人の權道也としてゆるせるを見るべし。其道畢竟利害得失の分別より出て、實は天の眞理に悖り、君臣父子の大倫を失へるものなり。古語に、わづかに理に渉れば、天地の感を塞ぐといひ、義をもて求れば性を放れて遠しなどいへるはさる事也。義理に渉て天地の感を塞ぎ、性をはなるゝは何故ぞ。夫即第二義道におつれば也。然れば右の論者が說の如きは、實子と養子とを混ずるが如くにて、甚其意を不レ得もの也。また醸冶織縫の譬喩は何事ぞや。其風俗親上相愛相養。又過唐虞三代之民と言へるが如きの事實ある時は、仁義の道において缺たる事なきにあらずや。然るを載籍者織縫醸冶也。而仁義者寶也。麹米銅鐵也云々。といへるは、我國は仁義の體のみありて、其用なきが故に、漢儒によりて始めて其道備はれりといふたとへにして、其意前後くひあはず。甚拙き論なり。また先王已取而用之。著爲令典矣而敢非議之。是議先王之典者矣。而幸免於天誅也。と云へるも、例の理屈なり。道を論ずるにおいては、上の事をも憚からぬ學者の常也。もし一向(ひたぶる)に上を憚る時は、親鸞宗の如きも非議する事あたはざるなり。然るに無位無官のなにがし、私に政記を書して輒事を論じ、天皇の失德をさへ議するは何ぞや。近代古道ひらけしより、儒の學弊を評するばかりの事は、はや公になりて、今の晉博士岩垣大人など、其事を憚らずものせられ

たり。さるはかの大人の書し十八史略標記の序文云。上略醉於儒者。知澤民之爲仁而不知議君上之非義。其弊至于君爲輕。民爲重。云々。我邦臣民。惟知尊戴天皇如日月而已。求之漢土。獨有帝堯一人。而其子不肖。不能承統使後世放伐相踵以爲國風之陋。堯德不及我天照皇遠。然則中世以後徵用漢籍何也。特考禮樂刑政之異同。治亂得失之事蹟耳。如君臣大義何資於彼焉。譬如飽膏粱者不廢藥石不時之用也。云々。學者須先辨春秋大義。以明湯武之爲逆賊。而後涉諸史庶乎無其弊也。云々。此外なほ確論とおぼしきもの多し。ひらき見てしるべし。

○又論贊云仁德之所以爲仁可知已。仁德之言曰。天爲民立君。君自儉以養民。民富則君富。大哉言乎。是我列聖之所傳而發之於帝。所以貽萬孫也。云々。もとより吾列聖、無爲の化を敷給ひ、萬民を子の如くに撫育し給ひしはさる事にて、ことに天爲民立君の勅言はしも、かしこくもいと勿體なき御事也。さてそは、君上ひとりの御心ならば格別の御事ならめど、臣士たるもの其　勅言を承りて心に滿足し、其を朝政の題目としも定めなんは、失敬不忠のいたりにして、それ即王威を輕むるの基ともなるべきものなり。漢土の風俗、王威甚輕くして、しば／＼革命の難あるは、君よりも民を重しとする定めより、天子を縣官のやうに心得るの弊なる事明かなり。返々も君臣父子等の天倫におきては、毫末も理屈を入るべきものならんやは。

○或人難じて云、聖人は通明にして天道をしり給へば、即天に繼で極をたて給へり。さて其道は治國平天下の道なれば、吾先生それを取て令典とし給へり。然るに聖人の道をしも、第二義におちたりなど非議する其罪不レ甚や。

答曰。我好で他の是非をいふにあらず。もとより凡庸の身にして、賢き人の上を議するは罪ふかきわざ也といへども、大義を亂るの邪說をきゝては、もだし居る事あたはず。こはたとへば君父に敵するものを見ては、忽怨みを報ずるがごとく、更にやむ事を得ぬ非常の難事ならずや。この時にいたりて、身の

ほどを思ひ、借上の罪などかへりみむは不忠の至りといふべし。さて聖人通明にして天道をしるてふ事は、儒者の信ずる所にして、天下これを信ずるにあらず。〔割註〕「地球の中、儒道を信ずるもの、九牛が一毛にも足るべけんや。さるは新井氏が著はしゝ采覧異言と云書に云、羅馬人說。大抵天下教法其宗三。云々。支那又有一種曰儒教者。云々。其教所由亦既久之。支那本居東南一隅。而其化猶未能行于域中也。亦何敢望及其他。况今舉其國遂變成韃靼者乎。如是小教。雖有若亡。不足爲天下之教也。とあるを見るべし。」さて堯舜の禪授、湯武が放伐をしも、天命とするが如き、即今日の道理をおして天に歸せしめたるにて、實はそれ眞理に悖れるものなり。さる故に、皇國にては聖人の法を折衷して、律令格式の上には、假り用ひ給へども、かの天命の說はしも、更に信用し給はず。いつまでも 天照大神の勅言のまに〳〵、三種の神器もて、皇統を傳へ給ひ、かつ公卿大夫等の家々も、上古のまゝに置給ひ、もとより祭祀の式などは、もはら皇國の古儀を用ひ給ふめり。もし聖人の道になづみ給ひ、理屈の爲に 皇統など動かし給ふ事おはしまさむには、即 天照太神の御意に背き給ひ、かつ萬民をして天倫を失はしめ給ふなれば、臣士たるかぎり、死を以ても諫め奉らずばあるべからず。かく明白なる事實のおはしますをば思ひしらで、儒者悉聖人の道を宗として道を論ずる、愚妄の至りといふべし。さればかへす〴〵もいふべき事あり。漢土にては、君臣の交り義をもてするより、國道ある時は出てつかへ、道なき時は事へず。三たび諫をもいれて聽ざる時は、父母の國をも去る作法なれば、常に民心一致せず。兵など用ふる時はいよ〳〵號令賞罰を嚴重にし、とかく智術をも用ひざれば召つかひがたきさまなり。是又和漢君臣の情けぢめある證なり。〔割註〕皇國にても、浪人の儒者など、出處を正しくすといひて、生涯出てつかへざるを、たけき事とし、士風は、かくこそなどほこり居るは、漢風に習へるもの也。」皇國にては、君臣の間は更なり、朋友の中とても別懇の交りとなりては、一向に至情を盡すのみにて、聊も義理に渉らざるもの也。又漢土には甚道の明らかならざる證あり。そは聖人と逆賊とを混じて、其論一決せざるを見

るべし。さるは春秋の法はもとよりにて、論語に泰伯、伯夷、叔齊等を稱したるによれば、湯武が如きは決定して逆賊なるを、中庸には同じ仲尼の語に、武王周公者夫達孝乎と見え、韓愈がものせし道統の傳にも、湯武を除かず。孟軻は一夫の紂を誅すといひ、司馬光はいたく其言を惡み、猶この外にも經典の中には、前後くひあはぬ語共多くて、千載儒家の論一決せざるはいかにぞや。そも聖と賢とを混ずるばかりの誤はありとも、聖と賊とを混じて、其論究らざるはあまりなる事ならずや。君を弑せしものゝ如きは、直に逆賊と言はんの外なきを、民を救へりといふ理屈になづみ、天命の說を信ずる時は、湯武が放伐は權道也とおもはるゝより、忽善惡混ずるには及ぶものにて、この僻事は全く理を主とする儒學の弊にぞ有ける。さて其第二義なる理といふものを主として事を行ふは、たとへば定木もて物を裁つが如く、便利宜ければ、日用の事は其定木もて裁斷すべき事論なしといへども、大となく小となく、天下の萬事をこの定木もてする時は、人情に悖り眞理をそこなふの弊出來る事明也。〔割註〕こは衆と交る上にてもおもひしらるゝものなり。」されば右の定木は、情欲を戒めんが爲の法則なりと心得て、程よく取用ふる時は究めて宜しけれど、儒者はそれを道の全體也と思ひとりて、ひたすら夫に迫りなづむが故に、毫厘のたがひ天地懸隔するに及び、堯舜の禪授、湯武が放伐をしも公道天道と信じ、人をも教諭するは、迷ひの甚しきものにして、しらず〳〵、天照太神の御掟に背き奉り、かつ天下の人をして君臣の大義を失はしめ、天倫をそこなはしめむとするに至る。返々も忌々敷まがことなり。しか明白なる譯あるをもて、和漢の道を論ずる、全くおのが臆見にはあらずかし。されば菅家遺誡にも、凡治世之道。以神國之玄妙欲治之。また本朝之綱敎者。以敬神明爲最上。神德之微妙。豈有他哉。などあるにても、ひとり皇國の道のことなるいはれを思ひしるべし。もとより皇國の道も義理を外にするにあらず。玄妙の中におのづから義理備りて、中正を得ると、始めより理を主とするとのけぢめあり。ゆめまどふべからず。

○近比豐後國なる帆立茱が著しゝ入學新論と云書云。天下之教二。曰正。曰權。吾之所以爲教者二。曰儒。曰佛。正教順天命以立教。奉天道以行之。是因人性固有之理。文之而已故道或名曰文。云々。其始興在堯舜。而大成于孔子。故又名爲孔子之教也。この說例の非也。さるは儒見もて正也とするものは、常理一筋の上にして、姑く正也と見ゆるかぎりをいふにて、それ眞實正なる事を、事實に徵して云へるにあらず。されば順天命以立教云々などいへるも、更に實なきこと也。いかにとなれば、道は彝倫の道なる事論なきを、かの正教の祖とする堯舜の如き、はじめて禪業を興し、終に天位をしも禪り、君臣父子の大倫を亂したるはいかにぞや。丹朱商均不肖にして王たるの器量なくば、舜禹それが攝政たらんこそ、眞の道には協ひぬべけれ。二なき天位をしも子に傳へざりしは、畢竟目前の理屈に迫れるものなり。されば例の明辨にも上略、非與堯之讓也。雖出於愛民而大圯大倫矣、國君死於社稷。況主於天下乎。雖非受於祖宗之天下。然天下重器。以天下比之敝蹝。其本既輕。宜乎後世生企望焉。惠民不如有常之大。惠者小也。有常則民自安。而惠在其中矣。以惠民却諂尊于千歲。大矣堯之過。云々といへる、實にさる事也。學問はたゞこの大義を辨ふるを專要とはすゝめれば、猶くだ／＼しくも云べし。宋の蔡沈が、堯舜は父子の變也。湯武は君臣の缺也といへるもうべなり。そも／＼天子は日月と共に仰ぎ、父母とゝもにつかふまつるべきものなるに、天下の便利をはかるとて、そを改易ふるを公道とするは、もとより其理あたらず。人情においても甚安ずべからぬ事なり。そは一國一家の上にしても思ひあはすべし。いつまでも同姓血脈の絕ざらんをこそ、第一の掟とはすべきものなれ。何ぞ一人の德をさたして、千歲の家系を亂すべけんや。〔割註〕つかふるものゝ心も、主人の家筋第一義とし、德をば第二義とすろ皇國人の眞情なり。もし漢土の作法にならひて、このこゝろを失なはゞ、國家混亂するに及ぶべし。」學問はたゞ此實地を踏とめてこそものすべきものなれ。又或人の說に、吾國は人の種姓を尙ぶ國也。さる故に尊卑の別、神代に定りて今に動かず。漢土はむねと人の道德を尙ぶ國なり。さる故に君臣の分

親疎の別は、却てそれが爲に扱はれて、其甚しきに至りては、奴僕をすら德あれば王公よりも崇み、君も不仁なれば臣よりも賤しめ、子も不肖なれば國家をあたへず。他人も賢なればこれを讓るを正しき道とせり。これ天下の長久ならぬいはれなりと云へるもさる事也。然るに、右の帆足氏が言に、堯舜、夫子所祖述治國之術。莫以尙焉。云々。堯之老。舉舜于畎畝之中以自代。夫丹朱啓明唐虞之臣亦非阿諛之人。共舉任之則共有絕人之能可知也。云々。堯必舉舜讓以天下。至舜子商均其爲人雖不可得知。意非庸愚之人。云々。舜述帝堯之志。舉禹以嗣君師之任。不得不然也。唐虞之時。至治隆洽。後世不能及者。蓋以此也云々。と云へる甚非也。さるは堯舜の子庸愚ならざらんには、いよ〻それに傳へて難あるべからず。又いかばかり不肖ならんにも、父の餘澤もあるが上に、舜禹それが攝政たらば、何の危き事かあらん。とにかくにこの禪授の事は、二なき天下の大變と言べし。然るに唐虞之時至治隆洽とは何事ぞや。すべて堯舜の代を無爲の極也とする儒者の說、以の外なる事なり。〔割註〕堯舜の子いかばかり不肖なりとも、聖王の恩顧の士民、背き果べき理り更になし。ことに其民淳朴をもて稱するにあらずや。然るに禪授の事は、民の爲にせしといふ事。返々も合點のゆかぬ事也。堯崩三年之喪畢。舜避堯之子於南河之南。天下諸侯朝覲者。不之堯之子而之舜。訟獄者。不之堯之子而之舜。謳歌者不謳歌堯之子而謳歌舜。故曰天也云々と、孟軻が云へるは、舜の德を稱せんが爲に作り設し說なるべし。もし然らずば、堯の民は、甚不忠也といふべし。さて又、堯舜の民、畔を讓れりといふ事を。めでたきためしにいへるもいかにぞや。自他得失の上に付て、しか用意をなす。更に淳朴の民のさまにあらず。却て功僞の心を見るに足れりといふべし。すべてさる用意がましき事を、道の上にかけて、稱しあへるが儒意にして、後世の亂の端、たゞこの微意にあるものなり。」さてかの教道の興れるは、畢竟眞の道廢れしよりのわざなる事論なく、また其教法の精粗も、全く時勢の然らしむる所なれば、おのづから粗なるべき時は粗なるべく、精なるべき時は精なるべきものにて　其粗より精に至るは、いよ〻道のおとろへゆく證

なり。仲尼の世には、殊に天下の道衰微の時なりければ、其教法のねもごろなりしも理り也。去其世に實功とては更にある事なく、夫よりのち／＼も、いよ／＼世は亂れたりし事、史に明らか也。然るを其始興在堯舜而大成孔子などいひて、其教のなれるをめでたき事にすなるは、かへす／＼も愚昧の至りと云べし。

○又新論云。彼邦先王有郊天祀上帝之禮。福善禍淫之論。如書盤庚所言。茲予大享于先王。爾祖其從與享之作福作災之類。此因祭祀之禮。人情所同然。明禍福原天。以喩庶民也。然無因果報應之論。不敢言其所不知。亦唯正教之故也云々。もとより天命と因果とは、その說異なれども、善惡禍福の報いをいへる事は一なり。さて天命の說は、天の心より然らしむるよしなるを、却てそれ理にたがふ所あり。いかにとなれば、人衆能勝天、また天定勝人といふ語に付て思ふに、桀紂が時を得て幸ありしは、天姑く人に得勝ず。其本意徹らぬ間也と云べきを、亦其時を得たりしは、先祖の積善の餘慶也といふ方にとれば、其積善に報ゆるの天意達したる也と云べく、又顏回が不幸なりしは、天未レ定ニ其本意一、姑く徹らぬ間なりと云べきを、又其不幸なりしは、先祖の積不善の餘殃なりといふ方にとれば、其積惡に報ゆるの天意達したる也と云べく、さては其義兩端にわかれ、甚合點のゆかぬすぢとは成行めり。〔割註〕又右の論者の說に、苟內顧之不疚。我心之常泰。則雖有厄窮死喪。人之所無奈何。亦天命之耳。と言へることの天命こそ、いとあやしきものなれ。いかなれば罪なきにさる災をば下すらむ。」又ある儒者の說に、天の所帶はいと廣ければ、善惡禍福の勘定急速には行屆かず。一度算用究りし上は、善惡の報ひ、聊も間違なきもの也といへるもをかしき說也。天德を我になせりといひ、大德あるものは必有レ命などいへるによれば、聖賢など云ものは、萬民の爲に天より出し給ふものと見ゆるを、孔孟ともに時を得ず、顏回が如きは短命にさへありしはいかなるいはれぞ。こは先祖の積惡を報ゆるのしわざなるか、又は天の勘定究らぬ故なるか、天姑く人に得勝ぬ間なるか、もし先祖の積惡を報ゆる也といはんには、

天の本意なれば不幸なりとも云べからぬを、さらんにはいかでかれに聖德をばあたへけん。たま〳〵聖賢としもなし置て、夫に先祖の積惡を罵責るは、あまりにあやにくなるしわざならずや。また勘定の究らぬといふも、天の人にえかたぬといふも事にこそよれ、聖賢としもなしおきたるものゝ、生涯不幸にしてあるをば、天の油斷してあらんも。甚いかゞ也。元來天の心、聖人の說の如くならんには、世に惡人を出さず、禍事あらせず、萬歲國家安穩ならしめ給はゞ、聖人も賢人も出し給ふに及ばず。右の如く氣の毒なる事もあるまじきをや。かく天下の事實に徵して、いと符合せぬ事どものおほきに付ては、聖人の說の信がたき事おのづからしらるゝもの也。〔割註〕聖人の國にして、亂に居る事久しく、終には其國韃靼の奴となれるはいかにぞや。いづれの時にか、天定り復古の期を見る事あらん。いとおぼつかなき事也。」されば福善禍淫の說の如きは、聖人姑く頑民を鎭報せしめんが爲の權教にして、そのもと正教ならぬ事明らかならずや。これに付ても我神典の玄旨、今日の事實によく當りて、いと正しく尊き理と思ひしらるゝもの也。〔割註〕聖人の道の虛文なるを思ひ悟りて、さて後神典をよまば、はじめて其妙旨の實理なる事は思ひしらるべきなり。」

〇同書云本邦神道。萬霏爾畢尊時。已有織祭服之事。其興尤久。神武帝以來益有崇飾。至今三千餘年。列聖相承。四海之民仰之如日月。尊之如神明。與異邦屢易姓者不同。云々。こはもとよりさる事なるを、その本の深きいはれを、何共思ひ辨へぬは愚なり。神の御末のしかめでたく、萬古一日の如くおはします事は、日月の天にかゝれるが如く、おのづからしかあるべき理にて、今更とり出て申べき事にもあらねど、姑く迷へるものゝ爲におどろかしなんは、さる事なり。然るにちかごろ、古學ひらけしより儒の徒もかたはし其意を得て、吾　天子の貴きを知るものありといへども、そは外國に對して姑くことなりとするのみにて、元來日月と　天子とは、とり易がたきもの也といふ理を辨へたるならねば、眞の　天子は、吾　天子に限れりとまでは尊信し奉らざる也。外國にても天子は日月に比し、民の

父母ともあがむるものを、それ取易ふる事のしば〳〵なるはいかにぞや。我漢の國とはいひながら、あまりにあさましきことならずや。〔割註〕されば、仲尼が、天無二二日一、土無二二王一。家無二二主一。尊無二二上一。示レ民有二君臣之別一也」と云へるも、かの國にては、全虚文にして、其實は皇國にのみある事をおもひしるべし。」

○同書云、神道以忠信爲宗云々。與孔子之道無異。云々。皇國には元來道といふ言擧なしといへ共、おのづから忠信の道行はれし事論なきを、儒者ともすれば、外國をうらやみて、我國にも敎道ありげにいへるこそおろかなれ。〔割註〕道の言擧なきは、道に乏しからざるが故也。こはたとへば口實に煖をとらず、晴天に蓑を着ざるが如し。但しひて皇國にも敎ありといはんには、かの天壤無窮の勅言をこそ引出べけれ。」又皇國にして孔子之道といふも、其名正しからず。論語の敎など言べきもの也。さて其敎も堯舜湯武を祖述せしものなれば、もとより君臣の大義においてはとるにたらざるもの也。例の明辨の附錄云。論語者寔彼邦之善敎也。然仲尼之言。有大不經者二。疑者二。不經之一者。以湯武則堯舜是也。其一者三分天下有其二猶服事於殷。周之德可謂至德而已。天下者殷之天下也。西伯者臣也。雖尺土莫非殷之地。雖一民莫非殷之人。周之初者。岐之下而已。而至有其二者。蠶食而有之與。儻諸侯臣從而有之與。不出此二之者也。紂豈妄與地哉。蠶食有二也。其貪婪過於秦政。秦與六國敵國。然猶惡其貪婪。有虎狼之號。況蠶食君之地乎。雖諸侯之地。天子在上則天子之地也。蠶食天子之地。非叛而何。諸侯臣從而有二也。是亦叛也。齊桓晉文盟主敬天子猶罪之。況臣諸侯乎。非三晉列諸侯之類也。凡三分一。四分之三。或五分之二者。分斷於物之盛數也。非大半過半之謂也。有天下之二。有何所疑焉。史記有西伯與呂尙圖而傾諸侯之迹。以是觀之。以奇謀臣於諸侯明矣。何以聽其不臣。至德稱之乎。以語聲不免不經也。既有其二則不可服事於殷。然猶服事之謂也。假令全有天下有不可服事其君之理哉。我邦之君臣主義彼

邦主地其隔殊遠也云々。この論いと明白也。〔頭註〕漢土にて忠信といふもの、まこと忠信を得ば、何のいふ事かあらん。今かしこの事實によりて見る時は、忠信といふ事は、たゞ口實とするのみにて、實は不忠信におつるものなり。まどふべからず。」

〇同書云。推皇祖以爲天神。頗類權敎。云々。且運屬草昧。書契不興。大本雖立細節不備。故至應神仁德二帝。並崇儒術以導新民。後世治國家者。彝倫之叙。政刑之設。並莫不因儒以爲名。云々。こはことに神道を亡(ナミ)するの妄言にして、其罪最甚し。さるは例の儒見理路にまよひて、玄旨を見るの神眼なきが故に、神代の古傳說を信ず。しか無稽の說をばなすもの也。又運屬草昧云々。と云へるも、外國をうらやむ例の儒僻也。たとひ草昧也とも、大本だにたがはざる時は、何てふ事かあらん。もとより我列聖無爲の化を敷給ひ、萬事簡易にして治め給ひし中にも、おのづから時代相應の法則は、次々に製作し給ひ、萬民を賑恤し給ふ事切にましまし、神武天皇より應神天皇まで千歲の御治世、たまたま反臣夷賊の難ありといへども、これを治るに武威を以てし給へば、更に社稷の危難ある事なく、もとより外國の法によらでもてあまし給へる事はかつてなかりし也。〔割註〕周易繫辭云。易簡而天下之理得矣。易簡之善配至德　又百姓日用而不ㇾ知。などいへるも、全く吾上古の大規格の上に出る事あたはざるものなり。」〔頭註〕萬事は花實共に備はらん事は、いと願はしきことなれども、いはゆる滿れば缺るの理にて、さは究て行はれがたきもの也。さるは外國の法によりて、細節備はり萬事行屆たりと思ふほどには、はやかたへに其弊出來て、世はみだれたるにあらずや、すべて儒者の迷ひこゝにある事にてかの易道にも甚うときもの也。」然るに、應神天皇の御代に、百濟王より阿直岐と云ものをして良馬を奉りしに、其阿直岐經典をよく讀ければ、即菟道稚郎子これを師として經典をよみ給ひ、さてかの王仁をも徵し給ふには及びしなり。思ふにそのかみ、安民の道にとりては、不足事(アカヌ)なしといへども、天下を經營し給ふに付ては、よきが上にもよき事をと思ほし願ひけんはさる事にて、角字の便利などは、こよ

なかるべきものに思召けん事いちじるく、もとより外國と通融あるからは、かしこの事をも知り給はではえあらぬわざなれば、やがて文學の道をばものし給ひしなるべし。然るに 仁德天皇御兄弟御讓位の事ありて、菟道稚郎子自殺し給ふに及べり。恐らくはこの御讓位の御事よりはじめて、よき事もあしき事も、いと甚しくなりて、此比の朝より忽世中のさま一變したるは、かの理屈に迫れる儒道の弊なる事いちじるし。かくていやます／＼に漢意を甘ンじ給ひ、繼々に律令格式をも制作し給ひしを、かのこちたく繁密なる手ぶりどもの、おのづから神國の風土にふさはず。かつ文學の道は、動て事々用意をなさしむるの教なれば、人心さかしくなり。〔頭註〕萬事上に用意てふものなくては不レ叶ものなれども、そは事にふれつゝ自然(ひとり)出來る道なり。しかるをその道とて、殊更にまねびてものする時は、人の心に表裏出來て、世の害となる事明かなり。」淳朴の風を失ひて、世の害は出來にけり。なほ夫より代々をかさね文事さかりに行はれ、萬事外國の風にうつりはつるに及びて、武事大にすたれ、終に朝綱おとろへ給ひし也。然るを世の學者、其弊の本原をしらずして、世中の殃は、たゞ其時々の 天皇及び執柄家の失德に出るとのみ思ひとれるは、愚昧の至り也。されば孟軻が、飽食煖衣逸居而無教則近於禽獸といひ、子遊が有二直情而徑行一者戎狄之道也と云へるは、かれらが國俗にこそあれ、皇國にしては曾て其うれひある事なく、もとより其直情徑行すなはち中正を得て、おのづから道明らか也ければ、〔割註〕皇國上古直情徑行の中にも、不正の事交らざるにもあらねど、さらに／＼外國の風俗と、同日にいふべからず。然るをたま／＼ありし惡事を引出て、神國といへども云々の事あり。ほこるべからずなど云ふものゝあるは、例の不忠也。」後漢書にも、皇國を稱して女人不レ淫不レ妒。風俗不二盜竊一少二爭訟一など云へり。〔割註〕漢土にも、古くは法度制令の外なかりしを、文質彬々たらん事を好みて、いとも繁密なる教學を設け、民をして巧僞に向はしめたるは、中々也。〇老子曰。絕聖棄智民利百倍。絕仁義民復孝慈。〇莊子曰。絕聖智而天下大治。又曰。聖人生而大盜起。又曰。聖人不レ死而大盜不レ止。〇淮南

子曰。治有レ道不レ在ニ聖人一など云るは、實にさる事なり。」又例の明辨云。我邦不設教法。一以政教。民觀政知其原在愛我。且知善惡分也。故善政者化。而善教之至者也。凡教者以不知故教而使知也。五典賢善惡通人之所知也。人爲不善非不知爲之也。是以法度禁令爲之規矩。使知政之所由也。云々。この論究めてよろしと云べし。然るを聖人の教法によらずば、いつまでも畜生島ならましとおもふは、愚昧の至り也。いづくにもあれ、時所位に從ひて、法度制令はおのづから出來るものなり。

○同書云。本邦無文字。上古之事皆出傳說。見齋部廣成古語拾遺序。書史之作。古事記。日本書紀。尤古。然距神武帝即位。千三百餘年。書紀記上古事。多乘淮南子之言成文。頗爲學者所非。古事記之作先書紀九年耳。本居宣長以爲一家之言。皆記其所聞。不相沿襲信矣。古事記之文。據安萬侶序。其軆譯。雜用音義。已非漢文。又殊和言。學者以意屬讀。言人々異。無可適從。且阿禮所誦事則古。其言當時之辭耳。云々。予以爲本邦上古之言不傳。且聖德太子以天照皇爲婦人。云々。是一時權宜之言以濟其和云々。この論甚いかゞなり。古語拾遺序に、本邦無文字といはれしは誤にて、正しく神代に文字ありし事、今は世に明らか也。そは平田篤胤大人の著作古史開題記、又日文傳といふ書につばらに論らはれたり。其神字は諸國に現存せるを、こゝら寫とりて、日文傳にあげられたれば、四十七音の字形、眞草行共にさだかにしられたり。元より文字は言語に換ふる目標なれば、それなくて協はざる時には、いづくにもあれ、おのづから出來べきものなれば、神代に文字なしといふ事もあるべからず。さてその字はみな音象の假字なれば、省易にして便利よかりけん事論なきを、なに事も外國を學びうつし給ふ世となりしより、いつとなく國字はかくれはてゝ、しる人だになくなりぬるいと歎ケしきわざ也けり。されど時至り復古のきざし顯れて、さるめでたきものも二度世に出來れる、誰かは悅ばざらむ。〔割註〕紅毛雜話と云書に、紅毛人萬國の風土を記したる書に、支那(カラクニ)の文字を笑ひて、

唐山には物につけ、事によりて字を制す。一字一義の物あり。或は一字を十言二十言にも用ふる物あり。其數萬をもてかぞふべし。故に國人夜をもて、日に繼ぎ、寢食を忘れて勤學すれども、生涯己が國字を覺盡し、其字を通曉する事あたはざるによりて、己が國にて記したる書籍を、容易に讀覺ゆるもの少し。可笑の甚しき也。歐羅巴州は、二十五字の國字をもて、少とせずと、書記したりとなんと云々いへり。こはこゝに云べき事にあらねど、儒の徒漢字を類もなく尊きものに、いひほこるが故におどろかし置ものなり。」さはさて古事記、日本書紀の二書をしも正しからずとして、無稽の説をなす言語同斷也。〔割註〕右の二書を不正なりとする時は、三種の神器よりはじめて、諸國に存する所の神代の遺跡等も皆僞事となりぬべし。こは返々もいみじきまがことなり。」まづ古事記のいともめでたく、心詞すなほにしてむねと古事を傳へたるよしは、はやく先哲の明せしが如くにて、こは三種の神器にさし次たる　御寶とも崇むべきもの也。〔割註〕外國の經典など云ものと同日に語るべからず。」また其撰譯雜用音義已非漢文とは、もとよりしかあるべきものにて、そはこゝの事實を、かしこの文字もて記したれば、其文漢ならざるところあるは理の前なるを、和言におきてはいかでかたがふ事あらん。そも文字によりては、たゞ〳〵其訓さだかならず。人々の意もてよみたるもあれど、すべての上には更に難なき事也。又書紀の方は、殊更に漢さまにとこゝろしてものし給へるなれば、其文淮南子により給ひけんはさる事なれども、これはた事實におきては、かれに出たるならねば、何てふ事かあらむ。又聖德太子以天照太神爲婦人云々とは何事ぞや。日神の女神にましますは、神典において明らかなれば、更に論をまつべからず。よしやたとひ男神にませ、女神にませ、ありのまゝにして害なき事なるを、太子何の故に權宜の言をばなし給へりとする。こはことにいみじき妄説なり。右の外にもあげつらふべき事おほしといへども、まづは大義にかゝれる上のみにしておきぬ。

○儒の徒もろこしの土地廣大にして、人才の多きと文物のさかんなると、經典の言(こと)よきとによりて、實

に中國也と信服し、日本の狹小なる野鄙なる、同日の論にあらずと思ひとれるは愚昧の至りなり。今眼前に和と漢と優劣を論ぜんに、かれにおきて優れりとする物は、小物末事におり。我においてよしとするものは、大物要事にあり。そは先　皇統の綿々としておはします事は申も更也。水土の清きと、人の性情の清潔なると、米穀のうるはしきとを摘出ても思ひしるべき也。さて漢土に忠臣義士等の名譽多きは、畢竟國體弱きが故也。たとへば病多き時に名醫出るがごとし。〔割註〕老聃が、國家昏亂有忠臣、といへるはさる事也。」又外國の經典てふものは、藥の功能書に似たりと、或人のいへるはよくあたれり。さるはその文面とはいたくたがひて、實功甚薄く、かの聖人の髓腦たる易春秋などいふ書も、たゞ文學者の奥儀たるものになりて、國事においては更に益ある事なく、春秋おこりて亂臣賊士のおそれし例もなく、又易學の如きも、たゞ其文義を講じ、或はト筮をとりて、産業とするの外なく、たま〳〵時にとりてあてものなどの奇特はあれども、これはた國事にあづかるほどの功用はかつてなきもの也。易道を知てふ聖人さへ、未來を見通す眼はなかりしとみえて、堯舜の如きは、當時の民をめぐまんが爲に、始めて學業をおこし、他人に天位を禪りて、萬世の亂の階をば作りしなり。されば易も春秋も虚文のみにして、其實功なきかぎりは、更に信用しがたく、もとより弑逆の罪人なき皇國にては、春秋の如きも何にかはせん。又いかなる山賤にても、逆賊を逆賊とえしらぬものやはある。漢土にしては文學の名ある者さへ、その義にくらく、湯武をすら聖人と仰ぎ、たま〳〵春秋などよみて、はじめてかれらが逆賊なる事をしるもありとか、いとあさましき事ならずや。例の明辨云。上略。我邦之制者。素淳朴。彼邦之制者。素虚文。素淳朴者。其標自誠實也。素虚文者。其標自詐僞也。其所隔雖一間治亂之二途。基于斯矣。春秋二百四十二年之間。弑君三十六。滅國五十餘。秦漢而下至元明。弑君殺親害子者。谷計不可盡也。所謂仁義之邦。曷如此哉。我邦元弘後亂三十餘年。天正前後五六十年所。是爲最。保平之間。源平相拒不延歲月。如前九後三者。以有憤於鎭臺。盤據其封域以拒命耳。非天

下之亂也。上古雖聞有不逞之徒拒命。不足煩一族。發即決已。亦以不延歳月也。故我邦居治。十而八九。是我邦非制治之至善哉。儒云。人之爲人者。五倫暨仁義爾。以之教人。人賞其澤。是非我道輔治哉。其言似是。然知以五倫仁義爲聖人之道。殊不知。我邦素以五倫暨仁義爲教矣。夫倫理者。自然之道。有人茲有此道。非若異木異草之始來而滋蔓者也。不啻我邦漢土。雖夷狄亦有此道。其建制之純粹。與醜之異耳。云々と言へる、おほかたあたれるもの也。

○外國の教法は一種の妙藥の如し。されば人により時にとりては、其功ことなる事ありといへども、そはいとまれなる事にて、大かた其藥毒に當りて、却て病を增長するもの也。さるは其病症をいはんに、先は我慢を生ずるの症あり。さる故に鬼神の惡む所ありと見えて、學者といへば衆人親まず。且運命つたなく、福分薄きものなり。さて才器あるものゝ僻として、博聞强記を好み、身持放蕩なるもあり。あるは文雅風流に倒れ驕慢なるもあり。〔割註〕この病は漢學者、國學者ともにあるもの也。もとより國學のおこれるも、外國の道の弊なる事論なし。」又理學者は一箇の道理に縛られて、今日の活法を失ひ、〔割註〕全體文學の道は、人の意氣をくじくものなれば、學者はおほくすゝどき心なきもの也。」一向に物がたく、かつ固滯偏執の病多くあるは、一已の了簡もて萬事をおし究め、玄妙の旨をきゝては理外也と思ひ遠ざけ、あるは漢意の賢きに習ひて、固有の大倭(ヤマト)心を失ひ、うはべに篤實勤行の飾りをなし、みづから君子とかいふ面(オモ)もちして、萬事用意がましく、奥深げにもてなし、衆と交るにも打とけたる事なくかつ無學の人をば俗人なりと思ひ下し、みづから人和を失ふの類あり。〔割註〕かやうの徒は、おもてはさしも廉直律義にみゆめれど、下には欲心名聞の病あるが故に、事に望みては、未練なる事もあり。又常に儉約をおもてにして、いさゝかの財寳をも惜み、吝嗇を恥とせず。人にゆびさゝるゝ事おはきもの也。」なほこの外にも、さま〴〵の弊おほけれど、あぐるにたへず。おもひわたして知るべし。例の明辨云。上略。我邦入學者凡七八歳。而就師學。法先素讀。畢四書五經或止。或聞講說以辨字義

雖長老之側。說心法說仁義。矯々驕慢。盎于眉間。雖一致風之所致。大不好之義也。而非遂業。甦然。更轆。不趨弓馬劍槍。或田獵。或博奕。前所學者。一朝而悉灰矣。纔以知角字比旃拱璧。故世人以爲童幼之具。以倡之者一國而不過數人。言之者不出其徒之外。自公卿大夫。至士庶人。言之者尠矣。故其道也於我邦甚微焉。云々と言へるもうべならずや。さて道の本末を知り、大本立て後には、いづれの學びをなしても害なかるべく、益を得る事もあるべきなれど、學問といへば、すべて外國の書をよみ、かしこの事跡をしるをむねとして、我國の事には至心を用ひぬもあるはいかにぞや、そはおのが學ぶ所の仲尼が道にも悖りて、いとほいなきわざ也。又近比西洋究理の學行はれて、天學、醫學、炮術等大きにひらけたるは、今日の便利にとりては、いとよき事なれども、大本を忘れて、ひたぶるに其學びにふける時は、かの國のみ貴くおぼえて、いつとなく父母の國をうとんずる心も出來ぬべく、既に近比さる徒外國に內通せし事ありて、上より罪なひ給ひし事、みなしるところ也。西洋人は權敎を用て、人を服從せしめ、おのが土地を廣め、終には一地球をも呑んずる本願あるにより、日夜工夫究理して、さま〴〵の兵器を製出し、夫を用て諸州を犯し、强賊の利を得、或は造化の功を奪ひ、奇なる翫物を新製して、人の目を悅ばしめ、財寶を得るなど、其もと貪欲の心切なるに出たれば、彼が究理の學は、畢竟鬼神の惡む所ありとみえて、其國人長壽を保つ事あたはず。〔頭註〕西洋の事はなほ前に論あり。生涯養生の道に心を盡すなど、却てそれ不究理におつる事をしらざるもの也。又かの火攻の凶器の如きは、甚忌べき物ながら、一度さる物出來て、かれ夫を用る時は、我も又用ひざる事あたはず。これ實にやむ事を得ざるもの也。返々もかれらが奸智は、支那人などの及ぶところにあらず。遠きよりして其術を及ぼし、漸々にして人を信服せしめんとする、其機察せずばあるべからず。

〇凡學問の要は、君臣の大義を辨ふるにあり。さて君を尊ぶ、ひとへ心の堅きを第一義とし、今日の御制度を守り、家業を勤るの外なき事論なし。されば心術などいひて、別にこちたきわざするも無用なれ

ど、今にしては猶心得置べき事あり。さるは菅家の御言に、およそ國學の要は和魂漢才（ヤマトダマシヒカラザエ）あるにあらずば其蘊奥を究ることあたはずとある、實に貴き御教也。和魂とは神國の淸き水土によりて生出（ナリ）たる人の性情、おのづから直く淸らかなるを、漢人の質濃く、こざかしきに對へて宣へるもの也。勿論漢土にても、よき人はよく、皇國にてもあしき人はあしければ、人心の善惡は和漢におきて論ずべきにあらずと思ふもあるべけれど、全體をもてみる時は、人物一切草木器物などに至りても、其質異なる事明らけし。されば皇國の學者は、神國の神國たるいはれを知り、我和魂の貴きを明らめ得るを專要とはすべきものなり。「割註」そを明らめ得る事は、神典其外古書共を讀とくにある事論なし。」是即皇國人の心術なり。次には漢土の禮樂刑政治亂の跡をもしらずばあるべからず。そも上古神隨（カムナガラ）なる道もて治め給ひし御代には、文學などいふ煩はしき事なくてめでたかりしを、それ取用ひ給ひしより、姑くはその益ありけにて、終にその弊によりて朝綱おとろへ給ひし事、既にもいへるがごとし。「割註」文學の功用を和漢の事實に徵して見る時は、小益、大損ある事明らか也。さて小益は目前にありて、人皆是をしるといへども、大損は漸々にして至れば、人みなこれをしらず、千載學者の迷ひ、こゝにある事なり。」さてしか一たび文華の世となりては、俄にそを停廢する事あたはず。かつ古書を讀とく事も、文學によらではなしがたきわざなれば、本意ならねど、今は姑くそれにより復古の功をもなさではかなはぬわざなめり。こはたとへば無病なる人の、いよゝ身體を堅固にせんとて、常に服藥さま〴〵の養生食などして、却てそれが爲に病を引出したらむに、しか一たび病身となりては、猶藥力をかりて平治せずばあるべからぬがごとく、後世文學をなすは實にやむ事を得ざるのわざ也。皇國上古敎道なく、俗野鄙にして治め煩らひ給ひしによりて、儒佛の道を借用ひ給ひしとおもふはいとおろかなり。世にひろく行はるゝをもて、道の眞を見るべしといはんには、れいの親鸞宗をも引出べきもの也。返々も思ひまどふ事なかれ。

〇正直てふ言に二の義あり。一は淳直の直にして、一向（ヒタブル）に君を尊み神を敬ひ、すべて萬の事もおほらか

にして、今日の理屈に迫る事なきをいふ。是即第一義の上にして教へずしらす神の御心になれる道也。今一は中庸公道などいへるが如く、凡て道理ある限りを云にて、是即第二義の道也　かくいへばたゞ毫厘のたがひあるに似たれど、理を主とするの弊甚しきに至りては、王位を下民に禪るも、臣として君をおろすも、道理においてたがふ事なければ、天も命を革むといひて、却て其徳を稱するに及ぶめり。爰に至りては、聖人一時變に處するの權道とし、常理の外也といへども、其もと理を主とするより出し弊なる事明らか也。されば正直の言は、和漢において天地懸隔し、且國家の存亡をみるに足れるものなり。

○皇國上古の列聖皆、武を本として治め給ひし事論なし。さてそが中に、おのづから文道も備はりし也。そは　天照太神の御心にて、君臣上下の等を堅め給ひしは更なり。代々の帝〔割註〕應神天皇より前方の帝をさし奉る也。」纔々に時代相應の法則をたて給ひ、天下を經營し給ひしは即文道にて、文といひ武といふもの、元來同一體なりしなり。然るを外國の法によりて、始て文武の道備はれりとするものは、文飾の上にして論ずるにたらず。又かの文質彬々などいへるは、一人の徳をさたせしにて、全國體にかゝれる論にはあらざる也。凡て文としもいふ名のあるかぎりは、枝葉末事の上にして、そは却て國體をよわむるの弊ある事、既にもいへるがごとし、武も又藝道におちてはほいなけれど、武術は義氣を助け勇氣を養ふものなれば、國體を強むるの良藥なる事論なし。こゝに蘭人檢夫爾（ケンフル）と言へる者の言を譯したる鎖國論と云書に云。(上略)、日本の地自然堅固にして、外寇の恐るべきもの究てなし。(中略)、これ勇猛無敵の民俗、たゞその固有の君につかふるの外、未曾て他の命令を聞事なし。又云、日本人に一箇の氣象あり。我これを名付て膽氣とやいはん。英氣とやいはん。讐敵の爲に打負たるの時、又は怨を得てむくゆる事あたはざるの時に望みて、精神泰然としてみづから强手を〔割註〕强手は切腹也。」加る事を難しとせず。その性命を輕賤する事かくのごとし。(中略)、されば日本人をば、怯懦なる支那人の末也とおもはんは、實に理に當らざる事とほし。(中略)、日本人の其大概をいはゞ、戰場にありて次第みだるゝ事な

く、將帥の命をきゝては悦びすゝみて、其宜きを失ふ事なし。（中略）、日本人をば恐れおもんずべき事なるべし。（中略）、其子を育するにも、剛と勇とをもて第一なる重き教諭として、力を盡して幼心に銘刻するを以て心とせり云々」などいへるによりても、皇國の武威萬邦にかゞやきたる事、また武の國體に預りて重き譯をも思ひしろべき也。されば國體を堅くせんには、武を基本とし、治世にても威嚴を示し給ふにしく事なし。さる故に、上つ代には朝政を輔る官人達も、みな靫を負ひ太刀を帶給ひしはさる事にて、今の世にも人々帶に刀劒をはくは其なごり也といふべし。猶武威なくて叶はぬ事、小事の上にしても思ひしるべし。何ぞの事につき、在鄕などにて餘多の人夫を召つかふ時、賞罰を正くする中にも、先威嚴を宗とせざれば號令行はれず。又驛路など通るには、まして威嚴を用ひざれば事はかどらぬもの也。これらの事、猶事實によりて考ふべきもの也。〔割註〕例の帆足某漢人を稱して、見其立暴君之朝。犯顏諫視死如歸。我邦人不レ能レ及也といへるは、たま〳〵ありし跡によれるのみにて、すべての士人は蘭人の說のごとく、怯懦なる事あきらけし。」

○凡て天地の道は、神の御靈になれる事論なきを、そが中第一義とすべきものあり。第二義とすべきものあり。さるは上古無爲自然の道はもとよりにて、今日の上にても、思慮分別に渉らず。自然得て行ふ事あるをば、第一義の道と云べし。また目前の道理もて押がたく、いと合點のゆかぬ事もおほく、又大やうにしてさしたる義（わけ）もなき事に、いと感ふかく味ひある事もありて、何となく行はるゝ事のかぎりは、みな玄妙の道理にして、是又第一義につくべきの道なり。たとへば詩歌書畫などの上に、風致氣韻などいふものあるがごとく、すべて何事の上にも、其形と理とをはなれて、妙所あるものは皆第一義の道也。〔割註〕この道をえしらぬかぎりは、萬事上達する事あたはざるものなり。」さて勸善懲惡の道をば第二義とすべし。そは利害得失の分別より出て、修行工夫にわたるの道なれば也。かくてこの堺は、とかく理屈を放るゝ事あたはず。穿鑿におちたる事多き中にも、儒道はことにさるかたに迫れるものにて、始終

善惡の見をはなれず、常理の外をばいゐる〻事あたはず。老莊佛の如きは、其說第一義の上にかけて、理路をはなる〻事をむねとすれども、倫理を宗とせず。畢竟空理を觀ずる心術の外なきもの也。ひとり我神道はしも、第一義の道の實事にして、外より習ひ得る道にもあらず。觀法によりて自得するの道にもあらず。皇神の定め置給ひし道なる事論なし。

○國學といふもの出來て、和漢の論をなすも、畢竟外國の道の弊なる事論なし。上古神隨なる道のま〻ならば、さる煩はしき事あるべからず。こはたとへば、病生じて治方あるがごとく、實にやむ事を得ざるの道也。然るを儒者の意には、國學者みだりに聖人の道を非議すと思ひとりて、幸免ニ於天誅一など云に及べるは、甚心得ざる事也。はやく腐儒の徒、漢土を中國と崇み、皇國を東夷とおとしめ、甚しきに至りては、君上をしも山城天皇など云ひしもあるは、言語道斷なるを、今はさる僻儒もすくなく、おほ方は神國の貴きを知るに及べるは、いともいともめでたき事にて、こは全く國學先哲の大功也。さて神國の貴きを知る者、日々に出來るは、やがて國體を强むるの基なる事論なければ、かへすがへすも先哲の誠忠仰ぐべく尙ぶべきもの也。

八田知紀　著

附錄

○西山君の國學をおこし給ひし事は世にしるけれど、なほその根源をたづねんには、平田篤胤大人の古道學辨書につばらなるを見るべし。さるはその大むね慶長四年に、日本紀の出版仰付られし時に、清原國賢朝臣の表文に、神道者爲㆓萬法之根柢㆒。儒佛二教者皆是神道之末葉也。頃學㆓儒佛㆒者夥而知㆓神書㆒者鮮矣。物有㆓本末㆒事有㆓終始㆒。何棄㆑本取㆑末焉。云々。陛下寛惠叡智之餘。後世惜㆓其流布之不㆑廣。遂命㆓鳩工㆒。於㆑是始壽㆓諸梓㆒矣。と記されしは、時の天皇の叡慮にて、これ古學のひらけし糸口なると。其後東照神君慶長の末つかたより、あまねく天下に令せて、古書のかくれたるを召問はせられ、古道を順考し給ひしより、國史律令格式、その外の古書ども、大かた世に現れし事ども、駿府政事錄に委く記しおかれし事、又林道春常に御前にさぶらひて、皇國の古を考索する事をむねと勸られし事、又水戶人の成憲摘要といふ書にも、東照宮本朝の禮典文學を嗜み給ひ、神道を崇敬し給ひし事をしるしたる事、又東照宮御遺命にて駿府に藏められし御書共を、公子達に御分配ありて、國書をばおほく尾張の源敬公へ賜はりし故に、敬公其御志を承給ひ、皇國の學問を興し給ひ、我國は神國なれば、天神地祇の古道を明むる事第一義なるよしをおほして、神祇寶典といふ書百卷、また類聚日本紀といふ書を撰び給ひし事、尾張殿人天野信景が鹽尻の記、前の成憲摘要などにもみえたるよし、又御孫水戶光圀卿あらゆる古書を順考し給ひ、大日本史、禮儀類典など、宗とある書どもを撰び給へる事など、いとつばらに明し、さて皇國の學を專要とする事となりぬる上は、漢籍の學をば、別て漢學とか儒學とかいひ、皇國の學をばたゞに學問といふべき理りをも辨じ置れたり。

○右の辨書の自注に、一體眞の道と申もの、實事の上に備はりあるものにて候を、世の學者など、とかく教訓の書ならでは、道は知得がたきやうに心得候は、甚の謬に候。その故は實事があれば敎はいらず、

道の實なきが故に、教はおこり候也。されば教訓と申ものは、實事より卑きものに御座候。老子の書にも、大道廢れて仁義ありと申候は、此を見拔候語に候。但老子のこの語を、儒者は左道のやうに申成し候へども、孔子の語にも、此と同樣の語有之候。其は禮記に大道之行也。謀閉而不レ興。盜竊亂賊而不レ作。今大道既隱。禮義以爲レ紀。以正ニ君臣一。以篤ニ父子一。以睦ニ兄弟一。以和ニ夫婦一。以設ニ制度一。とみえ候にて、御合點あるべく候。殊に教訓と申ものは、實事ほど人の心に深く染ぬものに御座候。其は近く申さば、武士の心を勇め候に、軍に出ては先驅せよ、人に後れそ、引く軍には先に忽立そ、殿れて引べしと記し候。教訓の書を讀せ候よりは、古の勇士たちの高名の實事の軍書をよませ候方、深く心に感じ入候て、我も昔の誰々が如くならむと、猛心起り候へども、教訓の書にては、さまで慷慨の志は興らぬものに御座候。尚申候はゞ、教訓と申ものは、其心さま其人となりの善らぬ者の申置候訓言といへども、書に記しある所は宜々しくみえ候ものにて、漢土の經書といふ書どもにはそれが多く候。或は君を殺して國を奪ひ候者どもの申置候教語にさへ、誠に金科玉條ともいふべき語ども有之候へども、其行の實を見候へば、主殺の國賊に候故、其うべ〳〵しき教語ともは、悉口先の空言に御座候。世の學者達の箇樣の意味をば辨へず、教訓を書たる漢籍によらでは、道は知得がたき事と思ひ居り候は、かたはらいたき事に御座候。漢土にても此等の趣をよく心得候は、先孔子一人のやうに相見得申候。偖こそ其語にも、我欲レ載ニ之空言一。不レ如レ見ニ之行事之深切著明一也と申候ひき。孔子は此志に候故、教訓の書とては一部一册も作らず。たゞ春秋といふ史をのみ正して、此記錄を讀候へば、自に惡を懲し、善に勸め候やうに書取候事にて、孔子生涯の骨折といふは、此春秋に候ひき。其故我志春秋にありとも、又我を知るものそれ唯春秋か、我を罪するものそれ唯春秋かとも申候也。かやうに志をこめて撰び候書故、漢籍にては春秋ほど義理の正しき書はなく、孔子の意のよく見得候は、此書に越候もの無ニ御座一候。然るを俗の漢學者など、儒書の上にても、斯のごとく著明なる意味のある事を辨へず。只々教訓を記し候漢籍によらで

は、道は知られぬ事と狹く心得候て、此方の實事に據りて、道を辨へ候學風を疑ひ候は、己が本尊と立し候孔子の本意を會得せず、春秋を熟讀せざる誤りにて候也。春秋を熟讀いたし、孔子の正意をよく得候へば、此方の學風に不審を起し候事、一も無二御座一候也といはれしもうべならずや。

榊園藏板

桃岡雜記終

昭和五年三月廿五日印刷
昭和五年三月卅一日發行

日本隨筆大成第三期第六卷

編纂者　日本隨筆大成編輯部

發行兼印刷者　東京市本鄕區森川町一番地　櫻井庄吉

發行所　東京市本鄕區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京七九九四四番
電話小石川六二五〇番

發賣所
東京市日本橋區吳服町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社